

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び、西表島
世界遺産一覧表記載推薦書
－ 付属資料 －

日本政府

2019年1月

目次

付属資料 1

独自に招聘した諮問ミッションの調査結果報告

1-1 : 2018年11月11-14日の諮問ミッションの主な結果（仮訳）	1-1
---	-----

付属資料 2

推薦地に適用される管理計画

2-1 : 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地包括的管理計画	2-1
2-2 : 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地モニタリング計画(基本方針)	2-182

付属資料 3

推薦地の植生図及び種リスト

3-1: 植生図	3-1
3-2: 種リスト	3-15
3-2-1. 維管束植物	3-17
3-2-2. 陸生哺乳類	3-81
3-2-3. 鳥類	3-83
3-2-4. 陸生爬虫類	3-106
3-2-5. 両生類	3-109
3-2-6. 陸水性魚類	3-111
3-2-7. 昆虫類	3-134
3-2-8. 陸水性甲殻十脚類	3-353

付属資料 4

推薦地における保護措置に関する法律等

4-1: 自然公園法 (抜粋)	4-1
4-2: 国有林野の管理経営に関する法律 (抜粋)	4-32
4-3: 国有林野管理経営規程 (抜粋)	4-36
4-4: 保護林設定管理要領	4-42
4-5: 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (抜粋)	4-51
4-6: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (抜粋)	4-66
4-7: 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (抜粋)	4-92
4-8: 文化財保護法 (抜粋)	4-100
4-9: 鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例	4-114
4-10: 奄美大島・徳之島の市町村の希少野生動植物の保護に関する条例について	4-127
4-11: 徳之島林道管理条例 (抜粋)	4-129
4-12: 奄美大島・徳之島、やんばる及び西表島の市町村における飼い猫の管理に関する条例について	4-131
4-13: 沖縄県公有水面埋立事業における埋立用材に係わる外来生物の侵入防止に関する条例 (概要)	4-133
4-14: 竹富町自然環境保護条例のあらまし	4-134

付属資料 5

推薦地の保護措置に適用される計画

5-1: 奄美群島国立公園公園計画書 (抜粋)	5-1
5-2: やんばる国立公園公園計画書 (抜粋)	5-38
5-3: 西表石垣国立公園公園計画書 (抜粋)	5-58
5-4: 地域管理経営計画 (奄美大島森林計画区) 抜粋	5-86
5-5: 地域管理経営計画 (宮古八重山森林計画区) 抜粋	5-91
5-6: 奄美群島森林生態系保護地域保全管理計画 (抜粋)	5-98
5-7: 西表島森林生態系保護地域保全管理計画 (抜粋)	5-106
5-8: 日本の国有林における保護林と緑の回廊の概要	5-113
5-9: 国有林野における緑の回廊の設定について	5-117
5-10: 国指定湯湾岳鳥獣保護区更新計画書 (抜粋)	5-121
5-11: 国指定湯湾岳鳥獣保護区湯湾岳特別保護地区指定計画書 (抜粋)	5-123
5-12: 国指定やんばる (安田) 鳥獣保護区指定計画書 (抜粋)	5-125

5-13 : 国指定やんばる（安田）鳥獣保護区やんばる（安田）特別保護地区指定計画書 （抜粋）	5-128
5-14: 国指定やんばる（安波）鳥獣保護区指定計画書（抜粋）	5-131
5-15: 国指定西表鳥獣保護区指定計画書（抜粋）	5-133
5-16: 国指定西表鳥獣保護区西表特別保護地区指定計画書（抜粋）	5-135
5-17: アマミノクロウサギ保護増殖事業計画	5-137
5-18: イリオモテヤマネコ保護増殖事業計画	5-140
5-19: アマミヤマシギ保護増殖事業計画	5-144
5-20: オオトラツグミ保護増殖事業計画	5-146
5-21: ヤンバルクイナ保護増殖事業計画	5-148
5-22: ノグチゲラ保護増殖事業計画	5-151
5-23: ヤンバルテナゴコガネ保護増殖事業計画	5-153
5-24: アマミノクロウサギ保護増殖事業 10 ヶ年実施計画（2014 年-2024 年）	5-155
5-25: アマミヤマシギ保護増殖事業 10 ヶ年実施計画（2014 年-2024 年）	5-168
5-26: オオトラツグミ保護増殖事業 10 ヶ年実施計画（2014 年-2024 年）	5-179
5-27: ヤンバルクイナ保護増殖事業 10 ヶ年実施計画（2015 年-2024 年）	5-189
5-28: ノグチゲラ保護増殖事業 10 ヶ年実施計画（2017 年-2026 年）	5-202
5-29: ヤンバルテナゴコガネ保護増殖事業 10 ヶ年実施計画（2017 年-2026 年）	5-218
5-30: 第 2 期奄美大島におけるジャワマングース防除実施計画（平成 25 年度-平成 34 年度）	5-232
5-31: 第 3 期沖縄島北部地域におけるマングース防除実施計画（平成 29 年度-平成 38 年度）	5-238
5-32: 奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画（2018 年度-2027 年 度）	5-247
5-33: 沖縄八重山地域におけるオオヒキガエル防除実施計画	5-257
5-34: 生物多様性鹿児島戦略（抜粋）	5-260
5-35: 奄美群島振興開発特別措置法（抜粋）	5-279
5-36: 奄美群島振興開発計画（抜粋）	5-285
5-37: かがしま未来創造ビジョン（抜粋）	5-305
5-38: 奄美群島自然共生プラン（抜粋）	5-312
5-39: 鹿児島県観光振興基本方針（抜粋）	5-328
5-40: 奄美群島持続的観光マスタープラン	5-335
5-41: 奄美群島エコツーリズム推進全体構想（概要）	5-360
5-42: 奄美大島、徳之島における公共事業環境配慮指針	5-364
5-43: 生物多様性おきなわ戦略（抜粋）	5-374
5-44: 沖縄振興特別措置法（抜粋）	5-385

5-45: 沖縄21世紀ビジョン基本計画【改訂計画】(沖縄振興計画)(抜粋).....	5-391
5-46: 沖縄県観光振興基本計画(第5次)概要版.....	5-400
5-47: やんばる森林ツーリズム全体構想(抜粋).....	5-406
5-48: 伊部岳地区保全利用協定(概要).....	5-416
5-49: 西表島の観光管理のあり方の概要.....	5-417
5-50: 西表島の観光管理に関する検討スケジュール.....	5-419
5-51: 仲間川地区保全利用協定(概要).....	5-420
5-52: 沖縄駐留海兵隊の「自然資源及び文化資源統合管理計画」, 2014 (抜粋).....	5-421
5-53: 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産への推薦について米側との合意文書.....	5-472

<h2>付属資料 6</h2>

追加情報

6-1: 公式地形図 (別途提供)	
6-2: 写真その他の映像資料リスト.....	6-1

付属資料 1

独自に招聘した諮問ミッションの調査結果報告

1-1: 2018年11月11-14日の諮問ミッションの主な結果（仮訳）

世界遺産推薦:

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島

2018年11月11-14日の諮問ミッションの主な結果

バスチャン ベルツキイ

最終報告書 2018年12月14日

目次

要旨	1-3
1. 導入	1-4
2. IUCN 勧告に関する進捗状況	1-5
2.1 重大な IUCN 勧告に関する進捗状況.....	1-5
2.2 その他の IUCN 勧告に関する進捗状況.....	1-8
3. 残された作業の展望	1-10
4. 結論	1-12
付属.....	1-13

免責事項: 本報告書の著者は IUCN 保護地域委員会 (WCPA) のメンバーであり、IUCN 世界遺産プログラムの科学アドバイザーである。しかし、この業務は個人のアドバイザーとして実施したものであり、本報告書に表明された著者の意見は IUCN の意見を代表するものではない。

要旨

「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の最初の世界遺産推薦は、自然遺産の諮問機関である IUCN の数多くの勧告に対応するため、**2018**年に日本政府により取り下げられた。IUCN と協議の上、勧告対応の進捗状況を視察し、推薦地の境界や緩衝地帯の最終決定に関する疑問に助言するために、独自の諮問ミッションが**2018**年**11**月**11-14**日に沖縄島を訪問した。本報告は、以下の点に関する諮問ミッションの主な結果をまとめたものである：**1)** IUCN 勧告の各々についての進捗状況、**2)** 再提出前に完了すべき残された作業、**3)** 主な結論。

2018年**5**月に出示された IUCN 評価書は、顕著な普遍的価値のすべての要素、すなわち世界遺産登録基準、完全性の条件、保護管理の要件に合致するために、この複雑な推薦をいかに改定すべきかについて明確に示したロードマップを当該国に提供していた。それ以来、当該国とすべての関係者が、IUCN 勧告に対応し、**2019**年**2**月**1**日までに再推薦を準備するために、多大な努力を行ってきた。

2018年**11**月の諮問ミッションの結果、比較的短期間の間に、重大な IUCN 勧告のすべてについて大きな進捗があったことが明らかになった。最も重要な点は、IUCN 勧告通り、再推薦はクライテリア(x)に焦点を絞り、**4**島に**5**つの大きな構成要素が存在する、（前回推薦の**24**構成要素と比較して）はるかに改善された形状となっていることである。

沖縄島北部については、再推薦は北部演習場（NTA）返還地の大部分を包含し、完全性の点からも、この島の主要価値の代表性及び保護の点からも、大きく改善している。**4**島すべてにおいて、推薦地の境界と緩衝地帯が改定され、推薦地の完全性、一貫性、連続性が前回推薦に比べて大きく改善している。さらに、奄美大島において進行中の私有地の取得も進展しており、侵略的外来種（IAS）のモニタリングと管理、観光開発と訪問者の管理、資産の総合的モニタリングシステムなど、その他の IUCN 勧告についても、重要な作業が進行中である。

結論として、**2019-2020**年度の IUCN 評価プロセスが、再推薦地が世界遺産一覧表記載のためのクライテリア(x)、完全性、保護管理の要件に合致すると確認できることを期待する。

1. 導入

「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の最初の推薦書は2017年当初に提出された。最初の推薦では、クライテリア(ix)と(x)で推薦され、日本南西部の琉球列島中部と南部の島々のうち4島における24の構成要素から成るシリアル推薦であった。国際自然保護連合(IUCN)は、世界遺産委員会に対する自然遺産の諮問機関として、1年にわたる評価を行い、それには2017年10月11-20日の4島すべての現地視察も含まれていた。

2018年5月に発表された評価書において、IUCNは、評価プロセスで特定された多くの課題に日本政府が対応できるように、推薦地の検討を延期することを勧告した。IUCNは評価書で、推薦地はクライテリア(ix)には合致しないが、クライテリア(x)には合致する可能性がある¹と結論づけ、このクライテリアに絞った推薦を提案した¹。またIUCNは、推薦地は保護管理の要件は満たしているが、いわゆる完全性の条件、具体的には推薦地の境界と緩衝地帯に関して、要件を満たしていないとも述べている。IUCN評価書を検討した結果、当該国は世界遺産委員会会合の前に推薦を取り下げ、再推薦において勧告にいかに対応すべきかをIUCNと協議する決定をした。

IUCNとの協議の結果、再推薦における進捗を視察し、推薦地の境界や緩衝地帯の最終決定に関する疑問点に助言するために、諮問ミッションが招聘された。IUCNと合意の上で、前回の評価者のうちの1名が2019年11月11-14日に諮問ミッションを実施し、那覇（沖縄）での数回の会合と、沖縄島北部の現地視察を行った。

本報告書の主目的は、当該国とこの複雑な推薦におけるすべての関係者が、IUCN勧告に対応し、再推薦を2019年2月1日までに提出する²ために、過去数ヶ月間いかに努力してきたかを強調することにある。従って、本報告では以下の点に関して諮問ミッションの主な結果を述べる。1) IUCN勧告の各々についての進捗状況、2) 再推薦までに完了すべき残された作業、3) 現時点での主な結論。

¹ クライテリア(x)は「学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する」資産である。

² 2018年11月2日、日本政府は本資産の再推薦を他の推薦より優先して2019-2020年評価サイクルに提出することを決定した。

2. IUCN 勧告に関する進捗状況

IUCN 評価書の勧告は以下の 2 つのカテゴリーに分けることができ、本章でも別々に扱った:

- 1) IUCN が延期勧告に至った重大な課題に関する勧告で、再推薦では対応していなければならないもの (IUCN 勧告の 2a-2c)
- 2) 資産の管理、開発、モニタリングをさらに支援、強化するための勧告 (IUCN 勧告の 3-5)。

2.1 重大な IUCN 勧告に関する進捗状況

推薦をクライテリア(x)に絞り、形状・構成の再検討

IUCN 勧告に従い、当該国は再推薦をクライテリア(x)に絞り、推薦地の完全性、一貫性、連続性を大きく向上させるように推薦地の境界及び緩衝地帯を改定することを決定した (付属 1 及び 2 参照)。境界及び緩衝地帯の最終決定はまだ進行中の場所もあるが、改定された形状は、以下のように、前回の評価書で示された IUCN の懸念のほぼすべてに対応していることはすでに明らかである。

1. 改定により、構成要素の数は前回推薦の 24 から再推薦では 5 に減少した。すなわち、奄美大島、沖縄島北部、西表島にはそれぞれ一つの大きな連続した構成要素があり、徳之島には二つの構成要素がある。
2. これは前回推薦時の緩衝地帯の一部を推薦地に統合し、小規模で孤立しており連結できない構成要素を除外したことにより達成された。
3. 北部演習場 (NTA、次項参照) 返還地の大部分を沖縄島北部の推薦地に追加したことは、資産の完全性や連続性を大幅に改善し、大きく強化している。
4. 西表島における (協議中の) 生態的に重要な河川流域の推薦地への追加が実現すれば、資産の完全性と連続性をさらに強化する可能性がある (特にイリオモテヤマネコに関して)。

資産周囲の緩衝地帯の再検討に関しては、諮問ミッションでは最新の作業指針³や 2011 年推薦書作成マニュアル、2008 年世界遺産と緩衝地帯に関する国際専門家会合の報告に示された適切な緩衝地帯の要件に立ち戻った。2011 年のマニュアルにあるように、緩衝地帯は推薦地とは異なる、幅広い機能、利用や活動を提供し得る。資産に追加の保護層を与えるという核心的な機能に加えて、緩衝地帯は、農業や他の産業の資産に対する影響を制限するために集中的利用を制限しつつ、人間の福利に貢献するような、持続可能な利用や地域社会の利

³ 作業指針パラ 104 「緩衝地帯は、推薦地の効果的な保護を目的として、推薦地を取り囲む地域に、法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網である。(中略) 緩衝地帯を成す範囲は、個々に適切なメカニズムによって決定されるべきである。(後略)」

益を支援する等の機能を果たすことができる（2008年報告の IUCN ポジションペーパー参照）。

これを踏まえて、既存の制限や規制を考慮して、国立公園の土地区分上のどのゾーンが緩衝地帯と考えることができるかをミッションで議論した。この質問は特に、沖縄島北部のやんばる型林業等の持続可能な林業が行われている国立公園第3種特別地域に関して提起されたものであった。諮問ミッションにおける現地視察では、このような林業は持続可能な利用であることが示唆され、国立公園第3種特別地域の他の規制（例えば森林皆伐や農業、鉱業等の規制）と合わせて、緩衝地帯の要件に適合するように見受けられた。従ってそのような地域は、推薦地周辺でより一貫性のある（まとまりのある）緩衝地帯とするために、適切な場所では緩衝地帯に含めても良いと考えられる。奄美大島においても、大規模開発に対するいくらかの規制がある国立公園普通地域において、小規模な道路や集落のコリドーの包含の検討に対して同様の結論が得られ、それはこの地域の緩衝地帯の一貫性を向上する可能性があると考えられた。

NTA 返還地の統合と残りの NTA との調整

沖縄島北部に存在する米国軍の北部演習場（NTA）の約半分が 2016年12月に日本に返還された – しかし最初の推薦に包含するには遅すぎる時期であった。IUCN 評価書では、NTA 返還地を、適切な場合には推薦に統合すること、さらに残る NTA を推薦地の全体的計画や管理により良く統合するという視点から、NTA との調整メカニズムをさらに発展させることを当該国に勧告した。この点に関する進捗には以下の事項等がある：

1. **NTA 返還地**の国有林の大部分(80%) は 2017年12月にやんばる森林生態系保護地域（FER）として新規の保護地域に指定された。さらに返還地のほとんど（約90%）は 2018年6月に既存のやんばる国立公園に統合された。NTA 返還地の中でやんばる国立公園の特別保護地域、第1種特別地域及び/またはやんばる FER の保存地区に指定されている地域は新規推薦地に含まれる予定である。これらの地域はすべて国または県が所有、管理する森林であり、諮問ミッションにおける数カ所の現地視察でこれらの地域の重要な価値と完全性が確認され、これらの地域を推薦地に包含することの重要性が確認された。特に、現地視察と情報（例えば生息地や種の調査結果）から、NTA 返還地の大半は質の高い老齢林であり、老齢木が多く、多くの固有種や絶滅危惧種の極めて重要な生息地であることが示された。景観の連続性も高く、NTA 返還地とその隣接地との間に視覚的な差は認められなかった。従って、これらの地域は保全上の価値が高く、沖縄島の推薦地の価値と完全性の両方を大きく強化するものである。やんばる国立公園の公園計画は範囲の変化を反映して改訂済であるが、推薦地の包括的管理計画は、NTA 返還地を含めるように更新中である。並行して、新やんばる FER の保全管理計画が策定中であり、2019年3月完成予定である。
2. 日本政府と米国政府は、資産に隣接する **NTA（未返還地）** の保全管理に関して協力を継続している。この地域は包括的自然資源及び文化資源管理計画（INRCRMP）に基づき、2014年4月から米軍が管理している。保全管理は両政府の間で設立された

環境委員会（ESC）で調整されている。長期にわたる協力があり、例えば重要なマングース駆除事業は 2007 年から NTA 内でも実施されている。両国政府は共同声明で「推薦地の OUV を保護するために、NTA を含む沖縄島北部の広い範囲で外来種駆除事業を推進する等必要な対策を講じることにより、推薦地の保全に特別に配慮することの重要性についての共通認識」を表明している。資産の包括的管理計画はこの協力枠組及び既存の協力メカニズムをより良く反映するように更新中である。このように、環境委員会と外来種駆除等の重要な活動における協力は、資産の包括的管理計画及び残りの NTA の INRCRMP に導かれており、残る NTA が可能な範囲で、推薦地の全体計画及び管理に統合されることを確実にするような重要な協力メカニズムとなっている。この密接な協力は、IUCN が評価書で述べているように、NTA が「推薦地に対して景観の連続性や主要生物種の重要な生息地を維持する点で貢献する、重要な実質的緩衝地帯」として機能し続けることを保証している。

私有地の統合及び関連措置の進捗状況

IUCN の登録延期決議の根拠となった最後の勧告は、当該国に「推薦地の中の私有地を取得し、保護、統合するために採択された戦略と、実効的な意思決定基盤及びプロセスを通して、土地所有者や利用者による推薦地の戦略的及び日常的な管理への参画を確保する関連措置」についてさらに進展することを要請している。この勧告は特に奄美大島に該当し、ここでは 2017 年 2 月の最初の推薦時点で私有地が推薦地の 49% (5,698 ha) を占めていた。この分野における主要な進展には以下のものがある：

1. 奄美大島における私有地取得プロセスは 2017 年 2 月以降、大きく進展している。2017 年度には私有地 1,125 ha が取得され、私有地の割合は 49% から約 37%（境界の最終決定まで暫定値）に減少した。さらに 2018 年度も予算を確保して計画的に土地を取得しており、環境省は私有地の取得プロセスを 2021 年までに完了させる意向である。新規に取得された土地はすでに保護地域として保護されているが、様々な保全管理活動が開始されている（表示板や巡視等）。
2. IUCN 評価書に書かれているように、全体として地域社会やその他の関係者の、推薦地の管理及び推薦プロセス自体への参画レベルは高い。現在、進められている推薦地の境界と緩衝地帯の改定は、地域社会や権利者、関係者と密接な協議を行い、同意が得られた場合のみ実施されている。さらに、地域社会とその他の関係者は管理機関に密接に協力して、多くの保全活動、例えば地域住民や民間企業により実施される外来種駆除事業、林業従事者や地域社会、地域の警察により実施されている密猟対策巡視など、への参加を継続している。国立公園のレンジャーは地域社会との定期的な情報交換、協議会合を継続している。推薦に関連する 12 市町村はすべて地域連絡会議のメンバーであり、その会議の 4 つの地域部会（各島に 1 つ）への地域社会やその他の関係者の参加レベルは高い。IUCN が想像したように、これら参加型の意思決定基盤やプロセスのすべてが、地域社会やその他の関係者の推薦地の戦略的及び日常的な管理への参画を促進している。

2.2 その他の IUCN 勧告に関する進捗状況

侵略的外来種（IAS）のモニタリングと管理

IUCN は評価書の中で、島嶼である推薦地の多くの固有種や絶滅危惧種に対する主要な脅威の一つである IAS の駆除及び管理における当該国の莫大な取組を評価している。また IUCN は、推薦地の生物多様性に悪影響を与える IAS の防止、発見、駆除をより強化するために、現在の IAS の発見及び駆除事業を拡大するよう奨励している。この分野における主要な進展には以下のものがある。

1. 2018 年 3 月に奄美大島ノネコ管理計画策定。これは環境省、鹿児島県、関連 5 市町が協力した取組である。計画は現在実施されており、2018 年 7 月から 10 月の間に島の森林地域から 20 頭のノネコ排除の成果がすでに上がっている。
2. 環境省によるモニタリング活動の継続。これは 4 島において、侵入経路の可能性のある地域（例えば港湾や空港、道路の近く）のトランセクト調査により、新規外来種の早期発見を支援する目的で行われている。
3. 最も重大な外来種であるファイリマングース (*Herpestes auro punctatus*) の駆除事業の継続。奄美大島及び沖縄島北部での根絶が近い将来に期待されている。他にも壊滅的被害の可能性のあるツルヒヨドリ (*Mikania micrantha*) 等の IAS の駆除事業を継続。
4. 鹿児島県、沖縄県の両県において、IAS の防除に関する条例制定準備中。IAS 問題に関する普及啓発のためのさまざまな情報提供キャンペーンも実施されている。

観光開発及び訪問者管理計画の策定と実施

IUCN は推薦地の一部地域においては観光の影響が主要な脅威となる可能性があると認識し、資産及び周辺地域を対象とした観光開発及び訪問者管理計画の策定及び実施を勧告した。評価書に記述され、また 2017 年 10 月の公式現地視察においても話したように、観光は推薦された島嶼において機会でも、課題でもあり、数多くの敏感な固有種や絶滅危惧種を含め、推薦地の生態的価値が損なわれないようにするためには、注意深い計画と管理、法施行が必要である。この分野における主要な進展には以下のものがある。

1. 沖縄県により沖縄島北部の持続的観光マスタープランの策定準備開始。その他に、やんばる型森林ツーリズム全体構想の下で、認定ガイドシステムやその他の方策が試行中。
2. 沖縄県により西表島の持続的観光マスタープランの策定準備開始。このマスタープランと西表島エコツーリズムガイドラインが 2020 年 3 月末までに完成予定。さらに 2019 年 9 月までに、竹富町がガイド事業者の登録・認証システムを設置する条例を施行予定。
3. 奄美群島持続的観光マスタープラン（2016 年採択）及び奄美群島エコツーリズム全体構想に基づき、以下のようないくつかの活動が開始されている。奄美大島の金作

原森林地域における車両台数制限、徳之島の山クビリ線林道の観光利用規制、ガイド認証・登録システムの設置、ガイドの雇用と研修等である。

4. 推薦地の包括的管理計画は改訂中であるが、その中で、計画がカバーする推薦地、緩衝地帯、周辺管理地域の3つの異なるゾーンにおける適切な観光開発及び訪問者管理について、明確な指針を与えるように配慮されている。周辺管理地域は、IAS 駆除や絶滅危惧種の保護等の取組を通して、緩衝地帯の機能を強化するために設定されている。

総合モニタリングシステムの完成と実施

資産のモニタリング計画の策定は進行中であることから、IUCN は、絶滅危惧種の状況と動向及び直接的人為影響や気候変動による影響を中心とした総合モニタリングシステムの完成と実施を勧告した。当該国によるとモニタリング計画は2020年3月末までに完成予定である。前回の推薦書にすでに、固有種や絶滅危惧種（例えばアマミノクロウサギ、ヤンバルクイナ、イリオモテヤマネコ）の生息状況や、ファイリマングースやノネコ等の問題動物による影響、観光等の人為的影響、気候変動や自然災害による影響をモニタリングするための、強力な指標セットの提案が含まれていた。従ってモニタリング計画は、資産の主要な価値の保全状況を監視、評価し、資産の順応的管理に情報提供するための健全な基盤となるであろう。

3. 残された作業の展望

2018年11月の諮問ミッションは、再推薦までに完了すべき残りの作業についてまとめ、優先づけをする機会ともなった。現地視察とミッション中の対話に基づく個人的な結論から、著者は以下の事項を、新規推薦を完成させるための主な優先事項として特定した。これらについてはミッションのすぐ後に、より詳細なメモとして当該国に送付した。

1. 推薦地及び緩衝地帯の境界の最終決定。

- a. 関係者と密接に協議の上、4島すべてにおいて、最終的な推薦地の境界と緩衝地帯について合意する；
- b. 奄美大島：地域の関係者が同意すれば、役勝川下流沿いの国立公園普通地域にある小規模道路と集落の存在するコリドーを緩衝地帯に組み込み、普通地域の（限定的ではあるが）既存の規制を記述する。この組み込みによって、緩衝地帯の形状が改善するであろう。
- c. 沖縄島北部：地域の関係者が同意すれば、推薦地に隣接する国立公園第3種特別地域でやんばる型林業あるいはFM認証森林及び大宜味村有林を緩衝地帯に組み込み、これらの地帯の既存の規制や持続可能な森林利用のための自発的林業施業を記述する。この組み込みによって、緩衝地帯の形状が大きく改善されるであろう。
- d. 西表島：地域の関係者が同意すれば、生態的に重要な河川流域をより多く推薦地に追加する。特に、比較的手つかずでイリオモテヤマネコやその他の生物種のために極めて重要な大規模な河川流域。この追加によって、資産の完全性及び西表島の主要な価値の代表性及び保護が大きく改善されるであろう。

2. 可能な限り包括的管理計画をアップデートする。

少なくとも主な境界変更と緩衝地帯の変更を反映する（あるいは、どの部分の改訂作業が進行中、あるいは懸案中と推薦書に明記する；次項参照）

3. 再推薦書を完成させる。

- a. 以下により推薦書を改訂、強化する：
 - i. クライテリア(ix)に関する記述を削除し、クライテリア(x)の価値の証明を改訂する；
 - ii. 推薦地の境界及び緩衝地帯の変更を反映させる；
 - iii. 徳之島の二つの構成要素の説明と価値の証明を追加；
 - iv. 第3章の比較分析に、中琉球及び南琉球の世界的な重要性の短いまとめと、その後続く比較分析のやり方の概要を含む導入を追加する；
 - v. 保全状況と資産に影響する要因に関する第4章をアップデートする。例えば奄美大島のノネコ管理計画の完成と実施、ISA防止、発見、駆除の追加的対策の実施等を記述する。
 - vi. 資産の保護管理に関する第5章をアップデートする。例えば再推薦で改訂した緩衝地帯における規制や異なる管理地種区分の割合、NTAの保全に関する米国政府との協力等を記述する。

- vii. その他の IUCN 勧告に関する進行中の、あるいは懸案中の作業について、進捗状況、現状、完了までのスケジュールについて記述する。
- b. 推薦地全体の包括的管理計画の最新版を添付し、第 5 章に計画の概要、（策定中・採択・実施中等の）状況、完成までのスケジュールを簡潔に記述する。
- c. 最終的な提出前に「欠落検査（completeness check）」（作業指針パラ 132 及び Annex 5 参照）を実施する。特に、推薦地及び緩衝地帯の公式地図に注意し、またその他の推薦書の形式上の必要性に関する欠落が無いように注意する。

4. 結論

2018年5月に出されたIUCN評価書は、顕著な普遍的価値のすべての要素、すなわち世界遺産登録基準、完全性の条件、保護管理の要件に合致するために、この複雑な推薦をいかに改定すべきかについて明確に示したロードマップを当該国に提供していた。それ以来、当該国とすべての関係者が、IUCN勧告に対応し、2019年2月1日までに再推薦を準備するために、多大な努力を行ってきた。

2018年11月の諮問ミッションの結果、比較的短期間の間に、重大なIUCN勧告のすべてについて大きな進捗があったことが明らかになった。最も重要な点は、IUCN勧告通り、再推薦はクライテリア(x)に焦点を絞り、4島に5つの大きな構成要素が存在する、はるかに改善された形状となっていることである。

沖縄島北部については、再推薦はNTA返還地の大部分を包含し、この島の主要価値の代表性及び保護の点で大きく改善している。4島すべてにおいて、推薦地の境界と緩衝地帯が改定され、推薦地の完全性、一貫性、連続性が前回推薦に比べて大きく改善している。さらに、奄美大島において進行中の私有地の取得も進展しており、その他のIUCN勧告についても、本報告で述べたように、注目に値する進捗が見られている。

2019年後半に予想される次回のIUCN現地視察では、重要な取組が進行中の多くの分野でさらに進捗が見られるであろう（例えば、IASモニタリングと管理、観光開発と訪問者管理、総合的モニタリングシステム）。結論として、2019-2020年度のIUCN評価プロセスが、再推薦地が世界遺産一覧表記載のためのクライテリア(x)、完全性、保護管理の要件に合致すると確認できることを期待する。

付属

- 1) IUCN 勧告への対応状況 (2018年11月)
- 2) IUCN 評価書における勧告 (2018年5月)

付属 1: IUCN 勧告への対応状況 (2018 年 11 月)

IUCN 技術評価書勧告への対応について

段落	
2 a)	推薦資産の設定をクライテリア (x) により焦点を当て、構成要素の選定や連続性、種の長期的保護の可能性等について再考する。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 今回の推薦では、クライテリア (ix) を採用せず、クライテリア (x) のみを採用し、推薦書を修正する。 ● 種の長期的保護のため、可能な限り、構成要素に挟まれた緩衝地帯を推薦区域に編入すること等で、構成要素の連続性を確保する。 ● 土地利用状況を踏まえ連結ができない場合や生態学的な持続可能性を考慮した連絡が難しい場合は、分断された小規模な構成要素を除外する。
2 b)	クライテリア (x) への貢献を考慮しながら沖縄島の NTA 返還地を必要に応じて推薦地に統合し、NTA の残りの地域を推薦資産の全体的計画や管理に統合するために必要な調整メカニズムをさらに発展させる。
	<ul style="list-style-type: none"> ● NTA 返還地の大部分について、新たに森林生態系保護地域を設定するとともに、やんばる国立公園へ編入した。これらの保護担保措置を踏まえ、NTA 返還地の大部分を新たに推薦地に統合する。 ● NTA の残りの地域については、米国と情報共有しつつ、外来種対策への協力等、日米間の意見交換を継続する。これらの協力体制について、推薦書及び包括的管理計画に記載し、沖縄島北部全体の統合的管理を図っていく。
2 c)	実効的な意志決定基盤・過程により、土地所有者や利用者の推薦地の戦略的又は日常的管理への参画を確保する措置と共に、推薦資産の中の私有地を取得し、保護、統合するための戦略をさらに進める。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 集落との意見交換会、シンポジウムの開催、観光事業者による利用者に対する利用ルールの周知協力、林業者や地域と連携した巡視等を新たに行ったほか、住民参加型の外来種駆除の取組、地域の取組への補助制度の創設など、多様な主体による推薦地の管理への参画を確保するための方策検討を進めている。 ● 奄美大島の私有地については、平成 29 年度には 1,125ha を取得し、平成 30 年度も必要な予算を確保している。また、取得した私有地については、巡視の実施、車両立入禁止柵の設置、標識整備などを進め、適切な保護管理を図っていく。
3	奄美大島ノネコ管理計画の採択及び実施予定等、当該国の侵略的外来種 (IAS) の駆除管理の取組を評価して留意し、既存の IAS 対策事業を、推薦地の生物多様性に負の影響を与える他のすべての種を対象に拡大できるよう奨励する。

	<ul style="list-style-type: none"> 奄美大島ノネコ管理計画は、環境省、鹿児島県、関係市町村が連名で2018年3月に策定され、その計画に基づいて各機関が具体的な対策を実施。7～10月末現在、19頭のノネコを森林地域で捕獲している。 推薦地4地域において、新たな脅威となる侵略的外来種の侵入を早期把握するためのモニタリング地点を複数選定してモニタリング調査を実施している。さらに鹿児島県及び沖縄県では外来種侵入対策に関する条例を策定又は策定作業中である。
4	当該国が、主要な観光開発地帯や観光誘因地域において、その魅力と収容力に応じて、適切な訪問者管理メカニズムや観光管理施設、解説システム、モニタリング体制等、観光開発計画及び訪問者管理計画の実施を追求するよう勧告する。
	<ul style="list-style-type: none"> 奄美大島及び徳之島については、奄美群島持続的観光マスタープランや奄美群島エコツーリズム推進全体構想等のもと、金作原における利用調整の試行、山クビリ林道における一般車両の通行規制、認定ガイド制度の運用、人材育成、世界遺産トレイルの設定などを進めている。 沖縄島北部については、沖縄県主導のもと、「沖縄島北部持続可能観光マスタープラン」の策定に向けた検討を開始した。また、やんばる型森林ツーリズム全体構想のもと、認定ガイド制度及びフィールド毎のルールを試行を進めている。 西表島については、沖縄県主導のもと、「沖縄島北部持続可能観光マスタープラン」の策定に向けた検討を開始した。また、これまでのフィールド毎の自主ルールの作成に加え、利用調整に係る法制度の適用に向けた検討を開始しており、これらの結果を踏まえ、2020年3月までに西表島エコツーリズムガイドラインの策定を行う予定。
5	当該国が、絶滅危惧種の状態・動向、及び人為的直接影响及び気候変動による影響に焦点を当てた、総合的モニタリングシステムを完成し、採択することをさらに勧告する。
	<ul style="list-style-type: none"> 2019年度中を目途に、遺産価値の保全状況を適切に把握及び評価し、順応的管理に反映させるための手順を規定するモニタリング計画の策定を進めている。

付属 2: IUCN 評価書における勧告 (2018 年 5 月)

IUCN は世界遺産委員会に以下の決議案を採択することを勧告する。

世界遺産委員会は

1. 作業文書 WHC/18/42.COM/8B 及び WHC/18/42.COM/INF.8B2 を検討し、
2. 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」(日本)の自然のクライテリアによる世界遺産一覧表記載推薦の検討を、当該国が以下を行うために延期し、
 - a) 推薦資産の構成について、クライテリア(x)により焦点を当て、構成要素の選定や接続性、種の長期的保護の可能性等について、再検討する；
 - b) クライテリア(x)の妥当性説明への貢献を考慮しながら沖縄島の NTA 返還地を必要に応じて推薦地に統合し、さらに NTA の残りの地域を推薦資産の全体的計画や管理に統合するために必要な調整メカニズムをさらに発展させる；
 - c) 実効的な意思決定基盤及びプロセスを通して、土地所有者や利用者による推薦資産の戦略的及び日常的な管理への参画を確保する措置と共に、推薦資産の中の私有地を取得し、保護、統合するために採択された戦略をさらに進める。
3. 奄美大島ノネコ管理計画の採択及び実施予定等、当該国の侵略的外来種 (IAS) の駆除管理の取り組みを評価して留意し、既存の IAS 対策事業を、推薦資産の生物多様性に負の影響を与える他のすべての種を対象に拡大するよう奨励する。
4. 当該国が、主要な観光開発地帯や観光誘引地域において、その訪問者への利益やと収容力に応じて、適切な訪問者管理メカニズムや観光管理施設、解説システム、モニタリング体制等を設置し、観光開発計画及び訪問者管理計画の実施を追求するよう勧告する。
5. 当該国が、絶滅危惧種の状態・動向、及び人為的直接影響及び気候変動による影響に焦点を当てた総合的モニタリングシステムを完成し、採択することをさらに勧告する。

付属資料 2

推薦地に適用される管理計画

- 2-1 : 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地包括的管理計画
- 2-2 : 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地モニタリング計画（基本方針）

2-1 奄美大島、徳之島、沖繩島北部及び西表島
世界自然遺産推薦地
包括的管理計画

2016年12月27日策定

2018年12月21日改定

環境省・林野庁・文化庁
鹿児島県・沖縄県
奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町
徳之島町・天城町・伊仙町
国頭村・大宜味村・東村
竹富町

目次

1.はじめに	2-5
2.計画の基本的事項	2-6
1) 計画の目的	2-6
2) 計画の対象範囲	2-6
3) 計画の構成	2-14
4) 計画の期間	2-15
5) 計画の進捗管理及び見直し	2-15
3.推薦地の概要	2-16
1) 位置等	2-16
2) 総説	2-16
3) 自然環境	2-16
4) 社会環境	2-21
4.管理の目標	2-28
1) 全体目標	2-28
2) 地域区分別目標	2-28
3) 地域参加型管理目標	2-29
5.管理の基本方針	2-30
1) 保護制度の適切な運用	2-30
2) 外来種による影響の排除・低減	2-36
3) 希少種への人為的影響の防止	2-38
4) 北部訓練場の自然環境保全に関する米軍との協力	2-40
5) 緩衝地帯等における産業との調和	2-41
6) 適切な観光管理の実現	2-42
7) 地域社会の参加・協働による保全管理	2-46
8) 適切なモニタリングと情報の活用	2-47
6.管理の実施体制	2-49
1) 関係者の連携のための体制	2-49
2) 科学的助言に基づく順応的な保全管理体制	2-49
3) 情報発信と普及啓発	2-49
4) 個別管理機関の役割	2-52
7.地域別の行動計画の策定	2-55
1) 地域別の行動計画の策定方法	2-55
2) 地域別の行動計画	2-55
8.おわりに	2-56

【別表】

別表 1 : 奄美大島行動計画	2-59
別表 2 : 徳之島行動計画	2-69
別表 3 : 沖縄島北部行動計画	2-79
別表 4 : 西表島行動計画	2-93

【参考資料】

参考資料 1 : 管理計画に関連する法令、条例、計画等の一覧及び概要	2-109
参考資料 2 : 「地域連絡会議」構成行政機関一覧	2-177
参考資料 3 : 「奄美大島部会」、「徳之島部会」、「沖縄島北部部会」、「西表島部会」構成 機関・団体一覧	2-178

1. はじめに

推薦地を含む琉球列島は、九州南端と台湾との間の海域に位置し、北東から南西方向に弧状につながる長さ約1,200 kmの島嶼群である。推薦地である「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」は、中琉球の奄美大島、徳之島、沖縄島北部、南琉球の西表島の4つの地域を構成資産とする「連続性のある資産」として、世界自然遺産への登録を目指している。

本資産の主要な価値は、琉球列島の地史を反映した中琉球と南琉球における独自の生物の進化、種分化を背景に、イリオモテヤマネコ (CR)、ノグチゲラ (CR)、アマミノクロウサギ (EN)、ヤンバルクイナ (EN) など IUCN レッドリストの絶滅危惧種 95 種を含む陸生動植物にとってかけがえのない生息・生育地となっており、国際的な生物多様性の生息域内保全にとって極めて重要な自然の生息・生育地を包含した地域となっていることである。

推薦地が位置する奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島はいずれも小規模な島嶼であり、有人島として住民生活が営まれている。固有種・希少種等が生息・生育する環境と住民生活や産業活動の場が非常に近接し、また一部は重複する場合もあるが、地域の自然資源を利活用した文化や産業が育まれており、その中で顕著な普遍的価値が維持されてきたことが特徴でもある。したがって、本推薦地の保全・管理に当たっては、地域社会との連携や持続可能な利用との両立が重要となる。

また、「連続性のある資産」を構成する4つの地域は地理的に分離しており、2県12市町村という多くの行政区にまたがっていることから、個々の構成資産の保全・管理を多くの主体が連携して行うための管理体制の確立も不可欠である。

このように、世界的にみても類いまれな価値を有する奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の自然環境を人類共通の資産と位置づけ、地域特性を踏まえつつ、より良い形で後世に引き継いでいくため、ここに「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地包括的管理計画（以下『本計画』）」を策定する。

2. 計画の基本的事項

1) 計画の目的

本計画は、推薦地、緩衝地帯及び周辺管理地域の自然環境の保全及び持続可能な利用等に係る各種制度を所管する管理機関※が、地域住民、観光事業者、農林漁業者、研究者、地域団体、その他来訪者等の様々な関係者と緊密な連携・協力を図ることにより、当該地域の自然環境の保全・管理を適切かつ円滑に進めるために、各種制度の運用及び各種事業の推進等に関する基本の方針を明らかにするものである。

※管理機関：環境省、林野庁、文化庁、鹿児島県、沖縄県、奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、徳之島町、天城町、伊仙町、国頭村、大宜味村、東村、竹富町

2) 計画の対象範囲

推薦地は、奄美群島に属する奄美大島、徳之島、沖縄諸島に属する沖縄島北部、先島諸島に属する西表島から構成される「連続性のある資産」を有する地域である（図1）。これらの推薦地に加え、推薦地の顕著な普遍的価値の維持に資するため、緩衝地帯及び周辺管理地域を含めた地域を本計画の「計画対象区域」とする。

なお、計画対象区域は、下記及び図3～6のとおりである。

○推薦地

- ・完全性の条件を含む顕著な普遍的価値を有する地域。
- ・世界自然遺産登録時の状況が将来にわたって維持又は強化されるよう、国による適切な法的保護担保措置を施す地域。主に、国立公園の特別保護地区、第1種特別地域又は森林生態系保護地域の保存地区に指定されている。なお一部、国立公園の第2種特別地域及び森林生態系保護地域の保全利用地区が含まれるが、2019年度末までの国立公園の第1種特別地域への格上げに向けて、法令等に基づく所定の手続きを進めることとし、手続きが完了するまでは、第1種特別地域と同等の土地の取扱を行っていくことについて、土地所有者・利害関係者により同意されている。さらに、これらに加えて、国指定鳥獣保護区、天然記念物に指定されている。

○緩衝地帯

- ・推薦地に直に接し、推薦地をおおよそ包むように位置し、資産とその保護を支える機能をもつ地域及び特性が含まれる地域。
- ・推薦する資産の効果的な保護を目的として、法的または慣習的手法等によって補完的利用及び開発の規制を行う地域。主に、国立公園の第2種特別地域又は森林生態系保護地域の保全利用地区等に指定されている。また一部は、以下の区域となっている。
 - 推薦区域に結合していない国立公園の特別保護地区又は第1種特別地域
 - 推薦区域に隣接する国有林・公有地又は国立公園の第3種特別地域であり、かつ生物多様性に配慮した森林管理・森林施業を行うことが合意されている

区域

- 推薦区域に挟まれた国立公園の普通地域であり、かつ外来種対策等の保全活動を重点的に行っていく区域

○周辺管理地域

- ・推薦地や緩衝地帯の周辺地域。
- ・必要に応じ、推薦地にアクセスする経路上の港及び船舶内での観光客への普及啓発・外来種対策等の取組。
- ・法的または慣習的手法等による保全・管理、外来種対策、希少種対策、遺産地域の保全に係る普及啓発や、地域の文化・産業の振興等を含めた持続可能な観光利用の促進をはじめとし、資産を維持又は強化するため若しくは資産の保全・管理上必要な取組を、地域社会との協働のもと実施する地域であり、緩衝地帯と同様、推薦地の顕著な普遍的価値の将来的な維持と保護管理に貢献している。
- ・上記については、広域的な取組が必要であることから、奄美大島、徳之島、沖縄島北部については、関係する市町村の行政区を、西表島については、島全体を基本として、周辺管理地域を設定する。

なお、沖縄島北部には米軍北部訓練場が推薦地に隣接する。当該訓練場における自然環境に関しては、「5. 管理の基本方針」の「4）北部訓練場の自然環境保全に関する米軍との協力」で詳述するとおり保全管理が図られており、推薦資産に対する重要な実質的緩衝地帯として機能し、景観の連続性に貢献し、固有種・絶滅危惧種の重要な生息地を提供している。

図1 全体位置図

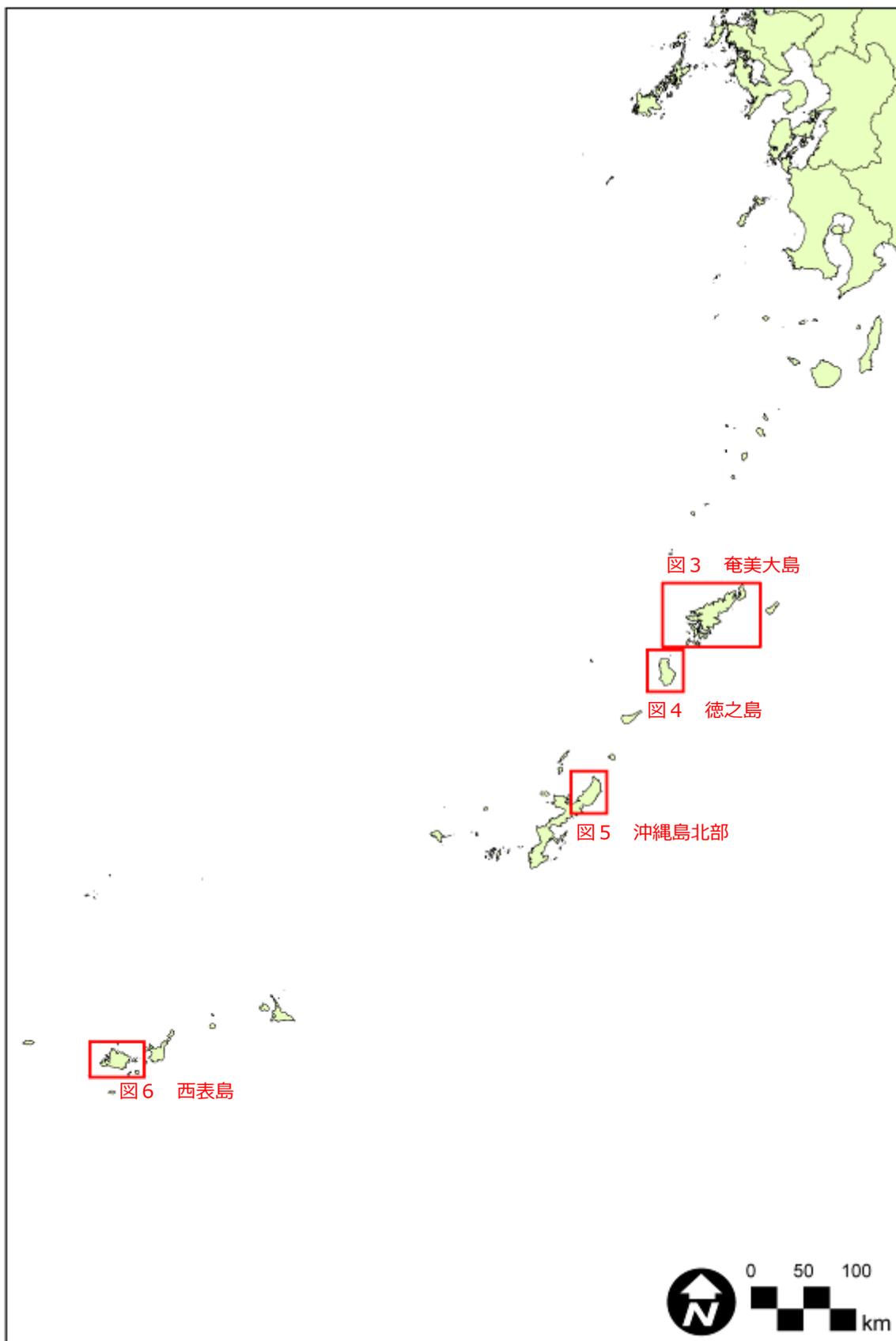


图2 計画対象区域（全島）

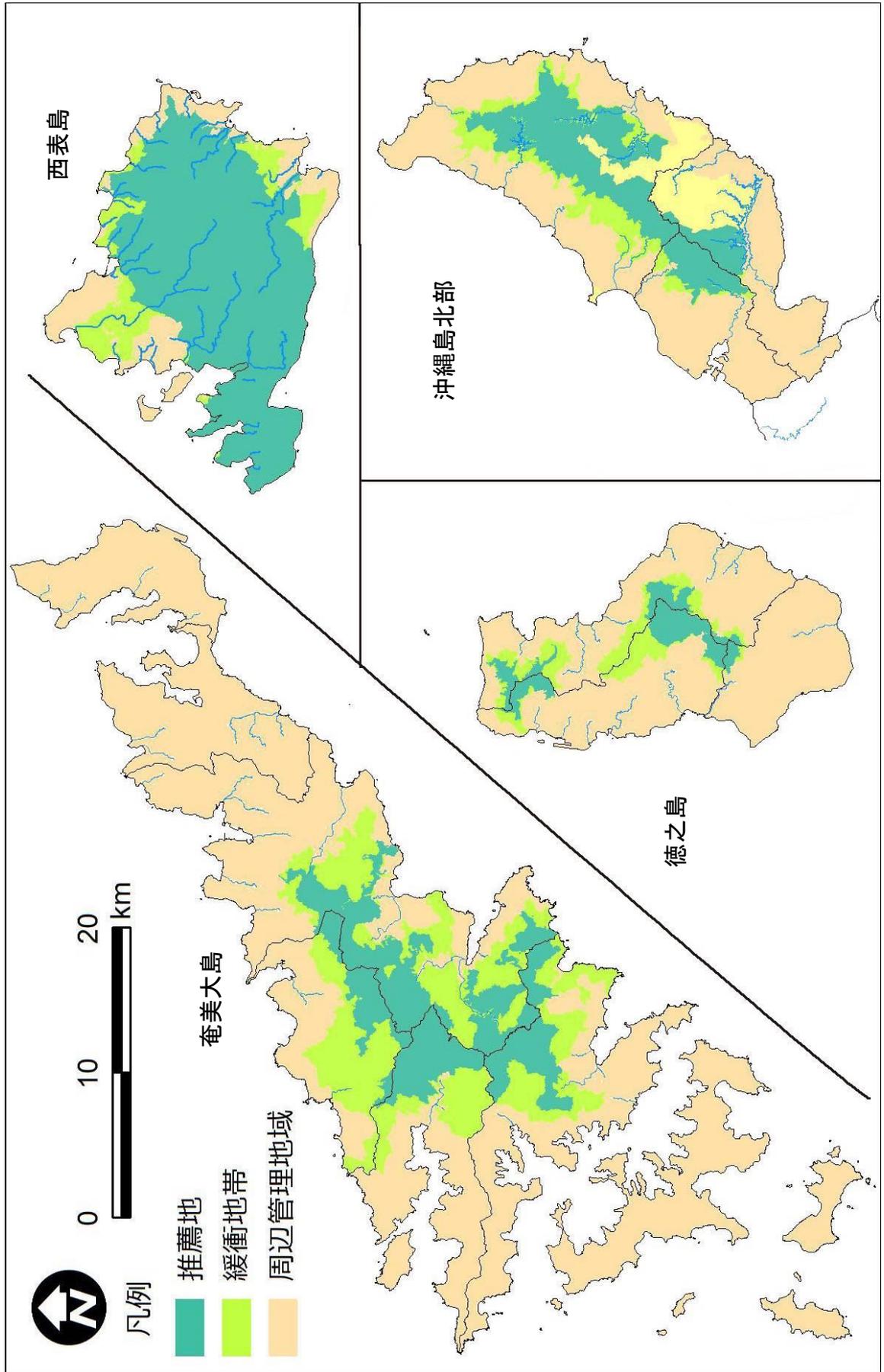


图3 奄美大島

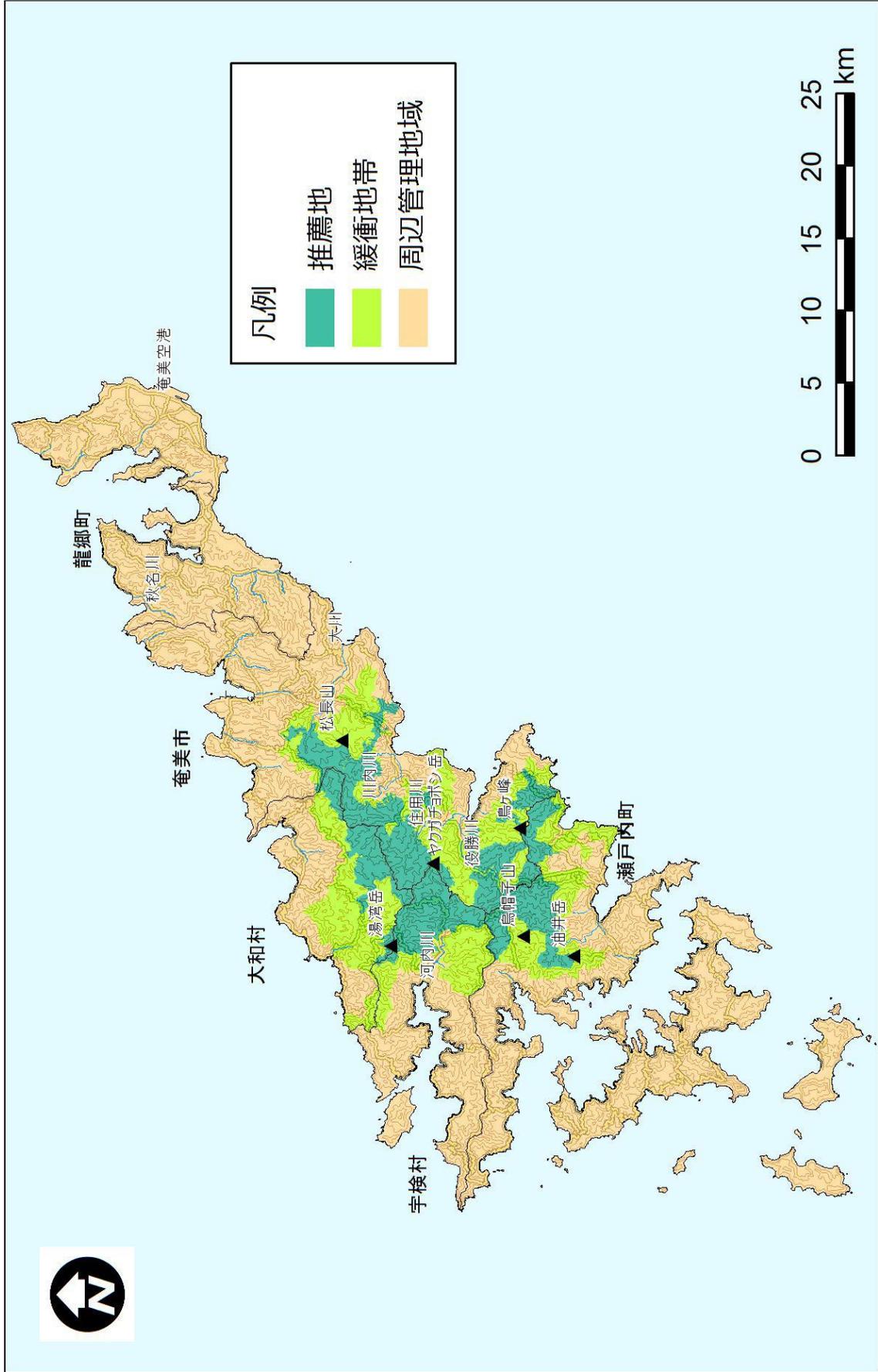


図4 徳之島

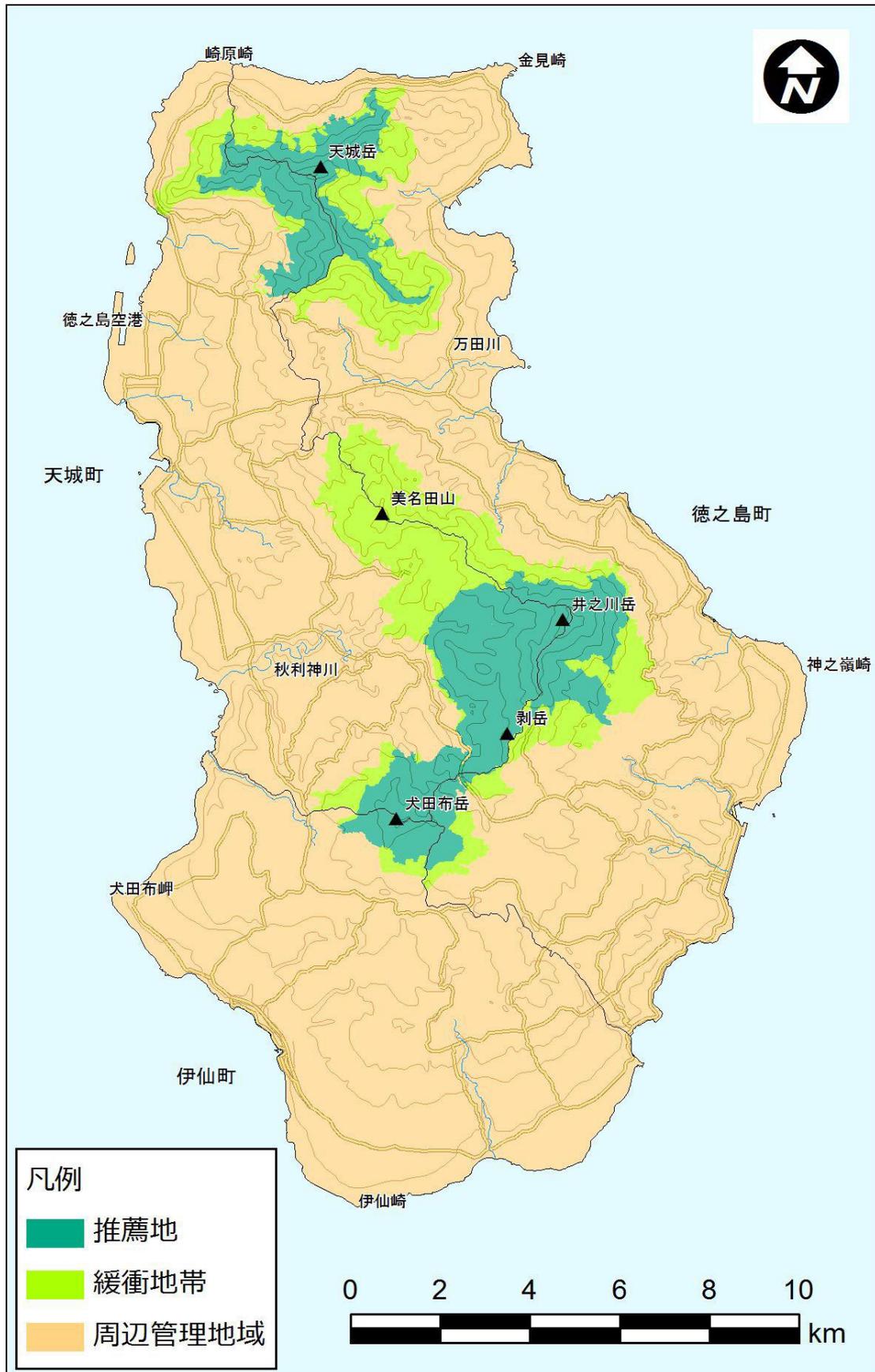


図5 沖縄島北部

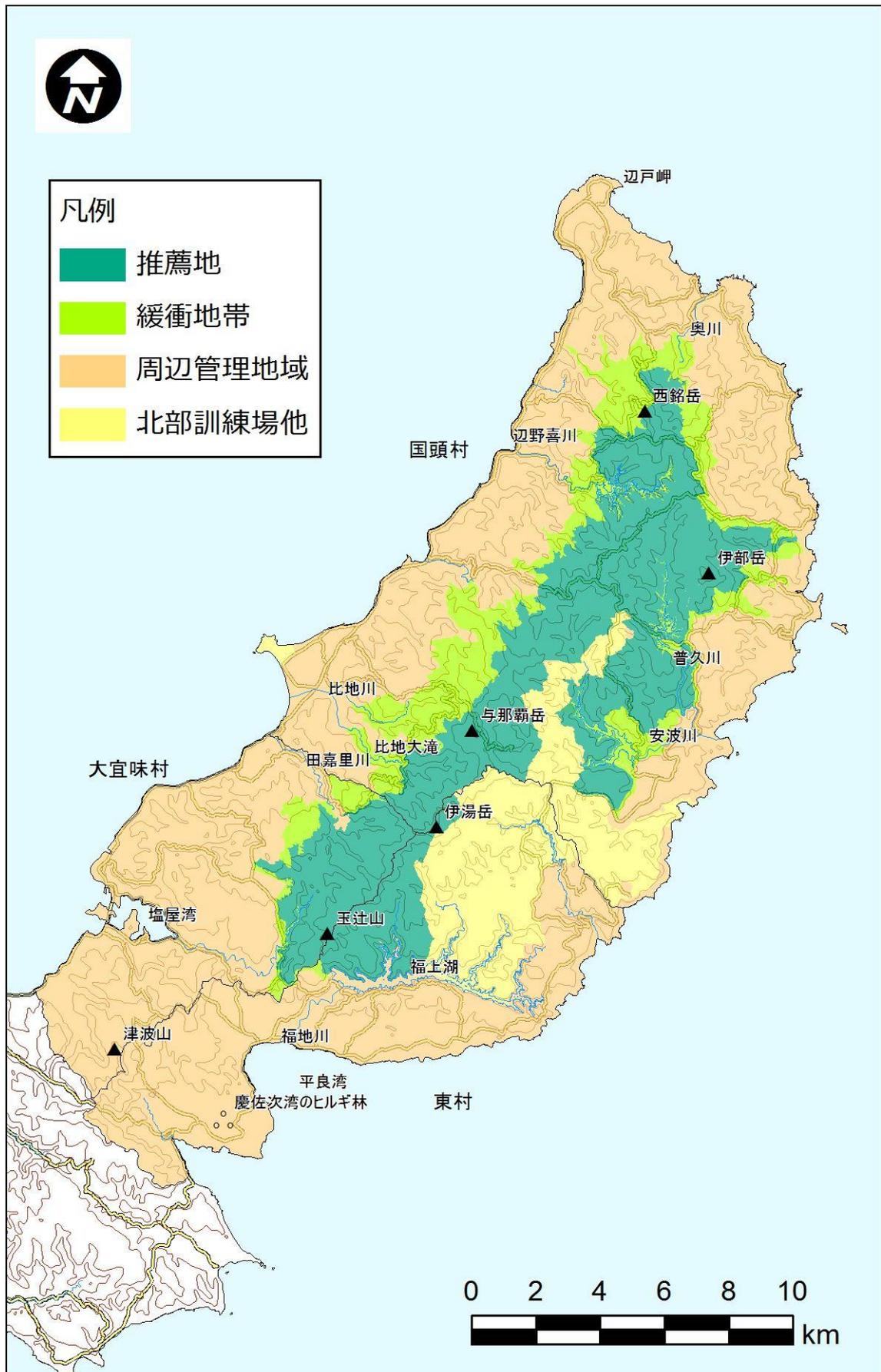
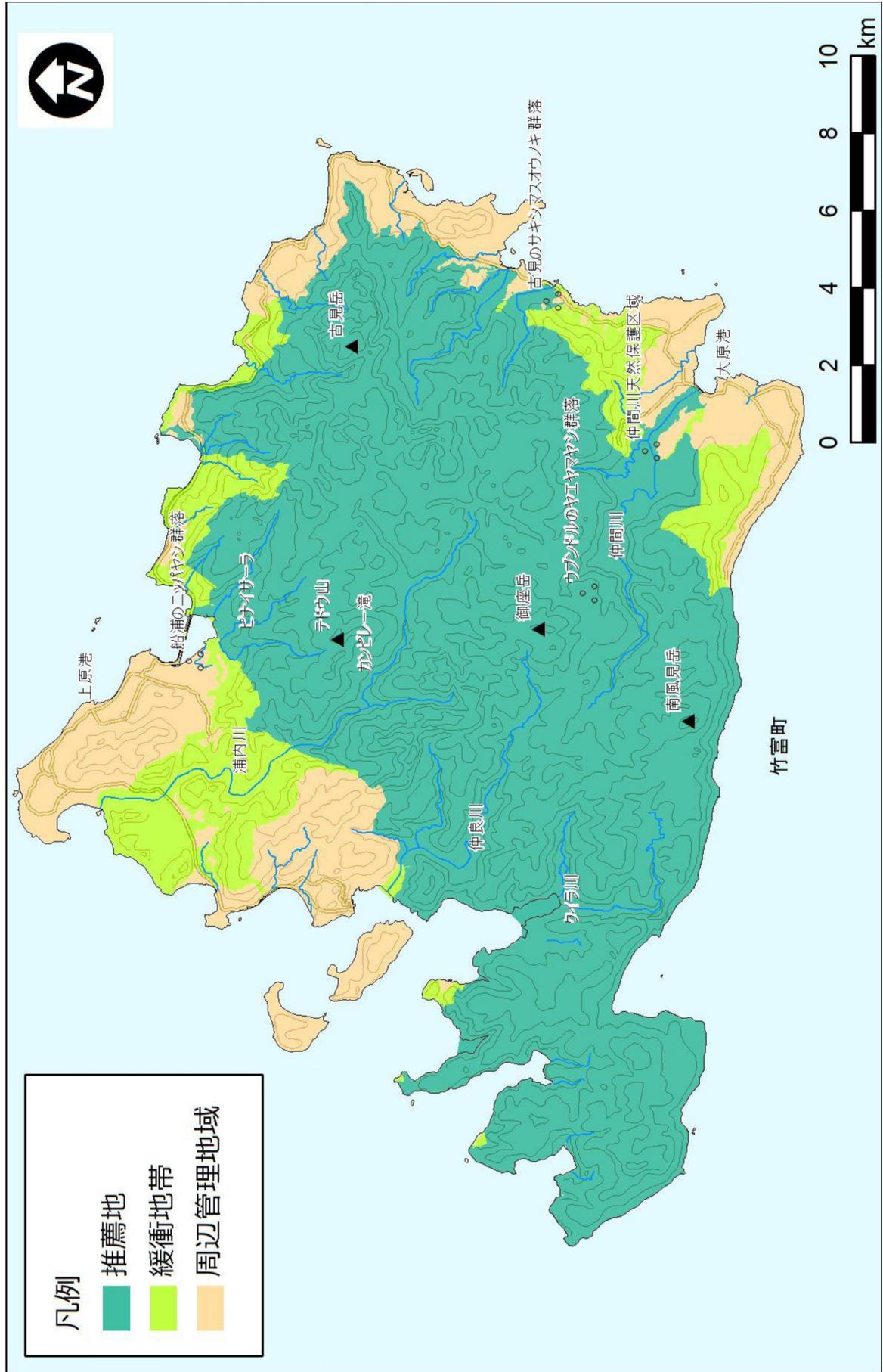


図6 西表島



3) 計画の構成

遺産の構成資産は4つの島に分布し、2県12市町村という多くの行政区にまたがっている。そのため、自然環境や地域の歴史・文化、社会的状況の違いにより、保全・管理上の課題もそれぞれ異なっている。また、計画対象区域内は、保護地域や国内希少野生動植物種の指定など国内法令等に基づく各種制度により複層的に保護されており、それぞれの制度を所管する管理機関が相互に連携しつつ、円滑に各種制度の運用を図っていく必要がある。

この様な状況を踏まえ、管理機関が連携して効果的な保全・管理を図るために、本計画においては4地域に共通する全体目標や管理の基本方針を示し、更に本計画の下に地域別の行動計画（奄美大島行動計画、徳之島行動計画、沖縄島北部行動計画、西表島行動計画）を定めることとする。

地域別の行動計画では、本計画に示された全体目標や管理の基本方針の下、4地域それぞれの特性と課題を踏まえて、実施すべき取組事項を抽出し、その具体的な内容、実施時期、役割分担、達成目標や評価指標等を示す。

本計画と地域別の行動計画との関係性及び各計画の構造は図7に示したとおりであり、これらの計画を一体のものとして、相互に連動させながら運用することにより、4つの地域で構成される「連続性のある資産」の一体的管理を実現する。

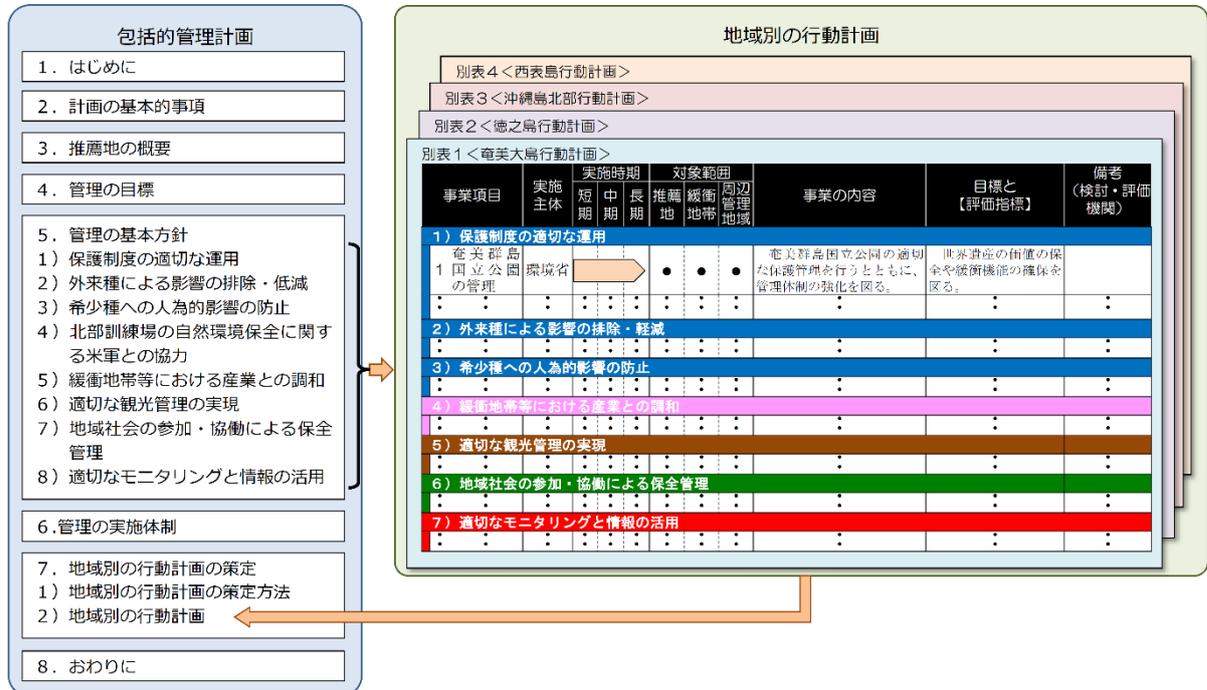


図7 計画の構成

4) 計画の期間

本計画の期間は概ね10年程度とする。

地域別の行動計画については、概ね10年程度を計画期間とするが、計画の実施時期を短期（3年以内）、中期（4～6年程度）、長期（7～10年程度）の3段階に区分する。

5) 計画の進捗管理及び見直し

本計画は、計画期間の中間時点である5年後及び期間終了時期に、推薦地の顕著な普遍的価値の保全状況の評価に関して示したモニタリング計画（現在作成中）に基づくモニタリング結果や評価を踏まえて見直しを行う。

地域別の行動計画は、毎年、定期的な点検を行い、必要に応じて見直しを行うこととする。その際には、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島のそれぞれの行動計画に基づく取組の実施状況、事業項目ごとに定めた目標と評価指標に関するモニタリング結果及びモニタリング計画に基づく評価並びに科学委員会からの科学的知見に基づく助言等を踏まえるものとする。

なお、進捗管理及び見直しの体制については、「6. 管理の実施体制」に記載する。

3. 推薦地の概要

1) 位置等

推薦地は、北緯 24° 20′ から北緯 28° 19′ の間に位置し、日本列島の九州南端から台湾との間の海域に、約 1,200km にわたって弧状に点在する琉球列島の一部である。奄美群島に属する奄美大島と徳之島、沖縄諸島に属する沖縄島北部、先島諸島に属する西表島の 4 つの地域から構成され、推薦地の面積は、42,698ha である。

2) 総説

推薦地は、ユーラシア大陸の東端に弧状に張り出した日本列島の南端部分に位置する琉球列島のうち、中琉球の奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び南琉球の西表島の 4 地域からなる。黒潮と北太平洋西部の亜熱帯性高気圧の影響を受け、温暖・多湿な亜熱帯性気候を呈し、主に常緑広葉樹の亜熱帯多雨林に覆われている。

推薦地は多くの絶滅危惧種・固有種の生息・生育地であり、国際的な生物多様性の生息域内保全にとってきわめて重要な自然の生息・生育地を包含した地域となっている。

推薦地には維管束植物 1,819 種（亜種・変種・雑種を含む）、陸生哺乳類 21 種、鳥類 394 種、陸生爬虫類 36 種（38 種・亜種）、両生類 21 種（22 種・亜種）、陸水性魚類 267 種、昆虫類 6,153 種（6,452 種・亜種）、淡水甲殻十脚類 47 種の生物が確認されている。そのうち IUCN レッドリスト（2018）記載の絶滅危惧種は 95 種にのぼる。

琉球列島は、ユーラシア大陸からの分離後、島嶼間の深い海峡、黒潮などにより北琉球、中琉球、南琉球に分断され、さらに海面変化の影響もあり、近隣島嶼間で分離・結合を繰り返してきた。こうした水陸分布の変動は、推薦地が含まれる中琉球及び南琉球の陸生生物に対して、種分化と固有化の機会をもたらした。また、大陸からの距離や分離時期の違いにより、中琉球と南琉球の陸生生物相は種分化と固有化のパターンが異なっている。その結果、推薦地では、幅広い生物群で特に多くの固有種／亜種が見られる。

推薦地は、環境省、林野庁及び文化庁により、各種の保護地域（国立公園、天然記念物、森林生態系保護地域、国指定鳥獣保護区）に指定されており、豊かな生物多様性の保全が担保されている。

3) 自然環境

(1) 地形・地質

推薦地は、日本列島の九州南端から台湾の間の海域に、約 1,200km にわたって弧状に点在する琉球列島の一部である。琉球列島はユーラシアプレートとフィリピン海プレートの接点に位置しており、後期中新世以降にフィリピン海プレートが琉球海溝においてユーラシアプレートの下方向へ沈み込んだことに伴う地殻変動などにより誕生したと考えられている

(町田ほか、2001; 長谷、2010)。琉球列島はトカラ海峡と慶良間海裂によって地質構造的に分断されているが、これらの海峡は生物分布上の境界としてもよく当てはまることが知られている(水谷、2009)。そのため、琉球列島は地質学・地形学的観点及び生物学的観点から、北から南へ北琉球、中琉球、南琉球の3つの地域に区分され、(当山、2014) 推薦地である奄美大島、徳之島、沖縄島北部は中琉球に、西表島は南琉球に属している。また、推薦地は非火山性の外弧隆起帯に属しており、いずれも標高が比較的高く山地や丘陵地からなり、島の形成年代が古いタイプの島である。

(2) 気候

推薦地は、亜熱帯気候に属する。亜熱帯気候とは熱帯同様に高温の夏と比較的温和な冬をもつ気候を指し、亜熱帯高圧帯とそこを発現地とする熱帯気団に支配されることが特徴的とされており、おおむね南・北緯20~30度の間に位置する地域が含まれる。さらに、降水量によって湿潤気候と乾燥気候に分けられるが、世界の亜熱帯地域の多くは中緯度乾燥帯に相当し、降水量が少なく乾燥し、大部分が雨緑林、サバンナ、ステップ、砂漠などの乾燥系列の植生となっている(清水、2014)。

推薦地は亜熱帯地域に位置するが、“亜熱帯海洋性気候”と呼ばれ、近傍を流れる暖流の黒潮とモンスーンが大きく影響し、年間降水量は2,000mm以上に達する。そのため、亜熱帯域に多雨林が発達する、世界的にも稀で特異的な地域である。

(3) 植生

推薦地の自然植生のうち主体をなす山地の森林は、湿潤な亜熱帯に成立した常緑広葉樹林である。上層を占める樹木にはシイ・カシ類、リュウキュウマツ(マツ科)のほか、クスノキ科の高木も多く、植生景観は屋久島以北の暖温帯の照葉樹林に似ている(相場、2011)。しかし、その林内には多くの木生シダ、ルリミノキの仲間、亜高木的な高さまで生長するヤブコウジ属のいくつかの種、イチジク属のしめ殺し植物、ヤシ類を有し、樹種の多様性が高く、暖温帯の森林とは様相が異なる。一方、この地域の海岸にはマングローブ樹種をはじめ、アダン(タコノキ科)、モモタマナ(シクンシ科)、モンパノキ(ムラサキ科)、ハスノハギリ(ハスノハギリ科)といった熱帯や亜熱帯の海岸植生を特徴づける樹種が見られる(堀田、1974; 吉良、1989)。

推薦地の中で、最も標高の高い奄美大島の湯湾岳(標高694m)や徳之島の井之川岳(標高645m)の海拔500mあるいは600m以上の森林は、日射量が限られた空中湿度が高い雲霧帯となっており(鈴木、1979; 宮脇(編)、1989; 大西ほか、2012)、アマミテンナンショウースダジイ群集が見られる(鈴木、1979; 宮脇(編)、1989)。沖縄島で最も高い与那覇岳(標高503m)及び伊湯岳(標高446m)の山地斜面にも、年間3,000mm以上の豊富な降水量に恵まれた雲霧林があり、スダジイーヤンバルフモトシダ群落とされている(新納、2015)。西

表島の最高峰の古見岳（標高 469.5m）の山頂付近は、リュウキュウチクオオギミシダ群落
が成立する。

川床と川岸が周期的に冠水する溪流帯の植生としては、沖縄島北部と西表島ではやや被陰
された岩上に張りつくように小型で短茎なサイゴクホングウシダーヒメタムラソウ群落
が知られる。また、奄美大島の住用川上流及び中流域には、岩上にケラマツツジ（ツツジ科）
の優占する群落がある。推薦地には、ヒメタムラソウ（シソ科）、コケタンポポ（キク科）、
アマミスミレ（スミレ科）等の溪流植物が多く生育している。

（４）植物相

推薦地を含む４地域^{※1}には1,819種（シダ植物302種、種子植物1,517種）（亜種・変種・
雑種を含む。以下同じ）の維管束植物が在来分布する（国立大学法人鹿児島大学、2012；沖
縄県環境生活部自然保護課、2014を元に算出）。この地域の植物相は、地史と過去の気候変
動や、島と海流等の地理的配置を反映し、①島嶼形成以前からの琉球要素、②ユーラシア大
陸東南部要素、③旧北系要素、④マレーシア要素、⑤太平洋諸島要素、⑥オーストラリア要
素があると考えられており（初島、1975）、山地の植物相は大陸や日本本土との関係が深く、
林床や低地部、海岸の植物相は熱帯アジアと深いつながりがあるとされている（立石、1998）。
また、熱帯から温帯へ移行する亜熱帯に位置するため、この地域で分布が終わる南限種や北
限種も多いとされる（堀田、2003）。

この地域の維管束植物1,819種のうち、189種（10%）が固有種である。中琉球及び南琉球
はかつて大陸の辺縁部を構成していたため、大陸の豊富な植物相を引き継ぎ、その一部は隔
離された環境下でこの地域だけに生き残り（遺存固有）、あるいは分化して新しい固有種を
生み出した（新固有）と考えられる（堀田、2003）。推薦地の維管束植物のうち国際的な絶
滅危惧種として、26種がIUCNレッドリスト（2018）に記載されている。

※1「推薦地を含む４地域」とは、推薦区域、緩衝地帯、それ以外を含む島または地域全
体としての、奄美大島、徳之島、沖縄島北部3村（国頭村、大宜味村、東村）、西表
島を指す。（以下、同様）

（５）動物相

生物区系地理学的に見ると、旧北区と東洋区の境界として、哺乳類相、爬虫類相、両生類
相ではトカラ海峡に「渡瀬線」（徳田、1969）が、また、鳥類相では慶良間海裂に「蜂須賀
線」（山階、1955）が、それぞれ提唱され、生物系統地理学的に俯瞰するならば推薦地は現
在でも、大きく異なる動物相を有する地域の間であって、地理的移行帯として位置づけられ
る（Motokawa, 2000；Ota, 2000；高木、2009）。

推薦地の在来陸生哺乳類21種のうち、アマミノクロウサギやケナガネズミなど13種（62%）

がこの地域にしか生息していない固有種である。また、イリオモテヤマネコなど固有亜種とされるものを含めると 22 種・亜種のうち 18 種・亜種（82%）が推薦地の固有種・亜種となり、固有性が極めて高い。

推薦地を含む 4 地域では、22 目 71 科 394 種の在来鳥類が記録されており、これは、日本産鳥類 24 目 81 科 633 種のうちの 62%を占め、推薦地が豊かな鳥類相を持っているといえる（日本鳥学会、2012；沖縄県環境生活部自然保護課ほか、2015 を元に算出）。日本固有の鳥類は 11 種（高木、2007）であるが、推薦地にはそのうちの 5 種が生息する。

推薦地には、日本の陸生爬虫類の 50%にあたる 36 種（38 種・亜種）が在来分布しており、日本の陸生爬虫類の主要な生息場所となっている。推薦地に分布する陸生爬虫類は、固有種が非常に多く、分布する 36 種のうち、23 種（64%）が固有種である。なお、推薦地の陸生爬虫類は島嶼間の種分化が進行中であり、亜種を含めると 33 種・亜種（87%）が推薦地の固有種・亜種であり、固有性が極めて高い。

推薦地には、日本の両生類の 28%にあたる 21 種（22 種・亜種）が在来分布しており、そのうち 18 種（19 種・亜種）が固有種で、固有種率は 86%と極めて固有性が高いことが特徴である。

推薦地を含む 4 島^{*2}の陸水域では 25 目 99 科 568 種の在来魚類が確認されており（吉郷、2014）、国際的な絶滅危惧種として 6 種・亜種が IUCN レッドリスト（2018）に掲載されている。

推薦地を含む 4 島の昆虫類の在来種数は 6, 153 種（6, 452 種・亜種）である（東ほか（編）（2002）から、分布情報が島を特定できないもの（例：「奄美群島」「沖縄諸島」「八重山諸島」等と記載）は除いて集計した。そのため、実際の種数は上記よりも多くなる）。昆虫類のうち、最も多くの在来種が確認されたのはヤンバルテナゴコガネをはじめとするコウチュウ目で 1, 929 種（2, 127 種・亜種）、次いでオキナワカラスアゲハなどチョウ目の 1, 221 種（1, 239 種・亜種）で、これら 2 つの目で在来種数の約半数を占めている。昆虫類は分類学的な研究が進んでいないグループや、調査が進んでおらず情報が不足している地域もあり、今後これらについて研究が進展するに従い、推薦地における昆虫類の種数はさらに増加すると予測できる。

推薦地を含む 4 島では日本産陸水性甲殻十脚類 73 種の 64%にあたる 47 種が在来分布している（鹿児島大学、2014 を元に算出）。このうち、固有種は 15 種で固有種率は 32%であり、特にサワガニ科は純淡水域や陸域に生息し、卵や幼生が海水中で生存できず海を介して分布を拡大できないため（諸喜田、1996）、全 10 種（100%）が固有種である。

※2 「推薦地を含む 4 島」とは、推薦区域、緩衝地帯、それ以外を含む島全体としての、奄美大島、徳之島、沖縄島、西表島を指す。（以下、同様）

(6) 地史と陸生生物の種分化

推薦地の陸生生物相は、大陸島として形成された地史を反映した種分化が進んだ結果、かつては大陸や日本本土にも共通の祖先種が広く分布していたが、現在は琉球列島にのみ分布する遺存固有種や、琉球列島に隔離された後にさらに種分化が進んだ新固有種が多く見られること、また、単一の島嶼ないし島嶼群における固有化のパターンが中琉球と南琉球で異なっていることが特徴である。

中琉球では、大陸の東縁が島嶼化する過程において、後期中新世(約1,200万年前～約500万年前)には大陸や北琉球、南琉球の陸生動物相からの隔離が成立し、その後継続したと考えられる(Okamoto, 2017)。当初は大陸や近隣地域にも分布していた同種や近縁種が、新たな捕食者や競争相手の出現等によって絶滅し、中琉球にだけ残された種が現れた。これらの種は、近隣の北琉球や南琉球には同種や同属種が分布せず、大陸等の遠く離れた地域にしか近縁種が分布しない遺存固有種であり、アマミノクロウサギ、ケナガネズミ、ナミエガエルなど、特に非飛翔性の陸生動物で顕著に見られる。さらに、後期鮮新世頃(約360万年前～約260万年前)に始まり、更新世(約260万年前～1万2千年前)にかけて明瞭になった気候変動に伴う海面変化で、近隣の島嶼間で分離・結合が繰り返され、結果として生物の分布が細分化されて島嶼間の種分化が進み、トゲネズミ属やトカゲモドキ属などの、遺存固有でもあり、島嶼間で新固有でもある種や亜種が生まれたと考えられる。

南琉球の陸生動物相は、分子系統解析や近縁種の分布状況から、後期中新世に中琉球と分断されたと考えられる。その後、鮮新世(約500万年前～約260万年前)の間に、大陸等の陸生動物相との隔離によって形成されたと考えられる(Okamoto, 2017)。このような背景から、南琉球の動物相には、ヤエヤマセマルハコガメやキシノウエトカゲなど、近縁な種・亜種が中琉球よりも台湾や大陸の東部に見られる固有種・亜種が多い(Ota, 1998; 太田, 2012など)。

また、中琉球から南琉球及び台湾や大陸一帯にかけて分布していた共通の祖先種が、後期中新世に中琉球及び南琉球に隔離され、続いて鮮新世の間に台湾との分断によって南琉球に隔離されて、それぞれの地域で固有化と種分化が進んだと考えられる。

(7) 島嶼生態系への動物の適応進化

推薦地では、中琉球と南琉球で、島の生態系の構成要素としての高次捕食者の存在が異なっている。

中琉球の奄美大島、徳之島及び沖縄島北部では肉食性の哺乳類や定住性大型猛禽類等の高次捕食者がもともといないか、長期間欠落してきた。そのため遺存固有種を多く含む生物群集は、大型のヘビ類を頂点とする生態系と、それに対する動物の適応的な進化が見られる。

一方、南琉球の西表島では推薦地で唯一の肉食獣であるイリオモテヤマネコが生息しており、活動する環境や食性の幅を広げるなど、本来は中型食肉目が長期間生息できる規模の島

とは考えられない小規模な島嶼環境への生態的・形態上の適応的な進化が見られる。

4) 社会環境

(1) 産業

推薦地を含む4地域ともに、従事者の多くを占める産業は第3次産業（奄美大島 78.7%、徳之島 60.2%、沖縄島北部 58.9%、西表島 72.0%）であり、第1次産業従事者が占める割合（奄美大島 6.1%、徳之島 25.9%、沖縄島北部 25.6%、西表島 14.2%）は低い（観光利用については、下記（4）を参照）。第1次産業の中ではどの島も農業従事者の割合が高い。耕地率は、奄美大島（周辺の加計呂麻島、請島、与路島等を含む）は2.6%（2,172ha）、徳之島は27.8%（6,882ha）、沖縄島北部は4.0%（1,371ha）、西表島の2.3%（654ha）となっており、それぞれの状況は異なる。

中琉球及び南琉球では、古くから日常生活のほか、製糖、製塩や鯉節生産などの産業用の燃料として薪、建築用材、枕木、移出用の木炭の生産などで森林が利用されており、近年は、チップ生産等も行われている。この地域の亜熱帯多雨林を特徴づけるスタジイは、萌芽再生能力が極めて旺盛なため、この再生能力の範囲内における林業が景観や生物多様性との両立を可能とし、絶滅危惧種や固有種の生息・生育地の維持につながってきた。

奄美大島では民有林を中心に林業の振興も図られ、常緑広葉樹の天然更新（35～45年周期）によるチップ生産が1960年代から行われてきたが、木材生産量は1970年代初頭の約20万m³をピークに約10万m³へと半減し、1990年代半ば以降は大規模な林業は行われていない（米田、2016）。

徳之島は農業が盛んな島で、1960年代から70年代頃にチップ生産が行われたが、現在は大規模な林業は行われていない。

沖縄島においては、伐採、製材加工と合わせ、育苗や造林も行われてきた。近年の収穫伐採面積は戦後復興期の約1/70まで減少し、森林の蓄積量は本土復帰時の約3倍に増加している。

西表島では、島民が日常生活で木材を利用してきた以外には、大規模な林業は行われておらず、豊かな自然が残っている（鹿児島大学、2013）。

(2) 歴史

琉球列島に人が住み始めたのは、遅くとも3万年前の旧石器時代まで遡る。約6,000年前から縄文文化の影響を受け、土器や磨製石器を使う「貝塚時代」がはじまったと考えられている。この時代の人々は、旧石器時代と同様、サンゴ礁域の魚貝類、陸地の動植物を食料とする自然採集を中心に生活していたと考えられ（外間、1986；高良、1993）、遅くとも貝塚時代中期（3,000年前頃）以降には、琉球列島の各地に定住的な集落が現れている（安里・土肥、1999；早石、2011）。

沖縄島では 10～12 世紀に成立した自衛的な農村集落を出発点として、各地に領主的豪族層が群雄割拠した後、1429 年に琉球王国が成立した。琉球王国は、1447 年には奄美大島・徳之島を支配下に置き、1500 年には西表島を統治下に置いたが、1600 年代に奄美群島は琉球王国から分割されて、事実上薩摩藩に属することになった。

琉球王府は 18 世紀に、杣山（そまやま）制度を導入し、境界を明確にして行政区画単位ごとに山林を分割した（三輪、2011）ほか、運用・制限規則と違反に対する罰則、階層的な監視体制などの諸制度を整備（仲間、1984）するなど、種々の森林管理や利用に係る規定を整備することで、沖縄島北部の森林の保護育成と回復に努めた。また、様々な森林管理の技術指導も行われた。これらの制度は 1972 年の本土復帰近くまで沖縄島北部では自立的に維持されてきたことが確認されている。地域社会がこれらの制度・慣習を巧みに利用・改変して自らの資源管理に役立ててきたと考えられている（三輪、2011）。1944 年～1945 年には、沖縄県が第二次世界大戦の戦場となった。戦後は奄美群島と沖縄県は米軍の施政権下におかれ、1953 年に奄美群島、次いで 1972 年に沖縄県の施政権が日本に返還された（鹿児島県大島支庁、2014；日本国、1996）。沖縄県内の米軍基地は、本土復帰後に次第に整理・統合が進められたが、2017 年までに返還されたのは 1972 年当時の約 34%である。2017 年 3 月現在、沖縄県には約 18,822ha の米軍基地があり、それは、沖縄県土面積の約 8%を占めている。特に、沖縄島北部では、2016 年 12 月に約 4,166ha（共同使用面積を含む）が返還され、そのうち約 2,793ha が推薦地に含まれる。現在、国頭村には約 1,446ha（村面積の約 7%）、東村には約 2,267ha（村面積の約 28%）の米軍基地があり、その大部分の約 3,658ha は北部訓練場として使用されている（沖縄県知事公室基地対策課、2018）。奄美群島においても、沖縄県においても、地理的・自然的条件による制約がもたらす本土との格差に加え、歴史的経緯等に鑑み、特別措置法とそれに基づく計画によって、振興事業等が行われてきた。

（3）自然と人との共生の文化

推薦地の森林は、完全に原生状態の亜熱帯多雨林は少なく、大半は古くから人の手が入っているものの、固有性が高く、かつ、希少な多くの動植物種の生息・生育場所となっている。この背景には、地域住民が長い年月をかけて、固有な動植物を含む自然資源を利用して生活を営んできた中で培われた自然や風景に対する認識とそれに基づく自然とのつきあい方、そこから生まれ引き継がれた生活文化がある（環境庁、1999；鹿児島県、2003；鹿児島大学、2013）。

中琉球・南琉球の人々の伝統的な暮らしは、周辺の自然と密接に関わっていた。一般的に、集落を中心として前面の海で魚介類を採取し、川で物を洗い、タナガ（テナガエビの方言）などを採り、背後の山野で田畑を開墾するとともに、薪や材木を伐りだして生活の糧とするというように、集落が周囲の海や山と一体となった生活を営んできた。

海の彼方には神々のいる理想郷（地域によってネリヤ・カナヤ、ニライ・カナイ、リュウ

グウなどと呼ばれる)があり、豊穰や災害をもたらすと信じられてきた。琉球王国時代には、神々を迎え、送り出す祭事や農耕儀礼、年中行事を司るノロ(信仰における女司祭)制度ができた。その時代に生まれたと思われる行事や芸能は、現在では住民の高齢化や若者の減少による過疎化の波にさらされつつも、集落の伝統として存続しており、自然環境に根ざした文化が色濃く残っている。

また、信仰は集落の構造にも影響を与え、信仰空間とともに、前面の海や背後の山と一体的な集落空間(景観)が形成されてきた。土地利用は、集落を中心に同心円状に耕地、薪炭利用区域、建築材利用地域、あまり手を入れない源流の奥地と合理的に使い分け、源流域を守ってきた空間概念が見られる。また、神の領域への侵入をコントロールするためのタブーや戒めが存在し、それが精霊(地域によってケンムン、キジムナー又はブナガヤなどと呼ばれる)や山の神との遭遇体験、聖なる空間の存在など、様々なかたちで島民の間に引き継がれ、守られてきた。

このように、中琉球・南琉球においては、山、森、川、海のすべてが生活圏であり、自然環境の長期的な利用を行いつつ、その恩恵に対する感謝と畏敬の念を伝統的な信仰等という形で表し、その環境に暮らしが支えられているとの認識が見られる。

(4) 観光利用

奄美大島、徳之島、沖縄島へは、本土から定期空路及び定期海路が運航しており、空港及び港から推薦地までは道路網が整備されている。また、西表島は、本土及び沖縄島から近隣の石垣島までは定期空路が、石垣島からは定期海路が運行している。

奄美大島と徳之島を有する奄美群島と、沖縄島北部と西表島を有する沖縄県では、観光業に関する状況は大きく異なる。

奄美群島における2017年の入込客数(観光客のみならず地域住民やビジネス客も含む。)は、群島全体で約83万人、奄美大島で約47万人、徳之島で約13万人である(鹿児島県大島支庁, 2018a, b)。

一方、沖縄県では観光が基幹産業に位置づけられており、2017年の入域観光客数は約940万人となり過去最高を記録している(沖縄県観光政策課, 2018)。このうち、沖縄島北部3村の観光客数に関する正確な統計データはないが、過去5年間平均で沖縄県への入域観光客の約7%程度(67万人程度)が沖縄島北部3村を訪問していると推定されている(沖縄県文化観光スポーツ部, 2017)。西表島の2017年の観光客数は約32万人である(竹富町商工観光課, 2017)。

奄美大島の観光形態としては、本土からのLCC新規航路の開設等を踏まえ、大型バスによる団体周遊のほか、レンタカーによる個人周遊の観光客が増えている。自然景勝地や観光施設の周遊、海水浴やスノーケリングなどのマリンレジャーを楽しむ観光客が多い。ガイドを伴う主な利用はマングローブ林におけるカヌーや夜の野生動物観察のツアーである。奄美

大島の主な利用場所と利用者数を図8に示した。

徳之島の主な観光形態は、自然景勝地を中心にレンタカーによる個人周遊観光が主である。海水浴やスノーケリングなどのマリンレジャーを楽しむ観光客も多い。近年、ガイドを伴う陸域のエコツアーや、野生生物観察施設の整備等が進められつつある。徳之島の主な利用場所と利用者数を図8に示した。

沖縄島北部は、沖縄島中南部に滞在して、車により日帰りで辺戸岬や大石林山、比地大滝等の観光地・施設を巡る周遊型観光が中心で、このほか、国頭村内のリゾート施設への滞在（年間約14万人）や、マングローブ林におけるカヌーツアーなど、自然や生活文化を体験するエコツアーで利用されている。沖縄島北部の主な利用場所と利用者数を図9に示した。

西表島の観光の特徴は、観光客の約8割が東部地区にある大原港を西表島観光の起終点としていることや、冬期に団体旅行が多いこと、また、石垣島を宿泊拠点に日帰りで西表島を訪問し、東部地区の仲間川や由布島を周遊後に他の島へ移動する周遊型観光が中心であることが挙げられる（沖縄振興開発金融公庫，2014；沖縄県環境部ほか，2018）。また、年間5万人前後（沖縄県環境部ほか，2018）と観光客全体に占める割合は少ないが、1990年代半ばからエコツアー利用者が増加し、その形態も多様化が進んでいる。近年では、クルーズ船の大型化や近隣の石垣島への寄港回数の増加を背景に外国人観光客の増加が見られる。西表島における主な利用場所と利用者数を図10に示した。

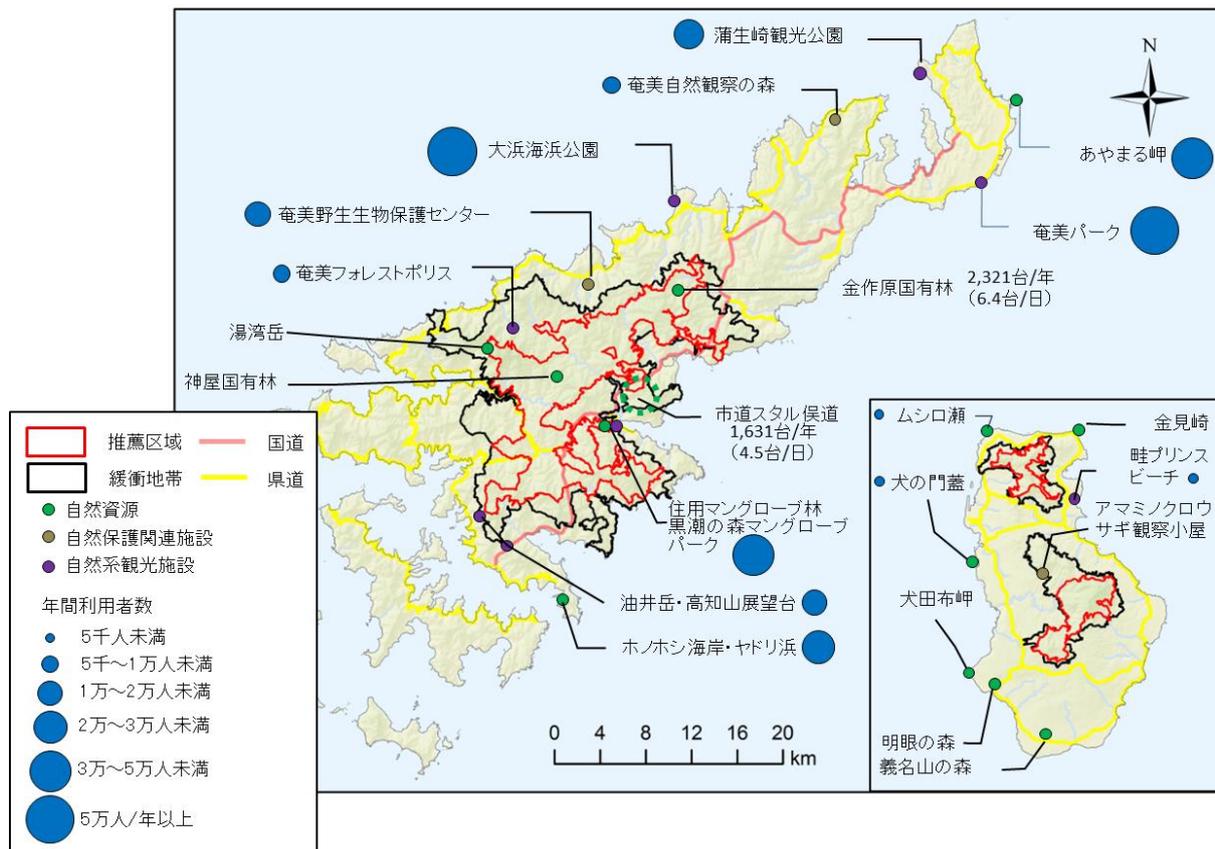


図8 奄美大島及び徳之島における主な利用場所と利用者数

※金作原国有林及び市道スタル俣道は、自動車の入込台数のデータ。
 ※利用者数の●の表示がない地点は利用者数データが得られていない。
 出典：鹿児島県、2016. 奄美群島持続的観光マスタープラン。
 毎日新聞 2017年2月22日地方版記事。

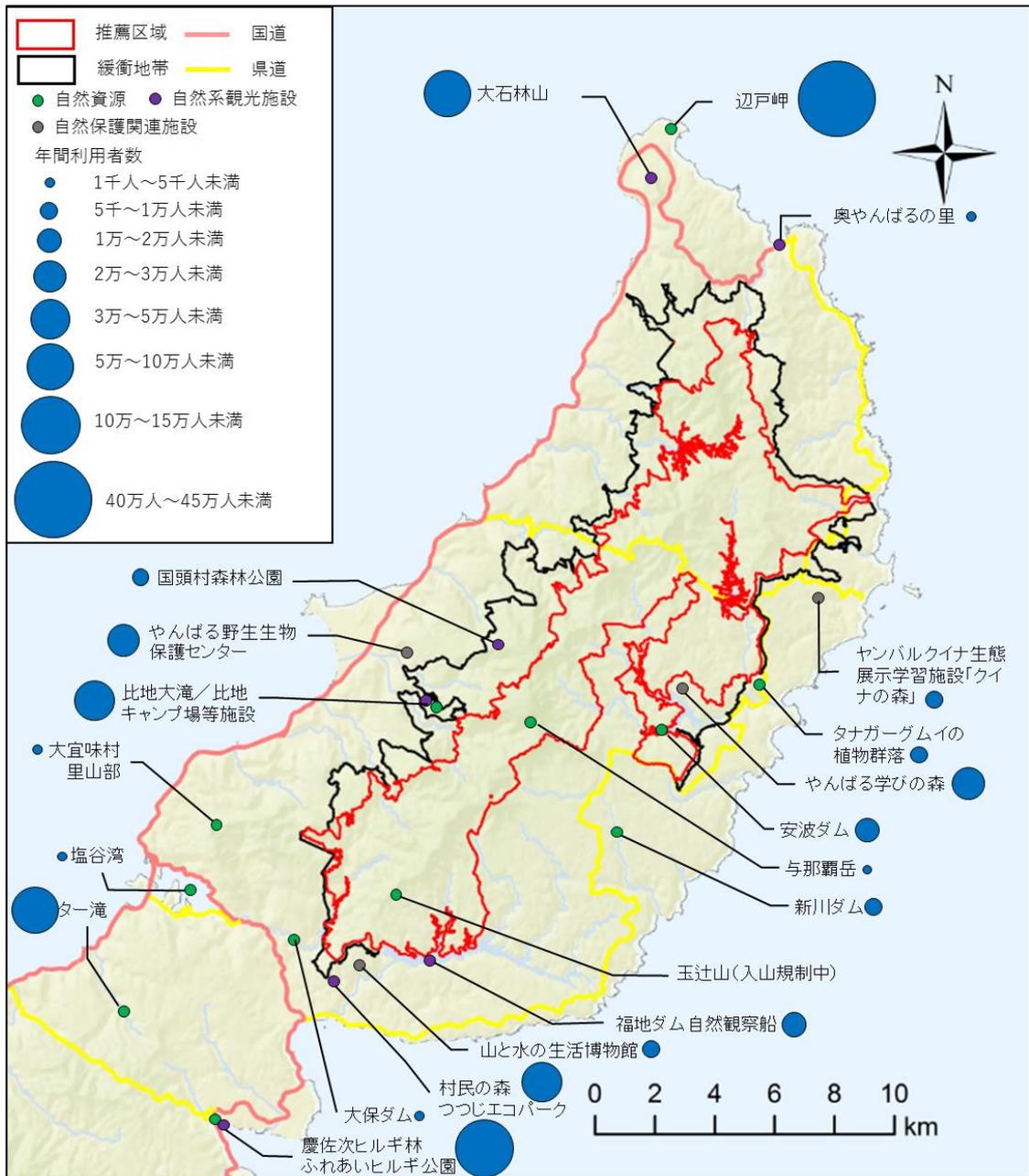


図9 沖縄島北部における主な利用場所及び利用者数

※利用者数の●の表示がない地点は利用者数データが得られていない。

出典：沖縄県，2014．奄美・琉球世界自然遺産登録に向けた自然環境の利用と保全の現状及び将来の利用予測調査．をもとに作成．年間利用者数が1000人未満の場所、及び、自然と関係が薄いと思われる利用地点・施設等は省略した。

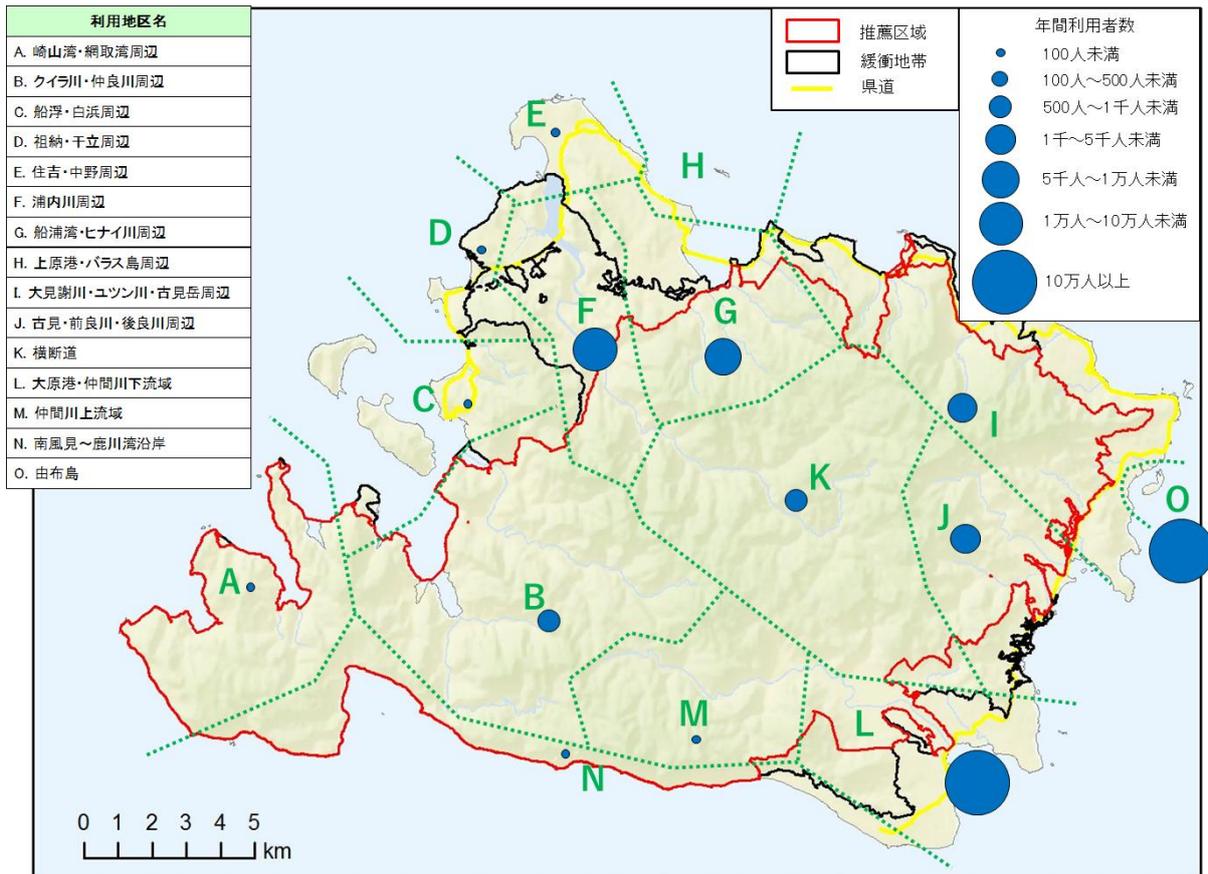


図 10 西表島における主な利用場所及び利用者数

出典：環境省那覇自然環境事務所，2016，平成 28 年度西表島における自然環境保全と利用のあり方に関する調査検討業務報告書

4. 管理の目標

1) 全体目標

管理機関及び関係者は、推薦地と緩衝地帯及び周辺管理地域の保全・管理に当たって、推薦書に記載した以下の顕著な普遍的価値を、将来にわたって維持、強化することを目標として共有する。

○クライテリア（x） 生物多様性

推薦地は、地球規模で生物多様性保全上の重要性が認識されている日本列島の中でも生物多様性が突出して高い地域である中琉球・南琉球の代表であり、中琉球・南琉球の島嶼における独特で豊かな生物多様性の生息域内保全において、最も重要な自然の生息地を包含している。推薦地は国際的絶滅危惧種 95 種を含め、多くの分類群において種数が多い地域であり、また、その割合も多い。さらに推薦地には固有種が多く、固有種率も高い。それらには、中琉球及び南琉球の成立過程を背景として、多くの遺存固有種及び／または独特な進化を遂げた種が含まれている。推薦地は、これらの顕著な普遍的価値を有する固有種や国際的絶滅危惧種の生息域内保全において、世界的なかけがえのなさが高い地域を含んでいる。

2) 地域区分別目標

(1) 推薦地

人為的干渉を最小限に抑え、自然の推移による変化を注意深く見守るとともに、希少種の保護増殖や外来種等の課題について必要な対策を講じることにより、構成資産の顕著な普遍的価値を自然状態で確実に維持する。

(2) 緩衝地帯

観光や農林業等の人為的活動との共存を図るとともに、希少種の保護増殖や外来種等の課題について推薦地の保全・管理に必要な補完的な対策を講じること等により、構成資産の顕著な普遍的価値の維持に資する緩衝機能を確保する。

(3) 周辺管理地域

地域社会が構成資産の顕著な普遍的価値への理解を共有し、構成資産に影響を与える脅威を排除・低減するとともに、持続可能な利用の促進により、推薦地の顕著な普遍的価値の将来的な維持と保護管理に貢献する。また、これらの取組への地域社会の参加・協働を促し、地域の生物多様性の保全と地域社会の持続的発展との両立を実現する。

3) 地域参加型管理目標

計画対象区域は、顕著な普遍的価値を表す固有種・希少種等が生息・生育する環境と住民生活や産業活動の場が非常に近接し、また一部は重複する場合もあることが特徴である。この地域では自然資源を利活用した文化・産業が育まれており、その中で顕著な普遍的価値が維持されてきたことを踏まえ、関係者はこの顕著な普遍的価値及び自然と人との共生の歴史について正しく理解するとともに、今後も、自然と人との共生を通じて、推薦地の優れた自然環境を維持し、後世に引き継ぐという共通認識を持つものとする。

そのためには、地域社会における人材育成、普及啓発、情報の共有・活用を推進することにより、地域社会（地域住民、土地所有者、利用者など）が推薦資産の管理に日常的に参画することが重要である。

また、地域区分別の自然資源の利用においては、緩衝地帯や周辺管理地域では、推薦地の顕著な普遍的価値を損なうことなく、持続可能な利用を行うことを前提に、地域産業の振興との両立を図っていく。

さらに、緩衝地帯や周辺管理地域のうち、特に推薦地に隣接する箇所や推薦地と推薦地の間に位置する箇所においては、地域住民、土地所有者、利用者等と連携・協力して自然環境の回復・復元、外来種の防除や希少種の保全などにより、推薦地の顕著な普遍的価値の維持を支える生態系の連続性の確保を図り、緩衝機能の強化に取り組む。

このような視点に基づく取組によって、顕著な普遍的価値の維持と地域の持続的な発展が両立する状態を目指す。

5. 管理の基本方針

管理機関及び関係者は、上記の目標を達成するために、以下に示す管理の基本方針及び、この下位計画として別途作成する地域別の行動計画に基づき、積極的な連携・協力のもと保全・管理を行う。

1) 保護制度の適切な運用

推薦地の顕著な普遍的価値を表す遺存固有種、新固有種及び絶滅危惧種とその重要な生息・生育地の将来にわたる存続を保証し、その顕著な普遍的価値に影響を及ぼす可能性のある開発等の人為的影響から確実に保護するため、国内法令等に基づく保護制度を適用し、適切に運用する。

このうち、国立公園、森林生態系保護地域及び鳥獣保護区は主に重要な生息・生育地の保全を主眼とした制度、天然記念物及び希少野生動植物種の保護に関する法令等は主に推薦地の顕著な普遍的価値を表す希少種・固有種の保全を主眼とした制度、外来種対策に関する法令等は主に推薦地の顕著な普遍的価値を表す希少種・固有種に対する脅威の除去を主眼とした制度である。

(1) 国立公園

「国立公園」は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として、環境大臣が「自然公園法」に基づき指定及び管理する地域である。

同法に基づき、奄美大島及び徳之島は2017年3月に「奄美群島国立公園」に指定された。奄美大島の推薦区域には私有地等が多かったため、推薦地の価値の保護が強固に担保されるよう、2016年より環境省及び鹿児島県において公有地化を進めており、引き続き公有地化を進める。沖縄島北部は、2016年9月に「やんばる国立公園」に指定されるとともに、2016年12月に返還された米軍北部訓練場の返還地の約9割を2018年6月に国立公園の公園区域に編入した。西表島は1972年に「西表国立公園」に指定され、2003、2007、2011年度の見直し・拡張及び「西表石垣国立公園」への名称変更を経て、2016年4月にほぼ全島を区域としてさらなる区域拡張がなされた。

各国立公園のうち「特別保護地区」及び「第1種特別地域」は、特に厳格な行為規制を伴う。また、「第2種特別地域」は、地域の農林業活動と調整を図りつつ、一定の行為規制を伴う。「第3種特別地域」は、一定の行為規制を伴うが、通常の農林業活動については、原則として許容されている。「普通地域」は、大規模な行為のみ届出が必要である。

表1 推薦地を含む国立公園一覧

名称	所在地	面積 ha	指定日
		全域（陸地）	
奄美群島国立公園	奄美大島、徳之島	42,181	2017年3月7日
やんばる国立公園	沖縄島北部	17,311	2016年8月15日
西表石垣国立公園	西表島	40,653	1972年5月15日

（2）森林生態系保護地域

「森林生態系保護地域」は、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資することを目的としている。「森林生態系保護地域」は、林野庁が「国有林野の管理経営に関する法律」に定める「地域管理経営計画」において設定し管理する地域である。

本制度に基づき、奄美大島及び徳之島には2013年3月に「奄美群島森林生態系保護地域」を設定し、沖縄島北部には2017年12月に「やんばる森林生態系保護地域」を設定した。西表島には1991年3月に「西表島森林生態系保護地域」を設定し、2012年の区域拡充を経て、2016年にさらなる拡充が図られた。

森林生態系保護地域のうち、「保存地区」は、原則として、人為を加えずに自然の推移に委ねることとしている。また、「保全利用地区」は、保存地区の緩衝の役割を果たすものであり、保存地区に準じた取扱いを行うこととしている。なお、森林生態系保護地域では、学術研究、自然観察教育等の行為は行うことが出来るものとしている。

表2 推薦地を含む森林生態系保護地域一覧

名称	所在地	面積 ha	指定日
奄美群島森林生態系保護地域	奄美大島・徳之島	4,820	2013年3月15日
やんばる森林生態系保護地域	沖縄島北部	3,007	2017年12月25日
西表島森林生態系保護地域	西表島	22,366	1991年3月28日

（3）鳥獣保護区

「国指定鳥獣保護区」は、国際的又は全国的な鳥獣保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める地域について、環境大臣が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定する地域である。「県指定鳥獣保護区」は、同法に基づき、地域の鳥獣の保護のため重要と認める地域について都道府県知事が指定する地域である。国指定及び県指定鳥獣保護区内では狩猟が禁止される。また、鳥獣の保護又は生息地の保護を図るために特に必要がある区域は「特別保護地区」に指定され、一定の開発行為が規制されている。

国指定鳥獣保護区には、奄美大島にはアマミノクロウサギ、アマミヤマシギ、オオトラツ

グミ、オーストンオオアカゲラ等の希少鳥獣の生息地として「湯湾岳鳥獣保護区」が1965年に、沖縄島北部3村においてはノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ホントウアカヒゲ等の希少鳥獣の生息地として「やんばる（安田）鳥獣保護区」と「やんばる（安波）鳥獣保護区」が2009年に、西表島においてはイリオモテヤマネコ、カンムリワシ等の希少鳥獣の生息地として「西表鳥獣保護区」が1992年に指定されている。鹿児島県指定鳥獣保護区は、奄美大島に17箇所、徳之島に3箇所あり、沖縄県指定鳥獣保護区は沖縄島北部に4箇所ある。

表3 推薦地を含む4地域の国指定鳥獣保護区一覧

名称	所在地	面積 ha	存続期間
湯湾岳 鳥獣保護区	奄美大島	320	2005. 11. 1～2025. 10. 31
やんばる（安田）鳥獣保護区	沖縄島北部	1,279	2009. 11. 1～2029. 10. 31
やんばる（安波）鳥獣保護区	沖縄島北部	465	2009. 11. 1～2029. 10. 31
西表 鳥獣保護区	西表島	10,218	2011. 11. 1～2031. 10. 31

表4 推薦地を含む4地域の鹿児島県指定鳥獣保護区一覧

名称	所在地	面積 ha	存続期間
名瀬小学校 鳥獣保護区	奄美市	3	2017. 11. 1～2027. 10. 31
笠利崎 鳥獣保護区	奄美市	425	2017. 11. 1～2027. 10. 31
金作原 鳥獣保護区	奄美市	297	2017. 11. 1～2027. 10. 31
金川岳 鳥獣保護区	奄美市	158	2018. 11. 1～2028. 10. 31
赤崎 鳥獣保護区	奄美市	156	2009. 11. 1～2019. 10. 31
大和小中学校 鳥獣保護区	大和村	3	2009. 11. 1～2019. 10. 31
蒲生崎 鳥獣保護区	奄美市	45	2009. 11. 1～2019. 10. 31
らんかん山 鳥獣保護区	奄美市	1	2009. 11. 1～2019. 10. 31
おがみ山 鳥獣保護区	奄美市	11	2009. 11. 1～2019. 10. 31
節子小中学校 鳥獣保護区	瀬戸内町	3	2010. 11. 1～2020. 10. 31
犬田布 鳥獣保護区	伊仙町	1,150	2010. 11. 1～2020. 10. 31
大瀬海岸 鳥獣保護区	奄美市	172	2010. 11. 1～2020. 10. 31
神之嶺小学校 鳥獣保護区	徳之島町	3	2011. 11. 1～2021. 10. 31
長雲峠 鳥獣保護区	龍郷町	35	2013. 11. 1～2023. 10. 31
八津野 鳥獣保護区	瀬戸内町	302	2014. 11. 1～2024. 10. 31
住用 鳥獣保護区	奄美市	378	2014. 11. 1～2024. 10. 31
内海公園 鳥獣保護区	奄美市	71	2014. 11. 1～2024. 10. 31
山間 鳥獣保護区	奄美市	73	2015. 11. 1～2025. 10. 31
ホノホシ 鳥獣保護区	瀬戸内町	326	2015. 11. 1～2025. 10. 31
母間 鳥獣保護区	徳之島町	310	2016. 11. 1～2026. 10. 31

表5 推薦地を含む4地域の沖縄県指定鳥獣保護区一覧

名称	所在地	面積 ha	存続期間
大保 鳥獣保護区	大宜味村	240	2004. 11. 1～2024. 10. 31
西銘岳 鳥獣保護区（特別保護地区を含む）	国頭村	84	2015. 11. 1～2035. 10. 31
佐手 鳥獣保護区（特別保護地区を含む）	国頭村	158	2015. 11. 1～2035. 10. 31
与那覇岳 鳥獣保護区（特別保護地区を含む）	国頭村	666	2015. 11. 1～2035. 10. 31

(4) 天然記念物

「天然記念物」は、動植物（生息地、繁殖地、渡来地及び自生地を含む）や地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）で我が国にとって学術上価値の高いもののうち重要なものを保存することを目的とし、文部科学大臣が「文化財保護法」に基づき指定するものである。また、鹿児島県文化財保護条例、沖縄県文化財保護条例に基づき、各県の教育委員会は、同様に県指定天然記念物を指定することができる。

同法に基づき、推薦地を含む4地域において、国指定天然記念物として30件、県指定天然記念物として22件が指定されている。

これらの天然記念物には現状変更やその保存に影響を及ぼす行為に対して、原則として文化庁長官又は各県教育委員会の許可が必要とされ、法的に保護されている。

表6 推薦地を含む4地域の国指定天然記念物一覧

名称	種別	所在地	指定年月日 (特別天然記念物指定)
アマミノクロウサギ	特別天然記念物	奄美大島、徳之島	1921年3月3日 (1963年7月4日)
ノグチゲラ	特別天然記念物	沖縄島北部	1972年5月15日 (1977年3月15日)
イリオモテヤマネコ	特別天然記念物	西表島	1972年5月15日 (1977年3月15日)
カンムリワシ	特別天然記念物	西表島	1972年5月15日 (1977年3月15日)
アカヒゲ	天然記念物	奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島	1970年1月23日
オカヤドカリ	天然記念物	奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島	1970年11月12日
カラスバト	天然記念物	奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島	1971年5月19日
ルリカケス	天然記念物	奄美大島	1921年3月3日
オーストンオオアカゲラ	天然記念物	奄美大島	1971年5月19日

名称	種別	所在地	指定年月日 (特別天然記念物指定)
オオトラツグミ	天然記念物	奄美大島	1971年5月19日
神屋・湯湾岳	天然記念物	奄美大島	1968年11月8日
大和浜のオキナワウラ ジロガシ林	天然記念物	奄美大島	2008年3月28日
徳之島明眼の森	天然記念物	徳之島	2013年3月27日
ケナガネズミ	天然記念物	奄美大島、徳之 島、沖縄島北部	1972年5月15日
トゲネズミ	天然記念物	奄美大島、徳之 島、沖縄島北部	1972年5月15日
リュウキュウヤマガメ	天然記念物	沖縄島北部	1975年6月26日
ヤンバルクイナ	天然記念物	沖縄島北部	1982年12月18日
ヤンバルテナゴコガネ	天然記念物	沖縄島北部	1985年5月14日
与那覇岳天然保護区域	天然記念物	沖縄島北部	1972年5月15日
安波のタナガームイ の植物群落	天然記念物	沖縄島北部	1972年5月15日
田港御願の植物群落	天然記念物	沖縄島北部	1972年5月15日
慶佐次湾のヒルギ林	天然記念物	沖縄島北部	1972年5月15日
セマルハコガメ	天然記念物	西表島	1972年5月15日
リュウキュウキンバト	天然記念物	西表島	1972年5月15日
キシノウエトカゲ	天然記念物	西表島	1975年6月26日
船浦のニッパヤシ群落	天然記念物	西表島	1972年5月15日
ウブンドルのヤエヤマ ヤシ群落	天然記念物	西表島	1972年5月15日
星立天然保護区域	天然記念物	西表島	1972年5月15日
仲間川天然保護区域	天然記念物	西表島	1972年5月15日
古見のサキシマスオウ ノキ群落	天然記念物	西表島	1978年3月22日

表7 推薦地を含む4地域の県指定天然記念物一覧

名称	県	所在地	指定年月日
イボイモリ	鹿児島県	奄美大島、徳之島	2003年4月22日
イシカワガエル	鹿児島県	奄美大島	2003年4月22日
オビトカゲモドキ	鹿児島県	徳之島	2003年4月22日
オットンガエル	鹿児島県	奄美大島	2005年4月19日
アマミハナサキガエル	鹿児島県	奄美大島、徳之島	2011年4月19日
請島のウケユリ自生地	鹿児島県	奄美大島	2008年4月22日
犬田布海岸のメランジ 堆積物	鹿児島県	徳之島	2009年4月21日
フタオチョウ	沖縄県	沖縄島北部	1969年8月26日
コノハチョウ	沖縄県	沖縄島北部、西表 島	1969年8月26日
イボイモリ	沖縄県	沖縄島北部	1978年11月9日

名称	県	所在地	指定年月日
クロイワトカゲモドキ (マダラトカゲモドキ も含む)	沖縄県	沖縄島北部	1978年11月9日
ホルストガエル	沖縄県	沖縄島北部	1985年3月29日
ナミエガエル	沖縄県	沖縄島北部	1985年3月29日
イシカワガエル	沖縄県	沖縄島北部	1985年3月29日
アマミヤマシギ	沖縄県	沖縄島北部	1994年2月4日
安波のサキシマスオウ ノキ	沖縄県	沖縄島北部	1959年12月16日
大宜味御嶽のビロウ群 落	沖縄県	沖縄島北部	1974年2月22日
喜如嘉板敷海岸板の干 瀬	沖縄県	沖縄島北部	1974年2月22日
比地の小玉森の植物群 落	沖縄県	沖縄島北部	1991年4月2日
アサヒナキマダラセセ リ	沖縄県	西表島	1978年4月1日
ヨナグニサン	沖縄県	西表島	1985年3月29日
船浮のヤエヤマハマゴ ウ	沖縄県	西表島	1959年12月16日

(5) 希少野生動植物種の保護に関する法令等

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)に基づいて指定された国内希少野生動植物種に関しては、捕獲、採取、殺傷、損傷、譲渡等が原則禁止されており、推薦地では国内希少野生動植物種のうち動物31種、植物28種が生息・生育している。加えて、特に必要な種については、保護増殖事業計画等を策定し、種ごとに継続的な生息状況の把握、生息環境の維持・改善、人工繁殖及び個体の野生復帰、普及啓発、関係機関による連携の確保等を図っている。

推薦地のうち奄美大島、徳之島が属する奄美群島においては、「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」が制定されており、動物8種、植物15種の捕獲、採取等が禁止されている。さらに、奄美大島では5市町村共通の、徳之島では3町共通の「希少野生動植物の保護に関する条例」がそれぞれ制定されており、奄美大島では動物21種、植物35種、徳之島では動物5種、植物26種の捕獲、採取等が禁止されている。また、沖縄県及び沖縄島北部3村においても、同様に希少野生動植物やその生息地の保護を目的とした条例等の制定に向けた検討が進められている。西表島を含む竹富町においては、大幅に改正された「竹富町自然環境保護条例」が2017年4月に施行され、動物26種、植物17種の捕獲、採取等が禁止されている。

管理機関は、これらの関連する法令等に基づき、連携して希少野生動植物の保護に関する取組を推進していく。

(6) 外来種対策に関する法令等

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、海外から導入された生物であって、在来生態系等へ被害を及ぼす又はそのおそれがあると認められるものを「特定外来生物」に指定し、飼養、保管、運搬、栽培、放出、譲渡、輸入等を規制している。管理機関は、これらの関連する法律、条令等に基づき、連携して外来種による生態系等に係る被害の防止に関する取組を推進していく。

鹿児島県においては、指定した外来動植物について、適切な施設に収容して飼養することを義務付けるとともに、放出を禁止することのできる条例の制定を検討中である。制定後は、これに基づく外来種の総合的な対策を推進することとしている。

沖縄県においては、外来種対策の指針や公有水面の埋立行為に際して外来種の混入を防止する条例を制定しているほか、外来種対策も盛り込んだ希少種保護の条例制定に向けて作業中である。また、西表島を含む竹富町においては、飼養施設外への放出等が禁止される竹富町自然環境保護条例の指定外来生物として、動物 12 種、植物 7 種が指定されている。

2) 外来種による影響の排除・低減

(1) 侵略的外来種の侵入状況の監視及び侵入初期における防除

侵略的外来種は、希少種をはじめとする在来種を捕食することで在来生態系等への直接的な脅威となる、あるいは、種間関係のバランスの崩壊、遺伝的攪乱、病原菌や寄生虫の侵入等を引き起こし、希少種をはじめとする在来種の生息・生育への間接的脅威となるおそれがある。なお、侵略的外来種については、国外を由来するものだけではなく、国内を由来とするものであっても、その自然分布域を越えて導入される生物種が含まれている。それら侵略的外来種に関しては、侵入状況の監視による早期発見及び侵入初期における防除が重要である。

管理機関は、計画対象区域への侵入経路となる懸念がある場所や定着するおそれのある場所には特に留意し、侵入状況の監視を行い、侵略的外来種の早期発見を図る。また、優先的に対策を実施すべき侵略的外来種の選定を行い、侵入が確認された場合の速やかな防除活動が効果的に実施できる体制の構築を進める。さらに、地域住民、観光客、動植物の販売業者、工事関係者や交通事業者等の関係者に対し、外来種のリスクや予防措置についての周知を継続して実施する。

地域住民、観光客、動植物の販売業者、各種事業者等関係者は、これらの種を意図的又は非意図的に当該地域に導入することのないよう、自然環境へ及ぼす外来種のリスクについて理解し、侵入予防のための行動をとる。

今後も各主体が連携して、侵略的外来種の非意図的導入を予防する行動をとることにより、侵略的外来種の侵入・定着・拡散を抑制していく。

(2) 既に侵入・定着が確認されている侵略的外来種の防除事業の計画的推進

計画対象区域に既に侵入・定着が確認されている侵略的外来種のうち、奄美大島と沖縄島北部に侵入・定着している特定外来生物のフイリマンゲースに関しては、防除事業を継続的に実施してきた結果、各島におけるマンゲースの生息域・生息密度は大幅に低減してきている。奄美大島では 2022 年度、沖縄島北部では 2026 年度までの完全排除を目標とする防除実施計画が策定されており、引き続き同計画に基づき防除事業を重点的に実施する。

また、計画対象区域への侵入・定着が確認されているツルヒヨドリやアメリカハマグルマなどの侵略的外来植物に関しては、地域住民・民間企業・NPO 等の参加・協力による防除事業の実施等により、今後も推薦地への侵入・拡散の抑制に継続的に取り組んでいく。

西表島において侵入が確認されたオオヒキガエルやシロアゴガエルなどの侵略的外来カエル等については、防除に関する計画などに基づき、侵入の早期発見と初期段階の迅速な防除事業の実施に加え、再侵入を防止するため侵入源となる石垣港周辺での対策事業を引き続き継続していく。

また、上記以外の既に侵入・定着が確認されている侵略的外来種に関しても、推薦地の顕著な普遍的価値を表す遺存固有種、新固有種及び絶滅危惧種とその重要な生息・生育地への影響のリスク、防除技術の確立状況等を勘案しながら、必要性、緊急性の高い外来種防除事業を、地域住民及び関係団体と連携しながら、管理機関が一体となって計画的に推進していく。特に、国が作成する生態系被害防止外来種リストの他、鹿児島県においては、現在検討している外来動植物対策に関する条例に基づき指定される外来動植物について、また、沖縄県においては、沖縄県外来種対策指針に基づく沖縄県対策外来種リストの防除対策外来種に選定された外来種について、優先的かつ戦略的に防除を実施していく。

(3) ネコ・イヌによる影響の排除・低減

計画対象区域では、ネコやイヌによる希少種の捕食が確認されている。また希少種への感染等の影響が懸念されており、例えば西表島ではネコによるイリオモテヤマネコへのネコ免疫不全ウイルス (FIV) への感染等も懸念されることから、希少種の保護のためにネコ・イヌの影響を排除・低減することが重要である。

このためには、希少種の生息域における取組だけでなく、ネコ・イヌの発生源対策が重要である。ネコ・イヌについては動物の愛護及び管理に関する法律や狂犬病予防法において所有者の責務等が規定されている他、さらに具体的に、ネコについては、推薦地を含む 4 地域の関係市町村の全てがネコの適正飼養に関する条例を制定しており、飼い猫の登録、マイクロチップの挿入、放し飼いの制限、遺棄の禁止等を進めている。また、イヌについては、鹿児島県では「動物の愛護及び管理に関する条例」において飼い主による犬の係留の義務や係留されていない犬の捕獲等を定め、さらに奄美大島の奄美市、沖縄島北部の 3 村及び西表島を含む竹富町が飼い犬に関する条例を定め、同様の規定をしている。引き続き、条例等に対

する地域住民の理解・意識向上のための普及啓発を進めるとともに、条例等の適切な運用を図る。

また、関係行政機関、NPO等が連携・協力し、希少種生息域（森林内）にいるネコ・イヌの把握及び情報共有、捕獲、排除、新たな飼い主への譲渡、適正飼養の推進（条例による登録義務づけ、不妊化・室内飼育推奨、遺棄の防止）等を検討又は実施しており、この取組を進める。

特に、奄美大島のネコ管理に関しては、2018年3月に、環境省、鹿児島県及び5市町村により「奄美大島における生態系保全のためのネコ管理計画（2018年度～2027年度）」が策定された。本計画に基づき、関係機関が連携・協力しながら、ネコによる在来種への影響を排除・低減するため、ネコの捕獲等及び発生源対策を進めている。また希少種への影響を排除・低減するため、徳之島のネコと沖縄島北部のネコ・イヌについて捕獲及び発生源対策を引続き推進していく。

（4）飼育・栽培個体等による生態系への影響の防止

地域住民や事業者などにより飼育・栽培されている生物種が逸出・遺棄してしまうと、希少種の捕食や、競合が発生するなど生態系への影響が懸念される。また、推薦地には固有種・固有系統が多いため、元々日本に生息地を持たない外来種、推薦地に生息地を持たず本土にのみ生息する近縁種、中琉球及び南琉球内の異なる島の在来種（国内由来の外来種）や同種・亜種でも遺伝的形質の異なる集団が持ちこまれると、交雑による遺伝的攪乱が生じることが懸念される。

そのため、生態系への影響排除や在来種とその近縁種との間の交雑による遺伝的攪乱のリスク低減に向けて、情報収集、当該近縁種の計画対象区域内への意図的導入の防止や、飼育・栽培個体の管理（放出の防止等）の徹底について、地域住民及び一次産業従事者等への普及啓発を推進し、理解促進と協力体制の確保を継続して進め、飼育・栽培個体等による生態系への影響を排除・低減する。

鹿児島県においては、指定した外来動植物について、適切な施設に収容して飼養することを義務付けるとともに、放出を禁止することのできる条例の制定を検討中である。

竹富町においては、指定した外来生物について、規則で定める基準に適合する飼養施設に収容して飼養することを義務付けるとともに、飼養施設外への放出等や適合飼養等施設を備えていない者への譲渡を禁止している。

3）希少種への人為的影響の防止

（1）希少種の違法採集の防止

推薦地では、この地域にのみ分布する希少な固有種が多く、愛好家等による採集圧やペットトレード等の商業利用を目的とした乱獲が推薦地の生態系に悪影響を与えている。この

ため、特に希少な種を種の保存法に基づく国内希少野生動植物種等に指定して捕獲・採取等を規制したり、国立公園等の区域内における採集行為を規制するなど、法令に基づく保護を進めている。管理機関は、地元関係機関及び地域住民、研究者と連携し、それぞれの種について捕獲・採集圧の状況を把握し、こうした取組を引き続き適切に推進する。

さらに、希少種の違法採集を防止するためのパトロールを、管理機関と地元関係機関・NPO及び地域住民等との連携・協力のもとで実施しており、これらの取組を継続するとともに、警察との連携・協力を進めるなど、監視体制の強化を図る。特に国頭村では、違法採集や車輛による轢死を含む希少種への影響を低減するため、林道の夜間通行規制が実施されている。今後は、現在実施されている林道通行規制を継続するとともに、こうした取組の拡大について必要に応じて各推薦地で検討を進める。

加えて、港や空港での希少動植物の違法な持ち出しについて、今後、関係省庁及び関係機関等と連携して、実効性のある対策を検討・実施していく。

また、関係法令等で捕獲・採取等を禁止している希少種に関する情報について、関係機関や民間企業と連携し、地域住民や来訪者等にも広く周知し、希少種保護に対する理解と協力を求める取組をさらに進める。

(2) 希少種の交通事故等の防止

推薦地とその周辺では、アマミノクロウサギ、ケナガネズミ、ヤンバルクイナ、イリオモテヤマネコやカンムリワシなどの固有種・希少種の交通事故、また、ヤンバルクイナの雛やイボイモリ、リュウキュウヤマガメ、ヤエヤマセマルハコガメ等の小動物の道路側溝への転落等が生じている。このため、管理機関は、固有種・希少種の交通事故等の発生状況の把握に努める。

推薦地を含む4地域では、地域の関係機関・団体等との連携・協力のもと、希少種の交通事故等発生状況の把握、交通事故リスクが高い場所の周知及び視認性向上のための沿道の草刈り実施や、運転者に対する注意喚起のための看板設置やチラシ配布、希少種の保護に対する普及啓発に積極的に取り組んでいる。今後、さらに地域住民や観光事業者等とも連携・協力し取組を進める。

また、希少種の交通事故等による影響を防止するために、従来から希少種の交通事故等が特に問題となっていた沖縄島北部や西表島を中心に、保護対象となる希少種の生態特性や生息状況、交通事故等の発生原因、交通事故多発区間の道路構造等を把握したうえで、路上侵入防止柵の設置など効果的な交通事故等の対策を検討、実施してきている。その他、奄美大島及び徳之島においても希少種の多いエリアでのゲートや減速帯の設置、通行規制等に向けた取組を進めている。管理機関は、こうした科学的知見に基づいた交通事故等の対策を引き続き推進する。対策を進めるに当たっては、当該対策が他の希少種の生息・生育状況へ与える影響についても留意する。

4) 北部訓練場の自然環境保全に関する米軍との協力

沖縄島北部の推薦地に隣接する米軍北部訓練場における自然環境に関しては、日米両政府が日米合同委員会の下に設置した環境分科委員会等の場を通して緊密な連携体制の下に適切な保全・管理が図られており、今後も取組を継続的に進める。

沖縄駐留アメリカ海兵隊基地等の統括機関（キャンプ・バトラー：Marine Corps Base Camp Smedley D. Butler）は、その管轄内の基地等の効果的な運用のため、基地内に含まれる自然や文化資源の有効かつ効果的な維持・保全の主要な情報源及び指針として、「自然及び文化資源の統合的管理計画」（Integrated Natural Resources and Cultural Resources Management Plan：INRCRMP）を策定しており、北部訓練場もこの計画に基づいて適切に管理されている。

特に、世界自然遺産の推薦に係る取組については、環境省は在日米軍に対して適宜情報提供を行ってきており、日米間で公式に作成した文書のとおり、推薦地の顕著な普遍的価値を維持するため、北部訓練場を含む沖縄島北部一帯において侵略的外来種の防除など必要な事業を推進することにより、世界遺産推薦地の保全へ特段の配慮をすることが重要であるとの認識を日米両政府で共有している。日米両政府は、在来種、特に絶滅危惧種の保護に資するマングースやノネコの捕獲等の必要な保全事業について、環境分科委員会等の場を通じて今後も共同で継続的に取り組むこととしている。

これまでの具体的取組としては例えば、環境省と沖縄県が2007年から10年以上にわたり北部訓練場内において訓練場外と同レベルのマングース防除事業を実施しており、また北部訓練場内の一部地域では、在沖海兵隊の事業としてのマングース防除も実施された。これらの協力については「自然及び文化資源の統合的管理計画」の中でも記述されているものである。

従来の保全管理結果に関連する情報としては、北部訓練場を含む沖縄島北部一帯で、ヤンバルクイナをはじめとした希少種の分布が回復傾向にあることに加えて、2016年に米軍北部訓練場の一部が返還された後、2016年及び2017年に北部訓練場返還地において自然環境調査等を実施した結果、大径木が多く、樹齢の高い森林を有し、ヤンバルテナガコガネやケナガネズミなどの固有種・希少種が安定的に生息・生育する良好な自然環境が保たれていることが確認されている。

今後も世界遺産推薦やその後の評価、登録やモニタリング等に係る情報を適宜共有し、推薦地の適切な保全・管理を図るために、必要に応じて意見交換等を行うこととしている。

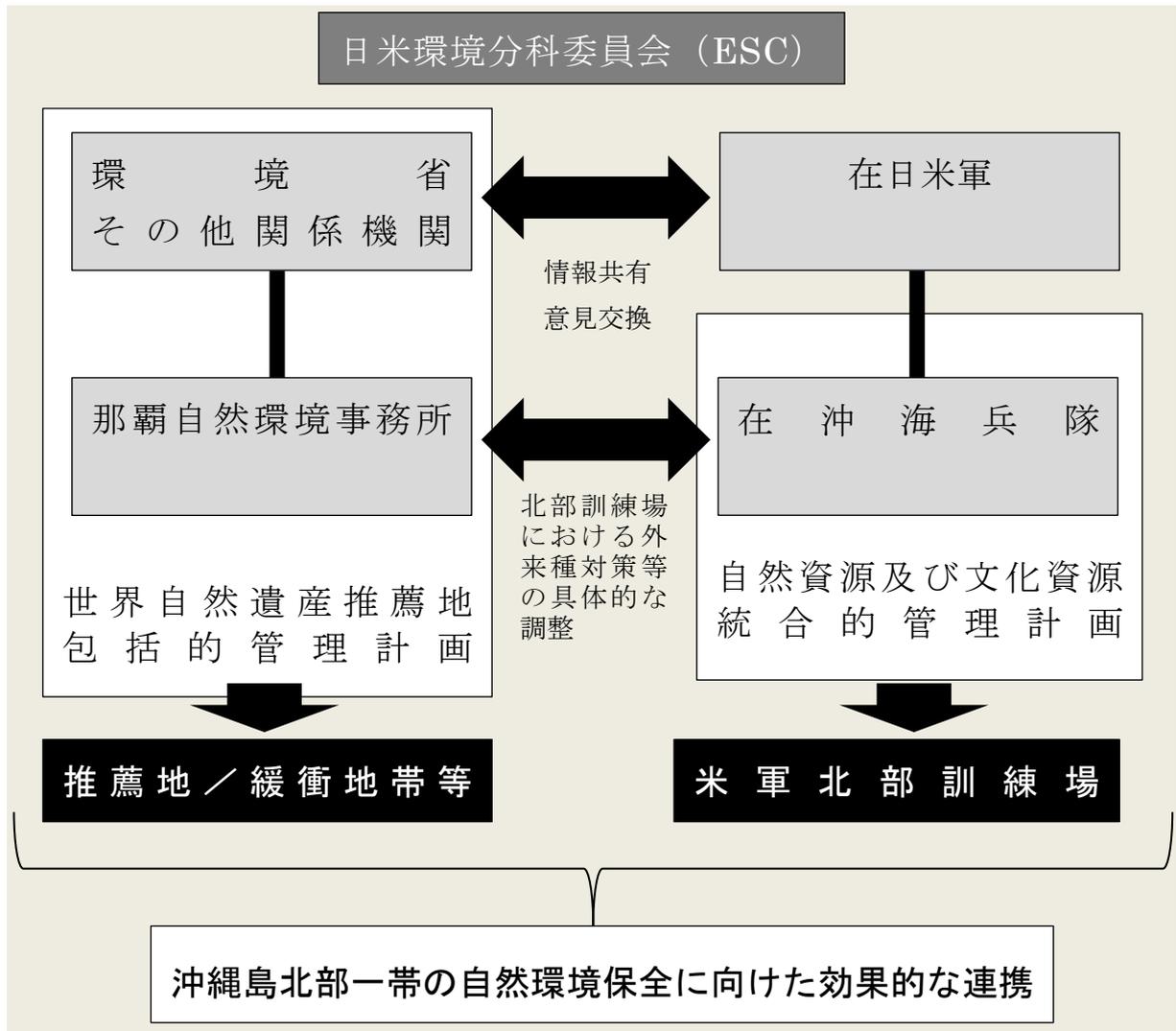


図 11 沖縄島北部における日米間の協力関係

5) 緩衝地帯等における産業との調和

計画対象区域の森林は、古い時代から地域の生活や産業に利用され、必要とする木材を地域内外に送り続け、また、地域の伝統的な生活文化や習慣等を形成してきた歴史がある。森林施業においては、従前より、森林法に基づく森林計画制度により、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いが進められてきたことに加え、奄美大島の皆伐においては、尾根・沢筋における保護樹帯の残存や林地への影響が少ない架線集材等の施業方法が行われ、沖縄島北部では琉球王府時代に導入された森林管理や利用に係る規定を整備した杣山制度から始まり、「やんばる型森林業の推進（施策方針）」などに基づき環境に配慮した森林施業が実施されるなど、持続的な資源管理が図られてきた。また、当該地域の生物種の中には、適度な人為的攪乱のもとで維持されてきた二次的環境を巧みに利用してきたものも存在する。その結果、この地域では、人為的な影響を受けつつも、萌芽力の旺盛なスダジイを優占種とする森林の高い回復力を背景に、現在も生物多様性に富んだ優れた自然環境となり、希少種の生息・生育場所が

維持されている。

このことを踏まえ、緩衝地帯や推薦地に隣接する周辺管理地域における森林資源の利活用に当たっては、森林の回復力に留意しつつ、伐採面積・伐期齢・保護樹帯等に関する自然公園法、森林法等の関連法令・制度だけでなく、自主的又は慣習的なルール・手法のもと、生物多様性に配慮した持続可能な森林施業を目指し、推薦地の価値の保全と資源利用の両立を図る。

また、西表島におけるイリオモテヤマネコや徳之島におけるアマミノクロウサギが、緩衝地帯に含まれる農耕地も生息の場として利用していること等を踏まえ、主要な生物種の生息・生育状況を把握したうえで、生物多様性を維持していくうえで必要な人為的関与の程度や方法についての調査・研究を進める。

6) 適切な観光管理の実現

(1) 持続可能な観光の戦略的推進

観光は遺産価値への理解を深める機会となる一方、訪問者の増加に伴う無秩序な観光事業の拡大や過剰利用の発生は、野生動物の人慣れや餌づけ、踏み荒らし等によって遺産価値を損ない、来訪者の期待や満足度の低下をもたらす要因ともなる。そのため、計画対象区域においては、適切な利用コントロール等により観光利用による推薦地への負荷を低減し、遺産価値の長期的維持を図るとともに、あわせて、来訪者の安全を確保しつつ質の高い自然体験を提供し、地域環境の保全と社会・経済へ貢献する持続可能な観光を戦略的に推進する。

そのためには、推薦地を含む4地域のそれぞれにおいて、各地域の観光の実情を踏まえた観光管理の基本方針を示した観光管理計画を策定し、地域住民等の理解を得て、管理機関、観光事業者、地域関係者等による連携・協力・役割分担のもと、適切な観光管理を実施していく必要がある。

奄美大島と徳之島が含まれる奄美群島においては、2016年3月に鹿児島県により「奄美群島持続的観光マスタープラン」が策定されており、3つの目標（「観光スポットごとの特性に応じて利用の計画的誘導」「遺産登録効果の群島全体への波及」「質の高い観光の実現と利用者満足度の向上」）と施設整備や利用の適正化に関する基本的考え方に基づいて、国、県、市町村、民間が協力してマスタープランに示された取組を推進している。沖縄島北部及び西表島においても、2018年より「沖縄島北部持続的観光マスタープラン（仮称）」及び「西表島持続的観光マスタープラン（仮称）」の策定に向けた検討が開始されており、それぞれの地域で管理機関、観光事業者、地域関係者等が参加する作業部会を設置して、2019年度内の計画策定を目指し、検討が進められている。これらの計画を、各地域の観光管理計画と位置づけ、更なるブラッシュアップによる内容の充実を図りながら、適切な観光管理を実現していく。

(2) 地域区分ごとの観光利用の方針設定

計画対象区域においては、推薦地、緩衝地帯、周辺管理地域の各地域区分ごとに観光利用を受入れる上での基本方針を以下のとおり設定する。

① 推薦地

遺産価値への影響を最小化するため、必要に応じて適正利用に向けたルールや制限を設定し来訪者の入込みを抑制・制限するなど、適切な利用コントロールを行いつつ、より深い自然体験を促進する。利用するための施設整備については、利用による環境負荷の低減や利用に必要な情報の提供等のための必要最小限の整備に留める。

② 緩衝地帯

来訪者に地域固有の自然との出会いや生物多様性の豊かさに触れる機会を提供するため、一定量の自然体験型観光の受入れを可能にするとともに、同時に、推薦地への来訪者の入込みを抑制・制御するコントロール機能を確保するなど、推薦地への影響に配慮した利用を促進する。また、推薦地及び緩衝地帯の利用者への利用のルールの周知、インタープリテーションなどを行うエコツアーリズムの拠点の整備を進める。

③ 周辺管理地域

観光に伴う地域への影響や収容力を勘案したうえで、多人数の周遊観光の受入を想定する。推薦地の価値・区域、エコツアーリズムへの参加、利用ルールなど、訪問者が推薦地や緩衝地帯に関わる情報を入手できる施設等の整備・機能強化を進める。また、集落なども含まれることから、住民生活に配慮したうえで、集落散策、歴史文化体験、地域産品などを組み込んだ観光を推進し、文化の継承、地域社会の持続的な発展にも貢献する。

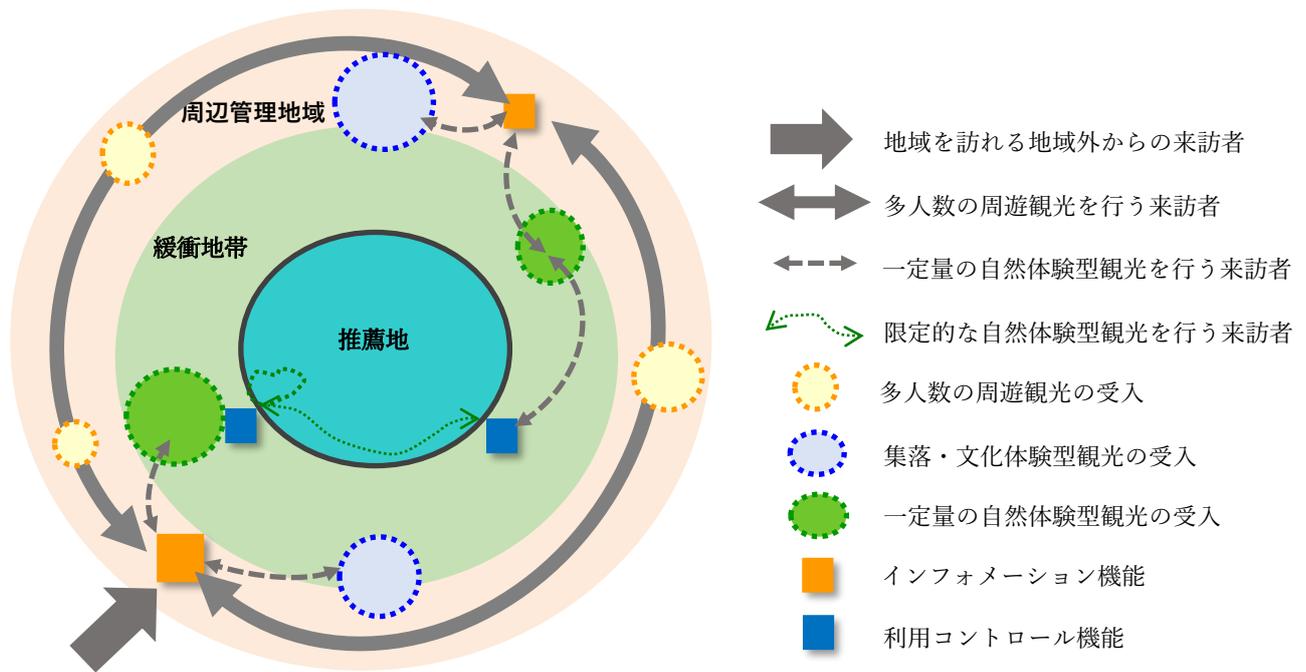


図 12 地域区分ごとの観光利用の方針【概念図】

(3) 適正利用の推進

適正利用の推進のため、4地域毎に管理機関、観光事業者、地域関係者等の参画を得て、自然体験型観光やエコツーリズムの考え方について整理し、(2)の地域区分ごとの観光利用の方針を踏まえた利用ルール・制限の設定、利用のマナーの周知、ガイド認定・登録制度の創設・人材育成、より深い自然体験を提供するプログラムづくり等の取組を進めていく。

① フィールド毎の利用ルール・制限の設定

遺産価値を保全しつつ持続可能な観光を実現するため、保全すべき対象の特性、利用実態等を踏まえて保護上重要なフィールドを特定し、必要に応じてキャリング・キャパシティとの関係を十分把握したうえで、人数制限、ガイド同伴義務、立入制限などフィールド毎の利用ルール・利用制限を設定し、適切な利用コントロールを図る。

利用コントロール手法の導入においては、持続可能なシステムとするため、管理機関、観光事業者、地域関係者等の合意形成を図りつつ、しっかりとした協力・協働の体制を確立するとともに、エコツーリズム推進法や自然公園法等の法制度の活用、体制運用のための観光客から提供される資金（入域料・協力金等）を活用した予算確保、利用実態や利用に伴う遺産としての価値への影響などについての簡易な民間参加型のモニタリング手法なども検討する。また、利用コントロールに対する理解と協力を得るため、管理機関は、観光事業者や地域関係者等と連携して来訪者への普及啓発に積極的に取り組む。

② 認定・登録ガイドと人材育成

観光客等への遺産としての価値、利用のマナー・ルールの周知については、観光客等と直接接する観光事業者を通じて行うことが効果的であり、観光事業者の協力と質の高いガイド技術が必要である。そのため、4地域では認定・登録ガイド制度が創設、或いは検討されている。これらのガイドが、コミュニケーションや安全管理等の技術向上、世界遺産として評価された自然環境の価値や自然の共生の中で育まれてきた地域の文化等に対する知識習得に努めることができるよう、管理機関は、観光事業者と連携し、ガイド技術向上のための研修や効果的なプログラムづくりなどを支援していく。

また、観光事業者は、様々な関係者や関係機関の協力により維持してきた自然環境の恩恵を受けてガイドツアーなどを行っていることから、モニタリングへの参加、日常的なフィールド管理、ルールの策定や遵守などに取り組み、遺産の価値の長期的維持と来訪者の責任ある訪問をサポートする役割を担う。

③ 地域毎の取組の推進

奄美大島及び徳之島では、2017年に「奄美群島エコツアーリズム推進全体構想」が策定され、エコツアーガイドの認定制度が開始されている。また、同全体構想のもと、市町村、観光関係者、ガイド等により、ガイドラインや自主ルールの策定、プログラム作り、人材育成などの取組が進められている。また、奄美大島の金作原林道、市道スタル俣線や徳之島の林道山クビリ線では、利用のルールづくりや減速帯・看板の設置等を行っている。さらに、観光客の分散を目的とした奄美群島におけるロングトレイルの設定なども進められている。

また、沖縄島北部の3村においては、2018年に「やんばる森林ツアーリズム推進全体構想」が策定され、「やんばる3村世界自然遺産推進協議会」において、一定の理解・知識を有するガイドの同行や育成を強化するためガイド登録・認定制度を設置し、自然体験型観光に利用されているフィールドを当該制度と連動した形で区分けする（保護・限定・登録・オープン）の4区分）とともに、フィールド毎の利用ルールを定め、さらにはガイドを含めた関係事業者等と協働でフィールドのモニタリングを実施する仕組みを推奨している。2018年からガイドの登録・認定制度や利用ルール等の普及啓発を積極的に推進し、本格運用に向け準備を進めているところである。

西表島においては、現在「西表島エコツアーリズムガイドライン（仮称）」の検討が進められているところであり、今後フィールド毎の利用ルールの設定、利用コントロール手法、ガイドの認定・登録制度、モニタリング手法等が取りまとめられる予定である。また、竹富町観光案内人条例（仮称）の検討も進められており、ガイド事業者の登録・認証及びその事業内容の届出を義務づけることを予定している。

今後、これらの計画の早期策定、取組の継続・実施、推進体制の構築・強化により、

4 地域における利用適正化に向けた来訪者管理を着実に進めていく。

(4) 観光管理施設の整備

緩衝地帯及び周辺管理地域では、(2)の地域区分ごとの観光利用の方針を踏まえ、推薦地に関する情報発信、環境教育・エコツーリズムの場としての機能を有する施設の整備又は既存施設の機能の拡充を行う。これらの施設では、推薦地の価値を知るための自然体験につながる情報提供、推薦地の区域、法的な規制等、利用に供されているエリアの利用ルール・制限、利用マナー等周知のためのパネルの展示やチラシ等の配布等を行う。また、計画対象地域の利用分散を図るため、推薦地と類似した亜熱帯照葉樹林の森などにおいて、自然環境を保全しつつ、多人数の訪問者の受け入れが可能な園地などを必要に応じて整備し、その利用を促し、計画対象区域全体として環境教育やエコツーリズムを効果的に実施する。

(5) 観光による影響に関するモニタリング

観光が推薦地の価値へ影響を及ぼしていないか把握するため、推薦地のうち利用に供されているエリアや緩衝地帯のうち観光利用が集中しているエリア等において、モニタリング計画に基づきモニタリングを実施する。フィールド毎の利用人数のほか、登山道や植生の変化などを把握し、遺産としての価値への影響を確認した場合には、設定した利用ルールの有効性等を分析の上、必要に応じて適切な措置を講じる。具体的には、5.8)に記載されたモニタリング計画に位置づけられた調査項目について、管理機関、観光事業者、関係団体等が連携して実施する。

7) 地域社会の参加・協働による保全管理

(1) 開発事業における有効な環境配慮の実施

環境影響評価法その他、鹿児島県、沖縄県には、それぞれ県の環境影響評価条例が制定されており、適切な環境保全措置が図られる仕組みが確保されている。

環境影響評価法や両県の環境影響評価条例の対象事業以外の比較的小規模な開発行為に関しても、世界自然遺産としての顕著な普遍的価値への影響に対する適切な環境配慮を行う。

(2) 地域と協働した保全活動の実施

計画対象区域では、これまでも希少種の違法採集の防止や交通事故防止のためのパトロールの実施や、外来種の排除及びその影響の低減、利用圧の低減に向けた観光事業者による自主的ルールの設定など、地域住民、地元の関係団体・NPO、自然公園指導員、ボランティア等が管理機関と協働するかたちで、様々な保全活動に取り組んできた。また、遺産価値を含む生態系の回復、生息・生育環境の復元・創出、環境への負荷の低減などに向けた取組を地

域と協働して積極的に推進していく。

今後も、それらの取組を、地域関係者やボランティア等とも連携しつつ、行政と地域社会との協働のもと、各地域部会の枠組みの活用、環境教育の普及、地域参加型の保全活動プログラムの実施等により、推薦資産の日常的な管理への地域社会の参画をより促進することで、管理体制を強化していく。管理に当たっての資金確保については、関係行政機関の予算のみならず、民間企業・団体や利用者等からの資金の活用を図るため、企業との連携促進や資金の受け皿となる体制の強化等を図っていく。

(3) 普及啓発及び教育活動の実施

計画対象区域には、それぞれ自然と共生した独特の文化があり、自然の恵みを持続的に利用する知恵や技術により地域の自然が今日まで維持されてきた。

こうした地域固有の文化が世界自然遺産の価値の保全にも寄与することを地域住民が理解し、世界自然遺産に対する興味や関心を高めることは、地域社会の参加と協働を促す上で極めて有効である。そのため、各地域において、地域住民向けの世界遺産に関するシンポジウムや説明会、意見交換会が多数開催されるなど、普及啓発活動が推進されてきた。今後、より効果的に、世界自然遺産の価値の保全に対する意識向上と地域固有の文化に対する理解醸成を進めるため、普及啓発の考え方や関係機関との役割分担及び協力体制を整理し、地域住民や訪問者などの対象に合った戦略的な普及啓発及び教育活動を実施していく。

8) 適切なモニタリングと情報の活用

(1) 推薦地の顕著な普遍的価値のモニタリング

推薦地の顕著な普遍的価値を将来にわたって維持していくためには、それを構成する希少種や固有種等の状況の変化や、それに対する脅威の存在・傾向を把握することが重要である。そのため、「モニタリング計画の基本方針」に基づいてモニタリング計画の策定を進めており、固有種・絶滅危惧種の生息・生育状況、外来種や観光利用等の人為的な影響、気候変動などの間接的影響に着目したモニタリングを実施する。管理機関は、各指標に基づく調査項目に対して、調査周期ごとに、科学委員会に対してモニタリング結果等を報告し、必要に応じて評価及び事業内容への科学的知見に基づく助言を得る。個別検討会等の検討結果も踏まえて、管理機関は、遺産価値に与える影響の大きさと傾向に関する定量的・定性的な評価を行う。また、管理機関は、概ね5年毎に、科学委員会に対してモニタリング結果、それまでの調査項目ごとの結果及び評価並びに現地の状況、長期的モニタリングの状況等を報告し、評価のための科学的知見に基づく助言を得る。その助言を踏まえて、遺産価値の保全状況について総合的な評価を行う。なお、モニタリング計画は、遺産価値の適切な評価のために必要十分な指標を確保するために、必要に応じて見直しを行う。

(2) 保全・管理に係る各種事業の実施状況の確認

地域別の行動計画において、事業項目ごとの評価指標を設定し、進捗管理及びモニタリングを行う。ただし、適切な指標が確立していない場合には、必要に応じ、各事業項目において新たな手法の開発も含めた検討を行う。各種事業実施主体は、必要に応じ、関係行政機関、その他の関係団体、研究者等と連携して、保全・管理に係る各種事業の実施前に、必要なデータを取得し、事業実施に伴う自然環境等の変化を適切にモニタリングする。

(3) 研究調査・長期モニタリング

計画対象区域の順応的な保全・管理の実施に当たっては、各生物の生態解明のための基礎的研究や森林の推移把握のための長期的モニタリング等は不可欠であり、研究者、管理機関等が連携しながら調査・研究を推進する。

長期的なモニタリング調査としては、モニタリングサイト 1000（環境省）や森林生態系多様性基礎調査（林野庁）等の既存の各種調査の成果も積極的に活用していく。

(4) 緊急的モニタリング

大規模な事故や災害等が発生した場合には、研究者、管理機関等が連携しながら緊急的な調査を実施する。

(5) モニタリングシステムの最適化と順応的管理への反映

上記モニタリングについては、必要に応じて、調査項目や指標等の見直しを行うとともに、それらを複合的に組み合わせた解析・考察を行うなど、効果的なモニタリングとなるよう、そのシステムの見直しを図る。

計画対象区域を科学的知見に基づき順応的に管理していくため、各種事業の実施前に取得した必要データと自然環境等の変化、モニタリング計画に基づく調査項目や遺産価値の保全状況についての評価、科学委員会等からの科学的知見に基づく助言等を踏まえて、本計画や地域別の行動計画の見直し、その後の対策等に反映させる。

(6) 情報の集約及び共有・活用の推進

保全・管理事業の調査・モニタリングの成果に加え、関係行政機関をはじめ、多くの研究者やNPO、ボランティア等による調査研究の成果から得られた情報・知見・技術や長期的なモニタリング調査結果、世界自然遺産に係る過去の会議資料等についても、管理機関及び研究者間における情報共有と計画対象区域の保全・管理への有効活用を図るため、広く情報を集約・蓄積するとともに、公式ホームページ等による一元的な管理・公開の仕組みを構築し、本推薦地の管理の透明性を確保するように努める。

6. 管理の実施体制

1) 関係者の連携のための体制

計画対象区域の適正な保全・管理が遂行されるよう、管理機関の密接な連携・協力のもと、一体となった取組を進める必要がある。このため、管理機関の連絡調整の場として「地域連絡会議」を設置する。「地域連絡会議」では、計画対象区域全体に係る包括的管理計画の策定・見直しにかかる合意形成、連絡調整、取組状況の確認等を行う。

さらに、計画対象区域は4つの地域に分かれており、それぞれの地域ごとに地域社会の意見を踏まえて、連携・協力して保全・管理を行う必要がある。このために、管理機関、関係団体、NPO等が参加する連絡調整の場として、「地域連絡会議」の下に4つの地域ごとに「地域部会」を設置する。「地域部会」では、地域別の行動計画の策定・見直しにかかる合意形成、連絡調整、進捗管理、取組状況の点検・評価等により、各計画対象区域の適正な保全・管理を進め、必要に応じて地域連絡会議に対し、報告・調整を行う。

※「地域連絡会議」構成行政機関一覧については「参考資料2」として、「奄美大島部会」、「徳之島部会」、「沖縄島北部部会」及び「西表島部会」の各構成機関・団体一覧については「参考資料3」として巻末に添付する。

2) 科学的助言に基づく順応的な保全管理体制

計画対象区域においては、5.8)のモニタリング結果及び評価に加え、2013年度に設置した専門家からなる「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地科学委員会」と、地域単位で詳細な議論をするために2014年度に科学委員会の下に設置した「奄美ワーキンググループ」「沖縄ワーキンググループ」からの助言を得ながら、順応的な保全・管理を進めることとする。なお、本計画及び地域別の行動計画策定・見直しについては、主に各ワーキンググループにおいて助言を得て行う。

また、ファイリマングース防除事業、国内希少野生動植物種の保護増殖事業等、個別に検討会が設置されている課題については、該当する各検討会の下で適切に対策を進めるとともに、本計画及び地域別の行動計画に関する必要な情報の共有など、地域連絡会議や各地域部会と密接な連携を図っていく。

3) 情報発信と普及啓発

効果的な情報発信と普及啓発のため、その対象に応じて、情報共有、普及啓発の手段等を検討し、考え方や役割分担について整理する必要がある。

本計画やモニタリング結果等も含め本推薦地に関する様々な情報を多言語の公式ホームページ（2018年8月開設）を通じ国内外に対して広く発信する。

また、計画対象区域を訪れる来訪者に対する情報提供と教育・解説プログラム提供のための手段としては、ガイドによる説明、既存の関連施設等の活用を積極的に進めるとともに、必要に応じて新たに世界遺産センターの整備を検討する。

さらに、地域住民に対しては、世界遺産に関するシンポジウムや説明会、意見交換会が多数開催されるなど、普及啓発活動が推進されており、今後も継続的に実施し、地域社会に対する情報提供と普及啓発、コミュニケーションの確保を図る。

表8 主要な既存の関連施設

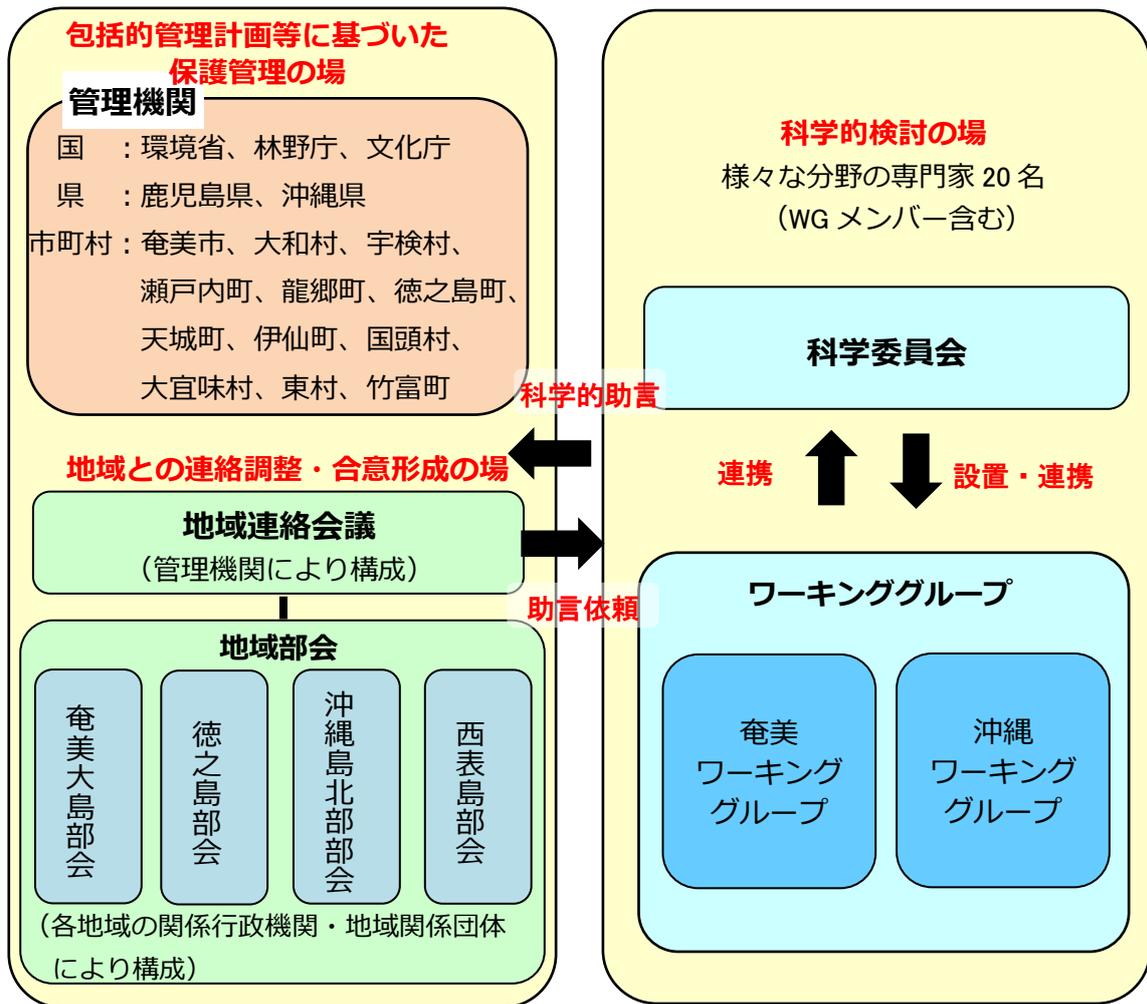
計画対象区域	施設名称	整備主体	地域区分
奄美大島	奄美野生生物保護センター	環境省	周辺管理地域
	奄美パーク	鹿児島県	周辺管理地域
	奄美自然観察の森	龍郷町	周辺管理地域
	奄美博物館	奄美市	周辺管理地域
	黒潮の森マングローブパーク	奄美市	緩衝地帯
	フォレストポリス	大和村	推薦地・緩衝地帯
	瀬戸内郷土館	瀬戸内町	周辺管理地域
徳之島	天城町歴史文化・産業科学資料センター「ユイの館」	天城町	周辺管理地域
	アマミノクロウサギ観察小屋	天城町	緩衝地帯
	徳之島町郷土資料館	徳之島町	周辺管理地域
	伊仙町立歴史民俗資料館	伊仙町	周辺管理地域
沖縄島北部	やんばる野生生物保護センター	環境省	周辺管理地域
	やんばる3村観光連携拠点施設	国頭村	周辺管理地域
	国頭村環境教育センターやんばる学びの森	国頭村	緩衝地帯
	ヤンバルクイナ生態展示学習施設	国頭村	周辺管理地域
	比地大滝	国頭村	緩衝地帯・周辺管理地域
	国頭村森林公園	国頭村	周辺管理地域
	ぶながや館	沖縄総合事務局	周辺管理地域
	やんばるの森ビジターセンター(2020年供用開始予定)	大宜味村	周辺管理地域
	東村立山と水の生活博物館	東村	周辺管理地域
	東村ふれあいヒルギ公園	東村	周辺管理地域
西表島	西表野生生物保護センター	環境省	緩衝地帯

公式ホームページ：「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島 世界自然遺産候補地」

<http://kyushu.env.go.jp/naha/amami-okinawa/index.html>



図 13 公式ホームページのトップページ



※個別に検討会が設置されている課題については、各検討会の下で適切に保全・管理を実施するとともに、必要な情報の共有等、地域連絡会議や各地域部会等との密接な連携を図る。

図 14 管理の実施体制

4) 個別管理機関の役割

本計画の策定主体である管理機関の個々の役割は以下に示すとおりである。

なお、世界自然遺産への登録後にはさらなる保全・管理の強化に向け、必要な事業経費・人材については、可能な限り継続的に確保していくとともに、連携・協力・役割分担をより一層進めていく。また、必要に応じて、新たな資金・人材調達の仕組みや制度の導入に向けた検討を進めることとする。

(1) 環境省那覇自然環境事務所

図 14 に示した管理の実施体制のうち、「地域連絡会議」、「科学委員会」、「奄美ワーキング

グループ」及び「沖縄ワーキンググループ」の事務局運営においては、事務局長及び対外的な連絡窓口を担う。

計画対象区域には、那覇自然環境事務所の下部組織である奄美自然保護官事務所、徳之島自然保護官事務所、やんばる自然保護官事務所、石垣自然保護官事務所、西表自然保護官事務所が配置されており、国立公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区の管理及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく管理に当たっては、各地域の森林官、県、市町村、その他の関係行政機関、NPO、民間団体と日常的な連絡調整及び合意形成を行っている。

また、そのほか、本計画及び地域別の行動計画に掲げた事項のうち、希少種の保護・増殖、外来種による影響の排除・低減、国立公園の保護と利用に関わる事項などについては、個別の課題ごとに、関係行政機関・関係団体や、有識者から構成された検討会などが設置されており、戦略の検討、情報共有、連携等が図られている。

(2) 林野庁九州森林管理局

鹿児島森林管理署（名瀬森林事務所、徳之島森林事務所）、沖縄森林管理署（高江森林事務所、安波森林事務所、大原森林事務所、租納森林事務所）、西表森林生態系保全センターにおいて、国有林野の管理を行う。

また、そのほか、本計画及び地域別の行動計画に基づき国有林野内で実施される事項に関しては、他の管理機関と連携・協力し取り組む。

(3) 鹿児島県

図 14 に示した管理の実施体制のうち、「奄美大島部会」、「徳之島部会」の事務局運営においては、事務局長及び対外的な連絡窓口を担う。

鹿児島県環境林務部自然保護課奄美世界自然遺産登録推進室及び大島支庁衛生・環境室が中心となり、農林水産、土木・建設、観光関連の各課室及び教育委員会と共に、国立公園に係る管理協力、野生生物保護・外来生物等対策・管理、農林水産業の振興・整備と資源管理、公共施設の整備と維持管理、観光振興、文化財の保護・管理等に係る各種事業を行う。

(4) 沖縄県

図 14 に示した管理の実施体制のうち、「沖縄島北部部会」、「西表島部会」の事務局運営においては、事務局長及び対外的な連絡窓口を担う。

沖縄県環境部自然保護課が中心となり、農林水産、土木・建設、観光関連の各課室及び教育委員会と共に、国立公園に係る管理協力、野生生物・外来生物等の対策・管理、農林水産業の振興・整備と資源管理、公共施設の整備と維持管理、観光振興、文化財の保護・管理等に係る各種事業を行う。

(5) 奄美大島5市町村（奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町）

奄美市ではプロジェクト推進課世界自然遺産推進室、大和村及び龍郷町では企画観光課、宇検村では総務企画課、瀬戸内町では社会教育課世界自然遺産せとうち町推進室が中心となり、農林水産、土木・建設、観光関連の各課室及び教育委員会と共に、国立公園に係る管理協力、野生生物・外来生物等の対策・管理、農林水産業の振興・整備と資源管理、公共施設の整備と維持管理、観光振興及び利用者サービスや指導、文化財の保護・管理等に係る各種事業を行う。

なお、奄美大島、徳之島を含む奄美群島の全島においては、地方自治法第1条の3により規定された特別地方公共団体である奄美群島広域事務組合が1市9町2村の複合的事務組合として、奄美群島の振興のための整備や各種事業の推進を担っており、世界自然遺産の管理にも関係するエコツーリズムの推進や観光振興に係る各種事業を行う。

(6) 徳之島3町（徳之島町、天城町、伊仙町）

徳之島町、天城町では企画課、伊仙町ではきゅらまち観光課が中心となり、農林水産、土木・建設、観光関連の各課室及び教育委員会と共に、国立公園に係る管理協力、野生生物・外来生物等の対策・管理、農林水産業の振興・整備と資源管理、公共施設の整備と維持管理、観光振興及び利用者サービスや指導、文化財の保護・管理等に係る各種事業を行う。

(7) 沖縄島北部3村（国頭村、大宜味村、東村）

国頭村では世界自然遺産推進室、大宜味村及び東村では企画観光課が中心となり、農林水産、土木・建設、観光関連の各課室及び教育委員会と共に、国立公園に係る管理協力、野生生物・外来生物等の対策・管理、農林水産業の振興・整備と資源管理、公共施設の整備と維持管理、観光振興及び利用者サービスや指導、文化財の保護・管理等に係る各種事業を行う。

(8) 西表島1町（竹富町）

竹富町では政策推進課が中心となり、農林水産、土木・建設、観光関連の各課室及び教育委員会と共に、国立公園に係る管理協力、野生生物・外来生物等の対策・管理、農林水産業の振興・整備と資源管理、公共施設の整備と維持管理、観光振興及び利用者サービスや指導、文化財の保護・管理等に係る各種事業を行う。

7. 地域別の行動計画の策定

1) 地域別の行動計画の策定方法

地域別の行動計画は、計画対象区域のうち、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の4つの地域ごとに、管理機関、その他の地元関係行政機関、関係団体、NPO等で構成される「地域部会」を設置し、地域社会の参加と合意のもとで策定する。

「地域部会」での検討経緯や計画内容に関する情報は広く公開するとともに、地域住民及びその他の利害関係者に対して計画の目的、内容、具体的取組に対する理解と協力が得られるよう、情報共有、説明の機会を確保する。

2) 地域別の行動計画

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島において、各地域別に策定された行動計画は以下のとおりである。

(1) 奄美大島行動計画

※「別表1」として巻末に添付する。

(2) 徳之島行動計画

※「別表2」として巻末に添付する。

(3) 沖縄島北部行動計画

※「別表3」として巻末に添付する。

(4) 西表島行動計画

※「別表4」として巻末に添付する。

8. おわりに

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島は、生物多様性のクライテリアにおいて顕著な普遍的価値を有する世界に類をみない世界自然遺産推薦地であり、その価値の一部は、本地域の亜熱帯多雨林がもつ高い再生力を背景に、地域住民の生活や産業の中で維持されてきた。

このような地域を世界自然遺産に推薦・登録し、その価値を将来世代に引き継ぐためには、管理機関だけではなく、地域住民や地元関係団体等との協働が不可欠である。このことを共通認識として奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地を地域社会の参加と協働により維持される世界自然遺産として、適切な保全・管理の実現を目指していく。

【 別 表 】

【 別 表 1 】

奄美大島行動計画



事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)	
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域				
1) 保護制度の適切な運用											
1	奄美群島国立公園の管理	環境省				●	●	●	奄美群島国立公園の適切な保護管理を行うとともに、管理体制の強化を図る。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の確保を図る。	
2	奄美群島森林生態系保護地域の管理	林野庁				●	●	●	奄美群島森林生態系保護地域の適切な保全・管理を行う。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の法的担保を確保する。	奄美群島森林生態系保護地域保全管理委員会
3	鳥獣保護区の管理等	環境省 鹿児島県				●	●	●	国指定鳥獣保護区及び県指定鳥獣保護区を適切に管理する。	鳥獣保護区において、規制が遵守され、希少鳥獣等が適切に保護される。	
4	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)に基づく国内希少野生動植物種の保護等	環境省				●	●	●	絶滅のおそれのある野生動植物種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の保護等を図る。	国内希少野生動植物種が適切に保護される。	
5	希少野生動植物保護条例の運用	鹿児島県 各市町村				●	●	●	県及び市町村が制定している希少野生動植物保護条例を適切に運用し、奄美大島の生物多様性を保全する。	条例が遵守され、希少野生動植物が適切に保護されている体制の確保。	奄美群島希少野生動物保護対策協議会
6	保護増殖事業の継続実施	文部科学省 農林水産省 環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体				●	●	●	保護増殖事業の対象種(アマミノクロウサギ、アマミヤマシギ、オオトラツグミ)について、生息状況、生息環境等の把握、分析等を行うとともに、個体群の保護・増殖に努める。アマミノクロウサギについては生息状況及び遺伝解析等の科学的な検討を進める。	自然状態で安定的に存続でききる状態とすること。 【個別検討会における評価】	奄美希少野生生物保護増殖検討会

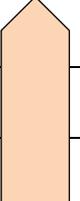
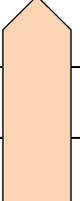
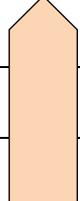
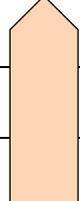
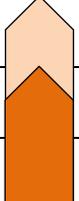
事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
7 保護増殖事業の対象外の希少種(ケナガネズミ、アマミトゲネズミ等)の保護増殖の取組	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体				●	●	●	保護増殖事業の対象外の希少種の分布状況について、継続的に調査を行い、科学的データを蓄積するとともに、外来種防除、交通事故対策、パトロールなどの他の事業と連携した保護増殖を図る。	自然状態で安定的に存続できる状態とすること。	
2) 外来種による影響の排除・低減										
1 侵略的外来種への対策の強化	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体				●	●	●	既に定着している侵略的な外来種について、侵入状況等を把握し、特に対策の必要性が高い種に焦点を絞り、対策を行う。奄美大島に未定着な侵略的外来種の目撃情報について情報収集する。また、定着を予防するため必要に応じて対策を講じる。	特に遺産価値(生態系・生物多様性)への影響が大きいと考えられる外来種による影響の排除・低減。	奄美大島におけるマングース防除事業検討会及び防除等戦略会議
2 マングース対策の実施	環境省				●	●	●	希少種の捕食等により在来の生態系に大きな影響を及ぼしているマングースの防除を行う。	奄美大島からのマングースの完全排除。	奄美大島希少野生生物保護対策協議会 (奄美大島ノイヌ・ネコ対策検討会)
3 ネコ対策の実施	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体				●	●	●	地域において、行政と民間が連携して、幅広い情報共有及び合意形成を行い、希少種生息域(森林内)のネコについて、捕獲、一時収容、譲渡等に関する一連の体制を整備し、排除を行う。	希少種生息域からネコを排除し、希少種への影響を防止。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会 (奄美大島ノイヌ・ネコ対策検討会)
	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体				●	●	●	飼い猫の遺棄・逸出の防止、不妊措置、所有者明示等の適正飼養や、飼い猫以外のネコへのみだりな餌やり防止を図る。	集落にいるネコが適正に飼養・管理されて、新たに森林内へ侵入することがない状況の創出。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会 (奄美大島ノイヌ・ネコ対策検討会)
4 ノヤギ対策の実施	各市町村				●	●	●	食害により希少種を含む生態系への悪影響が懸念されるノヤギの防除を行う。	奄美大島からのノヤギの完全排除。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会

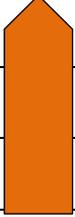
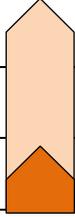
事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
3) 希少種への人為的影響の防止										
1 希少野生動物の交通事故対策	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体		●	●	●	●	希少野生動物の交通事故の発生リスクが高い場所の周知、標識の設置、チラシ配布やキャンペーン実施等による普及啓発や道路改良により、交通事故をなくす。	希少野生動物との衝突を回避するため、速度制限が遵守され、交通事故が発生しない状況を確認。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会	
2 アマミノクロウサギ等の傷病野生鳥獣救護	環境省 鹿児島県 各市町村		●	●	●	●	アマミノクロウサギ等の傷病個体の救護を行う。救護個体からの情報収集を行う。また、野生復帰困難個体等の一部展示による普及啓発等への活用を検討する。死亡個体が発見された場合は、可能な限り死因を特定し、今後の対策に資する。	個体群の維持や、生態研究・飼育技術の確立。	奄美希少野生生物保護増殖検討会	
3 密猟・盗採防止のためのパトロール	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体		●	●	●	●	行政が中心となり、地元団体や警察等と連携しながら密猟・盗採防止パトロールや普及啓発を行う。	効果的な監視体制の確立、密猟・盗採が発生しない状況の確保。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会	
4) 緩衝地帯等における産業との調和										
1 生物多様性鹿児島県戦略の運用	鹿児島県 各市町村		●	●	●	●	鹿児島県における生物多様性保全の方向性や施策展開を取りまとめた「生物多様性鹿児島県戦略」に定めた、産業との調和に関連する施策を遂行する。	戦略に基づいた施策の遂行体制の確保。		

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
2	奄美大島 鹿兒島県 各市町村			●	●	●	奄美大島における生物多様性の方向性や施策展開を取りまとめた「奄美大島生物多様性地域戦略」に定めた、産業との調和に関連する施策を遂行する。 遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の強化と林業の両立のため生物多様性保全型の森林施業ルールを確立する。 そのため市町村有林における統一的な森林管理手法を定め、地域全体での共有を目指す。	戦略に基づいた施策の遂行体制の確保。	奄美大島自然保護協議会	
3	鹿兒島県 各市町村					●	公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮指針」や、その運用を支援する仕組みを検討し、国、県、市町村、民間事業者と共有することにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図る。	遺産価値の保全と林業の経済性を両立した森林施業の手法の確立。 【森林管理手法の策定状況、森林管理手法に基づく施業実績】	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会	
4	環境省 林野庁 鹿兒島県 各市町村			●	●	●	公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮指針」や、その運用を支援する仕組みを検討し、国、県、市町村、民間事業者と共有することにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図る。	公共事業の際に、適切な環境配慮が行われ、世界遺産の価値に影響が生じない仕組みの確立。 【環境配慮の取組実績】	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会	
5) 適切な観光管理の実現										
1	鹿兒島県			●	●	●	世界自然遺産登録を見据え、奄美群島の観光マスタースタターの計画的分散や施設整備と利用のあり方の方向性を示すマスタースタタープランに基づき、計画的な来訪者管理を進める。	観光客の増加を見据えた受け入れ体制の構築。	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
2 利用の調整	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体				●	●		世界遺産登録による利用の増大・集中により環境影響の顕在化が懸念されるエリアにおいて、利用人数の制限、ガイド同行義務付け、道路通行規制等の利用のあり方について検討・調整を行い自然環境の保全を徹底し、質の高い利用を目指す。	遺産価値の保全と利用者との体験の質の確保。	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
3 環境負荷の低減に資する施設の整備等	環境省 鹿児島県 各市町村				●	●	●	遺産価値を利用者に実感させ、かつ、環境負荷の低減を図るため、以下のような利用施設の整備や既存施設の改修について検討するとともに、必要な整備等を行う。 ○多人数利用を吸収する拠点施設 ○森林地域の魅力を引き出す施設 ○トイレ、歩道等の環境負荷を低減し持続的な利用のために必要な施設	遺産価値の保全と利用者との体験の質の確保。	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
4 世界自然遺産奄美トレイルの整備	鹿児島県 各市町村				●	●	●	歩くことにより、奄美群島の自然や生活・文化の体験や地元との触れ合いを充実させ、滞在型観光にもつながるトレイルを整備する。 質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかると普及啓発に資する。	トレイルが群島全体をつなげ、来島者がリピーターとなつて何度でも好みに応じて質の高い利用をする状況の創出。	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
5 エコツアーリズムの推進	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体				●	●	●	世界自然遺産の核心地域等において、エコツアーガイドの同行による少人数観光を充実させ、本物の自然を求める観光客の満足度を向上させる。質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかると普及啓発に資する。	核心地域等におけるエコツアーガイドが同行する少人数観光の確立により、観光客が奄美大島の自然に満足し、リピーターとなつて何度でも来島する状況の創出。	奄美群島エコツアーリズム推進協議会

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
6 ガイドの育成	鹿児島県 各市町村 地元関係団体		●	●	●		質の高いガイド（観光案内ガイド、エコツアーガイド、里エコガイド等）を育成し、奄美大島の観光を充実させる。質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかると普及啓発に資する。	質の高いガイドの提供により、利用者が奄美大島観光に満足し、リピーターとなつて何度でも来島する状況の創出。		
6) 地域社会の参加・協働による保全管理										
1 生物多様性に配慮した森林施業の実施【再掲】	鹿児島県 各市町村					●	遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の強化と林業の両立のため生物多様性保全型の森林施業ルールを確立する。そのため市町村有林における統一的な森林管理手法を定め、地域全体での共有を目指す。	遺産価値の保全と林業の経済性を両立した森林施業の手法の確立。 【森林管理手法の策定状況、森林管理手法に基づく施業実績】	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会	
2 環境に配慮した公共事業の実施【再掲】	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村					●	公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮指針」や、その運用を支援する仕組みを検討し、国、県、市町村、民間事業者と共有することにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図る。	公共事業の際に、適切な環境配慮が行われ、世界遺産の価値に影響が生じない仕組みの確立。 【環境配慮の取組実績】	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会	
3 域外住民、観光客等への情報発信	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体					●	様々な媒体を使った自然や文化の魅力、世界遺産としての価値、利用上のルールなどの情報を全国に発信し、奄美群島への理解を深めてもらう。	全国での奄美群島への理解が進むとともに、環境配慮と両立した観光により遺産地域への環境負荷が一定程度に抑えられている状況の創出。		

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)		
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域					
4	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体						●	●	●	ゴミの不法投棄防止活動等の実施により、世界自然遺産の島である奄美大島の環境美化を図る。	世界自然遺産地域の内外を問わず、奄美大島の環境が美しく保たれている状況の創出。	
5	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体						●	●	●	勉強会や各種イベントの実施、ポスターやパンフレット等の作成・配布等により、世界自然遺産登録の意義、希少種保護や外来種対策の必要性等について住民に認識してもらい、住民による取組を推進する。	住民一人ひとりが世界自然遺産登録の意義、希少種保護や外来種対策の必要性等について認識し、積極的に取組を進めている状況の創出。	
6	鹿児島県 各市町村 地元関係団体						●	●	●	奄美群島の自然は、他の自然遺産地域と異なり、長い歴史を通じて人間との濃密な関わりの中で維持されてきていることから、自然環境の保全とともに自然と共生してきた奄美群島独特の文化が継承されるよう啓発に努める。	住民一人ひとりが奄美群島の自然と文化に誇りを持ち、次世代へ継続する環境づくりの推進。	
7	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体						●	●	●	子どもたちに地域の自然・文化に興味をもってもらうために、世界自然遺産候補地特有の環境教育に力を入れる。	子どもたちが、地域の自然や文化に興味を持ち、希少種保護や外来種対策の必要性等について理解する。	
7) 適切なモニタリングと情報の活用												
1	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村						●	●	●	各事業主体が実施したモニタリング結果、その他の調査研究等の情報・知見等について、広く情報を集約・蓄積するとともに、公式ホームページ等による一元的な情報の集約・管理・公開の仕組みを確保する。	遺産の価値に関わる情報・知見・技術が集約・蓄積され、保全・管理に活用される。	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
2 モニタリング計画の作成及びモニタリングの実施	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体							モニタリング計画を作成するとともに、計画の下、モニタリングを実施する。	遺産価値の保全状況の確認及びその結果を取組に反映し、順応的管理を図る。	
3 奄美大島行動計画の進捗確認	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体							行動計画の進捗確認を行うとともに、必要に応じてモニタリング計画に基づき評価等を踏まえ、行動計画や事業内容の見直しを検討する。	行動計画に基づき事業・取組を進め、遺産価値が維持されている状態を確保する。	

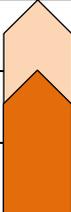
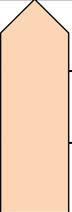
【 別 表 2 】

徳之島行動計画

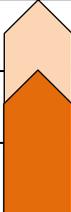


事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推奨地	緩衝地帯	周辺管理地域			
1) 保護制度の適切な運用										
1 奄美群島国立公園の管理	環境省				●	●	●	奄美群島国立公園の適切な保護管理を行うとともに、管理体制の強化を図る。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の確保を図る。	
2 奄美群島森林生態系保護地域の管理	林野庁				●	●	●	奄美群島森林生態系保護地域の適切な保全・管理を行う。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の法的担保を確保する。	奄美群島森林生態系保護地域保全管理委員会
3 鳥獣保護区の管理等	鹿児島県				●	●	●	県指定鳥獣保護区を適切に管理する。	鳥獣保護区において、規制が遵守され、希少鳥獣等が適切に保護される。	
4 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)に基づく国内希少野生動植物種の保護等	環境省				●	●	●	絶滅のおそれのある野生動植物種の保存法に基づく国内希少野生動植物種として指定し、国内希少野生動植物種の保護等を図る。	国内希少野生動植物種が適切に保護される。	
5 希少野生動植物保護条例の運用	鹿児島県各町				●	●	●	県及び町が制定している希少野生動植物保護条例を適切に運用し、徳之島の生物多様性を保全する。	条例が遵守され、希少野生動植物が適切に保護されている体制の確保。	奄美群島希少野生動物保護対策協議会
6 保護増殖事業等の継続実施	文部科学省 農林水産省 環境省 鹿児島県各町 地元関係団体				●	●	●	保護増殖事業の対象種(アマミノクロウサギ、アマミヤマシギ)について、生息状況、生息環境等の把握、分析等を行うとともに、個体群の保護・増殖に努める。 アマミノクロウサギについては生息状況及び遺伝解析等の科学的な検討を進める。	自然状態で安定的に存続できるとする。 【個別検討会における評価】	奄美希少野生動物保護増殖検討会

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
7 保護増殖事業の対象外の希少種(ケナガガネズミ、トクノシママトゲネズミ等)の保護増殖の取組	環境省 鹿児島県 鹿兒島県 各町 地元関係団体				●	●	●	保護増殖事業の対象外の希少種の分布状況について継続的に調査を行い、科学的データを蓄積するとともに、外来種防除、交通事故対策、パトロールなどの他の事業と連携した保護増殖を図る。	自然状態で安定的に存続でききる状態とすること。	
2) 外来種による影響の排除・低減										
1 侵略的外来種への対策の強化	環境省 鹿児島県 鹿兒島県 各町 地元関係団体				●	●	●	既に定着している侵略的外来種について、侵入状況等を把握し、特に対策の必要性が高い種に焦点を絞り、対策を行う。徳之島に未定着な侵略的外来種の目撃情報について情報収集する。また、定着を予防するため必要に応じて対策を講じる。	特に遺産価値(生態系・生物多様性)への影響が大きいと考えられる外来種による影響の排除・低減。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会 (徳之島ノイヌ・ネコ対策検討会)
2 ネコ対策の実施	環境省 鹿児島県 鹿兒島県 各町 地元関係団体				●	●	●	地域において、行政と民間が連携して、幅広い情報共有及び合意形成を行い、希少種生息域(森林内)のネコについて、捕獲、一時収容、譲渡等に関する一連の体制を整備し、排除を行う。 飼い猫の遺棄・逸出の防止、不妊措置、所有者明示等の適正飼養や、飼い猫以外のネコへのみだりな餌やり防止を図る。	希少種生息域からネコを排除し、希少種への影響を防止。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会 (徳之島ノイヌ・ネコ対策検討会)
3) 希少種への人為的影響の防止										
1 希少野生動物の交通事故対策	環境省 林野庁 鹿児島県 鹿兒島県 各町 地元関係団体				●	●	●	希少野生動物の交通事故の発生リスクが高い場所の周知、標識の設置、チラシ配布やキャンペーン実施等による普及啓発や道路改良により、交通事故をなくす。	希少野生動物との衝突を回避するため、速度制限が遵守され、交通事故が発生しない状況を確保。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
2 アマミノクロウサギ等の傷病野生鳥獣救護	環境省 鹿児島県 鹿児島各町				●	●	●	アマミノクロウサギ等の傷病個体の救護を行う。救護個体からの情報収集を行う。また、野生復帰困難個体等の一部展示による普及啓発等への活用を検討する。死亡個体が発見された場合は、可能な限り死因を特定し、今後の対策に資する。	個体群の維持や、生態研究・飼育技術の確立。	奄美希少野生生物保護増殖検討会
3 密猟・盗採防止のためのパトロール	環境省 林野庁 鹿児島県 鹿児島各町 地元関係団体				●	●	●	行政が中心となり、地元団体や警察等と連携しながら密猟・盗採防止パトロールや普及啓発を行う。	効果的な監視体制の確立、密猟・盗採が発生しない状況の確保。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会
4) 緩衝地帯等における産業との調和										
1 生物多様性鹿児島県戦略の運用	鹿児島県 鹿児島各町				●	●	●	鹿児島県における生物多様性保全の方向性や施策展開を取りまとめた「生物多様性鹿児島県戦略」に定めた、産業との調和に関連する施策を遂行する。	戦略に基づいた施策の遂行体制の確保。	
2 遺産地域に近接する農地等の生物多様性保全機能の強化	環境省 林野庁 鹿児島県 鹿児島各町						●	遺産地域に近接する農地の周辺の緩衝機能強化のため、以下のことについて検討するとともに、必要な対策を行う。 ○小規模な森林、河川等を結ぶ緑のネットワークの形成 ○アマミノクロウサギ等の希少種の生息と農業の両立のための支援策 ○北部の森林と南部の森林との連続性確保のための生態回廊の形成	生物多様性保全と農業との両立による緩衝機能の強化。	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
3 生物多様性に配慮した森林施業の実施	鹿児島県各町						●	遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の強化と林業の両立のため生物多様性保全型の森林施業ルールを確立する。そのため町有林における統一的な森林管理手法を定め、地域全体での共有を目指す。	遺産価値の保全と林業の経済性を両立した森林施業の手法の確立。 【森林管理手法の策定状況、森林管理手法に基づく施業実績】	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
4 環境に配慮した公共事業の実施	環境省 林野庁 鹿児島県各町				●	●	●	公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮指針」や、その運用を支援する仕組みを検討し、国、県、町、民間事業者と共有することにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図る。	公共事業の際に、適切な環境配慮が行われ、世界遺産の価値に影響が生じない仕組みの確立。 【環境配慮の取組実績】	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
5) 適切な観光管理の実現										
1 持続的観光マスタープランに基づく取組の推進	鹿児島県				●	●	●	世界自然遺産登録を見据え、奄美群島の観光のマス観光とエコツアーの計画的分散や施設整備と利用のあり方の方向性を示すマスタープランに基づき、計画的な来訪者管理を進める。	観光客の増加を見据えた受け入れ体制の構築。	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
2 利用の調整	環境省 林野庁 鹿児島県各町 地元関係団体				●		●	世界遺産登録による利用の増大・集中により、環境影響の顕在化が懸念されるエリアにおいて、利用人数の制限、ガイド同行義務付け、道路通行規制等の利用のあり方について検討・調整を行い自然環境の保全を徹底し、質の高い利用を目指す。	遺産価値の保全と利用者の体験の質の確保。	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
3 環境負荷の低減に資する施設の整備等	環境省 鹿児島県 鹿児島各町				●	●	●	遺産価値を低減させ、以下のような利用施設の整備や既存施設の改修について検討するとともに、必要な整備等を行う。 ○ 多人数利用を吸収する拠点施設 ○ 森林地域の魅力を引き出す施設 ○ トイレ、歩道等の環境負荷を低減し持続的な利用のために必要な施設	遺産価値の保全と利用者の体験の質の確保。	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
4 世界自然遺産奄美トトレイルの整備	鹿児島県 鹿児島各町				●	●	●	歩くことにより、奄美群島の自然や生活・文化の体験や地元との触れ合いを充実させ、滞在型観光にもつながるトトレイルを整備する。質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかるとる普及啓発に資する。	トトレイルが群島全体をつなげ、来島者がリピーターとなつて何度でも好みに応じて質の高い利用をする状況の創出。	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
5 エコツアーリズムの推進	環境省 鹿児島県 鹿児島各町 地元関係団体				●	●	●	世界自然遺産の核心地域等において、エコツアーガイドの同行による少人数観光を充実させ、本物の自然を求める観光客の満足度を向上させる。質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかるとる普及啓発に資する。	核心地域等におけるエコツアーガイドが同行する少人数観光の確立により、観光客が徳之島の自然に満足し、リピーターとなつて何度でも来島する状況の創出。	奄美群島エコツアーリズム推進協議会
6 ガイドの育成	鹿児島県 鹿児島各町 地元関係団体				●	●	●	質の高いガイド（観光案内ガイド、エコツアーガイド、里エコガイド等）を育成し、徳之島の観光を充実させる。質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかるとる普及啓発に資する。	質の高いガイドの提供により、利用者が徳之島観光に満足し、リピーターとなつて何度でも来島する状況の創出。	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
6) 地域社会の参加・協働による保全管理										
1 生物多様性に配慮した森林施業の実施【再掲】	鹿児島県 鹿兒島県 各町						●	遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の強化と林業の両立のため生物多様性保全型の森林施業ルールを確立する。そのため町有林における統一的な森林管理手法を定め、地域全体での共有を目指す。 公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮指針」や、その運用を支援する仕組みを検討し、国、県、町、地域全体の環境配慮水準の向上を図る。	遺産価値の保全と林業の経済性を両立した森林施業の手法の確立。 【森林管理手法の策定状況、森林管理手法に基づく施業実績】	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
2 環境に配慮した公共事業の実施【再掲】	環境省 林野庁 鹿児島県 鹿兒島県 各町						●	公共事業の際に、適切な環境配慮が行われ、世界遺産の価値に影響が生じない仕組みの確立。 【環境配慮の取組実績】	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会	
3 域外住民、観光客等への情報発信	環境省 林野庁 鹿児島県 鹿兒島県 地元関係団体						●	様々な媒体を使った自然や文化の魅力、世界遺産としての価値、利用上のルールなどの情報を全国に発信し、奄美群島への理解を深めてもらう。	全国での奄美群島への理解が進むとともに、環境配慮と両立した観光により遺産地域への環境負荷が一定程度に抑えられている状況の創出。	
4 ゴミの不法投棄防止活動等の実施	環境省 鹿児島県 鹿兒島県 地元関係団体						●	ゴミの不法投棄防止活動や清掃活動等の実施により、世界自然遺産の島である徳之島の環境美化を図る。	世界自然遺産地域の内外を問わず、徳之島の環境が美しく保たれている状況の創出。	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
5 普及啓発等を通じた住民による取組の推進	環境省 林野庁 鹿児島県 鹿儿島各町 地元関係団体					●	●	住民一人ひとりが世界自然遺産登録の意義、希少種保護や外来種対策の必要性等について認識し、積極的に取組を進めている状況の創出。		
6 奄美群島の自然と共生してきた文化の継承	鹿児島県 各町 地元関係団体				●	●	奄美群島の自然は、他の自然遺産地域と異なり、長い歴史を通じて人間との濃密な関わりの中で維持されてきていることから、自然環境の保全とともに自然と共生してきた奄美群島独特の文化が継承されるよう啓発に努める。	住民一人ひとりが奄美群島の自然と文化に誇りを持ち、次世代へ継続する環境づくりの推進。		
7 環境学習の取組の推進	環境省 鹿児島県 鹿儿島各町 地元関係団体				●	●	子どもたち地域に自然・文化に興味をもつため、世界自然遺産候補地特有の環境教育に力を入れる。	子どもたちが、地域の自然や文化に興味をもち、希少種保護や外来種対策の必要性等について理解する。		
7) 適切なモニタリングと情報の活用										
1 情報発信と活用	環境省 林野庁 鹿児島県 各町				●	●	各事業主体が実施したモニタリング結果、その他の調査研究等の情報・知見等について、広く情報を集約・蓄積するとともに、公式ホームページ等による一元的な情報の集約・管理・公開の仕組みを確保する。	遺産の価値に関わる情報・知見・技術が集約・蓄積され、保全・管理に活用される。		
2 モニタリング計画の作成及びモニタリングの実施	環境省 林野庁 鹿児島県 各町 地元関係団体				●	●	モニタリング計画を作成するとともに、計画の下、モニタリングを実施する。	遺産価値の保全状況の確認及びその結果を取組に反映し、順応的管理を図る。		

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
3 徳之島行動計画の進捗確認	環境省 林野庁 鹿児島県 鹿兒島県 各町 地元関係団体							行動計画の進捗確認を行うとともに、必要に応じてモニタリング計画に基づき評価等を踏まえ、行動計画や事業内容の見直しを検討する。	行動計画に基づく事業・取組を進め、遺産価値が維持されれている状態を確保する。	

【 別 表 3 】

沖縄島北部行動計画



事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
1) 保護制度の適切な運用										
1 やんばる国立公園の管理	環境省				●	●	●	やんばる国立公園の適切な保護管理を行う。2018年6月に公園区域が拡張されたことを踏まえ、公園区域を一体的に管理できるように管理体制の強化に努める。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の確保を図る。	
2 やんばる森林生態系保護地域の管理	林野庁				●	●	●	北部訓練場返還を機に設定された、やんばる森林生態系保護地域の適切な保全・管理を行う。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の確保する。	
3 鳥獣保護区の管理等	環境省 沖縄県				●	●	●	ノグチゲラ、ヤンバルクイナ等の希少鳥獣が生息する森林部においては、国指定及び沖縄県指定鳥獣保護区が指定管理されている。今後適切に管理するとともに、確実な管理が実施されるよう体制を確保する。	鳥獣保護区において、規制が遵守され、希少鳥獣等が適切に保護される。	
4 与那覇岳天然保護区域の管理等	沖縄県				●			ノグチゲラ、アカヒゲ等の天然記念物の生息地となっている与那覇岳天然保護区域において、今後も適切な管理を行う。また、確実な管理が実施されるよう体制を確保する。	天然保護区域において、規制が遵守され、希少動植物等が適切に保全される。	
5 絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律（種の保存法）に基づく国内希少野生動物植物の保護等	環境省				●	●	●	絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存法に基づく国内希少野生動物植物に指定するとともに、適切な保護等を図る。	国内希少野生動物植物が適切に保護される。	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
6 希少野生動物植物保護条例等の制定	沖縄県 各村				●	●	●	種の保存法により捕獲等が規制されている希少野生動物植物種以外でその存在が危ぶまれている種について、県条例等を制定することにより、その生息地の保護や密猟・盗採行為の防止・抑制など、希少野生動物植物の保護を強化する。	希少野生動物植物が適切に保護される。 【条例等の法制度の検討・制定状況】	
7 保護増殖事業等の継続実施	環境省 文部科学省 農林水産省 国土交通省 沖縄県 各村				●	●	●	種の保存法に基づく保護増殖事業の対象種（ヤンバルクイナ、ヤンバルテナゴガネ、ノグチゲラ）について、生息状況、生息環境等の把握、分析、飼育及び野生復帰の技術開発、密猟防止のための生息地の監視パトロール、普及啓発等を行うとともに、個体群の保護・増殖に努める。	自然状態で安定的に存続できる状態とすること。 【個別検討会における評価】	・やんばる希少野生動物保護増殖検討会 ・ヤンバルテナゴガネ等密猟防止協議会
8 保護増殖事業対象種以外の希少種の生息・生育状況の把握と保護の取組みの検討・実施	環境省 林野庁 沖縄県 各村				●	●	●	保護増殖事業対象種以外の希少種（国指定天然記念物や国内希少野生動物種であるケナガネズミ、オキナワトゲネズミ、石灰岩地の希少種等を含む）について、生息・生育状況や環境等の把握、分析、普及啓発等を行うとともに、必要に応じて、適切な保護方針を検討し、実施に努める。	保護増殖事業対象種以外の希少種が自然状態で安定的に存続できる状態とすること。 【固有種・希少種の生息・生育状況】	
9 ノグチゲラ保護区の管理と保護監視員の設置	東村						●	東村ノグチゲラ保護条例に基づき、ノグチゲラ保護区等について、保護監視員を配置し、保護区等の監視やノグチゲラの繁殖状態のモニタリング等を行う。	東村（分布の南限付近）におけるノグチゲラが安定的に繁殖できる生息環境の保持。	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
2) 外来種による影響の排除・低減										
1 侵略的外来種の防除及び定着・侵入防止の強化	環境省 林野庁 沖縄県 各村 地元関係団体				●	●	●	既に定着している侵略的な外来種について、侵入状況等を把握し、対策優先種の検討を行い、土地所有者・管理者及び各機関・団体による防除を推進する。沖縄島北部に未定着な侵略的外来種の目撃情報について情報収集し、外来生物目撃情報データベースを適宜更新する。また、侵略的外来種の定着予防及び意図的・非意図的侵入防止のため、管理・侵入監視体制を検討し、住民、事業者及び観光客を対象とした普及啓発を実施する等、必要な対策を講じる。	推薦資産の生物多様性に負の影響を与える侵略的外来種による影響の排除・低減。 【重点対策種の確認状況】	
2 マングース対策の実施	環境省 沖縄県				●	●	●	希少野生動物の捕食等により在来の生態系に大きな影響を及ぼしているマングースの捕獲排除を行う。また、マングースの完全排除地域を設定し、この地域に新たにマングースが侵入しないよう、侵入防止柵を管理する。	沖縄島北部におけるマングースの完全排除、新たな侵入の防止。 【マングースの相対生息密度(CPUE)、確認範囲、個別検討会における評価】	沖縄島北部地域マングース防除事業検討委員会
3 野生下のネコの捕獲	環境省 沖縄県				●	●	●	野生動物の捕食等により在来の生態系に影響を及ぼしている（及ぼす可能性のある）野生下のネコの捕獲及び排除を行う。また、分布や捕食の現況について把握するとともに効率的な捕獲方法について検討する。	野生下のネコの排除による在来種の生態系保全。 【ノネコ排除の達成状況】	

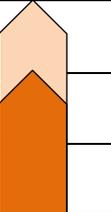
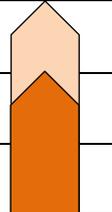
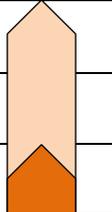
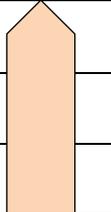
事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
4 ネコの愛護及び管理に関する条例の徹底	各村民元関係団体		●	●	●			各村それぞれにおいて制定しているネコの愛護及び管理に関する条例に基づいて飼育の登録やチップ装着・避妊去勢手術や室内飼養の推奨、集落内及び周辺で所有者がいないネコの保護収容、各種普及啓発等を実施する。猫の保護施設や地元関係団体と連携して効果的な活動を行う。	飼い猫による野生動物への悪影響の防止、集落内及び周辺で所有者がいないネコの完全排除への貢献、ネコと希少野生動物に関する一般認識の向上、所有者がいないネコの新規発生の防止。【飼い猫のマイクログリップ装着個体数】	
5 所有者がいないネコ・イヌの保護収容・譲渡施設の整備・運営	沖縄県各村民		●	●	●			所有者がいないネコ及びイヌについて、保護と飼養、譲渡先への引き渡しという一連の取組の実施が可能な施設とこの施設において、子供たちと動物とのふれあいなど、教育面での活用等についても検討する。	所有者がいないネコ及びイヌの保護・飼養から譲渡先への引き渡しまでを実施する体制・設備の確保。 所有者がいないネコ及びイヌの新規発生の防止。	
6 飼い犬条例の徹底	各村民		●					各村それぞれにおいて制定している飼い犬条例に基づいて、飼い犬の適正な管理を徹底する。イヌの保護施設と連携して効果的な活動を行う。	飼い犬による野生動物への悪影響の防止、所有者がいないイヌの新規発生の防止。	
7 愛玩動物の放逐防止対策の強化	沖縄県各村民		●					従来の生態系に大きな影響を及ぼしている愛玩動物(犬、猫、爬虫類等)の放逐を防止するためのパトロールやキャンペーンを実施するとともに、必要に応じて条例等の制定による対策強化についても検討する。	愛玩動物放逐の根絶・新規発生の防止。 【犬猫の収容数一返還数、犬猫遺棄等に関するキャンペーン実施回数、アンケート結果】	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
3) 希少種への人為的影響の防止										
1 希少野生動物の交通事故等の対策強化	環境省 林野庁 沖縄県 沖縄総合事務局 各村 地元関係団体				●	●	●	希少野生動物の交通事故発生リスクが高い場所の周知、標識の設置、チャージ配布やロードキル発生防止キャンペーン実施等による普及啓発により、事故の発生を減少させる。また、移動経路の確保や動物が道路に飛び出さないような改良を加えることにより、事故の発生防止を図る。	希少野生動物等の生息地において、通行者が野生動物の交通事故等を認識し、法定速度の遵守や事故が発生しにくい道路構造等の実現等により、事故が発生しない状況を確認。【個別検討会における評価】	・やんばる希少野生動物保護増殖検討会 ・やんばる地域ロードキル発生防止に関する連絡会議
2 希少野生動物の傷病個体の救護体制の確保	環境省 沖縄県 地元関係団体				●	●	●	沖縄島北部の希少野生動物の傷病個体を救護し、野生復帰を図るとともに、傷病・死亡要因について究明する。	希少野生動物の救護及び野生復帰をより適切に実施できる体制の確保。 【傷病鳥獣の救護実績】	
3 希少野生動物の密猟・盗採防止対策と強化	環境省 林野庁 沖縄県 各村 地元関係団体				●	●	●	核心的な森林へアプローチする林道を中心に、地域住民、地元関係団体、警察など、様々な主体と連携しながら、野生動物の密猟・盗採防止のためのパトロールを実施するとともに、地域と協力した情報収集や、注意喚起を行う仕組みを構築する。 また、密猟・盗採を抑制するため、世界遺産地域内道路及び接続道路の通行規制に関する検討を行う。	希少野生動物の密猟・盗採に対する効果的な監視体制の確立、密猟・盗採が発生しない状況を確認。 【パトロールの年間実施回数、従事人数、通行状況把握地点数等】	
4) 緩衝地帯等における産業との調和										
1 やんばる型森林業の推進	沖縄県 各村 地元関係団体				●	●	●	沖縄島北部の森林においては、自然環境の保全と環境に配慮した利活用として、持続可能な循環型「林業・林産業」と環境調和型「自然体験活動」を組み合わせた「やんばる型森林業」を推進していく。	森林の利用区分（ゾーニング）ごとの機能の向上。	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
2 野生鳥獣の保護及び地域社会との共存	環境省 沖縄県 各村					●	野生鳥獣と地域社会の共存を図るため、野生鳥獣の適切な保護管理による生物多様性の確保を行うとともに、農林業への悪影響や生活環境の被害の防止に必要な取組みを行う。	生息環境管理及び被害防除対策の実施による野生鳥獣と地域社会の共存。		
3 自然共生型農業の推進	沖縄県 各村 地元関係団体					●	各村の貴重な野生生物の生息環境改善、生物多様性に配慮した基盤整備、土づくり等を通じて、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な自然共生型農業を推進し、世界遺産ブランドを活用した農作物の付加価値向上に結びつける。	自然共生型農業が地域に定着することにより生物多様性が保全される。 農作物のブランド価値が高まることにより、農業振興が図られる。		
4 赤土等流出防止対策の推進	沖縄県 各村					●	沖縄県赤土等流出防止条例を遵守することにより、各種開発事業の実施に伴う赤土等流出の防止対策を徹底するとともに、降雨時に既存農地等から流出する赤土等を抑制するための対策事業を推進する。	河川や沿岸海域への赤土等流出が抑制される。【個別検討会における評価】	沖縄県赤土等流出防止対策協議会	
5) 適切な観光管理の実現										
1 沖縄島北部全体の持続的観光マスタープラン（仮称）策定による持続可能な観光の推進	沖縄県 各村 地元関係団体					●	地域関係者等との合意のもと、沖縄島北部における観光利用の在り方や方針、訪問者管理等を示すとともに、3村の観光振興基本計画や森林ツーリズムとも連動した観光管理のための持続的観光マスタープラン（仮称）を策定する。また、その運用によって、利用の集中と分散を図り、地域のバランスある発展に向け、計画的に利用を誘導する。	沖縄島北部における観光管理のための持続的観光マスタープランが策定され、その運用によって持続可能な観光が実現される。	沖縄島北部における持続的観光マスタープラン策定作業部会	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
2 体験・滞在・交流による観光スタイルの確立	沖縄県 各村 地元関係団体		●	●	●		エコツーリズムやグリーンツーリズム、ブルーツーリズム、民泊、集落散策、歴史文化体験などの様々な形態のツーリズムを融合し、世界遺産の周辺地域も含めた魅力的なプログラムを検討・開発するなど、3村の連携により、体験・滞在・交流による沖縄島北部地域の観光スタイルを確立する。	世界遺産の周辺地域も含め、地域の自然・文化・食を活用した魅力的な体験・滞在・交流メニューを提供できる体制の設置。		
3 森林ツーリズムの推進 体制の構築	沖縄県 各村 地元関係団体		●	●	●		森林の適切な利用を図るためのルール、モニタリングとファイールド管理及びルールを守りながら質の高いツアーを提供するためのガイド制度等の仕組みを構築し、持続的な資金の確保により、地域が自立してこれらを管理・運営する組織体制の整備（協議会の設置等）を目指す。	遺産価値の保全と森林の利活用の両立による、山村地域の振興に資する森林ツーリズム推進体制の構築の実現。	やんばる3村森林ツーリズム部会	
4 ファイールドの適切な利用 コントロールの実施 及び利用ルールの設定・遵守	環境省 沖縄県 各村 地元関係団体		●	●	●		遺産価値を保全するため、以下の取り組み等を実施することで利用に伴う自然への負荷の低減を図る。 ○森林ツーリズムで設定された共通ルールやファイールド別の利用ルールの周知及び遵守の徹底、利用者との協働によるモニタリング結果を踏まえたファイールド別ルールの改善	利用に伴う自然への負荷が低減され、遺産価値の保全がなされる。	やんばる3村森林ツーリズム部会	
5 利用の質の向上に向けた 取組の強化	環境省 沖縄県 各村 地元関係団体		●	●	●		世界遺産における適正かつ質の高い利用を実現するため、ガイド等の人材育成、プログラム開発等のソフト面での対応を強化する。	世界遺産地域にふさわしい適正かつ質の高い利用の提供。	やんばる3村森林ツーリズム部会	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
6 施設整備による適正利用の推進	環境省 沖縄県 各村 地元関係団体					●	●	遺産価値を利用者に実感させながら、遺産地域における適正な利用を推進するために、既存施設の効果的な活用方法の検討及び以下のような利用施設の利用の管理・整備を行う。 ○クイナ自然の森の維持管理 ○ヤンバルクイナ生態展示学習施設の運営 ○情報発信拠点施設等の整備・運営 ○森林の魅力を引き出す施設整備 ○希少生物の生態展示学習施設の充実	施設整備による利用者の体験の質の確保及び適正利用の推進。 【拠点施設利用者数】	・やんばる希少野生生物保護増殖検討会 ・クイナ自然の森管理運営協議会
6) 地域社会の参加・協働による保全管理										
1 生物多様性おきなわ戦略の運用	沖縄県				●	●	●	沖縄県における生物多様性保全の方向性や施策展開をとりまとめた「生物多様性おきなわ戦略」に基づき、生物多様性の損失を止めるための取組など関連の施策を総合的・計画的に展開するとともに、県民、民間団体等様々な主体に対して生物多様性の保全への取組を積極的に働きかけ、連携協力体制を構築する。	戦略に基づいた施策の遂行体制の確保。 【関係機関の取組状況】	
2 照葉樹の森再生事業の実施	各村 地元関係団体					●	●	核心部周辺の森林や遊休地等の健全な照葉樹林への回復・再生を促すため、当該地域の周縁部において、外来植物の駆除や持続可能な森林実施を実施する。なお、森の再生事業の実施に当たっては、地域の林業関係者や地域住民の参加と協働による活動を展開する。	世界自然遺産としての価値を確実に維持できるとともに、緩衝機能を有する森林の確保、森林管理体制の確保。	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
3 大宜味村地域生物多様性保全計画の実施	大宜味村 地元関係団体		●	●	●		地域生物多様性保全計画に基づき、若者を中心とした環境教育の実施や環境監視のためのモニタリングの実施などを、自然環境の保全に努める。	村民のみならず多くの県民に世界自然遺産の価値を認識し、環境保全に取り組む活動を実施していく。		
4 沖縄島北部の河川における調査及び自然再生事業の推進	沖縄県 各村 地元関係団体		●	●	●		沖縄島北部において自然度が低下している河川を対象に調査を実施するとともに、沖縄県自然環境再生指針を参照しながら、奥川、田嘉里川、慶佐次川等における自然再生事業を推進する。	水生生物等多様な生物が生育する河川環境の復元。 【個別検討会における評価(慶佐次川)】	・奥川自然再生協議会 ・慶佐次川自然環境再生協議会	
5 普及啓発活動の実施	環境省 林野庁 沖縄県 各村 地元関係団体		●	●	●		世界自然遺産登録の制度、意義、進捗状況、関連の取組、地域の役割や責務等について、シンポジウムや講演会、広報誌等の多様な機会を通じて、地域住民への普及啓発を行う。特に、地域住民の協力が必要な事項については、重点的に実施し、理解促進を図る。	世界自然遺産及び関連した取組の進捗状況等、地域住民自らが協力すべき事項等に対する、理解・協力を得た状態の実現。 【沖縄島北部部会や世界自然遺産・地域の自然や文化に関するシンポジウム、勉強会・研修会等の開催回数、参加者数、世界自然遺産及び関連した取組の進捗状況、地域住民自らが協力すべき事項等に対する地域住民の理解度】		
6 教育体制の充実	環境省 林野庁 沖縄県各村 地元関係団体		●	●	●		子供たちに地域の自然・文化に興味をもってもらうため、小・中学校の授業における環境学習を充実させる。	子供たちが、地域の自然や文化に興味をもち、世界遺産価値の保全の重要性を理解した状態の実現。将来的には、世界自然遺産に関連する仕事への地元からの就業者増加。	やんばる自然体験活動協議会	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
7 環境に配慮した公共事業の実施	沖縄県 各村				●	●		「第2次沖縄県環境基本計画」に位置付けられた「環境への配慮指針」や「自然環境の保全に関する指針」を適切に運用するとともに、公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、見直しにあたって環境配慮水準の向上を図る。 世界遺産登録後の利用増がゴミの不法投棄のさらなる増加につながる可能性があることから、不法投棄防止に向けたパトロールやキャンペーンを実施して広く県民への普及啓発に努めるとともに、既に投棄されたゴミの撤去についても合わせて検討する。	公共事業実施の際に、適切な環境配慮が行われ、世界自然遺産としての基準を満たす生物多様性や生態系を維持できるような環境配慮水準の確保。【環境配慮の取組実績】	
8 不法投棄防止パトロール・キャンペーン及び撤去事業の実施	林野庁 沖縄県 各村 地元関係団体				●	●		各利用者が増加しても、不法投棄が発生しない状況の確保。		
7) 適切なモニタリングと情報の活用										
1 情報発信と活用	環境省 林野庁 沖縄県 各村				●	●		各事業主体が実施したモニタリング結果、その他の調査研究等の情報・知見等について、広く情報を集約・蓄積するとともに、公式ホームページ等による一元的な情報の集約・管理・公開の仕組みを確保する。	遺産の価値に関わる情報・知見・技術が集約・蓄積され、保全・管理に活用される。	
2 モニタリング計画の作成及びモニタリングの実施	環境省 林野庁 沖縄県 各村 地元関係団体				●	●		モニタリング計画を作成するとともに、計画の下、モニタリングを実施する。	遺産価値の保全状況の確認及びその結果を取組に反映し、順応的管理を図る。	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
3 沖縄島北部行動計画の進捗確認及び事業評価を実施	環境省 林野庁 沖縄県 各村 地元関係団体				●	●	●	沖縄島北部行動計画が着実に進められているかについて進捗確認を実施する。また、モニタリング計画における指標との関連を踏まえ、必要に応じて行動計画の成果を評価する指標について検討し、各事業主体から得られた成果について集約的に事業評価を行うこととで、行動計画の見直しに活用する。	沖縄島北部行動計画に基づく事業・取組が進められ、遺産価値が維持・強化されている状態を確保すること。	

【 別 表 4 】

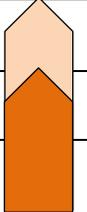
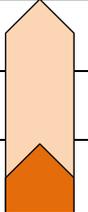
西表島行動計画



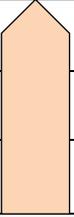
事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)		
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域					
1) 保護制度の適切な運用												
1 西表石垣国立公園の管理	環境省						●	●	●	西表石垣国立公園の適切な保護管理を行うとともに、管理体制の強化を図る。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の確保を図る。	
2 西表島森林生態系保護地域の管理	林野庁						●	●	●	西表島森林生態系保護地域の適切な保全・管理を行う。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の確保する。	西表島森林生態系保護地域保全管理委員会
3 西表鳥獣保護区の管理	環境省						●	●	●	イリオモテヤマネコ等の希少鳥獣が生息する森林部において指定されている国指定西表鳥獣保護区を今後も適切に管理するとともに、確実な管理が実施されるよう体制を確保する。	鳥獣保護区において、規制が遵守され、希少鳥獣等が適切に保護される。	
4 絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律(種の保存法)に基づく国内希少野生動物種の保護等	環境省						●	●	●	絶滅のおそれのある野生動物種の保存法に基づく国内希少野生動物種に指定するとともに、適切な保護等を図る。	国内希少野生動物種が適切に保護される。	
5 希少野生動物保護条例等の制定	沖縄県						●	●	●	種の保存法により捕獲等が規制されている希少野生動物種以外でその存在が危ぶまれている種について、県条例を制定することにより、その生息地の保護や密猟・盗採行為の防止・抑制など、希少野生動物種の保護を強化する。	希少種保護のための法制度の確保。 【条例の制定】	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
6 竹富町自然環境保護条例の運用による希少野生動物植物の保護等	竹富町				●	●	●	竹富町の健全で豊かな自然環境の保全及び生物多様性の確保に資するため、竹富町自然環境保護条例を適切に運用し、希少野生動物植物の生息地等の保護、保護管理事業の実施、特別希少野生動物植物の捕獲等の規制等を行う。また、講習会を開催してその普及啓発を行う。	保護区や種の指定と規制の遵守、事業実施により、竹富町内の各島々の特性に応じた生物多様性が保全される。 【講習会の開催状況・参加人数】	竹富町自然保護審議会
7 保護増殖事業等の継続実施	環境省 農林水産省 沖縄県				●	●	●	種の保存法に基づき保護増殖事業の対象種であるイリオモテヤママネコについて、生息状況、生息環境等の把握、分析等を行うとともに、個体群の保護・増殖に努める。	自然状態で安定的に存続できる状態とすること。 【個別検討会における評価】	イリオモテヤママネコ保護増殖検討会
8 保護増殖事業の対象種以外の希少種の生息・生育状況の把握	環境省 林野庁 沖縄県 地元関係団体				●	●	●	保護増殖事業の対象種以外の希少種の生息・生育状況等について継続的に調査を行い、適切な保護対策に資するデータを取得・蓄積する。 ○ウブンドルのヤエヤマヤシ群落等のモニタリング ○船浦ニッパヤシ植物群落保護林モニタリング ○カンムリワシ生息状況調査 ○キシノウエトカゲ生息実態調査 ○西表島の植物相調査と西表島植物誌の編纂・活用	保護増殖事業対象種以外の希少種の生息・生育状況を把握・監視できる体制の確保。 【個別検討会における評価】	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
2) 外来種による影響の排除・低減										
1 侵略的外来種の防除及び定着・侵入防止の強化	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	既に定着している侵略的な外来種について、侵入状況等を把握し、対策優先種の検討を行い、土地所有者・管理者及び各機関・団体による防除を推進する。 西表島地域に未定着な侵略的外来種の目撃情報について情報収集し、外来生物目撃情報データベースを適宜更新する。また、侵略的外来種の定着予防及び意図的・非意図的侵入防止のため、管理体制・侵入監視を検討し、住民、事業者及び観光客を対象とした普及啓発を実施する等、必要な対策を講じる。	推薦資産の生物多様性に負の影響を与える侵略的外来種による影響の排除・低減。 また、地域住民及び観光客が外来種問題に対し、十分に認知している状態の実現。 【重点対策種の確認状況】	
2 竹富町ねこ飼養条例の徹底	竹富町 地元関係団体				●	●	●	飼い猫からイリオモテヤマネコへと感染症を感染させないため、ねこ飼養条例に基づき、マイクロチップの装着、ワクチン接種、ウイルス検査、必要に応じた去勢・不妊化手術等を行う。関係団体と連携して実施する。	飼い猫によるイリオモテヤマネコへの悪影響の防止。 【飼い猫のマイクロチップ装着个体数・率、犬猫の収容数一返還数】	
3 所有者のいないネコの保護収容・島外搬出事業の実施	竹富町 地元関係団体				●	●	●	イリオモテヤマネコへの感染症や生態系への悪影響を防止するため、西表島に生息する所有者のいないネコを保護収容し、島外搬出を行う。	西表島における所有者のいないネコの根絶により、生態系への悪影響を防止。	

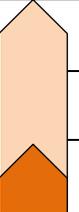
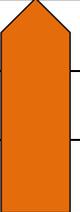
事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
4 愛玩動物の放逐防止 対策の強化	沖縄県 竹富町 地元関係団 体				●	●	●	愛玩動物（イヌ・ネコ・エキゾチックアニマル等）の逸出によって新たな外来種が発生することを防止するため、飼育状況の把握、及び適正飼育の普及啓発を行う。また、観光客等が森林部に愛玩動物を持ち込むことで、愛玩動物由来の感染症が野生動物に感染すること、野生動物捕食などの影響を予防するための方策を検討する。	愛玩動物の飼育状況の把握が進み、適切な飼育がなされている。 愛玩動物から野生動物への感染リスクの低減。	
5 在来動物に対する交 雑リスクの低減	竹富町 地元関係団 体				●	●	●	リュウキュウイノシシとイノブタ等との交雑に関して、早急な現状把握と効果的な対策の検討を行うとともに、近縁種の西表島への意図的導入の防止や、飼育個体の管理の徹底に対する地域住民の理解促進と協働体制の確保に努める。	リュウキュウイノシシとイノブタとの交雑リスクの低減。	

3) 希少種への人為的影響の防止

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
1 希少野生動物の交通事故等の対策強化	環境省 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	イリオモテヤマネコやその他の希少野生動物の交通事故発生リスクが高い場所の周知、標識の設置、パトロール、チラシ配布やロードキル発生防止キャンペーン実施等による普及啓発により事故の発生を減少させる。 また、動物の移動経路（アニマルパスウェイ）の機能の維持・強化を図るとともに、路上進入抑制柵の設置及びその効果検証を実施するほか、動物の路上進入及び車両のスピード抑制等の対策強化について検討する。 特に交通事故が連続している西部地区における対策を強化する。イリオモテヤマネコの人馴れを防ぐための観察ルール等について、制度化等も含めて検討を行う。	主要車道における希少野生動物の交通事故等の発生防止。 【イリオモテヤマネコの交通事故発生件数・死亡個体数】	イリオモテヤマネコの交通事故発生防止に関する連絡会議	
2 希少野生動物の傷病個体の救護体制の確保	環境省 沖縄県 地元関係団体				●	●	西表島地域の希少野生動物の傷病個体を救護し、野生復帰を図るとともに、傷病・死亡要因について究明する。	希少野生動物の救護及び野生復帰をより適切に実施できる体制の確保。 【傷病鳥獣の救護実績】		

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
3 希少野生動植物の密猟・盗採の防止対策と強化	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	関係法令等に基づき、各行政機関、地元関係団体等の多様な主体が連携し、希少野生動植物の密猟・盗採防止のためのパトロールを実施する。 地域住民や観光客に対して、希少野生動植物の捕獲等の規制に関する法制度や対象種に関する情報提供を適切に行うとともに、民間事業者等の協力を得て、希少野生動植物の保護に対する普及啓発を行う。	希少野生動植物の密猟・盗採に対する効果的な監視体制の確立、密猟・盗採が発生しない状況を確認。 【パトロールの年間実施回数、従事人数等】	
4) 緩衝地帯等における産業との調和										
1 マングローブ林のモニタリング調査・保全	林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	豊かな生物相を育むマングローブ林のモニタリングを行い、劣化状況等に応じて対策を検討・実施する。	マングローブ林生態系の継続的モニタリング体制の確保、生態系が安定的に推移する状態の実現。	
2 海岸林再生の指針に基づく管理の実施	林野庁				●	●	●	海岸林再生の指針に基づいて適切に海岸林を管理していく。	防風防潮機能など保安林機能の充実や、生物多様性を確保した海岸林再生による地域産業への寄与の実現。	
3 赤土等流出防止対策の推進	沖縄県				●	●	●	沖縄県赤土流出防止条例を遵守することにより、各種開発事業の実施に伴う赤土等流出の防止対策を徹底するとともに、降雨時に既存農地等から流出する赤土等を抑制するための対策事業を推進する。	河川や沿岸海域への赤土等流出が抑制される。【個別検討会における評価】	沖縄県赤土等流出防止対策協議会

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
5) 適切な観光管理の実現										
1 西表島全体の持続的観光マスタープラン(仮称)の策定による持続可能な観光の推進	沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	西表島における観光管理のための持続的観光マスタープラン(仮称)が策定され、その運用によって持続可能な観光が実現される。 【西表島の入込客数】	西表島における持続的観光マスタープラン(仮称)策定作業部会(仮称)	
2 フィールドの適切な利用コンロールの実施及び利用ルールの設定・遵守	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	フィールドの自然特性に応じて利用に伴う負荷が低減され、遺産価値の保全がなされる。 【利用ルールの設定状況】 【利用ルールの遵守状況】	適正利用とエコツーリズム推進体制構築に向けた検討会	
3 適正利用とエコツーリズムの推進を担う組織・体制の確保とその持続的な運営	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	適正利用とエコツーリズムの推進を担う組織・体制が維持され、適切に運営される。 【組織加入者数】 【組織による事業の実施状況】	適正利用とエコツーリズム推進体制構築に向けた検討会 ガイド事業者の統括組織(設立準備中)	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
4 ガイド事業者の質の向上	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	ガイド事業者の登録・認定に関する竹富町観光案内人条例（仮称）を制定・運用することにより、西表島で活動するガイド事業者の数を把握、管理する。また、養成研修等を通じてその技能等を向上させ、世界遺産における適正かつ質の高い利用を実現する。	適正利用とエコツーリズム推進体制構築に向けた検討会 竹富町観光案内人条例（仮称）に係る検討委員会（設立準備中）	
5 利用に伴う自然環境や地域社会・経済への影響・効果のモニタリング	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	フィードバックの立入りに伴う手続きの周知やガイド事業者との連携・協力によって観光・エコツアー等の利用状況を把握するとともに、利用に伴う自然環境への影響や地域社会・経済への影響・効果を評価するための有効なモニタリング手法を検討し、各機関・関係団体の役割分担を明確にして継続的なモニタリング・評価を実施できる体制を確保する。	利用に伴う自然環境や地域社会・経済への影響・効果のモニタリング・評価結果が各種計画・事業に適切に反映される。 【モニタリングデータの取得状況】	適正利用とエコツーリズム推進体制構築に向けた検討会

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
6 施設整備による負荷の低減と適正利用の推進	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	遺産価値を利用者に実感させながら、利用に伴う負荷の低減と遺産地域における適正な利用を推進するため、既存施設の効果的な活用方法の検討及び以下のような施設の管理・整備を行う。 ○トレッキング等の利用による自然環境への影響を防止するための木道の整備 ○世界自然遺産への理解を深めるための拠点施設の検討 ○トイレ等のインフラ設備充実に向けた検討 ○沖縄県交付金事業による利用施設の整備 ○環境省直轄による国立公園事業の検討	利用負荷の低減と遺産価値の普及 【拠点施設利用者数】【利用負荷の低減状況】【遺産価値の理解度】	西表島における持続的観光マスタープラン策定作業部会（仮称） 適正利用とエコツアーリズム推進体制構築に向けた検討会
6) 地域社会の参加・協働による保全管理										
1 保全・管理に要する費用に充当するための資金の持続的確保に関する検討	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町						●	遺産登録による利用者の増加に対応して遺産価値を持続的に保全・管理するための資金を十分に確保するため、受益者である観光事業者や利用者からの利用料の徴収、西表島への入域料の導入、企業等とのパートナーシップ制度の導入、遺産価値の保全に理解のある人々等からの寄付、基金の活用等、広く資金を調達できる仕組みの確保に向けた検討を行う。	西表島の自然環境の保全と持続可能な利用に必要な予算の確保。 【確保した金額】 【確保した資金の活用状況】	西表島における持続的観光マスタープラン策定作業部会（仮称）

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
2 生物多様性おきなわ戦略の運用	沖縄県		●	●	●		沖縄県における生物多様性保全の方向性や施策展開をとりまとめた「生物多様性おきなわ戦略」に基づき、生物多様性の損失を止めるための取組など関連の施策を総合的・計画的に展開するとともに、県民、民間団体等様々な主体に対して生物多様性の保全への取組を積極的に働きかけ、連携協力体制を構築する。	戦略に基づいた施策の遂行体制の確保。 【関連施策の取組状況】		
3 地域の主体的参加による保全管理活動の実施	環境省 沖縄県 竹富町 地元関係団体		●	●	●		地域の主体的参加による保全管理活動を継続的に実施するとともに、地域住民の視点から世界遺産と地域の関わりについての課題を抽出し、課題解決のための具体的取組を誘導、支援する。	地域の主体的参加活動により、世界遺産の価値の保全・管理活動が継続的に行われる状態の実現。		
4 地域住民、観光客等への普及啓発・教育の推進	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体		●	●	●		西表島における自然と文化の関わりを踏まえて、世界遺産の価値の保全に対する認識と地域固有の文化に対する敬意や誇りを醸成するため、地域住民や観光客等に対してパンフレット等による普及啓発や教育活動を継続的に実施する。 また、特に観光客の入島時に適正な利用方法等について周知を行う。	地域住民や観光客等の世界遺産の保全と地域固有の文化に対する理解が深まった状態の実現。 【西表島部会や世界自然遺産・地域の自然や文化に関するシンポジウム・勉強会・研修会等の開催回数・参加者数、地域住民の世界遺産の保全に対する理解度】		
5 環境に配慮した公共事業の実施	沖縄県 竹富町		●	●	●		「第2次沖縄県環境基本計画」に位置付けられた「環境への配慮指針」や「自然環境の保全に関する指針」を適切に運用するとともに、公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、見直しにあたって環境配慮水準の向上を図る。	公共事業実施の際に、適切な環境配慮が行われ、世界自然遺産としての基準を満たす生物多様性や生態系を維持できるような環境配慮水準の確保。 【環境配慮の取組実績】		

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
6 美化活動等の推進	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	多様な主体が適切な役割分担のもとで連携・協力して、海岸漂着ゴミの清掃活動等を実施し、世界自然遺産の島である西表島の環境美化や生態系、生物多様性の保全を図る。	自然環境の保全を図るとともに、世界自然遺産の島にふさわしい景観を維持・保全する。		
7) 適切なモニタリングと情報の活用										
1 情報発信と活用	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町				●	●	各事業主体が実施したモニタリング結果、その他の調査研究等の情報・知見等について、広く情報を集約・蓄積するとともに、公式ホームページ等による一元的な情報の集約・管理・公開の仕組みを確保する。	遺産の価値に関わる情報・知見・技術が集約・蓄積され、保全・管理に活用される。		
2 モニタリング計画の作成及びモニタリングの実施	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	モニタリング計画を作成するとともに、計画の下、モニタリングを実施する。	遺産価値の保全状況の確認及びその結果を取組に反映し、順応的管理を図る。		
3 西表島行動計画の進捗確認及び事業評価を実施	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	西表島行動計画が着実に進められているかについて進捗確認を実施する。また、モニタリング計画における指標との関連を踏まえ、必要に応じて行動計画の成果を評価する指標について検討し、各事業主体から得られた成果について集約的に事業評価を行うこと、行動計画の見直しに活用する。	西表島行動計画に基づく事業・取組が進められ、遺産価値が維持・強化されている状態を確保すること。		

【 参考資料 】

参考資料 1 : 管理計画に関連する法令、条例、計画等の一覧及び概要

資料名	所管・制定主体	ルールの分類				対象となる構成資産				主な対象地域			資料番号	頁番号
		法律等	条例	その他行政計画等	自主ルール等	奄美大島	徳之島	沖縄北部	西表島	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域		
自然公園法	環境省	●				●	●	●	●	●	●	●	※1	—
奄美群島国立公園計画書	環境省	●				●	●						※1	—
やんばる国立公園計画書	環境省	●						●					※1	—
西表石垣国立公園計画書	環境省	●							●				※1	—
国有林野の管理経営に関する法律	林野庁	●					●		●				※1	—
国有林野管理経営規程	林野庁	●					●		●				※1	—
保護林設定管理要領	林野庁	●					●		●				※1	—
地域管理経営計画(奄美大島)	九州森林管理局	●				●	●						※1	—
地域管理経営計画(宮古八重山)	九州森林管理局	●							●				※1	—
森林生態系保護地域保全管理計画(奄美)	九州森林管理局	●				●							※1	—
森林生態系保護地域保全管理計画(西表)	九州森林管理局	●							●				※1	—
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	環境省	●				●	●		●				※1	—
国指定湯湾岳鳥獣保護区更新計画書	環境省	●				●							※1	—
国指定湯湾岳鳥獣保護区特別保護地区指定計画書	環境省	●				●							※1	—
国指定やんばる(安田)鳥獣保護区指定計画書	環境省	●						●					※1	—
国指定やんばる(安田)鳥獣保護区特別保護地区指定計画書	環境省	●						●					※1	—
国指定やんばる(安波)鳥獣保護区指定計画書	環境省	●						●					※1	—
国指定西表鳥獣保護区指定計画書	環境省	●							●				※1	—
国指定西表鳥獣保護区特別保護地区指定計画書	環境省	●							●				※1	—
文化財保護法	文部科学省	●				●	●		●				※1	—
鹿児島県文化財保護条例	鹿児島県		●										1	107
沖縄県文化財保護条例	沖縄県		●										2	110
絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律	環境省	●				●	●		●				※1	—
アマミノクロウサギ保護増殖事業計画	文部科学省、農林水産省、環境省	●				●	●						※1	—
アマミヤマシギ保護増殖事業計画	環境省、農林水産省	●				●	●						※1	—
オオトラツグミ保護増殖事業計画	環境省、農林水産省	●				●	●						※1	—
ノグチゲラ保護増殖事業計画	文部科学省、環境省、農林水産省	●						●					※1	—
ヤンバルクイナ保護増殖事業計画	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	●						●					※1	—
ヤンバルテナガコガネ保護増殖事業計画	環境省、文部科学省、農林水産省	●						●					※1	—
イリオモテヤマネコ保護増殖事業計画	環境省、農林水産省	●							●				※1	—
鹿児島県希少野生動物の保護に関する条例	鹿児島県								●				※1	—
奄美市希少野生動物の保護に関する条例	奄美市												※1	—
大和村希少野生動物の保護に関する条例	大和村												※1	—
宇検村希少野生動物の保護に関する条例	宇検村												※1	—

資料名	所管・制定主体	ルールのカテゴリ				対象となる構成資産				主な対象地域			資料番号	頁番号
		法律等	条例	その他行政計画等	自主ルール等	奄美大島	徳之島	沖繩島北部	西表島	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域		
瀬戸内町希少野生動物植物の保護に関する条例	瀬戸内町		●			●				●	●	●	※1	—
龍郷町希少野生動物植物の保護に関する条例	龍郷町		●			●				●	●	●	※1	—
徳之島町希少野生動物植物の保護に関する条例	徳之島町		●				●			●	●	●	※1	—
天城町希少野生動物植物の保護に関する条例	天城町		●				●			●	●	●	※1	—
伊仙町希少野生動物植物の保護に関する条例	伊仙町		●				●			●	●	●	※1	—
東村ノグチゲラ保護条例	東村		●					●		●	●	●	3	113
竹富町自然環境保護条例	竹富町		●						●	●	●	●	※1	—
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	環境省	●				●			●	●	●	●	※1	—
第2期奄美大島におけるジャワマングース防除実施計画	環境省	●				●				●	●	●	※1	—
第3期沖繩島北部地域におけるマングース防除実施計画	環境省、沖繩県	●						●		●	●	●	※1	—
奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画(2018年度～2027年度)	環境省、鹿児島県、奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町			●		●				●	●	●	※1	—
沖繩八重山地域におけるオオヒキガエル防除実施計画	環境省	●							●	●	●	●	※1	—
奄美市飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例	奄美市		●			●				●	●	●	※1	—
大和村飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例	大和村		●			●				●	●	●	※1	—
宇検村飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例	宇検村		●			●				●	●	●	※1	—
瀬戸内町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例	瀬戸内町		●			●				●	●	●	※1	—
龍郷町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例	龍郷町		●			●				●	●	●	※1	—
徳之島町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例	徳之島町		●				●			●	●	●	※1	—
天城町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例	天城町		●				●			●	●	●	※1	—
伊仙町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例	伊仙町		●				●			●	●	●	※1	—
国頭村ネコの愛護及び管理に関する条例	国頭村		●					●		●	●	●	※1	—
大宜味村ネコの愛護及び管理に関する条例	大宜味村		●					●		●	●	●	※1	—
東村ネコの愛護及び管理に関する条例	東村		●					●		●	●	●	※1	—
竹富町ねこ飼養条例	竹富町		●						●	●	●	●	※1	—
自然及び文化資源の統合的管理計画	キャンブ・パトラ			●				●					※1	—
生物多様性鹿児島県戦略	鹿児島県			●						●	●	●	※1	—
生物多様性おきなわ戦略	沖繩県			●						●	●	●	※1	—
奄美大島生物多様性地域戦略	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町			●						●	●	●	4	115
奄美群島自然共生プラン	鹿児島県			●						●	●	●	※1	—
地域生物多様性保全計画(大宜味村地域連携保全活動計画)	環境省、大宜味村			●				●		●	●	●	5	121
やんばる型森林業の推進施策方針	沖繩県			●						●	●	●	6	130
沖繩県赤土等流出防止条例	沖繩県									●	●	●	7	137
奄美群島振興開発特別措置法	国土交通省		●							●	●	●	※1	—
奄美群島振興開発計画(2014年度～2018年度)	鹿児島県		●							●	●	●	※1	—

資料名	所管・制定主体	ルールの種類				対象となる構成資産				主な対象地域			資料番号	頁番号
		法律等	条例	その他の行政計画等	自主ルール等	奄美大島	徳之島	沖縄北部	西表島	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域		
鹿児島県観光振興基本方針	鹿児島県			●		●				●	●	●	※1	—
沖縄振興特別措置法	内閣府	●						●	●			●	※1	—
沖縄21世紀ビジョン基本計画【改定計画】(沖縄振興計画)	沖縄県	●						●	●	●	●	●	※1	—
沖縄県観光振興基本計画	沖縄県			●				●	●	●	●	●	※1	—
奄美群島持続的観光マスタープラン	鹿児島県			●		●				●	●	●	※1	—
奄美群島エコツーリズム推進全体構想	奄美群島エコツーリズム推進協議会			●		●				●	●	●	※1	—
やんばる森林ツーリズム推進全体構想	やんばる3村世界自然遺産推進協議会			●				●				●	※1	—
西表島の観光管理のあり方の概要	沖縄県竹富町			●					●			●	※1	—
伊武岳地区保全利用協定	観光事業者、沖縄県				●			●		●			※1	—
仲間川保全利用協定	観光事業者、沖縄県				●				●	●			※1	—
慶次次マンダングラ観光利用【ガイド・事業者間ルール】	東村観光推進協議会				●			●			●	●	8	142
西表島カヌー組合ルール集	西表島カヌー組合				●				●	●	●	●	9	145
沖縄県自然環境再生指針	沖縄県			●				●	●	●	●	●	10	149
第2次沖縄県環境基本計画	沖縄県			●					●	●	●	●	11	157
自然環境の保全に関する指針	沖縄県			●					●	●	●	●	12	166
奄美大島、徳之島、沖縄県北部及び西表島世界自然遺産推薦地モニタリング計画(基本方針)	環境省 林野庁 鹿児島県 沖縄県			●				●	●	●	●	●	※1	—

※1 推薦書の付属資料を参照

資料1 鹿児島県文化財保護条例（抜粋）

（昭和30年12月26日条例第48号）

改正

（昭和37年10月15日条例第42号）

（昭和50年12月22日条例第50号）

（平成17年3月29日条例第74号）

（平成27年12月25日条例第47号）

鹿児島県文化財保護条例をここに公布する。

鹿児島県文化財保護条例

目次（抜粋箇所を太字で示す）

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 指定有形文化財（第4条—第18条）

第3章 指定無形文化財（第19条—第24条）

第4章 指定有形民俗文化財・指定無形民俗文化財（第25条—第29条の4）

第5章 指定史跡名勝天然記念物（第30条—第35条）

第6章 補則（第36条・第37条）

第7章 罰則（第38条—第40条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で県の区域内に存するもののうち、県にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「文化財」とは、法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

（財産権等の尊重他の公益との調整）

第3条 鹿児島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

（中略）

第5章 指定史跡名勝天然記念物

（指定）

第30条 教育委員会は、県の区域内に存する記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鹿児島県指定史跡、鹿児島県指定名勝又は鹿児島県指定天然記念物（以下「指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第4条第2項から第5項までの規定を準用する。

（解除）

第31条 指定史跡名勝天然記念物が指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 指定史跡名勝天然記念物について法第109条第1項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定があつたときは、当該指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第1項の規定による指定の解除には、第5条第2項の規定を、前項の場合には、同条第4項の規定を準用する。

（標識等の設置）

第32条 指定史跡名勝天然記念物の所有者は、教育委員会規則の定める基準により、指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

（土地の所在等の異動の届出）

第33条 指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者（第35条の規定により準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者）は、すみやかにその旨を教育委員会に届出なければならない。

（現状変更等の制限）

第34条 指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 第1項の規定による許可を与える場合には、第13条第3項及び第4項の規定を準用する。

4 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は前項において準用する第13条第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

(準用規定)

第35条 第6条から第8条まで、第10条から第12条の2まで、第14条、第17条及び第18条第1項の規定は、指定史跡名勝天然記念物について準用する。

(中略)

第7章 罰則

(刑罰)

第38条 指定有形文化財を損壊し、廃棄し、又は隠匿した者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第39条 指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、損傷し、又は衰亡するに至らしめた者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第40条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して前2条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

(後略)

資料2 沖縄県文化財保護条例（抜粋）

（昭和47年5月15日条例第25号）

改正

（昭和51年3月30日条例第12号）

（平成17年7月26日条例第47号）

沖縄県文化財保護条例をここに公布する。

沖縄県文化財保護条例

目次（抜粋箇所を太字で示す）

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 県指定有形文化財（第4条～第19条）

第3章 県指定無形文化財（第20条～第26条）

第4章 県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財（第27条～第31条）

第5章 県指定史跡名勝天然記念物（第32条～第37条）

第6章 県選定保存技術（第38条～第42条）

第7章 補則（第43条）

第8章 罰則（第44条～第47条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で県内に存するもののうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例で「文化財」とは、法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

（財産権等の尊重及び他の公益との調整）

第3条 教育委員会は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

（中略）

第5章 県指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第32条 教育委員会は、県内に存する記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち重要なものを沖縄県指定史跡、沖縄県指定名勝又は沖縄県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定については、第4条第2項から第5項までの規定を準用する。

(解除)

第33条 教育委員会は、県指定史跡名勝天然記念物がその価値を失った場合その他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 県指定史跡名勝天然記念物について法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物の指定があつたときは、当該県指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第1項の規定による指定の解除については第4条第3項から第5項までの規定を、前項の場合には第5条第4項の規定を準用する。

(標識等の設置)

第34条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者（第37条で準用する第7条の2第1項の規定により指定した管理団体がある場合は、その者）は、教育委員会規則で定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第35条 県指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者（第37条で準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合はその者、第37条で準用する第7条の2第1項の規定により指定した管理団体がある場合はその者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第36条 県指定史跡名勝天然記念物に関してその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為について影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 第1項の規定による許可を与える場合には、第14条第3項及び第4項の規定を準用する。

4 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は前項で準用する第14条第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

(準用規定)

第37条 第6条から第8条まで、第10条から第13条まで、第15条、第18条及び第19条第1項の規定は、県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

(中略)

第8章 罰則

(罰則)

第44条 県指定有形文化財を損壊し、き損し、又は隠匿した者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第45条 県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第46条 第14条又は第36条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定有形文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

第47条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前3条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

(後略)

資料3 東村ノグチゲラ保護条例

(平成22年6月18日条例第11号)

(趣旨)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づく、国の特別天然記念物であり国内希少野生動植物種であるノグチゲラの東村における保護に関して必要な事項を定めるものとする。

(村の責務)

第2条 村は、ノグチゲラの適切な保護と生息域の保全・管理に努めなければならない。

(保護地区)

第3条 村長は、ノグチゲラの生息域の保全に必要な地区を東村ノグチゲラ保護地区(以下「保護地区」という。)として指定することができる。

(保護地区の指定手続)

第4条 村長は、前条に基づく指定を行うときは、土地の所有者の同意を得るとともに村文化財保護審議会の意見を求めなければならない。また、必要に応じて県や国をはじめ関係機関との調整を行うものとする。

(禁止事項)

第5条 保護地区内及びその周辺においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ村長の許可を受けた場合は、この限りではない。

- (1) 無断で保護地区内に立ち入ること。
- (2) 保護地区内又はその周辺部で騒音を出すなどのノグチゲラの生息を脅かす行為であつて、規則で定めるものをする事。

(保護監視員の設置)

第6条 村長は、ノグチゲラの保護と生息域の保全のための指導を行う保護監視員を置くことができる。

(保護監視員の任務)

第7条 保護監視員は、定期的に生息域の巡視・調査を行い、第5条に規定する行為を行う者を指導・排除する。

(罰則)

第8条 第5条の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則でこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年12月22日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 10 月 15 日条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料4 奄美大島生物多様性地域戦略（抜粋）

策定主体 奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町

策定年 平成27年

目次（抜粋箇所を**太字**で示す。）

第1章 戦略の策定にあたって

- 1 生物多様性地域戦略策定の背景
- 2 奄美大島生物多様性地域戦略の目的と位置づけ**
- 3 戦略の体系と事業展開の考え方**

第2章 奄美大島の生物多様性の特徴

- 1 生物の多様性が高い
- 2 固有種が多く存在する
- 3 奄美大島の特異な気候が生んだ希少な動植物が存在する
- 4 人と自然との関わりの中で培われてきた自然がある
- 5 世界的に重要な生物多様性に富んだ自然がある

第3章 奄美大島の生物多様性の保全及び利用上の課題

- 1 開発や自然の過剰な利用などの人間活動による影響
- 2 人間活動と自然の関わり方の減少による影響
- 3 人為的に持ち込まれた生物や物質による影響
- 4 地球温暖化にともなう環境変化による影響
- 5 人の意識と社会経済の変化による影響

第4章 基本的事項と目標

- 1 基本的事項**
- 2 目標**

第5章 重点施策

- [重点施策 1] 希少野生生物の保全活動及び生物多様性一般化事業
- [重点施策 2] ノネコ、ノヤギ及び外来生物対策
- [重点施策 3] 奄美大島環境文化・自然再生フィールドミュージアム事業
- [重点施策 4] 奄美大島・生物多様性自然遊歩道整備事業
- [重点施策 5] 里のエコツアー拠点整備事業
- [重点施策 6] 産業振興と生物多様性保全事業
- [重点施策 7] 交流と情報発信

[重点施策 8] 奄美群島環境文化研究拠点の誘致

第6章 行動計画

基本方針 1 生物多様性生態系の保全・管理

基本方針 2 人と自然が共生する社会を構築するための仕組み作りと人材育成

基本方針 3 持続可能な生物多様性の利用

第7章 推進体制と進行管理

1 戦略の推進体制

2 戦略の進行管理

3 各主体の役割

第8章 資料編

第1章 戦略の策定にあたって

(中略)

2 奄美大島生物多様性地域戦略の目的と位置づけ

(1) 戦略の目的・性格

奄美大島生物多様性地域戦略（以下「本戦略」という。）は、基本法に基づき奄美大島の5市町村が連携して策定するもので、奄美大島における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する総合的な計画となるものです。

本戦略は、奄美大島の生物多様性の質的向上を図ると同時に、その保全・利用を通して地域活性化を進めることを目指します。

地域活性化は個性ある地域作りによってもたらされ、それは自然環境と歴史文化を基礎としているとの考え方に立って各般の施策を講じていき、奄美大島が我が国における「真に人と自然が共生する社会のモデル地域」となることを目指します。

(2) 戦略の位置づけ

本戦略は、基本法や国家戦略の趣旨を踏まえ、県戦略との連携を図るとともに、関係市町村の総合振興計画や奄美群島振興開発計画等の施行における生物多様性の保全と利用に係るガイドラインとなるものです。さらに、地域が主体となった人と自然が共生する社会作り活動の指針となるものです。

3 戦略の体系と事業展開の考え方

本戦略は、共生と循環を基本理念として、奄美大島における生物多様性の保全・利用上の課題を明確にした上で、戦略の命題を踏まえつつ、取り組むべき施策をとりまとめます。施策については事業展開の3つの基本方針を定め、それに沿って地域の各主体が連携して取り組む行動計画と、その中で5市町村が重点的に取り組む重点施策を示します。

また、国や県などが事業主体となる事業についても、5市町村が担う役割を整理した上で、事業の実現に向けて国、県等に連携や支援を要請する内容を示していきます。

(中略)

第4章 基本的事項と目標

1 基本的事項

(1) 対象区域

本戦略が対象とする区域は、奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町の管内である奄美大島本島と付属島嶼、及びその周辺の海域とします。

(2) 計画期間

本戦略の計画期間は、2015年度（平成27年度）から2024年度（平成36年度）までの10年間とします。

(3) 基本理念

世界自然遺産にふさわしい奄美大島の生物多様性を保全しながら、自然と共生してきた文化を大切にし、その恩恵を持続的に享受して、より豊かな暮らしが営まれる社会を創ることを基本理念とします。

(4) 基本方針

基本理念を具体化し目標を実現させるにあたり、以下の3つの基本方針を設定して取組を進めます。

2 目標

(1) 短期目標（10年後、2024年の奄美大島の姿）

長期目標である「我が国における真に人と自然が共生する社会のモデルとなる地域」を達成するために必要な社会基盤、及び、世界自然遺産登録地として取り組むべき住民活動の基盤を整備します。

[目指すべき姿]

- ・生物多様性の劣化が新たに起こることがなく、すでに失われた多様性をよりよい状態にするための取組が始まっている。
- ・希少種を含めた動植物の生息・生育環境がよりよいものとなっていて、盗採等もなくなり、保全の対象となる生物が新たに生じない。
- ・ノネコ、ノイヌ、ノヤギが新たに発生しない体制が整い、それらの数が減少している。マングース（フィリマングース）が根絶されている。
- ・島民や来訪者の外来生物に対する認識が高まっていて、ペットの放棄、植栽・緑化、人や物の移動などに起因する、意図的な外来生物の新たな発生が生じておらず、既に存在している外来生物の数が減少している。

- ・鳥獣の科学的な個体数管理が行える捕獲従事者による捕獲体制が整っていて、鳥獣の数の適正なコントロールがなされている。
- ・生物多様性についての島民や来訪者の認知度が高まっている。
- ・人々が生物多様性や自然の恩恵について触れたり学んだりする場や機会が十分に提供されている。
- ・生物多様性の保全に配慮した第1次産業が営まれており、伝統野菜を含め、島内で生産された品物が積極的に利用されている。
- ・島民、事業者、学識経験者、来訪者、各自治体など様々な関係者が役割分担・連携して、それぞれの立場で生物多様性の保全に取り組んでいる。
- ・豊かな自然と共存する人々の知恵と技を活かした、持続可能な観光の提供がされているなど、活力ある地域となっており、それを国内外に向けて発信している。

(2) 長期目標（50年後、2064年の奄美大島の姿）

我が国における「真に人と自然が共生する社会のモデルとなる地域」となっています。

[目指すべき姿]

- ・山から海までがつながりを持った豊かな自然や、人との関わりの中で構築される自然など、多様で良好な自然が維持されていて、多様な動植物がそこに息づいている。
- ・自然が活かされ、その中で人々が自然との関わりを持ちながら、伝統的な奄美大島の循環の仕組や文化を活かした心豊かな暮らしが営まれている。
- ・多くの来訪者が奄美大島を訪れており、その自然にいだかれて、それを楽しみ、味わい、体験することで奄美の魅力を深く認識し、それに対する感謝の気持ちを表す環境が整っている。
- ・人が自然に感謝しつつ、節度ある利用を行っており、次の世代へ大切に引き継いでいこうという取組があたり前のこととして実行されている社会が形成されている。
- ・人と自然がよりよい状態で共に存在する、奄美大島の社会の姿が広く世界に向けて発信されている。

第5章 重点施策

● 重点施策1 希少野生生物の保全活動及び生物多様性一般化事業

奄美大島に生息する希少野生生物を保全するため、関係機関と連携し各種の動植物調査や保全活動を進めます。また、住民を対象に奄美大島の生物多様性を学ぶための環境学習拠点の整備や指導者研修、プログラム開発を進め、生物多様性に対する理解を深める（＝一般化）事業に積極的に取り組みます。

- ・希少動植物保護条例の適正な運用と保全活動の展開

- ・生物多様性モニタリング調査及び情報収集
- ・環境学習拠点の整備及び環境学習の充実
- ・生物多様性保全ネットワークの構築

● 重点施策2 ノネコ・ノヤギ及び外来生物対策

野生化したネコ（ノネコ）が、希少種の捕食など深刻な生態系への被害をもたらしていること、野生化したヤギ（ノヤギ）による生態系への影響が懸念されること、また、その他の外来生物の侵入による生態系への影響が懸念されることなどから、各市町村で、条例の制定など各種の対策を講じています。今後は、地域の特性に応じた対策を進めるとともに、全市町村が連携して効果的な対策を進めます。

- ・ノネコ対策、ノヤギ対策の事業展開
- ・外来生物対策

● 重点施策3 奄美大島環境文化・自然再生フィールドミュージアム事業

奄美大島のそれぞれの地域特性に応じた生態系モデルを設定し、生物多様性の保全を推進します。また、情報収集などを通じて環境文化の伝承や創造を進め、島全体をフィールドミュージアムとする環境学習の場としての活用を図り、科学と文化が一体となった事業の展開を検討します。

- ・森林、里海、マングローブ再生モデル事業
- ・自然と人が共生する環境文化の継承活動
- ・奄美大島・環境文化情報拠点整備

● 重点施策4 奄美大島・生物多様性自然遊歩道整備事業

奄美大島を周遊する「奄美大島・生物多様性自然遊歩道」（仮称）を基軸に、貴重で多様な生態系を満喫するだけでなく、地域に育まれた環境文化を体験できる拠点整備を検討します

● 重点施策5 里のエコツアー拠点整備事業

国立公園指定及び世界自然遺産登録に伴い来訪者が増加することが予想される中で、島内各地に存在する集落に残る環境文化を学び、体験する「里のエコツアー」を住民が主体となって進めるため、各市町村に1箇所ずつ拠点となる場所の選定を推進します。

● 重点施策6 産業振興と生物多様性推進事業

国立公園指定及び世界自然遺産登録に伴い観光客が増加することが予想され、奄美大島の生態系への影響が懸念されることから、民間、関係団体等と連携しながら、新たな視点に立った

観光の確立、環境に配慮した観光（エコツーリズムなど）を進めます。また、環境に配慮した農業生産や水産資源保全及び森林整備を進めるとともに、農林水産加工品の製造を促進します。

- ・新・観光マスタープランの策定と体験型観光の推進
- ・6次産業化と生物多様性推進事業

● 重点施策7 交流と情報発信

本戦略の普及を図るため、世界自然遺産登録地として、国内外の多くの人々や関係団体等との交流に取り組むとともに、地元の情報発信を積極的に進めます。

- ・奄美大島自然大使の創設
- ・世界自然遺産登録地域との交流
- ・国際交流の推進
- ・大学、研究者との交流
- ・情報発信

● 重点施策8 奄美群島環境文化研究拠点の誘致

鹿児島県が進める奄美群島の環境文化の研究について、その拠点の誘致を進め、奄美群島における世界自然遺産登録後の生物多様性施策について、県等と連携し取り組みます。

(中略)

第7章 推進体制と進行管理

1 戦略の推進体制

奄美市、大和村、瀬戸内町、宇検村及び龍郷町の5市町村で構成する「奄美大島生物多様性推進協議会」（仮称）を設置し、戦略の進行管理及び見直し等を行うとともに、国、県、関係団体等との連絡調整、戦略に位置づけられた各般にわたる施策・事業の推進母体として位置づけます。

また、戦略の推進にあたり指導助言を受けるため、学識経験者等から成る「奄美大島生物多様性戦略専門家会議」（仮称）の設置の検討を進めます。

(後略)

資料5 地域生物多様性保全計画（大宜味村地域連携保全活動計画）（抜粋）

策定主体 環境省・大宜味村

策定年月 平成26年3月

目次（抜粋箇所を**太字**で示す）

第1章 本事業の内容

1. **地域生物多様性保全計画とは**
2. **大宜味村地域連携保全活動計画の方向性**
3. 平成25年度策定事業の輪郭

第2章 地域連携保全活動計画（案）

1. 大宜味村石灰岩地域の自然の特徴
2. 自然と関係してきた地域活動
3. 生態系サービスについて
4. **活動の連携を可能とする仕組みづくり**
5. **大宜味村の取り組みの方向性**
6. **活動計画**
7. **推進体制**

第1章 本事業の内容

1. 地域生物多様性保全計画とは

1) 計画の背景と位置づけ

「地域生物多様性保全計画」とは、変化のある日本の国土の一つ一つに存在する多様な自然を保全するために、それぞれの地域に生存する生物の多様性を維持し継承していく取り組みを促し支援する政策を表す。この政策の一つとして、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律：生物多様性地域連携促進法」（平成22年法律第72号）に基づくものがあり、具体的には、それぞれの地域で生物多様性のあり方を定めて取り組みの内容を組み立てる「地域連携保全活動計画」を策定し実践することにより、法律の目的（地域の生物の多様性を保全し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。）の実現を目指す。

「大宜味村地域連携保全活動計画」は、大宜味村が地域の活動団体を支援し協働して作成している。対象区域は村中央部の石灰岩の山塊を中心とする地域とし、目標期間を10年先ほどにおいて、先導的に取り組む団体の活動フィールドを中心に、関係の各団体や大宜味村が

協力協働する仕組みを整えながら実践していく計画としている。

こうした状況を踏まえ、平成 23 年度には本村丘陵部で最も自然豊かなネクマチ手岳を中心とした両生爬虫類、地形地質、植物、鳥類、昆虫類、蝶類、陸産貝類の 7 分野において、自然特性の調査を専門家に依頼するとともに、既往の関連調査や計画、地元意向を整理し、地域で進められている自然の保全・活用の取り組み状況についての地域特性の調査を実施した。平成 24 年度には、前調査における専門家からの提言をもとに、前述した 7 分野に哺乳類、水生生物類の 2 分野を加えた 9 分野の自然特性における補足調査を実施した。また、地域特性については、村内に残る暮らしと密接な環境であり、かつ特に多様な自然環境を有しているエリアについて現地視察を行い、地元有識者から現状の課題における保全・活用の提言を頂いた。しかしながら、その年においては、近年まれに見る台風に苛まれ、自然特性調査については満足いく結果が得られなかった。

平成 25 年度には、自然災害により自然特性調査について十分な結果が得られなかったことを受け、一部の分野を除き、さらなる補足調査を行った。平成 23 年度から平成 25 年度の調査結果をまとめ、当該地域の自然環境の特性について明らかにするとともに、地域の保全活動への提案等を行った。また、調査結果から出した方針を元に、現在行われている保全地域活動を地元有識者と視察を行い、将来における保全の方向性について検討を行った。これらを相対的に整理し、地域生物多様性保全計画（大宜味村地域連携保全活動計画）（案）をこの度作成した。

（中略）

2. 大宜味村地域連携保全活動計画の方向性

（中略）

④本事業上の重要性

本事業は、沖縄では部分的で地域的と考えられていた人里の自然を、海や森などを繋ぎ、沖縄の生物多様性を維持する為の重要な場所として普及することにある。そのためには、計画区域の自然環境を明らかにしていくことが重要であった。

また、多様な自然が残る石灰岩の山の自然と周辺の状況を、この環境を使っていた地域の人々がどの様に利用してきたか明らかにする必要がある。そして今後、里山環境を保全していく為には、現代に合う形で人と自然の係わりを再構築していく必要がある。本事業は、まず自然特性の明確化を行った。次に地域へ環境保全を広げる為の普及活動や保全活動の具体的な活動計画と、これを管理する推進体制を作り上げることを目的とした。

自然の多様性を維持し、自然環境から受ける恩恵により、健全で活発な営みが育まれる地域となることが事業の目標である。

（中略）

第2章 地域連携保全活動計画（案）

（中略）

4. 活動の連携を可能とする仕組みづくり

1) 仕組みづくりの考え方

生物多様性保全活動を具体化するには、村民へ自然特性調査への理解を広めるとともに、対象地域で行われている活動を育て、目指すべき生物多様な環境作りを行っていくために必要な活動計画やこれを推進する体制を作り育てることが望まれる。

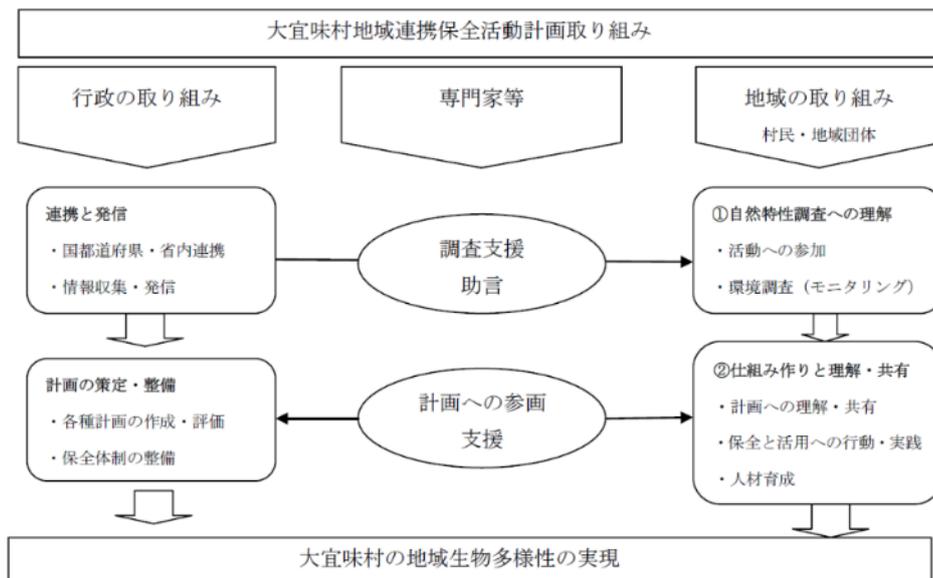
（中略）

3) 仕組みづくりへ向けて

「地域生物多様性保全計画」を具体化するためには、「地域連携保全活動」を継続的に進めていく必要がある。これには地域が自然や環境に関心や興味を持つことはもちろんの事、地域が主体的に取り組める活動とする必要がある。

そのため、地域で自主的に取り組まれている活動に焦点をあて、これに専門的な助言を加えながら地域の生物多様性を確保できるよう、それぞれの保全活動が連携しながら展開・発展していくプロセスを構築する必要がある。

図：取り組みへのフロー



（中略）

5. 大宜味村の取り組みの方向性

3年間の調査を終了し、村内の生物多様性保全事業の計画地域における自然特性が明らかと

なった。これら多様性の高い自然資源の保全を目的にすると、今後の事業は多岐にわたる大きな取り組みが期待される。しかし、多方面が関係する膨大な計画は内容として優れてはいても、時として予算や人員の不足などからともすると計画に留まりがちである。

本事業では、保全推進のために必要な活動の全体フレームは検討するものの、それに加え、現在の体制で実施可能な事業から着手し、その成果を積み上げて最終目標に至る方法を考える事とする。たとえ小規模の事業であっても、その成果をひとつひとつ着実に積み上げることにより、最終目標である計画地域内の生物多様性保全と村の振興は達成されると確信する。

むしろ、最初から大きな目標をかかげて挑戦するよりも、小さくても具体的な個々の事業で経験を積み、知識を蓄えて行くことが目標達成の近道であることも期待できる。

普及活動や地域活動視察の一環として、屋古地域において塩屋小学校の全面的な協力により試験的に実施したチョウの観察活動に注目したのは、里山としての屋古地域の生物多様性が非常に高いと認められたことと、自然観察に意欲を持った子供たちが生まれたこと、そして、それを推進しようとする塩屋小学校があったためである。更に、屋古地域はこれらの活動に対して積極的な受け入れ態勢をとって下さり、事業の実施に問題が全くなかったためである。したがって、次年度からすぐに具体的な事業の実施が可能である。

このような積み上げ方式を村内で可能な地域から開始し、最終的には全村にわたる生物多様性保全の活動につなげるという方向性を本村としてはとるものとする。

6. 活動計画

1) 活動の目標について

大宜味村地域連携保全活動計画を進めるために、必要な活動を以下のようにまとめた。ここに「里山保全」「自然情報収集」「交流」「教育・学習」を軸とした活動の目標を示す。

(1) 里山保全

生物多様性の高い環境と共生することを目的に、希少な生きものが生息・生育する地域を適切な配慮の基に保全し、人里地域においては多様な自然の利活用を行い、環境の維持・再生に取り組む。

(中略)

(2) 自然情報収集

生物多様性に富むこの地域の自然情報を収集し、環境保全に役立てるとともに、集約した情報を発信して村の産業振興を促す。

(中略)

(3) 交流

里山保全を目的に、村外の人々を対象にしたエコツアーやイベントを開催し、地域の活性化を図る。さらに生物多様性に取り組む地域と交流し、生物多様性維持の為にネットワークを構築する。

(中略)

(4) 教育・学習

身近な自然にふれあう機会を増やし、生物多様性に恵まれた地域の重要性に気づき、地域を誇りに思う心を育てる取り組みを行う。

(中略)

2) 活動について

目標別に定められた「里山保全」「自然情報収集」「交流」「教育・学習」具体的に推進していく活動を以下のように示す。

大宜味村生物多様性地域連携保全活動計画

(1) 里山保全	
目 標	生物多様性の高い環境と共生することを目的に、希少な生物が生息・生育する地域を適切な配慮の基に保全し、人里の地域においては多様な自然の利活用を行い、環境の維持・再生に取り組む。
活 動	①生物多様性を活かした大宜味ブランドの確立 ②山道の整備・地域清掃 ③里山バタフライガーデンの造成

(2) 自然情報収集	
目 標	生物多様性に富むこの地域の自然情報を収集し、環境保全に役立てるとともに、集約した情報を発信して村の産業振興を促す。
活 動	①自然情報の収集及び発信

(3) 交流	
目 標	里山保全を目的に、村外の人々を対象にしたエコツアーやイベントを開催し、地域の活性化を図る。さらに生物多様性に取り組む地域と交流し、生物多様性維持の為にネットワークを構築する。

活動	①ツーリズムの創出・実施
	②生物多様性に取り組む他地域との連携

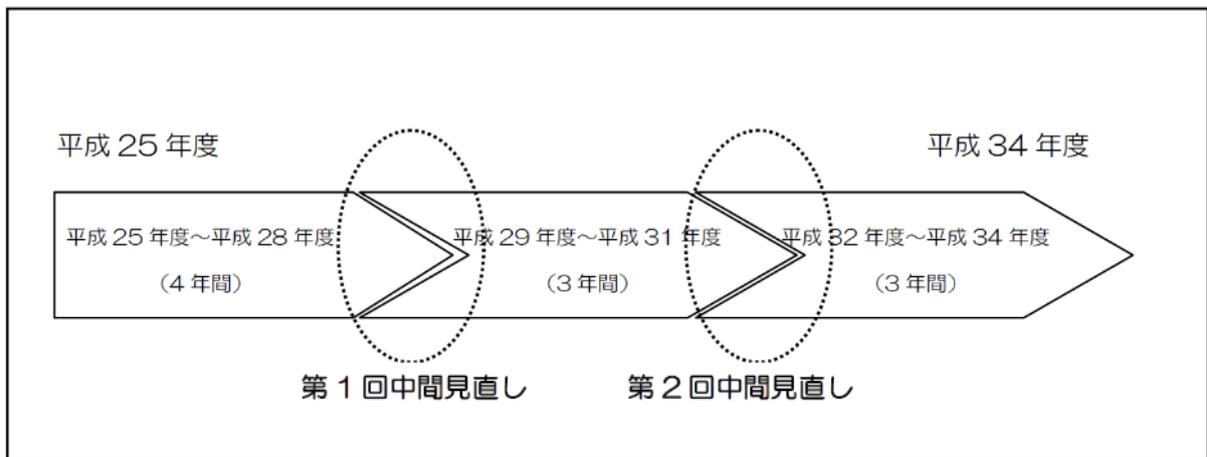
(4) 教育・学習	
目標	身近な自然にふれあう機会を増やし、生物多様性に恵まれた地域の重要性に気づき、地域を誇りに思う心を育てる取り組みを行う
活動	①地域の子ども達による生物記録を伴う観察会
	②シンポジウム・講演会の開催

3) 活動期間

大宜味村生物多様性地域連携保全活動の事業期間は調査最終年度にあたる本年度を試行期間とし、これを含めて平成 34 年度終了の 10 年間とする。

また活動主体の変化や社会情勢などに対応する為、3 年経過後を目安に見直しを行うものとする。

尚、次頁からの活動内容については、平成 25 年度から平成 28 年度までの 4 年間の具体的な取り組みを掲載する。



計画の期間

(中略)

4) 活動内容

(中略)

(2) 自然情報収集

事業名	①自然情報の収集及び発信
事業	生物多様性の保全活動を進めるには、環境の変化について記録しデータを蓄積する

内容	<p>ことが重要である。これらの取り組みは、日常的に地元住民が行う体制が最も望ましい。</p> <p>まずは、現在屋古区で行われている塩屋小学校のチョウ観察を中心に地域の自然情報の収集と集約を行う。生物多様性の指標として、チョウに着目するのである。</p> <p>また集落内に生きもの情報掲示板を設置し、地域の人々が見た生きものや、聞いた声を書きいれてもらう仕組みを作る。情報を集約し、お知らせとして再度掲示板を通じて地域住民に定期的に発信する。屋古での試行が成功すれば、これを村内の各集落に順次拡大する。</p> <p>これらの収集した情報の分析については専門家と連携して行い、結果を保全活動に役立てる事とする。また持続可能な形で進めるために、住民とともにモニタリングをおこなう NPO の育成も必要である。</p>
活動①	
実施主体	大宜味村・NPO 法人やんばる舎
実施時期・実施場所	<p>時期：通年</p> <p>場所：屋古区</p>
実施内容等	<p>塩屋小学校のチョウ観察を中心に地域の自然情報の収集と集約を行う。生きもの情報掲示板を設置し、地域の人々が見た生きものや、聞いた声を書きいれてもらい情報交換が行える仕組みを作る。</p> <p>モニタリング方法としては環境省自然環境局生物多様性センターの「モニタリングサイト 1000 里地調査マニュアル」を活用する。専門家を招聘してモニタリング講習会を開催する。</p>

(中略)

(4) 教育・学習

事業名	①地域の子ども達による生物記録を伴う観察会
事業内容	<p>本年度の普及活動の結果、小学校への環境教育として生物多様性への理解を広げる活動が、地域にとって大きな成果を生み出す事がわかった。</p> <p>今後、世界自然遺産登録も予定されるやんばる地域の一角をなす大宜味村としては、身近な環境について村民の理解促進を図る事が、大変重要な課題である。</p> <p>本年度試験的に行った塩屋小学校による屋古集落におけるチョウ観察を継続して実施する。</p> <p>また子ども達の定期的な観察記録は、計画で定める自然情報収集として活用し、収集した情報の分析については専門家と連携して行い、調査の結果を保全活動に役立てる事とする。</p> <p>チョウ観察という具体的な方法で自分達の暮らす地域を知り、身近な環境について</p>

	<p>考える事で、子ども達に生きる事の源である生物多様性の重要さへの理解を育むと考える。</p> <p>この取り組みを核として、観察の行われる地域や、これを含む校区、あるいは村全体へと生物多様性保全活動の輪を広げていくものとする。</p>
活動①	
実施主体	村立塩屋小学校
実施時期・実施場所	<p>時期：年 10 回程度</p> <p>場所：屋古区</p>
実施内容等	自然観察クラブの開催を行う。観察対象は屋古区のチョウとする。

(中略)

7. 推進体制

1) 大宜味村生物多様性センターの設置

「大宜味村地域連携保全活動計画」の実効性を高めるためには、大宜味村内の各主体がそれぞれの役割を十分に理解し、その役割に取り組むことが求められる。

本村では平成 21 年度に「大宜味村観光振興基本計画」を策定しており、沖縄本島最北部のグスクとされる根謝銘グスクの発掘公開、生物多様性が世界から注目されているやんばる地域（大宜味村、国頭村、東村）の世界自然遺産登録によって、環境保全型観光を振興し地域の発展へと寄与する事を目標に設定している。

今後、自然公園の指定と世界自然遺産への登録も検討される本村において、それらに対応できる体制づくりの拠点として、「(仮称) 大宜味村生物多様性センター」を設置することが望ましい。本計画の推進を図るために、「大宜味村生物多様性センター」は以下の役割を行い、官民一体となった活動を推進する。

(1) 大宜味村生物多様性センターについて

○計画の促進及び保全活動の促進に関して、センターは以下の役割を担う。

1. 生物多様性に関する情報の集約と発信
2. 保全活動に関する多様な活動主体の調整
3. 専門家などによる科学的知見の導入
4. 教育・学習の支援
5. ボランティア等人材の確保
6. 人材の育成支援
7. 生物多様性地域とのネットワークの構築

本計画で定められた計画区域の生物多様性の保全と再生を図るためには、地域の環境が本来の力を維持またはあるべき姿に復元させることと、地域の人々が地域の日々の暮らしと自然の関わりの中で身近な自然に感謝し、興味や関心を持つようになる活動が望まれる。

その為には、地域が一体となり、村民、地域団体、事業者、専門機関、行政など多様な主体の参画と協働を求めて行くこととする。これまでのように、自然環境はエコツーリズム事業者や一部の地域団体が主に関わるだけでなく、大宜味村の生物多様性の保全活動を進めるためには、地域の農業者や商業、福祉関係など広く村民の参画を求める。

また生物多様性に取り組む様々な他地域とネットワークを構築し、広く情報を収集するとともに、地域資源を活用しつつ、村が発展しながら生物多様性保全を促進できるよう施策や計画の立案、提言が行えるシンクタンク機能を有することも今後期待される。

(後略)

資料6 やんばる型森林業の推進～環境に配慮した森林利用の構築を目指して～ (施策方針)

策定主体 沖縄県農林水産部森林緑地課

策定年月 平成25年10月

目次

1. 自然環境の保全と環境に配慮した利活用の推進
2. やんばる3村の森林の望ましい姿
3. やんばる3村における森林・林業施策
4. やんばる3村における森林の取扱方針
 - (1) 森林の利用区分（ゾーニング）
 - (2) 森林施業・森林整備の改善
 - (3) 森林の新たな利用（自然体験活動の推進）
5. その他の森林保全の取り組み
 - (1) 特用樹及び造成未利用地の活用
 - (2) 択伐の推進

1. 自然環境の保全と環境に配慮した利活用の推進

国頭村、大宜味村、東村に広がる「やんばるの森」は、水源の森、林産物供給の森、野生生物の森、保健文化の森、地域資源の森などとして、重要かつ多くの役割を果たしている。

このような中、近年、やんばるの森林を巡る社会的要請は多様化している。

やんばる3村の森林に対しては、森林の持つ多面的機能の高度発揮や維持・増進のための適切な管理、地域産業としての林業の活性化、就労・雇用の確保としての新たな森林利用が求められている。

一方で、生物多様性に富んだ優れた自然環境の保全を求める声も高まっている。

このことから、やんばるの森林においては、自然環境の保全と環境に配慮した利活用として、持続可能な循環型「林業・林産業」と環境調和型「自然体験活動」を組み合わせた「やんばる型森林業」を推進していく。

やんばる型森林業の推進にあたっては、科学的な情報を基に学識経験者の意見を参考にし、国・県・地域行政、林業事業者、関係団体等と調整を行うとともに、様々な県民意見を踏まえて施策を展開していく。

2. やんばる3村の森林の望ましい姿

やんばる3村の森林は、水源の涵養や木材等林産物の生産、自然に触れあう保健文化等の様々な機能を有するとともに、固有性の高い野生動植物の生息・生育の場、地域住民の生活や暮らしを支える森などと多くの役割を果たしている。

このことから、やんばる3村の森林については、生物多様性に富んだ優れた自然環境が保全されつつ、地域住民の生活や暮らしに利用されるとともに、森林の持つ様々な公益性の恩恵を県民が継続的に享受される森林を目指す。

○ 命の水を育む「水源の森」

山々に広がる森が、降りそそぐ雨を受けとめ、大地を這う木々の根が滴を蓄え、潤沢で清冽な水を湧き出す、県民の命を支える「水源の森」を目指す。

○ 豊かな恵みが持続し循環する「林産物供給の森」

豊かな森がもたらす多様な恵みを賢く利用し、自然と両立する持続的な資源の循環によって、県民の豊かな生活、産業、文化を支える「林産物供給の森」を目指す。

○ 生き物を守り育む「野生生物の森」

多様性に富みかつ固有性の高い様々な生き物達が、持続的に守られた森に生まれ育つ「野生生物の森」を目指す。

○ 人々が憩い安らぐ「保健文化の森」

豊かな森に人々が集い、自然を5感（みる、きく、かぐ、あじわう、ふれる）で感じ、遊び、学び、癒される「保健文化の森」を目指す。

○ 生活を支え地域が守り育てる「地域資源の森」

豊かな森の恩恵が持続し、地域が大切に守り育てる「地域資源の森」を目指す。

3. やんばる3村における森林・林業施策

やんばる3村の森林は、水や林産物の供給、保健休養の場としてなど、その恩恵は地域はもとより広く県民が享受している。

このことから、森林の持つ多面的機能の高度発揮かつ持続的な発揮に向けて、森林機能の維持・増進を図るための適切な森林の育成・管理に努める。

○ 水源の森（水土保全機能）

良質な水の安定供給の観点から、水源林の保全を図るとともに、水源涵養機能の向上に必要な施業を行う。

○ 林産物供給の森（木材等生産機能）

木材等を持続的かつ安定的に供給する観点から、林木の生育に適した森林の保全や適切な維持管理を行うとともに、自然環境の保全に配慮した森林施業、森林整備に努める。

○ 野生生物の森（生物多様性保全機能）

健全な生態系を維持する観点から、原生的自然林や希少野生生物の生息・生育地の保全、環

境のかく乱防止に努める。

○ 保健文化の森（保健文化機能）

自然環境を適正に利用する観点から、環境に与える負荷を考慮しつつ、県民の憩いの場としてのレクリエーション、健康増進や環境教育としての活用等を推進する。

○ 地域資源の森（地域の振興に資する機能）

地域における就労・雇用の場の確保や定住促進等の観点から、持続的な循環型の林業・林産業の推進や自然体験活動の展開に取り組んで行く。

4. やんばる3村における森林の取扱い方針

(1) 森林の利用区分（ゾーニング）

森林の多面的機能を十分に発揮させ、計画的な森林利用・適切な森林管理を進めるため、森林の持つ機能の中で重視すべき機能に応じて、保全及び利用区域の設定を行う。

やんばる3村の森林においては、多様な森林生態系の維持や沖縄本島地域の水がめであるダムや河川を安定的に支える働きの維持・増進、持続可能な循環型林業等の推進などを目的に、森林の有する多面的機能の中でも、特に「生物多様性保全機能」、「水源涵養機能」、「木材等生産機能」、「保健文化機能」に応じ、「自然環境保全区域」、「水土保全区域」、「林業生産区域」、「森林利用区域」の4つの区域を設定し、利用区分を行う。

●やんばる3村の利用区分の考え方

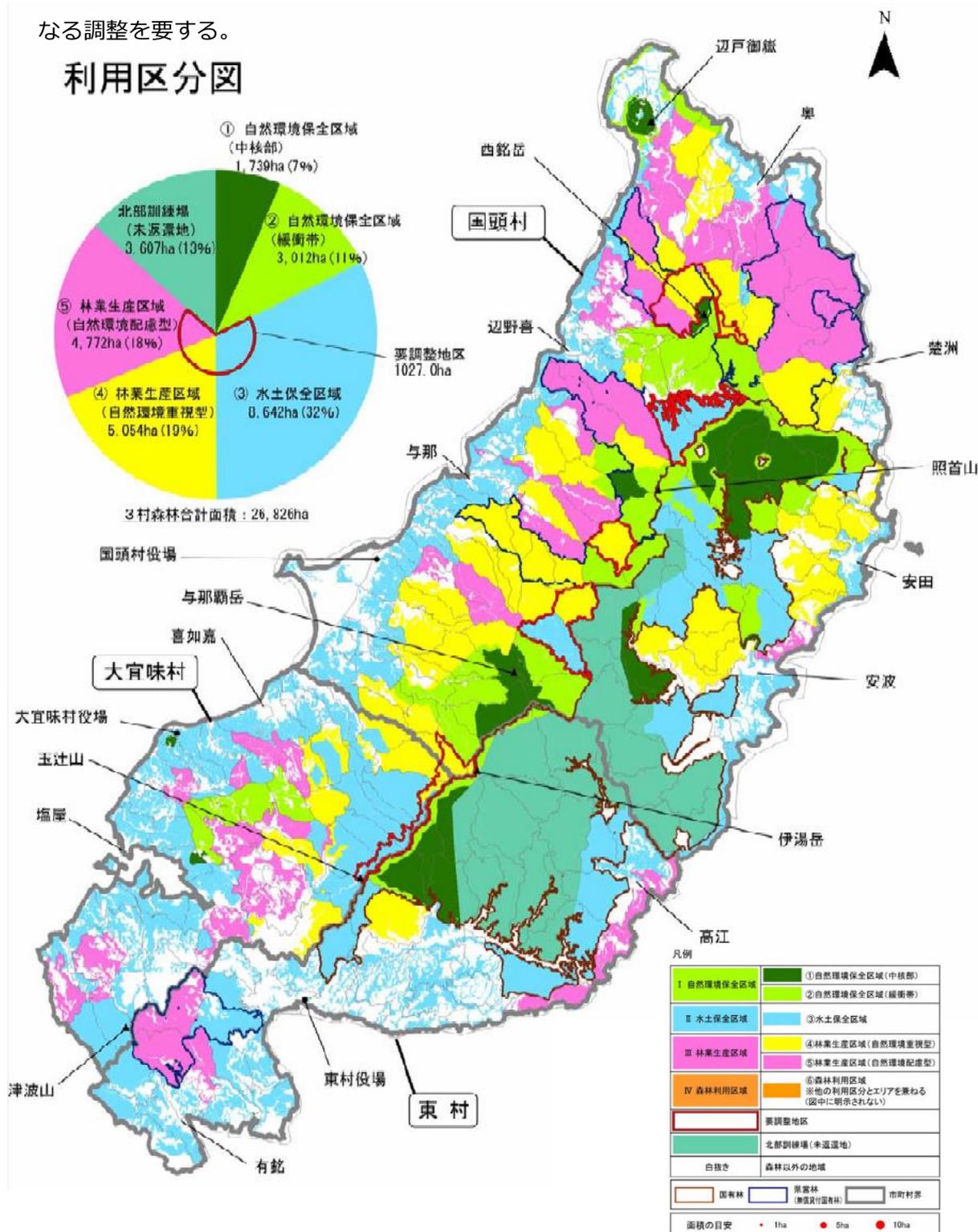
利用区分	利用区分の考え方
I 自然環境保全区域	
① 中核部 (コアエリア)	やんばるの森でも原生的自然林のみ生息するノグチゲラ、ヤンバルテナゴコガネ、オキナワトゲネズミなどの固有性が高く希少な野生生物を含む自然生態系を有する区域【原生的自然林を維持継承するエリア（中核部）】
② 緩衝帯 (バッファゾーン)	中核部をその他の区域と結び、中核部の安定的な維持を目的に緩衝帯（バッファゾーン）として中核部に準ずる区域【自然環境保全区域の連続性や緩衝性を確保するエリア（緩衝帯）】
II 水土保全区域	
③ 水土保全区域	県民の生活や産業を支える水の安定的な供給を目的にダムや河川を維持する水源林区域【水源涵養や山地災害防止等、水土保全機能の高度発揮を重視するエリア】
III 林業生産区域	
④ 自然環境重視型	林業生産を目的とした地域で、自然環境保全区域や水土保全区域に接することから、自然環境の保全を重視し、より環境に配慮した施業を実施する区域【自然環境の保全を重視した林業生産を行うエリア】
⑤ 自然環境配慮型	林業生産を目的とした地域で、安定的な木材生産を供給しつつ、伐採地の分散化（非連続化）、尾根部の樹林帯と谷部の下層植生の保全に努め、自然環境へ配慮した施業を実施する区域【自然環境へ配慮した林業生産を行うエリア】
IV 森林利用区域	
⑥ 森林利用区域	自然体験活動を展開する区域として、林業従事者や地域住民が森林を新たな産業（観光産業）を生み出すツールとして利用する区域【自然環境に配慮しつつ、森林を活用する自然体験活動を行うエリア】

なお、林業生産区域及び水土保持区域の一部の地区（脊梁山地、西銘岳周辺部）において、生物多様性の保全及び環境保全区域の連続性の確保の観点や森林機能の維持及び森林の保全の観点から、当分の間、自然環境の保全と利用との調整を要する「要調整地区」とし、引き続き、関係者間で検討を行うこととする。

また、国有林は、国（林野庁）が策定する沖縄北部地域管理経営計画等に基づいて管理経営が行われるとともに、北部訓練場の未返還国有林の一部は、返還後に森林生態系保護地域として取り扱うこととされている。

県営林は、約9割が無償貸付国有林であることから、保全と利用の区分設定には、国とさらなる調整を要する。

利用区分図



(2) 森林施業・森林整備の改善

森林施業、森林整備の改善は、さらなる環境保全対策の向上及び環境負荷の低減のため、これまでの環境保全の取り組みを継続したうえで、利用区分に応じて森林施業、森林整備の改善を図る。

●利用区分ごとの森林施業の基本方針・施業方針

利用区分	定義・基本方針・施業方針
I 自然環境保全区域 <定義> 原生的自然林の保全を重視するエリア	
① 中核部 (コアエリア)	<基本方針> 森林施業を行わず、原生的自然林の維持・継承を図る
	<施業方針> ・収穫施業・造林施業・路網整備は行わない
② 緩衝帯 (バッファゾーン)	<基本方針> 原生的自然林を維持しながら、最小限の森林施業を行う
	<施業方針> ・長伐期施業を実施し、単木択伐及び天然力を活かした複層林整備を行う
II 水土保全区域 <定義> 水源涵養や山地災害防止等の水土保全機能の高度発揮を重視するエリア	
③ 水土保全区域	<基本方針> 水土保全機能の維持向上を図る森林施業を基本とする
	<施業方針> ・長伐期施業を基本として、択伐による複層林整備、または単層林整備を行う ・水土保全機能に影響を及ぼさない場合には、1ha未満の小面積皆伐を行う
III 林業生産区域 <定義> 持続的な林業生産を目指す木材等生産を重視するエリア	
④ 自然環境重視型	<基本方針> 自然環境の保全を重視した森林施業を行い、多様な森林環境を保全・創出する
	<施業方針> ・主に長伐期施業や標準伐期施業を行う（より伐期を長くし、環境への影響を軽減） ・皆伐を行う場合は、関係法令等に基づく施業規制を踏まえるとともに、5ha未満で可能な限り小面積化し、単層林・複層林整備を行う ・択伐の場合は、複層林整備を原則として行う
⑤ 自然環境配慮型	<基本方針> 自然環境へ配慮した森林施業を行い、多様な森林環境を保全・創出する
	<施業方針> ・主に標準伐期施業、短伐期施業を行う ・皆伐を行う場合は、関係法令等に基づく施業規制を踏まえるとともに、5ha未満で可能な限り小面積化し、単層林・複層林整備を行う ・択伐の場合は、複層林整備の推進が望ましい ・造成未利用地の活用を進める

●利用区分ごとの森林施業の基本方針・施業方針

利用区分		①自然環境保全区域 (中核部)	②自然環境保全区域 (緩衝帯)	③水土保全区域	④林業生産区域 (自然環境重視型)	⑤林業生産区域 (自然環境配慮型)			
施業項目	収獲施業	○収獲施業は行わない (禁伐)	長伐期	○長伐期施業の推進	○一部において長伐期施業を実施				
			標準伐期		○標準伐期施業の実施				
			短伐期		○一部において短伐期施業を実施	○短伐期施業の推進			
			皆伐	○原則、皆伐の回避	○小面積皆伐(1ha未満)	○皆伐(1箇所5ha未満で実施、可能な限り小面積化)			
			択伐	○単木択伐の実施	○可能な限り択伐(単木、帯状、群状)を実施				
			架線		○架線(エンドレスタイラー式)による集材				
			機械		○グラップルによる集材				
			高性能林業機械	○タワーヤーダ ○スイングヤーダ ○ウィンチ付グラップルによる集材の推進					
			【環境保全対策】	○必要な維持管理は行う	○谷沿い・尾根沿いの樹木の保全 ○繁殖期の伐採の回避・中断 ○伐採箇所の分散化 等				
			造林施業	【更新】	天然更新	○天然更新(萌芽、天然下種)の実施			
人工造林	○人工造林(状況に応じて、萌芽、天然下種)による更新								
単層林・複層林	○複層林施業の推進	○単層林または複層林施業の実施							
【植栽】	広葉樹・針葉樹	○原則、広葉樹の植栽		○広葉樹又は針葉樹(リュウキュウマツ等)の植栽					
【育成天然林施業】		○環境、水土保全機能に配慮して実施							
【環境保全対策】	○必要な維持管理は行う	○原則、前生種の植栽		○環境を考慮した樹種(在来種)の植栽			○造成未利用地の活用		
路網整備	○路網整備は行わない	○必要最小限の路網整備		○既設路網の活用 ○環境に配慮した作業道整備					

(3) 森林の新たな利用（自然体験活動の推進）

県民をはじめ、多くの方が自然と触れ合う（遊ぶ、学ぶ、癒やされる）場として、やんばるの豊かな森林資源を活かした森林ツーリズム、森林セラピー、森林環境教育、林業体験などの自然体験活動を推進していく。

●利用区分ごとの活用方針

利用区分		内容
I 自然環境保全区域	① 中核部 (コアエリア)	<定義> ・原生的自然林を維持・継承するエリア <活用方針> ・立入りの制限を行う（学術研究等のみに利用） <利用方法> ・基本的に利用しない
	② 緩衝帯 (バッファゾーン)	<定義> ・自然環境保全区域の連続性や緩衝性を確保するエリア <活用方針> ・原生的自然林を資源として、利用制限、規則、監視等を行い、最小限の整備のもとに活用を図る <利用方法> ・主に森林ツーリズム、森林セラピー、森林環境教育等
II 水土保全区域	③ 水土保全区域	<定義> ・水源涵養、山地災害防止機能等の高度発揮を図るエリア ・自然環境の保全を重視若しくは自然環境へ配慮した林業生産を行うエリア <活用方針> ・多様な森林資源と人と森とのつながりを資源として、環境に配慮した散策路・施設整備のもとに活用を図る <利用方法> ・森林ツーリズム、森林セラピー、森林環境教育、林業体験等
III 林業生産区域	④ 自然環境重視型	<定義> ・水源涵養、山地災害防止機能等の高度発揮を図るエリア ・自然環境の保全を重視若しくは自然環境へ配慮した林業生産を行うエリア <活用方針> ・多様な森林資源と人と森とのつながりを資源として、環境に配慮した散策路・施設整備のもとに活用を図る <利用方法> ・森林ツーリズム、森林セラピー、森林環境教育、林業体験等
	⑤ 自然環境配慮型	

5. その他の森林保全の取り組み

(1) 特用樹及び造成未利用地の活用

環境負荷の低い保全型の林業・林産業として、樹木の実・葉・茎・花等を利用する伐採を伴わない特用樹の活用や耕作放棄地（非農地）、宿泊・娯楽施設跡地等の造成未利用地を活用した早生樹種等による森林造成に取り組むこととする。

(2) 択伐の推進

択伐の実施に向けて、現地に適した収穫手法の確立、技術取得支援等の人材育成、林業機械の導入等の条件整備を図るとともに、択伐の実証試験を重ね、様々な課題の解決を図り、試行をとおして択伐を推進していく。

資料7 沖縄県赤土等流出防止条例（抜粋）

（平成6年10月20日条例第36号）

（中略）

（目的）

第1条 この条例は、事業行為に伴って発生する赤土等の流出を規制するとともに、土地の適正な管理を促進すること等によって、赤土等の流出による公共用水域の水質の汚濁（水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もって良好な生活環境の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）赤土等 国頭マージ等すべての土壌（礫及び砂分を除く。）及びこれらに類する土壌母岩の碎屑物をいう。
- （2）赤土等の流出 赤土等が雨水等によって公共用水域に流出することをいう。
- （3）事業行為 土地の区画形質を変更する行為をいう。
- （4）事業現場 事業行為を行う土地の区域をいう。
- （5）特定事業行為者 千平方メートル以上の一団の土地について事業行為をする者（国その他規則で定める団体（以下「国等」という。）を除く。）をいう。
- （6）工事施行者 特定事業行為者から事業行為に係る工事を請け負った者（下請契約によって工事を請け負った者を含む。）をいう。
- （7）公共用水域 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。
- （8）赤土等流出防止施設 赤土等で汚濁された水を貯留し、赤土等の流出を防止する施設（仮設のものを含む。）をいう。
- （9）赤土等流出防止装置 赤土等で汚濁された水をろ過する機能を有する装置その他の規則で定める装置等をいう。

（赤土等の流出防止）

第3条 事業行為をする者は、当該事業現場からの赤土等の流出を防止するため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（赤土等流出防止施設基準等）

第4条 知事は、赤土等の流出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、赤土等流出防止施設に関する基準及び赤土等流出防止施設の管理に関する基準を規則で定めなければならない。

- 2 知事は、赤土等流出防止施設に関する基準及び赤土等流出防止施設の管理に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ、沖縄県環境審議会の意見を聴かななければならない。

これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(赤土等流出防止施設の設置義務等)

第5条 特定事業行為者は、当該事業行為を実施するときは、前条第1項の規定により定められた赤土等流出防止施設に関する基準（以下「施設基準」という。）に適合する赤土等流出防止施設を設置し、かつ同項の規定により定められた赤土等流出防止施設の管理に関する基準（以下「管理基準」という。）により当該施設を管理しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定事業行為者が、規則で定める事業行為を実施するときは、赤土等流出防止装置であって当該事業現場の状況に照らして知事が相当と認めたものによることができる。

(事業行為の届出)

第6条 特定事業行為者は、当該事業行為をしようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業名
- (3) 事業現場の所在地
- (4) 事業現場の面積
- (5) 事業行為の内容
- (6) 赤土等流出防止施設の構造、配置及び管理の方法又は赤土等流出防止装置の種類及び使用の方法
- (7) その他規則で定める事項

(事業現場の面積等の変更の届出)

第7条 (中略)

(氏名の変更等の届出)

第8条 (中略)

(事業行為の通知)

第9条 国等が千平方メートル以上の一団の土地について事業行為をしようとするときは、第6条各号に掲げる事項について知事に通知するものとする。

2 国等は、前項の規定による通知に係る第6条第4号から第6号までに掲げる事項を変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするとき、又は同条第1号、第2号若しくは第7号に掲げる事項に変更があったときは、その旨を知事に通知するものとする。

3 知事は、前2項の規定による通知に係る事項について、必要と認めたときは、国等と協議するものとする。

4 地方公共団体その他規則で定める団体については、第6条の規定にかかわらず、前3項の規定を準用する。

(計画変更命令)

第10条 知事は、第6条又は第7条の規定による届出があった場合において、その届出に係る赤土等流出防止施設が施設基準に適合しないと認めるとき、若しくはその管理の方法が管理基準に適合しないと認めるとき、又は赤土等流出防止装置による防止対策が十分でないとき、その届出を受理した日から45日以内に限り、その届出をした者に対し、赤土等流出防止施設若しくはその管理の方法又は赤土等流出防止装置に関する計画の変更を命ずることができる。

(事業行為の実施の制限)

第11条 第6条の規定による届出をした者又は第7条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から45日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る事業行為を実施し、又はその変更の届出に係る事項を実施してはならない。

2 知事は、第6条又は第7条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(赤土等流出防止対策責任者等の選任等)

第12条 特定事業行為者は赤土等流出防止対策責任者を、工事施行者は赤土等流出防止管理者をそれぞれ選任しなければならない。

2 赤土等流出防止対策責任者及び赤土等流出防止管理者は、赤土等の流出防止対策に関して、作業従事者の指導監督及び規則で定める事項の実施に努めなければならない。

(承継)

第13条 (中略)

(改善命令等)

第14条 知事は、第6条の規定による届出をした者又はその工事施行者が、同条の規定により届け出た事項、第7条の規定により届け出た事項又は第10条の規定により命ぜられた事項に違反して事業行為を実施しているとき、又は工事を施行しているときは、その者に対し、期限を定めて必要な改善を命じ、又は事業行為若しくは工事の一時停止を命ずることができる。

(事業行為の廃止等に伴う措置)

第15条 第6条の規定による届出をした者は、その届出に係る事業行為を廃止し、又は中止しようとする場合には、当該廃止し、又は中止しようとする事業現場からの赤土等の流出を防止するため、規則で定める方法により当該事業現場の状況に照らして適切な措置を講ずるとともに、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定により届け出られた措置が当該事業現場の状況に照らして十分でないとき、当該届出をした者に対し、赤土等の流出を防止するための必要な措置を命ずることができる。

(無届けの事業行為の中止命令等)

第16条 知事は、第6条の規定により届出をすべき者が同条に規定する届出をしないで事業

行為を実施しているときは、その者に対し、事業行為の中止及び赤土等の流出を防止するための必要な措置を命ずることができる。

(耕作の目的に供される土地の管理等)

第17条 耕作の目的に供される土地（以下「耕作地」という。）を管理する者は、当該土地から赤土等の流出が生じないように周辺部への畦畔等の設置、土壌の団粒化の促進等を行い、当該土地の管理に努めなければならない。

2 耕作地の造成等に伴って、沈砂池、砂防ダム等が設置されている場合には、当該施設を管理する者は、当該施設が円滑に機能するように管理に努めなければならない。

(その他の土地の管理)

第18条 耕作地以外の土地（以下「その他の土地」という。）を管理する者は、当該土地から赤土等の流出が生ずるおそれがある場合には、当該土地に芝を植え、砂利を敷く等により当該土地の管理に努めるとともに、赤土等流出防止施設等が設置されている場合には、当該施設が円滑に機能するように管理に努めなければならない。

(耕作地等の管理者に対する指導)

第19条 知事は、耕作地又はその他の土地から著しく赤土等の流出が生じていることを確認した場合には、当該土地を管理する者に対し、赤土等の流出を防止するよう指導することができる。

(立入調査)

第20条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第6条の規定による届出をした者、第6条の規定により届出をすべき者で同条に規定する届出をしないで事業行為を実施している者若しくはこれらの工事施行者に対し、赤土等流出防止対策状況の報告を求め、又は当該職員に、その者の事業現場若しくは事務所に立ち入り、赤土等流出防止施設、赤土等流出防止装置等を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(適用除外)

第21条 この条例は、非常災害のために必要な応急措置として行う事業行為については、適用しない。

(総合的施策の策定等)

第22条 知事は、赤土等の流出防止対策に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、赤土等の流出防止対策に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(規則への委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(経過措置)

第 24 条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、その規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(罰則)

第 25 条 第 10 条、第 14 条、第 15 条第 2 項又は第 16 条の規定による命令に違反した者は、50 万円以下の罰金に処する。

2 第 6 条、第 7 条又は第 15 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20 万円以下の罰金に処する。

3 次の各号の一に該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 11 条第 1 項の規定に違反した者

(2) 第 20 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第 26 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項の規定は、平成 6 年 11 月 1 日から施行する。

(平成 7 年 10 月規則第 63 号で、同 7 年 10 月 15 日から施行)

(後略)

資料8 慶佐次マングローブ観光利用【ガイド・事業者間ルール】

■ルール適用区域：

本ルールは、慶佐次川河川敷（港原569・691～慶佐次旧漁港）及びふれあいヒルギ公園区域における観光利用行為を対象とするものである。

■対象者：

本ルールは、東村観光推進協議会へ登録申請し、登録を認められたガイド及び事業者に適用されるものとする。

○環境保全共通ルール

- 1) 指定区域内の動植物は採取（集）禁止。
- 2) 干潟には、下りない。また、降りている人を見かけたら注意すること。
- 3) 生き物への餌付け禁止。
- 4) 落ちていた植物を手にとって観察した場合は、必ずもとの場所に戻す。観察を目的とした動物の一時捕獲は、事前に現状変更申請を行い許可された観察方法のみ行う。
- 5) フィールドの環境モニタリング活動を敵的に行うこと。
- 6) 環境負荷が生じた場合は、ツアールートを変更するなど、各関係者との協議の上、天然記念物現状変更申請手続きをとるなどして、環境保全活動の一環として除去する事。
- 8) 定期的及び必要に応じてフィールドの清掃活動を行うこと。
- 9) 利用するフィールドを慶佐次一ヶ所に集中させないために、代替フィールドを積極的に活用していくこと。
- 10) 観光・レジャー目的の動力船は、進入禁止。ただし、緊急・避難時はこの限りではない。その他の動力船進入については、地元住民の意見を反映させること。
- 11) ツアー開始時に、天然記念物や利用ルールなど、環境保全に関するレクチャーを行うこと。
- 12) トイレはツアー開始前に済ませること。
- 13) ゴミは全て持ち帰ること。
- 14) 駐車場では、アイドリングストップのこと。
- 15) ツアー中は喫煙禁止。

○安全管理共通ルール

- 1) ツアー事業者は、ツアー利用者のために傷害保険に加入し、また、事故発生時の損害賠償責任対策として、1億円以上の損害賠償責任保険に加入すること。
- 2) ツアー前の気象情報を確認する。各種警報（大雨・洪水・雷・波浪・暴風）及び注意報発令時には、現場の状況を確認しながらツアー中止か続行の判断を行う。同時に、警報解除時

- においては、現場の状況と気象（予報）図を見ながら、ツアー再開の判断を行うこと。
- 3) 緊急時には迅速に対応し、リスト化されている緊急連絡先へ通報すること。
 - 4) 緊急用品を携帯すること。
 - 5) 熱中症・日射病予防のため、水分補給と帽子着用を呼びかけること。
 - 6) 危険箇所、危険生物（ハチの巣、ハブ等）を発見したら、先ず、安全を確保した後に、周囲のガイドに注意を呼びかけ、同時に東村観光推進協議会と村役場（環境保健衛生課）へ連絡し駆除を要請する。なお、協議会は各事業者に対して速やかに注意喚起を行うこと。
 - 7) ツアー開始前に、利用者に対してヘルスチェックを行い、ツアー参加に支障が起きると事業者が判断すれば、その利用者はツアーに参加させない。なお、個人旅行に関しては、ツアー開始前に、参加に当たっての著注意を行った上で、免責同意書に署名してもらうこと。また、団体旅行については、口頭で同意書の内容を注意説明するなどして、参加者への理解を促すこと。
 - 8) ツアー開始前に、利用者に対して、喫煙、飲酒や上半身裸等の行為は止めるよう注意し、注意が守られない場合は、ツアーに参加させない。なお、ツアー開始後、利用者が故意に転覆するなど危険行為を行った時は注意し、注意が守られなければツアーを中止すること。

○カヌーツアー乗船ルール

- 1) カヌーの進行は左側通行を遵守すること。
- 2) 1人のガイドが引率できる利用者の上限は、ダブル艇5艇までにすること。
- 3) カヌーは、着座位置を含め正しい姿勢で乗り、乗船中はその姿勢を維持すること。
- 4) カヌーは、基本の漕ぎ方に忠実かつ習熟していること。
- 5) カヌーは、前進・後退・停止・方向転換等、自在に操縦する技術が見に付いていること。
- 6) 自艇については、迅速な転覆処理ができること。他艇については、転覆処理および落水者の救出が迅速にできること。
- 7) 自力で漕ぐことが不能となった他艇、乗員はそのまま牽引できること。
- 8) 緊急時（強風、雷、体調不良、事故、怪我等）を除いては、干潟には降りないこと。
- 9) No.5 地点では、干潟に降りないこと。なお、同地点から上流・下流の両方向から通り抜けしないこと。
- 10) 団体ツアーに関して、原則的に（利用者のカヌー操縦技術の程度や、川の混雑状況を見てガイドが判断する）、10艇のグループはオヒルギまで、20艇のグループはカーブの手前までをツアーの最終・折り返し地点とすること。（地図上に地点番号を打つ）
- 11) 慶佐次大橋から上流はスピードを落として徐行し、利用者に対してもそのように指示すること。

○カヌーツアー安全管理ルール

- 1) ライフジャケットの着用を徹底すること。
- 2) ライフジャケットの下にも服を着用すること。
- 3) 天候の変化に対応可能な服装と履物で乗船すること。
- 4) 気象条件によっては、ガイドを増員すること。
- 5) 乗船前に参加者のヘルスチェックを行い、安全管理上の注意事項をレクチャーすること。
- 6) 携帯電話または無線機と牽引ロープを携行すること。
- 7) 事業者は、少なくともガイド 1 名以上を日本赤十字社が行う水上安全法救助講演会に参加させ、更新期限を守り、救助に関する知識、技術を常に維持すること。
- 8) ガイドは、東村エコツーリズム協会が定期的に主催するレスキュー講習会を受講すること。

資料9 西表島カヌー組合ルール集（抜粋）

1). 総則

(1) 環境保全について

- ①カヌーツーリング等は西表島の自然環境の保全に努めながら実施する事。(1999. 10. 25 動植物保護と自然環境の保全に関する覚書)
- ②ゴミを捨ててはならない。組合員は、ツアー開催場所の清掃に努めなければならない。ツアー参加者に対しては、ゴミの持ち帰りを呼びかける。(H18. 4. 14. 自主ルール)
- ③ツアー中は、むやみに動植物の採取をしてはならない。(H18. 4. 14. 自主ルール)

(中略)

(4) 運営について

組合員は、このルール集の規定を遵守しなければならない。あわせて、事業所に所属するガイドが、この規定を遵守しているか監督しなければならない。(H18. 4. 14. 自主ルール)

2). ピナイサーラおよび船浦湾周辺地域

- ①ガイドは、ツアー開催中、組合が発行するガイド証を携帯しなければならない。(H18. 4. 14. 自主ルール)
- ②ガイド証の発行条件は以下とする。
 - a) 消防庁等が主催する救命講習を受講すること。
 - b) ガイド証は一人一枚とする。(複数のショップのガイド証を同時に所持できない)(H23. 3. 28. 定期総会)
- ③営利を目的とした非動力船を利用したガイドツアーは1パーティー8名以下とする。(H19. 1. 10. 臨時総会)
- ④1業者が1日に客をガイドできる人数は、最大14名とする。ただし、一人のガイドが案内できる人数は最大7名とする。8名以上になると複数グループが別々の行動を取らなければならない。(H14. 9. 1 自主ルール)

ガイドの数は1日3名までなら最大客数は14名。ガイドが4名以上になると客数とみなす。(例えばガイドが4名なら最大客数は13名になる。)

新規加入の事業者が1日にガイドできる人数は、当自主ルールの人数の半分で年間と

し、棧橋等が整備されなければ検討をする。(H15. 10. 16 自主ルール/H18. 4. 14、H19. 1. 10 改定)

⑤ガイド付きツアーとレンタルカヌーを合わせて、1日1業者最大14名とする。ただし、小学生以下(6歳未満)は数に入れない。小学生以下にはパドルを持たせないというのが条件。パドルを持たせた場合は客数に入れる。(H15. 9. 10 自主ルール/H17. 4. 5 定期総会で改定/H18. 4. 14 改定/H19. 1. 10 臨時総会で改定)

⑥竹富町内の学校及び子供会が利用する場合は、2-2・2-3・2-4・2-5・2-6の各規定を適用しない。ただし、最低1人の組合所属のガイドが同行し、10名につき1名以上の案内人をつけなければならない。案内人には、組合所属のガイド・先生・子供の保護者になることができる。(H18. 4. 14 自主ルール改定)

⑦カヌー等レンタル事業者は、利用のルールを含むガイドマップを作成し、利用者に配布、遵守させる。(覚書)

⑧動物(特に犬)をツアーに参加させるなら次のことを守る。

a)動物は必ず首輪等でつないでおく。

b)糞等の管理をし、他に迷惑がかからないようにする。

c)滝壺では泳がせない。

ただし、この自主規制で様子をみて、不都合が生じればまた検討する。(H15・4・25 自主ルール)

⑨船浦湾・ピナイサーラの周辺でキャンプ・たき火をしてはならない。(H18・4・14・自主ルール)

⑩拡声器の利用は、安全上必要な場合を除き、使用を禁止する。(覚書)

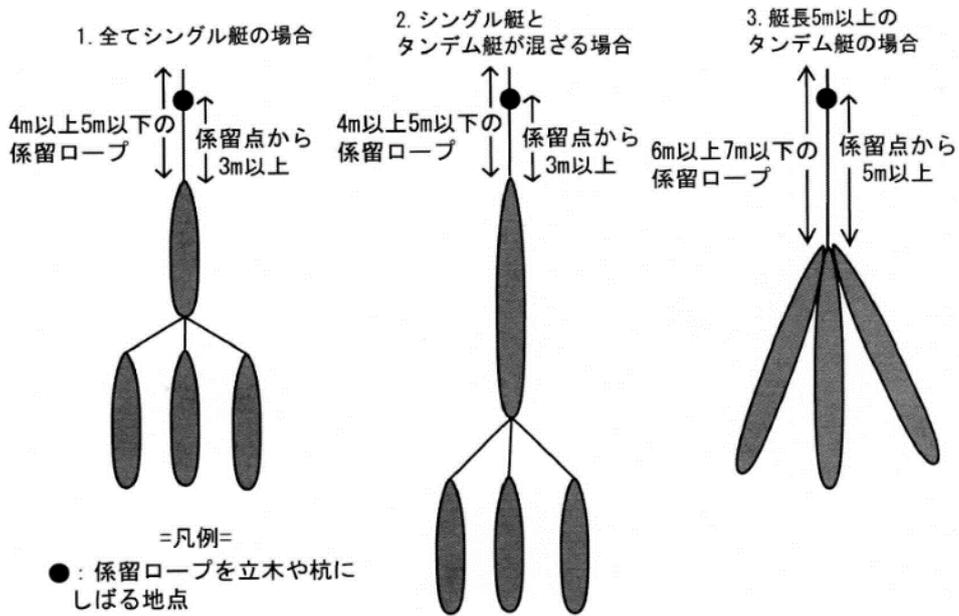
⑪参加者を滝つぼで泳がせる場合は、安全に関して十分な配慮をしなければならない。また、以下の行為は禁止する。

a)ピナイサーラの滝において、滝に打たれること。

b)ピナイサーラの滝・西田の滝において、高い岩の上から滝つぼに飛び込むこと。

(H18. 4. 14 自主ルール)

⑫係留ロープは4m以上5m以下(タンデム艇で艇長が5mくらいの場合は、係留ロープ6m以上7m以下)のものを使用し、係留地点と艇と間は3m以上(タンデム艇で艇長が5mくらいの場合は5m以上)離れるようにする。係留方法は図示したように行う。なお、艇数が多い場合は分けてもよく、他のカヌー等の係留に支障がないようにする。レンタルカヌーの係留も同様とするように案内する。(H16. 3・15 自主ルール/H18. 4. 14 自主ルール)

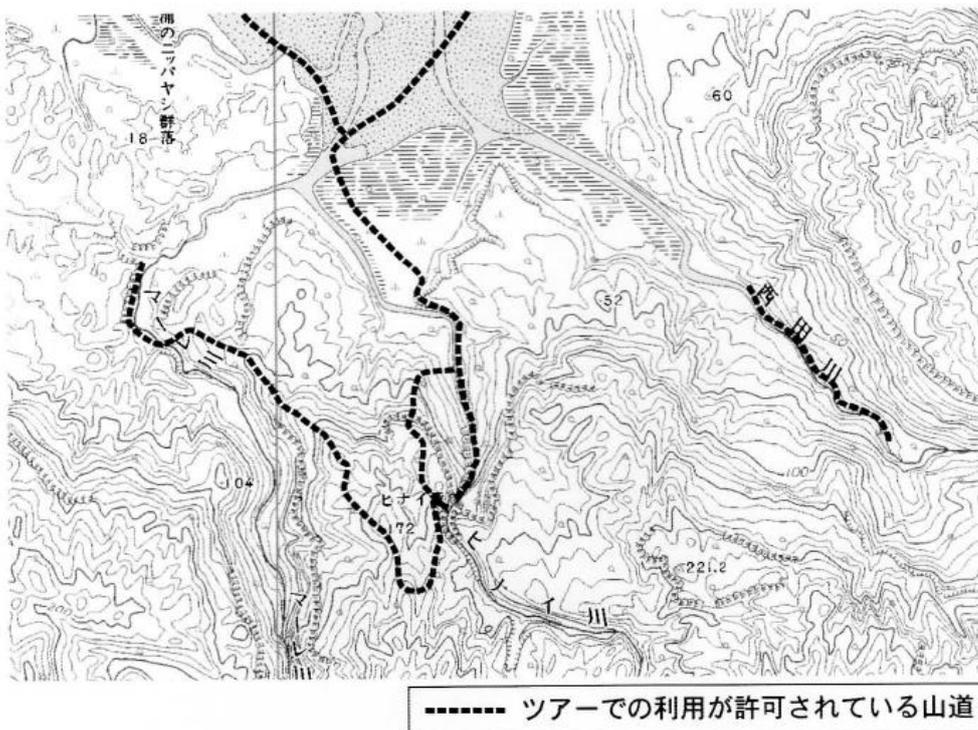


③自然休養林内の営利を目的とした入林において、既存の山道以外は利用しない。(H17.

4. 5 定期総会)

既存の山道とは、以下の山道である。

- a)ピナイ川カヌー置き場～ピナイサーラ滝つぼ間
- b)ピナイ川カヌー置き場～ピナイサーラ滝上間
- c)船浦湾～ピナイ川カヌー置き場間
- d)マーレー川カヌー置き場～ピナイサーラ滝上間
- e)西田川カヌー置き場～西田の滝間



⑭海中道路及び船浦港スロープにおいて、カヌー台車（トレーラー）を駐車したままツアーを開催しないこと。トレーラーは船浦港駐車場に移動した後にツアーを開始する。

（後略）

資料 10 沖縄県自然再生指針～豊かな自然環境を取り戻し、美ら島うちなーを次世代へ～（抜粋）

策定主体 沖縄県

策定年月 平成 27 年 3 月

目次（抜粋箇所を**太字**で示す）

第 1 部 沖縄らしい自然環境の再生を目指して

第 1 章 自然環境再生指針の趣旨

- 1. 本指針策定の背景と目的**
- 2. 本指針の位置づけ**
- 3. 本指針の基本理念**
4. 本指針の構成

第 2 章 自然環境の再生の意義

1. 本指針における自然環境の再生の定義
2. 自然環境の再生の担う役割

第 3 章 本県の自然環境の特徴

1. 琉球列島の自然環境の特徴
2. 環境区分ごとの特徴

第 4 章 沖縄らしい自然環境の再生の取組

1. 失われた自然環境の特徴
2. 自然環境の主な問題点・課題及び再生のイメージ

第 2 部 自然環境再生事業に係る基本的な考え方

第 1 章 自然環境再生事業の実施内容

1. 自然環境再生事業の区分と取組内容
- 2. 自然環境再生事業の実施手順**

第 2 章 自然環境再生事業の実施に当たっての留意点

- 1. 順応的管理**
- 2. 地域との協働**

第 3 章 その他の留意点

1. 環境経済評価を踏まえた便益計測
2. 自然環境再生事業における防災機能の考え方

第 1 部 沖縄らしい自然環境の再生を目指して

第 1 章 自然環境再生指針の趣旨

(中略)

1. 本指針策定の背景と目的

(中略)

そのような中、我が国においては、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、自然再生推進法が平成 17 年（2005 年）より施行され、同法に基づく自然環境再生事業などの取組が全国的に実施されてきている。

本県においても、同法に基づき、国内最大規模のサンゴ礁域である石西礁湖における取組などが進められてきているものの、失われた自然環境の特徴や自然環境の再生に係る課題、自然環境再生事業を進めるに当たっての留意点などが体系的に整理された指針等がなかったことから、今般、これら必要な事項をとりまとめた「自然環境再生指針」を策定したところである。

2. 本指針の位置づけ

「沖縄振興特別措置法」（平成 14 年法律第 14 号）において「国及び地方公共団体は、沖縄における自然環境の保全及び再生に資するため、生態系の維持又は回復を図るための措置その他の必要な措置を講ずる」ことが規定されており、また、同法に基づき策定されている「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」（平成 24 年（2012 年））の基本施策として「自然環境の保全・再生・適正利用」が謳われている。

これらの施策を推進するため、本県においては図 1 - 1 に示すとおり様々な指針や計画等が定められているところであるが、これまでに「自然環境の再生」に関する施策に焦点を当てたものは策定されていなかった。

そこで、その具体的取組としての自然環境再生事業の推進強化を図るものとして本指針を策定したところであり、関連する計画や各分野の計画・施策と整合を図りながら、沖縄らしい自然環境の再生を図っていく必要がある。

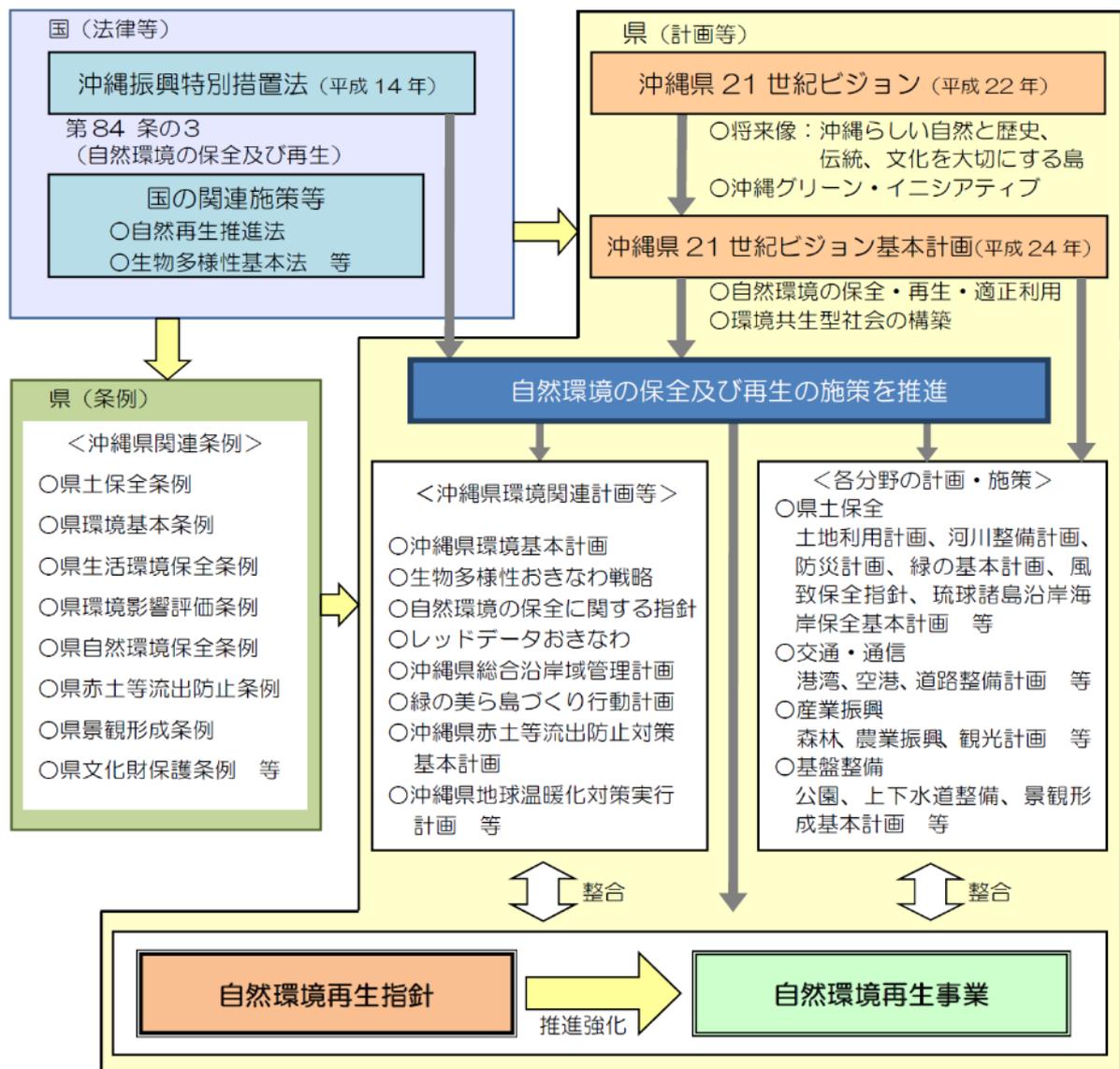


図1-1 自然環境再生指針の位置づけ

3. 本指針の基本理念

人々の営みは、生態系の中の一要素として、自然からの働きかけと自然への依存によって成立している。古来、人々は自然の中で生活をしており、人と自然とが関わりを持ち調和を保つことで、自然環境が維持されてきた側面もある。

この自然環境は、人々に多くの恵みをもたらし、豊かな文化の根源となっていることから、本指針の基本理念を、過去に行われた事業や人間活動等により失われた「豊かな自然環境を取り戻し、美ら島うちなーを次世代へ」とし、失われた生態系の健全性と生物多様性を取り戻し、人と自然との関係をより深め、その状態を維持・向上することとする。

また、その基本理念を踏まえ、自然環境を再生するに当たっては、「健全な生態系の再生」、「生物多様性の確保」、「自然とのふれあいの場づくりへの寄与」及び「防災・減災への寄与」をその基本方針とし、推進していくこととする。

(中略)

第2部 自然環境再生事業に係る基本的な考え方

第1章 自然環境再生事業の実施内容

(中略)

2. 自然環境再生事業の実施手順

自然環境再生事業は、図2-2や表2-1のとおり、発案・起案を開始し、構想・計画の検討やその構想・計画に基づく施工等の後、維持管理しながら利活用を図っていくというのが基本的な流れであるが、自然再生重視型事業とインフラ整備連携型事業では、全体構想の作成の有無や、地域との関わり方といった点で差異がある。以下(1)～(4)において実施手順の概略を示す。

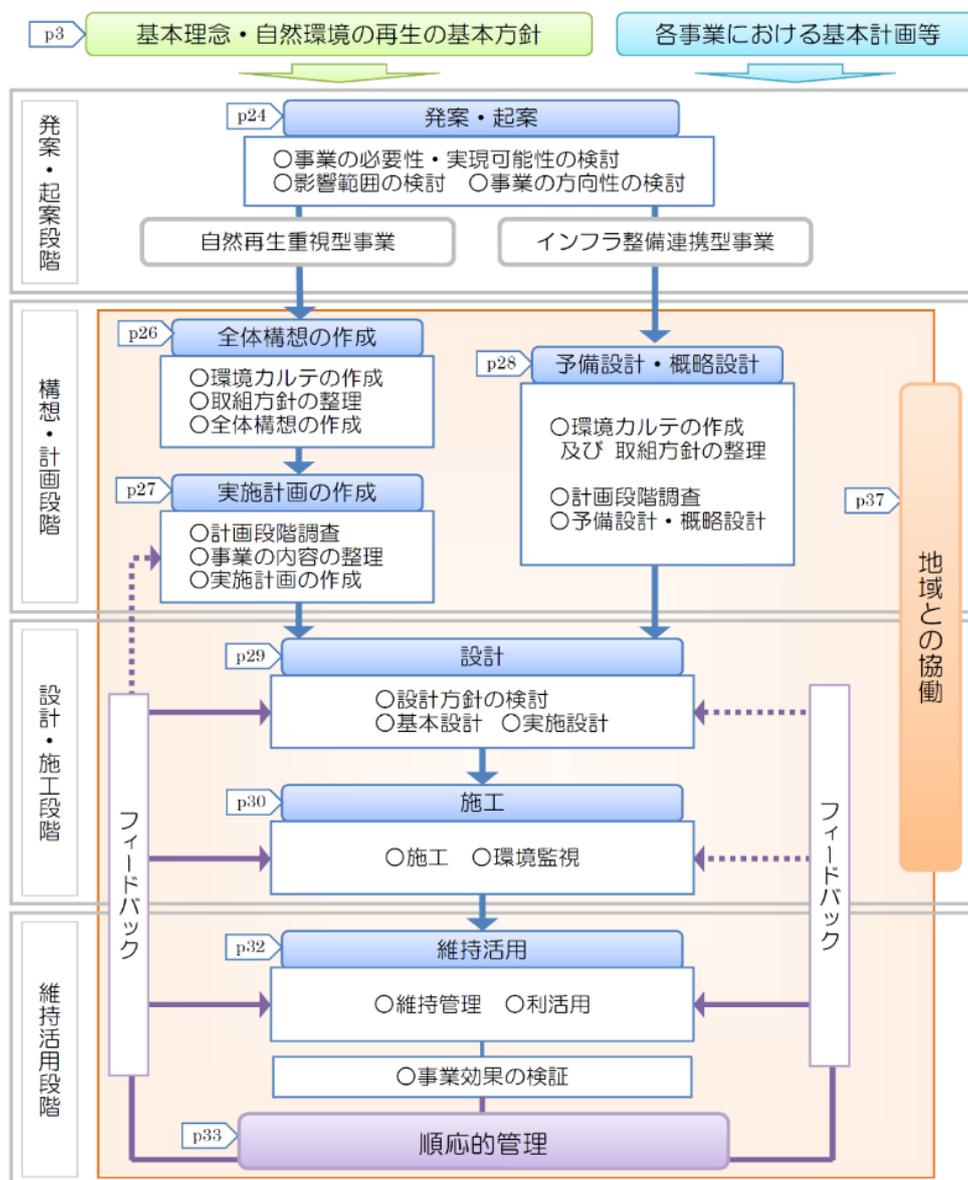


図2-2 自然環境再生事業の全体フロー

表2-1 自然環境再生事業の実施手順

	自然再生重視型事業	インフラ整備連携型事業
発案・起案段階	<p>○発案・起案</p> <p>自然環境の再生の取組の具体化に向け、自然環境の再生の構想・計画の検討前において、事業の区分や他事業との連携の必要性を明確にするため必要な検討を行う。</p>	
構想・計画段階	<p>○全体構想の作成</p> <p>自然環境や社会環境の状況を整理した環境カルテを作成の上、その内容を基に自然環境の再生の取組方針を整理し、地域との合意形成を図りながら「全体構想」を作成する。</p>	<p>○予備設計・概略設計</p> <p>自然環境や社会環境の状況を整理し、各事業における基本計画（上位計画）等と整合を図りながら自然環境の再生に関する内容を整理し、「予備設計・概略設計」に盛り込む。</p>
	<p>○実施計画の作成</p> <p>実施計画の策定に向け、計画段階調査を実施し、当該調査結果や作成した全体構想を踏まえ、事業の内容を具体化した「実施計画」を作成する。</p>	
設計・施工段階	<p>○設計</p> <p>構想・計画段階の検討結果に基づき、事業着手（工事着手）に当たって必要な事項を盛り込んだ設計（基本設計・実施設計）を行う。</p>	
	<p>○施工</p> <p>設計に基づき、現地での施工を行う。また、施工に当たっては、環境への影響を確認するための必要な調査（環境監視）を行う。</p>	
維持活用段階	<p>○維持活用</p> <p>施工終了後、構想・計画段階の内容などに基づき、維持管理や利活用を図るとともに、事業効果の検証を行う。</p>	

※ 事業を進めるに当たって、本章で述べる「地域の生態系ネットワーク」、第2章で述べる「順応的管理」や「地域との協働」などの考え方を踏まえ取組を実施していくことが重要である。

(中略)

第2章 自然環境再生事業の実施に当たっての留意点

(中略)

1. 順応的管理

自然環境再生事業の実施に当たっては、事業の目標を達成するため、自然環境の状況をモニタリング・評価しながら、設計、施工及び維持活用などに反映する「順応的管理」の考え方を基本として進めていくことが必要である。

(1) 順応的管理の方法

順応的管理とは、自然環境再生事業が対象とする生態系その他の自然環境は、常に変化し、また、不測の事態が発生することを考慮して、事業の目標を達成するため、適切な管理目標を設定し、施工や維持活用によってその管理目標が達成されているかをモニタリングにより検証・評価し、地域との協働を図りながら柔軟に対応していく方法である（図2-5）。

この順応的管理の実施に当たっては、以下に示す項目を検討・整理する。

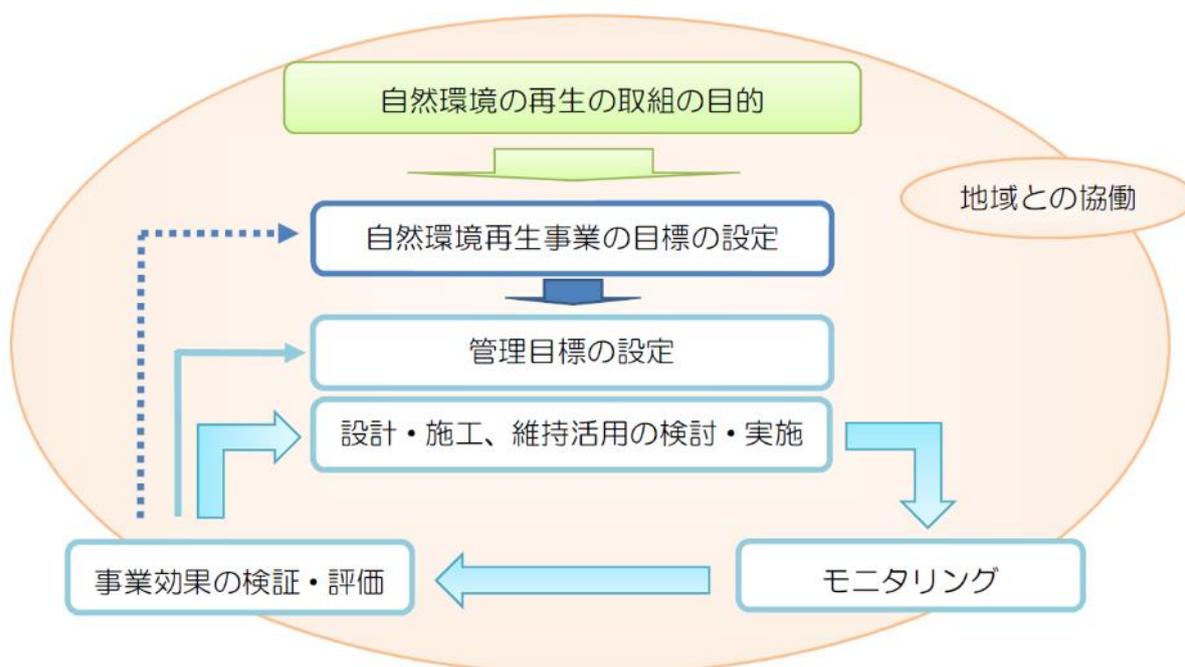


図2-5 順応的管理の流れイメージ

(中略)

(2) 協力体制の構築等

順応的管理を進めるには持続性を確保するための体制づくりが重要となることから、その協力体制の構築等に当たっては、「2. 地域との協働」も踏まえ、以下に示す項目について検討する。

1) モニタリングを行う体制づくり

①地域との協力体制

モニタリング・維持管理は人手によるこまめな作業であり、自然の遷移のサイクルに合わせた長期的な視野に立ったものである。このため、地域住民、各種団体等の協力を求め、地域に根ざした息の長い仕組みをつくる必要がある。

②(仮称) 自然環境再生モニタリング検討会の設置検討

モニタリング結果については科学的な検証を行い、その結果を踏まえ、事業内容の見直しを行う。その際には、有識者・学識経験者の専門家等で構成される「(仮称) 自然環境再生モニタリング検討会」を設置することが望ましい。

2) 役割分担

維持活用の初期段階から地域住民、各種団体、行政などが参加し、目標やモニタリング方法を議論し、共有していく仕組みをつくることが望ましい。

表2-4 及び図2-7にモニタリングにおける役割分担イメージを示す。

表2-4 モニタリングにおける役割分担イメージ

参加者	役割
地域住民、 各種団体等	簡易的なモニタリングにより対象区域の日々の環境変化を捉えた調査を行う。 なお、専門的な知識を有する者が地域に存在する場合には、事業実施者が調査するような内容を行うことも検討する。
研究者等	難易度の高い研究を進め、自然環境再生事業の効果を評価し、設計・施工や維持活用に係る改善点やフィードバックに関する提案を行う。
事業実施者	定期的に広範囲な自然環境の把握に努める。

(中略)

2. 地域との協働

自然環境再生事業における「構想・計画」、「設計・施工」、「維持活用」の各段階においては、各段階に応じて「地域との協働」により地域の多様な主体が参加し連携を図り、事業を進めていく。ここでは、その基本的な考え方について示す。

(中略)

(2) 地域との協働の基本的な考え方

(中略)

2) 自然環境再生事業の地域参加のイメージ

①参加主体

自然環境再生事業への参加主体（個人又は団体・法人）としては、以下が考えられる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○事業実施者（事業を実施しようとする者）○参加者（事業に参加しようとする者）<ul style="list-style-type: none">・地域住民、NPO等団体、各種団体（組合・協会等）・教育関係者、専門的知識を有する者（研究者等の専門家）・土地管理者・地域活動者（地域外から日常的に地域へ来て活動している者）等○関係行政機関（事業に行政の立場（関連法令・計画を所管する立場、
地域との調整窓口としての立場）から関与する者） |
|---|

②目的を踏まえた地域との連携

自然環境再生事業においては、再生した自然環境を地域との持続的な関わりの中で維持活用していくことが重要である。

よって、自然環境の再生そのものを目的とする「自然再生重視型事業」は「インフラ整備連携型事業」と比べて、より地域との連携を深めていく必要がある。

一方で、生活の向上及び防災・減災や安全を主目的とした「インフラ整備連携型事業」では、その主目的の違いから、比較的緩やかな連携が図られることが想定される。

③会議体イメージ

地域との連携のあり方を踏まえ、どのような会議体を作っていくかを検討する必要がある。

例えば、「自然再生重視型事業」の場合には、可能な限り早い段階で会議体を設置し、情報共有や合意形成を図りながら、地域との十分な連携を図り、自然環境再生事業をともに作り上げていくための場として会議体が設置されることが想定される。

また、比較的緩やかな連携が想定される「インフラ整備連携型事業」では、再生した自然環境が十分利活用されていくよう、地域からの声を十分に反映し、維持管理やモニタリングなどへの協力を呼びかける場としての会議体が設置されることが想定される。

これらの会議体のイメージを次頁に示す。

(後略)

資料 1 1 第 2 次沖縄県環境基本計画（抜粋）

策定主体 沖縄県

策定年月 平成 2 5 年 4 月

目次（抜粋箇所を**太字**で示す）

第 1 章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景
- 2. 計画の目的**
3. 計画の目標
- 4. 計画の性格・役割**
- 5. 計画の期間**
- 6. 計画の対象地域**
7. 県民と環境との関わり
8. 計画の構成

第 2 章 環境の現況と課題

1. 社会的状況、環境の状況と課題
2. 沖縄県がかかえる環境問題の現況と課題
3. 地球環境の現況と課題
4. 環境教育等の現状と課題
5. 環境と経済が調和する社会づくりににおける現状と課題

第 3 章 環境の保全・再生・創造のための施策

1. 県民の望む環境像
2. 施策の基本方針と体系
3. 「豊かな自然環境に恵まれた安全・安心でやすらぎと潤いのある沖縄県」を目指して

第 4 章 各主体の役割及び環境への配慮指針

- 1. 各主体の役割**
- 2. 主体別環境配慮指針・取組の一例**
- 3. 事業別配慮指針**
- 4. 圏域別配慮指針**

第 5 章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制
2. 各主体の連携・協働・参加の推進
3. 計画の普及及び意識啓発
4. 計画推進のための財政措置等
5. 計画の進捗状況の点検・見直し
6. 調査研究の推進・監視観測体制の充実

第1章 計画の基本的事項

(中略)

2 計画の目的

本計画は、『沖縄県環境基本条例』第8条の規定に基づく計画であり、その目的は以下のとおりです。

- 沖縄の環境の現況と課題を踏まえ、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を明らかにすることにより、県民、事業者、行政等の各主体による環境保全の促進。
- 各主体のパートナーシップのもと、『豊かな自然環境に恵まれた安全・安心でやすらぎと潤いのある沖縄県』の実現に向け、具体的な各種の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進。

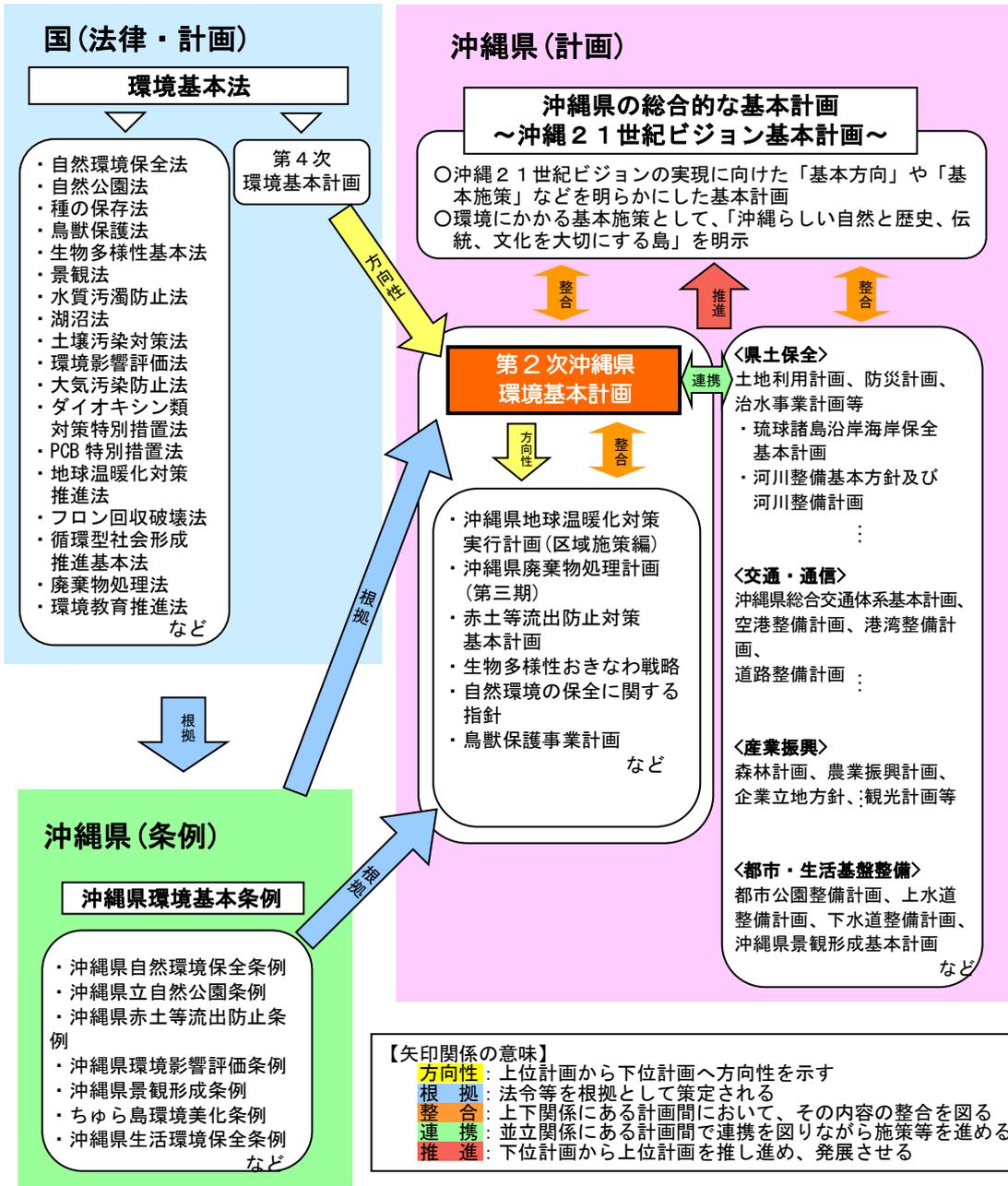
(中略)

4 計画の性格・役割

本計画の内容は、本県の基本構想である「沖縄21世紀ビジョン」及び総合的な基本計画である「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を環境の面から推進する計画としての役割を持っています。

このため、本県の環境保全を目的とする計画は、本計画に沿って策定し、展開・推進されなければなりません。また、他の計画においても、環境に関する事項については、環境保全を目的とする計画と同様、本計画の基本的な考え方に沿って策定し、本計画との調和を保つものとします。

【環境保全に係る法令・計画等の位置づけと役割】



5 計画の期間

本計画の対象期間は、平成 25 年度(2013 年度) ～ 平成 34 年度(2022 年度) の 10 年間とし、本県の環境基本条例に沿って「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」や、その他関連計画を環境面から推進する計画とします。

なお、沖縄 21 世紀ビジョン実施計画の見直しや本県の環境及び社会経済の状況等の変化を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行います。

6 計画対象地域

本計画の対象地域は、沿岸海域を含む沖縄県全域とします。

(中略)

第 4 章 各主体の役割及び環境への配慮指針

1 各主体の役割

(中略)

1-1 行政機関

県は基本計画に基づき総合的かつ効果的に環境の保全・再生・創造のための施策を推進します。また、事業者、県民、NPO 等民間団体、観光旅行者等及び米軍の各主体が自主的、積極的に環境保全活動に取り組めるよう各主体の役割及び環境への配慮指針を提示するとともに、各主体への啓発活動への取組を推進します。また、社会資本整備等による環境保全対策の活動基盤の充実、その他の環境保全活動促進のための支援を行います。

なお、本県に占める広大かつ過密な米軍基地の存在・運用は、周囲の県民生活や自然環境等と深く関与していることから、県としても、米軍に対し、その役割の重要性や環境への配慮等について、継続的に要請していきます。

環境の保全・再生・創造を推進するためには、地域における取組が不可欠であり、地方分権が進展する中で、地域の住民に最も身近な市町村が果たす役割が一層重要となってきました。

このため、市町村ではそれぞれの地域特性に応じて、環境の保全・再生・創造に関する総合的な計画等の策定を行うとともに、県、事業者、県民、NPO 等民間団体、観光旅行者等及び米軍と協力・連携した取組を推進することが必要です。

(中略)

2 主体別配慮指針・取組の一例

(中略)

2-1 行政機関

目標	配慮指針
循環	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種事業の実施において、エネルギーの有効利用や汚染物質の排出抑制等により、環境負荷の低減に配慮する。 ◆各種事業の実施やオフィス活動において、循環に配慮し、環境配慮型商品や再資源化製品の積極的な利用や3Rを徹底し、廃棄物の減量化を推進する。 ◆建築物の設置や管理において、再生可能エネルギーやE S C O事業の導入及び水の有効利用等により、環境負荷の低減に配慮する。 ◆地域の社会経済活動による環境負荷を低減するための施設整備、規制、調査研究、普及・啓発や対策等の各種施策を策定、実施する。
共生	<ul style="list-style-type: none"> ◆水や緑の保全、野生生物の生息・生育空間の確保、自然との触れ合いの場の確保等を図るための施設整備、規制、調査研究、普及・啓発等に関する各種施策を策定、実施する。 ◆各種事業の実施において、環境影響評価等の実施により水や緑の保全、野生生物の生息・生育空間の確保等に配慮する。 ◆保全緑地、公園、道路、公共施設内等の公共用地での緑化を進める。 ◆河川整備において、多自然川づくりにより生物の生息空間に配慮する。 ◆公共施設等の設置において、地域の歴史的風土や景観に配慮する。 ◆地域で育まれた歴史、文化、風土などの特性を生かした魅力ある地域づくりに向けた取組を推進する。 ◆自然環境に配慮した土地利用を進める。
参加	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域における各種事業の実施にあたり、本計画に定める「事業別配慮指針」及び「圏域別配慮指針」、「自然環境の保全に関する指針」に沿って、環境の保全・再生・創造に関する取組を推進する。 ◆環境学習、環境教育の推進、環境に関する情報の提供等を通じて、環境保全活動を推進するとともに、人材の育成に努める。 ◆環境マネジメントシステム(エコアクション21・I S O)や環境会計の導入、環境報告書の作成等に関する普及・啓発に努める。 ◆行政自らがグリーン購入や再資源化製品の積極的な利用に率先して取り組むなど、地域への普及に努め、環境に配慮した商品の購入を促進する。 ◆研修機会や情報の提供等により、職員の環境保全活動を促進する。
地球環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ◆公用車の使用に際しては、急発進、空ぶかし、不要なアイドリングをなくす等のエコドライブを心がけるなど適正な運転や燃料消費効率の適正管理(タイヤ空気圧、車載重量等)に努めるとともに、電気自動車等低公害車の導入を進める。 ◆良好な歩行空間の形成、自転車利用及びバスやモノレール等公共交通機関の利用促進に努める。 ◆T D M (交通需要マネジメント)施策や交通流の円滑化の推進に努める。 ◆地球温暖化、オゾン層破壊など地球的規模の環境問題に対する各種施策を実施する。 ◆地域レベルでの地球環境保全対策や取組に努めるとともに、県民や事業者等へのセミナーや支援プログラム等を推進する。 ◆建築物の設置や管理において、再生可能エネルギーやE S C O事業を導入し、温室効果ガスの削減を図る。

目標	配慮指針
環境 と 経済	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境と経済との調和に関する理念について、地域や企業等への普及に努める。 ◆県内企業における社会的責任活動(C S R)を促進する。 ◆環境保全のための費用負担意識について、県民や地域、企業等への普及に努める。 ◆企業における環境マネジメントシステムの普及・拡大に努める。 ◆省エネルギー機器等の普及・促進を図る。 ◆リサイクル・ビジネスの展開及び技術力の向上に対する取組を支援する。 ◆バイオマスの利活用を促進する。

(中略)

3 事業別配慮指針

(中略)

3-2 各種事業の実施における環境配慮指針

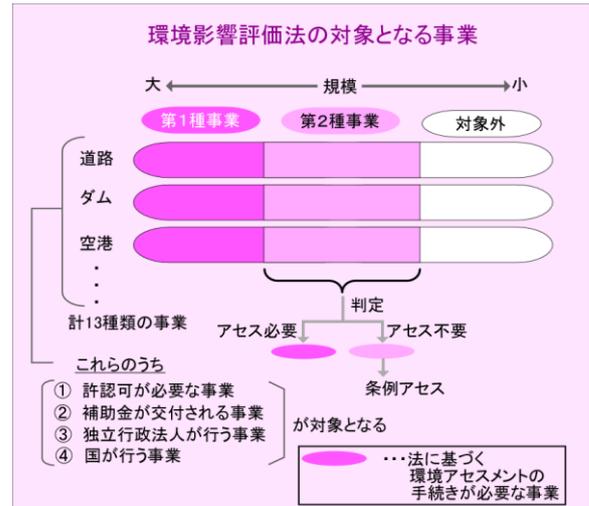
本県は、多種・多様な動植物が生息・生育し、豊かで貴重な自然環境を有していますが、人口や観光客の増加、さらには社会経済活動の進展等により本県の豊かな自然環境が失われつつあります。

このため、本県では規模が大きく環境への影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、「環境影響評価法」及び「沖縄県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価のを実施し、事業の実施に際して、当該手続きにおいて検討された環境保全措置を講ずることで、事業の実施に伴う環境影響の回避・低減に一定の成果をあげてきました。

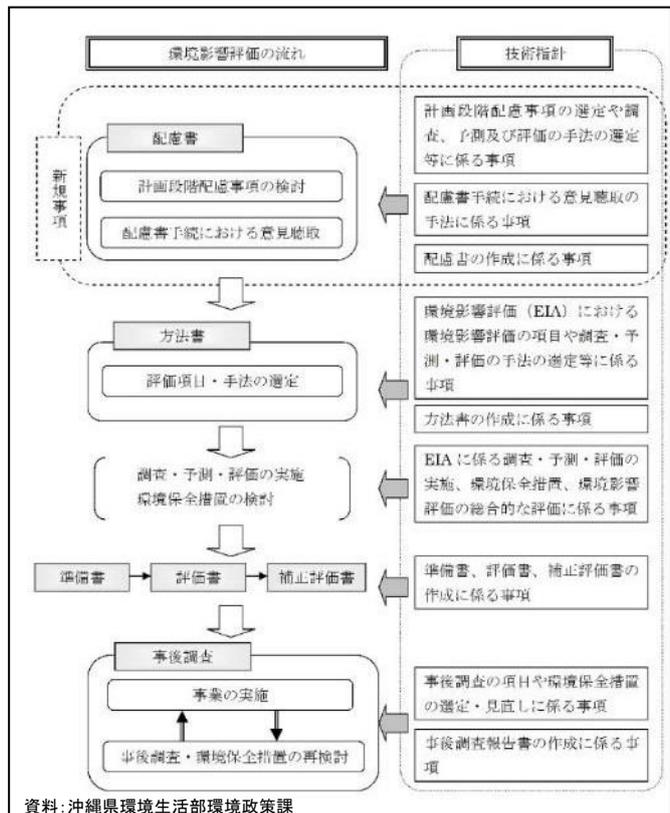
しかしながら、これまでの環境影響評価制度は、事業実施段階での環境保全措置が中心であったことから、計画段階からの環境配慮が求められてきました。

このような事業実施段階における環境影響評価の限界を補うため、事業のより早い段階から環境配慮を行う「計画段階配慮書手続」が平成23年(2011年)の環境影響評価法の改正において導入されたところです。県においても、条例を平成25年3月に改正して同手続を導入しており、計画段階から配慮できるよう制度の見直しを行ったところです。

各種事業の実施にあたっては、右図に示す環境影響評価の流れや共通事項及び個別事項、本県の自然環境保全の施策となる「自然環境の保全に関する指針」等に基づき、本県の環境に配慮する必要



資料：環境省



資料：沖縄県環境生活部環境政策課

があります。

(中略)

4 圏域別配慮指針

本県の環境の保全・再生・創造に向けては、県行政における環境保全施策の総合的かつ計画的な実施とともに、行政機関、事業者、県民、NPO等民間団体、観光旅行者等及び米軍の各主体が環境基本計画の基本的な方向に沿って、それぞれの地域の実情に応じた環境保全活動に取り組むことが必要です。

このため、関連計画との整合性を考慮し、県を沖縄島北部圏域、沖縄島中部圏域、沖縄島南部圏域、宮古圏域、八重山圏域の5つの圏域に区分し、それぞれの圏域ごとの環境に配慮すべき事項を示します。

(中略)

圏域別	環境配慮事項
各圏域共通	<ul style="list-style-type: none">●河川改修、堤防や護岸の設置、埋立等の開発事業や農地開発等においては赤土等の流出や生態系の攪乱、景観等への影響を低減できるよう、事業実施の場所、規模、構造、施工方法等について細心の注意を払う。●過去の開発等により失われた自然環境の再生と残された自然の保全に努める。●生態系の攪乱防止のため、マングース等外来種の駆除・防除やペット類(犬・猫等)の遺棄の防止に努める。●汚水処理については、下水道や集落排水施設等の集合処理施設が未整備の区域においては、家庭、事業場、畜舎等による排水で河川や海域を汚さないよう、合併処理浄化槽等を設置するなど、排水の適切な処理に努める。●観光産業においては、多様で個性豊かな自然環境や歴史的・文化的に優れた地域資源を生かすとともに、環境容量(キャリングキャパシティ)を踏まえた環境保全活動と経済活動が共存するルール作り等の取組に努める。●廃棄物は、再資源化や有効活用等により最終処分量を低減し、持続可能な循環型社会の形成を図る。●関係機関と連携した廃棄物の不法投棄の未然防止や適正処理の指導に努める。
沖縄島北部圏域	<ul style="list-style-type: none">●大宜味村の塩屋湾から東村の平良湾にかけての地峡以北の山地部は、林齢40年以上の森林が連続して見られ、ノグチゲラをはじめとする貴重種の生息に重要な地域が含まれることから、自然環境の保全に努める。●オニヒトデによる食害等を防止し、豊かな海域生態系の保全を図る。●盗掘等の採取により、貴重な野生動植物の個体の消失防止に努める。●生態系の攪乱防止のため、マングース等外来種の駆除・防除やペット類(犬・猫等)の搬入防止に努める。●過去の開発等により失われた自然環境の再生と残された自然の保全に努める。

	<ul style="list-style-type: none"> ●河川改修、堤防や護岸の設置、埋立等の開発事業や農地開発等においては赤土等の流出や生態系の攪乱、景観等への影響を低減できるよう、事業実施の場所、規模、構造、施工方法等について細心の注意を払う。 ●ダムや取水堰の建設にあたっては、貴重な野生動植物の生息・生育や生態系に十分配慮する。 ●野生生物の道路への侵入防止や脱出を容易にする側溝の採用及びロードキルの回避に努める。 ●観光産業においては、多様で個性豊かな自然環境や歴史的・文化的に優れた地域資源を生かすとともに、環境容量(キャリングキャパシティ)を踏まえた環境保全活動と経済活動が共存するルール作り等の取組に努める。 ●林業においては、県産材の利用開発や、森林の持つ多様な機能を持続的に発揮させるために森林生態系に配慮した森林整備を推進するとともに、森林ツーリズム等による多面的活用を図る。 ●環境に配慮した産業の創出を目指し、太陽光発電や風力発電、バイオマス等の再生可能エネルギー導入に関する実証試験・実用化に向けた取組に努める。 ●北部訓練場や安波訓練場等の返還後の利用にあたっては、自然環境の適切な保全や森林地域の保全・整備に取り組み、やんばるの森の資源を生かした活用を図る。 ●汚水処理については、下水道や集落排水施設等の集合処理施設が未整備の区域においては、家庭、事業場、畜舎等による排水で河川や海域を汚さないよう、合併処理浄化槽等を設置するなど、排水の適切な処理に努める。 ●御嶽林、抱護林、屋敷林の保全や庭の囲いを生け垣にするなど、街並みや集落景観の維持・向上に努める。 ●開発等事業においては、騒音や振動、低周波音及び大気汚染の発生防止に努める。 ●採石事業者においては、散水や車両に付着した粉塵の洗浄等を行い、粉塵発生の防止に努める。 ●廃棄物は、再資源化や有効活用等により最終処分量を低減し、持続可能な循環型社会の形成を図る。
八重山圏域	<ul style="list-style-type: none"> ●河川改修、堤防や護岸の設置、埋立等の開発事業や農地開発等においては赤土等の流出や生態系の攪乱、景観等への影響を低減できるよう、事業実施の場所、規模、構造、施工方法等について細心の注意を払う。 ●御嶽林や屋敷林を保全して景観の維持、向上に努める。 ●市街地における下水道の整備を促進し、市街地の外縁化に合わせて土地区画整理事業を実施するなど、快適な居住環境の形成を図る。 ●汚水処理については、下水道や集落排水施設等の集合処理施設が未整備の区域においては、家庭、事業場、畜舎等による排水で河川や海域を汚さないよう、合併処理浄化槽等を設置するなど、排水の適切な処理に努める。 ●オニヒトデの食害等を防止し、豊かな海域生態系の保全を図る。 ●環境容量(キャリングキャパシティ)を踏まえた環境保全活動と経済活動が共存するルール作り等の取組に努める。 ●過去の開発等により失われた自然環境の再生と残された自然の保全に努め

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none">●野生生物の道路への侵入防止や脱出を容易にする側溝の採用及びロードキルの回避に努める。●生態系の攪乱防止のため、グリーンイグアナ等外来種の駆除・防除やペット類(犬・猫等)の搬入防止に努める。●廃棄物は、再資源化や有効活用等により最終処分量を低減し、持続可能な循環型社会の形成を図る。
--	---

(後略)

資料 1 2 自然環境の保全に関する指針（抜粋）

策定主体 沖縄県

策定年月 平成 1 0 年

(中略)

○指針の目的

現在、県内各地において開発事業などによる自然環境の改変が進み、生態系への影響や貴重な野生生物の減少が心配されています。

また、都市化の進行によりトンボやチョウといったこれまで普通にみかけた生き物が見られなくなるなど身近にあった自然も少なくなりつつあります。

そのため、この指針では、それぞれの島ごとの多様な生態系が健全な状態で維持されるよう、地域ごとの自然の現況や特性を把握したうえで保全すべき自然を明らかにするとともに適切な保全のあり方を示してあります。

(中略)

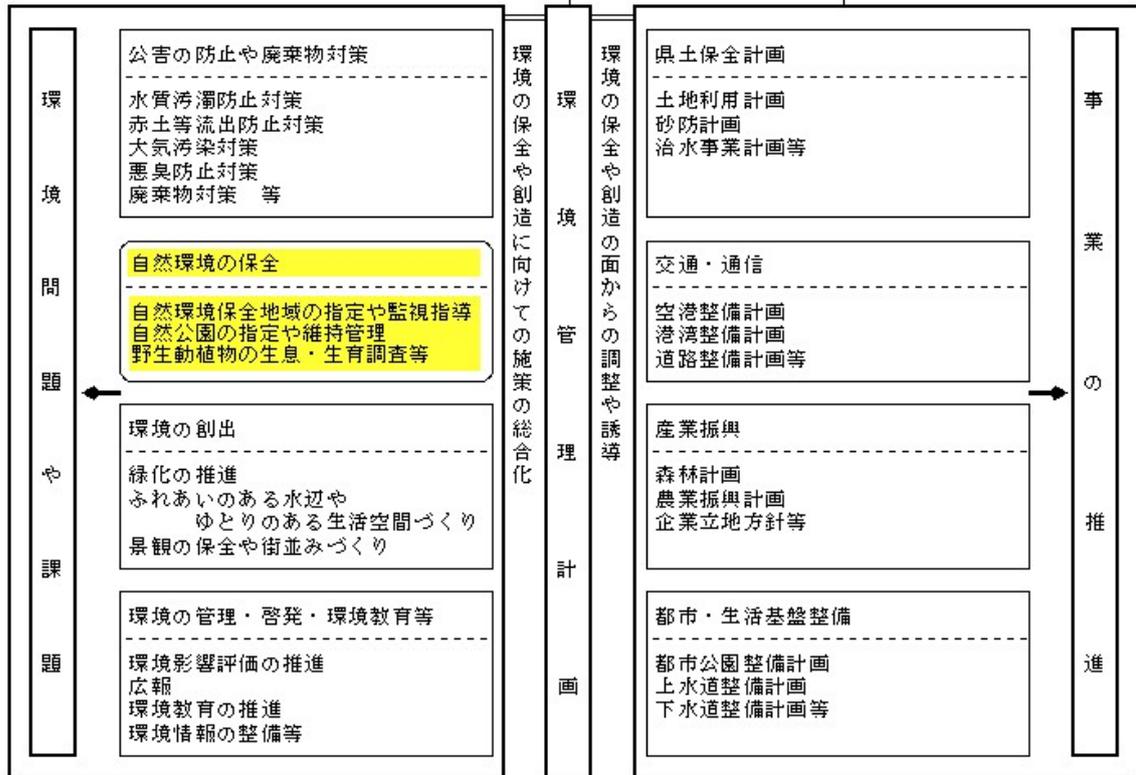
○指針の位置づけ

沖縄県における望ましい環境を実現するための基本計画として「沖縄県環境管理計画」が平成 5 年度に策定されました。

この計画には、沖縄県における環境問題とそれを解決するための総合的な施策が示されており、「自然環境の保全に関する指針」も自然環境を保全する施策の 1 つとして位置づけられています。

なお、「自然環境の保全に関する指針」は、沖縄県における望ましい環境を実現するため、県土の良好な自然環境の保護と節度ある利用について、県民、事業者、行政機関がそれぞれの立場で自ら配慮するための指標となるものなのです。

第三次沖縄振興開発計画



(中略)

○指針の活用

1. 県民等への周知と事業者への配慮の促進

今後、インターネット等を活用し住民等への周知を図るとともに、自然環境に関する情報の提供を呼びかけていきます。

また、各事業者に対しては、事業計画立案時や事業の実施時において、指針に基づいた環境への配慮を促します。

2. 関係機関との調整・協議の場の設置等

今後、指針の活用にあたっては、「沖縄県環境管理計画」の推進協議会において、関係機関との調整・協議を行い、自然環境の保護と節度ある利用についての配慮を促していきます。

また、事業者に対しても随時調整を行い、環境に配慮した事業計画を作成するよう、指導していきます。

3. 自然環境に関する調査の推進

自然環境情報の充実を図るため、自然環境保全基礎調査や特殊鳥類調査など、これまで実施してきた調査以外に貴重種の生態・生息域等を把握する調査、現存植生や植生自然度・樹齢等を把握する調査、サンゴの生態・生息環境等を把握する調査など、自然環境に関する調査の推進を図ります。

4. 自然環境情報データベースの構築

自然環境情報の効率的な利用を図り、情報の提供を円滑に進めるため、自然環境に関する文献のデータベース化を進めるとともに、貴重な動植物等の分布など自然環境情報のデータベース化を図ります。

5. 保護地域の指定、拡大

指針の評価及び自然環境に関する調査結果を踏まえ、自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区等の指定・拡大を推進します。

(後略)

参考資料 2 : 「地域連絡会議」構成行政機関一覧

環境省那覇自然環境事務所

林野庁九州森林管理局

鹿児島県

沖縄県

奄美大島地域

奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町

徳之島地域

徳之島町、天城町、伊仙町

沖縄島北部地域

国頭村、大宜味村、東村

西表島地域

竹富町

参考資料3：「奄美大島部会」、「徳之島部会」、「沖縄島北部部会」、「西表島部会」構成機関・団体一覧

「奄美大島部会」構成機関・団体一覧（2018年12月現在）

構成機関・団体
環境省那覇自然環境事務所
林野庁九州森林管理局鹿児島森林管理署
鹿児島県自然保護課
鹿児島県離島振興課
鹿児島県観光課
鹿児島県大島支庁総務企画課
鹿児島県大島支庁衛生・環境室
奄美市プロジェクト推進課世界自然遺産推進室
大和村企画観光課
宇検村総務企画課
瀬戸内町社会教育課世界自然遺産せとうち町推進室
龍郷町企画観光課
奄美群島広域事務組合
奄美大島商工会議所
奄美群島観光物産協会
奄美大島観光協会
瀬戸内町観光物産協会
奄美大島エコツーリズム推進協議会
奄美大島エコツアーガイド連絡協議会
奄美野鳥の会
奄美哺乳類研究会
環境ネットワーク奄美
奄美の自然を考える会

「徳之島部会」構成機関・団体一覧（2018年12月現在）

構成機関・団体
環境省那覇自然環境事務所
林野庁九州森林管理局鹿児島森林管理署
鹿児島県自然保護課
鹿児島県離島振興課
鹿児島県観光課
鹿児島県大島支庁総務企画課
鹿児島県大島支庁衛生・環境室
徳之島事務所総務課
徳之島町企画課
天城町企画課
伊仙町きゅらまち観光課
奄美群島広域事務組合
奄美群島観光物産協会
徳之島観光連盟
徳之島エコツーリズム推進協議会
徳之島エコツアーガイド連絡協議会
徳之島虹の会
クロウサギの里

「沖縄島北部部会」構成機関・団体一覧（20186年12月現在）

構成機関・団体
環境省那覇自然環境事務所
林野庁九州森林管理局沖縄森林管理署
沖縄県環境部自然保護課
沖縄県農林水産部森林管理課
沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課
国頭村世界自然遺産推進室
大宜味村企画観光課
東村企画観光課
国頭村森林組合
国頭村商工会
J Aおきなわ国頭支店
国頭村森林ツーリズムWG
国頭村観光協会
国頭村教育委員会
大宜味村区長会
大宜味村商工会
NPO法人 やんばる舎
NPO法人 おおぎみまるとツーリズム協会
大宜味村農業委員会
東村商工会
J Aおきなわ東支店
東村農業委員会
東村区長会
NPO法人 東村観光推進協議会
NPO法人 どうぶつたちの病院 沖縄
琉球大学農学部与那フィールド

「西表島部会」構成機関・団体一覧（2018年12月現在）

構成機関・団体
環境省那覇自然環境事務所
林野庁九州森林管理局沖縄森林管理署
林野庁九州森林管理局西表森林生態系保全センター
沖縄県環境部自然保護課
沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課
沖縄県総務部八重山事務所総務課
沖縄県八重山土木事務所
竹富町政策推進課
竹富町教育委員会社会文化課
内閣府沖縄総合事務局石垣港湾事務所工務課
石垣市環境課
竹富町公民館連絡協議会
竹富町商工会
竹富町観光協会
竹富町ダイビング組合
西表島エコツーリズム協会
西表島カメラ組合
沖縄県猟友会 竹富町地区
西表島交通グループ
いりおもて観光（株）
（資）浦内川観光
（有）安栄観光
八重山観光フェリー（株）
石垣島ドリーム観光（株）
NPO法人 どうぶつたちの病院 沖縄
NPO法人トラ・ゾウ保護基金西表島支部やまねこパトロール
琉球大学熱帯生物圏研究センター西表研究施設
東海大学沖縄地域研究センター

2-2 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島 世界自然遺産推薦地モニタリング計画（基本方針）

1. モニタリング計画の目的

「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」世界自然遺産推薦地（以下「推薦地」という。）においては、希少種や固有種等で示される顕著な普遍的価値（以下「遺産価値」という。）が将来にわたって維持されることが必要である。そのため、管理機関（環境省、林野庁、文化庁、鹿児島県、沖縄県、関係市町村をいう。以下同じ。）は、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地包括的管理計画（以下「管理計画」という。）」のもと、関係行政機関、関係団体等と連携し、科学的知見に基づいた順応的管理を進めていくこととしている。

そこで、モニタリング計画（以下「本計画」という。）では、自然環境や人為的活動等のモニタリングに係る基本的な方針を明らかにするとともに、調査項目やその内容、及びこれらのモニタリング結果等をもとに遺産価値の保全状況を適切に把握及び評価し、順応的管理に反映させるための手順を規定するものである。

2. モニタリングに係る指標の選定方針

推薦書「6.a. 保全状況の主要指標」では、モニタリングの視点に基づき、主要指標を選定している。本計画では、遺産価値が将来にわたって維持されるために必要十分な指標を確保するために、主要指標の他、必要に応じて指標を加除するための選定方針を定める。指標を追加する場合には、遺産価値そのもの、あるいは遺産価値に大きな影響を与える恐れがあると考えられるものを対象とし、持続的な実施が見込まれるものから選定する。

全ての指標について、指標毎に調査項目を選定し、調査内容、調査周期、データの情報源等を一覧（調査項目・指標毎の調査内容等）に示すこととする。

3. モニタリングの体制

モニタリングに際しては、各事業実施主体が、関係機関、関係団体及び研究者等と連携して行う。また、各地域で活動している団体及び個人がモニタリングの主体となって研究者等が技術的支援を行うことにより、地域全体を巻き込んだモニタリング体制の構築についても検討する。

4. 推薦地の遺産価値の保全状況についての評価方法

遺産価値の評価手順を以下に示す。

I. 調査項目ごとの評価

管理機関は、各指標に基づく調査項目に対して、調査周期ごとに、遺産価値に与える影響の大きさと傾向に関する定量的・定性的な評価を行う。

評価にあたって、管理機関は、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地科学委員会（以下「科学委員会」という。）に対してモニタリング結果等を報告し、必要に応じて評価及び各事業への科学的知見に基づく助言を得る。なお、調査項目について、保護増殖事業計画に基づく個別検討会等が設置されている場合は、モニタリング結果の評価に当たり、これらの検討会等における検討結果を踏まえるものとする。

II. 遺産価値の保全状況についての総合的な評価

管理機関は、概ね5年毎に、遺産価値の保全状況について総合的な評価を行う。

評価にあたって管理機関は、科学委員会に対してモニタリング結果等を報告し、評価への科学的知見に基づく助言を得る。その得られた助言に加え、それまでの調査項目ごとの結果及び評価並びに現地の状況を踏まえて、遺産価値の保全状況について総合的な評価を行う。

5. モニタリング対象地域

モニタリングの対象地域は主に、推薦地、緩衝地帯及び周辺管理地域とする。

6. 本計画の期間

本計画の計画期間は概ね10年とする。計画期間の中間時点である5年後及び期間終了時期に本計画の継続・変更について検討し、必要に応じて見直しを行う。

7. モニタリング結果・評価の共有と公表

モニタリング結果やその評価等については、適切に管理・蓄積するとともに、関係行政機関、関係団体、研究者等の間で随時情報を共有し、保全・管理への有効活用を図る。また、広く一般に情報提供を行うことにより、推薦地の管理の透明性を確保するように努める。ただし、希少野生動植物等の生育・生息地の情報等については、慎重に取り扱うこととする。

8. モニタリング結果・評価を踏まえた順応的管理

管理機関は、調査項目ごとの評価及び科学委員会から得られた各事業への科学的助言等を踏まえ、必要に応じて事業内容の見直しについて検討を行う。その際には、4島の地域部会（奄美大島部会、徳之島部会、沖縄島北部部会、西表島部会を指す。）と連携し、必要

に応じて、地域別行動計画（以下「行動計画」という。）の見直しを検討する。

また、遺産価値の保全状況についての総合的な評価の結果は、遺産価値を維持していく上で重要なものであるため、科学委員会から得られた各事業への科学的助言とともに、地域連絡会議において行われる管理計画及び行動計画の評価・見直しに反映することとする。

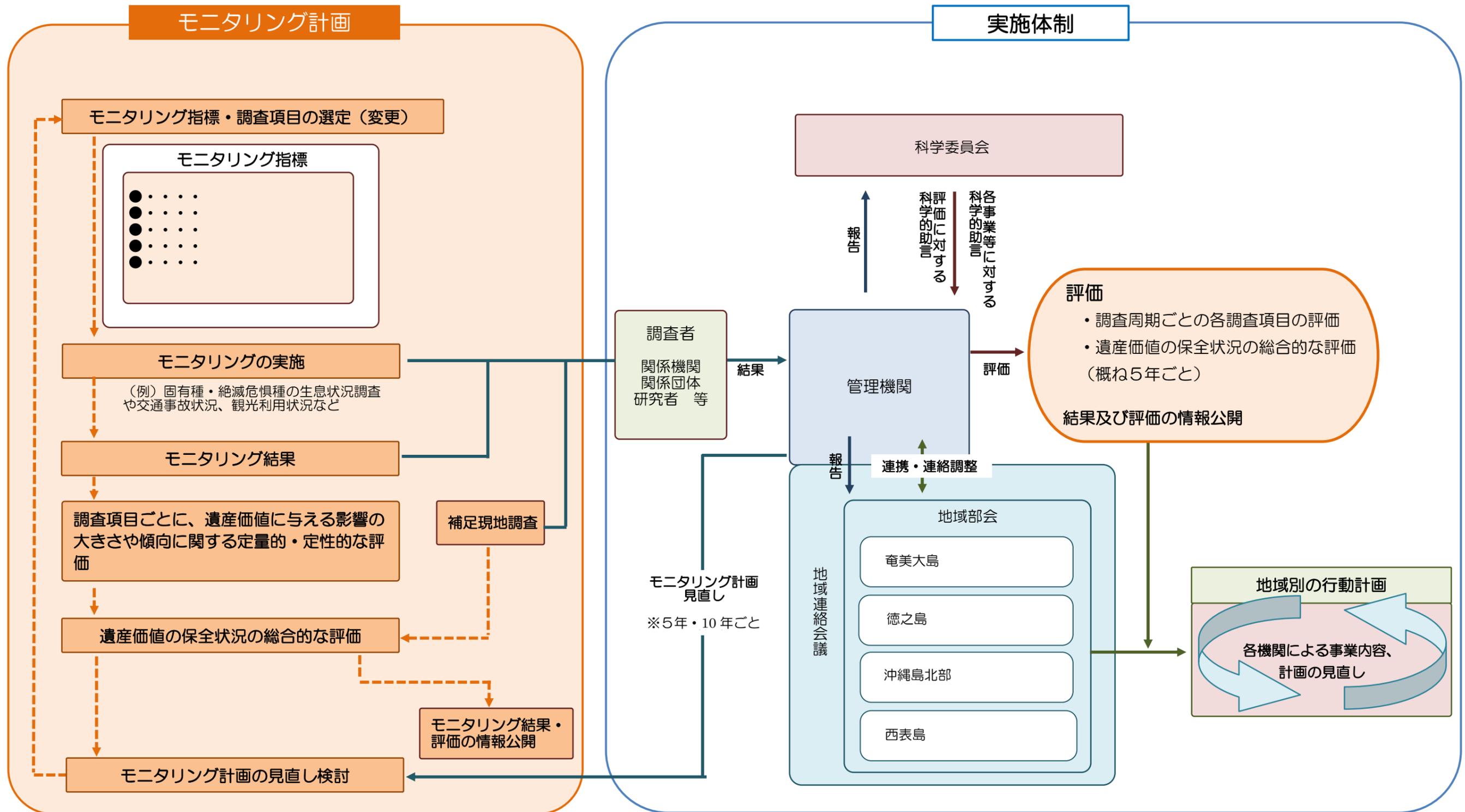


図. モニタリング計画フロー図

付属資料 3

推薦地の植生図及び種リスト

3-1：植生図

3-2：種リスト

- 3-2-1. 維管束植物
- 3-2-2. 陸生哺乳類
- 3-2-3. 鳥類
- 3-2-4. 陸生爬虫類
- 3-2-5. 両生類
- 3-2-6. 陸水性魚類
- 3-2-7. 昆虫類
- 3-2-8. 陸水性甲殻十脚類

3-1 植生図

凡例

I 森林植生

I.1 自然林

I.1.1 非石灰岩地常緑広葉樹林

-  01 ケハダルリミノキースダジイ群集
-  02 アマミテンナンショウスダジイ群集
-  03 オキナワシキミースダジイ群集
-  04 オキナワテイショウソウーマテバシイ群集
-  05 ケナガエサカキースダジイ群集
-  06 オキナワウラジロガシ群集
-  07 タイミンタチバナーミヤマシロバイ群落
-  08 フクギースダジイ群落

I.1.2 隆起石灰岩地常緑広葉樹林

-  09 ガジュマルークロヨナ群集
-  10 アマミアラカシ群落
-  11 ナガミボチョウジーリュウキュウガキ群団

I.1.3 ビロウ林

-  12 ビロウ群落

I.1.4 風衝低木林

-  13 アカテツーハマビワ群集

I.1.5 海岸砂丘後背林

-  14 ハスノハギリ群集

I.1.6 湿生林

-  15 サガリバナ群集・サキシマスオウノキ群集

I.1.7 マングローブ植生

-  16 マングローブ群落

I.1.8 海岸低木林

-  17 モンパノキークサトベラ群集
-  18 オオハマボウ群集
-  19 ソテツ群落
-  20 ニツパヤシ群落
-  21 アダン群団

I.2 二次林

I.2.1 常緑広葉樹二次林

-  22 ケナガエサカキースダジイ群集二次林
-  23 ギョクシンカースダジイ群集
-  24 ボチョウジーイジュ群落
-  25 ナガミボチョウジーヤブニッケイ群落

I.2.2 常緑針葉樹二次林

-  26 リュウキュウマツ群落

I.2.3 夏緑広葉樹二次林

-  27 ハドノキーウラジロエノキ群団(二次林)
-  28 モリヘゴ群落

I.2.4 竹林

-  29 リュウキュウチク群落

I.2.5 外来樹種二次林

-  30 ギンネム群落

I.3 人工林

-  31 スギ・ヒノキ・サワラ植林
-  32 テリハボク植林
-  33 ハンノキ植林
-  34 ソウシジュ植林
-  35 モクマオウ類植林
-  36 ホウライチク・ホテイチク林
-  37 その他植林

II 草原植生

II.1 自然草原

II.1.1 海岸断崖地植生

-  38 ハチジョウススキ群落
-  39 ボタンボウフウ群団
-  40 海岸断崖地植生

II.1.2 海岸砂丘草原

-  41 グンバイヒルガオ群落
-  42 ハマニガナークロイワザサ群団
-  43 砂丘植生

II.1.3 溪流辺植生

-  44 溪流辺植生

II.1.4 低層湿原草本植物群落

-  45 セイタカヨシ群落
-  46 ヒトモトススキ群落
-  47 ヨシクラス

Ⅱ.1.5 隆起サンゴ礁草本植物群落

 48 モクビャッコウ群落

 49 コウライシバ群落

 50 隆起珊瑚礁植生

Ⅱ.1.6 塩沼地植生

 51 塩沼地植生

Ⅱ.2 二次草原

Ⅱ.2.1 二次草原

 52 チガヤーススキ群落

 53 ナガバカニクサーススキ群団

 54 ダンチク群落

Ⅱ.2.2 伐採後の草原または低木群落

 55 伐採後の草原または低木群落

Ⅱ.2.3 つる植物群落

 56 クズ群落

Ⅱ.2.4 空地雑草群落

 57 空地雑草群落

Ⅱ.2.5 畑地雑草群落

 58 畑雑草群落

 59 放棄畑雑草群落

Ⅱ.2.6 水田雑草群落

 60 水田雑草群落

 61 放棄水田雑草群落

Ⅱ.3 人工草地

 62 人工草地

Ⅲ その他土地利用区分など

 63 果樹園

 64 茶畑

 65 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等

 66 緑の多い住宅地

 67 市街地

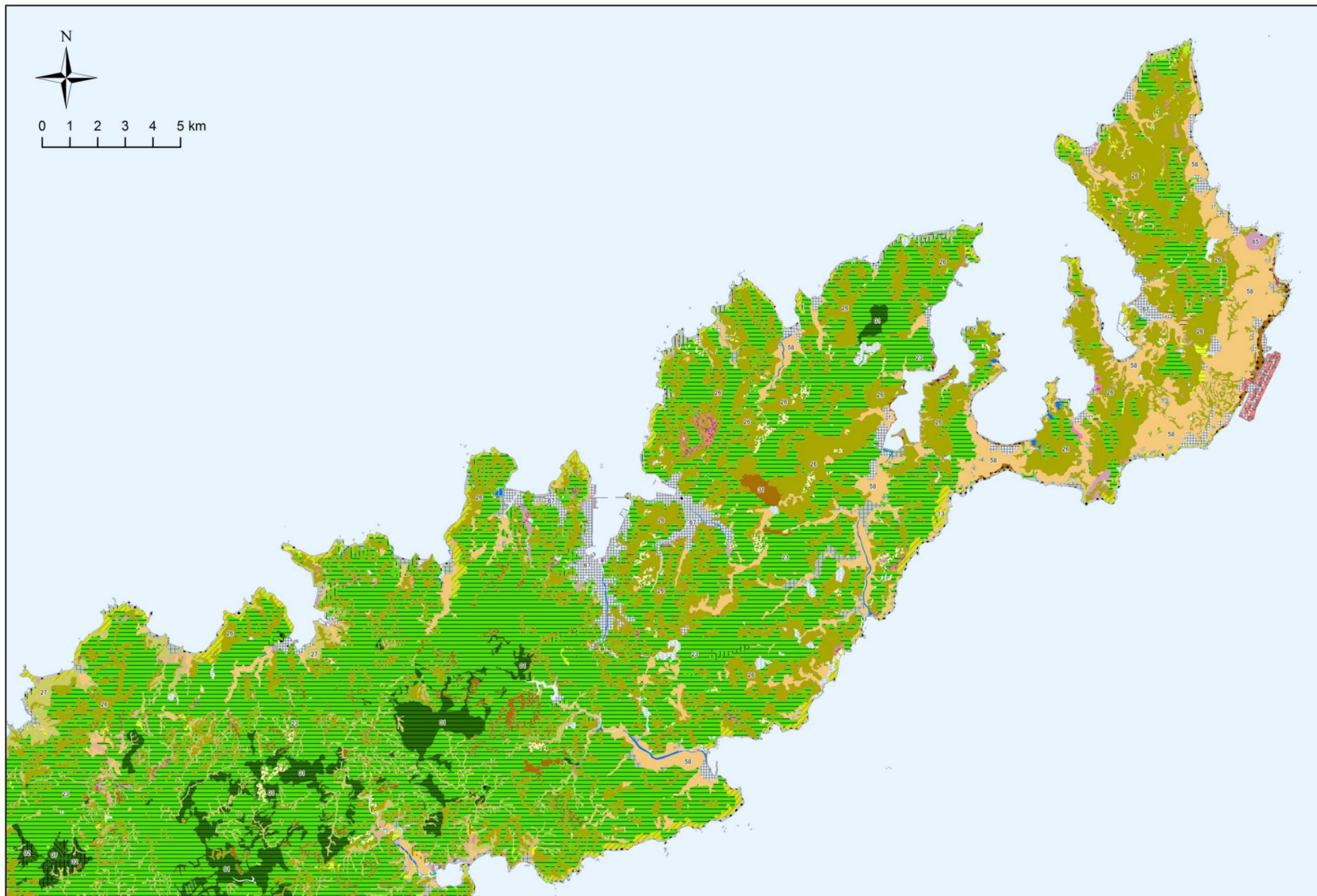
 68 工場地帯

 69 自然裸地

 70 造成地

 71 開放水域

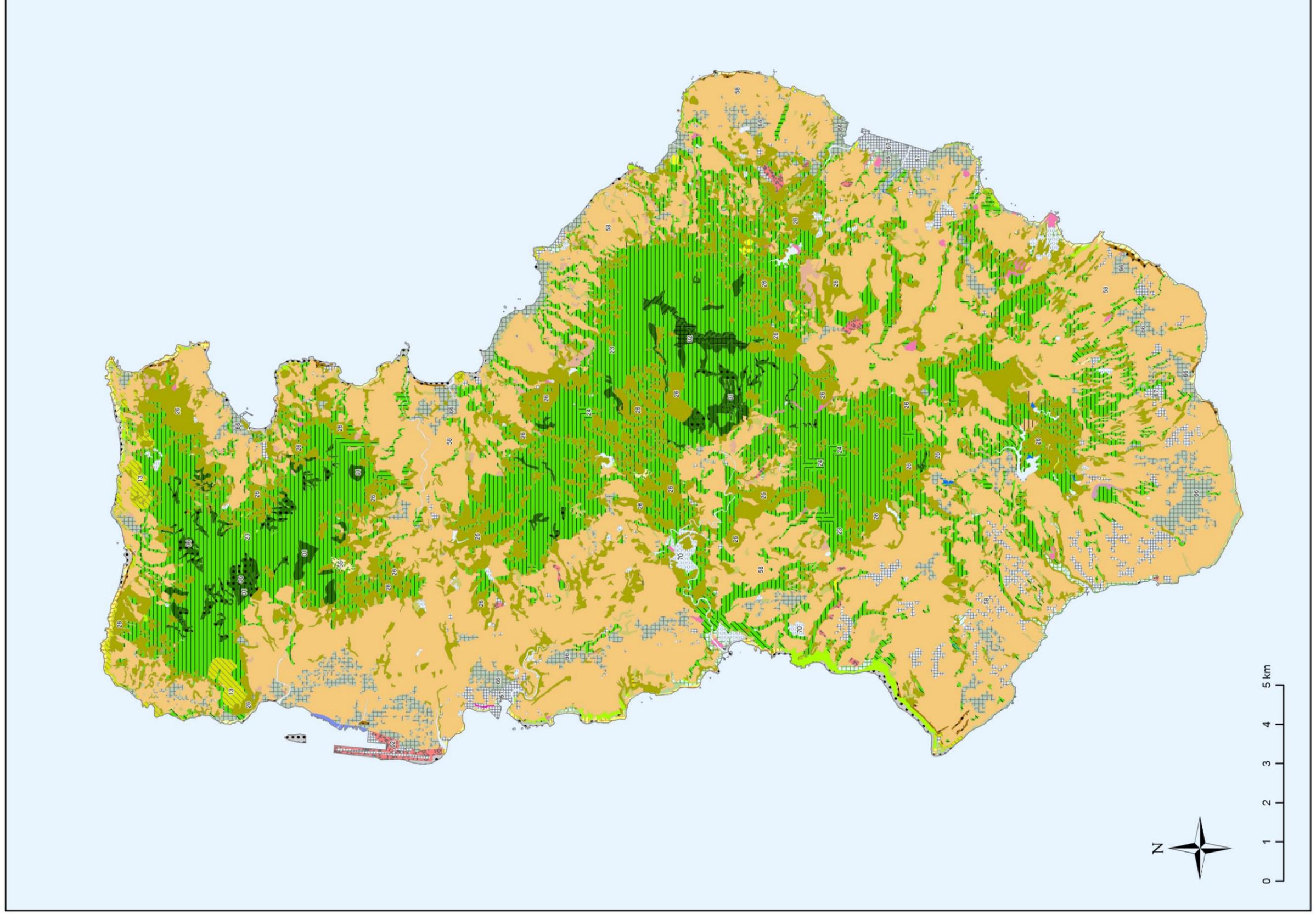
3-1-1 (1). 奄美大島植生図(北部)



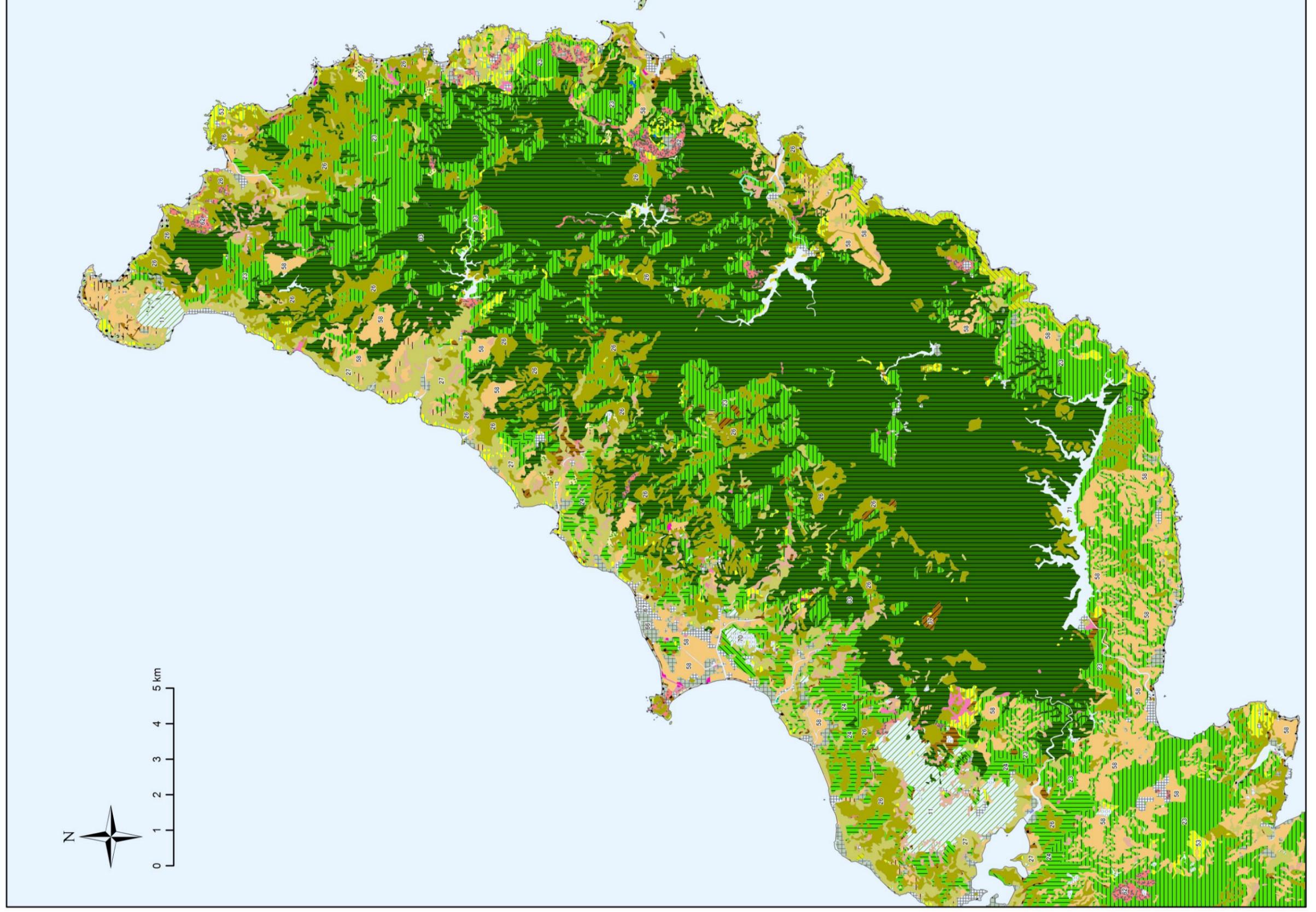
3-1-1 (2). 奄美大島植生図(南部)



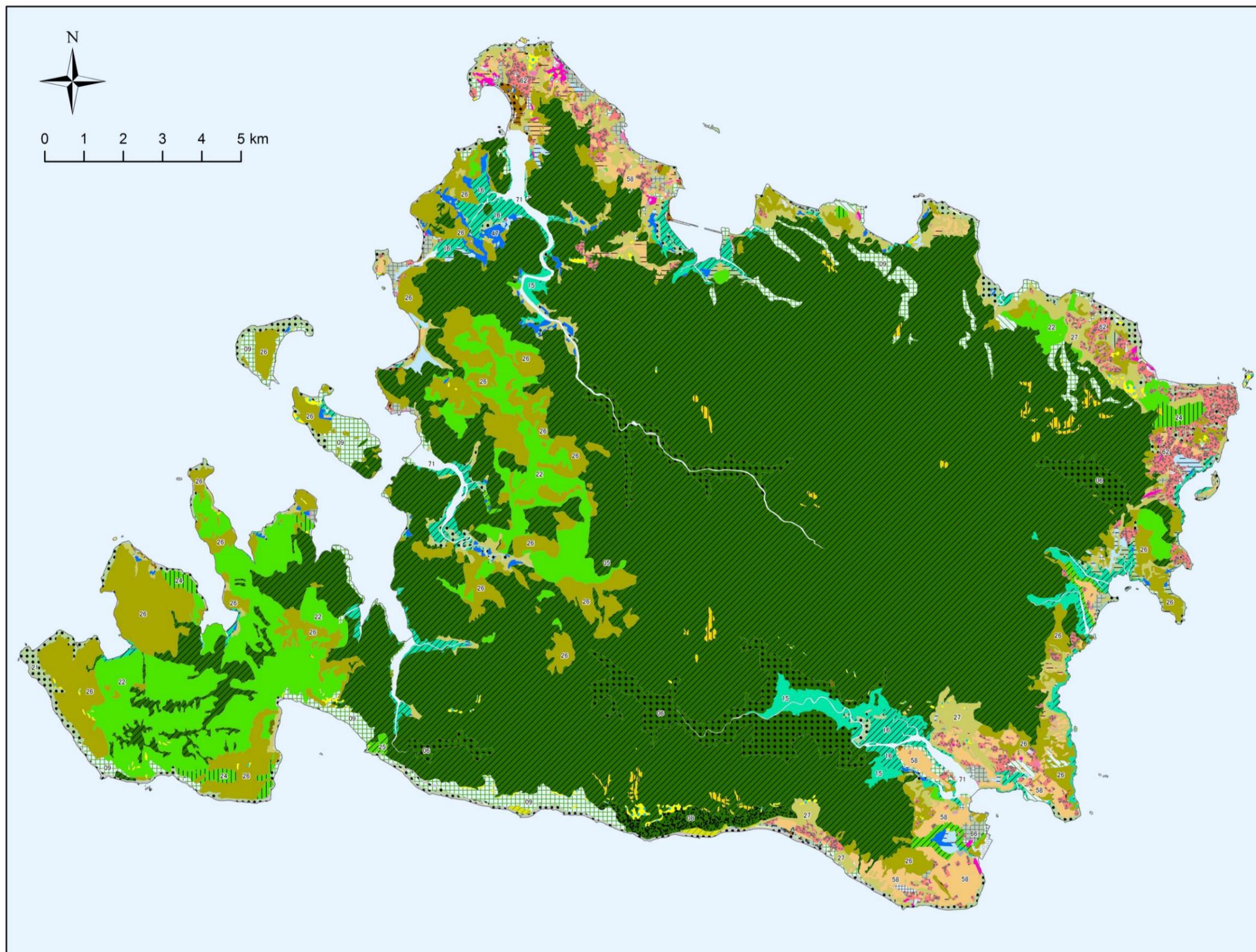
3-1-2. 徳之島植生図



3-1-3. 沖繩島北部植生図



3-1-4. 西表島植生図



3-2 種リスト

3-2-1. 維管束植物

3-2-2. 陸生哺乳類

3-2-3. 鳥類

3-2-4. 陸生爬虫類

3-2-5. 両生類

3-2-6. 陸水性魚類

3-2-7. 昆虫類

3-2-8. 陸水性甲殻十脚類

3-2-1. 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の維管束植物(亜種・変種・雑種を含む)^{*1}

*1: IUCNレッドリストのカテゴリの詳細は、章末ページに掲載。

*2: 環境省レッドリストのカテゴリの詳細は、章末ページに掲載。

*3: 国内希少野生動物種の鳥別分布は非公開。

*4: 特天: 特別天然記念物、天: 天然記念物

*5: E: 固有種(亜種・変種・雑種を含む)

和名	学名	IUCN (2018) レッドリスト	環境省 (2018) レッドリスト	国内希少 野生動物種 ^{*3}	国指定天然記念物 ^{*4}	固有種 ^{*5} ・南琉球の 有性種	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
シダ植物											
マツバラン目											
マツバラン科											
マツバラン	<i>Ptilotum nudum</i>		NT				●	●	●	●	
ヒカゲノカズラ目											
ヒカゲノカズラ科											
ミスズギ	<i>Lycopodium cernuum</i>						●	●	●	●	
ヒカゲノカズラ	<i>Lycopodium clavatum</i>						●				
スギラン	<i>Lycopodium cryptomerinum</i>		VU				●				
ナンカクラン	<i>Lycopodium hamiltonii</i>						●	●	●		
ボウカズラ	<i>Lycopodium laxum</i>		CR								
ヨウラクヒバ	<i>Lycopodium phlegmaria</i>		EN				●	●	●		
ヒメヨウラクヒバ	<i>Lycopodium salvinoides</i>		CR	■			-	-	-		
トウゲシバ	<i>Lycopodium serratum</i>						●	●	●		
オニトウゲシバ	<i>Lycopodium serratum</i> var. <i>longipetiolatum</i>						●	●	●		
リュウキユウヒモラン	<i>Lycopodium sieboldii</i> var. <i>christensenianum</i>		CR				●	●	●		
ヒモラン	<i>Lycopodium sieboldii</i> var. <i>sieboldii</i>		EN				●	●	●		
イワヒバ目											
イワヒバ科											
ツルカタヒバ	<i>Selaginella biformis</i>		NT						●		
オニクラマゴケ	<i>Selaginella doederleinii</i>						●	●	●		
カタヒバ	<i>Selaginella involvens</i>						●	●	●		
コケカタヒバ	<i>Selaginella leptophylla</i>		VU						●		
アマミクラマゴケ	<i>Selaginella limbaata</i>		VU				●				
ヒメムカデクラマゴケ	<i>Selaginella litchuensis</i>		VU				●	●	●		
イヌカタヒバ	<i>Selaginella moellendorffii</i>		VU						●		

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*1	環境省レッドリスト (2018)*2	国内希少 野生動物種*3	国指定天然記念物*4	固中琉球・南琉球の 固有性*5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
クラマコケ	<i>Selaginella remotifolia</i>						●			●	
イフヒバ	<i>Selaginella tamariscina</i>						●	●		●	
トクサ目											
トクサ科											
イヌドクサ	<i>Equisetum ramosissimum</i>						●				
ハナヤスリ目											
ハナヤスリ科											
ホウライハナワラビ	<i>Botrychium formosanum</i>		NT				●				
フユハナワラビ	<i>Botrychium ternatum</i>						●				
ミヤコジマハナワラビ	<i>Helminthostachys zeylanica</i>		EN							●	
コブラン	<i>Ophioglossum pendulum</i>		EN				●	●		●	
コヒロハナヤスリ	<i>Ophioglossum petiolatum</i>						●			●	
ハマハナヤスリ	<i>Ophioglossum thermale</i>						●	●		●	
リュウビンドライ目											
リュウビンドライ科											
リュウビンドライ	<i>Angiopteris lygodifolia</i>						●	●		●	
ホソリュウビンドライ	<i>Angiopteris palmiformis</i>						●	●		●	
シダ目											
ゼンマイ科											
シロヤマゼンマイ	<i>Osmunda banksiifolia</i>						●	●		●	
ゼンマイ	<i>Osmunda japonica</i>						●				
キジノオシダ科											
タカサゴキジノオ	<i>Plagiogyria adnata</i>						●			●	
ヤクジマキジノオ	<i>Plagiogyria adnata</i> var. <i>yakushimensis</i>						●				
タカサゴヒメキジノオ	<i>Plagiogyria adnata</i> x <i>Plagiogyria pseudojaponica</i>						●				
オオキジノオ	<i>Plagiogyria euphlebia</i>						●				
キジノオシダ	<i>Plagiogyria japonica</i>						●				
ヒメキジノオ	<i>Plagiogyria japonica</i> var. <i>pseudo-japonica</i>						●				
リュウキュウキジノオ	<i>Plagiogyria koibuzumii</i>		EN	■			-	-		-	
ヒメヤクキジノオ	<i>Plagiogyria pseudojaponica</i> x <i>Plagiogyria adnata</i> var. <i>yakushimensis</i>						●				
ハガクレキジノオ	<i>Plagiogyria</i> x <i>neolimnedia</i>						●				
コスギタニキジノオ	<i>Plagiogyria yakumonticola</i>						●				
ウラボシ科											

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018年)*1リスト	環境省レッドリスト (2018年)*2リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固中球・南球の 有性種*5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
コンダ	<i>Dicranopteris linearis</i>							●	●	●	
ウラジロ	<i>Gleichenia japonica</i>							●	●	●	
フサシダ科											
カニクサ	<i>Lygodium japonicum</i>							●			
ナガバカニクサ	<i>Lygodium japonicum</i> var. <i>microstachyum</i>								●		
イリオモテヤマミセンヅル	<i>Lygodium microphyllum</i>	LC							●		
カンザシワラビ	<i>Schizaea dichotoma</i>		EN					●	●	●	
コケシノブ科											
キクモバハラゴケ	<i>Cephalomanes apifolium</i>		CR							●	環境省RL: <i>Callistopteris apifolia</i>
サキシマハラゴケ	<i>Cephalomanes atrovirens</i>		CR							●	
ソテツハラゴケ	<i>Cephalomanes javanicum</i> var. <i>asplenoides</i>								●	●	
オニハラゴケ	<i>Cephalomanes obscurum</i>							●	●	●	
シヤムオニハラゴケ	<i>Cephalomanes obscurum</i> var. <i>siamense</i>									●	
カンシノハラゴケ	<i>Cephalomanes thysanostoma</i>									●	
ツルハラゴケ	<i>Crepidomanes auriculatum</i>							●	●	●	
オオアハラゴケ	<i>Crepidomanes bipunctatum</i>									●	
ハイハラゴケ	<i>Crepidomanes birmanicum</i>							●	●	●	
ヒメハラゴケ	<i>Crepidomanes humile</i>									●	
マメハラゴケ	<i>Crepidomanes kurzii</i>									●	
アハラゴケ	<i>Crepidomanes latealatum</i>		NT					●	●	●	環境省RL: コハラゴケ <i>Crepidomanes makinoi</i>
ミツコケシダ	<i>Crepidomanes latemarginale</i>		NT							●	環境省RL: マツハコケシダ
リュウキュウハラゴケ	<i>Crepidomanes ilikiuense</i>							●	●	●	
シノハラゴケ	<i>Crepidomanes maximum</i>	LC	EN					●	●	●	環境省RL: <i>Vandenboschia maxima</i>
ウチワゴケ	<i>Crepidomanes minutum</i>		EN					●	●	●	環境省RL: ムニンハラゴケ <i>Crepidomanes bonincola</i>
オオハイハラゴケ	<i>Crepidomanes radicans</i> var. <i>naseanum</i>		EN					●	●	●	
コケハイハラゴケ	<i>Crepidomanes subclathratum</i>					E		?	●	●	? : 分布不明確
オオコケシノブ	<i>Hymenophyllum badium</i>							●	●	●	
コウヤコケシノブ	<i>Hymenophyllum barbatum</i>							●	●	●	
ホンハコケシノブ	<i>Hymenophyllum polyanthos</i>							●	●	●	
リュウキュウコケシノブ	<i>Hymenophyllum rukiense</i>							●	●	●	
マメコケシダ	<i>Trichomanes molleyi</i>		VU					●	●	●	環境省RL: <i>Didymoglossum molleyi</i>
ゼニコケシダ	<i>Trichomanes tahitense</i>							●	●	●	
ヘゴ科											

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*1リスト	環境省レッドリスト (2018)*2リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固中琉球・南琉球の 固有種*5	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島		
クサマルハチ	<i>Cyathea hancockii</i>						●	●	●	●		
モリヘゴ	<i>Cyathea lepifera</i>						●	●				
チャボヘゴ	<i>Cyathea metteniana</i>						●	●	●	●		
オニヘゴ	<i>Cyathea podophylla</i>						●	●	●	●		
ヘゴ	<i>Cyathea spinulosa</i>						●	●	●	●		
ヒガヘゴ	<i>Sphaeropteris lepifera</i>								●	●		
タカラビ科												
タカラビ	<i>Cibotium barometz</i>							●	●	●		
コノイシカグマ科												
ユノネシダ	<i>Histiopteris incisa</i>						●	●	●	●		
セイタカイワヒメワラビ	<i>Hypolepis alpina</i>						●	●	●			
イワヒメワラビ	<i>Hypolepis punctata</i>						●		●			
ヤンバルフモトシダ	<i>Microlepia hookeriana</i>		NT						●	●		
フモトシダ	<i>Microlepia marginata</i>								●	●		
コウシュンシダ	<i>Microlepia obtusiloba</i>		VU						●	●		環境省RL: <i>Microlepia obtusiloba</i> var. <i>obtusiloba</i>
オオイシカグマ	<i>Microlepia speluncae</i>		VU						●	●		
イシカグマ	<i>Microlepia strigosa</i>						●	●	●	●		
ウスバイシカグマ	<i>Microlepia substrigosa</i>		NT				●	●	●	●		
クジャクフモトシダ	<i>Microlepia x bipinnata</i>						●	●	●	●		
ワラビ	<i>Pteridium aquilinum</i> var. <i>latiusculum</i>						●	●	●	●		
ホングウシダ科												
ヒメホングウシダ	<i>Lindsaea cambodgensis</i>		VU				?		●	●		?.分布不明確
エダウチホングウシダ	<i>Lindsaea chienii</i>						●	●	●	●		
シマエダウチホングウシダ	<i>Lindsaea chienii</i> var. <i>recedens</i>						●	●	●	●		
イヌイノモトノウ	<i>Lindsaea ensifolia</i>		CR				●	●	●	●		
エダウチクジャク	<i>Lindsaea heterophylla</i>		NT				●	●	●	●		
サンカクホングウシダ	<i>Lindsaea javanensis</i>						●	●	●	●		
ヤエヤマホングウシダ	<i>Lindsaea lucida</i>									●		
トラノホホングウシダ	<i>Lindsaea merrillii</i>						●			●		
サイゴクホングウシダ	<i>Lindsaea odorata</i> var. <i>japonica</i>						●	●	●	●		
マルバホングウシダ	<i>Lindsaea orbiculata</i>		NT				●	●	●	●		環境省RL: <i>Lindsaea orbiculata</i> var. <i>orbiculata</i>
シンエダウチホングウシダ	<i>Lindsaea orbiculata</i> var. <i>commixta</i>						●	●	●	●		
ウチワホングウシダ	<i>Lindsaea simulans</i>		EN				●	●	●	●		

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018年)*1リスト	環境省レッドリスト (2018年)*2リスト	国内希少 野生動物種*3	国指定天然記念物*4	固中 有球性*5 南琉球の	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
ヤエヤマホラシノブ	<i>Odontosoria yaeyamensis</i>		CR			E				●	
ハマホラシノブ	<i>Sphenomeris biflora</i>							●		●	
ホラシノブ	<i>Sphenomeris chinensis</i>							●		●	
ヒメホラシノブ	<i>Sphenomeris gracilis</i>					E				●	
アイノコホラシノブ	<i>Sphenomeris intermedia</i>					E				●	
コビトホラシノブ	<i>Sphenomeris minutula</i>		CR			E		●			環境省RL: <i>Odontosoria minutula</i>
ゴサダケシノブ	<i>Tapetidium pinnatum</i>									●	
シノブ科											
シノブ	<i>Davallia mariesii</i>							●		●	
キクシノブ	<i>Pachypleuria repens</i>		VU					●		●	環境省RL: <i>Humata repens</i>
シマキクシノブ	<i>Pachypleuria trifoliata</i>							●		●	
ツルシダ科											
ワラビツナギ	<i>Anthropteris palisotii</i>		CR					●			
タマシダ	<i>Nephrolepis auriculata</i>							●		●	
ヒメホウビカンジュ	<i>Nephrolepis auriculata</i> x <i>N. biserrata</i>							●		●	
ホウビカンジュ	<i>Nephrolepis biserrata</i>							●		●	
アイノコホウビカンジュ	<i>Nephrolepis biserrata</i> x <i>N. hirsutula</i>							●		●	
ヤンバルタマシダ	<i>Nephrolepis hirsutula</i>							●		●	
ミスワラビ科											
ホウライシダ	<i>Adiantum capillus-veneris</i>	LC						●		●	
スキヤクジャク	<i>Adiantum clephanum</i>		NT							●	
オキナククジャク	<i>Adiantum flabellulatum</i>							●		●	
ホソバククジャク	<i>Coniogramme gracilis</i>		CR			E		●			
シシラン科											
シマタキミシダ	<i>Antrophyum formosanum</i>		CR					●		●	
ヒメシシラン	<i>Vittaria ensiformis</i>		VU					●		●	環境省RL: <i>Heplopteris ensiformis</i>
シシラン	<i>Vittaria flexuosa</i>							●		●	
アマモシシラン	<i>Vittaria zosterifolia</i>							●		●	
イノモトクサ科											
ミモチシダ	<i>Acrostichum aureum</i>	LC	EN							●	
ミスワラビ	<i>Ceratopteris thalictroides</i>	LC						●		●	
タチシノブ	<i>Onychium japonicum</i>							●		●	
カワリバアマクサシダ	<i>Pteris caudata</i>		VU					●		●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*1リスト	環境省レッドリスト (2018)*2リスト	国内希少 野生動物種*3	国指定天然記念物*4	固有感植物*5 南琉球の	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島		
アマクサシダ	<i>Pteris dispar</i>						●	●	●	●	●	
ホコシダ	<i>Pteris ensiformis</i>						●	●	●	●	●	
ハチジョウシダ	<i>Pteris fauriei</i>						●	●	●	●	●	
タイワンアマクサシダ	<i>Pteris formosana</i>		CR				●	●	●	●	●	
アシガタシダ	<i>Pteris grevilleana</i>		CR				●	●	●	●	●	
イノモトソウ	<i>Pteris multifida</i>						●	●	●	●	●	
マツザカシダ	<i>Pteris nipponica</i>						●	●	●	●	●	
ハチジョウシダモドキ	<i>Pteris oshimensis</i>						●	●	●	●	●	
リュウキュウイノモトソウ	<i>Pteris ryukyuensis</i>						●	●	●	●	●	
リュウキュウイノモトソウ × サツマハチジョウシダ	<i>Pteris ryukyuensis</i> × <i>Pteris satsumana</i>						●	●	●	●	●	
オオアマクサシダ	<i>Pteris semipinnata</i>						●	●	●	●	●	
モエジマシダ	<i>Pteris vittata</i>	LC					●	●	●	●	●	
ナチシダ	<i>Pteris wallichiana</i>						●	●	●	●	●	
イブスキイノモトソウ	<i>Pteris x naimegatae</i>						●	●	●	●	●	
チャセンシダ科												
オオタニワタリ	<i>Asplenium antiquum</i>		VU				●	●	●	●	●	
タイワンホウビシダ	<i>Asplenium apogamum</i>		NT								●	環境省RL: <i>Hymenasplenium apogamum</i>
ゴウシュウタニワタリ	<i>Asplenium australasicum</i>										●	
ナンゴクホウビシダ	<i>Asplenium cataractarum</i>						●	●	●	●	●	
ウスバウシヤク	<i>Asplenium cheilosorum</i>						●	●	●	●	●	
ラハオンシダ	<i>Asplenium excisum</i>		EN				●	●	●	●	●	環境省RL: <i>Hymenasplenium excisum</i>
ヤクシマホウビシダ	<i>Asplenium filipes</i>										●	
ホウビシダ(広葉)	<i>Asplenium hondense</i>						●	●	●	●	●	
トラノオシダ	<i>Asplenium incisum</i>						●	●	●	●	●	
オオトキワシダ	<i>Asplenium laseritifolium</i>										●	
マキノシダ	<i>Asplenium loriceum</i>		EN	■			-	-	-	-	-	MOEJ-RL: <i>Asplenium formosae</i>
シマオオタニワタリ	<i>Asplenium nidus</i>		NT				●	●	●	●	●	
ヌリランオ	<i>Asplenium normale</i>						●	●	●	●	●	
カミガモシダ	<i>Asplenium oligophlebium</i>						●	●	●	●	●	
トキワトラノオ	<i>Asplenium pekinense</i>										●	
コウザキシダ	<i>Asplenium ritoense</i>						●	●	●	●	●	
ハヤマシダ	<i>Asplenium shikokianum</i>						●	●	●	●	●	
アオガネシダ	<i>Asplenium wilfordii</i>						●	●	●	●	●	

和名	学名	IUCN (2018) レッドリスト	環境省 (2018) レッドリスト	国内希少野生動物植物種	国指定天然記念物	固有性	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島		
クルマシダ	<i>Asplenium wighii</i>						●	●	●	●	●	
シシガシラ科												
ヒリュウシダ	<i>Blechnum orientale</i>						●	●	●	●	●	
オオギミシダ	<i>Woodwardia harlandii</i>		VU				●	●	●	●	●	
ハチジョウウカグマ	<i>Woodwardia orientalis</i> var. <i>formosana</i>						●	●	●	●	●	
ツルギシラ科												
オキナワキジノオ	<i>Bolbitis appendiculata</i>	LC					●	●	●	●	●	
オオハツカンダ	<i>Bolbitis heteroclitia</i>											
ハツカンダ	<i>Bolbitis subcordata</i>						●	●	●	●	●	
オオオキナワキジノオ	<i>Bolbitis x laxireticulata</i>						●	●	●	●	●	
アツイタ	<i>Elaphoglossum yoshinagae</i>		VU				●	●	●	●	●	
ツルギシノオ	<i>Lomaropsis leptocarpa</i>		CR							●	●	環境省RL: <i>Lomaropsis spectabilis</i>
オシダ科												
オオカナワラビ	<i>Arachniodes amabilis</i> var. <i>fimbriata</i>						●	●	●	●	●	
ヤクカナワラビ	<i>Arachniodes amabilis</i> var. <i>yakusimensis</i>						●	●	●	●	●	
ホソノカナワラビ	<i>Arachniodes aristata</i>						●	●	●	●	●	
ホサキカナワラビ	<i>Arachniodes dimorphophylla</i>					E	●	●	●	●	●	
コバカナワラビ	<i>Arachniodes sporadosora</i>						●	●	●	●	●	
コウラカナワラビ	<i>Arachniodes x ciliatum</i>						●	●	●	●	●	
ホラカグマ	<i>Ctenitis eatoni</i>						●	●	●	●	●	
コミダケシダ	<i>Ctenitis eatoni</i> var. <i>iriomolensis</i>		VU			E				●	●	環境省RL: <i>Ctenitis iriomolensis</i>
カツモウイノテ	<i>Ctenitis subglanulosa</i>						●	●	●	●	●	
オニヤブソテツ	<i>Cyrtomium falcatum</i>						●	●	●	●	●	
タカサゴシダ	<i>Dryopteris formosana</i>		NT					●				
リュウキュウシダ	<i>Dryopteris hasseltii</i>	EN							●			IUCN-RL: <i>Acrorumohra hasseltii</i>
ヌカイタチシダモドキ	<i>Dryopteris indusiata</i>								●	●	●	
ホコサキベニシダ	<i>Dryopteris koidzumiana</i>						●	●	●	●	●	
タヌキシダ	<i>Dryopteris labordei</i>											
ムラサキベニシダ	<i>Dryopteris labordei</i> var. <i>purpurascens</i>		OR				●	●	●	●	●	
ヨコレイタチシダ	<i>Dryopteris sordidipes</i>						●	●	●	●	●	
ナガハノイタチシダ	<i>Dryopteris sparsa</i>						●	●	●	●	●	
リュウキュウイタチシダ	<i>Dryopteris sparsa</i> var. <i>ryukyuenis</i>						●	●	●	●	●	
ナンカイイタチシダ	<i>Dryopteris varia</i>						●	●	●	●	●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)* ₁	環境省レッドリスト (2018)* ₂	国内希少 野生動植物種* ₃	国指定天然記念物* ₄	固中琉球・南琉球の 有性種* ₅	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
オオイトチシダ	<i>Dryopteris varia</i> var. <i>hikonensis</i>						●				
イヌタマシダ	<i>Dryopteris hayatae</i>						●	●		●	
クロミノイタチシダ	<i>Dryopteris melanocarpa</i>						●				
ハルランシダ	<i>Hemigramma decurrens</i>							●		●	
タイワンノコギリシダ	<i>Polystichum formosanum</i>									●	
タイワンジュウモンジシダ	<i>Polystichum hancockii</i>						●			●	
ヤエヤマトラノオ	<i>Polystichum hancockii</i> var. <i>yaeyamense</i>					E				●	
オリヅルシダ	<i>Polystichum leptodcaulon</i>						●				
アマミチンダ	<i>Polystichum obae</i>		CR	■		E	-	-	-	-	
ナナハケシダ	<i>Tectaria decurrens</i>						●	●		●	
ウスバシダ	<i>Tectaria devexa</i>							●		●	
コモチナナハケシダ	<i>Tectaria fauriei</i>		CR	■			-	-	-	-	
カワリウスバシダ	<i>Tectaria phaeocalis</i>							●		●	
カレンコウアミシダ	<i>Tectaria simonsii</i>									●	
ミカフリシダ	<i>Tectaria subtriphylla</i>									●	
ヒメシダ科											
オオコウモリシダ	<i>Pronoprium iliukiense</i>									●	
ヤエヤマコウモリシダ	<i>Pronoprium</i> x <i>pseudo-iliukiense</i>									●	
アミシダ	<i>Stegnogramma griffithii</i> var. <i>wilfordii</i>									●	
ヒメシダ	<i>Stegnogramma gymnocepa</i> ssp. <i>amabilis</i>		NT							●	
ミノシダ	<i>Stegnogramma pozoi</i>									●	
ホシシダ	<i>Thelypteris acuminata</i>									●	
イヌホシシダ	<i>Thelypteris acuminata</i> var. <i>kulangensis</i>									●	
アイノコシダ	<i>Thelypteris acuminata</i> x <i>T. parasitica</i>									●	
オオハシゴシダ	<i>Thelypteris angulatiloba</i>						●			●	
コハシゴシダ	<i>Thelypteris angustifrons</i>						●			●	
タイワンハシゴシダ	<i>Thelypteris castanea</i>									●	
ヒメハシゴシダ	<i>Thelypteris cystopteroides</i>									●	
ケジケシダ	<i>Thelypteris decursive-pinnata</i>						●			●	
イヌケホシシダ	<i>Thelypteris dentata</i>						●			●	
オオイブキシダ	<i>Thelypteris esquirolii</i> var. <i>esquirolii</i>						●			●	
ハシゴシダ	<i>Thelypteris glanduligera</i>						●			●	
テツホシシダ	<i>Thelypteris interrupta</i>						●			●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*1	環境省レッドリスト (2018)*2	国内希少 野生動物種*3	国指定天然記念物*4	固有感植物*5 南琉球の	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島		
ヤウラシダ	<i>Thelypteris laxa</i>						●				●	
	<i>Thelypteris liukuensis</i> x <i>T. triphylla</i>										●	
ケホシダ	<i>Thelypteris parasitica</i>						●	●	●		●	
ヒツバコウモリシダ	<i>Thelypteris simplex</i>						●	●	●		●	
ミミガタシダ	<i>Thelypteris subaurita</i>						●	●	●			
クシノハシダ	<i>Thelypteris subpubescens</i>						●	●	●			
コバザケシダ	<i>Thelypteris taiwanensis</i>						●	●	●		●	
アラゲヒメワラビ	<i>Thelypteris torresiana</i> var. <i>calvata</i>						●	●	●		●	
コウモリシダ	<i>Thelypteris triphylla</i>						●	●	●		●	
ホノハコウモリシダ	<i>Thelypteris triphylla</i> var. <i>parishii</i>						●	●	●		●	
ナタギリシダ	<i>Thelypteris truncata</i>						●	●	●		●	
タイワンハナリガネワラビ	<i>Thelypteris uraiensis</i>	EN					●					
エラブコウモリシダ	<i>Thelypteris x. insularis</i>						●	●	●			
メシダ科												
ウスヒメワラビ	<i>Acystopteris japonica</i>									●		
ホノハシケチシダ	<i>Coronopteris banajaoensis</i>	EN		■			-	-	-			
ナチシケシダ	<i>Deparia petersenii</i>									●		
アマミシダ	<i>Diplazium amamiense</i>					E	●					
ヒカゲワラビ	<i>Diplazium chinense</i>							●				
イブダケキノボリシダ	<i>Diplazium crassiusculum</i>								●		●	
ヒロハコギリシダ	<i>Diplazium dilatatum</i>	NT					●	●	●		●	
ニセヒロハコギリシダ	<i>Diplazium dilatatum</i> var. <i>heterolepis</i>							●	●			
ウライシダ	<i>Diplazium dilatatum</i> var. <i>uraiense</i>							●	●			
シマシロヤマシダ	<i>Diplazium doederleinii</i>						●	●	●		●	
キノボリシダ	<i>Diplazium donianum</i>						●	●	●		●	
アツバキノボリシダ	<i>Diplazium donianum</i> var. <i>aphanoneuron</i>						●	●	●		●	
シロヤマシダ	<i>Diplazium hachijoense</i>						●	●	●			
ニセシケチシダ	<i>Diplazium incomptum</i>						●	●	●		●	
キレハキノボリシダ	<i>Diplazium lobatum</i>						●	●	●		●	
ホノハコギリシダ	<i>Diplazium mettenianum</i> var. <i>fauriei</i>						●	●	●			
ミヤマノコギリシダ	<i>Diplazium mettenianum</i>						●	●	●		●	
ヒロハミヤマノコギリシダ	<i>Diplazium peiri</i>						●	●	●		●	
ハンコウシダ	<i>Diplazium pullingeri</i>	NT					●	●	●		●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*1リスト	環境省レッドリスト (2018)*2リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*5 琉球・南琉球の	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島		
ヘラシダ	<i>Diplazium subsinuatum</i>						●	●	●	●		
ニセンロヤマシダ	<i>Diplazium taiwanense</i>		VU				●	●	●	●		
ノギリヘラシダ	<i>Diplazium tomitaroanum</i>						●	●	●	●		
コクモウクジャク	<i>Diplazium virescens</i>						●	●	●	●		
ニセコクモウクジャク	<i>Diplazium virescens</i> var. <i>contaminum</i>						●	●	●	●		
オキナワコクモウクジャク	<i>Diplazium virescens</i> var. <i>okinawaensis</i>		NT				●	●	●	●		
ノギリシダ	<i>Diplazium wichurae</i>						●	●	●	●		
フトウワラビ	<i>Diplazium x hutohanum</i>					E	●	●	●	●		
キンサケシダ	<i>Diplazium x kinsakubalense</i>					E	●	●	●	●		
ヤクシマワラビ	<i>Diplazium yakumontanum</i>						●	●	●	●		
ホコザキノギリシダ	<i>Diplazium yaoshanense</i>						●	●	●	●		
リュウキュウキノモウワラビ	<i>Hypodematum fordtii</i>		OR	■			-	-	-	-		
ヒロハシケシダ	<i>Lunathyrium petersenii</i> var. <i>icoana</i>						●	●	●	●		
ヤブレガサウラボシ科												
ヤブレガサウラボシ	<i>Dipteris conjugata</i>									●		
スジヒトツバ科												
スジヒトツバ	<i>Cheiropleuria bicusps</i>						●	●	●	●		
ウラボシ科												
イワヒトデ	<i>Colysis elliptica</i>						●	●	●	●		
タイワンクハリハラン	<i>Colysis hemionitidea</i>		VU				●	●	●	●		
オオイワヒトデ	<i>Colysis pothifolia</i>						●	●	●	●		
シンテンウラボシ	<i>Colysis shintenensis</i>						●	●	●	●		
ヤリノホクリハラン	<i>Colysis wrightii</i>						●	●	●	●		
シンヤリノホラン	<i>Colysis x megalolepis</i>						●	●	●	●		
ミツデウラボシ	<i>Crypsinus hastatus</i>						●	●	●	●		
リュウキュウミツデウラボシ	<i>Crypsinus hastatus</i> var. <i>longisquamatus</i>						●	●	●	●		
ヒメカノハウラボシ	<i>Crypsinus yakushimensis</i>						●	●	●	●		
ハカマウラボシ	<i>Drynaria fortunei</i>		OR	■			-	-	-	-		MOEJ-RL: <i>Drynaria roosii</i>
マメヅタ	<i>Lemmaphyllum microphyllum</i>						●	●	●	●		
リュウキュウマメヅタ	<i>Lemmaphyllum microphyllum</i> var. <i>obovatum</i>						●	●	●	●		
ヒメノキシノブ	<i>Lepisorus onoei</i>						●	●	●	●		
ノキシノブ	<i>Lepisorus thunbergianus</i>						●	●	●	●		
コウラボシ	<i>Lepisorus uchiyamae</i>						●	●	●	●		

和名	学名	IUCN (2018) レッドリスト	環境省 (2018) レッドリスト	国内希少野生動物植物種	国指定天然記念物	固有性	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
イワヤナギシダ	<i>Loxogramme salicifolia</i>						●	●			
ヌカボシクリハラン	<i>Microsorium buergerianum</i>						●	●	●		
ホコサキウラボシ	<i>Microsorium dilatatum</i>						●	●	●		
ミツデハラシダ	<i>Microsorium pteropus</i>		EN				●	●	●	環境省RL: <i>Phymatosorus nigrescens</i>	
タカウラボシ	<i>Microsorium rubidum</i>						●	●	●		
オキナウラボシ	<i>Microsorium scolopendria</i>					E	●			環境省RL: <i>Goniophlebium amamiense</i>	
アマミアオネカズラ	<i>Polypodium amamiense</i>		CR				●		●	西表石垣国立公園計画書: タイワンアオネカズラ	
シマアオネカズラ	<i>Polypodium formosanum</i>								●	環境省RL: <i>Aglaomorpha coronans</i>	
カザリシダ	<i>Pseudodyneria coronans</i>		CR						●		
タイワンビロードシダ	<i>Pyrosia linearifolia</i> var. <i>heterolepis</i>		CR						●		
ヒトツバ	<i>Pyrosia lingua</i>						●	●	●		
ヒメウラボシ科											
ヒメウラボシ	<i>Grammitis dorsipila</i>		EN				●	●	●		
シマムカデシダ	<i>Prosaptia kanashiroi</i>					E			●		
デンジソウ目											
デンジソウ科											
ナンゴクデンジソウ	<i>Marsilea crenata</i>	LC	EN				●	●	●		
デンジソウ	<i>Marsilea quadrifolia</i>	LC	VU				●	●	●		
サンショウモ目											
アカウキクサ科											
アカウキクサ	<i>Azolla imbricata</i>		EN				●	●	●		
裸子植物											
ソテツ目											
ソテツ科											
ソテツ	<i>Cycas revoluta</i>	LC					●	●	●		
球果植物目											
マツ科											
リュウキュウマツ	<i>Pinus luchuensis</i>	LC				E	●	●	●		
ヒノキ科											
オキナワハイネズ	<i>Juniperus taxifolia</i> var. <i>luchuensis</i>						●	●	●		
マキ科											
イヌマキ	<i>Podocarpus macrophyllus</i>	LC					●	●	●		
ナギ	<i>Podocarpus nagi</i>	NT					●	●	●	IUCN-RL: <i>Nageia nagi</i>	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)* ₁ リスト	環境省レッドリスト (2018)* ₂ リスト	国内希少 野生動植物種* ₃	国指定天然記念物* ₄	固中琉球・南琉球の 固有性* ₅	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
被子植物 モクレン目 モクレン科 オガタマノキ タイワンオガタマ	<i>Michelia compressa</i> <i>Michelia compressa</i> var. <i>cumingii</i>						●	●	●	●	
ハンレイシ科 クロボウモドキ	<i>Polyalthia ilukuensis</i>		CR							●	
シキミ科 ヤエヤマシキミ	<i>Illicium anisatum</i> var. <i>tashiroi</i>									●	
サネカズラ	<i>Kadsura japonica</i>						●			●	
リュウキウサネカズラ	<i>Kadsura matsudae</i>						●	●		●	
ヤマグルマ科 ヤマグルマ	<i>Trochodendron aralioides</i>						●	●		●	
クスノキ科 アカハダクスノキ	<i>Beilschmiedia erythrophloia</i>		NT				●	●		●	
スナヅル	<i>Cassytha filiformis</i>						●	●		●	
クスノキ	<i>Cinnamomum camphora</i>						●	●		●	
マルバニッケイ	<i>Cinnamomum daphnoides</i>		NT				●				
シバニッケイ	<i>Cinnamomum doederleinii</i>					E	●	●		●	
ケシバニッケイ	<i>Cinnamomum doederleinii</i> var. <i>pseudodaphnoides</i>					E	●				
ヤブニッケイ	<i>Cinnamomum japonicum</i>	LR/nt					●	●		●	
ニッケイ	<i>Cinnamomum sieboldii</i>		NT				●	●			
シバヤブニッケイ	<i>Cinnamomum x takushii</i>							●			
オキナワヤマコウバシ	<i>Lindera communis</i> var. <i>okinawensis</i>							●			環境省RL:オキナワコウバシ
バリバリノキ	<i>Litsea acuminata</i>						●	●		●	
アオモジ	<i>Litsea citriodora</i>						●	●			
カゴノキ	<i>Litsea coreana</i>						●	●		●	
ハマビワ	<i>Litsea japonica</i>						●	●		●	
ホンバタバ	<i>Machilus japonica</i>						●	●		●	
タブノキ	<i>Machilus thunbergii</i>						●	●		●	
イヌガシ	<i>Neolitsea aciculata</i>						●	●		●	
シロダモ	<i>Neolitsea sericea</i>						●	●		●	
キンシヨクダモ	<i>Neolitsea sericea</i> var. <i>aurata</i>						●	●		●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018年)* ¹	環境省レッドリスト (2018年)* ²	国内希少 野生動植物種* ³	国指定天然記念物* ⁴	固有球性* ⁵ 南琉球の	中琉球			南琉球	備考	
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島		
ハスノハギリ科												
ハスノハギリ	<i>Hernandia nymphaeifolia</i>							●		●	●	
センリョウ科												
センリョウ	<i>Sarcandra glabra</i>							●		●	●	
キミノセンリョウ	<i>Sarcandra glabra</i> f. <i>flava</i>								●			
コシヨウ目												
ドクダミ科												
ハンゲショウ	<i>Saururus chinensis</i>							●	●	●	●	
サダソウ	<i>Peperomia japonica</i>							●	●	●	●	
オキナワスタゴシヨウ	<i>Peperomia japonica</i> f. <i>okinawensis</i>		EN					●	●			
フウトウカズラ	<i>Piper kadzura</i>							●	●	●	●	
ウマノスズクサ目												
ウマノスズクサ科												
ウマノスズクサ	<i>Aristolochia debilis</i>							●				
リュウキュウウマノスズクサ	<i>Aristolochia lukuensis</i>							●		●	●	
ミヤビカンアオイ	<i>Asarum celsum</i>	EN	EN					●				
フジノカンアオイ	<i>Asarum fudsinoi</i>	VU	VU					●				
オオフジノカンアオイ	<i>Asarum fudsinoi</i> var. <i>gigantea</i>	VU	(VU)*					●				*琉球省RL:フジノカンアオイ <i>Asarum fudsinoi</i>
ヤンマカンアオイ	<i>Asarum fudsinoi</i> var. <i>yamma</i>	VU	(VU)*					●				*琉球省RL:フジノカンアオイ <i>Asarum fudsinoi</i>
エケボサイシン	<i>Asarum gelasanum</i>										●	
ウスクカンアオイ	<i>Asarum gusk</i>	OR	GR					●				
ハツシマカンアオイ	<i>Asarum hatsushimae</i>	EN	EN						●			
オオノカンアオイ	<i>Asarum litchuense</i>	EN	EN					●	●			
モドノカンアオイ	<i>Asarum monodriflorum</i>	OR	OR	■				-	-			
ナゼカンアオイ	<i>Asarum nazeanum</i>	EN	EN					●				
トリガミネカンアオイ	<i>Asarum pellucidum</i>	OR	OR					●				
トクノシマカンアオイ	<i>Asarum simile</i>	VU	VU						●			
アサトカンアオイ	<i>Asarum tabatanum</i>	OR	OR					●				
カケロカンアオイ	<i>Asarum trinacriflorum</i>	EN	EN					●				
ヤエヤマカンアオイ	<i>Asarum yaeyamense</i>	EN	EN	■				-	-			
タニムラアオイ	<i>Asarum leucosepalum</i>								●			
ヤッコソウ目												
ラフレシア科												

和名	学名	IUCN レッドリスト (2018)* ₁	環境省 レッドリスト (2018)* ₂	国内 希少 動植物種* ₃	国 指定天然記念物* ₄	固 有性* ₅ 南琉球の	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
ヤッコノウ	<i>Mitrasemon yamamotoi</i>							●		●	
キンボウゲ目											
マツモ科											
マツモ	<i>Ceratophyllum demersum</i>	LC						●		●	
キンボウゲ科											
サキマボタンヅル	<i>Clematis chinensis</i>									●	
リュウキュウボタンヅル	<i>Clematis grata</i> var. <i>nyukyuensis</i>					E		●	●	●	
ピロードボタンヅル	<i>Clematis leschenaultiana</i>							●	●	●	
ヤンバルセンニンソウ	<i>Clematis meyeniana</i>							●	●	●	
コノボタンヅル	<i>Clematis pierotii</i>										
ヤエヤマセンニンソウ	<i>Clematis tashiroi</i>							●	●	●	
センニンソウ	<i>Clematis temiflora</i> var. <i>robusta</i>							●	●	●	
リュウキュウヒキノカサ	<i>Ranunculus extortis</i> var. <i>lutchuensis</i>					E		●	●	●	標榜省RL: <i>Ranunculus ferriatus</i> var. <i>lutchuensis</i>
タガラシ	<i>Ranunculus sceleratus</i>							●	●	●	
シマキツネノボタン	<i>Ranunculus sieboldii</i>							●	●	●	
キツネノボタン	<i>Ranunculus sibirifolius</i>							●	●	●	
アキカラマツ	<i>Thalictrum minus</i> var. <i>hypoleucum</i>							●			
アケビ科											
ムベ	<i>Stauntonia hexaphylla</i>							●	●	●	
ツツラフジ科											
イソヤマアオキ	<i>Cocculus laurifolius</i>							●	●	●	
ホウサンツツラフジ	<i>Cocculus sarmentosus</i>							●	●		環境省RL: <i>Cocculus orbiculatus</i>
アオツツラフジ	<i>Cocculus trifolius</i>							●	●	●	
ミヤコジマツツラフジ	<i>Paraclycea insularis</i>							●	●	●	
ツツラフジ	<i>Sinomenium acutum</i>							●	●	●	
ハスノハカズラ	<i>Stephania japonica</i>							●		●	
コハノハスノハカズラ	<i>Stephania japonica</i> var. <i>australis</i>							●	●	●	
ケハスノハカズラ	<i>Stephania longa</i>								●	●	
オトギリシウ目											
マタビ科											
シマサルナシ	<i>Actinidia rufa</i>							●	●	●	
タカサゴシラタマ	<i>Saurauia roxburghii</i>							●	●	●	
ツバキ科											

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018年)*1リスト	環境省レッドリスト (2018年)*2リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*5 琉球・南琉球の	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
リュウキュウナガエサカキ	<i>Adinandra ryukyuensis</i>					E			●		
ケナガエサカキ	<i>Adinandra yaeyamensis</i>					E				●	
ヤブツバキ	<i>Camellia japonica</i>	LC					●	●		●	
シロハチヤブツバキ	<i>Camellia japonica f. leucantha</i>						●	●			
リンゴツバキ	<i>Camellia japonica var. macrocarpa</i>										
ヒメサザンカ	<i>Camellia lutchuensis</i>	LC				E	●	●		●	
サザンカ	<i>Camellia sasanqua</i>	LC					●	●		●	
サカキ	<i>Cleyera japonica</i>						●	●		●	
マルハハサカキ	<i>Cleyera japonica var. morii</i>						●	●		●	
ハマヒサカキ	<i>Eurya emarginata</i>						●	●		●	
マメヒサカキ	<i>Eurya emarginata var. minutissima</i>						●	●		●	
テリハヒサカキ	<i>Eurya emarginata var. ryukyuensis</i>		VU			E	●	●		●	環境省RL: <i>Eurya minutissima</i>
ヒサカキ	<i>Eurya japonica</i>						●	●		●	
ケヒサカキ	<i>Eurya japonica f. australis</i>						●	●			
アマミヒサカキ	<i>Eurya osimensis</i>					E	●	●		●	
オキナフヒサカキ	<i>Eurya osimensis var. kanehirae</i>					E	●	●		●	
サキシマヒサカキ	<i>Eurya sakishimensis</i>					E	●	●		●	
ヤエヤマヒサカキ	<i>Eurya yaeyamensis</i>					E				●	
クニガミヒサカキ	<i>Eurya zqzag</i>	OR	OR			E		●			
ヒメツバキ	<i>Schima wallichii</i>						●	●		●	
モッコク	<i>Ternstroemia gymnanthera</i>						●	●		●	
ヒサカキサザンカ	<i>Tutchenia virgata</i>					E		●		●	
オトギリソウ科											
テリハボク	<i>Calophyllum inophyllum</i>	LR/lc								●	
オトギリソウ	<i>Hypericum erectum</i>						●	●		●	
ツクスキオトギリ	<i>Hypericum sampsonii</i>		EN				●	●		●	
ヒメオトギリ	<i>Sarothra japonica</i>						●	●		●	
コケオトギリ	<i>Sarothra laxa</i>						●	●		●	
ミゾハコベ科											
ミゾハコベ	<i>Elatine triandra</i>	LC					●			●	
アオイ目											
ホルトノキ科											

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*1リスト	環境省レッドリスト (2018)*2リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有感*5 有性*6 南琉球の	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
コバンモチ	<i>Elaeocarpus japonicus</i>							●		●	
ナガバコバンモチ	<i>Elaeocarpus multiflorus</i>		EN							●	
ホルトノキ	<i>Elaeocarpus sylvestris</i> var. <i>ellipticus</i>							●		●	
シナノキ科											
ハテラマカスラ	<i>Triumfetta procumbens</i>									●	
カジノハラセンソウ	<i>Triumfetta rhomboidea</i>							●		●	
ラセンソウ	<i>Triumphetta japonica</i>							●			
アオイ科											
タイワンイチビ	<i>Abutilon asiaticum</i>									●	
ハマボウ	<i>Hibiscus hamabo</i>							●			
サキシマフヨウ	<i>Hibiscus makinoi</i>							●		●	
オオハマボウ	<i>Hibiscus tiliaceus</i>							●		●	
ハイキンゴジカ	<i>Sida rhombifolia</i> ssp. <i>insularis</i>							●		●	
サキシマハマボウ	<i>Thespesia populnea</i>							●		●	
オオハボウテンカ	<i>Urena lobata</i> var. <i>tomentosa</i>							●		●	
アオギリ科											
アオギリ	<i>Firmiana simplex</i>							●		●	
サキシマスオウノキ	<i>Heritiera littoralis</i>	LC						●		●	
フウセンアカメガシワ	<i>Kleinhowia hospita</i>		DD							●	
ノジアオイ	<i>Melochia corchorifolia</i>							●		●	
ケシ目											
ケシ科											
ツクシケケマン	<i>Corydalis heterocarpa</i>									●	
ムニンケケマン	<i>Corydalis heterocarpa</i> var. <i>brachystyla</i>							●		●	
ケケマン	<i>Corydalis heterocarpa</i> var. <i>japonica</i>							●		●	
ナンゴクケケマン	<i>Corydalis heterocarpa</i> var. <i>koizumiana</i>									●	
ムラサキケマン	<i>Corydalis incisa</i>							●		●	
シマケケマン	<i>Corydalis tashiroi</i>							●		●	
フウチョウソウ科											
ギョボク	<i>Crataeva religiosa</i>							●		●	
アブラナ科											
ナスナ	<i>Capsella bursa-pastoris</i>							●		●	
タネツケバナ	<i>Cardamine flexuosa</i>							●		●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)* ₁	環境省レッドリスト (2018)* ₂	国内希少 野生動物植物種* ₃	国指定天然記念物* ₄	固中琉球・南琉球の 固有性* ₅	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
ハマガラシ	<i>Coronopus integrifolius</i>						●	●	●	●	
ミチハタガラシ	<i>Rorippa dubia</i>						●	●	●	●	
イヌガラシ	<i>Rorippa indica</i>						●	●	●	●	
スカンタゴボウ	<i>Rorippa islandica</i>	LC					●				
スミレ目											
イイギリ科											
イイギリ	<i>Idesia polycarpa</i>						●	●	●	●	
トゲイヌツゲ	<i>Scolopia oldhamii</i>									●	
クスノキ	<i>Xylosma congestum</i>						●				
スミレ科											
アマミスミレ	<i>Viola amarniana</i>	OR	OR			E	●				
リュウキユウコスミレ	<i>Viola betonicifolia</i> var. <i>oblongo-sagittata</i>						●	●	●	●	
ツクシスミレ	<i>Viola diffusa</i>							●	●		
タチツボスミレ	<i>Viola grypoceras</i>						●	●	●	●	
シロバナタチツボスミレ	<i>Viola grypoceras</i> f. <i>albiflora</i>						●	●	●		
コタチツボスミレ	<i>Viola grypoceras</i> var. <i>exilis</i>						●	●	●		
ヤクシマスミレ	<i>Viola iwagawai</i>					E	●	●	●		
アツバスミレ	<i>Viola mandshurica</i> var. <i>triangularis</i>						●				
リュウキユウコスミレ	<i>Viola pseudo</i>						●	●	●	●	
テリハオトギリ	<i>Viola sp.</i>		CR			E				●	
ヤエヤマスミレ	<i>Viola tashiroi</i>					E				●	
イリオモテスミレ	<i>Viola tashiroi</i> f. <i>takushii</i>									●	
キブサ科											
ナンハンキブシ	<i>Stachyurus praecox</i> var. <i>lanceifolia</i>						●	●			
シュウカイドウ科											
コウトウシュウカイドウ	<i>Begonia fenicis</i>		VU							●	
マルヤマンシュウカイドウ	<i>Begonia formosana</i>		NT							●	
ウリ目											
ウリ科											
オキナワスズメウリ	<i>Diplocyclos palmatus</i>						●	●	●	●	
アマチャヅル	<i>Gynostemma pentaphyllum</i>						●	●	●	●	
クロミノオキナワスズメウリ	<i>Melothria ilikiensis</i>						●	●	●	●	
サンゴジュスズメウリ	<i>Melothria maderaspatana</i>						●	●	●	●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)* ₁ リスト	環境省レッドリスト (2018)* ₂ リスト	国内希少 野生動物植物種* ₃	国指定天然記念物* ₄	固中球 有性球* ₅ ・南球球の	中琉球				南琉球	備考	
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島			
ムニンカラスウリ	<i>Trichosanthes boninensis</i>		EN										
オオカラスウリ	<i>Trichosanthes bracteata</i>												
キカラスウリ	<i>Trichosanthes kirilowii</i> var. <i>japonica</i>												
リュウキウカラスウリ	<i>Trichosanthes miyagii</i>					E							
ケカラスウリ	<i>Trichosanthes rostrata</i>												
ナデシコ目													
オシロイバナ科													
トゲカズラ	<i>Pisonia aculeata</i>												
ウドノキ	<i>Pisonia umbellifera</i>												
ザクロソウ科													
ザクロソウ	<i>Mollugo pentaphylla</i>												
ハマズナ科													
ツルナ	<i>Tetragonia tetragonoides</i>												
スベリヒユ科													
オキナワマツハボタン	<i>Portulaca okinawensis</i>		VU			E							
スベリヒユ	<i>Portulaca oleracea</i>												
ナデシコ科													
ノミツヅリ	<i>Arenaria serpyllifolia</i>												
ミミナグサ	<i>Cerastium holsteoides</i> var. <i>hallsanense</i>												
ヒメハマナデシコ	<i>Dianthus kiusianus</i>												
ツメクサ	<i>Sagina japonica</i>												
ハマツメクサ	<i>Sagina maxima</i>												
ケブクソウ	<i>Silene firma</i> f. <i>pubescens</i>												
ノミアスマ	<i>Stellaria alsine</i> var. <i>undulata</i>												
ウシハコベ	<i>Stellaria aquatica</i>												
ミドリハコベ	<i>Stellaria media</i> var. <i>procera</i>												
アカザ科													
ミヤコジマハマアカザ	<i>Atriplex maximowicziana</i>												
カワアカザ	<i>Chenopodium virgatum</i>												
オカヒジキ	<i>Salsola komarovii</i>												
ハママツナ	<i>Suaeda maritima</i>												
ヒユ科													
ムラサキイノコヅチ	<i>Achyranthes aspera</i> var. <i>rubrofusca</i>												

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018年)* ₁ リスト	環境省レッドリスト (2018年)* ₂ リスト	国内希少 野生動植物種* ₃	国指定天然記念物* ₄	固中球・南球の 有性種* ₅	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
ケイノコヅチ	<i>Achyranthes aspera</i>							●	●	●	
モンバイノコヅチ	<i>Achyranthes bidentata</i>							●	●	●	
ハチジョウウイノコヅチ	<i>Achyranthes bidentata</i> var. <i>hachijoensis</i>							●	●	●	
ヒナタイノコヅチ	<i>Achyranthes bidentata</i> var. <i>tomentosa</i>							●			
インドヒモカズラ	<i>Deeringia polysperma</i>		OR					●	●	●	
イソフサギ	<i>Phloxerus wrightii</i>							●	●	●	
タテ目											
タテ科											
ミスヒキ	<i>Antenoron filiforme</i>							●			
ケタテ	<i>Persicaria barbatum</i>							●		●	
ツルソバ	<i>Persicaria chinensis</i>							●	●	●	
サクラタデ	<i>Persicaria conspicua</i>							●	●		
リュウキウウサクラタデ	<i>Persicaria conspicua</i> var. <i>lutchuense</i>					E					
ナツノウナギツカミ	<i>Persicaria dichotoma</i>	LC						●	●	●	
オオサクラタデ	<i>Persicaria glabra</i>							●	●	●	
ホソノウナギツカミ	<i>Persicaria hastato-auriculata</i>							●	●	●	
ヤナギタデ	<i>Persicaria hydropter</i>	LC						●	●	●	
シロバナサクラタデ	<i>Persicaria japonica</i>							●	●	●	
イヌタデ	<i>Persicaria longiseta</i>							●	●	●	
シロバナイヌタデ	<i>Persicaria longiseta</i> f. <i>albiflorum</i>							●	●	●	
イシミカワ	<i>Persicaria perfoliata</i>							●	●	●	
ボントクタデ	<i>Persicaria pubescens</i>	LC						●	●	●	
サナエタデ	<i>Persicaria scabra</i>							●	●	●	
ママコシリスグイ	<i>Persicaria senticosa</i>							●	●	●	
シマヒメタデ	<i>Persicaria tenellum</i> var. <i>kawagoeana</i>							●	●	●	
ミソソバ	<i>Persicaria thunbergii</i>							●			
ミチヤナギ	<i>Polygonum aviculare</i> var. <i>vegetum</i>								●	●	
ナガボヤナギタデ	<i>Polygonum hydropter</i> var. <i>filiforme</i>								●	●	
ヤンバルミチヤナギ	<i>Polygonum plebeium</i>	LC						●			
ボンドクタデ	<i>Polygonum pubescens</i>	LC								●	
コサクラタデ	<i>Polygonum sterile</i>									●	
イタドリ	<i>Reynoutria japonica</i>							●	●	●	
アマミイタドリ	<i>Reynoutria japonica</i> var. <i>amamiensis</i>					E		●	●	●	

和名	学名	IUCN レッドリスト (2018)	環境省 レッドリスト (2018)	国内 希少 動植物種	国 指定天然記念物	固 有性 植物	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
スイバ	<i>Rumex acetosa</i>						●				
ギンギン	<i>Rumex japonicus</i>						●	●	●		
コギンギン	<i>Rumex nipponicus</i>		VU				●	●	●		環境省RL: <i>Rumex dentatus</i> subsp. <i>nipponicus</i>
マンサク目											
ベンケイソウ科											
リュウキュウベンケイ	<i>Kalanchoe integra</i>		EW				●				環境省RL: <i>Kalanchoe spathulata</i>
コモチマンネングサ	<i>Sedum bulbiferum</i>						●	●			
ハママンネングサ	<i>Sedum formosanum</i>		NT				●	●	●		
タイゴメ	<i>Sedum oyzifolium</i>						●				
コウライコマチマンネングサ	<i>Sedum rosulatabulbosum</i>						●				
コゴメマンネングサ	<i>Sedum uniflorum</i>						●	●	●		
ユキバタ科											
アマミクサアジサイ	<i>Cardandra amamihojimensis</i>	EN	EN				●				
オオクサアジサイ	<i>Cardandra moellendorffii</i>		VU							●	
オオシマウツギ	<i>Deutzia naseana</i>						●	●			
オオハナオオシマウツギ	<i>Deutzia naseana</i> var. <i>macrantha</i>						●	●			
ヤエヤマヒメウツギ	<i>Deutzia yaeyamensis</i>	EN	EN	■			-	-	-		
カラコネトリギ	<i>Hydrangea chinensis</i>									●	
トカラアジサイ	<i>Hydrangea kawagoana</i>						●	●			
リュウキュウコネトリギ	<i>Hydrangea lukuensis</i>		VU				●	●	●		
ヒラギズイナ	<i>Itea oldhamii</i>						●	●	●		
アマミチャルメルソウ	<i>Mitella amamiana</i>										
タコノアシ	<i>Penthorum chinense</i>		NT				●				
シマユキカズラ	<i>Pileostegia viburnoides</i>						●	●	●	●	
トベラ科											
トベラ	<i>Ptilosporum tobira</i>						●	●	●	●	
マンサク科											
イスノキ	<i>Distylium racemosum</i>						●	●	●	●	
サラセニア目											
モウセンゴケ科											
イシモチソウ	<i>Drosera peltata</i> var. <i>nipponica</i>		NT							●	
コモウセンゴケ	<i>Drosera spathulata</i>						●	●	●	●	
ハナ目											

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*1リスト	環境省レッドリスト (2018)*2リスト	国内希少 野生動物種*3	国指定天然記念物*4	固中球 有性球*5南球の	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
バラ科											
キンミズヒキ	<i>Agrimonia pilosa</i> var. <i>japonica</i>							●	●	●	
ヘビイチゴ	<i>Duchesnea chrysantha</i>		VU					●	●	●	
テンノメ	<i>Osteomeles anthyllifolia</i>		GR					●	●	●	環境省RL: <i>Osteomeles anthyllifolia</i> var. <i>subrotunda</i>
オオカナメモチ	<i>Photinia serrulata</i>		NT					●	●	●	環境省RL: <i>Photinia serratifolia</i>
シマカナメモチ	<i>Photinia wrightiana</i>							●	●	●	
バクチノキ	<i>Prunus zippeliana</i>							●	●	●	
ホンバシヤリンバイ	<i>Rhaphiolepis indica</i> var. <i>iluktuensis</i>					E		●	●	●	
シャリンバイ	<i>Rhaphiolepis indica</i> var. <i>umbellata</i>							●	●	●	
ヤエヤマノイバラ	<i>Rosa bracteata</i>							●	●	●	
テリハノイバラ	<i>Rosa wichuraiana</i>							●	●	●	
リュウキュウテリハノイバラ	<i>Rosa wichuraiana</i> var. <i>glandulifera</i>							●	●	●	
アマミフユイチゴ	<i>Rubus amamiensis</i>					E		●	●	●	
コノアマミフユイチゴ	<i>Rubus amamiensis</i> var. <i>minor</i>		GR			E		●	●	●	
オオアマミノフユイチゴ	<i>Rubus amamiensis</i> x <i>R. sieboldii</i>							●	●	●	
リュウキュウバライチゴ	<i>Rubus croceacanthus</i> var. <i>maximowiczii</i>							●	●	●	
リュウキュウイチゴ	<i>Rubus grayanus</i>							●	●	●	
クワノイチゴ	<i>Rubus nesiotis</i>							●	●	●	
ナワシロイチゴ	<i>Rubus parvifolius</i>							●	●	●	
アオナワシロイチゴ	<i>Rubus parvifolius</i> var. <i>concolor</i>							●	●	●	
アリサンノイチゴ	<i>Rubus rosaeifolius</i> var. <i>fornosanus</i>							●	●	●	
ホウロクイチゴ	<i>Rubus sieboldii</i>							●	●	●	
オキナワウラボイイチゴ	<i>Rubus utchimensis</i>							●	●	●	
マヤイチゴ	<i>Rubus</i> x <i>tawadanus</i>							●	●	●	
マメ科											
クサネム	<i>Aeschynomene indica</i>	LC						●	●	●	
ヒロハネム	<i>Albizia julibrissin</i> var. <i>glabrior</i>							●	●	●	
オオハネムノキ	<i>Albizia kalkora</i>	EN						●	●	●	
ヤエヤマネムノキ	<i>Albizia retusa</i>	EN						●	●	●	
ササハギ	<i>Alysicarpus vaginalis</i>							●	●	●	
ピロウドヒメクズ	<i>Atylosia scarabaeoides</i>							●	●	●	
ハカマカズラ	<i>Bauhinia japonica</i>							●	●	●	
シロツブ	<i>Caesalpinia bonduc</i>							●	●	●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*1リスト	環境省レッドリスト (2018)*2リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有感植物*5 南琉球の	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
ナンテンカズラ	<i>Caesalpinia crista</i>							●	●	●	
ジャケツイバラ	<i>Caesalpinia decapetala</i> var. <i>japonica</i>							●	●		
ハスノミカズラ	<i>Caesalpinia globulorum</i>								●	●	
タカナタマメ	<i>Canavalia cathartica</i>							●	●	●	
ハマナタマメ	<i>Canavalia lineata</i>							●	●	●	
シロバナハマナタマメ	<i>Canavalia lineata</i> f. <i>albiflora</i>							●			
ナンカイハマナタマメ	<i>Canavalia rosea</i>									●	
ガラビネムチャ	<i>Cassia mimosoides</i>		EN							●	
カワラケツメイ	<i>Cassia mimosoides</i> ssp. <i>nomame</i>							●			
ホウスズキハギ	<i>Christia obovata</i>									●	
ガクタヌキマメ	<i>Crotalaria calycina</i>		OR							●	
ヤエヤマタヌキマメ	<i>Crotalaria linifolia</i>		OR							●	環境省RL: <i>Crotalaria montana</i> var. <i>angustifolia</i>
タヌキマメ	<i>Crotalaria sessiliflora</i>							●		●	
ヒルギカズラ	<i>Dalbergia candenatensis</i>									●	
シノキカズラ	<i>Derris trifoliata</i>							●		●	
ミンナオン	<i>Desmodium caudatum</i>							●	●	●	
タマツナギ	<i>Desmodium gangeticum</i>							●	●	●	
シバハギ	<i>Desmodium heterocarpon</i>							●	●	●	
トキウヤブハギ	<i>Desmodium laxum</i>							●	●	●	
リュウキュウスズビトハギ	<i>Desmodium laxum</i>							●	●	●	
ヌズビトハギ	<i>Desmodium podocarpum</i>							●	●	●	
ハイマキエハギ	<i>Desmodium triflorum</i>							●	●	●	
ナハキハギ	<i>Desmodium umbellatum</i>									●	
ノアズキ	<i>Dunbaria villosa</i>							●			
モダマ	<i>Entada phaseoloides</i>							●	●	●	環境省RL: <i>Entada tonkinensis</i>
リュウキュウミヤマトベラ	<i>Euchresta formosana</i>		CR							●	環境省RL: タイアンミヤマトベラ
エノキマメ	<i>Flemingia prostrata</i>		CR							●	
ハギカズラ	<i>Galactia tashiroi</i>							●	●	●	
ヤエヤマハギカズラ	<i>Galactia tashiroi</i> f. <i>yaeyamensis</i>									●	
ミツバノコマツナギ	<i>Indigofera trifoliata</i>							●	●	●	
リュウキュウコマツナギ	<i>Indigofera zollingeriana</i>									●	
タシロマメ	<i>Intsia bijuga</i>									●	
ヤハズソウ	<i>Kummerowia striata</i>							●	●	●	

和名	学名	IUCN 2018レッドリスト (2018年11月現在)	環境省レッドリスト (2018年11月現在)	国内希少 野生動物種 ³	国指定天然記念物 ⁴	固有種・南琉球の 有性種 ⁵	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
ハマエンドウ	<i>Lathyrus japonicus</i>							●	●		
ハイメドハギ	<i>Lespedeza juncea</i> var. <i>serpens</i>							●			
メドハギ	<i>Lespedeza juncea</i> var. <i>subsessilis</i>	LC						●	●	●	IUCN-RL: <i>Lespedeza cuneata</i>
ネコハギ	<i>Lespedeza pilosa</i>							●			
シロバナミヤコグサ	<i>Lotus australis</i>							●		●	
ミヤコグサ	<i>Lotus corniculatus</i> var. <i>japonicus</i>							●	●		
シマエンジュ	<i>Maackia tashiroi</i>							●	●	●	
ナツフジ	<i>Milletia japonica</i>							●			
ウヅルカンダ	<i>Mucuna macrocarpa</i>							●	●		
カシウモダマ	<i>Mucuna membranacea</i>							●		●	
ハマセンナ	<i>Ormocarpum cochinchinense</i>							●	●	●	
タマザキゴウカン	<i>Pithecolobium bigeminum</i>							●	●	●	
クロヨナ	<i>Pongamia pinnata</i>	LC						●	●	●	
クズ	<i>Pueraria lobata</i>							●	●		
タイワンクズ	<i>Pueraria montana</i>							●	●	●	
キンチャクマメ	<i>Pycnospora lutescens</i>							●		●	
ヒメアズキ	<i>Rhynchosia minima</i>	LC						●	●	●	
タンキリマメ	<i>Rhynchosia volubilis</i>							●	●	●	
シバネム	<i>Smithia ciliata</i>		DD					●	●		
イソフジ	<i>Sophora tomentosa</i>		EN					●	●	●	
クンエンドウ	<i>Thermopsis chinensis</i>							●	●		
フジボクサ	<i>Uraria crinita</i>							●	●	●	
オオバフジボクサ	<i>Uraria lagopodioides</i>							●	●	●	
ホソバフジボクサ	<i>Uraria picta</i>	LC	EN	■				-	-	-	
ヤハズエンドウ	<i>Vicia angustifolia</i> var. <i>segetalis</i>		OR					●	●	●	
スズメノエンドウ	<i>Vicia hirsuta</i>							●	●	●	
カスマダマ	<i>Vicia tetrasperma</i>							●	●	●	
ナガバハマササゲ	<i>Vigna luteola</i>							●	●	●	
ハマアズキ	<i>Vigna marina</i>							●	●	●	
オオヤブツルアズキ	<i>Vigna reflexo-pilosa</i>							●	●	●	
ヒナアズキ	<i>Vigna riukiensis</i>							●	●	●	
フジ	<i>Wisteria floribunda</i>							●			

フウロソウ目

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)* ₁ リスト	環境省レッドリスト (2018)* ₂ リスト	国内希少 野生動植物種* ₃	国指定天然記念物* ₄	固有感性* ₅ ・南琉球の	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
カタバミ科 アマミカタバミ	<i>Oxalis amamiensis</i>		CR			E	●				
カタバミ	<i>Oxalis corniculata</i>						●	●	●	●	環境省RL: <i>Oxalis exilis</i>
フウロソウ科 ゲンノシヨウコ	<i>Geranium nepalense</i>						●				
ミカン目											
ミカン科											
シーカーシャー	<i>Citrus depressa</i>						●	●	●	●	
タチバナ	<i>Citrus tachibana</i>		NT				●			●	
ナガバハマセンダン	<i>Euodia ailanthifolia</i>						●				
ハマセンダン	<i>Euodia glauca</i>						●	●	●	●	
ハナシシボウギ	<i>Glycosmis pentaphylla</i>						●			●	
アワダン	<i>Melicope triphylla</i>						●	●	●	●	
ゲッキツ	<i>Murraya paniculata</i>						●	●	●	●	
リュウキュウミヤマシキミ	<i>Skimmia japonica</i> var. <i>lutchuensis</i>					E	●	●			
サルカケミカン	<i>Toddalia asiatica</i>						●			●	
カラスザンショウ	<i>Zanthoxylum ailanthoides</i>						●	●	●	●	
アマミザンショウ	<i>Zanthoxylum amamiense</i>					E	●	●			
フユザンショウ	<i>Zanthoxylum armatum</i> var. <i>subtrifoliatum</i>						●			●	
ヒレザンショウ	<i>Zanthoxylum beecheyanum</i>									●	
テリハザンショウ	<i>Zanthoxylum nitidum</i>									●	
ツルザンショウ	<i>Zanthoxylum scandens</i>						●			●	
シマイズザンショウ	<i>Zanthoxylum schinifolium</i> var. <i>okinawensis</i>		NT				●	●	●	●	
ニガキ科											
ニガキ	<i>Picrasma quassoides</i>						●	●	●	●	
センダン科											
センダン	<i>Melia azedarach</i> var. <i>subtripinnata</i>						●	●	●	●	
キントラノオ科											
ササキカズラ	<i>Rysopterys timoriensis</i>		CR	■			-	-	-	-	
コウジュンカズラ	<i>Tristellateia australasica</i>		NT						●	●	
ヒメハギ科											
シンチクヒメハギ	<i>Polygala chinensis</i>		CR				●	●	●	●	環境省RL: <i>Polygala polifolia</i>
ヒメハギ	<i>Polygala japonica</i>						●	●	●	●	

和名	学名	IUCN 2018レッドリスト (2018年1月1日現在)	環境省レッドリスト (2018年1月現在)	国内希少 野生動物植物種 ³	国指定天然記念物 ⁴	固有種・南琉球の 有性種 ⁵	中琉球				南琉球	備考	
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島			
ムクロジ目													
ウルシ科													
タイワンフシノキ	<i>Rhus javanica</i>		CR								●		環境省RL: <i>Rhus javanica</i> var. <i>javanica</i>
ヌルデ	<i>Rhus javanica</i> var. <i>roxburgii</i>												
ハゼノキ	<i>Rhus succedanea</i>										●		
カエデ科													
アマミカジカエデ	<i>Acer amamianum</i>		CR			E							環境省RL: <i>Acer amamianum</i>
シマウリカエデ	<i>Acer insulare</i>					E							
クスノハカエデ	<i>Acer oblongum</i> var. <i>itoanum</i>		VU			E							環境省RL: <i>Acer oblongum</i> subsp. <i>itoanum</i>
ムクロジ科													
アカギモドノキ	<i>Allophylus timorensis</i>											●	
ハウチワノキ	<i>Dodonaea viscosa</i>											●	
ムクロジ	<i>Sapindus mukorossi</i>											●	
アワビ科													
ヤンバルアワビノキ	<i>Meliosma oldamii</i> var. <i>rhoifolia</i>					E						●	
ヤマビワ	<i>Meliosma rigida</i>											●	
ナンバンアワビノキ	<i>Meliosma squamulata</i>											●	
ニシキギ目													
モチノキ科													
アマミヒイラギモチ	<i>Ilex dimorphophylla</i>		CR			E							
ツゲモチ	<i>Ilex goshiensis</i>											●	
モチノキ	<i>Ilex integra</i>											●	
エナジモチノキ	<i>Ilex integra</i> var. <i>brachypoda</i>											●	
ホノバモチノキ	<i>Ilex integra</i> var. <i>undulata</i>											●	
リュウキュウモチ	<i>Ilex likiuensis</i>					E						●	
ヒロハタママミズキ	<i>Ilex macrocarpa</i>											●	IUCN-RL: <i>Ilex uraiensis</i>
ナガハイズツゲ	<i>Ilex maximowicziana</i>		CR									●	
ムッチヤガラ	<i>Ilex maximowicziana</i> var. <i>kanehirae</i>											●	
クロガネモチ	<i>Ilex rotunda</i>											●	
オオシハイモチ	<i>Ilex warburgii</i>					E						●	
ニシキギ科													
オオバツルウメモドキ	<i>Celastrus kusanoi</i>											●	
リュウキュウツルウメモドキ	<i>Celastrus kusanoi</i> var. <i>glaber</i>											●	

和名	学名	IUCN レッドリスト (2018)	環境省 レッドリスト (2018)	国内希少 野生動植物種	国指定天然記念物	固有性 * 5	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島		
テリハツルウメモドキ	<i>Celastrus puniceatus</i>						●	●	●	●	●	
ヒゼンマユミ	<i>Euonymus chibae</i>		EN					●				
リュウキュウツルマサキ	<i>Euonymus fortunei</i> var. <i>australukiensis</i>		VU			E	●				●	
アバタマユミ	<i>Euonymus fungosus</i>					E	●	●	●	●	●	
マサキ	<i>Euonymus japonicus</i>						●	●	●	●	●	
リュウキュウマユミ	<i>Euonymus litchuensis</i>						●	●	●	●	●	
コクテンギ	<i>Euonymus tanakae</i>						●	●	●	●	●	
ヤンバルマユミ	<i>Euonymus tashiroi</i>								●		●	
ニイタカユミ	<i>Euonymus trichocarpus</i>						●					
ハリツルマサキ	<i>Maytenus diversifolia</i>		NT				●	●	●	●	●	
モクレイシ	<i>Microtropis japonica</i>						●	●	●	●	●	
ホンハモクレイシ	<i>Microtropis japonica</i> var. <i>sakaguchiana</i>						●		●			
ミツバウツギ科												
ゴンズイ	<i>Euscaphis japonica</i>						●	●	●	●	●	
シヨウベンノキ	<i>Turpinia ternata</i>						●	●	●	●	●	
クロタキカズラ科												
ワタツミノキ	<i>Nothapodytes amamianus</i>		OR			E	●					
クサミズキ	<i>Nothapodytes foetida</i>		EN								●	環境省RL: <i>Nothapodytes nimmonianus</i>
クロウメモドキ目												
クロウメモドキ科												
ナガミクマヤナギ	<i>Berchemia lineata</i>						●	●	●	●	●	
ヤエヤマハマナツメ	<i>Berchemia racemosa</i> f. <i>stenosperma</i>					E	●	●	●	●	●	
ハマナツメ	<i>Colubrina asiatica</i>		EN									
ヤエヤマネコノチ	<i>Paliurus ramosissimus</i>		VU				●					
リュウキュウクロウメモドキ	<i>Rhamnella franguloides</i> var. <i>inaequilatera</i>		VU			E	●	●	●	●	●	
クロイゲ	<i>Rhamnus ilukiensis</i>						●	●	●	●	●	
ブドウ科												
ノブドウ	<i>Ampelopsis brevipedunculata</i>										●	
テリハノブドウ	<i>Ampelopsis brevipedunculata</i> var. <i>glabrifolia</i>						●	●	●	●	●	
ヤブカラシ	<i>Cayratia japonica</i>						●	●	●	●	●	
シマヤブカラシ	<i>Cayratia tenuifolia</i>						●					
アカミノヤブガラシ	<i>Cayratia yoshimurai</i>						●	●				

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)* ₁	環境省レッドリスト (2018)* ₂	国内希少 野生動植物種* ₃	国指定天然記念物* ₄	固中球・南球の 有性種* ₅	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島		
アマミナツツタ	<i>Parthenocissus heterophylla</i>						●	●	●	●		
オモロカズラ	<i>Tetrastigma ilukense</i>						●	●	●	●		
エビツル	<i>Vitis ficifolia</i>						●	●	●	●		
サンカクヅル	<i>Vitis flexuosa</i>						●			●		
モクセイ目												
モクセイ科												
シマタゴ	<i>Fraxinus floribunda</i>						●	●	●	●		
シマトネリコ	<i>Fraxinus griffithii</i>						●	●	●	●		
オキナフソケイ	<i>Jasminum sinense</i>		VU			E	●	●	●	●		
ネズミモチ	<i>Ligustrum japonicum</i>						●	●	●	●		
ケネスミモチ	<i>Ligustrum japonicum</i> var. <i>pubescens</i>						●	●	●	●		
イワキ	<i>Ligustrum japonicum</i> var. <i>spathulatum</i>						●					
オキナフイボタ	<i>Ligustrum ilukense</i>					E	●	●	●	●		
イリオモテヒイラギ	<i>Osmanthus heterophyllus</i> var. <i>iriomotensis</i>									●		
シマモクセイ	<i>Osmanthus insularis</i>						●	●	●	●		
リュウキユウモクセイ	<i>Osmanthus marginatus</i>						●	●	●	●		
ヤナギバモクセイ	<i>Osmanthus okinawensis</i>		EN			E	●	●	●	●		環境省RL: <i>Osmanthus insularis</i> var. <i>okinawensis</i>
ゼリ目												
ミズキ科												
ナンゴクアオキ	<i>Aucuba japonica</i> var. <i>ovoidea</i>						●	●	●	●		
ヤマボウシ	<i>Benthamidia japonica</i>						●					
ヤエヤマヤマボウシ	<i>Cornus yaeyamensis</i>									●		環境省RL: <i>Cornus kousa</i> var. <i>chinensis</i>
リュウキユウハナノイカダ	<i>Helwingia japonica</i> var. <i>ilukensis</i>					E	●	●	●	●		環境省RL: <i>Helwingia japonica</i> subsp. <i>ilukensis</i>
ウリノキ科												
シマウリノキ	<i>Alangium premmifolium</i>						●	●	●	●		
ゼリ科												
ハマウド	<i>Angelica japonica</i>						●	●	●	●		
ナンゴクハマウド	<i>Angelica japonica</i> var. <i>hirsutiflora</i>									●		
ツボクサ	<i>Centella asiatica</i>	LC					●	●	●	●		
ミヅバ	<i>Cryptotaenia japonica</i>						●	●	●	●		
ハマボウフウ	<i>Glehnia littoralis</i>						●	●	●	●		
ケチドメグサ	<i>Hydrocoyle dichondroides</i>						●	●	●	●		
オオハチドメ	<i>Hydrocoyle javanica</i>	LC					●					

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*1リスト	環境省レッドリスト (2018)*2リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固中琉球・南琉球の 有性種*5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
ノチドメ	<i>Hydrocoyle maritima</i>						●				
チドメグサ	<i>Hydrocoyle sibthorpioides</i>	LC					●	●	●		
オキナワチドメグサ	<i>Hydrocoyle sibthorpioides</i> var. <i>tuberifera</i>						●	●	●		
サケハゼリ	<i>Oenanthe chinensis</i>										
セリ	<i>Oenanthe javanica</i>	LC					●	●	●		
ポタンボウフウ	<i>Peucedanum japonicum</i>						●	●	●		
ナンゴクポタンボウフウ	<i>Peucedanum japonicum</i> var. <i>australis</i>						●	●	●		
ウマノミツバ	<i>Sanicula chinensis</i>						●	●	●		
ヒメウマノミツバ	<i>Sanicula lamelligera</i>						●	●	●		
ヤブジラミ	<i>Torilis japonica</i>						●	●	●		
オヤブジラミ	<i>Torilis scabra</i>						●	●	●		
ウゴギ科											
タラノキ	<i>Aralia elata</i>							●			
カクレミノ	<i>Dendropanax trifidus</i>						●	●	●		
リュウキュウヤツデ	<i>Fatsia japonica</i> var. <i>liukuensis</i>					E	●	●	●		
キツタ	<i>Hedera rhombea</i>						●	●	●		
リュウキュウハリギリ	<i>Kalopanax septemlobus</i> var. <i>luchuensis</i>						●	●	●		
フカノキ	<i>Schefflera octophylla</i>						●	●	●		
ガミ科											
ツルグミ	<i>Elaeagnus glabra</i>						●	●	●		
リュウキュウツルグミ	<i>Elaeagnus liukuensis</i>					E	●	●	●		
オオバグミ	<i>Elaeagnus macrophylla</i>						●	●	●		
アキグミ	<i>Elaeagnus umbellata</i>						●	●	●		
ジンチョウゲ科											
コショウノキ	<i>Daphne kiusiana</i>						●	●	●		
オオシマガンピ	<i>Diplomorpha phymatoglossa</i>		CR			E	●	●	●		
アオガンピ	<i>Wikstroemia retusa</i>						●	●	●		
ミンハギ科											
ヒメミンハギ	<i>Ammannia multiflora</i>	LC					●	●	●		
シマサルズベリ	<i>Lagerstroemia subcostata</i>		NT				●	●	●	環境省RL: Lagerstroemia subcostata var. subcostata	
ミスガンピ	<i>Pemphis acidula</i>	LC					●	●	●		
キカシグサ	<i>Rotala indica</i> var. <i>uliginosa</i>	LC					●	●	●		
ミスキカシグサ	<i>Rotala littorea</i>	LC	VU				●	●	●	環境省RL: Rotala rosea	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)	環境省レッドリスト (2018)	国内希少 野生動物種 ³	国指定天然記念物 ⁴	固中 有性 ⁵ 球南 球の	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
ミスマツバ	<i>Rotala pusilla</i>	LC	VU				●			●	環境省RL: <i>Rotala mexicana</i>
フトモ科 アデク	<i>Syzygium buxifolium</i>						●	●		●	
ハマザクロ科 ハマザクロ	<i>Sonneratia alba</i>	LC	NT							●	環境省RL: マヤブシキ
サガリバナ科 ゴバンノアシ	<i>Barringtonia asiatica</i>	LR/lc	CR				●	●		●	
サガリバナ	<i>Barringtonia racemosa</i>										
ノボタン科 ミヤマハンカンボク	<i>Blastus cochinchinensis</i>		VU				●				
ハンカンボク	<i>Bredia hirsuta</i>						●	●		●	
コバミヤマノボタン	<i>Bredia okinawensis</i>		VU			E		●			
ヤエヤマノボタン	<i>Bredia yaeyamensis</i>					E				●	
ノボタン	<i>Melastoma candidum</i>						●	●		●	
ヒメノボタン	<i>Osbeckia chinensis</i>		VU				●	●		●	
ヒルギ科 オヒルギ	<i>Bruguiera gymnorhiza</i>	LC					●	●		●	
メヒルギ	<i>Kandelia obovata</i>	LC					●	●		●	
ヤエヤマヒルギ	<i>Rhizophora stylosa</i>	LC								●	
シクンシ科 ヒルギモドキ	<i>Lumnitzera racemosa</i>	LC	CR							●	
モモタマ	<i>Terminalia catappa</i>						●			●	
テリハモモタマ	<i>Terminalia nitens</i>	VU	CR							●	
アカバナ科 ケミスキンバイ	<i>Ludwigia adscendens</i>		VU							●	
チヨウジタデ	<i>Ludwigia epilobioides</i>						●	●		●	
ウスゲチヨウジタデ	<i>Ludwigia greatrexii</i>		NT				●	●		●	環境省RL: <i>Ludwigia epilobioides</i> subsp. <i>greatrexii</i>
キダチキンバイ	<i>Ludwigia octovalvis</i> var. <i>sessiliflora</i>	LC					●	●		●	
ミスユキノシタ	<i>Ludwigia ovalis</i>						●				
イラクサ目 ニレ科 ムクノキ	<i>Aphananthe aspera</i>									●	
クワノハエノキ	<i>Celtis bontinensis</i>						●	●		●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*1リスト	環境省レッドリスト (2018)*2リスト	国内希少 野生動物種*3	国指定天然記念物*4	固中球 有性*5南球の	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島		
キリエノキ	<i>Trema cannabina</i>							●				
ウラジロエノキ	<i>Trema orientalis</i>							●	●	●	●	
クワ科												
ヒメウソウ	<i>Broussonetia kazinoki</i>								●		●	
カシノキ	<i>Broussonetia papyrifera</i>							●			●	
クワクサ	<i>Fatoua villosa</i>							●			●	
ホンハムクイスイロ	<i>Ficus ampelas</i>							●			●	
オオバアコウ	<i>Ficus caulocarpa</i>							●			●	
イスビロ	<i>Ficus erecta</i>							●			●	
ケイスビロ	<i>Ficus erecta</i> var. <i>beecheiyana</i>							●			●	
ムクイスイロ	<i>Ficus irisana</i>							●			●	
ガジュマル	<i>Ficus microcarpa</i>							●			●	
イタビカズラ	<i>Ficus nipponica</i>							●			●	
オオイタビ	<i>Ficus pumila</i>							●			●	
オオハイスイロ	<i>Ficus septica</i>							●			●	
アコウ	<i>Ficus superba</i> var. <i>japonica</i>							●			●	
ヒメイタビ	<i>Ficus thunbergii</i>							●			●	
ギランイスビロ	<i>Ficus variegata</i> var. <i>sycomoroides</i>							●			●	
ハマイスビロ	<i>Ficus virgata</i>							●			●	
カナムグラ	<i>Humulus japonicus</i>							●			●	
カカツガユ	<i>Maclura cochinchinensis</i> var. <i>gerontogea</i>							●			●	
シマダマ	<i>Morus australis</i>							●			●	
イラクサ科												
アマミヤブマオ	<i>Boehmeria amamiensis</i>							●				E
ヤナギヤブマオ	<i>Boehmeria densiflora</i>								●			
タイワントリアシ	<i>Boehmeria formosana</i>		VU					●			●	
ニオウヤブマオ	<i>Boehmeria gigantea</i>							●				
ケナガバヤブマオ	<i>Boehmeria hirtella</i>							●				
オニヤブマオ	<i>Boehmeria holosericea</i>							●				
カラムシ	<i>Boehmeria nivea</i> var. <i>nipponnivea</i>										●	
アオカラムシ	<i>Boehmeria nivea</i> var. <i>nipponnivea</i> f. <i>concolor</i>										●	
ノカラムシ	<i>Boehmeria nivea</i> var. <i>nipponnivea</i> f. <i>viridula</i>										●	
ヤエヤマラセイタンウ	<i>Boehmeria yaeyamensis</i>		NT								●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)* ₁ リスト	環境省レッドリスト (2018)* ₂ リスト	国内希少 野生動物種* ₃	国指定天然記念物* ₄	固中琉球・南琉球の 固有性* ₅	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
ヤナギイチゴ	<i>Debregeasia edulis</i>		CR				●	●	●	●	
アマミサンショウソウ	<i>Elatostema oshimense</i>		EN			E	●			●	
ランダイミズ	<i>Elatostema platyphyllum</i>										
クニガミサンショウソウ	<i>Elatostema suzukii</i>		NT			E	●	●		●	
ツルマオ	<i>Gonostegia hirta</i>						●	●		●	
シマカテンソウ	<i>Nanocnide lobata</i>						●			●	
ハドノキ	<i>Oreocnide pedunculata</i>						●	●		●	
サンショウソウ	<i>Pellionia minima</i>						●	●		●	
オオサンショウソウ	<i>Pellionia radicans</i>						●			●	
キミズ	<i>Pellionia scabra</i>						●	●		●	
ケイタオミズ	<i>Pellionia x keitaoensis</i>									●	
アリサンミズ	<i>Pilea aquarum</i> ssp. <i>brevicornuta</i>							●		●	
シマミズ	<i>Pilea brevicornuta</i>						●			●	
コケミズ	<i>Pilea peploides</i>						●	●		●	
ミヤマミズ	<i>Pilea petiolaris</i>									●	
オオイワガネ	<i>Pipturus arborescens</i>									●	
オオハヒメマオ	<i>Pouzolzia zeylanica</i>						●	●		●	
ヤマモモ目											
ヤマモモ科											
ヤマモモ	<i>Myrica rubra</i>						●	●		●	
ブナ目											
ブナ科											
スダジイ	<i>Castanopsis sieboldii</i>									●	
オキナワジイ	<i>Castanopsis sieboldii</i> var. <i>lutchuensis</i>					E	●	●			
マテハシイ	<i>Lithocarpus edulis</i>						●	●		●	
アマミアラカン	<i>Quercus glauca</i> var. <i>amamiana</i>					E	●	●		●	
オキナワウラジロガシ	<i>Quercus miyagii</i>					E	●	●		●	
ウハメガシ	<i>Quercus phillyraeoides</i>						●				
ウラジロガシ	<i>Quercus salicina</i>						●	●		●	
オキナワウラジロガシ × ウラジロガシ	<i>Quercus x miyagii/salicina</i>						●	●			
カバノキ科											
ヤシヤブシ	<i>Alnus firma</i>						●				
ハンノキ	<i>Alnus japonica</i>									●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)* ¹	環境省レッドリスト (2018)* ²	国内希少 野生動物種* ³	国指定天然記念物* ⁴	固有感性* ⁵ 南琉球の	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島		
ヤマモガシ目 ヤマモガシ科 ヤマモガシ	<i>Helicia cochinchinensis</i>						●	●	●	●	●	
ビャクダン目 ボロボロノキ科 ボロボロノキ	<i>Schoepfia jasminodora</i>						●	●	●	●	●	
ビャクダン科 カナビキノウ	<i>Thesium chinense</i>						●	●	●	●	●	
ヤドリギ科 ヒノキバヤドリギ	<i>Korthalsella opuntia</i>						●	●	●	●	●	
オオバヤドリギ	<i>Scurrula yadoriki</i>						●	●	●	●	●	
ニンドウバナヤドリギ	<i>Taxillus nigrans</i>	NT									●	
ツチトリモチ目 ツチトリモチ科 リュウキユウツチトリモチ	<i>Balanophora fungosa</i>										●	
キイチツチトリモチ	<i>Balanophora tobracola</i>						●	●	●	●	●	
ユウウンツチトリモチ	<i>Balanophora yuwanensis</i>					E	●	●	●	●	●	
トウダイグサ目 ユズリハ科 ユズリハ	<i>Daphniphyllum macropodum</i>							●	●	●	●	
ヒメユズリハ	<i>Daphniphyllum teijsmannii</i>						●	●	●	●	●	
オオハユズリハ	<i>Daphniphyllum teijsmannii</i> var. <i>okinawaense</i>						●	●	●	●	●	
トウダイグサ科 エノキグサ	<i>Acalypha australis</i>						●	●	●	●	●	
アミガサギリ	<i>Alchornea ilikiuensis</i>					E	●	●	●	●	●	
ヤマヒハツ	<i>Anitdesma japonicum</i>						●	●	●	●	●	
シマヤマヒハツ	<i>Anitdesma pentandrum</i>						●	●	●	●	●	
アカギ	<i>Bischofia javanica</i>						●	●	●	●	●	
オオシマコバンノキ	<i>Breynia officinalis</i>						●	●	●	●	●	
マルヤマカンコノキ	<i>Bridelia glauca</i> f. <i>balansea</i>										●	
グミモドキ	<i>Croton cascarilloides</i>										●	
エノキフジ	<i>Discoeleidion ulmifolium</i>						●	●	●	●	●	
ツゲモドキ	<i>Drypetes matsumurae</i>						●	●	●	●	●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018年)*1リスト	環境省レッドリスト (2018年)*2リスト	国内希少 野生動物植物種*3	国指定天然記念物*4	固中 有性*5 球球の	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島		
スナタイゲキ	<i>Euphorbia chamissonis</i>						●	●	●	●		
トウダイグサ	<i>Euphorbia helioscopia</i>						●	●	●	●		
イフタイゲキ	<i>Euphorbia jolkinii</i>						●	●	●	●		
アマミナツトウダイ	<i>Euphorbia sieboldiana</i> var. <i>amamiensis</i>		CR			E	●	●	●	●		環境省RL: <i>Euphorbia</i> sp.
シマシラキ	<i>Excoecaria agallocha</i>	LC					●	●	●	●		
ウラジロカンコノキ	<i>Glochidion acuminatum</i>						●	●	●	●		
キールンカンコノキ	<i>Glochidion lanceolatum</i>						●	●	●	●		
カンコノキ	<i>Glochidion obovatum</i>						●	●	●	●		
ヒラミカンコノキ	<i>Glochidion rubrum</i>						●	●	●	●		
カキハカンコノキ	<i>Glochidion zeylanicum</i>						●	●	●	●		
ケカンコノキ	<i>Glochidion zeylanicum</i> var. <i>tomentosum</i>						●	●	●	●		
オオバギ	<i>Macaranga tanarius</i>						●	●	●	●		
アカメガシワ	<i>Mallotus japonicus</i>						●	●	●	●		
ウラジロアカメガシワ	<i>Mallotus paniculatus</i>						●	●	●	●		
クスノハガシワ	<i>Mallotus philippensis</i>						●	●	●	●		
アカハダコバンノキ	<i>Margaritaria indica</i>		CR				●	●	●	●		
ヤンバルアカメガシワ	<i>Melanolepis multiglandulosa</i>						●	●	●	●		
ヤマアイ	<i>Mercurialis leiocarpa</i>						●	●	●	●		
コミカンソウ	<i>Phyllanthus urinaria</i>						●	●	●	●		
シラキ	<i>Sapium japonicum</i>						●	●	●	●		
オオバシラキ	<i>Sapium japonicum</i> var. <i>ryukyuense</i>						●	●	●	●		
アマミヒトツバハギ	<i>Securinega suffruticosa</i> var. <i>amamiensis</i>						●	●	●	●		
ツグ科												
オキナワツグ	<i>Buxus likiuensis</i>		VU				●	●	●	●		
タイウンアサマツグ	<i>Buxus microphylla</i> ssp. <i>sinica</i>		CR				●	●	●	●		環境省RL: <i>Buxus sinica</i> var. <i>sinica</i>
アリノトウグサ科												
ナガバアリノトウグサ	<i>Haloragis chinensis</i>		EN				●	●	●	●		
アリノトウグサ	<i>Haloragis micrantha</i>						●	●	●	●		
ホザキノフサモ	<i>Myriophyllum spicatum</i>	LC					●	●	●	●		
アワゴケ科												
アワゴケ	<i>Callitriche japonica</i>						●	●	●	●		
ミスハゴベ	<i>Callitriche palustris</i>						●	●	●	●		

サクラソウ目

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)* ₁	環境省レッドリスト (2018)* ₂	国内希少 野生動物種* ₃	国指定天然記念物* ₄	固中球 有性球* ₅ ・南球の	中球球				南球球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島		
ヤブコウジ科												
シナヤブコウジ	<i>Ardisia chinensis</i>		VU				●					
マンリョウ	<i>Ardisia crenata</i>						●	●			●	
オオツルコウジ	<i>Ardisia montana</i>		EN				●	●				環境省RL: <i>Ardisia walkeri</i>
ツルコウジ	<i>Ardisia pusilla</i>						●	●			●	
シシアクチ	<i>Ardisia quinquegona</i>						●	●			●	
モクダチバナ	<i>Ardisia sieboldii</i>						●	●			●	
シマイズセンリョウ	<i>Maesa tenera</i>						●	●			●	
タイミンダチバナ	<i>Myrsine seguinii</i>						●	●			●	
リュウキュウコゴザクラ	<i>Androsace umbellata</i>						●	●			●	
シマギンレイカ	<i>Lysimachia decurrens</i>		NT				●	●			●	
コナスビ	<i>Lysimachia japonica</i>						●	●			●	
ヒメヤマコナスビ	<i>Lysimachia liliukenensis</i>		CR			E	●					
ハマボウス	<i>Lysimachia mauritiana</i>						●	●			●	
モロコシノウ	<i>Lysimachia sikokiana</i>						●	●			●	
ホザキザクラ	<i>Stimpsonia chamaedryoides</i>		EN				●				●	
イノマツ目												
イノマツ科												
タイワンハマサジ	<i>Limonium sinense</i>		CR								●	
イノマツ	<i>Limonium wrightii</i>		VU				●	●			●	環境省RL: <i>Limonium wrightii</i> var. <i>wrightii</i>
ウコンイノマツ	<i>Limonium wrightii</i> var. <i>luteum</i>						●	●			●	
ツツジ目												
イワウメ科												
シマイワカガミ	<i>Shortia rotundifolia</i>										●	
アマミイワウチヲ	<i>Shortia rotundifolia</i> f. <i>amamiensis</i>		CR			E	●					環境省RL: <i>Shortia rotundifolia</i> var. <i>amamiensis</i>
イチヤクソウ科												
シヤクジヨウソウ	<i>Monotropa hypopithys</i>						●					
ギンリョウソウ	<i>Monotropastrum humile</i>						●	●			●	
ツツジ科												
アマミアセビ	<i>Pteris amamiensis</i>										●	
リュウキュウアセビ	<i>Pteris japonica</i> var. <i>koidzumii</i>		CR			E	●				●	環境省RL: <i>Pteris koidzumiana</i>
アマミセイシカ	<i>Rhododendron amamiense</i>		CR			E	●					環境省RL: <i>Rhododendron laboucheae</i> var. <i>amamiense</i>
サキシマツツジ	<i>Rhododendron amanol</i>					E					●	

和名	学名	IUCN レッドリスト (2018)*1 リスト	環境省 レッドリスト (2018)*2 リスト	国内 希少 動植物種*3	国 指定天然記念物*4	固 有性*5 南 球の	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
セイシカ	<i>Rhododendron latoucheae</i>									●	
ケラマツジ	<i>Rhododendron scabrum</i>		VU			E		●			
ホノハケラマツジ	<i>Rhododendron scabrum</i> var. <i>angustifolium</i>					E		●			
タイワンヤマツジ	<i>Rhododendron simsii</i>							●		●	
サクラツジ	<i>Rhododendron tashiroi</i>							●		●	
シロバナサクラツジ	<i>Rhododendron tashiroi</i> f. <i>leucanthum</i>							●			
アラゲサクラツジ	<i>Rhododendron tashiroi</i> var. <i>lasiophyllum</i>							●			
ヤドリコケモモ	<i>Vaccinium amamiense</i>		GR	■				-		-	
シヤンヤンボ	<i>Vaccinium bracteatum</i>							●		●	
ギイマ	<i>Vaccinium wrightii</i>							●		●	
カキ目											
アカテツ科											
アカテツ	<i>Pouteria obovata</i>							●		●	
カキノキ科											
リュウキュウコクタン	<i>Diospyros egbert-walkeri</i>		NT					●		●	環境省RL:ヤエヤマコクタン
リュウキュウマメガキ	<i>Diospyros japonica</i>							●		●	
リュウキュウガキ	<i>Diospyros maritima</i>							●		●	
トキワガキ	<i>Diospyros morrisiana</i>							●		●	
オールドガキ	<i>Diospyros oldhamii</i>							●		●	
エゴノキ科											
エゴノキ	<i>Styrax japonicus</i>							●		●	
ハイノキ科											
リュウキュウハイノキ	<i>Symplocos anomala</i>					E				●	
アオバナハイノキ	<i>Symplocos caudata</i>					E		●		●	?:分布不明確
アオバナノキ	<i>Symplocos cochinchinensis</i>							●		●	
ミヤマシロバイ	<i>Symplocos confusa</i>							●		●	環境省RL: <i>Symplocos sonchareae</i>
ミズバイ	<i>Symplocos glauca</i>							●		●	
コニシハイノキ	<i>Symplocos konishii</i>									●	
クロキ	<i>Symplocos lucida</i>							●		●	
アマシバ	<i>Symplocos microcalyx</i>					E		●		●	
ナカハラクロキ	<i>Symplocos nakaharae</i>					E		●		●	
クロバイ	<i>Symplocos prunifolia</i>					E		●		●	
ヤンバルミズミズバイ	<i>Symplocos stellaris</i>									●	

和名	学名	IUCN レッドリスト (2018)*1 リスト	環境省 レッドリスト (2018)*2 リスト	国内 希少 動植物種*3	国 指定天然記念物*4	固 有性球 *5 南琉球の	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
ソウザンハイノキ	<i>Symplocos sumuntia</i>									●	
リンドウ目											
リンドウ科											
シマセンブリ	<i>Centaurium japonicum</i>							●	●	●	
アマミリンドウ	<i>Gentiana scabra</i> var. <i>smsmisns</i>					E		●	●	●	
リュウキュウコケリンドウ	<i>Gentiana squarrosa</i> var. <i>liukuensis</i>		VU					●	●	●	環境省RL: <i>Gentiana saiumanensis</i>
アマミセンブリ	<i>Sweetia japonica</i> var. <i>amatensis</i>					E		●	●	●	
シマアケボノウ	<i>Sweetia makinoana</i>		VU			E		●	●	●	
ヘツカリンドウ	<i>Sweetia tashiroi</i>							●	●	●	
キョウチクトウ科											
サカキカズラ	<i>Anodendron affine</i>							●	●	●	
ミフクラギ	<i>Cerbera manghas</i>							●	●	●	
ゴムカズラ	<i>Ecdysanthera utilis</i>		CR					●	●	●	環境省RL: <i>Urceola micrantha</i>
シマソケイ	<i>Neisosperma oppositifolia</i>		CR			E		●	●	●	環境省RL: <i>Ochrosia iwakakiana</i>
ホウライイカガミ	<i>Parsonsia laevigata</i>							●	●	●	
リュウキュウテイヤカズラ	<i>Trachelospermum asiaticum</i> var. <i>liukuense</i>							●	●	●	
オキナワテイヤカズラ	<i>Trachelospermum gracilipes</i> var. <i>liukuense</i>							●	●	●	
ケテイヤカズラ	<i>Trachelospermum jasminoides</i> var. <i>pubescens</i>							●	●	●	
ガガイモ科											
アマミイケマ	<i>Cynanchum auriculatum</i> var. <i>amanianum</i>		CR			E		●	●	●	環境省RL: <i>Cynanchum boudieri</i>
イヨカズラ	<i>Cynanchum japonicum</i>							●	●	●	
リュウキュウガシワ	<i>Cynanchum liukuense</i>					E		●	●	●	
ヒメヨカズラ	<i>Cynanchum matsumurae</i>		EN			E		●	●	●	環境省RL: <i>Vincetoxicum matsumurae</i>
スズサイコ	<i>Cynanchum paniculatum</i>		NT					●	●	●	環境省RL: <i>Vincetoxicum pycnostelma</i>
サクララン	<i>Hoya carmosa</i>							●	●	●	
タイワンキジョラン	<i>Marsdenia formosana</i>		DD					●	●	●	
ソメモノカズラ	<i>Marsdenia tinctoria</i> var. <i>tormentosa</i>							●	●	●	
キジョラン	<i>Marsdenia tomentosa</i>							●	●	●	
オキナワシタキノウ	<i>Stephanotis litchuensis</i>							●	●	●	
シタキノウ	<i>Stephanotis litchuensis</i> var. <i>japonica</i>							●	●	●	
トキワカモメヅル	<i>Tylophora japonica</i>							●	●	●	
ツルモウリンカ	<i>Tylophora tanakae</i>							●	●	●	
アカネ目											

和名	学名	IUCN (2018) レッドリスト (2018) レッドリスト	環境省 レッドリスト (2018) *	国内希少 野生動植物種 *	国指定天然記念物 *	固有性 * 5 南琉球の	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
スイカズラ科											
タイワンツクバネウツギ	<i>Abelia chinensis</i> var. <i>ionandra</i>		CR				●	●			
ハマニンドウ	<i>Lonicera affinis</i>					E	●	●	●		
ヒメスイカズラ	<i>Lonicera japonica</i> var. <i>miyagusukiana</i>		CR				●	●			
ソクズ	<i>Sambucus chinensis</i>							●	●		
タイワンソクズ	<i>Sambucus formosanum</i>						●				
ニフトコ	<i>Sambucus racemosa</i> ssp. <i>sieboldiana</i>						●				
ハウサンボク	<i>Viburnum japonicum</i>						●	●			
サンゴジュ	<i>Viburnum odoratissimum</i> var. <i>awabuki</i>						●	●	●		
ゴモジュ	<i>Viburnum suspensum</i>					E	●	●	●		
オオシマガマズミ	<i>Viburnum tashiroi</i>		VU			E	●	●			
アカネ科											
イリオモトンソウ	<i>Argemone solaniflorum</i>								●		
ヒヨウタンカズラ	<i>Coptosapelta diffusa</i>						●	●	●		
リュウキユウアリアドオン	<i>Damnacanthus biflorus</i>					E	●	●			
アリアドオン	<i>Damnacanthus indicus</i>						●	●	●		
オオアリアドオン	<i>Damnacanthus indicus</i> ssp. <i>major</i>						●				
ピシンジュズネノキ	<i>Damnacanthus indicus</i> var. <i>intermedius</i>						●	●	●		
ヒメアリアドオン	<i>Damnacanthus indicus</i> var. <i>microphyllus</i>						●	●			
リュウキユウジュズネノキ	<i>Damnacanthus indicus</i> var. <i>okinawensis</i>							●			
オオシマアリアドオン	<i>Damnacanthus indicus</i> var. <i>parvispinus</i>						●	●			
ヒメツバムグラ	<i>Galium gracile</i>						●	●	●		
リュウキユウツバムグラ	<i>Galium gracile</i> var. <i>lutchuense</i>						●	●			
ヤエムグラ	<i>Galium spurium</i> var. <i>echinospermon</i>						●		●		
クチナシ	<i>Gardenia jasminoides</i> f. <i>grandiflora</i>						●	●	●		
リュウキユウホウライカズラ	<i>Gardneria liukuensis</i>		CR				●		●		
ハテルマギリ	<i>Guetarda speciosa</i>								●		
ナガエソナレムグラ	<i>Hedyotis coreana</i> var. <i>parvifolia</i>								●		
フタバムグラ	<i>Hedyotis diffusa</i>						●	●	●		
ナガエフタバムグラ	<i>Hedyotis diffusa</i> var. <i>longipes</i>								●		
シマソナレムグラ	<i>Hedyotis paniculata</i>								●		
ソナレムグラ	<i>Hedyotis strigulosa</i> var. <i>parvifolia</i>						●	●	●		
ケニオイグサ	<i>Hedyotis tenelliflora</i>						●	●	●		

和名	学名	IUCN レッドリスト (2018年) ¹ *	環境省 レッドリスト (2018年) ² *	国内希少 野生動物種 ³ *	国指定天然記念物 ⁴ *	固中琉球・南琉球の 固有性 ⁵ *	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
ナガエケニオイグサ	<i>Hedyotis tenelliflora</i> var. <i>longipes</i>		VU						●		
ヒロハケニオイグサ	<i>Hedyotis verticillata</i>		NT						●		環境省RL: <i>Lasianthus hispidulus</i>
ニコザルリミノキ	<i>Lasianthus bunzanensis</i>								●		
ケンテンルリミノキ	<i>Lasianthus curtisii</i>						●		●		
タイワンルリミノキ	<i>Lasianthus cyanocarpus</i>						●		●		
タシロルリミノキ	<i>Lasianthus fordii</i>						●		●		
ケハダルリミノキ	<i>Lasianthus fordii</i> var. <i>pubescens</i>						●		●		
ルリミノキ	<i>Lasianthus japonicus</i>								●		
サツマルリミノキ	<i>Lasianthus japonicus</i> var. <i>satrumensis</i>								●		
オオハルリミノキ	<i>Lasianthus obliquenervis</i>						●		●		
マルハルリミノキ	<i>Lasianthus wellichii</i>						●		●		
アイナエ	<i>Mitrasacme pygmaea</i>						●		●		
ヤエヤマアオキ	<i>Morinda citrifolia</i>		VU						●		
ハナガサノキ	<i>Morinda umbellata</i>								●		
コンロンカ	<i>Mussaenda parviflora</i>								●		
ヤエヤマコンロンカ	<i>Mussaenda parviflora</i> var. <i>yaeyamensis</i>								●		
ハンカグサ	<i>Neanotis hirsuta</i>								●		
アマミアワゴケ	<i>Nertera yamashitae</i>		OR			E			●		環境省RL: <i>Ophiorrhiza yamashitae</i>
サツマイナモリ	<i>Ophiorrhiza japonica</i>								●		
アマミイナモリ	<i>Ophiorrhiza japonica</i> var. <i>amamihana</i>					E			●		
オオイナモリ	<i>Ophiorrhiza japonica</i> var. <i>cantonensis</i>								●		
ナガハイナモリ	<i>Ophiorrhiza japonica</i> var. <i>tashiroi</i>								●		
リュウキュウイナモリ	<i>Ophiorrhiza kuroiwai</i>								●		
チャボイナモリ	<i>Ophiorrhiza pumila</i>								●		
ヤイトバナ	<i>Paederia scandens</i>								●		
ハマヘクソカズラ	<i>Paederia scandens</i> var. <i>maritima</i>								●		
ナガミボチヨウジ	<i>Psychotria manillensis</i>								●		
ボチヨウジ	<i>Psychotria rubra</i>								●		
シラタマカズラ	<i>Psychotria serpens</i>								●		
シマミサオノキ	<i>Randia canthioides</i>								●		
ヘツカニガキ	<i>Sinoadina racemosa</i>								●		
ギョクシンカ	<i>Tarenna gracilipes</i>								●		
シマヒヨウタンボク	<i>Thysanospemum diffusum</i>								●		

和名	学名	IUCN 2018年レッドリスト (2018年)*1リスト	環境省 レッドリスト (2018年)*2リスト	国内 希少 動植物種*3	国 指定天然記念物*4	固 有性*5 南琉球の	中琉球				南琉球	備考		
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島				
シロミミズ	<i>Tricalysia dubia</i>										●			
アカミズキ	<i>Wendlandia formosana</i>										●			
ナス目														
ヒルガオ科														
ハマヒルガオ	<i>Calyptegia soldanella</i>										●			
アオイゴケ	<i>Dichondra repens</i>										●			
ホルトカズラ	<i>Erycibe henryi</i>										●			
マルバアサガオガラクサ	<i>Evolvulus alsinoides</i>		EN								●		環境省RL: <i>Evolvulus alsinoides</i> var. <i>rotundifolius</i>	
アサガオガラクサ	<i>Evolvulus alsinoides</i> var. <i>decumbens</i>										●			
ソコベニヒルガオ	<i>Ipomoea gracilis</i>										●			
アサガオ	<i>Ipomoea indica</i>										●			
グンバイヒルガオ	<i>Ipomoea pes-caprae</i>										●			
アツバアサガオ	<i>Ipomoea stolonifera</i>										●			
オオバハマアサガオ	<i>Stictocardia tilifolia</i>	LC									●			
ミツガシロ科														
ヒメシロアサザ	<i>Nymphoides coreana</i>		VU									●		
ムラサキ科														
モンバシキ	<i>Argusia argentea</i>	LR/lc									●		IUCN-RL: <i>Heliotropium foertherianum</i>	
ハナイバナ	<i>Bothriospermum tenellum</i>										●			
フクマンギ	<i>Carmona retusa</i>										●			
トゲミノイヌチヤ	<i>Cordia cumingiana</i>										●		環境省RL: <i>Cordia aspera</i> subsp. <i>kanehirae</i>	
カキバチヤノキ	<i>Cordia dichotoma</i>										●			
シマスナビキノウ	<i>Cynoglossum lanceolatum</i> var. <i>formosanum</i>	OR									●			
リュウキュウチヤノキ	<i>Ehretia dichotoma</i>	OR									●			
マルバチヤノキ	<i>Ehretia dicksonii</i>										●			
チヤノキ	<i>Ehretia obovata</i>										●			
キューウリグサ	<i>Trigonotis peduncularis</i>										●			
ナス科														
ムニンホオズキ	<i>Lycianthes biflorum</i> var. <i>glabrum</i>	EN		■							-			
メジロホオズキ	<i>Solanum biflorum</i>										●			
ヤンバルナスビ	<i>Solanum erianthum</i>										●			
ヒヨドリジョウゴ	<i>Solanum lyratum</i>										●			
マルバノホロシ	<i>Solanum maximowiczii</i>										●			

和名	学名	IUCN 2018レッドリスト (2001年リスト)	環境省 レッドリスト (2008年リスト)	国内 希少 動植物種 ³	国 指定天然記念物 ⁴	固 有性 ⁵ 植物種 ⁶	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島		
ハダカホオズキ	<i>Tubocapsicum anomalum</i>						●			●		
マルバハダカホオズキ	<i>Tubocapsicum anomalum</i> var. <i>obtusum</i>						●			●		
フジウツギ科												
コフジウツギ	<i>Buddleja curviflora</i>						●					
ゴマノハグサ科												
ゴマクサ	<i>Centranthera cochinchinensis</i>		VU				●			●		
マルバサワトウガラシ	<i>Deinostema adenocalum</i>		VU				●					
アブノメ	<i>Dopatrium junceum</i>	LC					●			●		
カミガモソウ	<i>Gratiola fluvialis</i>		EN				●					
シンクサ	<i>Limnophila aromatica</i>	LC					●			●		
エナジシンクサ	<i>Limnophila fragrans</i>		EN							●		
ホウライシンクサ	<i>Limnophila rugosa</i>	LC								●		
キクモ	<i>Limnophila sessiliflora</i>	LC					●			●		
シマウリクサ	<i>Lindernia anagallis</i>	LC					●			●		
アゼトウガラシ	<i>Lindernia angustifolia</i>	LC					●			●		IUCN-RL: <i>Lindernia micrantha</i>
スズメノトウガラシ	<i>Lindernia antipoda</i>	LC					●			●		
スズメノトウガラシモドキ	<i>Lindernia ciliata</i>	LC								●		
ウリクサ	<i>Lindernia crustacea</i>	LC					●			●		
アゼナ	<i>Lindernia procumbens</i>	LC					●			●		
クチバシグサ	<i>Lindernia ruellioides</i>	LC					●			●		
シノバウリクサ	<i>Lindernia setulosa</i>						●					
ヒメクチバシグサ	<i>Lindernia tenuifolia</i>	LC	DD							●		
ヒメサギゴケ	<i>Mazus goodenifolius</i>		EN				●			●		
トキウハゼ	<i>Mazus pumilus</i>						●			●		
スズメハコベ	<i>Microcarpaea minima</i>	LC	VU				●			●		
ハマトラノオ	<i>Pseudolysimachion sieboldianum</i>		VU				●			●		環境省RL: <i>Veronica sieboldiana</i>
ヒキヨモギ	<i>Siphonostegia chinensis</i>									●		
ツルウリクサ	<i>Torenia concolor</i> var. <i>formosana</i>		EN				●					
コバナツルウリクサ	<i>Torenia glabra</i>						●					
イヌノアブリ	<i>Veronica didyma</i> var. <i>ilicina</i>		VU				●			●		環境省RL: <i>Veronica polita</i> subsp. <i>ilicina</i>
ハマクワガタ	<i>Veronica javanica</i>		VU				●			●		
ムシクサ	<i>Veronica peregrina</i>						●			●		
カワチシャ	<i>Veronica unclulata</i>		NT				●			●		

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018年)*1リスト	環境省レッドリスト (2018年)*2リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固中 有性球*5 南琉球の	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
リュウキュウスズカケ	<i>Veronicastrum liukuense</i>		CR			E	●		●		
キツネノメゴロ科											
アリモリソウ	<i>Codonacanthus pauciflorus</i>						●	●	●		
ヤンバルハダゲソウ	<i>Dicliptera chinensis</i>						●	●	●		
オギソメ	<i>Hydrophila salicifolia</i>	LC					●		●		
キツネノメゴ	<i>Justicia procumbens</i>						●	●	●		
キツネノメマゴ	<i>Justicia procumbens</i> var. <i>hayatae</i>						●	●	●		
キツネノヒマゴ	<i>Justicia procumbens</i> var. <i>riukuensis</i>						●	●	●		
ウロコマリ	<i>Lepidagathis formosensis</i>								●		
リュウキュウウロコマリ	<i>Lepidagathis inaequalis</i>							●	●		
タイワンサゴゴケ	<i>Staurogyne concinnula</i>								●		
セイタカスズムシソウ	<i>Strobilanthes glandulifer</i>								●		
オキナワスズムシソウ	<i>Strobilanthes tashiroi</i>					E	●	●	●		
イワタバコ科											
ナガミカズラ	<i>Aeschynanthus acuminatus</i>		CR	■			-	-	-		
イワタバコ	<i>Conandron ramondioides</i>						●		●		
ヤエヤマイワタバコ	<i>Cyrtandra yaeyamae</i>								●		
ツノギリソウ	<i>Hemiboea bicornuta</i>								●		
ヤマビワソウ	<i>Rhynchoetichium discolor</i>						●	●	●		
タマザキヤマビワソウ	<i>Rhynchoetichium discolor</i> var. <i>austrorokuishiuense</i>						●	●	●		
マツムソウ	<i>Titanotrichum oldhamii</i>		CR							●	環境省RL: <i>Titanotrichum oldhamii</i>
ハマウツボ科											
ナンハンギセル	<i>Aeginetia indica</i>						●	●	●		
オオナンハンギセル	<i>Aeginetia sinensis</i>						●				
ヤマウツボ	<i>Lathraea japonica</i>						●				
ハマウツボ	<i>Orobanchae coerulescens</i>						●				
タヌキモ科											
ノタヌキモ	<i>Utricularia aurea</i>	LC					●				
タヌキモ	<i>Utricularia australis</i>	LC						●	●		
ミカキグサ	<i>Utricularia bifida</i>	LC					●	●	●		
ミカワタヌキモ	<i>Utricularia exoleta</i>						●	●	●		
イヌタヌキモ	<i>Utricularia tenuicaulis</i>						●	●	●		環境省RL: <i>Utricularia australis</i>
ハマジンチョウソウ科											

和名	学名	IUCN 2018レッドリスト	環境省レッドリスト	国内希少野生動植物種	国指定天然記念物	固有性	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
ハマジンチョウ	<i>Myoporum bonitoides</i>		VU				●			●	
オオハコ科											
オオハコ	<i>Plantago asiatica</i>						●			●	
ヤクシマオオハコ	<i>Plantago asiatica</i> var. <i>yakushimensis</i>						●				
クマツヅラ科											
ヒルギタマシ	<i>Avicennia marina</i>	LC	VU				●			●	
オオムラサキシギブ	<i>Callicarpa japonica</i> var. <i>luxurians</i>						●	●		●	
オオシママムラサキ	<i>Callicarpa oshimensis</i>					E	●			●	
イリオモテムラサキ	<i>Callicarpa oshimensis</i> var. <i>iriomotensis</i>					E				●	
オキナワヤブムラサキ	<i>Callicarpa oshimensis</i> var. <i>okinawensis</i>		VU			E		●			
クサギ	<i>Clerodendron trichotomum</i>							●			
イボタクサギ	<i>Clerodendrum inerme</i>						●	●		●	
シヨロウクサギ	<i>Clerodendrum trichotomum</i> var. <i>esculentum</i>						●	●		●	
アマクサギ	<i>Clerodendrum trichotomum</i> var. <i>fargesii</i>						●	●		●	
イワダレンソウ	<i>Lippia nodiflora</i>	LC					●	●		●	IUCN-RL: <i>Phyla nodiflora</i>
タイワンウオクサギ	<i>Premna corymbosa</i> var. <i>obtusifolia</i>						●	●		●	
ハマクサギ	<i>Premna microphylla</i>						●	●			
ルンゾンハマクサギ	<i>Premna nauseosa</i>						●			●	
クマツヅラ	<i>Verbena officinalis</i>						●	●		●	
オオニンジンボク	<i>Vitex quinata</i>		CR							●	
ハマゴウ	<i>Vitex rotundifolia</i>						●	●		●	
カワリハハマゴウ	<i>Vitex rotundifolia</i> var. <i>subtrisecta</i>						●	●		●	
ミツバハマゴウ	<i>Vitex trifolia</i>						●	●		●	
ヤエヤマハマゴウ	<i>Vitex trifolia</i> var. <i>bicolor</i>		CR				●	●		●	環境省RL: <i>Vitex bicolor</i>
シソ科											
キラソソウ	<i>Ajuga decumbens</i>						●				
オニキランソウ	<i>Ajuga dictyocarpa</i>						●				
ヒメキランソウ	<i>Ajuga pygmaea</i>						●	●		●	
ヤエヤマキランソウ	<i>Ajuga taiwanensis</i>									●	
ブゾロイハナ	<i>Anisomeles indica</i>						●	●		●	
オキナワクマルマバナ	<i>Clinopodium chinense</i>						●	●		●	
トウバナ	<i>Clinopodium gracile</i>						●	●		●	
ミスズキノオ	<i>Eusteralis stellata</i>		NT				●	●		●	環境省RL: <i>Pogostemon stellatus</i>

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*1リスト	環境省レッドリスト (2018)*2リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固中 有性球*5 南琉球の	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
ホトケノザ	<i>Lamium amplexicaule</i>										
ヒメキセウタ	<i>Lamium chinense</i> var. <i>tuberiferum</i>		VU								環境省RL: <i>Lamium tuberiferum</i>
メハジキ	<i>Leonurus japonicus</i>							●	●	●	
ヤンバルツルハハッカ	<i>Leucas mollissima</i> var. <i>chinensis</i>							●	●	●	
リュウキュウクウルマバナ	<i>Leucas mollissima</i> var. <i>riukiensis</i>							●	●	●	
ヒメジソ	<i>Mosla dianthera</i>							●	●	●	
イヌコウジュ	<i>Mosla punctulata</i>							●	●	●	
アキノタムラソウ	<i>Salvia japonica</i>							●			
ミソコウジュ	<i>Salvia plebeia</i>		NT					●		●	
ヒメタムラソウ	<i>Salvia pygmaea</i>					E		●	●	●	
アマタムラソウ	<i>Salvia pygmaea</i> var. <i>simplicior</i>		EN			E		●	●	●	
コナミキ	<i>Scutellaria guilleimii</i>		VU					●	●	●	
コバノタツナミ	<i>Scutellaria indica</i> var. <i>parvifolia</i>							●	●	●	
ヒメタツナミソウ	<i>Scutellaria kikai-insularis</i>		EN			E		●			
シロバナヒメタツナミソウ	<i>Scutellaria kikai-insularis</i> f. <i>albiflora</i>					E		●			
アカボシタツナミソウ	<i>Scutellaria rubropunctata</i>					E		●	●	●	
ニガクサ	<i>Teucrium japonicum</i>							●			
コニガクサ	<i>Teucrium viscidum</i>							●	●	●	
ツルニガクサ	<i>Teucrium viscidum</i> var. <i>miquelianum</i>							●	●	●	
キキョウ目											
キキョウ科											
サイヨウシヤジン	<i>Adenophora triphylla</i>							●	●	●	
ナンゴクシヤジン	<i>Adenophora triphylla</i> var. <i>insularis</i>		EN					●	●	●	環境省RL: <i>Adenophora tashiroi</i>
タンゴブ	<i>Campanumoea lancifolia</i>							●	●	●	
ミノカクシ	<i>Lobelia chinensis</i>							●	●	●	
マルバハタケムシロ	<i>Lobelia bochoensis</i>		EN					●			
キキョウ	<i>Platycodon grandiflorus</i>		VU					●			環境省RL: <i>Platycodon grandiflorus</i>
ヒナギキョウ	<i>Wahlenbergia marginata</i>							●	●	●	
クサトペラ科											
クサトペラ	<i>Scaevola sericea</i>							●	●	●	
キク目											
キク科											
ヤクシホソバワダン	x <i>Creptilastrixleris denticulato-lanceolata</i>							●			

和名	学名	IUCN レッドリスト (2018)* ¹	環境省 レッドリスト (2018)* ²	国内 希少 動植物種* ³	国指定天然記念物* ⁴	固中 有性球* ⁵ 南琉球の	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島		
スマダイコン	<i>Adenostemma laevnia</i>						●	●	●	●	●	
コバナヌマダイコン	<i>Adenostemma laevnia</i> var. <i>parviflorum</i>										●	
オオシマハグマ	<i>Ainsliaea macroclinidioides</i>						●				●	
ナガバハグマ	<i>Ainsliaea macroclinidioides</i> var. <i>oblonga</i>		VU				●	●	●	●	●	環境省RL: <i>Ainsliaea oblonga</i> var. <i>oblonga</i>
オキナワハグマ	<i>Ainsliaea macroclinidioides</i> var. <i>okinawensis</i>						●	●	●	●	●	
オオナガバハグマ	<i>Ainsliaea oblonga</i> var. <i>latifolia</i>		OR			E	●					
リュウキュウヨモギ	<i>Artemisia campestris</i>						●	●	●	●	●	
カワラヨモギ	<i>Artemisia capillaris</i>						●	●	●	●	●	
ニンヨモギ	<i>Artemisia indica</i>						●	●	●	●	●	
オトコヨモギ	<i>Artemisia japonica</i>						●	●	●	●	●	
ヨモギ	<i>Artemisia princeps</i>						●	●	●	●	●	
イソノギク	<i>Aster asa-grayi</i>		EN			E	●	●	●	●	●	環境省RL: <i>Aster asa-grayi</i> var. <i>asagrayi</i>
オキナワギク	<i>Aster miyagii</i>		VU			E	●	●	●	●	●	
テリハノギク	<i>Aster taiwanensis</i> var. <i>lucens</i>					E					●	
タウコギ	<i>Bidens tripartita</i>						●	●	●	●	●	
オオキバナムカシヨモギ	<i>Blumea conspicua</i>		LC				●	●	●	●	●	
タカサゴウゾリナ	<i>Blumea hieracifolia</i>						●	●	●	●	●	
ヤエヤマコウゾリナ	<i>Blumea lacera</i>						●	●	●	●	●	
サケハコウゾリナ	<i>Blumea laciniata</i>						●	●	●	●	●	
カズサキコウゾリナ	<i>Blumea lanceolaria</i>						●	●	●	●	●	
-	<i>Blumea oblongifolia</i>										●	
ツルハグマ	<i>Blumea riparia</i> var. <i>megacephala</i>										●	
タイワンコウゾリナ	<i>Blumea x oblongifolia</i>										●	
ヤブタバコ	<i>Carpesium abrotanoides</i>						●				●	
コヤブタバコ	<i>Carpesium cernuum</i>						●	●	●	●	●	
ガンクビソウ	<i>Carpesium divaricatum</i>						●	●	●	●	●	
サシガンクビソウ	<i>Carpesium glossophyllum</i>						●	●	●	●	●	
トキンソウ	<i>Centipeda minima</i>						●	●	●	●	●	
シマアザミ	<i>Cirsium brevicaulis</i>					E	●	●	●	●	●	
シロバナシマアザミ	<i>Cirsium brevicaulis</i> f. <i>albescens</i>					E	●	●	●	●	●	
イリモアザミ	<i>Cirsium brevicaulis</i> var. <i>inumtense</i>					E					●	
アマミシマアザミ	<i>Cirsium brevicaulis</i> var. <i>oshimense</i>					E	●	●	●	●	●	
オイランアザミ	<i>Cirsium spinosum</i>						●	●	●	●	●	

和名	学名	IUCN レッドリスト (2018)	環境省 レッドリスト (2018)	国内 希少 動植物種	国 指定 天然 記念物	固 有 性 種	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島		
ククバイズハハコ	<i>Conyza aegyptiaca</i>		CR								●	
イズハハコ	<i>Conyza japonica</i>		VU				●				●	
ネハライズハハコ	<i>Conyza leucantha</i>		EN					●			●	
ホソバワダン	<i>Crepidiasium lanceolatum</i>							●			●	
ハマナレン	<i>Crepidiasium lanceolatum</i> f. <i>pinnatifidum</i>							●			●	
モクビヤクコウ	<i>Crossostephium chinense</i>		VU				●				●	
オホシマノジギク	<i>Dendranthema crassum</i>		VU			E	●				●	環境省RL: <i>Chrysanthemum crassum</i>
ブクリヨウサイ	<i>Dichrocephala integrifolia</i>						●				●	
タカサブロウ	<i>Eclipta prostrata</i>						●				●	
ウスベニニガナ	<i>Emilia sonchifolia</i>		LC				●				●	
タイウンヒヨドリ/ハナモドキ	<i>Eupatorium cannabinum</i> ssp. <i>asiaticum</i>							●			●	
サウヒヨドリ	<i>Eupatorium lindleyanum</i>						●				●	
シマフジバカマ	<i>Eupatorium luchuense</i>						●				●	
キールンフジバカマ	<i>Eupatorium luchuense</i> var. <i>kirunense</i>										●	
ヤマヒヨドリ	<i>Eupatorium variabile</i>						●				●	
サウシマフジバカマ	<i>Eupatorium</i> x <i>tawadae</i>								●		●	
ツワブキ	<i>Farfugium japonicum</i>						●				●	
リュウキョウツワブキ	<i>Farfugium japonicum</i> var. <i>luchuense</i>		NT			E	●				●	
ハハコグサ	<i>Gnaphalium affine</i>						●				●	
チチゴグサ	<i>Gnaphalium japonicum</i>						●				●	
キツネアザミ	<i>Hemistepta lyrata</i>						●				●	
ソナレノギク	<i>Heteropappus hispidus</i> ssp. <i>insularis</i>										●	
オグルマ	<i>Inula britannica</i>						●				●	
オオチシバリ	<i>Ixeris debilis</i>						●				●	
ククバシバリ	<i>Ixeris debilis</i> f. <i>sinuata</i>										●	
アツバシバリ	<i>Ixeris debilis</i> var. <i>luchuensis</i>					E	●				●	
ハイニガナ	<i>Ixeris dentata</i> var. <i>gracilior</i>						●				●	
ヤナギニガナ	<i>Ixeris laevigata</i>		VU								●	環境省RL: <i>Ixeridium laevigatum</i>
ノニガナ	<i>Ixeris polycephala</i>						●				●	
ハマニガナ	<i>Ixeris repens</i>						●				●	
イウニガナ	<i>Ixeris stolonifera</i>						●				●	
ミヤコシバリ	<i>Ixeris</i> x <i>nakazonii</i>						●				●	
コヨメナ	<i>Kalimeris indica</i>						●				●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018年)*1リスト	環境省レッドリスト (2018年)*2リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*5 琉球・南琉球の	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
ヨメナ	<i>Kalimeris yomena</i>						●				
タイワンニガナ	<i>Lactuca formosana</i>							●	●		
ホソバキノゲシ	<i>Lactuca indica f. indivisa</i>							●	●		
アキノゲシ	<i>Lactuca indica var. indica</i>						●	●	●		
コケセンボンギク	<i>Lagenophora lanata</i>		OR				●	●	●		
コオニタビラコ	<i>Lapsana apogonoides</i>						●				
シュウブソウ	<i>Rhynchospermum verticillatum</i>						●	●			
ツクシメナモミ	<i>Sigesbeckia orientalis</i>						●	●	●		
コメナモミ	<i>Sigesbeckia glabrescens</i>						●				
コケタンポポ	<i>Solenogyne mikadoi</i>	VU	VU			E	●	●	●	IUCN-RL: <i>Lagenophora mikadoi</i>	
コガネギク	<i>Solidago virgaurea ssp. leibcarpa</i>								●		
シマコガネギク	<i>Solidago virgaurea var. insularis</i>						●	●			
ムラサキムカシヨモギ	<i>Vernonia cinerea</i>						●	●	●		
キダチハマグルマ	<i>Wedelia biliflora</i>								●		
オオキダチハマグルマ	<i>Wedelia biliflora var. ryukyuensis</i>										
クマノギク	<i>Wedelia chinensis</i>	LC					●	●	●		
ハマグルマ	<i>Wedelia prostrata</i>						●	●	●		
オオハマグルマ	<i>Wedelia robusta</i>						●	●	●		
オナモミ	<i>Xanthium strumarium</i>		VU				●	●	●		
オニタビラコ	<i>Youngia japonica</i>						●	●	●		
オモダカ目											
オモダカ科											
ヘラオモダカ	<i>Alisma canaliculatum</i>						●	●	●		
マルバオモダカ	<i>Caldesia parnassifolia</i>	LC	VU					●			
ウリカワ	<i>Sagittaria pygmaea</i>	LC					●	●	●		
オモダカ	<i>Sagittaria trifolia</i>	LC					●	●	●		
トチカガミ目											
トチカガミ科											
マルミスブタ	<i>Blyxa aubertii</i>	LC	VU				●	●	●		
スブタ	<i>Blyxa echinosperma</i>		VU				●		●		
ヤナギスブタ	<i>Blyxa japonica</i>	LC					●	●			
ベニアマモ	<i>Cymodocea rotundata</i>	LC	NT				●		●		
リュウキュウアマモ	<i>Cymodocea serrulata</i>	LC	NT				●	●	●		

和名	学名	IUCN Red List (2018)	環境省レッドリスト (2018)	国内希少野生動物種	国指定天然記念物	固有性	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
ウミシヨウブ	<i>Enhalus acoroides</i>	LC	VU							●	
マツバウミジグサ	<i>Halodule pinifolia</i>	LC	NT							●	
ウミジグサ	<i>Halodule uninervis</i>	LC	NT							●	
トゲウミヒルモ	<i>Halophila decipiens</i>	LC	VU								
ウミヒルモ	<i>Halophila ovalis</i>	DD	NT							●	
クロモ	<i>Hydrilla verticillata</i>	LC								●	
トチカガミ	<i>Hydrocharis dubia</i>	LC	NT								
オオミスオオハコ	<i>Otella alismoides</i>	LC								●	
ミスオオハコ	<i>Otella japonica</i>	LC	VU							●	環境省RL; <i>Otella alismoides</i>
シオニラ	<i>Syringodium isoetifolium</i>	LC	NT							●	
リュウキウウスガモ	<i>Thalassia hemprichii</i>	LC	NT							●	
イバラモ目											
イバラモ科											
ホッスモ	<i>Najas graminea</i>	LC								●	
イトリゲモ	<i>Najas japonica</i>		NT							●	環境省RL; <i>Najas gracillima</i>
イバラモ	<i>Najas marina</i>	LC								●	
トリゲモ	<i>Najas minor</i>	LC	VU							●	
ヒルムシロ科											
イトモ	<i>Potamogeton bertholdii</i>	LC	NT							●	
エビモ	<i>Potamogeton crispus</i>	LC								●	
ヒルムシロ	<i>Potamogeton distinctus</i>	LC								●	
ササバモ	<i>Potamogeton malaianus</i>									●	
ホソバミズヒキモ	<i>Potamogeton octandrus</i>	LC								●	
ミズヒキモ	<i>Potamogeton octandrus</i> var. <i>miduhikimo</i>									●	
ヤナギモ	<i>Potamogeton oxyphyllus</i>									●	
リュウノヒゲモ	<i>Potamogeton pectinatus</i>		NT							●	
カワツルモ	<i>Ruppia maritima</i> var. <i>japonica</i>		NT							●	環境省RL; <i>Ruppia maritima</i>
イトクズモ	<i>Zannichellia palustris</i>	LC	VU							●	環境省RL; <i>Zannichellia palustris</i> var. <i>indica</i>
アマモ科											
コアマモ	<i>Zostera japonica</i>	LC								●	
ヤシ目											
ヤシ科											
クロツグ	<i>Arenga engleri</i>									●	

和名	学名	IUCN レッドリスト (2018)	環境省 レッドリスト (2018)	国内 希少 動植物種 ³	国 指定天然記念物 ⁴	固 有性 ⁵ 南 球の	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島		
コミノクワツグ	<i>Arenga tremula</i>										●	
ピロウ	<i>Livistona chinensis</i> var. <i>subglobosa</i>										●	
ニツバヤシ	<i>Nypa fruticans</i>	LC	OR					●		●	●	
ヤエヤマヤシ	<i>Satakenia ilukuensis</i>	DD	NT			E					●	
タコノキ目												
タコノキ科												
ツルアダン	<i>Freycineta formosana</i>										●	
ヒメツルアダン	<i>Freycineta williamsii</i>		EN								●	
アダン	<i>Pandanus odoratissimus</i>							●		●	●	
カネカダン	<i>Pandanus odoratissimus</i> f. <i>ferreus</i>										●	
トゲナシアダン	<i>Pandanus odoratissimus</i> f. <i>laevis</i>										●	
サトイモ目												
サトイモ科												
シヨウブ	<i>Acorus calamus</i>	LC						●				
セキノヨウ	<i>Acorus gramineus</i>	LC							●			
シマクワズイモ	<i>Alocasia cucullata</i>							●			●	
ヤエヤマクワズイモ	<i>Alocasia gageana</i>										●	
クワズイモ	<i>Alocasia odora</i>	LC						●		●	●	
ヤマコンニャク	<i>Amorphophallus hirtus</i> var. <i>kiusianus</i>		VU					●		●		環境省RL: <i>Amorphophallus kiusianus</i>
アマミテンナンショウ	<i>Arisaema heterocephalum</i>	EN	EN			E		●		●		環境省RL: <i>Arisaema heterocephalum</i> subsp. <i>heterocephalum</i>
オオアマミテンナンショウ	<i>Arisaema heterocephalum</i> var. <i>majus</i>	EN	OR			E		●		●		環境省RL: <i>Arisaema heterocephalum</i> subsp. <i>majus</i>
トクノシマテンナンショウ	<i>Arisaema kawashimae</i>	OR	OR			E		●		●		
ムサシアブミ	<i>Arisaema ringens</i>							●		●	●	
カラスビシヤク	<i>Pinellia ternata</i>							●		●	●	
オオハンゲ	<i>Pinellia tripartita</i>							●		●	●	
サキシマハブカズラ	<i>Rhaphidophora korthathii</i>		CR	■				-		-	-	
ヒメハブカズラ	<i>Rhaphidophora ilukuensis</i>		CR	■				-		-	-	
ハブカズラ	<i>Rhaphidophora pinnata</i>										●	
リュウキュウハンゲ	<i>Typhonium divaricatum</i>							●		●	●	
ウキクサ科												
ナンゴクアオウキクサ	<i>Lemna aequinoctialis</i>	LC									●	
アオウキクサ	<i>Lemna perpusilla</i>	LC						●		●	●	
ウキクサ	<i>Spirodela polyrrhiza</i>	LC						●		●	●	

和名	学名	IUCN レッドリスト (2018年) ¹	環境省 レッドリスト (2018年) ²	国内 希少 動植物種 ³	国 指定天然記念物 ⁴	固 有 性 ⁵ 植物種	中琉球			南琉球	備考	
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島		
ガマ目												
ガマ科												
ヒメガマ	<i>Typha angustifolia</i>	LC						●	●	●	●	
コガマ	<i>Typha orientalis</i>	LC						●				
ホンゴウソウ目												
ホンゴウソウ科												
ホンゴウソウ	<i>Sciaphila japonica</i>		VU					●	●	●	●	環境省RL: <i>Sciaphila nana</i>
オモトソウ	<i>Sciaphila sugimotoi</i>					E						
タカクマソウ	<i>Sciaphila takakumensis</i>		EN					●	●	●	●	環境省RL: <i>Sciaphila tenella</i>
ウエマツソウ	<i>Sciaphila tosaensis</i>		VU					●	●	●	●	環境省RL: <i>Sciaphila secundiflora</i>
ユリ目												
ユリ科												
ソクシラン	<i>Alettris spicata</i>							●	●	●	●	
ノビル	<i>Allium grayi</i>							●	●	●	●	
タムムラサキ	<i>Allium pseudojaponicum</i>							●	●	●	●	
クサスギカズラ	<i>Asparagus cochinchinensis</i>							●	●	●	●	
キキョウラン	<i>Dianella ensifolia</i>							●	●	●	●	
コバナホウチャクソウ	<i>Disporum sessile</i> var. <i>micrantha</i>							●	●	●	●	
コンヨウジョウハバカマ	<i>Helionopsis kawanoi</i>		VU					●	●	●	●	環境省RL: <i>Helonias kawanoi</i>
オオシロシヨウジョウハバカマ	<i>Helionopsis leucantha</i>		VU					●	●	●	●	環境省RL: <i>Helonias leucantha</i>
ノカンゾウ	<i>Hemerocallis fulva</i> var. <i>longituba</i>							●	●	●	●	
カラスキハサンキライ	<i>Heterosmilax japonica</i>							●	●	●	●	
ウケユリ	<i>Lilium alexandrae</i>		OR			E		●	●	●	●	
コオニユリ	<i>Lilium leichlinii</i> var. <i>maximowiczii</i>							●	●	●	●	
チツボユリ	<i>Lilium longiflorum</i>							●	●	●	●	
ヒメヤブラン	<i>Liriope minor</i>							●	●	●	●	
ヤブラン	<i>Liriope platyphylla</i>							●	●	●	●	
ノシラン	<i>Ophiopogon jaburan</i>							●	●	●	●	
ナルコユリ	<i>Polygonatum falcatum</i>							●	●	●	●	
ホンハナナルコユリ	<i>Polygonatum tenuiflorum</i>					E		●	●	●	●	
サクラインソウ	<i>Protolirion sakuraii</i>		EN					●	●	●	●	環境省RL: <i>Petrosavia sakuraii</i>
サツマオモト	<i>Rohdea japonica</i> var. <i>latifolia</i>		CR			E		●	●	●	●	
ツルボ	<i>Scilla scilloides</i>							●	●	●	●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*1リスト	環境省レッドリスト (2018)*2リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固中 有性球*5 南琉球の	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
アマミヒメカガ	<i>Smilax biflora</i> var. <i>amamiana</i>					E	●			●	
サツマサンキライ	<i>Smilax bracteata</i>		EN				●	●		●	環境省RL: <i>Smilax bracteata</i> subsp. <i>verruculosa</i>
アラガタオオサンキライ	<i>Smilax bracteata</i> var. <i>verruculosa</i>						●	●		●	
オキナワサルトリイバラ	<i>Smilax china</i> var. <i>kuru</i>						●	●		●	
ササバサンキライ	<i>Smilax nervomarginata</i>						●	●		●	
ハマサルトリイバラ	<i>Smilax sebeana</i>						●	●		●	
ツルタイワンホトギス	<i>Tricyrtis formosana</i> var. <i>stolonifera</i>		CR							●	環境省RL: <i>Tricyrtis formosana</i>
ヒガンバナ科											
ハマオモト	<i>Crinum asiaticum</i> var. <i>japonicum</i>						●	●		●	
シノウズイセ	<i>Lycoris traubii</i>				E		●	●		●	
キンバイザサ科											
キンバイザサ	<i>Curculigo orchiloides</i>						●	●		●	
コキンバイザサ	<i>Hypoxis aurea</i>						●	●		●	
ビャクブ科											
ヒメナベフリ	<i>Crocomia japonica</i>						●	●		●	
ヤマノイモ科											
ソモノイモ	<i>Dioscorea cirrhosa</i>									●	
アケビドコロ	<i>Dioscorea pentaphylla</i>							●		●	
キーリンヤマノイモ	<i>Dioscorea pseudojaponica</i>						●	●		●	
カエデコロ	<i>Dioscorea quinqueloba</i>						●	●		●	
ユフンオードコロ	<i>Dioscorea tabatae</i>		CR			E	●	●		●	
アマミタチドコロ	<i>Dioscorea zenitiroana</i>		CR			E	●	●		●	
ミズアオイ科											
コナギ	<i>Monochoria vaginalis</i>									●	
タヌキアヤメ	<i>Philydrium lanuginosum</i>						●	●		●	
アヤメ目											
アヤメ科											
ヒオウギ	<i>Belamcanda chinensis</i>						●	●		●	
ヒナノシヤクジョウ科											
ヒナノシヤクジョウ	<i>Burmanna championii</i>						●	●		●	
シロシヤクジョウ	<i>Burmanna cryptopetala</i>						●	●		●	
ルリシヤクジョウ	<i>Burmanna itoana</i>						●	●		●	
キリンシヤクジョウ	<i>Burmanna liukuensis</i>		VU				●	●		●	

和名	学名	IUCNレッドリスト	環境省レッドリスト	国内希少野生動植物種	国指定天然記念物	固有種・南琉球の	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島		
ラン目	<i>Oxygyne shinzatai</i>	CR	CR			E			●			
ラン科												
タイワンシヨウキラン	<i>Acanthephippium sylhetense</i>		CR					●		●		
エンレイシヨウキラン	<i>Acanthephippium sylhetense</i> var. <i>pictum</i>		CR					●		●		環境省RL: <i>Acanthephippium pictum</i>
オキナワオドリ	<i>Amitostigma lepidum</i>		VU					●		●		
キバナジュスラン	<i>Anoectochilus formosanus</i>		CR	■				-		-		
コウシュンジュスラン	<i>Anoectochilus koshunensis</i>		CR	■				-		-		
オオギミラン	<i>Anoectochilus tashiroi</i>	DD	EN	■				-		-		MOEJ-RL: <i>Odontochilus tashiroi</i>
タネガシママヨウラン	<i>Aphyllorchis montana</i>		EN					●		●		
ナリヤラン	<i>Arundina graminifolia</i>		EN							●		
コウトウアマナラン	<i>Bletilla striata</i> var. <i>kotoensis</i>									●		
クスクスラン	<i>Bulbophyllum affine</i>		CR					●		●		
マメツタラン	<i>Bulbophyllum dymoglossum</i>		NT					●		●		
シゴウラン	<i>Bulbophyllum macraei</i>		EN					●		●		環境省RL: <i>Bulbophyllum macraei</i> var. <i>macraei</i>
ダルマエビネ	<i>Calanthe alismifolia</i>		VU					●		●		
アマミエビネ	<i>Calanthe amamiana</i>		CR			E		●				
タマガキエビネ	<i>Calanthe densiflora</i>		CR					●		●		
カツウダケエビネ	<i>Calanthe discolor</i> f. <i>kanashiroi</i>									●		
ハンジエビネ	<i>Calanthe discolor</i> var. <i>divaricatipetala</i>					E						
レンギョウエビネ	<i>Calanthe lyroglossa</i>		VU					●		●		
オナガエビネ	<i>Calanthe masuca</i>		VU					●		●		
トクノシマエビネ	<i>Calanthe tokunoshimensis</i>		EN			E		●		●		
ツルラン	<i>Calanthe triplicata</i>		VU					●		●		
トクサラン	<i>Cephaelantheropsis gracilis</i>		NT					●		●		
アカバシユスラン	<i>Cheirostylis lukuensis</i>		VU					●		●		
アリスランムヨウラン	<i>Cheirostylis takeoi</i>		CR					●		●		
ハイケイラン	<i>Corymborkis veratrifolia</i>		VU							●		
タカオオオオズムシラン	<i>Cryptostylis arachnites</i>		CR	■				-		-		
スルガラン	<i>Cymbidium ensifolium</i>		CR							●		
アキサキナギラン	<i>Cymbidium javanicum</i> var. <i>aspidistrifolium</i>		EN					●				環境省RL: <i>Cymbidium lancifolium</i>
カンラン	<i>Cymbidium kanran</i>		EN					●		●		
ナギラン	<i>Cymbidium lancifolium</i>		VU					●		●		

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018年)*1リスト	環境省レッドリスト (2018年)*2リスト	国内希少 野生動物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*5 琉球・南琉球の	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島		
マヤラン	<i>Cymbidium macrorhizon</i>		VU				●					
ホウサイ	<i>Cymbidium sinense</i>		CR				●					
オキナワセッコク	<i>Dendrobium okinawense</i>		EN	■			-	-			-	
キバナセッコク	<i>Dendrobium tosaense</i>						●					
ヒメヤツシロラン	<i>Didymoplexis minor</i>		EN				●				●	
ユウレイラン	<i>Didymoplexis pallens</i>		NT				●					
サガリラン	<i>Diploprora championii</i>		CR				●					
ジウロウラン	<i>Disperis philippinensis</i>		CR				●				●	環境省RL: <i>Disperis neilgherrensis</i>
カキラン	<i>Epipactis thunbergii</i>											
タシロラン	<i>Epipogium roseum</i>		NT					●			●	
ホサキオサラン	<i>Eria corneri</i>		EN				●				●	
リュウキュウセッコク	<i>Eria ovata</i>		EN				●				●	
フシナシオサラン	<i>Eria ovata</i> var. <i>retroflexa</i>										●	
オサラン	<i>Eria reptans</i>		VU				●				●	環境省RL: <i>Eria japonica</i>
エダウチヤガラ	<i>Eulophia graminea</i>											
タカサゴヤガラ	<i>Eulophia taiwanensis</i>	EN	CR									
イモネヤガラ	<i>Eulophia zollingeri</i>		EN				●					
タカツルラン	<i>Galeola altissima</i>	LC	CR				●	●			●	環境省RL: <i>Erythrorchis altissima</i>
カシノキラン	<i>Gastrochilus japonicus</i>		VU				●	●			●	
コンジキヤガラ	<i>Gastrodia javanica</i>		VU								●	
ハルザキヤツシロラン	<i>Gastrodia nipponica</i>		VU				●				●	
ヤンバルヤツシロラン	<i>Gastrodia nipponicoidea</i>					E						
ツツザキヤツシロラン	<i>Gastrodia okinawensis</i>					E					●	
ナンゴクヤツシロラン	<i>Gastrodia shimiziana</i>		CR								●	
トサカメオトラン	<i>Geodorum densiflorum</i>		EN								●	
ツユクサシユスラン	<i>Goodyera foliosa</i> var. <i>commelinoides</i>										●	
アケボノシユスラン	<i>Goodyera foliosa</i> var. <i>laevis</i>										●	
ヤブミヨウガラン	<i>Goodyera tumata</i>		CR	■			-	-			-	
ナンバンキンギンソウ	<i>Goodyera grandis</i>		VU								●	
ハチジョウシユスラン	<i>Goodyera hachijoensis</i>						●				●	
カゴメラン	<i>Goodyera hachijoensis</i> var. <i>matsumurana</i>						●	●			●	
ヒゲナガキンギンソウ	<i>Goodyera longibracteata</i>										●	
キンギンソウ	<i>Goodyera procera</i>						●	●			●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年)*1リスト	環境省レッドリスト (2008年)*2リスト	国内希少 野生動物種*3	国指定天然記念物*4	固有感植物*5 南琉球の	中琉球			南琉球	備考	
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島		
ミヤマズラ	<i>Goodyera schlechtendaliana</i>											
クニガミシユスラン	<i>Goodyera sonoharae</i>		EN									
シマシユスラン	<i>Goodyera viridiflora</i> var. <i>ogatae</i>		VU									環境省RL; <i>Goodyera viridiflora</i>
ダイサギソウ	<i>Habenaria dentata</i>		EN									
タカサゴサギソウ	<i>Habenaria lacertifera</i>											
リュウキュウサギソウ	<i>Habenaria panlingiana</i>											
イトヒキサギソウ	<i>Habenaria polytricha</i>											
ムカゴトンボ	<i>Habenaria robustior</i>		EN									環境省RL; <i>Peristylus flagellifer</i>
テツオサギソウ	<i>Habenaria stenopetala</i>		EN	■								
ムカゴソウ	<i>Hemimium lanceum</i> var. <i>longiorure</i>		EN									環境省RL; <i>Hemimium lanceum</i>
ヤクシマアカシユスラン	<i>Hetaeria cristata</i>		VU									環境省RL; <i>Hetaeria yakusimensis</i>
サキシマスケロクラン	<i>Lecanorchis flavicans</i>		OR			E						環境省RL; <i>Lecanorchis flavicans</i> var. <i>flavicans</i>
ヤエヤマスケロクラン	<i>Lecanorchis japonica</i> var. <i>tubiformis</i>		OR			E						
ウスギムヨウラン	<i>Lecanorchis kiusiana</i>		NT									
クロムヨウラン	<i>Lecanorchis nigricans</i>											
アワムヨウラン	<i>Lecanorchis trachycaula</i>		OR									
オキナワムヨウラン	<i>Lecanorchis triloba</i>		NT									
ユウコクラン	<i>Liparis bituberculata</i> var. <i>formosana</i>											
チケイラン	<i>Liparis bootanensis</i>		VU									
コクラン	<i>Liparis nervosa</i>											
ササハラン	<i>Liparis paradoxa</i>		EN									環境省RL; <i>Liparis odorata</i>
コゴメキノエラン	<i>Liparis viridiflora</i>		OR	■								
ヒメフタバラン	<i>Listera japonica</i>		NT									
ボウラン	<i>Luisia teres</i>											
ナンバンカモメラン	<i>Macodes petala</i>		OR	■								
イリオモテヒメラン	<i>Malaxis bancanoides</i>											
カンダヒメラン	<i>Malaxis kandae</i>		EN									環境省RL; <i>Crepidium kandae</i>
ホサキヒメラン	<i>Malaxis latifolia</i>		OR									環境省RL; <i>Dienia ophydis</i>
マツダヒメラン	<i>Malaxis macgregorii</i>											
オキナワヒメラン	<i>Malaxis purpurea</i>		OR									環境省RL; <i>Crepidium purpureum</i>
ニラバラン	<i>Microtis unifolia</i>											
フウラン	<i>Neofinetia falcata</i>		VU									
ヤエヤマクマガイソウ	<i>Nervilia aragoana</i>		VU									

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018年)*1リスト	環境省レッドリスト (2018年)*2リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*5 南琉球の	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島		
ムカゴサイジン	<i>Nervilia nipponica</i>		EN				●	●	●	●		
アリスンヨウウラクラ	<i>Oberonia anthropophora</i> var. <i>arisanensis</i>		EN							●		西表石垣国立公園計画書:クスクスヨウウラクラ
ヨウウラクラ	<i>Oberonia japonica</i>											
オオハヨウウラクラ	<i>Oberonia makinoi</i>		CR							●		
ガンゼキラン	<i>Phaius flavus</i>		VU						●			
ヒメクラン	<i>Phaius mishimensis</i>		CR	■								
カクチヨウラン	<i>Phaius tanikervilleae</i>		VU								●	
アマミトンボ	<i>Platanthera amamiensis</i>		VU									琉球省RL: <i>Platanthera mendanorum</i> subsp. <i>hachijoenis</i> var. <i>amamiensis</i>
ニイカチドリ	<i>Platanthera brevicarata</i>											
ツクシチドリ	<i>Platanthera brevicarata</i> ssp. <i>yakumontana</i>		EN									
ツレサギソウ	<i>Platanthera japonica</i>											
クニガミトンボソウ	<i>Platanthera sonoharae</i>		CR	■								
イリオモトンボソウ	<i>Platanthera stenoglossa</i>		EN	■		E						MOEJ-RL: <i>Platanthera stenoglossa</i> subsp. <i>riomouensis</i>
ヒメシラヒゲラン	<i>Pristiglotis rubricentra</i>		CR			E						
ナゴラン	<i>Sedirea japonica</i>		EN									
コウトウシラン	<i>Spathoglottis plicata</i>		VU								●	
ネジバナ	<i>Spiranthes sinensis</i>	LC									●	
ナンゴクネジバナ	<i>Spiranthes sinensis</i> var. <i>australis</i>										●	
イリオモテムヨウラン	<i>Stereosandra javanica</i>		VU								●	
クモラン	<i>Taeniophyllum aphyllum</i>											
ヒメケラン	<i>Tainia laxiflora</i>		VU								●	
アマミカヤラン	<i>Thrixspernum pygmaeum</i>		CR									
ハガクレナガミラン	<i>Thrixspernum subulatum</i>		CR									Yakawa (2016)でイオモテランとは別種と判明。琉球省RL: <i>Thrixspernum araucaurum</i>
イリオモテラン	<i>Trichoglottis lutchuensis</i>		EN	■							●	
アコウネツタイラン	<i>Tropidia calcarata</i>		EN								●	琉球省RL: <i>Tropidia angulosa</i>
ヤクシマネツタイラン	<i>Tropidia nipponica</i>		EN								●	琉球省RL: <i>Tropidia nipponica</i> var. <i>nipponica</i>
ヤクシマヒメアトリトオンラン	<i>Vexillabium yakushimense</i>		NT									琉球省RL: <i>Kuhlhasselia yakushimensis</i>
ミノソラン	<i>Vrydagzynea nuda</i>		EN	■								
リュウキュウボウウラン	x <i>Luisaerides lukuensis</i>										●	
カゲロウラン	<i>Zeuxine agyokuwana</i>		NT									
イシガキキヌラン	<i>Zeuxine gracilis</i> var. <i>sakagutii</i>		VU								●	
ヤンバルキヌラン	<i>Zeuxine gracilis</i> var. <i>tenuifolia</i>		NT								●	
キヌラン	<i>Zeuxine strateumatia</i>	LC									●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)* ¹	環境省レッドリスト (2018)* ²	国内希少 野生動物種* ³	国指定天然記念物* ⁴	固有感植物* ⁵ 南琉球の	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
シヨウガ目											
シヨウガ科											
イリオモテクマタケラン	<i>Alpinia flabellata</i>							●		●	
クマタケラン	<i>Alpinia formosana</i>							●		●	
アオノクマタケラン	<i>Alpinia intermedia</i>							●		●	
ハナミヨウガ	<i>Alpinia japonica</i>							●			
ゲトウ	<i>Alpinia zenubet</i>								●		
ツユクサ目											
ツユクサ科											
ホウライツユクサ	<i>Commelina auriculata</i>							●		●	
マルバツユクサ	<i>Commelina benghalensis</i>	LC						●		●	
ツユクサ	<i>Commelina communis</i>							●			
ホソバツユクサ	<i>Commelina communis</i> var. <i>ludens</i>							●			
シマツユクサ	<i>Commelina diffusa</i>	LC						●		●	
オオバツユクサ	<i>Commelina paludosa</i>							●			
ヤンバルミヨウガ	<i>Forrestia chinensis</i>							●		●	
ナガバヤボクサ	<i>Murdannia angustifolia</i>							●		●	
イボクサ	<i>Murdannia keisak</i>							●		●	
シマイボクサ	<i>Murdannia loriformis</i>							●		●	
コヤブミヨウガ	<i>Pollia japonica</i> var. <i>minor</i>							●		●	
ザルソコミヨウガ	<i>Pollia secundiflora</i>		VU								
ホシクサ目											
ホシクサ科											
アマノホシクサ	<i>Eriocaulon amanoanum</i>		OR					●		●	
オオホシクサ	<i>Eriocaulon buergerianum</i>							●		●	
ホシクサ	<i>Eriocaulon cinereum</i>							●		●	
イトイヌノヒゲ	<i>Eriocaulon decentiflorum</i>							●			
オキナワホシクサ	<i>Eriocaulon miyuelianum</i> var. <i>lutchuense</i>		EN					●		●	
スイヤホシクサ	<i>Eriocaulon nigrum</i> var. <i>suishaense</i>		OR					●		●	環境省RL: <i>Eriocaulon truncatum</i>
クロホシクサ	<i>Eriocaulon parvum</i>		VU					●			
オオシラタマホシクサ	<i>Eriocaulon sexangulare</i>									●	
イグサ目											
イグサ科											

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)* ¹	環境省レッドリスト (2018)* ²	国内希少 野生動植物種* ³	国指定天然記念物* ⁴	固中 有球 性* ⁵	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島		
イグサ	<i>Juncus effusus</i> var. <i>deciplens</i>	LC					●	●	●			
オキナワイ	<i>Juncus effusus</i> var. <i>deciplens</i> f. <i>filiformis</i>		CR				●	●	●			環境省RL: <i>Juncus deciplens</i> f. <i>filiformis</i>
タチコウガイゼキショウ	<i>Juncus krameri</i>							●				
コウガイゼキショウ	<i>Juncus leschenaultii</i>						●					
コモチゼキショウ	<i>Juncus monticola</i>							●				
ハリコウガイゼキショウ	<i>Juncus wallichianus</i>	LC					●	●	●	●		
カヤツリグサ目												
カヤツリグサ科												
ハタガヤ	<i>Bulbostylis barbata</i>						●	●	●			
イトハナボテンツキ	<i>Bulbostylis densa</i>	LC					●		●			
リュウキュウスゲ	<i>Carex alliformis</i>						●		●			
アリサンタマツリスゲ	<i>Carex arisanensis</i>		CR				●		●			
アオスゲ	<i>Carex breviculmis</i>						●	●	●	●		
メアオスゲ	<i>Carex breviculmis</i> f. <i>aphananandra</i>								●			
イトアオスゲ	<i>Carex breviculmis</i> f. <i>filiculmis</i>								●			
ヒメアオスゲ	<i>Carex breviculmis</i> var. <i>discoidea</i>						●	●	●	●		
ハマアオスゲ	<i>Carex breviculmis</i> var. <i>fibrillosa</i>						●	●	●	●		
オキナワスゲ	<i>Carex breviscapa</i>						●		●	●		
ココメナキリスゲ	<i>Carex brunnea</i>						●	●	●	●		
アマミナキリスゲ	<i>Carex</i> cf.					E	●					
リュウキュウヒエスゲ	<i>Carex collifera</i>	OR	CR			E			●			
ナガボスゲ	<i>Carex dolichostachya</i>								●	●		
シラスゲ	<i>Carex doniana</i>						●		●	●		
ジュズスゲ	<i>Carex ischnostachya</i>						●	●				
トクバシマスゲ	<i>Carex kimurae</i>					E		●				
コウボウムギ	<i>Carex kobomugi</i>						●					
タチスゲ	<i>Carex maculata</i>	LC					●		●	●		
リュウキュウタチスゲ	<i>Carex maculata</i> var. <i>tetsuoi</i>					E			●	●		
アキカサスゲ	<i>Carex nemostachys</i>						●		●	●		
ヒメゴウソ	<i>Carex phacota</i>	LC					●					
コウボウシバ	<i>Carex pumila</i>						●				●	
トックリスゲ	<i>Carex rhynechaenium</i>		CR							●		
オキナワヒメナキリ	<i>Carex sacrosancta</i> var. <i>tarnakii</i>		NT							●		環境省RL: <i>Carex tarnakii</i>

和名	学名	IUCN 2018レッドリスト (2018年1月1日現在)	環境省レッドリスト (2018年1月現在)	国内希少 野生動植物種 ³	国指定天然記念物 ⁴	固有性 ⁵ ・南琉球の 固有種	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島		
サコスゲ	<i>Carex sakonis</i>		NT			E	●	●	●			
シオクグ	<i>Carex scabrifolia</i>						●					
タシロスゲ	<i>Carex sociata</i>						●	●	●	●	●	
コバケイイスゲ	<i>Carex tenuior</i>					E						
ヒメエギスゲ	<i>Carex tristachya</i> var. <i>pocilliformis</i>						●			●		
ヒガスゲ	<i>Carex wahuensis</i> var. <i>robusta</i>						●	●	●	●	●	
ヒトモトススキ	<i>Cladium chinense</i>						●	●	●	●	●	
アイダクグ	<i>Cyperus brevifolius</i>						●	●	●	●	●	
ヒメクグ	<i>Cyperus brevifolius</i> var. <i>leiblepis</i>						●	●	●	●	●	
クグガヤツリ	<i>Cyperus compressus</i>	LC					●	●	●	●	●	
シマクグ	<i>Cyperus cyperinus</i>						●	●	●	●	●	
イヌクグ	<i>Cyperus cyperoides</i>	LC					●	●	●	●	●	
タマガヤツリ	<i>Cyperus difformis</i>	LC					●	●	●	●	●	
オオホウキガヤツリ	<i>Cyperus digitatus</i>	LC	GR									
ホウキガヤツリ	<i>Cyperus distans</i>	LC	GR				●	●	●	●	●	
アセガヤツリ	<i>Cyperus flavidus</i>						●	●	●	●	●	
コアセガヤツリ	<i>Cyperus haspan</i>						●	●	●	●	●	
オオガヤツリ	<i>Cyperus imbricatus</i>	LC					●	●	●	●	●	
ココメガヤツリ	<i>Cyperus iria</i>	LC					●	●	●	●	●	
オニクグ	<i>Cyperus javanicus</i>											
オオヒメクグ	<i>Cyperus kyllingia</i>						●					
ヒメホウキガヤツリ	<i>Cyperus nutans</i> var. <i>subprolixus</i>		GR				●					
キンガヤツリ	<i>Cyperus odoratus</i>						●	●	●	●	●	
オニガヤツリ	<i>Cyperus pilosus</i>	LC					●	●	●	●	●	
イガガヤツリ	<i>Cyperus polystachyos</i>	LC					●	●	●	●	●	IUCN-RL: <i>Pycneus polystachyos</i>
ハマスゲ	<i>Cyperus rotundus</i>	LC					●	●	●	●	●	
カワラスガナ	<i>Cyperus sanguinolentus</i>						●	●	●	●	●	
ミズガヤツリ	<i>Cyperus serotinus</i>						●	●	●	●	●	
タイトウクグ	<i>Cyperus sesquiflorus</i> var. <i>subtriceps</i>											
ミズハナビ	<i>Cyperus tenuispica</i>	LC					●	●	●	●	●	
カガシラ	<i>Diplacrum caricinum</i>	LC	VU									
マツバイ	<i>Eleocharis acicularis</i>	LC					●	●	●	●	●	
ミスミイ	<i>Eleocharis acutangula</i>		EN				●	●	●	●	●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018年)*1リスト	環境省レッドリスト (2018年)*2リスト	国内希少 野生動物種*3	国指定天然記念物*4	固中琉球・南琉球の 固有性*5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
セイタイカリイ	<i>Eleocharis attenuata</i>						●				
オオハリイ	<i>Eleocharis congesta</i>	LC					●	●	●	●	
ハリイ	<i>Eleocharis congesta</i> ssp. <i>japonica</i>						●	●			
タマハリイ	<i>Eleocharis geniculata</i>	LC					●	●	●	●	
クログワイ	<i>Eleocharis kuroguwai</i>										
トクサイ	<i>Eleocharis ochrostachys</i>	LC						●		●	
マシカウイ	<i>Eleocharis tetraquetra</i>						●				
シカウイ	<i>Eleocharis wichurae</i>						●	●			
オキナワイヌシカウイ	<i>Eleocharis wichurae</i> var. <i>ilukuensis</i>					E		●			
オテンツキ	<i>Fimbristylis dichotoma</i> f. <i>diphylla</i>							●			
ヒメハラテンツキ	<i>Fimbristylis autumnalis</i>						●				
オオヒラテンツキ	<i>Fimbristylis complanata</i>	LC					●			●	
ノテンツキ	<i>Fimbristylis complanata</i> f. <i>exaltata</i>									●	
シオカゼテンツキ	<i>Fimbristylis cymosa</i>	LC					●	●	●	●	
テンツキ	<i>Fimbristylis dichotoma</i>	LC					●				
クグテンツキ	<i>Fimbristylis dichotoma</i> var. <i>floribunda</i>						●	●		●	
ケテンツキ	<i>Fimbristylis dichotoma</i> var. <i>floribunda</i> f. <i>tomentosa</i>									●	
チクシテンツキ	<i>Fimbristylis dichotoma</i> var. <i>tikushiensis</i>									●	
クロテンツキ	<i>Fimbristylis diphyllodes</i>						●				
イソヤマテンツキ	<i>Fimbristylis ferruginea</i> var. <i>sieboldii</i>						●	●		●	
トモエバテンツキ	<i>Fimbristylis fimbriatoides</i>									●	
ヒデロコ	<i>Fimbristylis miliacea</i>									●	
タイワンヒデロコ	<i>Fimbristylis miliacea</i> var. <i>koizumiana</i>						●	●		●	
ウナスギテンツキ	<i>Fimbristylis nutans</i>	LC	OR				●			●	
ヤリテンツキ	<i>Fimbristylis ovata</i>	LC	NT				●	●		●	
イソテンツキ	<i>Fimbristylis pacifica</i>						●	●		●	
ピロードテンツキ	<i>Fimbristylis sericea</i>						●				
シマテンツキ	<i>Fimbristylis sieboldii</i> var. <i>aripinensis</i>							●		●	
ヤマイ	<i>Fimbristylis subspicata</i>						●	●		●	
ハナシテンツキ	<i>Fimbristylis umbellaris</i>									●	
クロタマガヤツリ	<i>Fuirena ciliaris</i>	LC					●	●		●	
オオクロタマガヤツリ	<i>Fuirena umbellata</i>	LC					●	●		●	
クロガヤ	<i>Gahnia tristes</i>						●	●		●	

和名	学名	IUCN (2018) レッドリスト (2018) *	環境省 レッドリスト (2018) *	国内希少 野生動物種 *	国指定天然記念物 *	固中球・南球の 有性種 *	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
アンペライ	<i>Lepironia articulata</i>									●	
オオヒンジガヤツリ	<i>Lipocarpa chinensis</i>	LC					●	●		●	
ネビキグサ	<i>Machaerina rubiginosa</i>						●			●	
トラノハナヒゲ	<i>Rhynchospora brownii</i>										
ヤエヤマアブラソゲ	<i>Rhynchospora corymbosa</i>	LC					●			●	
イガクサ	<i>Rhynchospora rubra</i>						●	●		●	
ノグサ	<i>Schoenus apogon</i>						●	●			
オオヒゲクサ	<i>Schoenus falcatus</i>									●	
イヌホタルイ	<i>Scirpus juncooides</i>						●			●	
ホタルイ	<i>Scirpus juncooides</i> var. <i>holarii</i>						●	●			
コウキヤガラ	<i>Scirpus maritimus</i>									●	
ヒメカンガレイ	<i>Scirpus mucronatus</i>		VU				●			●	環礁省RL: <i>Schoenoplectus mucronatus</i> var. <i>mucronatus</i>
カンガレイ	<i>Scirpus mucronatus</i> var. <i>robusta</i>						●	●		●	
エゾウキヤガラ	<i>Scirpus planiculmis</i>						●				
フトイ	<i>Scirpus tabernaemontani</i>						●				
オオアブラガラ	<i>Scirpus tematanus</i>						●	●		●	
サンカクイ	<i>Scirpus triqueter</i>	LC					●			●	IUCN-RL: <i>Schoenoplectus triqueter</i>
ナガボフトイ	<i>Scirpus validus</i>					E	●			●	
シカクホタルイ	<i>Scirpus x trapezoides</i>						●				
ホノバンジュガヤ	<i>Scleria biflora</i>	LC	EN				●			●	
シンジュガヤ	<i>Scleria levis</i>						●	●		●	
ケンジュガヤ	<i>Scleria rugosa</i>										
オオシンジュガヤ	<i>Scleria terrestris</i>	LC					●	●		●	
レスオオ目											
トウツルモドキ科											
トウツルモドキ	<i>Flagellaria indica</i>									●	
イネ目											
イネ科											
アオカモジグサ	<i>Agropyron ciliare</i> var. <i>minus</i>						●				
タチカモジグサ	<i>Agropyron ciliare</i> var. <i>pilosum</i>						●				
カモジグサ	<i>Agropyron tsukushiense</i> var. <i>transiens</i>						●			●	
ヤマヌカホ	<i>Agrostis clavata</i>						●				
スズメノテッポウ	<i>Alopecurus aequalia</i> var. <i>amurensis</i>	LC					●			●	

和名	学名	IUCN 2018レッドリスト (2018年1月1日現在)	環境省レッドリスト (2018年1月1日現在)	国内希少 野生動物種 ³	国指定天然記念物 ⁴	固有感植物 ⁵ ・南琉球の	中琉球				南琉球	備考	
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島			
セトガヤ	<i>Alopecurus japonicus</i>												
ウシクサ	<i>Andropogon brevifolium</i>	LC											IUCN-RL: <i>Schizachyrium brevifolium</i>
オキナワカルカヤ	<i>Apluda mutica</i>												
オオマツバシバ	<i>Aristida takeoi</i>		EN			E							
コブナグサ	<i>Arthraxon hispidus</i>												
ダンチク	<i>Arundo donax</i>	LC											
ヒナヨシ	<i>Arundo formosana</i>												
モンツキガヤ	<i>Bothriochloa glabra</i>												
アイダガヤ	<i>Bothriochloa intermedia</i> var. <i>punctata</i>												
ヒメアブラススキ	<i>Bothriochloa parvifolia</i>												
リュウキュウヒメアブラススキ	<i>Bothriochloa parvifolia</i> var. <i>spicigera</i>												
ニクキビ	<i>Brachiaria distachya</i>												
ニクキビモドキ	<i>Brachiaria paspaloides</i>												
ピロードキビ	<i>Brachiaria villosa</i>		EN										
カシウアブラススキ	<i>Capillipedium kwashotense</i>												
イリオモテガヤ	<i>Chikusichloa brachyanthera</i>		VU			E							
オキナワミチシバ	<i>Chrysopogon aciculatus</i>												
オガルカヤ	<i>Cymbopogon tortilis</i> var. <i>goeringii</i>												
ギョウギシバ	<i>Cynodon dactylon</i>												
ヒロハヒメチゴザサ	<i>Cyrtococcum accrescens</i>												
ヒメチゴザサ	<i>Cyrtococcum patens</i>												
メシバ	<i>Digitaria ciliaris</i>												
ヘンリーメシバ	<i>Digitaria henryi</i>												
フタタメシバ	<i>Digitaria heterantha</i>												
イトメシバ	<i>Digitaria leptalea</i>												
タイワンイトメシバ	<i>Digitaria leptalea</i> var. <i>reticulmis</i>												
コメシバ	<i>Digitaria radicata</i>												
アキメシバ	<i>Digitaria violascens</i>												
カリマタガヤ	<i>Dimenia ornithopoda</i> var. <i>tenera</i>	LC											
アブラススキ	<i>Eccolopus colulifer</i>												
ダンチアブラススキ	<i>Eccolopus colulifer</i> var. <i>densiflorus</i>					E							
ワセビエ	<i>Echinochloa colona</i>	LC											
イヌビエ	<i>Echinochloa crus-galli</i>												

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018年)*1リスト	環境省レッドリスト (2018年)*2リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有感植物*5 南琉球の	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
タビエ	<i>Echinochloa crus-galli</i> var. <i>onyzicola</i>							●		●	
ヒメイスビエ	<i>Echinochloa crus-galli</i> var. <i>praticola</i>							●		●	
タイワンイスビエ	<i>Echinochloa glabrescens</i>									●	
タイスビエ	<i>Echinochloa oryzoides</i>									●	
ノグタイスビエ	<i>Echinochloa phyllopogon</i>									●	
オヒシバ	<i>Eleusine indica</i>	LC						●		●	
イトスズメガヤ	<i>Eragrostis bulbifera</i>							●		●	
カゼクサ	<i>Eragrostis ferruginea</i>							●		●	
コゴメカゼクサ	<i>Eragrostis japonica</i>	LC						●		●	
ニワホコリ	<i>Eragrostis multicaulis</i>							●		●	
ノキビ	<i>Eriochloa procer</i>	LC						●		●	
ナルコビエ	<i>Eriochloa villosa</i>							●		●	
ウンズケモドキ	<i>Eulalia quadrinervis</i>		NT							●	
アオンシバ	<i>Garnotia acutigluma</i>		VU							●	
ムツオレグサ	<i>Glyceria acutiflora</i>							●			
ヤエガヤ	<i>Hackelochloa granularis</i>							●		●	
コバウシノシツペイ	<i>Hemarthra compressa</i>	LC								●	
タイワンササキビ	<i>Ichnanthus vicinus</i>							●		●	
チガヤ	<i>Imperata cylindrica</i>							●		●	
オオチゴササ	<i>Isachne dispar</i>							●		●	
チゴササ	<i>Isachne globosa</i>	LC						●		●	
コツブチゴササ	<i>Isachne globosa</i> var. <i>brevispicula</i>		DD							●	
ケナシハイチゴササ	<i>Isachne lutchuensis</i>		OR							●	
ヒメハイチゴササ	<i>Isachne myosotis</i>		OR					●		●	
アツバハイチゴササ	<i>Isachne repens</i>							●		●	
タイワンカモノハシ	<i>Ischaemum aristatum</i>							●		●	
ハナカモノハシ	<i>Ischaemum aureum</i>							●		●	
ヤエヤマカモノハシ	<i>Ischaemum muticum</i>	LC								●	
タイワンアイアン	<i>Ischaemum rugosum</i> var. <i>segetum</i>							●		●	
タイワンアシカキ	<i>Leersia hexandra</i>		NT					●		●	
アシカキ	<i>Leersia japonica</i>							●		●	
アゼガヤ	<i>Leptochloa chinensis</i>							●		●	
イトアゼガヤ	<i>Leptochloa panicea</i>	LC						●		●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)* ¹	環境省レッドリスト (2018)* ²	国内希少 野生動植物種* ³	国指定天然記念物* ⁴	固中琉球・南琉球の 固有性* ⁵	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
ハイシバ	<i>Lepturus repens</i>						●	●	●	●	
ササクサ	<i>Lophatherum gracile</i>						●	●	●	●	
オオササガヤ	<i>Microstegium ciliatum</i>						●	●	●	●	
メンテンササガヤ	<i>Microstegium somai</i>						●	●	●		
ヒマシボソ	<i>Microstegium vimineum</i>						●	●	●		
トキウススキ	<i>Miscanthus floridulus</i>						●	●	●		
ススキ	<i>Miscanthus sinensis</i>						●	●	●	●	
ハチジョウススキ	<i>Miscanthus sinensis</i> var. <i>condensatus</i>						●	●	●	●	
イトススキ	<i>Miscanthus sinensis</i> var. <i>gracillimus</i>						●	●	●	●	
エダウチチヂミザサ	<i>Oplosmenus compositus</i>						●	●	●	●	
ダイトチヂミザサ	<i>Oplosmenus compositus</i> var. <i>intermedius</i>						●	●	●		
アラガチヂミザサ	<i>Oplosmenus compositus</i> var. <i>owataii</i>						●	●	●	●	
オオハチヂミザサ	<i>Oplosmenus compositus</i> var. <i>patens</i>						●	●	●	●	
ケチヂミザサ	<i>Oplosmenus undulatifolius</i>						●	●	●	●	
ホソバチヂミザサ	<i>Oplosmenus undulatifolius</i> var. <i>imbecillis</i>						●	●	●	●	
コチヂミザサ	<i>Oplosmenus undulatifolius</i> var. <i>japonicus</i>						●	●	●		
チャボチヂミザサ	<i>Oplosmenus undulatifolius</i> var. <i>microphyllus</i>						●	●	●		
イネガヤ	<i>Oryzopsis obtusa</i>		OR					●	●		環境省RL: <i>Piptatherum kuoi</i>
ヌカキビ	<i>Panicum bisulcatum</i>						●	●	●		
ハイキビ	<i>Panicum repens</i>						●	●	●	●	
スズメノコビエ	<i>Paspalum scrobiculatum</i>						●	●	●	●	
スズメノヒエ	<i>Paspalum thunbergii</i>						●	●	●		
サウスズメノヒエ	<i>Paspalum vaginatum</i>						●	●	●	●	
チカラシバ	<i>Pennisetum alopecuroides</i>						●	●	●		
アオチカラシバ	<i>Pennisetum alopecuroides</i> f. <i>viridescens</i>						●	●	●		
シマチカラシバ	<i>Pennisetum sordidum</i>						●	●	●		
アイアシ	<i>Phacelurus latifolius</i>						●	●	●	●	
ヨシ	<i>Phragmites communis</i>						●	●	●	●	IUCN-RL: <i>Phragmites australis</i>
ツルヨシ	<i>Phragmites japonica</i>							●	●	●	
セイタカヨシ	<i>Phragmites karka</i>						●	●	●	●	
リュウキュウチク	<i>Pleiblastus linearis</i>						●	●	●	●	
ミノイチゴツナギ	<i>Poa acroleuca</i>						●	●	●	●	
スズメノカタビラ	<i>Poa annua</i>							●	●	●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*1リスト	環境省レッドリスト (2018)*2リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固中琉球・南琉球の 固有性*5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
イタチガヤ	<i>Pogonatherum crinitum</i>						●	●	●	●	
ヒエガエリ	<i>Polygogon fugax</i>						●	●	●		
ハマヒエガエリ	<i>Polygogon monspeliensis</i>	LC					●	●	●	●	
ムラサキオハナ	<i>Saccharum kanashiroi</i>						●	●	●		
ナンゴクワセオハナ	<i>Saccharum spontaneum</i>	LC					●	●	●	●	
ハイヌメリ	<i>Sacciolepis indica</i>						●	●	●	●	
ヌメリグサ	<i>Sacciolepis indica</i> var. <i>onyzefora</i>						●	●	●	●	
アキノエノコログサ	<i>Setaria faberii</i>						●	●	●		
キンエノコロ	<i>Setaria glauca</i>						●	●	●	●	
コツキンエノコロ	<i>Setaria pallide</i>						●	●	●	●	
ササキビ	<i>Setaria palmifolia</i>						●	●	●	●	
エノコログサ	<i>Setaria viridis</i>						●	●	●	●	
ムラサキエノコロ	<i>Setaria viridis</i> f. <i>misera</i>						●	●	●	●	
ハマエノコロ	<i>Setaria viridis</i> var. <i>pachystachys</i>						●	●	●	●	
ムラサキハマエノコロ	<i>Setaria viridis</i> var. <i>pachystachys</i> f. <i>rufescens</i>						●	●	●	●	
オオエノコロ	<i>Setaria × pycnocomma</i>						●	●	●	●	
ツキイゲ	<i>Spinifex littoreus</i>						●	●	●	●	
フタシベネズミノオ	<i>Sporobolus diander</i>						●	●	●	●	
ネズミノオ	<i>Sporobolus fertilis</i>						●	●	●	●	
リュウキュウネズミノオ	<i>Sporobolus fertilis</i> var. <i>pallidiorus</i>					E	●	●	●	●	
ヒメネズミノオ	<i>Sporobolus hancei</i>		CR				●	●	●	●	
ソナレシバ	<i>Sporobolus virginicus</i>						●	●	●	●	
ヒメシジメシバ	<i>Thaumatococcus cochinchinensis</i>		CR				●	●	●	●	
クロイワササ	<i>Thuarea involuta</i>						●	●	●	●	
カニツリグサ	<i>Trisetum bifidum</i>	LC					●	●	●	●	
オニシバ	<i>Zoysia macrostachya</i>						●	●	●	●	
コウシュンシバ	<i>Zoysia matrella</i>						●	●	●	●	
コウライシバ	<i>Zoysia pacifica</i>						●	●	●	●	
コオニシバ	<i>Zoysia sinica</i>						●	●	●	●	
ナガミノオニシバ	<i>Zoysia sinica</i> var. <i>nipponica</i>						●	●	●	●	

和名	学名	（IUCNレッドリスト） （環境省レッドリスト） 国内希少野生動物種	国指定天然記念物	固有種	中琉球			南琉球	備考
					奄美大島	徳之島	沖縄島北部		

この植物リストは鹿児島大学（平成24年3月）と沖縄県環境生活部自然保護課（株）沖縄環境分析センター・（株）プレック研究所共同企業体（平成26年3月）の維管束植物リストを統合して作成したものである。ただし、下記の改変を行った。

- 鹿児島大学（平成24年3月）で奄美群島に分布とされるが、各島ごとの分布情報がない種類は、奄美群島内の全ての島に分布しているものとした。
- 鹿児島県環境林務部自然保護課（2016）および沖縄県文化環境部自然保護課（2006）環境省自然環境局野生生物課（2015）に掲載された種類のうち統合したリストになかった27種類は分布をEbihara et al. (2012)、初島・天野（1994）、鹿児島県環境林務部自然保護課（2016）、沖縄県文化環境部自然保護課（2006）、鹿児島県環境生活部環境保護課（2003）により確認し、追加した。
- 種の配列、目は山岸（1997）に基づいた。
- 在来か外来かの判定は島袋（1997）、堀田（2013）、初島・天野（1994）、Ito et al. (2016)、Ebihara et al. (2016)、島化植物便覧（2007）、米倉・梶田（2003-）、鹿児島県環境生活部環境保護課（2003）、初島（1991）、大橋ほか（2016）、樺村ほか（2010）に基づいた。

【引用・参考文献】

阿部篤志 (2014) 平成25年度 大宜味村中央部石灰岩山地における希少植物調査（最終報告）。 <http://churashima.okinawa.orc/388/406>
 Ebihara et al. (2012) Rare and Threatened Pteridophytes of Asia 1. An Enumeration of Narrowly Distributed Taxa. Bull. Natl. Mus. Nat. Sci., Ser. Ebihara, A., Ito, M., Nagamasu, H., Fujii, S., Katsuyama, T., Yonekura, Yahara, T. (2016) Fern GreenList ver. 1.0. (<http://www.rplants.org/gl/>)
 初島住彦 (1991) 北琉球の植物。朝日印刷
 初島住彦・天野鉄夫 (1994) 増補訂正 琉球植物目録。沖縄生物学会
 堀田満 (2013) 鹿児島大学総合研究博物館研究報告No.6 奄美群島植物目録。鹿児島大学総合研究博物館
 Ito, M., Nagamasu, H., Fujii, S., Katsuyama, T., Yonekura, Ebihara, A., Yahara, T. (2016) GreenList ver. 1.01. (<http://www.rplants.org/gl/>)
 国立大学法人鹿児島大学（平成24年3月）平成23年度琉球弧の世界自然遺産登録に向けた科学的知見に基づく管理体制の構築に向けた検討業務報告書
 国立科学博物館 琉球の植物データベース。最終更新日：2018年3月22日。 https://www.kahaku.go.jp/research/activities/project/hotspot_japan/ryukyus/db/index.html
 鹿児島県環境生活部環境保護課（2003）鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動物植物 植物編 - 鹿児島県レッドデータブック - 財団法人鹿児島県環境技術協会
 鹿児島県環境林務部自然保護課（2016）改訂・鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動物植物 植物編 - 鹿児島県レッドデータブック2016 - 一般財団法人鹿児島県環境技術協会
 邑田仁・米倉浩司 (2012) 日本維管束植物目録。北隆館
 大橋広良ほか (編) (2016) 日本野生植物 1。平凡社
 沖縄県自然保護課、(株)沖縄環境分析センター・(株)プレック研究所共同企業体 (2014) 奄美・琉球の世界自然遺産登録に向けたイベントリー作成業務報告書（平成26年3月）
 沖縄県自然保護課（2006）改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（菌類編・植物編）- レッドデータおきなわ -。沖縄県自然保護課
 沖縄県自然保護課（2018）改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物 第3版（菌類編・植物編）- レッドデータおきなわ -。沖縄県自然保護課
 沖縄県自然保護課（2018）改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生動物植物 植物編 - 鹿児島県レッドデータブック2016 -。一般財団法人鹿児島県環境技術協会
 Okuyama, Y. (2016) Mitella amamiana sp. nov. the First Discovery of the Genus Mitella (Saxifragaceae) in the Central Ryukyus. Acta Phytotax. Geobot. 67(1), 17-27.
 太刀掛優・中村慎吾 (2007) 改訂増補 島化植物便覧。比叟科学教育振興会
 島袋敬一 (1997) 琉球列島維管束植物集覧。九州大学出版会
 Suetsugu, K., Hsu, T. C., Toma, T., Miyake, T., & Saunders, R. M. (2017) Emended description and resurrection of Kadsura matsudae (Schisandraceae). Phytotaxa, 311(3), 255-262.
 Suetsugu, K. & Nishioka, T. (2017) Scaphila sugimotoi (Triuridaceae), a new mycoheterotrophic plant from Ishigaki Island, Japan. Phytotaxa, 314(2), 279-284.
 樺村修二ほか (2010) 日本帰化植物写真図鑑第2巻。全国農村教育協会
 山岸高旺 (編) (1997) 植物系統分類の基礎。北隆館。
 米倉浩司・堀田忠 (2003) JG Plants 和名一学名インデックス (YList)。 <http://ylist.info>
 林野庁九州森林管理局 西表森林環境保全ふれあいセンター (2013) ニュースレター いりおもての森から。No. 36号

3-2-2. 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の陸生哺乳類

- *1: IUCNレッドリストのカテゴリの詳細は、章末ページに掲載。
- *2: 環境省レッドリストのカテゴリの詳細は、章末ページに掲載。
- *3: 特天: 特別天然記念物、天: 天然記念物
- *4: E: 固有種、e: 固有亜種
- : 種の分布、○: 亜種の分布

和名	学名	IUCN レッドリスト (2020年)	国内 希少 野生動物 種	国 指定 天然 記念物*	中 球 球 の 固 有 性 種	中球球			南球球	備考
						奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
食虫目										
トガリネズミ科										
フタセジネズミ	<i>Crociodura wetasei</i>	LC	NT		E	●		●		
オリイジネズミ	<i>Crociodura orii</i>	EN	EN		E	●				
真手目										
オオコウモリ科										
クビオオコウモリ	<i>Pteropus dasymallus</i>	VU			e	●		●		
オリイオオコウモリ	<i>Pteropus dasymallus inopinatus</i>				e			○		
ヤエヤマオオコウモリ	<i>Pteropus dasymallus yayeyamae</i>				e			○		
キクガシラコウモリ科										
コキクガシラコウモリ	<i>Rhinolophus cornutus</i>	LC			e	●				IUCNレッドリスト: <i>Rhinolophus pusillus</i> のシノニム
オリイコキクガシラコウモリ	<i>Rhinolophus cornutus orii</i>		EN		e	○				
オキナフコキクガシラコウモリ	<i>Rhinolophus pumilus</i>	LC*			E		●			IUCNレッドリスト: <i>Rhinolophus pusillus</i> のシノニム
オキナフコキクガシラコウモリ	<i>Rhinolophus pumilus pumilus</i>		EN		e		○			
ヤエヤマコキクガシラコウモリ	<i>Rhinolophus perditus</i>	LC*	VU		E			●		IUCNレッドリスト: <i>Rhinolophus pusillus</i> のシノニム
イリオモテコキクガシラコウモリ	<i>Rhinolophus perditus imaizumii</i>		(VU)*		e			○		*種やエヤマコキクガシラコウモリで評価
カグラコウモリ科										
カグラコウモリ	<i>Hipposideros turpis</i>	NT			E				●	
ヒナコウモリ科										
アブラコウモリ	<i>Pipistrellus abramus</i>	LC				●		●		
モモジロコウモリ	<i>Myotis macrodactylus</i>	LC				●		●		
ヤンバルホオヒゴコウモリ	<i>Myotis yanbarensis</i>	CR			E	●		●		
リュウキュウユビナゴコウモリ	<i>Miriopteris fuscus</i>	EN			E	●		●		
リュウキュウテングコウモリ	<i>Murina nyukyuana</i>	EN			E	●		●		
オヒキコウモリ科										
スミイロオヒキコウモリ	<i>Tadarida latouchiei</i>	DD	DD			●				

和名	学名	IUCN レッドリスト	環境省 レッドリスト	国内希少野生動物種	国指定天然記念物*	中環球 固有性*	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄県北部		
食肉目											
ネコ科											
ベンガルヤマネコ	<i>Prionailurus bengalensis</i>	LC	CR	■	特天	e			●	○	
イリオモテヤマネコ	<i>Prionailurus bengalensis iriomotensis</i>										
偶蹄目											
イノシシ科											
イノシシ	<i>Sus scrofa</i>	LC	LP*			e	●	○	○	○	*LP: 徳之島の地域個体群
リュウキュウイノシシ	<i>Sus scrofa riukiuanus</i>										
齧歯目											
ネズミ科											
セスジネズミ	<i>Apodemus agrarius</i>	LC	CR	■	天*	E	●				
アマミトゲネズミ	<i>Tokudaia osimensis</i>	EN	EN	■	天*	E					*和名「トゲネズミ」で指定。トゲネズミ属の3種が該当
トクノシマトゲネズミ	<i>Tokudaia tokunoshimensis</i>	EN	EN	■	天*	E	●				
オキナワトゲネズミ	<i>Tokudaia mueninkhi</i>	CR	CR	■	天*	E		●			
ケナガネズミ	<i>Diplofrix legata</i>	EN	EN	■	天	E	●	●			
オキナワハツカネズミ	<i>Mus caroli</i>	LC					●	●	●		外来種の可能性も示唆されている(Suzuk, 2016)
兎目											
ウサギ科											
アマミノクロウサギ	<i>Pentalagus furnessi</i>	EN	EN	■	天	E	●				

【引用文献】

- Ohdachi, S. D., Ishibashi, Y., Iwasa, M. A., Fukui D. & Saitoh, T. (2015). The Wild Mammals of Japan. 2nd edition. Shoukadoh, Kyoto.
- Ohdachi, S. D., Kinoshita, G., Oda, S., Motokawa, M., Jogahara, T., Arai, S., Son T. N., Suzuki, H., Katakura, K., Bawn, S., Min, M. Z., Thwe, T. L., Gamage, C. D., Hashim, R., Omar, H., Maruyanto, I., Ghadirian, T., Ranorosoa, M. C., Moribe, J., Tsuchiya, K. (2016) Intraspecific phylogeny of the house shrews, *Suncus murinus*-*S. montianus* species complex, based on the mitochondrial cytochrome b gene. Mammal study, 41(4), 229-238.
- 阿部永(監修) 阿部永・石井信夫・伊藤徹魯・金子之史・前田喜四雄・三浦慎悟・米田政明(2008)日本の哺乳類 改訂2版. 東海大学出版会.
- コウモリの会(編)佐野明・福井大(監修)(2011)コウモリ識別ハンドブック改訂版. 文一総合出版.
- 鹿児島県(2003)鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動物種 動物種.
- (国研)国立環境研究所 侵入生物データベース <http://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/>
- 環境省那覇自然環境事務所 管内の外来種の現在の分布の現状(平成28年3月現在). 及び、ハンドブック「奄美諸島の外来種」、「沖縄諸島の外来種」、「八重山諸島の外来種」 <http://kyushu.env.go.jp/naha/wildlife/pamph.html#gairai2>
- 太田英利(私信)2014. 平成25年度第3回奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会の情報.
- 船越公威・大沢夕志・大沢啓子. 2006. 沖縄島周辺島嶼のオリオオコウモリ/*Pteropus dasymallus incipinatus*の分布、特に与論島における生息確認と若干の知見について. 哺乳類科学. 46(1): 29-34.
- 船越公威・大沢夕志・大沢啓子. 2012. 沖永良部島におけるオリオオコウモリ *Pteropus dasymallus incipinatus*の初記録と生息確認. 哺乳類科学. 46(1): 29-34.
- 鈴木仁. 2016. ハツカネズミの歴史—その起源と日本列島への渡来—in. 本川 雅治(編)日本のネズミ—多様性と進化. pp.187-206. 東京大学出版会.

3-2-3. 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の鳥類

- *1: IUCNレッドリストのカテゴリーの詳細は、章末ページに掲載。
- *2: 環境省レッドリストのカテゴリーの詳細は、章末ページに掲載。
- *3: 特天: 特別天然記念物、天: 天然記念物
- *4: Fb: 留鳥、Sv: 夏鳥、Wv: 冬鳥、Pm: 旅鳥、Vb: 迷鳥
- *5: E: 固有種、e: 固有亜種
- : 種の分布、○: 亜種の分布

和名	学名	IUCN 2001 レッド リスト *1	環境省 2008 レッド リスト *2	国内希少 野生動物 種	国指定天然 記念物 *3	渡り区分 *4	固有性 *5	中琉球			南琉球	備考	
								奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島		
カモ目													
カモ科													
リュウキュウガモ	<i>Dendrocygna javanica</i>	LC				Vb					●		
サカラガモ	<i>Anser cygnoides</i>	VU	DD			Vb		●			●	IUCN-RL: <i>Anser cygnoid</i>	
ヒシクイ	<i>Anser fabalis</i>	LC				Vb					●		
オオヒシクイ	<i>Anser fabalis middendorffii</i>		NT		NM*	Vb					○		*和名の「ヒシクイ」で天然記念物指定。種「ヒシクイ」
ヒシクイ	<i>Anser fabalis serripennis</i>		VU		NM*	Vb					○		に属する2亜種が含まれる。
ハイイロガモ	<i>Anser anser</i>	LC				Vb					●		
ハイイロガモ	<i>Anser anser rubrirostris</i>					Vb					○		
マガモ	<i>Anser albifrons</i>	LC				Vb					●		
マガモ	<i>Anser albifrons albifrons</i>		NT		NM*	Vb					○		*和名の「マガモ」で天然記念物指定。本亜種が該当。
カリガネ	<i>Anser erythropus</i>	VU	EN			Vb					●		
コクガン	<i>Branita bernicla</i>	LC				Vb					●		
コクガン	<i>Branita bernicla orientalis</i>		VU		NM*	Vb					○		*和名の「コクガン」で天然記念物指定。本亜種が該当。
コハクチョウ	<i>Cygnus columbianus</i>	LC				Vb					●		
コハクチョウ	<i>Cygnus columbianus jakowoskyi</i>					Vb					○		
オオハクチョウ	<i>Cygnus cygnus</i>	LC				Vb					●		
ツクシガモ	<i>Tadorna tadorna</i>	LC	VU			Vb					●		
アカツクシガモ	<i>Tadorna ferruginea</i>	LC	DD			Vb					●		
オシドリ	<i>Aix galericulata</i>	LC	DD			Wv					●		
オカヨシガモ	<i>Anas strepera</i>	LC				Wv					●	IUCN-RL: <i>Mareca strepera</i>	
オカヨシガモ	<i>Anas strepera strepera</i>					Wv					○		
ヨシガモ	<i>Anas falcata</i>	NT				Vb					●		IUCN-RL: <i>Mareca falcata</i>
ヒドリガモ	<i>Anas penelope</i>	LC				Wv					●		IUCN-RL: <i>Mareca penelope</i>
マガモ	<i>Anas platyrhynchos</i>	LC				Wv					●		
マガモ	<i>Anas platyrhynchos platyrhynchos</i>					Wv					○		
カルガモ	<i>Anas zonorhynchos</i>	LC				Rb					●		

和名	学名	IUCN Red List (2001)	環境省レッドリスト (2018)	国内希少野生動物種	国指定天然記念物	渡り区分	中琉球性及び南琉球の	中琉球			南琉球	備考
								奄美大島	徳之島	沖縄島北部		
ハンビロガモ	<i>Anas clypeata</i>	LC				Wv		●	●	●	●	IUCN-RL: <i>Spatula clypeata</i>
オナガガモ	<i>Anas acuta</i>	LC				Wv		●	●	●	●	
シマアジ	<i>Anas querquedula</i>	LC				Pm/Wv		●	●	●	●	IUCN-RL: <i>Spatula querquedula</i>
トモエガモ	<i>Anas formosa</i>	LC	VU			Vb		●	●	●	●	IUCN-RL: <i>Sibirionetta formosa</i>
コガモ	<i>Anas crecca</i>	LC				Wv		○	○			
コガモ	<i>Anas crecca crecca</i>					Wv		●	●			
ホシハジロ	<i>Aythya ferina</i>	VU				Wv		●	●			
キンクロハジロ	<i>Aythya fuligula</i>	LC				Wv		●	●			
スズガモ	<i>Aythya marila</i>	LC				Wv		●	●			
スズガモ	<i>Aythya marila marila</i>					Wv		○	○			
ホオジロガモ	<i>Bucephala clangula</i>	LC				Vb		●	●			
ホオジロガモ	<i>Bucephala clangula clangula</i>					Vb		○	○			
ミコアイサ	<i>Mergellus albellus</i>	LC				Vb		●	●			
カワアイサ	<i>Mergus merganser</i>	LC				Vb		●	●			
カワアイサ	<i>Mergus merganser merganser</i>					Vb		○	○			
ウミアイサ	<i>Mergus serrator</i>	LC				Vb		●	●			
コウライアイサ	<i>Mergus squamatus</i>	EN				Vb						
カイツブリ目												
カイツブリ科												
カイツブリ	<i>Tachybaptus ruficollis</i>	LC				Rb		●	●	●	●	
カイツブリ	<i>Tachybaptus ruficollis poggei</i>					Rb		○	○			
カンムリカイツブリ	<i>Podiceps cristatus</i>	LC				Vb		●	●	●	●	
カンムリカイツブリ	<i>Podiceps cristatus cristatus</i>					Vb		○	○			
ミミカイツブリ	<i>Podiceps auritus</i>	VU				Vb		●	●			
ミミカイツブリ	<i>Podiceps auritus auritus</i>					Vb		○	○			
ハジロカイツブリ	<i>Podiceps nigricollis</i>	LC				Wv		●	●		●	
ハジロカイツブリ	<i>Podiceps nigricollis nigricollis</i>					Wv		○	○		○	
ネッタイチヨウ目												
ネッタイチヨウ科												
アカネッタイチヨウ	<i>Phaethon rubricauda</i>	LC				Vb		●	●			
アカネッタイチヨウ	<i>Phaethon rubricauda rothschildi</i>		EN			Vb		○	○			
シラネッタイチヨウ	<i>Phaethon lepturus</i>	LC				Vb					●	
シラネッタイチヨウ	<i>Phaethon lepturus dorritheae</i>					Vb					○	
ハト目												

和名	学名	IUCN レッドリスト (2008)	環境省 レッドリスト (2015)	国内希少野生動物種 種	国指定天然記念物*	渡り区分*	中環 性*及び南環 球の	中環球			備考	
								奄美大島	徳之島	沖縄島北部		西表島
ハト科												
ヒメモリハト	<i>Columba oenas</i>	LC				Vb		●				
ヒメモリハト (亜種不明)	<i>Columba oenas</i> ssp.					Vb		○				
カラスハト	<i>Columba janthina</i>	NT				Rb		●	●			
カラスハト	<i>Columba janthina janthina</i>					Rb		○	○			
ヨナグニカラスハト	<i>Columba janthina stejnegeri</i>				NM*	Rb		○	○			*和名の「カラスハト」で天然記念物指定。本亜種が該当。
キジハト	<i>Streptopelia orientalis</i>	LC	EN	■	NM*	Rb		●	●			*和名の「カラスハト」で天然記念物指定。本亜種が該当。
キジハト	<i>Streptopelia orientalis orientalis</i>					Rb			○			
リュウキュウキジハト	<i>Streptopelia orientalis simpsoni</i>					Rb	e	○	○			
ベニハト	<i>Streptopelia tranquebarica</i>	LC				Vb		●	●			
ベニハト	<i>Streptopelia tranquebarica humilis</i>					Vb		○	○			
キンハト	<i>Chalcophaps indica</i>	LC				Rb				●		
キンハト	<i>Chalcophaps indica yamashinai</i>				NM*	Rb	e			○		*和名の「リュウキュウキンハト」で天然記念物指定。本亜種が該当。
ズアカアオハト	<i>Treron formosae</i>	NT				Rb		●	●	●		
ズアカアオハト	<i>Treron formosae permagnus</i>					Rb		○	○	○		IUCN-RL: <i>Treron permagnus</i>
チュウダイズアカアオハト	<i>Treron formosae medioximus</i>					Rb	e			○		IUCN-RL: <i>Treron formosae</i>
クロアゴヒメアオハト	<i>Ptilinopus leclancheri</i>	LC				Vb				●		IUCN-RL: <i>Ramphicalulus leclancheri</i>
クロアゴヒメアオハト	<i>Ptilinopus leclancheri taiwanus</i>					Vb				○		
アビ目												
アビ科												
アビ	<i>Gavia stellata</i>	LC				Vb		●	●			
オオハム	<i>Gavia arctica</i>	LC				Vb		●	●			
オオハム	<i>Gavia arctica viridigularis</i>					Vb		○	○			
ミズナギドリ目												
アホウドリ科												
アホウドリ	<i>Phoebastria immutabilis</i>	NT	EN			Vb		●				
ミズナギドリ科												
シロハラミズナギドリ	<i>Pterodroma hypoleuca</i>	LC	DD			Vb		●		●		
オオミズナギドリ	<i>Calonectris leucomelas</i>	NT				Sv		●		●		
ハイイロミズナギドリ	<i>Puffinus griseus</i>	NT				Pm		●				IUCN-RL: <i>Ardenna grisea</i>
ハシボソミズナギドリ	<i>Puffinus tenuirostris</i>	LC				Pm		●				IUCN-RL: <i>Ardenna tenuirostris</i>
アカアシミズナギドリ	<i>Puffinus camelpes</i>	NT				Pm/Wv		●	●			IUCN-RL: <i>Ardenna camelpes</i>
アナドリ	<i>Bulweria bulwerii</i>	LC				Sv		●	●			
ウミツバメ科												

和名	学名	IUCN Red List (2008)	環境省レッドリスト (2015)	国内希少野生動物種	国指定天然記念物	渡り区分	中環性種及び南環性の	中琉球			南琉球	備考
								奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
ヒメクロウミツバメ	<i>Oceanodroma monothis</i>	NT	VU			Vb					●	IUCN-RL: <i>Hydrobates monothis</i>
オーストウミツバメ	<i>Oceanodroma tristrami</i>	NT	NT			Vb				●		IUCN-RL: <i>Hydrobates tristrami</i>
コウノトリ目												
コウトノトリ科												
ナベコウ	<i>Ciconia nigra</i>	LC				Vb					●	
コウノトリ	<i>Ciconia boyciana</i>	EN	CR	■	SNM	Vb				●	●	
カツオドリ目												
ゲンガンドリ科												
オオゲンガンドリ	<i>Fregata minor</i>	LC				Vb				●		
オオゲンガンドリ	<i>Fregata minor minor</i>					Vb				○		
コゲンガンドリ	<i>Fregata ariel</i>	LC				Vb				●		
コゲンガンドリ	<i>Fregata ariel ariel</i>					Vb				○		
カツオドリ科												
アオツラカツオドリ	<i>Sula dactylatra</i>	LC				Vb				●		
アオツラカツオドリ	<i>Sula dactylatra personata</i>	LC				Vb				○		
アカアシカツオドリ	<i>Sula sula</i>	LC				Vb				●		
アカアシカツオドリ	<i>Sula sula rubripes</i>	EN				Vb				○		
カツオドリ	<i>Sula leucogaster</i>	LC				Sv				●		
カツオドリ	<i>Sula leucogaster plotus</i>					Sv				○		
ウ科												
カワウ	<i>Phalacrocorax carbo</i>	LC				Wv				●		
カワウ	<i>Phalacrocorax carbo hanteda</i>					Wv				○		
ウミウ	<i>Phalacrocorax capillatus</i>	LC				Wv				●		
ペリカン目												
ペリカン科												
モモイロペリカン	<i>Pelecanus onocrotalus</i>	LC				Vb				●		
ホシバシペリカン	<i>Pelecanus philippensis</i>	NT				Vb				●		
ハイイロペリカン	<i>Pelecanus crispus</i>	NT				Vb					●	
サギ科												
サンカノゴイ	<i>Boiurus stellaris</i>	LC				Wv				●		
サンカノゴイ	<i>Boiurus stellaris stellaris</i>	EN				Wv				○		
ヨシゴイ	<i>Ixobrychus sinensis</i>	LC				Wv				●		
ヨシゴイ	<i>Ixobrychus sinensis sinensis</i>	NT				Wv				○		
オオヨシゴイ	<i>Ixobrychus eurhythmus</i>	LC	CR			Vb					●	

和名	学名	IUCN 2018レッドリスト	環境省2018レッドリスト	国内希少野生動物種	国指定天然記念物	渡り区分	中環性*及び南環性の	中琉球			南琉球	備考
								奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
リュウキュウヨシゴイ	<i>Ixobrychus cinnamomeus</i>	LC				Rb		●	●	●		
タカサゴクロサギ	<i>Ixobrychus flavicollis</i>	LC				Vb		●	●			
タカサゴクロサギ	<i>Ixobrychus flavicollis flavicollis</i>					Vb		○				
ミゾゴイ	<i>Gorsachius gotsagii</i>	EN	VU			Wv/Pm		●	●	●		
ズグロミゾゴイ	<i>Gorsachius melanolophus</i>	LC	VU			Rb		●	●	●		
ゴイサギ	<i>Nycticorax nycticorax</i>	LC				Rb		○	○	○		
ゴイサギ	<i>Nycticorax nycticorax nycticorax</i>					Rb		○	○	○		
ササゴイ	<i>Butorides striata</i>	LC				Wv/Pm		●	●	●		
ササゴイ	<i>Butorides striata amurensis</i>					Wv/Pm		○	○	○		
アカガシラサギ	<i>Ardeola bacchus</i>	LC				Pm		●	●	●		
アマサギ	<i>Bubulcus ibis</i>	LC				Wv/Pm		●	●	●		
アマサギ	<i>Bubulcus ibis coromandus</i>					Wv/Pm		○	○	○		
アオサギ	<i>Ardea cinerea</i>	LC				Wv		●	●	●		
アオサギ	<i>Ardea cinerea joiuyi</i>					Wv		○	○	○		
ムラサキサギ	<i>Ardea purpurea</i>	LC				Wv/Rb		●	●	●		
ムラサキサギ	<i>Ardea purpurea manilensis</i>					Wv/Rb	e	○	○	○		
ダイサギ	<i>Ardea alba</i>	LC				Wv		●	●	●		
ダイサギ	<i>Ardea alba alba</i>					Vb		○	○	○		
チュウダイサギ	<i>Ardea alba modesta</i>					Wv		○	○	○		
チュウサギ	<i>Egretta intermedia</i>	LC				Wv		●	●	●	IUCN-RL: Ardea intermedia	
チュウサギ	<i>Egretta intermedia intermedia</i>		NT			Wv		○	○	○		
コサギ	<i>Egretta garzetta</i>	LC				Wv		●	●	●		
コサギ	<i>Egretta garzetta garzetta</i>					Wv		○	○	○		
クロサギ	<i>Egretta sacra</i>	LC				Rb		●	●	●		
クロサギ	<i>Egretta sacra sacra</i>					Rb		○	○	○		
カラシラサギ	<i>Egretta eulophotes</i>	VU	NT			Pm		●	●	●		
トキ科												
クロトキ	<i>Threskiornis melanolephalus</i>	NT	DD			Vb				●		
ブロンズトキ	<i>Plegadis falcinellus</i>	LC							●			
ヘラサギ	<i>Platalea leucorodia</i>	LC				Vb		●	●	●		
ヘラサギ	<i>Platalea leucorodia leucorodia</i>					Vb		○	○	○		
クロツラヘラサギ	<i>Platalea minor</i>	EN	EN			Wv		●	●	●		
ツル目												
ツル科												

和名	学名	IUCN 2001年レッドリスト (環境省リスト)	国内希少野生動物種 類	国指定天然記念物	渡り区分	中環性球及び南環性球の	中環球			南環球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
ソデグロヅル	<i>Grus leucogeranus</i>	CR			Vb					●	IUCN-RL: <i>Leucogeranus leucogeranus</i>
マナヅル	<i>Grus vipio</i>	VU			Vb			●			IUCN-RL: <i>Antigone vipio</i>
クロヅル	<i>Grus grus</i>	LC			Vb			●			
クロヅル	<i>Grus grus lilfordi</i>	DD			Vb			○			
ナベヅル	<i>Grus monacha</i>	VU			Vb			●		●	
アネハヅル	<i>Anthropoides virgo</i>	LC			Vb			●			
クイナ科											
シマクイナ	<i>Coturnicops exquisitus</i>	VU			Vb					●	
オオクイナ	<i>Rallina eurizonoides</i>	LC			Rb					●	
オオクイナ	<i>Rallina eurizonoides sepiaria</i>	EN			Rb					○	
ヤンバルクイナ	<i>Gallirallus okinawae</i>	EN	■	NM	Rb					●	IUCN-RL: <i>Hypotaenidia okinawae</i>
ミナミクイナ	<i>Gallirallus striatus</i>	LC			Vb			●			IUCN-RL: <i>Lewinia striata</i>
クイナ	<i>Gallirallus striatus</i> ssp.				Vb						
クイナ	<i>Rallus aquaticus</i>	LC			Vw			●			IUCN-RL: <i>Rallus indicus</i>
クイナ	<i>Rallus aquaticus</i>				Vw			○			
シロハラクイナ	<i>Amaurornis phoeniceus</i>	LC			Rb			●		●	
シロハラクイナ	<i>Amaurornis phoeniceus phoeniceus</i>				Rb			○		○	
ヒメクイナ	<i>Pozzana pusilla</i>	LC			Pm/Wv			●		●	IUCN-RL: <i>Zapornia pusilla</i>
ヒメクイナ	<i>Pozzana pusilla pusilla</i>				Pm/Wv			○		○	
ヒメクイナ	<i>Pozzana fusca</i>	LC			Rb			●		●	IUCN-RL: <i>Zapornia fusca</i>
ヒメクイナ	<i>Pozzana fusca erythrothorax</i>				Vb			○		○	
リュウキュウヒメクイナ	<i>Pozzana fusca phaeopygia</i>	NT			Rb			○		○	
ツルクイナ	<i>Gallinix cinerea</i>	LC			Vw			●		●	
バン	<i>Gallinula chloropus</i>	LC			Rb			●		●	
バン	<i>Gallinula chloropus chloropus</i>				Rb			○		○	
オオバン	<i>Fulica atra</i>	LC			Vw			●		●	
オオバン	<i>Fulica atra atra</i>				Vw			○		○	
ノガン目											
ノガン科											
ノガン	<i>Otis tarda</i>	VU			Vb					●	
ノガン	<i>Otis tarda dybowskii</i>				Vb					○	
カッコウ目											
カッコウ科											
バンケン	<i>Centropus bengalensis</i>	LC			Vb					●	

和名	学名	IUCN 2001レッドリスト (2001年11月1日現在)	環境省レッドリスト (2001年11月1日現在)	国内希少野生動物種	国指定天然記念物	渡り区分	中琉球及び南琉球の 固有種	中琉球			南琉球	備考
								奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
バンケン	<i>Centropus bengalensis lignator</i>					Vb					○	
カンムリカッコウ	<i>Climator coromandus</i>	LC				Vb					●	
ジュウイチ	<i>Hieroccyx hyperythrus</i>	LC				Vb					●	
ホトギス	<i>Cuculus poliocephalus</i>	LC				Sv					●	
ツツドリ	<i>Cuculus ophiatus</i>	LC				Pm					●	IUCN-RL: <i>Cuculus saturatus</i>
カッコウ	<i>Cuculus canorus</i>	LC				Pm					●	
カッコウ	<i>Cuculus canorus telephonus</i>					Pm					○	
ヨタカ目												
ヨタカ科												
ヨタカ	<i>Caprimulgus indicus</i>	LC				Vb					●	IUCN-RL: <i>Caprimulgus jotaka</i>
ヨタカ	<i>Caprimulgus indicus jotaka</i>		NT			Vb					○	
アマツバメ目												
アマツバメ科												
ハリオアマツバメ	<i>Hirundepus caudacutus</i>	LC				Pm					●	
ハリオアマツバメ	<i>Hirundepus caudacutus caudacutus</i>					Pm					○	
アマツバメ	<i>Apus pacificus</i>	LC				Pm					●	
アマツバメ	<i>Apus pacificus kurodae</i>					Pm					○	
ヒメアマツバメ	<i>Apus nipalensis</i>	LC				Rb					●	
ヒメアマツバメ	<i>Apus nipalensis kuntzi</i>					Rb					○	
チドリ目												
チドリ科												
タゲリ	<i>Vanellus vanellus</i>	NT									●	
ケリ	<i>Vanellus cinereus</i>	LC				Wv					●	
ムナグロ	<i>Pluvialis fulva</i>	LC	DD			Wv					●	
アメリカムナグロ	<i>Pluvialis dominica</i>	LC				Pm/Wv					●	
ダイゼン	<i>Pluvialis squatarola</i>	LC				Vb					●	
ハジロコチドリ	<i>Charadrius hiaticula</i>	LC				Pm/Wv					●	
ハジロコチドリ	<i>Charadrius hiaticula tundrae</i>					Wv					●	
イカルチドリ	<i>Charadrius placidus</i>	LC				Wv					○	
コチドリ	<i>Charadrius dubius</i>	LC				Wv					●	
コチドリ	<i>Charadrius dubius curonicus</i>					Wv					○	
シロチドリ	<i>Charadrius alexandrinus</i>	LC	VU			Rb					●	
シロチドリ	<i>Charadrius alexandrinus dealbatus</i>					Rb					○	
メダイチドリ	<i>Charadrius mongolus</i>	LC				Rb					●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年11月1日現在)	環境省レッドリスト (2008年11月現在)	国内希少野生動物種	国指定天然記念物	渡り区分	固有種 *及び南半球の 固有種	中琉球			南琉球	備考
								奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
メダイチドリ	<i>Charadrius mongolus stegmanni</i>					Pm/Wv		○	○	○	○	
オオメダイチドリ	<i>Charadrius leschenaultii</i>	LC				Pm/Wv		●	●	●	●	
オオチドリ	<i>Charadrius veredus</i>	LC				Pm		●	●	●	●	
コバンチドリ	<i>Charadrius morinellus</i>	LC				Vb		●				IUCN-RL: <i>Eudromias morinellus</i>
ミヤコドリ科												
ミヤコドリ	<i>Haematopus ostralegus</i>	NT				Vb		●	●	●	●	
ミヤコドリ	<i>Haematopus ostralegus osculans</i>					Vb		○	○	○	○	
セイタカシギ科												
セイタカシギ	<i>Himantopus himantopus</i>	LC				Wv/Pm		●	●	●	●	
セイタカシギ	<i>Himantopus himantopus himantopus</i>		VU			Wv/Pm		○	○	○	○	
オーストラリアセイタカシギ	<i>Himantopus himantopus leucocephalus</i>					Vb		○				
ソリハシセイタカシギ	<i>Recurvirostra avosetta</i>	LC				Vb		●	●	●	●	
シギ科												
ヤマシギ	<i>Scolopax rusticola</i>	LC				Wv		●	●	●	●	
アマミヤマシギ	<i>Scolopax mira</i>	VU	VU	■		Rb	E	●	●	●	●	
アオシギ	<i>Gallinago solitaria</i>	LC				Vb		●	●	●	●	
アオシギ	<i>Gallinago solitaria japonica</i>					Vb		○	○	○	○	
オオシギ	<i>Gallinago hardwickii</i>	LC	NT			Pm/Wv		●	●	●	●	
ハリオシギ	<i>Gallinago stenura</i>	LC				Pm/Wv		●	●	●	●	
チュウジギ	<i>Gallinago megala</i>	LC				Pm		●	●	●	●	
タシギ	<i>Gallinago gallinago</i>	LC				Wv		●	●	●	●	
タシギ	<i>Gallinago gallinago gallinago</i>					Wv		○	○	○	○	
オオハシギ	<i>Limnodromus scolopaceus</i>	LC				Pm/Wv		●	●	●	●	
シベリアオオハシギ	<i>Limnodromus semipalmatus</i>	NT	DD			Vb		●	●	●	●	
オグロシギ	<i>Limosa limosa</i>	NT				Pm		●	●	●	●	
オグロシギ	<i>Limosa limosa melanuroides</i>					Pm		○	○	○	○	
オオソリハシギ	<i>Limosa lapponica</i>	NT	VU			Pm/Wv		●	●	●	●	
オオソリハシギ	<i>Limosa lapponica baueri</i>					Pm/Wv		○	○	○	○	
コシヤクシギ	<i>Numerius minutus</i>	LC	EN			Pm		●	●	●	●	
チュウシヤクシギ	<i>Numerius phaeopus</i>	LC				Pm		●	●	●	●	
チュウシヤクシギ	<i>Numerius phaeopus variegatus</i>					Pm/Wv		○	○	○	○	
ダイシヤクシギ	<i>Numerius arquata</i>	NT				Wv		●	●	●	●	
ダイシヤクシギ	<i>Numerius arquata orientalis</i>					Wv		○	○	○	○	
ホウロクシギ	<i>Numerius madagascariensis</i>	EN	VU			Wv		●	●	●	●	

和名	学名	IUCN 2001レッドリスト (1種)*リスト	環境省レッドリスト (2種)*リスト	国内希少野生動物種	国指定天然記念物*3	渡り区分*4	中環性*及び南環性の	中環球			南環球	備考
								奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
ツルシギ	<i>Tringa erythropus</i>	LC	VU			Pm/Wv		●	●	●	●	
アカアシシギ	<i>Tringa totanus</i>	LC				Wv/Pm		●	●	●	●	
アカアシシギ	<i>Tringa totanus ussuriensis</i>		VU			Wv/Pm		○	○	○	○	
アカアシシギ	<i>Tringa stagnatilis</i>	LC				Wv		●	●	●	●	
アカアシシギ	<i>Tringa nebularia</i>	LC				Pm/Wv		●	●	●	●	
カラフトアカアシシギ	<i>Tringa guttifer</i>	EN	CR	■		Vb						
クサシギ	<i>Tringa ochropus</i>	LC	VU			Wv		●	●	●	●	
タカフシギ	<i>Tringa glareola</i>	LC	VU			Pm/Wv		●	●	●	●	
キアシシギ	<i>Heteroscelus brevipes</i>	NT				Pm/Wv		●	●	●	●	IUCN-RL: <i>Tringa brevipes</i>
ソリハシシギ	<i>Xenus cinereus</i>	LC				Pm		●	●	●	●	
イソシギ	<i>Actitis hypoleucos</i>	LC				Rb-Wv		●	●	●	●	
キョウジョシギ	<i>Arenaria interpres</i>	LC				Pm/Wv		●	●	●	●	
キョウジョシギ	<i>Arenaria interpres interpres</i>					Pm/Wv		○	○	○	○	
オハシシギ	<i>Calidris tenuirostris</i>	EN				Pm		●	●	●	●	
コオハシシギ	<i>Calidris canutus</i>	NT				Pm		●	●	●	●	
コオハシシギ	<i>Calidris canutus rogersi</i>					Pm		○	○	○	○	
ミユビシギ	<i>Calidris alba</i>	LC				Wv		●	●	●	●	
トウネン	<i>Calidris ruficollis</i>	NT				Pm/Wv		●	●	●	●	
ヨーロッパトウネン	<i>Calidris minutula</i>	LC				Vb						
オジロトウネン	<i>Calidris temminckii</i>	LC				Wv		●	●	●	●	
ヒバリシギ	<i>Calidris subminuta</i>	LC				Wv		●	●	●	●	
アメリカウスラシギ	<i>Calidris melanotos</i>	LC				Vb						
ウスラシギ	<i>Calidris acuminata</i>	LC				Pm		●	●	●	●	
サルハマシギ	<i>Calidris ferruginea</i>	NT				Pm		●	●	●	●	
ハマシギ	<i>Calidris alpina</i>	LC	NT			Wv		●	●	●	●	
ハマシギ	<i>Calidris alpina sakhalina</i>					Wv		○	○	○	○	
ハラシギ	<i>Eurynothynchus pygmaeus</i>	CR	CR	■		Pm/Wv		●	●	●	●	IUCN-RL: <i>Calidris pygmaea</i>
キリアアイ	<i>Limicola falcinellus</i>	LC				Pm		●	●	●	●	IUCN-RL: <i>Calidris falcinellus</i>
キリアアイ	<i>Limicola falcinellus sibirica</i>					Pm		○	○	○	○	
コモシシギ	<i>Tryngites subruficollis</i>	NT				Vb		●	●	●	●	IUCN-RL: <i>Calidris subruficollis</i>
エリマキシギ	<i>Philomachus pugnax</i>	LC				Pm/Wv		●	●	●	●	IUCN-RL: <i>Calidris pugnax</i>
アカエリヒレアシギ	<i>Phalaropus lobatus</i>	LC				Vb						
ハイイロヒレアシギ	<i>Phalaropus fulicarius</i>	LC				Vb		●	●	●	●	

レンカク科

和名	学名	IUCN 2001レッドリスト (2008年11月時点)	環境省レッドリスト (2018年11月時点)	国内希少野生動物植物種	国指定天然記念物*	渡り区分*	中環性*及び南環性の	中環球			南環球	備考
								奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
レンカク	<i>Hydrophasianus chirurgus</i>	LC				Vb		●	●	●		
タマシギ科												
タマシギ	<i>Rostratula benghalensis</i>	LC				Rb		●	●	●		
タマシギ	<i>Rostratula benghalensis benghalensis</i>		VU			Rb		○	○	○		
ミフウスラ	<i>Turnix suscitator</i>	LC				Rb		●	●	●		IUCN-RL: <i>Turnix suscitator</i>
ミフウスラ	<i>Turnix suscitator okinawensis</i>					Rb	e	○	○	○		
ツバメチドリ科												
ツバメチドリ	<i>Glareola maldivarum</i>	LC	VU			Pm/Sv		●	●	●		
カモメ科												
クロアジサシ	<i>Anous stolidus</i>	LC				Sv		●				
クロアジサシ	<i>Anous stolidus pileatus</i>					Vb		○				
ヒメクロアジサシ	<i>Anous minutus</i>	LC				Vb		●				
ヒメクロアジサシ	<i>Anous minutus marcusii</i>					Vb		○				
シロアジサシ	<i>Gygis alba</i>	LC				Vb		●				
シロアジサシ	<i>Gygis alba candida</i>					Vb		○				
ミツユビカモメ	<i>Rissa tridactyla</i>	LC				Vb			●	●		
ミツユビカモメ	<i>Rissa tridactyla pollicaris</i>					Vb			○	○		
ユリカモメ	<i>Larus ridibundus</i>	LC				Wv		●		●		
ズグロカモメ	<i>Larus saundersi</i>	VU	VU			Wv		●		●		IUCN-RL: <i>Saundersianus saundersi</i>
ウミネコ	<i>Larus crassirostris</i>	LC				Wv		●	●	●		
カモメ	<i>Larus canus</i>	LC				Vb		●				
カモメ	<i>Larus canus kamitschatschensis</i>					Vb		○				
ワシカモメ	<i>Larus glaucescens</i>	LC				Vb		●				
シロカモメ	<i>Larus hyperboreus</i>	LC				Vb				●		
シロカモメ	<i>Larus hyperboreus pallidissimus</i>					Vb				○		
セグロカモメ	<i>Larus argentatus</i>	LC				Wv		●		●		
セグロカモメ	<i>Larus argentatus vegae</i>					Wv		○		○		
オオセグロカモメ	<i>Larus schistisagus</i>	LC				Vb		●				
ハシブトアジサシ	<i>Gelochelidon nilotica</i>	LC				Pm		●	●	●		
ハシブトアジサシ	<i>Gelochelidon nilotica nilotica</i>					Pm		○	○	○		
オニアジサシ	<i>Sterna caspia</i>	LC				Vb		●				IUCN-RL: <i>Hydroprogne caspia</i>
オオアジサシ	<i>Sterna bergii</i>	LC				Vb		●	●	●		IUCN-RL: <i>Thalasseus bergii</i>
オオアジサシ	<i>Sterna bergii cristata</i>		VU			Vb		○	○	○		

和名	学名	IUCN 2001年レッドリスト	環境省2018年レッドリスト	国内希少野生動物種	国指定天然記念物	渡り区分	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
コアジサシ	<i>Sterna albibrons</i>	LC				Sv	●	●	●		IUCN-RL: <i>Sterna albibrons</i>
コアジサシ	<i>Sterna albibrons sinensis</i>		VU			Sv	○	○			
マミゾロアジサシ	<i>Sterna anaethetus</i>	LC				Sv	●	●	●		IUCN-RL: <i>Onychoprion anaethetus</i>
マミゾロアジサシ	<i>Sterna anaethetus anaethetus</i>					Sv	○	○	○		
セグロアジサシ	<i>Sterna fuscata</i>	LC				Pm/Sv	●	●	●		IUCN-RL: <i>Onychoprion fuscatus</i>
セグロアジサシ	<i>Sterna fuscata nubilosa</i>					Pm/Sv	○	○	○		
ベニアジサシ	<i>Sterna dougalli</i>	LC				Sv	●	●	●		
ベニアジサシ	<i>Sterna dougalli bangsi</i>		VU			Sv	○	○	○		
エリゴロアジサシ	<i>Sterna sumatrana</i>	LC	VU			Sv	●	●	●		
アジサシ	<i>Sterna hirundo</i>	LC				Pm	●	●	●		
アジサシ	<i>Sterna hirundo longipennis</i>					Pm	○	○	○		
クロハラアジサシ	<i>Chlidonias hybrida</i>	LC				Pm	●	●	●		
クロハラアジサシ	<i>Chlidonias hybrida javanicus</i>					Pm	○	○	○		
ハジロクロハラアジサシ	<i>Chlidonias leucopterus</i>	LC				Pm	●	●	●		
トウゾクカモメ科											
トウゾクカモメ	<i>Stercorarius pomarinus</i>	LC				Pm		●	●		
ウミスズメ科											
ヒメウミスズメ	<i>Alle alle</i>	LC				Vb		●			
ヒメウミスズメ (亜種不明)	<i>Alle alle ssp.</i>					Vb		○			
マダラウミスズメ	<i>Brachyramphus perdix</i>	NT	DD			Vb	●				
ウミスズメ	<i>Synthliboramphus antiquus</i>	LC	CR			Vb	●		●		
カンムリウミスズメ	<i>Synthliboramphus wumizusume</i>	VU	VU		NM	Vb			●		
タカ目											
ミサゴ科											
ミサゴ	<i>Pandion haliaetus</i>	LC				Rb-Wv	●	●	●		
ミサゴ	<i>Pandion haliaetus haliaetus</i>		NT			Rb-Wv	○	○	○		
タカ科											
ハチクマ	<i>Pernis ptilorhynchus</i>	LC				Pm	●	●	●		
ハチクマ	<i>Pernis ptilorhynchus orientalis</i>		NT			Pm	○	○	○		
カタグロトビ	<i>Elanus caeruleus</i>	LC				Vb			●		
カタグロトビ	<i>Elanus caeruleus hypoleucus</i>					Vb			○		
トビ	<i>Milvus migrans</i>	LC				Wv			●		
トビ	<i>Milvus migrans lineatus</i>					Wv	○		○		
オジロワシ	<i>Haliaeetus albicilla</i>	LC				Vb	●		●		

和名	学名	IUCN 2008レッドリスト	環境省レッドリスト	国内希少野生動物種	国指定天然記念物	渡り区分	中環性*及び南環性の	中環球			南環球	備考
								奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
オジョロワシ	<i>Haliaeetus albicilla albicilla</i>		VU	■	NM*	Vb		○			○	*和名の「オジョロワシ」で天然記念物指定。本亜種が該当。
オオワシ	<i>Haliaeetus pelagicus</i>	VU	VU	■	NM	Vb		●				
クロハゲワシ	<i>Aegypius monachus</i>	NT				Vb					●	
カンムリワシ	<i>Spilornis cheela</i>	LC				Rb					●	
カンムリワシ	<i>Spilornis cheela perplexus</i>		CR	■	SNM*	Rb	e				○	*和名の「カンムリワシ」で天然記念物指定。本亜種が該当
チュウヒ	<i>Circus spilonotus</i>	LC				Wv		●			●	
チュウヒ	<i>Circus spilonotus spilonotus</i>	LC	EN			Wv		○			○	
ハイイロチュウヒ	<i>Circus cyaneus</i>	LC				Wv		●			●	
ハイイロチュウヒ	<i>Circus cyaneus cyaneus</i>	LC				Wv		○			○	
マダラチュウヒ	<i>Circus melanoleucos</i>	LC				Vb		●			●	
アカハラダカ	<i>Accipiter soloensis</i>	LC				Pm		●			●	
ツミ	<i>Accipiter gularis</i>	LC				Rb		●			●	IUCN-RL: <i>Accipiter gularis</i>
ツミ	<i>Accipiter gularis gularis</i>					Rb		○			○	
リュウキュウツミ	<i>Accipiter gularis iwasakii</i>		EN			Rb	e	○			○	
ハイタカ	<i>Accipiter nisus</i>	LC				Wv		●			●	
ハイタカ	<i>Accipiter nisus nisosimilis</i>		NT			Wv		○			○	
オオタカ	<i>Accipiter gentilis</i>	LC				Wv		●			●	
オオタカ	<i>Accipiter gentilis fuyiyamae</i>		NT	■		Wv		○			○	
サシバ	<i>Accipiter gentilis fuyiyamae</i>	LC	VU			Pm/Wv		●			●	
ノスリ	<i>Buteo buteo</i>	LC				Wv		●			●	IUCN-RL: <i>Buteo japonicus</i>
ノスリ	<i>Buteo buteo japonicus</i>					Wv		○			○	
オオノスリ	<i>Buteo hemilasius</i>	LC				Vb		●			●	
オオノスリ	<i>Buteo lagopus</i>	LC				Vb		●			●	
ケアシノスリ	<i>Buteo lagopus menzbieri</i>					Vb		○			○	
カタシロワシ	<i>Aquila heliaca</i>	VU				Vb					●	
クマタカ	<i>Nisaetus nipalensis</i>	LC				Vb					●	
クマタカ	<i>Nisaetus nipalensis orientalis</i>		EN	■		Vb					○	
フクロウ目												
メンフクロウ科												
メンフクロウ科	<i>Tyto longimembris</i>	LC				Vb					●	
メンフクロウ科	<i>Tyto longimembris ssp.</i>					Vb					○	
フクロウ科												
フクロウ科	<i>Otus tempiji</i>	LC				Vb					●	
フクロウ科	<i>Otus tempiji semitorques</i>					Vb					○	IUCN-RL: <i>Otus semitorques</i>

和名	学名	IUCN 2008レッドリスト	環境省2018レッドリスト	国内希少野生動植物種	国指定天然記念物	渡り区分	中環性*及び南環性の	中琉球			南琉球	備考
								奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
リュウキュウオオコノハズク	<i>Otus lempiji pyyeri</i>	VU				Rb	e	○			○	
コノハズク	<i>Otus sumia</i>	LC				Pm					●	
リュウキュウコノハズク	<i>Otus sumia japonicus</i>					Pm					○	
リュウキュウコノハズク	<i>Otus elegans</i>	NT				Rb		●			●	
ワシミズク	<i>Otus elegans elegans</i>					Rb		○			○	
タイリクワシミズク	<i>Bubo bubo</i>	LC	CR			Vb		●				
アオハズク	<i>Bubo bubo kiauschiensis</i>					Vb		○				
アオハズク	<i>Ninox scutulata</i>	LC				Rb		●			●	
アオハズク	<i>Ninox scutulata japonica</i>					Vb		○			○	
リュウキュウアオハズク	<i>Ninox scutulata tologo</i>					Rb		○			○	
トラフズク	<i>Asio otus</i>	LC				Vb		●			●	
トラフズク	<i>Asio otus otus</i>					Vb		○			○	
コミミズク	<i>Asio flammeus</i>	LC				Wv		●			●	
コミミズク	<i>Asio flammeus flammeus</i>					Wv		○			○	
サイチョウ目												
ヤツガシラ科												
ヤツガシラ	<i>Upupa epops</i>	LC				Pm		●			●	
ヤツガシラ	<i>Upupa epops saturata</i>					Pm		○			○	
ブッポウソウ目												
カウセミ科												
アカショウビン	<i>Halcyon coromanda</i>	LC				Sv		●			●	
リュウキュウアカショウビン	<i>Halcyon coromanda bangsi</i>					Sv		○			○	
アオショウビン	<i>Halcyon smyrnensis</i>	LC				Vb					○	
アオショウビン (亜種不明)	<i>Halcyon smyrnensis ssp.</i>					Vb						
ヤマショウビン	<i>Halcyon pileata</i>	LC				Vb		●			●	
ナンヨウショウビン	<i>Todiramphus chloris</i>	LC				Vb					○	
ナンヨウショウビン	<i>Todiramphus chloris collaris</i>					Vb					○	
カウセミ	<i>Alcedo atthis</i>	LC				Rb		●			●	
カウセミ	<i>Alcedo atthis bengalensis</i>					Rb		○			○	
ハチクイ科												
ハリオハチクイ	<i>Merops philippinus</i>											
ブッポウソウ科												
ブッポウソウ	<i>Eurystomus orientalis</i>	LC				Pm		●			●	
ブッポウソウ	<i>Eurystomus orientalis calonyx</i>		EN			Pm		○			○	

和名	学名	IUCN 2001年レッドリスト (2001年レッドリスト)	環境省レッドリスト (2008年レッドリスト)	国内希少野生動物植物種	国指定天然記念物*	渡り区分*	中琉球及び南琉球の 固有種*	中琉球			南琉球	備考
								奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
キツキ目												
キツキ科												
アリスイ	<i>Jynx torquilla</i>	LC				Vb		●				
アリスイ	<i>Jynx torquilla japonica</i>					Vb		○				
コガラ	<i>Dendrocopos kizuki</i>	LC				Rb		●	●		IUCN-RL: <i>Picoides kizuki</i>	
アマミコガラ	<i>Dendrocopos kizuki amamii</i>					Rb	e	○	○			
リュウキウコガラ	<i>Dendrocopos kizuki nigrescens</i>					Rb	e		○			
オリコガラ	<i>Dendrocopos kizuki orii</i>					Rb	e			○		
オオアカガラ	<i>Dendrocopos leucotos</i>	LC				Rb		●				
オーストンオオアカガラ	<i>Dendrocopos leucotos owstoni</i>	NT	VU	■	NM	Rb	e	○			IUCN-RL: <i>Dendrocopos owstoni</i>	
ノグチガラ	<i>Sapheopipo noguchii</i>	CR	CR	■	SNM	Rb	E		●		IUCN-RL: <i>Dendrocopos noguchii</i>	
ハヤブサ目												
ハヤブサ科												
ヒメチョウゲンボウ	<i>Falco naumanni</i>	LC				Vb				●		
チョウゲンボウ	<i>Falco tinnunculus</i>	LC				Wv		●	●	●		
チョウゲンボウ	<i>Falco tinnunculus interstrictus</i>					Wv		○	○	○		
アカアシチョウゲンボウ	<i>Falco amurensis</i>	LC				Vb		○	○	○		
コチョウゲンボウ	<i>Falco columbarius</i>	LC				Vb		●	●	●		
コチョウゲンボウ	<i>Falco columbarius insignis</i>					Vb				○		
チゴハヤブサ	<i>Falco subbuteo</i>	LC				Pm		●	●	●		
チゴハヤブサ	<i>Falco subbuteo subbuteo</i>					Pm		○	○	○		
ハヤブサ	<i>Falco peregrinus</i>	LC				Wv		●	●	●		
ハヤブサ	<i>Falco peregrinus japonensis</i>		VU	■		Wv		○	○	○		
オオハヤブサ	<i>Falco peregrinus pealei</i>					Vb				○		
スズメ目												
ヤイロチョウ科												
ヤイロチョウ	<i>Ptila nympha</i>	VU	EN	■		Vb		●				
モリツバメ科												
モリツバメ	<i>Artamus leucorhynchus</i>	LC				Vb				●		
モリツバメ	<i>Artamus leucorhynchus leucorhynchus</i>					Vb				○		
サンショウウオ科												
アサクラサンショウウオ	<i>Coreacina melaschistos</i>	LC				Vb				●	IUCN-RL: <i>Lalage melaschistos</i>	
アサクラサンショウウオ	<i>Coreacina melaschistos intermedia</i>					Vb				○		
サンショウウオ	<i>Pericrocotus divaricatus</i>	LC				Rb		●	●	●		

和名	学名	IUCN 2018レッドリスト (2018年11月現在)	環境省 レッドリスト (2015年11月現在)	国内希少野生動物種	国指定天然記念物	渡り区分	中環性*及び南環性の 島嶼性*	中環球			南環球	備考	
								奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島		
サンショウクイ	<i>Pericrocotus divaricatus divaricatus</i>		VU			Pm							
リュウキュウサンショウクイ	<i>Pericrocotus divaricatus tegimae</i>					Rb							IUCN-RL: <i>Pericrocotus tegimae</i>
コウライウグイス科													
コウライウグイス	<i>Oriolus chinensis</i>	LC				Vb							
コウライウグイス	<i>Oriolus chinensis diffusus</i>					Vb							
オウチュウ科													
オウチュウ	<i>Dicrurus macrocerus</i>	LC				Vb							
オウチュウ (亜種不明)	<i>Dicrurus macrocerus ssp.</i>					Vb							
ハイイロオウチュウ	<i>Dicrurus leucophaeus</i>	LC				Vb							
ハイイロオウチュウ	<i>Dicrurus leucophaeus leucogenis</i>					Vb							
カサギヒタキ科													
サンコウチョウ	<i>Terpsiphone atrocaudata</i>	NT				Sv							
リュウキュウサンコウチョウ	<i>Terpsiphone atrocaudata illex</i>					Sv							
モズ科													
チゴモズ	<i>Lanius tigrinus</i>	LC	CR			Vb							
モズ	<i>Lanius bucephalus</i>	LC				Wv							
モズ	<i>Lanius bucephalus bucephalus</i>					Wv							
アカモズ	<i>Lanius cristatus</i>	LC				Wv							
シマアカモズ	<i>Lanius cristatus lucionensis</i>					Wv							
アカモズ	<i>Lanius cristatus superciliosus</i>		EN			Wv							
モウアカモズ	<i>Lanius isabellinus</i>	LC				Vb							
モウアカモズ (亜種不明)	<i>Lanius isabellinus ssp.</i>					Vb							
タカサゴモズ	<i>Lanius schach</i>	LC				Vb							
タカサゴモズ	<i>Lanius schach schach</i>					Vb							
オオカラモズ	<i>Lanius sphenocercus</i>	LC				Vb							
オオカラモズ	<i>Lanius sphenocercus sphenocercus</i>					Vb							
カラス科													
ルリカケス	<i>Garrulus lithi</i>	VU			NM	Rb							
コクマルガラス	<i>Corvus dauricus</i>	LC				Vb							
ミヤマガラス	<i>Corvus frugilegus</i>	LC				Vb							
ミヤマガラス	<i>Corvus frugilegus pastinator</i>					Vb							
ハシブトガラス	<i>Corvus macrorhynchos</i>	LC				Rb							
リュウキュウハシブトガラス	<i>Corvus macrorhynchos connectens</i>					Rb							e
オサハシブトガラス	<i>Corvus macrorhynchos osai</i>					Rb							e

和名	学名	IUCN 2008レッドリスト (2011年更新)	環境省レッドリスト (2008年更新)	国内希少野生動物種 指定天然記念物	渡り区分	固有性*及び南琉球の * 南琉球の固有種	中琉球			南琉球	備考	
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島		
キウイタダキ科												
キウイタダキ	<i>Regulus regulus</i>	LC			Wv			●	●	●		
キウイタダキ	<i>Regulus regulus japonensis</i>				Wv			○	○	○		
ツリスガラ科												
ツリスガラ	<i>Remiz pendulinus</i>	LC			Vb			●				
ツリスガラ	<i>Remiz pendulinus consobrinus</i>				Vb			○			IUCN-RL: <i>Remiz consobrinus</i>	
シジュウカラ												
ヤマガラ	<i>Poecile varius</i>	LC			Rb			●	●	●		IUCN-RL: <i>Sittiparus varius</i>
ヤクシヤマガラ	<i>Poecile varius yakushimensis</i>				Vb			○				
アマミヤマガラ	<i>Poecile varius amami</i>				Rb			○	○			
オリイヤマガラ	<i>Poecile varius olivaceus</i>		NT		Rb					○		IUCN-RL: <i>Sittiparus olivaceus</i>
ヒガラ	<i>Periparus ater</i>	LC			?							IUCN-RL: <i>Parus ater</i>
シジュウカラ	<i>Parus minor</i>	LC			Rb			●	●	●		IUCN-RL: <i>Parus major</i>
アマミシジュウカラ	<i>Parus minor amamiensis</i>				Rb			○	○			
オキナワシジュウカラ	<i>Parus minor okinawae</i>				Rb							
イシガキシジュウカラ	<i>Parus minor nigriloris</i>				Rb				○	○		
ヒバリ科												
ヒメコウテンシ	<i>Calandrella brachydactyla</i>	LC			Vb			●				
ヒメコウテンシ	<i>Calandrella brachydactyla longipennis</i>				Vb			○				
コヒバリ	<i>Calandrella cheleensis</i>	LC			Vb			●				IUCN-RL: <i>Alaudala rufescens</i>
コヒバリ	<i>Calandrella cheleensis cheleensis</i>				Vb			○				
ヒバリ	<i>Alauda arvensis</i>	LC			Vb			●	●	●		
ヒバリ	<i>Alauda arvensis japonica</i>				Vb			○	○	○		
ツバメ科												
シヨウドウツバメ	<i>Riparia riparia</i>	LC			Pm			●	●	●		
シヨウドウツバメ	<i>Riparia riparia lijnae</i>				Pm			○	○	○		
ツバメ	<i>Hirundo rustica</i>	LC			Pm			●	●	●		
アカハラツバメ	<i>Hirundo rustica saturata</i>				Vb					○		
ツバメ	<i>Hirundo rustica gutturalis</i>				Pm			○	○	○		
リュウキュウツバメ	<i>Hirundo tahitica</i>	LC			Rb			●	●	●		
リュウキュウツバメ	<i>Hirundo tahitica namiyei</i>				Rb			○	○	○		
コシアカツバメ	<i>Hirundo daurica</i>	LC			Pm			●	●	●		IUCN-RL: <i>Cecropis daurica</i>
コシアカツバメ	<i>Hirundo daurica japonica</i>				Pm			○	○	○		
ニシイワツバメ	<i>Delichon urbicum</i>	LC			Vb			●				

和名	学名	IUCNレッドリスト (2008年11月時点)	環境省レッドリスト (2008年11月時点)	国内希少野生動植物種	国指定天然記念物*	渡り区分*	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
ニシイワツバメ	<i>Delichon urbicum lagopodium</i>					Vb					
イワツバメ	<i>Delichon dasypus</i>	LC				Pm	●		●		
イワツバメ	<i>Delichon dasypus</i>					Pm	○	○	○		
ヒヨドリ科											
シロガシラ	<i>Pycnonotus sinensis</i>	LC				Rb		●	●		
シロガシラ	<i>Pycnonotus sinensis sinensis</i>					Rb			○		
シロガシラ (亜種不明)	<i>Pycnonotus sinensis ssp.</i>					Rb		○			
ヒヨドリ	<i>Hypsipetes amaurotis</i>	LC				Rb	●	●	●		
ヒヨドリ	<i>Hypsipetes amaurotis amaurotis</i>					Rb	○	○	○		
アマミヒヨドリ	<i>Hypsipetes amaurotis ogatae</i>					Rb	○	○			
リュウキュウヒヨドリ	<i>Hypsipetes amaurotis pryrei</i>					Rb		○			
イシガキヒヨドリ	<i>Hypsipetes amaurotis stejnegeri</i>					Rb		○	○		
ウグイス科											
ウグイス	<i>Cettia diphone</i>	LC				Rb	●	●	●		IUCN-RL: <i>Horornis diphone</i>
チオウセンウグイス	<i>Cettia diphone borealis</i>					Vb	○				
ウグイス	<i>Cettia diphone cantans</i>					Wv		○			
ダイトウウグイス	<i>Cettia diphone restricta</i>		DD*			Rb*	○	○	○		
リュウキュウウグイス	<i>Cettia diphone riukiensis</i>					Wv	○	○	○		
ヤブサメ	<i>Urosphena squameiceps</i>	LC				Wv	●	●	●		
ムシクイ科											
キタヤナギムシクイ	<i>Phylloscopus trochilus</i>	LC				Vb	●				
キタヤナギムシクイ	<i>Phylloscopus trochilus yakutensis</i>					Vb	○				
ムジセッカ	<i>Phylloscopus fuscatus</i>	LC				Vb	●	●	●		
ムジセッカ	<i>Phylloscopus fuscatus fuscatus</i>					Vb	○	○	○		
カラフトムジセッカ	<i>Phylloscopus schwarzi</i>	LC				Vb		●	●		
カラフトムシクイ	<i>Phylloscopus proregulus</i>	LC				Vb			●		
キマユムシクイ	<i>Phylloscopus inornatus</i>	LC				Wv	●	●	●		
コムシクイ	<i>Phylloscopus borealis</i>	LC				Pm/Wv			●		
アメリカコムシクイ	<i>Phylloscopus borealis kernicotti</i>					Pm/Wv			○		
オオムシクイ	<i>Phylloscopus examinandus</i>		DD			Pm					
メボソムシクイ	<i>Phylloscopus xanthooides</i>	LC				Pm		●	●		IUCN-RL: <i>Phylloscopus borealis</i>
エソムシクイ	<i>Phylloscopus borealoides</i>	LC				Vb	●				

和名	学名	IUCN レッドリスト (2018年)	環境省 レッドリスト (2018年)	国内希少野生動物植物種	国指定天然記念物*	渡り区分*	中環性*及び南環性の 島嶼性*	中琉球			南琉球	備考
								奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
センダイムシクイ	<i>Phylloscopus coronatus</i>	LC				Vb		●				
イイジマムシクイ	<i>Phylloscopus ijimae</i>	VU	VU		NM	Vb		●		●		
ズグロムシクイ科												
コノドジロムシクイ	<i>Sylvia curruca</i>	LC				Vb		●				
コノドジロムシクイ (亜種不明)	<i>Sylvia curruca ssp.</i>					Vb		○				
メジロ科												
メジロ	<i>Zosterops japonicus</i>	LC				Rb		●		●		
メジロ	<i>Zosterops japonicus japonicus</i>					Wv			○			
リュウキュウメジロ	<i>Zosterops japonicus lochooensis</i>					Rb	e	○	○	○		
センニユウ科												
シマセンニユウ	<i>Locustella ochotensis</i>	LC				Pm				●		
ウチヤマセンニユウ	<i>Locustella pleskei</i>	VU	EN			Vb		●				
エゾセンニユウ	<i>Locustella fasciolata</i>	LC				Vb		●		●		
エゾセンニユウ	<i>Locustella fasciolata amnicola</i>					Vb		○	○	○		
ヨシキリ科												
オオヨシキリ	<i>Acrocephalus orientalis</i>	LC				Pm		●		●		IUCN-RL: <i>Acrocephalus arundinaceus</i>
コヨシキリ	<i>Acrocephalus bistrigiceps</i>	LC				Vb		●		●		
コヨシキリ	<i>Acrocephalus bistrigiceps bistrigiceps</i>					Vb		○		○		
セッカ科												
セッカ	<i>Cisticola juncidis</i>	LC				Rb		●		●		
セッカ	<i>Cisticola juncidis bruniceps</i>					Rb		○	○	○		
レンジャク科												
レンジャク	<i>Bombycilla garrulus</i>	LC				Wv		●		●		
レンジャク	<i>Bombycilla garrulus centralasiae</i>					Wv		○	○	○		
レンジャク	<i>Bombycilla japonica</i>	NT				Wv		●		●		
ミソサザイ科												
ミソサザイ	<i>Troglodytes troglodytes</i>	LC				Wv				●		
ミソサザイ	<i>Troglodytes troglodytes fumigatus</i>					Wv			○	○		
ムクドリ科												
ムクドリ	<i>Spodiopsar sericeus</i>	LC				Vb		●		●		IUCN-RL: <i>Sturnus sericeus</i>
ムクドリ	<i>Spodiopsar cineraceus</i>	LC				Wv/Rb		●		●		IUCN-RL: <i>Sturnus cineraceus</i>
ムクドリ	<i>Agropsar sturninus</i>	LC				Vb		●		●		IUCN-RL: <i>Sturnus sturninus</i>
ムクドリ	<i>Agropsar philippensis</i>	LC				Pm/Wv		●		●		IUCN-RL: <i>Sturnus philippensis</i>
カラムクドリ	<i>Sturnia sinensis</i>	LC				Wv		●		●		IUCN-RL: <i>Sturnus sinensis</i>

和名	学名	IUCN 2008レッドリスト (1種)*リスト	環境省レッドリスト (2種)*リスト	国内希少野生動物種	国指定天然記念物*3	渡り区分*4	中環性*5及び南環性の	中環球			南環球	備考
								奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
バライロムクドリ	<i>Pastor roseus</i>	LC				Vb						IUCN-RL: <i>Sturnus roseus</i>
ホシムクドリ	<i>Sturnus vulgaris</i>	LC				Vb					●	
ホシムクドリ	<i>Sturnus vulgaris poliarisus</i>					Vb					○	
ヒタキ科												
マミジロ	<i>Zoothera sibirica</i>	LC				Pm			●		●	
マミジロ	<i>Zoothera sibirica davisoni</i>					Pm			○		○	
トラツグミ	<i>Zoothera dauma</i>	LC				Rb		●			●	IUCN-RL: <i>Zoothera aurea</i>
トラツグミ	<i>Zoothera dauma aurea</i>					Wv					○	
オオトラツグミ	<i>Zoothera dauma major</i>	NT	VU	■	NM	Rb	e					IUCN-RL: <i>Zoothera major</i>
コトラツグミ	<i>Zoothera dauma horstfeldi</i>	DD				Rb	e					
カラアカハラ	<i>Turdus hortulorum</i>	LC				Vb					●	
クロツグミ	<i>Turdus cardis</i>	LC				Vb		●			●	
クロウタドリ	<i>Turdus merula</i>	LC				Vb		●			●	
クロウタドリ	<i>Turdus merula mandarinus</i>					Vb					○	
マミチャジナイ	<i>Turdus obscurus</i>	LC				Wv		●			●	
シロハラ	<i>Turdus pallidus</i>	LC				Wv		●			●	
アカハラ	<i>Turdus chrysolaus</i>	LC				Wv		●			●	
アカハラ	<i>Turdus chrysolaus chrysolaus</i>					Wv					○	
ノドグロツグミ	<i>Turdus ruficollis</i>	LC				Vb					●	
ノドアカツグミ	<i>Turdus ruficollis ruficollis</i>					Vb					○	
ツグミ	<i>Turdus naumanni</i>	LC				Wv		●			●	
ツグミ	<i>Turdus naumanni eunomus</i>					Wv					○	
ハチジョウツグミ	<i>Turdus naumanni naumanni</i>					Wv					○	
コマドリ	<i>Luscinia akahige</i>	LC				Vb		●			○	IUCN-RL: <i>Luscinia akahige</i>
コマドリ	<i>Luscinia akahige akahige</i>					Vb					○	
アカヒゲ	<i>Luscinia komadori</i>	NT		■	NM	Rb		●			●	IUCN-RL: <i>Luscinia komadori</i> *和名「アカヒゲ」で天然記念物指定。種アカヒゲに属する3亜種が含まれる。
アカヒゲ	<i>Luscinia komadori komadori</i>					Rb-Wv		○			○	IUCN-RL: <i>Luscinia komadori</i> *和名「アカヒゲ」で天然記念物指定。本亜種が含まれる。
ホントウアカヒゲ	<i>Luscinia komadori namiyei</i>	NT	EN	■	NM	Rb	e				○	IUCN-RL: <i>Luscinia namiyei</i> *和名「アカヒゲ」で天然記念物指定。本亜種が含まれる。
オガワコマドリ	<i>Luscinia svecica</i>	LC				Vb		●			●	IUCN-RL: <i>Cyanecula svecica</i>
オガワコマドリ	<i>Luscinia svecica svecica</i>					Vb					○	
ノゴマ	<i>Luscinia calliope</i>	LC				Wv		●			●	IUCN-RL: <i>Calliope calliope</i>
ルリビタキ	<i>Tarsiger cyanurus</i>	LC				Wv		●			●	
ルリビタキ	<i>Tarsiger cyanurus cyanurus</i>					Wv					○	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018年)	環境省レッドリスト (2018年)	国内希少野生動物種	国指定天然記念物	渡り区分	中琉球及び南琉球の 固有種	中琉球			南琉球	備考
								奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
クロジョウビタキ	<i>Phoenicurus ochruros</i>	LC				Vb					●	
クロジョウビタキ	<i>Phoenicurus ochruros rufiventris</i>					Vb					○	
ジョウビタキ	<i>Phoenicurus aureus</i>	LC				Wv	●	●			●	
ジョウビタキ	<i>Phoenicurus aureus aureus</i>					Wv	○	○			○	
マミジロノビタキ	<i>Saxicola rubetra</i>	LC				Vb						
ノビタキ	<i>Saxicola torquatus</i>	LC				Pm/Wv	●	●			●	
ノビタキ	<i>Saxicola torquatus stejnegeri</i>					Pm/Wv	○	○			○	
クロノビタキ	<i>Saxicola caprata</i>	LC				Vb					●	
ヤマザキビタキ	<i>Saxicola ferreus</i>	LC				Vb					●	
イナハビタキ	<i>Oenanthe isabellina</i>	LC				Vb		●				
ハシグロビタキ	<i>Oenanthe oenanthe</i>	LC				Vb					●	
ハシグロビタキ	<i>Oenanthe oenanthe oenanthe</i>					Vb					○	
インビヨドリ	<i>Monticola solitarius</i>	LC				Rb	●	●			●	
アオハラインビヨドリ	<i>Monticola solitarius pando</i>					Vb	○	○			○	
インビヨドリ	<i>Monticola solitarius philippensis</i>					Rb	○	○			○	
ヒメインビヨ	<i>Monticola gularis</i>	LC				Vb					●	
エゾビタキ	<i>Muscicapa griseisticta</i>	LC				Pm	●	●			●	
サメビタキ	<i>Muscicapa sibirica</i>	LC				Vb	●	●			●	
サメビタキ	<i>Muscicapa sibirica sibirica</i>					Vb	○	○			○	
コサメビタキ	<i>Muscicapa dauurica</i>	LC				Pm	●				●	
コサメビタキ	<i>Muscicapa dauurica dauurica</i>					Pm	○	○			○	
マミジロキビタキ	<i>Ficedula zanthopygia</i>	LC				Vb					●	
キビタキ	<i>Ficedula narsissina</i>	LC				Rb	●	●			●	
キビタキ	<i>Ficedula narsissina narsissina</i>					Wv/Pm	○	○			○	
リュウキュウキビタキ	<i>Ficedula narsissina owstoni</i>		DD			Rb	○	○			○	IUCN-RL: <i>Ficedula owstoni</i>
ムギマキ	<i>Ficedula mugimaki</i>	LC				Vb					●	
オジロビタキ	<i>Ficedula albicilla</i>	LC				Vb		●			●	
オオルリ	<i>Cyanoptila cyanomelana</i>	LC				Pm	●	●			●	
オオルリ	<i>Cyanoptila cyanomelana cyanomelana</i>					Pm	○	○			○	
スズメ科												
ニューナイスズメ	<i>Passer rutilans</i>	LC				Vb	●	●			●	IUCN-RL: <i>Passer cinamomeus</i>
ニューナイスズメ	<i>Passer rutilans rutilans</i>					Vb	○	○			○	
スズメ	<i>Passer montanus</i>	LC				Rb	●	●			●	
スズメ	<i>Passer montanus saturatus</i>					Rb	○	○			○	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018年リスト)	環境省レッドリスト (2018年リスト)	国内希少野生動物植物種	国指定天然記念物*	渡り区分*	中琉球及び南琉球の 固有性*	中琉球			南琉球	備考
								奄美大島	徳之島	沖縄島北部		
セキレイ科												
イワミセキレイ	<i>Dendronanthus indicus</i>	LC				Vb		●	●	●		
ツメナガセキレイ	<i>Motacilla flava</i>	LC				Pm		●	●	●		
キタツメナガセキレイ	<i>Motacilla flava macronyx</i>					Vb				○		
マミジロツメナガセキレイ	<i>Motacilla flava simillima</i>					Pm				○		
ツメナガセキレイ	<i>Motacilla flava taiwana</i>					Wv/Pm		○	○	○		
キガシラセキレイ	<i>Motacilla citreola</i>	LC				Vb		●	○			
キガシラセキレイ	<i>Motacilla citreola citreola</i>					Vb		○	○			
キセキレイ	<i>Motacilla cinerea</i>	LC				Wv		●		●		
キセキレイ	<i>Motacilla cinerea cinerea</i>					Wv		○	○	○		
ハクセキレイ	<i>Motacilla alba</i>	LC				Wv		●	●	●		
メンガタハクセキレイ	<i>Motacilla alba personata</i>					Vb				○		
タイワンハクセキレイ	<i>Motacilla alba ocularis</i>					Vb						
ハクセキレイ	<i>Motacilla alba lugens</i>					Wv		○	○	○		
ホオジロハクセキレイ	<i>Motacilla alba leucopsis</i>					Wv		○	○	○		
セグロセキレイ	<i>Motacilla grandis</i>	LC				Vb		●	●	●		
マミジロタヒバリ	<i>Anthus richardi</i>	LC				Wv		●	●	●		
マミジロタヒバリ	<i>Anthus richardi richardi</i>					Wv		○	○	○		
マミジロタヒバリ	<i>Anthus godlewskii</i>	LC				Vb		●		●		
マキハタヒバリ	<i>Anthus pratensis</i>	NT				Vb		●				
マキハタヒバリ (亜種不明)	<i>Anthus pratensis ssp.</i>					Vb		○				
ピンズイ	<i>Anthus hodgsoni</i>	LC				Wv		●	●	●		
ピンズイ	<i>Anthus hodgsoni hodgsoni</i>					Wv		○	○	○		
セジロタヒバリ	<i>Anthus gustavi</i>	LC				Vb				●		
セジロタヒバリ	<i>Anthus gustavi gustavi</i>					Vb				○		
ムネアカタヒバリ	<i>Anthus cervinus</i>	LC				Wv		●	●	●		
タヒバリ	<i>Anthus rubescens</i>	LC				Wv		●	●	●		
タヒバリ	<i>Anthus rubescens japonicus</i>					Wv		○	○	○		
アトリ科												
アトリ	<i>Fringilla montifringilla</i>	LC				Wv			●			
カワラヒワ	<i>Chloris sinica</i>	LC				Wv		●		●		
オオカワラヒワ	<i>Chloris sinica kawarahaiba</i>					Wv		○	○	○		
カワラヒワ	<i>Chloris sinica minor</i>					Vb						
マヒワ	<i>Carduelis spinus</i>	LC				Wv		●		●		IUCN-RL: <i>Spinus spinus</i>

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年8月1日現在)	国内希少野生動植物種	国指定天然記念物*	渡り区分*	中琉球及び南琉球の 固有性*	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	
ベニヒワ	<i>Carduelis flammea</i>	LC			Vb				●	●	IUCN-RL: <i>Acanthis flammea</i>
ベニヒワ	<i>Carduelis flammea flammea</i>				Vb				○	○	
アカマンコ	<i>Carpodacus erythrinus</i>	LC			Vb		●				
アカマンコ	<i>Carpodacus erythrinus grebnitskii</i>				Vb		○				
オオマンコ	<i>Carpodacus roseus</i>	LC			Vb			●			
イスカ	<i>Loxia curvirostra</i>	LC			Vb			●			
イスカ	<i>Loxia curvirostra japonica</i>				Vb			○			
ウン	<i>Pyrrhula pyrrhula</i>	LC			Vb			●			
ウン	<i>Pyrrhula pyrrhula griseiventris</i>				Vb			○			
シメ	<i>Coccothraustes coccothraustes</i>	LC			Wv		●		●		
シメ	<i>Coccothraustes coccothraustes japonicus</i>				Wv		○		○		
コイカル	<i>Eophona migratoria</i>	LC			Vb		●		●		
コイカル	<i>Eophona migratoria migratoria</i>				Vb		○		○		
イカル	<i>Eophona personata</i>	LC			Vb		●		●		
イカル	<i>Eophona personata personata</i>				Vb		○		○		
ツメナガホオジロ科											
ツメナガホオジロ	<i>Calcarius lapponicus</i>	LC			Vb		●		●		
ツメナガホオジロ	<i>Calcarius lapponicus coloratus</i>				Vb		○		○		
レンジャクノジロ	<i>Emberiza lathami</i>	LC			Vb			●		●	
シラガホオジロ	<i>Emberiza leucocephalos</i>	LC			Vb		●				
シラガホオジロ	<i>Emberiza leucocephalos leucocephalos</i>				Vb		○		○		
ホオジロ	<i>Emberiza cioides</i>	LC			Vb		●		●		
ホオジロ	<i>Emberiza cioides ciopsis</i>				Vb		○		○		
ズアホオジロ	<i>Emberiza hortulana</i>	LC			Vb		●		●		
シロハラホオジロ	<i>Emberiza tristrami</i>	LC			Vb		●		●		
ホオアカ	<i>Emberiza fucata</i>	LC			Wv		●		●		
ホオアカ	<i>Emberiza fucata fucata</i>				Wv		○		○		
コホオアカ	<i>Emberiza pusilla</i>	LC			Wv		●		●		
キマユホオジロ	<i>Emberiza chrysophrys</i>	LC			Vb		●		●		
カシラダカ	<i>Emberiza rustica</i>	LC			Vb		●		●		
カシラダカ	<i>Emberiza rustica latifascia</i>				Vb		○		○		
ミヤマホオジロ	<i>Emberiza elegans</i>	LC			Wv		●		●		
ミヤマホオジロ	<i>Emberiza elegans elegans</i>				Wv		○		○		
シマアオジ	<i>Emberiza aureola</i>	EN			Vb		●		●		

和名	学名	IUCN 2001年レッドリスト	環境省レッドリスト	国内希少野生動物種	国指定天然記念物*	渡り区分*	固有種性及び南琉球の	中琉球			南琉球	備考
								奄美大島	徳之島	沖縄島北部		
シマアオジ	<i>Emberiza aureola ornata</i>		CR			Vb		○	○	○		
シマノゾコ	<i>Emberiza rutila</i>	LC				Vb		●		●		
ズグロチャキンチョウ	<i>Emberiza melanocephala</i>	LC				Vb		●	●			
チャキンチョウ	<i>Emberiza bruniceps</i>	LC				Vb			●			
ノゾコ	<i>Emberiza sulphurata</i>	VU	NT			Vb		●		●		
アオジ	<i>Emberiza spodocephala</i>	LC				Vv		●	●	●		
シベリアアオジ	<i>Emberiza spodocephala spodocephala</i>					Vb		○	○	○		IUCN-RL: <i>Emberiza personata</i>
アオジ	<i>Emberiza spodocephala personata</i>					Vv		○	○	○		
クロジ	<i>Emberiza variabilis</i>	LC				Vv		●	●	●		
オオジュリン	<i>Emberiza schoeniclus</i>	LC				Vv				●		
オオジュリン	<i>Emberiza schoeniclus pyrrhulina</i>					Vv				○		

引用文献

- 分類や分布情報、渡り区分、は基本的に下記の記事に従った。
日本鳥学会(編)(2012)日本鳥類目録(改訂第7版) / Check-List of Japanese Birds 7th Revised Edition
- その他、鳥別分布情報は必要に応じて下記の文献等を参照した。
奄美野鳥の会(編著)(2009)奄美の野鳥図鑑、文一総合出版。
Douglas W. McWhirter, 池永裕史, 五百沢日丸, 庄山守, 嵩原建二(1996)最近の生息状況と参考記録を含めた沖縄県産鳥類目録、沖縄県立博物館紀要, 22: 33-152。
宮島仁, 嵩原健二, 田中謙介(2015)沖縄県におけるブロンズトキPlegadis falcinellusの観察記録、日本鳥学会誌64(2):267-270, 日本鳥学会。
森田祐介, 越野一志, 山鷹仁志(2014)渡嘉敷島におけるブロンズトキの記録、Bird Research vol.10, pp.S23-S24, NPO法人バードリサーチ。
宮澤孝仁, 宮澤美紀(2013)奄美大島におけるミンクイナの初記録、Strix vol.29, pp.139-141, 公益財団法人日本野鳥の会。
吉原隆太, 後藤薫仁, 北浦寛次, 水田拓(2016年9月発行予定48巻1号に掲載予定)鹿児島県奄美大島におけるマイロチオウPitta nymphaの記録、山階鳥類学雑誌, 財団法人山階鳥類研究所。
板谷浩男, 有山智樹(2015)沖縄県と那国島におけるキタヤナギムシクイPhylloscopus trochilusの観察記録、日本鳥学会誌, 64(2):257-260, 日本鳥学会。
琉球新報2015年5月14日 12:00 付け掲載 「那覇にハリオハチクイ 国内初確認」 <http://ryukyushimpo.jp/photo/preentry-242942.html>
沖縄県(2014)奄美・琉球の世界自然遺産登録に向けたインベントリー作成業務報告書
・日本鳥類目録(改訂第7版)で、「奄美諸島」、「琉球諸島」、「沖縄諸島」、「宮古諸島」、「八重山諸島」とのみ分布の記載があるものは、その範囲内の全島嶼に分布を適用した。
・文献によって分布情報の精度が異なる場合がある(例:種レベルで表示/亜種レベルで表示、渡り区分の種・亜種での違い等)ため、種と亜種の鳥別分布情報が必ずしも整合していない場合がある。
- 中琉球及び南琉球の固有種は、下記の文献を参照した。
高木昌興(2008)島間距離から解く南西諸島の鳥類相、日本鳥学会誌, 58(1):1-17, 日本鳥学会。

3-2-4. 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の陸生爬虫類

- *1: IUCNレッドリストのカテゴリの詳細は、章末ページに掲載。
 *2: 環境省レッドリストのカテゴリの詳細は、章末ページに掲載。
 *3: 国内希少野生動植物種の鳥別分布は非公開。
 *4: 特天: 特別天然記念物、天: 天然記念物
 *5: E: 固有種、e: 固有亜種
 ●: 種の分布、○: 亜種の分布

和名	学名	IUCN レッドリスト (2001年)	環境省 レッドリスト (2008年)	国内希少 野生動植物種 *	国指定天然 記念物*	中琉球・南琉球の 固有性*			中琉球			南琉球	備考	
						奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島					
カメ目														
イシガメ科														
ミナミイシガメ	<i>Mauremys mutica</i>	EN						e				●		
ヤエヤマイシガメ	<i>Mauremys mutica kami</i>											○		
セマルハコガメ	<i>Cuora flavomarginata</i>	EN										●		
ヤエヤマセマルハコガメ	<i>Cuora flavomarginata evelynae</i>		VU		天*			e				○		*和名「セマルハコガメ」で指定。本亜種が該当
リュウキュウヤマガメ	<i>Geoemyda japonica</i>	EN	VU		天			E			●			
有鱗目														
トカゲ亜目														
トカゲモドキ科														
オビトカゲモドキ	<i>Goniurosaurus splendens</i>	EN	EN	■				E		-				
クロイワトカゲモドキ	<i>Goniurosaurus kuroi</i>	VU		■				E		-				*IUCN-RLでは、各亜種は独立種として扱っている。全亜種が国内希少野生動植物種に指定されている。
クロイワトカゲモドキ	<i>Goniurosaurus kuroi</i>		VU	■				e		-				IUCN-RL: <i>Goniurosaurus kuroi</i>
ヤモリ科														
オンナダケヤモリ	<i>Gehyra mutilata</i>											●		
アマミヤモリ	<i>Gekko vertebralis</i>							E				●		
オキナフヤモリ	<i>Gekko sp.</i>		NT					E				●		
ミナミヤモリ	<i>Gekko hokouensis</i>	LC										●		
アガマ科														
キノボリトカゲ	<i>Japalura polygonata</i>											●		
オキナフキノボリトカゲ	<i>Japalura polygonata polygonata</i>		VU					e				○		
サキシマキノボリトカゲ	<i>Japalura polygonata ishigakiensis</i>		NT					e				○		
トカゲ科														
サキシマスズベトカゲ	<i>Scincella boettgeri</i>							E					●	
イシガキトカゲ	<i>Plestiodon stimpsonii</i>		NT					E					●	

和名	学名	IUCN 2018レッドリスト	環境省レッドリスト	国内希少野生動植物種	国指定天然記念物	固有性	中琉球			南琉球		備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島		
オオシマトカゲ	<i>Plestiodon oshimensis</i>		NT				●					
オキナワトカゲ	<i>Plestiodon marginatus</i>		VU			E		●				
キシノウエトカゲ	<i>Plestiodon kishinouyei</i>		VU	天		E		●				
バーバートカゲ	<i>Plestiodon barbouri</i>		VU			E	●	●				
ヘリグロヒメトカゲ	<i>Ateuchosaurus pellopleurus</i>						●	●				
カナヘビ科												
アオカナヘビ	<i>Takydromus smaragdinus</i>		LP*			E	●	●				*LP: 徳之島の個体群
サキシマカナヘビ	<i>Takydromus dorsalis</i>	EN	VU			E			●			
ヘビ亜目												
メクラヘビ科												
ブラーニメクラヘビ	<i>Indotyphlops braminus</i>						●	●				
セダカヘビ科												
イフサキセダカヘビ	<i>Pareas iwasakii</i>	DD	NT			E			●			
タカチホヘビ科												
アマミタカチホヘビ	<i>Achalinus werneri</i>	VU	NT			E	●	●				
タイワシタカチホヘビ	<i>Achalinus formosanus</i>	LC							●			
ヤエヤマタカチホヘビ	<i>Achalinus formosanus chigirai</i>		VU			e				○		
ナミヘビ科												
サキシマアオヘビ	<i>Cyclophiops herminae</i>	NT	NT			E			●			IUCN-RL: <i>Liopeleis herminae</i>
リュウキュウアオヘビ	<i>Cyclophiops semicarinatus</i>					E	●	●				
ハイカダ	<i>Lycodon ruhstrati</i>	LC								●		
サキシマバイカダ	<i>Lycodon ruhstrati multifasciatus</i>		NT			e				○		IUCN-RL: <i>Lycodon multifasciatus</i>
スジオナメラ	<i>Elaphe taeniura</i>									●		
サキシマスジオ	<i>Elaphe taeniura schmackeri</i>		VU			e				○		
ガラスヒバア	<i>Hebius pyeri</i>					E	●	●				
ヤエヤマヒバア	<i>Hebius ishigakiense</i>					E			●			
アカマタ	<i>Dinodon semicarinatum</i>					E	●	●		●		IUCN-RL: <i>Lycodon semicarinatus</i>
アカマダラ	<i>Dinodon rufozonatum</i>									●		IUCN-RL: <i>Lycodon rufozonatus</i>
サキシママダラ	<i>Dinodon rufozonatum walli</i>					e				○		
コブラ科												
コブラ亜科												
ヒヤン	<i>Sinomicturus japonicus</i>	NT				E	●	●		●		
ハイ	<i>Sinomicturus japonicus boettgeri</i>		NT			e		○		○		
ヒヤン	<i>Sinomicturus japonicus japonicus</i>		NT			e				○		

和名	学名	IUCN (2018) レッドリスト	環境省 (2018) レッドリスト	国内希少野生動物種	国指定天然記念物	固有性	琉球			備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	
ワモンベニヘビ	<i>Sinomicrurus macclellandi</i>								●	
イワサキワモンベニヘビ	<i>Sinomicrurus macclellandi iwasakii</i>		VU			e			○	
クサリヘビ科										
マムシ亜科										
サキシマハブ	<i>Protobothrops elegans</i>					E			●	
ハブ	<i>Protobothrops flavovittis</i>					E		●	●	
ヒメハブ	<i>Ovophis okinavensis</i>					E		●	●	

【引用文献】

日本爬虫両生類学会. 日本産爬虫両生類標準和名 (2017年12月19日改訂)
 沖縄県環境生活部自然保護課 (2014) 奄美・琉球の世界自然遺産登録に向けたイベントリー作成果報告書. 両生爬虫類リスト.
 前之園唯史・戸田守 (2007) 琉球列島における両生類および陸生爬虫類の分布. Akemata. 18: 28-46. 沖縄両生爬虫類研究会.

3-2-5. 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の両生類

- *1: IUCNレッドリストのカテゴリの詳細は、草木ページに掲載。
- *2: 環境省レッドリストのカテゴリの詳細は、草木ページに掲載。
- *3: 国内希少野生動植物種の鳥別分布は非公開。
- *4: 特天: 特別天然記念物、天: 天然記念物
- *5: E: 固有種、e: 固有亜種
- : 種の分布、○: 亜種の分布

和名	学名	IUCN レッドリスト (2008)	環境省 レッドリスト (2018)	国内希少 野生動植物種 *3	*4 国指定天然記念物	固有種 *5	中琉球			南琉球		備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島		
有尾目												
イモリ科												
イボイモリ	<i>Echinotriton andersoni</i>	EN	VU	■		E	-	-	-			
シラケンイモリ	<i>Cynops ensicauda</i>	EN	NT			E	●	●				
無尾目												
アマガエル科												
ハロウエルアマガエル	<i>Hyla hallowellii</i>	LC				E	●	●				
アガエル科												
アマミアガエル	<i>Rana kobai</i>		NT			E	●	●				
リュウキュウアガエル	<i>Rana ulma</i>		NT			E		●				
アマミハナサキガエル	<i>Odorrana amamiensis</i>	EN	VU			E	●	●				
アマミシカワガエル	<i>Odorrana splendida</i>	EN	EN	■		E	-	-				
オオハナサキガエル	<i>Odorrana supranarina</i>	EN	NT			E			●			
オキナワシカワガエル	<i>Odorrana ishikawae</i>	EN	EN	■		E	-	-				
コガタハナサキガエル	<i>Odorrana utsunomiyaorum</i>	EN	EN			E			●			
ハナサキガエル	<i>Odorrana narina</i>	EN	VU			E		●				
オッドンガエル	<i>Babina subaspera</i>	EN	EN	■		E	-	-				
ホルストガエル	<i>Babina holsti</i>	EN	EN	■		E	-	-				
ヤエヤマハラブチガエル	<i>Nidirana okinavana</i>	EN	VU						●			IUCNレッドリスト: <i>Babina okinavana</i>
ヌマガエル科												
ナミエガエル	<i>Limnonectes namiyei</i>	EN	EN	■		E	-	-				
サキシマヌマガエル	<i>Fejervarya sakishimensis</i>					E			●			
アオガエル科												
アイフィンガーガエル	<i>Kuixalus eiffingeri</i>	LC								●		
オキナワアオガエル	<i>Rhacophorus viridis</i>	LC				E		●				
オキナワアオガエル	<i>Rhacophorus viridis viridis</i>					e		○				

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*1	環境省レッドリスト (2018)*2	国内希少 野生動植物種*3	*4 国指定天然記念物	固有性*5 琉球・南琉球の	琉球			備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島北部	
有尾目										
アマミアオガエル	<i>Rhacophorus viridis amamiensis</i>					e	○	○		
ヤエヤマアオガエル	<i>Rhacophorus owstoni</i>	LC				E			●	
リュウキュウカジガエル	<i>Buergeria japonica</i>	LC					●	●	●	
ヒメアマガエル科										
ヒメアマガエル	<i>Microhyla okinavensis</i>	LC				E	●	●	●	

【引用文献】

日本爬虫両生類学会、日本産爬虫両生類標準和名(2017年12月19日改訂)
 沖縄県環境生活部自然保護課(2014)奄美・琉球の世界自然遺産登録に向けたインベントリ作成業務報告書、両生爬虫両生類リスト、
 前之園唯史、戸田 守(2007)琉球列島における両生類および陸生爬虫両生類の分布、Akamata, 18: 28-46、沖縄両生爬虫両生類研究会。

3-2-6. 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の陸水性魚類

- *1: IUCNレッドリストのカテゴリの詳細は、章末ページに掲載。
 *2: 環境省レッドリストのカテゴリの詳細は、章末ページに掲載。
 *3: 特天: 特別天然記念物、天: 天然記念物
 *4 F: 純淡水魚ーほぼ淡水域で一生を終える種
 D: 通し回遊魚類ー生活史のある時期に定期的に川と海の間を回遊する種
 B: 汽水性魚類ー浮遊期を除き汽水域を中心とした水域に定住する種
 P: 周縁性淡水魚類ー主要な生息域は海域だが、生活史の一部で陸水域を利用する種
 M: 偶発的に侵入した海産魚類
 *5: E: 固有種、e: 固有亜種
 ●: 種の分布、○: 亜種の分布

和名	学名	IUCN (2018) レッドリスト	環境省 (2018) レッドリスト	国内希少野生動物種	国指定天然記念物	生活型	固有性	分布				備考	
								奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
テンジクザメ目													
テンジクザメ科													
メジロザメ目	<i>Hemiscyllidae</i> sp.					M			●				
メジロザメ科													
オオメジロザメ	<i>Carcharhinus leucas</i>					P			●				
レモンザメ	<i>Megapron acutidens</i>					M					●		
トビエイ目													
アカエイ科													
オグロオトメエイ	<i>Himantura fai</i>	VU				P					●		
ヤッコエイ	<i>Neorygon kuhlii</i>	DD				M					●		
ツカエイ	<i>Pastinachus sephen</i>	NT				P					●		
カライワシ目													
カライワシ科													
カライワシ	<i>Elops hawaiiensis</i>	DD				P			●		●		
イセゴイ科													
イセゴイ	<i>Megalops cyprinoides</i>	DD				P			●		●		
ソトイワシ目													
ソトイワシ科													
ソトイワシ	<i>Albula</i> sp.					M					●		

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少野生動物種	国指定天然記念物*3	生活型*4	固有性及び南琉球の	中琉球				南琉球	備考	
								奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島			
ウナギ目														
ウナギ科														
-	<i>Anguilla bicolor</i>	NT				D					●			
ニューギニアウナギ	<i>Anguilla bicolor pacifica</i>	NT	DD			D					○			
ニホンウナギ	<i>Anguilla japonica</i>	EN	EN			D			●	●	●			
オオウナギ	<i>Anguilla marmorata</i>	LC				D			●	●	●			
ウツボ科														
ナミダカワウツボ	<i>Echidna rhodochilus</i>		CR			B					●			
クモウツボ	<i>Echidna nebulosa</i>					M				●	●			
ヘリンロウツボ	<i>Gymnothorax albimarginatus</i>					M					●			
ヘリゴイシウツボ	<i>Gymnothorax fimbriatus</i>					M					●			
ヤミウツボ	<i>Gymnothorax monochoirus</i>					P					●			
アセウツボ	<i>Gymnothorax pictus</i>					M				●				
アミメウツボ	<i>Gymnothorax pseudothyrsoides</i>					M			●		●			
モバウツボ	<i>Gymnothorax richardsonii</i>					M					●			
サビウツボ	<i>Gymnothorax thyrsoides</i>					M					●			
オナガウツボ	<i>Sirophidon saethete</i>					P			●		●			
コゲウツボ	<i>Uropterygius concolor</i>		CR			B			●		●			
アミキカイウツボ	<i>Uropterygius micropterus</i>					M					●			
ウミヘビ科														
ハクテンウミヘビ	<i>Lamnostoma polyophthalmum</i>					B					●			
ホタテウミヘビ	<i>Ophichthus altipennis</i>	LC				M					●			
ゴマホタテウミヘビ	<i>Pisodonophis boro</i>					B			●		●			
ミナモホタテウミヘビ	<i>Pisodonophis cancrivorus</i>					M					●			
クリミミズアナゴ	<i>Scolecenchelys macroptera</i>					M					●			
アナゴ科														
キリアナゴ	<i>Conger cinereus</i>					M					●			
ニシン目														
ニシン科														
ヤマトミズン	<i>Amblygaster leiogaster</i>					M					●			
ギンイワシ	<i>Dussumieria elopsoides</i>					M					●			
ミスン	<i>Herklotsichthys quadrimaculatus</i>					P					●			

和名	学名	IUCN (2018) レッドリスト	環境省レッドリスト (2018)	国内希少野生動物種	国指定天然記念物	生活型	固有種性及び南琉球の	中琉球			南琉球	備考
								奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
オグロイワン	<i>Sardinella melanura</i>					M		●	●	●	●	
サツハ属の一種	<i>Sardinella</i> sp.					M		●	●	●	●	
リュウキュウドロクイ	<i>Nematalosa come</i>					P		●	●	●	●	
ドロクイ	<i>Nematalosa japonica</i>		EN			M	●					
リュウキュウキビナゴ	<i>Sprateiloides atrofasciatus</i>					M		●	●	●	●	
ミナミキビナゴ	<i>Sprateiloides delicatulus</i>					M		●	●	●	●	
カタウチイワン科												
ミズスルル	<i>Encrasicholina heteroloba</i>					M					●	
インドアイノイワン	<i>Stolephorus indicus</i>					M			●	●	●	
ヤエヤマアイノイワン	<i>Stolephorus commersonnii</i>					B			●	●	●	
オオイワン	<i>Thyssa baelama</i>					B			●	●	●	
ネズミギス目												
サバヒー科												
サバヒー	<i>Chanos chanos</i>					P				●	●	
コイ目												
コイ科												
-	<i>Carassius burgeri</i>					F			●			
ナガブナ	<i>Carassius burgeri</i> subsp.1					F			○			
ギンブナ	<i>Carassius</i> sp. A		DD			F			●	●	●	
フナ属の1種 (琉球列島)	<i>Carassius</i> sp. B		CR			F	E	●	●	●	●	
ドジョウ科												
ドジョウ	<i>Misgurnus anguillicaudatus</i>	LC	NT			F		●	●	●	●	
ナマズ目												
ゴンスイ科												
ミナミゴンスイ	<i>Plotosus lineatus</i>					M			●	●	●	
ゴンスイ	<i>Plotosus japonicus</i>					M			●	●	●	
サケ目												
アユ科												
アユ	<i>Plecoglossus altivelis</i>	DD				D		●	?	●*	●*	*沖縄島の分布は、奄美大島からの再導入による。 ?: 過去に分布した可能性あり
リュウキュウアユ	<i>Plecoglossus altivelis ryukyuensis</i>	EN	CR			D	e	○	?	○*	○*	
ワニトカゲギス目												

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*1	環境省レッドリスト (2018)*2	国内希少野生動物種	国指定天然記念物*3	生活型*4	固有種性及び南琉球の	中琉球				南琉球	備考
								奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
ギンハダガ科 ヤベウキエン	<i>Vinciguernia nirbaria</i>					M				●			
ヒメ目													
エソ科													
マダラエソ	<i>Saurida gracilis</i>					M				●			
ウチウミマダラエソ	<i>Saurida nebulosa</i>					B				●		●	
オキエソ	<i>Trachinocephalus myops</i>					M				●			
アシロ目													
フサイタチウオ科													
フサイタチウオ科の一種	<i>Bythitidae</i> sp.					M						●	
アンコウ目													
カエルアンコウ科													
カスリカエルアンコウ	<i>Antennarius dorehensis</i>					M				●		●	
イロカエルアンコウ	<i>Antennarius pictus</i>					M				●			
ハナオコゼ	<i>Histiogobius</i>					M				●		●	
キンメダイ目													
イットウダイ科													
ウケグチイットウダイ	<i>Neoniphon sammara</i>					M				●			
ニジエビス	<i>Sargocentron diadema</i>					M				●			
テリエビス	<i>Sargocentron itodai</i>					M				●		●	
クロオビエビス	<i>Sargocentron praslini</i>					M				●		●	
アヤマエビス	<i>Sargocentron rubrum</i>					M				●			
タウナギ目													
タウナギ科													
タウナギ属の一種	<i>Monopterus</i> sp.		CR			F				●		●	
トゲウオ目													
ウミテング科													
ヤリテング	<i>Pegasus volitans</i>					M						●	
ヤガラ科													
アオヤガラ	<i>Fistularia commersonii</i>					M				●		●	
ヘコエ科													
ヘコエ	<i>Aeoliscus strigatus</i>					M						●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)* ²	環境省レッドリスト (2018)* ²	国内希少野生動物種	国指定天然記念物* ³	生活型* ⁴	固有性及び南琉球の * ⁵	中琉球				南琉球	備考	
								奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島			
ヨウジウオ科														
タツノハトコ属の一種	<i>Acentonura</i> sp.					M					●			
イシヨウジ	<i>Corytoichthys haematopterus</i>					M					●			
ノコギリヨウジ	<i>Doryrhamphus japonicus</i>					M					●			
ハクテシヨウジ	<i>Hippichthys cyanospilus</i>					B					●			
アミメカワヨウジ	<i>Hippichthys heptagonus</i>	LC	EN			D					●			
カワヨウジ	<i>Hippichthys spicifer</i>	LC				B			●		●			
オオウミウマ	<i>Hippocampus kelloggi</i>	VU				M					●			
クロウミウマ	<i>Hippocampus kuda</i>	VU				B					●			
カンムリヨウジ	<i>Micrognathus andersonii</i>					M					●			
ホシイッセシヨウジ	<i>Microphis argulus</i>		CR			D					●			
—	<i>Microphis brachyurus</i>	LC				D			●		●			
—	<i>Microphis brachyurus brachyurus</i>	LC				D			○		○			
テムグヨウジ	<i>Microphis jagorii</i>		CR			B					●			
ヒメテムグヨウジ	<i>Microphis leleaspis</i>	LC				D			●		●			
イッセシヨウジ	<i>Microphis retzi</i>		CR			D					●			
タニヨウジ	<i>Urocampus carinirostris</i>					B					●			
ミナミオクヨウジ	<i>Urocampus nanus</i>					M					●			
オクヨウジ														
ボラ目														
ボラ科														
カワボラ	<i>Cestraeus plicatilis</i>		CR			D						●		
セシボラ	<i>Chelon affinis</i>					P					●			
コボラ	<i>Chelon macrolepis</i>	LC				P					●			
ヒルギメナダ	<i>Chelon melinopterus</i>	LC				P					●			
アンピンボラ	<i>Chelon subviridis</i>		DD			P					●			
フウライボラ	<i>Crenimugil crenilabris</i>					M					●			
ナガレフウライボラ	<i>Crenimugil heterocheilos</i>	LC	EN			D					●			
オニボラ	<i>Elocheilus vaigiensis</i>		DD			P					●			
モンナンボラ	<i>Moolgarda ergeli</i>		DD			P					●			
カマヒレボラ	<i>Moolgarda pedaraki</i>		DD			P					●			
ナンヨウボラ	<i>Moolgarda perusii</i>					P					●			
タイワンメナダ	<i>Moolgarda seheli</i>					P					●			

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)* ₁	環境省レッドリスト (2018)* ₂	国内希少野生動物種	国指定天然記念物* ₃	生活型* ₄	固有種性及び南琉球の * ₅	中琉球				南琉球	備考
								奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
-	<i>Mugil cephalus</i>	LC				P		●			●		
ボラ	<i>Mugil cephalus cephalus</i>	LC				P		○			○		
ワニグサボラ	<i>Oedalechilus labiatus</i>					M		●					
トウゴロウイワシ目													
トウゴロウイワシ科													
ネッタイイソイワシ	<i>Atherinomorus duodecimalis</i>		DD			P					●		
ヤクシマイワシ	<i>Atherinomorus lacunosus</i>					M			●				
ホソオビヤクシマイワシ	<i>Atherinomorus pinguis</i>					P		●					
ミナミギンソイワシ	<i>Hypoatherina temminckii</i>					M					●		
オキナフトウゴロウ	<i>Hypoatherina woodwardi</i>		DD			P			●				
トウゴロウイワシ科の一種	<i>Stenatherina panatela</i>					M			●				
ダツ目													
メダカ科													
ミナミメダカ	<i>Onyzias latipes</i>		VU			F		●					
サヨリ科													
マルサヨリ	<i>Hyporhamphus dussumieri</i>					M			●		●		
センニンサヨリ	<i>Hyporhamphus quoyi</i>					M			●		●		
コモチサヨリ	<i>Zenarchopterus dunckeri</i>		NT			B					●		
トビウオ科													
ハンショウトビウオ	<i>Parexocoetus mento</i>					M				●			
ダツ科													
リュウキュウダツ	<i>Strongylura incisa</i>					M				●	●		
-	<i>Tylosurus acus</i>	LC				M					●		
	<i>Tylosurus acus melanotus</i>					M					○		
-	<i>Tylosurus crocodilus</i>	LC				M				●			
	<i>Tylosurus crocodilus crocodilus</i>					M				○			
スズキ目													
フサカサゴ科													
キリンミノ	<i>Dendrochirus zebra</i>					M					●		
ネッタイミノカサゴ	<i>Pterois antennata</i>					M					●		
ハマミノカサゴ	<i>Pterois volitans</i>					M				●	●		
クアムカサゴ	<i>Scorpaenodes guamensis</i>					M				●	●		

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)* ¹	環境省レッドリスト (2018)* ²	国内希少野生動物種	国指定天然記念物* ³	生活型* ⁴	固有性* ⁵ 及び南琉球の				備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	南琉球 西表島	
サツマカサゴ	<i>Scorpaenopsis neglecta</i>					M		●			
イヌカサゴ	<i>Scorpaenopsis ramaiaoi</i>	LC				M		●	●		
ハオコゼ科											
ツマジロオコゼ	<i>Ablabys taenianotus</i>					M		●	●		
アゴヒゲオコゼ	<i>Tetraodon barbata</i>		CR			B			●		
ヒゲソリオコゼ	<i>Tetraodon niger</i>	LC	CR			B			●		
オニオコゼ科											
オニダルマオコゼ	<i>Synanceia verrucosa</i>					M		●	●		
コチ科											
ミナミイネゴチ	<i>Cociella punctata</i>					P		●	●		
ミナミマゴチ	<i>Platycephalus indicus</i>					P	●	●	●		
セレスゴチ	<i>Thysanophrys celebica</i>					M			●		
セミホウボウ科											
セミホウボウ	<i>Dactyloptena orientalis</i>					M		●			
アカメ科											
アカメ属の一種	<i>Lates</i> sp.					P			●		
タカサゴイシモチ科											
タカサゴイシモチ属の一種	<i>Ambassis butuensis</i>					D		●	●		
ナンヨウタカサゴイシモチ	<i>Ambassis interrupta</i>	LC	DD			D	●	●	●		
ハナダカサゴイシモチ	<i>Ambassis macracanthus</i>		DD			D		●	●		
セスジタカサゴイシモチ	<i>Ambassis miops</i>	LC				D	●	●	●		
タカサゴイシモチ属の一種	<i>Ambassis urtaenia</i>	LC				D		●	●		
ハタ科											
チヤイロマルハタ	<i>Epinephelus coioides</i>	NT				P		●	●		
ホシヒレグロハタ	<i>Epinephelus corallicola</i>					P			●		
アカハタ	<i>Epinephelus fasciatus</i>	LC				M			●		
アカマダラハタ	<i>Epinephelus fuscoguttatus</i>	NT				M			●		
シロフチハタ	<i>Epinephelus maculatus</i>	LC				M			●		
ヤイトハタ	<i>Epinephelus malabaricus</i>	NT				P		●	●		
ナミハタ	<i>Epinephelus ongus</i>	LC				M			●		
ヌノサラン	<i>Grammistes sexlineatus</i>					M			●		
メギス科											

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)	環境省レッドリスト (2018)	国内希少野生動物種	国指定天然記念物*	生活型*	固有性*及び南琉球の	中琉球			南琉球	備考
								奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
メグス	<i>Labracinus cyclophthalmus</i>					M					●	
カツイロニセズメ	<i>Pseudochromis tapeinosoma</i>					M					●	
タナバタウオ科 タナバタウオ	<i>Plesiops coeruleolineatus</i>					M		●			●	
テンジクダイ科												
アマミイシモチ	<i>Apogon amboinensis</i>	DD				B		●			●	
アオスジテンジクダイ	<i>Apogon aureus</i>					M					●	
ヒラテンジクダイ	<i>Apogon compressus</i>	LC				M					●	
スジイシモチ	<i>Apogon cookii</i>					M				●	●	
カガミテンジクダイ	<i>Apogon hyalosoma</i>	LC	CR			B					●	
ミヤコイシモチ	<i>Apogon ishigakensis</i>					M					●	
ヒトスジイシモチ	<i>Apogon fraenatus</i>					M					●	
ワケイシモチ	<i>Apogon lateralis</i>	LC	DD			B				●	●	
タスジイシモチ	<i>Apogon novemfasciatus</i>					M					●	
キンセンイシモチ	<i>Apogon propeplus</i>					M					●	
ミスジアカヒレイシモチ	<i>Apogon trimaculatus</i>					M					●	
リュウキュウヤラレイシモチ	<i>Cheilodipterus intermedius</i>					M					●	
ヤラレイシモチ	<i>Cheilodipterus quinquelineatus</i>					M					●	
タイワンマトイシモチ	<i>Foa brachygramma</i>					M					●	
オビシボリ	<i>Fowleria marmorata</i>					M					●	
シボリ	<i>Fowleria variegata</i>					B		●			●	
シボリ属の一種	<i>Fowleria</i> sp.					M					●	
ハンダイシモチ	<i>Nectamia bandanensis</i>					M					●	
ホソスジナミダテンジクダイ	<i>Nectamia fusca</i>					M					●	
ヒルギスメリテンジクダイ	<i>Pseudamia amblyuroptera</i>		DD			B		●			●	
ヒカリイシモチ	<i>Siphamia tubifer</i>					M					●	
ホソスジマンジュウイシモチ	<i>Sphaeramia orbicularis</i>					B					●	
ウスモテンジクダイ	<i>Zoramia vividiventer</i>					M					●	
アジ科												
ロウニンアジ	<i>Caranx ignobilis</i>					P		●			●	
カスミアジ	<i>Caranx melampygus</i>					P		●			●	
オニヒラアジ	<i>Caranx papuensis</i>					P		●			●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)* ²	環境省レッドリスト (2018)* ²	国内希少野生動物種	国指定天然記念物* ³	生活型* ⁴	固有種性及び南琉球の				備考	
							奄美大島	徳之島	沖縄島	南琉球		
ギンガメアジ	<i>Caranx sexfasciatus</i>	LC				P	●	●	●	●		
イケカツオ	<i>Scorberoides lysan</i>					P		●	●	●		
ミナミイケカツオ	<i>Scorberoides tol</i>					M	●	●	●	●		
メアジ	<i>Selar crumenophthalmus</i>	LC				M		●	●	●		
マルコハナアジ	<i>Trachinotus blochii</i>					M		●	●	●		
ヒイラギ科												
イトヒキヒイラギ	<i>Equulites leuciscus</i>					M			●			
タイワンヒイラギ	<i>Eubleekeria splendens</i>	LC				P		●	●	●		
セイタカヒイラギ	<i>Leognathus equulus</i>	LC				P	●	●	●	●		
シマヒイラギ	<i>Leognathus fasciatus</i>					P		●	●	●		
ネツタイヒイラギ	<i>Photopectoralis birhdus</i>					M	●	●	●	●		
フエダイ科												
ゴマフエダイ	<i>Lujanus argenticuclattus</i>					P	●		●	●		
ハラフエダイ	<i>Lujanus bohar</i>					M			●	●		
アミメフエダイ	<i>Lujanus decussatus</i>					M			●	●		
ミナミフエダイ	<i>Lujanus ehrenbergii</i>					P			●	●		
ニセクロホシフエダイ	<i>Lujanus fulviflamma</i>					P	●		●	●		
オキフエダイ	<i>Lujanus fulvus</i>					P	●		●	●		
ヒメフエダイ	<i>Lujanus gibbus</i>					M			●	●		
ウラウチフエダイ	<i>Lujanus goldiei</i>		CR			D			●	●		
ヨスジフエダイ	<i>Lujanus kasmira</i>					M	●		●	●		
イッテンフエダイ	<i>Lujanus monostigma</i>					P			●	●		
ロクセンフエダイ	<i>Lujanus quinqueineatus</i>					M			●	●		
ナミフエダイ	<i>Lujanus rivulatus</i>					P	●		●	●		
クロホシフエダイ	<i>Lujanus russellii</i>					P	●		●	●		
フエダイ	<i>Lujanus stellatus</i>					M			●	●		
ウメイロ	<i>Paracaesio xanthuru</i>					M				●		
タカサゴ科												
タカサゴ	<i>Pterocaesio dilatata</i>					M			●	●		
マツダイ科												
マツダイ	<i>Lobotes surinamensis</i>	LC				M			●	●		
クロサギ科												

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)* ¹	環境省レッドリスト (2018)* ²	国内希少野生動物種	国指定天然記念物* ³	生活型* ⁴	固有種性及び南琉球の * ⁵	中琉球				南琉球	備考
								奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
セダカクロサギ	<i>Gerres erythrorus</i>					P					●	●	
イトヒキサギ	<i>Gerres filamentosus</i>	LC				P		●			●	●	
ツッパリサギ	<i>Gerres longirostris</i>					P					●	●	
ホソイトヒキサギ	<i>Gerres macacanthus</i>					P					●	●	
ミナミクロサギ	<i>Gerres oyena</i>					P		●			●	●	
ナガサギ	<i>Gerres oblongus</i>					M		●			●	●	
ヤンバルサギ	<i>Gerres ryukyuensis</i>					M				●			
シマクロサギ	<i>Gerres shima</i>					P		●			●	●	
イサキ科													
ヒゲソリダイ	<i>Hapalogenys nigripinnis</i>					M		●			●	●	
ダイダイコンショウダイ	<i>Plectorhinchus albovittatus</i>					P					●	●	
クロコンショウダイ	<i>Plectorhinchus gibbosus</i>		DD			P		●			●	●	
ヒレグロコンショウダイ	<i>Plectorhinchus lessonii</i>					M					●	●	
ホシミゾイサキ	<i>Pomadasys argenteus</i>					P		●			●	●	
スジミノイサキ	<i>Pomadasys quadrilineatus</i>					P					●	●	
イトヨリダイ科													
フタスジタマガシラ	<i>Scolopsis bilineata</i>					M					●	●	
ハクセンタマガシラ	<i>Scolopsis ciliata</i>					M					●	●	
ヨコシマタマガシラ	<i>Scolopsis lineata</i>					M					●	●	
ヒトスジタマガシラ	<i>Scolopsis monogramma</i>					M					●	●	
ダイ科													
オキナフキチス	<i>Acanthopagrus chinshira</i>	NT				M					●		
ミナミクロダイ	<i>Acanthopagrus sivicollis</i>	VU				P		●			●		
ナンヨウチス	<i>Acanthopagrus pacificus</i>	LC				P					●		
ヘダイ	<i>Rhabdosargus sarba</i>					M					●		
フエフキダイ科													
ノコギリダイ	<i>Gnathodentex aureolineatus</i>					M						●	
イソフエフキ	<i>Lethrinus atkinsoni</i>					M						●	
マトフエフキ	<i>Lethrinus harak</i>					M					●	●	
ハマフエフキ	<i>Lethrinus nebulosus</i>					M					●	●	
アマフエフキ	<i>Lethrinus semicinctus</i>					M					●	●	
キス科													

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*1	環境省レッドリスト (2018)*2	国内希少野生動物種	国指定天然記念物*3	生活型*4	固有性*5及び南琉球の	中琉球				南琉球	備考
								奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
アトクギス	<i>Silaginops macrolepis</i>		EN			P						●	
ホンギス	<i>Silago aeolus</i>					M			●			●	
モトギス	<i>Silago sihama</i>					P						●	
ヒメジ科													
モンツキアカヒメジ	<i>Mulloidichthys flavolineatus</i>					M			●			●	
アカヒメジ	<i>Mulloidichthys varicolensis</i>					M							
ホウライヒメジ	<i>Parupeneus ciliatus</i>					M			●			●	
コバンヒメジ	<i>Parupeneus indicus</i>					M			●			●	
オジサン	<i>Parupeneus multifasciatus</i>	LC				M			●			●	
オキナヒメジ	<i>Parupeneus spilurus</i>					M							
ヨメヒメジ	<i>Upeneus tragula</i>					M			●				
ミナミヒメジ	<i>Upeneus vittatus</i>					M						●	
ハタンボ科													
ミナミハタンボ	<i>Pempheris schwenkii</i>					M						●	
ヒメツバメウオ科													
ヒメツバメウオ	<i>Monodactylus argenteus</i>					B						●	
テップウオ科													
テップウオ	<i>Toxotes jaculatrix</i>		CR			B						●	
チヨウチヨウウオ科													
トゲチヨウチヨウウオ	<i>Chaetodon auriga</i>	LC				M						●	
チヨウチヨウウオ	<i>Chaetodon auripes</i>	LC				M						●	
ゴマチヨウチヨウウオ	<i>Chaetodon citrinellus</i>	LC				M			●			●	
セグロチヨウチヨウウオ	<i>Chaetodon ephippium</i>	LC				M						●	
ミゾレチヨウチヨウウオ	<i>Chaetodon kleinii</i>	LC				M						●	
ニセアラライチヨウチヨウウオ	<i>Chaetodon lineolatus</i>	LC				M						●	
チヨウハン	<i>Chaetodon lunula</i>	LC				M						●	
ヤスジチヨウチヨウウオ	<i>Chaetodon octofasciatus</i>	LC				M						●	
フウライチヨウチヨウウオ	<i>Chaetodon vagabundus</i>	LC				M						●	
ハタタチダイ	<i>Heniochus acuminatus</i>	LC				M						●	
キンチヤクダイ科													
サザナミキンチヤクダイ	<i>Pomacanthus semicirculatus</i>	LC				M						●	
タカノハダイ科													

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)* ¹	環境省レッドリスト (2018)* ²	国内希少野生動物種	国指定天然記念物* ³	生活型* ⁴	固有性* ⁵ 及び南琉球の	中琉球			南琉球	備考
								奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
タカノハダイ	<i>Goniistius zonatus</i>					M		●			●	
スズメダイ科												
ローレンツスズメダイ	<i>Abudefduf lorentzi</i>					M					●	
シチセンスズメダイ	<i>Abudefduf septemfasciatus</i>					M					●	
ロクセンスズメダイ	<i>Abudefduf sexfasciatus</i>					M		●			●	
シマスズメダイ	<i>Abudefduf sordidus</i>					M		●			●	
オヤビツチャ	<i>Abudefduf vaigiensis</i>					M		●			●	
クミノミ	<i>Amphiprion clarkii</i>					M					●	
スジフチスズメダイ	<i>Chrysiptera biocellata</i>					M					●	
ルリスズメダイ	<i>Chrysiptera cyanea</i>					M					●	
ネズメダイ	<i>Chrysiptera glauca</i>					M					●	
ミヤコセンスズメダイ	<i>Chrysiptera browniggi</i>					M					●	
イチモンスズメダイ	<i>Chrysiptera unimaculata</i>					M		●				
ダンダラスズメダイ	<i>Dischistodus prosopotaenia</i>					M					●	
クロリボンスズメダイ	<i>Neopomacentrus cyanomos</i>					M					●	
リボンスズメダイ	<i>Neopomacentrus taeniurus</i>					B		●			●	
ニセホツタイスズメダイ	<i>Pomacentrus amboinensis</i>					M					●	
メガネズメダイ	<i>Pomacentrus bankanensis</i>					M		●			●	
オジロスズメダイ	<i>Pomacentrus chrysurus</i>					M				●	●	
ネツタイスズメダイ	<i>Pomacentrus moluccensis</i>					M					●	
ナガサキスズメダイ	<i>Pomacentrus nagasakiensis</i>					M		●			●	
スミノスズメダイ	<i>Pomacentrus taeniometopon</i>					B		●			●	
ミナモイソズメダイ	<i>Pomacentrus</i> sp.					M		●			●	
セダカスズメダイ	<i>Stegastes altus</i>					M		●				
クロソラスズメダイ	<i>Stegastes nigricans</i>					M				●		
シマイサキ科												
ニセシマイサキ	<i>Mesopristes argenteus</i>	LC	CR			P					●	
ヨコシマイサキ	<i>Mesopristes cancellatus</i>		CR			D				●	●	
シモンシマイサキ	<i>Mesopristes irawi</i>		CR			D					●	
ヨスジシマイサキ	<i>Pelates quadrilineatus</i>					M				●		
シマイサキ	<i>Rhynchopelates oxyrhynchus</i>					P				●		
コトヒキ	<i>Terapon jarbua</i>	LC				P		●		●	●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)* ²	環境省レッドリスト (2018)* ²	国内希少野生動物種	国指定天然記念物* ³	生活型* ⁴	固有種性及び南琉球の	中琉球				南琉球	備考	
								奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島			
ユゴイ科														
ユゴイ	<i>Kuhlia marginata</i>	LC				D		●	●	●	●	●		
ギンユゴイ	<i>Kuhlia mugil</i>					M		●	●	●				
トゲナガユゴイ	<i>Kuhlia munda</i>		EN			D		●	●	●	●			
オホクチユゴイ	<i>Kuhlia rupestris</i>					D		●	●	●	●			
イソズミ科														
テンジクイサキ	<i>Kyphosus cinerascens</i>					M				●				
ミナミイソズミ	<i>Kyphosus pacificus</i>					M		●			●			
カゴカキダイ科														
カゴカキダイ	<i>Microcanthus strigatus</i>					M				●		●		
メジナ科														
クロメジナ	<i>Girella leonina</i>					M				●				
オキナメジナ	<i>Girella meina</i>					M		●		●		●		
ツバメコノシロ科														
ツバメコノシロ	<i>Polydactylus plebeius</i>					P				●		●		
ペラ科														
アカテンモチノウオ	<i>Chelilinus chlorourus</i>	LC				M						●		
メガネモチノウオ	<i>Chelilinus undulatus</i>	EN				M						●		
クマドリキユウセン	<i>Halichoeres argus</i>	LC				M						●		
カノコペラ	<i>Halichoeres marginatus</i>	LC				M					●	●		
カザリキユウセン	<i>Halichoeres melanurus</i>	LC				M						●		
ホホウキユウセン	<i>Halichoeres miniatus</i>	LC				M				●		●		
イナズマペラ	<i>Halichoeres nebulosus</i>	LC				M						●		
セイテンペラ	<i>Halichoeres scapularis</i>	LC				M						●		
ミツボシキユウセン	<i>Halichoeres trimaculatus</i>	LC				M		●		●		●		
ホシテンス	<i>Inilistius pavo</i>	LC				M						●		
ヒラペラ	<i>Inilistius pentadactylus</i>	LC				M						●		
ホンソメワケペラ	<i>Labroides dimidiatus</i>	LC				M						●		
ハラスジペラ	<i>Stethojulis strigiventer</i>	LC				M					●	●		
ニシキペラ	<i>Thalassoma cupido</i>					M				●				
ブダイ科														
ハゲブダイ	<i>Chlorurus sordidus</i>					M						●		

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018年)* ²	環境省レッドリスト (2018年)* ²	国内希少野生動物種	国指定天然記念物* ³	生活型* ⁴	固有性及び南琉球の * ⁵	中琉球				南琉球	備考
								奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
ヒブダイ	<i>Scarus ghobban</i>					M						●	
アオブダイ	<i>Scarus oivifrons</i>	DD				M						●	
スジブダイ	<i>Scarus rivulatus</i>	LC				M						●	
トラギス科													
オグロトラギス	<i>Parapercis pacifica</i>					M						●	
ペラギンボ科													
ペラギンボ属の一種	<i>Trichonotus</i> sp.					M						●	
ヘビギンボ科													
ウラウチヘビギンボ	<i>Erneapterygius cheni</i>	LC	CR			B						●	
ヘビギンボ	<i>Erneapterygius theostomus</i>	LC				M					●		
ヨゴレヘビギンボ	<i>Helicogramma nesion</i>	LC				M					●		
イソギンボ科													
カンムリヨダレカケ	<i>Andamia reyi</i>					M						●	
ヨダレカケ	<i>Andamia tetradactyla</i>					M					●		
ホボグロギンボ	<i>Blenniella biltonensis</i>					M					●		
ハナカエルウオ	<i>Blenniella periophtalma</i>					M					●		
スジギンボ	<i>Eriomacrodus striatus</i>	LC				M						●	
ヤイトギンボ	<i>Glyptoparus delicatulus</i>	LC				M						●	
カエルウオモドキ	<i>Istiblennius dussumieri</i>	LC				M						●	
ニセカエルウオ	<i>Istiblennius edentulus</i>	LC				M						●	
センカエルウオ	<i>Istiblennius lineatus</i>	LC				M						●	
タマギンボ	<i>Praeallicus bilineatus</i>	LC				M						●	
カブキギンボ	<i>Praeallicus striatus</i>	LC				M						●	
ロウソクギンボ	<i>Rhabdoblennius nitidus</i>	LC				M						●	
ヤエヤマギンボ	<i>Salarias fasciatus</i>	LC				M						●	
シマギンボ	<i>Salarias luctuosus</i>					M						●	
ゴマクモギンボ	<i>Omobranchius elongatus</i>		DD			B						●	
カワギンボ	<i>Omobranchius ferox</i>					B						●	
クモギンボ	<i>Omobranchius loxozonus</i>	LC				M						●	
ヒルギンボ	<i>Omox biporos</i>	DD	CR			B						●	
カワイイソギンボ	<i>Parablennius thysanurus</i>					B						●	
ヒゲニジギンボ	<i>Meiacanthus grammistes</i>	LC				M						●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*1	環境省レッドリスト (2018)*2	国内希少野生動物種	国指定天然記念物*3	生活型*4	中琉球性及び南琉球の 固有種*5	中琉球				南琉球	備考
								奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
カモハラギンボ	<i>Paranchelyurus hepbumi</i>	LC				M		●					
ニジギンボ	<i>Petroscirtes breviceps</i>					M		●	●				
ハタタテギンボ	<i>Petroscirtes mitratus</i>					M		●	●		●		
イヌギンボ	<i>Petroscirtes variabilis</i>					M		●			●		
ネズミ科													
イッポンテグリ	<i>Dactylopus dactylopus</i>					M			●				
オオクチヌメリ	<i>Eleutherochir operculentis</i>					B			●				
ナリタイトヒキヌメリ	<i>Pseudocallinichthys ikedai</i>		DD			B						●	
ツバサハゼ科													
ツバサハゼ	<i>Rhyacichthys aspro</i>		CR			D		●	●			●	
カワアナゴ科													
エリトゲハゼ	<i>Belobranchius belobranchius</i>		DD			D						●	
ジャンメハゼ	<i>Bostyrchus sinensis</i>	LC	EN			B		●	●			●	
オウギハゼ	<i>Bunaka gyrynooides</i>		NT			D		●	●			●	
ヤエヤマノコギリハゼ	<i>Butis ambloinensis</i>	LC	CR			B		●	●			●	
チラブドキ	<i>Eleotris acanthopoma</i>	LC				B		●	●			●	
テンジクカワアナゴ	<i>Eleotris fusca</i>	LC				D		●	●			●	
オカメハゼ	<i>Eleotris melanosoma</i>	LC				B		●	●			●	
タナゴモドキ	<i>Hypseleotris cyprinoides</i>	DD	EN			D		●	●			●	
タメトモハゼ	<i>Ophieleotris</i> sp. 1		EN			D		●	●			●	
ゴシキタメトモハゼ	<i>Ophieleotris</i> sp. 2		EN			D		●	●			●	
ホシマダラハゼ	<i>Ophicara porocephala</i>	LC	VU			B		●	●			●	
ハゼ科													
アサガラハゼ	<i>Caragobius urolepis</i>		VU			B		●	●			●	
チウラスボ属の一種	<i>Taenioides</i> sp.					B		●	●			●	
ヒゲワラスボ	<i>Trypauchenopsis intermedia</i>					B		●	●			●	
ヒゲワラスボ属の一種	<i>Trypauchenopsis</i> sp.					B			●			●	
ニセツムギハゼ	<i>Acentrogobius audax</i>		NT			B			●			●	
ホクロハゼ	<i>Acentrogobius caninus</i>		NT			B		●	●			●	
カスミハゼ	<i>Acentrogobius jarthinopterus</i>					B			●			●	
セイタカスジハゼ	<i>Acentrogobius multifasciatus</i>					B			●			●	
ホボグロスジハゼ	<i>Acentrogobius suluensis</i>		NT			B		●	●			●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)* ₁	環境省レッドリスト (2018)* ₂	国内希少野生動物種	国指定天然記念物* ₃	生活型* ₄	固有種性及び南琉球の * ₅	中琉球				南琉球	備考
								奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
スズメハゼ	<i>Acentrogobius viganensis</i>					B		●				●	
スジハゼ	<i>Acentrogobius virgatus</i>					B		●		●		●	
キララハゼ	<i>Acentrogobius viridipunctatus</i>		VU			B		●	●			●	
ツマグロスジハゼ	<i>Acentrogobius</i> sp. 2					B		●	●			●	
エサキサラサハゼ	<i>Amblygobius esakiae</i>					B						●	
キンセンハゼ	<i>Amblygobius hectori</i>					M						●	
ワカケサラサハゼ	<i>Amblygobius linki</i>					B		●		●		●	
サラサハゼ	<i>Amblygobius phalaena</i>					M		●		●		●	
ホホベニサラサハゼ	<i>Amblygobius</i> sp. A					B		●		●		●	
フタスジノボリハゼ	<i>Amoya molbanus</i>					B						●	
ホシハゼ	<i>Asteropteryx semipunctata</i>					M		●		●		●	
ヒメホシハゼ	<i>Asteropteryx ensifera</i>					M						●	
スジクモハゼ	<i>Bathygobius cocosensis</i>					M		●		●		●	
ヤハズハゼ	<i>Bathygobius cyclopterus</i>					M		●		●		●	
クモハゼ	<i>Bathygobius fuscus</i>	LC				M		●		●		●	
ヤミクモハゼ	<i>Bathygobius laddi</i>					M						●	
クロホシヤハズハゼ	<i>Bathygobius hongkongensis</i>					M						●	
クロヤハズハゼ	<i>Bathygobius coalitus</i>					M		●				●	
カワクモハゼ	<i>Bathygobius</i> sp. A		CR			B						●	
ヨリメハゼ属の一種	<i>Cabillus</i> sp.					M						●	
オキナワハゼ	<i>Caillagobius hasseltii</i>					M		●		●		●	
ナメラハゼ	<i>Caillagobius okinawae</i>					M		●	●			●	
タネハゼ	<i>Caillagobius tanegasimae</i>					B		●	●			●	
ミスジハゼ	<i>Caillagobius</i> sp. A		CR			B	E					●	
オキナワハゼ属の一種	<i>Caillagobius</i> sp. B					B						●	
ヒメトサカハゼ	<i>Cristatogobius aurimaculatus</i>		CR			B		●				●	
トサカハゼ	<i>Cristatogobius lophius</i>		EN			B		●		●		●	
クロトサカハゼ	<i>Cristatogobius nonatae</i>		CR			B		●				●	
ハスジマハゼ	<i>Cryptocentroides insignis</i>					B				●		●	
シロオビハゼ	<i>Cryptocentrus albidorus</i>					M				●		●	
タカノハハゼ	<i>Cryptocentrus caeruleomaculatus</i>					B				●		●	
オイランハゼ	<i>Cryptocentrus melanopus</i>					B		●		●		●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)* ₁	環境省レッドリスト (2018)* ₂	国内希少野生動物種	国指定天然記念物* ₃	生活型* ₄	固有性* ₅ 及び南琉球の	中琉球			南琉球	備考
								奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
クロホシハゼ	<i>Cryptocentrus nigrocellatus</i>					M					●	
ヒノマルハゼ	<i>Cryptocentrus strigiliceps</i>					M					●	
シノビハゼ	<i>Ctenogobius pomastictus</i>					M					●	
クロコハゼ	<i>Dorombus</i> sp.					B	●	●	●	●	●	
イソハゼ	<i>Eviota abax</i>					M		●	●			
ミナミノイソハゼ	<i>Eviota japonica</i>					M			●	●	●	
ウラウチイソハゼ	<i>Eviota ocellifer</i>					B					●	
ナンヨウミドリハゼ	<i>Eviota prasina</i>		CR			M					●	
オバケイソハゼ	<i>Exyrias belissimus</i>					M					●	
インコハゼ	<i>Exyrias puntang</i>					B	●	●	●	●	●	
ヒメハゼ	<i>Favonigobius gymnauchen</i>					B	●	●	●	●	●	
クロヒメハゼ	<i>Favonigobius melanobranchius</i>					B	●	●	●	●	●	
ツマジロヒメハゼ	<i>Favonigobius opalescens</i>					M					●	
ミナミヒメハゼ	<i>Favonigobius reichei</i>					B	●	●	●	●	●	
ヒメハゼ属の一種A	<i>Favonigobius</i> sp. A					B					●	
ヒメハゼ属の一種B	<i>Favonigobius</i> sp. B					B			●	●	●	
ヒメハゼ属の一種C	<i>Favonigobius</i> sp. C					B					●	
セホシサンカクハゼ	<i>Fusigobius duospilus</i>					M	●					
カタボシサンカクハゼ	<i>Fusigobius humeralis</i>					M			●			
サンカクハゼ	<i>Fusigobius neophytus</i>					M					●	
ヒレフリサンカクハゼ	<i>Fusigobius signipinnis</i>					M					●	
トゲナガハゼ	<i>Gladiogobius brevispinis</i>					B					●	
コンジキハゼ	<i>Glossogobius aureus</i>	LC	CR			B	●	●	●	●	●	
アゴヒゲハゼ	<i>Glossogobius bicirrhosus</i>	LC	CR			B	●	●	●	●	●	
ヒトミハゼ	<i>Glossogobius biocellatus</i>	LC				B	●	●	●	●	●	
イワハゼ	<i>Glossogobius celebius</i>					D			●	●	●	
スダレウロハゼ	<i>Glossogobius circumspectus</i>		NT			B	●	●	●	●	●	
フタゴハゼ	<i>Glossogobius</i> sp.		DD			B	●	●	●	●	●	
ニラミハゼ属の一種	<i>Heteropomus</i> sp.					B					●	
クツワハゼ	<i>Istigobius campbelli</i>					M				●	●	
ホシカザリハゼ	<i>Istigobius decoratus</i>					M	●				●	
ヒメカザリハゼ	<i>Istigobius goldmanni</i>					M					●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)* ₁	環境省レッドリスト (2018)* ₂	国内希少野生動物種	国指定天然記念物* ₃	生活型* ₄	固有種性及び南琉球の * ₅	中琉球			南琉球	備考
								奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
カザリハゼ	<i>Istigobius ornatus</i>					M		●			●	
マダラハゼ	<i>Macrodonogobius wilburi</i>					M					●	
カスリハゼ属の一種	<i>Mahidoria</i> sp.					M		●			●	
ウチウハゼ	<i>Mangaritus waterousi</i>					B		●			●	
ハゴロモハゼ	<i>Myersina macrostoma</i>					B		●			●	
ケショウハゼ	<i>Oplopomus oplopomus</i>					M					●	
ヒメクモハゼ	<i>Palurus meteori</i>					M			●		●	
キンボハゼ	<i>Parraeomeria sallator</i>					B	E		●		●	
ウミシヨウブハゼ	<i>Pleuroscyca bilobata</i>		VU			M					●	
イレズミハゼ	<i>Prolepis semidoliata</i>					M		●			●	
ハラマキハゼ	<i>Psilgobius prolatus</i>					M					●	
ミナミシラスイハゼ	<i>Silhouettea capitineata</i>					M					●	
ニセシラスイハゼ	<i>Silhouettea</i> sp. A		NIT			B	E	●			●	
シラスイハゼ属の一種	<i>Silhouettea</i> sp. B					B					●	
ヤジリハゼ	<i>Tomiyamichthys lanceolatus</i>					M		●			●	
ウシオニハゼ	<i>Tomiyamichthys ruscus</i>					M					●	
オキナフベニハゼ	<i>Trimma okinawae</i>					M					●	
サザナミハゼ	<i>Valenciennesa longipinnis</i>					M			●		●	
ミスタマハゼ	<i>Valenciennesa sexuttata</i>					M					●	
ヤツシハゼ	<i>Vanderhorstia phaeosticta</i>					M					●	
コモンヤツシハゼ	<i>Vanderhorstia</i> sp. 2					M					●	
ヤツシハゼ属の一種	<i>Vanderhorstia</i> sp.					M					●	
ツムギハゼ	<i>Yongeleichthys nebulosus</i>					B		●			●	
ハゼ科の一種A	<i>Gobidae</i> sp. A					B			●		●	
ハゼ科の一種B	<i>Gobidae</i> sp. B					B			●		●	
ハゼ科の一種C	<i>Gobidae</i> sp. C					M					●	
ミナミアシシロハゼ	<i>Acanthogobius insularis</i>		VU			B	E	●		●	●	
クロミナミハゼ	<i>Awaous melanocephalus</i>					D		●			●	
ミナミハゼ	<i>Awaous ocellaris</i>					D		●			●	
カブキハゼ	<i>Eugnathogobius mindora</i>					B					●	
ヒモハゼ属の一種	<i>Eutaenichthys</i> sp.		NIT			B		●			●	
オオモンハゼ	<i>Gnatholepis anjerensis</i>					M					●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018年)	環境省レッドリスト (2018年)	国内希少野生動物種	国指定天然記念物*	生活型*	固有種性及び南琉球の	中琉球				南琉球	備考
								奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
カタボシオオモンハゼ	<i>Gnatholepis cauerensis</i>	LC				M						●	
スミウキゴリ	<i>Gymnogobius petschiliensis</i>					D				●			
ミナミヒメミズハゼ	<i>Luciogobius ryukyuensis</i>		VU			B	E			●		●	
イトミミズハゼ	<i>Luciogobius pallidus</i>	DD	NT			B							
ホボグロハゼ	<i>Mugilogobius cavifrons</i>	LC	EN			B				●		●	
ナミハゼ	<i>Mugilogobius chulae</i>	LC				B				●		●	
フタホシハゼ	<i>Mugilogobius fuscus</i>		DD			B						●	
イズミハゼ	<i>Mugilogobius</i> sp. 1					B			●			●	
タヌキハゼ	<i>Mugilogobius</i> sp. 2					B						●	
ムジナハゼ	<i>Mugilogobius</i> sp. 3		VU			B						●	
ノボリハゼ	<i>Oligolepis acutipennis</i>	DD				B			●			●	
クチサケハゼ	<i>Oligolepis stomas</i>	DD				B			●			●	
カマヒレマツガハゼ	<i>Oxyurichthys cornutus</i>					B			●			●	
マツガハゼ	<i>Oxyurichthys ophthalmomema</i>					B			●			●	
オニサルハゼ	<i>Oxyurichthys papuensis</i>					M						●	
ミナミサルハゼ	<i>Oxyurichthys visayanus</i>					B			●			●	
ヒメサルハゼ	<i>Oxyurichthys</i> sp. 1					M						●	
シマサルハゼ	<i>Oxyurichthys</i> sp. 2		CR			B						●	
マンダローブゴマハゼ	<i>Pandaika lidwilli</i>		VU			B			●			●	
ミツボシゴマハゼ	<i>Pandaika trimaculata</i>					B				●		●	
スナゴハゼ	<i>Pseudogobius javanicus</i>					B				●		●	
マサゴハゼ	<i>Pseudogobius masago</i>		VU			B				●		●	
コクサスナゴハゼ	<i>Pseudogobius</i> sp.		DD			B						●	
タスキヒナハゼ	<i>Redigobius balteatus</i>	LC	DD			B						●	
ヒナハゼ	<i>Redigobius bikolanus</i>	LC				B				●		●	
ゴクラクハゼ	<i>Rhinogobius giurinus</i>	LC				D				●		●	
クロヨシノボリ	<i>Rhinogobius brunneus</i>	DD				D				●		●	
シマヨシノボリ	<i>Rhinogobius nagoyae</i>	DD				D				●		●	
アオバラヨシノボリ	<i>Rhinogobius</i> sp. BB					F	E						
ヒラヨシノボリ	<i>Rhinogobius</i> sp. DL					D				●		●	
アヤヨシノボリ	<i>Rhinogobius</i> sp. MO					D				●		●	
キハラヨシノボリ	<i>Rhinogobius</i> sp. YB					F	E			●		●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018年)	環境省レッドリスト (2018年)	国内希少野生動物種	国指定天然記念物*	生活型*	固有性*及び南琉球の	中琉球				南琉球	備考	
								奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島			
シマエソハゼ	<i>Schismatogobius amplivinculus</i>		EN			D					●	●		
エソハゼ	<i>Schismatogobius roxasi</i>		EN			D		●			●	●		
タネカワハゼ	<i>Stenogobius</i> sp.					D		●			●	●		
ドウケハゼ	<i>Stenogobius ophthalmoporus</i>		DD			B					●	●		
ナガノゴリ	<i>Tridentiger kuroiwaie</i>	LC				D		●			●	●		
ミナミトビハゼ	<i>Periophthalmus argenteolineatus</i>					B		●			●	●		
トビハゼ	<i>Periophthalmus modestus</i>		NT			B		?			●	●		
トカゲハゼ	<i>Scartelaos histophorus</i>		CR			M					●	●		
ヨロイボウズハゼ	<i>Lentipes armatus</i>		CR			D		●			●	●		
ボウズハゼ	<i>Sicyopterus japonicus</i>					D		●			●	●		
ルリボウズハゼ	<i>Sicyopterus legocephalus</i>	LC	VU			D		●			●	●		
ヒノコモボウズハゼ	<i>Sicyopterus cebuensis</i>		DD			D		●			●	●		
カエルハゼ	<i>Sicyopterus leprurus</i>	DD	CR			D		●			●	●		
アカボウズハゼ	<i>Sicyopterus zosterophorus</i>	LC	CR			D		●			●	●		
ヒスイボウズハゼ	<i>Stiphodon alcedo</i>		CR			D					●	●		
コンテリボウズハゼ	<i>Stiphodon atropurpureus</i>		CR			D		●			●	●		
ハヤセボウズハゼ	<i>Stiphodon imperiorientis</i>	VU	CR			D	E	●			●	●		
トラフボウズハゼ	<i>Stiphodon multisquamis</i>		DD			D		●			●	●		
ナンヨウボウズハゼ	<i>Stiphodon percnopterygionus</i>	DD				D		●			●	●		
スナハゼ科														
ナミノコハゼ	<i>Gobitrichinotus radiocularis</i>		NT			B						●	●	
リュウキュウナミノコハゼ	<i>Kraemeria curricularia</i>					B		●			●	●		
トンガスナハゼ	<i>Kraemeria tongaensis</i>	LC	DD			B						●	●	
スナハゼ属の一種	<i>Kraemeria</i> sp.					B						●	●	
オオメワラスボ科														
ニシキオオメワラスボ	<i>Gunnellichthys curiosus</i>					M						●	●	
オオメワラスボ科の一種	<i>Paragunnellichthys</i> sp.					B						●	●	
クロユリハゼ科														
クジャクハゼ	<i>Pariglossus caeruleolineatus</i>		DD			B	E	●					●	
サツキハゼ	<i>Pariglossus dotui</i>					B		●				●	●	
ヨスジハゼ	<i>Pariglossus formosus</i>	LC				M						●	●	
ヒメサツキハゼ	<i>Pariglossus interruptus</i>		CR			B							●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)	環境省レッドリスト (2018)	国内希少野生動物種	国指定天然記念物*	生活型*	固有種性及び南琉球の	中琉球			南琉球	備考
								奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
マイコハゼ	<i>Pariglossus lineatus</i>	DD	DD			B					●	
ボルネオハゼ	<i>Pariglossus palustris</i>	LC	VU			B					●	
ベニツケサツキハゼ	<i>Pariglossus philippinus</i>					B					●	
コビトハゼ	<i>Pariglossus rainfordi</i>	LC	EN			B					●	
ミヤラビハゼ	<i>Pariglossus raoi</i>	LC				B					●	
ムスメハゼ	<i>Pariglossus senoui</i>					M					●	
コマチハゼ	<i>Pariglossus taeniatus</i>	LC	CR			B					●	
イトマンクコロユリハゼ	<i>Ptereleotris taeniopsis</i>					M					●	
クロユリハゼ科の一種	<i>Ptereleotris</i> sp.					B					●	
マンジュウダイ科												
ミカツキツバメウオ	<i>Platex boersii</i>					M					●	
ナンヨウツバメウオ	<i>Platex orbicularis</i>					M					●	
クロシマンジュウダイ科												
クロシマンジュウダイ	<i>Scatophagus argus</i>	LC				P					●	
アイゴ科												
アイゴ	<i>Siganus fuscescens</i>					M					●	
ゴマアイゴ	<i>Siganus guttatus</i>					P					●	
アミアイゴ	<i>Siganus spinus</i>					M					●	
ムシクワイアイゴ	<i>Siganus vermiculatus</i>					P					●	
ヒメアイゴ	<i>Siganus virgatus</i>					M					●	
ツノダシ科												
ツノダシ	<i>Zanclus cornatus</i>					M					●	
ニザダイ科												
ニセカンランハギ	<i>Acanthurus dussumieri</i>	LC				M					●	
シマハギ	<i>Acanthurus triostegus</i>	LC				M					●	
クロハギ	<i>Acanthurus xanthopterus</i>	LC				P					●	
ゴマハギ	<i>Zebrasoma scopas</i>	LC				M					●	
カマス科												
オニカマス	<i>Sphyræna barracuda</i>	LC				P					●	
タチウオ科												
テンジクタチ	<i>Trichurus</i> sp. 2					M					○	
ゴクラクギョ科												

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*1	環境省レッドリスト (2018)*2	国内希少野生動物種	国指定天然記念物*3	生活型*4	固有種性及び南琉球の	中琉球			南琉球	備考
								奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
タイワンキンギョ	<i>Macropodus opercularis</i>		CR			F		●		●		
カレイ目												
ヒラメ科												
テングカレイ	<i>Pseudohombus aisius</i>					P		●		●		
ダルマガレイ科												
モンダルマガレイ	<i>Bothus mancus</i>	LC				M			●	●		
トゲダルマガレイ	<i>Bothus pantherinus</i>					P			●	●		
ササウシノシタ科												
オトメウシノシタ	<i>Aseraggodes xenicus</i>					M				●		
ミナミウシノシタ	<i>Pardachius pavoninus</i>					M			●	●		
アマミウシノシタ	<i>Syneptura marginata</i>					P			●	●		
フグ目												
モンガラカワハギ科												
オキハギ	<i>Abalistes stellatus</i>					M				●		
ゴマモンガラ	<i>Balistoides viridescens</i>					M			●	●		
キヘリモンガラ	<i>Pseudobalistes flavimarginatus</i>					M			●	●		
ムラサメモンガラ	<i>Rhinecanthus aculeatus</i>					M			●	●		
タスキモンガラ	<i>Rhinecanthus rectangulus</i>					M			●	●		
カワハギ科												
フチドリカワハギ	<i>Acreichthys tomentosus</i>					M				●	●	
ソウシハギ	<i>Aluterus scriptus</i>	LC				M				●	●	
ハコフグ科												
ミナミハコフグ	<i>Ostracion cubicum</i>					M				●		
フグ科												
ササミフグ	<i>Arothron hispidus</i>	LC				M			●	●	●	
カスミフグ	<i>Arothron immaculatus</i>					P				●	●	
スジモヨウフグ	<i>Arothron marileans</i>					P			●	●	●	
ワモンフグ	<i>Arothron reticularis</i>					P				●	●	
モヨウフグ	<i>Arothron stellatus</i>					M				●	●	
ゴマキンチャクフグ	<i>Canthigaster amboinensis</i>	LC				M				●	●	
キタマクラ	<i>Canthigaster rivulata</i>	LC				M			●		●	
シマキンチャクフグ	<i>Canthigaster valentini</i>	LC				M				●	●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)* ¹	環境省レッドリスト (2018)* ²	国内希少野生動物種	国指定天然記念物* ³	生活型* ⁴	固有性及び南琉球の	中琉球			南琉球	備考
								奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
オキナフグ	<i>Chelonodon patoca</i>	LC				P		●		●		
クサフグ	<i>Takifugu niphobles</i>	LC	LP*			P		●		●		*LP:沖縄島の個体群
ハリセンボン科												
イシガキフグ	<i>Chilomycterus reticulatus</i>	LC				M				●		
ハリセンボン	<i>Diodon holocanthus</i>	LC				M			●	●		
ネズミフグ	<i>Diodon hystrix</i>	LC				M				●		
ヒトツラハリセンボン	<i>Diodon liturosus</i>					M				●		

引用文献

島別分布状況は、吉郷英範(2014). 琉球列島産陸水性魚類相および文献目録. Fauna Ryukyuan, 9:1-153.に基づいた。
上記文献で和名・学名の扱いに不明点がある場合、中坊徹次(編), 2013. 日本産魚類検索全種の同定第三版. 東海大学出版会. に従った。

3-2-7.奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の昆虫類^{*1}

- *1: IUCNレッドリストのカテゴリの詳細は、章末ページに掲載。
- *2: 環境省レッドリストのカテゴリの詳細は、章末ページに掲載。
- *3: 国内希少野生動植物種の鳥別分布は非公開。
- *4: 特天: 特別天然記念物, 天: 天然記念物
- *5: E: 固有種, e: 固有亜種
- : 種の分布, ○: 亜種の分布

和名	学名	IUCNレッドリスト (2008)*1	環境省レッドリスト (2018)*2	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有種*5 及び固有種	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
イシノミ目											
イシノミ科											
アマミイシノミ	<i>Pedetontus amamiensis</i>					E		●			
オカジマイシノミ	<i>Pedetontus okajimae</i>					E		●		●	
タカハシイシノミ	<i>Pedetontus takafashii</i>							●			
ヒトツモンイシノミ	<i>Pedetontus unimaculatus</i>							●			
シシ目											
シシ科											
オナガシシ	<i>Ctenolepisma longicaudata</i>							●			
ヤマトシシ	<i>Ctenolepisma villosa</i>							●		●	
セトシシ	<i>Heterolepisma dispar</i>							●			
ヤマトミナシシ	<i>Isolepisma japonica</i>							●			
キボシアリシシ	<i>Lepisma albomaculata</i>					E					
マダラシシ	<i>Thermobia domestica</i>									●	
メナシシ科											
シロウズアリシシ	<i>Nipponateutura shirozui</i>					E		●			
カゲロウ目											
コカゲロウ科											
サキシマコカゲロウ	<i>Alainites sacishimensis</i>							●			
トゲトゲフタバコカゲロウ	<i>Baetiella bispinosa</i>									●	
ミナミコカゲロウ	<i>Baetis pseudofrequentus</i>										
シロハラコカゲロウ	<i>Baetis thermicus</i>					E				●	
ヨシノコカゲロウ	<i>Baetis yoshihensis</i>							●			
フタホシコカゲロウ	<i>Cloeon bimaculatum</i>									●	
アカモンフタバカゲロウ	<i>Cloeon marginale</i>									●	
モンカゲロウ科											
タイワンモンカゲロウ	<i>Ephemerella formosana</i>									●	
ヒラタカゲロウ科											

和名	学名	IUCNレッドリスト	環境省レッドリスト	国内希少野生動植物種	国指定天然記念物	固有性*及び南琉球の5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ミナミタニガワカゲロウ	<i>Aironurus hyalinus</i>					E	●			●	
シロタニガワカゲロウ	<i>Ecdyonurus yoshidae</i>							●		●	
タイワンヒメヒラタカゲロウ	<i>Rhithrogena parva</i>							●		●	
トビロカゲロウ科			NT			E	●	●		●	
カワカゲロウ科						E	●	●		●	
フタオカゲロウ科						E	●	●		●	
ガガンボカゲロウ						E	●	●		●	
ミナミカワトンボ科											
チビカワトンボ	<i>Bayadera brevicauda</i>					e				●	
コナカハグロトンボ	<i>Bayadera brevicauda ishigakiana</i>					E				○	
カワトンボ科											
リュウキュウハグロトンボ	<i>Matrona basilaris</i>	LC					●	●		●	
リュウキュウハグロトンボ	<i>Matrona basilaris japonica</i>	EN				e	○	○		○	
クロイワカワトンボ	<i>Psolodesmus mandarinus</i>					e				●	
ハナダカトンボ科										○	
ヤエヤマハナダカトンボ	<i>Rhinocypha uenoi</i>	EN				E				●	
ヤマイトトンボ科											
ヤエヤマトゲオトンボ	<i>Rhipidolestes aculeatus</i>					E				●	
オキナワトゲオトンボ	<i>Rhipidolestes okinawanus</i>	EN*				E		●			
アマミトゲオトンボ	<i>Rhipidolestes amamiensis</i>					E	●	●			
アマミトゲオトンボ	<i>Rhipidolestes amamiensis amamiensis</i>					e	○				
トクノシマトゲオトンボ	<i>Rhipidolestes amamiensis tokunoshimensis</i>					e		○			
ヤンバルトゲオトンボ	<i>Rhipidolestes shozoi</i>					E		●			
アオイトトンボ科											
ホソミオツネントンボ	<i>Indolestes peregrinus</i>	LC					●			●	
モノサシトンボ科											
マサキルリモントンボ	<i>Coelicia flavicauda</i>	LC								●	
リュウキュウルリモントンボ	<i>Coelicia flavicauda masakii</i>	EN				e				○	
アマミルリモントンボ	<i>Coelicia ryukyuensis</i>	EN				E	●	●		●	
リュウキュウルリモントンボ	<i>Coelicia ryukyuensis amarii</i>	EN				e	○	○			
	<i>Coelicia ryukyuensis ryukyuensis</i>	EN				e				○	

*1996年の評価で分布情報は"Nansai Shoto"とのみ記載。2005年以降に本種から細分化された種・亜種(ヤエヤマトゲオトンボR. aculeatus、ヤンバルトゲオトンボR. shozoi、アマミトゲオトンボR. amamiensis amamiensis、トクノシマトゲオトンボR. amamiensis tokunoshimensis)を含むと考えられる。

和名	学名	IUCNレッドリスト	環境省レッドリスト	国内希少野生動植物種	国指定天然記念物	固有性*及び南琉球の	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
イトトンボ科											
—	<i>Agriocnemis femina</i>	LC					●	●	●	●	
—	<i>Agriocnemis femina oryzae</i>	LC					○	○	○	○	
—	<i>Agriocnemis pygmaea</i>	LC	NT				●	●	●	●	
—	<i>Cercion sexlineatum</i>	LC					●	●	●	●	
—	<i>Ceriatrigon auranticum</i>	LC					○	○	○	○	
—	<i>Ceriatrigon auranticum ryukyuanum</i>	LC					●	●	●	●	
—	<i>Ischnura asiatica</i>	LC					●	●	●	●	
—	<i>Ischnura senegalensis</i>	LC					●	●	●	●	
—	<i>Pseudagrion pilidorsum</i>						●	●	●	●	
—	<i>Pseudagrion pilidorsum pilidorsum</i>						○	○	○	○	
サナエトトンボ科											
—	<i>Asiagomphus amamiensis</i>	NT				E	●				
—	<i>Asiagomphus amamiensis amamiensis</i>	EN	NT			e	○				
—	<i>Asiagomphus amamiensis okinawanus</i>	EN	NT			e		○			
—	<i>Asiagomphus yayeyamensis</i>	EN	NT			E			●		
—	<i>Ictinogomphus pertinax</i>	LC					●	●	●	●	
—	<i>Leptogomphus yayeyamensis</i>	LC				E			●		
—	<i>Styllogomphus ryukyuanus</i>						●	●	●	●	
—	<i>Styllogomphus ryukyuanus asatoi</i>	EN				e		○			
—	<i>Styllogomphus ryukyuanus ryukyuanus</i>						○	○			
—	<i>Styllogomphus shirozui</i>									●	
—	<i>Styllogomphus shirozui watanabei</i>	EN*				e				○	*S. ryukyuanus subsp. watanabeiとして記載。
オニヤンマ科											
—	<i>Anotogaster sieboldii</i>						●		●		
—	<i>Anotogaster klossi</i>									●	
—	<i>Chlorogomphus brunneus</i>						●		●		
—	<i>Chlorogomphus brunneus brunneus</i>	EN				e		○			*亜種レベルの詳細のみ
—	<i>Chlorogomphus brunneus costalis</i>						○	○			
—	<i>Chlorogomphus himotensis</i>	LC	NT			E				●	
—	<i>Chlorogomphus okinawensis</i>	EN	VU			E			●		
ヤンマ科											
—	<i>Anaëtheschna jasplidea</i>	LC	EN				●		●	●	
—	<i>Anax guttatus</i>	LC					●		●	●	
—	<i>Anax nigrofasciatus</i>	LC					●		●	●	
—	<i>Anax nigrofasciatus nigrofasciatus</i>	LC								○	

和名	学名	IUCNレッドリスト	環境省レッドリスト	国内希少野生動植物種	国指定天然記念物	固有性*及び南琉球の	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
リュウキュウギンヤンマ	<i>Anax panybeus</i>	LC					●	●	●	●	
—	<i>Anax parthenope</i>	LC					●	●	●	●	
ギンヤンマ	<i>Anax parthenope julius</i>	LC					○	○	○	○	
カトリヤンマ	<i>Gynacantha japonica</i>						●	●	●	●	
リュウキュウカトリヤンマ	<i>Gynacantha ryukyuensis</i>						●	●	●	●	
イシガキヤンマ	<i>Planaeschna ishigakiana</i>	NT				E	●	●	●	●	
—	<i>Planaeschna ishigakiana ishigakiana</i>	EN	NT			e				○	*亜種レベルの評価のみ
—	<i>Planaeschna ishigakiana nagaminei</i>	EN	NT			e	○				*亜種レベルの評価のみ
—	<i>Planaeschna milnei</i>	LC					●	●			
—	<i>Planaeschna milnei naica</i>	LC					○	○			
—	<i>Planaeschna risi</i>	LC								●	
—	<i>Planaeschna risi sakishimana</i>	EN				e				○	
ヤブヤンマ	<i>Polycanthis melanictera</i>	LC					●		●		
オキナワサラヤンマ	<i>Sarasaeschna kunitamiensis</i>	LC	NT			E		●			
エントム科											
オオヤマトンボ	<i>Epophthalmia elegans</i>						●	●	●	●	
オオヤマトンボ	<i>Epophthalmia elegans elegans</i>						○	○	○	○	
—	<i>Hemicordulia mindana</i>	LC	VU							●	
—	<i>Hemicordulia mindana nipponica</i>	EN	VU							○	
リュウキュウトンボ	<i>Hemicordulia okinawensis</i>	LC				E	●				
タイワンコヤマトンボ	<i>Macromia cilo</i>	LC								●	
オキナワコヤマトンボ	<i>Macromia kubokaiya</i>	EN	NT			E				●	
ヒナヤマトンボ	<i>Macromia urania</i>	LC	NT							●	
サキシマヤマトンボ	<i>Macromia ishidae</i>	LC	VU			E				●	
トンボ科											
コシブトトンボ	<i>Acisoma panoroides</i>	LC					●	●	●	●	
コシブトトンボ	<i>Acisoma panoroides panoroides</i>	LC					○	○	○	○	
ホソアカトンボ	<i>Agrioptera insignis</i>	LC								●	
—	<i>Agrioptera insignis insignis</i>	LC								○	
—	<i>Brachydiplax chalybea</i>	LC					●	●	●	●	
—	<i>Brachydiplax chalybea flavovittata</i>	LC					○	○	○	○	
ヒメキトンボ	<i>Brachythemis contaminata</i>	LC								●	
タイリクシヨウジョウトンボ	<i>Crocothemis servilia</i>	LC					●	●	●	●	
—	<i>Crocothemis servilia servilia</i>	LC					○	○	○	○	
コフキトンボ	<i>Deileia phaeon</i>	LC					●	●	●	●	

和名	学名	IUCNレッドリスト （2001年8月） 環境省レッドリスト （2008年）	国内希少 野生動物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*5 及南琉球の 固有種	中琉球			南琉球	備考
						奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ヒメトンボ	<i>Diplacodes trivialis</i>	LC				●	●	●	●	
オオキイトンボ	<i>Hydrobasileus croceus</i>	LC				●	●	●	●	
アジアアカトンボ	<i>Lathrecista asiatica</i>								●	
アジアアカトンボ	<i>Lathrecista asiatica asiatica</i>								○	
オオハラビロトンボ	<i>Lyriothemis elegantissima</i>	LC					●	●	●	
キヨハラビロトンボ	<i>Lyriothemis tricolor</i>	LC							●	
ウミアカトンボ	<i>Macrodiplax cora</i>	LC							●	
フチトリベッコウトンボ	<i>Neurothemis fluctuans</i>								●	
—	<i>Orithetrum albistylum</i>	LC				●	●	●	●	
—	<i>Orithetrum albistylum speciosum</i>	LC				○	○	○	○	
タイワンシオカラトンボ	<i>Orithetrum glaucum</i>	LC				●			●	
ホソミシオカラトンボ	<i>Orithetrum luzonicum</i>	LC							●	
—	<i>Orithetrum pruinatum</i>	LC							●	
—	<i>Orithetrum pruinatum neglectum</i>	LC							○	
ハラボソトンボ	<i>Orithetrum sabina</i>	LC				●	●	●	●	
—	<i>Orithetrum sabina sabina</i>	LC				○	○	○	○	
—	<i>Orithetrum triangulare</i>					●	●	●	●	
—	<i>Orithetrum triangulare melania</i>					○	○	○	○	
オオシオカラトンボ	<i>Pantala flavescens</i>	LC				●	●	●	●	
ウスバキトンボ	<i>Pseudothemis zonata</i>	LC							●	
コシアキトンボ	<i>Rhyothemis phyllis</i>								●	
スキバチヨウトンボ	<i>Rhyothemis phyllis phyllis</i>								○	
スキバチヨウトンボ	<i>Rhyothemis phyllis phyllis</i>								○	
ハネナガチヨウトンボ	<i>Rhyothemis severini</i>								●	
—	<i>Rhyothemis variegata</i>	EN				●	●	●	●	
—	<i>Rhyothemis variegata imperatrix</i>					○	○	○	○	
オキナフチヨウトンボ（ベッコウチヨウトンボ）	<i>Sympetrum cordilegaster</i>								●	
オナガアカネ	<i>Sympetrum darwinianum</i>								●	
ナツアカネ	<i>Sympetrum depressiusculum</i>								●	
タイリクアカアカネ	<i>Sympetrum frequency</i>								●	
アカアカネ	<i>Tholymis tilarga</i>								●	
アメイロトンボ	<i>Tramea basilaris</i>	LC				●	●	●	●	
—	<i>Tramea basilaris burmeisteri</i>								●	
—	<i>Tramea transmarina</i>								○	
—	<i>Tramea transmarina euryale</i>	LC				●	●	●	●	
—	<i>Tramea transmarina propinqua</i>	LC				○	○	○	○	

和名	学名	IUCNレッドリスト （2018年時点）	環境省レッドリスト （2018年時点）	国内希少 野生動植物種	国指定天然記念物	固有性*及び南 球の5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ヒメハネビロトンボ	<i>Tramea transmariina yayeyamana</i>	LC				e	○	○	○	○	
ハネビロトンボ	<i>Tramea virginia</i>	LC					●	●	●	●	
ベニトンボ	<i>Trithemis aurora</i>	LC					●	●	●	●	
コフキオオトンボ	<i>Zyxomma obtusum</i>										
オオメトンボ	<i>Zyxomma petiolatum</i>	LC					●	●	●	●	
カワガラム											
ハラジロオナシカワガラム科											
アマミハラジロオナシカワガラム	<i>Rhopalopsola amamiensis</i>					E	●	●			
クロホソカワガラム	<i>Rhopalopsola subnigra</i>							●			
オナシカワガラム科											
—	<i>Amphinemoura bulla</i>						●	●	●	●	
—	<i>Amphinemoura flavicollis</i>						●				
—	<i>Amphinemoura tyukyuensis</i>					E		●			
—	<i>Nemoura chinosis</i>							●			
—	<i>Nemoura dentigera</i>					E	●	●			
—	<i>Nemoura dentata</i>					E			●		
—	<i>Nemoura okinawaensis</i>					E			●		
オキナワオナシカワガラム											
カワガラム科											
クチノフタツメカワガラム	<i>Gibosisa linguambita</i>					E			●		
リュウキュウフタツメカワガラムモドキ	<i>Kiatina rikiuensis</i>							●			
フタツメカワガラム	<i>Neoperla geniculata</i>							●	●	●	
シロアリモドキ科											
タイワンシロアリモドキ	<i>Oligotoma humberiana</i>									●	
コケシロアリモドキ	<i>Oligotoma japonica</i>							●			
シロアリモドキ	<i>Oligotoma saundersii</i>								●	●	
ゴキブリ目											
チャバネゴキブリ科											
チビゴキブリ	<i>Anaplectella ruficollis</i>						●	●	●	●	
オキナワチャバネゴキブリ	<i>Blattella asahirai</i>								●		
モリゴキブリモドキ	<i>Blattella biligata</i>									●	
ヒメチャバネゴキブリ	<i>Blattella lituricollis</i>						●	●	●	●	
アマミモリゴキブリ	<i>Episymploce amamiensis</i>						●	●			
リュウキュウモリゴキブリ	<i>Episymploce sundaica</i>								●	●	
フタテンコバネゴキブリ	<i>Lobopterella dimidiatipes</i>						●	●	●	●	
ツチゴキブリ	<i>Margaltea kumamotois</i>						●	●	●	●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ヒメツチゴキブリ	<i>Margattea kumamotoensis shirakii</i>						○		○	○	
ヤエヤマツチゴキブリ	<i>Margattea ogetai</i>					E				●	
サツマツチゴキブリ	<i>Margattea satsumana</i>						●		●		
アミヒラタゴキブリ	<i>Onychostylus notulatus</i>									●	
ウスヒラタゴキブリ	<i>Onychostylus pallidulus</i>						●	●	●	●	
ウスヒラタゴキブリ	<i>Onychostylus pallidulus pallidulus</i>						○	○	○	○	
ミナミヒラタゴキブリ	<i>Onychostylus vilis</i>									●	
カノモリゴキブリ	<i>Symploce furcata</i>									●	
オオモリゴキブリ	<i>Symploce gigas</i>						●		●	●	
オオモリゴキブリ	<i>Symploce gigas gigas</i>									○	
オオモリゴキブリ	<i>Symploce gigas okinawana</i>					e	○		○		
オキナワオオモリゴキブリ	<i>Symploce japonica</i>						●				
キチャハネゴキブリ	<i>Symploce yayeyamana</i>					E				●	
ヤエヤマキスジゴキブリ	<i>Symploce yayeyamana</i>					E					
ゴキブリ科											
マルバネゴキブリ	<i>Hebardina yayeyamana</i>					E				●	
ウルシゴキブリ	<i>Periplaneta japonica</i>						●		●	●	
スズキゴキブリ	<i>Periplaneta suzukii</i>					E	●		●	●	
マダラゴキブリ科											
サツマゴキブリ	<i>Opisthoptera orientalis</i>						●	●	●	●	
コマダラゴキブリ	<i>Rhabdoblatta formosana</i>									●	
マダラゴキブリ	<i>Rhabdoblatta guttigera</i>						●	●	●	●	
ヤエヤママダラゴキブリ	<i>Rhabdoblatta yayeyamana</i>					E				●	
ホラアナゴキブリ科											
ホラアナゴキブリ	<i>Nocticola uenoi</i>					E				●	
ホラアナゴキブリ	<i>Nocticola uenoi uenoi</i>					e			○		
ハイロゴキブリ科											
ハイロゴキブリ	<i>Nauphoeta cinerea</i>						●		●		
オオゴキブリ科											
—											
ヤエヤマオオゴキブリ	<i>Panesthia angustipennis</i>									●	
タイワンクチャキゴキブリ	<i>Panesthia angustipennis yayeyamensis</i>									○	
リュウキュウクチャキゴキブリ	<i>Salganea taiwanensis</i>						●		●	●	
タイワンクチャキゴキブリ	<i>Salganea taiwanensis ryukyuanus</i>					e	○	○	○	○	
タイワンクチャキゴキブリ	<i>Salganea taiwanensis taiwanensis</i>									○	
マルゴキブリ科											
マルゴキブリ	<i>Trichoblatta nigra</i>									●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
ヒメマルゴキブリ	<i>Trichoblatta pygmaea</i>						●	●	●	●	●	
ムカシゴキブリ科						E					●	
ルリゴキブリ	<i>Euconydia yasumatsui</i>											
ツチカメゴキブリ	<i>Holocompsa nitidula</i>						●					
オガサワラゴキブリ科												
チャイロゴキブリ	<i>Pycnoscelus niger</i>										●	
カマキリ目												
ヒメカマキリ科												
ヒメカマキリ	<i>Acromantis japonica</i>						●	●	●	●	●	
カマキリ科												
ヒナカマキリ	<i>Anantistis nawai</i>						●	●	●	●	●	
ハラビロカマキリ	<i>Hierodula patellifera</i>						●	●	●	●	●	
ウスバカマキリ	<i>Mantis religiosa</i>		DD									
スジイロコカマキリ	<i>Statilia sp.1</i>					E						
チョウセンカマキリ? (ムナビロカマキリ)	<i>Tenodera angustipennis</i>						●	●	●	●	●	
オキナワオオカマキリ	<i>Tenodera sp.</i>					E						
シロアリ目												
レイビシシロアリ科												
ダイコクシロアリ	<i>Cryptotermes domesticus</i>						●				●	
カタンシロアリ	<i>Glyptotermes fuscus</i>						●				●	
ナカジマシロアリ	<i>Glyptotermes nakajimai</i>						●				●	
コウシュンシロアリ	<i>Neotermes koshunensis</i>										●	
ミノガラシシロアリ科												
コウシュウエイシロアリ	<i>Coptotermes guangzhouensis</i>										●	
オオイシロアリ	<i>Coptotermes sp.</i>					E					●	
—						E					○	
キアシシロアリ	<i>Reticulitermes amarianus</i>											
アマミシロアリ	<i>Reticulitermes flaviceps</i>										●	
—	<i>Reticulitermes miyatakei</i>						●				●	
—	<i>Reticulitermes okinawanus</i>										○	
ヤエヤマヤマトシロアリ	<i>Reticulitermes yaevarianus</i>										●	
シロアリ科												
タカサゴシロアリ	<i>Nasutitermes takasagoensis</i>											●
タイワンシロアリ	<i>Odontotermes formosanus</i>											●
—	<i>Odontotermes sp.</i>					E					○	
ニトベシロアリ	<i>Pericapritermes nitobei</i>											●

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年8月)*リスト	環境省レッドリスト (2001年8月)*リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南 琉球の5	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
ムシャシロアリ	<i>Sinocapritermes mushae</i>										●	
オオシロアリ科 オオシロアリ	<i>Hodotermopsis japonica</i>						●	●				
バツタ目 クロギリス科 ヤエヤマクロギリス ヤンバルクロギリス	<i>Pterodecolys murayamai</i> <i>Pterodecolys yambaruensis</i>					E					●	
コロギス科 コハネコロギス ハネナシコロギス マルモンコロギス ヒノマルコロギス ニセヒノマルコロギス	<i>Neanias magnus</i> <i>Nippanicis roger testaceus</i> <i>Prosopogryllacris okadaei</i> <i>Prosopogryllacris rotundimaculata</i> <i>Prosopogryllacris simulans</i>						●	●	●		●	
カマドウマ科 ミナミウマ亜科 タイウンミナミウマ (ズングリウマ) イヘヤカマドウマ オキナフカマドウマ ヤエヤマオオハヤシウマ (イリオモテオオハヤシウマ) アマミダラカマドウマ ヤエヤマダラカマドウマ	<i>Rhaphidophora taiwana</i> <i>Atachycines</i> sp. 1 <i>Atachycines</i> sp. 2 <i>Diestrammena ingens</i> <i>Diestrammena</i> sp. 1 <i>Diestrammena</i> sp. 2							●	●		●	
キリギリス科 キリギリス亜科 オキナフキリギリス クサキリ亜科 オガサフラクビキリギリス クビキリギリス オキナフヒサゴクサキリ カヤキリモドキ (ズトガリクビキリ) シブイロカヤキリモドキ	<i>Gampsocleis ryukyuensis</i> <i>Euconocephalus pallidus</i> <i>Euconocephalus varius</i> <i>Palaeoagraecia ascenda</i> <i>Pygocorypha subulata</i> <i>Xestophys javanicus</i>		NT			E			●			
ササキリ亜科 オナガササキリ コハネササキリ ホシササキリ ササキリ	<i>Conocephalus gladiatus</i> <i>Conocephalus japonicus</i> <i>Conocephalus maculatus</i> <i>Conocephalus melas</i>						●	●	●		●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年)	環境省レッドリスト (2008年)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の				中琉球			南琉球	備考
						琉球	奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島				
マングローブササキ	<i>Conocephalus</i> sp.					E				●				
ウマオイ亜科														
アシダクワマオイ	<i>Hexacentrus fuscipes</i>									●				
タイワンウマオイ	<i>Hexacentrus unicolor</i>									●	●			
ササキリモド科 (ヒメツユムシ科)														
アマミコハネササキリモドキ	<i>Cosmetura amamiensis</i>					E				●				
ヨナハヒメツユムシ	<i>Leptoteratura digitata</i>					E				●				
ヨナヒメツユムシ	<i>Leptoteratura jona</i>					E					●			
テテヒメツユムシ	<i>Leptoteratura symmetrica</i>					E				●				
ヤエヤマヒメツユムシ	<i>Leptoteratura yaeyamana</i>					E						●		
ヤエヤマヒメツユムシ	<i>Leptoteratura yaeyamana yaeyamana</i>					e							○	
ユワンササキリモドキ	<i>Microconocephalopsis yuwanensis</i>					E				●				
リュウキュウグササキリモドキ (マングローブウマオイ)	<i>Neophisis irimotensis</i>					E							●	
ヤエヤマササキリモドキ (フトオビササキリモドキ)	<i>Phlugiopsis yaeyamensis</i>					E							●	
クツユムシ科														
タイワンクツユムシ	<i>Mecopoda elongata</i>									●	●			
クサキリモド科														
クサキリモドキ	<i>Togona unicolor</i>									●	●			
ツユムシ科														
セスジツユムシ	<i>Ducefia japonica</i>									●	●			
ヤエヤマオオツユムシ (仮)	<i>Elimaea</i> sp.					E							●	
サトクダマキモドキ	<i>Holochlora japonica</i>									●				
ナカオレツユムシ	<i>Isopsara denticulata</i>									●	●			
サキオレツユムシ	<i>Isopsara sulcata</i>									●	●			
ツユムシ	<i>Phaneroptera falcata</i>									●				
リュウキュウツユムシ	<i>Phaneroptera gracilis</i>										●			
オキナフツユムシ	<i>Phaneroptera okinawensis</i>					E					●			
アカアシチツユムシ	<i>Phaneroptera trigonia</i>												●	
ダイトウクダマキモドキ	<i>Phaulula daikoensis</i>									●				
ヒメクダマキモドキ	<i>Phaulula gracilis</i>									●				
アマミヘリグロツユムシ	<i>Psyrrana amamiensis</i>					E				●				
ヘリグロツユムシ	<i>Psyrrana japonica</i>									●				
オキナフヘリグロツユムシ	<i>Psyrrana ryukyuensis</i>					E					●			
ヤエヤマヘリグロツユムシ	<i>Psyrrana yaeyamaensis</i>					E							●	
ヤエヤマヘリグロツユムシ 西表島亜種	<i>Psyrrana yaeyamaensis irimoteana</i>					e								○

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年)	環境省レッドリスト (2008年)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
タイワンクダマキモドキ	<i>Ruidocollaris truncatolobata</i>										
コオロギ科											
クロツヤコオロギ亜科											
クロツヤコオロギ	<i>Phonarellus ritsemae</i>							●	●		
コオロギ亜科											
フタホシコオロギ (クロコオロギ)	<i>Gryllus bimaculatus</i>								●		
ネッタイオカメコオロギ (リュウキウオカメコオロギ)	<i>Loxoblemmus equester</i>							●	●		
チビクオオロギ	<i>Melanogryllus bilineatus</i>								●		
ヒメコガタコオロギ	<i>Modicogryllus consobrinus</i>							●	●		
タンボコオロギ	<i>Modicogryllus siamensis</i>							●	●		
オチバコオロギ	<i>Parasongella japonica</i>								●		
タイワンエンマコオロギ	<i>Teleogryllus occipitalis</i>		DD			E		●	●		
コガタコオロギ	<i>Velarifictorus ornatus</i>							●	●		
クマスズムシ亜科											
ナツノツツレサセコオロギ	<i>Velarifictorus grylloides</i>							●	●		
クマスズムシ	<i>Sclerogryllus punctatus</i>							●	●		
クチキコオロギ亜科											
ヤエヤマクチキコオロギ	<i>Duolandrevus guntheri</i>								●		
クチキコオロギ	<i>Duolandrevus ivani</i>							●	●		
マツムシ科											
マツムシ亜科											
マダラマツムシ (マダラコオロギ)	<i>Cardiodactylus guttulus</i>							●	●		
サワマツムシ (アジマダラマツムシ)	<i>Phaloria ryukyensis</i>					E		●	●		
—	<i>Xenogryllus marmoratus</i>								○		
オキナワマツムシ (タイワンマツムシ)	<i>Xenogryllus marmoratus uniparitus</i>								○		
マツムシモドキ亜科											
アカマツムシモドキ	<i>Aphonoides rufescens</i>							●			
オキナワマツムシモドキ	<i>Aphonoides</i> sp. 2					E			●		
ヤエヤママツムシモドキ	<i>Mitschenkoana gracilis</i>					E				●	
カンタン亜科											
チャイロカントン	<i>Oecanthus rufescens</i>							●			
カヤコオロギ亜科											
オオカヤコオロギ (ヤエヤマカヤコオロギ)	<i>Petiscus nagatomii</i>					E				●	
ヒバリモドキ科											
ヒバリモドキ亜科											

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)	環境省レッドリスト (2018)	国内希少 野生動植物種	国指定天然記念物	固有性*及び南琉球の 5	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
クロメヒバリ	<i>Anaxipha longelata</i>										●	
フタイロヒバリ	<i>Homoeoxipha lycoides</i>								●			
ネッタヒバリ	<i>Homoeoxipha nigripes</i>									●		
ヤマトヒバリ	<i>Homoeoxipha oblitterata</i>							●				
カルニウブザヒバリ (ツチヒバリ)	<i>Metiochodes karnyi</i>										●	
キンヒバリ	<i>Natula matsurai</i>							●				
カヤヒバリ	<i>Natula pallidula</i>							●				
セウロキンヒバリ (ムナグロキンヒバリ)	<i>Natula pravdini</i>							●				
クサヒバリ	<i>Svistella bifasciata</i>							●				
タイワンカヤヒバリ (ネッタヒバリ)	<i>Svistella henyi</i>										●	
チャマダラヒバリモドキ	<i>Trigonidium chamaedara</i>										●	
クロヒバリモドキ	<i>Trigonidium cincteoloides</i>							●				
オキナフヒバリモドキ	<i>Trigonidium pallipes</i>							●				
ヤチスズ亜科 (マダラスズ亜科)												
マングロープスズ	<i>Apteronomobius asahinae</i>							●				
ウミコロギ	<i>Caconemobius sazanami</i>							●				
ウスモンウミコロギ (タカラウミコロギ)	<i>Caconemobius takarai</i>							●				
ハマスズ	<i>Dianemobius csikii</i>							●				
ネッタイマダラスズ	<i>Dianemobius fascipes</i>										●	
マダラスズ	<i>Dianemobius nigrofasciatus</i>							●				
ネッタイシハスズ (リュウキュウシハスズ)	<i>Polionemobius laprobanensis</i>							●				
ネッタイヤチスズ	<i>Pteronemobius indicus</i>							●				
ヒメスズ	<i>Pteronemobius nigrescens</i>							●				
リュウキュウチビスズ	<i>Pteronemobius suffuriae</i>							●				
ハマコロギ (リュウキュウハマコロギ)	<i>Taiwanemobius ryukyuensis</i>		DD					●				
イソスズ	<i>Thetella elegans</i>										●	
カネタタキ科												
アシジマカネタタキ	<i>Ectatoderus</i> sp.							●				
イソカネタタキ	<i>Ornebius bimaculatus</i>							●				
ヒルギカネタタキ	<i>Ornebius fuscicerci</i>							●				
カネタタキ	<i>Ornebius kanetataki</i>							●				
—	<i>Ornebius longipennis</i>										○	
—	<i>Ornebius longipennis ryukyuensis</i>										○	
オチハカネタタキ (イリオモテヒメカネタタキ)	<i>Tubarama irimotejinana</i>										●	
アリツカコロギ科												

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ヨナグニアリツコオコロギ	<i>Myrmecophilus albicinctus</i>									●	
タイワンアリツコオコロギ (ダイトウアリツコオコロギ)	<i>Myrmecophilus formosanus</i>									●	
ケラ科											
ケラ	<i>Gryllotalpa orientalis</i>							●		●	
ノミバツタ科											
ノミバツタ	<i>Xya niobae</i>									●	
マダラノミバツタ	<i>Xya riparia</i>							●		●	
ヒシバツタ科											
ヒラタヒシバツタ亜科											
オキナフヒラタヒシバツタ	<i>Austrohancockia okinawensis</i>					E				●	
アマミヒラタヒシバツタ	<i>Austrohancockia amamiensis</i>		DD			E		●			
ヒラセヒシバツタ亜科											
アマミコケヒシバツタ	<i>Amphinotus amamiensis</i>					E		●			
オキナフコケヒシバツタ	<i>Amphinotus okinawensis</i>					E			●		
チビヒシバツタ	<i>Salomonotetix hygrophilus</i>					E				●	
ヨリメヒシバツタ	<i>Systoleterus japonicus</i>					E		●			
トゲヒシバツタ亜科											
オキナフトゲヒシバツタ	<i>Criotetix okinawensis</i>					E		●			
ミナミトゲヒシバツタ	<i>Criotetix saginatus</i>									●	
ナガレトゲヒシバツタ	<i>Eucriotetix oculatus</i>									●	
イボトゲヒシバツタ	<i>Eucriotetix oculatus transpinosus</i>									○	
ヒシバツタ亜科	<i>Platygalaidium formosanum</i>									●	
ニセハネナガヒシバツタ	<i>Ergatetix dorsifer</i>							●		●	
ミナミハネナガヒシバツタ	<i>Euparagetix histicus</i>							●		●	
ホソハネナガヒシバツタ	<i>Euparagetix tricarlinatus</i>							●		●	
セダカヒシバツタ	<i>Hedotetix gracilis</i>							●		●	
ヒメヒラタヒシバツタ	<i>Scioteitix sakishimensis</i>									●	
ヒメヒシバツタ	<i>Tetrix minor</i>							●		●	
オンブバツタ科											
オンブバツタ	<i>Atractomorpha lata</i>							●		●	
アカハネオンブバツタ	<i>Atractomorpha sinensis</i>							●		●	
アカハネオンブバツタ	<i>Atractomorpha sinensis sinensis</i>							○		○	
イナゴ科											
アカアシソソバツタ亜科											

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
アカアシホンバツタ	<i>Stenocatanops mistischenkoi</i>							●		●	
—	<i>Traulia ornata</i>							●		●	
アマミモリバツタ	<i>Traulia ornata amamiensis</i>					e		○			
イリオモテモリバツタ	<i>Traulia ornata iriomotensis</i>					e				○	
オキナワモリバツタ	<i>Traulia ornata okinawensis</i>					e				○	
フキバツタ亜科											
タラノキフキバツタ (オオオキナワイナゴモドキ)	<i>Fruhstorferiola okinawaensis</i>					E		●		●	
クガニフキバツタ (ヤエヤマフキバツタ)	<i>Sinopodisma aurata</i>					E					
アマミフキバツタ	<i>Sinopodisma punctata</i>							●			
オキナワフキバツタ	<i>Tonkinacris ruficrus</i>					E				●	
ヤエヤマモアオフキバツタ	<i>Tonkinacris yaeyamensis</i>					E				●	
ツチイナゴ亜科											
ツチイナゴ	<i>Patanga japonica</i>							●		●	
タイワンツチイナゴ (セスジツチイナゴ)	<i>Patanga succincta</i>							●		●	
セグロイナゴ亜科											
セグロイナゴ (セグロバツタ)	<i>Shirakiacris shirakii</i>							●			
イシガキセグロイナゴ	<i>Shirakiacris</i> sp.									●	
ヒゲマダライナゴ亜科											
ヒゲマダライナゴ	<i>Hieroglyphus annulicornis</i>									●	
イナゴ亜科											
オキナワイナゴモドキ	<i>Gesonula punctifrons</i>							●		●	
タイワンハネナガイナゴ	<i>Oxya chinensis</i>							●		●	
—	<i>Oxya hyla</i>									●	
コイナゴ	<i>Oxya hyla intricata</i>									○	
ハネナガイナゴ	<i>Oxya japonica</i>							●		●	
タイワンコバネイナゴ	<i>Oxya podisma</i>							●		●	
シヨウリヨウバツタモドキ亜科											
シヨウリヨウバツタモドキ	<i>Gonista bicolor</i>							●		●	
シヨウリヨウバツタ亜科											
シヨウリヨウバツタ	<i>Acrida cinerea</i>							●		●	
トノサマバツタ亜科											
—	<i>Allopus thalassinus</i>							●		●	
マダラバツタ	<i>Allopus thalassinus tamulus</i>							○		○	
クルマバツタ	<i>Gastrimargus marmoratus</i>							●		●	
アカアシバツタ	<i>Heteropternis rufipes</i>							●		●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
トノサマバツタ	<i>Locusta migratoria</i>						●	●	●	●	
タイワンイボバツタ	<i>Locusta migratoria manilensis</i>						○	○	○	○	
ナナフシ目	<i>Triophidia annulata</i>									●	
コブナナフシ科	<i>Delames</i> sp.						●	●	●	●	
Heteronemiidae科	<i>Micadina phluctaenoides</i>						●	●	●		
ニホントビナナフシ	<i>Neōhiraesa japonica</i>						●	●	●		
トガナナフシ	<i>Phraortes</i> sp. 1					E				●	
ミナミエダナナフシ	<i>Phraortes</i> sp. 4					E				●	
メスツヤエダナナフシ	<i>Phraortes</i> sp. 5					E				●	
セオビエダナナフシ	<i>Spiyloidea sipylus</i>						●	●	●	●	
タイワントビナナフシ	<i>Ertoria ishigakiensis</i>									●	
ナナフシ科	<i>Ertoria okinawaensis</i>						●	●	●	●	
イシガキナナフシ	<i>Megacrania tsudai</i>									●	
オキナワナナフシ	<i>Megacrania tsudai adan</i>					e				○	
ヤエヤマツダナナフシ											
ハサミムシ目											
ハサミムシ科	<i>Anisolabis maritima</i>									●	
ハマベハサミムシ	<i>Anisolabis ryukyuensis</i>					E	●	●	●	●	
リュウキュウヒゲジロハサミムシ	<i>Euborellia annulipes</i>							●	●	●	
コヒゲジロハサミムシ	<i>Euborellia plebeja</i>							●	●	●	
キアシハサミムシ	<i>Gonolabis distincta</i>							●	●	●	
ミナミマルムハサミムシ	<i>Gonolabis marginalis</i>									●	
ヒゲジロハサミムシ	<i>Proreus simulans</i>									●	
ネツタイハサミムシ科	<i>Diplatys flavicollis</i>									●	
スジハサミムシ	<i>Forficula hiomasai</i>									●	
ムナボソハサミムシ科	<i>Peratimomenus flavocapitatus</i>						●	●			
ドウボソハサミムシ	<i>Labiatura riparia</i>									●	
クギヌキハサミムシ科											
ミナミクギヌキハサミムシ											
キガシラハサミムシ											
オオハサミムシ科											

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
オオハサミムシ	<i>Labidura riparia japonica</i>								○		
チャタテムシ目											
ケチャタテ科											
キモンケチャタテ	<i>Caecilius oyamai</i>							●			
—	<i>Coryphornia dohbrata</i>							●		○	
ヒロズチャタテ	<i>Dypsocus coleopratus</i>										
Ectopocidae科											
クリイロチャタテ	<i>Ectopocopsis cryptomeriae</i>							●			
—	<i>Ectopocetus maindroni</i>								○		
スカシチャタテ科											
スカシチャタテ	<i>Hemipocus chloroticus</i>							●			
ヒメチャタテ科											
ヒメチャタテ	<i>Lachesilla pedicularia</i>								●	●	
マルチャタテ科											
—	<i>Mesopocus hongkongensis</i>							●	●	●	
ニセケチャタテ科											
—	<i>Allocaecilius sinensis</i>							○	○		
—	<i>Heterocaeccilius fuscus</i>							○	○		
—	<i>Phallocaecilius hirsutus</i>									○	
—	<i>Pseudocaeccilius citricola</i>							○	○		
—	<i>Pseudocaeccilius kagoshimensis</i>							●	●	●	
—	<i>Pseudocaeccilius kagoshimensis kagoshimensis</i>							○	○		
—	<i>Pseudocaeccilius kagoshimensis yaeyamensis</i>					e				○	
—	<i>Pseudoscattella sakisimensis</i>					E				○	
チャタテ科											
—	<i>Atrichadenotechnum ryukyuense</i>										●
リュウキュウフタスジチャタテ	<i>Psococeraspis ryukyuensis</i>										●
フトスジチャタテ	<i>Psococeraspis yuwan</i>								●		
ハジラミ目											
タンカクハジラミ科											
パンハジラミ	<i>Colpocephalum gallinulae</i>										●
—	<i>Mysidea shirakii</i>										●
チョウウカクハジラミ科											
—	<i>Philopterus acutifrons</i>										●
シラミ目											

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南球の 5	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
ケモノヒメジラミ科												
エグレネズミノミ	<i>Hoplopleura oenonydis</i>							●	●	●	●	
トガリネズミジラミ	<i>Polyplex reclinata</i>							●	●	●	●	
アザミウマ目												
クダアザミウマ科												
—	<i>Acallurothrips casuarinae</i>					E		●			●	
—	<i>Acallurothrips hanatonii</i>					E					●	
—	<i>Acallurothrips nonakai</i>								●		●	
—	<i>Apelaurothrips consimilis</i>										●	
—	<i>Apelaurothrips maculipennis</i>					E		●		●		
—	<i>Apelaurothrips nigripennis</i>							●		●		
—	<i>Azaleothrips mounidi</i>							●		●		
ツノオオクダアザミウマ	<i>Bactrothrips brevitubus</i>							●		●		
オオトゲクダアザミウマ	<i>Bactrothrips honoris</i>									●		
—	<i>Bactrothrips pictipes</i>									●		
—	<i>Baerothrips ryukyensis</i>									●		
—	<i>Bamboosella exastis</i>							●				
—	<i>Chiridurothrips hisakoe</i>					E					●	
—	<i>Dichaeothrips secutor</i>							●				
—	<i>Ecacanthothrips leai</i>							●				
—	<i>Ecacanthothrips ryukyensis</i>					E		●				
—	<i>Ecacanthothrips tibialis</i>							●				
—	<i>Ethirothrips tibialis</i>					E					●	
—	<i>Eugynothrips intorquens</i>								●			
サルトリイバラクダアザミウマ	<i>Gastrothrips acutulus</i>							●				
—	<i>Gynaikothrips ficorum</i>							●				
ガジュマルクダアザミウマ	<i>Haplothrips aculeatus</i>							●				
イネクダアザミウマ	<i>Haplothrips chinensis</i>							●				
シナクダアザミウマ	<i>Helionothrips mube</i>								●			
—	<i>Holothrips hagai</i>							●				
—	<i>Holothrips okinawanus</i>										●	
—	<i>Holothrips porifer</i>							●				
—	<i>Holothrips ryukyensis</i>										●	
—	<i>Holurothrips morikawai</i>					E				●		
—	<i>Hoptothrips dentifer</i>							●				

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年8月)リスト	環境省レッドリスト (2001年8月)リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
—	<i>Hydlothrips bruneus</i>						●				●	
—	<i>Hydlothrips hitomiae</i>					E					●	
—	<i>Hydlothrips nirasawae</i>					E		●				
—	<i>Idolothrips yashiroi</i>					E		●				
フウトウカズラヤドリクダアザミウマ	<i>Liothrips piperinus</i>						●	●				
—	<i>Mecynothrips pugillator</i>							●				
モクダチバナクダアザミウマ	<i>Mesothrips claripennis</i>							●				
—	<i>Nesothrips brevicollis</i>							●				
—	<i>Phaurothrips solifer</i>						●	●				
—	<i>Phyllanthothrips pictus</i>						●	●				
—	<i>Psallidothrips ascitus</i>						●	●			●	
—	<i>Psallidothrips consimilis</i>					E					●	
—	<i>Psallidothrips lewisi</i>					E	●	●			●	
—	<i>Psallidothrips ochraceus</i>							●				
—	<i>Psallidothrips simplex</i>						●	●				
—	<i>Pygothrips breviceps</i>										●	
—	<i>Pygothrips vicinus</i>					E		●			●	
—	<i>Sophiothrips nigrus</i>							●			●	
—	<i>Sophiothrips annulatus</i>							●				
—	<i>Stephanothrips occidentalis</i>							●				
—	<i>Stigmothrips infirmus</i>						●	●				
—	<i>Stigmothrips russatus</i>							●			●	
アザミウマ科												
アウキオビアザミウマ	<i>Anaphothrips sudanensis</i>										●	
—	<i>Bolacidothrips evittatus</i>										○	
—	<i>Chaetanaphothrips varius</i>					E	○	○				
ヒラズハナアザミウマ	<i>Frankliniella intonsa</i>							●			●	
サトウキビチビアザミウマ	<i>Fulmekiola serrata</i>							●			●	
—	<i>Hydatothrips liquidambar</i>										○	
—	<i>Hydatothrips noro</i>					E	○	○			○	
—	<i>Hydatothrips onari</i>										○	
—	<i>Hydatothrips samayunkur</i>										○	
マメハナアザミウマ	<i>Megaleurothrips distalis</i>										●	
—	<i>Megaleurothrips usitatus</i>										○	
—	<i>Serichothis tabulifer</i>											○

和名	学名	IUCNレッドリスト (2008年11月)	環境省レッドリスト (2008年11月)	国内希少 野生動物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南 琉球の5	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
—	<i>Stenchaetothrips minutus</i>									○		
—	<i>Stenchaetothrips miocunae</i>					E				○		
—	<i>Taenithrips cognaticeps</i>									○		
—	<i>Thrips addendus</i>									○		
ネギクアザミウマ	<i>Thrips allorum</i>									●		
キイロハナアザミウマ	<i>Thrips flavus</i>									●		
ヨコバイ目												
類物亜目												
セミ型類												
セミ科												
セミ亜科												
クマゼミ	<i>Cryptotympana facialis</i>							●		●		
ヤエヤマクマゼミ	<i>Cryptotympana yaeyamana</i>					E				●		
ヒメハルゼミ	<i>Euterpnosia chibensis</i>							●	●			
ヒメハルゼミ	<i>Euterpnosia chibensis chibensis</i>							○	○			
オキナワヒメハルゼミ	<i>Euterpnosia chibensis okinawana</i>					e				○		
イワサキヒメハルゼミ	<i>Euterpnosia iwasakii</i>					E					●	
リュウキュウアブラゼミ	<i>Graptopsaltria bimaculata</i>					E		●	●	●		
イワサキゼミ	<i>Meimuna iwasakii</i>										●	
クロイワツクツク	<i>Meimuna kuroiwaie</i>							●	●	●		
オオシマゼミ	<i>Meimuna oshimensis</i>					E		●	●	●		
イワサキクサゼミ	<i>Mogarnia minuta</i>									●		
ツマグロゼミ	<i>Nipponosemia terminalis</i>										●	
ニイニゼミ	<i>Platyleura kaempleri</i>									●		
クロイワニイニ	<i>Platyleura kuroiwaie</i>					E		●	●	●		
ヤエヤマニイニ	<i>Platyleura yaeyamana</i>					E					●	
タイワンヒグラシ	<i>Pomponia linearis</i>										●	
ヒグラシ	<i>Tanna japonensis</i>							●				
ヒグラシ	<i>Tanna japonensis japonensis</i>							○				
イシガキヒグラシ	<i>Tanna ishigakiana</i>					E					●	
チツゼミ亜科												
クロイワゼミ	<i>Muda kuroiwaie</i>					E				●		
コガシラアワフキムシ科												
コガシラアワフキ	<i>Eoscarta assimilis</i>										●	
タイワンコガシラアワフキ	<i>Eoscarta zonalis</i>							●	●	●	●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年8月)*2リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
						奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
アワフキムシ科										
マツアワフキ	<i>Aphrophora flavipes</i>					●	●			
オキナアワフキ	<i>Aphrophora okinawana</i>				E	●	●	●		
—	<i>Aphrophora paguma</i>				E	●	●			
フタテンナガアワフキ	<i>Clovia bipunctata</i>					●	●	●		
イネヒラタアワフキ (タイワンイネアワフキ)	<i>Pogophilus costalis</i>					●	●	●		
トゲアワフキムシ科										
ムネアカアワフキ	<i>Hindoloides bipunctatus</i>						●	●		
マキアワフキ	<i>Makipyelus dimorphus</i>						●	●		
ツノゼミ科										
アリスアントゲアワフキ	<i>Taihorina gelisha</i>					●	●	●		
マルツノゼミ	<i>Gargara genistae</i>					●	●	●		
チビマルツノゼミ (?)	<i>Gargara minuta</i>						●	●		
ヨコバイ科										
シダヨコバイ亜科										
—	<i>Austrogeallia nitobei</i>						○			
ヒロズヨコバイ亜科										
ゴマフハトムネヨコバイ	<i>Macropsis irrorata</i>					●	●	●		
フタバハトムネヨコバイ (フタバハトムネヨコバイ)	<i>Macropsis matsumurana</i>						●	●		
カゴシマハトムネヨコバイ	<i>Pedionis kagoshimensis</i>						●	●		
サツマハトムネヨコバイ	<i>Pedopsoides satsumensis</i>					●	●	●		
ミミズク亜科										
コブミミズク	<i>Funkitonia tuberculata</i>						●	●		
ミミズク	<i>Ledra audiflura</i>							●		
ホシコミミズク	<i>Ledropsis wakabae</i>					●	●	●		
ヒラタミミズク	<i>Tiuria angulata</i>					●	●	●		
オオヨコバイ亜科										
ツマグロオオヨコバイ (?)	<i>Bothrogonia ferruginea</i>						●	●		
シロオオヨコバイ	<i>Colana spectra</i>					●	●	●		
マエジロオオヨコバイ	<i>Kolla atramentaria</i>					●	●	●		
ズキンヨコバイ亜科										
ヤノズキンヨコバイ	<i>Idiocerus yanonis</i>					●	●	●		
ブチミヤクヨコバイ亜科										
—	<i>Bhatia satsumensis</i>					●	●	●		
タイワンブチミヤクヨコバイ	<i>Drabescus formosanus</i>					●	●	●		

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)	環境省レッドリスト (2018)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ニトベブチミヤクヨコバイ	<i>Drabescus nitobei</i>						●	●	●	●	
—	<i>Dryadomorpha pallida</i>						●	●	●	●	
クスサジヨコバイ	<i>Favintiga camphorae</i>						●	●	●	●	
ホシサジヨコバイ	<i>Parabolopona guttata</i>						●	●	●	●	
—	<i>Perohinka longiseta</i>									●	
—	<i>Weigara boninensis</i>						●	●	●	●	
オサヨコバイ亜科											
オサヨコバイ	<i>Tartessus ferrugineus</i>						●	●	●	●	
クロヒラタヨコバイ亜科											
チャイロヒラタヨコバイ	<i>Penthimia guttula</i>									●	
オキナフクロヒラタヨコバイ	<i>Penthimia okinawana</i>					E	●	●	●		
Mukariinae亜科											
—	<i>Mukaria maculata</i>									●	
—	<i>Mukaria zonata</i>					E				●	
アオズキンヨコバイ亜科											
—	<i>Batracomorphus chlorophana</i>						●	●	●		
クロモンアオズキンヨコバイ (新種)	<i>Batracomorphus curvatus</i>									●	
ヒメアオズキンヨコバイ	<i>Batracomorphus diminutus</i>						●	●	●	●	
アオズキンヨコバイ	<i>Batracomorphus mundus</i>						●	●	●	●	
ホシアオズキンヨコバイ	<i>Batracomorphus stigmaticus</i>						●	●	●	●	
オモナガヨコバイ亜科											
ヤエヤマオモナガヨコバイ	<i>Calodia yayeyamana</i>						●	●	●	●	
—	<i>Lodiana alata</i>									●	
キオビオモナガヨコバイ	<i>Lodiana uenoi</i>					E	●	●	●	●	
スジグロオモナガヨコバイ (サツマオモナガヨコバイ)	<i>Thagria fuscovenosa</i>						●	●	●	●	
—	<i>Thagria sola</i>					E	●	●	●	●	
ヒラタヨコバイ亜科											
—	<i>Chiasmus mustelinus</i>						●	●	●	●	
イネヒラタヨコバイ	<i>Stroggylocephalus agrestis</i>						●	●	●	●	
ホシヨコバイ亜科											
クロホシヨコバイ (新種)	<i>Xestocephalus atratus</i>					E	●	●	●	●	
ホシヨコバイ	<i>Xestocephalus japonicus</i>						●	●	●	●	
ヨコバイ亜科											
トバヨコバイ	<i>Allobaldia tobae</i>									●	
—	<i>Baicalutha asymmetrica</i>							○	○	○	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年)*リスト	環境省レッドリスト (2008年)*リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
—	<i>Baicalutha batuensis</i>									○	
フタスジカスリヨコバイ (新称)	<i>Baicalutha bifasciata</i>							●	●	●	
ミドリカスリヨコバイ (改称)	<i>Baicalutha incisa</i>							●	●	●	
クロイワカスリヨコバイ	<i>Baicalutha kuroiwee</i>							●	●	●	
—	<i>Baicalutha lucida</i>								●	●	
—	<i>Baicalutha rieki</i>									●	
ベニイロカスリヨコバイ (新称)	<i>Baicalutha rosea</i>								●	●	
アカスリヨコバイ	<i>Baicalutha rubrinervis</i>							●	●	●	
ヒメカスリヨコバイ (新称)	<i>Baicalutha saltuella</i>							●	●	●	
—	<i>Baicalutha sternalis</i>								●	●	
アオミヤカスリヨコバイ (改称)	<i>Baicalutha viridimervis</i>							●	●	●	
—	<i>Cicaudulina bipunctata</i>							●	●	●	
トガリヨコバイ	<i>Doratulina producta</i>							●	●	●	
クロミヤクイチモンジヨコバイ	<i>Exitianus indicus</i>							●	●	●	
ヒメクロミヤクイチモンジヨコバイ (新称)	<i>Exitianus nanus</i>							●	●	●	
ツマガロサジヨコバイ (新称)	<i>Hecalus apicalis</i>								●	●	
アカスジサジヨコバイ	<i>Hecalus arcuatus</i>							●	●	●	
オキナワサジヨコバイ	<i>Hecalus okinawensis</i>								●	●	
サジヨコバイ	<i>Hecalus prasinus</i>									●	
コウシュンヨコバイ	<i>Hengchunia koshunensis</i>									●	
アライヒシモンヨコバイ	<i>Hishimonus araii</i>							●	●	●	
—	<i>Hishimonus phycitis</i>									●	
ヒシモンヨコバイ	<i>Hishimonus sellatus</i>							●	●	●	
ムツテンヨコバイ (?)	<i>Macrosteles sextotatus</i>								●	●	
ヒメフタテンヨコバイ	<i>Macrosteles strifrons</i>							●	●	●	
ツマガロヨコバイ	<i>Nephoteitix cincticeps</i>							●	●	●	
マラヤツママグロヨコバイ	<i>Nephoteitix malayanus</i>							●	●	●	
クロスジツママグロヨコバイ	<i>Nephoteitix nigropictus</i>							●	●	●	
タイワソツママグロヨコバイ	<i>Nephoteitix virescens</i>							●	●	●	
リンゴマダラヨコバイ	<i>Orientus ishidae</i>							●	●	●	
ミナミマダラヨコバイ	<i>Orosius orientalis</i>								●	●	
クロマダラヨコバイ	<i>Orosius ryukyensis</i>									●	
ホオグロヨコバイ (新称)	<i>Paivanana indra</i>							●	●	●	
モモグロヨコバイ	<i>Paralaeviccephalus nigrifemoratus</i>							●	●	●	
シロミヤクイチモンジヨコバイ	<i>Paramesodes albinervosus</i>							●	●	●	

和名	学名	IUCNレッドリスト （2018）*リスト	環境省レッドリスト （2018）*リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南琉球の 5	中琉球				南琉球	備考	
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島			
ヒトツメヨコバシ	<i>Phlogotetix cyclops</i>							●					
マダラヨコバシ	<i>Psamnotetix striatus</i>							●					
フタテノウスチャヨコバシ（新称）	<i>Recilia distincta</i>							●			●		
イナズマヨコバシ	<i>Recilia dorsalis</i>							●			●		
イネマダラヨコバシ	<i>Recilia oryzae</i>							●					
サツマヨコバシ	<i>Saisumanus saiumae</i>								●		●		
ヒメシロセスジヨコバシ	<i>Scaphoideus kumamotois</i>								●				
シラホシカシヨコバシ	<i>Scaphoideus festivus</i>								●		●		
ウスイロスカシヨコバシ（新称）	<i>Scaphoideus rubrogruttatus</i>										●		
ベニスジトガリヨコバシ	<i>Symphylus rubrolineatus</i>										●		
—	<i>Takagiella tezuayae</i>								●		●		
オキナフヨコバシ	<i>Thamnotetix okinawanus</i>									●			
ヤマトヨコバシ	<i>Yamatotetix flavovittatus</i>							●			●		
ヘリグロヤマトヨコバシ（新称）	<i>Yamatotetix pacificus</i>										●		
ホンサジヨコバシ亜科													
ホンサジヨコバシ	<i>Nirvana pallida</i>							●			●	●	
ナカグロホンサジヨコバシ	<i>Nirvana suturalis</i>								●		●	●	
クロスジホンサジヨコバシ	<i>Sophonia orientalis</i>										●	●	
ヒメヨコバシ亜科													
カシヒメヨコバシ	<i>Aguriahana quercus</i>										●		
フタテノミドリヒメヨコバシ	<i>Amrasca biguttula</i>								●		●		
—	<i>Anuliflevia ciconia</i>											●	
カンキツヒメヨコバシ	<i>Apheliona ferruginea</i>									●			
フタテノヒメヨコバシ	<i>Arboridia apicalis</i>									●		●	
スズキヒメヨコバシ（?）	<i>Arboridia suzuki</i>										●	●	
ベニヒメヨコバシ	<i>Dayus takagi</i>									●	●	●	
カバイロマダラヒメヨコバシ	<i>Dionma taiwana</i>									●	●	●	
—	<i>Empoascanara alani</i>										●		
ウスアカヒメヨコバシ	<i>Empoascanara circumscripta</i>											●	
ヨツモンヒメヨコバシ	<i>Empoascanara limbata</i>										●		
ヒトツメコヒメヨコバシ（改称）	<i>Empoascanara maculifrons</i>									●			
—	<i>Empoascanara sonari</i>										●	●	
—	<i>Helionides singularis</i>											●	
—	<i>Hiraretix arisanellus</i>											●	
ヒトツメヒメヨコバシ	<i>Ishiharella polyphemus</i>									●		●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年)*リスト	環境省レッドリスト (2008年)*リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南半球の 5	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
ウスイロヒメヨコバイ	<i>Jacobiasca borinensis</i>						●			●		
—	<i>Karachiota marcowa</i>							●		●		
ギョボクヒメヨコバイ (新称)	<i>Lectotyphella asara</i>									●		
ホシヒメヨコバイ	<i>Limassolla multipunctata</i>							●		●		
—	<i>Naratetix inornatus</i>									●		
—	<i>Platycyba bistrata</i>								○	●		
—	<i>Seriana ochrata</i>									○		
シタンヒメヨコバイ (新称)	<i>Singaporea nigropunctata</i>										●	
クズヒメヨコバイ	<i>Tautoneura japonica</i>									●		
チマダラヒメヨコバイ	<i>Tautoneura mori</i>						●	●		●		
キイロヒメヨコバイ	<i>Thala subrufa</i>										●	
—	<i>Zizacella heptapotamica</i>						●					
ミカンヒメヨコバイ	<i>Zyginella citri</i>										●	
ミカゴ毛鱗型												
ヒシウソウ科												
オビカワウンカ	<i>Andes harimaensis</i>						●			●		
セアカヒシウソウカ	<i>Betacixius brunneus</i>						●	●				
クメヒシウソウカ	<i>Betacixius kumejima</i>					E		●				
ゴマダラヒシウソウカ	<i>Boysthenes maculatus</i>						●	●				
セウスヒシウソウカ	<i>Kiriyana pagana</i>						●	●		●		
オキナワヒシウソウカ	<i>Oliarus okinawanus</i>					E		●		●		
ツマグロヒシウソウカ (新称)	<i>Pentastriidius pachyceps</i>									●		
ウンカ科												
スケバウンカ亜科												
シダスケバモドキ	<i>Ugyops vittatus</i>						●	●		●		
ナガウンカ亜科												
タイウンカナガウンカ	<i>Stenocranus agamopsycha</i>									●		
タカサゴナガウンカ	<i>Stenocranus takasagonis</i>									●		
ホソミドリウンカ亜科												
ホソミドリウンカ	<i>Saccharosydne procerus</i>									●		
ウンカ亜科												
—	<i>Arcfoaella verrucosa</i>										●	
—	<i>Arcfoa fukuiensis</i>										●	
—	<i>Belocera sinensis</i>										●	
クロモンヒラアシウンカ	<i>Camus nigromaculosus</i>										●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ゴマフウンカ	<i>Camus nigropunctatus</i>							●	●	●	
ヒメクロウンカ	<i>Delphacodes nigriella</i>							●	●	●	
—	<i>Ecdelphax cervina</i>								●		
チガヤチャイロウンカ	<i>Ecdelphax dentata</i>								●	●	
タケウンカ	<i>Epeurysa nawali</i>							●	●	●	
—	<i>Garaga orchidensis</i>									●	
タイワンシロカクウンカ (新称)	<i>Harmalia heitenis</i>								●	●	
シロカクウンカ	<i>Harmalia srokata</i>							●			
ヒメウンカ	<i>Himeunka tateyamaella</i>							●	●	●	
ヒロズウンカ	<i>Hirozunka japonica</i>									●	
クワヤマウンカ	<i>Kakuna kuwayamai</i>								●		
ヒメトビウンカ	<i>Laodelphax striatella</i>							●	●	●	
—	<i>Latistria eupompe</i>								●	●	
キイロヒゲナガウンカ (新称)	<i>Malaxa aurunca</i>									●	
クロモントガリウンカ (新称)	<i>Matutinus yanchinus</i>							●	●	●	
トビイロウンカモドキ	<i>Nilaparvata bakeri</i>									●	
トビイロウンカ	<i>Nilaparvata lugens</i>							●	●	●	
チガヤシロウンカ	<i>Numata corporaali</i>									●	
ウスイロノウンカ	<i>Numata muiji</i>							●	●	●	
—	<i>Nycheuma cognatum</i>									●	
—	<i>Paraconon membranacea</i>									●	
オオクヒロアシウンカ (新称)	<i>Peliales chuukouensis</i>									●	
トウモロコシウンカ	<i>Peregrinus maidis</i>							●	●	●	
クロウシウンカ (新称)	<i>Perkinsiella bakeri</i>								●	●	
チャイロウシウンカ (新称)	<i>Perkinsiella graminicida</i>							●	●	●	
クロフツノウンカ	<i>Perkinsiella saccharicida</i>							●	●	●	
ウシウンカ	<i>Perkinsiella sinensis</i>									●	
ヤクシマウシウンカ	<i>Perkinsiella yakushimensis</i>							●			
タイワンセスジウンカ (新称)	<i>Prodelphax formosana</i>									●	
タイワンヒゲブトウンカ	<i>Purohita taiwanensis</i>									●	
—	<i>Rhombotoya pseudonigripennis</i>									●	
ヤリウンカ	<i>Sardia rostrata</i>							●	●	●	
ハコネホソウウンカ	<i>Sogatia hakonensis</i>							●	●	●	
—	<i>Sogatia nigrifrons</i>									●	
セジロウンカ	<i>Sogatella turcifera</i>							●	●	●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年8月)リスト	環境省レッドリスト (2001年8月)リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
セジロウカンモドキ	<i>Sogatella kolophon</i>						●		●	●	
ヒエウンカ	<i>Sogatella vibix</i>									●	
タロイモウンカ	<i>Tarophagus colocasiae</i>								●	●	
セスジウンカ	<i>Tenthron albovitatum</i>								●	●	
シロウズウンカ	<i>Toya propinqua</i>						●		●	●	
ハイキビウンカ	<i>Toya tuberculosa</i>								●	●	
コブウンカ	<i>Tropidocephala brunneipennis</i>						●		●	●	
ヒメコブウンカ	<i>Tropidocephala festiva</i>						●		●	●	
クロコブウンカ	<i>Tropidocephala nigra</i>						●		●	●	
—	<i>Ullanar centesima</i>									●	
シマウンカ科											
—	<i>Nisia grandiceps</i>							●		●	
シマウンカ	<i>Nisia nervosa</i>						●	●	●	●	
ハネナガウンカ科											
アカハネナガウンカ	<i>Diostrombus politus</i>								●	●	
ハマダラオオハネナガウンカ	<i>Helcita shirakii</i>						●		●	●	
サトウマダラハネナガウンカ	<i>Kamendaka saocharivora</i>						●	●	●	●	
アヤヘリハネナガウンカ	<i>Losbarosia hibarensis</i>						●				
—	<i>Parapeggia taiwana</i>									○	
ウスベニハネビロウンカ	<i>Rhotana kagoshimana</i>						●	●	●	●	
ヨツモンハネビロウンカ	<i>Rhotana maculata</i>						●	●	●	●	
シラキハネナガウンカ	<i>Shirakiana infumata</i>									●	
アカメガシワハネビロウンカ	<i>Vekunta malloti</i>						●	●	●	●	
コガシラウンカ科											
ウスグロコガシラウンカ	<i>Akotropis fumata</i>						●		●	●	
ウチワコガシラウンカ	<i>Calanidia sobrina</i>									●	
アカフコガシラウンカ	<i>Defarunda rubrostrigata</i>						●	●	●	●	
—	<i>Kosalya flavostrigata</i>									○	
カオモンコガシラウンカ	<i>Plectoderoides vittifrons</i>								●	●	
ナワコガシラウンカ	<i>Rhotala nawaiae</i>								●	●	
ニセメコガシラウンカ	<i>Tangjina bipunctata</i>								●	●	
シマコガシラウンカ	<i>Usana yanoris</i>								●	●	
テンダスケケバ科											
オキナワテンダスケケバ	<i>Dictyophara okinawensis</i>						●		●	●	
ツマダケケバ	<i>Orthopagus lunulifer</i>								●	●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ゲンバウカ科											
ツマゴロシウカ	<i>Catullioides albosignatus</i>										●
ミドリゲンバウカ	<i>Kaillixia sinica</i>							●			●
オヌキゲンバウカ	<i>Mesepora orukii</i>							●	●		●
コガラゲンバウカ	<i>Neommatissus basifuscus</i>							●	●		●
ヒラタゲンバウカ	<i>Ossoides lineatus</i>							●	●		●
ツマゴロゲンバウカ	<i>Sogana hoppers</i>							●	●		●
タイワンハウチウカ	<i>Trypetomorpha biernani</i>							●	●		●
マルウカ科											
—	<i>Conocaliscelis hokutonis</i>								○		
ダルマウカ	<i>Gergithoides carinatifrons</i>							●	●		●
オキナワマルウカ	<i>Gergithus okinawanus</i>								●		
サツママルウカ	<i>Gergithus satsumensis</i>					E		●			●
ヤエヤママルウカ	<i>Gergithus yayeyamensis</i>					E					●
サキシマベニスジマルウカ (新称)	<i>Hemisphaerius takegii</i>										●
クロイワオオクサビウカ (改称)	<i>Okissus kuroiwae</i>					E		●			●
クサビウカ	<i>Sarima amagisana</i>							●			●
リュウキュウクサビウカ	<i>Sarima ryukyuan</i>					E		●	●		●
サツマクサビウカ	<i>Sarima satsumana</i>							●	●		●
ヤエヤマエボシハゴロモ	<i>Tonga yayeyamana</i>					E			●		●
ハゴロモドキ科											
モンハゴロモドキ (新称)	<i>Mindura subsciata</i>								●		●
オキナワハゴロモドキ	<i>Mindura sundana</i>							●	●		●
スカシハゴロモドキ	<i>Pisacha naga</i>							●	●		●
アオバハゴロモ科											
キノカワハゴロモ	<i>Atractis formosana</i>							●	●		●
アオバハゴロモ	<i>Geisha distinctissima</i>							●	●		●
トビイロハゴロモ	<i>Mimophantia maritima</i>							●	●		●
ハゴロモ科											
ヒトツメハゴロモ	<i>Euricania ocellus</i>							●			●
ベッコウハゴロモ	<i>Orosanga japonicus</i>								●		●
アミガサハゴロモ	<i>Pochazia albomaculata</i>								●		●
フタホシハゴロモ	<i>Ricania bifasciata</i>							●			●
シロテンウスバハゴロモ	<i>Ricania formosana</i>										●
ヒメベッコウハゴロモ	<i>Ricania taeniata</i>								●		●

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
アシプトウンガ科											
マエジアマシプトウンガ	<i>Lophops carinata</i>							●	●	●	●
植物亜目											
コナジラミ上科											
コナジラミ科											
イスノキコナジラミ	<i>Acanthobemisia distylli</i>							●	●	●	
アオキコナジラミ	<i>Aleurotuberculatus aucubae</i>										
イチジクコナジラミ	<i>Apobemisia kuwanai</i>							●			
アマミカシコナジラミ	<i>Pealilus amamiensis</i>				E			●			
トゲオイコナジラミ	<i>Tuberaleyrodes machii</i>							●			
キジラミ上科											
タデキジラミ科											
イタドリマダラキジラミ	<i>Aphalara itadori</i>							●			
ネッタキジラミ科											
ヒゲフトキジラミ	<i>Caenohomotoma radiata</i>								●		
テリハボクキジラミ	<i>Leptynoptera sulfurea</i>								●	●	
ヤマアサキジラミ	<i>Mesohomocoma camphorae</i>							●		●	
サキシマスホウノキキジラミ	<i>Nesiote ornata</i>									●	
ケイヌビワキジラミ	<i>Paurocephala chonchaisensis</i>									●	
タイワンキジラミ	<i>Paurocephala psylloptera</i>							●		●	
ホソバムクイヌビワキジラミ	<i>Sympauropsylla trizoptera</i>							●		●	
キジラミ科											
セグロヒメキジラミ	<i>Calophya nigriborsalis</i>							●	●	●	
ツゲモドキキジラミ	<i>Insnesia thypetes</i>				E			●		●	
ベニキジラミ	<i>Psylla coccinea</i>							●			
ハマセンダンキジラミ	<i>Psylla evoclae</i>				E					●	
イナズマキジラミ	<i>Psylla fulguraris</i>							●		●	
トベラキジラミ	<i>Psylla tobiae</i>							●		●	
シャシヤンホキジラミ	<i>Psylla vaccinii</i>								●		
トガリキジラミ科											
コクタントガリキジラミ	<i>Megatrioza magnicauda</i>								●	●	
クスノハガシフトガリキジラミ	<i>Megatrioza malloficola</i>								●		
ハイノキヒゲフトトガリキジラミ	<i>Stenopsylla occipitalis</i>							●		●	
ギーマヒゲフトトガリキジラミ	<i>Stenopsylla proboscidiaria</i>							●		●	
ニッケイトガリキジラミ	<i>Trioxa cinnamomi</i>							●		●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
タイワントガリキジラムシ	<i>Trioza formosana</i>					E					●	
アカテツトガリキジラムシ	<i>Trioza kuwayamai</i>						●	●				
クロトガリキジラムシ	<i>Trioza nigra</i>						●	●			●	
アブラムシ上科												
アブラムシ科												
カゴノキハスジアブラモドキ	<i>Alicenoa actinodaphis</i>								●			
クサギアブラムシ	<i>Aphis clerodendri</i>								●			
ワタアブラムシ	<i>Aphis gossypii</i>									●		
カザイチゴアブラムシ	<i>Aphis ichigo</i>										●	
ユキヤナギアブラムシ	<i>Aphis spiraeicola</i>					E			●			
—	<i>Astegopteryx bambusifoliae</i>									●		
エゴアブラムシ	<i>Astegopteryx styracophila</i>								●			
—	<i>Aulacorthum esakii</i>					E					●	
—	<i>Brachysiphoniella montana</i>					E						
タデクギケアブラムシ	<i>Capitophorus javanicus</i>											
タラフタオアブラムシ	<i>Cavariella araliiae</i>								●			
タラフタオアブラムシ	<i>Ceratovacuna lanigera</i>									●		
カンショワタムシ	<i>Ceratovacuna nekoashi</i>										●	
エゴノホコシアブラムシ	<i>Ceratovacuna nekoashi</i>											
オキナワタケアブラムシ	<i>Ceratovacuna uscare</i>					E						
マツオアブラムシ	<i>Cinara piniformosa</i>									●		
—	<i>Cryptomyzus tatei</i>					E					●	
ヨモギクダナシアブラムシ	<i>Crypsosiphum artemisiae</i>											
イスノアキアブラムシ	<i>Dinipponaphis autumnata</i>									●		
マツホソオアブラムシ	<i>Eulachnus thunbergii</i>										●	
コケクダアブラムシ	<i>Eutrichosiphum pesamiae</i>										●	
—	<i>Greenidea ficicola</i>									●		
タイワケンケダアブラムシ	<i>Greenidea formosana</i>										●	
オカジマケクダアブラムシ	<i>Greenidea okajimai</i>										●	
モモコフキアブラムシ	<i>Hyalopterus pruni</i>									●		
ノガシフクレアブラムシ	<i>Hyperomyzus carduilinus</i>											
—	<i>Hysteroneura setariae</i>										●	
ゴンスイフクレアブラムシ	<i>Indomegoura indica</i>											
コモチシダコアブラムシ	<i>Macromyzus woodwardiae</i>											
—	<i>Macrosiphoniella formosartemisiae</i>											●
ヨモギオナガヒメヒゲナガアブラムシ	<i>Macrosiphoniella grandicauda</i>											●

和名	学名	UC181リスト 2018年環境省レッドリスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
						奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
—	<i>Macrosiphoniella oblonga</i>					●				
クニンジンヒメヒゲナガアブラムシ	<i>Macrosiphoniella pseudoarternisiae</i>						●			
キクヒメヒゲナガアブラムシ	<i>Macrosiphoniella sanbomi</i>					●				
アオヒメヒゲナガアブラムシ	<i>Macrosiphoniella yomogifoliae</i>					●				
イチゴハトゲアブラムシ	<i>Matsumuraja rubifoliae</i>					●				
タケアブラムシ	<i>Melanaphis bambusae</i>				E		●			
タイワンススキアブラムシ	<i>Melanaphis formosana</i>						●			
ヒエアブラムシ	<i>Melanaphis sacchari</i>				E		●			
アラカシニセケケダアブラムシ	<i>Mollitrichosiphum glaucae</i>				E					
—	<i>Mollitrichosiphum luchuenum</i>				E		●			
—	<i>Mollitrichosiphum nigrofasciatum</i>						●			
クオビケケダアブラムシ	<i>Mollitrichosiphum nigrofasciatum</i>						○			
クオビケケダアブラムシ	<i>Mollitrichosiphum nigrofasciatum nigrofasciatum</i>									
ヤマビワケケダアブラムシ	<i>Mollitrichosiphum yamabivae</i>				E		●			
リュウキュウアブラムシ	<i>Myzosphium yukyuyense</i>						●			
カラムシコブアブラムシ	<i>Myzus boehmeriae</i>					●				
ワダンコブアブラムシ	<i>Myzus lactuicola</i>					●				
—	<i>Myzus siegesbeckicola</i>					●				
—	<i>Myzus varians</i>					●				
カワリコブアブラムシ	<i>Myzus varians</i>				E	●				
—	<i>Nipponaphis armaniana</i>									
タブノキコムネアブラムシ	<i>Nipponaphis machiliphaga</i>							●		
モンゼンイスアブラムシ	<i>Nipponaphis monzeni</i>						●			
クロスジコバネアブラムシ	<i>Pentalonia nigronervosa</i>						●			
キククギケアブラムシ	<i>Plectrothorus chrysanthemi</i>				E		●			
トウモロコシアブラムシ	<i>Rhopalosiphum maidis</i>						●			
ハスクビレアブラムシ	<i>Rhopalosiphum nymphaeae</i>						●			
オカボノアカアブラムシ	<i>Rhopalosiphum rufiabdominalis</i>						●			
ナシマルアブラムシ	<i>Sappaphis piri</i>						●			
サルスベリヒゲマダラアブラムシ	<i>Sarucalis kahawaluokalani</i>						●			
—	<i>Schizaphis minuta</i>				E		●			
シウブアブラムシ	<i>Schizaphis rotundiventris</i>						●			
トウヨウハオアブラムシ	<i>Schizolachnus orientalis</i>						●			
ニンジンアブラムシ	<i>Semiaphis heraclei</i>						●			
クスオナガアブラムシ	<i>Sinomegoura citricola</i>						●			
ムギヒゲナガアブラムシ	<i>Stobion aktebiae</i>					●				
イバラヒゲナガアブラムシ	<i>Stobion ibarae</i>					●				

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
—	<i>Stibion smilacifoliae</i>									●	
—	<i>Stibion yasumetsui</i>							●			
コミカンアブラムシ	<i>Toxoptera aurantii</i>								●		
ハゼアブラムシ	<i>Toxoptera odinae</i>								●		
アマミヒゲナガアブラムシ	<i>Uroleucon amamiianum</i>							●			
ノゲシヒゲナガアブラムシ	<i>Uroleucon cephalonopli</i>									●	
タイワンヒゲナガアブラムシ	<i>Uroleucon formosanum</i>							●			
カイガラムシ上科											
カタカイガラモドキ科											
カンシヤカタカイガラモドキ	<i>Aclerda takahashii</i>								●		
ビロコカタカイガラモドキ	<i>Nipponaclerda biwakoensis</i>								●		
フサカイガラムシ科											
タケフサカイガラムシ	<i>Asterolecanium bambusae</i>							●		●	
セダカフサカイガラムシ	<i>Asterolecanium bambusicola</i>							●			
トゲチビフサカイガラムシ	<i>Asterolecanium coronatum</i>								●		
タケヒトフサカイガラムシ	<i>Asterolecanium minutum</i>							●			
シイフサカイガラムシ	<i>Asterolecanium pesaniae</i>								●		
カタカイガラムシ科											
ツノロウムシ	<i>Ceroplastes ceriferus</i>									●	
—	<i>Ceroplastes cirripediformis</i>							○		○	
カメノコロウムシ	<i>Ceroplastes japonicus</i>								●		
ホソカタカイガラムシ	<i>Coccus acutissimus</i>								●		●
ミカンヒラタカタカイガラムシ	<i>Coccus discrepans</i>								●		
ヒラタカタカイガラムシ	<i>Coccus hesperidum</i>								●		●
オオヒラタカイガラムシ	<i>Paralecanium expansum</i>									●	●
クチナシカタカイガラムシ	<i>Protopulvinaria ixorae</i>									●	
ナシガタカタカイガラムシ	<i>Protopulvinaria pyriformis</i>									●	
タイワンワタカイガラムシ	<i>Pulvinaria polygonata</i>									●	
マルカイガラムシ科											
アジサイマルカイガラムシ	<i>Acanthaspidotus borchsenii</i>								●		
チガヤカキカイガラムシ	<i>Acanthomytilus imperatae</i>								●		
ハムグリカキカイガラムシ	<i>Andaspis crawii</i>								●		
カシカキカイガラムシ	<i>Andaspis kashicola</i>									●	
ナラカキカイガラムシ	<i>Andaspis naracola</i>									●	
シイカキカイガラムシ	<i>Andaspis recurrens</i>								●		

和名	学名	IUCNレッドリスト (2008)*リスト1	環境省レッドリスト (2018)*リスト2	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ユズリハマルカイガラムシ	<i>Aonidiella messengeri</i>									●	
マキアカマルカイガラムシ	<i>Aonidiella taxus</i>							●			●
ススキマルカイガラムシ	<i>Aspidiella phragmitis</i>							●			
クスウスマルカイガラムシ	<i>Aspidiotus beilschmiediae</i>								●		
ウスイロマルカイガラムシ	<i>Aspidiotus destructor</i>							●			
ジャノヒゲマルカイガラムシ	<i>Aspidiotus ophiopogonus</i>							●			
アマミシロカイガラムシ	<i>Aulacaspis amamiensis</i>					E		●			●
イスノキシロカイガラムシ	<i>Aulacaspis distyli</i>							●			
インベシロカイガラムシ	<i>Aulacaspis isobeae</i>					E		●			
カズラシロカイガラムシ	<i>Aulacaspis kadsurae</i>										●
ススキシロカイガラムシ	<i>Aulacaspis kuzunoi</i>							●			
タカラシロカイガラムシ	<i>Aulacaspis takarai</i>					E		●			
ヤブニッケイシロカイガラムシ	<i>Aulacaspis yabunikkei</i>							●			●
タブシロカイガラムシ	<i>Chionaspis machii</i>										●
リュウキュウシロカイガラムシ	<i>Chionaspis sozanica</i>										●
トビイロマルカイガラムシ	<i>Chrysomphalus bifasciculatus</i>										●
カマツカマルカイガラムシ	<i>Clavaspidotus tayabanus</i>										●
カシマルカイガラムシ	<i>Comstockaspis paraphyses</i>										●
スギクロホシカイガラムシ	<i>Cryptoparlatoria leucaspis</i>										●
ヤブニッケイマルカイガラムシ	<i>Diakonidia yabunikkei</i>							●			●
マキシロマルカイガラムシ	<i>Diaspidiotus maki</i>							●			
クロカタマルカイガラムシ	<i>Duplaspidotus claviger</i>										●
ヒサカキコノハカイガラムシ	<i>Fiorinia euryae</i>							●			
ゾウビコノハカイガラムシ	<i>Fiorinia proboscidea</i>										●
リュウキュウコノハカイガラムシ	<i>Fiorinia separata</i>							●			●
チャコノハカイガラムシ	<i>Fiorinia theae</i>										●
エンナンシロカイガラムシ	<i>Greenaspis elongata</i>										●
ヤシシロマルカイガラムシ	<i>Hemiberesia latanae</i>										●
マツノハマルカイガラムシ	<i>Hemiberesia pitysophila</i>										●
シイマルカイガラムシ	<i>Hypaspidotus jordani</i>										●
カシウスマルカイガラムシ	<i>Hypaspidotus phaneraspis</i>					E		●			
イタビカズラコノハカイガラムシ	<i>Ichthyaspis ficicola</i>										●
タケシロナガカイガラムシ	<i>Kuwanaspis pseudo-leucaspis</i>										●
アマミカキカイガラムシ	<i>Lepidosaphes abdominalis</i>							●			●
イタビカキカイガラムシ	<i>Lepidosaphes buzenensis</i>							●			●

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
	<i>Lepidosaphes celtsis</i>										
エノキカキカイガラムシ	<i>Lepidosaphes eurayae</i>								●		
サカキカキカイガラムシ	<i>Lepidosaphes glaucae</i>								●		
カシナガカキカイガラムシ	<i>Lepidosaphes gloverii</i>							●			
ミカンナガカキカイガラムシ	<i>Lepidosaphes laterochitinoso</i>								●		
モクダチバナカキカイガラムシ	<i>Lepidosaphes machilli</i>								●		
タブカキカイガラムシ	<i>Lepidosaphes pallida</i>								●		
ヒメナガカキカイガラムシ	<i>Lepidosaphes pallidula</i>									●	
マサキカキカイガラムシ	<i>Lepidosaphes pini</i>							●			
マツカキカイガラムシ	<i>Lepidosaphes piriphila</i>								●		
マキカキカイガラムシ	<i>Lepidosaphes pitysophila</i>								●		
マツナガカキカイガラムシ	<i>Lepidosaphes ptysochila</i>								●		
サルトリイバラカキカイガラムシ	<i>Lepidosaphes smlilacis</i>					E		●			
クロホシマルカイガラムシ	<i>Lindigaspis seiger</i>							●			
アジサイシロナガカキカイガラムシ	<i>Lopholeucaspis hydrangeae</i>								●		
ナシシロナガカキカイガラムシ	<i>Lopholeucaspis japonica</i>							●			
カタマルカイガラムシ	<i>Metaspidiotus stauntoniae</i>								●		
イタビヒメカイガラムシ	<i>Micropanatoria itabicola</i>					E		●			
タイワンケシロカイガラムシ	<i>Natalaspis formosanus</i>								●		
シロナガカキカイガラムシ	<i>Neopinnaspis harperi</i>								●		
オオシマシロマルカイガラムシ	<i>Odonaspis oshimaensis</i>							●			
タケマルカイガラムシ	<i>Odonaspis penicillata</i>							●			
タケシロマルカイガラムシ	<i>Odonaspis secreta</i>							●			
ナシククロホシカイガラムシ	<i>Parlatoriaopsis pyri</i>								●		
ツバキククロホシカイガラムシ	<i>Parlatoria camelliae</i>								●		
マルククロホシカイガラムシ	<i>Parlatoria pergandii</i>								●		
ハラナガカキカイガラムシ	<i>Pinnaspis aspidistreae</i>								●		
タコノキナガカキカイガラムシ	<i>Pinnaspis buxi</i>								●		
ヒコサンホソカイガラムシ	<i>Pinnaspis hikosana</i>								●		
フウトウカズラナガカキカイガラムシ	<i>Pinnaspis piperis</i>							●			
サカキホソカイガラムシ	<i>Pinnaspis uniloba</i>								●		
ミカンマルカイガラムシ	<i>Pseudaonidia duplex</i>								●		
コバンマルカイガラムシ	<i>Pseudaonidia trilobiformis</i>							●			
エノキシロカイガラムシ	<i>Pseudaulacaspis celtsis</i>								●		
アオキシロカイガラムシ	<i>Pseudaulacaspis cockerelli</i>								●		
クワシロカイガラムシ	<i>Pseudaulacaspis pentagona</i>								●		

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球				南琉球	備考	
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島			
ウメシロカイガラムシ	<i>Pseudaulacaspis prunicola</i>												
マンゴーツブカイガラムシ	<i>Radiaspis indicia</i>							●					
ハマビワツブカイガラムシ	<i>Thysanaspis litseae</i>							●					
イヌビワカキカイガラムシ	<i>Ungulaspis ficicola</i>									●			
フクロカイガラムシ科													
イヌビワカキカイガラムシ	<i>Eriococcus hemmii</i>							●					
ワタフキカイガラムシ科													
カシノアカカイガラムシ	<i>Kuwania quercus</i>									●			
マツモグリカイガラムシ	<i>Matsucoccus matsumurae</i>									●			
コナカイガラムシ科													
コウライシバナガコナカイガラムシ	<i>Allotrionymus sp.</i>					E				●			
タケシロオカイガラムシ	<i>Antonina crawli</i>									●			
タケシロオカイガラムシ	<i>Antonina graminis</i>									●			
タケタモコナカイガラムシ	<i>Chaetococcus bambusae</i>									●			
オガサワラコナカイガラムシ	<i>Dysmicoccus boninis</i>									●			
—	<i>Eumyrmococcus nipponensis</i>									●			
フタスジコナカイガラムシ	<i>Ferrisia virgata</i>									●			
ススキコナカイガラムシ	<i>Miscanathicoccus miscanthi</i>									●			
カヤノコナカイガラムシ	<i>Neoperisia japonica</i>									●			
タマコナカイガラムシ	<i>Nipaeococcus viridis</i>									●			
タイワンコナカイガラムシ	<i>Planococcus illacinus</i>									●			
サトウキビコナカイガラムシ	<i>Saccharicoccus sacchari</i>									●			
カメムシ目													
ムクゲカメムシ亜目													
ノミカメムシ科													
アマミオオメノミカメムシ	<i>Hypselosoma hirashimai</i>					E				●			
チャイロノミカメムシ	<i>Kokeshia esakii</i>									●			
タイコウチ亜目													
タイコウチ科													
タイワンタイコウチ	<i>Laccotrepes grossus</i>											●	
タイコウチ	<i>Laccotrepes japonensis</i>											●	
ミズカマキリ	<i>Ranatra chinensis</i>									●		●	
マダラアシミズカマキリ	<i>Ranatra longipes</i>											●	
ヒメミズカマキリ	<i>Ranatra unicolor</i>											●	
コオイムシ科													

和名	学名	IUCNレッドリスト （2001年）	環境省レッドリスト （2008年）	国内希少 野生動植物種	国指定天然記念物	固有性 及南球の	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
タイワンコオイムシ	<i>Diplonychus ruscicus</i>		CR						●		
タガメ	<i>Lethocerus deyrolli</i>								●		●
ミズムシ科											
ツヤミズムシ	<i>Agriptocorixa hyalinipennis</i>								●		●
ケチビミズムシ	<i>Micronecta grisea</i>								●		●
フタイロコチビミズムシ (新称)	<i>Micronecta hungfordi</i>										●
アマミチビミズムシ (改称)	<i>Micronecta japonica</i>					E	●				●
モンコチビミズムシ (新称)	<i>Micronecta lenticularis</i>										●
ハイイロチビミズムシ	<i>Micronecta sahlbergii</i>						●				●
トカラコムズムシ	<i>Sigara distorta</i>						●				●
タイワンコムズムシ	<i>Sigara formosana</i>										●
ハラダロコムズムシ	<i>Sigara nigroventralis</i>						●				●
エサキコムズムシ	<i>Sigara septemlineata</i>						●				●
メミズムシ科											
メミズムシ	<i>Ochterus marginatus</i>										●
アシブトメミズムシ科											
アシブトメミズムシ	<i>Nerthra macrothorax</i>								●		●
マツモムシ科											
チビコムツモムシ	<i>Anisops exiguus</i>						●		●		●
クワイワコムツモムシ	<i>Anisops kuroiwae</i>						●		●		●
ハナダカコムツモムシ	<i>Anisops nasutus</i>						●		●		●
イシガキコムツモムシ	<i>Anisops occipitalis</i>						●		●		●
コムツモムシ	<i>Anisops ogasawarenensis</i>								●		●
オオコムツモムシ	<i>Anisops stali</i>								●		●
ヒメコムツモムシ	<i>Anisops tahitensis</i>						●		●		●
タイワンマツモムシ	<i>Erithares sinica</i>								●		●
オキナワマツモムシ	<i>Nolonecta montandoni</i>		NT						●		●
マルミズムシ科											
マルミズムシ	<i>Paraplea japonica</i>								●		●
タマミズムシ科											
ホシマルミズムシ (新称)	<i>Paraplea liturata</i>										●
エグリタマミズムシ	<i>Heterotrepthes admorsus</i>		VU			E	●				●
アメンボ亜目											
ミズカメムシ科											
マダラミズカメムシ	<i>Mesovelia japonica</i>								●		●

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ミズカメムシ	<i>Mesovella vitigera</i>						●	●	●	●	
イトアメンボ科											
イトアメンボ	<i>Hydrometra albolineata</i>		VU				●				
コブイトアメンボ	<i>Hydrometra annamiana</i>						●	●	●	●	
オキナフイトアメンボ	<i>Hydrometra okinawana</i>						●	●	●	●	
ヒメイトアメンボ	<i>Hydrometra procera</i>						●	●	●	●	
ケシミズカメムシ科											
ハセガワケシミズカメムシ	<i>Hebrus hasegawai</i>									●	
ケシミズカメムシ	<i>Hebrus nipponicus</i>									●	
カタビロアメンボ科											
ケシウミアメンボ	<i>Helovella septentrionalis</i>						●	●	●	●	
ウスイロケシカタビロアメンボ	<i>Microvelia diluta</i>							●	●	●	
ケシカタビロアメンボ	<i>Microvelia douglasi</i>						●	●	●	●	
ホルバートケシカタビロアメンボ	<i>Microvelia Horváthi</i>						●	●	●	●	
イリオモテケシカタビロアメンボ	<i>Microvelia iromotensis</i>					E				●	
チャイロケシカタビロアメンボ	<i>Microvelia japonica</i>						●	●	●	●	
カスリケシカタビロアメンボ	<i>Microvelia kyushuensis</i>									●	
モリモトケシカタビロアメンボ	<i>Microvelia morimotoi</i>					E				●	
ウエノケシカタビロアメンボ	<i>Microvelia uenoi</i>					E				●	
ヒラシマナガレカタビロアメンボ	<i>Pseudovelia hirashimai</i>					E				●	
タカラカタビロアメンボ	<i>Pseudovelia takarai</i>					E				●	
ツツイナガレカタビロアメンボ	<i>Pseudovelia tsutsuii</i>					E				●	
アシブトカタビロアメンボ	<i>Rhagovelia esakii</i>					E				●	
アマミオヨギカタビロアメンボ	<i>Xiphovelia curvifemur</i>					E				●	
アメンボ科											
アメンボ亜科											
ナミアメンボ	<i>Aquarius paludum</i>						●	●	●	●	
アマミアメンボ	<i>Aquarius paludum amamiensis</i>						○	○	○	○	
コセアカアメンボ	<i>Gerris gracilicornis</i>						●	●	●	●	
セズジアメンボ	<i>Limnogonus fossarum</i>						●	●	●	●	
セズジアメンボ	<i>Limnogonus fossarum fossarum</i>						○	○	○	○	
ホソミセズジアメンボ	<i>Limnogonus hungerfordi</i>									●	
ヒメセズジアメンボ	<i>Neogerris parvulus</i>						●	●	●	●	
ウミアメンボ亜科											
ウミアメンボ	<i>Helobates japonicus</i>						●	●	●	●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
タイワンシマアメンボ	<i>Metrocoris esakii</i>									●	
シマアメンボ	<i>Metrocoris histrio</i>							●			
サンゴアメンボ科											
サンゴアメンボ	<i>Hermatobates weddi</i>		NT					●		●	
ミズギワカメムシ亜目											
ミズギワカメムシ科											
コミスズギワカメムシ	<i>Micracanthia ornata</i>							●		●	
トゲミスズギワカメムシ	<i>Saldoida armata</i>							●		●	
エゾミスズギワカメムシ	<i>Saldula recticollis</i>							●		●	
ミスズギワカメムシ	<i>Saldula saltatoria</i>									●	
サンゴミスズギワカメムシ	<i>Salduncula decempunctata</i>									●	
サンゴカメムシ科											
サンゴカメムシ	<i>Corallicoris satoi</i>							●		●	
トコジラミ亜目											
カスミカメムシ科 (メクラカメムシ科)											
オオメカスミカメムシ科											
ヤエヤマオオメカスミカメ (ヤエヤマオオメクラガメ)	<i>Psallops yaejapaneseus</i>					E				●	
キノコカスミカメムシ科 (キノコクラガメ科)											
—	<i>Bothriomeris capillosus</i>									●	
—	<i>Bothriomeris gotohi</i>								●		
—	<i>Cylapomorpha michikoeae</i>								●	●	
—	<i>Peritropis insularis</i>					E		●			
—	<i>Peritropis irimotensis</i>					E				●	
—	<i>Yamatofulvius laevigatus</i>					E			●		
シダカスミカメムシ科 (シダメクラガメ科)											
クビワシダカスミカメ (クビワシダメクラガメ)	<i>Bryocoris gracilis</i>							●		●	
クワズイモカスミカメ (クワズイモメクラガメ)	<i>Ernestinus pallidiscutum</i>								●	●	
モンシロクワズイモカスミカメ	<i>Ernestinus tetrastigma</i>					E			●	●	
クビナガシダカスミカメ (クビナガシダメクラガメ)	<i>Felisaecus capitatus</i>					E			●	●	
カタグロシダカスミカメ (カタグロシダメクラガメ)	<i>Felisaecus gressitti</i>					E		●		●	
キイロシダカスミカメ (キイロシダメクラガメ)	<i>Felisaecus insularis</i>					E		●		●	
ミスジシダカスミカメ (ミスジシダメクラガメ)	<i>Felisaecus okinawanus</i>					E		●		●	
ハレギカスミカメ	<i>Michalocoris chinensis</i>									●	
アマミズアアシダカスミカメ	<i>Monalocoris amamiensis</i>					E		●		●	
ズアアシダカスミカメ (ズアアシダメクラガメ)	<i>Monalocoris filicis</i>							●		●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018年リスト)	環境省レッドリスト (2018年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ツヤカスミカメ亜科 (ツヤメクラガメ亜科)											
キイロツヤカスミカメ (キイロツヤメクラガメ)	<i>Deraeocoris hayashii</i>					E				●	
キモトアカツヤカスミカメ (キモトアカツヤメクラガメ)	<i>Deraeocoris kimotoi</i>					E	●	●			
セスジクロツヤカスミカメ (セスジクロツヤメクラガメ)	<i>Deraeocoris ryukyuenis</i>						●	●	●		
スジキイロカスミカメ (スジキイロメクラガメ)	<i>Dortus chinai</i>							●	●		
コハダカスミカメ (コハナダカメクラガメ)	<i>Fingulus collaris</i>								●		
ハナダカスミカメ (ハナダカメクラガメ)	<i>Fingulus longicornis</i>						●				
—	<i>Fingulus takahashi</i>					E		○			
グンバイカスミカメ (グンバイメクラガメ)	<i>Stethoconus japonicus</i>									●	
ミナミグンバイカスミカメ (ミナミグンバイメクラガメ)	<i>Stethoconus praefectus</i>									●	
リュウキュウテングカスミカメ (リュウキュウテングメクラガメ)	<i>Termitophyllum aeneum</i>					E		●	●		
タイワンテングカスミカメ (タイワンテングメクラガメ)	<i>Termitophyllum orientale</i>									●	
カスミカメシ亜科 (メクラカメシ亜科)											
リュウキュウヒゲナガカスミカメ (リュウキュウヒゲナガメクラガメ)	<i>Adeiphocorisella insulana</i>					E				●	
フタモンクロスジカスミカメ (フタモンクロスジメクラガメ)	<i>Apolygus bipunctatellus</i>					E	●	●			
アカヒメツヤマルカスミカメ	<i>Apolygus fusconuber</i>					E		●			
リュウキュウクロスジカスミカメ (リュウキュウクロスジメクラガメ)	<i>Apolygus insulicola</i>						●	●		●	
ベニツヤマルカスミカメ	<i>Apolygus miriaceus</i>					E				●	
ツマダアオカスミカメ (ツマダアオメクラガメ)	<i>Apolygus spinolae</i>						●				
ヨツボシカスミカメ (ヨツボシメクラガメ)	<i>Bertsia lankana</i>						●	●		●	
シノキウカスミカメ (シノキウメクラガメ)	<i>Castanopsisides hasagawai</i>						●	●			
カシノキカスミカメ (カシノキメクラガメ)	<i>Castanopsisides takaii</i>									●	
キベリオオカスミカメ (キベリオオメクラガメ)	<i>Cheilocapsus miyamotoi</i>						●	●		●	
フタバシカスミカメ (フタバシメクラガメ)	<i>Creontiades bipunctatus</i>						●	●		●	
アカホシカスミカメ (アカホシメクラガメ)	<i>Creontiades coloripes</i>						●	●		●	
ヒメアホシカスミカメ (ヒメアホシメクラガメ)	<i>Creontiades minutus</i>									●	
アカスジオオカスミカメ (アカスジオオホソメクラガメ)	<i>Dolichomiris linearis</i>						●	●		●	
タイワンメンガタカスミカメ (タイワンメンガタメクラガメ)	<i>Eurystylus sauteri</i>						●	●		●	
オオケナガカスミカメ (オオケナガメクラガメ)	<i>Exopantilius pilosus</i>									●	
ミドリシカスミカメ (ミドリシカシメクラガメ)	<i>Hyalopeplus lineifer</i>									●	
リュウキュウハナアホカスミカメ (リュウキュウハナアホメクラガメ)	<i>Lygocorides rubricans</i>						●	●		●	
ミナミミドリカスミカメ (ミナミミドリメクラガメ)	<i>Lygocoris kyushuensis</i>						●	●		●	
リュウキュウミドリカスミカメ (リュウキュウミドリメクラガメ)	<i>Lygocoris tokaraensis</i>						●	●		●	
カモドキカスミカメ (カモドキメクラガメ)	<i>Mecistoscelis scitretoides</i>						●	●		●	
ミヤモトベニカスミカメ (ミヤモトベニメクラガメ)	<i>Miyamotoa rubicunda</i>					E	●	●		●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動物種*	国指定天然記念物*	固有種性及び南半球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
アカアシオオチャイロカスミカメ (アカアシオオチャイロメクラガメ)	<i>Orientornis erythromelas</i>					E	●				
キエリオオチャイロカスミカメ (キエリオオチャイロメクラガメ)	<i>Orientornis flavicollaris</i>					E		●			
アマミオオチャイロカスミカメ (アマミオオチャイロメクラガメ)	<i>Orientornis nigripennis</i>					E	●				
ヤエヤマオオチャイロカスミカメ (ヤエヤマオオチャイロメクラガメ)	<i>Orientornis yaeyamanus</i>					E			●		
ヤエヤマオオチャイロカスミカメ (ヤエヤマオオチャイロメクラガメ)	<i>Orientornis yaeyamanus yaeyamanus</i>					e				○	
ムナグロヒメカスミカメ (ムナグロヒメメクラガメ)	<i>Prolygus kirkaldyi</i>						●				
ウスモンドリカスミカメ (ウスモンドリメクラガメ)	<i>Taylorlygus apicalis</i>						●				
タイワンケブカスミカメ (タイワンケブカメクラガメ)	<i>Tingitotum formosanum</i>							●			
ケブカスミカメ (ケブカメクラガメ)	<i>Tingitotum perlatum</i>							●			
ヒメホソミドリカスミカメ (ヒメホソミドリメクラガメ)	<i>Trigonotylus tenuis</i>							●			
リュウキュウチャヤマダラカスミカメ (リュウキュウチャヤマダラメクラガメ)	<i>Yamatolygus insulanus</i>						●				
セダカヒメマルカスミカメ (セダカヒメマルメクラガメ)	<i>Zhengjella scutellata</i>							●			
アオナガカスミカメ亜科 (アオナガメクラガメ亜科, テンサイメクラガメ亜科)											
ガマカスミカメ (ガマメクラガメ)	<i>Coridromius bufo</i>						●				
ミナミガマカスミカメ (ミナミガマメクラガメ)	<i>Coridromius declivipennis</i>					E		●			
カタグロドリカスミカメ (カタグロドリメクラガメ)	<i>Cyrtorhynchus lividipennis</i>						●				
クロトビカスミカメ (クロトビメクラガメ)	<i>Halticellus insularis</i>								●		
リュウキュウヒイロカスミカメ (リュウキュウヒイロメクラガメ)	<i>Pseudotoxops takaii</i>								●		
ヒイロカスミカメモドキ (ヒイロメクラガメモドキ)	<i>Pseudoxopidea pinicola</i>					E				●	
ネットアイヒイロカスミカメ (ネットアイヒイロメクラガメモドキ)	<i>Pseudoxops imperatorius</i>								●		
メダカミドリホソカスミカメ (メダカミドリホソメクラガメ)	<i>Zanichius gigantoculus</i>					E		●			
マルモンミドリホソカスミカメ (マルモンミドリホソメクラガメ)	<i>Zanichius nakatanii</i>					E		●			
—	<i>Zanichius ryukyuenis</i>					E			●		
チビカスミカメ亜科 (チビメクラガメ亜科)											
ゴマノアオカスミカメ (?) (ゴマノアオメクラガメ)	<i>Campylomma livida</i>									●	
シロオビチビカスミカメ (シロオビチビメクラガメ)	<i>Decomioides philippinensis</i>									●	
アカヒメチビカスミカメ (アカヒメチビメクラガメ)	<i>Decomioides schneirlai</i>								●		
ミナミスキハチビカスミカメ (ミナミスキハチビメクラガメ)	<i>Moissonia punctata</i>								●		
シマスカシチビカスミカメ (シマスカシチビメクラガメ)	<i>Opuna annulata</i>									●	
ムモンスカシチビカスミカメ (ムモンスカシチビメクラガメ)	<i>Opuna pallidula</i>					E				●	
リュウキュウマツトビカスミカメ (リュウキュウマツトビメクラガメ)	<i>Phoenicocoris ryukyuenis</i>					E				●	
クロヒヨウタンカスミカメ (クロヒヨウタンメクラガメ)	<i>Ptilophorus typicus</i>								●		
ムナグロキイロカスミカメ (ムナグロキイロメクラガメ)	<i>Tytus chinensis</i>									●	
ダルマカメムシ亜科											
ハセガワダルマカメムシ	<i>Isometopus hasegawai</i>										●

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有種性及び南 琉球の*5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
キイロコシラダルマカメムシ	<i>Myiomma minutum</i>					E				●	
コシラダルマカメムシ	<i>Myiomma samuelsoni</i>					E				●	
マキバサシガメ科											
キボシアシブトマキバサシガメ	<i>Alloerhynchus vinulius</i>						●			●	
トゲホソマキバサシガメ	<i>Arbela simplicipes</i>						●			●	
ホソマキバサシガメ	<i>Arbela tabida</i>						●			●	
ハネナガマキバサシガメ	<i>Nabis stenotenus</i>						●			●	
ミナミマキバサシガメ	<i>Nabis kirbergii</i>						●			●	
チビアシブトマキバサシガメ	<i>Phoricus affinis</i>						●			●	
タイワンアシブトマキバサシガメ	<i>Prostemma fasciatum</i>						●			●	
オキナワマキバサシガメ	<i>Stenonabis orientalis</i>						●			●	
セスジマキバサシガメ	<i>Stenonabis uhleri</i>						●			●	
ハナカメムシ科											
クビレヤサハナカメムシ	<i>Amphiareus constrictus</i>									●	
キモンクロハナカメムシ	<i>Anthrocoris miyamotoi</i>						●			●	
ヒメダルマハナカメムシ	<i>Bilia japonica</i>						●			●	
エサキトゲアシハナカメムシ	<i>Blaptostethus esakii</i>						●			●	
モンシロハナカメムシ	<i>Montandoniola moraguesi</i>						●			●	
タイリクヒメハナカメムシ	<i>Orius strigicollis</i>						●			●	
オキナワヒメハナカメムシ	<i>Orius tekaii</i>					E	●			●	
ミナミヒメハナカメムシ	<i>Orius tanitillus</i>						●			●	
クロヒメハナカメムシ	<i>Orius atratus</i>						●			●	
ゲンバイムシ科											
エボシゲンバイ	<i>Belenus dentatus</i>									●	
チシャノキゲンバイ	<i>Dictyla evidens</i>									●	
ヤスマツゲンバイ	<i>Eteoneus yasumatsui</i>					E				●	
ヒゲナガゲンバイ	<i>Perissonemia occasa</i>									●	
タカサゴゲンバイ	<i>Phatnoma takasago</i>									●	
ミヤタケゲンバイ	<i>Physatocheila miyatakei</i>					E	●			●	
タブゲンバイ	<i>Stephanitis aperta</i>						●			●	
ヒメタブゲンバイ	<i>Stephanitis exigua</i>									●	
クスゲンバイ	<i>Stephanitis fasciolaria</i>									●	
ヒウラゲンバイ	<i>Stephanitis hiurai</i>						●			●	
ヒウラゲンバイ	<i>Stephanitis hiurai hiurai</i>					e	○			○	
ツツゲンバイ	<i>Stephanitis pyritoides</i>						●			●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
スコットガンバイ	<i>Stephanitis scotti</i>					E	●				
シラキガンバイ	<i>Stephanitis shirakii</i>					E	●				
ウスオビガンバイ	<i>Stephanitis subfasciata</i>								●		
トサカガンバイ	<i>Stephanitis takeyai</i>						●				
ゲットウガンバイ	<i>Stephanitis typica</i>						●	●	●		
サシガメ科											
クロボシサシガメ	<i>Canthesancus lurco</i>									●	
キボシサシガメ	<i>Ectomocoris biguttulus</i>								●	●	
ピロウドサシガメ	<i>Ectrychotes andreae</i>						●	●	●	●	
タカラサシガメ	<i>Elongicoris takarai</i>		NT			E		●			
コマダアサシガメ(?)	<i>Emesopsis nubilus</i>							●		●	
ムツトゲサシガメ	<i>Epidaurus sexspinus</i>									●	
キペリヒゲナガサシガメ	<i>Euagoras plagiatus</i>						●	●	●	●	
オオアサシガメ	<i>Gardena melinanthrum</i>		NT					●			
アダチアカサシガメ	<i>Haematoloecha adachii</i>									●	
アシマダアアカサシガメ	<i>Haematoloecha rubescens</i>								●		
クロトビイロサシガメ	<i>Oncocephalus breviscutum</i>						●	●	●	●	
トビイロサシガメ	<i>Oncocephalus philippinus</i>						●	●	●	●	
—	<i>Onychomesa gokani</i>					E				○	
クロサシガメ	<i>Peirates cinciventris</i>							●			
クロモンサシガメ	<i>Peirates turpis</i>						●	●	●	●	
ウスイロトゲサシガメ	<i>Polidilus armatissimus</i>								○	○	
—	<i>Polytoxus annulipes</i>									○	
—	<i>Polytoxus ruber</i>					E				○	
ホソサシガメ	<i>Pygolampis bicentata</i>								●	●	
ミナミホソサシガメ	<i>Pygolampis foeda</i>								●	●	
ナカグロアカサシガメ	<i>Rhynocoris fuscipes</i>									●	
オキナワハラアカサシガメ	<i>Scadra okinawensis</i>						●	●	●	●	
キイロサシガメ	<i>Sithenea flavipes</i>						●	●	●	●	
ヒメトビイロサシガメ	<i>Staccia ciliata</i>						●	●	●	●	
ミヤマトサシガメ	<i>Stachytropha miyamotai</i>					E				●	
オオサシガメ	<i>Triatoma rubrofasciata</i>		VU							●	
カメムシ亜目											
ヒラタカメムシ科											
クロヒメヒラタカメムシ	<i>Aneurus greeni</i>										●

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
クロヒラタカメムシ	<i>Brachyrfynchus taiwanicus</i>						●				
ミナミチビヒラタカメムシ	<i>Calisius acutus</i>								●		
ケシヒラタカメムシ	<i>Glochocoris infantulus</i>		NT				●				
シマヒラタカメムシ	<i>Neuroctenus pacificus</i>								●		
パラウヒラタカメムシ	<i>Neuroctenus palauensis</i>								●		
チャイロホソヒラタカメムシ	<i>Neuroctenus taiwanicus</i>						●				
イトカメムシ科											
ヤエヤマイトカメムシ (新種)	<i>Capyella horni</i>									●	
ナガカメムシ科											
マダラナガカメムシ亜科											
マエアカナガカメムシ	<i>Aethalotus nigriventris</i>									●	
ヒメアカナガカメムシ	<i>Caenocoris dimidiatus</i>								●	●	
ヒメマダラナガカメムシ	<i>Graptostethus servus</i>						●			●	
ズグロナガカメムシ	<i>Oncopeltus nigriceps</i>								●		
コマダラナガカメムシ	<i>Spilostethus hospes</i>						●			●	
コウシュンナガカメムシ	<i>Thunbergia marginata</i>								●		
アカナガカメムシ	<i>Thunbergia sanguinaria</i>						●			●	
ヒメジエウジナガカメムシ	<i>Tropidothorax sinensis</i>						●			●	
ヒメナガカメムシ亜科											
ヒメナガカメムシ	<i>Nysius plebeius</i>						●			●	
ムラサキナガカメムシ亜科											
イシハラナガカメムシ	<i>Pylorgus ishiharai</i>						●			●	
ヒラタナガカメムシ亜科											
スカシホソメダカナガカメムシ	<i>Cymoninus turaensis</i>								●		
タイワンヒメヒラタナガカメムシ	<i>Cymus tabaci</i>								●	●	
アッサムホソメダカナガカメムシ	<i>Ninomimus assamensis</i>								●	●	
ホソメダカナガカメムシ	<i>Ninomimus flavipes</i>								●		
オオスカシホソメダカナガカメムシ	<i>Ninus insignis</i>								●	●	
コバネナガカメムシ亜科											
キューシュウコバネナガカメムシ	<i>Dimorphopterus kyushuensis</i>								●		
ホソコバネナガカメムシ	<i>Macropes obnubilus</i>								●	●	
エサキコバネナガカメムシ	<i>Pirkimerus esaki</i>								●		
オオメナガカメムシ亜科											
チビオオメナガカメムシ	<i>Geocoris jucundus</i>						●			●	
ヒゲナガカメムシ亜科											

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年8月)リスト	環境省レッドリスト (2001年8月)リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
オオヒゲナガカメムシ	<i>Pachygronthe australis</i>									●	
ミナミヒゲナガカメムシ	<i>Pachygronthe bipunctata</i>								●	●	
クロヒゲナガカメムシ	<i>Pachygronthe nigrovittata</i>								●	●	
クロスジヒゲナガカメムシ	<i>Pachygronthe similis</i>								●		
セマルナガカメムシ	<i>Pachyphlegyas mouglilani</i>									●	
クロマダラナガカメムシ亜種											
ケズネナガカメムシ	<i>Peiraygnus signifer</i>							●		●	
マエグロキノウエナガカメムシ	<i>Sadoletes valdezi</i>								●	●	
ヒョウタンナガカメムシ亜種											
ヒゲブトナガカメムシ	<i>Appolonius oblongus</i>									●	
タイワトンビナガカメムシ (改称)	<i>Botocudo formosanus</i>							●	●	●	
ヤスマツチビナガカメムシ	<i>Botocudo yasumatsui</i>							●	●	●	
ウスイロナガカメムシ	<i>Bryanellocoris orientalis</i>							●	●	●	
ヒョウタンナガカメムシ	<i>Caridops albomarginatus</i>							●			
ミナミナガカメムシ	<i>Clerada apicicornis</i>		NT							●	
オオシロヘリナガカメムシ	<i>Dieuches albomarginatus</i>							●	●	●	
—	<i>Dieuches siamicus</i>									●	
—	<i>Dieuches uniformis</i>									●	
キベリナガカメムシ	<i>Diniella intaminata</i>									●	
オオネジロツヤナガカメムシ (改称)	<i>Diniella pallipes</i>							●	●	●	
ヒメネジロツヤナガカメムシ (改称)	<i>Elasmolomus lineosus</i>							●		●	
ズグロシロヘリナガカメムシ	<i>Elasmolomus sordidus</i>							●		●	
オキナワシロヘリナガカメムシ	<i>Eremocoris hirashimai</i>							●		●	
ヒラシマナガカメムシ	<i>Gastrodes grossipes</i>							●		●	
—	<i>Gastrodes grossipes japonicus</i>							○	○	○	
マツヒラタナガカメムシ	<i>Horridipamera inconspicua</i>							●	●	●	
サビヒョウタンナガカメムシ	<i>Horridipamera nietheri</i>							●	●	●	
モンクロナガカメムシ	<i>Lamproceps antennatus</i>							●	●	●	
ツマジロナガカメムシ (ヒゲジロナガカメムシ)	<i>Metochus abbreviatus</i>							●	●	●	
オオモンシロナガカメムシ	<i>Metochus uniguttatus</i>							●	●	●	
オオモンクロナガカメムシ	<i>Neolethaeus deliasi</i>							●	●	●	
チャイロナガカメムシ	<i>Neolethaeus lewisi</i>							●	●	●	
ルイスチャイロナガカメムシ	<i>Neolethaeus esakii</i>									●	
エサキナガカメムシ	<i>Neomizaidus lewisi</i>							●	●	●	
ヒサギナガカメムシ	<i>Pamerana scotti</i>							●	●	●	
スコットヒョウタンナガカメムシ								●	●	●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
マダラヒヨウタンナガカメムシ	<i>Pamerarma distantii</i>							●		●	
チャイロヒヨウタンナガカメムシ	<i>Pamerarma ventralis</i>							●		●	
ヨツボシヒヨウタンナガカメムシ	<i>Paraecusometus pallicornis</i>							●		●	
キベリヒヨウタンナガカメムシ	<i>Paraparomius lateralis</i>							●		●	
ミナミホソナガカメムシ	<i>Paromius exiguus</i>							●		●	
アカアシホソナガカメムシ	<i>Paromius gracilis</i>							●		●	
ツマグロホソナガカメムシ	<i>Paromius nigripicalis</i>					E		●		●	
チャイロホソナガカメムシ	<i>Prosmoecus brunneus</i>							●		●	
ホソヒヨウタンナガカメムシ	<i>Pseudopachybrachius guttatus</i>							●		●	
ウスチャヒヨウタンナガカメムシ	<i>Remaudiereana flavipes</i>							●		●	
ミナミヒヨウタンナガカメムシ	<i>Remaudiereana nigriceps</i>							●		●	
ヤホシヒヨウタンナガカメムシ	<i>Remaudiereana octonotata</i>									●	
キヨロヒヨウタンナガカメムシ	<i>Remaudiereana sobrina</i>									●	
モリモトナガカメムシ	<i>Scolopostethus moitmotai</i>					E				●	
イチゴチビナガカメムシ	<i>Stigmatonotum geniculatum</i>							●		●	
メダカナガカメムシ科											
メダカナガカメムシ	<i>Chaullops fallax</i>							●		●	
ホシカメムシ科											
アカホシカメムシ	<i>Dysdercus cingulatus</i>									●	
ズグロシロジュウジホシカメムシ	<i>Dysdercus decussatus</i>									●	
シロジュウジホシカメムシ	<i>Dysdercus philippinus</i>							●		●	
ヒメアカホシカメムシ	<i>Dysdercus poecilus</i>									●	
オオホシカメムシ科											
ヒメホシカメムシ	<i>Physopelta cincticollis</i>							●		●	
オオホシカメムシ	<i>Physopelta gutta</i>							●		●	
ツノヘリカメムシ科											
シロヘリツノヘリカメムシ	<i>Dicranoccephalus lateralis</i>									●	
ホソヘリカメムシ科											
ヒロホソヘリカメムシ	<i>Daclera levana</i>							●		●	
ホソクモヘリカメムシ	<i>Leptocoris acuta</i>							●		●	
クモヘリカメムシ	<i>Leptocoris chinensis</i>							●		●	
タイワンクモヘリカメムシ	<i>Leptocoris oratoria</i>							●		●	
ヒメホソヘリカメムシ	<i>Melanacanthus ferrugineus</i>									●	
ホソヘリカメムシ	<i>Riptortus clavatus</i>							●		●	
タイワンホソヘリカメムシ	<i>Riptortus fuscus</i>									●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年)*リスト	環境省レッドリスト (2008年)*リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
キスジホソハリカメムシ	<i>Riptortius linearis</i>							●	●	●	
キボシホソハリカメムシ	<i>Riptortius pedestris</i>							●	●	●	
ハリカメムシ科											
ホオズキハリカメムシ	<i>Acanthocoris sordidus</i>							●	●	●	
アシブトハリカメムシ	<i>Anoplocnemis phasianae</i>							●	●	●	
モモブトハリカメムシ	<i>Clavigralla spinifemoralis</i>							●	●	●	
コブハリカメムシ	<i>Cletus bipunctata</i>							●	●	●	
ホソハリカメムシ	<i>Cletus punctiger</i>							●	●	●	
ハリカメムシ	<i>Cletus schmidti</i>							●	●	●	
ヒメハリカメムシ	<i>Cletus trigenus</i>							●	●	●	
イワサキハリカメムシ	<i>Dasyneus biguttatus</i>										
アカスジハリカメムシ	<i>Dasyneus coccinictus</i>										
アズキハリカメムシ	<i>Homoocerus marginiventris</i>							●	●	●	
ホシハラビロハリカメムシ	<i>Homoocerus unipunctatus</i>							●	●	●	
オオツマキハリカメムシ	<i>Hygia lativentris</i>							●			
アシビロハリカメムシ	<i>Leptoglossus australis</i>							●	●	●	
タイワンオオハリカメムシ	<i>Paradasyneus formosanus</i>							●	●	●	
ミナミトゲハリカメムシ	<i>Paradasyneus spinosus</i>							●	●	●	
フタスジハリカメムシ	<i>Plinactus basalis</i>										
キバラハリカメムシ	<i>Plinactus bicoloripes</i>							●	●	●	
ヒメハリカメムシ科											
アカハリカメムシ	<i>Leptocoris augur</i>									●	
フチベニハリカメムシ	<i>Leptocoris rufomarginatus</i>								●	●	
スカシヒメハリカメムシ	<i>Liorhyssus hyalinus</i>							●	●	●	
ケブカヒメハリカメムシ	<i>Rhopalus sapporensis</i>							●			
—	<i>Sictopleurus punctatovenosus</i>									○	
コブチヒメハリカメムシ (新種)	<i>Sictopleurus punctatovenosus minutus</i>									○	
マルカメムシ科											
ツヤマルカメムシ	<i>Brachyplatys subaeneus</i>									●	
クロツヤマルカメムシ	<i>Brachyplatys vahlii</i>									●	
キボシマルカメムシ	<i>Coptosoma japonicum</i>							●		●	
シヤムマルカメムシ	<i>Coptosoma siamiticum</i>									●	
タイワンマルカメムシ	<i>Megacopta cribraria</i>									●	
ツチカメムシ科											
フタボシツチカメムシ	<i>Adomerus rotundus</i>									●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*1リスト	環境省レッドリスト (2018)*2リスト	国内希少 野生動物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南球の 5	中琉球				備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ミナミマルツチカメムシ	<i>Aethus pseudidicus</i>						●	●	●		
ヒメツチカメムシ	<i>Fronndus pygmaeus</i>						●	●	●		
ヒラタツチカメムシ	<i>Garsauria leosana</i>						●				
—	<i>Lactistes falcipes</i>										
ツチカメムシ	<i>Macroscytus japonensis</i>						●	●	●		
—	<i>Parachilocoris minutus</i>								●		
—	<i>Parachilocoris minutus japonicus</i>									○	
ベニツチカメムシ	<i>Parastrachia japonensis</i>						●	●	●		
キンカメムシ科											
ハラアカナホシキンカメムシ (改称)	<i>Calliphara exellens</i>									●	
ナナホシキンカメムシ	<i>Calliphara nobilis</i>							●	●	●	
アカギカメムシ	<i>Caniao ocellatus</i>						●	●	●	●	
オオキンカメムシ	<i>Eucorysses grandis</i>								●	●	
ミヤコキンカメムシ	<i>Philla miyakonus</i>					E			●	●	
ミカンキンカメムシ	<i>Solenosthedium chinense</i>									●	
ノゴギリカメムシ科											
ツマキクロカメムシ	<i>Coridius chinensis</i>								●		
コカボチャカメムシ	<i>Cyclopelta parva</i>									●	
ヒロズカメムシ	<i>Eumenotes obscura</i>								●		
カメムシ科											
クロカメムシ亜科											
アカスジカメムシ	<i>Graphosoma rubrolineatum</i>								●	●	
クロカメムシ (イネクロカメムシ)	<i>Scotinophara lurida</i>								●	●	
ヒメクロカメムシ	<i>Scotinophara scotti</i>								●	●	
カメムシ亜科											
ウスモントビロカメムシ	<i>Aedrus obscurus</i>								●	●	
アヤナミカメムシ	<i>Agonoscelis rubila</i>								●	●	
ウシカメムシ	<i>Alicimocoris japonensis</i>								●	●	
イワサキオオトゲカメムシ	<i>Amblycara gladiatoria</i>								●	●	
ホソツマジロカメムシ	<i>Apines grisea</i>								●	●	
フタホシツマジロカメムシ	<i>Axiagastus rosmarus</i>								●	●	
クチナガカメムシ	<i>Bathycycoelia indica</i>								●	●	
ヒラタトガリカメムシ	<i>Brachymma tenuis</i>									●	
タイワントゲカメムシ	<i>Carbula crassiventris</i>								●	●	
カタビロカメムシ	<i>Carbula obtusangula</i>								●	●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
オオアカカメムシ	<i>Catantopus incarnatus</i>								●		
トビイロカメムシ	<i>Caystrus depressus</i>								●	●	
ヒメナガメ	<i>Eurydema dominulus</i>								●	●	
マルシラホシカメムシ	<i>Eysarcoris guttiger</i>							●	●	●	
シラホシカメムシ	<i>Eysarcoris ventralis</i>							●	●	●	
ツヤアオカメムシ	<i>Glaucias subpunctatus</i>							●	●	●	
クサギカメムシ	<i>Halyonophya halyis</i>							●	●	●	
イネカメムシ	<i>Lagynotomus elongatus</i>								●	●	
ミナミフタテンカメムシ	<i>Lapritus varicornis</i>								●	●	
ホシアオカメムシ(?)	<i>Massocephalus maculatus</i>								●	●	
アオクサカメムシ	<i>Nezara antennata</i>								●	●	
ミナミアオカメムシ	<i>Nezara viridula</i>							●	●	●	
イチモンジカメムシ	<i>Piezodorus hybneri</i>							●	●	●	
ヒメチャバネアオカメムシ	<i>Plautia splendens</i>								●	●	
チャバネアオカメムシ	<i>Plautia stali</i>							●	●	●	
アカカメムシ	<i>Pygomerida bengalensis</i>									●	
ミカントガカメムシ	<i>Rhynchocoris humeralis</i>	NT							●	●	
イワサキカメムシ	<i>Starioides degenerius</i>									●	
ミナミツノカメムシ	<i>Vitellus orientalis</i>								●	●	
クサブトカメムシ亜科											
シロヘリクサブトカメムシ	<i>Andrallus spinidens</i>							●	●	●	
キンモフリクサブトカメムシ	<i>Eocanthecora furcellata</i>							●	●	●	
キュウシュウシモフリクサブトカメムシ	<i>Eocanthecora kyushuensis</i>							●			
ルリクサブトカメムシ	<i>Zicrona caerulea</i>								●	●	
エビイロカメムシ亜科											
エビイロカメムシ	<i>Gonopsis affinis</i>							●	●	●	
ツノカメムシ科											
アオモンツノカメムシ	<i>Dichobothrium nubilum</i>							●	●	●	
フタテンツノカメムシ	<i>Elastmucha nipponica</i>								●	●	
エサキモンキンツノカメムシ	<i>Sastragala esakii</i>							●			
モンキンツノカメムシ	<i>Sastragala scutellata</i>							●			
アミメカゲロウ目											
ツノトンボ科											
オキナワツノトンボ	<i>Suphalomitus okinawensis</i>									●	
クサカゲロウ科											
										E	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南 琉球の5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
クロオビヒロバクサカゲロウ	<i>Ankylopteryx delcatula</i>					E		●			
ニセヒロバクサカゲロウ	<i>Ankylopteryx exulsiata</i>								●		
ウスチャヒロバクサカゲロウ	<i>Ankylopteryx ferruginea</i>					E			●		
モンヒロバクサカゲロウ	<i>Ankylopteryx gracilis</i>								●		
ヒロバクサカゲロウ	<i>Ankylopteryx octopunctata</i>								●		
ヒメキントキウサカゲロウ	<i>Brinckochrysa scelestes</i>								●		
ヨツボシクサカゲロウ	<i>Chrysopa pallens</i>								●		
クモンクサカゲロウ	<i>Chrysopa formosa</i>						●				
アカスジクサカゲロウ	<i>Chrysoperla furcifera</i>						●				
ヤマトクサカゲロウ	<i>Chrysoperla nipponensis</i>					E			●		
ヒメニセコガタクサカゲロウ	<i>Dichochrysa alcestes</i>								●		
ミナミクサカゲロウ	<i>Dichochrysa astur</i>								●		
イツホシアカマダラクサカゲロウ	<i>Dichochrysa cognatellus</i>								●		
フタモンクサカゲロウ	<i>Dichochrysa formosanus</i>						●				
クロヒゲフタモンクサカゲロウ	<i>Dichochrysa ussuriensis</i>						●				
セアカクサカゲロウ	<i>Italoichrysa japonica</i>						●				
ヒメリュウキュウクサカゲロウ	<i>Mallada basalis</i>								●		
カオマダラクサカゲロウ	<i>Mallada boninensis</i>						●				
マボロシクサカゲロウ	<i>Nipponochrysa moriuti</i>						●				
リュウキュウクサカゲロウ	<i>Plesiochrysa remota</i>								●		
マダラクサカゲロウ	<i>Semachrysa decorata</i>								●		
マツムラクサカゲロウ	<i>Semachrysa matsumurae</i>								●		
ヒメマダラクサカゲロウ	<i>Semachrysa pulchella</i>								●		
ヘビトンボ科											
ヤエヤマヘビトンボ	<i>Neochauliodes azumai</i>					E				●	
モンヘビトンボ	<i>Neochauliodes sinensis</i>								●		
ヤマトクロロスジヘビトンボ	<i>Parachauliodes japonicus</i>								●		
ヤンバルヘビトンボ	<i>Parachauliodes yanbaru</i>					E			●		
アマミヘビトンボ	<i>Protohermes immaculatus</i>								●		
ミナミヘビトンボ	<i>Protohermes</i> sp.					E				●	
ヒメカゲロウ科											
—	<i>Annandalia iniqua</i>									●	
—	<i>Eumicromus confusus</i>								●		
—	<i>Eumicromus narigatorum</i>								●		
—	<i>Eumicromus sauteri</i>								●		

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南球の 5	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
—	<i>Mesohemerobius subacutus</i>										●	
ホンバヒメカゲロウ	<i>Micromus multipunctatus</i>							●				
—	<i>Micromus timidus</i>							●				
—	<i>Notobiella ochracea</i>					E					●	
ミドリヒメカゲロウ	<i>Notobiella subolivacea</i>										●	
—	<i>Pseudomicromus igorotus</i>											
アシマダラヒメカゲロウ	<i>Spilomicromus maculatus</i>					E					●	
オキナフヒメカゲロウ	<i>Symphherobius okinawaensis</i>										●	
マダラクロヒメカゲロウ	<i>Symphherobius tessellatus</i>										●	
—	<i>Zachobielia striata</i>					E					●	
カマキリモドキ科												
ツマゲロカマキリモドキ	<i>Climaciella quadriloberculata</i>										●	
オオイグビカマキリモドキ	<i>Euclimacia badia</i>										●	
ウスバカゲロウ科												
ヤエヤマウスバカゲロウ	<i>Distoleon bistrigatus</i>										●	
コカスリウスバカゲロウ	<i>Distoleon coritubernalis</i>										●	
リュウキュウカスリウスバカゲロウ	<i>Distoleon parvulus</i>										●	
オキナフウスバカゲロウ	<i>Glenuroides okinawaensis</i>					E					●	
ミナミウスバカゲロウ	<i>Groclus acer</i>										●	
ウスバカゲロウ	<i>Hagenomyia micans</i>										●	
ヒロバカゲロウ科												
アヤナミヒロバカゲロウ	<i>Spilosmylus kruegeri</i>										●	
カスリヒロバカゲロウ	<i>Spilosmylus nipponensis</i>										●	
センブリ科												
クメセンブリ	<i>Nipponosialis kumejima</i>										●	
ミナミセンブリ	<i>Sialis sinensis</i>										●	
コウチュウ目												
セスジムシ科												
アマミセスジムシ	<i>Omglymmius sakuraii</i>					E					●	
ヒザブトオサムシ科												
オオエグリゴミムシ	<i>Eustra chinensis</i>										●	
ジュウジエグリゴミムシ	<i>Eustra crucifera</i>					E					●	
ハンミョウ科												
—	<i>Callytron yuasai</i>										●	
オキナフウシロヘリハンミョウ	<i>Callytron yuasai okinawaensis</i>										●	
											○	
											○	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
オキナワハンミヨウ	<i>Cicindela chinensis</i>					e			●		
エリザハンミヨウ	<i>Cicindela chinensis okinawana</i>								○		
エリザハンミヨウ	<i>Cicindela elisae</i>							●			
アマミハンミヨウ	<i>Cicindela elisae elisae</i>							○			
リユウキュウヒメハンミヨウ	<i>Cicindela ferriei</i>					E	●	●			
ヒメヤツボシハンミヨウ	<i>Cicindela kalea</i>					e			○		
コハンミヨウ	<i>Cicindela kalea humerula</i>					e				●	
ヒメヤツボシハンミヨウ	<i>Cicindela psilica</i>						●			○	
シロスジメダカハンミヨウ	<i>Cicindela psilica luchuensis</i>										
ヤクメダカハンミヨウ	<i>Cicindela specularis</i>						●				
オサムシ科	<i>Cicindela striolata</i>								●	○	
ホソツヤナガゴミムシ	<i>Cicindela striolata dorsolineolata</i>								○	○	
ミナミツヤナガゴミムシ	<i>Calliuris lochoensis</i>					E				●	
キイロチビゴモクムシ	<i>Therates alboobliquatus</i>						●	●		●	
トゲアトキリゴミムシ	<i>Therates alboobliquatus</i>					e				○	
セスジヒラタゴミムシ	<i>Therates alboobliquatus iriomotensis</i>										
ハセガワヒラタゴミムシ	<i>Therates alboobliquatus yakushimanus</i>						○	○	○		
ヨツモンエグリゴモクムシ	<i>Abacetus leucotelus</i>									●	
リュウキュウカワツブゴミムシ	<i>Abacetus submetallicus</i>									●	
ヒメゴミムシ	<i>Acupalpus inornatus</i>									●	
ヒメゴミムシ	<i>Aephnidius adeloides</i>									●	
ヒメゴミムシ	<i>Agonum daimio</i>									●	
ヒメゴミムシ	<i>Agonum hasegawai</i>					E				●	
ヒメゴミムシ	<i>Amblystomus quadriguttatus</i>									●	
ヒメゴミムシ	<i>Amphimenes ryukyensis</i>					E	●	●		●	
ヒメゴミムシ	<i>Anisodactylus tricuspidatus</i>						●	●		○	
ヒメゴミムシ	<i>Anisodactylus tricuspidatus nomurai</i>					e				○	
ヒメゴミムシ	<i>Anoplogenus cyaneus</i>						●	●			
ヒメゴミムシ	<i>Apristus miyakei</i>									●	
ヒメゴミムシ	<i>Apristus secticollis</i>										
ヒメゴミムシ	<i>Armatocillenus kasaharai</i>					E				●	
ヒメゴミムシ	<i>Armatocillenus seticornis</i>					E				●	
ヒメゴミムシ	<i>Armatocillenus tokunoshimanus</i>					E				●	
ヒメゴミムシ	<i>Asaphidion tenryuense</i>									●	
ヒメゴミムシ	<i>Asaphidion tenryuense konoii</i>									○	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
イシガキカタキバゴミムシ	<i>Badister ishigakiensis</i>									●	
セズジカタキバゴミムシ	<i>Badister vittatus</i>								●		
—	<i>Bembidion niloticum</i>							●		●	
アトモンミズギワゴミムシ	<i>Bembidion niloticum batesi</i>							○		○	
イリオモテミズギワゴミムシ	<i>Bembidion satoi</i>					E				●	
ヨツモンヒメアトキリゴミムシ	<i>Brachichilia hypocrifita</i>									●	
—	<i>Caelostomus picipes</i>							●			
ムネミソマルゴミムシ	<i>Caelostomus picipes japonicus</i>							○			
ヘリアオアトキリゴミムシ	<i>Calleida splendidula</i>								●	●	
エゾカタビロオサムシ	<i>Campalita chinense</i>							●			
クロナガアトキリゴミムシ	<i>Celaenophyes parallelus</i>									●	
フタホシツヤナガゴミムシ	<i>Chlaenius amamensis</i>							●			
—	<i>Chlaenius bimaculatus</i>									●	
—	<i>Chlaenius bimaculatus lynx</i>									○	
タイウンアトボシアオゴミムシ	<i>Chlaenius bioculatus</i>									●	
アトモンアオゴミムシ	<i>Chlaenius circumdatus</i>								●	●	
コキベリアオゴミムシ	<i>Chlaenius circumdatus</i>								●	●	
キベリアオゴミムシ	<i>Chlaenius circumductus</i>								●	●	
コアトワアオゴミムシ	<i>Chlaenius hamifer</i>								●	●	
ヒメキベリアオゴミムシ	<i>Chlaenius incops</i>								●	●	
オオアトボシアオゴミムシ	<i>Chlaenius micans</i>								●	●	
ミナミアトワアオゴミムシ	<i>Chlaenius pictus</i>									●	
アオヘリアオゴミムシ	<i>Chlaenius praefectus</i>		CR							●	
ホソキボシアオゴミムシ	<i>Chlaenius rufifemoratus</i>								●	●	
ムナビロアオゴミムシ	<i>Chlaenius sericimicans</i>								●	●	
ムナビロアトボシアオゴミムシ	<i>Chlaenius tetragonoderus</i>								●	●	
ミナミアトワアオゴミムシ	<i>Chlaenius pictus</i>									●	
—	<i>Clivina lobata</i>								●	●	
—	<i>Clivina lobata ryukyensis</i>								○	○	
アマミモリヒラタゴミムシ	<i>Colpodes amamotshimensis</i>					E		●			
オオアオモリヒラタゴミムシ	<i>Colpodes bucharani</i>							●		●	
イリオモテモリヒラタゴミムシ	<i>Colpodes ricinotensis</i>					E		●			
イシダモリヒラタゴミムシ	<i>Colpodes ishidae</i>							●			
ムナビロモリヒラタゴミムシ	<i>Colpodes latus</i>					E		●			
マルオカモリヒラタゴミムシ	<i>Colpodes marukakai</i>					E		●			
ミナミモリヒラタゴミムシ	<i>Colpodes meridies</i>							●			

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
トゲバナモリヒラタゴミムシ	<i>Colpodes obscuritarsis</i>									●	
クビアカモリヒラタゴミムシ	<i>Colpodes rubriolus</i>							●			
シバタヒラタゴミムシ	<i>Colpodes shibatai</i>				E			●			
ナガモリヒラタゴミムシ	<i>Colpodes shibataianus</i>							●			
ニセキンモリヒラタゴミムシ	<i>Colpodes sylvridés</i>				E			●			
テルヤモリヒラタゴミムシ	<i>Colpodes teruyai</i>				E					●	
ヤスイモリヒラタゴミムシ	<i>Colpodes yasuii</i>				E					●	
エサキキノコゴミムシ	<i>Coptodera esakii</i>										
ニセヒメキノコゴミムシ	<i>Coptodera marginata</i>									●	
ハギキノコゴミムシ	<i>Coptodera subapicalis</i>							●			
タイワンキノコゴミムシ	<i>Coptodera taiwana</i>									●	
タイワンヨツボシゴミムシ	<i>Craspedophorus formosanus</i>									●	
マルガタオオヨツボシゴミムシ	<i>Craspedophorus mandarinus</i>									●	
トックリモドキナガゴミムシ	<i>Dicaelindus ryukyuenis</i>									●	
オオスナハラゴミムシ	<i>Diplochella zealandica</i>									●	
アシグロヨツボシゴミムシ	<i>Dischissus tibialis</i>									●	
コヨツボシアトキリゴミムシ	<i>Dolichocis striatus</i>							●		●	
コヨツボシアトキリゴミムシ琉球亜種	<i>Dolichocis striatus formosanus</i>									○	
コヨツボシアトキリゴミムシ基礎亜種	<i>Dolichocis striatus striatus</i>							○			
ヒラタヨツボシアトキリゴミムシ	<i>Dolichocis tetraspiotus</i>									●	
—	<i>Drypta lineola</i>							●		●	
—	<i>Drypta lineola</i>							○		○	
—	<i>Drypta lineola virgata</i>										
ヒロアオハリホソゴミムシ	<i>Drypta lineola virgata</i>										
ハネモンチビヒョウタンゴミムシ	<i>Dyschirius formosanus</i>									●	
キイロセマルコムズギワゴミムシ	<i>Elaphropus latissimus</i>							●			
チャイロアトキリゴミムシ	<i>Endynomena praderi</i>										
オオキベリアオゴミムシ	<i>Epomis nigricans</i>									●	
アトモンクビナゴミムシ	<i>Eucallurus fuscipennis</i>									●	
セダカケブカゴミムシ	<i>Euschizomerus liabkei</i>									●	
クビボソゴミムシ	<i>Galerita orientalis</i>									●	
チュウジョウゴモクムシ	<i>Gnathaphanus chufoi</i>				E					●	
スジアオゴミムシ	<i>Haplochaenius costiger</i>									●	
アマミスジアオゴミムシ	<i>Haplochaenius insularis</i>		EN								
ツヤハネゴミムシ	<i>Herpalormimetes shibatai</i>										
アズマゴモクムシ	<i>Herpalus azumai</i>				E			●		●	
ケウスゴモクムシ	<i>Herpalus griseus</i>				E					●	

和名	学名	IUCNレッドリスト （2001年8月） 環境省レッドリスト （2001年8月）	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
						奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
イハゴモクムシ	<i>Harpalus ihai</i>					●			●	
ウスアカクログモクムシ	<i>Harpalus sinicus</i>								●	
コゴモクムシ	<i>Harpalus tridens</i>							●		
チャイヒロラナゴモムシ	<i>Hexagonia sauteri</i>								●	
ミズモグリゴモムシ	<i>Hololeius ceylanicus</i>								●	
スズダカヤセヒラタゴモムシ	<i>Ischnagonum carinigerum</i>				E				●	
ヤマトトックリゴモムシ	<i>Lachnocrepis japonica</i>								●	
オキナワジュウジアトキリゴモムシ	<i>Lebia purkynae</i>					●				
ヤホシゴモムシ	<i>Lebidia octoguttata</i>					●				
フトキノカワゴモムシ	<i>Leisus crassus</i>					●				
ヒメヨツボシゴモムシ	<i>Microcosmodes flavopilosus</i>								●	
フタホシククログビナゴモムシ	<i>Mimocolluris insulana</i>				E	●				
クチキゴモムシ	<i>Morion japonicum</i>						●			
ケナシツヤヒラタゴモムシ	<i>Nipponosynuchus abnormalis</i>				E	●				
オキナフヒラタミズギワゴモムシ	<i>Ocydromus hiranoi</i>				E		●			
アマミヒラタミズギワゴモムシ	<i>Ocydromus kishimotoi</i>				E	●				
ブロンズクビナゴモムシ	<i>Odacantha metallica</i>					●			●	
ビルマトックリゴモムシ	<i>Oodes pegasus</i>								●	
コトックリゴモムシ	<i>Oodes piceus</i>								●	
クビナゴモムシ	<i>Ophionea indica</i>								●	
イシイクビナゴモムシ	<i>Ophionea ishii</i>								●	
メダカアトキリゴモムシ	<i>Orionella lewisii</i>					●				
ニセクビナゴモクムシ	<i>Oxyentrus changi</i>								●	
クロオビコムズギワゴモムシ	<i>Paratachys fasciatus</i>					●				
クロオビコムズギワゴモムシ基亜種	<i>Paratachys fasciatus fasciatus</i>					○				
アマミクロヘリアトキリゴモムシ	<i>Parena amamioshimensis</i>					●		●		
アオヘリアトキリゴモムシ	<i>Parena latecincta</i>							●		
クロヘリアトキリゴモムシ	<i>Parena nigrolineata</i>							●		
ヒゲクロツブゴモムシ	<i>Pentagonica biangulata</i>							●		
ダイミヨウツブゴモムシ	<i>Pentagonica daimiatella</i>							●		
ヒメツブゴモムシ	<i>Pentagonica kyushuensis</i>							●	●	
ハネグロツブゴモムシ	<i>Pentagonica nigripennis</i>					●				
クロツブゴモムシ	<i>Pentagonica subcordicollis</i>					●				
クロズホナシゴモムシ	<i>Perigona nigriceps</i>					●				
アサヒナソチビゴモムシ	<i>Perileptus asahinai</i>					●			●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ホソチビゴミムシ	<i>Perileptus japonicus</i>						●	●	●	●	
—	<i>Perileptus leticeps</i>						●	●	●		
リュウキウホソチビゴミムシ	<i>Perileptus leticeps ryukyensis</i>					e	○				
ウミホソチビゴミムシ	<i>Perileptus morimotoi</i>		NT				●				
ムネアカスジハネゴミムシ	<i>Planetes kasaharai</i>					E			●		
カラカネゴモクムシ	<i>Platymetopus flavilabris</i>							●	●		
ミナミゴモクムシ	<i>Pseudognathophanus punctilabris</i>							●			
マルバネアトキリゴミムシ	<i>Pseudomenarus flavomaculatus</i>							●			
アマミナガゴミムシ	<i>Pterostichus plesiomorphs</i>		EN			E	●				
ホソヒョウタンゴミムシ	<i>Scarites acutidens</i>							●	●		
フトオビアトキリゴミムシ	<i>Somoticichus unifasciatus</i>							●	●		
イツホシマメゴモクムシ	<i>Stenolophus quinquepustulatus</i>							●	●		
シラキマメゴモクムシ	<i>Stenolophus shirakii</i>					E	●	●			
キボシマメゴモクムシ	<i>Stenolophus smaragdulus</i>							●	●		
ヨナグニマメゴモクムシ	<i>Stenolophus yonaguniensis</i>					E			●		
アマミツヤヒラタゴミムシ	<i>Synuchus amarilloschiratae</i>					E	●				
シバタツヤヒラタゴミムシ	<i>Synuchus shibatai</i>					E	●				
トカラツヤヒラタゴミムシ	<i>Synuchus tokararum</i>						●				
カタバコミズギワゴミムシ	<i>Tachylopha ovata</i>								●		
ミナミチビカワゴミムシ	<i>Tachyta umbrosa</i>						●	●	●		
ヒラタコミズギワゴミムシ	<i>Tachyura exarata</i>						●				
クリイロコミズギワゴミムシ	<i>Tachyura tumicata</i>						●				
キボシクロコミズギワゴミムシ	<i>Tachyura gradata</i>							●			
アトモンコミズギワゴミムシ	<i>Tachyura klugi</i>								●		
アトモンコミズギワゴミムシ	<i>Tachyura klugi klugi</i>								○		
ヨツモンコミズギワゴミムシ	<i>Tachyura laetifica</i>						●				
チャイロコミズギワゴミムシ	<i>Tachyura lutea</i>						●				
オキナワケブカゴミムシ	<i>Trichisia insularis</i>						●		●		
コバヤシツヤゴモクムシ	<i>Tricholichnus kobayashie</i>							●			
スギモトツヤゴモクムシ	<i>Tricholichnus sugimotoi</i>								●		
リュウキウツヤゴモクムシ	<i>Tricholichnus szekessyi</i>								●		
ホソチビゴミムシ科											
オオミイデラゴミムシ	<i>Pheropsophus javanus</i>						●	●	●		
ミイデラゴミムシ	<i>Pheropsophus jessoensis</i>						●				
ムナグロミイデラゴミムシ	<i>Pheropsophus occipitalis</i>									●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018年リスト)	環境省レッドリスト (2018年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
コガシラミズムシ科											
コウトコガシラミズムシ	<i>Heliplus kotoshonis</i>		NT					●	●	●	
シナコガシラミズムシ	<i>Peltodytes sinensis</i>							●	●	●	
コツブゲンゴロウ科											
ツヤコツブゲンゴロウ	<i>Canthydrus nitidulus</i>							●	●	●	
チビコツブゲンゴロウ	<i>Neohydrocoptus subvittulus</i>							●	●	●	
コツブゲンゴロウ	<i>Noterus japonicus</i>							●	●	●	
ゲンゴロウ科											
マメゲンゴロウ	<i>Agabus japonicus</i>							●	●	●	
フタキボシゲンゴロウ	<i>Allopachia bimaculata</i>		NT			E		●	●	●	
リュウキュウセシゲンゴロウ	<i>Copelatus andamanicus</i>							●	●	●	
チビセシゲンゴロウ	<i>Copelatus minutissimus</i>		DD					●	●	●	
タイワンセシゲンゴロウ	<i>Copelatus tenebrosus</i>							●	●	●	
フタトリゲンゴロウ	<i>Cybister limbatus</i>		CR	■				-	-	-	
トビイロゲンゴロウ	<i>Cybister sugillatus</i>							●	●	●	
—	<i>Cybister tripunctatus</i>							●	●	●	
—	<i>Cybister tripunctatus orientalis</i>							○	○	○	
コガタノゲンゴロウ	<i>Cybister rugosus</i>		VU					●	●	●	
ヒメフタトリゲンゴロウ	<i>Eretes sicicus</i>		VU					●	●	●	
ハイイロゲンゴロウ	<i>Herophydrus rufus</i>							●	●	●	
タマケゲンゴロウ	<i>Hydaticus conspersus</i>							●	●	●	
—	<i>Hydaticus conspersus sakishimanus</i>		NT			e			○	○	
リュウキュウオオイチモンジンマゲンゴロウ	<i>Hydaticus rhanitoides</i>							●	●	●	
ウスイロシマゲンゴロウ	<i>Procladius vittatus</i>		VU					●	●	●	
オキナワスジゲンゴロウ	<i>Hydroglyphus kifunei</i>		DD			E					
キオビチゲンゴロウ	<i>Hydroglyphus inconstans</i>							●	●	●	
チャマダラチビゲンゴロウ	<i>Hydroglyphus amamiensis</i>							●	●	●	
アマミチビゲンゴロウ	<i>Hydrovatus acuminatus</i>		NT					●	●	●	
コマルケゲンゴロウ	<i>Hydrovatus bonvouloiri</i>		NT								
オオマルケゲンゴロウ	<i>Hydrovatus pumilus</i>		NT					●			
チビマルケゲンゴロウ	<i>Hydrovatus remotus</i>		NT			E					
チュウガタマルケゲンゴロウ	<i>Hydrovatus seminarius</i>		NT			E		●			
アマミマルケゲンゴロウ	<i>Hydrovatus subtilis</i>		NT					●	●	●	
マルケゲンゴロウ	<i>Hydrovatus yagiji</i>		NT			E		●			
ヤギマルケゲンゴロウ	<i>Hyphidrus laevis</i>		NT					●	●	●	
ヒメケゲンゴロウ								●	●	●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ヒメケシゲンゴロウ	<i>Hyphydrus laeviventris laeviventris</i>		VU				○	○			
タイワンケシゲンゴロウ	<i>Hyphydrus lyratus</i>								●	●	
ニセコケシゲンゴロウ	<i>Hyphydrus orientalis</i>		DD						●	●	
コケシゲンゴロウ	<i>Hyphydrus pulchellus</i>							●	●	●	
ウスチャツブゲンゴロウ	<i>Laccophilus chinensis</i>									●	
ツブゲンゴロウ	<i>Laccophilus officialis</i>							●	●	●	
サザナミツブゲンゴロウ	<i>Laccophilus flexuosus</i>							●	●	●	
コウベツブゲンゴロウ	<i>Laccophilus kobensis</i>		NT							●	
ミナミツブゲンゴロウ	<i>Laccophilus pulcherrimus</i>								●	●	
シヤブツブゲンゴロウ	<i>Laccophilus sharpi</i>		NT					●	●	●	
サビモンマルチビゲンゴロウ	<i>Leiodytes nicobaricus</i>							●	●	●	
ナガチビゲンゴロウ	<i>Limbedessus compactus</i>									●	
チャイロチビゲンゴロウ	<i>Liodessus megalcephalus</i>					E		●		●	
ウエノチビゲンゴロウ	<i>Microdytes uenoi</i>					E				●	
アトホシヒラタメゲンゴロウ	<i>Platynectes chujoi</i>									●	
ヒメゲンゴロウ	<i>Rhantus suturalis</i>							●	●	●	
ミズスマシ科											
ツマキレオオミズスマシ	<i>Dineutus australis</i>		NT					●	●	●	
タイワンオオミズスマシ	<i>Dineutus mellyi</i>							●	●	●	
オキナワオオミズスマシ	<i>Dineutus mellyi insularis</i>					e		○	○		
オオミズスマシ	<i>Dineutus orientalis</i>		NT					●	●	●	
リュウキュウヒメミズスマシ	<i>Gyrinus ryukyensis</i>		CR			E		●	●	●	
ヤエヤマコオナガミズスマシ	<i>Orectochilus yayeyamensis</i>					E				●	
ダルマガムシ科											
ミヤタケダルマガムシ	<i>Hydraena miyatakei</i>							●		●	
オキナワミジンダルマガムシ	<i>Limnebius nakanei</i>					E		●	●	●	
オキナワミジンダルマガムシ亜種	<i>Limnebius nakanei nakanei</i>					e					
オキナワミジンダルマガムシ沖縄亜種	<i>Limnebius nakanei okinawensis</i>					e			○		
タイワンミジンダルマガムシ	<i>Limnebius taiwanensis</i>									●	
ホソガムシ科											
ヤマトホソガムシ	<i>Hydrochilus japonicus</i>		NT					●		●	
ガムシ科											
タマガムシ	<i>Amphips mater</i>									●	
ナガトゲバゴマフガムシ	<i>Berosus elongatulus</i>							●		●	
シナトゲバゴマフガムシ	<i>Berosus fairmairei</i>							●		●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018年リスト)	環境省レッドリスト (2018年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有種性及び南球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ヤマトゴマフガムシ	<i>Berosus japonicus</i>						●				
ホソゴマフガムシ	<i>Berosus pulchellus</i>						●	●	●		
—	<i>Berosus signaticollis</i>						○				
ゴマフガムシ	<i>Berosus signaticollis punctipennis</i>						●				
ウスモンケンシガムシ	<i>Cercyon laminatus</i>										
ヤエヤマケンシガムシ	<i>Cercyon yayeyama</i>					E		●	●		
コクロヒラタガムシ	<i>Chasmogenus abnormalis</i>						●	●	●		
ニセマルガムシ	<i>Coelostoma fallaciosum</i>										
セマルガムシ	<i>Coelostoma stultum</i>						●	●	●		
コセスジハバヒロガムシ	<i>Dactylosternum abdominale</i>						●	●	●		
チビヒラタガムシ	<i>Enochrus esuriens</i>						●	●	●		
キベリヒラタガムシ	<i>Enochrus japonicus</i>										
リュウキュウチビヒラタガムシ	<i>Enochrus ryukyensis</i>					E	●	●	●		
サトミヒラタガムシ	<i>Enochrus satomi</i>							●	●		
キイロヒラタガムシ	<i>Enochrus simulans</i>						●	●	●		
マルヒラタガムシ	<i>Enochrus subsignatus</i>							●	●		
ウスグロヒラタガムシ	<i>Enochrus uniformis</i>	NT					●	●	●		
アカヒラタガムシ	<i>Helochares anchoralis</i>						●	●	●		
クロヒラタガムシ	<i>Helochares ohkurai</i>					E	●	●	●		
ルイスヒラタガムシ	<i>Helochares pallens</i>						●	●	●		
リュウキュウマルガムシ	<i>Hydrocassis jengi</i>					E	●	●	●		
コガムシ	<i>Hydrochara affinis</i>							●	●		
ガムシ	<i>Hydrophilus acuminatus</i>	DD					●	●	●		
—	<i>Hydrophilus bilineatus</i>	NT					●	●	●		
コガタガムシ	<i>Hydrophilus bilineatus cashimirensis</i>	VU					○	○	○		
オキナフジミガムシ	<i>Laccobius nakanei</i>					E			●		
アマミジミガムシ	<i>Laccobius satoi</i>					E	●	●	●		
チビマルガムシ	<i>Paracymus evanescens</i>						●	●	●		
オキナワマルチビガムシ	<i>Peltodyrus okinawanus</i>					E			●		
マメガムシ	<i>Reginbaria attenuata</i>	DD					●	●	●		
イツモンハバヒロガムシ	<i>Sphaericium quinqueaculatum</i>								●		
ミナミヒメガムシ	<i>Sternolophus inconspicuus</i>								●		
ヒメガムシ	<i>Sternolophus rufipes</i>						●	●	●		
エンママシ科											
スジマガリエンママシ	<i>Atholus coelestis</i>								●		

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2018年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ムナクボエンマムシ	<i>Atholus depister</i>								●	●	
コクロツブエンマムシ	<i>Chaetabraeus cohaeres</i>									●	
サツマナガエンマムシ	<i>Eblisia satsumae</i>							●	●		
アマミアナアキエンマムシ	<i>Epiurus uenoi</i>				E			●			
オキナフワゴブエンマムシ	<i>Eucurtiopsis hiranoi</i>				E			●			
ハマベエンマムシ	<i>Hypocaccus varians</i>							●	○		
ハマベエンマムシ	<i>Hypocaccus varians varians</i>							○			
エンマムシ	<i>Merohister jekeli</i>							●		●	
アマミエンマムシ	<i>Merohister uenoi</i>				E			●			
フシツノホソエンマムシ	<i>Niponius furcatus</i>							●			
コチビヒラタエンマムシ	<i>Paromalus vernalis</i>							●		●	
ヒメチビヒラタエンマムシ	<i>Platylomalus mendicus</i>									●	
クロチビヒラタエンマムシ	<i>Platylomalus persimilis</i>									●	
オニナガエンマムシ	<i>Platysoma cambodjense</i>							●		●	
アマミナガエンマムシ	<i>Platysoma oberthurii</i>				E			●			
ニセヒメナガエンマムシ	<i>Platysoma rasile</i>							●			
ヒラタナガエンマムシ	<i>Platysoma schaumei</i>									●	
ナカネナガエンマムシ	<i>Platysoma takehiko</i>									●	
トカラナガエンマムシ	<i>Platysoma unicum</i>									●	
ルリエンマムシ	<i>Saprinus splendens</i>							●		●	
タマキノコムシ科											
アイカナマルタマキノコムシ	<i>Agathidium aikanae</i>							●	●		
アマミマルタマキノコムシ	<i>Agathidium amamiense</i>				E			●			
ノコギリマルタマキノコムシ	<i>Agathidium cribratum</i>				E			●			
フジサキマルタマキノコムシ	<i>Agathidium fujiisakiae</i>				E					●	
ヒゲナマルタマキノコムシ	<i>Agathidium longicorne</i>									●	
ナルサワマルタマキノコムシ	<i>Agathidium narusawae</i>				E			●	●		
オキナフメボソマルタマキノコムシ	<i>Agathidium okinaense</i>				E					●	
サイゴウマルタマキノコムシ	<i>Agathidium saigo</i>				E			●	●		
コマルタマキノコムシ	<i>Cyrtoplastus laevis</i>				E			●	●		
アマミヒメタマキノコムシ	<i>Pseudolodes piceus</i>				E			●	●		
ツヤチビタマキノコムシ	<i>Zeodolopus sirrensis</i>				E			●			●
チビシテムシ科											
クシヒゲチビシテムシ	<i>Catopodes fuscifrons</i>							●			
オオシマチビシテムシ	<i>Catops amamiensis</i>				E			●	●		

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ヒメコクロチビシデムシ	<i>Catops nomurai</i>					E	●				
クリバネチビシデムシ	<i>Micronemadus pusillimus</i>						●				
—	<i>Prionocheeta hermandi</i>						●				
—	<i>Prionocheeta hermandi insulana</i>						○				
シバタオニセチビシデムシ	<i>Ptomaphagus shibatai</i>					E	●				
アマミニセチビシデムシ	<i>Ptomaphagus amamiensis</i>					E	●				
ハヤシコチビシデムシ	<i>Sciodrepsoides dubius</i>						●				
シデムシ科											
アマミヒラタシデムシ	<i>Eusilpha kurosawai</i>					E	●	●			
オオモブトシデムシ	<i>Necrodes asiaticus</i>						●	●			
オオツヤシデムシ	<i>Necrophilus nomurai</i>					E	●	●			
ネパールモンシデムシ	<i>Nicrophorus nepalensis</i>						●	●			
ハネカクシ科											
ムネアカヒゲオレハネカクシ	<i>Acylophorus ruficollis</i>						●	●	●		
ウスアカヒゲオレハネカクシ	<i>Alcochlora puberula</i>							●			
ルイスセスジハネカクシ	<i>Anolytus lewisii</i>						●	●			
—	<i>Astenus angulatus</i>						●	●			
ヒメシリグロハネカクシ	<i>Astenus brevipes</i>							●			
キアシククロクビボソハネカクシ	<i>Astenus latifrons</i>						●	●			
—	<i>Astenus naomii</i>					E			●		
—	<i>Astenus obbayashii</i>					E	●				
—	<i>Astenus shibatai</i>					E		●	●		
—	<i>Astenus yonzeoi</i>					E	●	●			
チャムネハラソソハネカクシ	<i>Atanygnathus terminalis</i>						●				
チビフトツツハネカクシ	<i>Atopocnemilus nomurai</i>					E	●				
ムネスジウミベハネカクシ	<i>Calius corallicola</i>					E	●		●		
アカウミベハネカクシ	<i>Calius rufescens</i>						●		●		
キバネニセユミセミソハネカクシ	<i>Carpellinus siamensis</i>							●			
ニセユミセミソハネカクシ	<i>Carpellinus vagus</i>							●			
—	<i>Charichius chinensis</i>							●			
フタチンヒメマルクビハネカクシ	<i>Cilea silphoides</i>							●			
—	<i>Creochara brevipennis</i>							●			
オオハネカクシ	<i>Creophilus maxillosus</i>						●				
—	<i>Derispia miyatakei</i>					E		●			
オキナワホソミスズキワハネカクシ	<i>Derops okinawanus</i>					E		●			

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
アマミヒョウタンメダカハネカクシ	<i>Dianous amamiensis</i>					E	●	●			
ヨシダヒョウタンメダカハネカクシ	<i>Dianous yoshidai</i>					E			●		
オキナワスジツヤチビハネカクシ	<i>Edaphus okinawaensis</i>					E		●			
リュウキュウスジツヤチビハネカクシ	<i>Edaphus riukiensis</i>					E		●			
—	<i>Euphalerum amamiense</i>					E	●				
—	<i>Euphalerum kana</i>					E	●				
タテミゾゴシラハネカクシ	<i>Gabronthus sulcifrons</i>						●				
—	<i>Gabronthus thernarum</i>								●		
ニホンタマキノコハネカクシ	<i>Hypocyrtus nomurai</i>					E		●			
ツマガロナガハネカクシ	<i>Lathrobium unicolor</i>							●			
キアシナガハネカクシ	<i>Lathrobium pallipes</i>							●			
—	<i>Leucocraspedum parvum</i>					E	●				
—	<i>Lispinus jambar</i>						●			●	
ナカチビホンハネカクシ	<i>Lispinus strigiventris</i>							●			
クロズトガリハネカクシ	<i>Lithocharis nigriceps</i>							●			
—	<i>Lobrathium amamiense</i>					E	●				
キモンナガハネカクシ	<i>Lobrathium cribricolle</i>								●		
—	<i>Lobrathium yukyuuense</i>					E	●	●			
ヒラシマメダカオオキバハネカクシ	<i>Megalopinus hirashimai</i>					E	●	●			
—	<i>Nacaeus inomotensis</i>					E		●		●	
—	<i>Nacaeus japonicus</i>						●			●	
—	<i>Nacaeus newtoniellus</i>					E					
ゴトウアバタコハネハネカクシ	<i>Nazeris gatoi</i>					E	●				
オキナワアバタコハネハネカクシ	<i>Nazeris okinawanus</i>					E		●			
—	<i>Nazeris okinawanus amamiensis</i>					e		○			
オキナワアバタコハネハネカクシ	<i>Nazeris okinawanus okinawanus</i>					e			○		
—	<i>Neobisnius praelongus</i>									●	
スリアカヒメホンハネカクシ	<i>Neobisnius inornatus</i>								●		
チビヒラタヨツメハネカクシ	<i>Nipponophloeosstiba verrucifera</i>									●	
ヤマトナガエハネカクシ	<i>Ochtheophilum harusawai</i>							●			
—	<i>Ochtheophilum japonicum</i>					E			●		
ナガクロハネアリガタハネカクシ	<i>Oedechirus idae</i>								●		
クロハネアリガタハネカクシ	<i>Oedechirus lewisius</i>									●	
クロズマガソセスジハネカクシ	<i>Oxytelus bengalensis</i>									●	
アカセスジハネカクシ	<i>Oxytelus incisus</i>							●		●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年)*リスト	環境省レッドリスト (2008年)*リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
ヒメアカセズジハネカクシ	<i>Oxytelus migrator</i>									●		
クロズセズジハネカクシ	<i>Oxytelus nigriceps</i>							●		●		
カタツノセズジハネカクシ	<i>Oxytelus puncticeps</i>					E		●		●		
—	<i>Pachycorynus dimideatus</i>					E				●		
アオハアリアガタハネカクシ	<i>Paeederus fuscipes</i>							●		●		
タイワンアラダドウナガハネカクシ	<i>Palaminus formosae</i>							●		●		
アラハダドウナガハネカクシ	<i>Palaminus japonicus</i>							●		●		
アカセマルマルクビハネカクシ	<i>Paraclea insulicola</i>							●		●		
キハネホソナガハネカクシ	<i>Phacopsallus flavipennis</i>									●		
ドウガネコガシラハネカクシ	<i>Philonthus aeneipennis</i>									●		
—	<i>Philonthus amamiensis</i>					E		●				
チビカクコガシラハネカクシ	<i>Philonthus discoideus</i>									●		
—	<i>Philonthus flavipes</i>							●				
—	<i>Philonthus geminus</i>							●				
オオドウガネコガシラハネカクシ	<i>Philonthus lewisius</i>									●		
スニアカコガシラハネカクシ	<i>Philonthus notabilis</i>									●		
—	<i>Philonthus quisquiliarius</i>									●		
—	<i>Philonthus soldus</i>									●		
—	<i>Philonthus varipennis</i>							●				
リュウキュウウミベアカバハネカクシ	<i>Phucobius densipennis</i>					E		●		●		
—	<i>Pinophilus rufipennis</i>							●		●		
—	<i>Pinophilus sautteri</i>									●		
—	<i>Platydracus amamiensis</i>					E		●				
—	<i>Prochirus kimurai</i>					E				●		
—	<i>Prochirus yasutoshii</i>					E		●				
エビチャクビナガハネカクシ	<i>Prochirus lewisii</i>									●		
キハネクビボソハネカクシ	<i>Rugilus ceylanensis</i>							●		●		
ツマキクビボソハネカクシ	<i>Rugilus japonicus</i>					E				●		
ナガツツハネカクシ	<i>Saegerius japonicus</i>							●				
チビクビボソハネカクシ	<i>Scopaeus virilis</i>									●		
—	<i>Sepedophilus apicalis</i>					E				●		
—	<i>Sepedophilus armatus</i>									●		
クロヒゲヒメキノコハネカクシ	<i>Sepedophilus elegantissimus</i>					E				●		
—	<i>Sepedophilus glabratus</i>							●		●		
—	<i>Sepedophilus glabratus oknawantis</i>					e		○		○		

和名	学名	IUCNレッドリスト （2001年リスト）	環境省レッドリスト （2008年リスト）	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
—	<i>Sepedophilus iriomotensis</i>					E				●	
—	<i>Sepedophilus lewisii</i>						●				
—	<i>Sepedophilus quadrifurcatus</i>					E	●				
—	<i>Siagonium densepunctatum</i>					E	●				
オキナフニセメダカハネカクシ	<i>Stenaesthetus okinawaensis</i>					E		●			
アマミメダカハネカクシ	<i>Stenus amamiensis</i>					E	●				
—	<i>Stenus flavidulus</i>						●	●			
—	<i>Stenus flavidulus paederinus</i>						○	○			
—	<i>Stenus gestroi</i>						●				
—	<i>Stenus gestroi stigmaltipennis</i>						●				
—	<i>Stenus gestroi takara</i>						○				
オオメメダカハネカクシ	<i>Stenus hagogromo</i>					E				●	
ハゴロモメダカハネカクシ	<i>Stenus lentus</i>									●	
オオメダカハネカクシ	<i>Stenus oshimaensis</i>					E	●				
—	<i>Stenus punctifer</i>					E				●	
ミナミメダカハネカクシ	<i>Stenus rikiuensis</i>					E	●			●	
リュウキュウメダカハネカクシ	<i>Stenus ruggipennis</i>					E	●			●	
キアシホソメダカハネカクシ	<i>Stilcoderus duplicatus</i>					E	●			●	
フトクビボンハネカクシ	<i>Stilicopsis insulicola</i>							●			
—	<i>Tachinus iriomotensis</i>					E				●	
コンボウヒゲブトハネカクシ	<i>Tetrabothrus japonicus</i>						●			●	
ウスチャシロアリハネカクシ	<i>Trichopsenius brunneus</i>					E		●			
タテミジシロアリハネカクシ	<i>Trichopsenius serratus</i>					E	●				
—	<i>Velieus amamiensis</i>					E	●				
アリツカムシ科											
オオウロコアリツカムシ	<i>Apharinodes papagero</i>		DD			E				●	
オオヒサゴアリツカムシ (和名新称)	<i>Arthromelodes giganteus</i>					E	●			●	
アマミヒサゴアリツカムシ (和名新称)	<i>Arthromelodes punctifrons</i>					E	●			●	
ハバツノヒゲアリツカムシ (和名新称)	<i>Babascenellus macroscapus</i>										●
ツヤアトキアリツカムシ	<i>Batraxia splendida</i>							●		●	
ムネビロハケスネアリツカムシ (和名新称)	<i>Batriscenaulex kleinzach</i>					E				●	
クニガミハケスネアリツカムシ (和名新称)	<i>Batriscenaulex kunigamensis</i>					E				●	
ナゴハケスネアリツカムシ (和名新称)	<i>Batriscenaulex negensis</i>					E				●	
サカイツヤアリツカムシ (和名新称)	<i>Batriscenellus sakaii</i>					E				●	
アマミフサヒゲアリツカムシ (和名新称)	<i>Batriscoplisus amamiensis</i>					E				●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018年リスト)	環境省レッドリスト (2018年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
クビレメダカアリアツカムシ (和名新称)	<i>Batrissipilus constrictus</i>					E	●				
オキナワメダカアリアツカムシ (和名新称)	<i>Batrissipilus monostatus</i>					E		●			
タミノメダカアリアツカムシ (和名新称)	<i>Batrissipilus tamino</i>					E	●				
ネジレヒゲメダカアリアツカムシ (和名新称)	<i>Batrissipilus torticornis</i>					E			●		
イリオモテオノヒゲアリアツカムシ	<i>Bryaxis itomotensis</i>					E				●	
—	<i>Halohermatus regulus</i>					E					●
トクノシマモリアリアツカムシ	<i>Hyugaychus tokunoshimensis</i>					E	●				
コバネヒゲブトアリアツカムシ	<i>Micrellytriger mirabilis</i>						●				
オキナワコバネヒゲブトアリアツカムシ	<i>Micrellytriger nakatai</i>					E		●			
シエンクリングモブトアリアツカムシ (和名新称)	<i>Physomerinus schenklingsi</i>										●
アマミヒゲナガアリアツカムシ (和名新称)	<i>Pselaphogenius lanceolatus</i>					E	●				
—	<i>Thalassomerus miyakei</i>					E	●				
カザリムネトゲアリアツカムシ (和名新称)	<i>Tribasodites picticornis</i>					E					●
コザマルムネアリアツカムシ	<i>Triomictus hamifer</i>					E					●
オキナワマルムネアリアツカムシ	<i>Triomictus melni</i>					E					●
コケムシ科											
デオキノコムシ科											
—	<i>Eubaecera caliginosa</i>					E			○		
ヘリアカデオキノコムシ	<i>Scaphidium reiteri</i>						●				
チャモンケシデオキノコムシ	<i>Scaphisoma brunneonotatum</i>									●	
—	<i>Scaphisoma confforme</i>								○		
オキナワケシデオキノコムシ	<i>Scaphisoma confforme okinawense</i>					e			○		
アマミケシデオキノコムシ	<i>Scaphisoma insularum</i>					E	●				
イリオモテケシデオキノコムシ	<i>Scaphisoma itomotense</i>					E					●
アカミケシデオキノコムシ	<i>Scaphisoma rubrum</i>										●
アカケシデオキノコムシ	<i>Scaphisoma rufum</i>						●				●
—	<i>Scaphisoma sakaii</i>					E				○	
マルハナノミ科											
タイワシチビマルハナノミ	<i>Cyphon formosanus</i>										●
ハシモトチビマルハナノミ	<i>Cyphon hashimotorum</i>					E					●
ウスチャチャビマルハナノミ	<i>Cyphon intermedius</i>						●				
—	<i>Cyphon puncticeps</i>						○		○		
ヒサマツチビマルハナノミ	<i>Cyphon puncticeps hisamatsui</i>						○		○		
トクノシマチビマルハナノミ	<i>Cyphon sinuosus</i>					E	●				●
カタモンマルハナノミ	<i>Sacodes amamiensis</i>					E	●				●

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018年リスト)	環境省レッドリスト (2018年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南 琉球の5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
トビイロマルハナノミ	<i>Scirtes japonicus</i>									●	
ケマダラマルハナノミ	<i>Scirtes okinawanus</i>					E	●	●	●	●	
ケマダラマルハナノミ	<i>Scirtes okinawanus okinawanus</i>					e	○	○		○	
ヤエヤマケマダラマルハナノミ	<i>Scirtes okinawanus yayeyamanus</i>					e				○	
サキシママルハナノミ	<i>Scirtes sakishimanus</i>					E				●	
ツマガロマルハナノミ	<i>Scirtes tsumaguro</i>					E				●	
クシヒガムシ科											
アマミクチキクシヒガムシ	<i>Sandalus kari</i>					E	●				
クワガタムシ科											
ネプトクワガタ	<i>Aegus laevicollis</i>						●	●	●	●	
ヤエヤマネプトクワガタ	<i>Aegus laevicollis ishigakiensis</i>					e				○	
オキナフネプトクワガタ	<i>Aegus laevicollis nakanei</i>					e				○	
アマミネプトクワガタ	<i>Aegus laevicollis taurullus</i>					e	○	○			
アマミコクワガタ	<i>Dorcus amamianus</i>					E	●	●	●	●	
アマミコクワガタ	<i>Dorcus amamianus amamianus</i>					e	○				
トクノシマコクワガタ	<i>Dorcus amamianus kubotai</i>					e		○			
リュウキュウコクワガタ	<i>Dorcus amamianus nomurai</i>					e			○		
ヤエヤマコクワガタ	<i>Dorcus amamianus yaeyamaensis</i>					e				○	
ヤマトサビクワガタ	<i>Dorcus japonicus</i>									●	
スジプトヒラタクワガタ	<i>Dorcus metacostatus</i>					E	●	●	●	●	
ヒラタクワガタ	<i>Dorcus titanus</i>						●	●	●	●	
アマミヒラタクワガタ	<i>Dorcus titanus elegans</i>					e	○				
オキナフヒラタクワガタ	<i>Dorcus titanus okinawanus</i>					e			○		
サキシマヒラタクワガタ	<i>Dorcus titanus sakishimanus</i>					e				○	
トクノシマヒラタクワガタ	<i>Dorcus titanus tokunoshimaensis</i>					e		○			
マメクワガタ	<i>Figulus punctatus</i>						●	●	●	●	
アマミヤマクワガタ	<i>Lucanus ferrei</i>					E	●	●			
チャイロマルハネクワガタ	<i>Neolucanus insularis</i>					E				●	
ヤエヤママルハネクワガタ	<i>Neolucanus insulicola</i>					E				●	
ヤエヤママルハネクワガタ	<i>Neolucanus insulicola insulicola</i>					e				○	
オキナフマルハネクワガタ	<i>Neolucanus okinawanus</i>					E				-	
アマミマルハネクワガタ	<i>Neolucanus protogenitivus</i>					E	-	-	-	-	
アマミマルハネクワガタ	<i>Neolucanus protogenitivus protogenitivus</i>					E	●	●	○		
ルイスツノヒョウタンクワガタ	<i>Nigidius lewisi</i>					e	○	○			
アマミノコギリクワガタ	<i>Prosopocoilus dissimilis</i>						●	●	●	●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年8月)*リスト	環境省レッドリスト (2001年8月)*リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
アマミノコギリクワガタ	<i>Prosopocoilus dissimilis dissimilis</i>					e	○				
トクノシモノコギリクワガタ	<i>Prosopocoilus dissimilis makinoi</i>					e		○			
オキナフノコギリクワガタ	<i>Prosopocoilus dissimilis okinawanus</i>					e		○			
ヤエヤマノコギリクワガタ	<i>Prosopocoilus pseudodissimilis</i>					E				●	
アマミシカクワガタ	<i>Rhaetulus recticornis</i>					E	●	●	●		
マンマルコガガネ科						E				●	
サキシマンマルコガガネ	<i>Madrasostes hisamatsui</i>					E					
コブスジコガガネ科						E					
アマミコブスジコガガネ	<i>Trox sugayai</i>					E	●				
ウエノコブスジコガガネ	<i>Trox uenoi</i>					E	●	●			
サキシマコブスジコガガネ	<i>Trox yamayai</i>					E				●	
センシコガガネ科						E					
イシガキトビロセンシコガガネ	<i>Bolbelasmus ishigakiensis</i>					E				●	
アマミトビロセンシコガガネ	<i>Bolbelasmus shibatai</i>					E	●				
キボシセンシコガガネ	<i>Bolbochromus iyukyuensis</i>					E				●	
オオシマセンシコガガネ	<i>Geotrupes oshinanus</i>					E	●	●			
アツバコガガネ科											
フチトリアツバコガガネ	<i>Phaenochrous emarginatus</i>						●		●	○	
アツバコガガネ	<i>Phaenochrous emarginatus emarginatus</i>						○		○	○	
コガネムシ科											
シヤミセンコイチャコガガネ	<i>Adoretus falciungulatus</i>					E				●	
サキシマコイチャコガガネ	<i>Adoretus formosanus</i>									○	
シナコイチャコガガネ	<i>Adoretus formosanus sakishimanus</i>					e				○	
コイチャコガガネ	<i>Adoretus sinicus</i>									●	
オキナフカブトムシ	<i>Adoretus tenuimaculatus</i>								●		
オオヒゲブトハナムグリ	<i>Trypoxylus dichotomus takarai</i>					e			○		
アオドウガガネ	<i>Amphicoma splendens</i>					E				●	
アマミアオドウガガネ	<i>Anomala albopilosa</i>									●	
サキシマアオドウガガネ	<i>Anomala albopilosa gracilis</i>						○	○			
オキナフアオドウガガネ	<i>Anomala albopilosa sakishimana</i>					e				○	
オオシマドウガガネ	<i>Anomala albopilosa yashiroi</i>					e			○		
リュウキュウスジコガガネ	<i>Anomala chloroderma</i>					E	●	●	●	●	
リュウキュウスジコガガネ	<i>Anomala cpustulatus</i>									●	
ドウガガネブイ	<i>Anomala cupreata</i>					e				○	
ドウガガネブイ	<i>Anomala cuprea</i>									●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ムシジコガネ	<i>Anomala edentula</i>					E	●	●	●	●	
アマミムシジコガネ	<i>Anomala edentula amamiensis</i>					e	○	○			
オキナワムシジコガネ	<i>Anomala edentula okinawana</i>					e		○			
ヤエヤマムシジコガネ	<i>Anomala edentula yaeyamana</i>					e			○		
エサキドウガネ	<i>Anomala esakii</i>					E				●	
ヒメサクラコガネ	<i>Anomala geniculata</i>						●				
—	<i>Anomala limbifera</i>									○	
ヤノスジコガネ	<i>Anomala limbifera yanoi</i>					e				○	
ニイジマスジコガネ	<i>Anomala nijimae</i>					E				●	
ヒラタアオコガネ	<i>Anomala octescostata</i>							●			
キベリアオドウガネ	<i>Anomala shirakii</i>					E				●	
サンカクスジコガネ	<i>Anomala triangularis</i>						●	●			
サンカクスジコガネ	<i>Anomala triangularis triangularis</i>						○	○			
リュウキュウドウガネ	<i>Anomala xanthopleura</i>					E	●	●		●	
アマミヒメケブカマダグソコガネ	<i>Aphodius aisushii</i>					E	●	●			
セマルオオマダグソコガネ	<i>Aphodius brachysomus</i>		DD				●				
オオフタホシマダグソコガネ	<i>Aphodius elegans</i>						●	●			
ウスチャマダグソコガネ	<i>Aphodius marginellus</i>						●	●		●	
アマミセマダラマダグソコガネ	<i>Aphodius ohishii</i>					E	●	●			
ヒメキイロマダグソコガネ	<i>Aphodius inouei</i>		NT				●	●			
ウスイロマダグソコガネ	<i>Aphodius sublimbatus</i>						●	●			
エソマダグソコガネ	<i>Aphodius uniformis</i>						●			●	
オビマダグソコガネ	<i>Aphodius uniplagiatus</i>									●	
フチケマダグソコガネ	<i>Aphodius uestigma</i>						●			●	
フタスジカンシヨコガネ	<i>Apogonia bicarinata</i>						●	●		●	
フタスジカンシヨコガネ	<i>Apogonia bicarinata bicarinata</i>						○	○			
オキナワカンシヨコガネ	<i>Apogonia bicarinata okinawana</i>					e			○		
ヤエヤマカンシヨコガネ	<i>Apogonia bicarinata yaeyamana</i>					e				○	
リュウキュウカンシヨコガネ	<i>Apogonia bicavata</i>									●	
シブヤカンシヨコガネ	<i>Apogonia shibuyai</i>						●				
オオツツマダグソコガネ	<i>Ateenius okinawensis</i>					E		●		●	
オキナワセマダラコガネ	<i>Blitopertha okinawensis</i>					E		●			
サキシマアカチャコガネ	<i>Brahmina sakshimana</i>					E				●	
ビロウドアカチャコガネ	<i>Brahmina yasui</i>					E				●	
チャイロホンハナムグリ	<i>Callinomes ishikawai</i>					E				●	

和名	学名	IUCNレッドリスト （2001年リスト）	環境省レッドリスト （2008年リスト）	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の				中琉球			南琉球	備考
						EN	EN	■	天	奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
オオシマヒラタハナムグリ	<i>Charitavalgus laetus</i>	EN	EN	■	天	E	●	●						
ヤンバルテナゴコガネ	<i>Cheirtonus jamber</i>					E	-	-						
スジホソハナムグリ	<i>Coenochilus striatus</i>											●		
マルダイコクコガネ	<i>Copris brachypterus</i>		VU			E	●	●						
ダイコクコガネ	<i>Copris ochus</i>		VU				●							
チャイロカナブン	<i>Cosmiomorpha similis</i>					E						●		
チャイロカナブン	<i>Cosmiomorpha similis nigra</i>					e						○		
ケブアカカチャコガネ	<i>Dasylepta ishigakiensis</i>					E						●		
フトツマグソコガネ	<i>Dialytes foveatus</i>						●	●				●		
キイロアシナガコガネ	<i>Ectinoplia gracilipes</i>						●	●				●		
コカブトムシ	<i>Eophileurus chinensis</i>						●	●				●		
アマミコカブトムシ	<i>Eophileurus chinensis irregularis</i>					e	○	○						
オキナワコカブトムシ	<i>Eophileurus chinensis okinawanus</i>					e						○		
アマミトラハナムグリ	<i>Epitrichius lagopus</i>					E	●							
オキナワコカブトムシ	<i>Gametis forticula</i>						●	●				●		
オキナワコカブトムシ	<i>Gametis forticula forticula</i>						○	○					○	
イシガキコカブトムシ	<i>Gametis forticula ishigakiana</i>					e							○	
オオシマビロウドコガネ	<i>Gastromaladera major</i>					E	●	●				●		
アマミクコガネ	<i>Holotrichia amamiensis</i>					E	●	●						
アリタクリイロコガネ	<i>Holotrichia aritai</i>					E						●		
リュウキュウクコガネ	<i>Holotrichia loochooana</i>					E						●		
リュウキュウクコガネ	<i>Holotrichia loochooana loochooana</i>					e							○	
オキナワクコガネ	<i>Holotrichia loochooana okinawana</i>					e								
シラキアシナガコガネ	<i>Hoplia shirakii</i>					E						●		
ミゾビロウドコガネ	<i>Hoplomaladera saitoi</i>					E							●	
アマミビロウドコガネ	<i>Maladera amamiensis</i>					E	●							
トクノシマビロウドコガネ	<i>Maladera hiranoi</i>					E		●						
ムナクホビロウドコガネ	<i>Maladera impressiflorax</i>					E	●					●		
ムナクホビロウドコガネ	<i>Maladera impressiflorax impressiflorax</i>					e	○							
オキノエラブビロウドコガネ	<i>Maladera impressiflorax okinoerabuana</i>					e						○		
ヤエヤマビロウドコガネ	<i>Maladera japonica</i>												○	
ヤエヤマビロウドコガネ	<i>Maladera japonica yaeyamana</i>					e							○	
チビビロウドコガネ	<i>Maladera nitidiceps</i>					E							○	
ツヤビロウドコガネ	<i>Maladera nitididorsis</i>					E							●	
オキナワビロウドコガネ	<i>Maladera okinawaensis</i>					E							●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
オオマルビロウドコガネ	<i>Maladera opima</i>					E				●	
リュウキュウビロウドコガネ	<i>Maladera oshimana</i>							●		●	
ヒメリュウキュウビロウドコガネ	<i>Maladera oshimana okinawana</i>					e			○		
リュウキュウビロウドコガネ	<i>Maladera oshimana oshimana</i>					e		○			
サキシマビロウドコガネ	<i>Maladera oshimana sakishimana</i>									○	
オキナワコフキコガネ	<i>Melolontha masafumii</i>					E				●	
アマミコフキコガネ	<i>Melolontha tamina</i>					E		●			
—	<i>Mimela ignicauda</i>					e				○	
サキシマチビコガネ	<i>Mimela ignicauda sakishimana</i>		DD							○	
キイロツヤコガネ	<i>Mimela testaceoviridis</i>							●			
—	<i>Mitcibba trichophora</i>									○	
ヨナクニヒラタハナムグリ	<i>Nipponovalgus yonakuniensis</i>					E				●	
アサヒナアカマダラセンチュウコガネ	<i>Ochodaeus asahinai</i>									●	
—	<i>Ochodaeus maculatus</i>					E	○		○		
オキナワアカマダラセンチュウコガネ	<i>Ochodaeus maculatus carinatus</i>					e	○		○		
—	<i>Ochodaeus maculatus</i>									○	
イシガキアカマダラセンチュウコガネ	<i>Ochodaeus maculatus interruptus</i>									○	
スジケシマダマコガネ	<i>Odochilus convexus</i>					E				●	
—	<i>Ohkubous ferrieri</i>							○			
アマミヨツバコガネ	<i>Ohkubous ferrieri ferrieri</i>					e		○			
—	<i>Onthophagus acuticollis</i>									○	
トガリエンマコガネ	<i>Onthophagus acuticollis sakishimanus</i>					e				○	
ウシヅノエンマコガネ	<i>Onthophagus amamiensis</i>					E				●	
コブマルエンマコガネ	<i>Onthophagus atripennis</i>									○	
ヤエヤマコブマルエンマコガネ	<i>Onthophagus atripennis apicelinctus</i>					e				○	
ヒメツヤエンマコガネ	<i>Onthophagus carmaris</i>									●	
オオツヤエンマコガネ	<i>Onthophagus discedens</i>									●	
アカマダラエンマコガネ	<i>Onthophagus lutosopicus</i>									●	
ムラサキエンマコガネ	<i>Onthophagus murasakianus</i>									●	
オオシマエンマコガネ	<i>Onthophagus oshimanus</i>					E				●	
アマミエンマコガネ	<i>Onthophagus shibatai</i>					E				●	
ネアカエンマコガネ	<i>Onthophagus shirakii</i>					E				●	
ヤンバルエンマコガネ	<i>Onthophagus suginoi</i>					E				●	
マルエンマコガネ	<i>Onthophagus viduus</i>									●	
ヤノウスグモビロウドコガネ	<i>Pachyserica yanoi</i>					E				●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
アカダルマコガネ	<i>Panelus rufulus</i>					E				●	
ダルマコガネ	<i>Paraphytus dentifrons</i>							●		●	
ハイロビロウドコガネ	<i>Paraserica gricea</i>							●		●	
—	<i>Parastasia oberthuri</i>									○	
オオヨツバコガネ	<i>Parastasia oberthuri ishigakiana</i>					e				○	
オオシマオトラフハナムグリ	<i>Paratrachius duplicatus</i>					E			●		
オオシマオトラフハナムグリ	<i>Paratrachius duplicatus duplicatus</i>					e		○			
オキナフオトラフハナムグリ	<i>Paratrachius duplicatus okinawanus</i>					e			○		
オキナフシロシマコガネ	<i>Polyphyla schoenfeldti</i>					E		●		●	
ツキガタマメコガネ	<i>Popillia insularis</i>					E		●		●	
オキナフマメコガネ	<i>Popillia lewisi</i>					E		●		●	
フタモンコガネ	<i>Proagoperitha ohbayashii</i>					E				●	
カバイロハナムグリ	<i>Protaetia culta</i>							●		●	
オオシマアオハナムグリ	<i>Protaetia exasperata</i>							●		●	
クメジマアオハナムグリ	<i>Protaetia exasperata alitai</i>					e			○		
オオシマアオハナムグリ	<i>Protaetia exasperata exasperata</i>					e		○			
トクノシマアオハナムグリ	<i>Protaetia exasperata nomurai</i>					e			○		
オキナフアオハナムグリ	<i>Protaetia exasperata setoi</i>					e			○	○	
イシガキシロテンハナムグリ	<i>Protaetia ishigakia</i>							●		●	
イシガキシロテンハナムグリ	<i>Protaetia ishigakia ishigakia</i>					e				○	
オキナフシロテンハナムグリ	<i>Protaetia ishigakia okinawana</i>					e			○		
アマミオオハナムグリ	<i>Protaetia lewisi leachi</i>					e		○	○		
リュウキュウオオハナムグリ	<i>Protaetia lewisi lewisi</i>								○	○	
ミヤコハナムグリ	<i>Protaetia miyakoensis</i>					E				●	
—	<i>Protaetia orientalis</i>							○	○		
シロテンハナムグリ	<i>Protaetia orientalis submarmorea</i>							○	○		
リュウキュウツヤハナムグリ	<i>Protaetia pryrei</i>							●		●	
オオシマツヤハナムグリ	<i>Protaetia pryrei oschimana</i>							○	○		
リュウキュウツヤハナムグリ	<i>Protaetia pryrei pryrei</i>									○	
サキシマケシマゴソコガネ	<i>Psammophilus kondoi</i>					E				●	
タイケシマゴソコガネ	<i>Psammophilus thailandicus</i>									●	
サキシマアオカナブン	<i>Rhomborrhina hamai</i>					E				●	
アオカナブン	<i>Rhomborrhina unicolor</i>									●	
コセスジカクマゴソコガネ	<i>Rhypanus amanianus</i>							●			
ヒメセスジカクマゴソコガネ	<i>Rhypanus helophoboides</i>							●		●	

和名	学名	IUCNレッドリスト （2018） 環境省レッドリスト （2018）	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
						奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
セズジカクマゴソコガネ	<i>Rhypanus peninsularis</i>							●		
クロツツマグソコガネ	<i>Saprosites japonicus</i>						●			
ヒメツツマグソコガネ	<i>Saprosites narae</i>						●			
アマミヒメクソコガネ	<i>Sophtrops kawadai</i>				E		●	●		
アマミヒメクソコガネ	<i>Sophtrops kawadai kawadai</i>				e		○			
オキナフヒメクソコガネ	<i>Sophtrops kawadai okinawaensis</i>				e				○	
ヤエヤマヒメクソコガネ	<i>Sophtrops konishii konishii</i>				e					
ホソケシマグソコガネ	<i>Trichorhyssemus asperulus</i>						●		●	
ケブカコフキコガネ	<i>Tricholonitha papagera</i>				E		●			
ナガハナノミ科										
—										
アマミエダヒゲナガハナノミ	<i>Epilichas fiabellatus</i>						○	○	○	
オキナフエダヒゲナガハナノミ	<i>Epilichas fiabellatus amamianus</i>				e		○			
ヤエヤマエダヒゲナガハナノミ	<i>Epilichas fiabellatus okinawanus</i>				e			○		
ヤクヒゲナガハナノミ	<i>Epilichas fiabellatus tamaii</i>				e				○	
イリオモテヒゲナガハナノミ	<i>Epilichas yakushimensis</i>						●		●	
アマミヒゲナガハナノミ	<i>Epilichas yakushimensis iriomotensis</i>				e				○	
アマミヒゲナガハナノミ	<i>Epilichas yakushimensis oshimanus</i>				e		○			
イシガキコヒゲナガハナノミ	<i>Ptilodactyla amanatoshimana</i>				E		●		●	
タカハシコヒゲナガハナノミ	<i>Ptilodactyla ishigakiana</i>				E			●	●	
タカハシコヒゲナガハナノミ	<i>Ptilodactyla takahashii</i>				E		●		●	
ダエンマルトゲムシ科										
リュウキュウダエンマルトゲムシ	<i>Chelonarium ohbayashii</i>				E				●	
ヤクシマダエンマルトゲムシ	<i>Pseudochelonarium yakushinarianum</i>						●			
ヒラタドロムシ科										
オキナフマルヒラタドロムシ	<i>Eubrianax toochoensis</i>				E			●		
ヤエヤママルヒラタドロムシ	<i>Eubrianax manakikkuse</i>				E		●		●	
オオシママルヒラタドロムシ	<i>Eubrianax manakikkuse amamiensis</i>				e		○			
ヤエヤママルヒラタドロムシ	<i>Eubrianax manakikkuse manakikkuse</i>				e				○	
アマミマルヒラタドロムシ	<i>Eubrianax nobui</i>				E		●		●	
チビマルヒゲナガハナノミ	<i>Macroebria lewisi</i>						●			
オキナフチビマルヒゲナガハナノミ	<i>Macroebria okinawana</i>				E			●		
アマミチビマルヒゲナガハナノミ	<i>Spineubria reticulata</i>				E		●		●	
ヒメドロムシ科										
マルナガアシドロムシ	<i>Grouvellinus subopacus</i>				E		●	●		
アマミヨミドロムシ	<i>Leptelmis torikaei</i>				E		●	●		

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ノムラヒメドロムシ	<i>Nomuraelmis amamiensis</i>					E	●				
アマミミゾドロムシ	<i>Ordobrevia amamiensis</i>						●				
アマミミゾドロムシ	<i>Ordobrevia amamiensis amamiensis</i>					e	○				
オキナワミゾドロムシ	<i>Ordobrevia amamiensis okinawana</i>							○			
アカハラアシナガミゾドロムシ	<i>Stenelmis hisametsui</i>						●	●			
ヤエヤマアシナガミゾドロムシ	<i>Stenelmis ishiharai</i>					E	●		●		
ウエノツヤドロムシ	<i>Urumaelmis uenoi</i>					E	●				
ウエノツヤドロムシ	<i>Urumaelmis uenoi uenoi</i>					e	○				
アリタツヤドロムシ	<i>Zaitzevia aritai</i>					E			●		
ナガツヤドロムシ	<i>Zaitzevia elongata</i>					E	●	●			
ヤエヤマツヤドロムシ	<i>Zaitzevia yaeyamana</i>					E			●		
ドロムシ科											
—											
リュウキュウナメビロツヤドロムシ	<i>Elmomorphus brevicornis</i>						●	●			
リュウキュウナメビロツヤドロムシ	<i>Elmomorphus brevicornis amamiensis</i>					e	○	○			
チビドロムシ科											
メダカチビドロムシ	<i>Acontosceles yoroi</i>					E			●		
ハバチビドロムシ	<i>Babalmichus masamii</i>						●	●			
キンケチビドロムシ	<i>Chibidoronus aureus</i>					E			●		
サンゴチビドロムシ	<i>Hyphalus taekoeae</i>					E	●	●	●		
ケシチビドロムシ	<i>Limnichomorphus ohbayashii</i>					E			●		
リュウキュウダエンチビドロムシ	<i>Pelochares nyukyuenis</i>						●	●	●		
ナガドロムシ科											
タテスジナガドロムシ	<i>Heteroceris fenestratus</i>						●	●			
タマムシ科											
キボシフナガタタマムシ	<i>Acmaeodera luzonica</i>						●		●		
アレスマカンナガタマムシ	<i>Agrilus alesi</i>						●	●			
アレスマカンナガタマムシ基亜種	<i>Agrilus alesi alesi</i>							○			
アレスマカンナガタマムシ九州・奄美亜種	<i>Agrilus alesi sacchari</i>							○			
オオシマナガタマムシ	<i>Agrilus amanoishimanus</i>						●				
ツマキナガタマムシ	<i>Agrilus auroopicalis</i>					E			●		
ツマキナガタマムシ日本亜種	<i>Agrilus auroopicalis ishigakianus</i>					e			○		
キンモンナガタマムシ	<i>Agrilus auroopictus</i>						●	●	●		
キンモンナガタマムシ西日本亜種	<i>Agrilus auroopictus kanohi</i>						○	○			
キンモンナガタマムシ八重山亜種	<i>Agrilus auroopictus ryukyuenis</i>					e			○		
カタスジナガタマムシ	<i>Agrilus carinifurcatus</i>					E	●	●			

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
デグチナガタマムシ	<i>Agrilus deguchii</i>					E	●		●		
エサキナガタマムシ	<i>Agrilus esakii</i>					E	●	●	●		
ヒラシマナガタマムシ	<i>Agrilus hirashimai</i>					E	●	●	●		
ヒラシマナガタマムシ基亜種	<i>Agrilus hirashimai hirashimai</i>					e	○		○		
ホルンナガタマムシ	<i>Agrilus hornianus</i>								●	●	
ホルンナガタマムシ	<i>Agrilus hornianus hornianus</i>							○		○	
クモガタナガタマムシ	<i>Agrilus mallotellus</i>						●				
ナガオナガタマムシ	<i>Agrilus nagaoui</i>					E	●				
オキナワナガタマムシ	<i>Agrilus okinawensis</i>							●	●	●	
オキナワナガタマムシ基亜種	<i>Agrilus okinawensis okinawensis</i>									○	
オキナワナガタマムシ沖縄亜種	<i>Agrilus okinawensis shiozakai</i>					e		○			
ヤエヤマナガタマムシ	<i>Agrilus samuelsoni</i>					E			●	●	
シバナナガタマムシ	<i>Agrilus shibatai</i>					E	●		●	●	
スギノナガタマムシ	<i>Agrilus suginoi</i>					E			●	●	
リュウキュウナガタマムシ	<i>Agrilus takaii</i>					E			●	●	
ウエノナガタマムシ	<i>Agrilus uenoi</i>						●	●	●	●	
コクロナガタマムシ	<i>Agrilus yamaokii</i>						●				
ヤスマツナガタマムシ	<i>Agrilus yasumatsui</i>					E	●	●	●	●	
ヨナハナガタマムシ	<i>Agrilus yonahaensis</i>					E			●	●	
アマミヒメヒラタタマムシ	<i>Anthraxia arakii</i>						●				
オキナワヒメヒラタタマムシ	<i>Anthraxia ihanatsumi</i>								●		
ヤエヤマヒメヒラタタマムシ	<i>Anthraxia moya</i>					E				●	
エサキクロタマムシ	<i>Buprestis esakii</i>					E			●	●	
クロタマムシ	<i>Buprestis haemorrhoidalis</i>					E	●	●	●	●	
クロタマムシ奄美・沖縄亜種	<i>Buprestis haemorrhoidalis arakii</i>					e	○		○		
クロタマムシ日本亜種	<i>Buprestis haemorrhoidalis japonensis</i>									○	
ウバタマムシ	<i>Chalcophora japonica</i>						●	●	●	●	
ウバタマムシ八重山・台湾亜種	<i>Chalcophora japonica miwai</i>									○	
ウバタマムシ奄美・沖縄亜種	<i>Chalcophora japonica oshimana</i>					e	○	○	○		
サツマウバタマムシ	<i>Chalcophora yumana</i>						●	●	●	●	
サツマウバタマムシ沖縄・八重山亜種	<i>Chalcophora yumana abnormalis</i>								○	○	
サツマウバタマムシ奄美亜種	<i>Chalcophora yumana insularis</i>					e	○	○			
アマミムツボシタマムシ	<i>Chrysobothris ohnoi</i>						●	●			
オキナワムツボシタマムシ	<i>Chrysobothris saliaris</i>					E			●	●	
オキナワムツボシタマムシ基亜種	<i>Chrysobothris saliaris saliaris</i>					e			○		

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)	環境省レッドリスト (2018)	国内希少 野生動物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
オキナワツボソタマムシ八重山亜種	<i>Chrysobothris salaris yaeyamana</i>					e				○	
—	<i>Chrysochroa fulgidissima</i>							○	○		
オオシマルリタマムシ	<i>Chrysochroa fulgidissima alternans</i>					e		○	○		
アヤムネシジタマムシ	<i>Chrysodema lewisii</i>								●	●	
アオムネシジタマムシ	<i>Chrysodema manillarum</i>								●	●	
アマミナカボソタマムシ	<i>Coraebeus amamianus</i>					E		●	●		
タイウンナカボソタマムシ	<i>Coraebeus formosanus</i>							●	○		
タイウンナカボソタマムシ沖繩亜種	<i>Coraebeus formosanus heikichii</i>					e					
タイウンナカボソタマムシ八重山亜種	<i>Coraebeus formosanus nishiyamai</i>					e				○	
タイウンナカボソタマムシ奄美亜種	<i>Coraebeus formosanus oshimensis</i>					e		○			
ヤエヤマナカボソタマムシ	<i>Coraebeus fukamachii</i>					E				●	
—	<i>Coraebeus hastianus</i>							○	○	○	
ミドリナカボソタマムシ琉球亜種	<i>Coraebeus hastianus oberthueri</i>					e		○	○	○	
カラカネナカボソタマムシ	<i>Coraebeus ignotus</i>							●	●		
カラカネナカボソタマムシ沖繩亜種	<i>Coraebeus ignotus okinawanus</i>					e				○	
カラカネナカボソタマムシ奄美亜種	<i>Coraebeus ignotus shibatai</i>					e		○			
ヒメナカボソタマムシ	<i>Coraebeus iriei</i>							●	●	●	
ヒメナカボソタマムシ基亜種	<i>Coraebeus iriei iriei</i>					e			○	○	
ヒメナカボソタマムシ屋久・奄美亜種	<i>Coraebeus iriei yoshimotoi</i>							○			
オキナワナカボソタマムシ	<i>Coraebeus lochooensis</i>					E			●		
ルリナカボソタマムシ	<i>Coraebeus niponicus</i>							●			
キンイロエグリタマムシ	<i>Endelus collaris</i>							●		○	
キンイロエグリタマムシ琉球・台湾亜種	<i>Endelus collaris kerremansi</i>							○			
アカガネエグリタマムシ	<i>Endelus pyrrosiae</i>							●			
アカガネエグリタマムシ奄美亜種	<i>Endelus pyrrosiae aokii</i>					e		○			
アサヒナヒラタチビタマムシ	<i>Habroloma asahinae</i>					E			●		
ツマキヒラタチビタマムシ	<i>Habroloma eximium</i>									●	
ツマキヒラタチビタマムシ台湾・八重山亜種	<i>Habroloma eximium eupoetum</i>									○	
オキナワツマキヒラタチビタマムシ	<i>Habroloma ilukuense</i>										
カラカネヒラタチビタマムシ	<i>Habroloma nixillum</i>					E		●	●		
カラカネヒラタチビタマムシ奄美亜種	<i>Habroloma nixillum insulicola</i>					e		○			
ケシツブタマムシ	<i>Mastogentius insperatus</i>									●	●
ムネアカチビナカボソタマムシ	<i>Nalanda rutilicollis</i>							●	●		
ムネアカチビナカボソタマムシ基亜種	<i>Nalanda rutilicollis rutilicollis</i>							○			
ムネアカチビナカボソタマムシ琉球亜種	<i>Nalanda rutilicollis ryukyensis</i>					e				○	○

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018年)	環境省レッドリスト (2018年)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
—	<i>Ovalisia tonkinea</i>							○		○	
キューウシウケウクロホシタマムシ キスジツブタマムシ基亜種	<i>Ovalisia tonkinea intermedia</i>							○		○	
ミスジツブタマムシ沖縄亜種	<i>Paratrachys hederæ</i>					e		●		●	
ミスジツブタマムシ奄美・徳之島亜種	<i>Paratrachys hederæ chujoi</i>					e		○		○	
アヤムナピロタマムシ	<i>Paratrachys hederæ princeps</i>							○		○	
アヤムナピロタマムシ基亜種	<i>Sambus quadricolor</i>							○		○	
アヤヤムナピロタマムシ	<i>Sambus yaeyamanus</i>					E				●	
アマミクリタマムシ	<i>Toxoscelus amamiensis</i>					E		●		●	
アエヤマクリタマムシ	<i>Toxoscelus miwai</i>					E				●	
アエヤマクリタマムシ基亜種	<i>Toxoscelus miwai miwai</i>					e				○	
ヤクシマクリタマムシ	<i>Toxoscelus yakushimensis</i>							●		●	
ヤクシマクリタマムシ沖縄亜種	<i>Toxoscelus yakushimensis akiyamai</i>					e		○		○	
ヤクシマクリタマムシ奄美亜種	<i>Toxoscelus yakushimensis gressitti</i>					e		○		○	
オオダンダラチビタマムシ	<i>Trachys dilaticeps</i>							●		●	
ホソクシヒゲムシ科											
オキナワナガクシヒゲムシ	<i>Caillirhipis kurosawai</i>					E				●	
オオシマクシヒゲムシ	<i>Horatocera oshimana</i>					E		●			
コメツキムシ科											
キバナメメツヤケシコメツキ	<i>Abelater pulcherus</i>					E				●	
サトウメメコメツキ	<i>Abelater satoi</i>					E				●	
ムネアカメメツヤケシコメツキ	<i>Abelater shirozui</i>							●			
ナガオシモフリコメツキ	<i>Actenicerus nagaii</i>					E		●			
ミゾムネチビサビキコリ	<i>Adelocera bruneus</i>							●			
シロオビチビサビキコリ	<i>Adelocera difficilis</i>							●			
マダラチビコメツキ	<i>Aeoloderma agnatum</i>							●			
スジマダラチビコメツキ	<i>Aeoloderma brachmana</i>							●		●	
ウケンカバヒロコメツキ	<i>Agriotes asaakai</i>					E		●		●	
ヒラヤマカバヒロコメツキ	<i>Agriotes hirayamai</i>					E				●	
アマミホソサビキコリ	<i>Agrypnus amamiensis</i>					E		●			
アマミホソサビキコリ	<i>Agrypnus amamiensis amamiensis</i>					E		○			
オキナワホソサビキコリ	<i>Agrypnus amamiensis okinawanus</i>					e				○	
オオホソサビキコリ	<i>Agrypnus arenicola</i>					E		●			
サビキコリ	<i>Agrypnus binodulus</i>									●	
サキシマムナピロサビキコリ	<i>Agrypnus binodulus sakisimanus</i>					e				○	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
オキナワムナビロサビキコリ	<i>Agrypnus binodulus tamurai</i>					e		○	○		
タイワンオオサビキコリ	<i>Agrypnus formosanus</i>									●	
ミヤケオオサビキコリ	<i>Agrypnus miyakei</i>					E	●	●			
ミヤケオオサビキコリ	<i>Agrypnus miyakei miyakei</i>					e	○	○			
オキナワオオサビキコリ	<i>Agrypnus miyakei seinoi</i>					e					
トクノシマヒメサビキコリ	<i>Agrypnus miyamotoi</i>						●	●			
トクノシマヒメサビキコリ	<i>Agrypnus miyamotoi helianus</i>					e	○				
イハヒメサビキコリ	<i>Agrypnus miyamotoi ihai</i>					e		○			
ツシマヒメサビキコリ	<i>Agrypnus miyamotoi tsushimensis</i>							○			
ナガオミゾムネヒメサビキコリ	<i>Agrypnus nagaoui</i>						●			●	
オオシマサビキコリ	<i>Agrypnus oshimanus</i>					E	●				
サカグチホソサビキコリ	<i>Agrypnus sakaguchii</i>							●		●	
シロモンサビキコリ	<i>Agrypnus scutellaris</i>						●	●		●	
アマミヒメサビキコリ	<i>Agrypnus scutellaris amamianus</i>						○	○			
サキシマシロモンサビキコリ	<i>Agrypnus scutellaris hamai</i>						○	○		○	
シロモンサビキコリ	<i>Agrypnus scutellaris scutellaris</i>						○	○		○	
トビイロサビキコリ	<i>Agrypnus seigeri</i>									●	
—	<i>Agrypnus taciturnus</i>									○	○
—	<i>Agrypnus taciturnus ryukyuenis</i>					e				○	○
チュウガタホソサビキコリ	<i>Agrypnus yuppe</i>						●	●		●	
ミゾムネヒメサビキコリ	<i>Allocardiophorus nigroapicalis</i>					E				●	
ツマグロハナコメツキ	<i>Ampeplus amamiensis</i>					E	●	●			
アマミムネアカコメツキ	<i>Ampeplus aritai</i>					E	●	●			
アリタムネアカコメツキ	<i>Ampeplus aritai aritai</i>					E	●	●			
アリタムネアカコメツキ	<i>Ampeplus aritai kuniyoshii</i>					e				○	
クニヨシムネアカコメツキ	<i>Ampeplus aritai mikeyensis</i>					e					
ミキヨウアカコメツキ	<i>Ampeplus nomurai</i>					e				○	
ノムラアカコメツキ	<i>Anchastus aquilis</i>					E	○	○		○	○
—	<i>Anchastus aquilis ryukyuenis</i>						○	○		○	○
リュウキュウアシブトコメツキ	<i>Anchastus castaneus</i>						○	○		○	○
オオクリイロアシブトコメツキ	<i>Anchastus nagaoi</i>					E	●	●		●	
ナガオアシブトコメツキ	<i>Anthracaclus sakaguchii</i>					E	●			●	
サカグチオヒラタコメツキ	<i>Camposternus auratus</i>									●	
オオアオコメツキ	<i>Camposternus matsumurae</i>									●	
ヨツモンオオアオコメツキ	<i>Cardiolarus pallidipes</i>					E	○	○		○	○
—											

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ヤマザキヒラシコハチコメツキ	<i>Cardiarsus pallidipes yamazaki</i>					e	○	○	○		
オオウスカハイロコメツキ	<i>Chatanayus insularis</i>						●		●		
オオウスカハイロコメツキ	<i>Chatanayus insularis insularis</i>							○	○		
マトバウスカハイロコメツキ	<i>Chatanayus insularis isaci</i>					e	○	○	○		
セイノウスカハイロコメツキ	<i>Chatanayus ishiharai seinoi</i>					e	○	○	○		
ズアカクツヤコメツキ	<i>Chiagosius akashii</i>					E			●		
オキナフホソコメツキ	<i>Chiagosius okinawensis</i>					E			●		
—	<i>Chiagosius vittiger</i>						○	○	○		
クロヘリツヤコメツキ	<i>Chiagosius vittiger fuscomarginatus</i>						○	○	○		
アマミアラハダチャイロコメツキ	<i>Ectamenogonus amamiensis</i>					E	●				
オキナフフトナガコメツキ	<i>Elater babai</i>					E	●	●			
オキナフフトナガコメツキ	<i>Elater babai babai</i>					e	○				
アマミフトナガコメツキ	<i>Elater babai seinoi</i>					e	○	○			
サキシマクロナガコメツキ	<i>Elater sakishimensis</i>					E			●		
オオナガコメツキ	<i>Elater sieboldi</i>						●	●			
アマミオオナガコメツキ	<i>Elater sieboldi amami</i>					e	○				
オオナガコメツキ	<i>Elater sieboldi sieboldi</i>						○	○	○		
—	<i>Fleutauxellus curatus</i>						○	○			
キシイミズギワコメツキ	<i>Fleutauxellus curatus kishiii</i>					e	○	○			
オキナフミズギワコメツキ	<i>Fleutauxellus curatus okinawanus</i>					e		○			
アマミアカガネコメツキ	<i>Gambrius amamiensis</i>					E	●				
エサキクチボソコメツキ	<i>Glyphonyx esaki</i>					E	●				
ハテルマクチボソコメツキ	<i>Glyphonyx heteruntarum</i>					E			●		
—	<i>Glyphonyx heteruntarum heteruntarum</i>					e			○		
イハクチボソコメツキ	<i>Glyphonyx ihai</i>					E			●		
イリオモテクチボソコメツキ	<i>Glyphonyx irimotensis</i>					E			●		
キシイクチボソコメツキ	<i>Glyphonyx kishiii</i>					E	●		●		
マキハラクチボソコメツキ	<i>Glyphonyx makiharai</i>					E		●	●		
マトバクチボソコメツキ	<i>Glyphonyx matobai</i>					E	●				
オキナフクチボソコメツキ	<i>Glyphonyx nomurai</i>					E			●		
オキナフムネアカクチボソコメツキ	<i>Glyphonyx okinawanus</i>					E	●		●		
サキシマクチボソコメツキ	<i>Glyphonyx pallidipes</i>					E			●		
シバタクチボソコメツキ	<i>Glyphonyx shibatai</i>					E	●				
タムラクチボソコメツキ	<i>Glyphonyx tamurai</i>					E			●		
—	<i>Glyphonyx tamurai tamurai</i>					e			○		

和名	学名	IUCNレッドリスト （2018年） 環境省レッドリスト （2018年） 国内希少 野生動物種 国指定天然記念物 固有性*及び南 琉球の5	中琉球			南琉球	備考
			奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ヤマヤクチボソコメツキ	<i>Glyphonyx tamurai yamayai</i>	e			○		
ヨシモトクチボソコメツキ	<i>Glyphonyx yoshimotoi</i>	E	●				
ユウシクチボソコメツキ	<i>Glyphonyx yuwancola</i>	E	●		●		
ヤンバルクチボソコメツキ	<i>Glyphonyx yuwancola yambarus</i>	e			○		
ユウシクチボソコメツキ	<i>Glyphonyx yuwancola yuwancola</i>	e	○				
—	<i>Heterumelater bicarinatus</i>		○			○	
—	<i>Heterumelater bicarinatus shibatai</i>		○			○	
—	<i>Hayekpenthes pallidus</i>		○			○	
—	<i>Hayekpenthes pallidus masakii</i>	e				○	
—	<i>Hayekpenthes pallidus tokunoshimensis</i>	e		○			
—	<i>Hemicreptidius amami</i>	E	●				
—	<i>Hemicreptidius desertor</i>		○				
—	<i>Hemicreptidius desertor amamicola</i>	e	○				
—	<i>Hemicreptidius secessus</i>				●		
—	<i>Hemicreptidius secessus kuniyoshii</i>	e			○		
—	<i>Hemicreptidius secessus secessus</i>				○		
—	<i>Heteroderes prosternalis</i>				●		
—	<i>Insullectinus amami</i>	E	●				
—	<i>Ischiodontus kawaii</i>		●				
—	<i>Lacon churakagi</i>	E				●	
—	<i>Lacon parallelus</i>		●				
—	<i>Lacon parallelus amamiensis</i>	e	○				
—	<i>Lacon parallelus parallelus</i>		○				
—	<i>Lacon yayeyamanus</i>		●			●	
—	<i>Lanecarus ihai</i>	E	●			●	
—	<i>Malaxia elongata</i>	E	○				
—	<i>Megapenthes azumai</i>	E				○	
—	<i>Megapenthes shirozui</i>		○				
—	<i>Megapenthes shirozui taichii</i>	e	○				
—	<i>Melanotus amamiensis</i>	E	●			●	
—	<i>Melanotus amamiensis amamiensis</i>	e	○				
—	<i>Melanotus amamiensis yambarus</i>	e			○		
—	<i>Melanotus banmaensis</i>	E				●	
—	<i>Melanotus cete</i>		●				
—	<i>Melanotus cete cete</i>		○				

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
イシガキクシコメツキ	<i>Melanotus ishigakianus</i>					E				●	
リュウキュウクシコメツキ	<i>Melanotus lochoensis</i>					E	●	●	●	●	
リュウキュウクシコメツキ	<i>Melanotus lochoensis lochoensis</i>					e	○	○	○	○	
タンチャメクシコメツキ	<i>Melanotus lochoensis tanchamensis</i>						○				
マサキオクシコメツキ	<i>Melanotus masaki</i>					E		●			
オキナワカンジャクシコメツキ	<i>Melanotus okinawensis</i>						●	●			
オモトクシコメツキ	<i>Melanotus omoensis</i>					E				●	
オオシマクシコメツキ	<i>Melanotus oshimanus</i>					E	●				
オオクシコメツキ	<i>Melanotus restrictus</i>							●			
サキシマカンジャクシコメツキ	<i>Melanotus sakishimensis</i>					E	●	●		●	
クシコメツキ	<i>Melanotus senilis</i>						●				
クシコメツキ	<i>Melanotus senilis senilis</i>						○				
タカハシクシコメツキ	<i>Melanotus takahashii</i>						●	●			
ヤエヤマクシコメツキ	<i>Melanotus yayeyamicola</i>					E				●	
ケシツブスナサビキコリ	<i>Meristhus scobinula</i>						●	●		●	
アマミミズギワコメツキ	<i>Miyiva amamiensis</i>					E	●				
エラブミナミチビコメツキ	<i>Nanseia erabuensis</i>						●			●	
アカホソクシコメツキ	<i>Neodiploconus ferrugineipennis</i>					E		●		●	
アカホソクシコメツキ	<i>Neodiploconus ferrugineipennis ferrugineipennis</i>					e				○	
クニヨシホソクシコメツキ	<i>Neodiploconus ferrugineipennis kuniyoshii</i>					e		○			
サトウホソクシコメツキ	<i>Neodiploconus setoi</i>					E				●	
サトウホソクシコメツキ八重山亜種	<i>Neodiploconus setoi matobai</i>					e				○	
ニセコナガコメツキ	<i>Neopenthes pallidumeralis</i>					E					●
リュウキュウコナガコメツキ	<i>Neotrichophorus aureolus</i>					E	●		●	●	
コヒゲナガコメツキ	<i>Neotrichophorus linteatus</i>						●				●
チャイロコナガコメツキ	<i>Neotrichophorus rubiginosus</i>										●
ハタヤマクサプトコメツキ	<i>Okinawana hatayamai</i>					E	●	●		●	
ハタヤマクサプトコメツキ	<i>Okinawana hatayamai amami</i>					e	○	○			
ハタヤマクサプトコメツキ	<i>Okinawana hatayamai hatayamai</i>					e			○		
ヒメコナガコメツキ	<i>Parabetaarmon catrincephalus</i>										●
ウバタマコメツキ	<i>Paracalais berus</i>						●	●		●	
オオフタモンウバタマコメツキ	<i>Paracalais larvatus</i>						●	●		●	
オオフタモンウバタマコメツキ	<i>Paracalais larvatus larvatus</i>						○	○		○	
アマミハナコメツキ	<i>Paracardiophorus amami</i>					E	●	●		●	
トカラアカアコシコメツキ	<i>Paracardiophorus tokara</i>						●	●		●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
トクノシマハナコメツキ	<i>Paracardioophorus tokara helianus</i>					e		○			
トカラアアカシコハナコメツキ	<i>Paracardioophorus tokara tokara</i>							○			
アマミヒゴメツキ	<i>Pectocera amamiensis</i>					E		●			
オオクロヒゴメツキ	<i>Pectocera yaeyamana</i>							●	●		
コフトナゴメツキ	<i>Penhelaeter plebejus</i>								●		
アカアシハナコメツキ	<i>Platynychus adjutor</i>								●		
アカアシハナコメツキ	<i>Platynychus adjutor adjutor</i>								○		
カンシヨハナコメツキ	<i>Platynychus formosanus</i>							●	●		
-								○	○		
アマミオオハナコメツキ	<i>Platynychus nothus</i>					e		○	○		
オキナフオオハナコメツキ	<i>Platynychus nothus amamiensis</i>					e		○	○		
ニセベニコメツキ	<i>Platynychus nothus bochoensis</i>					e			○		
カヂサホソキコメツキ	<i>Pleonomus makiharai</i>					E			●		
ヒサマツチビコメツキ	<i>Procraterius variegatus</i>								●		
ヒサマツチビコメツキ	<i>Procraterius hisamatsui</i>							●	●		
ヒサマツチビコメツキ	<i>Prodrasterius hisamatsui hisamatsui</i>							○	○		
ヤエヤマチビコメツキ	<i>Prodrasterius hisamatsui yaeyamensis</i>					e				○	
アマミチビミズギワコメツキ	<i>Pronegastrius amamiensis</i>					E		●			
リュウキュウチビマメコメツキ	<i>Quasimus cordatus</i>					E			●		
タイワンホソマメコメツキ	<i>Quasimus formosanus</i>									●	
イマサカチビマメコメツキ	<i>Quasimus inasakai</i>					E			●		
サイトウマメコメツキ	<i>Quasimus saitoi</i>							●			
オガチチビマメコメツキ	<i>Quasimus saitoi ogatai</i>					e		○			
アマミチビマメコメツキ	<i>Quasimus shibatai matobai</i>					e		○			
タカハシチビマメコメツキ	<i>Quasimus takahashi</i>					E		●		●	
ヤマヤチビマメコメツキ	<i>Quasimus yamayai</i>					E			●	●	
チャバネコハナコメツキ	<i>Ryukyucardioophorus bochoensis</i>								●	●	
ヒラアシコメツキ	<i>Sephilus formosanus</i>									●	
オキナフクチプトコメツキ	<i>Silesis okinawensis</i>							●	●	●	
オキナフクチプトコメツキ	<i>Silesis okinawensis okinawensis</i>					e			○	○	
シロウズクチプトコメツキ	<i>Silesis okinawensis shirouzui</i>					e		○			
-											
ハバクチプトコメツキ	<i>Silesis sauteri</i>					e				○	
オオクシヒゴメツキ	<i>Silesis sauteri babai</i>									○	
ホソクシヒゴメツキ	<i>Tetrigus lewisi</i>							●	●		
アマミミドリヒメコメツキ	<i>Tetrigus okinawensis</i>					E		●	●	●	
	<i>Vuilletus amamiensis</i>					E		●	●	●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018年リスト)	環境省レッドリスト (2018年リスト)	国内希少 野生動物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
アマミミドリヒメコメツキ基亜種	<i>Vuilletus amamiensis amamiensis</i>					e	○				
アマミミドリヒメコメツキ沖繩亜種	<i>Vuilletus amamiensis okinawanus</i>					e		○			
サメハダキコメツキ	<i>Xanthopenthes granulipennis</i>					E	●	●	●	●	
コガタサメハダキコメツキ	<i>Xanthopenthes hiramatsui</i>					E	●	●	●	●	
オオサメハダキコメツキ	<i>Xanthopenthes konoi</i>					E	●	●	●	●	
アマミマメコメツキ	<i>Yukoana amamiensis</i>					E	●				
ナガマメコメツキ	<i>Yukoana elongata</i>					e	○				
アマミナガマメコメツキ	<i>Yukoana elongata amamicola</i>						○				
ナガマメコメツキ	<i>Yukoana elongata elongata</i>						○				
オキナワナガマメコメツキ	<i>Yukoana elongata okinawana</i>					e		○			
ヒゲブトコメツキ科											
ナガヒゲブトコメツキ	<i>Aulonothroscus longulus</i>						●				
コメツキダマシ科											
ムナビロヒメフトコメツキダマシ	<i>Bioxylylus laicolis</i>						●				
ケモンヒメミゾコメツキダマシ	<i>Dromaeolus cariniceps</i>							●			
ハチジョウウチヤイロコメツキダマシ	<i>Euryptychus isiharai</i>						●				
アカゲホソコメツキダマシ	<i>Nematodes confusus</i>								●		
オオクシヒゲフトコメツキダマシ	<i>Otho amamiensis</i>					E	●				
ピロウドコメツキダマシ	<i>Pterotariscus mouhoti</i>					E			●		
クビアカトゲバコメツキダマシ	<i>Spiniformax oshimanus</i>					E	●				
ベニボタル科											
アマミアカハネクロベニボタル	<i>Cautires amamiensis</i>					E	●				
ヤエヤマアカハネクロベニボタル	<i>Cautires kazuii</i>					E			●		
カタアカハナボタル	<i>Eropteris nothus</i>						●				
カズオコクロハナボタル	<i>Libnetis kazuii</i>					E			●		
イシガキカクムネベニボタル	<i>Lyponia ishigakiana</i>					E			●		
オオシマカクムネベニボタル	<i>Lyponia oshimana</i>					E	●				
—	<i>Macrolycus dominator</i>					E			●	○	
ヤエヤマクシヒゲベニボタル	<i>Macrolycus dominator ishigakianus</i>					e				○	
オキナワクシヒゲベニボタル	<i>Macrolycus okinawanus</i>					E			●		
アマミクシヒゲベニボタル	<i>Macrolycus shirakii</i>					E	●				
ヤエヤマハナボタル	<i>Plateros ignitus</i>					E				●	
イカリハナボタル	<i>Plateros ikarianus</i>					E	●				
イマサカクロハナボタル	<i>Plateros imasakai</i>					E				●	
チヨウセンハナボタル	<i>Plateros koreanus</i>					E				●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2008)*リスト	環境省レッドリスト (2008)*リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ミワハナボタル	<i>Plateros miwai</i>					E	●				
オキナワハナボタル	<i>Plateros nekachii</i>					E		●			
ヤエヤマキベリクロハナボタル	<i>Plateros rufomarginatus</i>					E			●		
サキシマハナボタル	<i>Plateros sakishimana</i>					E			●		
シバタハナボタル	<i>Plateros shibatai</i>					E	●				
アマミハナボタル	<i>Plateros shirakii</i>					E	●				
ヤエヤマベニハナボタル	<i>Plateros yayeyamanus</i>					E			●		
ボタル科											
キイロスジボタル	<i>Curtos costipennis</i>						●			●	
オキナワスジボタル	<i>Curtos okinawanus</i>					E		●			
オキナワクシヒゲボタル	<i>Cyphonocerus okinawanus</i>					E	●	●			
オキナワクシヒゲボタル奄美亜種	<i>Cyphonocerus okinawanus amamiensis</i>					e	○				
オキナワクシヒゲボタル基亜種	<i>Cyphonocerus okinawanus okinawanus</i>					e		○			
オオミナミボタル	<i>Drilaster anomalus</i>					E	●				
アカミナミボタル	<i>Drilaster bicolor</i>					E	●				
オキナワアカミナミボタル	<i>Drilaster fuscicollis</i>					E		●			
トクノシママミナミボタル	<i>Drilaster iokii</i>					E	●				
オキナワクロミナミボタル	<i>Drilaster okinawensis</i>					E		●			
アマミミナミボタル	<i>Drilaster shibatai</i>					E	●				
ナツミオハボタル	<i>Lucidina natsumiae</i>					E			●		
—	<i>Luciola filiformis</i>								○		
ヤエヤマヒメボタル	<i>Luciola filiformis yayeyamana</i>								○		
クロイワボタル	<i>Luciola kuroiwaie</i>					E	●				
—	<i>Pristilycys sagulatus</i>						○				
アマミスジグロボタル	<i>Pristilycys sagulatus amami</i>					e	○				
サキシマドボタル	<i>Pyrocoelia abdominalis</i>					E			●		
オオシママドボタル	<i>Pyrocoelia atripennis</i>					E			●		
イリオモテマドボタル	<i>Pyrocoelia iriomotensis</i>					E			●		
オキナワマドボタル	<i>Pyrocoelia matsumurai</i>					E		●			
オキナワマドボタル	<i>Pyrocoelia matsumurai matsumurai</i>					e		○			
アマミドボタル	<i>Pyrocoelia oshimana</i>					E	●				
タテオビフサヒゲボタル	<i>Stenocladus azumai</i>					E			●		
キイロフサヒゲボタル	<i>Stenocladus bicoloripes</i>					E			●		
キベリフサヒゲボタル	<i>Stenocladus shirakii</i>					E			●		
オオメボタル科											

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
イリオモテボタル	<i>Rhagophthalmus ohbai</i>	EN				E				●	
ジョウカイボン科											
アマミフタイロジョウカイ	<i>Athemus akemiae</i>					E	●				
ハナタニジョウカイ	<i>Athemus hanatanii</i>					E				●	
オキナフウスイロジョウカイ	<i>Athemus kunigamiensis</i>					E		●			
オキナフジョウカイ	<i>Athemus okinawanus</i>					E		●			
ヤエヤマフタイロジョウカイ	<i>Athemus ryukyuanus</i>					E				●	
ヤンバルフタイロジョウカイ	<i>Athemus teruhisai</i>					E				●	
ヤエヤマタテスジョウカイ	<i>Athemus ueharaensis</i>					E				●	
ヤエヤマクロジョウカイ	<i>Athemus yaeyamanus</i>					E				●	
オキナフクジョウカイ	<i>Athemus yonaeensis</i>					E				●	
アリタヒゲナガジョウカイ	<i>Hebroychus aritai</i>					E				●	
ムナキヒメジョウカイ	<i>Kandyosilis nucronata</i>					E				●	
イリオモテクシヒゲジョウカイ	<i>Laemoglyptus ricimotoensis</i>					E				●	
アマミチビジョウカイ	<i>Malthinellus chujoii</i>					E	●				
オキナフチビジョウカイ	<i>Malthinus okinawanus</i>					E				●	
リュウキュウチビジョウカイ	<i>Maltypus ryukyuanus</i>					E				●	
アマミオオメコハネジョウカイ	<i>Microichthyurus minutulus</i>					E	●				
セボシホソナガジョウカイ	<i>Microdabrus maculivertex</i>					E				●	
ヤエヤマヒゲナガジョウカイ	<i>Microdabrus yayeyamanus</i>					E				●	
サキシマクビボソジョウカイ	<i>Podabrus curvatipes</i>					E				●	
オキナフクビボソジョウカイ	<i>Podabrus ihai</i>					E				●	
カノマルムネジョウカイ	<i>Prothemius kanoi</i>					E				●	
カタグロマルムネジョウカイ	<i>Prothemius nigrithumeralis</i>					E				●	
リュウキュウマルムネジョウカイ	<i>Prothemius ryukyuanus</i>					E				●	
イシガキアジョウカイ	<i>Themus ishigakiensis</i>					E				●	
アマミアジョウカイ	<i>Themus kazuoii</i>					E				●	
オキナワアジョウカイ	<i>Themus kurosawai</i>					E				●	
カッツボシムシ科											
ホシマルカッツボシムシ	<i>Anthrenus maculifer</i>									●	
スジカッツボシムシ	<i>Dermestes freudi</i>									●	
ヒサマツニセケカッツボシムシ	<i>Evoirinea hisamatsui</i>									●	
フタオビチビカッツボシムシ	<i>Orphinus fasciatus</i>										●
クロチビカッツボシムシ	<i>Orphinus formosanus</i>										●
ヨツモンチビカッツボシムシ	<i>Orphinus quadrimaculatus</i>										●

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018年リスト)	環境省レッドリスト (2018年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
フタモンヒゲブトカツオブシムシ	<i>Thaumaglossa laeta</i>								●	●	
アマミケカツオブシムシ	<i>Tritodes amamiensis</i>					E	●				
カザリマダラカツオブシムシ	<i>Trogoderma onatum</i>						●				
ホソママムシ科											
ホソママムシ	<i>Thorictodes heydeni</i>								●		
ナガシクイムシ科											
クロヒメナガシクイ	<i>Xylopsocus bicuspis</i>						●				
キアシツヤナガシクイ	<i>Xylothrips flavipes</i>									●	
シバンムシ科											
—	<i>Clada okinawana</i>					E			○		
ヒメマルシバンムシ	<i>Cryptorhynchus longiusculus</i>						●				
ミナミマンネンタケシバンムシ	<i>Dimorphotheca albomarginata</i>					E				●	
オオマルシバンムシ	<i>Megorhina japonicola</i>					E	●			●	
リュウキウホソシバンムシ	<i>Oligomerus chuji</i>					E	●			●	
—	<i>Rhantina yaeyamana</i>					E				○	
アマミスジキノコシバンムシ	<i>Stagetomorphus amamiensis</i>					E	●				
ナミモントサカシバンムシ	<i>Trichodesma kirihimanum</i>									●	
ケモンセスジシバンムシ	<i>Xyletinus tomentosus</i>									●	
ヒョウホムシ科											
セマルヒョウホムシ	<i>Gibbium psyllodes</i>									●	
クロヒョウホムシ	<i>Pinus sauteri</i>						●			●	
ケジロヒョウホムシ	<i>Pinus senilis</i>									○	
ケジロヒョウホムシ基亜種	<i>Pinus senilis senilis</i>									○	
ケジロヒョウホムシ西表島亜種	<i>Pinus senilis yamayae</i>					e				○	
コクススト科											
ケマダラヒメコクススト	<i>Ancyrona shibatai</i>					E	●				
アマミセダコクススト	<i>Thymalus amamiensis</i>					E	●				
カッコウムシ科											
ミツモンマルカッコウムシ	<i>Allochotes amamioshimanus</i>					E	●				
アマミマルカッコウムシ	<i>Allochotes yuwanensis</i>						●				
ヘリゲロメダカカッコウムシ	<i>Callimerus ryukyuenis</i>					E	●			●	
ホソカッコウムシ	<i>Cladiscus obeliscus</i>						●				
ムナビロカッコウムシ	<i>Clerus postmaculatus</i>						●				
キアシリリオオズカッコウムシ	<i>Cylidrus cyaneus</i>						●				●
アマミフサヒゲホソカッコウムシ	<i>Diplophorus shibatai</i>					E	●			●	●

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
クロアシアシナガッコウムシ	<i>Omeilus nigromaculatus</i>							●		●	
オビマダラアシナガッコウムシ	<i>Omeilus pectoralis</i>							●			
チャイロカッコウムシ	<i>Opilo difficilis</i>									●	
タイワンナガッコウムシ	<i>Opilo formosanus</i>									●	
ヒロオビフトカッコウムシ	<i>Orthrius binotatus</i>							●		●	
クシヒガホソッコウムシ	<i>Paraclediscus atricolor</i>					E					
オキナワミドリカッコウムシ	<i>Stenocallimerus okinawanus</i>					E		●			
アマミミドリカッコウムシ	<i>Stenocallimerus prashnatus</i>							●			
トカラダシカッコウムシ	<i>Stigmatium igai</i>							●			
リュウキュウダシカッコウムシ	<i>Stigmatium ryukyense</i>					E		●			
ニセナガッコウムシ	<i>Xenorthrius elongatus</i>							●			
ナミモンニセナガッコウムシ	<i>Xenorthrius umbratus</i>									●	
ジョウカイモドキ科											
オオシマヒメジョウカイモドキ	<i>Attalus amami</i>					E		●			
ムネアカヒメジョウカイモドキ	<i>Attalus Chujearus</i>					E		●			
オキナワホソヒメジョウカイモドキ	<i>Attalus okinawanus</i>					E				●	
アマミホソジョウカイモドキ	<i>Attalus trochanitinus</i>					E		●			
アマミケンジョウカイモドキ	<i>Dasytes taguchii</i>					E		●			
クロバヒメジョウカイモドキ	<i>Hypebaeus okinawensis</i>									●	
トクノシマヒメジョウカイモドキ	<i>Hypebaeus tokunoshimanus</i>					E		●			
ヤエヤマホソジョウカイモドキ	<i>Idgia flavicollis</i>									●	
オキナワオビジョウカイモドキ	<i>Inribia kawasakii</i>									●	
トカライソジョウカイモドキ	<i>Laius miyamotoi</i>									●	
ムネアカアオジョウカイモドキ	<i>Malachus okinawaensis</i>					E				●	
アマミヒメジョウカイモドキ	<i>Nepachys ryukyuanus</i>					E		●			
ツツシクイ科											
コハネツツシクイ	<i>Atractocerus nipponicus</i>							●			
アマミホソツツシクイ	<i>Lymexylon amamianum</i>							●			
キイロホソツツシクイ	<i>Lymexylon miyakei</i>							●			
ケシキスイ科											
ドウイロムクゲケシキスイ	<i>Aethina aeneipennis</i>							●		●	
クロモムクゲケシキスイ	<i>Aethina maculicollis</i>							●			
クロツグハナケシキスイ	<i>Amytrops formosiana</i>									●	
セズジデオキスイ	<i>Brachyoplus dorsalis</i>									●	
クロハナケシキスイ	<i>Carpophilus chaybeus</i>									●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
キバナガテオオキスイ	<i>Carpophilus mutilatus</i>									●	
オキナワオオニケシキスイ	<i>Cryptartha okinaensis</i>					E			●		
ムナクボヒラタケシキスイ	<i>Epurea foveicollis</i>						●				
マメヒラタケシキスイ	<i>Heptoncurina paulula</i>						●				
キイロチビヒラタケシキスイ	<i>Heptoncus luteolus</i>						●			●	
モンチビヒラタケシキスイ	<i>Heptoncus ocellaris</i>						●			●	
アカマダラケシキスイ	<i>Lasiodylus pictus</i>						●				
マルヒラタケシキスイ	<i>Parametopia xrubrum</i>						●			●	
アカモンカケシキスイ	<i>Pocadites chujoii</i>						●				
ヒゲナガチビケシキスイ	<i>Pria tokarensis</i>						●				
ヨツモンキバケシキスイ	<i>Prometopia quadrimaculata</i>						●				
カタベニデオオキスイ	<i>Urophorus humeralis</i>						●			●	
ネスイムシ科											
ズバケテオオネスイ	<i>Mimemodes carenifrons</i>						●				
コバケテオオネスイ	<i>Mimemodes japonus</i>						●				
ヒメハナムシ科											
クロモンアシナガヒメハナムシ	<i>Heterolitus nigromaculatus</i>						●				
キイロアシナガヒメハナムシ	<i>Heterolitus nipponicus</i>							●			
アシナガヒメハナムシ	<i>Heterolitus thoracicus</i>							●			
リュウキュウホソヒゲヒメハナムシ	<i>Liochrus ryukyensis</i>					E	●				
ヒゲナガズマルヒメハナムシ	<i>Phalacrus tenuicornis</i>						●				
ヒメキノコムシ科											
ヒラタムシ科											
カドムネチビヒラタムシ	<i>Placonotus testaceus</i>							●			
ツツヒラタムシ科											
アカツヤツツヒラタムシ	<i>Passandra tenuicornis</i>						●				
クロツヤツツヒラタムシ	<i>Passandra trigemina</i>						●				
ホソヒラタムシ科											
ヒラムネホソヒラタムシ	<i>Protosilvanus laterilis</i>						●				
ミツカドコナヒラタムシ	<i>Silvanoprus scuticollis</i>						●				
ヒラノコギリホソヒラタムシ	<i>Silvanopsis simoni</i>									●	
キスイムシ科											
キイロセマルキスイ	<i>Atomaria lewisi</i>									●	
ノコバキスイ	<i>Cryptophagus micramboides</i>									●	
マルガタキスイ	<i>Curelius japonicus</i>						●			●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年8月)*1リスト	環境省レッドリスト (2001年8月)*2リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*5及び南球の	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
キスイモドキ科											
ズグロキスイモドキ	<i>Byturus atricollis</i>							●			
ムクガキスイムシ科											
ヨツモンムクガキスイ	<i>Biphyllus osthimanus</i>							●		●	
コメツキモドキ科											
セダカヒメコメツキモドキ	<i>Anadastus convexus</i>					E				●	
アシグロヒメコメツキモドキ	<i>Anadastus melanosternus</i>						●			●	
チャイロヒメコメツキモドキ	<i>Anadastus rufobrunneus</i>					E				●	
ダルマコメツキモドキ	<i>Atomarops dharmia</i>							●			
タイワンツヤコメツキモドキ	<i>Caenolanguria insularis</i>									●	
ヒラタコメツキモドキ	<i>Cathartocypus hiranoi</i>							●		●	
ケシコメツキモドキ	<i>Microlanguria jansoni</i>							●			
チュウジョウコメツキモドキ	<i>Paederolanguria cyanea</i>					E			●		
オオシマコメツキモドキ	<i>Tetralanguria oshimana</i>					E		●			
ヨツボシケナガキスイ	<i>Toramus quadriguttatus</i>					E			●		
ウスモンケナガキスイ	<i>Toramus uenoi</i>					E			●	●	
オオキノコムシ科											
アポロトリトマ	<i>Aporotritoma amamiensis</i>					E		●			
ヨツモンチビオオキノコムシ	<i>Aulacochilus episcaphoides</i>					E		●			
アマミオオキノコムシ	<i>Aulacochilus sibiricus</i>									●	
ルリオオキノコムシ	<i>Episcapha fortunei</i>							●			
ヒメオビオオキノコムシ	<i>Megalodactne asahinai</i>							○			
アママミエグリオオキノコムシ	<i>Megalodactne asahinai amamiensis</i>					e		○			
ヒメエグリオオキノコムシ	<i>Megalodactne lewisi</i>							●			
ヒゴノムネビロオオキノコムシ	<i>Microsternus higonius</i>									●	
クロムネビロオオキノコムシ	<i>Microsternus yamadai</i>					E		●			
キオビチビオオキノコムシ	<i>Spondotriplax flavofasciata</i>									●	
ホーンチビオオキノコムシ	<i>Triplax horni</i>									●	
タイワンチビオオキノコムシ	<i>Triplax taiwana</i>									●	
リュウキュウジュウニホシチビオオキノコムシ	<i>Tritoma loochooana</i>					E		●			
リュウキュウジュウサンホシチビオオキノコムシ	<i>Tritoma shibatai</i>					E		●			
ミジンクスイムシ科											
マダラミジンクスイ	<i>Propallicus morimotoi</i>					E				●	
ムネスジミジンクスイ	<i>Propallicus ryukyensis</i>					E				●	
ミジンクムシ科											

和名	学名	ICUN 2018 レッドリスト	環境省 レッドリスト 2018	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
オオアカマルミジンムシ	<i>Lewisium magnum</i>							●			
テントウムシダマシ科											
クロオビテントウダマシ	<i>Ectomychus nigrofasciatus</i>					E			●		
ムネアカケブカテントウダマシ	<i>Ectomychus sakaii</i>							●			
ヒメケブカテントウダマシ	<i>Ectomychus yukihiko</i>					E		●			
カリンテントウダマシ	<i>Mycetina karin</i>					E		●			
アマミクダテントウダマシ	<i>Stenotararus oshimanus</i>					E		●			
キイロムクダテントウダマシ	<i>Stenotararus ryukyensis</i>							●			
ヒゲブテントウダマシ	<i>Trochodeus desjardinsi</i>							●	●		
マルテントウダマシ科											
キモンマルテントウダマシ	<i>Bystodes flavoapicalis</i>					E			●		
ウエノコマルガタテントウダマシ	<i>Idiophyes uenoi</i>					E			●		
オキナワダエンテントウダマシ	<i>Mychothenus hirashimai</i>					E			●		
テントウムシ科											
ネアカヒメテントウ	<i>Axinoscymnus beneficus</i>							●			
クロバネヒメテントウ	<i>Axinoscymnus nigripennis</i>							●	●		
ライヒメテントウ	<i>Axinoscymnus rai</i>					E			●		
シロスジテントウ	<i>Bothrocalvia albolineata</i>									●	
ムーアシロホシテントウ	<i>Calvia muiri</i>							●			
アマミシロホシテントウ	<i>Calvia parvnotata</i>					E		●			
アマミアカホシテントウ	<i>Chilocorus amamensis</i>					E		●			
イシガキアカホシテントウ	<i>Chilocorus ishigakensis</i>					E				●	
ナナホシテントウ	<i>Coccinella septempunctata</i>							●	●		
ヒメフタモンクロテントウ	<i>Cryptogonus horishanus</i>							●	●	●	
フタモンクロテントウ	<i>Cryptogonus orbiculus</i>							●	●	●	
ジュウニマダラテントウ	<i>Epilachna boisduvali</i>							●	●	●	
ニジュウヤホシテントウ	<i>Epilachna vigintioctopunctata</i>							●	●	●	
ヤホシテントウ	<i>Harmonia octomaculata</i>							●			
クリサキテントウ	<i>Harmonia yedoensis</i>							●	●	●	
アマミフタスジヒメテントウ	<i>Horniolus amamensis</i>					E		●			
オキナワフタスジヒメテントウ	<i>Horniolus okinawensis</i>					E			●		
キイロテントウ	<i>Illeis kobebei</i>							●		●	
アマミキイロテントウ	<i>Illeis kobebei amamiana</i>					e		○			
キイロテントウ	<i>Illeis kobebei kobebei</i>								○		
オオフタホシテントウ	<i>Lemnia biplagiata</i>							●	●	●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有種性及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
メダマテントウ	<i>Medamamoto ocularis</i>					E	●		●		
クロメダマテントウ	<i>Medamamoto secunda</i>					E	●		●	●	
ダンダラテントウ	<i>Menochilus sexmaculatus</i>						●		●	●	
チャイロテントウ	<i>Micraspis discolor</i>						●		●	●	
ヒメツヤテントウ	<i>Microserangium okinawense</i>								●	●	
リュウグウヒメテントウ	<i>Nephus ryugus</i>						●		●		
リュウキュウナガヒメテントウ	<i>Nephus ryukyensis</i>						●		●	●	
ニセスジヒメテントウ	<i>Nephus tagiapatus</i>						●		●	●	
ナナホシメツブテントウ	<i>Nesolobis amabilis</i>					E				●	
キイロメツブテントウ	<i>Nesolobis azumai</i>					E		●		●	
クロメツブテントウ	<i>Nesolobis impunctata</i>					E	●				
マエフタホシテントウ	<i>Phrynocaria congener</i>								●	●	
モンマダラテントウ	<i>Platynaspidius maculosus</i>					E			●		
ヒメカメノコテントウ	<i>Propylea japonica</i>						●		●	●	
リュウキュウヒメテントウ	<i>Pseudoscymnus kurohime</i>						●		●	●	
ナガサキヒメテントウ	<i>Pseudoscymnus nagasakiensis</i>						●		●	●	
イツホシヒメテントウ	<i>Pseudoscymnus quinquepunctatus</i>						●		●	●	
オオイツホシヒメテントウ	<i>Pseudoscymnus quinquepunctatus okinawanus</i>					e	○	○	○	○	
イツホシヒメテントウ	<i>Pseudoscymnus quinquepunctatus quinquepunctatus</i>									○	
ダイダイテントウ	<i>Rodolia pumila</i>						●		●		
ヨツボシヒラタテントウ	<i>Rodolia quadrimaculata</i>						●		●		
—	<i>Sasajella amamiana</i>					E	○				
フタイロチビテントウ	<i>Scotoscymnus bicolor</i>						●		●	●	
バイゼヒメテントウ	<i>Scymnus contentus</i>						●		●	●	
カバヒロヒメテントウ	<i>Scymnus fuscatus</i>						●		●	●	
ハトマヒメテントウ	<i>Scymnus hatomensis</i>					E				●	
キモトヒメテントウ	<i>Scymnus kimotoi</i>					E				●	
ミヤタケヒメテントウ	<i>Scymnus miyatakei</i>						●		●	●	
クロスジヒメテントウ	<i>Scymnus nigrosuturalis</i>						●		●		
タイラヒメテントウ	<i>Scymnus quadrillum</i>								●		
タイワンヒメテントウ	<i>Scymnus sodalis</i>						●		●	●	
リュウキュウツヤテントウ	<i>Serangium ryukyense</i>					E			○	○	
—	<i>Stethorus aptus</i>						○		○	○	
ツツイクロヒメテントウ	<i>Stethorus aptus tsutsuii</i>						○		○	○	
オオテントウ	<i>Synonycha grandis</i>						●		●	●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南 球の5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
チュウジョウウクロテントウ	<i>Telsimia chufoi</i>						●	●	●	●	
ミジンムシダマシ科											
ニセクロミジンムシダマシ	<i>Aphanocephalus nigriventris</i>					E	●				
ケミジンムシダマシ	<i>Aphanocephalus shibatai</i>					E	●	●			
シロウズミジンムシダマシ	<i>Aphanocephalus shirozui</i>						●				
コガチャミジンムシダマシ	<i>Aphanocephalus wollastoni</i>								●		
ホソカタムシ科											
ナガセスジホソカタムシ	<i>Bitoma sicca</i>						●	●	●	●	
コヒラタホソカタムシ	<i>Bolocoilus shibatai</i>						●				
ヤエヤマコヒラタホソカタムシ	<i>Bolocoilus yaeyamensis</i>				E				●		
タルマチビホソカタムシ	<i>Pseudotaphius lewisii</i>						●				
アマミツヤナガラタホソカタムシ	<i>Pycnomerus nishii</i>				E		●				
アバタツヤナガラタホソカタムシ	<i>Pycnomerus sculpturatus</i>						●				
オキナワマダラホソカタムシ	<i>Trachypholis okinawensis</i>							●			
ムクゲホソカタムシ科											
セスジツツホソカタムシ	<i>Cylindromitricus gracilis</i>						●				
クロサワオオホソカタムシ	<i>Dastarcus kuroseawai</i>								●	●	
コキノコムシ科											
ウスモンヒメコキノコムシ	<i>Litargus lewisii</i>								●		
アマミコキノコムシ	<i>Mycetophagus amamiensis</i>				E		●				
アマミオビコキノコムシ	<i>Pseudotriphyllus ohbayashii</i>				E		●				
ツツキノコムシ科											
ヨツバアラガツツキノコムシ	<i>Acanthosis quadridentatus</i>					E			●	●	
ミナミノホリアヒメツツキノコムシ	<i>Anoplocis tyukyuensis</i>								●		
ハラツノツヤヒメツツキノコムシ	<i>Ceracis lamnicollis</i>								●		
クワガタツツキノコムシ	<i>Cis caoricornis</i>									●	
タイワンツツキノコムシ	<i>Cis taiwanus</i>						●				
アマミエグリツツキノコムシ	<i>Ennearthron amamiense</i>				E		●				
アマミフタツノツツキノコムシ	<i>Neoenearthron amamiense</i>				E		●		●		
ヒサマツフタツノツツキノコムシ	<i>Neoenearthron hisamatsui</i>				E		●				
ナガクチキムシ科											
オオシマホソナガクチキ	<i>Anisoxya latcollis</i>						●				
フタオビホソナガクチキ	<i>Dicaea erythroides</i>						●	●		●	
アヤモンヒメナガクチキ	<i>Holostrophus orientalis</i>						●	●		●	
アカオビヒメハナノミ	<i>Orchesia imitans</i>						●	●		●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年8月)リスト	環境省レッドリスト (2001年8月)リスト	国内希少 野生動物種リスト	国指定天然記念物	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
アマミホソナガクチキ	<i>Phloeotinus minusculus</i>						●	●	●	●	
ピロウドホソナガクチキ	<i>Phloeotrypa obscura</i>						●	●			
ミヤケヒメナガクチキ	<i>Symphora miyakei</i>						●	●			
リュウキユウヒメナガクチキ	<i>Symphora miyakei amamiensis</i>					e	○	○			
ハナノミ科											
ハセガワヒメハナノミ	<i>Ermischella hasegawai</i>					E	●	●	●	●	
スルスミヒメハナノミ	<i>Falsomordellina amamiensis</i>						●	●	●	●	
ナミアカヒメハナノミ	<i>Falsomordellina luteoloides</i>						●	●	●	●	
フタモンヒメハナノミ	<i>Falsomordellistena allestrigata</i>						●	●	●	●	
カトウヒメハナノミ	<i>Falsomordellistena katoi</i>						●	●	●	●	
—	<i>Falsomordellistena konoi</i>						●	●	●	●	
ホルンヒメハナノミ	<i>Falsomordellistena konoi yakushimaensis</i>						○				
オビヒメハナノミ	<i>Falsomordellistena loochocana</i>					E	●	●			
オカモトヒメハナノミ	<i>Falsomordellistena okamotoi</i>						●	●			
カタキヒメハナノミ	<i>Falsomordellistena tokarana</i>						●	●			
ワモンオビヒメハナノミ	<i>Gilpa apicalis</i>						●	●	●	●	
サタオビヒメハナノミ	<i>Gilpa azumai</i>						●	●	●	●	
コオビヒメハナノミ	<i>Gilpa fasciata</i>						●	●			
タイワンオビヒメハナノミ	<i>Gilpa formosana</i>						●	●			
イリエオビヒメハナノミ	<i>Gilpa iriei</i>							●	●	●	
イシガキオビヒメハナノミ	<i>Gilpa ishigakiana</i>							●	●	●	
ハリオオビヒメハナノミ	<i>Gilpa malaccana</i>						●	●			
ノムラオビヒメハナノミ	<i>Gilpa nipponica</i>						●	●			
オオシマオビヒメハナノミ	<i>Gilpa oshimana</i>						●	●			
—	<i>Gilpa satoi</i>						●	●			
サトウオビヒメハナノミ	<i>Gilpa satoi yamna</i>					e	○				
ザウテルオビヒメハナノミ	<i>Gilpa sauteri</i>						●	●			
ウエノオビヒメハナノミ	<i>Gilpa uenoi</i>						●	●	●		
オオメヒメハナノミ	<i>Glipostena pelecotomoides</i>						●	●	●		
サケオビヒメハナノミ	<i>Glipostenoda excisa</i>						●	●	●		
ウスククロヒメハナノミ	<i>Glipostenoda fusciceps</i>						●	●	●	●	
ヤエヤマチャイロヒメハナノミ	<i>Glipostenoda lineatituralis</i>					E	●	●	●	●	
マツムラヒメハナノミ	<i>Glipostenoda matsumurai</i>							●		●	
ララサンヒメハナノミ	<i>Glipostenoda rarasana</i>						●	●		●	
チャイロヒメハナノミ	<i>Glipostenoda rosseola</i>						●	●	●		

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年8月)*リスト	環境省レッドリスト (2001年8月)*リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
シズオカヒメハナノミ	<i>Glipostenoda shizuokana</i>							●			
クリイロヒゲハナノミ	<i>Higehananomia pelpalis</i>							●	●	●	
—	<i>Hoshihananomia auromaculata</i>							●	●		
オオキボシハナノミ	<i>Hoshihananomia auromaculata nipponica</i>							○	○		
コモンシラホシハナノミ	<i>Hoshihananomia borealis</i>							●	●	●	
コーシュンシラホシハナノミ	<i>Hoshihananomia composita</i>									●	
—	<i>Hoshihananomia composita composita</i>									○	
ニセキボシハナノミ	<i>Hoshihananomia katoi</i>							●	●	●	
ニセキボシハナノミ	<i>Hoshihananomia katoi katoi</i>							○	○	○	
キラホシハナノミ	<i>Hoshihananomia kitai</i>									●	
ナカネホシハナノミ	<i>Hoshihananomia nekane</i>							●	●	●	
—	<i>Hoshihananomia nekane</i>							○	○		
—	<i>Hoshihananomia nakane</i>									e	
ヤエヤマキボシハナノミ	<i>Hoshihananomia ohshimae</i>							●		E	
ヒメキンケクハナノミ	<i>Hoshihananomia splendens</i>									E	
ホソクロハナノミ	<i>Mordella kanpira</i>								●	E	
カタモンハナノミ	<i>Mordella niveoscutellata</i>							●	●		
ミツモンハナノミ	<i>Mordella humeralis</i>							●	●	E	
アマミヒメハナノミ	<i>Mordellaria triguttata</i>							●	●		
トゲナシヒメハナノミ	<i>Mordellina amamiensis</i>							●	●		
チャオビヒメハナノミ	<i>Mordellina atrolusca</i>							●	●		
ヒダカヒメハナノミ	<i>Mordellina brunneolincta</i>							●	●		
ヒラヤマヒメハナノミ	<i>Mordellina hidakai</i>							●	●		
ウスキヒメハナノミ	<i>Mordellina hirayamai</i>							●	●	●	
ケオビヒメハナノミ	<i>Mordellina paleola</i>							●	●		
カタモンヒメハナノミ	<i>Mordellina plicoso/titata</i>							●	●		
フタオビヒメハナノミ	<i>Mordellina pseudohumeralis</i>							●	●		
クロバヒメハナノミ	<i>Mordellina signatella</i>							●	●	●	
エダシゲクロヒメハナノミ	<i>Mordellina tsutsuii</i>							●	●	●	
マエダヒメハナノミ	<i>Mordellistena edashigei</i>							●	●		
ミヤモトクロヒメハナノミ	<i>Mordellistena maedai</i>							●	●	●	
オキナフクロヒメハナノミ	<i>Mordellistena miyanotoi</i>										
アカヒメハナノミ	<i>Mordellistena okinawana</i>								●	●	
オオスミヒメハナノミ	<i>Mordellistenoda aka</i>								●	●	
ムスジヒメハナノミ	<i>Mordellistenoda ohsumiana</i>								●	●	
—	<i>Pseudotolida multilucata</i>							●	●	E	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年8月)*リスト	環境省レッドリスト (2001年8月)*リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有種性及び南球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
アマミホソハナノミ	<i>Stenomordella ochii</i>					E	●				
ガロアヒメハナノミ	<i>Toilopalpus galloisi</i>						●	●			
クロバトゲヒメハナノミ	<i>Toilostena atripennis</i>						●	●			
リュウキュウモンハナノミ	<i>Tomoxia ryukyujana</i>					E	●	●	●		
ヨツモンハナノミ	<i>Varimorda ihai</i>					E	●	●	●		
ヒメキンオビハナノミ	<i>Varimorda ihai ihai</i>					e	○	○	○		
ヒメキンオビハナノミ	<i>Varimorda miyarabi</i>					E	●	●	●		
ヒラタナガクサキムシ科											
ヒメコムツキガタナガクサキ	<i>Synchroa melanotoides</i>						●				
カミキリモドキ科											
キベリフトカミキリモドキ	<i>Anoxaxis flavomarginata</i>						●				
アトグロフトカミキリモドキ	<i>Anoxaxis iriomotensis</i>					E			●		
タテスジフトカミキリモドキ	<i>Anoxaxis vittata</i>						●				
ミドリカミキリモドキ	<i>Chrysanthia integricolis</i>						●				
ヤエヤマホソカミキリモドキ	<i>Dryopomera kuroasai</i>					E			●		
ホソカミキリモドキ	<i>Dryopomera yatoi</i>								●		
ホソカミキリモドキ	<i>Dryopomera yatoi yatoi</i>								○		
ツマグラランブカミキリモドキ	<i>Eobia chinensis</i>						●	●			
ハイイロカミキリモドキ	<i>Eobia chinereipennis</i>								●		
イシガキハイイロカミキリモドキ	<i>Eobia chinereipennis ishigakiana</i>					e			○		
ハラグラランブカミキリモドキ	<i>Eobia florilega</i>							●	●		
トカラカミキリモドキ	<i>Eobia fuscipennis</i>						●				
リュウキュウオオカミキリモドキ	<i>Eobia magna</i>					E			●		
ヒザグロフトカミキリモドキ	<i>Hypasclera geniculata</i>					E			●	●	
—	<i>Indasclera japonica</i>						●				
アマミカミキリモドキ	<i>Indasclera japonica amamiana</i>					e	○				
オキナワカミキリモドキ	<i>Indasclera subrugosa</i>						●	●			
オキナワカミキリモドキ	<i>Indasclera subrugosa subrugosa</i>						○	○	○		
アオグロカミキリモドキ	<i>Ischnomera nigrocyanea</i>						●				
オキナワアオグロカミキリモドキ	<i>Ischnomera okushimai</i>					E			●		
ウメノカミキリモドキ	<i>Nacardes umenoi</i>					E	●	●			
オキナワウメノカミキリモドキ	<i>Nacardes umenoi okinawensis</i>					e			○		
ウメノカミキリモドキ	<i>Nacardes umenoi umenoi</i>					e	○				
アオカミキリモドキ	<i>Nacardes waterhousei</i>								●		
フタイロカミキリモドキ	<i>Oedemera sexualis</i>								●	●	

和名	学名	IUCNレッドリスト （2018年） *リスト	環境省レッドリスト （2018年） *リスト	国内希少 野生動植物種* 3	国指定天然記念物* 4	固有性*及び南 琉球の5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
フタイロカミキリモドキ琉球亜種	<i>Oedemera sexualis ryukyana</i>								○		
キムネカミキリモドキ	<i>Oedemera testaceithorax</i>							●	●	●	
オキナワキムネカミキリモドキ	<i>Oedemera testaceithorax okinawana</i>					e		○	○		
キムネカミキリモドキ	<i>Oedemera testaceithorax testaceithorax</i>									○	
アカハネムシ科											
アマミアカハネムシ	<i>Pseudodendroides amamiensis</i>					E		●			
カズオアカハネムシ	<i>Pseudopyrochroa kazui</i>					E		●			
リュウキュウアカハネムシ	<i>Pseudopyrochroa kazui teruhisai</i>					e			○		
カズオアカハネムシ	<i>Pseudopyrochroa kazui kazui</i>					e		○			
アカハネムシ	<i>Pseudopyrochroa vestiflua</i>							●			
アリモドキ科											
ケオビアリモドキ	<i>Anthelephila cribriceps</i>							●	●		
ムネアカアリモドキ	<i>Anthelephila ruficollis</i>							●	●		
モモキアリモドキ	<i>Anthicomorphus cruralis</i>							●	●		
クロチビアリモドキ	<i>Anthicomorphus niponicus</i>							●			
クロチビアリモドキ奄美亜種	<i>Anthicomorphus niponicus amamiensis</i>					e		○			
ウスモンホンアリモドキ	<i>Anthicus confucii</i>							●		●	
ウスモンホンアリモドキ基亜種	<i>Anthicus confucii confucii</i>							○		○	
—	<i>Anthicus formicarius</i>							●			
ハネグロホンアリモドキ	<i>Anthicus formicarius atropiterus</i>							○			
コオビホンアリモドキ	<i>Anthicus hamai</i>					E		○		●	
アカボシホンアリモドキ	<i>Anthicus luteonotatus</i>							●	●	●	
ツヤモンホンアリモドキ	<i>Anthicus shibatai</i>							●	●	●	
ホソクビアリモドキ	<i>Formicomus branninus</i>							●	●		
ホソクビアリモドキトカラ亜種	<i>Formicomus branninus tokarensis</i>					e			○		
オキナワホソクビアリモドキ	<i>Formicomus okinawanus</i>					E			●	●	
クロクビホソムシ	<i>Macratris atrata</i>							●		●	
フタモンクビホソムシ	<i>Macratris griseosellata</i>							●	●	●	
アカクビホソムシ	<i>Macratris serialis</i>									●	
チビイッカク	<i>Mecynotarsus minihmus</i>							●	●		
チビイッカクトカラ亜種	<i>Mecynotarsus minihmus laticornis</i>					e		○	○		
マルモンホンアリモドキ	<i>Sapintus irregularis</i>							●	●		
サキシマモンアリモドキ	<i>Sapintus sakishimanus</i>					E		●	●	●	
ニセクビホソムシ科											
ヒロズニセクビホソムシ	<i>Aderus laticeps</i>									●	

和名	学名	IUCNレッドリスト （2001年8月）*1リスト	環境省レッドリスト （2001年8月）*2リスト	国内希少 野生動物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*5及び南琉球の 中琉球の	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
キイロニセクビボソムシ	<i>Aderus yaeyamanus</i>					E				●	
マダラニセクビボソムシ	<i>Phytobaenus amabilis</i>					e	●				
マダラニセクビボソムシ奄美亜種	<i>Phytobaenus amabilis amamiensis</i>						○				
カタモンニセクビボソムシ	<i>Pseudoloterus humeralis</i>						●	●			
ヤマトニセクビボソムシ	<i>Pseudoloterus japonicus</i>						●				
シバタクロニセクビボソムシ	<i>Syzeton shibatai</i>					E	●				
ツチハンミョウ科											
ヒラズゲンセイ	<i>Cissites cephalotes</i>							●			
ツマガロキゲンセイ	<i>Zonitis cothurnata</i>						●				
オキナワキゲンセイ	<i>Zonitis okinawensis</i>							●		●	
ハナノミダマシ科											
アマミフナガタハナノミ	<i>Anaspis oshimana</i>					E	●				
シバタフナガタハナノミ	<i>Anaspis shibatai</i>						●		●		
スジアシハナノミダマシ	<i>Canifa cribriceps</i>						●		●		
キイロハナノミダマシ	<i>Scaptia livens</i>								●		
チビキカワムシ科											
アマミクチキムシダマシ	<i>Elacatis atrithorax</i>						●				
ヒメクチキムシダマシ	<i>Elacatis ocularis</i>						●				
カギモンハネカクシダマシ	<i>Inopeplus uenoi</i>						●	●	●		
アトモンハネカクシダマシ	<i>Inopeplus uenoi ohbayasii</i>						○		○		
カギモンハネカクシダマシ	<i>Inopeplus uenoi uenoi</i>					e				○	
ツヤチビキカワムシ	<i>Lissodema laevipenne</i>						●				
ムナグロチビキカワムシ	<i>Lissodema munaguro</i>					E			●		
クロオビチビキカワムシ	<i>Lissodema teruhisai</i>					E			●		
クロナガチビキカワムシ	<i>Lissodema uenoi</i>								●		
オバケハネカクシダマシ	<i>Uruminopeplus sakaii</i>					E	●		●		
ホソキカワムシ科											
ホソキカワムシ	<i>Hemipeplus miyamotoi</i>						●		●		
ハムシダマシ科											
ユミアシハムシダマシ	<i>Anisostira abnormipes</i>					E				●	
ムネアカシワハムシダマシ	<i>Anisostira elegans</i>					E			●	●	
シワハムシダマシ	<i>Anisostira rugibennis</i>					E			●		
アマミアオハムシダマシ	<i>Arthromacra amamiana</i>					E	●		●		
ズマルハムシダマシ	<i>Casnonidea occipitalis</i>						●			●	
チビヒサゴミムシダマシ	<i>Laena rotundicollis</i>						●		●	●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
アマミチビサゴゴミムシダマン	<i>Laena rotundicollis insularis</i>					e	○			○	
チビサゴゴミムシダマン	<i>Laena rotundicollis rotundicollis</i>					E	●			○	
ケブカクロハムシダマン	<i>Lagria notabilis</i>					E					
ウルマクロハムシダマン	<i>Lagria okinawana</i>					E	●				
ヒゲブトゴミムシダマン	<i>Luprops orientalis</i>						●				
クチキムシ科											
—	<i>Allecula amamiensis</i>					E	●			●	
—	<i>Allecula amamiensis amamiensis</i>					e	○				
—	<i>Allecula amamiensis okinawaensis</i>					e		○			
—	<i>Allecula oshimana</i>					E	●				
—	<i>Allecula satsumae</i>					E	●			●	
サツマオオクチキムシ	<i>Allecula satsumae</i>					E	●				
アマミホソクチキムシ	<i>Allecula shibatai</i>					E	●				
ウスイロクチキムシ	<i>Allecula sirinola</i>						●				
ホソアカクチキムシ	<i>Allecula tenuis</i>						●				
—	<i>Bolbostetha sauteri</i>						●			●	
—	<i>Bolbostetha sauteri oshimana</i>					e	○	○			
—	<i>Barboressthes amamiensis</i>					E	●				
—	<i>Cteniopterus itomotensis</i>					E				●	
ゴミムシダマン科											
アマミホソヒゲナガキマワリ	<i>Ainu masumotoi</i>					E	●			●	
ニジマルキマワリ	<i>Amarygnus callichromus</i>					E				●	
オオニシキマワリモドキ	<i>Androcarnaria iyukyuensis</i>					E				●	
アマミヨツボシゴミムシダマン	<i>Basanus amamiensis</i>					E	●			●	
チビヨツボシゴミムシダマン	<i>Basanus fukudai</i>					E				●	
コブスジツノゴミムシダマン	<i>Boletoxenus bellicosus</i>									●	
オオスジカブトゴミムシダマン	<i>Bradymerus clathratus</i>									●	
カスザブチビツノゴミムシダマン	<i>Byrsax kaszabi</i>						●			●	
—	<i>Caedius maederi</i>						●			●	
—	<i>Caedius maederi minor</i>						○			○	
ヒメヒラタゴミムシダマン	<i>Catapiestus rugipennis</i>					E	●			●	
ナガニジゴミムシダマン	<i>Ceroptia induta</i>						●			●	
アカアシヒメゴミムシダマン	<i>Cneochemis laminipes</i>									●	
アマミホソゴミムシダマン	<i>Corticeus amamiensis</i>					E	●			●	
アメイロホソゴミムシダマン	<i>Corticeus gentilis</i>						●			●	
—	<i>Corticeus maetheri</i>									●	

和名	学名	UC 2018 レッドリスト	環境省 レッドリスト 2018	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南 琉球の5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
イシガキホソゴミムシダマシ	<i>Corticium maehleri mayumiiae</i>					e				○	
タカラヒメツノゴミムシダマシ	<i>Cryphaeus satoi</i>						●	●	●	●	
イリオモテヒメツノゴミムシダマシ	<i>Cryphaeus satoi iriomotensis</i>					e				○	
タカラヒメツノゴミムシダマシ	<i>Cryphaeus satoi satoi</i>						○	○	○		
—	<i>Derispia amamiana</i>					E	●				
アマミクロホシテントウゴミムシダマシ	<i>Derispia japonica</i>					E	●	●	●		
アマミクロホシテントウゴミムシダマシ	<i>Derispia japonica japonica</i>					e	○	○	○		
—	<i>Derispia japonica yaeyamana</i>					e				○	
—	<i>Derispia shibatai</i>					E	●				
ヒラヨツモンツヤゴミムシダマシ	<i>Diaclina quadrimaculata</i>									●	
—	<i>Diaperis lewisi</i>						●				
—	<i>Diaperis lewisi intersecta</i>						○				
—	<i>Diaperis sanguineipennis</i>							●			
アカモンキノミムシダマシ	<i>Diaperis sanguineipennis sinensis</i>							○			
フトアラメヒラダゴミムシダマシ	<i>Diodes tokaranus</i>									●	
ツヤスナゴミムシダマシ	<i>Diphyrhyntichas iriomotensis</i>									●	
マルヒラスナゴミムシダマシ	<i>Diphyrhyntichus oharensis</i>									●	
コヒラスナゴミムシダマシ	<i>Diphyrhyntichus shibatai</i>						●			●	
ニジコマルキマワリ	<i>Elixata iridicollis</i>						●			●	
ヒメニジコマルキマワリ	<i>Elixata izumii</i>					E				●	
ヒメルリゴミムシダマシ	<i>Encyalesifus exularis</i>									●	
ヒヨウタンキノマワリ	<i>Eucrossoscelis broscosomoides</i>					E	●				
ヒメヒヨウタンキノマワリ	<i>Eucrossoscelis richioi</i>					E				●	
ヒメオオニジゴミムシダマシ	<i>Euhemicera hajime</i>					E	●				
ルリムネオオニジゴミムシダマシ	<i>Euhemicera japonica</i>					E	●	●	●		
アマミオオニジゴミムシダマシ	<i>Euhemicera nodokai</i>						●	●	●		
サキシマオオニジゴミムシダマシ	<i>Euhemicera sakishimensis</i>									●	
ヘリアカゴミムシダマシ	<i>Eutochia lateralis</i>									●	
—	<i>Gnesis helopioides</i>						●	●	●		
アマミズビロキマワリモドキ	<i>Gnesis helopioides amamianus</i>					e	○				
オキナワズビロキマワリモドキ	<i>Gnesis helopioides okinawanus</i>					e			○		
ムラサキズビロキマワリモドキ	<i>Gnesis helopioides purpurascens</i>						○	○			
アラメズビロキマワリモドキ	<i>Gnesis magnipunctatus</i>					E				●	
ヤマトスナゴミムシダマシ	<i>Gonocephalum coenosum</i>									●	
—	<i>Gonocephalum coriaceum</i>						●				

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ヤエヤマオオスナゴミムシダマシ	<i>Gonocephalum kordoi</i>					E				●	
リュウキュウオオスナゴミムシダマシ	<i>Gonocephalum okinawanum</i>						●		●	●	
オオスナゴミムシダマシ	<i>Gonocephalum pubens</i>									●	
タカラヒメスナゴミムシダマシ	<i>Gonocephalum takara</i>									●	
ネジレツノキノコゴミムシダマシ	<i>Ischnodactylus iriomotensis</i>					E				●	
オビモンホソゴミムシダマシ	<i>Leptocaptha unifasciata</i>						●			●	
オオツヤホソゴミムシダマシ	<i>Menepophilus arosceles</i>						●			●	
—	<i>Mesomoropus villiger</i>						●			●	
ヒメクロルリゴミムシダマシ	<i>Metacalis nagaii</i>					E	●		●		
ヒメホソハマベゴミムシダマシ	<i>Micropedinus pellicipennis</i>						●			●	
—	<i>Micropedinus rotundicollis</i>					E				●	
—	<i>Myostdes amainianus</i>					E	●				
—	<i>Myostdes ishigakianus</i>					E				●	
—	<i>Myostdes okinawanus</i>					E		●			
コマルチビゴミムシダマシ	<i>Nesocaelus minimus</i>						●			●	
フタヅノチビゴミムシダマシ	<i>Pentaphyllus dilatipes</i>						●			●	
カンビラツノチビゴミムシダマシ	<i>Pentaphyllus kampiraensis</i>					E	●			●	
ヨツノチビゴミムシダマシ	<i>Pentaphyllus quadricornis</i>									●	
オキナワカタビロキマワリモドキ	<i>Phaedis iriei</i>					E			●		
ヤエヤマカタビロキマワリモドキ	<i>Phaedis marmoratus</i>					E				●	
アマミカタビロキマワリモドキ	<i>Phaedis oshimensis</i>					E	●				
ヒメキマワリモドキ	<i>Planius yaeyamensis</i>					E				●	
ヤエヤマキノコゴミムシダマシ	<i>Platydena celatum</i>					E				●	
クロキノコゴミムシダマシ	<i>Platydena fumosum</i>						●			●	
クワイクロキノコゴミムシダマシ	<i>Platydena fumosum fumosum</i>						○		○		
アオツヤキノコゴミムシダマシ	<i>Platydena fumosum kawaii</i>					e	○		○		
クロオビキノコゴミムシダマシ	<i>Platydena maruseuli</i>						●			●	
ツノボソキノコゴミムシダマシ	<i>Platydena pallidicollis</i>						●			●	
ヒメクロキノコゴミムシダマシ	<i>Platydena recticorne</i>									●	
—	<i>Platydena sakishimensis</i>									●	
—	<i>Platydena sauteri</i>									●	
—	<i>Platydena sauteri omoto</i>									○	
サワダキノコゴミムシダマシ	<i>Platydena sawadai</i>					E				●	
ベニモンキノコゴミムシダマシ	<i>Platydena subfascia</i>						●			●	
ベニモンキノコゴミムシダマシ	<i>Platydena subfascia subfascia</i>						○		○		

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南 琉球の5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ヤエヤマベニモンキノゴミムシダマシ	<i>Platydemia subfascia yaeyama</i>					e				○	
—	<i>Plesiophthalmus aurichelceus</i>					E		●			
アマミキマワリ	<i>Plesiophthalmus brevipennis</i>					E	●	●			
ウルマキマワリ	<i>Plesiophthalmus brevipennis aurichelceus</i>					e		○			
アマミキマワリ	<i>Plesiophthalmus brevipennis brevipennis</i>					e	○	○			
イブシキマワリ	<i>Plesiophthalmus fuscoaescescens</i>					E			●		
イリオモテキマワリ	<i>Plesiophthalmus gracilis</i>					E				●	
トクノシマキマワリ	<i>Plesiophthalmus makihaiai</i>					E		●			
ミズサウキマワリ	<i>Plesiophthalmus mizusawai</i>					E	●				
ナガアマミキマワリ	<i>Plesiophthalmus nakamurai</i>					E	●				
オキナフキマワリ	<i>Plesiophthalmus piceus</i>					E		●			
シヨウヤマキマワリ	<i>Plesiophthalmus shoyamai</i>					E				●	
—	<i>Plesiophthalmus spectabilis</i>							●			
オキナフクワキマワリ	<i>Plesiophthalmus spectabilis okinawanus</i>					e		○			
イリオモテユミアシゴミムシダマシ	<i>Promethis iriomotensis</i>					E				●	
オキナフユミアシゴミムシダマシ	<i>Promethis okinawana</i>					E		●			
アマミユミアシゴミムシダマシ	<i>Promethis oshimana</i>					E	●				
エグリユミアシゴミムシダマシ	<i>Promethis subbiangulata</i>							●			
—	<i>Promethis tokunoshimana</i>					E				●	
ヒメニシキマワリモドキ	<i>Pseudonantes purpurivittatus</i>						●	●		●	
クワイムシモドキ	<i>Rhipidandrus speculifrons</i>									●	
アマミツヤゴミムシダマシ	<i>Scaphidema kondoi</i>					E	●				
オオクビカクシゴミムシダマシ	<i>Stenochinus carinatus</i>						●			●	
オオクビカクシゴミムシダマシ	<i>Stenochinus carinatus carinatus</i>						○	○		○	
アマミクビカクシゴミムシダマシ	<i>Stenochinus oshimanus</i>					E	●				
—	<i>Strongylium akita</i>					E	●				
セスジナガキマワリ	<i>Strongylium cullelialatum</i>						●			●	
イシガキナガキマワリ	<i>Strongylium kawadai</i>					E				●	
ハネナシセスジキマワリ	<i>Strongylium marseuli</i>							●			
オオシマナガキマワリ	<i>Strongylium oshimanum</i>					E	●				
コクロナガキマワリ	<i>Strongylium shibatai</i>					E	●			●	
アマミマルムネゴミムシダマシ	<i>Tarpela amamiensis</i>					E	●			●	
—	<i>Tarpela brunnea</i>									●	
コウノマルムネゴミムシダマシ	<i>Tarpela brunnea konoi</i>									○	
カラカネチビキマワリモドキ	<i>Tetragonomenes palpaloides</i>									●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018年リスト)	環境省レッドリスト (2018年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ハラアカチビキマワリモドキ	<i>Tetragonomenes rufiventris</i>					E	●		●		
アオチビキマワリモドキ	<i>Tetragonomenes semiviolaceus</i>						●				
ムラサキツヤニジゴミムシダマシ	<i>Tetraphyllus latior</i>					E	●	●			
—	<i>Tetraphyllus lunuliger</i>					e	●	●	○		
ツヤニジゴミムシダマシ	<i>Tetraphyllus lunuliger laevis</i>						○	○		●	
オニツノゴミムシダマシ	<i>Toxicum funginum</i>					E		●			
コミツノゴミムシダマシ	<i>Toxicum subtricornutum</i>							●			
ミナミニセマゴソコガネダマシ	<i>Trachyscelis chinensis</i>						●	●		●	
モトヨツゴミムシダマシ	<i>Uloana bonzica</i>						●	●		●	
—	<i>Uloana excisa</i>						○	○		○	
ミナミアエグリゴミムシダマシ	<i>Uloana excisa nanseiensis</i>						○	○		○	
ヒメエグリゴミムシダマシ	<i>Uloana ichoi</i>					E	●				
エグリゴミムシダマシ	<i>Uloana marseuli</i>						●	●			
エグリゴミムシダマシ	<i>Uloana marseuli marseuli</i>						○	○			
オオクワエグリゴミムシダマシ	<i>Uloana polita</i>									●	
サクライエグリゴミムシダマシ	<i>Uloana sakuraii</i>					E	●				
イリオモテエグリゴミムシダマシ	<i>Uloana takarai</i>					E				●	
カミキリムシ科											
サビアヤカミキリ	<i>Abyrna obscura</i>						●	●	●		
アマミビロウドカミキリ	<i>Acalolepta amaiana</i>					E	●	●			
アマミビロウドカミキリ	<i>Acalolepta amaiana amaiana</i>					e	○	○			
オキナフビロウドカミキリ	<i>Acalolepta amaiana similima</i>					e			○		
フェリエビロウドカミキリ	<i>Acalolepta ferriei</i>					E	●		●		
イシガキビロウドカミキリ	<i>Acalolepta iwahashii</i>					E				●	
オキナフセンノカミキリ	<i>Acalolepta kuniyoshii</i>					E			●		
—	<i>Acalolepta luxuriosa</i>						●				
アマミセンノカミキリ	<i>Acalolepta luxuriosa kawadei</i>					e	○				
オオシマビロウドカミキリ	<i>Acalolepta oshimana</i>						●	●			
オモロビロウドカミキリ	<i>Acalolepta oshimana omoro</i>					e			○		
オオシマビロウドカミキリ	<i>Acalolepta oshimana oshimana</i>						○	○			
—	<i>Acalolepta permulans</i>					E			●		
オキナフケンケビロウドカミキリ	<i>Acalolepta permulans okinawana</i>					e			○		
ケンケビロウドカミキリ	<i>Acalolepta permulans paucipunctata</i>									○	
—	<i>Acrocyrtidus elegantulus</i>					E	●				
ヨツオビハレカミキリ	<i>Acrocyrtidus elegantulus longicornis</i>					e	○				

和名	学名	IUCNレッドリスト （2001年8月） 環境省レッドリスト （2008年11月）	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*5及び南琉球の 中琉球	中琉球			南琉球	備考
						奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
トクノシマキマダラミヤマカミキリ	<i>Aeolesthes chrysothrix</i>					●	●	●	●	
イシガキキマダラミヤマカミキリ	<i>Aeolesthes chrysothrix kurosawai</i>				e	○	○	○	○	
リュウキュウトビイロカミキリ	<i>Aeolesthes chrysothrix nakamurai</i>				e					
アマミトビイロカミキリ	<i>Allotraeus insularis</i>				e	●	●	●	●	
リュウキュウトビイロカミキリ	<i>Allotraeus insularis amamiensis</i>				e	○	○	○	○	
ケズネチビトラカミキリ	<i>Allotraeus insularis insularis</i>				e					
クロツヤアラザカミキリ	<i>Anamiclytus nobuoi</i>	DD			E	●				
	<i>Anaesopogonius piceotigris</i>				E	●				
	<i>Anaglyptus arakawae</i>				e	○	○			
アマミアラカワシロヘリトラカミキリ	<i>Anaglyptus arakawae amamiensis</i>				E	●				
カサハラツヤケシハナカミキリ	<i>Anastrangalia kasaharai</i>				E	●				
ゴマダラカミキリ	<i>Anoplophora malasiaca</i>				E		●	●		
オオシマゴマダラカミキリ	<i>Anoplophora oshimana</i>				E	●	●	●		
ヨスジシラホシサビカミキリ	<i>Apomecyna histrio</i>					●	●	●	●	
ヨスジシラホシサビカミキリ	<i>Apomecyna histrio histrio</i>					○	○	○	○	
オキナフヨスジシラホシサビカミキリ	<i>Apomecyna histrio okinawana</i>					○	○	○	○	
	<i>Apomecyna naevia</i>					●		●		
	<i>Apomecyna naevia deguchii</i>				e	○	○	○	○	
オキナフカノコサビカミキリ	<i>Apomecyna semihistrio</i>				E				●	
ヤエヤマカノコサビカミキリ	<i>Apriona nobuoi</i>				E	●		●		
オキナフクワカミキリ	<i>Apriona yaveyamae</i>				E				●	
イシガキクワカミキリ	<i>Artimpaza seitgera</i>					●	●	●		
	<i>Artimpaza seitgera japonica</i>					○	○	○	○	
ケナガカミキリ	<i>Asaperda bicostata</i>					●	●	●		
キンケチャイロカミキリ	<i>Asaperda bicostata</i>					○	○	○	○	
キンケチャイロカミキリ	<i>Asaperda bicostata bicostata</i>					●	●	●		
オキナフキンケチャイロカミキリ	<i>Asaperda bicostata okinawana</i>				e	○	○	○	○	
シロスジカミキリ	<i>Batocera lineolata</i>					●		●		
ウスアヤカミキリ	<i>Bumetopia japonica</i>								●	
オキナフウスアヤカミキリ	<i>Bumetopia japonica okinawana</i>				e			○	○	
オオシマウスアヤカミキリ	<i>Bumetopia ohshimana</i>					●	●	●		
オオシマウスアヤカミキリ	<i>Bumetopia ohshimana ohshimana</i>					○	○	○		
サキシマウスアヤカミキリ	<i>Bumetopia sakishimana</i>				E				●	
イシガキウスアヤカミキリ	<i>Bumetopia sakishimana ishigaki</i>				e				○	
ヒメスギカミキリ	<i>Callidiellum rufipenne</i>					●		●		
ケブトハナカミキリ	<i>Caraphia lepturoides</i>					●	●	●	●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ケブトハナカミキリ	<i>Caraphia lepturoides lepturoides</i>							○	○	○	
ツシムムナクボカミキリ	<i>Cephalallus unicolor</i>							●	●	●	
ホソガタヒメカミキリ	<i>Ceresium elongatum</i>							●	●	●	
リュウキュウヒメカミキリ	<i>Ceresium fuscum</i>							●	●	●	
リュウキュウヒメカミキリ	<i>Ceresium fuscum fuscum</i>							○	○	○	
サキシマヒメカミキリ	<i>Ceresium fuscum shirakii</i>					e		●	●	○	
ヨコヤマヒメカミキリ	<i>Ceresium holophaeum</i>							●	●	●	
ヒゲナガヒメカミキリ	<i>Ceresium longicorne</i>							●	●	●	
—	<i>Ceresium simile</i>							●	●	●	
—	<i>Ceresium simile flavopubescentis</i>							○	○	○	
—	<i>Ceresium unicolor</i>							●	●	●	
—	<i>Ceresium unicolor pseudounicolor</i>					e		○	○	○	
オオシママドリカミキリ	<i>Chloridolum lochocanum</i>					E		●	●	●	
アマミキイロトラカミキリ	<i>Chlorophorus amami</i>					E		●	●	●	
タケトラカミキリ	<i>Chlorophorus annularis</i>							●	●	●	
イリオモテトラカミキリ	<i>Chlorophorus aritai</i>					E		●	●	●	
アマミウスグロトラカミキリ	<i>Chlorophorus flavopubescentis</i>					E		●	●	●	
フタオビドリトラカミキリ	<i>Chlorophorus muscosus</i>							●	●	●	
ヨツスジトラカミキリ	<i>Chlorophorus quinquefasciatus</i>							●	●	●	
ウスグロトラカミキリ	<i>Chlorophorus signaticollis</i>							●	●	●	
ヤエヤマトラカミキリ	<i>Chlorophorus yayeyamensis</i>							●	●	●	
オガサワラチャイロカミキリ	<i>Comusia testacea</i>							●	●	●	
アカハナカミキリ	<i>Corymbia succedanea</i>							●	●	●	
イシガキツツサビカミキリ	<i>Cylindrella makiharai</i>					E				●	
サキシマトゲヒゲトラカミキリ	<i>Demonax masatakei</i>					E				●	
オオバヤシトゲヒゲトラカミキリ	<i>Demonax ohbayashii</i>					E				●	
オキナワトゲヒゲトラカミキリ	<i>Demonax sawaii</i>					E				●	
アマミトゲヒゲトラカミキリ	<i>Demonax semixenicus</i>					E		●	●	●	
オキナワサビカミキリ	<i>Diboma costata</i>							●	●	●	
ムモンアラゲサビカミキリ	<i>Egesina flavoapicalis</i>					E				●	
ツヤアラゲサビカミキリ	<i>Egesina picea</i>							●	●	●	
シバタアラゲサビカミキリ	<i>Egesina shibatai</i>							●	●	●	
—	<i>Epania dilaticornis</i>							●	●	●	
—	<i>Epania dilaticornis kumatai</i>							○	○	○	
クマタヒメコバネカミキリ	<i>Epania iriei</i>					E				●	
ノコギリヒメコバネカミキリ											

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018年)*リスト	環境省レッドリスト (2018年)*リスト	国内希少 野生動物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
—	<i>Epania shikokensis</i>							●		●	
アオヒメコバネカミキリ	<i>Epania shikokensis maruokai</i>					e					○
リョウブモモブトヒメコバネカミキリ	<i>Epania shikokensis shikokensis</i>							○		○	
—	<i>Ephies japonicus</i>							●		●	
リュウキュウモウセンハナカミキリ	<i>Ephies japonicus okinawanus</i>					e		○		○	
ホシベニカミキリ	<i>Eupromus ruber</i>							●			
ベーツヒラタカミキリ	<i>Euryopoda batesi</i>							●		●	
コゲチャヒラタカミキリ	<i>Euryopoda unicolor</i>							●		●	
オビレカミキリ	<i>Euseboides matsudai</i>							●		●	
オビレカミキリ	<i>Euseboides matsudai matsudai</i>							○		○	
オビレカミキリ	<i>Euseboides matsudai matsudai</i>							○		○	
ハヤシケンシカミキリ	<i>Exocentrus hayashii</i>					E				●	
トクノシマケンシカミキリ	<i>Exocentrus marui</i>					E		●			
アマミノブオケンシカミキリ	<i>Exocentrus nobuoi</i>							●		●	
アマミノブオケンシカミキリ	<i>Exocentrus nobuoi nobuoi</i>					e		○		○	
オキナフノブオケンシカミキリ	<i>Exocentrus nobuoi okinawensis</i>									○	
リュウキュウモガタケンシカミキリ	<i>Exocentrus takakuwai</i>									●	
アマミアカハネハナカミキリ	<i>Fomosporyrhona satoi</i>					E		●		●	
コバルトヒゲナガコバネカミキリ	<i>Glaphyra cobaltina</i>					E		●		●	
シバタヒゲナガコバネカミキリ	<i>Glaphyra shibatai</i>							●		●	
オキナフシバタヒゲナガコバネカミキリ	<i>Glaphyra shibatai okinawana</i>									○	
シバタヒゲナガコバネカミキリ	<i>Glaphyra shibatai shibatai</i>							○		○	
—	<i>Glaphyra takeuchii</i>							●		●	
リュウキュウタケウチヒゲナガコバネカミキリ	<i>Glaphyra takeuchii ebeninus</i>							●		●	
リュウキュウルリボシカミキリ	<i>Glenea chlorospila</i>					e		○		○	
リュウキュウルリボシカミキリ	<i>Glenea chlorospila chlorospila</i>							●		●	
オキナフルリボシカミキリ	<i>Glenea chlorospila okinawensis</i>							○		○	
ヒメスジシロカミキリ	<i>Glenea hamabovola</i>					e					
アマミノケンカミキリ	<i>Glenea iriei</i>					E		●		●	
オキナフモンカミキリ	<i>Glenea iriei heikichii</i>									○	
アマミノケンカミキリ	<i>Glenea iriei iriei</i>					e		○		○	
イワサキケンシカミキリ	<i>Glenea iwasakii</i>										
スジシロカミキリ	<i>Glenea lineata</i>							●		●	
オキナフスジシロカミキリ	<i>Glenea lineata ihai</i>									○	
スジシロカミキリ	<i>Glenea lineata lineata</i>					e		○		○	
インガキスジシロカミキリ	<i>Glenea lineata ryukyensis</i>					e					○

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
フタツメイカミキリ	<i>Gnatholea biselurata</i>							●			
オオシマドウソソカミキリ	<i>Hyllisia taihokensis</i>							●	●	●	
マルオカホソハナカミキリ	<i>Idostrangalia maruokai</i>					E		●			
イシガキトガリハサビカミキリ	<i>Iproca ishigakiana</i>					E		●	●	●	
フッケントラカミキリ	<i>Kazuoclytus fukiensis</i>							●			
チュウジョウクビアカモブトソソカミキリ	<i>Kururua chuijoi</i>							●	●	●	
リュウキュウチビコハネカミキリ	<i>Leptepania ryukyuna</i>							●	●		
—	<i>Leptura ochraceofasciata</i>							●	●		
アマミヨツズジハナカミキリ	<i>Leptura ochraceofasciata amamiensis</i>					e		○			
オキナフヨツズジハナカミキリ	<i>Leptura ochraceofasciata watanabei</i>					e			○		
リュウキュウヒメアメイロカミキリ	<i>Longipalpus dilatipennis</i>					E		●	●	●	
—	<i>Macrotoma fisheri</i>									●	
—	<i>Macrotoma fisheri obscuribrunnea</i>					e				○	
—	<i>Margites formosana</i>							●	●	●	
—	<i>Margites formosana ishigakiana</i>					e				○	
イシガキトガウスバカミキリ	<i>Margites formosana ishigakiana</i>					e					
アマミトガウスバカミキリ	<i>Margites formosana kawazoei</i>					e		○			
オキナフトガウスバカミキリ	<i>Margites formosana okinawana</i>					e					
キイロミヤマカミキリ	<i>Margites fulvividus</i>							●	●	●	
ウスバカミキリ	<i>Megopsis sinica</i>							●	●	●	
ウスバカミキリ	<i>Megopsis sinica sinica</i>							○	○	○	
ヤエヤマウスバカミキリ	<i>Megopsis sinica validicornis</i>					e				○	
—	<i>Merionoeda formosana</i>									●	
—	<i>Merionoeda formosana iriomotensis</i>					e				○	
ヤエヤマモブトコハネカミキリ	<i>Merionoeda formosana iriomotensis</i>					e					
オキナフモブトコハネカミキリ	<i>Merionoeda formosana okinawana</i>					e			○		
アマミモブトコハネカミキリ	<i>Merionoeda formosana rubriventris</i>					e		○	○		
ヒロオビオゴマフカミキリ	<i>Mesoeris horiana</i>									●	
ムネコブゴマフカミキリ	<i>Mesosa cervinopicta</i>					E				●	
ベニモンゴマフカミキリ	<i>Mesosa itoi</i>					E				●	
コウノゴマフカミキリ	<i>Mesosa konoi</i>							●	●		
アマミコウノゴマフカミキリ	<i>Mesosa konoi amamiensis</i>					e		○			
ナゴコウノゴマフカミキリ	<i>Mesosa konoi okinawana</i>					e			○		
ナガゴマフカミキリ	<i>Mesosa longipennis</i>							●			
コブハネゴマフカミキリ	<i>Mesosa nomurai</i>							●			
オキナフゴマフカミキリ	<i>Mesosa pictipes</i>					E		●	●	●	
オキナフゴマフカミキリ	<i>Mesosa pictipes miyamotai</i>							○	○		
トカラオキナフゴマフカミキリ	<i>Mesosa pictipes miyamotai</i>							○	○		

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
オキナワゴマフカミキリ	<i>Mesosa pictipes pictipes</i>					e			○		
ヨナゴニゴマフカミキリ	<i>Mesosa yonaguni</i>					E			●	●	
イシガキヨナゴニゴマフカミキリ	<i>Mesosa yonaguni subkonoi</i>					e			○	○	
オキナワジャノメカミキリ	<i>Microleucocryptus nakabayashii</i>					E			●	●	
—	<i>Mimecatina divaricata</i>							●		●	
アマミドイカミキリ	<i>Mimecatina divaricata fulvovariegata</i>							○			
ヤエヤマドイカミキリ	<i>Mimecatina divaricata yayeyamana</i>					e				○	
ニセコガチャサバカミキリ	<i>Mimecatina iriei</i>					E			●		
—	<i>Mimecatina meridiana</i>							●	●	●	
アノハネヒゲナガカミキリ	<i>Mimecatina meridiana ?hirai</i>							○	○	○	
ヒゲナガホソハナカミキリ	<i>Mimorsidis yayeyamensis</i>					E				●	
ツヤケシヒゲナガコハネカミキリ	<i>Mimostirangalia longicornis</i>					E			●	●	
マツノマダラカミキリ	<i>Molochoeperia mizoguchii</i>							●	●	●	
コガチャフタモンヒゲナガカミキリ	<i>Monochamus alternatus</i>							●	●	●	
キマダラヒメヒゲナガカミキリ	<i>Monochamus asiaticus</i>					E				●	
アマミヒメヒゲナガカミキリ	<i>Monochamus maruokai</i>					E				●	
イリエシラホシサバカミキリ	<i>Monochamus masaoi</i>					E			●		
ニッポンムネヒダミヤマカミキリ	<i>Mycerriopsis apomecynoides</i>					E			●	●	
リュウキュウクイロシラホシカミキリ	<i>Nadezhdiella japonica</i>					E				●	
アマミホソコハネカミキリ	<i>Nanohammus subfasciatus</i>					E			●		
リュウキュウチビカミキリ	<i>Necydalis moriyai</i>					E			●		
ハイイロヤハズカミキリ	<i>Neosybra tyukyuensis</i>					E				●	
ヤノヤハズカミキリ	<i>Niphona furcata</i>							●	●	●	
ムネスジウスバカミキリ	<i>Niphona yanoi</i>								○	○	
ヨツズカミキリ	<i>Niphona yanoi yanoi</i>							●	●	●	
オキナワリンゴカミキリ	<i>Nortia carinicornis</i>									●	
アマミリンゴカミキリ	<i>Notomulcher quadrisignatus</i>					E				●	
ハッタアメイロカミキリ	<i>Oberea ishigakiana</i>					E				●	
リュウキュウメダカアメイロカミキリ	<i>Oberea okinawana</i>					E				●	
—	<i>Oberea shibatai</i>					E				●	
—	<i>Obrium hattai</i>					E				●	
—	<i>Obrium takahashii</i>					E				●	
—	<i>Obrium takeshitai</i>					E				●	
—	<i>Olenecamptus bilobus</i>					E				●	
—	<i>Olenecamptus bilobus nipponensis</i>					e			○	○	
—	<i>Olenecamptus bilobus nipponensis</i>									○	

和名	学名	UC18)*リスト	環境省レッドリスト	国内希少野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
タカゴシロカミキリ	<i>Olenecamptus formosanus</i>						●	●			
ムツボシロカミキリ	<i>Olenecamptus taiwanus</i>						●		●		
—	<i>Ostedes inermis</i>						●				
アマミハリムネモブトカミキリ	<i>Ostedes inermis densepunctata</i>		DD			e	○	○			
ヤエヤマヒオドシハナカミキリ	<i>Paranaspia yaeyamensis</i>					E				●	
タイワンニセクワガタカミキリ	<i>Parandra formosana</i>									●	
アマミニセクワガタカミキリ	<i>Parandra shibatai</i>					E	●				
コジマクロオビヒメカミキリ	<i>Parasalpinxia kojimai</i>							●			
—	<i>Parautetrapha magnifica</i>									●	
ムネモンウスアオカミキリ	<i>Parautetrapha magnifica caeruleithoracica</i>					e				○	
イシガキフトカミキリ	<i>Pebblephaeus ishigekianus</i>					E				●	
オキナフフトカミキリ	<i>Pebblephaeus okinawanus</i>					E		●			
ヤエヤマフトカミキリ	<i>Pebblephaeus yayeyamai</i>					E				●	
—	<i>Penthides flavus</i>									●	
シロアラガカミキリ	<i>Penthides flavus multipubens</i>					e				○	
キイロアラガカミキリ	<i>Penthides rufiflavus</i>						●				
キュウシュウチビトラカミキリ	<i>Perissus kiusiuenis</i>						●				
アマミチビトラカミキリ	<i>Perissus kiusiuenis yamadai</i>					e	○	○			
オキナフチビトラカミキリ	<i>Perissus tsutsumii</i>					E			●		
シロスジドウボソソカミキリ	<i>Pothyne annulata</i>						●	●	●		
シロスジドウボソソカミキリ	<i>Pothyne annulata annulata</i>						○	○	○		
イシガキシロスジドウボソソカミキリ	<i>Pothyne annulata ishigekiana</i>					e				○	
ヨナグニシロスジドウボソソカミキリ	<i>Pothyne annulata yonaguniensis</i>					e				○	
ヤエヤマタテスジドウボソソカミキリ	<i>Pothyne formosana chocoletoides</i>					e					
タテスジドウボソソカミキリ	<i>Pothyne formosana liturata</i>					e			○		
—	<i>Pothyne variegata</i>						●	●	●	●	
カスリドウボソソカミキリ	<i>Pothyne variegata hayashii</i>					e	○	○			
オキナフカスリドウボソソカミキリ	<i>Pothyne variegata ryukyuan</i>					e			○		
ヤエヤマカスリドウボソソカミキリ	<i>Pothyne variegata yayeyamana</i>					e				○	
ヒゲナガヒメルリカミキリ	<i>Praolia citrinipes</i>						●		●	●	
イシガキイトヒゲカミキリ	<i>Praolia citrinipes ishigekiana</i>					e				○	
アマミルリホソヒゲカミキリ	<i>Praolia citrinipes takeuchii</i>					e	○				
ヒゲナガウスシロカミキリ	<i>Praolia citrinipes urnui</i>					e			○		
キイロイトヒゲカミキリ	<i>Praolia mizatanii</i>					E					
—	<i>Psacotha hilaris</i>						●	●	●	●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
イシガキキボシカミキリ	<i>Psacotheta hilaris ishigakiana</i>					e				○	
アマミキボシカミキリ	<i>Psacotheta hilaris maculata</i>					e	○	○			
オキナワキボシカミキリ	<i>Psacotheta hilaris tenebrosa</i>							○			
—	<i>Psephactus remiger</i>						●	○	○		
クロコバナカミキリ	<i>Psephactus remiger insularis</i>						○	○			
オキナワチャボハナカミキリ	<i>Pseudalosterna aritei</i>					E			●		
クロチャボハナカミキリ	<i>Pseudalosterna takagii</i>					E	●				
ツマグロアメイロカミキリ	<i>Pseudiphia apicale</i>								●		
クビアカアメイロカミキリ	<i>Pseudiphia elegans</i>					E				●	
ウスグロアメイロカミキリ	<i>Pseudiphia obscura</i>						●				
—	<i>Pseudocalamobius leptissimus</i>						●				
コウザンドウボンカミキリ	<i>Pseudocalamobius leptissimus okinawanus</i>					e	○	○			
ワモンサビカミキリ	<i>Pterolophia annulata</i>						●			●	
ニジモンサビカミキリ	<i>Pterolophia fimosana</i>								●		
—	<i>Pterolophia gibbospennis</i>						●			●	
イリオモテコブハネサビカミキリ	<i>Pterolophia gibbospennis iriomotei</i>					e				○	
オキナワコブハネサビカミキリ	<i>Pterolophia gibbospennis kuniyoshii</i>					e			○		
コブハネサビカミキリ	<i>Pterolophia gibbospennis subcrispipennis</i>						○	○			
イシガキシロオビサビカミキリ	<i>Pterolophia kaleea</i>									●	
—	<i>Pterolophia kaleea kaleea</i>									○	
イシガキシロオビサビカミキリ	<i>Pterolophia kubokii</i>									●	
ススキサビカミキリ	<i>Pterolophia latefascia</i>									●	
ヨコスジサビカミキリ	<i>Pterolophia latefascia</i>		NT							●	
オキナワハネナシサビカミキリ	<i>Pterolophia obovata</i>					E			●		
オオシマハネナシサビカミキリ	<i>Pterolophia oshimana</i>					E	●				
アマミクスベニカミキリ	<i>Pyrestes inaequalicollis</i>					E	●			●	
マツダクスベニカミキリ	<i>Pyrestes yayeyamensis</i>					E				●	
アマミカギモンシドリホソトラカミキリ	<i>Rhaphuma amamiensis</i>					E	●				
—	<i>Rhaphuma diminuta</i>						●			●	
リュウキュウヒメクロトラカミキリ	<i>Rhaphuma diminuta nitens</i>					e	○	○			
アマミコブヒガカミキリ	<i>Rhodophina modica</i>					E	●				
オキナワコブヒガカミキリ	<i>Rhodophina okinauwensis</i>					E			●		
サキシマコブヒガカミキリ	<i>Rhodophina sakishimana</i>					E				●	
キュウシュウトゲバカミキリ	<i>Rondibilis amanoi</i>						●			●	
モモプトゲバカミキリ	<i>Rondibilis elongata</i>					E			●	●	
モモプトゲバカミキリ	<i>Rondibilis elongata elongata</i>					e				○	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
エラブモブトゲハカミキリ	<i>Rondibilis elongata minor</i>					e			○		
シロスジトゲハカミキリ	<i>Rondibilis femorata</i>		DD							●	
シマトゲハカミキリ	<i>Rondibilis insularis</i>							●	●		
フタモンサビカミキリ	<i>Roptica caenosa</i>								●	●	
フタホシサビカミキリ	<i>Roptica honesta</i>							●	●	●	
ゴマフサビカミキリ	<i>Roptica lochooana</i>					E			●	●	
ハヤシサビカミキリ	<i>Roptica lochooana hayashii</i>					e				○	
ゴマフサビカミキリ	<i>Roptica lochooana lochooana</i>					e			○	○	
ウスフタモンサビカミキリ	<i>Roptica nobuoi</i>							●			
ウスフタモンサビカミキリ	<i>Roptica nobuoi nobuoi</i>					e		○	○		
フェリエベニボシカミキリ	<i>Rosalia feriei</i>					E		●			
ベニボシカミキリ	<i>Rosalia lesnei</i>									●	
ヤエヤマケシカミキリ	<i>Sciades brevicollis</i>					E				●	
クロオビトゲムネカミキリ	<i>Sciades fasciatus</i>							●	●	●	
アマミクロオビトゲムネカミキリ	<i>Sciades fasciatus nobuoi</i>					e		○			
オキナワクロオビトゲムネカミキリ	<i>Sciades fasciatus okinawanus</i>					e			○		
ヤエヤマクロオビトゲムネカミキリ	<i>Sciades fasciatus yaeyamanus</i>					e				○	
クビナガケシカミキリ	<i>Sciades longicollis</i>					E		●	●	●	
サキシマトゲムネカミキリ	<i>Sciades sakishimanus</i>					E		●	●	●	
オオシマサキシマトゲムネカミキリ	<i>Sciades sakishimanus deguchii</i>					e		○	○		
サキシマトゲムネカミキリ	<i>Sciades sakishimanus sakishimanus</i>					e				○	
ケシカミキリ	<i>Sciades tonsus</i>									●	
イボタサビカミキリ	<i>Sophronica obrioides</i>							●	●		
タイワンメダカカミキリ	<i>Stenomalus taiwanus</i>								●	●	
リュウキュウアメイロカミキリ	<i>Stenodytes clavigera</i>							●	●	●	
ヨツボシカミキリ	<i>Stenodytes clavigera iusularis</i>							○	○	○	
オオシマホンハナカミキリ	<i>Stenogrinum quadrinotatum</i>		EN					●	●		
イエカミキリ	<i>Strangalia gracilis</i>					E		●	●		
モリヤシロオビチビカミキリ	<i>Stromatium longicorne</i>							●	●	●	
フタモンヒメサビカミキリ	<i>Sybra basialbofasciata</i>					E		●	●		
ヤエヤマアヤモンチビカミキリ	<i>Sybra distincta</i>					E		●	●	●	
ヤエヤマアヤモンチビカミキリ	<i>Sybra flavostriata</i>					E				●	
サキシマトモンチビカミキリ	<i>Sybra flavostriata flavostriata</i>					e				○	
サキシマトモンチビカミキリ	<i>Sybra mimogeninata</i>					E				●	
	<i>Sybra ordinata</i>							●	●	●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2008)*1リスト	環境省レッドリスト (2018)*2リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
オキナワアヤモンチビカミキリ	<i>Sybra ordinata loochooana</i>					e			○		
アマミアヤモンチビカミキリ	<i>Sybra ordinata subtesselata</i>					e		○			
アトモンチビカミキリ	<i>Sybra oshimana</i>							●			
—	<i>Sybra pascoei</i>							●		●	
イシガキタイワンチビカミキリ	<i>Sybra pascoei ishigaki</i>					e				○	
オキナワタイワンチビカミキリ	<i>Sybra pascoei okinawana</i>					e		○			
アマミノオロチビカミキリ	<i>Sybra trimeresura</i>					E		●			
—	<i>Thrianius multinotatus</i>									●	
ヤエヤマホンハネカミキリ	<i>Thrianius multinotatus latipennis</i>					e					○
オキナワホンハネカミキリ	<i>Thrianius multinotatus okinawensis</i>					e			○		
ムモンチャイロホンハネカミキリ	<i>Thrianius rufescens</i>							●		●	
トラフホンハネカミキリ	<i>Thrianius variegatus</i>							●			
ウスダゴホンハネカミキリ	<i>Thrianius variegatus obscura</i>					e		○			
オオシマヤハズカミキリ	<i>Uraecha oshimana</i>					E		●			
シモフリナガヒゲカミキリ	<i>Xenolea asiatica</i>							●			●
オキナワクビジロカミキリ	<i>Xylariopsis iriei</i>							●			
オキナワズマルトラカミキリ	<i>Xylotrechus albolaefasciatus</i>					E				●	
—	<i>Xylotrechus atronotatus</i>							●		●	
アマミトラカミキリ	<i>Xylotrechus atronotatus angulithorax</i>							○		○	
ムネモンアカネトラカミキリ	<i>Xylotrechus atronotatus generosus</i>					e					
トラフカミキリ	<i>Xylotrechus chinensis</i>							●			
チュウジョウトラカミキリ	<i>Xylotrechus chujoi</i>					E				●	
チュウジョウトラカミキリ	<i>Xylotrechus chujoi chujoi</i>					e				○	
イシガキチュウジョウトラカミキリ	<i>Xylotrechus chujoi ishigekianus</i>					e					○
ムネマダラトラカミキリ	<i>Xylotrechus grayi</i>							●		●	
ムネマダラトラカミキリ	<i>Xylotrechus grayi grayi</i>							○		○	
ヤエヤマムネマダラトラカミキリ	<i>Xylotrechus grayi yaeyamanus</i>										○
アマミズマルトラカミキリ	<i>Xylotrechus reductemaculatus</i>					E		●			
ハムシ科											
ツツサルハムシ	<i>Abirus fortunei</i>									●	
アカガネサルハムシ	<i>Acrothinium gasckevitchii</i>							●		●	
アカガネサルハムシ沖縄亜種	<i>Acrothinium gasckevitchii okinawense</i>					e				○	
アカガネサルハムシ奄美亜種	<i>Acrothinium gasckevitchii shirakii</i>					e		○			
リュウキュウタマツツハムシ	<i>Adiscus nigripennis</i>										●
ヒメカミナリハムシ	<i>Alicca caeruleascens</i>							●			●

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
アザミカミナリハムシ	<i>Alica cirscola</i>								●		
カミナリハムシ	<i>Alica cyanea</i>							●	●	●	
コカミナリハムシ	<i>Alica viridicyanea</i>							●			
アマミツブノミハムシ	<i>Aphithona amamiana</i>					E		●			
タイワンツブノミハムシ	<i>Aphithona formosana</i>							●	●	●	
クオアラハダトビハムシ	<i>Aphithona nigrita</i>							●	●		
オキナワアオハボソハムシ	<i>Apophylla elongata</i>					E		●	●		
ヘリグロテントウノミハムシ	<i>Argopistes coccinelliformis</i>							●	●		
モンキウリハムシモドキ	<i>Atrachya flavomaculata</i>					E				●	
フタイウリハムシ	<i>Aulacophora bicolor</i>							●	●	●	
ウリハムシ	<i>Aulacophora indica</i>							●	●	●	
ヒメクロウリハムシ	<i>Aulacophora lewisii</i>							●	●	●	
ルリハネウリハムシ	<i>Aulacophora locoensis</i>					E		●	●	●	
クロウリハムシ	<i>Aulacophora nigripennis</i>							●	●	●	
クロウリハムシ基亜種	<i>Aulacophora nigripennis nigripennis</i>							○			
クロウリハムシ琉球列島亜種	<i>Aulacophora nigripennis nitidipennis</i>							○	○	○	
ヨツモンサルハムシ	<i>Basilepta amamiensis</i>					E		●			
ダビッドサルハムシ	<i>Basilepta davidi</i>							●	●	●	
ニセウスイロサルハムシ	<i>Basilepta hirayamai</i>							●	●	●	
ドワイロムナガサルハムシ	<i>Basilepta uenoi</i>							●	●	●	
ハバビロハネナシトビハムシ	<i>Betophila latissima</i>							●			
ナガヒラタハムシ	<i>Brontispa longissima</i>								●		
タテスジヒメジンガサハムシ	<i>Cassida circumdata</i>							●	●	●	
ヒメカメノコハムシ	<i>Cassida piperata</i>							●	●	●	
セモンジンガサハムシ	<i>Cassida versicolor</i>								●	●	
コガタカメノコハムシ	<i>Cassida vespertina</i>								●	●	
オカボトビハムシ	<i>Chaetocnema basalis</i>							●	●	●	
テンサイトビハムシ	<i>Chaetocnema concinna</i>							●			
ヒメドウガネトビハムシ	<i>Chaetocnema conchicollis</i>								●		
キイチゴトビハムシ	<i>Chaetocnema discreta</i>							●	●		
タイワンヒサゴトビハムシ	<i>Chaetocnema formosensis</i>							●		●	
アマミコブハムシ	<i>Chlamisus geniculatus</i>							●	●	●	
ハバビロコブハムシ	<i>Chlamisus japonicus</i>							●		●	
ヤクシマコブハムシ	<i>Chlamisus yakushimanus</i>								●		
ヨモギハムシ	<i>Chrysolina aurichalcea</i>							●	●	●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
レモントビハムシ	<i>Cillea metallica</i>									●	
ウスグロヒメツツハムシ	<i>Coenobius nigrocaeruleus</i>										●
ウスアカヒメツツハムシ	<i>Coenobius obscuripennis</i>							●			●
アマミドリサルハムシ	<i>Colaspoides amamiensis</i>					E		●			●
シャシヤンボサルハムシ	<i>Colaspoides fulvus</i>							●			●
イマサカミドリサルハムシ	<i>Colaspoides imasakai</i>					E		●			
—	<i>Colaspoides okinawanus</i>					E				●	
スギノミドリハムシ	<i>Colaspoides suginoi</i>							●			
オキナワイモサルハムシ	<i>Colaspoides auripennis</i>							●			●
リュウキウツツハムシ	<i>Cryptoccephalus lochoensis</i>							●			●
リュウキウツツハムシ	<i>Cryptoccephalus lochoensis lochoensis</i>							○			○
キボシツツハムシ	<i>Cryptoccephalus perelegans</i>							●			●
キボシツツハムシ	<i>Cryptoccephalus perelegans perelegans</i>							○			○
キボシツツハムシ	<i>Cryptoccephalus perelegans takahasi</i>					e				●	
コアラガハムシ	<i>Demotina aurosquama</i>							●			
チビカサハラハムシ	<i>Demotina decorata</i>							●			
ヤクカサハラハムシ	<i>Demotina elegans</i>							●			●
オオアラガサルハムシ	<i>Demotina major</i>							●			●
カサハラハムシ	<i>Demotina modesta</i>							●			●
ササカワアラガサルハムシ	<i>Demotina sasakawai</i>							●			●
クシバアラガサルハムシ	<i>Demotina serihiventris</i>							●			●
アオバヒゲナガハムシ	<i>Derocera azumai</i>							●			●
イネトガハムシ	<i>Diadipsa armigera</i>										●
アオバヒメハムシ	<i>Epaenidea elegans</i>							●			
キイロヒメハムシ	<i>Epiluperodes ryukyuanus</i>										●
アマミキバラヒメハムシ	<i>Exosoma amamiense</i>							●			●
イチゴハムシ	<i>Galerucella griseocens</i>							●			●
アマミカバハムシ	<i>Gallerucella oshimana</i>										●
ホソセジハムシ	<i>Haplosomoides costatus</i>							●			●
キセスジハムシ	<i>Haplosomoides miyamotoi</i>							●			●
—	<i>Hemipyxis balyi</i>										●
ヨツモンミゾアシノミハムシ	<i>Hemipyxis balyi yaeyamana</i>					e					○
キベリヒラタノミハムシ	<i>Hemipyxis cinctipennis</i>							●			●
キベリヒラタノミハムシ	<i>Hemipyxis cinctipennis cinctipennis</i>							○			○
キベリヒラタノミハムシ	<i>Hemipyxis cinctipennis okinawana</i>					e					○

和名	学名	IUCNレッドリスト （2001年8月）*2リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*5及び南琉球の 固有種	中琉球				南琉球	備考
						奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
キバラマルノミハムシ	<i>Hemipyxis flavibdominalis</i>									●	
キイロミゾアシノミハムシ	<i>Hemipyxis foveolata</i>							●			
キイロミゾアシノミハムシ基亜種	<i>Hemipyxis foveolata foveolata</i>							○			
マエモンヒラタノミハムシ	<i>Hemipyxis shirakii</i>				E			●		●	
タカラミゾアシノミハムシ	<i>Hemipyxis takarai</i>				E					●	
シロガトビハムシ	<i>Hespera lomasa</i>				E			●			
オキナフヒメナガハムシ	<i>Hoplosaenidea miyatakei</i>				E			●		●	
アマミウスバハムシ	<i>Issikia issikii</i>				E			●			
ヨツモンカメノコハムシ	<i>Lacoptera quadrimaculata</i>							●		●	
キイロセダカトビハムシ	<i>Lanka fulva</i>							●		●	
トゲアシクビボソハムシ	<i>Lema coronata</i>									●	
ヤマイモハムシ	<i>Lema honorata</i>									●	
ヒメアカクビボソハムシ	<i>Lema rugifrons</i>							●		●	
ミヤモトホソヒラタハムシ	<i>Leptispa miyamotai</i>				E			●			
オキナフクビナガハムシ	<i>Liloceris formosana</i>							●			
オキナフセスジトビハムシ	<i>Lipromela okinawana</i>				E			●			
リュウキュウクビボソハムシ	<i>Lipromorpha difficilis</i>							●		●	
クロボシトビハムシ	<i>Longitarsus binaculatus</i>							●		●	
ミスジアシナガトビハムシ	<i>Longitarsus boharti</i>				E					●	
タイワンシナガトビハムシ	<i>Longitarsus formosanus</i>									●	
オキナフアシナガトビハムシ	<i>Longitarsus itai</i>				E			●		●	
イシガキアシナガトビハムシ	<i>Longitarsus ishigakensis</i>				E					●	
オオバコアシナガトビハムシ	<i>Longitarsus scutellaris</i>							●		●	
アマミホソトビハムシ	<i>Luperomorpha amamiensis</i>				E			●			
マエアカホソトビハムシ	<i>Luperomorpha birmanica</i>									●	
ヒダカホソトビハムシ	<i>Luperomorpha hidakai</i>				E					●	
サキシマホソトビハムシ	<i>Luperomorpha sakishimana</i>				E					●	
セアカケブカサルハムシ	<i>Lypesthes fulvus</i>							●			
サキシマコトビハムシ	<i>Manobia gressitti</i>				E					●	
ルイスコトビハムシ	<i>Manobia lewisi</i>							●			
クロコトビハムシ	<i>Manobia parvula</i>							●		●	
キイロマメトビハムシ	<i>Manobidia simplicithorax</i>							●			
フトスジヒメハムシ	<i>Medythia suturalis</i>									●	
コモンアシナガハムシ	<i>Monolepta chujoi</i>				E			●		●	
ヒメアシナガハムシ	<i>Monolepta minor</i>							●		●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ミヤモトアシナガハムシ	<i>Monolepta miyamotoi</i>					E	●		●		
キイロクワハムシ	<i>Monolepta pallidula</i>							●	●		
サキシマアシナガハムシ	<i>Monolepta sakishimana</i>					E				●	
オキナワイチモンジハムシ	<i>Morphosphaera coerulea</i>						●	●	●		
アオガネヒメサルハムシ	<i>Nodina chalcosoma</i>						●			●	
クラウスチビサルハムシ	<i>Nodina kraussi</i>					E			●		
モリモトチビサルハムシ	<i>Nodina morimotoi</i>					E			●		
カワリヒゲブトノミハムシ	<i>Noniarthra variabilis</i>						●	●	●		
アカヒラタカメノコハムシ	<i>Notosacantha ihai</i>						●	●	●		
チャイロヒラタカメノコハムシ	<i>Notosacantha loochooana</i>					E	●				
ウスグロチビカミナリハムシ	<i>Ogloblinia flavicornis</i>						●	●	●	●	
リュウキュウツヤハムシ	<i>Oomorhoides loochooensis</i>						●	●	●		
オキナワツヤハムシ	<i>Oomorhoides okinawensis</i>						●	●	●		
サキシマツヤハムシ	<i>Oomorhoides sakishimanus</i>					E				●	
ケナガトビハムシ	<i>Orthallica shirozui</i>						●	●	●	●	
キイロケナガトビハムシ	<i>Orthallica okinawana</i>					E	●	●	●	●	
セスジクビボソハムシ	<i>Oulema atrosuturalis</i>					E	●	●	●	●	
ヒメキハネサルハムシ	<i>Pegria signata</i>						●	●	●	●	
ヒメムクガサルハムシ	<i>Parascela cribrata</i>									●	
ニセアシナガトビハムシ	<i>Parategrius unicolor</i>					E				●	
ダイコンサルハムシ	<i>Phaedon brassicae</i>						●		●		
ハマゴウハムシ	<i>Phola octodecinguitata</i>						●	●	●	●	
キスジノミハムシ	<i>Phyllotreta striolata</i>						●	●	●	●	
ヤナギルリハムシ	<i>Plagioderia versicolora</i>						●	●	●	●	
オオミドリサルハムシ	<i>Platycorynus japonicus</i>					E	●	●	●	●	
オオミドリサルハムシ基亜種	<i>Platycorynus japonicus japonicus</i>					e	○	○	○	○	
ナスナガスネトビハムシ	<i>Psylliodes angusticollis</i>						●	●	●	●	
ペーリーナガスネトビハムシ	<i>Psylliodes balyi</i>						●	●	●	●	
ルリナガスネトビハムシ	<i>Psylliodes bretinghami</i>						●	●	●	●	
ダイコンナガスネトビハムシ	<i>Psylliodes sibirugosa</i>						●	●	●	●	
サンゴジュハムシ	<i>Pyrrhalta humeralis</i>									●	
クロヒゲケブカハムシ	<i>Pyrrhalta nigricornis</i>					E	●	●	●	●	
ヤスマツケブカハムシ	<i>Pyrrhalta yasumatsui</i>					E	●	●	●	●	
ヨシモトケブカハムシ	<i>Pyrrhalta yoshimotoi</i>					E	●	●	●	●	
モモブトサルハムシ	<i>Rhyparida sakishimensis</i>									●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の				備考
						奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ヒラノニセマルトビハムシ	<i>Schenklingia hiranoi</i>					●				
ムツボシニセマルトビハムシ	<i>Schenklingia sauteri</i>					●		●		
ツルギミナガツツハムシ	<i>Smaragdina itai</i>				E			●		
キイロナガツツハムシ	<i>Smaragdina nipponensis</i>					●		●	●	
アザミナガツツハムシ	<i>Smaragdina quadrimaculata</i>				E	●		●		
イクビマメゾウムシ	<i>Spermophagus rufiventris</i>					●				
キモンタモノミハムシ	<i>Sphaeroderma flavonotatum</i>					●			●	
リュウキュウツマキマルノミハムシ	<i>Sphaeroderma fulvoapicale</i>				E	●		●		
ヨツモンタモノミハムシ	<i>Sphaeroderma quadrimaculatum</i>					●		●	●	
キンリョクヒゲナガハムシ	<i>Theopea aureoviridis</i>				E			●	●	
イチモンジカメノコハムシ	<i>Thlaspidia fibrosa</i>					●		●	●	
オキナワトビサルハムシ	<i>Trichochoysea okinawana</i>							●	●	
オキナワトビサルハムシ	<i>Trichochoysea okinawana okinawana</i>					○		○	○	
サキシマトビサルハムシ	<i>Trichochoysea sakisihimana</i>				E				●	
モンキモモトハムシ	<i>Zeugophora flavonotata</i>				E				●	
—	<i>Zeugophora gracilis</i>							●		
—	<i>Zeugophora gracilis unicolor</i>				e			○		
キイロモモトハムシ	<i>Zipangia amamiana</i>				E	●				
アマミアアラハダトビハムシ	<i>Zipangia nigricornis</i>				E				●	
クロヒゲアラハダトビハムシ	<i>Zipangia okinawana</i>				E			●		
オキナワアラハダトビハムシ	<i>Zipangia okinawana</i>				E			●		
リュウキュウグミトビハムシ	<i>Zipanginia loochocana</i>				E	●		●		
ヒゲナガゾウムシ科										
クロオビマダラヒゲナガゾウムシ	<i>Acozynus asanoi</i>					●				
オキナワチャマダラヒゲナガゾウムシ	<i>Acozynus okinawanus</i>				E			●		
ヒロオビマダラヒゲナガゾウムシ	<i>Acozynus poecilus</i>				E				●	
アトジロマダラヒゲナガゾウムシ	<i>Acozynus singularis</i>				E	●				
イボタロウヒゲナガゾウムシ	<i>Anthrribus niveovariegatus</i>					●				
タイワンキスジヒゲナガゾウムシ	<i>Aphaulimia grammica</i>					●		●	●	
イシガキヒゲナガゾウムシ	<i>Aracerus ishigakiensis</i>							●	●	
ウンモンヒゲナガゾウムシ	<i>Asemorhinus nebulosus</i>								●	
オキナウスネアカヒゲナガゾウムシ	<i>Autotropis okinawana</i>				E	●		●		
ホソセマルヒゲナガゾウムシ	<i>Caenophloeobius inconspicuus</i>					●				
クロヒゲナガゾウムシ	<i>Cedus japonicus</i>				E	●				
ツブヒゲナガゾウムシ	<i>Cisanthribus nakanei</i>				E				●	
—	<i>Deropygus cavus</i>				E	●				

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018年リスト)	環境省レッドリスト (2018年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
オオヤツボシヒゲナガゾウムシ	<i>Deropygus moimotol</i>					E	●				
—	<i>Deropygus uedai</i>						●				
シロオビフトヒゲナガゾウムシ	<i>Eucorynus crassicornis</i>								●		
ムモンキノコヒゲナガゾウムシ	<i>Euparius concolor</i>					E	●	●			
—	<i>Euparius modicus</i>								●		
—	<i>Euparius modicus yaeyamanus</i>								○		
イトヒゲナガゾウムシ	<i>Exillis japonicola</i>						●	●	●		
タイワンネプトヒゲナガゾウムシ	<i>Habirissus formosanus</i>						●	●	●		
クロホシケナガヒゲナガゾウムシ	<i>Habirissus nigronotatus</i>						●	●	●		
アンナヒゲナガゾウムシ	<i>Illis ama</i>						●	●	●		
ハイマダラヒゲナガゾウムシ	<i>Litocerus communis</i>						●	●	●		
—	<i>Litocerus communis amamianus</i>					e	○	○			
—	<i>Litocerus communis communis</i>								○		
ハイマダラヒゲナガゾウムシ奄美亜種	<i>Litocerus securus</i>						●				
ハイマダラヒゲナガゾウムシ基亜種	<i>Litocerus tokarensis</i>						●				
アカミヒゲナガゾウムシ	<i>Litocerus tokarensis tokarensis</i>						○				
アカマダラヒゲナガゾウムシ	<i>Mecotropis kyushuensis</i>						●	●			
—	<i>Mecotropis ogasawarai</i>					E		●			
—	<i>Melanopsacus inaequalis</i>					E	●				
キンケノミヒゲナガゾウムシ	<i>Melanopsacus kinke</i>								●		
マキハラノミヒゲナガゾウムシ	<i>Melanopsacus makiharai</i>					E	●				
アマミマヒゲナガゾウムシ	<i>Misthoshima brevitarsis</i>					E	●	●			
オオメヒゲナガゾウムシ	<i>Nerthromma aplota</i>						●				
—	<i>Nessiiodocus propinquus</i>						●	●	●		
イッスジョビモンヒゲナガゾウムシ	<i>Nessiiodocus triodes</i>						●	●	●		
ヨリメオビモンヒゲナガゾウムシ	<i>Notioxenus nitidus</i>						●	●	●		
ツヤチビヒョウタンヒゲナガゾウムシ	<i>Ozotomerus amamianus</i>						●	●	●		
マダラツツヒゲナガゾウムシ	<i>Ozotomerus nigromaculatus</i>						●				
フタモンツツヒゲナガゾウムシ	<i>Peribathys okinawanus</i>					E		●			
ゴマダラオオヒゲナガゾウムシ	<i>Peribathys shironagai</i>					E	●				
キマダラオオヒゲナガゾウムシ	<i>Phaulimia angusta</i>					E		●	●		
ホソメナガヒゲナガゾウムシ	<i>Phaulimia decorata</i>						●	●	●		
ムツコブメナガヒゲナガゾウムシ	<i>Phaulimia incerta</i>						●	●	●		
ヨツコブメナガヒゲナガゾウムシ	<i>Phaulimia kurosawai</i>					E			●		
クロサウメナガヒゲナガゾウムシ	<i>Phaulimia tuberosa</i>					E			●		
コブメナガヒゲナガゾウムシ						E			●		

和名	学名	UCNレッドリスト （2001年）*リスト1	環境省レッドリスト （2008年）*リスト2	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ホシガタシロヒゲナガゾウムシ	<i>Platystomos asteromaculatus</i>					E	●		●		
ハイマダラクチホソヒゲナガゾウムシ	<i>Plintharia variolosa</i>						●				
ケマダラヒゲナガゾウムシ	<i>Rawasia risemae</i>							●			
キアシヒメヒゲナガゾウムシ	<i>Rhaphitropis flavipes</i>					E			●		
クロフヒメヒゲナガゾウムシ	<i>Rhaphitropis nigromaculata</i>					E	●		●		
オオモンハスジヒゲナガゾウムシ	<i>Sintor bipunctatus</i>					E	●				
オオハスジヒゲナガゾウムシ	<i>Sintor yamawaki</i>					E		●			
ウスオビチビヒゲナガゾウムシ	<i>Stenorhis hirashimai</i>					E	●	●			
アマミクロフヒゲナガゾウムシ	<i>Tropidetes insularis</i>					E	●	●			
ヤマトヒゲナガゾウムシ	<i>Tropidetes japonicus</i>					E	●	●			
カメノコチビヒゲナガゾウムシ	<i>Uncifer discrepans</i>					E	●	●	●		
アマミチビヒゲナガゾウムシ	<i>Uncifer hispidus</i>					E	●	●	●		
コモンチビヒゲナガゾウムシ	<i>Unciferina persimilis</i>					E	●	●			
ヤエヤマカギバラヒゲナガゾウムシ	<i>Xanthoderopygus didymus</i>					E			●		
キムネカギバラヒゲナガゾウムシ	<i>Xanthoderopygus flavicollis</i>					E	●		●		
ハイマダラカギバラヒゲナガゾウムシ	<i>Xanthoderopygus jocosus</i>						●				
オオフトヒゲナガゾウムシ	<i>Xylinaea annulipes</i>						●				
クロモンフトヒゲナガゾウムシ	<i>Xylinaea japonica</i>						●		●		
オキナワフトヒゲナガゾウムシ	<i>Xylinaea oshimai</i>					E	●	●			
オトシブミ科											
—	<i>Auletobius fumigatus</i>									●	
—	<i>Auletobius planifrons</i>						●		●		
クロケシツブチヨッキリ	<i>Auletobius uniformis</i>						●	●			
—	<i>Deporaus insularis</i>						●	●			
ホソチヨッキリ	<i>Eugnaptus aurifrons</i>								●		
—	<i>Eugnaptus sauteri</i>								●		
—	<i>Involvulus aes</i>					E			●		
アマミチヨッキリ	<i>Involvulus amamiensis</i>					E	●				
—	<i>Involvulus cornix</i>						●		●		
—	<i>Involvulus flavus</i>					E				●	
—	<i>Involvulus subtilis</i>					E	●	●	●		
ミツギリゾウムシ科											
ミツギリゾウムシ	<i>Beryrhynchus poweri</i>						●	●	●		
ヤエヤマミツギリゾウムシ	<i>Beryrhynchus yaeyamensis</i>					E				●	
アカツツホソミツギリゾウムシ	<i>Callipareius japonicus</i>							●			

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ムネミゾヒラタミツギリゾウムシ	<i>Cerobates canaliculatus</i>								●		
ゾマルヒラタミツギリゾウムシ	<i>Cerobates formosanus</i>									●	
アカアシヒゲナガヒラタミツギリゾウムシ	<i>Cerobates laticostalis</i>								●		
カドガシラヒラタミツギリゾウムシ	<i>Cerobates planicollis</i>					E			●		
ホソミツギリゾウムシ	<i>Cyphagogus signipes</i>									●	
ハスオビコブゾウムシ	<i>Desmidophorus crassus</i>								●		
ヒメマルミツギリゾウムシ	<i>Higonius cilo</i>									●	
ツヤケシオニミツギリゾウムシ	<i>Paramorphocephalus fumosus</i>										
ツヤヒメミツギリゾウムシ	<i>Trachelizus japonicus</i>								●		
ナガツヤヒメミツギリゾウムシ	<i>Trachelizus makiharai</i>					E				●	
ホソクチゾウムシ科											
リュウキュウチビゾウムシ	<i>Nanophyes dimorphus</i>									●	
オオチビゾウムシ	<i>Nanophyes formosensis</i>									●	
モンチビゾウムシ	<i>Nanophyes pallipes</i>									●	
オオクロチビゾウムシ	<i>Nanophyes plumbeus</i>									●	
ハスオビチビゾウムシ	<i>Nanophyes proles</i>										●
ゾウムシ科											
—	<i>Acicnemis azumai</i>									●	
—	<i>Acicnemis dividicincta</i>									●	
—	<i>Acicnemis dividicincta okinawana</i>					e			○		
アトジロカレキゾウムシ	<i>Acicnemis dorsorigrita</i>									○	
—	<i>Acicnemis exilis</i>									●	
ナカグロカレキゾウムシ	<i>Acicnemis kiotoensis</i>									●	
マダラカレキゾウムシ	<i>Acicnemis maculaalba</i>									●	
—	<i>Acicnemis postica</i>									●	
シバタカレキゾウムシ	<i>Acicnemis shibatai</i>									●	
—	<i>Acicnemis shigenatsui</i>					E				●	
ヒラヤマメナガゾウムシ	<i>Aclees hirayamai</i>									●	
ヨツホシハナコブヒメゾウムシ	<i>Acythopeus insularis</i>									●	
—	<i>Abrytomus anoplioides</i>									●	
—	<i>Anthonomus minor</i>									●	
—	<i>Anthonomus okinawanus</i>									●	
—	<i>Anthonomus ryukyuenis</i>									●	
—	<i>Anthonomus uenoi</i>									●	
—	<i>Anthinobaris shirozui</i>									●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南球の 5	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
フタホシカギアシゾウムシ	<i>Bagous kagashi</i>						●			●		
—	<i>Bagous tyukyuensis</i>					E				●		
—	<i>Bagous subvittatus</i>					E			●			
—	<i>Bagous youngi</i>						●		●			
トゲアシヒメゾウムシ	<i>Baris armipes</i>								●			
キボシヒメゾウムシ	<i>Baris kiboshi</i>						●		●			
キボシヒメゾウムシ沖縄亜種	<i>Baris kiboshi ihai</i>					e			○			
—	<i>Baris kiboshi kiboshi</i>						○					
—	<i>Batobaris rubi</i>						●		●			
カタビロカククゾウムシ	<i>Blosynus asellus</i>						●		●	●		
—	<i>Calyptopygus kumei</i>					E			●			
アラメカレキクチカクシゾウムシ	<i>Campiorhinus dorsalis</i>								●	●		
ボウサンクチカクシゾウムシ	<i>Catabonops monachus</i>						●					
ヒメクチカクシゾウムシ	<i>Catarrhinus umbrosus</i>						●		●	●		
コサクラクチカクシゾウムシ	<i>Colobodellus postfasciatus</i>						●		●	●		
シロテントゲトゲゾウムシ	<i>Colobodes alboguttatus</i>					E				●		
タイワントゲトゲゾウムシ	<i>Colobodes formosanus</i>					E				●		
クニヨシトゲトゲゾウムシ	<i>Colobodes kuniyoshii</i>					E				●		
ネジロトゲトゲゾウムシ	<i>Colobodes ornatoideus</i>						●		●			
マルムネトゲトゲゾウムシ	<i>Colobodes rotundicollis</i>									●		
ナガチビクイゾウムシ	<i>Conisus yaeyamanus</i>					E				●		
シラケツチイロゾウムシ	<i>Coelasteromirinus squamiger</i>						●		●	●		
ハスジクチカクシゾウムシ	<i>Cryptorhynchus fasciculatus</i>								●	●		
セグロシギゾウムシ	<i>Curculio atidorsum</i>					E			●			
シロモンチビシギゾウムシ	<i>Curculio clarus</i>						●		●			
イヌビワシギゾウムシ	<i>Curculio funebris</i>						●		●			
シイシギゾウムシ	<i>Curculio hilgendorfi</i>						●		●			
ヒラシマシギゾウムシ	<i>Curculio hirashimai</i>						●		●	●		
クロホシシギゾウムシ	<i>Curculio maculianigra</i>								●			
シロオビシギゾウムシ	<i>Curculio nagaai</i>						●					
ハイイロクチプトゾウムシ	<i>Cyphicerus kuchibitonus</i>					E	●		●	●		
ダルマクチカクシゾウムシ	<i>Darumazo distinctus</i>								●	●		
チビササラゾウムシ	<i>Demimaea minuta</i>								●			
—	<i>Derelomus bicarinatus</i>								●	●		
—	<i>Derelomus nigrisetis</i>						●		●	●		
チビササラクチカクシゾウムシ	<i>Derelomus nigrisetis</i>								●	●		

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年8月)*2リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
						奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
セグロサラクチカクシゾウムシ	<i>Deretiosus albicaudatus</i>							●	●	
ササラクチカクシゾウムシ	<i>Deretiosus angulicollis</i>								●	
イシガキサラクチカクシゾウムシ	<i>Deretiosus ishigakianus</i>				E				●	
ヒメシロコブゾウムシ	<i>Dermatoxenus caesicollis</i>								●	
ハマベキクイゾウムシ	<i>Dryotribus mimeticus</i>									
クシアナアキゾウムシ	<i>Dyscerus orientalis</i>							●	●	
オリーブアナアキゾウムシ	<i>Dyscerus perforatus</i>								●	
ヒメイネゾウムシ	<i>Echinocnemus phytomomoides</i>								●	
イネゾウムシ	<i>Echinochermus squameus</i>							●	●	
—	<i>Edaphothypetes ovipennis</i>							●	●	
—	<i>Edaphothypetes parvillipennis</i>							●		
アシブトゾウムシ	<i>Endaeus nipponicus</i>								●	
—	<i>Endaeus nychinommatoides</i>								●	
オキナクワクゾウムシ	<i>Episomus mori</i>							●	●	
コフキゾウムシ	<i>Eignathus distinctus</i>								●	
ナガクモゾウムシ	<i>Euryommatus ellipticus</i>							●	●	
ヒメイカリゾウムシ	<i>Euthycus inaequalicollis</i>								●	
オオイカリゾウムシ	<i>Euthycus japonicus</i>							●		
クロオビシロクチカクシゾウムシ	<i>Euthyrhinus yaeyamanus</i>								●	
カムチャホソゾウムシ	<i>Gasteroclisus auriculatus</i>								●	
シロオビホソゾウムシ	<i>Gasteroclisus binodulus</i>								●	
ウスグロアシブトゾウムシ	<i>Gyporhynchus obscurus</i>								●	
—	<i>Gyporhynchus ryukyensis</i>				E				●	
ムシクサコバンゾウムシ	<i>Gymnaeiron miyoshii</i>								●	
シロアナアキゾウムシ	<i>Hesychobius vossi</i>								●	
クロオビアシブトゾウムシ	<i>Heterodaeus miyamotoi</i>								●	
—	<i>Heterochyromera imerodeus</i>				E				●	
メダカノミゾウムシ	<i>Imachra oculatus</i>									
クチフトノミゾウムシ	<i>Imachra decipiens</i>								●	
ナガクチフトノミゾウムシ	<i>Imachra maetai</i>								●	
シラホシクチフトノミゾウムシ	<i>Imachra shirozui</i>				E				●	
サビノコギリゾウムシ	<i>Ixalma hilleri</i>								●	
キモトシギゾウムシ	<i>Labaninus kimotoi</i>								●	
ゴボウゾウムシ	<i>Larinus latissimus</i>								●	
ゴボウゾウムシ沖縄亜種	<i>Larinus latissimus kuroiwei</i>				e				○	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
	アコカツゾウムシ									●	
	カツゾウムシ									●	
	クロスジクサフトゾウムシ									●	
	マツオオクイゾウムシ							●			
	ヒラムネメカクシゾウムシ							●			
	ウスチャメカクシゾウムシ					E		●			
	ナガメカクシゾウムシ					E		●			
	アラハダメカクシゾウムシ					E		●			
	ヤエヤマメカクシゾウムシ							●			
	クロアシナガゾウムシ							●			
	エサキヒシガタクモゾウムシ							●			
	ケシクサカクシゾウムシ							●			
	ドウイロマルハネキクイゾウムシ							●			
	オオカシワクサフトゾウムシ							●			
	ニセホンヒメカタゾウムシ							●			
	マツチャイロキクイゾウムシ							●			
	—							●			
	—					E		●			
	トゲオクワクサカクシゾウムシ							●			
	サカガクサフトゾウムシ							●			
	ウスイロノミゾウムシ					E		●			
	アトキリノミゾウムシ							●			
	—							●			
	クロカタゾウムシ					E		●			
	ヤサクサカクシゾウムシ					E		●			
	モモビロヤサクサカクシゾウムシ							●			
	チナガクサカクシゾウムシ							●			
	イツヒゲキクイゾウムシ							●			
	キンケツツヒメゾウムシ							●			
	ワシバナヒメキクイゾウムシ							●			
	メダカケブキクイゾウムシ							●			
	アカナガクサカクシゾウムシ							●			
	インガキナガクサカクシゾウムシ							●			
	ウンモンナガクサカクシゾウムシ					E		●			
	ウンモンナガクサカクシゾウムシ沖繩亜種							○			
	Rhadinomerus ummon ryukyensis							○			

和名	学名	IUCNレッドリスト （2001年8月）*2リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*5及び南琉球の	中琉球			南琉球	備考
						奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
タデノクチサトサルゾウムシ	<i>Rhinocnus sibiricus</i>					●		●		
トビイロヒョウタンゾウムシ	<i>Scepticus uniformis</i>					●	●	●	●	
タイワンモンクチカクシゾウムシ	<i>Sclerolips horridus</i>							●		
アマミトゲサルゾウムシ	<i>Scleropteroides insulare</i>				E	●		●		
オキナフアナアキゾウムシ	<i>Seleuca impressicollis</i>				E	●		●		
ヒシガタシギゾウムシ	<i>Shigizo rhombiformis</i>				E	●		●		
ニセマツシラホシゾウムシ	<i>Shirahoshizo rufescens</i>					●		●		
ヒサゴクチカクシゾウムシ	<i>Simulatacalles simulator</i>					●		●		
セグロツブゾウムシ	<i>Sphinxis ihai</i>					●		●		
マツクチプトキクイゾウムシ	<i>Stenoscelis gracilaris</i>					●		●		
クロクビクチカクシゾウムシ	<i>Sybulus nigricollis</i>							●		
ホソヒョウタンゾウムシ	<i>Sympiezomias cribricollis</i>					●		●		
マツダヒメクモゾウムシ	<i>Telephea matsudai</i>				E	●				
マルムネチビクチプトゾウムシ	<i>Tiviscs aeratus</i>				E			●		
チビクチプトゾウムシ	<i>Tiviscs maculatus</i>				E			●		
ホソコブキクイゾウムシ	<i>Xenomimetes tenuis</i>							●		
オサゾウムシ科										
クニヨシシロオビゾウムシ	<i>Cryptoderma kuniyoshii</i>				E			●		
ウエノキクイサビゾウムシ	<i>Dexipeus uenoi</i>				E			●		
スギキクイサビゾウムシ	<i>Dryophthorus japonicus</i>					●				
アシナガコクゾウムシ	<i>Laogenia formosana</i>					●				
オオゾウムシ	<i>Spalilus gigas</i>							●		
グラナリアコクゾウムシ	<i>Stiphilus granarius</i>							●		
ヨツメオサゾウムシ	<i>Sphenocorynes ocellatus</i>					●		●		
オキナフキクイサビゾウムシ	<i>Stenommatius ocellaris</i>					●		●		
ナガキクイムシ科										
マルオナガキクイムシ	<i>Crossotarsus emancipatus</i>					●				
ソトハナガキクイムシ	<i>Crossotarsus externedentatus</i>					●		●		
ヤチダモノナガキクイムシ	<i>Crossotarsus niponicus</i>					●				
カシノコナガキクイムシ	<i>Crossotarsus simplex</i>							●		
ガジュマルノコキクイムシ	<i>Cryphalus abbreviatus</i>							●		
ヨシブエナガキクイムシ	<i>Platypus calamus</i>					●		●		
カシノナガキクイムシ	<i>Platypus quercivorus</i>					●		●		
トガリハネナガキクイムシ	<i>Platypus solidus</i>							●		
タイワンアカナガキクイムシ	<i>Platypus taiwanis</i>					●		●		

和名	学名	IUCNレッドリスト	環境省レッドリスト	国内希少野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有種性及び南琉球の	中琉球			南琉球	備考	
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
	キクイムシ科											
	フイリピンキクイムシ									●		
	オオハマボウノコキクイムシ						E	●	●	●		
	クニヨシキクイムシ							●	●	●		
	ヒメアカキクイムシ								●			
	ピロウジマコキクイムシ							●	●	●		
	キハネコキクイムシ							●	●	●		
	ニシマキクイムシ										●	
	ホンハネキクイムシ									●		
	ミスサワキクイムシ							●				
	クシヒゲネジレバネ科											
	イリオモテクシヒゲネジレバネ					E					●	
	ヤエヤマクシヒゲネジレバネ					E					●	
	アリネジレバネ科					E					●	
	クツムシネジレバネ							●		●		
	ハチネジレバネ科											
	アナハチネジレバネ							●				
	スナハチネジレバネ					E					●	
	ジガハチネジレバネ										●	
	スズバチネジレバネ							●	●	●	●	
	ハチ目											
	イチジクコハチ科											
	—							●		●		
	—							●		●		
	—							●		●		
	—										●	
	—										●	
	—										●	
	—							●		●	●	
	—					E					●	
	—										●	
	—										●	
	—										●	
	—							●		●	●	
	—										●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018年リスト)	環境省レッドリスト (2018年リスト)	国内希少 野生動物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南球の 5	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
—	<i>Odontogygis galli</i>									●	●	
—	<i>Oritesella ako</i>							●				
—	<i>Philotrypes jacobsoni</i>								●			
—	<i>Philotrypes okinawensis</i>					E			●	●		
—	<i>Platyscapa ishiana</i>					E		●				
—	<i>Sycosapter gejmaru</i>								●			
—	<i>Sycosapter inubiae</i>					E		●				
—	<i>Walkerella yashiroi</i>								●			
—	<i>Wiebesia pumilae</i>							●				
セナガアナバチ科												
フタツバセナガアナバチ	<i>Ampulex dentata</i>					E		●				
ミツバセナガアナバチ	<i>Ampulex tridentata</i>					E		●		●		
ヒメハナバチ科												
アマミヒメハナバチ	<i>Andrena amamiensis</i>					E		●				
ミナミナカヒラアシヒメハナバチ	<i>Andrena austroinsularis</i>					E		●				
エダシゲヒメハナバチ	<i>Andrena edashigei</i>					E		●				
ヒラシママメヒメハナバチ	<i>Andrena hirasimae</i>					E		●				
イシカワヒメハナバチ	<i>Andrena ishikawai</i>					E		●	●			
ミナミキバシヒメハナバチ	<i>Andrena okinawana</i>					E		●	●			
タニグチヒメハナバチ	<i>Andrena taniguchiae</i>					E		●				
コシブトハナバチ科												
—	<i>Anegilla florea</i>								●	●		
ミナミスジボソフトハナバチ	<i>Anegilla florea urens</i>								○	○		
アオスジコシブトハナバチ	<i>Anegilla senahai</i>							●	●	●		
アオスジコシブトハナバチ八重山亜種	<i>Anegilla senahai senahai</i>									○		
アオスジコシブトハナバチ奄美沖繩亜種	<i>Anegilla senahai subflavescoens</i>					e		○	○			
イワタチベツヤハナバチ	<i>Ceratina iwatai</i>								●			
オキナワツヤハナバチ	<i>Ceratina okinawana</i>							●	●	●		
トゲアシツヤハナバチ	<i>Ceratina dentipes</i>								●			
サトウツヤハナバチ	<i>Ceratina satoi</i>							●	●			
シロスジヒゲナガハナバチ	<i>Eucera spurcipes</i>								●			
アマミキマダラハナバチ	<i>Nomada amamiensis</i>					E		●				
ダイヨウキマダラハナバチ	<i>Nomada japonica</i>								●			
—	<i>Tetralonia chinensis</i>										●	
シナヤエゲナガハナバチ	<i>Tetralonia chinensis nigricaudata</i>					e					○	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
オキナワヒゲナガハナバチ	<i>Tetralonia okinawae</i>						●	●	●	●	
オキナワヒゲナガハナバチ	<i>Tetralonia okinawae okinawae</i>						○	○			
サキシマヒゲナガハナバチ	<i>Tetralonia okinawae sakishimana</i>					e			○		
タカオトリハナバチ	<i>Thyreus takaonis</i>						●	●	●	●	
アカアシセジロクマバチ	<i>Xylocopa albinotum</i>					E				●	
アマミクマバチ	<i>Xylocopa amamensis</i>						●	●			
オキナワクマバチ	<i>Xylocopa flavifrons</i>					E		●			
ツヤコバチ科											
ミカンマルカイガラコバチ	<i>Aspidiotiphagus pseudoaonidiidae</i>								●		
—	<i>Coccobius azumai</i>					E		●			
セダカヤセバチ科											
マダラセダカヤセバチ	<i>Pristaulacus comptipennis</i>									●	
クロシオセダカヤセバチ	<i>Pristaulacus insularis</i>						●				
リュウキュウセダカヤセバチ	<i>Pristaulacus ryukyensis</i>					E	●	●			
アリガタバチ科											
ヤエヤマカムシアリガタバチ	<i>Acrepyris ishigakiensis</i>					E				●	
ツヤムカシアリガタバチ	<i>Acrepyris minutus</i>					E	●			●	
オリヒメアリガタバチ	<i>Acrepyris orihime</i>					E			●		
キバナガアリガタバチ	<i>Allobothylus tomoae</i>							●			
カスミアリガタバチ	<i>Apensia bishamon</i>					E	●				
ダイコクアリガタバチ	<i>Apensia deikoku</i>					E				●	
ベッコウアリガタバチ	<i>Apensia elegans</i>						●				
リュウキュウエリアリガタバチ	<i>Apensia kusigematii</i>					E	●			●	
オキナワエリアリガタバチ	<i>Apensia okinawensis</i>					E	●			●	
オトヒメアリガタバチ	<i>Apensia otohime</i>					E	●				
シラハマアリガタバチ	<i>Cephalonomia shirahamana</i>					E				●	
ヒメハラビロアリガタバチ	<i>Dissomphlus minutulus</i>					E				●	
ヤマトヒメアリガタバチ	<i>Epyris yamatonis</i>									●	
ホウライハマキアリガタバチ	<i>Goniozus hoorai</i>								●		
ハマキアリガタバチ	<i>Goniozus japonicus</i>								●		
ミナミハマキアリガタバチ	<i>Goniozus kusigematii</i>								●		
アマミエダテアリガタバチ	<i>Holepyris amaminis</i>					E	●				
アタミアリガタバチ	<i>Holepyris atamensis</i>						●				
メダカアリガタバチ	<i>Holepyris matsumurai</i>					E				●	
ヤンバルエダテアリガタバチ	<i>Holepyris yambaru</i>					E	●			●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
ヤエヤマアリガタバチ	<i>Odonpteryx marishi</i>					E					●	
ツツキノコアリガタバチ	<i>Platanoxus amamiensis</i>							●				
オノヤマクビレアリガタバチ	<i>Pseudisobrachium onoyamai</i>					E					●	
リュウキュウクビレアリガタバチ	<i>Pseudisobrachium ryukyuuum</i>					E		●	●			
ホソアリガタバチ	<i>Sclerodermus hamandi</i>							●	●			
コマユバチ科												
—	<i>Acanthormiulus iriomotensis</i>					E					●	
—	<i>Acanthormiulus rugosus</i>					E					●	
—	<i>Acanthormiulus takadai</i>							●				
—	<i>Aleiodes tenuis</i>					E		●	●		●	
セセリオナガサムライコマユバチ	<i>Apanteles baoris</i>							●			●	
—	<i>Apanteles cypris</i>							●			●	
—	<i>Aphidius amamioshimensis</i>					E		●				
—	<i>Aphidius gifuensis</i>							●				
—	<i>Aphidius longipetiolus</i>							●				
ムギヒゲナガアブラバチ	<i>Aphidius picipes</i>							●				
—	<i>Aphidius salicis</i>							●				
—	<i>Bassus albifasciatus</i>							●				
—	<i>Bassus ebullus</i>							●				
—	<i>Bassus festivus</i>							●				
—	<i>Binodoxys confusus</i>							●				
—	<i>Binodoxys toxopterae</i>							●				
—	<i>Blacus melliceps</i>					E						
—	<i>Bracon onuki</i>					E					●	
ズイムシキイロコマユバチ	<i>Braconia antefurcalis</i>							●				
—	<i>Braunsia matsumurai</i>							●				
ズイムシサムライコマユバチ	<i>Cotesia flavipes</i>							●				
コナガサムライコマユバチ	<i>Cotesia plutellae</i>							●				
キアシヤガサムライコマユバチ	<i>Cotesia ruficrus</i>							●				
クロヒゲアカコマユバチ	<i>Cremnops desertor</i>							●			●	
—	<i>Diaretiella rapae</i>							●				
—	<i>Ephedrus persicae</i>							●				
ヒメクロアブラバチ	<i>Lipolexis gracilis</i>							●				
—	<i>Lysiphlebus japonicus</i>							●				
—	<i>Macrocentrus thoracicus</i>							●				
ヒゲナガシンクイヤドリバチ								●				

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018年リスト)	環境省レッドリスト (2018年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
—	<i>Meteorus graviventris</i>										
ハマキハラソコマユバチ	<i>Meteorus ictericus</i>								●		
ミナミヤガハラソコマユバチ	<i>Meteorus narangae</i>							●	●		
ギンケハラソコマユバチ	<i>Meteorus pulchricornis</i>							●	●	●	
ドクガハラソコマユバチ	<i>Meteorus versicolor</i>							●	●	●	
ズイムシクワバラソコマユバチ	<i>Myosoma chinensis</i>								●		
キイロコウラソコマユバチ	<i>Phanerotoma flava</i>								●		
シンクイコウラソコマユバチ	<i>Phanerotoma grapholithae</i>								●		
—	<i>Praon orientale</i>								●		
—	<i>Praon yomenae</i>							●	●		
ヨコハマダラソコマユバチ	<i>Pseudoshirakia yokohamensis</i>								●		
フタオビコヤガカモドキバチ	<i>Rogas narangae</i>									●	
アシトコバチ科											
アジアカツヤアシトコバチ	<i>Antrocephalus apicalis</i>							●	●	●	
—	<i>Antrocephalus apicalis apicalis</i>						e	○	○	○	
—	<i>Antrocephalus apicalis yaeyamanus</i>										
アカアシトコバチ	<i>Brachymeria fonscolombei</i>								●		
ヒメアシトコバチ	<i>Brachymeria himi</i>								●		
ハネジロアシトコバチ	<i>Epitranus albipennis</i>							●			
シラキハネジロアシトコバチ	<i>Epitranus shirakii</i>						E		●		
—	<i>Euchaetidia yamamotoi</i>									●	
アマミハネマダラアシトコバチ	<i>Hockeria amamioshimensis</i>						E	●			
セイボウ科											
トゲナナフシヤドリコバチ	<i>Calosega kamifeta</i>						E			●	
クロハネセイボウ	<i>Chrysis angolensis</i>							●	●	●	
—	<i>Chrysis angolensis fuscipennis</i>							○	○	○	
タイワンセイボウ	<i>Chrysis principalis</i>							●	●	●	
ツمامラサセイボウ	<i>Chrysis splendida</i>								●	●	
リュウキュウセイボウ	<i>Chrysis vicaria</i>							●	●	●	
—	<i>Chrysis formosana</i>							○	○	○	
—	<i>Chrysis formosana amamiensis</i>						e	○	○	○	
カプトバチ	<i>Loboscelidia maa</i>									●	
オキナワナナフシヤドリバチ	<i>Okinawasega eguchii</i>						E			●	
ミドリセイボウ	<i>Praestochrysis lusca</i>							●	●	●	
オオセイボウ	<i>Stilbum cyanurum</i>								●	●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
オオセイボウ沖繩亜種	<i>Stilbum cyanurum splendidum</i>								○		
リュウキュウミツバセイボウ	<i>Trichythis triacantha</i>							●	●	●	
コンボウハバチ科											
キバネルリコンボウハバチ	<i>Abia imperialis</i>							●			
ムカシハナバチ科											
エサキムカシハナバチ	<i>Colletes esakii</i>							●			
オオムカシハナバチ	<i>Colletes perforator</i>							●	●		
ナンセイメンハナバチ (ナンセイチビムカシハナバチ)	<i>Hylaeus nanseensis</i>					E		●	●		
クロシオメンハナバチ (シマノチビムカシハナバチ)	<i>Hylaeus insularum</i>							●	●	●	
イリオモテメンハナバチ (イリオモテチビムカシハナバチ)	<i>Hylaeus insularum irimotensis</i>					e		○	○		
クロシオメンハナバチ (シマノチビムカシハナバチ)	<i>Hylaeus insularum insularum</i>							○	○	○	
マエタメンハナバチ	<i>Hylaeus maetai</i>					E				●	
テマリメンハナバチ (ミナミノチビムカシハナバチ)	<i>Hylaeus meridianus</i>					E		●	●		
ギンダチバチ科											
—								●			
ヒラシマギングチ	<i>Crossocerus hakusanus</i>							●			
アマミセナガアナバチ	<i>Crossocerus hirashimai</i>					E		●	●	●	
キマダラヒメギングチ	<i>Dolichurus amamiensis</i>							●		●	
シロモンギングチ	<i>Dolichurus minor</i>					E			●		
キアシギングチ	<i>Ectemnius albomaculatus</i>					E		●		●	
アマミギングチ	<i>Ectemnius chrysis</i>							●	●		
ウスギギングチ	<i>Ectemnius confinis</i>							●	●		
—	<i>Ectemnius flavohirtus</i>							●	●	●	
—	<i>Ectemnius schletteri</i>							●	●	●	
イシガキギングチ	<i>Ectemnius schletteri ishigakiensis</i>					e		○		○	
イワタギングチ	<i>Ectemnius schletteri japonicus</i>							○	○		
イワタギングチ沖繩亜種	<i>Ectemnius schletteri sakaguchii</i>					e			○		
アカオビケラトリ	<i>Larra amplipennis</i>							●	●	●	
クワケラトリ	<i>Larra carbonaria</i>		NT					●	●		
ルソンケラトリ	<i>Larra luzonensis</i>									●	
ヘントナギングチ	<i>Lestica heritona</i>								●		
ミナミクビワギングチ	<i>Lestica okinawana</i>					E			●		
キヌゲコロギバチ	<i>Liris albipilosus</i>					E			●		
キンイロコロギバチ	<i>Liris aurulentus</i>							●	●	●	
—	<i>Liris binghami</i>							●	●	●	
—	<i>Liris binghami deplanatus</i>							○	○	○	
リュウキュウコロギバチ											

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年8月)*リスト	環境省レッドリスト (2001年8月)*リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
モモアカオオロギバチ	<i>Liris officilis</i>									●	
ヒメオオロギバチ	<i>Liris festinans</i>							●	●	●	
ヒメオオロギバチ	<i>Liris festinans festinans</i>							○			
ヒメオオロギバチ中・南琉球亜種	<i>Liris festinans japonicus</i>					e		○	○	○	
イリオモテオオロギバチ	<i>Liris iriomotensis</i>					E				●	
—	<i>Liris rohweri</i>								●	●	
タイワンオオロギバチ	<i>Liris rohweri formosanus</i>							○	○	○	
ナミオオロギバチ (モモアカオオロギバチ)	<i>Liris subtessellatus</i>							●	●	●	
—	<i>Lyroda venusta</i>									●	
タイワンコトガタバチ	<i>Lyroda venusta taiwana</i>									○	
ツヤクモカリバチ (クロツヤピソン)	<i>Pison punctifrons</i>							●	●	●	
ムロタホソギンダチ	<i>Rhopalum okinawanum</i>					E					
チャンスカダカバチ	<i>Tachysphex changi</i>								●	●	
タイワンスカダカバチ	<i>Tachysphex formosanus</i>									●	
ナンブスカダカバチ	<i>Tachysphex nambui</i>					E				●	
—	<i>Tachysphex nigricolor</i>							●	●	●	
ヤマトスカダカバチ	<i>Tachysphex nigricolor nigricolor</i>							○	○	○	
ヤエヤマスカダカバチ	<i>Tachysphex nigricolor yaeyamanus</i>					e				○	
ヤエヤマハヤバチ	<i>Tachytes sinensis</i>									●	
—	<i>Tachytes sinensis yaeyamanus</i>					e				○	
ヤエヤマハヤバチ八重山亜種	<i>Trypoxylon thaianum</i>							●	●	●	
—	<i>Trypoxylon thaianum dubiosum</i>							○	○	○	
トキンジガバチモドキ	<i>Trypoxylini errans</i>										
トゲジガバチモドキ	<i>Trypoxylon formosicola</i>							●	●	●	
—	<i>Trypoxylon formosicola amamiense</i>							○	○	○	
アマミジガバチモドキ	<i>Trypoxylon formosicola inornatum</i>					e					
クロイワジガバチモドキ	<i>Trypoxylon formosicola inornatum</i>					e					
クボミジガバチモドキ (イリオモテジガバチモドキ)	<i>Trypoxylon inornatum</i>					E				●	
オキナワジガバチモドキ	<i>Trypoxylon okinawanum</i>					E		●	●	●	
ナミジガバチモドキ	<i>Trypoxylon petiolatum</i>							●	●	●	
—	<i>Trypoxylon petioloides</i>									●	
—	<i>Trypoxylon petioloides ishigakiense</i>									○	
ハラアカジガバチモドキ	<i>Trypoxylon rufiventre</i>					E				●	
リュウキュウジガバチモドキ	<i>Trypoxylon ryukyense</i>					E		●	●	●	
マルトキンジガバチモドキ	<i>Trypoxylon schmiedeknechti</i>							●	●	●	
マダラジガバチモドキ	<i>Trypoxylon varipes</i>							●			

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
クマゾジガハチモドキ	<i>Trypilon takasago</i>					e				●	●	
マツハバチ科	<i>Trypilon takasago kumaso</i>									○	○	
アマミマツハバチ	<i>Gilpinia amamiensis</i>					E	●					
マツノミドリハバチ	<i>Nesodipiron japonicus</i>									●	●	
カマバチ科	<i>Apterodytinus tambinia</i>					E	●					
アリモドキバチ科	<i>Embolenus pecki</i>										●	
ミナミアリモドキバチ	<i>Endecameris erugatus</i>					E	●				●	
ツヤヤドリタマバチ科	<i>Endecameris striatus</i>											
グアムツヤヤドリタマバチ	<i>Eucallidea guamensis</i>					E		●				
ヒゲチャツヤヤドリタマバチ	<i>Gronotoma micromorpha</i>					E				●		
ニセカタスツヤヤドリタマバチ	<i>Hexacola antennata</i>					E					●	
フシスツヤヤドリタマバチ	<i>Hexacola cognata</i>					E	●				●	
アシウスツヤヤドリタマバチ	<i>Hexacola octosegmenta</i>					E						
カタスツヤヤドリタマバチ	<i>Hexacola quiliaria</i>					E					●	
グレシットツヤヤドリタマバチ	<i>Hexacola samuelsoni</i>					E	●				●	
リュウキュウツヤヤドリタマバチ	<i>Leptolamina gressitti</i>					E					●	
ダエンツヤヤドリタマバチ	<i>Odonteucoila amamiensis</i>											
オキナフツヤヤドリタマバチ	<i>Odonteucoila floccosa</i>									●		
シロウズツヤヤドリタマバチ	<i>Rhoptromeris ryukyensis</i>					E					●	
ミナミツヤヤドリタマバチ	<i>Trybliographa elliptica</i>									●		
シロウズツヤヤドリタマバチ	<i>Trybliographa laticauca</i>										●	
ヒメコバチ科	<i>Trybliographa okinawaensis</i>					E					●	
ミナミツヤヤドリタマバチ	<i>Trybliographa parallela</i>					E					●	
ヒメコバチ科	<i>Trybliographa rugipunctata</i>										●	
ヒメコバチ科	<i>Trybliographa shirozui</i>					E					●	
ヒメコバチ科	<i>Trybliographa vulgaris</i>										●	
アプレウトロプス	<i>Apleurotropis kumatai</i>										●	
アセコデス	<i>Asecodes delucchi</i>										●	
クリソチャリス	<i>Chrysocharis chilo</i>										●	
ペンテウス	<i>Chrysocharis penitheus</i>										●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南 琉球の5	中琉球				備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
-	<i>Cirrospilus phyllocnistis</i>						●				
-	<i>Cirrospilus quadristriatus</i>						●				
-	<i>Citrostichus phyllocnistoides</i>						●	●			
-	<i>Closterocerus trifasciatus</i>						●				
-	<i>Desmatocharis turcica</i>						●				
-	<i>Diglyphus albiscapus</i>						●	●			
-	<i>Hemiptarsenus varicornis</i>							●			
-	<i>Inioctichus kumatai</i>							●			
-	<i>Melittobia sosti</i>					E		●			
-	<i>Mesochorella kumatai</i>					E	●	●			
-	<i>Mesochorella rhois</i>					E			●		
ハモグリミドリヒメコバチ	<i>Neochrysocharis formosa</i>							●			
-	<i>Neochrysocharis okazaki</i>							●			
-	<i>Perachrysocharis javensis</i>							●			
-	<i>Pediobius acantha</i>						●	●			
-	<i>Pediobius flaviscapus</i>						●		●		
-	<i>Pediobius italicus</i>							●			
-	<i>Pediobius longicornis</i>						●	●			
-	<i>Pleurotropsopsis japonica</i>						●				
-	<i>Pleurotropsopsis lunata</i>					E			●		
-	<i>Quadrastichus liromyzae</i>							●			
キイロホソコバチ	<i>Stenomeseus japonicus</i>						●				
-	<i>Sympiesis dolichogaster</i>						●				
-	<i>Zaommaten brevipalpatulus</i>									●	
ドロバチ科											
オオフタオビドロバチ	<i>Anterhynchium flavomarginatum</i>						●	●	●		
オオフタオビドロバチ沖縄亜種	<i>Anterhynchium flavomarginatum hanedai</i>					e		○			
オオフタオビドロバチ八重山亜種	<i>Anterhynchium flavomarginatum umenoi</i>					e			○		
オオフタオビドロバチ奄美亜種	<i>Anterhynchium flavomarginatum amamiense</i>					e	○	○			
-	<i>Delta esuriens</i>						●		●		
クロスジスズバチ	<i>Delta esuriens okinawae</i>						○		○		
-	<i>Delta flavopictum</i>								●		
ハラナガスズバチ	<i>Delta flavopictum formosanum</i>								○		
ヤマトフタスジスズバチ	<i>Discoelius japonicus</i>								○		
カバオビドロバチ	<i>Euodynerus dentici</i>						●	●	●		

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
カバオビドロバチ沖繩八重山亜種	<i>Euodynerus dantici nigrescens</i>					e		○	○		
ミカドドロバチ	<i>Euodynerus nipanicus</i>						●	●	●		
ミカドドロバチ奄美沖繩亜種	<i>Euodynerus nipanicus flavicornis</i>					e	○	○	○		
ミカドドロバチ先島亜種	<i>Euodynerus nipanicus ryukyensis</i>					e			○		
ジュウジドロバチ	<i>Euodynerus trilobus</i>								●		
オキナワドロバチ	<i>Okinawepipona kogimai</i>					e	●	●	●		
オキナワドロバチ奄美亜種	<i>Okinawepipona kogimai kogimai</i>					e	○	○	○		
オキナワドロバチ奄美亜種	<i>Okinawepipona kogimai nagasei</i>										
ヒメトックリバチモドキ	<i>Pachymenes yayeyamensis</i>						●	●	●		
イシガキカバドロバチ	<i>Pararhynchium ishigakense</i>					E	●	●	●		
アマミカバドロバチ	<i>Pararhynchium tsunekii</i>		NT			E	●	○	○		
コシブトスズバチ	<i>Pseudozumia indosinensis</i>								●		
カギモントックリバチ	<i>Pseumenes depressus</i>								●		
フカイドロバチ沖繩亜種(ムロタドロバチ)	<i>Rhynchium quinquecinctum</i>						●	●	●		
フカイドロバチ八重山亜種(ナンブドロバチ)	<i>Rhynchium quinquecinctum muratoi</i>						○	○	○		
フトカギバチドロバチ	<i>Rhynchium quinquecinctum nambu</i>					e			○		
キオビバチドロバチ	<i>Stenodynerus clypeopictus</i>								●		
ミナミバチドロバチ	<i>Stenodynerus frauentfeldi</i>						●	●	●		
ミナミバチドロバチ沖繩亜種	<i>Stenodynerus kusigemati</i>					E	●	●	●		
ミナミバチドロバチ奄美亜種	<i>Stenodynerus kusigemati kusigemati</i>					e			○		
ミナミバチドロバチ徳之島亜種	<i>Stenodynerus kusigemati tsunekii</i>					e	○	○	○		
アカオビバチドロバチ	<i>Stenodynerus kusigemati rufiventris</i>					e			○		
カタビロコバチ科	<i>Stenodynerus rufomaculatus</i>					E			●		
シエーフアカカタビロコバチ	<i>Eurytoma schaeferi</i>								●		
キイロカタビロコバチ	<i>Sycophila variegata</i>								●		
ヤセバチ科	<i>Evania appendigaster</i>								●		
アリ科											
イツツバアリ	<i>Acropyga nipponensis</i>						●	●	●		
ミツバアリ	<i>Acropyga sauteri</i>						●	●	●		
ヨツバアリ	<i>Acropyga yaeyamensis</i>					E			●		
チャイロヒメサスライアリ	<i>Aenictus ceylonicus</i>								●		
ヒメサスライアリ	<i>Aenictus lituae</i>								●		
ケシノコギリハリアリ	<i>Amblyopone fulvida</i>		NT			E			●		

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
ヤイバノコギリハリアリ	<i>Amblyopone sakaii</i>									●		
ノコギリハリアリ	<i>Amblyopone silvestrii</i>									●	●	
アシナガキアリ	<i>Anoplolepis gracilipes</i>							●	●	●	●	
リュウキュウアシナガアリ	<i>Aphaenogaster concolor</i>					E		●		●		
クビナガアシナガアリ	<i>Aphaenogaster gracillirna</i>					E					●	
サワアシナガアリ	<i>Aphaenogaster irrigua</i>							●	●			
イクビアシナガアリ	<i>Aphaenogaster luteipes</i>					E		●	●			
ヒメアシナガアリ	<i>Aphaenogaster minutula</i>					E		●	●			
イソアシナガアリ	<i>Aphaenogaster osimensis</i>							●			●	
タカサゴアシナガアリ	<i>Aphaenogaster tipuna</i>										●	
アカヨツボシオアリ	<i>Camponotus albosparsus</i>										●	
ツヤミカドオアリ	<i>Camponotus amamiensis</i>		DD			E		●				
ホソウメマツオアリ	<i>Camponotus bishamon</i>							●	●		●	
アメイロオアリ	<i>Camponotus devestivus</i>							●	●			
ミヤコオアリ	<i>Camponotus friedae</i>							●				
ユミセオアリ	<i>Camponotus kaguya</i>							●	●			
ケブカアメイロオアリ	<i>Camponotus monju</i>							●	●		●	
ナウヨツボシオアリ	<i>Camponotus nawai</i>							●				
ヒラズオアリ	<i>Camponotus nipponicus</i>							●				
アカヒラズオアリ	<i>Camponotus shonki</i>							●	●		●	
ウスキオアリ	<i>Camponotus yambaru</i>					E			●			
ハダカアリ	<i>Cardiocondyla nuda</i>							●	●		●	
ヒメハダカアリ	<i>Cardiocondyla tsukuyomi</i>								●		●	
キイロハダカアリ	<i>Cardiocondyla wroughtonii</i>								●		●	
ウスキイロハダカアリ	<i>Cardiocondyla yamauchii</i>					E			●		●	
クビレハリアリ	<i>Cerapachys birai</i>							●			●	
ジュウニクビレハリアリ	<i>Cerapachys hashimotoi</i>					E					●	
クロクビレハリアリ	<i>Cerapachys nubetama</i>							●				
ツヤシリアゲアリ	<i>Crematogaster nawai</i>							●		●		
キイロシリアゲアリ	<i>Crematogaster osakensis</i>							●				
ハリナガシリアゲアリ	<i>Crematogaster sp.</i>							●				
テラニシリアゲアリ	<i>Crematogaster teranishii</i>									●		
クボミシリアゲアリ	<i>Crematogaster vagula</i>							●	●		●	
トゲズネハリアリ	<i>Cryptopone sauteri</i>							●			●	
ハナダカハリアリ	<i>Cryptopone tengu</i>							●	●		●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
トゲオオハリアリ	<i>Diacamma</i> sp.							●	●	●		
メダカダルマアリ	<i>Discothyrea kamifeta</i>					E			●			
ダルマアリ	<i>Discothyrea sauteri</i>									●		
セダカウロコアリ	<i>Epirtitus hexamerus</i>								●			
ヒメセダカウロコアリ	<i>Epirtitus hirashimai</i>								●			
ベツピンニセハリアリ	<i>Hypoponera beppin</i>							●				
トビニセハリアリ	<i>Hypoponera bondroiti</i>								●			
フシナガニセハリアリ	<i>Hypoponera gleadowi</i>									●		
ヒガナガニセハリアリ	<i>Hypoponera nippona</i>							●		●		
カドフシニセハリアリ	<i>Hypoponera opeiceps</i>							●		●		
マルフシニセハリアリ	<i>Hypoponera zwaluwenburgi</i>								●			
ヌカウロコアリ	<i>Kyrdia mulica</i>							●		●		
カワラケアリ	<i>Lasius sakaganii</i>								●			
オキナワムカシアリ	<i>Leptanilla</i> sp.					E				●		
ハシリハリアリ	<i>Leptogenys confucii</i>							●		●		
ヒラセムネボソアリ	<i>Leptothrax ahira</i>							●				
フシナガムネボソアリ	<i>Leptothrax antera</i>							●				
ヤエヤマムネボソアリ	<i>Leptothrax basana</i>							●			●	
キイロムネボソアリ	<i>Leptothrax indra</i>					E				●		
クロヒメアリ	<i>Monomorium chinense</i>							●		●		
ミゾヒメアリ	<i>Monomorium destructor</i>								●			
フタイロヒメアリ	<i>Monomorium florala</i>							●		●		
フタモンヒメアリ	<i>Monomorium hiten</i>								●	●		
ヒメアリ	<i>Monomorium intrudens</i>							●		●		
シワヒメアリ	<i>Monomorium latinode</i>								●	●		
カドヒメアリ	<i>Monomorium sechellense</i>							●		●		
シワクシケアリ	<i>Myrmica kotokui</i>								●			
スジブトカドフシアリ	<i>Myrmecina amamiana</i>					E		●				
コガタカドフシアリ	<i>Myrmecina ryukyensis</i>					E		●		●		
ルリアリ	<i>Ochetellus glaber</i>							●		●		
オキナワアギトアリ	<i>Odontomachus</i> sp.					E			●	●		
ヒメコツノアリ	<i>Oligomyrmex harnya</i>					E			●	●		
オニコツノアリ	<i>Oligomyrmex oni</i>					E				●		
コツノアリ	<i>Oligomyrmex yamatonis</i>							●		●		
オオハリアリ	<i>Pachyconyla chinensis</i>							●		●		

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ダーウィンハリアリ	<i>Pachycondyla darwini</i>									●	
ツヤオオハリアリ	<i>Pachycondyla luteipes</i>									●	
ケブカハリアリ	<i>Pachycondyla pilosior</i>							●			
アカケブカハリアリ	<i>Pachycondyla sakishimensis</i>					E				●	
ツシマハリアリ	<i>Pachycondyla</i> sp.									●	
ケブカアメイロアリ	<i>Paratrechina arnia</i>							●		●	
ヒゲナガアメイロアリ	<i>Paratrechina longicornis</i>							●		●	
クロサワアリ	<i>Paratrechina nubatama</i>							●			
ヒヨウアメイロアリ	<i>Paratrechina otome</i>					E				●	
リュウキュウアメイロアリ	<i>Paratrechina ryukyensis</i>							●		●	
サクラアリ	<i>Paratrechina sakurae</i>							●			
ヤエヤマアメイロアリ	<i>Paratrechina yaeyamensis</i>					E				●	
ヤンバルアメイロアリ	<i>Paratrechina yambaru</i>					E			●		
ヒメヒラタウロコアリ	<i>Pentastroma sauteri</i>									●	
ミナミオオズアリ	<i>Pheidole fervens</i>							●		●	
ツヤオオズアリ	<i>Pheidole megacephala</i>							●		●	
オオズアリ	<i>Pheidole node</i>							●		●	
ヒメオオズアリ	<i>Pheidole pili</i>							●		●	
ナガオオズアリ	<i>Pheidole ryukyensis</i>									●	
クロオオズアリ	<i>Pheidole susanowae</i>									●	
ヨコズナアリ	<i>Pheidogeten diversus</i>									●	
クロトゲアリ	<i>Polyrhachis dives</i>									●	
タイワントゲアリ	<i>Polyrhachis latona</i>									●	
チクシトゲアリ	<i>Polyrhachis niesta</i>							●		●	
ホンヒメハリアリ	<i>Ponera bishamon</i>									●	
アレハダハリアリ	<i>Ponera takaminei</i>									●	
ミナミヒメハリアリ	<i>Ponera tamon</i>							●		●	
アミメアリ	<i>Pristomyrmex puingens</i>							●		●	
トゲムネアミメアリ	<i>Pristomyrmex yaeyamensis</i>									●	
ハナナガアリ	<i>Probolomyrmex okinawensis</i>		DD			E			●		
イトウハリアリ	<i>Proceratium itoi</i>							●		●	
ヤマトカギバラアリ	<i>Proceratium japonicum</i>							●		●	
ジュズフシアリ	<i>Protanilla</i> sp.							●		●	
カクバラアリ	<i>Recurvidris recurvispinosa</i>							●		●	
イガウロコアリ	<i>Smithistruma benten</i>							●		●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
マルゲウロコアリ	<i>Smithistruma circothrix</i>					E			●		
ヤマトウロコアリ	<i>Smithistruma japonica</i>						●		●	●	
ナミゲウロコアリ	<i>Smithistruma kichijo</i>							●			
ケブカウロコアリ	<i>Smithistruma leptothrix</i>							●		●	
ツヤウロコアリ	<i>Smithistruma mazu</i>							●			
キバオレウロコアリ	<i>Smithistruma morisitai</i>							●			
オキナワトフシアリ	<i>Solenopsis tipuna</i>						●			●	
ハカケウロコアリ	<i>Strumigenys lacunosus</i>										
ヒメウロコアリ	<i>Strumigenys minutula</i>						●			●	
オオウロコアリ	<i>Strumigenys solfonis</i>								●		
カクガオウロコアリ	<i>Strumigenys sp. 1</i>					E			●		
キバナガウロコアリ	<i>Strumigenys sp. 2</i>					E				●	
キバブトウロコアリ	<i>Strumigenys sp. 3</i>							●			
ミナミウロコアリ	<i>Strumigenys sp. 4</i>						●			●	
アワチコスカアリ	<i>Tapinoma melanocephalum</i>						●			●	
コヌカアリ	<i>Tapinoma sp.</i>						●			●	
アシジロヒラフシアリ	<i>Technomyrmex albipes</i>						●			●	
オオシワアリ	<i>Tetramorium bicarinatum</i>						●			●	
ケブカシワアリ	<i>Tetramorium kraepelini</i>								●		
イカリゲシワアリ	<i>Tetramorium lanuginosum</i>						●			●	
キイロオシワアリ	<i>Tetramorium nipponense</i>						●			●	
サザナミシワアリ	<i>Tetramorium similimum</i>						●			●	
カブトムネシワアリ	<i>Tetramorium smithi</i>								●		
オオナガフシアリ	<i>Tetraponera sp.</i>					E			●		
トカラウロコアリ	<i>Trichoscapa membranifera</i>						●			●	
オオウメマツアリ	<i>Vollenhovia amamiana</i>					E			●		
タチナシウメマツアリ	<i>Vollenhovia benzai</i>						●				
オキナフウメマツアリ	<i>Vollenhovia okinawana</i>					E				●	
サキシマウメマツアリ	<i>Vollenhovia sakishimana</i>										
ヤンバルウメマツアリ	<i>Vollenhovia yambaru</i>					E			●		
コハナバチ科											
アカガネコバチ	<i>Helictus aeriarius</i>								●		
—	<i>Lasioglossum vagans</i>								●		
アマミチビハナバチ	<i>Lasioglossum amamiensis</i>					E			●		
タイワンカタコハナバチ	<i>Lasioglossum formosae</i>									●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
クメジマコハナバチ	<i>Lasioglossum kumejimensis</i>						●	●	●	●	
ナイトウコハナバチ	<i>Lasioglossum naitoi</i>					E		●	●	●	
オキナワカタコハナバチ	<i>Lasioglossum okinawa</i>					E		●			
サキシマカタコハナバチ	<i>Lasioglossum sakishima</i>					E				●	
アカツキコハナバチ	<i>Lasioglossum solisortus</i>					E				●	
アマミカタコハナバチ	<i>Lasioglossum subopaeum</i>					E		●	●	●	
アネッタイチビバチ	<i>Lasioglossum subtropicum</i>									●	
—	<i>Lasioglossum villosulum</i>								●		
ケナガチビハナバチ	<i>Lasioglossum villosulum trichopse</i>								○		
ジバングコハナバチ	<i>Lasioglossum zipangu</i>					E		●	●	●	
ミナミアオスジハナバチ	<i>Nomia pavonula</i>						●	●	●	●	
ヒメバチ科											
—	<i>Acrolyta discrepa</i>					E	●				
—	<i>Acrolyta excisa</i>					E	●	●	●	●	
—	<i>Acrolyta spola</i>					E	●	●			
—	<i>Aphanistes wadai</i>										
—	<i>Aritranis sumiyonus</i>					E	●				
—	<i>Ateleute densistriata</i>					E	●	●	●	●	
—	<i>Ateleute mesorufa</i>					E	●				
—	<i>Atractodes paucus</i>					E	●				
—	<i>Beltazaria nigrescens</i>					E	●				
—	<i>Bathyrhix proflorax</i>					E				●	
タイワンオオヒメバチ	<i>Callajoppa formosana</i>							●			
—	<i>Calosphyrum alboorbitalis</i>					E				●	
—	<i>Campoplex notabilis</i>					E	●				
—	<i>Campoplex sugiharai</i>						●	●	●	●	
—	<i>Campoplex sugiharai okinawensis</i>					e	○	○	○		
—	<i>Casineria cylindrator</i>					E	●			●	
—	<i>Casineria daitojimensis</i>						●	●	●		
ダイトウヒラタヒメバチ	<i>Charops daitojimensis</i>						●	●	●		
—	<i>Chorinaeus yukuensis</i>					E	●				
—	<i>Chriodes pentagonus</i>						●	●	●	●	
—	<i>Coccygominus amamiensis</i>					E	●				
チビキアシヒラタヒメバチ	<i>Coccygominus nipponicus</i>						●	●	●		
—	<i>Colpotrochia pilosa</i>								●		

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年)*リスト	環境省レッドリスト (2008年)*リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南琉球の 5	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
-	<i>Cratichneumon amamioshimensis</i>					E	●					
-	<i>Cryptopimpla procul</i>						●					
-	<i>Cryptopimpla terita</i>					E	●					
-	<i>Cymodusa orientalis</i>						●	●				
-	<i>Diatraea lissorhiza</i>						●	●				
-	<i>Dicamptus nigropictus</i>						●	●				
-	<i>Dichrogaster schaffneri</i>						●	●				
-	<i>Diplazon ryukyensis</i>					E	●	●			●	
-	<i>Dolichonitius macropunctatus</i>						●					
-	<i>Dolichonitius macropunctatus urainus</i>						○					
-	<i>Dolichonitius agrestoria</i>						●					
-	<i>Echthromorpha agrestoria notulatoria</i>						○					
-	<i>Ericospilus analis</i>							●				
-	<i>Ericospilus erythrocerus</i>							●				
-	<i>Ericospilus flavicapus</i>							●				
-	<i>Ericospilus flavocephalus</i>							●				
-	<i>Ericospilus microstriatellus</i>					E	●	●			●	
-	<i>Ericospilus nigribasalis</i>						●	●				
-	<i>Ericospilus nigrisigma</i>						●	●				
-	<i>Ericospilus nocturnus</i>							●				
-	<i>Ericospilus okinawensis</i>						●	●				
-	<i>Ericospilus pungens</i>						●					
-	<i>Ericospilus saleguchii</i>							●				
-	<i>Ericospilus semipapacus</i>						●					
-	<i>Ericospilus shinkanus</i>							●	●			
-	<i>Ericospilus striolatus</i>							●	●			
-	<i>Ericospilus tripartitus</i>							●	●			
-	<i>Ericospilus uncinata</i>							●	●			
-	<i>Ericospilus yonezawanus</i>						●					
-	<i>Eriborus acutulus</i>					E	●				●	
-	<i>Eriborus niger</i>					E	●					
-	<i>Eriborus ryukyensis</i>					E	●	●				
-	<i>Eriborus samuelsoni</i>					E	●				●	
-	<i>Eriborus similis</i>					E		●			●	
-	<i>Eriborus vulgaris</i>					E		●			●	
-	タイワンアカハラチビアメバチ											

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年)*リスト	環境省レッドリスト (2008年)*リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南琉球の 5	中琉球				南琉球	備考	
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島			
-	<i>Etchalinus multimaculatus</i>												
-	<i>Eugalia cameroni</i>												
-	<i>Eurycryptus sakaguchii</i>												
-	<i>Eurycryptus unicolor</i>												
-	<i>Exochus affinis</i>												
-	<i>Exochus ornatus</i>												
-	<i>Friona okinawana</i>												
-	<i>Gelis takadai</i>												
-	<i>Gerdilus iriomotensis</i>					E							
-	<i>Glypta densa</i>					E							
-	<i>Glypta tumor</i>					E							
-	<i>Gnotus chlorops</i>												
-	<i>Goryphus albofasciatus</i>					E							
-	<i>Gotra interrupta</i>					E							
-	<i>Gotra ryukyuensis</i>					E							
-	<i>Habronyx heiros</i>												
-	<i>Hemiteles hirashimai</i>												
-	<i>Heteroccla concava</i>												
-	<i>Homotropus tarsatorius</i>												
-	<i>Hybophanes angustus</i>					E							
-	<i>Hypsicera bicolor</i>												
-	<i>Hypsicera brevicornis</i>												
-	<i>Hypsicera carinata</i>												
-	<i>Hypsicera harrelli</i>												
-	<i>Hypsicera incarinata</i>												
-	<i>Hypsicera intermedia</i>												
-	<i>Hypsicera nigribasis</i>												
-	<i>Hypsicera rugosa</i>												
-	<i>Hypsicera watanabei</i>												
-	<i>Hypsicera yoshimotoi</i>												
-	<i>Intermedichneumon ocellus</i>					E							
-	<i>Ischnojoppa luteator</i>												
-	<i>Itopectis naranyae</i>												
-	<i>Javra taniguchiae</i>												
-	<i>Leptobatopsis babai</i>												
-	アオムシヒラタヒメバチ												
-													
-													

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
—	<i>Leptobotopsis indica</i>										●	
オキナワキズジヒメバチ	<i>Lissosculpta javanica</i>					E		●				
—	<i>Mastrus ecornutus</i>					E		●				
—	<i>Mastrus takadei</i>							●				
—	<i>Mesochorus takizawai</i>							●				
ムラサキメンガンタヒメバチ	<i>Metopijs dissectorius</i>							●				
—	<i>Microterops australis</i>								●			
—	<i>Myrmelaronstenus babai</i>							●				
—	<i>Necolio sidereus</i>					E					●	
—	<i>Nematopodius kusigematii</i>					E						
—	<i>Neoparacryptus formosanus</i>							●				
—	<i>Netelia formosana</i>							●				
—	<i>Netelia heyashii</i>							●			●	
—	<i>Netelia ishiharai</i>							●				
—	<i>Netelia kodai</i>							●				
—	<i>Netelia latro</i>							●			●	
—	<i>Netelia latro latro</i>							○			○	
—	<i>Netelia major</i>							●				
—	<i>Netelia okinawana</i>					E						
—	<i>Netelia orientalis</i>							●				
—	<i>Netelia uchidai</i>							●				
—	<i>Netelia vulgaris</i>							●				
—	<i>Nipponaetes haeussleri</i>							●				
—	<i>Nipponaetes striatus</i>					E					●	
—	<i>Paraphylax agelenae</i>											
—	<i>Paraphylax subtilis</i>							●				
—	<i>Phaedraspis fuuivirgus</i>							●				
—	<i>Phytodietus leucaspis</i>					E					●	
—	<i>Phytodietus longicauda</i>							●				
—	<i>Picardiella rufa</i>							●				
—	<i>Pimplopterus mesorufus</i>					E					●	
—	<i>Pimplopterus samuelsoni</i>					E					●	
—	<i>Platylabus okul</i>					E						
—	<i>Plectochorus iwataensis</i>							●				
—	<i>Pristomerus punctatus</i>							●			●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南琉球の 5	中琉球				南琉球	備考	
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島			
-	<i>Rhinobolus quadristriatus</i>					E	●						
-	<i>Schreineria geniculata</i>							●					
-	<i>Sericopimpla ryukyuensis</i>					E	●						
-	<i>Stictopis thus miyatakei</i>					E	●						
-	<i>Teleutea mihamikawai</i>						●						
-	<i>Theronia zebra</i>						●						
-	<i>Theronia zebra diluta</i>						○						
-	<i>Theroscopus striatus</i>					E	●						
-	<i>Thymaris niger</i>					E	●						
-	<i>Thymaris rufomaculatus</i>					E	●				●		
-	<i>Thymaris taiwanensis</i>						●						
-	<i>Torbda rufa</i>					E		●					
-	<i>Torbda sauteri</i>							●					
-	<i>Townsendiplus rufinator</i>										●		
-	<i>Triancyra hirashimai</i>					E					●		
-	<i>Triancyra striatiscutellaris</i>					E							
-	<i>Triancyra taniguchiae</i>					E		●					
-	<i>Trichionotus seminiger</i>					E		●					
-	<i>Trichionotus suzukii</i>						●						
-	<i>Tricholinum orientale</i>					E	●						
-	<i>Triclistus aikini</i>						●						
-	<i>Triclistus dimidiatus</i>						●						
-	<i>Triclistus glabrosus</i>						●						
-	<i>Triclistus kamijoi</i>						●						
-	<i>Triclistus nigripes</i>						●						
-	<i>Triclistus parvulus</i>						●						
-	<i>Triclistus planus</i>						●						
-	<i>Triclistus semistriatus</i>					E	●						
-	<i>Tromatobia maculata</i>						●						
-	<i>Venturia exareolata</i>					E	●						
-	<i>Venturia linearis</i>					E	●					●	
-	<i>Vulgichneumon diminutus</i>					E	●					●	
-	<i>Vulgichneumon leucaniae</i>						●						
-	<i>Vulgichneumon taiwanensis</i>						●					●	
-	<i>Vulgichneumon takagii</i>					E	●						
-	アワヨトウヤドリヒメバチ												

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*1リスト	環境省レッドリスト (2018)*2リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*5及び南琉球の 琉球性*6	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
—	<i>Vulgichneumon uchidaei</i>					E	●				
ミノオキイロヒラヒメバチ	<i>Xanthopimpla clavata</i>							●		●	
—	<i>Xanthopimpla flavolineata</i>							●		●	
—	<i>Xanthopimpla konovi</i>						●				
—	<i>Xanthopimpla naenia</i>						●			●	
—	<i>Xanthopimpla punctata</i>						●			●	
—	<i>Xanthopimpla sternmator</i>						●			●	
—	<i>Xorides nasensis</i>					E	●				
—	<i>Xoridescopus nigrispiculum</i>					E				●	
—	<i>Xoridescopus taihokensis</i>						●			●	
—	<i>Zaglyptus seminifus</i>					E	●			●	
—	<i>Zygoglypta iwatai</i>						●				
シリアゴバチ科											
ヒメシリアゴバチ	<i>Leucospis nambui</i>					E				●	
ハキリバチ科											
ネジロハキリバチ	<i>Chalicodoma disjunctiformis</i>						●			●	
エサキヒメハキリバチ	<i>Chalicodoma esakii</i>					E	●			●	
ツグロハキリバチ	<i>Chalicodoma monticola</i>						●			●	
オオハキリバチ	<i>Chalicodoma sculpturalis</i>						●			●	
ハラアカヤドリハキリバチ	<i>Euasps basalis</i>						●				
サキシマコハキリバチ	<i>Heriades saktishimanus</i>					E	●			●	
シロオビキホリハナバチ	<i>Lithurge collaris</i>						●			●	
タカオキヌグハキリバチ (ヤエヤマハキリバチ)	<i>Megachile argustisrigata</i>									●	
タイワンツヤハキリバチ	<i>Megachile igniscopata</i>									●	
—	<i>Megachile nipponica</i>						●			●	
アマミバラハキリバチ	<i>Megachile nipponica amamiensis</i>					e	○			○	
オキナワキバラハキリバチ	<i>Megachile okinawana</i>						●			●	
サキシマハキリバチ	<i>Megachile remotissima</i>						●			●	
—	<i>Megachile rixator</i>									●	
サキシマキヌグハキリバチ	<i>Megachile rixator saktishimana</i>									○	
スダキヌグハキリバチ	<i>Megachile sudai</i>					E				●	
ヤエヤマキバラハキリバチ	<i>Megachile yaeyamaensis</i>					E				●	
オオモンクロボバチ科											
—	<i>Dendrocerus amamiensis</i>					E	○				
アリバチ科											

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
コブラアリバチ	<i>Ephucilla neja</i>									●	
イシガキアリバチ	<i>Mickelomyrme hegani</i>									●	●
フタホシアリバチ	<i>Neotrogaspidia pustulata</i>							●			
フクダアリバチ	<i>Petersenidia fukudai</i>							●			
トゲムネアリバチ	<i>Squamulotilla ardescens</i>							●			
ホソハネコバチ科									○		
—	<i>Myrmecotrichus japonicus</i>										
ドロバチモドキ科											
リュウキュウスナハキバチ	<i>Bembecinus bimaculatus</i>					E		●			●
—	<i>Bembecinus hungaricus</i>					e	○	○			
アマミスナハキバチ	<i>Bembecinus hungaricus amamiensis</i>					E	○	○			●
タノスナハキバチ	<i>Bembecinus tanoi</i>										●
タイワンハナダカバチ	<i>Bembix formosana</i>	NT				E					●
ハバアワフキバチ	<i>Gorytes ishigakiensis</i>	NT				E					●
ヤマトドロバチモドキ	<i>Nippononysson rufopictus</i>						●				
ヤドリキバチ科											
—	<i>Orussus striatus</i>					E					○
アリマキバチ科											
リュウキュウイヌカバチ	<i>Polemistus annulicornis</i>							●			
カオキョコバチ (カオキンブセン)	<i>Psen caocinnus</i>						●				●
—	<i>Psen exaratus</i>						●				○
オキナワシワヨコバチ (オキナワシワブセン)	<i>Psen exaratus intermedius</i>					e					
タイワンシワヨコバチ	<i>Psen exaratus taiwanus</i>					e					○
アマミシワヨコバチ (アマミワブセン)	<i>Psen exaratus santaro</i>						○				
ヒラシマヨコバチ (ヒラシマブセン)	<i>Psen hirashimai</i>					E	●				
コウライヨコバチ (コウライブセン)	<i>Psen koreanus</i>						●				●
—	<i>Psen opacus</i>						●				
モモアカヨコバチ (モモアカブセン)	<i>Psen opacus gressitti</i>					e	○				
ケブカヨコバチ	<i>Psen sp.</i>					E					●
メスアカエダテバチ	<i>Psenulus okinawanus</i>					E	●				●
シロウズエンモンバチ	<i>Stigmus shirozu</i>						●				
フシダカバチ科											
アマミツチスガリ	<i>Cerceris amamiensis</i>					E	●				●
アマミツチスガリ	<i>Cerceris amamiensis amamiensis</i>					e	○				○
トクノシマツチスガリ	<i>Cerceris amamiensis tokunosimana</i>					e	○				○

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*5 琉球及び南琉球の	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
オキナワツチスガリ	<i>Cerceris amamiensis geboharti</i>					e			○		
シロスジツチスガリ	<i>Cerceris lauta</i>					E				●	
オクムラツチスガリ	<i>Cerceris okumurai</i>					E	●				
エラブツチスガリ	<i>Cerceris tomiyamai</i>		NT			E		●			
ミナミツチスガリ	<i>Cerceris variaesimilis</i>					E		●		●	
キマダラツチスガリ	<i>Cerceris xanthosoma</i>					E	●				
ナガセツチスガリ	<i>Cerceris yuwanensis</i>					E	●				
ハラビロクロバチ科											
ツツハラビロクロバチ	<i>Platygaster tubulosa</i>						●				
—	<i>Trichacoides hirsutus</i>						●			●	
—	<i>Trichacoides hirsutus ryukyensis</i>					e	○		○		
ベッコウバチ科											
ベッコウバチ	<i>Anoplius dorsalis</i>						●			●	
イリオモテクロベッコウ	<i>Anoplius itomotensis</i>					E				●	
オキナワクロベッコウ	<i>Anoplius ilukiu</i>						●			●	
オザカクロベッコウ	<i>Anoplius nozakee</i>					E				●	
オザカクロベッコウ沖縄亜種	<i>Anoplius nozakee nozakee</i>					e				○	
ミカドクロベッコウ	<i>Anoplius pacificus</i>									●	
アカゴシベッコウ	<i>Anoplius reflexus</i>									●	
リュウキュウクロベッコウ	<i>Anoplius ryukyensis</i>						●			●	
サキシマクロベッコウ	<i>Anoplius sakishimanus</i>					E				●	
スルスミクロベッコウ	<i>Anoplius surusumi</i>									●	
スルスミクロベッコウ八重山亜種	<i>Anoplius surusumi yaeyamanus</i>					e				○	
タノクロベッコウ	<i>Anoplius tanoi</i>					E				●	
—	<i>Anoplius valdezi</i>						●			●	
—	<i>Anoplius valdezi ryukyensis</i>					e				○	
ヨナグニクロベッコウ	<i>Anoplius yonagunianus</i>					E	○			●	
—	<i>Auplopus carbonarius</i>						●			●	
—	<i>Auplopus carbonarius japonicus</i>						○		○		
ナミヒメベッコウ	<i>Auplopus chipontensis</i>						●			●	
チボシヒメベッコウ	<i>Auplopus deceptrix</i>						●				
ダイダイオホヒメベッコウ	<i>Auplopus esaki</i>					E	●				
エサキヒメベッコウ	<i>Auplopus negatomii</i>						●				
モトジロヒメベッコウ	<i>Auplopus nozakee</i>					E				●	
ルリヒメベッコウ	<i>Auplopus nozakee okinawanus</i>					E				●	
—						e			○		
ルリヒメベッコウ沖縄亜種										○	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ルリヒメベッコウ	<i>Auplopus nozakae nozakae</i>					e				○	
クロハヒメベッコウ	<i>Auplopus obliuus</i>							●			
タカチホヒメベッコウ	<i>Auplopus takachihoi</i>							●	●		
ナンヨウヒメベッコウ	<i>Auplopus williamsi</i>							●	●	●	
キオビベッコウ	<i>Batozonellus annulatus</i>							●	●	●	
ナミモンベッコウ	<i>Batozonellus maculifrons</i>							●	●	●	
リュウキュウツメコブベッコウ	<i>Ctenopriocnemis</i> sp.							●			
ハラグロベッコウ	<i>Cyphonyx abdominalis</i>					E				●	
キバネオオベッコウ	<i>Cyphonyx obsalis</i>							●	●	●	
シランオオベッコウ	<i>Cyphonyx iridipennis</i>									●	
オオシロフベッコウ	<i>Episyron arrogans</i>							●	●		
ハラグロオオツツベッコウ	<i>Ferreola hirayamae</i>					E				●	
ヤエヤマザラメベッコウ	<i>Hatanomus granulatus</i>					E				●	
アマミキバネベッコウ	<i>Hemipepsis amamiensis</i>							●	●	●	
ツマグロキバネベッコウ	<i>Hemipepsis apicata</i>					E				●	
ダイダイキバネベッコウ	<i>Hemipepsis hamedai</i>					E				●	
シナハラグロベッコウ	<i>Hemipepsis sinensis</i>								●	●	
ハラグロキバネベッコウ	<i>Hemipepsis yaeyamana</i>					E				●	
オキナフツツベッコウ	<i>Homonotus okinawanus</i>					E		●	●	●	
キイロムカシベッコウ	<i>Leptodialepis nicevillei</i>									●	
スキハラベッコウ	<i>Cryptochellus sugiharai</i>		DD					●			
ツマグロキンベッコウ	<i>Macromerella honesta</i>									●	
モンベッコウ	<i>Macromeris maculifrons</i>							●	●		
ハラグロシブトベッコウ	<i>Morochares nigripennis</i>									●	
ハラグロシブトベッコウ沖縄亜種	<i>Morochares nigripennis okinawana</i>					e				○	
ハラグロシブトベッコウ先島亜種	<i>Morochares nigripennis yaeyamana</i>					e				○	
—	<i>Phanagenia kyotensis</i>							●	●		
ミヤコヒメベッコウ	<i>Phanagenia kyotensis esakii</i>							○	○		
ギンケヒメベッコウ	<i>Phanagenia yaeyamaensis</i>					E				●	
キバネトガアシベッコウ	<i>Platydalepis ryoheli</i>							●			
ナミコナフキベッコウ	<i>Pompius cinereus</i>								●		
アズマトガアシベッコウ	<i>Procnemis azumai</i>					E				●	
—	<i>Pseudagenia ochracea</i>							●			
シバタニズアカベッコウ	<i>Ridestus sibatani</i>					E				●	
ツマアカコブベッコウ	<i>Tachypompilus analis</i>							●	●	●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
コガネコバヤ科												
—	<i>Callitula yasudai</i>					E				●		
—	<i>Cleonymus angustatus</i>									●		
—	<i>Cleonymus ryukyensis</i>					E				●		
—	<i>Dibrachys kojimae</i>									●		
—	<i>Pachyneuron groenlandicum</i>											
—	<i>Sphagigaster hamugurivora</i>					E				●		
タマゴクロバヤ科												
カンシャコバネカメムシタマゴバヤ	<i>Eumicrosoma blissae</i>									●		
—	<i>Gryon fellah</i>									●		
—	<i>Gryon festivus</i>									●		
—	<i>Gryon insulare</i>									●		
—	<i>Gryon lala</i>									●		
—	<i>Gryon nixoni</i>									●		
—	<i>Gryon viggianii</i>									●		
—	<i>Maruzza japonica</i>									●		
ドクガクロタマゴバヤ	<i>Telenomus euproctidis</i>					E				●		
—	<i>Telenomus kuboi</i>					E				●		
—	<i>Telenomus kyushuensis</i>					E				●		
—	<i>Telenomus lucullus</i>									●		
—	<i>Trissolcus mitsukurii</i>									●		
ツチバヤ科												
ヒメハラナガツチバヤ	<i>Campsomeriella annulata</i>									●		
サカグチハラナガツチバヤ	<i>Campsomeriella annulata sakaguchii</i>					e				○		
リュウキュウハラナガツチバヤ	<i>Campsomeriella annuloides</i>					E				○		
—	<i>Campsomeriella quadrifasciata</i>									●		
—	<i>Campsomeriella quadrifasciata sauteri</i>									○		
—	<i>Liacos erythrosoma</i>									○		
—	<i>Liacos erythrosoma formosana</i>									○		
—	<i>Megacampsomeris grossa</i>									●		
—	<i>Megacampsomeris grossa matsumurai</i>									○		
—	<i>Megacampsomeris mojensis</i>									●		
—	<i>Megacampsomeris mojiensis ryukyuna</i>									○		
シロオビハラナガツチバヤ	<i>Megacampsomeris schultzei</i>									○		
キヌゲハラナガツチバヤ	<i>Megacampsomeris stoetzeri</i>									●		

和名	学名	IUCNレッドリスト （2018年）*リスト1	環境省レッドリスト （2018年）*リスト2	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
クロイワツチバチ	<i>Scolia kuroiwae</i>						●	●	●		
オキナワルリツチバチ	<i>Scolia melanosoma</i>						●	●	●		
オキナワルリツチバチ	<i>Scolia melanosoma melanosoma</i>						○	○	○		
—	<i>Scolia quadripustulata</i>						●	●	●		
ヨツボシツチバチ	<i>Scolia quadripustulata formosensis</i>						○	○	○		
ツアマカツチバチ	<i>Scolia sinensis</i>						●	●	●		
キバチ科											
タイフンヒラアシキバチ	<i>Eriotremex formosanus</i>						●				
—	<i>Tremex okinawensis</i>					E		●			
アナバチ科											
—	<i>Ammophila atripes</i>							●	●		
フジガバチ (タイフンジガバチ)	<i>Ammophila atripes formosana</i>							○	○		
ヤマジガバチ	<i>Ammophila infesta</i>						●				
ベンガルルリジガバチ	<i>Chalybion bengalense</i>							●			
ヤマトルリジガバチ	<i>Chalybion japonicum</i>						●	●	●		
キバネアナバチ	<i>Isodontia maidli</i>						●				
コクロアナバチ	<i>Isodontia nigella</i>						●	●	●		
オキナワアナバチ	<i>Prionyx viduatus</i>						●	●	●		
—	<i>Psenulus carinifrons</i>							●			
キアシマエダテバチ	<i>Psenulus carinifrons iwatai</i>								○		
—	<i>Sceliphron deforme</i>								●		
タイフンモンキンジガバチ	<i>Sceliphron deforme taiwanum</i>								○		
キゴシジガバチ本土	<i>Sceliphron madraspatanum</i>						●	●	●		
キゴシジガバチ本土・北中琉球亜種	<i>Sceliphron madraspatanum kohli</i>						○	○	○		
キゴシジガバチ (タイフンキンゴシジガバチ) 南琉球亜種	<i>Sceliphron madraspatanum formosanum</i>								○		
クロナバチ	<i>Sphex argentatus</i>						●	●	●		
クロナバチ中・南琉球亜種	<i>Sphex argentatus argentatus</i>						○	○	○		
—	<i>Sphex diabolicus</i>						●	●	●		
キンモウアナバチ	<i>Sphex diabolicus flammifrons</i>						○	○	○		
—	<i>Sphex sericeus</i>								●		
—	<i>Sphex sericeus lineolus</i>								○		
ツノヤセバチ科											
ケツノヤセバチ	<i>Athalia cinctus</i>						●		●		
ハバチ科											
—	<i>Abeleses metallicus</i>					E	●	●	●		

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
リュウキュウリリハバチ	<i>Beleses metallicus</i>					E	●		●		
リュウキュウクロハバチ	<i>Macrophya fluviatana</i>					E			●		
オキナワハバチ	<i>Neostromboceeros okinawaensis</i>					E			●		
—	<i>Nesoselandria formosana</i>						●				
リュウキュウコハバチ	<i>Nesoselandria ryukyuensis</i>					E			●		
ヤエヤマコハバチ	<i>Nesoselandria shirozui</i>					E				●	
コツチバチ科											
クボミアリハチ	<i>Methocha</i> sp.					E			●		
—	<i>Tiphia vulgata</i>									●	
サキスジコガネコツチバチ	<i>Tiphia brevilineata</i>						●				
イリオモテコツチバチ	<i>Tiphia iriomotensis</i>					E				●	
オキナワコツチバチ	<i>Tiphia okinawana</i>					E			●		
オキナワコツチバチ	<i>Tiphia okinawana okinawana</i>					e			○		
マメコガネコツチバチ	<i>Tiphia popillivora</i>									●	
ニカコツチバチ	<i>Tiphia sternata</i>										●
トクノシマコツチバチ	<i>Tiphia tokunoshimana</i>					E		●			
オナガコバチ科											
—	<i>Diomorus armatus</i>						●				
チャアシオナガアシブトコバチ	<i>Pachytomoides epibulum</i>									●	
ホルンオナガアシブトコバチ	<i>Pachytomoides hornianus</i>								●		
タマゴバチ科											
メアカタマゴコバチ	<i>Trichogramma australicum</i>									●	
スズメバチ科											
ムモンホソアシナガバチ	<i>Parapolybia indica</i>								●		
ムモンホソアシナガバチ	<i>Parapolybia indica indica</i>								○		
ヒメホソアシナガバチ	<i>Parapolybia varia</i>						●				
キイロフタモンアシナガバチ	<i>Polistes chinensis</i>								●		
キイロフタモンアシナガバチ	<i>Polistes chinensis chinensis</i>					e			○		
ヤマトアシナガバチ	<i>Polistes japonicus</i>						●		●		
タイワンアシナガバチ	<i>Polistes japonicus formosanus</i>									○	
ヤマトアシナガバチ	<i>Polistes japonicus japonicus</i>		DD				○	○	○	○	
セグロアシナガバチ	<i>Polistes jokahamae</i>						●		●		
—	<i>Polistes rothneyi</i>						●		●		
キアシナガバチ	<i>Polistes rothneyi iwatai</i>						○	○	○		
キアシナガバチ沖縄亜種	<i>Polistes rothneyi ingrami</i>					e				○	

和名	学名	UC18)レッドリスト 2011)	環境省レッドリスト (2008)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5)	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ヤエヤマアシナガバチ	<i>Polistes rothneyi iyayamae</i>					e				○	
オキナワチビアシナガバチ	<i>Ropalidia fasciata</i>						●	●	●	●	
ツマグロスズメバチ	<i>Vespa affinis</i>							●	●	●	
ツマグロスズメバチ	<i>Vespa affinis affinis</i>							○	○	○	
コガタスズメバチ	<i>Vespa analis</i>						●	●	●	●	
コガタスズメバチ八重山亜種	<i>Vespa analis negatomii</i>					e				○	
コガタスズメバチ奄美沖縄亜種	<i>Vespa analis eisa</i>					e	○	○	○	○	
ヒメスズメバチ	<i>Vespa ducalis</i>						●	●	●	●	
ヒメスズメバチ先島亜種	<i>Vespa ducalis lochooensis</i>					e				○	
ヒメスズメバチ	<i>Vespa ducalis ducalis</i>						○	○	○	○	
—	<i>Vespula shidai</i>					E	●				
—	<i>Vespula shidai amamiana</i>					e	○				
クビナガキバチ科											
アマミクビナガキバチ	<i>Genaxiphia hirashimai</i>					E	●				
ノダクビナガキバチ	<i>Hyperxiphia nodai</i>					E	●				
シリアガムシ目											
シリアガムシ科											
アマミシリアガ	<i>Panorpa amamiensis</i>		DD			E	●				
ハエ目											
コガシラアブ科											
シラキセダカコガシラアブ	<i>Oligoneura shirakii</i>					E	●				
ハモグリバエ科											
—	<i>Agromyza lunuleta</i>					E	●				
アシハモグリバエ	<i>Agromyza phragmitidis</i>						●				
バラハモグリバエ	<i>Agromyza potentillae</i>						●				
ヨモギフクロモグリバエ	<i>Calycomyza artemisiae</i>						●	●	●	●	
ササハモグリバエ	<i>Cerodontha bistetoribita</i>						●				
—	<i>Cerodontha geniculata</i>						●				
イハモグリバエ	<i>Cerodontha luctuosa</i>						●				
—	<i>Cerodontha ornissa</i>							●			
—	<i>Cerodontha setariae</i>						●				
ヨメナスジハモグリバエ	<i>Liriomyza asterivora</i>						●	●	●	●	
アブラナハモグリバエ	<i>Liriomyza brassicae</i>						●	●	●	●	
ヒマワリハモグリバエ	<i>Liriomyza debilis</i>						●				
—	<i>Liriomyza pusilla</i>						●				

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
センダングサミモグリバエ	<i>Melanagromyza metallica</i>									●	
—	<i>Melanagromyza pubescens</i>							●		●	
—	<i>Melanagromyza shirakii</i>					E		●		●	
—	<i>Ophiomyia anguliceps</i>									●	
メナモクキモグリバエ	<i>Ophiomyia conspicua</i>									●	
—	<i>Ophiomyia comuta</i>									●	
—	<i>Ophiomyia curvipalpis</i>							●			
—	<i>Ophiomyia ricini</i>										●
—	<i>Phytomyza perpusilla</i>							●			
—	<i>Phytomyza flavofemorata</i>							●			
—	<i>Phytomyza plantaginis</i>							●			
—	<i>Phytomyza ranunculi</i>							●			
—	<i>Phytomyza ranunculi albipes</i>							○			
—	<i>Phytomyza ranunculi flavoscutellata</i>							○			
—	<i>Phytomyza yasumatsui</i>					E		●			
—	<i>Phytomyza yasumatsui anemoneae</i>					e		○			
—	<i>Tropicomyia flaccourtieae</i>										●
エゴノキハモグリバエ	<i>Tropicomyia styricicola</i>							●			
チャノハモグリバエ	<i>Tropicomyia theae</i>							●			
ハナバエ科											
—	<i>Adia cinerella</i>							●			
—	<i>Anthomyia illocata</i>							●			
—	<i>Anthomyia latifasciata</i>							●			
—	<i>Anthomyia plumisea</i>							●			
—	<i>Emmesomyia similata</i>							●			
—	<i>Fucellia boninensis</i>							●			
クロアシモグリハナバエ	<i>Pegomya holosteeae</i>							●			
—	<i>Pegomya orientis</i>							●			
ムシヒキアブ科											
ヤエヤマセマダラムシヒキ	<i>Asilus fallaciosus</i>					E				●	
オキナワセマダラムシヒキ	<i>Asilus okinawaensis</i>					E				●	
アオメアブ	<i>Cophinopoda chinensis</i>									●	
ハチガタコムシヒキ	<i>Goneccalyptis lucida</i>										●
オキナワイシニアブ	<i>Laphria okinawaensis</i>					E				●	
ツヤイシニアブ	<i>Maira aterrima</i>							●		●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
メスアカオオムシヒキ	<i>Microstylum dimorphum</i>						●			●	
ウルマアシナガムシヒキ	<i>Molobratria nipponi</i>					E	●			●	
ハラダロオニシシアブ	<i>Pagidolaphria renota</i>						●			●	
シオヤアブの一種	<i>Promachus</i> sp.						●			●	
コシボソムシヒキ	<i>Scylaticus degener</i>						●			●	
サヤノムシヒキ	<i>Scylaticus sayano</i>					E				●	
Asteiidae科											
—	<i>Astiosoma okinawae</i>									●	
ナガレアブ科											
チビナガレアブ	<i>Atrichops fulvithorax</i>					E				●	
ウルマナガレアブ	<i>Suragina uruma</i>					E	●			●	
ヤエヤマナガレアブ	<i>Suragina yaeyamana</i>					E				●	
ケバエ科											
クロアシボソケンバエ	<i>Bibio holomaurus</i>						●				
—	<i>Bibio obuncus</i>					E	●				
メスアカケバエ	<i>Bibio rufiventris</i>						●			●	
ツリアブ科											
ホシツリアブ	<i>Anthrax distigma</i>									●	
ビロウドツリアブ	<i>Bombylius major</i>									●	
クロバネツリアブ	<i>Ligyra tantalus</i>									●	
クロバエ科											
ケブカクロバエ	<i>Aldrichina grahami</i>						●			●	
ベンガルバエ	<i>Bengalia latro</i>									●	
オオクロバエ	<i>Calliphora lata</i>						●				
オビキンバエ	<i>Chrysomya megecephala</i>						●			●	
ホボグロオビキンバエ	<i>Chrysomya pinguis</i>						●			●	
ホホジロオビキンバエ	<i>Chrysomya ruffiacis</i>						●			●	
トウキョウキンバエ	<i>Hemipyrella liguriens</i>						●			●	
コシアキツマダクロキンバエ	<i>Idiella sternalis</i>						●				
オオミドリバエ	<i>Isomyia electa</i>									●	
コミドリバエ	<i>Isomyia prasina</i>						●			●	
シラキミドリバエ	<i>Isomyia ryukyuensis</i>					E	●			●	
ニセミヤマキンバエ	<i>Lucilia bazini</i>						●				
スネアカキンバエ	<i>Lucilia pophyrina</i>						●			●	
コチビクロバエ	<i>Melinda pruinosa</i>						●			●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南球の 5	中琉球			南琉球	備考	
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
チビクロバエ	<i>Melinda pusilla</i>						●					
イトウコクロバエ	<i>Paradichosa itoi</i>						●					
ツカモトコクロバエ	<i>Paradichosa tsukamotoi</i>						●					
—	<i>Phumosa coomani</i>						●					
ムチヒゲミドリバエ	<i>Rhyncomyia setipyga</i>								●			
ツマガロキンバエ	<i>Stomoxys obsoleta</i>						●			●		
リュウキュウチビクロバエ	<i>Tainanina pilisquama</i>						●					
—	<i>Tainanina saruethagoides</i>								●			
ニセミギワバエ科												
ヒメニセミギワバエ	<i>Chaetocnace biseta</i>						●				●	
トカラニセミギワバエ	<i>Nocticanace pacificus</i>											
—	<i>Procanace aestuaricola</i>								●			
—	<i>Procanace griseocens</i>								●			
—	<i>Procanace nakazatoi</i>					E	●		●			
タマバエ科												
テイカズラネコブタマバエ	<i>Anetrodiplosis</i> sp.									●		
イスノキハリオタマバエ	<i>Asphonodylia</i> sp. 2					E				●		
ダイズサヤタマバエ	<i>Asphonodylia</i> sp. 3						●					
イボタミタマバエ	<i>Asphonodylia sphaera</i>									●		
イヌツグタマバエ	<i>Asteralobia sasaki</i>									●		
オオシイバモチタマバエ	<i>Asteralobia</i> sp.					E				●		
エゴノキニセハリオタマバエ	<i>Asteralobia styraci</i>									●		
エノキトガリタマバエ	<i>Celticicis japonica</i>						●					
イヌビワタマバエ	<i>Contarinia</i> sp. 1						●			●		
タブウスフシタマバエ	<i>Daphnephila machilicola</i>						●			●		
ヤブツバキウロコタマバエ	<i>Lasioptera camelliae</i>									●		
ヘクソカズラウロコタマバエ	<i>Lasioptera paederiae</i>									●		
エゴノキエダウロコタマバエ	<i>Lasioptera</i> sp. 2									●		
ススキメタマバエ	<i>Orseolia miscanthi</i>									●		
シロダモタマバエ	<i>Pseudasphonodylia neolitiseae</i>									●		
ホルトノキタマバエ	<i>Pseudasphonodylia</i> sp.									●		
ヨモギシロケフシタマバエ	<i>Rhopalomyia cinerarius</i>									●		
エゴタマバエ	<i>Rhopalomyia styracohila</i>									●		
ヨモギエボシタマバエ	<i>Rhopalomyia yomogicola</i>									●		
マツバノタマバエ	<i>Thecodiplosis japonensis</i>									●		

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年8月)リスト	環境省レッドリスト (2001年8月)リスト	国内希少 野生動物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
マテバシイタマハエ	<i>Tokiwaplohis matecola</i>						●			●	
ヌカカ科						E				●	
—	<i>Alluaudomyia spinosipes</i>									●	
—	<i>Atrichopogon citrinipes</i>									●	
—	<i>Atrichopogon insularis</i>									●	
—	<i>Atrichopogon jejunus</i>									●	
—	<i>Atrichopogon maritimus</i>									●	
—	<i>Atrichopogon mirimus</i>									●	
—	<i>Atrichopogon okinawensis</i>					E				●	
—	<i>Atrichopogon palmatus</i>									●	
—	<i>Atrichopogon nyukuensis</i>					E				●	
—	<i>Bezzia micronyx</i>									●	
—	<i>Culicoides actori</i>									●	
マミスカカ	<i>Culicoides amamiensis</i>							●		●	
ニワトリスカカ	<i>Culicoides arakawae</i>							●		●	
—	<i>Culicoides arnaudi</i>									●	
キンモンヌカカ	<i>Culicoides aternavis</i>							●		●	
—	<i>Culicoides brevipalpis</i>									●	
—	<i>Culicoides charadraeus</i>							●		●	
—	<i>Culicoides circumscriptus</i>									●	
—	<i>Culicoides crassipilosus</i>							●		●	
—	<i>Culicoides cylindricus</i>							●		●	
アキヤマヌカカ	<i>Culicoides dentophilus</i>					E				●	
イリオモテヌカカ	<i>Culicoides iriomotensis</i>									●	
—	<i>Culicoides jacobsoni</i>							●		●	
—	<i>Culicoides japonicus</i>							●		●	
カヂナヌカカ	<i>Culicoides kadensis</i>					E				●	
—	<i>Culicoides kibunensis</i>							●		●	
—	<i>Culicoides komiensis</i>					E				●	
—	<i>Culicoides longidens</i>									●	
ミヤマヌカカ	<i>Culicoides maculatus</i>									●	
—	<i>Culicoides negaharai</i>							●		●	
—	<i>Culicoides nipponensis</i>							●		●	
—	<i>Culicoides okinawensis</i>							●		●	
—	<i>Culicoides oxystoma</i>					E				●	
ウシヌカカ										●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南琉球の 5	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
-	<i>Culicoides panpangensis</i>						●					
-	<i>Culicoides parafilaescens</i>									●		
-	<i>Culicoides peregrinus</i>						●		●	●		
-	<i>Culicoides schultzei</i>						●		●	●		
-	<i>Culicoides subdubius</i>									●		
-	<i>Culicoides suzukii</i>					E	●			●		
-	<i>Culicoides verbosus</i>								●			
-	<i>Culicoides wakuiensis</i>					E	●			●		
-	<i>Culicoides yaeyamaensis</i>					E				●		
-	<i>Dasyhelea breviceps</i>					E			●			
-	<i>Dasyhelea claviculifera</i>					E			●			
-	<i>Dasyhelea dufouri</i>								●			
-	<i>Dasyhelea flaviventris</i>								●			
-	<i>Dasyhelea insularis</i>								●			
-	<i>Dasyhelea luteicauda</i>					E			●			
-	<i>Dasyhelea okinawensis</i>					E			●			
-	<i>Dasyhelea robusticeps</i>					E			●			
-	<i>Dasyhelea symmetrica</i>					E			●			
-	<i>Dasyhelea yoshimurai</i>								●			
-	<i>Forcipomyia adhesipes</i>								●			
-	<i>Forcipomyia albiradialis</i>								●			
-	<i>Forcipomyia arcigera</i>								●			
-	<i>Forcipomyia asahinai</i>					E	●					
-	<i>Forcipomyia edgari</i>								●			
-	<i>Forcipomyia esakiana</i>								●			
-	<i>Forcipomyia fascicornia</i>					E			●			
-	<i>Forcipomyia fidens</i>								●	●		
-	<i>Forcipomyia formosae</i>								●			
-	<i>Forcipomyia formosana</i>								●			
-	<i>Forcipomyia fuliginosa</i>								●			
-	<i>Forcipomyia fuscimanus</i>								●			
-	<i>Forcipomyia hikosanensis</i>								●			
-	<i>Forcipomyia latipes</i>									●		
-	<i>Forcipomyia longicornis</i>								●			
-	<i>Forcipomyia monilis</i>					E	●		●			

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年)*リスト	環境省レッドリスト (2008年)*リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
-	<i>Forcipomyia nitbleyi</i>					E			●		
-	<i>Forcipomyia pallida</i>								●		
-	<i>Forcipomyia sauteri</i>								●		
-	<i>Forcipomyia subpallida</i>					E			●		
-	<i>Forcipomyia tokunagai</i>								●		
-	<i>Forcipomyia yapensis</i>								●		
-	<i>Monohalea infatigata</i>								●		
-	<i>Stilobezzia alba</i>								●		
-	<i>Stilobezzia esakiana</i>								●		
-	<i>Stilobezzia festiva</i>								●		
-	<i>Stilobezzia notata</i>								●		
-	<i>Stilobezzia okinawensis</i>					E			●		
-	<i>Stilobezzia subviridis</i>								●		
-	<i>Coretrella nippon</i>							●			
-	<i>Coretrella urmense</i>					E				●	
-	<i>Ablabesmyia amamisisimplex</i>					E		●			
-	<i>Ablabesmyia monilimormis</i>								●		
-	<i>Chironomus circumdatus</i>							●			
-	<i>Chironomus glauciventris</i>								●		
-	<i>Chironomus javanus</i>							●			
-	<i>Chironomus kiiensis</i>							●			
-	<i>Chironomus longilobus</i>							●			
-	<i>Chironomus okinawanus</i>							●			
-	<i>Chironomus samoensis</i>								●		
-	<i>Chironomus taiwanus</i>								●		
-	<i>Clinotanytus japonicus</i>							●			
-	<i>Clinotanytus sugiyamai</i>								●		
-	<i>Clunio takahashii</i>							●			
-	<i>Conchapelopia amamiurea</i>					E		●			
-	<i>Conchapelopia okisimilis</i>					E		●			
-	<i>Cricotopus bicinctus</i>							●			
-	<i>Cryptochironomus hentonensis</i>					E			●		
-	<i>Dicrotendipes pelochloris</i>								●		

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年)*リスト	環境省レッドリスト (2008年)*リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南球の 5	中琉球				備考	
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
—	<i>Dicotyledon tamavivids</i>											
クロユスリカ	<i>Einfeldia dissidens</i>					E		●				
—	<i>Einfeldia kanazawai</i>							●	●			
—	<i>Eukiefferiella amamipubescens</i>						●					
—	<i>Eukiefferiella yaraensis</i>					E	●					
ハイロユスリカ	<i>Glyptotendipes tokunagai</i>							●				
—	<i>Harnischia acuta</i>					E						
—	<i>Harnischia okilurida</i>					E						
—	<i>Harnischia viridula</i>							●				
—	<i>Kiefferulus glauciventris</i>					E						
—	<i>Krenopelopia amaminova</i>					E	●					
—	<i>Kribiocosmus kanazawai</i>					E				●		
—	<i>Linnophyes minimus</i>						●					
—	<i>Macropelopia goeighebueri</i>						●					
—	<i>Macropelopia nipponotana</i>						●					
—	<i>Macropelopia tomosecunda</i>						●					
—	<i>Metrocnermus amamanomalis</i>					E	●					
—	<i>Metrocnermus ryutanus</i>					E		●				
—	<i>Microtendipes amamihoseides</i>					E	●					
—	<i>Monopelopia okigenga</i>					E			●			
—	<i>Nilodorum tainanus</i>							●				
—	<i>Paramerina okimaculata</i>					E				●		
—	<i>Paramerina divisa</i>								●			
コシアキヒメユスリカ	<i>Polypedilum benokiense</i>								●			
ベノキユスリカ	<i>Polypedilum cultellatum</i>									●		
—	<i>Polypedilum kunigamiense</i>									●		
—	<i>Polypedilum medivittatum</i>									●		
ミヤコユスリカ	<i>Polypedilum miyakoense</i>					E	●					
ヤモンユスリカ	<i>Polypedilum nuber</i>									●		
—	<i>Polypedilum okifavum</i>					E				●		
—	<i>Polypedilum okigrandis</i>					E				●		
—	<i>Polypedilum okiharaki</i>					E				●		
—	<i>Polypedilum okipallidum</i>					E				●		
—	<i>Polypedilum tritum</i>							●				
—	<i>Polypedilum uncinatum</i>							●				

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南琉球の 5	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
—	<i>Polypodium unifascium</i>									●		
—	<i>Pseectrocladius amamikonosaeus</i>					E		●				
モンタマユスリカ	<i>Pseectrotanytus tokunagai</i>							●				
—	<i>Pseudosmittia amamiagina</i>					E		●				
—	<i>Pseudosmittia amamibifurca</i>					E		●				
—	<i>Pseudosmittia ikemaensis</i>					E				●		
—	<i>Pseudosmittia nishiharaensis</i>					E		●				
—	<i>Rheocricotopus chalybeatus</i>							●				
—	<i>Rheocricotopus okiwoeatus</i>					E		●				
—	<i>Rheotanytarsus amamiiflavus</i>					E		●				
—	<i>Rheotanytarsus okisimplex</i>					E		●				
—	<i>Smittia aterilina</i>							●				
—	<i>Smittia gusukuensis</i>					E		●				
—	<i>Smittia nudipennis</i>							●				
—	<i>Smittia pratara</i>							●				
—	<i>Sterochironomus okialbus</i>					E		●				
—	<i>Tanytarsus kitackinawanus</i>					E		●				
—	<i>Tanytarsus oyaberotundus</i>							●				
—	<i>Tanytarsus sakishimanus</i>					E		●				
—	<i>Tanytarsus shouautumnalis</i>					E		●				
—	<i>Thienemanniella okigrata</i>					E			●			
—	<i>Trisopelopia longimana</i>					E		●				
—	<i>Xylotopus amamiipitatus</i>					E		●				
—	<i>Yaetanytarsus iriomotensis</i>					E				●		
キモグリバエ科												
—	<i>Anatrichus pygmaeus</i>							●		●		
—	<i>Anthraxophagella albovariegata</i>							●		●		
ヒラシマカオクホキモグリバエ	<i>Aprometopsis hirashimai</i>							●		●		
ヒメケヅメキモグリバエ	<i>Cadrema minor</i>									●		
リュウキウケヅメキモグリバエ	<i>Cadrema ryukyuanuana</i>									●		
—	<i>Chlorops canaliculatus</i>							●				
—	<i>Chlorops lenis</i>									●		
—	<i>Chlorops leynei</i>							●		●		
—	<i>Chlorops stigmatellus</i>									●		
—	<i>Chloropsina citrivora</i>									●		

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
—	<i>Conioschella formosa</i>							●		●	
ミナミササノミモグリバエ	<i>Dicraeus flavipes</i>									●	
ヒメミモグリバエ	<i>Dicraeus flavoscutellatus</i>									●	
ヒメササノミモグリバエ	<i>Dicraeus narishukae</i>							●			
オオササノミモグリバエ	<i>Dicraeus phyllostachyus</i>									●	
—	<i>Disciphus flavitarsis</i>							●			
ニセヒゲブトキモグリバエ	<i>Elachiptera insignis</i>							●			
ネッタイハマキモグリバエ	<i>Eutropha noctilux</i>										●
—	<i>Fomosisia cirrata</i>							●			●
—	<i>Gampsocera magnisinuosa</i>							●			●
—	<i>Gampsocera tenuisinuosa</i>					E					●
—	<i>Luzonia incisa</i>							●			
—	<i>Meijerella flavisetosa</i>									●	
ハワイコブカタキモグリバエ	<i>Meijerella inaequalis</i>							●			●
アジアコブカタキモグリバエ	<i>Melanochaeta umbrosa</i>							●			●
—	<i>Metopostigma nigritriangulum</i>							●			
—	<i>Neoloxoteaenia gracilis</i>							●			●
—	<i>Polyodaspis ruficornis</i>							●			
トゲヘリキモグリバエ	<i>Psilacrum sabroskyi</i>					E					●
—	<i>Rhodesiella dimidiata</i>										●
—	<i>Rhodesiella elegantula</i>									●	
—	<i>Rhodesiella nitidifrons</i>							●			●
—	<i>Rhodesiella simulans</i>							●		●	●
ヤマギシモリノキモグリバエ	<i>Rhodesiella yamagishii</i>							●			●
—	<i>Scolophthalmus consimilis</i>							●			
—	<i>Semaranga dorsocentralis</i>							●			
—	<i>Siphunculima bella</i>									●	
—	<i>Siphunculima nitidissima</i>							●			●
—	<i>Siphunculima striolata</i>									●	
—	<i>Speccafrans costalis</i>							●			
ヒゲナガキモグリバエ	<i>Steleocerellus ensifer</i>							●			●
—	<i>Steleocerellus maculicoxa</i>							●			●
ニセコムシジキモグリバエ	<i>Tricimba stigma</i>										●
メバエ科 サンタロメバエ	<i>Conopus santaroi</i>							●			●

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南琉球の 5	中琉球				備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
—	<i>Thecophone abdominalis</i>						●				
—	<i>Thecophone atra</i>						●				
カ科											
ヒトスジシマカ	<i>Aedes albopictus</i>						●	●			
—	<i>Aedes aurostriatus</i>						●	●			
オキナフヤブカ	<i>Aedes aurostriatus okinawanus</i>						○	○			
—	<i>Aedes flavopictus</i>					E	●	●			
ダウンスシマカ	<i>Aedes flavopictus downsi</i>					e	○	○			
—	<i>Aedes japonica</i>						●				
—	<i>Aedes japonica amamiensis</i>					e	○				
シロカタヤブカ	<i>Aedes nipponicus</i>						●				
ニシカフヤブカ	<i>Aedes nishikawai</i>						●	●			
クロコガタフトオヤブカ	<i>Aedes nobukonis</i>						●	●	●		
リバーズシマカ	<i>Aedes riversi</i>						●	●	●		
トウゴウヤブカ	<i>Aedes togoi</i>						●	●	●		
キンイロヤブカ	<i>Aedes vexans</i>						●	●	●		
ワタセヤブカ	<i>Aedes watasei</i>						●	●	●		
—	<i>Anopheles aikerenii</i>						●				
モンナシハマダラカ	<i>Anopheles aikerenii bengalensis</i>						○				
オオツルハマダラカ	<i>Anopheles lesteri</i>						●	●			
コガタハマダラカ	<i>Anopheles minimus</i>						●		●		
オオハマハマダラカ	<i>Anopheles saperoi</i>		NT			E		●	●		
シナハマダラカ	<i>Anopheles sirensis</i>						●	●	●		
タチンハマダラカ	<i>Anopheles tessellatus</i>						●	●	●		
オオクロヤブカ	<i>Armigeres subalbatus</i>						●	●	●		
—	<i>Coquillettidia crassipes</i>								●		
クロツノフサカ	<i>Coquillettidia ochracea</i>						●	●	●		
カラツイエカ	<i>Culex bicornutus</i>						●	●	●		
クロウスカ	<i>Culex bitaeniorhynchus</i>						●	●	●		
ハラオビツノフサカ	<i>Culex brevipes</i>						●	●	●		
サキジロカクイカ	<i>Culex cinctellus</i>								●		
オビナシエカ	<i>Culex fuscianus</i>								●		
トラフカクイカ	<i>Culex fuscocephala</i>								●		
—	<i>Culex halifaxii</i>						●	●	●		
—	<i>Culex hayashii</i>						●	●	●		

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
—	<i>Culex hayashii ryukyuanus</i>					e	○		○	○	
フトシマツノフサカ	<i>Culex infantulus</i>						●		●	●	
ミナミハマダライエカ	<i>Culex mimeficus</i>						●		●	●	
クロフクシヒガカ	<i>Culex nigropunctatus</i>								●	●	
オキナワクロウスカ	<i>Culex okinawae</i>						●		●	●	
アカクシヒガカ	<i>Culex pallidothorax</i>						●		●	●	
—	<i>Culex pipiens</i>						○		○	○	
—	<i>Culex pipiens quinquefasciatus</i>						○		○	○	
シロハシイエカ	<i>Culex pseudovishnui</i>						●		●	●	
アカツノフサカ	<i>Culex rubithoracis</i>						●		●	●	
リュウキュウクシヒガカ	<i>Culex ryukyensis</i>						●		●	●	
ミツホシイエカ	<i>Culex sinensis</i>						●		●	●	
ヨツホシイエカ	<i>Culex sitiens</i>								●	●	
コガタアカイエカ	<i>Culex tritaeniorhynchus</i>						●		●	●	
カニアナツノフサカ	<i>Culex tuberos</i>					E	●		●	●	
スジアシイエカ	<i>Culex vagans</i>					E	●		●	●	
—	<i>Culex vorax</i>					E	●		●	●	
セシロイエカ	<i>Culex whitmorei</i>					E	●		●	●	
アマミムナガカ	<i>Ficalbia</i> sp.					E				●	
—	<i>Heizmannia kana</i>					E	●			●	
オキナワカギカ	<i>Malaya genurostris</i>						●		●	●	
ムラサキヌマカ	<i>Mansonia crassipes</i>						●		●	●	
キンイロヌマカ	<i>Mansonia ochracea</i>						●		●	●	
アシマダラヌマカ	<i>Mansonia uniformis</i>						●		●	●	
マダラコブハシカ	<i>Mimomyia elegans</i>						●		●	●	
ルソソコブハシカ	<i>Mimomyia luzonensis</i>						●		●	●	
ハマダラナガスネカ	<i>Orthopodomyia anopheleoides</i>						●		●	●	
ヤンバルギンモンカ	<i>Topomyia yanbarensis</i>						●		●	●	
—	<i>Toxorhynchites manicatus</i>						●			●	
ヤマダオオカ	<i>Toxorhynchites manicatus yamadai</i>					e	○			○	
—	<i>Toxorhynchites</i> sp.					E			●		
—	<i>Tripteroides</i> sp.					E					
キンバラナガハシカ	<i>Tripteroides bambusa</i>									●	
ヤエヤマナガハシカ	<i>Tripteroides bambusa yae Yamensis</i>									●	
オキナワチビカ	<i>Uranotaenia annandalei</i>									●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018年リスト)	環境省レッドリスト (2018年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ストウンチビカ	<i>Uranotaenia jacksoni</i>								●		
—	<i>Uranotaenia lateralis</i>									●	
—	<i>Uranotaenia Uranotaenia</i>								●	●	
マクフアレチビカ	<i>Uranotaenia macfarlanei</i>								○	○	
ムネシロチビカ	<i>Uranotaenia nivipleura</i>								●	●	
フタクロホシチビカ	<i>Uranotaenia novobscura</i>							●	○	○	
—	<i>Uranotaenia novobscura novobscura</i>							○	○	○	
—	<i>Uranotaenia novobscura iyukyuan</i>							○	○	○	
シロオビカニアナチビカ	<i>Uranotaenia oharimai</i>									○	
ハラグロカニアナチビカ	<i>Uranotaenia yaeyamana</i>									○	
アシナガバエ科											
—	<i>Medetera apicalis</i>							●			
シヨウジョウバエ科											
ナガタメマトイ	<i>Amitola negatai</i>									●	
オキナフメマトイ	<i>Amitola okinawana</i>									●	
クワズイモシヨウバエ	<i>Colocastomyia albocasis</i>							●		●	
ニセクワズイモシヨウバエ	<i>Colocastomyia xenalocasiae</i>							●		●	
アカシヨウバエ	<i>Drosophila albomicans</i>							●		●	
アナナスシヨウバエ	<i>Drosophila ananassae</i>							●		●	
ニセオトヒメシヨウバエ	<i>Drosophila ancora</i>									○	
アサヒナシヨウバエ	<i>Drosophila asahimai</i>							●		●	
フタクシヨウバエ	<i>Drosophila bipectinata</i>							●		●	
フタオビシヨウバエ	<i>Drosophila bizonata</i>							●		●	
ヒヨウモンシヨウバエ	<i>Drosophila busckii</i>							●		●	
ダルマシヨウバエ	<i>Drosophila daruma</i>							●		●	
イチジクシヨウバエ	<i>Drosophila ficusphila</i>							●		●	
カスリシヨウバエ	<i>Drosophila hydei</i>							●		●	
オオシヨウバエ	<i>Drosophila immigrans</i>							●		●	
トラフシヨウバエ	<i>Drosophila kikkawai</i>							●		●	
トビクロシヨウバエ	<i>Drosophila lacertosa</i>							●		●	
ヒゲジロシヨウバエ	<i>Drosophila lacteicornis</i>							●		●	
ネパールシヨウバエ	<i>Drosophila nepalensis</i>							●		●	
オオホシシヨウバエ	<i>Drosophila nigromaculata</i>							●		●	
ニセオウトウシヨウバエ	<i>Drosophila pulchrella</i>							●		●	
ダイダイシヨウバエ	<i>Drosophila quadrilineata</i>							●		●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
マダラシヨウジョウバエ	<i>Drosophila repleta</i>							●			
オウトウシヨウジョウバエ	<i>Drosophila suzukii</i>							●			
タカハシシヨウジョウバエ	<i>Drosophila takahashii</i>							●		●	
ノハラカオジロシヨウジョウバエ	<i>Drosophila triauraria</i>							●			
クロシヨウジョウバエ	<i>Drosophila virilis</i>								●		
ユウシヨウジョウバエ	<i>Drosophila yuwanensis</i>					E		●			
セグロノコギリシヨウジョウバエ	<i>Hirtodrosophila hirtinokogiri</i>									●	
フサシヨウジョウバエ	<i>Hirtodrosophila longecrinita</i>									●	
—	<i>Hirtodrosophila matoroensis</i>									●	
ハダカノコギリシヨウジョウバエ	<i>Hirtodrosophila nudinokogiri</i>									●	
ムナグロフサシヨウジョウバエ	<i>Hirtodrosophila seminigra</i>					E				●	
ウスイノコギリシヨウジョウバエ	<i>Hirtodrosophila seminokogiri</i>					E				●	
—	<i>Hirtodrosophila unicolorata</i>									●	
—	<i>Hirtodrosophila unicolorata exilis</i>					e				○	
クロトンフサシヨウジョウバエ	<i>Leucopherga angusta</i>							●		●	
クロコガネシヨウジョウバエ	<i>Leucopherga argentiata</i>									●	
シロコガネシヨウジョウバエ	<i>Leucopherga bellula</i>							●			
ハラモンコガネシヨウジョウバエ	<i>Leucopherga bellula</i>							●			
ヤマガタコガネシヨウジョウバエ	<i>Leucopherga concilia</i>							●		●	
ナカジロコガネシヨウジョウバエ	<i>Leucopherga interrupta</i>							●			
ギンガコガネシヨウジョウバエ	<i>Leucopherga lacteusa</i>								●		
—	<i>Leucopherga mejerei</i>							●			
ツノコガネシヨウジョウバエ	<i>Leucopherga orientalis</i>							●			
カザリコガネシヨウジョウバエ	<i>Leucopherga ornata</i>							●		●	
ムナグロコガネシヨウジョウバエ	<i>Leucopherga subpollinosa</i>							●			
ルリセダカシヨウジョウバエ	<i>Liodrosophila aerea</i>							●			
クロセダカシヨウジョウバエ	<i>Liodrosophila bicolor</i>							●		●	
マルセダカシヨウジョウバエ	<i>Liodrosophila globosa</i>									●	
ツヤセダカシヨウジョウバエ	<i>Liodrosophila nitida</i>							●			
トガリシヨウジョウバエ	<i>Lordiphosa acutissima</i>							●			
—	<i>Lordiphosa stackelbergi</i>							●			
ツバメシヨウジョウバエ	<i>Lordiphosa tenuicauda</i>									●	
トガリオトヒメシヨウジョウバエ	<i>Microdrosophila elongata</i>									●	
タナバタシヨウジョウバエ	<i>Microdrosophila latifrons</i>								●		
ハゴロモシヨウジョウバエ	<i>Microdrosophila matsudairai</i>									●	
オドリコシヨウジョウバエ	<i>Microdrosophila pleurolineata</i>									●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ニセオドリコシヨウジョウバエ	<i>Microdrosophila pseudopleurolineata</i>								●		
オナガオトヒメシヨウジョウバエ	<i>Microdrosophila submarginata</i>									●	
カグヤシヨウジョウバエ	<i>Mulgravea asiatica</i>						●			●	
キリシマキノコシヨウジョウバエ	<i>Mycodrosophila erecta</i>									●	
クロキノコシヨウジョウバエ	<i>Mycodrosophila gratiosa</i>									●	
オキナワクワロキノコシヨウジョウバエ	<i>Mycodrosophila subgratiosa</i>					E			●	●	
タカチホキノコシヨウジョウバエ	<i>Mycodrosophila takahionis</i>						●			●	
ワッセルマンキノコシヨウジョウバエ	<i>Mycodrosophila wassermani</i>									●	
ミナミサラサシヨウジョウバエ	<i>Paramycodrosophila pictula</i>									●	
キタザワマメシヨウジョウバエ	<i>Scaptodrosophila bryani</i>						●		●		
クツヤシヨウジョウバエ	<i>Scaptodrosophila coracina</i>						●				
チャイロマメシヨウジョウバエ	<i>Scaptodrosophila dorsata</i>						●				
ハネビロシヨウジョウバエ	<i>Scaptodrosophila dorsocentralis</i>					E	●		●		
ギンズマメシヨウジョウバエ	<i>Scaptodrosophila kyushuensis</i>						●				
コフキヒメシヨウジョウバエ	<i>Scaptomyza pallida</i>									●	
タデヒメシヨウジョウバエ	<i>Scaptomyza polygonia</i>									●	
カノカメノコシヨウジョウバエ	<i>Stegana nigripennis</i>									●	
アシマダラカブトシヨウジョウバエ	<i>Stegana ornitipes</i>									●	
オドリバエ科											
ウルマオドリバエ	<i>Enpis</i> sp.					E				●	
—	<i>Rhamphomyia auripilosa</i>					E				●	
—	<i>Rhamphomyia ciliatopoda</i>					E				●	
—	<i>Rhamphomyia clariventris</i>					E				●	
—	<i>Rhamphomyia taenia</i>					E				●	
—	<i>Rhamphomyia yasumatsui</i>					E				●	
—	<i>Syneches amamiensis</i>					E				●	
—	<i>Syneches claripilosus</i>					E				●	
—	<i>Syneches deformitarsis</i>					E				●	
—	<i>Syneches flavipalpis</i>					E				●	
—	<i>Syneches miyamotoi</i>					E				●	
ミギウバエ科											
—	<i>Brachydeutera argentata</i>									●	
—	<i>Brachydeutera longipes</i>									●	
—	<i>Discocerina peculiaris</i>									●	
—	<i>Donaceus nigronotatus</i>									●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球				備考	
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
—	<i>Hecamede albicans</i>											
—	<i>Hyadina pulchella</i>											
—	<i>Hyadina sauteri</i>											
—	<i>Hydrellia orientalis</i>					E						
—	<i>Lamproscatella fluviatilis</i>											
—	<i>Notiphila canescens</i>					E						
—	<i>Notiphila dorsopunctata</i>											
—	<i>Ochthera circularis</i>											
—	<i>Paralimna mtajor</i>											
—	<i>Paralimna sinensis</i>											
—	<i>Parydra pacifica</i>					E						
—	<i>Peignellus lituscola</i>											
—	<i>Polytrichophora luteicornis</i>											
—	<i>Pseudopelina setosa</i>											
—	<i>Psilopa flavimana</i>											
—	<i>Scatella septempunctata</i>					E						
—	<i>Scatella stagnalis</i>											
—	<i>Setacera fluxa</i>											
—	<i>Typopsilopa chinensis</i>											
—	<i>Zeros orientalis</i>											
ヒメイエバエ科												
ハナズナヒメイエバエ	<i>Fannia dupla</i>											
—	<i>Fannia japonica</i>											
アマミヒメイエバエ	<i>Fannia japonica amamiensis</i>					e						
コガタヒメイエバエ	<i>Fannia leucosticta</i>											
クロヒメイエバエ	<i>Fannia prisca</i>											
トゲハネバエ科												
オキナワキイロトゲハネバエ	<i>Suilla shirozui</i>					E						
シラミバエ科												
—	<i>Icosta amamiensis</i>					E						
—	<i>Pseudolynchia canariensis</i>											
シマバエ科												
—	<i>Drepanophora piliseta</i>											
—	<i>Homoneura acrostichalis</i>											
—	<i>Homoneura bistriata</i>											

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*1リスト	環境省レッドリスト (2018)*2リスト	国内希少 野生動物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*5及び南琉球の	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
-	<i>Homoneura brevicornis</i>						●	●	●	●		
-	<i>Homoneura dicyrta</i>					E		●				
-	<i>Homoneura discoglauca</i>						●	●		●		
-	<i>Homoneura furcistylis</i>					E		●				
-	<i>Homoneura latifrons</i>						●					
-	<i>Homoneura ornatifrons</i>						●			●		
-	<i>Homoneura paraforcipata</i>					E	●	●				
-	<i>Homoneura quinquevitata</i>							●		●		
-	<i>Homoneura repanda</i>						●			●		
-	<i>Homoneura spinicauda</i>						●			●		
-	<i>Homoneura stratifrons</i>						●			●		
-	<i>Homoneura tridentata</i>							●		●		
-	<i>Homoneura unguiculata</i>						●	●		●		
-	<i>Homoneura varinervis</i>						●	●		●		
-	<i>Homoneura yamagishii</i>							●		●		
-	<i>Melinomyia flava</i>						●					
-	<i>Minettia tubifera</i>						●					
-	<i>Protophorella iriomotensis</i>					E				●		
-	<i>Protrigonometopus okinawanus</i>					E			●			
-	<i>Sapromyza flavopleura</i>						●	●				
-	<i>Sapromyza zebra</i>						●					
-	<i>Steganopsis convergens</i>						●			●		
-	<i>Trypetaonia fenestrata</i>						●	●				
-	<i>Wawu corunuta</i>						●			●		
Leptocnopidae科												
-	<i>Leptocnopus</i> sp. (spp.?)					E			●			
マルズヤセバエ科												
-	<i>Mimegralla albimana</i>								●			
-	<i>Mimegralla albimana galbula</i>								○			
クロコバエ科												
-	ヤマトクロコバエ										●	
-	ミナミクロコバエ										●	
イエバエ科												
-	サトウキビクキハナバエ						●			●		
-	トウヨウヒメハナバエ						●			●		

和名	学名	IUCNレッドリスト （2001年リスト）	環境省レッドリスト （2008年リスト）	国内希少 野生動物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
イネクキイェバエ	<i>Atherigona oryzae</i>							●		●	
ミナミコハナバエ	<i>Bronataea ascenderis</i>							●		●	
キイロコハナバエ	<i>Bronataea flexa</i>							●		●	
ウスグロコハナバエ	<i>Bronataea nigrogrisea</i>							●		●	
カガハナバエ	<i>Dichaelomyia bibax</i>							●		●	
キヒガハナバエ	<i>Dichaelomyia flavipalpis</i>							●		●	
ヤマトハナバエ	<i>Dichaelomyia japonica</i>							●		●	
ヤエヤマハナバエ	<i>Dichaelomyia quadrata</i>							●		●	
ヒメセマダラハナバエ	<i>Graphomyia rufitibia</i>							●		●	
ミナミサシバエ	<i>Haematobosca sanguinolenta</i>							●		●	
—	<i>Helina lateralis</i>							●		●	
チャバネヒメクロバエ	<i>Hydrotaea chalcogaster</i>							●		●	
チビトガアシメマトイ	<i>Hydrotaea exigua</i>							●		●	
ケブカヒメクロバエ	<i>Hydrotaea obscurifrons</i>							●		●	
ギンビタイミズギワイエバエ	<i>Limnophora argentifrons</i>					E		●		●	
ホソギンミズギワイエバエ	<i>Limnophora argenteigata</i>					E		●		●	
キンビタイミガギワイエバエ	<i>Limnophora aureifrons</i>					E		●		●	
ナンヨウミズギワイエバエ	<i>Limnophora exigua</i>							●		●	
クロガシラミズギワイエバエ	<i>Limnophora melanocephala</i>					E		●		●	
リュウキュウミズギワイエバエ	<i>Limnophora tyukyuensis</i>					E		●		●	
スズキミズギワイエバエ	<i>Limnophora suzukii</i>					E		●		●	
ウミベカトリバエ	<i>Lispe aquamarina</i>							●		●	
フタテンカトリバエ	<i>Lispe binotata</i>							●		●	
フタスジカトリバエ	<i>Lispe bivittata</i>							●		●	
スネアカカトリバエ	<i>Lispe geniseia</i>							●		●	
コワルツカトリバエ	<i>Lispe kowarzi</i>							●		●	
—	<i>Lispe leucospila</i>							●		●	
—	<i>Lispe leucospila sinica</i>							○		○	
トウヨウカトリバエ	<i>Lispe orientalis</i>							●		●	
—	<i>Lispe pacifica</i>							●		●	
ケブカトガハナバエ	<i>Magophyia multisetosa</i>							●		●	
ミナミセジロイエバエ	<i>Morella hortensis</i>							●		●	
ウスイロイエバエ	<i>Musca conducens</i>							●		●	
チビイエバエ	<i>Musca confusata</i>							●		●	
ヤエヤマイエバエ	<i>Musca convexifrons</i>							●		●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
フタスジイェバエ	<i>Musca sorbens</i>						●	●	●	●	●	
ハラアカイェバエ	<i>Musca ventrosa</i>						●	●	●			
モモグロオオイェバエ	<i>Muscina angustifrons</i>						●	●	●			
クロオオイェバエ	<i>Muscina japonica</i>						●					
オオセアカクロバエ	<i>Muscina pascurorum</i>							●				
オオイェバエ	<i>Muscina stabulans</i>						●	●	●			
コシアキマグソイエバエ	<i>Myospila argentata</i>						●	●	●			
—	<i>Myospila bina</i>						○	○	○			
ヤエヤママグソイエバエ	<i>Myospila bina bina</i>						●	●	●			
—	<i>Myospila femorata</i>						●	●	●			
—	<i>Myospila flavibasis</i>						●	●	●			
ヤマトマキバイエバエ	<i>Myospila japonica</i>						●					
—	<i>Myospila laevis</i>						●	●	●			
ヨツボシマグソイエバエ	<i>Myospila lenticeps</i>						●	●	●			
キアシマキバハナバエ	<i>Myospila pudica</i>						●					
オオミドリイェバエ	<i>Neomyia coeruleifrons</i>						●					
リュウキュウミドリイェバエ	<i>Neomyia indica</i>						●	●	●			
クロオビミドリイェバエ	<i>Neomyia lauta</i>						●	●	●			
ミドリイェバエ	<i>Neomyia timorensis</i>						●	●	●			
ヘリグロヒメハナバエ	<i>Orchisia costata</i>						●	●	●			
アマミメヒゲブトトゲハナバエ	<i>Phaonia amamiensis</i>					E	●	●	●			
サシバエ	<i>Stomoxys calcitrans</i>						●	●	●			
インドサシバエ	<i>Stomoxys indicus</i>						●	●	●			
チビサシバエ	<i>Stomoxys uruma</i>						●	●	●			
シリアカイエバエ	<i>Synthesiomia nudiseta</i>						●	●	●			
ムシヒキアブモドキ科	<i>Neomydas gruenbergi</i>										●	
ムシヒキアブモドキ	<i>Atriadops amantioshimensis</i>											
ツリアブモドキ科	<i>Atriadops javanus</i>						●				●	
—												
—												
ナガズヤセバエ科	<i>Gymnonerius sp.</i>					E			●			
マダラアシナガヤセバエ												
ノミバエ科												
チビグロノミバエ	<i>Conicera formosensis</i>									●		
—	<i>Magasella araneivora</i>					E				●		

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
クサビノミバエ	<i>Megasella scalaris</i>								●		
—	<i>Megasella seipennis</i>					E			●		
オオキモノミバエ	<i>Megasella spiracularis</i>								●		
—	<i>Phora lacunifera</i>								●		
—	<i>Platophora conferta</i>					E			●		
—	<i>Spiniphora okinawa</i>					E			●		
チースバエ科											
—	<i>Protophila coniecta</i>								●	●	
アタマアブ科											
—	<i>Cephalops pulvillatus</i>								●		
ハナレメアタマアブ	<i>Dorylomorpha lini</i>								●		
ツボイアタマアブ	<i>Eudorylas javanensis</i>								●		
シリプトアタマアブ	<i>Eudorylas macropygus</i>								●		
ツマグロキアタマアブ	<i>Eudorylas mutilatus</i>									●	
シリマルアタマアブ	<i>Eudorylas toralis</i>								●		
—	<i>Pipunculus boharti</i>					E			●		
コキレットツヤアタマアブ	<i>Tomosvaryella coquilleti</i>								●		
オオツヤアタマアブ	<i>Tomosvaryella epichaica</i>								●		
ツマグロツヤアタマアブ	<i>Tomosvaryella oryzaetora</i>								●		
ヒメツヤアタマアブ	<i>Tomosvaryella subvirescens</i>								●		
ナミツヤアタマアブ	<i>Tomosvaryella sylvatica</i>								●		
ヒロクチバエ科											
—	<i>Rivellia basilaris</i>								●		
—	<i>Rivellia yaeyamensis</i>					E				●	
チヨウバエ科											
—	<i>Burunettia spinistoma</i>								●	●	
—	<i>Chodopsycha harrisi</i>								●	●	
—	<i>Chodopsycha malleola</i>								●		
—	<i>Chodopsycha serosa</i>									●	
オオケチヨウバエ	<i>Clogmia albipunctatus</i>					E			●		
—	<i>Logima zetterstedti</i>								●		
—	<i>Pericoma niyatakei</i>									●	
—	<i>Pericoma palopsis</i>					E				●	
—	<i>Philosopeda memnonius</i>					E				●	
—	<i>Psycha formosana</i>					E				●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動物種*	国指定天然記念物*	固有種性及び南球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
—	<i>Psychoda albidapa</i>								●		
—	<i>Psychoda cortigua</i>					E				●	
—	<i>Psychoda crenula</i>							●			
—	<i>Psychoda innotabilis</i>							●			
—	<i>Psychoda quadrifilis</i>							●			
—	<i>Psychoda savaiensis</i>							●			
—	<i>Psychoda umbratica</i>							●		●	
—	<i>Psychodocha bifurcata</i>					E					
—	<i>Psychodocha itoco</i>							●			
—	<i>Psychodocha longiseta</i>							●			
—	<i>Psychodocha yama</i>					E		●		●	
—	<i>Telmatoctopus aquilus</i>					E		●			
—	<i>Telmatoctopus lanceolatus</i>									●	
—	<i>Telmatoctopus obtusatus</i>					E				●	
—	<i>Telmatoctopus spiritalis</i>					E		●			
—	<i>Telmatoctopus spiritalis okinawanus</i>					e		○			
—	<i>Tinearia alternata</i>							●			
—	<i>Trichopsychoda arnaudii</i>					E		●		●	
—	<i>Trichopsychoda okinawensis</i>					E		●			
クシツノアブ科											
—	<i>Rachicerus galloisi</i>									●	
クシツノアブ	<i>Rachicerus sakishimanus</i>					E				●	
クシツノアブの一種	<i>Rachicerus sp.</i>					E				●	
シギアブ科											
—	<i>Chrysopilus fenestratus</i>							●		●	
—	<i>Chrysopilus poecilopterus</i>							●		●	
—	<i>Chrysopilus sauteri</i>									●	
—	<i>Rhagio iriomotensis</i>					E				●	
—	<i>Rhagio latifasciatus</i>									●	
ニクバエ科											
—	<i>Bellierionima josephi</i>							●		●	
—	<i>Bellierionima pseudosubulata</i>					E				●	
—	<i>Bellierionima uniseta</i>									●	
—	<i>Blaesoxipha amamiensis</i>					E		●			
—	<i>Blaesoxipha palauensis</i>									●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
センチニクバエ	<i>Boeitcherisca peregrina</i>						●	●	●	●	
タイワンヤドリシマバエ	<i>Chaetobanica sauteri</i>						●				
ホンシュウホソニクバエ	<i>Goniophyto honshuensis</i>						●	●			
リュウキュウホソニクバエ	<i>Goniophyto yaeyamaensis</i>					E	●	●	●	●	
シリダロニクバエ	<i>Helicophagella melanura</i>						●	●	●		
サタニクバエ	<i>Heteronychia obscurata</i>						●	●	●		
ハマベニクバエ	<i>Leucomyia cinerea</i>						●	●	●		
ギンガクシマバエ	<i>Metopia argyrocephala</i>						●	●	●		
ゲンロクニクバエ	<i>Parasarcophaga albiceps</i>						●	●	●		
マーザンズニクバエ	<i>Parasarcophaga magensi</i>					E	●			●	
ミセラニクバエ	<i>Parasarcophaga misera</i>						●	●	●	●	
オオシマニクバエ	<i>Parasarcophaga oshimensis</i>					E	●	●		●	
ツノアカニクバエ	<i>Parasarcophaga ruficornis</i>						●		●		
シラキニクバエ	<i>Parasarcophaga shirakii</i>						●	●	●		
ユミガタニクバエ	<i>Parasarcophaga tuberosa</i>						●	●	●		
キノシタニクバエ	<i>Phallosphaera gravelyi</i>						●				
アサヒナニクバエ	<i>Pierretia asahinae</i>					E	●	●	●	●	
タイワンコニクバエ	<i>Pierretia calcifera</i>						●	●	●	●	
カネコニクバエ	<i>Pierretia kanekoi</i>					E	●				
ウエモトニクバエ	<i>Robineauella uemotai</i>						●		●		
—	<i>Sarcophaga yuwanensis</i>					E	●				
オオニクバエ	<i>Sarcophaga yuwanensis</i>						●	●	●		
カモシカニクバエ	<i>Sarcophaga yuwanensis</i>						●	●	●	●	
カオジロヤドリニクバエ	<i>Sarcophaga yuwanensis</i>					E	●	●	●	●	
アニヤニクバエ	<i>Simoniporia anyai</i>						●			●	
ヨナハニクバエ	<i>Sarcophaga yonahaensis</i>					E			●		
トリオニクバエ	<i>Thyrocroma cimitula</i>					E	●	●	●		
ヤチバエ科											
ヒゲナガヤチバエ	<i>Sepedon aenescens</i>						●	●	●	●	
ツヤホソバエ科											
—	<i>Australosepsis frontalis</i>								●		
—	<i>Australosepsis niivepennis</i>								●		
—	<i>Sepsis albopunctata</i>								●	●	
—	<i>Sepsis coprophila</i>								●	●	
—	<i>Sepsis indica</i>									●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
—	<i>Sepsis lateralis</i>								●		
ヒトテツツヤソノバエ	<i>Sepsis monostigma</i>						●		●		
—	<i>Sepsis nitens</i>								●		
—	<i>Sepsis thoracica</i>						●				
ブユ科											
ヒロシマツノマユブユ	<i>Simulium aureohirtum</i>						●	●	●		
バトエツノマユブユ	<i>Simulium batoense</i>								●		
キアシツメトガブユ	<i>Simulium bidentatum</i>						●				
アシマダラブユ	<i>Simulium japonicum</i>						●	●			
ミエツノマユブユ	<i>Simulium mie</i>						●	●			
オキナフナンヨウブユ	<i>Simulium okinawaense</i>					E	●	●	●		
マドアキアシマダラブユ	<i>Simulium sakishimeense</i>					E			●		
スズキアシマダラブユ	<i>Simulium suzukii</i>						●	●			
ミスアブ科											
キバトラトゲナシミスアブ	<i>Allognosta japonica</i>						●				
ハラキンミスアブ	<i>Microhysa flaviventris</i>						●	●			
—	<i>Microhysa nigrimaculata</i>						●				
コガタミスアブ	<i>Odontomyia garatas</i>							●			
—	<i>Odontomyia okinawae</i>					E		●			
キイロコウカアブ	<i>Plecticus aurifer</i>						●	●	●		
リュウキュウコウカアブ	<i>Plecticus okinawae</i>					E		●	●		
—	<i>Plecticus okinawaensis</i>					E		●	●		
—	<i>Plecticus shirakii</i>					E			●		
—	<i>Plecticus sinchagensis</i>										
コウカアブ	<i>Plecticus tenebrifer</i>						●	●			
—	<i>Wallacea albiesta</i>								●		
—	<i>Wallacea albiesta albiseta</i>								○		
—	<i>Wallacea tsudei</i>						●				
コウモリバエ科											
—	<i>Brachyarsina suzukii</i>					E				●	
ハナアブ科											
マエキコシボンハナアブ	<i>Allobaccha amphithoe</i>						●		●		
ツマガロコシボンハナアブ	<i>Allobaccha apicalis</i>					E	●				
ナカグロコシボンハナアブ	<i>Allobaccha nubilipennis</i>						●		●		
オオマメヒラタアブ	<i>Allograpta lavana</i>						●				

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
—	<i>Asarkina erictorum</i>						●			●		
ホソジマヒラタアブ	<i>Asarkina erictorum formosae</i>						○			○		
ナガヒラタアブ	<i>Asarkina porcina</i>						●					
ニッポンクロヒラタアブ	<i>Betasyrphus nipponensis</i>					E	●					
ツヤモンナガハナアブ	<i>Brachypalpus splendens</i>					E	●			●		
アシマダラナガハナアブ	<i>Chaetosyrphus shirakii</i>					E	●					
ヨツモンナガハナアブ	<i>Chilosyrphus (Xyloina) nemorum</i>					E	●					
ヒメヒゲナガハナアブ	<i>Chrysotoxum testaceum</i>					E	●			●		
フタスジヒラタアブ	<i>Dasysyrphus bilineatus</i>					E	●					
マルヒラタアブ	<i>Didea fasciata</i>					E	●					
ナカゴロヒラタアブ	<i>Dideoopsis aegrata</i>									●		
ホソヒラタアブ	<i>Episyrphus balteatus</i>									●		
ミナミキゴシハナアブ	<i>Erista /inus arvorum</i>									●		
オキナワハナアブ	<i>Erista /inus basalis</i>					E				●		
イシガキハナアブ	<i>Erista /inus ishigakensis</i>									●		
キゴシハナアブ	<i>Erista /inus quinquestriatus</i>									●		
シマハナアブ	<i>Erista /is cerealis</i>									●		
ハナアブ	<i>Erista /is tenax</i>									●		
ツマキハイジマハナアブ	<i>Eumerus figurans</i>					E	●					
マドヒラタアブ	<i>Eumerus japonicus</i>						●					
オキナワハイジマハナアブ	<i>Eumerus okinawaensis</i>						●					
タイワンオオヒラタアブ	<i>Eupeodes confrater</i>									●		
フタホアシヒラタアブ	<i>Eupeodes corillae</i>					E	●					
クロイワオビヒラタアブ	<i>Eupeodes kuroiweae</i>					E				●		
オキナフヒラタアブ	<i>Eupeodes okinawensis</i>					E				●		
リュウキュウオビヒラタアブ	<i>Eupeodes riukiensis</i>					E				●		
イハアキハナアブ	<i>Graptomyza itai</i>					E	●					
トゲヒメヒラタアブ	<i>Ischiodon scutellaris</i>									●		
クロバエモドキハナアブ	<i>Kertesziomyia calliphoroides</i>					E	●					
ホシツヤヒラタアブ	<i>Melanostoma scalare</i>						●					
カオグロオビヒラタアブ	<i>Meliscaeva omogenis</i>					E	●					
オキナフアシフトハナアブ	<i>Mesembritus okinawaensis</i>									●		
オキナフナガハナアブ	<i>Milesia elegans</i>					E				●		
ムツボシナガハナアブ	<i>Milesia oshimaensis</i>									●		
ヤエヤマナガハナアブ	<i>Milesia yaeyamana</i>					E	●					●

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
タイワンマメヒラタアブ	<i>Paragus crenulatus</i>					E				●	
クロマメヒラタアブ	<i>Paragus politus</i>								●		
ニセキアシマメヒラタアブ	<i>Paragus tibialis</i>							●	●		
キアシマメヒラタアブ	<i>Paragus (Pandasyopthalmus) haemorrhous</i>					E		●			
ミナミオオハナアブ	<i>Phytomia errans</i>								●	●	
オオハナアブ	<i>Phytomia zonata</i>								●		
—	<i>Sphaerophoria macrogaster</i>					E					
アマミハナダカチビハナアブ	<i>Sphagina amamiensis</i>					E					
クロベッコウハナアブ	<i>Volucella nigricans</i>					E					
ヨツボシヒラタアブ	<i>Xanthandrus comitus</i>					E					
ルリイロナガハナアブ	<i>Xyloia amamiensis</i>					E					
アブ科											
オキナフキイロアブ	<i>Atylotus angusticornis</i>								●	●	
カケロマキイロアブ	<i>Atylotus kakeromaensis</i>					E		●			
キーガンキイロアブ	<i>Atylotus keegani</i>					E				●	
サワダキイロアブ	<i>Atylotus sawadei</i>					E		●			
—	<i>Chrysops vanderwulpi</i>					E				●	
—	<i>Chrysops vanderwulpi sakishimaensis</i>					e				○	
アマミクロアブ	<i>Hirosia amamiensis</i>					E		●			
チビアブ	<i>Hirosia kotoshoensis</i>									●	
ムカシアブ	<i>Nagatomyia melanica</i>							●			
ヒメアブ	<i>Silvius dorsalis</i>									●	
タイワンヒメアブ	<i>Silvius formosensis</i>									●	
オオシマヒメアブ	<i>Silvius oshimaensis</i>					E		●			
シラキヒメアブ	<i>Silvius shirakii</i>							●			
アマミマルガタアブ	<i>Stonemyia amamiensis</i>					E		●			
マルガタアブ	<i>Stonemyia yezoensis</i>							●			
タイワンシロフアブ	<i>Tabanus amaenus</i>									●	
カノアブ	<i>Tabanus kanoi</i>							●			
マサミツアブ	<i>Tabanus masamitsu</i>					E				●	
オキナフオオアブ	<i>Tabanus okinawanus</i>					E				●	
リュウキュウアブ	<i>Tabanus ryukyuenis</i>					E				●	
ギシロフアブ	<i>Tabanus signatipennis</i>										
タイワンシロフアブ	<i>Tabanus taiwanus</i>									●	
ギシロアブ	<i>Tabanus takasagoensis</i>									●	

和名	学名	IUCNレッドリスト （2018）※リスト	環境省レッドリスト （2018）※リスト	国内希少 野生動植物種※	国指定天然記念物※	固有種性及び南球の	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
トクノシマオオアブ	<i>Tabanus tokunoshimaensis</i>					E	●					
トシオカアブ	<i>Tabanus toshikai</i>						●					
ヤエヤマヤマトアブ	<i>Tabanus yaeyamaensis</i>					E				●		
ヤンバルアブ	<i>Tabanus yanbaruensis</i>					E		●				
ヤドリバエ科												
—	<i>Blepharipa jacobsoni</i>							●				
カイコノウジバエ	<i>Blepharipa zebina</i>						●					
—	<i>Cavillatrix gymnopa</i>							●				
ノコギリハリバエ	<i>Compsilura concinnata</i>						●	●		●		
セスジナガハリバエ	<i>Dexia flavipes</i>							●				
—	<i>Dexia gilva</i>					E	●					
イモムシヤドリバエ	<i>Dexia longipennis</i>						●					
—	<i>Drino atropivora</i>							●				
クワゴヤドリバエ	<i>Exorista sorbillans</i>							●				
—	<i>Lixophaga latigena</i>					E		●				
—	<i>Nemorilla aquila</i>						●					
—	<i>Nemorilla maculosa</i>						●		●			
—	<i>Paradrino longicornis</i>							●				
—	<i>Peribaea insularis</i>					E	●					
—	<i>Peribaea ussuriensis</i>						●					
クチナガハリバエ	<i>Prosema siberita</i>						●					
—	<i>Rhinomyodes emporymyoides</i>						●					
キナコハリバエ	<i>Senometopia excisa</i>						●	●				
—	<i>Senometopia orientalis</i>					E	●					
—	<i>Urodexia penicillum</i>						●					
—	<i>Uromedina atrata</i>								●			
—	<i>Vibrissina angustifrons</i>						●					
—	<i>Winthemia sumatrana</i>						●			●		
ミバエ科												
—	<i>Acanthonevra formosana</i>						●					
オンシハマダラミバエ（オキナワハマダラミバエ）	<i>Acidella musheensis</i>						●			●		
タテハマダラミバエ	<i>Acrotaenostola flavoscutellata</i>									●		
ツママダラミバエ	<i>Actinoptera montana</i>										●	
—	<i>Anomoia amamioshimensis</i>					E	●					
ツمامオンハススジハマダラミバエ	<i>Anomoia apicalis</i>									●		

和名	学名	IUCNレッドリスト （2001年）*2リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*5及び南琉球の 固有種	中琉球			南琉球	備考
						奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
—	<i>Anomoia bellata</i>				E			●		
オスグロハスジハマダラミバエ	<i>Anomoia okinawaensis</i>					●		●	●	
—	<i>Anomoia proba</i>				E		●			
—	<i>Anomoia tranquilla</i>				E					
カボチャミバエ	<i>Bactrocera depressa</i>					●		●		
フクギミバエ (ヤエヤマミバエ)	<i>Bactrocera garnicidae</i>								●	
クスノキミバエ	<i>Bactrocera hyalina</i>					●		●		
イシガキミバエ	<i>Bactrocera ishigakiensis</i>				E				●	
テリハボクミバエ	<i>Bactrocera kuniyoshii</i>				E				●	
ミスジミバエ	<i>Bactrocera scutellata</i>					●		●		
ミカンバエ	<i>Bactrocera tsuneonis</i>					●			●	
イリオモテケブカミバエ	<i>Campiglossa deserta</i>								●	
ヒラヤマアミメケブカミバエ	<i>Campiglossa hirayamae</i>						●	●		
マツモトハマダラミバエ	<i>Carpophthoracidia matsumotoi</i>					●		●		
アマミネスジハマダラミバエ	<i>Ceratitis sobrina</i>					●				
アカガハマダラミバエ	<i>Chenacidella purpureiseta</i>					●				
イハコシボソミバエ (イハミバエ)	<i>Dacus ihai</i>				E			●		
オオセンダングサミバエ (センダングサケブカミバエ)	<i>Dioxya bidentis</i>					●		●	●	
センダングサミバエ (ウスモシケブカミバエ)	<i>Dioxya sorocula</i>					●		●	●	
ノガシケブカミバエ	<i>Ensiina sonchi</i>							●	●	
—	<i>Fusculudia ensifera</i>				E					
タイワシクロミバエ	<i>Oxyacura formosae</i>								●	
ミツボシマダラミバエ	<i>Paragasirozona tripunctata</i>				E			●		
クロホソスジハマダラミバエ	<i>Philophylla fossata</i>					●		●		
—	<i>Philophylla nigrescens</i>					●		●		
イボタクサギハマダラミバエ	<i>Philophylla superflucta</i>					●		●	●	
ヒロバネケブカミバエ	<i>Platomaena assimilis</i>					●		●	●	
—	<i>Platomaena shirozui</i>							●	●	
ナカグロツルギミバエ	<i>Rhabdochaeta asteria</i>					●		●	●	
ホクロツルギミバエ	<i>Rhabdochaeta naevia</i>						●	●	●	
シホシケブカミバエ	<i>Seedeella formosella</i>								●	
ネツタイヒメクロミバエ	<i>Spathulina acroleuca</i>							●	●	
ネジロクロミバエ	<i>Sphaeniscus atilius</i>								●	
オビケブカミバエ	<i>Sphenella sinensis</i>							●	●	
オキナワケブカミバエ	<i>Trupanea convergens</i>							●	●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
Tethinidae科											
—	<i>Dasyrhinoessa platypes</i>					E		●			
—	<i>Dasyrhinoessa yoshiyasui</i>					E			●		
—	<i>Pseudorhinoessa spinipes</i>							●	●		
—	<i>Tethina orientalis</i>							●	●		
ツルギアブ科								●	●		
ザウターツルギアブ	<i>Irwiniella sauteri</i>									●	
ガガンボ科											
—	<i>Dicranomyia okinawensis</i>					E		●			
—	<i>Geranomyia sakaguchii</i>					E		●			
—	<i>Gonomyia bibarbata</i>					E			●		
—	<i>Gonomyia longipennis</i>					E			●		
—	<i>Hexatoma iriomotensis</i>					E			●		
—	<i>Holorusia esakii</i>					E		●			
—	<i>Nephrotoma medicilava</i>					E			●		
キイロホンガガンボ	<i>Nephrotoma virgata</i>							●			
—	<i>Syringomyia bidens</i>					E			●		
—	<i>Syringomyia digitifolius</i>					E			●		
—	<i>Teucholabis iriomotensis</i>					E			●		
—	<i>Tipula okinawensis</i>					E			●		
Xenasteiidae科											
—	<i>Xenasteia okinawaensis</i>					E			●		
トビケラ目											
カワトビケラ科											
コタニガワトビケラ属の一種	<i>Chimarra</i> sp. 1					E		●			
コタニガワトビケラ属の一種	<i>Chimarra</i> sp. 2					E			●		
ヒメタニガワトビケラ属の一種	<i>Wormaldia</i> sp.					E		●	●		
ヤマトビケラ科											
ヤセコヤマトビケラ	<i>Agapetus yasensis</i>								●		
ニンギョウトビケラ科											
ニンギョウトビケラ属の一種	<i>Goera</i> sp. 1					E		●			
ニンギョウトビケラ属の一種	<i>Goera</i> sp. 2					E			●		
カタツムリトビケラ科											
カタツムリトビケラ属の一種	<i>Helicopsyche</i> sp.					E			●		
ツメナガレトビケラ科											

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ツメナガレトビケラ属の一種	<i>Apsilochorema</i> sp.					E	●				
シマトビケラ科											
コガタシマトビケラ属の一種	<i>Cheumatopsyche</i> sp. 1					E	●	●			
ミヤマシマトビケラ属の一種	<i>Diplectrona</i> sp.					E		●			
—	<i>Hydatomanicus</i> sp.					E		●			
ウルマ—シマトビケラ	<i>Hydropsyche orientalis</i>					E	●	●			
シマトビケラ属の一種	<i>Hydropsyche</i> sp. 1					E	●				
シマトビケラ属の一種	<i>Hydropsyche</i> sp. 2					E		●			
ヤエヤマシマトビケラ	<i>Hydropsyche yaeiyamensis</i>					E			●		
オキナワホシシマトビケラ	<i>Macrostemum okinawanum</i>		NT			E	●	●			
ヒメトビケラ科											
ヒメトビケラ属の一種	<i>Hydroptila</i> sp.					E			●		
カクツツトビケラ科											
アマミカクツツトビケラ	<i>Goerodes amamiensis</i>					E	●				
ユミカクツツトビケラ	<i>Goerodes arcuatus</i>					E			●		
クロトガクツツトビケラ	<i>Goerodes ebebacanthus</i>					E			●		
ナンセイカクツツトビケラ	<i>Goerodes nanseiensis</i>					E	●		●		
クニガミカクツツトビケラ	<i>Goerodes nyukyuenis</i>					E		●			
リュウキュウカクツツトビケラ	<i>Goerodes ryukyuenis</i>					E		●			
ヒゲナカトビケラ科											
クサツミトビケラ属の一種	<i>Oacetus</i> sp.					E			●		
フトヒゲトビケラ科											
キントビケラ属の一種	<i>Psilatreta</i> sp.					E			●		
イワトビケラ科											
—	<i>Nyctiophylax</i> sp.					E			●		
ミヤマイワトビケラ属の一種	<i>Plectrocnemia</i> sp.					E			●		
イワトビケラ属の一種	<i>Polycentropus</i> sp.					E			●		
—	<i>Polyplectropus</i> sp.					E			●		
—	<i>Pseudoneureclipsis</i> sp.					E			●		
クダトビケラ科											
クダトビケラ属の一種	<i>Paduniella</i> sp.					E	●		●		
ナガレトビケラ科											
クレメンズナガレトビケラ	<i>Rhyacophila clemens</i>					E				●	
—	<i>Rhyacophila coclearis</i>					E			●		
タイワンナガレトビケラ	<i>Rhyacophila formosana</i>					E				●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
カウムラナガレトビケラ	<i>Rhyacophila kawamurae</i>					E	●				
サトウナガレトビケラ	<i>Rhyacophila satoi</i>					E	●				
シヨツナガレトビケラ	<i>Rhyacophila shiotsuensis</i>						●				
ナガレトビケラ属の近種	<i>Rhyacophila</i> spp.					E	●				
ケトビケラ科						E					
グマガトビケラ	<i>Gumnaga okinawaensis</i>								●		
ヒザナガカワトビケラ科											
オキナフヒゲナガカワトビケラ	<i>Steropsyche schmidti</i>					E	●				
キブネクダトビケラ科											
キブネクダトビケラ?	<i>Melanotrichia kibuneana(?)</i>					E			●		
チヨウ目											
コウモリガ科											
キマダラコウモリ	<i>Endoclyta sinensis</i>									●	
ヒザナガガ科											
アマミヒゲナガ	<i>Nemophora marisella</i>					E	●				
ボクトウガ科											
—	<i>Zeuzera caudata</i>									●	
クロシオゴマフボクトウ	<i>Zeuzera caudata rhabdota</i>									○	
コーヒーゴマフボクトウ	<i>Zeuzera coffeae</i>						●			●	
—	<i>Zeuzera militistrigata</i>						●				
ゴマフボクトウ	<i>Zeuzera militistrigata leuconota</i>						○				
ハマキガ科											
セウスイロハマキ	<i>Acleris enitescens</i>						●				
レイシウスバヒメハマキ	<i>Acroclita nigrovenana</i>								●		
ウスコカクモンハマキ	<i>Adoxophyes dubia</i>								●		
ネジロクロヒメハマキ	<i>Apeleptera sermodryas</i>						●				
チャオビヒメハマキ	<i>Apotomis biemina</i>								●		
チビカクモンハマキ	<i>Archips insulana</i>						●			●	
リュウキユウアトキハマキ	<i>Archips meridionalis</i>					E	●				
シリグロハマキ	<i>Archips nigricaudanus</i>						●				
クロシオハマキ	<i>Archips peratratus</i>						●			●	
トビモンコハマキ	<i>Argyrotaenia congruentana</i>						●			●	
ナカジロヒメハマキ	<i>Asaphistis praeceps</i>						●			●	
キモンヒメハマキ	<i>Bactra cerata</i>						●				
フタモントガリバヒメハマキ	<i>Bactra hostilis</i>									●	

和名	学名	IUCNレッドリスト （2018）※リスト	環境省レッドリスト （2018）※リスト	国内希少 野生動植物種※	国指定天然記念物※	固有性※及び南琉球の	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
オジロモンヒメハマキ	<i>Cephalophyes cyanura</i>						●				
ハラプトヒメハマキ	<i>Cryptaspasma argulicostata</i>						●			●	
オヒルギアシプトヒメハマキ	<i>Cryptoplebia horii</i>					E	●	●		●	
リュウキュウアシプトヒメハマキ	<i>Cryptoplebia repletana</i>						●	●		●	
ミナミツマジロヒメハマキ	<i>Cydia leucostoma</i>						●				
スジオビヒメハマキ	<i>Dactyloglyphia tonica</i>						●				
アカマダラヒメハマキ	<i>Didymys tokui</i>						●				
ホソウンモンヒメハマキ	<i>Dudua henigrapta</i>						●	●			
カンコヒメハマキ	<i>Dudua plarimicopa</i>						●	●		●	
ツマジロクロヒメハマキ	<i>Endothenia banausopsis</i>						●	●			
ヨモギネムシガ	<i>Epiblema tobellia</i>						●	●		●	
コスギバヒメハマキ	<i>Eucosma melanoneura</i>						●	●		●	
オヒルギヒメハマキ	<i>Eucosma okubiensis</i>					E	●	●		●	
オガタマヒメハマキ	<i>Eucosma threnodes</i>						●	●		●	
ヤマモヒメハマキ	<i>Eudemis gyrotis</i>						●				
シロテンアカマダラヒメハマキ	<i>Gatesclarkeana idia</i>						●	●		●	
リュウキュウトビモンハマキ	<i>Gnorismoneura exilis</i>						●	●		●	
スキバヒメハマキ	<i>Grapholita hyalitis</i>						●	●			
カタシロムラサキヒメハマキ	<i>Hedya iophaea</i>						●				
チャハマキ	<i>Homona megranima</i>						●	●			
コシロアシヒメハマキ	<i>Hystrihoscetus spathanthum</i>						●				
ホンバチビハマキ	<i>Lobesia aeolopa</i>						●			●	
—	<i>Lobesia candida</i>									●	
センダンヒメハマキ	<i>Loboschiza koenigana</i>							●		●	
ニセマメサヤヒメハマキ	<i>Matsumuraeses faicana</i>							●		●	
マメサヤヒメハマキ	<i>Matsumuraeses phaseoli</i>							●		●	
リュウキュウハマキ	<i>Neocalyptis affinisana</i>						●	●			
クリイロヒメハマキ	<i>Olethreutes castaneana</i>						●	●			
ミダレモンヒメハマキ	<i>Phaenacophora acutana</i>						●				
スネプトヒメハマキ	<i>Phaenacophora fimbriata</i>						●	●			
オオシロアシヒメハマキ	<i>Phaenacophora fernaldiana</i>						●	●		●	
ヒロバクヒメハマキ	<i>Proschistis marmoropa</i>						●	●		●	
オオギンズジアカハマキ	<i>Ptycholoma lecheana</i>						●				
マツズアカシムシ	<i>Retinia cristata</i>							●			
シモフリヒメハマキ	<i>Rhodactra pyrithocrossa</i>						●				

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年)*リスト	環境レッドリスト (2008年)*リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ミナミヒメハマキ	<i>Rhodocarmaria occidentalis</i>									●	
クロネハイイロヒメハマキ	<i>Rhopobota naevana</i>							●			
タブノヒメハマキ	<i>Sarclophia plinthograpta</i>							●			
マダラスキバヒメハマキ	<i>Spilonota algosa</i>								●		
イスノキヒメハマキ	<i>Spilonota distyliana</i>							●			
クロガハイイロヒメハマキ	<i>Spilonota melanocopa</i>							●			
シロモンアカヒメハマキ	<i>Statherotoxys hectraea</i>							●			
パンジローツノエグリヒメハマキ	<i>Strepsicrates rhothia</i>								●	●	
カンシャシクイ	<i>Tetraoera schistaceana</i>							●	●	●	
ホソハマキ科											
フドウホソハマキ	<i>Eupoecilia ambiguaella</i>							●			
コホソハマキ	<i>Piercea vectisana</i>								●		
ミノガ科											
コンドウシロミノガ	<i>Chalioides kondonis</i>							●			
オオミノガ	<i>Eumeta japonica</i>								●	●	
ニトベミノガ	<i>Mahasena aurea</i>							●	●		
ヒロズコガ科											
—	<i>Comodica saitoi</i>									●	
クロスジツマオレガ	<i>Erechthias atrivivis</i>									●	
—	<i>Erechthias zebirina</i>							●			
マエモンクロヒロズコガ	<i>Monopsis monachella</i>								●	●	
アトモンヒロズコガ	<i>Morophaga bucephala</i>								●	●	
—	<i>Morophaga inimotensis</i>									●	
ハモグリガ科											
ノアサガオハモグリガ	<i>Bedella ipomoella</i>							●			
ツツジハモグリガ	<i>Lyoneta ledi</i>							●			
ダイズギンモンハモグリ	<i>Microthauma glycinella</i>								●		
ホソガ科											
カズラハマキホソガ	<i>Caloptilia kadsurae</i>									●	
—	<i>Caloptilia protella</i>									●	
—	<i>Caloptilia querci</i>							●			
リュウキュウハマキホソガ	<i>Caloptilia tyukyuensis</i>								●		
—	<i>Caloptilia syphretias</i>									●	
チャノハマキホソガ	<i>Caloptilia thevora</i>									●	
—	<i>Cryphiomystis yaeyamensis</i>									●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
—	<i>Dialecia geometra</i>						●			●	
—	<i>Eumetriochoa hiranoi</i>							●	●	●	
—	<i>Gibbovalva civica</i>						●		●		
クソオビホソガ	<i>Gibbovalva quadrifasciata</i>									●	
—	<i>Katapangia regullifera</i>						●			●	
イチジクホソガ	<i>Melanocercops ficuvarrella</i>										
クチナシホソガ	<i>Systoloneura geometropis</i>						●		●		
カバオビホソガ	<i>Telamoptilia cathedraea</i>						●				
イノコズチホソガ	<i>Telamoptilia hemistacta</i>						●				
サツマイモホソガ	<i>Telamoptilia prosacta</i>								●		
コハマグリ科											
ミカンハマグリガ (ミカンコハマグリ)	<i>Phyllocnistis citrella</i>								●	●	
スガ科											
ハイスンバカススガ	<i>Kessleria insulella</i>							●		●	
ヒロバコナガ	<i>Leuroperna sera</i>									●	
アトジロコスガ	<i>Lycopharitis bradleyi</i>					E	●				
コナガ	<i>Plutella xylostella</i>								●	●	
ホシニセハイスガ	<i>Teinoptilia guttella</i>						●				
ヒメボシハイスガ	<i>Yponomeuta griseatus</i>					E	●				
ナガヒガ科											
ホルトノキナガヒガガ	<i>Agriothera elaeocarpophaga</i>									●	
ホンハマキモドキ科											
—	<i>Glyphipterix ditiorana</i>								●		
—	<i>Glyphipterix melania</i>						●		●		
ヒロハマキモドキ科											
ニシキヒロハマキモドキ	<i>Nigilgia limata</i>								●	●	
ヤエヤマヒロハマキモドキ	<i>Paranigilgia bushii</i>					E				●	
スカシバ科											
モモフトスカシバ	<i>Macroscelisia japona</i>						●				
タイワンモモフトスカシバ	<i>Melitita formosana</i>						●				
シタキモモフトスカシバ	<i>Melitita inoue</i>						●		●		
アカスカシバ	<i>Nokona rubra</i>						●		●		
ミナミセシバ	<i>Pennisetia insulicola</i>						●		●		
オキナワスカシバ	<i>Sesia okinawana</i>						●		●	●	
キコスカシバ	<i>Synanthedon esperi</i>					E				●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
エサキスカシバ	<i>Trichocera esaki</i>						●				
ハマキモドキガ科											
タイウンオドリハマキモドキ	<i>Brenthia formosensis</i>						●		●		
アコウハマキモドキ	<i>Choreutis achyrodes</i>							●	●		
—	<i>Choreutis arnethystodes</i>								●		
オオキオビハマキモドキ	<i>Choreutis basalis</i>									●	
—	<i>Choreutis cyanogramma</i>				E					●	
イヌビウハマキモドキ	<i>Choreutis japonica</i>						●		●		
チビハマキモドキ	<i>Choreutis minuta</i>				E			●	●		
ガジュマルハマキモドキ	<i>Choreutis ophiocoma</i>							●	●		
ミドリオオハマキモドキ	<i>Sapha beryllitis</i>									●	
イヌビウオオハマキモドキ	<i>Sapha divitosa</i>									●	
ゴボウハマキモドキ	<i>Tebenna micallis</i>									●	
—	<i>Tebenna yamashitai</i>				E					●	
マルハキバガ科											
ネズミエグリヒラマルハキバガ	<i>Acria ceramitis</i>									●	
—	<i>Autosticha pachysticta</i>									●	
—	<i>Cryptolechia malacobyssa</i>									●	
ホソオビキマルハキバガ											
スヒロキバガ科											
チシャノキオオスヒロキバガ	<i>Ethmia assamensis</i>								●	●	
ハラボシオオスヒロキバガ	<i>Ethmia nigroapicella</i>								●	●	
ニセマイコガ科											
キイロマイコガ	<i>Stathmopoda auriferella</i>										●
クサモグリガ科											
—	<i>Elachista amarii</i>					E		●			
ネマルハキバガ科											
—	<i>Neoblastobasis brevicornis</i>					E				●	
ウスオビネマルハキバガ	<i>Neoblastobasis decolor</i>									●	
ヒゲナガキバガ科											
キベリハイヒゲナガキバガ	<i>Hornaloxesis myeloxesta</i>									●	
キバガ科											
コマエモンハイキバガ	<i>Anarsia incerta</i>					E				●	
チャイロスジキバガ	<i>Anarsia tortuosa</i>									●	
—	<i>Dendrophila saxigera</i>									●	
タテジマキバガ	<i>Helcystogramma arotraeum</i>									●	●

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ウスアトベリキバガ	<i>Hypatima spathota</i>								●	●	
ニジュウシトリバガ科						E				●	
—	<i>Alucita pusilla</i>					E				●	
—	<i>Alucita straminea</i>					E				●	
シンクイガ科											
シロモンクシクイ	<i>Commatarcha palaeosema</i>						●				
チャモンクシクイ	<i>Peragrarchis synchollela</i>						●				
マダラガ科											
タケノホソクロバ	<i>Artana martini</i>						●			●	
メスジロホタルガ	<i>Chalcasia formosana</i>									●	
メスジロホタルガ	<i>Chalcasia formosana formosana</i>					e				○	
サツマニシキ	<i>Erasmia pulchella</i>									●	
サツマニシキ沖縄亜種	<i>Erasmia pulchella fritzei</i>					e				○	
サツマニシキ先島亜種	<i>Erasmia pulchella sakishimana</i>					e				○	
オキナワルリチラン	<i>Eterusia aedea</i>						●			●	
オキナワルリチラン八重山諸島亜種	<i>Eterusia aedea okinawana</i>					e				○	
オキナワルリチラン沖縄本島亜種	<i>Eterusia aedea sakaguchii</i>					e				○	
オキナワルリチラン奄美大島亜種	<i>Eterusia aedea tomokunii</i>					e	○				
クロツバメ	<i>Histia flabellicornis</i>									●	
クロツバメ沖縄宮古亜種	<i>Histia flabellicornis atrovirens</i>					e				○	
クロツバメ八重山亜種	<i>Histia flabellicornis azurea</i>					e				○	
クロツバメ奄美大島亜種	<i>Histia flabellicornis obsoleta</i>					e	○				
ブドウスカシクロバ	<i>Ililiberis tenuis</i>						●			●	
コガタクロマダラ	<i>Inoueia exiguitata</i>					E	●			●	
イラガ科											
ツマジロイラガ	<i>Belippa horrida</i>						●			●	
—	<i>Demonarosa rufotessellata</i>									●	
—	<i>Demonarosa rufotessellata issikii</i>									○	
ベニイラガ	<i>Matsumurides okinawanus</i>									○	
オキナワイラガ	<i>Narosa azumai</i>					E	●			●	
オキナワシロイラガ	<i>Narosa corusca</i>					E				●	
カバフシロイラガ	<i>Narosa corusca amamiana</i>						●			●	
カバフシロイラガ琉球亜種	<i>Narosoideus flavidorsalis</i>					e	○			○	
ナシイラガ	<i>Narosoideus flavidorsalis</i>						●			●	
ナシイラガ琉球亜種	<i>Narosoideus flavidorsalis ochridorsalis</i>					e	○			○	
クロスジイラガ	<i>Natada takemurai</i>									●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
アオイラガ	<i>Parasa consocia</i>									●	
アマミアカイラガ	<i>Phixolepia tenebrosa</i>					E		●			
ウスグロイラガ	<i>Susica nasuta</i>								●	●	
マルモンイラガ	<i>Trichogyia circullifera</i>									●	
セセリモドキ科											
ヨツボシセセリモドキ	<i>Hyblaea constellata</i>								●	●	
キオビセセリモドキ	<i>Hyblaea puera</i>							●	●	●	
マドガ科											
ナカグロマドカ	<i>Addaea polyphoralis</i>									●	
シロテンマドガ	<i>Banisia owaedai</i>							●		●	
ササナミマドガ	<i>Calindbea polygraphalis</i>									●	
ウンモンマドガ	<i>Canaea ryukyensis</i>							●		●	
タテスジマドガ	<i>Hypolampyrus ypsilon</i>								●	●	
クロマダラマドガ	<i>Microbelia canidentalis</i>									●	
チビマドガ	<i>Microbelia litimialis</i>									●	
リュウキュウマダラマドガ	<i>Pharantbara splendida</i>									●	
シロマダラマドガ	<i>Picrostomastis marginepunctalis</i>							●		●	
キイロマドガ	<i>Pyrrhoides sinuosus</i>							●		●	
オオアカジママドガ	<i>Strigilina oceanica</i>					E				●	
チビアカジママドガ	<i>Strigilina paravenia</i>									●	
アミマドガ	<i>Strigilina suzuki</i>							●		●	
メイガ科											
ホンバムラサキマダラメイガ	<i>Addyryne inductalis</i>							●			
—	<i>Aethaloeassa calidalis</i>							●		●	
—	<i>Aethaloeassa calidalis</i>							○		○	
—	<i>Aethaloeassa calidalis tiphialis</i>									○	
ベニモンノメイガ	<i>Agathodes ostenitalis</i>							●		●	
オオムラサキノメイガ	<i>Agrotis basipolata</i>							●		●	
ソトグロキノメイガ	<i>Anathes euryterminalis</i>							●		●	
キボシノメイガ	<i>Anathes insignis</i>							●		●	
ツトガ	<i>Ancylolomia japonica</i>									●	
—	<i>Ancylolomia westwoodi</i>										
—	<i>Ancylolomia westwoodi bitubiroSELLA</i>									○	
リュウキュウツトガ	<i>Ancylolomia westwoodi</i>										
マエモンノメイガ	<i>Aripama cribrata</i>									●	
ツマグロシマメイガ	<i>Arippara indicator</i>									●	
フタシロテンホンマダラメイガ	<i>Assara korbi</i>									●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
マエトビノメイガ	<i>Ategumia adpalls</i>						●				
シロモンノメイガ	<i>Bocchoris inspersalis</i>						●		●		
アカヘリオオキノメイガ	<i>Botyodes asialis</i>						●		●		
タイワンウスキノメイガ	<i>Botyodes diniasalis</i>								●		
オオキノメイガ	<i>Botyodes principalis</i>						●		●		
アカウスグロノメイガ	<i>Bradina angustalis</i>								●		
アカウスグロノメイガ琉球亜種	<i>Bradina angustalis ryukyensis</i>					e			○		
オオウスグロノメイガ	<i>Bradina eritoides</i>						●		●		
モンウスグロノメイガ	<i>Bradina geminalis</i>						●				
ヒメアカウスグロノメイガ	<i>Bradina trigonalis</i>						●				
サキシマツトガ	<i>Calamotropha formosella</i>									●	
シロツトガ	<i>Calamotropha paludella</i>								●		
シロツトガ	<i>Calamotropha paludella purella</i>								○		
イツトガ	<i>Calamotropha shichito</i>						●				
フタオレットガ	<i>Calamotropha yamanakakai</i>								●		
フタオレットガ沖縄亜種	<i>Calamotropha yamanakakai owadai</i>					e			○		
ウスアカムラサキマダラメイガ	<i>Calgia defigialis</i>						●		●		
ハナダカノメイガ	<i>Camptomastix hisbonalis</i>								●		
シロオビナカボカシノメイガ	<i>Cangetta rectilinea</i>						●		●		
シヤクトリノメイガ	<i>Ceratarcha umbrosa</i>						●		●		
ニカメイガ	<i>Chilo suppressalis</i>								●		
ミナミホソバノメイガ	<i>Circobotys cryptica</i>							●			
モンキシロノメイガ	<i>Cirrhochrista brizalis</i>						●		●		
コウセンボシロノメイガ	<i>Cirrhochrista kosemonialis</i>						●		●		
クシヒゲマダラメイガ	<i>Citripestis sagittiferalis</i>						●		●		
ナカアカクルマメイガ	<i>Clupeosoma piperi</i>						●		●		
ムラサキクルマメイガ	<i>Clupeosoma purpureum</i>						●		●		
ハカジモドキノメイガ	<i>Cnaphalocrocis stereogona</i>								●		
コブノメイガ	<i>Cnaphalocrocis medinalis</i>						●		●		
ハネナガコブノメイガ	<i>Cnaphalocrocis pilosa</i>						●		●		
チビコブノメイガ	<i>Cnaphalocrocis poeyalis</i>								●		
フタテアンカオビマダラメイガ	<i>Conobathra sp.</i>								●		
モモノゴマダラメイガ	<i>Conogethes punctiferalis</i>						●		●		
マツノゴマダラノメイガ	<i>Conogethes sp.</i>						●		●		
オキナワツトガ	<i>Crambus okinawanus</i>								●		

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球				南琉球	備考	
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島			
タケノメイガ	<i>Cryptopyga coccesalis</i>												
キンスジノメイガ	<i>Deulia afralis</i>							●		●		●	
ワタヘリクロノメイガ	<i>Diaphania indica</i>							●		●		●	
キアヤヒメノメイガ	<i>Diasemia accalis</i>							●		●		●	
シロテンノメイガ	<i>Diatrausta brevipennis</i>							●		●		●	
マツアカマダラメイガ	<i>Dionycia pyperi</i>							●		●		●	
マツノシマダラメイガ	<i>Dionycia sylvestrella</i>							●		●		●	
マエウスジロマダラメイガ	<i>Diptera aphidivora</i>							●		●		●	
クロモンツツリガ	<i>Dolossa ochrociella</i>							●		●		●	
クロマダラスカシノメイガ	<i>Dysallacta negatalis</i>							●		●		●	
—	<i>Elophila melagynalis</i>											●	
ソトキマダラミズメイガ	<i>Elophila nigralbalis</i>									●			
ヒメマダラミズメイガ	<i>Elophila turbata</i>							●				●	
オオマエジロホソメイガ	<i>Emmalocera gansanalis</i>									●			
—	<i>Endotricha inouei</i>							●		●			
キベリトガリメイガ	<i>Endotricha minielis</i>							●		●			
ウスベニトガリメイガ	<i>Endotricha olivacealis</i>							●		●		●	
アカオビトガリメイガ	<i>Endotricha ruminalis</i>							●		●		●	
カバイロトガリメイガ	<i>Endotricha theonalis</i>									●		●	
タイワンヨツクロモンミズメイガ	<i>Endotricha conjunctalis</i>									●			
ヨツクロモンミズメイガ	<i>Eoophyla inouei</i>											●	
—	<i>Eristena argentata</i>							●					
ヒメイチモジマダラメイガ	<i>Etiella behrii</i>								●				
ミナミイチモジマダラメイガ	<i>Etiella grisea</i>											●	
シロイチモジマダラメイガ	<i>Etiella zinckenella</i>									●			
シロチビマダラメイガ	<i>Eucampylya esiriatella</i>									●			
アヤチミノメイガ	<i>Eurhyparodes accessalis</i>							●		●			
ハチノスツツリガ	<i>Galleria mellonella</i>							●		●			
シロチビツトガ	<i>Gargela xanthocasis</i>									●			
シロモンコノメイガ	<i>Glycythyma chrysorycta</i>											●	
ミツシロモンノメイガ	<i>Glyphodes actorionalis</i>							●		●		●	
フタホシノメイガ	<i>Glyphodes bipunctalis</i>							●		●		●	
アコウノメイガ	<i>Glyphodes bivittalis</i>							●		●		●	
アトクオビノメイガ	<i>Glyphodes crithealis</i>											●	
チビスカシノメイガ	<i>Glyphodes duplicata</i>							●		●		●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
コビゲシロモノメイガ	<i>Glyphodes eurytusalis</i>									●	
イカリモノメイガ	<i>Glyphodes itysalis</i>							●		●	
オオスカシノメイガ	<i>Glyphodes multilinealis</i>									●	
—										●	
ツゲノメイガ	<i>Glyphodes onychinalis</i>								●		
クワノメイガ	<i>Glyphodes perspectalis</i>										
クワノメイガ	<i>Glyphodes pyloalis</i>							●		●	
クロヘリキノメイガ	<i>Goniorhynchus butyrosa</i>									●	
ワタノメイガ	<i>Haritalodes derogata</i>									●	
ヒメヨツモンノメイガ	<i>Heliothela nigralbata</i>							●		●	
ハイマダランノメイガ	<i>Hellula undalis</i>									●	
アカモンヒゲナガノメイガ	<i>Hendecasis pulchella</i>							●		●	
アカヘリシマメイガ	<i>Herculia drabiciellalis</i>							●			
クロホシノメイガ	<i>Herpetogramma basalis</i>								●		
ヘリグロノメイガ	<i>Herpetogramma cynaralis</i>							●		●	
ウスオビクロノメイガ	<i>Herpetogramma fuscescens</i>							●		●	
クロオビクロノメイガ	<i>Herpetogramma licarsialis</i>							●		●	
—								●		●	
モンキクロノメイガ	<i>Herpetogramma luctuosalis</i>							○		○	
ケナシクロオビクロノメイガ	<i>Herpetogramma luctuosalis zelleri</i>									●	
ヤエヤマクロノメイガ	<i>Herpetogramma phaeopteralis</i>									●	
ケナガチビクロノメイガ	<i>Herpetogramma sp.</i>									●	
ヘリグロキイロノメイガ	<i>Herpetogramma tullialis</i>							●		●	
ヒメチャバネトガリノメイガ	<i>Herpetogramma submarginalis</i>							●		●	
チャバネトガリノメイガ	<i>Hyalobathra dialychna</i>							●		●	
ナカオビノメイガ	<i>Hyalobathra illectalis</i>							●		●	
ヒメツマシロノメイガ	<i>Hydriris ornatalis</i>							●		●	
モモイロシマメイガ	<i>Hyperanalixta apicalis</i>							●		●	
ウスムラサキシマメイガ	<i>Hypsopygia mauritialis</i>								●		
トビイロシマメイガ	<i>Hypsopygia postflava</i>							●		●	
ウスグロフトメイガ	<i>Hypsopygia regina</i>									●	
ウスモンツツリガ	<i>Lamida obscura</i>									●	
ハネナガツツリガ	<i>Lamoria adaptella</i>							●		●	
トサカフトメイガ	<i>Lamoria infumataella</i>									●	
ナカグロチビノメイガ	<i>Locastra muscosalis</i>							●		●	
ヒメミツテンノメイガ	<i>Mabra eryxalis</i>									●	
	<i>Mabra nigriscripta</i>							●			

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南琉球の 5	中琉球				南琉球	備考	
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島			
アンボイナノメイガ	<i>Maruca amboinensis</i>												
マメノメイガ	<i>Maruca vitrata</i>							●				●	
—	<i>Melanochroa yasuda</i>					E						●	
イリオモテエグリツトガ	<i>Mesolia bipunctella</i>											●	
クロミスジシロノメイガ	<i>Metoca foedalis</i>							●					
キンバネヤママメイガ	<i>Micraglossa aureata</i>								●				
カクモンミスジノメイガ	<i>Nacoleia charesalis</i>							●				●	
シロトンキノメイガ	<i>Nacoleia cornix</i>							●					
サツマキノメイガ	<i>Nacoleia satsumalis</i>							●					
シロモンヒゲナガノメイガ	<i>Nausinoe perspectata</i>								●				
カニクサシダメイガ	<i>Neomusotima fuscolinealis</i>							●					
ミカドマダラメイガ	<i>Nephopterix mikadella</i>							●					
ムラサキマダラメイガ	<i>Nephopterix proximalis</i>											●	
ハグルマノメイガ	<i>Nevrina procopia</i>							●				●	
ワモンノメイガ	<i>Nomophila noctuella</i>											●	
アカハリスカシノメイガ	<i>Noorda amethystina</i>												
ソトウスキノメイガ	<i>Notesia tranquillalis</i>											●	
アマミアトモンミスメイガ	<i>Nymphicula lunctalis</i>							●					
コアトモンミスメイガ	<i>Nymphicula mesorphna</i>							●					
オキナワミスジノメイガ	<i>Omiodes decisalis</i>											●	
キオビノメイガ	<i>Omiodes diemenalis</i>											●	
マエウスキノメイガ	<i>Omiodes indicatus</i>											●	
クロミスジノメイガ	<i>Omiodes similis</i>												
アカマダラメイガ	<i>Oncocera semirubella</i>							●					
アオフトメイガ	<i>Orthaga olivacea</i>							●					
フタスジシマメイガ	<i>Orthopygia glaucinellus</i>							●					
コナフキアカシマメイガ	<i>Orthopygia igniflualis</i>											●	
ツマアカシマノメイガ	<i>Orthopygia nanodes</i>												
クロスジキシマメイガ	<i>Orthopygia repetita</i>											●	
フキノメイガ	<i>Ostrinia zaguliaevi</i>							●				●	
フキノメイガ琉球亜種	<i>Ostrinia zaguliaevi ryukyuenensis</i>							○				○	
ハイモンシロノメイガ	<i>Pachybotys spissalis</i>											●	
チャモンキノメイガ	<i>Pachynon sabellalis</i>											●	
フタタノメイガ	<i>Pagyda arbiter</i>							●				●	
ヨスジノメイガ	<i>Pagyda quadrilineata</i>											●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
マタスジノメイガ	<i>Pagya quinqueleata</i>						●				
ヘリジロキノメイガ	<i>Paliga auratalis</i>									●	
マエベニノメイガ	<i>Paliga minnehaha</i>						●			●	
ウスモンヒメシロノメイガ	<i>Palpita hornalia</i>							●		●	
オオモンヒメシロノメイガ	<i>Palpita munitoei</i>						●			●	
マエアカスカシノメイガ	<i>Palpita nigropunctalis</i>						●				
ヒロバウスグロノメイガ	<i>Paranacoleia lophophoralis</i>						●			●	
ヤエヤマミズメイガ	<i>Paraponyx bilinealis</i>									●	
タカムクミズメイガ	<i>Paraponyx crisonalis</i>						●				
クロテンシロミズメイガ	<i>Paraponyx diminutalis</i>						●	●		●	
イネミズメイガ	<i>Paraponyx fluctuosalis</i>						●	●		●	
シロミズメイガ	<i>Paraponyx stagnalis</i>						●	●		●	
ミドリノメイガ	<i>Parotis marginata</i>						●				
アオバナノメイガ	<i>Parotis suralis</i>									●	
シロナミミズメイガ	<i>Parthenodes fuscalis</i>						●	●			
クロバミズメイガ	<i>Parthenodes niger</i>									●	
—	<i>Parthenodes okinawanus</i>					E					
モンキノメイガ	<i>Pelena sericea</i>					E					
ハイイロソマダラメイガ	<i>Phycitodes rotundisigna</i>									●	
クビジロノメイガ	<i>Pileocera aegimiusalis</i>						●	●			
クロスジキノメイガ	<i>Pleuroptya balteata</i>						●				
ハンダクロキノメイガ	<i>Pleuroptya characteristica</i>						●			●	
ホソミスジノメイガ	<i>Pleuroptya chlorophanta</i>						●			●	
シロハラノメイガ	<i>Pleuroptya deficiens</i>						●				
コヨツメノメイガ	<i>Pleuroptya inferior</i>						●			●	
アマミキノメイガ	<i>Pleuroptya iopasalis</i>						●				
ウスバキノメイガ	<i>Pleuroptya plegiatialis</i>							●		●	
ウスイロキノメイガ	<i>Pleuroptya punctimarginalis</i>						●				
ミナミウコンノメイガ	<i>Pleuroptya sabinusalis</i>						●	●		●	
ウグイスノメイガ	<i>Pleuroptya ultimalis</i>						●			●	
ナカキトガリノメイガ	<i>Preneopogon catenalis</i>						●			●	
ヤツボシノメイガ	<i>Prophantis adusta</i>						●	●		●	
ミスジノメイガ	<i>Protonoceras capitalis</i>										●
ウスチャツトガ	<i>Pseudocatharylla duplicella</i>										●
シタジクロクロマダラメイガ	<i>Pyrobethra atrisquamella</i>										●

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
ゴマダラノメイガ	<i>Pycnarmon lactiferalis</i>									●		
ハイイロムジノメイガ	<i>Pyrausta deductalis</i>										●	
シロムジノメイガ	<i>Pyrausta leStâ/is</i>							●				
カクモンノメイガ	<i>Rehimena surusalis</i>							●				
シロオビチビツリガ	<i>Roxita albipennata</i>					E		●				
ナカキノメイガ	<i>Sameodes aptalis</i>											
アミモントガリノメイガ	<i>Sameodes cancellalis</i>										●	
シロオオメイガ	<i>Scirpophaga excerpialis</i>							●			●	
ツマキオオメイガ	<i>Scirpophaga nivella</i>							●			●	
ムモンシロオオメイガ	<i>Scirpophaga praelata</i>							●			●	
ニセムモンシロオオメイガ	<i>Scirpophaga xanthopygata</i>							●			●	
ウラジロシロノメイガ	<i>Sitochroa palealis</i>											
シロオビノメイガ	<i>Spoladea recurvalis</i>							●			●	
シロスジエグリノメイガ	<i>Sufetula sunitdesalis</i>							●				
ホソオビツチイロノメイガ	<i>Sylepte pallidnotalis</i>								●		●	
モンシロクロノメイガ	<i>Sylepte segnalis</i>							●				
コハンダノメイガ	<i>Sylepte verecunda</i>										●	
ムツネノメイガ	<i>Talanga nympha</i>							●			●	
キオビハラナガノメイガ	<i>Tatobotys aurantialis</i>							●			●	
キバネハラナガノメイガ	<i>Tatobotys biannulalis</i>										●	
ウスダグロハラナガノメイガ	<i>Tatobotys janapalis</i>										●	
チビシマメイガ	<i>Tegulifera favulalis</i>							●				
ナカアオフトメイガ	<i>Teiphasa elegans</i>							●			●	
サキシマフトメイガ	<i>Teiphasa sakshimensis</i>										●	
オオエグリノメイガ	<i>Terastia subjectalis</i>							●			●	
フタスジフトメイガ	<i>Termiopycha bilineata</i>										●	
マエアカフトメイガ	<i>Termiopycha eucarta</i>					E					●	
ウスダグロハネホソノメイガ	<i>Tetricia caletoralis</i>										●	
シマモンツツリガ	<i>Thalamorhyncha isoneura</i>										●	
ケブカキイロノメイガ	<i>Thliptoceras amariale</i>					E		●				
シタキツツリガ	<i>Tirathaba mundella</i>					E					●	
クロモンシタキツツリガ	<i>Tirathaba sp.</i>										●	
ヒメクロスジノメイガ	<i>Tyspanodes gracilis</i>					E					●	
クロモンキノメイガ	<i>Udea testacea</i>										●	
ウラジロキノメイガ	<i>Uresiphita gracilis</i>							●				

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
モンウスベニオオノメイガ	<i>Uresiphita polygonalis</i>						●			●	
ハネナガリノメイガ	<i>Uresiphita quinquigera</i>									●	
マエジロマダラメイガ	<i>Vinicia inouella</i>							●			
カバイロマダラメイガ	<i>Volobilis chloroptera</i>							●		●	
ジャンボトリバガ科(新科)											
ジャンボトリバ	<i>Agdistopsis sinhala</i>									●	
トリバガ科											
クロマダラトリバ	<i>Amblyptilia sythoffi</i>									●	
キンハネチビトリバ	<i>Crombrugghia kinbane</i>						●			●	
シラホシトリバ	<i>Deuterocopus albipunctatus</i>						●			●	
ヨモギトリバ	<i>Hellinsia hiroakianus</i>						●				
サツマイモトリバ	<i>Ochyrotica yanoi</i>							●		●	
エゾキクトリバ	<i>Platyptilia farfarella</i>									●	
タイワンキマダラトリバ	<i>Pseudoxyroptilia tectonica</i>									●	
シロトリバ	<i>Pterophorus albidus</i>						●			●	
アジマメトリバ	<i>Sphenarcthes anisodactylus</i>									●	
トキンソウトリバ	<i>Stenoptilodes taprobanes</i>									●	
セセリチョウ科											
タイワンアオハセセリ	<i>Badamia exclamatoris</i>									●	
ユウレイセセリ	<i>Borbo cinnara</i>									●	
アオハセセリ	<i>Choaspes benjamini</i>									●	
アオハセセリ八重山亜種	<i>Choaspes benjamini formosana</i>									○	
アオハセセリ本土亜種	<i>Choaspes benjamini japonica</i>							○	○		
テツイロビロウドセセリ	<i>Hasora badra</i>									●	
テツイロビロウドセセリ	<i>Hasora badra badra</i>									○	
—	<i>Hasora chromus</i>									●	
オキナフビロウドセセリ	<i>Hasora chromus inermis</i>									○	
クロセセリ	<i>Notocrypta curvifascia</i>					e				●	
クロセセリ	<i>Notocrypta curvifascia</i>									○	
アサヒナキマダラセセリ	<i>Ochlodes asahinai</i>					E				○	
イチモンジセセリ	<i>Parnara guttata</i>									●	
イチモンジセセリ	<i>Parnara guttata guttata</i>									○	
ヒメイチモンジセセリ	<i>Parnara bada</i>									●	
トガリチャハネセセリ	<i>Pelopidas agna</i>									●	
トガリチャハネセセリ	<i>Pelopidas agna agna</i>									○	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
—	<i>Pelopidas mathias</i>							●	●	●	
チャバネセゼリ	<i>Pelopidas mathias oberthueri</i>							○	○	○	
クロボシセゼリ	<i>Suastus germius</i>							●	●	●	
—	<i>Suastus germius germius</i>							○	○	○	
—	<i>Tagiades trebellius</i>									●	
—	<i>Tagiades trebellius martinus</i>									○	
—	<i>Telicota colon</i>								●	●	
—	<i>Telicota colon stinga</i>							○	○	○	
オオシロモンセゼリ	<i>Utaspes folus</i>							●	●	●	
アガハチョウ科											
—	<i>Atrophaneura alcinous</i>							●	●	●	
—	<i>Atrophaneura alcinous bradanus</i>					e		○	○	○	
—	<i>Atrophaneura alcinous lochooana</i>					e		○	○	○	
—	<i>Graphium cloanthus</i>									●	
—	<i>Graphium cloanthus kuge</i>									○	
—	<i>Graphium dason</i>							●	●	●	
—	<i>Graphium dason albidum</i>							○	○	○	
—	<i>Graphium dason perillus</i>					e				○	
—	<i>Graphium sarpedon</i>							●	●	●	
—	<i>Graphium sarpedon nipponum</i>							○	○	○	
—	<i>Pachilopta aristolochiae</i>								●	●	
—	<i>Pachilopta aristolochiae interposita</i>									○	
—	<i>Papilio alphenor</i>									○	
—	<i>Papilio ryukyensis</i>							●	●	●	
—	<i>Papilio ryukyensis amamiensis</i>					e		○	○	○	
—	<i>Papilio ryukyensis ryukyensis</i>					e				○	
—	<i>Papilio bianor</i>										
—	<i>Papilio bianor okinawensis</i>					e				●	
—	<i>Papilio helenus</i>									○	
—	<i>Papilio helenus nicconicolens</i>							●	●	●	
—	<i>Papilio machaon</i>							○	○	○	
—	<i>Papilio machaon hippocrates</i>								●	●	
—	<i>Papilio memnon</i>									○	
—	<i>Papilio memnon thunbergii</i>							●	●	●	
—	<i>Papilio polytes</i>							●	●	●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年8月)リスト	環境省レッドリスト (2001年8月)リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
シロオビアガハ	<i>Papilio polytes polytes</i>						○	○	○	○	
クロアガハ	<i>Papilio protenor</i>						●		●	●	
クロアガハ本土亜種	<i>Papilio protenor demetrius</i>						○				
クロアガハ沖縄亜種	<i>Papilio protenor liukuensis</i>					e		○		○	
アカネアガハ	<i>Papilio rumanzovia</i>									●	
アガハ	<i>Papilio xuthus</i>						●		●	●	
—	<i>Princeps demoleus</i>						●		●	●	
オナシアガハ	<i>Princeps demoleus libanitus</i>						○			○	
シロチョウ科											
—	<i>Appias albina</i>						●	●	●	●	
—	<i>Appias albina semperi</i>						○	○	○	○	
—	<i>Appias lynceida</i>									○	
—	<i>Appias lynceida formosana</i>						●	●	●	●	
—	<i>Appias paulina</i>						○	○	○	○	
—	<i>Appias paulina minato</i>						○	○	○	○	
—	<i>Artogeia canidita</i>									●	
—	<i>Artogeia canidia canidia</i>									○	
—	<i>Artogeia rapae</i>						●	●	●	●	
—	<i>Artogeia rapae crucivora</i>						○	○	○	○	
—	<i>Catopsilia pomona</i>						●	●	●	●	
—	<i>Catopsilia pomona pomona</i>						○	○	○	○	
—	<i>Catopsilia pyranthe</i>									●	
—	<i>Colias erate</i>						●	●	●	●	
—	<i>Eurema blanda</i>									●	
—	<i>Eurema blanda arsakia</i>									○	
—	<i>Eurema brigitta</i>						●		●	●	
—	<i>Eurema hecabe</i>						●	●	●	●	
—	<i>Eurema hecabe hecabe</i>						○	○	○	○	
—	<i>Eurema laeta</i>						●	●	●	●	
—	<i>Eurema laeta betheseba</i>						○	○	○	○	
—	<i>Hebomoia glaucippe</i>						●	●	●	●	
—	<i>Hebomoia glaucippe liukuensis</i>						○	○	○	○	
—	<i>Ixias pyrene</i>						●				
—	<i>Ixias pyrene insignis</i>						○				
—	<i>Leptostia nina</i>										●

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南半球の 5	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
クロテンシロチョウ	<i>Leptosia nina niobe</i>										○	
-	<i>Saletara panda</i>										●	
イワサキシロチョウ	<i>Saletara panda nathalia</i>										○	
シジミチョウ科												
-	<i>Acytolepis puspa</i>							●	●	●	●	
-	<i>Acytolepis puspa ishigakiana</i>							○	○	○	○	
-	<i>Aritpe eryx</i>	LC						●	●	●	●	
-	<i>Aritpe eryx okinawana</i>	LC	NT			e		○	○	○	○	
-	<i>Catochyrops panormus</i>								●	●	●	
-	<i>Catochyrops panormus exiguus</i>								○	○	○	
-	<i>Catochyrops strabo</i>									●	●	
-	<i>Catochyrops strabo luzonensis</i>										○	
-	<i>Celastrina argiolus</i>							●				
-	<i>Celastrina argiolus iadonides</i>							○				
ルリシジミ	<i>Celastrina diflecta</i>							●				
タッパンルリシジミ	<i>Celastrina diflecta diflecta</i>							○				
タッパンルリシジミ	<i>Celastrina diflecta diflecta</i>									●	●	
ソテツシジミ	<i>Chilades mindorus</i>									○	○	
クロマダラソテツシジミ	<i>Chilades pandava</i>									●	●	
クロマダラソテツシジミ	<i>Chilades pandava pandava</i>									○	○	
-	<i>Curetis acuta</i>							●	●	●	●	
ウラギンシジミ	<i>Curetis acuta paracuta</i>							○	○	○	○	
オジロシジミ	<i>Eichhyrops cnejus</i>									●	●	
ツバメシジミ	<i>Everes argiades</i>							●	●	●	●	
ツバメシジミ	<i>Everes argiades argiades</i>							○	○	○	○	
タイワンツバメシジミ	<i>Everes lacturnus</i>							●	●	●	●	
タイワンツバメシジミ沖縄亜種	<i>Everes lacturnus rileyi</i>							○	○	○	○	
クロホシヒメシジミ	<i>Famegana alsulus</i>										●	
-	<i>Jamides alecto</i>										●	
-	<i>Jamides alecto dromicus</i>										○	
-	<i>Jamides bochus</i>										●	
-	<i>Jamides bochus ishigakianus</i>					e				○	○	
ルリウラナシジミ	<i>Jamides bochus ishigakianus</i>										○	
ウラナシジミ	<i>Lampides boeteus</i>							●	●	●	●	
-	<i>Megisba malaya</i>							●	●	●	●	
-	<i>Megisba malaya sikkima</i>							○	○	○	○	
-	<i>Nacaduba kurava</i>							●	●	●	●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
アマミウラナミシジミ	<i>Nacacuba kurava septentrionalis</i>							○	○	○	
-	<i>Narathura bazalus</i>							●	●	●	
ムラサキツバメ	<i>Narathura bazalus turbata</i>							○	○	○	
ムラサキシジミ	<i>Narathura japonica</i>							●	●	●	
ラマムラサキシジミ	<i>Narathura rama</i>							●	●	●	
ヒメウラボシシジミ	<i>Neopithecopus zalmora</i>								●	●	
-	<i>Pithecopus corvus</i>								●	●	
リュウキウウラボシシジミ	<i>Pithecopus corvus ryukuensis</i>		NT			e		○	○	○	
-	<i>Prosotas nora</i>									●	
ヒメウラナミシジミ	<i>Prosotas nora kanoi</i>									○	
ヤマトシジミ	<i>Pseudozizeeria maha</i>							●	●	●	
ヤマトシジミ沖縄亜種	<i>Pseudozizeeria maha okinawana</i>							○	○	○	
カクモンシジミ	<i>Syntarucus pilinus</i>									●	
-	<i>Udara albocerulea</i>							●	●	●	
サツマシジミ	<i>Udara albocerulea albocerulea</i>							○	○	○	
ハマヤマトシジミ	<i>Zizeeria karsandra</i>		VU							●	
シルビアシジミ	<i>Zizina otis</i>							●	●	●	
シルビアシジミ沖縄亜種	<i>Zizina otis riukuensis</i>							○	○	○	
ホリイコシジミ	<i>Zizula hylax</i>									●	
テングチョウ科											
テングチョウ	<i>Libythea celtis</i>							●	●	●	
テングチョウ奄美・沖縄亜種	<i>Libythea celtis amamiensis</i>							○	○	○	
テングチョウ台湾亜種	<i>Libythea celtis formosana</i>									○	
-	<i>Libythea geoffroy</i>									●	
ムラサキテングチョウ	<i>Libythea geoffroy philippina</i>									○	
マダラチョウ科											
カバマダラ	<i>Anosia chrysipus</i>							●	●	●	
カバマダラ	<i>Anosia chrysipus chrysipus</i>							○	○	○	
オオカバマダラ	<i>Danaus plexippus</i>							●	●	●	
オオカバマダラ	<i>Danaus plexippus plexippus</i>							○	○	○	
-	<i>Euploea camaralzeman</i>									●	
シロオビルリマダラ	<i>Euploea camaralzeman cratis</i>									○	
-	<i>Euploea core</i>									○	
ガラシビルリマダラ	<i>Euploea core godartii</i>									○	
シロモンルリマダラ	<i>Euploea radamanthus</i>									●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南半球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
シロモンリマダラ	<i>Euploea radamanthus radamanthus</i>								○		
マルバネリマダラ	<i>Euploea eunice</i>								●	●	●
-	<i>Euploea klugii</i>									●	●
クルーギーリマダラ	<i>Euploea klugii erichsonii</i>									○	
ミダムスルリマダラ	<i>Euploea midamus</i>								●	●	●
-	<i>Euploea mulciber</i>							●	●	●	●
ツمامラサキマダラ	<i>Euploea mulciber barsine</i>							○	○	○	○
-	<i>Euploea swainson</i>								●		
クロイワリリマダラ	<i>Euploea swainson swainson</i>								○		
-	<i>Euploea swainson swainson</i>									●	
ルリマダラ	<i>Euploea sylvestris</i>										○
マサキルリマダラ	<i>Euploea sylvester laetifica</i>										○
マサキルリマダラ台湾亜種	<i>Euploea tulliolus</i>								●	●	●
マサキルリマダラフィリピン亜種	<i>Euploea tulliolus koxinga</i>								○	○	○
オオゴマダラ	<i>Euploea tulliolus polita</i>								○	○	○
オオゴマダラ沖縄亜種	<i>Idea leucorhoe</i>							●	●	●	●
オオゴマダラ八重山亜種	<i>Idea leucorhoe clara</i>					e		○	○	○	○
リュウキュウアサギマダラ	<i>Idea leucorhoe rikiuensis</i>					e		○	○	○	○
リュウキュウアサギマダラ	<i>Ideopsis similis</i>							●	●	●	●
リュウキュウアサギマダラ	<i>Ideopsis similis similis</i>							○	○	○	○
-	<i>Parantica aglea</i>								●	●	●
ヒメアサギマダラ	<i>Parantica aglea</i>								○	○	○
ルソニアアサギマダラ	<i>Parantica aglea maghaba</i>								○	○	○
ルソニアアサギマダラ	<i>Parantica luzonensis</i>							●	●	●	●
ルソニアアサギマダラ	<i>Parantica luzonensis luzonensis</i>							○	○	○	○
-	<i>Parantica melaneus</i>							●	●	●	●
タイワンアサギマダラ	<i>Parantica melaneus swinhoei</i>							○	○	○	○
-	<i>Parantica sita</i>							●	●	●	●
アサギマダラ	<i>Parantica sita niponica</i>							○	○	○	○
スジグロカバマダラ	<i>Salatura genutia</i>							○	○	○	○
スジグロカバマダラ	<i>Salatura genutia</i>							●	●	●	●
スジグロカバマダラ	<i>Salatura genutia genutia</i>							○	○	○	○
-	<i>Salatura melanippus</i>										
スジグロシロマダラ	<i>Salatura melanippus edmondii</i>								●	●	●
-	<i>Tirumala hamata</i>								○	○	○
ミナミコモモンマダラ	<i>Tirumala hamata</i>								●	●	●
-	<i>Tirumala hamata orientalis</i>								○	○	○
-	<i>Tirumala ishmoides</i>								●	●	●
ニセミナミコモモンマダラ	<i>Tirumala ishmoides sonitrus</i>								○	○	○

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ウスコモンマダラ	<i>Trumala limniace</i>						●			●	
—	<i>Trumala septentrionis</i>									●	
—	<i>Trumala septentrionis septentrionis</i>									○	
タテハチヨウ科											
ツマグロヒヨウモン	<i>Argyreus hyperbius</i>						●	●	●	●	
ツマグロヒヨウモン	<i>Argyreus hyperbius hyperbius</i>						○	○	○	○	
—	<i>Ariadne ariadne</i>									●	
—	<i>Ariadne ariadne pallidior</i>									○	
シロミスジ	<i>Athyma perius</i>									●	
シロミスジ	<i>Athyma perius perius</i>									○	
—	<i>Athyma selenophora</i>									●	
—	<i>Athyma selenophora ishiana</i>									○	
タイワンキマダラ	<i>Cupha erymanthis</i>									●	
タイワンキマダラ	<i>Cupha erymanthis erymanthis</i>									○	
ヒメアカタテハ	<i>Cynithia cardui</i>						●	●	●	●	
—	<i>Cyrestis thyodamas</i>						●	●	●	●	
—	<i>Cyrestis thyodamas mabella</i>						○	○	○	○	
スミナガシ	<i>Dichoragis nesimachus</i>						●	●	●	●	
—	<i>Dichoragis nesimachus ishigakianus</i>					e				○	
—	<i>Dichoragis nesimachus okinawaensis</i>					e	○	○	○	○	
—	<i>Doleschallia polibeta</i>									●	
—	<i>Doleschallia polibeta philippensis</i>									○	
アカボシゴマダラ	<i>Hestina assimilis</i>						●	●			
アカボシゴマダラ奄美亜種	<i>Hestina assimilis shirakii</i>						○	○			
—	<i>Hypolimnas anomala</i>									●	
—	<i>Hypolimnas anomala truentius</i>									○	
リュウキュウムラサキ	<i>Hypolimnas bolina</i>						●	●	●	●	
メスアカムラサキ	<i>Hypolimnas misippus</i>						●	●	●	●	
タテハモドキ	<i>Junonia almana</i>						●	●	●	●	
ハイイロタテハモドキ	<i>Junonia affinis</i>									●	
—	<i>Junonia hedonia</i>									●	
—	<i>Junonia hedonia iwesakii</i>									○	
イワサキタテハモドキ	<i>Junonia lemonias</i>									●	
ジャノメタテハモドキ	<i>Junonia lemonias lemonias</i>									○	
アオタテハモドキ	<i>Junonia orithya</i>									●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018年リスト)	環境省レッドリスト (2018年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球				南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
コノハチヨウ	<i>Kallima inachus</i>		NT			e			●	●		
ルリタテハ	<i>Kallima inachus eucerca</i>							○	○	○		
ルリタテハトカラ列島～沖縄諸島亜種	<i>Kaniska canace</i>							●	●	●		
	<i>Kaniska canace ishima</i>							○	○	○		
リュウキュウミスジ	<i>Nepitis hylas</i>							●	●	●		
	<i>Neptis hylas luculenta</i>							○	○	○		
	<i>Parthenos sylia</i>								●			
トラフタテハ	<i>Parthenos sylia philippensis</i>								○			
ウラベニヒョウモン	<i>Phalanta phalantha</i>								●	●		
キタテハ	<i>Polygonia c-aureum</i>							●	●	●		
	<i>Polyura eudemippus</i>		NT						●			
フタオチヨウ	<i>Polyura eudemippus weismanni</i>		NT			e			○			
	<i>Timelaea albescens</i>							●				
ヒヨウマダラ	<i>Timelaea albescens formosana</i>							○				
アカタテハ	<i>Vanessa indica</i>							●	●	●		
アカタテハ	<i>Vanessa indica indica</i>							○	○	○		
	<i>Yoma sabina</i>								●	●		
	<i>Yoma sabina podium</i>								○	○		
キオビコノハ												
ジャノメチョウ科												
	<i>Leithe europa</i>										●	
シロオビヒカゲ	<i>Leithe europa pavida</i>		NT								○	
オビコノマチョウ	<i>Melanitis boisduvalia</i>							●				
オビコノマチョウ	<i>Melanitis boisduvalia boisduvalia</i>							○				
ウスイロコノマチョウ	<i>Melanitis leda</i>							●	●	●		
	<i>Melanitis leda leda</i>							○	○	○		
	<i>Melanitis phedima</i>							●			●	
クロコノマチョウ	<i>Melanitis phedima oitensis</i>							○	○	○		
リュウキュウヒメジャノメ	<i>Mycalopsis madjicosa</i>					E		●	●	●		
リュウキュウヒメジャノメ奄美沖繩亜種	<i>Mycalopsis madjicosa amamiana</i>					e		○	○	○		
リュウキュウヒメジャノメ八重山亜種	<i>Mycalopsis madjicosa madjicosa</i>					e					○	
マサキウラナミジャノメ	<i>Ypthima masakii</i>											●
リュウキュウウラナミジャノメ	<i>Ypthima riukuana</i>		NT									●
ヤエヤマウラナミジャノメ	<i>Ypthima yayeyamana</i>		NT									●
カギバガ科												
オオギンモンカギバ	<i>Callidrepana hirayamai</i>											●

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南 琉球の5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
クロモンカギバ	<i>Callidrepana melanonota</i>					E	●	●	●	●	
アカウラカギバ	<i>Hypsomadius insignis</i>						●	●	●	●	
スカシカギバ	<i>Macrauzata maxima</i>						●	●			
—	<i>Macroclix mysticata</i>						●				
ウスギヌカギバ	<i>Macroclix mysticata watsoni</i>						○				
サキシマカギバ	<i>Nordstromia duplicata</i>									●	
オオフトカギバ	<i>Oreta fuscopurpurea</i>							●			
オキナワカギバ	<i>Oreta loochoana</i>						●	●	●	●	
オキナワカギバ	<i>Oreta loochoana loochoana</i>						○	○	○	○	
ヒメウコンカギバ	<i>Tridrepana unispina</i>						●	●	●	●	
トガリバ科類											
—	<i>Habrosyne fraterna</i>						●	●	●	●	
オオアヤトガリバ	<i>Habrosyne fraterna japonica</i>						○		○		
アマミトガリバ	<i>Horipsestis mushana</i>						●				
カワムラトガリバ	<i>Horiphytira kawamurae</i>						●	●	●	●	
—	<i>Thyatira beitsi</i>						●	●	●	●	
—	<i>Thyatira beitsi japonica</i>						○	○	○	○	
シャク科類											
ミナミマダラエダシヤク	<i>Abraxas formosilluminata</i>									●	
ユウマダラエダシヤク	<i>Abraxas miranda</i>								●	●	
ユウマダラエダシヤク琉球亜種	<i>Abraxas miranda aesia</i>					e			○	○	
ヒメマダラエダシヤク	<i>Abraxas nipponibia</i>						●	●	●	●	
ルリオビナミシヤク	<i>Acaasis viretata</i>						●	●	●	●	
—	<i>Acolutha pictaria</i>						●	●	●	●	
—	<i>Acolutha pictaria shirozui</i>						○	○	○	○	
—	<i>Acolutha pulchella</i>						●	●	●	●	
—	<i>Acolutha pulchella semifulva</i>						○				
タンチャメノコメエダシヤク	<i>Acrodonis tanchame</i>					E			●		
マダラノコメエダシヤク	<i>Acrodonis yazakii</i>					E	●	●	●	●	
ヤエヤマズモンアオシヤク	<i>Agathia laetata</i>									●	
マダラチズモンアオシヤク	<i>Agathia lycanaria</i>						●	●	●	●	
—	<i>Agathia lycanaria chizumon</i>						○				
—	<i>Agathia lycanaria samuelsoni</i>								○	○	
マダラチズモンアオシヤク本土亜種	<i>Alicis angulifera</i>						●	●	●	●	
マダラチズモンアオシヤク沖縄亜種	<i>Amblychia angeronaria</i>						●	●	●	●	
ナカウスエダシヤク											
オオツバメエダシヤク											

和名	学名	IUCNレッドリスト （2018）*1リスト	環境省レッドリスト （2018）*2リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*5及び南琉球の	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
アサヒナオエダシヤク	<i>Amraica recursaria</i>						●			●	
—	<i>Anitrygodes divisaria</i>						●			●	
—	<i>Anitrygodes divisaria perturbatus</i>						○			○	
キイロトゲエダシヤク	<i>Apochima praeacutaria</i>						●			●	
クロクモエダシヤク	<i>Apoleora rimosa</i>						●			●	
クロズエダシヤク	<i>Biston marginata</i>						●			●	
トビモンオエダシヤク	<i>Biston robustus</i>						●			●	
トビモンオエダシヤク 沖縄亜種	<i>Biston robustus tyukyuense</i>					e	○			○	
オオハグルマエダシヤク	<i>Borbacha pardaria</i>						●			●	
ウスキクロスジナミシヤク	<i>Carige obsoleta</i>					E	●			●	
—	<i>Celenna festivaria</i>						●			●	
リヨクモンエダシヤク	<i>Celenna festivaria manifesta</i>						○			○	
コウスアオシヤク	<i>Chlorissa obliterata</i>						●			●	
アマミアオナミシヤク	<i>Chloroclystis neoconversa</i>						●			●	
ピンガタヒメシヤク	<i>Chrysocraspeda faganaria</i>						●			●	
モモイロヒメシヤク	<i>Chrysocraspeda sanguinea</i>						●			●	
アマミシロトンエダシヤク	<i>Cleora amamiensis</i>					E	●			●	
リュウキュウフトスジエダシヤク	<i>Cleora injectaria</i>						●			●	
ヤクシマフトスジエダシヤク	<i>Cleora minutaria</i>						●	●		●	
フトスジエダシヤク	<i>Cleora repulsaria</i>						●	●		●	
オオサビイロナミシヤク	<i>Collix ghosha</i>						●			●	
ヨツトンアオシヤク	<i>Comibaena diluta</i>						●	●		●	
アマミヨツモンアオシヤク	<i>Comibaena insulana</i>					E	●			●	
ヨツモンマエジロアオシヤク	<i>Comibaena procumbaria</i>						●	●		●	
アカホシヒメアオシヤク	<i>Comostola rubipunctata</i>						●			●	
コヨツメアオシヤク	<i>Comostola subtilaria</i>						●			●	
コヨツメアオシヤク 沖縄亜種	<i>Comostola subtilaria kawazoei</i>					e	○			○	
ウコンエダシヤク	<i>Corymica pyrei</i>						●			●	
ヒメウコンエダシヤク	<i>Corymica arnearia</i>						●			●	
ツマキアカエダシヤク	<i>Crypsicometa ochracea</i>					E	●			●	
セプトエダシヤク	<i>Custala stipitaria</i>						●			●	
セプトエダシヤク 本土亜種	<i>Custala stipitaria kariuzawensis</i>						○			○	
チビウスバホシシヤク	<i>Derambila fragilis</i>									●	
クロフシロエダシヤク	<i>Dilophodes elegans</i>						●			●	
ウスアオシヤク	<i>Dinica virescens</i>						●			●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ナミスジコアオシヤク	<i>Diplodesma ussuriaria</i>									●	
ナンカイキイロエダシヤク	<i>Doroptera amabilis</i>					E		●		●	
アオスジナミシヤク	<i>Echthrocillix minuta</i>									●	
オオハガタナミシヤク	<i>Eclipopera umbrosaria</i>							●		●	
フトフタオビエダシヤク	<i>Ectropis crepuscularia</i>							●		●	
オトビスエダシヤク	<i>Ectropis excellens</i>							●		●	
ウラモニアカマダラエダシヤク	<i>Entomopteryx combusta</i>									●	
キベリヒメナミシヤク	<i>Eols grataria</i>									●	
マダラヒガブトナミシヤク	<i>Episteira eupera</i>							●		●	
ウスミドリナミシヤク	<i>Episteira niglinearia</i>							●		●	
チャバネフエダシヤク	<i>Erannis golda</i>									●	
イシガキチビナミシヤク	<i>Eriopithex ishigakiensis</i>									●	
ヘリスジナミシヤク	<i>Eschatarchia lineata</i>							●		●	
アカヘリヒメアオシヤク	<i>Eucrostes disparata</i>									●	
ヒメシロフアオシヤク	<i>Eucycloides infracta</i>							●		●	
—	<i>Eumelea biflavata</i>							●		●	
オビベニホシシヤク	<i>Eumelea biflavata insulata</i>							○		○	
メスキベニホシシヤク	<i>Eumelea ludovicata</i>									●	
ヒコサンカバハナミシヤク	<i>Eupithecia antivulgaria</i>									●	
ヒメカバハナミシヤク	<i>Eupithecia aritai</i>							●			
クロシオカバハナミシヤク	<i>Eupithecia kuroshio</i>									●	
マエナミカバハナミシヤク	<i>Eupithecia nipponaria</i>							●		●	
ムラサキカバハナミシヤク	<i>Eupithecia rigida</i>									●	
クニガミカバハナミシヤク	<i>Eupithecia ryukyuenis</i>									●	
ハラキカバハナミシヤク	<i>Eupithecia tabidaria</i>							●		●	
エグリエダシヤク	<i>Fascellina chromataria</i>									●	
キマダラオオナミシヤク	<i>Gandacris fixseni</i>							●			
クロチンアオナミシヤク	<i>Glaucocorystis azumai</i>									●	
カギモンチビアオナミシヤク	<i>Glaucocorystis spirrosa</i>									●	
オキナワエダシヤク	<i>Godonela emersaria</i>					E		●		●	
ウスオエダシヤク	<i>Godonela hebesata</i>							●		●	
ケブカチビナミシヤク	<i>Gymnoscelis esakii</i>									●	
ヒトスジチビナミシヤク	<i>Gymnoscelis expedita</i>									●	
シタベニチビナミシヤク	<i>Gymnoscelis semialbida</i>							●		●	
トベラクロスジナミシヤク	<i>Gymnoscelis tristrigosa</i>							●		●	

和名	学名	IUCNレッドリスト （2018）*リスト	環境省レッドリスト （2018）*リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
キバラヒメアオシヤク	<i>Hemiteha aestivaris</i>									●	
ヘリグロヒメアオシヤク	<i>Hemiteha tritoraria</i>							●	●	●	
ウラボエダシヤク	<i>Heterochoa aristonaria</i>							●			
サキシマウスクモナミシヤク	<i>Heteropleps endoi</i>		EN			E				●	
アマミミスジエダシヤク	<i>Hypomecis yuwanina</i>							●			
ミカンコエダシヤク	<i>Hyposidra talca</i>					E		●	●	●	
サキシマキヒメシヤク	<i>Idea contravallida</i>										
クロモンチヒメシヤク	<i>Idea crassipuncta</i>									●	
チビキヒメシヤク	<i>Idea neovalida</i>					E		●	●	●	
コフチベニヒメシヤク	<i>Idea okinawensis</i>							●	●		
サクライキヒメシヤク	<i>Idea sakuraii</i>							●	●	●	
オキナワアオシヤク	<i>Idochlora minuscula</i>					E		●	●	●	
チャノウンモンエダシヤク	<i>Jankowskia fuscaria</i>							●	●		
チャノウンモンエダシヤク 沖縄亜種	<i>Jankowskia fuscaria naitoi</i>					e		○	○		
スカシヒメアオシヤク	<i>Jodis amanienensis</i>					E		●			
コガタヒメアオシヤク	<i>Jodis angulata</i>							●			
ツマジロエダシヤク	<i>Krananda latimarginaria</i>							●			
スカシエダシヤク	<i>Krananda semihyalina</i>							●	●	●	
ウスズミエダシヤク	<i>Lassaba fuliginosa</i>					E		●	●		
マエキシロエダシヤク	<i>Lomographa inamata</i>							●			
トビカギバエダシヤク	<i>Luxaria amasa</i>									●	
ギンネムエダシヤク	<i>Macaria abydata</i>								●		
ズグロツバメアオシヤク	<i>Maxates fuscifrons</i>							●			
ヒメツバメアオシヤク	<i>Maxates protusa</i>							●		●	
—	<i>Maxates versicauda</i>									●	
—	<i>Maxates versicauda microptera</i>					e				○	
チャエダシヤク	<i>Megabiston plumosaria</i>								●		
—	<i>Melanthia catenaria</i>								●	●	
—	<i>Melanthia catenaria mesozona</i>								○	○	
ナカジロナミシヤク	<i>Melanthia procellata</i>							●			
ナカジロナミシヤク 奄美亜種	<i>Melanthia procellata szachuanensis</i>					e		○			
ウスクモエダシヤク	<i>Menophra senilis</i>							●			
フタモンクロナミシヤク	<i>Microcalcarifera obscura</i>							●			
—	<i>Milionia basalis</i>							●		●	
—	<i>Milionia basalis pyteri</i>							○		○	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
クロミズシロエダシヤク	<i>Myrtea angelica</i>								●		
ミナミトガリエダシヤク	<i>Nadagara subnubila</i>							●			
ワタナベヒメエダシヤク	<i>Ninodes watanabei</i>								●	●	
コガタアオシヤク	<i>Nipponogelasma chlorissoides</i>								●	●	
オオマエキトビエダシヤク	<i>Nothorniza aureolaria</i>							●			
エグリヅマエダシヤク	<i>Odontopera arida</i>							○			
エグリヅマエダシヤク	<i>Odontopera arida arida</i>							●		●	
シロモンウスチャヒメシヤク	<i>Organopoda carnearia</i>										
ナミスジシロエダシヤク	<i>Orthocabera tinagmaria</i>								●		
トビスジヒメナミシヤク	<i>Orthonama obsipata</i>							●			
ウスキツバハメエダシヤク	<i>Oureapteryx nivea</i>							●		●	
クロモンオエダシヤク	<i>Oxymacaria teneraria</i>							●			
オキナワトガリエダシヤク	<i>Ozola defectata</i>								●	●	
ヘリアカトガリアシヤク	<i>Pamphlebia rubrolimbria</i>							●		●	
ツマキリウスキエダシヤク	<i>Pareclipsis gracilis</i>							●			
オオサザナミシロアオシヤク	<i>Pelagodes antiquadrata</i>								●		
ヒメサザナミアオシヤク	<i>Pelagodes proquadrate</i>								●	●	
—	<i>Peratostega deletaria</i>							●			
—	<i>Peratostega deletaria hypotaenia</i>							○		○	
—	<i>Perixera minorata</i>									●	
—	<i>Perixera minorata dubiosa</i>									○	
オキナワウスチャヒメシヤク	<i>Perixera minorata dubiosa</i>										
クロテンウスチャヒメシヤク	<i>Perixera obliuaria</i>								●		
ミドリホソナミシヤク	<i>Perixera obrinaria</i>								●	●	
リンゴツノエダシヤク	<i>Phthonoloba viridifasciata</i>							●		●	
—	<i>Phthonosema tendinosaria</i>							●			
—	<i>Pingasa rugimaria</i>							●		●	
—	<i>Pingasa rugimaria</i>							○		○	
マエキオエダシヤク	<i>Plesiomorpha flaviceps</i>							●		●	
モンオビオエダシヤク	<i>Plesiomorpha punctilinearia</i>							●		●	
クロフオオシロエダシヤク	<i>Pogonopygia nigrilabata</i>							●		●	
—	<i>Pogonopygia pavida</i>							●		●	
—	<i>Pogonopygia pavida contaminata</i>							○		○	
ハマダラナミシヤク	<i>Pomasia denticulatrata</i>								●		
—	<i>Problepsis albitor</i>									●	
—	<i>Problepsis albitor matsumurai</i>							○		○	
—	<i>Problepsis albitor matsumurai</i>							○		○	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南球の 5	中琉球				備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
—	<i>Pseudocollix hyperythra</i>						●		●	●	
サビイロナミシヤク	<i>Pseudocollix hyperythra catalalia</i>						○		○	○	
キトビカギバエダシヤク	<i>Pseudoneadagara semicolor</i>						●		●	●	
—	<i>Psilalcis breta</i>						●		●		
ウスチャトビモンエダシヤク	<i>Psilalcis breta rantaizana</i>						○		○		
—	<i>Racotis boarmiana</i>						●	●	●		
ホシミスジエダシヤク	<i>Racotis boarmiana japonica</i>						○	○	○		
ムラサキトガリシヤク	<i>Sarcinodes yaeyamana</i>									●	
テングホソナミシヤク	<i>Sauris angustifasciata</i>									●	
ミナミヒゲブトナミシヤク	<i>Sauris interruptaria</i>						●		●		
オキナフトガリヒメシヤク	<i>Scopula anisopleura</i>				E				●		
ウスアカヒメシヤク	<i>Scopula caesaria</i>									●	
ミスジハイイロヒメシヤク	<i>Scopula cineraria</i>								●		
シモフリヒメシヤク	<i>Scopula conlaria</i>						●		●		
キトガリヒメシヤク	<i>Scopula emissaria</i>						●		●		
—	<i>Scopula erinna</i>						●		●		
ミナミヒメシヤク	<i>Scopula emma jordani</i>						○		○		
ギンハネヒメシヤク	<i>Scopula epiorhoe</i>						●		●		
イリオモテトガリヒメシヤク	<i>Scopula eulomata</i>									●	
—	<i>Scopula insolata</i>						●		●		
サツマヒメシヤク	<i>Scopula insolata satsumaria</i>						○		○		
チビシロヒメシヤク	<i>Scopula kawabei</i>									●	
ウラモンクロスジヒメシヤク	<i>Scopula limbata</i>						●		●		
—	<i>Scopula nesciaria</i>						●		●		
オキナフクロンヒメシヤク	<i>Scopula nesciaria absconditaria</i>						○		○		
ナミスジチビヒメシヤク	<i>Scopula personata</i>						●		●		
ナガサキヒメシヤク	<i>Scopula plumbearia</i>						●		●		
オオクロンヒメシヤク	<i>Scopula praestigipuncta</i>								●		
—	<i>Scopula pulchellata</i>									●	
タイフントガリヒメシヤク	<i>Scopula pulchellata takowensis</i>								○		
—	<i>Scopula uridata</i>								●		
—	<i>Scopula uridata sternaecki</i>								○		
—	<i>Sibatania arizana</i>									●	
—	<i>Sibatania arizana fluctigera</i>					e			○	○	
ウラジロアオシヤク	<i>Spaniocentira hollowayi</i>						●		●		

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ホソバチビナミシヤク	<i>Spiralsigna subpumlata</i>									●	
クロハグルマエダシヤク	<i>Syngia esther</i>							●		●	
カギバアオシヤク	<i>Tanaorhinus reciprocata</i>							●		●	
サザミアアオシヤク	<i>Tanaorhinus reciprocata confuciaris</i>							○		○	
	<i>Thalassodes immissaria</i>							●		●	
	<i>Thalassodes immissaria intaminatus</i>							○		○	
	<i>Thinopteryx crocoptera</i>									●	
	<i>Thinopteryx crocoptera sribolata</i>									○	
キマダラツバメエダシヤク	<i>Timandra convectoria</i>							●		●	
トガリベニスジヒメシヤク	<i>Timandra dicheia</i>							●			
ウスベニスジヒメシヤク	<i>Traminda aventaria</i>									●	
マエアカヒメシヤク	<i>Trichopterygia consobrinaria</i>							●		●	
ウスアカモンナミシヤク	<i>Tyloptera bella</i>							●			
ホソバチビシヤク	<i>Tyloptera bella amamiensis</i>					e		○			
ホソバチビシヤク奄美亜種	<i>Xerodes albonotaria</i>							●		●	
モンシロツツマキリエダシヤク	<i>Xerodes albonotaria aritai</i>					e		○		○	
モンシロツツマキリエダシヤク	<i>Xerodes sordidata</i>					E				●	
コガタツツマキリエダシヤク	<i>Xyloscia subsersata</i>									●	
トガリエダシヤク											
ツバメガ科											
アカロテリス	<i>Acropterus sparsaria</i>							●		●	
サキシマギンツツバメ	<i>Pseudomicronia advocataria</i>							●		●	
ヤクシマギンツツバメ											
フタオガ科											
エグリフタオ	<i>Chundana emarginatus</i>							●		●	
キスジシロフタオ	<i>Dysaethria cretacea</i>							●		●	
ハガタフタオ	<i>Dysaethria flavistriga</i>							●		●	
ミナミクロホシフタオ	<i>Dysaethria meridiana</i>									●	
クロホシフタオ	<i>Dysaethria moza</i>					E		●			
オキナフタオ	<i>Europlema conchiferata</i>									●	
アトシロオビフタオ	<i>Europlema desistaria</i>									●	
マルバネフタオ	<i>Monobolodes prunaria</i>							●		●	
コモンマルバネフタオ	<i>Phazaca aikangensis</i>							●		●	
アマミマルバネフタオ	<i>Phazaca kosemporica</i>							●		●	
アトキフタオ小笠原亜種	<i>Warrenioplema fumicosta</i>							●		●	
イカリモンガ科											
ベニイカリモンガ	<i>Callidula attenuata</i>							●		●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
カレハガ科											
マツカレハ	<i>Dendrolimus spectabilis</i>							●	●		
マツカレハ沖縄亜種	<i>Dendrolimus spectabilis okinawanus</i>							○	○		
クヌギカレハ	<i>Kunugia undans</i>							●	●	●	
クヌギカレハ沖縄亜種	<i>Kunugia undans iwasakii</i>					e		○	○	○	
カイコガ科											
カイコ	<i>Bombyx mori</i>								●	●	
ヤマモユガ科											
ヤマモユガ	<i>Antheraea yamanai</i>							●	●		
ヤマモユガ沖縄亜種	<i>Antheraea yamanai yoshimotoi</i>					e		○	○		
ヨナグニサン	<i>Attacus atlas</i>		NT			E		●	●	●	
クスサン沖縄亜種	<i>Calligula japonica</i>							●	●		
クスサン沖縄亜種	<i>Calligula japonica ryukyensis</i>					e		○	○		
ハグルマヤマモユ	<i>Loepa sakaei</i>		NT			E		●	●		
シンジュサン	<i>Samia cynthia</i>							●	●	●	
シンジュサン	<i>Samia cynthia pyyeri</i>							○	○	○	
スズメガ科											
クロメンガタスズメ	<i>Acheronia lachesis</i>								●		
メンガタスズメ	<i>Acheronia styx</i>								●		
メンガタスズメ	<i>Acheronia styx medusa</i>								○		
ブドウスズメ	<i>Acosmeryx castanea</i>							●	●		
ハネナガブドウスズメ	<i>Acosmeryx naga</i>							●	●		
エビガラスズメ	<i>Agrius convolvuli</i>							●	●	●	
クルマスズメ	<i>Ampelophaga rubiginosa</i>							●	●		
オオスカシバ	<i>Cephonodes hylas</i>							●	●	●	
リュウキウオオスカシバ	<i>Cephonodes xanthus</i>							●	●	●	
トビイロスズメ	<i>Clanis bilineata</i>								●		
トビイロスズメ	<i>Clanis bilineata tsingtaica</i>								○		
ベニスズメ	<i>Deilephila elpenor</i>								●		
タイワンサナミスズメ	<i>Deilephila elpenor lewisii</i>								○		
クロスキハホウジャク	<i>Dolbina inexacta</i>									●	
スキハホウジャク	<i>Hemaris afinis</i>									●	
コシタベニスズメ	<i>Hemaris radians</i>									●	
シタベニスズメ	<i>Hippotion boerhaviae</i>									●	
シタベニスズメ	<i>Hippotion celero</i>									●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
モトゴロシタバニスズメ	<i>Hippotion echeclus</i>										
マメシタバニスズメ	<i>Hippotion rosetta</i>								●	●	
オハナワスズメ	<i>Hippotion velox</i>									●	
アカオビスズメ	<i>Hyles livornica</i>										
ヒメクロホウジャク	<i>Macroglossum bombylans</i>							●			
—	<i>Macroglossum corythus</i>							●			
オキナフクロホウジャク	<i>Macroglossum corythus platyaxanthum</i>							○	○	○	
オキナフネグロホウジャク	<i>Macroglossum fano</i>									●	
フリツエホウジャク	<i>Macroglossum fritzei</i>							●		●	
イチモンジホウジャク	<i>Macroglossum heliophilum</i>							●		●	
シロオビホウジャク	<i>Macroglossum mediovitata</i>					E				●	
オキナフホウジャク	<i>Macroglossum passalus</i>							●		●	
オビホウジャク	<i>Macroglossum poecilum</i>							●		●	
ホシホウジャク	<i>Macroglossum Macroglossum</i>							●		●	
クロホウジャク	<i>Macroglossum saga</i>									●	
ホウジャク	<i>Macroglossum stellatarum</i>							●		●	
チビホウジャク	<i>Macroglossum troglodytus</i>									●	
クチバニスズメ	<i>Marumba sperchius</i>									●	
ギンボシスズメ	<i>Perum colligata</i>							●		●	
ミドリスズメ	<i>Pergesa acteus</i>							●		●	
シモフリスズメ	<i>Psilogramma increta</i>							●		●	
シタバニスズメ	<i>Theretra alecto</i>							●		●	
サツマスズメ	<i>Theretra clotho</i>							●		●	
コスズメ	<i>Theretra japonica</i>							●		●	
キイロスズメ	<i>Theretra nessus</i>							●		●	
セスジスズメ	<i>Theretra oldenlandiae</i>							●		●	
イッポンセスジスズメ	<i>Theretra silhetensis</i>							●		●	
タイワンベニスズメ	<i>Theretra suffusa</i>							●		●	
シャヤチホコガク											
タツカカモクメシャヤチホコ	<i>Cerura tattakana</i>									●	●
ネウスシャヤチホコ	<i>Chalcira biparita</i>							●		●	●
セグロシャヤチホコ	<i>Clostera anastomosis</i>									●	
ワイルマンネグロシャヤチホコ	<i>Disparia nigrofasciata</i>										●
ヤスジシャヤチホコ	<i>Epodonta lineata</i>									●	
クロシタシャヤチホコ	<i>Mesophelera signata</i>									●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2008)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考	
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
ヤクシマネグロシヤチホコ	<i>Neodhymonia acuminata</i>						●		●	●		
クロツマキシヤチホコ	<i>Phalera nitror</i>						●		●			
オオトビモンシヤチホコ	<i>Phalerodonta manleyi</i>							●				
オオトビモンシヤチホコ 沖縄亜種	<i>Phalerodonta manleyi yambaru</i>					e			○			
トガリバシヤチホコ	<i>Phycidopsis albovitata</i>								●	●		
—	<i>Pseudofentonia variegata</i>						●	●	●	●		
—	<i>Pseudofentonia variegata</i>						○	○	○	○		
セダシヤチホコ	<i>Rabiala cristata</i>						●		●	●		
ナントシヤチホコ	<i>Stauropus alternus</i>									●		
アマミアオシヤチホコ	<i>Syntypistis amamiensis</i>					E	●	●				
ナチアオシヤチホコ	<i>Syntypistis nachiensis</i>									●		
ホリシヤチホコ	<i>Syntypistis subgeneris</i>						●		●	●		
—	<i>Vaneckeia pallifascia</i>					E				●		
—	<i>Vaneckeia pallifascia</i>					e				○		
イリオモテナカモンシヤチホコ	<i>Vaneckeia pallifascia iriomotensis</i>											
ドクガ科												
ヒメスカシドクガ	<i>Arctornis kanazawai</i>										●	
アカヒゲドクガ	<i>Calliteara lunulata</i>									●	●	
—	<i>Calliteara taiwana</i>						●	●	○			
シタキドクガ	<i>Calliteara taiwana aurifera</i>						○					
カンシキドクガ	<i>Euproctis kanshireia</i>										●	
オキナワドクガ	<i>Euproctis okinawana</i>					E				●	●	
ゴマフリドクガ	<i>Euproctis pulvrea</i>						●	●	●	●	●	
サカグチキドクガ	<i>Euproctis sakaguchii</i>						●	●	●	●	●	
タイワンキドクガ	<i>Euproctis taiwana</i>						●	●	●	●	●	
ナチキシタドクガ	<i>Ilema nachiensis</i>						●		●	●	●	
クニガミスダドクガ	<i>Laelia kunigamiensis</i>											
マイマイガ	<i>Lymantria dispar</i>					E			●	●	●	
マイマイガ 沖縄亜種	<i>Lymantria dispar albescens</i>					e			○			
—	<i>Lymantria mathura</i>									●		
カシワマイマイ	<i>Lymantria mathura aurosa</i>									○		
ミノモマイマイ	<i>Lymantria minomonis</i>									●		
ミノモマイマイ 沖縄亜種	<i>Lymantria minomonis okinawaensis</i>									○		
マエグロマイマイ	<i>Lymantria xyliina</i>						●		●	●	●	
マエグロマイマイ	<i>Lymantria xyliina xyliina</i>						○		○	○	○	
コシロモンドクガ	<i>Orgyia posica</i>						●	●	●	●	●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ヤクシマドクケガ	<i>Orygia triangularis</i>							●		●	
スキバドクケガ	<i>Perina nuda</i>							●		●	
ヒトリガ科											
マエアカヒトリ	<i>Alba lactinea</i>		NT							●	
キゴマダラヒトリ	<i>Argina astrea</i>							●			
—	<i>Asura alikangiae</i>							○			
ヤクシマコケガ	<i>Asura alikangiae intermedia</i>										
ヒメホシコケガ	<i>Asura dharna</i>							●		●	
ヒメホシキコケガ	<i>Asura dharna dharna</i>							○		○	
スカシコケガ	<i>Chamaeta ranruna</i>							●		●	
—	<i>Chrysaeglia magnifica</i>							●		●	
ルリモンホソバ	<i>Chrysaeglia magnifica taiwana</i>							○		○	
クロスジヒトリ	<i>Cretonotos gangis</i>									●	
—	<i>Cretonotos transiens</i>							●		●	
ハイイロヒトリ	<i>Creatorotos transiens vacillans</i>							○		○	
アカスジシロコケガ	<i>Cyana hamata</i>									●	
アカスジシロコケガ	<i>Cyana hamata hamata</i>									○	
キスジシロコケガ	<i>Cyana hanteri</i>									●	
ヒトテンアカスジコケガ	<i>Cyana unipunctata</i>							●		●	
アマミキホソバ	<i>Eilema antica</i>							●		●	
ヤネホソバ	<i>Eilema fuscodorsalis</i>		NT					●		●	
ツマキホソバ	<i>Eilema laevis</i>							●		●	
フタバコケガ	<i>Eugoa bipunctata</i>									●	
クロモンエグリホソバ	<i>Garudinia simulana</i>									●	
クワゴマダラヒトリ	<i>Lemyra imparilis</i>							●			
カクモンヒトリ	<i>Lemyra inaequalis</i>							●		●	
カクモンヒトリ沖繩亜種	<i>Lemyra inaequalis sakaguchii</i>							○		○	
ハガタバニコケガ	<i>Mitochrista aberrans</i>							●		●	
ハガタバニコケガ沖繩亜種	<i>Mitochrista aberrans okinawana</i>							○		○	
サキシマベニコケガ	<i>Mitochrista expressa</i>									●	
アマミハガタキコケガ	<i>Mitochrista ziczac</i>							●			
チビコケガ	<i>Mithuna fuscivena</i>							●		●	
ムモンウスキコケガ	<i>Neasura melanopyga</i>							●		●	
トラガモドキ	<i>Nikaea matsumurai</i>									●	
マエベニコケガ	<i>Nipponasura sanguinea</i>		NT								●
										E	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
クシヒゲコケガ	<i>Nudardia ochracea</i>									●	
クシヒゲコケガ八重山亜種	<i>Nudardia ochracea bari</i>									○	
モンシロモドキ	<i>Nyctemera adversata</i>							●	●	●	
キハラモンシロモドキ	<i>Nyctemera ceris</i>							●	●	●	
ネッタイモンシロモドキ	<i>Nyctemera coelea</i>								●	●	
ツマキモンシロモドキ	<i>Nyctemera lactichia</i>								●	●	
オキナワモンシロモドキ	<i>Pitasira okinawensis</i>							●	●	●	
—	<i>Rhyparioides metelkana</i>							●	○		
コベニシタヒトリ	<i>Rhyparioides metelkana flavidus</i>							○			
バイバラホシコケガ	<i>Siccia soraida</i>									●	
スジモンヒトリ	<i>Spiarctia seriatoapunctata</i>								●	○	
スジモンヒトリ沖縄亜種	<i>Spiarctia seriatoapunctata azumai</i>					e		○			
スジモンヒトリ奄美亜種	<i>Spiarctia seriatoapunctata nuda</i>					e		○			
オビヒトリ	<i>Spiarctia subcamaea</i>							●	●	●	
クロスジチビコケガ	<i>Stictane rectilinea</i>							●	●	●	
クロスジチビコケガ	<i>Stictane rectilinea chinensis</i>							○		○	
ゴマダラキコケガ	<i>Stigmatophora leacrita</i>							●			
リュウキュウムジホソバ	<i>Tigrioides pallens</i>					E			●	●	
タイワンベンゴマダラヒトリ	<i>Utrheisa lotrix</i>							●	●	●	
ベニゴマダラヒトリ	<i>Utrheisa pulchelloloides</i>							●	●	●	
ヒトリモドキ科											
ヒトリモドキ科	<i>Asota caricae</i>								●	●	
キタヒトリモドキ	<i>Asota egeris</i>							●	●	●	
キイロヒトリモドキ	<i>Asota egeris confinis</i>							○	○	○	
イチジクヒトリモドキ	<i>Asota ficus</i>								●	●	
—	<i>Asota heliconia</i>							●	●	●	
シロスジヒトリモドキ	<i>Asota heliconia niukuanana</i>							○	○	○	
—	<i>Asota plana</i>							●	●	●	
ホシヒトリモドキ	<i>Asota plana lacteata</i>							○	○	○	
コブガ科											
コブガ科	<i>Nola angustipennis</i>					E				●	
ホソバネコブガ	<i>Nola ceylonica</i>								●	●	
ミヤラビコブガ	<i>Nola exumbra</i>							●	●	●	
フタモンコブガ	<i>Nola infralba</i>								●	●	
シタジコブガ	<i>Nola infranigra</i>							●			
シタクコブガ											

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年8月)リスト	環境省レッドリスト (2001年8月)リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
クロフエモッコブガ	<i>Nola innocua</i>						●				
クロスジシロコブガ	<i>Nola taeniata</i>							●			
ミスジコブガ	<i>Nola trilinea</i>						●	●			
トビモンシロコブガ	<i>Rhynchopeplus albula</i>							●			
トビモンシロコブガ沖縄亜種	<i>Rhynchopeplus albula formosana</i>							○			
スミコブガ	<i>Rhynchopeplus banghaasi</i>						○				
テンスジコブガ	<i>Rhynchopeplus banghaasi sumi</i>							●			
ソトジコブガ	<i>Rhynchopeplus bruneillus</i>							●			
	<i>Rhynchopeplus izuensis</i>								●		
	<i>Rhynchopeplus major</i>						●				
トビモンコブガ	<i>Rhynchopeplus major caesiopennis</i>						○				
イナズマコブガ	<i>Rhynchopeplus triangulalis</i>						●	●			
モモタマコブガ	<i>Sarberna ustipennis</i>							●			
カノコガ科											
キハダカノコ	<i>Amata germana</i>									●	
	<i>Amata germana nigricauda</i>									○	
ヤガ科											
イラクサマダラウワバ	<i>Abrostola triplasia</i>							●			
ミツモンキンウワバ	<i>Acanthoplusia aghata</i>									●	
シラホシアシブトクチバ	<i>Achaea melicerta</i>						●	●			
オオシラホシアシブトクチバ	<i>Achaea sena</i>							●			
ウスキマダラコヤガ	<i>Acontia marmorata</i>						●	●			
キマエアツバ	<i>Adrapsa abluellis</i>						●	●			
シラナミクロアツバ	<i>Adrapsa simplex</i>						●	●			
ニセフジロアツバ	<i>Adrapsa subnotigera</i>						●	●			
アケビコノハ	<i>Adris tyrannus</i>									●	
ナカジロシタバ	<i>Aedia leucomelas</i>						●	●			
リュウキュウナカジロシタバ	<i>Aedia acronictoides</i>							●			
ソリバナネホソヤガ	<i>Aegilia desribens</i>									●	
タマナヤガ	<i>Agrotis ipsilon</i>						●	●			
カブラヤガ	<i>Agrotis segetum</i>							●			
ナンカイカラスヨトウ	<i>Amphipyra horiei</i>						●	●			
クロシマカラスヨトウ	<i>Amphipyra okinawensis</i>										E
ユワンカラスヨトウ	<i>Amphipyra sublivida</i>						●				E
ヒメシロテンコヤガ	<i>Anyne axis</i>									●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
マダバネサビイロコヤガ	<i>Amyna natalis</i>						●				
クロコサビイロコヤガ	<i>Amyna punctum</i>					E	●	●			
アマミカバアツバ	<i>Anachrostis amamiensis</i>						●				
ホソバカバアツバ	<i>Anachrostis minutissima</i>								●		
オキナフウスベリケンモン	<i>Anacronicta okinawensis</i>					E		●			
ウリキンウフバ	<i>Anadevidia peponis</i>							●			
カドジロフサヤガ	<i>Anigraea albomaculata</i>								●		
ヤエナミクチバ	<i>Anisoneura salebrosa</i>									●	
オキナフオオアカキリバ	<i>Anomis albitibia</i>						●				
ワタアカキリバ	<i>Anomis flava</i>							●			
ワタアカキリバ	<i>Anomis flava flava</i>							○	○		
カバイロオオアカキリバ	<i>Anomis fulvida</i>							●			
ヒメアカキリバ	<i>Anomis involuta</i>							●			
アカキリバ	<i>Anomis mesogona</i>							●			
オキナフシラクモヨトウ	<i>Aniapanaea okinawensis</i>						●				
ミミモンクチバ	<i>Anitarsia irrorata</i>							●			
チャイロカドモンヨトウ	<i>Apanaea sodalis</i>							●			
アヤホソコヤガ	<i>Araeopteron amoena</i>							●			
フクラスズメ	<i>Arctia coerula</i>							●			
ツキワクチバ	<i>Artena dotata</i>							●			
ミツボシモンオビヨトウ	<i>Athetis costiloba</i>					E		●			
ヒメシロモンオビヨトウ	<i>Athetis lineosella</i>					E					
リュウキュウウスイロヨトウ	<i>Athetis placida</i>							●			
ヒメサビスジヨトウ	<i>Athetis stellata</i>							●			
スジウスイロヨトウ	<i>Athetis striolata</i>									●	
オスキバネヨトウ	<i>Athetis thoracica</i>							●			
ソマトビコヤガ	<i>Autoba tristalis</i>							●			
オオトウスグロクチバ	<i>Avitta fasciosa</i>								●		
ウスグロクチバ	<i>Avitta puncta</i>								●		
オキナフウスイロコヤガ	<i>Azumaia micarctopsis</i>							●			
ハジマヨトウ	<i>Bambusiphila vulgaris</i>								●		
クロモンハイイロクチバ	<i>Bamra albicola</i>									●	
ウチキアツバ	<i>Bertula sinuosa</i>									●	
ゴマコモンクチバ	<i>Blasticorhinus rivulosa</i>									●	
キノカワガ	<i>Blenina senex</i>						●			●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
クロジャノメアツバ	<i>Bocana manifestalis</i>						●	●	●	●	
マルモンクチバ	<i>Bocula caradrinoides</i>									●	
アマミヤマガタアツバ	<i>Bomolocha amanimensis</i>					E	●				
ヤエヤマウスツマアツバ	<i>Bomolocha sp.</i>					E				●	
ツマグロクチバ	<i>Borippa diffusa</i>									●	
コイチモジキノヨトウ	<i>Bryophila parva</i>						●	●			
ウスアオモンコヤガ	<i>Bryophila mollicula</i>						●	●			
アトホシボシアツバ	<i>Caduca albopunctata</i>										
アミメツマキリヨトウ	<i>Calloplistria aethiops</i>						●			●	
ヒメツマキリヨトウ	<i>Calloplistria duplicans</i>						●			●	
ネボシツマキリヨトウ	<i>Calloplistria guttulalis</i>									●	
ムラサキツマキリヨトウ	<i>Calloplistria juvenina</i>									●	
ナカウスツマキリヨトウ	<i>Calloplistria mailardi</i>						●	●		●	
アヤナミツマキリヨトウ	<i>Calloplistria placodoides</i>						●				
マダラツマキリヨトウ	<i>Calloplistria reptata</i>									●	
クロキスジツマキリヨトウ	<i>Calloplistria rivularis</i>						●			●	
ツクシカラスヨトウ	<i>Callyna contracta</i>						●				
ミナミエグリバ	<i>Calyptra minuticornis</i>						●			●	
カバシタリンガ	<i>Carea internifusca</i>						●			●	
チャイロコヤガ	<i>Carmara subcervina</i>									●	
スジボソサンカンククチバ	<i>Chalciope mygdon</i>						●			●	
ネスジキノカワガ	<i>Characoma ruficirra</i>									●	
シロガ	<i>Chasmodon cantida</i>									●	
チビクロアツバ	<i>Chibidokuga hyperodes</i>						●			●	
イチジクキンウワバ	<i>Chrysodeixis eriosoma</i>						●			●	
イブシギンウワバ	<i>Chrysodeixis heberachis</i>									●	
ヒメクロキンウワバ	<i>Chrysodeixis minutus</i>						●				
ハナオイアツバ	<i>Cideripura galadriata</i>						●			●	
チャバネシロホシクロヨトウ	<i>Condica albiquita</i>									●	
オオホシミミヨトウ	<i>Condica illecta</i>									●	
ヘリグロヒメヨトウ	<i>Condica illustrata</i>		EN							●	
ヒメホシミミヨトウ	<i>Condica serva</i>						●			●	
ナワキリガ	<i>Conistra nawae</i>						●			●	
フタスジシマコヤガ	<i>Corgatha marumoi</i>									●	
シマフコヤガ	<i>Corgatha niens</i>									●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年8月)リスト	環境省レッドリスト (2001年8月)リスト	国内希少 野生動植物種	国指定天然記念物	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考	
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
オトウアツバ	<i>Corsa patrina</i>										●	
シマケンモン	<i>Craniophora fasciata</i>									●		●
ミナミキノコトウ	<i>Cryphia maritima</i>							●				●
エソギクケンウワバ	<i>Ctenoplusia albostrigata</i>								●			●
ニシキケンウワバ	<i>Ctenoplusia ichinosei</i>								●			●
ドウガネケンウワバ	<i>Ctenoplusia placida</i>								●			●
ホソバセダカモクメ	<i>Cucullia fraterna</i>								●			●
ホソキバツマキリアツバ	<i>Cultripalpa parvita</i>											●
コモンケンウワバ	<i>Dactyloplusia impulsiva</i>											●
ハガタクチバ	<i>Dadalea lucilla</i>							●				●
ウラモンエグリコヤガ	<i>Dectycryptis deleta</i>								●			
オオバコヤガ	<i>Diarisia canescens</i>									●		
キミヤクヨトウ	<i>Dictyestra dissecta</i>											●
ヒメウスツマクチバ	<i>Dinumma placens</i>											●
ヨツモンムラサキアツバ	<i>Diomea discisigna</i>											●
マエヘリモンアツバ	<i>Diomea jankowskii</i>											●
ミスジチャイロアツバ	<i>Dunira diplogramma</i>											●
ホソオビアシブトクチバ	<i>Dysgonia arctotaenia</i>											●
オキナワアシブトクチバ	<i>Dysgonia arcuata</i>							●				●
キオビアシブトクチバ	<i>Dysgonia fulvotaenia</i>							●				●
ツمامラサキクチバ	<i>Dysgonia lilibata</i>											●
ナタモンアシブトクチバ	<i>Dysgonia joviana</i>							●				●
ムラサキアシブトクチバ	<i>Dysgonia maturata</i>											●
ハバアシブトクチバ	<i>Dysgonia onelia</i>											●
アシブトクチバ	<i>Dysgonia stuposa</i>							●				●
ワタリンガ	<i>Earias cupreoviridis</i>											●
モモブトアオリンガ	<i>Earias dilatiferum</i>							●				●
ベニモンアオリンガ	<i>Earias roseifera</i>											●
オオベニモンアオリンガ	<i>Earias roseoviridis</i>							●				●
ヒメナカジョシタバ	<i>Ecpatia longinquua</i>											●
マエベニモンツマキリアツバ	<i>Ectogonella insularis</i>											●
シラホシコヤガ	<i>Enispa leucosticta</i>							●				●
キスジコヤガ	<i>Enispa luteofascialis</i>											●
カバフキリバ	<i>Episparis okinawensis</i>											●
シラホシモクメクチバ	<i>Ercheia dubia</i>											●

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
オオトモエ	<i>Erebus ephesperis</i>									●	
ヤエヤマウスムラサキクチャバ	<i>Ericia inangulata</i>									●	
ウスムラサキクチャバ	<i>Ericia perdens</i>							●		●	
ホンバウスムラサキクチャバ	<i>Ericia subcinerea</i>							●		●	
マダラウスムラサキクチャバ	<i>Ericia</i> sp.								●		
アカテクチャバ	<i>Erygia apicalis</i>								●		
セアカキンウワバ	<i>Erythropusia pyropia</i>									●	
ソトベニコヤガ	<i>Eublemma anachoresis</i>									●	
ヨスジョヤガ	<i>Eublemma baccalix</i>						●				
シラホシベニコヤガ	<i>Eublemma cochylodes</i>						●			●	
ツマテニコヤガ	<i>Eublemma ragusana</i>						●			●	
キマエコノハ	<i>Eudocima salamina</i>									●	
ヨコヅナトモエ	<i>Eupatula macrops</i>									●	
コフサヤガ	<i>Eutelia adalricoides</i>									●	
ミツボシヨトウ	<i>Feliniopsis asahinal</i>							●		●	
コハイイロアツバ	<i>Gesonia obedialis</i>									●	
ヒロバキノカワガ	<i>Giaura tortricoides</i>									●	
ナカグロクチャバ	<i>Grammodes geometrica</i>							●		●	
ミナミフタキボシアツバ	<i>Gynaephila punctirena</i>								E	●	
ナミスジキノカワガ	<i>Gyrtothripa pusilla</i>							●			
ソトウスアツバ	<i>Hadennia obliqua</i>							●		●	
タバコガ	<i>Helicoverpa assulta</i>							●		●	
ヤエヤマシマアツバ	<i>Hepatica seihoi</i>								E	●	
ヒメナミアツバ	<i>Hermithia kurokoi</i>									●	
フサハラアツバ	<i>Hermithia ryukyensis</i>							●		●	
タイワンシラナミアツバ	<i>Hermithia terminalis</i>							●		●	
オオシラナミアツバ	<i>Hipoepa fractalis</i>							●		●	
ソトウスグロアツバ	<i>Hydrilodes lentalis</i>							●		●	
マルバネウスグロアツバ	<i>Hydrilodes pacifica</i>							●		●	
ハネブタアツバ	<i>Hydrilodes uenoi</i>								E	●	
ウスベリアツバ	<i>Hyperba consciatalis</i>									●	
セクロモンアツバ	<i>Hyperba gonospilalis</i>									●	
トビモンアツバ	<i>Hyperba indicatalis</i>							●		●	
ウスチャモンアツバ	<i>Hyperba innocuoides</i>							●		●	
スジアツバ	<i>Hyperba masuralis</i>							●		●	

和名	学名	IUCNレッドリスト (2018)*リスト	環境省レッドリスト (2018)*リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
オトビモンアツバ	<i>Hypera occata</i>						●				
モンクロキシタアツバ	<i>Hypera sagitta</i>							●	●	●	
フタコブシアツバ	<i>Hypera sinuosa</i>							●			
ナミテンアツバ	<i>Hypera strigatus</i>									○	
アオアツバ	<i>Hypera strigatus minima</i>								●		
オオシロテンクチバ	<i>Hypera subcyanea</i>								●		
ヒロオビキシタクチバ	<i>Hypersynoides submarginata</i>						●		●		
ムーアキシタクチバ	<i>Hypocaila biarcuata</i>							●	●	●	
ムーアキシタクチバ	<i>Hypocaila deflorata</i>								○		
インドキシタクチバ	<i>Hypocaila deflorata deflorata</i>						●				
タイワンキシタクチバ	<i>Hypocaila rostrata</i>								●		
マエウストガリコヤガ	<i>Hypocaila subsatura</i>					E		●	●	●	
ウスズミクチバ	<i>Hyposada hirashimae</i>						●				
ハナジロクチバ	<i>Hyposemansis singha</i>						●			●	
ツマジロクロアツバ	<i>Hypospila bolinoides</i>						●				
ヤエヤマキノカワガ	<i>Idia fulvipicta</i>							●		●	
クニガミキノカワガ	<i>Iscaedia pulchra</i>					E		●		●	
サビモンルリオビクチバ	<i>Iscaedia sp.</i>							●			
オオルリオビクチバ	<i>Ischyja ferrifraga</i>							●		●	
カラカネヨトウ	<i>Ischyja marila</i>							●		●	
カラカネヨトウ	<i>Karana hoenei</i>							●	●	●	
カラカネヨトウ	<i>Karana hoenei inornata</i>					e		○			
アオアカガネヨトウ	<i>Karana laetevirens</i>						●				
アオフクロキノカワガ	<i>Labanda sp.</i>					E				●	
コルリモンクチバ	<i>Lacera noctilio</i>									●	
ルリモンクチバ	<i>Lacera procellosa</i>									●	
ムクゴコノハ	<i>Lagoptera junio</i>									●	
ニセミカドアツバ	<i>Lophomilia takao</i>								●		
ムラサキアミメケンモン	<i>Lophonychia nigropurpurata</i>					E		●			
ウスキツマキリコヤガ	<i>Lophoriza lunifera</i>						●		●	●	
ムスジアツバ	<i>Loxoda parva</i>					E				●	
チビアツバ	<i>Luceria fletcheri</i>						●		●	●	
ミナミチビアツバ	<i>Luceria oculalis</i>								●	●	
ギンバネキノカワガ	<i>Macrobarrasa albibasis</i>						●		●	●	
ハスオビコヤガ	<i>Mailathia separata</i>						●		●	●	

和名	学名	IUCNレッドリスト （2001年）*1リスト	環境省レッドリスト （2008年）*2リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ヒメジロコヤガ	<i>Maliatha signifera</i>							●		●	
ウラモンシロクチバ	<i>Masca abactalis</i>							●		●	
イナズマヒメクチバ	<i>Mecodina albobdentata</i>							●		●	
カバフヒメクチバ	<i>Mecodina cineracea</i>							●			
フトオビシヤクドククチバ	<i>Mecodina fasciata</i>					E				●	
オキナワエモンヒメクチバ	<i>Mecodina kurosawai</i>					E			●		
フタクロオビクチバ	<i>Melapia bifasciata</i>							●			
クロスジユミモンクチバ	<i>Melapia japonica</i>							●			
ヤエヤマサンカククチバ	<i>Melapia kishidai</i>					E				●	
—	<i>Metaemene atriguttata</i>							●		●	
ヒメゴマフコヤガ	<i>Metaemene atriguttata maculata</i>							○		○	
アトジロコヤガ	<i>Metaemene hamipsoni</i>									●	
マガタマリンガ	<i>Miaronima kobesi</i>					E				●	
コウスクモチビアツバ	<i>Micreremites azumai</i>					E				●	
ニセウスクモチビアツバ	<i>Micreremites pallens</i>					E				●	
ウスオビチビアツバ	<i>Mimachrostia fasciata</i>									●	
キチンチビアツバ	<i>Mimachrostia owadai</i>					E				●	
オオウンモンクチバ	<i>Mocis undata</i>							●		●	
アトジロキヨトウ	<i>Mythimna compta</i>							●		●	
ウスアカキヨトウ	<i>Mythimna curvilinea</i>									●	
コウラギンキヨトウ	<i>Mythimna decisissima</i>							●			
オキナワマダラキヨトウ	<i>Mythimna formosana</i>							●		●	
ウラギンキヨトウ	<i>Mythimna hamifera</i>							●		●	
アマミキヨトウ	<i>Mythimna inouei</i>							●	●		
スジグロキヨトウ	<i>Mythimna nigilinea</i>									●	
ヤエヤマナカオビキヨトウ	<i>Mythimna opada</i>									●	
ニセスジシロキヨトウ	<i>Mythimna polysticha</i>							●			
アヲヨトウ	<i>Mythimna separata</i>							●		●	
リュウキュウアカスジキヨトウ	<i>Mythimna similima</i>							●		●	
ヒメクサシロキヨトウ	<i>Mythimna stenographa</i>									●	
マメチャイロキヨトウ	<i>Mythimna stoldal</i>							●		●	
クニガミキヨトウ	<i>Mythimna uruma</i>							●		●	
ユーウスイロキヨトウ	<i>Mythimna yu</i>									●	
エダヒゲキボシアツバ	<i>Naranda pectinata</i>					E				●	
フタオビコヤガ	<i>Naranga aenescens</i>					E				●	

和名	学名	IUCNレッドリスト （2001年）*リスト	環境省レッドリスト （2008年）*リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
	リュウキュウコリンガ							●	●		
	キイチビアツバ					E				●	
	ウチゾロコヤガ							●		●	
	ヒメヒゲブトクロアツバ							●		●	
	マエシロモンキノカワガ							●		●	
	ツمامラサキアツバ							●		●	
	ソトハガタアツバ							●		●	
	ツマエビイロアツバ					E				●	
	キモンクチバ							●		●	
	キシタアシブトクチバ							●		●	
	—							●		○	
	ヒロオビクロモンシタバ							○		○	
	クロモンシタバ									●	
	クロモンシタバ									●	
	キバネヘリグロクチバ							●		●	
	ヘリグロクチバ							●		●	
	ヒメエグリバ							●		●	
	アカエグリバ									●	
	アマミノコメセダカヨトウ					E		●		●	
	クロテンキリガ							●		●	
	カギモンキリガ							●		●	
	ウスキコヤガ									●	
	モンシロクマルモヤガ							●		●	
	リュウキュウクマルモヤガ							●		●	
	マダラクマルモヤガ							●		●	
	ヒメアケビコノハ									●	
	ミドリモンコノハ									●	
	ホシコヤガ									●	
	アマミツマキリアツバ					E		●		●	
	キモンツマキリアツバ									●	
	クロエリクチバ									●	
	ホソナミアツバ							●		●	
	クロキバアツバ							●		●	
	シロテンムラサキアツバ							●		●	
	ウスアオリンガ							●		●	

和名	学名	IUCNレッドリスト （2018年）*2リスト	国内希少 野生動植物種*3	国指定天然記念物*4	固有性*及び南琉球の 5	中琉球				備考	
						奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
ナカジロフサヤガ	<i>Penicillaria jocosatrix</i>									●	
オビナカジロフサヤガ	<i>Penicillaria maculata</i>					●					
モクメクチバ	<i>Perinaenia accipiter</i>							●			
シロモンフサヤガ	<i>Phalga clarirena</i>							●			
ベニモンコノハ	<i>Phylloides consobrina</i>					●					
-	<i>Plataplecta pruinosa</i>					○		○		○	
アサケンモン	<i>Plataplecta pruinosa consanguis</i>					●					
キンモンエグリバ	<i>Plusiodonta coelonota</i>					●					
ハナダカキンウワバ	<i>Plusiopalpa adrasia</i>									●	
サザナミクチバ	<i>Polydesma boarmoides</i>					●					
オスグロナミアツバ	<i>Progonia kurosawai</i>					●					●
オキナワナミアツバ	<i>Progonia oleusalis</i>					●		●			●
マエフタミアツバ	<i>Protophota trigonifera</i>					●					●
シロフコヤガ	<i>Protodeltote pygmaea</i>					●					
キオビマダラチビアツバ	<i>Protoschrankia minuta</i>				E	●					
シロアミメヨトウ	<i>Pseuderiopeus albiscrita</i>										●
ナカクロモンコヤガ	<i>Pseudeustrotia bipartita</i>					●		●			●
ウスオビクチバ	<i>Remigia frugalis</i>					●		●			●
チャマダラキリガ	<i>Rhynchaglaea scitula</i>					●					
ミナミキノカワガ	<i>Risoba basalis</i>										●
リュウキュウキノカワガ	<i>Risoba prominens</i>					●		●			●
シラフアカガネアツバ	<i>Rivula albipunctata</i>				E			●			
ネグロアトキリアツバ	<i>Rivula basalis</i>							●			
アトキリアツバ	<i>Rivula cognata</i>					●		●			●
タケアツバ	<i>Rivula leucarioides</i>					●		●			
アトジロフタテンアツバ	<i>Rivula sp.</i>							●			
ホソバヨトウ	<i>Sasunaga longiplega</i>									●	
アマミノトグロアツバ	<i>Seedopta inouei</i>				E	●					
クロスジヒメアツバ	<i>Schrankia costaeistrigalis</i>					●		●			
アマミヒメアツバ	<i>Schrankia seinoi</i>				E	●		●			
クロガネキンウワバ	<i>Scriptoplusia nigriluna</i>					●					●
マルバネキノカワガ	<i>Selepa cellis</i>							●			●
ヒゲナガヒメクチバ	<i>Seneratia praecipua</i>										●
ネジロフトクチバ	<i>Serrodes campana</i>							●			●
チビウスキノトウ	<i>Sesamia azumai</i>					●		●			●

和名	学名	IUCNレッドリスト (2001年リスト)	環境省レッドリスト (2008年リスト)	国内希少 野生動植物種*	国指定天然記念物*	固有性*及び南琉球の 5	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
イネヨトウ	<i>Sesamia inferens</i>							●		●	
テンオビヨトウ	<i>Sesamia turpis</i>							●		●	
リュウキュウアカマエアツバ	<i>Simplicia caeneusalis</i>							●		●	
シロヘリアツバ	<i>Simplicia mistacalis</i>									●	
オオアカマエアツバ	<i>Simplicia nipihona</i>							●			
ニセアカマエアツバ	<i>Simplicia xanthoma</i>							●		●	
ハグルマトモエ	<i>Spirama helicina</i>									●	
クシナシスジキリヨトウ	<i>Spodoptera cillium</i>									●	
アフリカシロナヨトウ	<i>Spodoptera exempta</i>									●	
シロイチモジヨトウ	<i>Spodoptera exigua</i>							●		●	
ハスモンヨトウ	<i>Spodoptera litura</i>									●	
クシヒダスジキリヨトウ	<i>Spodoptera pecten</i>									●	
アカマダラヨトウ	<i>Spodoptera picta</i>							●		●	
ハネナガキイロアツバ	<i>Stenhyphena longipennis</i>					E		●		●	
スカシホソヤガ	<i>Stictoptera curculionides</i>									●	
ネモンシロフコヤガ	<i>Sugia idiosytgia</i>							●			
ウスベニツマキリアツバ	<i>Tamba gansanalis</i>									●	
ヒメネグロフサヤガ	<i>Targalla delatrix</i>									●	
シタベニコノハ	<i>Thyas honesta</i>									●	
ネツタイキクキンウワバ	<i>Thysanoplusia orichalcea</i>									●	
マエホシツマキリアツバ	<i>Tipasa renalis</i>									●	
ヤクシマヨトウ	<i>Tiracola aureata</i>							●			
アミメギンウワバ	<i>Trichoplusia daubei</i>									●	
ハスモンキンウワバ	<i>Trichoplusia lectula</i>									●	
イラクサギンウワバ	<i>Trichoplusia ni</i>									●	
キバラケンモン	<i>Trichosea champa</i>									●	
サンカククチバ	<i>Trigonodes hyppasia</i>									●	
アミキシタバ	<i>Trigonodes hyppasia hyppasia</i>									○	
シロズリンガ	<i>Uloirichopus macula</i>							●			
ヒトトリコヤガ	<i>Westermannia elliptica</i>							●			
フタトリコヤガ	<i>Xanthodes intersepta</i>							●		●	
マダラヨトウ	<i>Xanthodes transversa</i>							●		●	
キバラモクメキリガ	<i>Xenapamea pacifica</i>									●	
ハネナガモクメキリガ	<i>Xylena formosa</i>									●	
	<i>Xylena nipihona</i>									●	

和名	学名	IUCNレッドリスト	環境省レッドリスト	国内希少野生動植物種	国指定天然記念物	固有種性及び南球の	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
クロスジキリガ	<i>Xylopolia bella</i>						●				
クロスジキリガ奄美亜種	<i>Xylopolia bella amamiensis</i>					e	○				
ヤエヤマコブヒガアツバ	<i>Zanclognatha yaeyamalis</i>					E		●		●	
ヤクシマコブヒガアツバ	<i>Zanclognatha yakushimalis</i>							●		●	
コセアカキンウワバ	<i>Zonoplistia ochreatea</i>							●		●	

引用文献

東清二(監修). 屋富祖昌子・金城政勝・林正美・小濱健雄・佐々木健志・木村正明・河村太(編)2002. 琉球列島産昆虫目録増補改訂版

以下、適宜参照

Akita, K., & K. Masumoto. 2015. New or Little-known Tenebrionid Species (Coleoptera) from Japan. (17) Descriptions of New Taxa, Proposal for New Taxonomical Treatments and New Occurrence Records. *Elytra*, Tokyo, New Series. 5(2): 409-428.

Akita, K., & K. Masumoto. New or Little-known Tenebrionid Species (Coleoptera) from Japan. (18) Descriptions of New Taxa and Proposal for New Treatments. *Elytra*, Tokyo, New Series. 5(2). 429-448.

Aoki, J. 2017. Japanese Species of the Genus *Pycnomerus* (Coreoptera, Zopheridae), with Description of Three New Species. *Elytra*, New Species. 7(1): 175-182. Coleopterological Society of Japan.

Bistrom, O. & K. Watanabe. 2017. A New Species of the Genus *Hydrovatus* (Coleoptera, Dytiscidae) from Iriomote Island, Southwestern Japan, with a Key to the Japanese Species. *Elytra*, Tokyo, New Species. 7(1):5-20.

Futahashi, R. & A. Sasamoto. 2012. Revision of the Japanese species of the genus *Rhipidolestes* (Megapodagrionidae) based on nuclear and mitochondrial gene genealogies, with a special reference of Kyushu-Yakushima population and Taiwan-Yaeyama population. *Ton*

Kamite Y., H. Yoshitomi & M. Hayashi. 2017. A Remarkable New Species of the Genus *Leptelmis* SHARP from Amami-Oshima, with Redescription of the larva of *Leptelmis gracilis* SHARP (Cpreoptera, Elmidae, Elminae). *Elytra*, New Series. 7(2): 395-408. Coleopterologi

Karube, H., R. Futahashi, A. Sasamoto & Itsuro Kawashima. 2012. Taxonomic revision of Japanese odonate species, based on nuclear and mitochondrial gene genealogies and morphological comparison with allied species. Part 1. Tombo Fukui. 54: 75-106.

環境省 2006. 我が国に定着している外来生物のリスト(暫定版) https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/sentei/07/mat03_2.pdf

環境省 2002. 我が国の移入種(外来種)リスト <http://www.env.go.jp/nature/report/h14-01/mat01b.pdf>

大林延夫・新里達也(編)2007. 日本産カミキリムシ. xii+813pp. 東海大学出版会.

尾園暁・川島逸郎・二橋亮 2012. ネイチャーガイド日本のトンボ. 文一総合出版

矢田脩(編) 2007. 新訂 現職昆虫大図鑑 I (蝶・蛾類). 460pp. 北隆館

3-2-8. 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の陸水性甲殻十脚類

- *1: IUCNレッドリストのカテゴリの詳細は、章末ページに掲載。
- *2: 環境省レッドリストのカテゴリの詳細は、章末ページに掲載。
- *3: 国内希少野生動物種の島別分布は非公開。
- *4: 特天: 特別天然記念物, 天: 天然記念物
- *5: E: 固有種, e: 固有亜種
- : 種の分布, ○: 亜種の分布

和名	学名	IUCN 2018 レッドリスト (*) ¹	環境省 レッドリスト (*) ²	国内希少 野生動物種	国指定 天然記念物 (*) ³	中琉球 固有種 (*) ⁴	中琉球			南琉球		備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島		
十脚目												
ヌマエビ科												
ヌマエビ	<i>Paratya compressa</i>	LC					●	●	●		●	
オニヌマエビ	<i>Atyopsis spinipes</i>	LC					●	●	●		●	
ミノヌマエビ	<i>Caridina leucosticta</i>	LC					●	●	●		●	
ヤマトヌマエビ	<i>Caridina multidentata</i>	LC					●	●	●		●	
ヒメヌマエビ	<i>Caridina serratirostris</i>	LC					●	●	●		●	
ツノナガヌマエビ	<i>Caridina grandirostris</i>	LC									●	
トゲナシヌマエビ	<i>Caridina typus</i>	LC					●	●	●		●	
コテラヒメヌマエビ	<i>Caridina celebensis</i>	LC					●	●	●		●	
サキシマヌマエビ	<i>Caridina prashadi</i>	LC	NT								●	
アシナガヌマエビ	<i>Caridina rubella</i>	LC	NT						●			
ミナモオニヌマエビ	<i>Atyoida pilipes</i>	LC	NT						●		●	
リュウグウヒメエビ	<i>Caridina laeogensis</i>	LC							●		●	
チカヌマエビ	<i>Halocaridinae trigonophthalma</i>		NT						●			
ガマヌマエビ	<i>Caridina okinawa</i>	DD							●			
マンブローブヌマエビ	<i>Caridina propinqua</i>	LC	NT								●	
オオバヌマエビ	<i>Caridina macrodentata</i>	DD									●	
コツノヌマエビ	<i>Neocaridina brevisrostris</i>										●	
イリオモテヌマエビ	<i>Neocaridina iriomotensis</i>	LC	NT								●	
テナガエビ科												
ザラテテナガエビ	<i>Macrobrachium australe</i>	LC					●	●	●		●	
ミナミテナガエビ	<i>Macrobrachium formosense</i>	LC					●	●	●		●	

和名	学名	(1 2001 8)レッドリスト *1	環境省 レッドリスト *2	国内希少野生動物種	国指定天然記念物*3	固有性*4 琉球及び南琉球の	中琉球			南琉球	備考
							奄美大島	徳之島	沖縄島	西表島	
ヒラテナガエビ	<i>Macrobrachium japonicum</i>	LC					●	●			
コンジテンナガエビ	<i>Macrobrachium lar</i>	LC					●	●	●		
コソナナガエビ	<i>Macrobrachium latimanus</i>	LC					●	●	●		
スジエビ	<i>Palaeomon paucidens</i>							●			
ツブテナガエビ	<i>Macrobrachium gracilirostre</i>	LC	NT					●	●		
スベスベテナガエビ	<i>Macrobrachium equidens</i>	LC						●	●		
オオテナガエビ	<i>Macrobrachium grandimanus</i>	LC						●	●		
ヒアシアテナガエビ	<i>Macrobrachium latidactylus</i>	LC	NT					●	●		
ネツタイテナガエビ	<i>Macrobrachium plecidulum</i>	LC	VU				?	●	●		?:分布可能性(未確認情報による)
カスリテナガエビ	<i>Macrobrachium lepidactyloides</i>	LC							●		
シヨキタテナガエビ	<i>Macrobrachium shokitai</i>	LC	NT			E			●		
チュウテナガエビ	<i>Macrobrachium sp.</i>	LC	NT			?			●		?:新種の固有種か否か未決定
テッポウエビ科											
オハゾロテッポウエビ	<i>Metabetaeus minutus</i>		NT						●		
サワガニ科											
ミネイサワガニ	<i>Geothelphusa minei</i>	LC	NT			E				●	
サカモトサワガニ	<i>Geothelphusa sakamotoana</i>	LC	NT			E		●			
リュウキョウサワガニ	<i>Geothelphusa obtusipes</i>	LC	NT			E		●	●		
アマミナミサワガニ	<i>Amamiku amamensis</i>	LC	VU			E		●	●		
オキナワオオサワガニ	<i>Candaciopotamon okinawense</i>	LC	NT			E			●		
オキナワオオサワガニ	<i>Geothelphusa grandiovaia</i>	LC	VU			E			●		
アラモトサワガニ	<i>Geothelphusa aramotoi</i>	LC	VU			E			●		
ヒメユリサワガニ	<i>Geothelphusa tenuimanus</i>	NT	CR+EN	■		E		-	-		
カッショクサワガニ	<i>Geothelphusa fulva</i>	LC	NT			E				●	
ヤエヤマヤマガニ	<i>Ryukyum yaeyamense</i>	LC	NT			E				●	
モクスガニ科											
モクスガニ	<i>Eriocher japonicus</i>							●	●		
オオヒライソガニ	<i>Varuna litterata</i>							●	●		
ニセモクスガニ	<i>Ulita gracilipes</i>									●	
ヒラモクスガニ	<i>Ulita borneensis</i>							●		●	

和名	学名	(1UC01N8) * 1リスト	(2境0省1レツドリスト) * 2	国内希少野生動物種	国指定天然記念物 * 3	固有球性及び南琉球の * 4	中琉球 奄美大島 徳之島 沖縄島	南琉球 西表島	備考
----	----	------------------	-------------------	-----------	--------------	----------------	---------------------------	------------	----

引用文献

Cai, Y., Ng, P. K. L., Shokita, S. and Setake, K. (2006) On the species of Japanese atyid shrimps (Decapoda: Caridea) described by William Stimpson (1860). *Journal of Crustacean Biology*, 26(3): 392-419.

Cai, Y. & S. Shokita (2006) Atyid shrimps (Crustacea: Decapoda: Caridea) of the Ryukyu Islands, southern Japan, with descriptions of two new species. *Journal of Natural History*, 40: 2123-2172.

藤田喜久・仲宗根一哉・金城孝一・玉城不二美・上野大輔(2012)久米島(鹿間川)及び白瀬川における河川動物群集の現状. *久米島博物館紀要*, 12: 35-87

藤田喜久・北村崇明(2010)宮古島(崎田川)で採集されたツノナガスマエビとニセモクズガニ. *宮古島市総合博物館紀要*, 14: 115-121.

川井唯史・中田和義編著(2011)エビ・カニ・ザリガニ—淡水甲殻類の保全と生物学 生物研究社

岸野底・野元彰人・木邑聡美・米沢俊彦・和田恵次(2001)奄美大島の汽水産カニ類. *南紀生物*, 43(2): 125-131.

岸野底・和田恵次(2001)屋久島で記録されたニセモクズガニ(イワガニ科). *南紀生物*, 43(1): 59-60.

国立大学法人鹿児島大学. 2014. 平成23年度琉球列島の世界自然遺産登録に向けた科学的知見に基づく管理体制の構築に向けた検討業務報告書.

西島信昇監修(西田、鹿谷、諸喜田編著)(2004)琉球列島の陸水生物 東海大学出版会

Soomro, A., Suzuki, H., Kitazaki, M. and Kobari, T. (2010) Species composition of freshwater shrimp in Kikai-jima Island, southern Japan. *Journal of Crustacean Biology*, 30(4): 721-726.

Suzuki, H., Tanigawa, N., Nagatomo, T. and Tsuda, E. (1993) Distribution of freshwater caridean shrimps and prawns (Atyidae and Palaemonidae) from Southern Kyushu and adjacent islands, Kagoshima Prefecture, Japan. *Crustacean Research*, 22: 55-64.

鈴木廣志・佐藤正典(1994)かごしま自然ガイド「淡水産のエビとカニ」西日本新聞社

諸喜田茂充(1979)琉球列島の陸水エビ類の分布と種分化について—II. *琉球大学理学部紀要*28: 193-278.

レッドリストカテゴリー

* IUCNレッドリストのカテゴリー

EX	絶滅 Extinct: 疑いなく最後の1個体が死亡した場合、その分類群は「絶滅」である。既知の、あるいは期待される生息環境において、適切な時期に(昼と夜、季節、年間を通じて)、かつての分布域全域にわたって徹底して行われた調査にもかかわらず、1個体も発見できなかったとき、その分類群は「絶滅」と見なされる。判定を行うための調査は、分類群の生活環と生活形に照らして、十分な期間にわたって実施するべきである。
EW	野生絶滅 Extinct Wild: 栽培、飼育状態で、あるいは過去の分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ生存している分類群は「野生絶滅」である。既知の、あるいは期待される生息環境において、適切な時期(1日の時間帯、季節、年)に、かつての分布域全域にわたって徹底して行われた調査にもかかわらず、1個体も発見できなかったとき、その分類群は「野生絶滅」とみなされる。判定を行うための調査は、分類群の生活環と生活形に照らして、十分な期間にわたって実施するべきである。
CR	深刻な危機 Critically Endangered: 最善の利用出来る証拠が「深刻な危機」の基準(A-E)のどれかに合致することを示しており、それゆえ野生で極度に高い絶滅のリスクに直面していると考えられる場合、その分類群は「深刻な危機」である。
EN	危機 Endangered: 最善の利用出来る証拠が「危機」の基準(A-E)のどれかに合致することを示しており、それゆえ野生で非常に高い絶滅のリスクに直面していると考えられる場合、その分類群は「危機」である。
VU	危急 Vulnerable: 最善の利用出来る証拠が「危急」の基準(A-E)のどれかに合致することを示しており、それゆえ野生で高い絶滅のリスクに直面していると考えられる場合、その分類群は「危急」である。
NT	準絶滅危惧 Near Threatened: 基準に照らして評価したが、「深刻な危機」、「危機」、「危急」のいずれの要件も現段階では満たしていないが、近い将来、これらの絶滅危惧のカテゴリーに合致する、あるいはすると考えられる場合、その分類群は「準絶滅危惧」である。
LC	低懸念 Least Concern: 基準に照らして評価したが、CR、EN、VU、NTのいずれの要件も満たしていない場合、その分類群は「低懸念」である。分布が広いものや、個体数の多い分類群はこのカテゴリーに含まれる。
DD	データ不足 Data Deficient: 適切な情報がないため、分布状況や個体群の状況に基づいて絶滅のリスクを直接的にも間接的にも評価出来ない分類群は「データ不足」である。
LR(1994年)	低リスク Lower Risk: CR、EN、VUのカテゴリーのいずれの基準にも該当しないと評価された場合、その分類群のカテゴリーは「低リスク」である。低リスクのカテゴリーに含まれる分類群は、以下の3つの下位カテゴリーに分類される。
LR/cd	保全対策依存 Conservation Dependent: 特定の分類群あるいは特定の生息地に対する保全対策が継続して行われており、そのプログラムの中止が、5年以内に絶滅のおそれのあるカテゴリーのいずれかひとつになるという結果が見込まれる場合。
LR/nt	準絶滅危惧 Near Threatened: 保全対策依存には該当しないが、危急に分類される方が近い場合。
LR/lc	軽度懸念 Least Concern: 保全対策依存や準絶滅危惧に該当しない分類群。

** 環境省レッドリストのカテゴリー

EX	絶滅 Extinct: 我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。
EW	野生絶滅 Extinct in the wild: 飼育・栽培下あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種。
CR	絶滅危惧IA類 Critically Endangered: ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
EN	絶滅危惧IB類 Endangered: IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
VU	絶滅危惧II類 Vulnerable: 絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧I類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの。
NT	準絶滅危惧種 Near threatened: 存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。
DD	情報不足 Data Deficient: 評価するだけの情報が不足している種。
LP	絶滅のおそれのある地域個体群 Threatened Local Population: 地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。

引用文献

- IUCN. 1994. IUCN Red List Categories and Criteria version 2.3. IUCN Species Survival Commission.
IUCN, Gland, Switzerland and Cambridge, UK.
- IUCN. 2001. IUCN Red List Categories and Criteria: Version 3.1. IUCN Species Survival Commission.
IUCN, Gland, Switzerland and Cambridge, UK.
- IUCN. 2018. 2018-1 IUCN Red List of Threatened Species. URL: <http://www.iucnredlist.org>.
- 環境省. 2018. レッドリスト2018 - 植物 I (維管束植物)
環境省生物多様性センターホームページ URL: <http://ikilog.biodic.go.jp/Rdb/>
- 環境省. 2018. レッドリスト2018 - 哺乳類
環境省生物多様性センターホームページ URL: <http://ikilog.biodic.go.jp/Rdb/>
- 環境省. 2018. レッドリスト2018 - 鳥類
環境省生物多様性センターホームページ URL: <http://ikilog.biodic.go.jp/Rdb/>
- 環境省. 2018. レッドリスト2018 - 爬虫類.
環境省生物多様性センターホームページ URL: <http://ikilog.biodic.go.jp/Rdb/>
- 環境省. 2018. レッドリスト2018 - 両生類.
環境省生物多様性センターホームページ URL: <http://ikilog.biodic.go.jp/Rdb/>
- 環境省. 2018. レッドリスト2018 - 汽水・淡水魚類
環境省生物多様性センターホームページ URL: <http://ikilog.biodic.go.jp/Rdb/>
- 環境省. 2018. レッドリスト2018 - 昆虫類
環境省生物多様性センターホームページ URL: <http://ikilog.biodic.go.jp/Rdb/>
- 環境省. 2018. レッドリスト2018 - その他無脊椎動物
環境省生物多様性センターホームページ URL: <http://ikilog.biodic.go.jp/Rdb/>

付属資料 4

推薦地における保護措置に関する法律等

- 4-1：自然公園法（抜粋）
- 4-2：国有林野の管理経営に関する法律（抜粋）
- 4-3：国有林野管理経営規程（抜粋）
- 4-4：保護林設定管理要領
- 4-5：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）
- 4-6：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（抜粋）
- 4-7：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（抜粋）
- 4-8：文化財保護法（抜粋）
- 4-9：鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例
- 4-10：奄美大島・徳之島の市町村の希少野生動植物の保護に関する条例について
- 4-11：徳之島町林道管理条例（抜粋）
- 4-12：奄美大島・徳之島、やんばる及び西表島の市町村における飼い猫の管理に関する条例について
- 4-13：沖縄県公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例（概要）
- 4-14：竹富町自然環境保護条例のあらまし

4-1 自然公園法（抜粋）

（昭和三十二年六月一日法律第百六十一号）

最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 国立公園及び国定公園

第一節 指定（第五条・第六条）

第二節 公園計画（第七条・第八条）

第三節 公園事業（第九条—第十九条）

第四節 保護及び利用（第二十条—第三十七条）

第五節 生態系維持回復事業（第三十八条—第四十二条）

第六節 風景地保護協定（第四十三条—第四十八条）

第七節 公園管理団体（第四十九条—第五十四条）

第八節 費用（第五十五条—第六十一条）

第九節 雑則（第六十二条—第七十一条）

第三章 都道府県立自然公園（第七十二条—第八十一条）

第四章 罰則（第八十二条—第九十条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自然公園 国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいう。
- 二 国立公園 我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地（海域の景観地を含む。次章第六節及び第七十四条を除き、以下同じ。）であつて、環境大臣が第五条第一項の規定により指定するものをいう。
- 三 国定公園 国立公園に準ずる優れた自然の風景地であつて、環境大臣が第五条第二項の規定により指定するものをいう。
- 四 都道府県立自然公園 優れた自然の風景地であつて、都道府県が第七十二条の規定により指定するものをいう。
- 五 公園計画 国立公園又は国定公園の保護又は利用のための規制又は事業に関する計画をいう。
- 六 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、国立公園又は国定公園の保護又は利用のための施設で政令で定めるものに関するものをいう。
- 七 生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であつて、国立公園又は国定公園における生態系の維持又は回復を図るものをいう。

(国等の責務)

第三条 国、地方公共団体、事業者及び自然公園の利用者は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第三条 から第五条 までに定める環境の保全についての基本理念にのっとり、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、自然公園に生息し、又は生育する動植物の保護が自然公園の風景の保護に重要であることにかんがみ、自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第四条 この法律の適用に当たっては、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）
第三条 で定めるところによるほか、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重する
とともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

第二章 国立公園及び国定公園

第一節 指定

（指定）

第五条 国立公園は、環境大臣が、関係都道府県及び中央環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、区域を定めて指定する。

- 2 国定公園は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴き、区域を定めて指定する。
- 3 環境大臣は、国立公園又は国定公園を指定する場合には、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。
- 4 国立公園又は国定公園の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

（指定の解除及び区域の変更）

第六条 環境大臣は、国立公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係都道府県及び審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 環境大臣は、国定公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係都道府県及び審議会の意見を聴かなければならない。ただし、その区域を拡張するには、関係都道府県の申出によらなければならない。
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、国立公園又は国定公園の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

第二節 公園計画

（公園計画の決定）

第七条 国立公園に関する公園計画は、環境大臣が、関係都道府県及び審議会の意見を聴いて決定する。

- 2 国定公園に関する公園計画は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴いて決定する。
- 3 環境大臣は、公園計画を決定したときは、その概要を官報で公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければならない。

(公園計画の廃止及び変更)

第八条 環境大臣は、国立公園に関する公園計画を廃止し、又は変更しようとするときは、関係都道府県及び審議会の意見を聴かなければならない。

2 環境大臣は、国定公園に関する公園計画を廃止し、又は変更しようとするときは、関係都道府県及び審議会の意見を聴かなければならない。ただし、その公園計画を追加するには、関係都道府県の申出によらなければならない。

3 前条第三項の規定は、環境大臣が公園計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。

第三節 公園事業

(公園事業の決定)

第九条 国立公園に関する公園事業（以下「国立公園事業」という。）は、環境大臣が、審議会の意見を聴いて決定する。

2 国定公園に関する公園事業（以下「国定公園事業」という。）は、都道府県知事が決定する。

3 環境大臣は、国立公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

4 都道府県知事は、国定公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

5 第一項及び第三項の規定は環境大臣が行う国立公園事業の廃止又は変更について、前項の規定は都道府県知事が行う国定公園事業の廃止又は変更について準用する。

(国立公園事業の執行)

第十条 国立公園事業は、国が執行する。

2 地方公共団体及び政令で定めるその他の公共団体（以下「公共団体」という。）は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に協議して、国立公園事業の一部を執行することができる。

3 国及び公共団体以外の者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣の認可を受けて、国立公園事業の一部を執行することができる。

4 第二項の協議をしようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 第二条第六号に規定する政令で定める施設（以下この条において「公園施設」という。）の種類

- 三 公園施設の位置
 - 四 公園施設の規模
 - 五 公園施設の管理又は経営の方法
 - 六 前各号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項
- 5 前項の協議書又は申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の環境省令で定める書類を添付しなければならない。
- 6 第二項の協議をした者又は第三項の認可を受けた者（以下「国立公園事業者」という。）は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、公共団体にあつては環境大臣に協議しなければならないが、国及び公共団体以外の者にあつては環境大臣の認可を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 7 前項の協議をしようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した協議書又は申請書を環境大臣に提出しなければならない。
- 8 第五項の規定は、前項の協議書又は申請書について準用する。
- 9 国立公園事業者は、第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。
- 10 第三項又は第六項の認可には、国立公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

（改善命令）

第十一条 環境大臣は、国立公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、前条第三項の認可を受けた者に対し、当該国立公園事業に係る施設の改善その他の当該国立公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

（承継）

第十二条 国立公園事業者である法人が合併（国立公園事業者である法人と国立公園事業者でない法人の合併であつて、国立公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その国立公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその国立公園事業の全部を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が公共団体である場合にあつては環境大臣に協議したとき、合併法人等が国及び公共団体以外の法人である場合にあつては環境大臣の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該国立公園事業者の地位を承継する。

2 国立公園事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりその国立公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、そ

の者。以下この条において同じ。)がその国立公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に環境大臣に申請して、その承認を受けなければならない。

- 3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第十条第三項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。
- 4 第二項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る国立公園事業者の地位を承継する。

(国立公園事業の休廃止)

第十三条 国立公園事業者は、国立公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(認可の失効及び取消し等)

第十四条 国立公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第十条第三項の認可は、その効力を失う。

- 2 前項の規定により第十条第三項の認可が失効したときは、当該認可が失効した者は、その日から三十日以内に、その旨を環境大臣に届け出なければならない。
- 3 環境大臣は、第十条第三項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。
 - 一 第十条第六項若しくは第九項又は前条の規定に違反したとき。
 - 二 第十条第十項の規定により同条第三項又は第六項の認可に付された条件に違反したとき。
 - 三 第十一条の規定による命令に違反したとき。
 - 四 偽りその他不正の手段により第十条第三項又は第六項の認可を受けたとき。

(原状回復命令等)

第十五条 環境大臣は、第十条第三項の認可を受けた者がその国立公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、国立公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

- 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等

を命ずべき者を確知することができないときは、環境大臣は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、環境大臣又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

- 3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(国定公園事業の執行)

第十六条 国定公園事業は、都道府県が執行する。ただし、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）その他他の法律の定めるところにより、国が道路に係る事業その他の事業を執行することを妨げない。

- 2 都道府県以外の公共団体は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に協議して、国定公園事業の一部を執行することができる。
- 3 国及び公共団体以外の者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、国定公園事業の一部を執行することができる。
- 4 第十条第四項及び第五項の規定は第二項の協議及び前項の認可について、第十条第六項から第九項まで、第十二条第一項及び第十三条の規定は第二項の協議をした者について、第十条第六項から第十項まで、第十一条から第十三条まで、第十四条第三項及び前条の規定は前項の認可を受けた者について、第十四条第一項及び第二項の規定は前項の認可について準用する。この場合において、これらの規定中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第十条第十項中「国立公園」とあるのは「国定公園」と、第十一条、第十四条第一項及び前条第一項中「国立公園事業」とあるのは「国定公園事業」と、第十二条第一項及び第二項中「その国立公園事業」とあるのは「その国定公園事業」と、同条第一項中「公共団体である」とあるのは「都道府県以外の公共団体である」と、第十三条中「国立公園事業の」とあるのは「国定公園事業の」と、前条第一項中「国立公園の」とあるのは「国定公園の」と読み替えるものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第十七条 環境大臣は第十条第三項の認可を受けた者に対し、都道府県知事は前条第三項の認可を受けた者に対し、この節の規定の施行に必要な限度において、その国立公園事業若しくは国定公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その国立公園事業若しくは国定公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(政令への委任)

第十八条 この節に定めるもののほか、公園事業の執行に関し必要な事項は、政令で定める。

(清潔の保持)

第十九条 国又は地方公共団体は、国立公園又は国定公園内の道路、広場、キャンプ場、スキー場、水泳場その他の公共の場所について、必要があると認めるときは、当該公共の場所の管理者と協力して、その清潔を保持するものとする。

第四節 保護及び利用

(特別地域)

第二十条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域（海域を除く。）内に、特別地域を指定することができる。

2 第五条第三項及び第四項の規定は、特別地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事」と、「官報」とあるのは「それぞれ官報又は都道府県の公報」と読み替えるものとする。

3 特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二 木竹を伐採すること。

三 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。

四 鉦物を掘採し、又は土石を採取すること。

五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

六 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

七 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

- 八 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。
 - 九 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - 十 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。
 - 十一 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。
 - 十二 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
 - 十三 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
 - 十四 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。
 - 十五 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
 - 十六 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。
 - 十七 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - 十八 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの
- 4 環境大臣又は都道府県知事は、前項各号に掲げる行為で環境省令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。
 - 5 都道府県知事は、国立公園について第三項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国立公園の風致に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議しなければならない。
 - 6 第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなつた日から起算して三月以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国立公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
 - 7 特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国立公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
 - 8 特別地域内において木竹の植栽又は家畜の放牧（第三項第十二号又は第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。）をしようとする者は、あらかじめ、国立公園にあつては

環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

9 次に掲げる行為については、第三項及び前三項の規定は、適用しない。

一 公園事業の執行として行う行為

二 認定生態系維持回復事業等（第三十九条第一項又は第四十一条第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び第三十九条第二項若しくは第四十一条第二項の確認又は第三十九条第三項若しくは第四十一条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為

三 第四十三条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの

四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

(特別保護地区)

第二十一条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の景観を維持するため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域内に特別保護地区を指定することができる。

2 第五条第三項及び第四項の規定は、特別保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事」と、「官報」とあるのは「それぞれ官報又は都道府県の公報」と読み替えるものとする。

3 特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

一 前条第三項第一号、第二号、第四号から第七号まで、第九号、第十号、第十五号及び第十六号に掲げる行為

二 木竹を損傷すること。

三 木竹を植栽すること。

四 動物を放つこと（家畜の放牧を含む。）。

五 屋外において物を集積し、又は貯蔵すること。

六 火入れ又はたき火をすること。

七 木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること。

八 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

九 動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

十 道路及び広場以外の地域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十一 前各号に掲げるもののほか、特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすお

それがある行為で政令で定めるもの

- 4 環境大臣又は都道府県知事は、前項各号に掲げる行為で環境省令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。
- 5 都道府県知事は、国立公園について第三項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国立公園の景観に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議しなければならない。
- 6 第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなつた日から起算して三月以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国立公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 7 特別保護地区内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国立公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 8 次に掲げる行為については、第三項及び前二項の規定は、適用しない。
 - 一 公園事業の執行として行う行為
 - 二 認定生態系維持回復事業等として行う行為
 - 三 第四十三条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの
 - 四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

(海城公園地区)

第二十二条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国立公園について、当該公園の海域の景観を維持するため、公園計画に基づいて、その区域の海域内に、海城公園地区を指定することができる。

- 2 第五条第三項及び第四項の規定は、海城公園地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事」と、「官報」とあるのは「それぞれ官報又は都道府県の公報」と読み替えるものとする。
- 3 海城公園地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国立公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第一号、第四号、第五号及び第七号に掲げる行為で漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものは、この限りでない。
 - 一 第二十条第三項第一号、第四号及び第七号に掲げる行為

- 二 環境大臣が指定する区域内において、熱帯魚、さんご、海藻その他の動植物で、当該区域ごとに環境大臣が農林水産大臣の同意を得て指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷すること。
 - 三 海面を埋め立て、又は干拓すること。
 - 四 海底の形状を変更すること。
 - 五 物を係留すること。
 - 六 汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
 - 七 環境大臣が指定する区域内において当該区域ごとに指定する期間内に動力船を使用すること。
 - 八 前各号に掲げるもののほか、海域公園地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの
- 4 環境大臣又は都道府県知事は、前項各号に掲げる行為で環境省令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。
 - 5 都道府県知事は、国立公園について第三項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国立公園の海域の景観に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議しなければならない。
 - 6 第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなつた日から起算して三月以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国立公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
 - 7 海域公園地区内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国立公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
 - 8 次に掲げる行為については、第三項及び前二項の規定は、適用しない。
 - 一 公園事業の執行として行う行為
 - 二 認定生態系維持回復事業等として行う行為
 - 三 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

(利用調整地区)

- 第二十三条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国立公園について、当該公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域又は海域公園地区内に利用調整地区を指定することができる。
- 2 第五条第三項及び第四項の規定は、利用調整地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事」と、「官報」とあるのは「それぞれ官報又は都道府県の公

報」と読み替えるものとする。

- 3 何人も、環境大臣が定める期間内は、次条第一項又は第七項の認定を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。
 - 一 第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは前条第三項の許可を受けた行為（第六十八条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。）又は第二十条第六項後段若しくは第八項、第二十一条第六項後段若しくは前条第六項後段の届出をした行為（第六十八条第三項の規定による通知に係る行為を含む。）を行うために立ち入る場合
 - 二 非常災害のために必要な応急措置を行うために立ち入る場合
 - 三 公園事業を執行するために立ち入る場合
 - 四 認定生態系維持回復事業等を行うために立ち入る場合
 - 五 第四十三条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うものを行うために立ち入る場合
 - 六 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるものを行うために立ち入る場合
 - 七 前各号に掲げるもののほか、環境大臣又は都道府県知事がやむを得ない事由があると認めて許可した場合

（立入りの認定）

- 第二十四条 国立公園又は国定公園の利用者は、利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入ろうとするときは、次の各号のいずれにも適合していることについて、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、第七項の認定を受けて立ち入る場合は、この限りでない。
- 一 国立公園又は国定公園を利用する目的で立ち入るものであること。
 - 二 風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事に認定の申請をしなければならない。
 - 3 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の認定の申請に係る立入りが同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。
 - 4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、環境省令で定めるところにより、立入認定証を交付しなければならない。
 - 5 第一項の認定を受けた者は、前項の立入認定証を亡失し、又はその立入認定証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事に申請をして、その立入認定証の再交付を受けることができ

- る。
- 6 第一項の認定を受けた者は、当該利用調整地区の区域内に立ち入るときは、第四項の立入認定証を携帯しなければならない。
 - 7 国立公園又は国定公園の利用者であつて環境省令で定める要件に適合する者は、その監督の下に、他の利用者を利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入らせようとするときは、その者及びその者の監督の下に立ち入る者の立入りが第一項各号のいずれにも適合していることについて、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の認定を受けることができる。
 - 8 第二項から第六項までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、第五項中「亡失し」とあるのは「その者若しくはその者の監督の下に立ち入る者が亡失し」と、第六項中「を受けた者」とあるのは「を受けた者及びその者の監督の下に立ち入る者」と読み替えるものとする。

(指定認定機関)

- 第二十五条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、その指定する者（以下「指定認定機関」という。）に、前条に規定する環境大臣又は都道府県知事の事務（以下「認定関係事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。
- 2 指定認定機関の指定（以下この条から第二十九条までにおいて単に「指定」という。）は、認定関係事務を行おうとする者の申請により行う。
 - 3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。
 - 一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
 - 二 破産者で復権を得ないもの
 - 三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは自然環境保全法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 - 四 第二十九条第二項又は第三項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
 - 五 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
 - 4 環境大臣又は都道府県知事は、指定をしたときは、指定に係る利用調整地区に関する認定関係事務を行わないものとする。
 - 5 環境大臣又は都道府県知事は、指定をしたときは、その旨をそれぞれ官報又は都道府県の公報で公示しなければならない。
 - 6 指定認定機関がその認定関係事務を行う場合における前条の規定の適用については、同条第一項及び第七項中「国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事」とあり、同条第二項及び第五項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）中「国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事」

とあり、並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）中「環境大臣又は都道府県知事」とあるのは、「指定認定機関」とする。

（指定の基準）

第二十六条 環境大臣又は都道府県知事は、前条第二項の申請に係る利用調整地区につき他に指定認定機関の指定を受けた者がなく、かつ、当該申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

- 一 職員、認定関係事務の実施の方法その他の事項についての認定関係事務の実施に関する計画が、認定関係事務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の認定関係事務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 認定関係事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて認定関係事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 前三号に定めるもののほか、認定関係事務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

（指定認定機関の遵守事項）

第二十七条 指定認定機関は、その認定関係事務の開始前に、環境省令で定めるところにより、その認定関係事務の実施に関する規程を定め、環境大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定認定機関は、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、その事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、指定を受けた後遅滞なく）環境大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 指定認定機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、環境大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。
- 4 指定認定機関は、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けなければ、その認定関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。
- 5 環境大臣又は都道府県知事は、指定認定機関が前項の許可を受けてその認定関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、又は指定認定機関が天災その他の事由によりその認定関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、その認定関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。
- 6 環境大臣若しくは都道府県知事が前項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定認定機関が第四項の許可を受けてその認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境大臣若しくは都道府県知事が第二十九条第二項若しくは第三項の規定により指定を取り消した場合における認定関係事務の引継ぎその他の必

要な事項は、環境省令で定める。

(秘密保持義務等)

第二十八条 指定認定機関（その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。）及びその職員並びにこれらの者であつた者は、認定関係事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定認定機関及びその職員で認定関係事務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(指定認定機関に対する監督命令等)

第二十九条 環境大臣又は都道府県知事は、第二十四条から第三十一条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、認定関係事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

2 環境大臣又は都道府県知事は、指定認定機関が第二十五条第三項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、指定を取り消さなければならない。

3 環境大臣又は都道府県知事は、指定認定機関が第二十七条の規定に違反したとき、同条第一項の規程によらないでその認定関係事務を実施したとき、第一項の規定による命令に違反したとき、その他その認定関係事務を適正かつ確実に実施することができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。

4 第二十五条第五項の規定は、前二項の規定による指定の取消しについて準用する。

(報告徴収及び立入検査)

第三十条 環境大臣又は都道府県知事は、第二十四条から次条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第三十一条 国立公園について第二十四条第一項若しくは第七項の認定又は同条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）の立入認定証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定認定機関が認定関係事務を行う場合にあつては、指定認定機関）に納めなければならない。

2 都道府県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に

基づき第二十四条第一項 若しくは第七項 の認定又は同条第五項（同条第八項 において準用する場合を含む。）の立入認定証の再交付に係る手数料を徴収する場合においては、第二十五条の規定により指定認定機関が行う認定又は立入認定証の再交付を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定認定機関に納めさせることができる。

- 3 前二項の規定により指定認定機関に納められた手数料は、当該指定認定機関の収入とする。

（条件）

第三十二条 第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項及び第二十三条第三項第七号の許可には、国立公園又は国定公園の風致又は景観を保護するために必要な限度において、条件を付することができる。

（普通地域）

第三十三条 国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域及び海城公園地区に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国立公園にあつては環境大臣に対し、国定公園にあつては都道府県知事に対し、環境省令で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号、第三号、第五号及び第七号に掲げる行為で海城内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

- 一 その規模が環境省令で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が環境省令で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
 - 二 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - 三 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
 - 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - 五 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（海城内においては、海城公園地区の周辺一キロメートルの当該海城公園地区に接続する海城内においてする場合に限る。）。
 - 六 土地の形状を変更すること。
 - 七 海底の形状を変更すること（海城公園地区の周辺一キロメートルの当該海城公園地区に接続する海城内においてする場合に限る。）。
- 2 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項の規定により届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な

限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

- 3 前項の処分は、第一項の届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。
- 4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第二項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。
- 5 第一項の届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
- 6 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風景の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。
- 7 次の各号に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。
 - 一 公園事業の執行として行う行為
 - 二 認定生態系維持回復事業等として行う行為
 - 三 第四十三条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの
 - 四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの
 - 五 国立公園、国定公園若しくは海城公園地区が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為
 - 六 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(中止命令等)

第三十四条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の保護のために必要があると認めるときは、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項若しくは第二十三条第三項の規定、第三十二条の規定により許可に付された条件又は前条第二項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

- 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、環境大臣又は都道府県知事は、その者

の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、環境大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

- 3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第三十五条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の保護のために必要があると認めるときは、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二條第三項若しくは第二十三条第三項第七号の規定による許可を受けた者又は第三十三条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二條第三項、第二十三条第三項第七号、第三十三条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、当該公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第二十条第三項各号、第二十一条第三項各号、第二十二條第三項各号、第二十三条第三項第七号若しくは第三十三条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。
- 3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(集団施設地区)

第三十六条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の利用のための施設を集団的に整備するため、公園計画に基づいて、その区域内に集団施設地区を指定するものとする。

- 2 第五条第三項及び第四項の規定は、集団施設地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事」と、「官報」とあるのは「それぞれ官報又は都道府県の公報」と読み替えるものとする。

(利用のための規制)

第三十七条 国立公園又は国定公園の特別地域、海城公園地区又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
 - 二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方で客引きをし、その他当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく迷惑をかけること。
- 2 国又は都道府県の当該職員は、特別地域、海城公園地区又は集団施設地区内において前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。
- 3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第五節 生態系維持回復事業

(生態系維持回復事業計画)

第三十八条 環境大臣及び生態系維持回復事業を行おうとする国の機関の長（以下この条において「環境大臣等」という。）は、国立公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、審議会の意見を聴いて、国立公園における生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県知事は、国定公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、国定公園における生態系維持回復事業計画を定めることができる。
- 3 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 生態系維持回復事業の目標
 - 二 生態系維持回復事業を行う区域
 - 三 生態系維持回復事業の内容
 - 四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項
- 4 環境大臣等又は都道府県知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。
- 5 環境大臣等は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。
- 6 第四項の規定は、環境大臣等又は都道府県知事が生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。

(国立公園における生態系維持回復事業)

第三十九条 国は、国立公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、国立公園における生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について国立公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の環境大臣の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。
- 3 国及び地方公共団体以外の者は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が国立公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の環境大臣の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。
- 4 第二項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 生態系維持回復事業を行う区域
 - 三 生態系維持回復事業の内容
 - 四 前三号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項
- 5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の環境省令で定める書類を添付しなければならない。
- 6 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、地方公共団体にあつては環境大臣の確認を、国及び地方公共団体以外の者にあつては環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。
- 8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。
- 9 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第四十条 環境大臣は、前条第三項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- 一 国立公園における生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行つていないと認めるとき。

- 二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。
- 三 前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。
- 四 第四十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の認定を受けたとき。

(国定公園における生態系維持回復事業)

第四十一条 都道府県は、国定公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、国定公園における生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うことができる。

2 国及び都道府県以外の地方公共団体は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について国定公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の都道府県知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

3 国及び地方公共団体以外の者は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が国定公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の都道府県知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

4 第三十九条第四項及び第五項の規定は第二項の確認及び前項の認定について、同条第六項から第九項までの規定は第二項の確認を受けた者について、同条第六項から第九項まで及び前条の規定は前項の認定を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と、前条第一号中「国立公園」とあるのは「国定公園」と読み替えるものとする。

(報告徴収)

第四十二条 環境大臣は第三十九条第三項の認定を受けた者に対し、都道府県知事は前条第三項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第六節 風景地保護協定

(風景地保護協定の締結等)

第四十三条 環境大臣若しくは地方公共団体又は第四十九条第一項の規定により指定された公園管理団体で第五十条第一号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、国立公園又は国定公園内の自然の風景地の保

護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域（海域を除く。）内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「風景地保護協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

- 一 風景地保護協定の目的となる土地の区域（以下「風景地保護協定区域」という。）
 - 二 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項
 - 三 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあつては、当該施設の整備に関する事項
 - 四 風景地保護協定の有効期間
 - 五 風景地保護協定に違反した場合の措置
- 2 風景地保護協定については、風景地保護協定区域内の土地の所有者等の全員の合意がなければならない。
- 3 風景地保護協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 自然の風景地の保護を図るために有効かつ適切なものであること。
 - 二 土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。
 - 三 第一項各号に掲げる事項について環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 4 地方公共団体が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事に協議し、同意を得なければならない。ただし、国定公園について都道府県が当該都道府県の区域内の土地について風景地保護協定を締結する場合は、この限りでない。
- 5 第一項の公園管理団体が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

（風景地保護協定の縦覧等）

第四十四条 環境大臣、地方公共団体又は都道府県知事は、風景地保護協定を締結しようとするとき、又は前条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請があつたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該風景地保護協定を当該公告の日から二週間関係者の縦覧に供さなければならない。

- 2 前項の規定による公告があつたときは、関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該風景地保護協定について、環境大臣、地方公共団体又は都道府県知事に意見書を提出することができる。

（風景地保護協定の認可）

第四十五条 環境大臣又は都道府県知事は、第四十三条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該風景地保護協定を認可しなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
- 二 風景地保護協定の内容が、第四十三条第三項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(風景地保護協定の公告等)

第四十六条 環境大臣、地方公共団体又は都道府県知事は、風景地保護協定を締結し、又は前条の認可をしたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該風景地保護協定の写しを公衆の縦覧に供するとともに、風景地保護協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(風景地保護協定の変更)

第四十七条 第四十三条第二項から第五項まで及び前三条の規定は、風景地保護協定において定めた事項の変更について準用する。

(風景地保護協定の効力)

第四十八条 第四十六条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告のあつた風景地保護協定は、その公告のあつた後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

第七節 公園管理団体

(指定)

第四十九条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、国立公園又は国定公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他環境省令で定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

- 2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該公園管理団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 公園管理団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

- 4 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第五十条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理その他の自然の風景地の保護に資する活動を行うこと。
- 二 国立公園又は国定公園内の施設の補修その他の維持管理を行うこと。
- 三 国立公園又は国定公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 国立公園又は国定公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。
- 五 国立公園又は国定公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

第五十一条 公園管理団体は、環境大臣及び地方公共団体との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(改善命令)

第五十二条 環境大臣又は都道府県知事は、公園管理団体の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、公園管理団体に対し、その改善に必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(指定の取消し等)

第五十三条 環境大臣又は都道府県知事は、公園管理団体が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

- 2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第五十四条 国及び地方公共団体は、公園管理団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導及び助言を行うものとする。

第八節 費用

(公園事業の執行に要する費用)

第五十五条 公園事業の執行に要する費用は、その公園事業を執行する者の負担とする。

(国の補助)

第五十六条 国は、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、公園事業を執行する都道府県に対して、その公園事業の執行に要する費用の一部を補助することができる。

(地方公共団体の負担)

第五十七条 国が国立公園事業を執行する場合において、当該国立公園事業の執行が特に地方公共団体を利するものであるときは、当該地方公共団体に、その受益の限度において、その執行に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の規定により国立公園事業の執行に要する費用の一部を地方公共団体に負担させようとする場合においては、国は、当該地方公共団体の意見を聴かなければならない。

(受益者負担)

第五十八条 国又は地方公共団体は、公園事業の執行により著しく利益を受ける者がある場合においては、その者に、その受益の限度において、その公園事業の執行に要する費用の一部を負担させることができる。

(原因者負担)

第五十九条 国又は地方公共団体は、他の工事又は他の行為により公園事業の執行が必要となつた場合においては、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に、その公園事業の執行が必要となつた限度において、その費用の全部又は一部を負担させることができる。

(負担金の徴収方法等)

第六十条 前三条の規定による負担金の徴収方法その他負担金に関して必要な事項は、政令で定める。

(適用除外)

第六十一条 この節の規定は、公園事業のうち、道路法による道路に係る事業及び他の法律にその執行に要する費用に関して別段の規定があるその他の事業については、適用しない。

第九節 雑則

(実地調査)

第六十二条 環境大臣は国立公園若しくは国定公園の指定、公園計画の決定若しくは公園事業の執行又は国立公園の公園事業の決定に関し、都道府県知事は国定公園の指定若しくはその区域の拡張に係る申出、公園計画の決定若しくは追加に係る申出若しくは公園事業の決定又は公園事業の執行に関し、環境大臣以外の国の機関は公園事業の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、それぞれ当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

- 2 国の機関又は都道府県知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。この条において以下同じ。）及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。
- 3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。
- 4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

(公害等調整委員会の裁定)

第六十三条 第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項又は第三十三条第二項の規定による環境大臣又は都道府県知事の処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、審査請求をすることができない。

- 2 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十二条の規定は、前項の処分につき、処分をした行政庁が誤つて審査請求又は再調査の請求をすることができる旨を教示した場合に準用する。

(損失の補償)

第六十四条 国は国立公園について、都道府県は国定公園について、第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可を得ることができないため、第三十二条の規定により許可に条件を付されたため、又は第三十三条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

- 2 前項の規定による補償を受けようとする者は、国に係る当該補償については環境大臣に、都道府県に係る当該補償については都道府県知事にこれを請求しなければならない。
- 3 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。
- 4 国又は都道府県は、第六十二条第一項の規定によるそれぞれの当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「環境大臣」とあるのは、「第六十二条第一項に規定する実地調査に関する事務を所掌する大臣」と読み替えるものとする。

(訴えの提起)

第六十五条 前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から六月以内に訴えをもつて補償すべき金額の増額を請求することができる。

- 2 前項の訴えにおいては、国又は都道府県を被告とする。

(負担金の強制徴収)

第六十六条 この法律の規定により国に納付すべき負担金を納付しない者があるときは、環境大臣は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

- 2 前項の場合においては、環境大臣は、環境省令の定めるところにより、延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。
- 3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、環境大臣は、国税滞納処分の例により前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 4 延滞金は、負担金に先立つものとする。

(協議)

第六十七条 環境大臣は、国立公園若しくは国定公園の指定、その区域の拡張若しくは公園計画の決定若しくは変更又は国立公園の特別地域、特別保護地区、海域公園地区若しくは利用調整地区の指定若しくはその区域の拡張をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 2 都道府県知事は、国定公園の特別地域、特別保護地区、海域公園地区又は利用調整地区の指定又はその区域の拡張をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 3 環境大臣以外の国の機関は、第十条第一項の規定により国立公園事業を執行しようとするときは、環境大臣に協議しなければならない。
- 4 国の機関は、第十六条第一項ただし書の規定により国定公園事業を執行しようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。

(国に関する特例)

第六十八条 国の機関が行う行為については、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二條第三項又は第二十三條第三項第七号の規定による許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事に協議しなければならない。

- 2 都道府県知事は、国定公園について前項の規定による協議を受けた場合において、当該協議に係る行為が当該国定公園の風致又は景観に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議しなければならない。
- 3 国の機関は、第二十条第六項後段、第七項若しくは第八項、第二十一条第六項後段若しくは第七項、第二十二條第六項後段若しくは第七項又は第三十三條第一項の規定により届出を要する行為をしたとき、又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を通知しなければならない。
- 4 環境大臣又は都道府県知事は、第三十三條第一項の規定による届出の例による通知があつた場合において、当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、当該国の機関に対し、風景の保護のために執るべき措置について協議を求めることができる。

(権限の委任)

第六十九条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

(事務の区分)

第七十条 第二十条第一項、同条第二項において準用する第五条第三項、第二十一条第一項、同条第二項において準用する第五条第三項、第二十二條第一項、同条第二項において準用する第五条第三項及び第六十七條第二項（利用調整地区に係る部分を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号 法定受託事務とする。

(原生自然環境保全地域との関係)

第七十一条 自然環境保全法第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域の区域は、国立公園又は国定公園の区域に含まれないものとする。

第三章 都道府県立自然公園（全部省略）

第四章 罰則

第八十二条 第十五条第一項（第十六条第四項において準用する場合を含む。）又は第三十四条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第六項（第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、第十条第四項各号（第十六条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を変更した者（第十条第三項又は第十六条第三項の認可を受けた者に限る。）
- 二 第十条第十項（第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定により認可に付された条件に違反した者
- 三 第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項又は第二十三条第三項の規定に違反した者
- 四 偽りその他不正の手段により第二十四条第一項又は第七項の認定を受けた者
- 五 第三十二条の規定により許可に付された条件に違反した者

第八十四条 第二十八条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十五条 第十一条（第十六条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条第二項又は第五十二条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 二 偽りその他不正の手段により第二十四条第五項（同条第八項において準用する場合

- を含む。)の立入認定証の再交付を受けた者
- 三 第二十七条第四項の許可を受けずに認定関係事務の全部を廃止した者
 - 四 第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
 - 五 第三十三条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 六 第三十三条第五項の規定に違反した者
 - 七 第三十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 八 第三十五条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
 - 九 国立公園又は国定公園の特別地域、海域公園地区又は集団施設地区内において、みだりに第三十七条第一項第一号に掲げる行為をした者
 - 十 国立公園又は国定公園の特別地域、海域公園地区又は集団施設地区内において、第三十七条第二項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号に掲げる行為をした者
 - 十一 第六十二条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

第八十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第八十二条、第八十三条、第八十五条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第八十八条 第十条第九項、第十三条又は第十四条第二項（これらの規定を第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（第十条第三項又は第十六条第三項の認可を受けた者に限る。）は、二十万円以下の過料に処する。

第八十九条 第二十四条第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反して立入認定証を携帯しないで立ち入った者は、十万円以下の過料に処する。

第九十条 第七十三条、第七十五条又は第七十六条の規定に基づく条例には、その条例に違反した者に対して、その違反行為の態様に応じ、それぞれ、第八十二条から第八十七条まで及び前条に定める処罰の程度を超えない限度において、刑又は過料を科する旨の規定を設けることができる。

附則（全部省略）

4-2 国有林野の管理経営に関する法律（抜粋）

（昭和二十六年六月二十三日法律第二百四十六号）

最終改正：平成二四年六月二七日法律第四二号

目次

第一章	総則（第一条—第三条）
第一章の二	管理経営に関する計画（第四条—第六条の四）
第一章の三	調査業務の委託（第六条の五—第六条の十六）
第二章	貸付け、使用及び売払い（第七条—第八条の四）
第三章	分収造林（第九条—第十七条）
第四章	分収育林（第十七条の二—第十七条の六）
第五章	共用林野（第十八条—第二十四条）
第六章	雑則（第二十五条）
第七章	罰則（第二十六条・第二十七条）
附則	

第一章 総則

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、国有林野について、管理経営に関する計画を明らかにするとともに、貸付け、売払い等に関する事項を定めることにより、その適切かつ効率的な管理経営の実施を確保することを目的とする。

2 国有林野の取得、維持、保存及び運用並びに処分についての国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の特例は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

(定義)

第二条 この法律において「国有林野」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国の所有に属する森林原野であつて、国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定したもの
 - 二 国の所有に属する森林原野であつて、国民の福祉のための考慮に基づき森林経営の用に供されなくなり、国有財産法第三条第三項の普通財産となつているもの（同法第四条第二項の所管換又は同条第三項の所属替をされたものを除く。）
- 2 この法律において「国有林野事業」とは、国有林野の管理経営（国有林と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全であつて、国が行うものを含む。以下同じ。）の事業をいう。

(国有林野の管理経営の目標)

第三条 国有林野の管理経営の目標は、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、林産物を持続的かつ計画的に供給し、及び国有林野の活用によりその所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することにあるものとする。

第一章の二 管理経営に関する計画

(管理経営基本計画)

第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、五年ごとに、十年を一期とする国有林野の管理経営に関する基本計画（以下「管理経営基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 管理経営基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 国有林野の管理経営に関する基本方針
 - 二 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項
 - 三 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項

- 四 国有林野の活用に関する基本的な事項
 - 五 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備お帯保全に関する基本的な事項
 - 六 国有林野事業の実施体制その他その運営に関する事項
 - 七 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項
- 3 管理経営基本計画は、森林における生物の多様性の保全、国民の需要に即した林産物の供給、効率的かつ安定的な林業経営を担うべき人材の育成及び確保その他国有林野事業及び私有林に係る施策の一体的な推進に配慮して定めるものとする。
- 4 管理経営基本計画は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四条第一項の規定によりたてられた全国森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

（管理経営基本計画の案の縦覧等）

第五条 農林水産大臣は、管理経営基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理経営基本計画の案を、当該公告の日から三十日間公衆の縦覧に供しなければならない。

- 2 前項の規定による公告があつたときは、当該縦覧に供された管理経営基本計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、農林水産大臣に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。
- 3 農林水産大臣は、第一項の縦覧期間満了後、当該管理経営基本計画の案について、前項の規定により申立てがあつた意見の要旨を付して、林政審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 農林水産大臣は、管理経営基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。この場合においては、第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

（地域管理経営計画）

第六条 森林管理局長は、管理経営基本計画に即して、森林法第七条の二第一項の森林計画区別に、その管理経営する国有林野で当該森林計画区に係るものにつき、五年ごとに、当該森林計画区に係る森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、五年を一期とする国有林野の管理経営に関する計画（以下「地域管理経営計画」という。）を定めなければならない。

- 2 地域管理経営計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 その対象とする国有林野の管理経営に関する基本的な事項
 - 二 巡視、森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止その他国有林野の維持及び保存に関する事項
 - 三 木材の安定的な取引関係の確立その他林産物の供給に関する事項
 - 四 地域における産業の振興又は住民の福祉の向上その他国有林野の活用に関する事項

- 五 公衆の保健の用に供する区域並びに当該区域内における森林及び公衆の保健の用に供する施設の整備に関する基本的な方針
 - 六 森林法第十条の十五第一項に規定する公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林の整備及び保全に関する事項
 - 七 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項
- 3 第四条第三項の規定は、地域管理経営計画について準用する。
 - 4 地域管理経営計画は、森林法第七条の二第一項の規定によりたてられた森林計画との調和が保たれたものでなければならない。
 - 5 前条の規定は、地域管理経営計画の策定及び変更について準用する。この場合において、同条中「農林水産大臣」とあるのは「森林管理局長」と、同条第三項中「林政審議会」とあるのは「関係都道府県知事、関係市町村長及び次条第二項各号に掲げる事項に関し学識経験を有する者」と読み替えるものとする。
 - 6 森林管理局長は、国有林野事業及び民有林野に係る施策の一体的な推進のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事及び関係市町村長に必要な協力を要請することができる。

4-3 国有林野管理経営規程（抜粋）

（平成 11 年 1 月 21 日）

農林水産省訓令第 2 号

〔最終改正〕平成 25 年 3 月 29 日農林水産省訓令第 7 号

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 国有林野の管理経営に関しては、法令及び他の訓令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（国有林野の区画）

第 2 条 国有林野の区画の区分は、林班及び小班によるものとする。

2 林班は、国有林野の位置を明らかにし、あわせて事業の実行の便に供するために、原則として森林計画区（森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の森林計画区をいう。以下同じ。）別に要存置林野（国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号の国有林野をいう。以下同じ。）を分けて設けるものとし、小班は、1 林班内に林況又は管理経営上の取扱いを異にする部分がある場合等において、当該林班を分けて設けるものとする。

（国有林野の機能類型）

第 3 条 国有林野の要存置林野は、その有する諸機能のうち第一に発揮すべき機能によって次の各号に掲げる類型に区分するものとする。

- (1) 山地災害防止タイプ
- (2) 自然維持タイプ
- (3) 森林空間利用タイプ
- (4) 快適環境形成タイプ
- (5) 水源涵養タイプ

2 山地災害防止タイプは、災害に強い国土基盤を形成する観点から、山地災害防止機能／土壌保全機能の発揮を第一とすべき国有林野をいう。

3 自然維持タイプは、生態系としての森林の重要性を踏まえた生物多様性の保全を図る観点から、生物多様性保全機能の発揮を第一とすべき国有林野をいう。

4 森林空間利用タイプは、国民に憩いと学びの場を提供し、又は豊かな自然景観や歴史的風致

を構成する観点から、保健・レクリエーション機能又は文化機能の発揮を第一とすべき国有林野をいう。

- 5 快適環境形成タイプは、騒音、粉塵等から地域の快適な生活環境を保全する観点から、快適環境形成機能の発揮を第一とすべき国有林野をいう。
- 6 水源涵養タイプは、良質な水の安定供給を確保する観点から、水源涵養機能は全ての国有林野において発揮が期待される基礎的な機能であることに鑑み、第2項から前項までに掲げるものを除く全ての国有林野をいう。

第2章 地域管理経営計画

(計画事項の細目)

第4条 法第6条第1項の地域管理経営計画において定める事項の細目は、次のとおりとする。

(1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

ア 国有林野の管理経営の基本方針

イ 機能類型に応じた管理経営に関する事項

(ア) 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

(イ) 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

(ウ) 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

(エ) 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

(オ) 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

ウ 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

エ 主要事業の実施に関する事項

(ア) 伐採総量

(イ) 更新総量

(ウ) 保育総量

(エ) 林道の開設及び改良の総量

オ その他必要な事項

(2) 国有林野の維持及び保存に関する事項

ア 巡視に関する事項

イ 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

ウ 特に保護を図るべき森林に関する事項

エ その他必要な事項

(3) 林産物の供給に関する事項

ア 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

- イ その他必要な事項
- (4) 国有林野の活用に関する事項
 - ア 国有林野の活用の推進方針
 - イ 国有林野の活用の具体的手法
 - ウ その他必要な事項
- (5) 公衆の保健の用に供する区域並びに当該区域内における森林及び公衆の保健の用に供する施設の整備に関する基本的な方針
 - ア 公衆の保健の用に供する区域
 - イ 区域内の公衆の保健の用に供する施設の整備に関する基本的な方針
 - ウ 区域内の森林の整備に関する基本的な方針
- (6) 公益的機能維持増進協定（森林法第 10 条の 15 第 1 項に規定する公益的機能維持増進協定をいう。以下同じ。）に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項
 - ア 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針
 - イ 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項
- (7) 国民の参加による森林の整備に関する事項
 - ア 国民参加の森林に関する事項
 - イ 分収林に関する事項
 - ウ その他必要な事項
- (8) その他国有林野の管理経営に関し必要な事項
 - ア 林業技術の開発，指導及び普及に関する事項
 - イ 地域の振興に関する事項
 - ウ その他必要な事項

(計画の内容)

第 5 条 前条第 1 号エ（ア）伐採総量については、森林計画区における森林法第 7 条の 2 第 1 項の国有林の地域別の森林計画（以下「森林計画」という。）で定める伐採立木材積と調和が保たれたものとして、次に掲げる事項に留意して主伐、間伐別に定めるものとする。

- (1) 自然維持タイプについては、保護を図るべき対象の特性等に応じて必要なものを除き、伐採を行わないものとする。
- (2) 山地災害防止タイプ、森林空間利用タイプ及び快適環境形成タイプについては、それぞれ第一に発揮すべき機能の維持に必要なものとする。
- (3) 水源涵養タイプについては、水源涵養機能の維持増進に努めることを旨として、主伐については、施業群別に上限伐採面積を定め、伐採面積は上限伐採面積を超えないものとする。この場合、施業群は、施業上類似の取扱いをすべき林分を合して設けるものとする。

- 2 前条第 4 号の国有林野の活用に関する事項については、国有林野の活用に関する法律（昭和 46 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項の趣旨を踏まえて、地域における産業の振興又は住民の福祉の向上等を図ることを旨として記述するものとする。
- 3 前条第 5 号の公衆の保健の用に供する区域並びに当該区域内における公衆の用に供する施設及び森林の整備に関する基本的な方針については、次のように定めるものとする。
 - (1) アの公衆の保健の用に供する区域は、森林空間利用タイプとして区分された国有林野であって、自然的、社会的条件等からみて森林の有する保健・レクリエーション機能又は文化機能を高度に発揮させることが可能な一定のまとまりを有し、かつ、相当規模衆の保健の用に供する施設及び森林の整備を行うことにより公衆の保健のための利用を推進すべきものの範囲を定めるものとする。
 - (2) イの区域内の公衆の保健の用に供する施設の整備に関する基本的な方針は、当該区域の国有林野の自然的、社会的条件等を踏まえ、当該区域において推進すべき主たる公衆の保健のための利用の形態及びこれに必要な主たる公衆の保健の用に供する施設の整備等について記述するものとする。また、当該区域の国有林野の自然的、社会的条件等を踏まえ、国有林野の有する公衆の保健以外の公益的機能との調和その他公衆の保健の用に供する施設の整備に際し配慮すべき事項について記述するものとする。
 - (3) ウの区域内の森林の整備に関する基本的な方針は、管理経営の指針に即して、当該区域の国有林野の有する公衆の保健機能の増進及び国有林野の有する公衆の保健以外の公益的機能との調和を図るために必要な森林の整備に関する基本的な方針について、公衆の保健の用に供する施設の整備に応じて記述するものとする。
- 4 前条第 7 号アの国民参加の森林は、森林空間利用タイプとして区分された国有林野であって、国民の自主的な森林整備のための利用を図ることが適当と認められるものを選定するものとする。

（計画の策定又は変更手続）

- 第 6 条 森林管理局長は、地域管理経営計画を定めようとするときは、当該森林計画区の区域内に所在する森林管理署長の意見を聴かなければならない。
- 2 森林管理局長は、地域管理経営計画の案を作成しようとする場合において、必要があると認めるときは、森林管理署長と連携して、広く国民の意見を聴かなければならない。
 - 3 地域管理経営計画の策定は、計画書を作成してするものとする。
 - 4 法第 6 条第 5 項において読み替えて準用する法第 5 条第 1 項の規定による公告は森林管理局及び当該森林計画が対象とする森林計画区の全部又は一部の区域を管轄区域とする森林管理署等において行い、同条同項の規定による縦覧は、森林管理局及び当該森林計画が対象とする森林計画区の全部又は一部の区域を管轄区域とする森林管理署等において計画書の案を縦覧に供することにより行うものとする。

- 5 法第6条第5項において読み替えて準用する法第5条第2項の規定により申立てがあった意見については、森林管理局内に意見処理委員会等を設け適切に処理するものとする。
- 6 法第6条第5項において読み替えて準用する法第5条第3項の規定による関係都道府県知事及び関係市町村長に対する意見聴取は、計画書の案並びに意見の要旨及び当該意見の処理案を示し、文書をもって行うものとする。
- 7 法第6条第5項において読み替えて準用する法第5条第3項の規定により法第6条第2項に掲げる事項に関し学識経験を有する者から意見を聴く場合には、複数名から意見を聴かなければならないものとする。
- 8 法第6条第5項において読み替えて準用する法第5条第4項の規定による地域管理経営計画並びに同条第2項の規定により申立てがあった意見の要旨及び当該意見の処理結果の公表は、森林管理局及び当該計画が対象とする森林計画区の全部又は一部を管轄区域とする森林管理署等において計画書並びに意見の要旨及び当該意見の処理結果を記載した文書を縦覧に供することにより行うものとする。この場合において、公表期間は、当該計画の計画期間とする。
- 9 森林管理局長は、国有林野の現況、経済事情等に変動があったため、必要と認めるときは、地域管理経営計画を変更することができる。
- 10 前項に規定する変更の場合の手続については、第1項から第7項までの規定を準用するものとする。この場合において、第6項中「計画書」とあるのは「計画書の変更に係る部分」と読み替えるものとする。

(計画の報告等)

第7条 森林管理局長は、地域管理経営計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく林野庁長官に報告するとともに、関係森林管理署長に通知するものとする。

第3章 公衆の保健の用に供するための計画

(中略)

第4章 国有林野施業実施計画

(計画の細目等)

第12条 森林管理局長は、森林計画及び地域管理経営計画に即して、森林計画区別に当該区域に係る要存置林野につき、当該森林計画区に係る地域管理経営計画と計画期間を同じくする国有林野施業実施計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

- 2 実施計画においては、次の事項を定めるものとする。
 - (1) 国有林野の区画の名称及び区域
 - (2) 第3条に定める機能類型別の区域
 - (3) 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

- (4) 林道の整備に関する事項
- (5) 治山に関する事項
- (6) 保護林及び緑の回廊の名称及び区域
- (7) 公益的機能維持増進協定の名称及び区域
- (8) レクリエーションの森の名称及び区域
- (9) その他必要な事項

(計画の内容)

第13条 前条第2項第1号の国有林野の区画の名称及び区域並びに同項第2号の第3条に定める機能類型別の区域については、国有林野施業実施計画図に示すものとする。

2 前条第2項第3号の伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量については、第5条第1項各号に掲げる事項に従い定めるものとするほか、第一に発揮すべき機能以外の機能、林道その他路網の効率的利用、風害、山火事、病虫害等の防止及び地域の事情に留意し、一定の伐採順序を想定して選定するものとし、伐採造林計画簿に示すものとする。

3 前条第2項第6号の保護林は、第3条第3項第に規定する自然維持タイプのうち、動植物の生息・生息状況、地域の要請等を勘案して、原始的な森林生態系から成る自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資することを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林野を選定するものとする。

4 前条第2項第6号の緑の回廊は、野生動植物の分布、保護林の設定状況、地域の要請等を勘案して、野生動植物の移動経路を確保し生育・生息地の拡大と相互交流に資することを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林野を選定するものとする。

5 前条第2項第8号のレクリエーションの森は、第3条第4項に規定する森林空間利用タイプのうち、自然景観、森林の保健・文化・教育的利用の現況及び将来の見通し、地域の要請等を勘案して、国民の保健・文化・教育的利用に供する施設又は森林の整備を特に積極的に行うことが適当と認められる国有林野を選定するものとする。

(以下省略)

4-4 保護林設定管理要領

第1 趣 旨

森林に対する国民の要請の高度化・多様化に伴う平成元年の保護林制度改正から四半世紀が経過し、この間、生物多様性保全に関する科学的知見や保護地域の管理手法が進歩するなど保護林制度をめぐる状況は大きく変化した。

このような変化に対応しつつ国有林野内の森林生態系や希少な野生生物を将来にわたって保護・管理していくため、森林生態系や個体群の持続性に着目した分かりやすく効果的な保護林区分の導入、簡素で効率的な管理体制の再構築、森林生態系を復元する考え方の導入など、今後の保護林の設定・管理における基本的な考え方について定め、もって国有林野における生物多様性の保全に寄与するものとする。

第2 用語の定義

この要領における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 原生的な天然林

伐採記録がない又は伐採記録がない近傍区域と同様の林況を示す天然林。

なお、上層木、下層植生等の一部に人為、移入種等による影響が生じている天然林であっても、当該天然林が特に保護・管理すべき固有の森林生態系を構成している場合はこれに含む。

2 復元

世界的な価値を有しているものの、人為、災害又は同種個体群からの孤立等により自立的復元力を失った森林を対象に、専門家の科学的知見に基づく意見を踏まえつつ、目標林型及び技術的手法を定め、それを基にした順応的管理により長期にわたる森林施業等の実施を通じて、潜在的な自然植生を基本とした生物群集へ誘導すること。

3 モニタリング

設定後の保護林の状況を的確に把握し、保護林の設定目的に照らして保護林を評価するため「保護林等整備・保全対策実施要領」（平成22年4月9日付け21林国経第64号林野庁長官通達）に定められている「保護林モニタリング調査マニュアル」に基づき実施する継続的な調査

第3 保護林の区分

保護林は、その目的に応じて、森林生態系保護地域、生物群集保護林及び希少個体群保護林に区分するものとする。

第4 保護林の設定及び管理

1 森林生態系保護地域

(1) 目的

我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的とする。

(2) 設定の基本的な考え方

森林管理局長は、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を主体とした、森林生態系としてのまとまりを持つ区域であって、原則として2,000ヘクタール以上の規模を有するもの（ただし、島しょ、半島等特殊な環境にあっては、原則として500ヘクタール以上の規模を有するものとする。）のうち、(1)の目的から特に保護・管理を必要とする区域を森林生態系保護地域として設定することができるものとする。

なお、設定する区域には、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林と一体的に保護・管理すべき草地、湿地、高山帯、岩石地等を含めることができるものとする。

(3) 地帯区分

森林生態系保護地域は、一の区域について保存地区及び保全利用地区に区分するものとする。

ア 保存地区は、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を主体とする区域とする。

イ 保全利用地区は、保存地区に外部からの影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすために必要と考えられる広がりを持つ、原則として保存地区と同質の天然林を主体とする区域とし、天然林と一体的に保護・管理することが相応な人工林を含めることができるものとする。

(4) 取扱いの方針

森林生態系保護地域の保存地区及び保全利用地区の取扱いは次のとおりとする。

ア 保存地区

原則として人為を加えずに自然の推移に委ねるものとする。

イ 保全利用地区

(ア) 天然林については保存地区と同様とし、人工林については育成複層林施業等を行うことができるものとして、将来的には天然林への移行を図るものとする。

(イ) 必要に応じて草地、湿地、高山帯、岩石地等の特異な環境を保護・管理することができるものとする。

ウ 次に掲げる行為については、必要に応じて行うことができるものとする。

(ア) 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用その他の公益上の事由により必要と認められる行為（エ）に掲げるものを除く。）

(イ) 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為

(ウ) 鳥獣・病虫害被害及び移入種対策として必要と認められる行為

(エ) 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置

- (イ) 保全利用地区における枯損木及び被害木の伐倒・搬出
 - (カ) 標識類の設置等
 - (キ) その他法令等の規定に基づき行うべき行為
- (5) その他
- ア 森林生態系保護地域に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐及び漸伐（以下「皆伐等」という。）による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。
 - イ 森林生態系保護地域の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。
 - ウ 保全利用地区は、原則として地勢線を介し保存地区の周囲を全て取り囲むよう設定するものとする。ただし、森林の状況、立地条件等からみて、保全利用地区が保存地区の周囲を全て取り囲まなくても保存地区に外部の影響が及ばないと認められる場合を除くことができるものとする。

2 生物群集保護林

(1) 目的

地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的とする。

(2) 設定の基本的な考え方

森林管理局長は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、(1)の目的から特に保護・管理を必要とする区域を生物群集保護林として設定することができるものとする。

ア 自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域であって、原則として 300 ヘクタール以上の規模を有するもの

イ 自然状態が十分保存された天然林を中心に、地域固有の生物群集が存在し、今後、復元の取組が見込まれる森林を周辺部に包含する区域であって、原則として 1,000 ヘクタール以上の規模を有するもの

なお、設定する区域には、自然状態が十分保存された天然林と一体的に保護・管理すべき草地、湿地、高山帯、岩石地等を含めることができるものとする。

(3) 地帯区分

生物群集保護林は、原則として一の区域について保存地区及び保全利用地区に区分するものとする。ただし、地帯区分を行う合理的な理由が見いだせない場合は、この限りでない。

ア 保存地区は、自然状態が十分保存された天然林を主体とする区域とする。

イ 保全利用地区は、保存地区に外部からの影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすために必要と考えられる広がりを持つ、原則として保存地区と同質の

天然林を主体とする区域とし、天然林と一体的に保護・管理することが相応な人工林を含めることができるものとする。

(4) 取扱いの方針

生物群集保護林の保存地区及び保全利用地区の取扱いは次のとおりとする。

ア 保存地区

原則として人為を加えずに自然の推移に委ねるものとする。

イ 保全利用地区

(ア) 天然林については保存地区と同様とし、人工林については育成複層林施業等を行うことができるものとして、将来的には天然林への移行を図るものとする。

(イ) 必要に応じて草地、湿地、高山帯、岩石地等の特異な環境を保護・管理することができるものとする。

ウ 次に掲げる行為については、必要に応じて行うことができるものとする。

(ア) 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、復元、その他公益上の事由により必要と認められる行為（エ）に掲げるものを除く。）

(イ) 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為

(ウ) 鳥獣・病虫害被害及び移入種対策として必要と認められる行為

(エ) 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置

(オ) 保全利用地区における枯損木及び被害木の伐倒・搬出

(カ) 標識類の設置等

(キ) その他法令等の規定に基づき行うべき行為

(5) 復元

復元を行うことが必要と認められる生物群集保護林の取扱いは次のとおりとする。

ア 復元計画の策定

森林管理局長は、第6の2の(2)の規定により設置される保護林復元部会の意見を踏まえ、復元を行うことが必要と認められる生物群集保護林の復元方法等について取りまとめ、これに基づき次の事項を含む復元計画を策定するものとする。

(ア) 復元の意義・目的

(イ) 対象森林の現況と目標林型

(ウ) 復元対象区域

(エ) 復元手法・取組方針

(オ) 実行管理体制

イ 林野庁との調整

森林管理局長は、復元を行おうとする場合は、あらかじめ意見を付して林野庁長官の意見を聴くものとする。

ウ 情報の発信

地域住民等を含む国民に向けた取組説明会を定期的を開催し、復元に向けた取組、蓄積された復元技術等について、広く情報発信するものとする。

(6) その他

ア 生物群集保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。

イ 生物群集保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。

ウ 保全利用地区は、原則として地勢線を介し保存地区の周囲を全て取り囲むよう設定するものとする。ただし、森林の状況、立地条件等からみて、保全利用地区が保存地区の周囲を全て取り囲まなくても保存地区に外部の影響が及ばないと認められる場合を除くことができるものとする。

3 希少個体群保護林

(1) 目的

希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理することにより、当該野生生物個体群（以下「個体群」という。）の持続性を向上させ、野生生物の保護、遺伝資源の保護、学術の研究等に資することを目的とする。

(2) 設定の基本的な考え方

森林管理局長は、次の各号のいずれかに該当する個体群を有し、原則として当該個体群がその存続に必要な条件を含む5 ha以上の区域のうち、(1)の目的から特に保護・管理を必要とする区域を希少個体群保護林として設定することができるものとする。設定に際しては野生生物の生育・生息地の他に、個体群の存続に必要な更新適地等に配慮するものとする。

ア 希少化している個体群

イ 分布限界域等に位置する個体群

ウ 他の個体群から隔離された同種個体群

エ 遺伝資源の保護を目的とする個体群

オ 草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群

カ 温暖化等の影響により将来的に消失が懸念される個体群

キ その他保護が必要と認められる個体群

なお、目的とする個体群の消失が懸念される危機的な森林等で、遺伝的に関連のある個体群の生育・生息地、更新適地等が周辺に飛び地として存在する場合には、野生生物の存続に必要な個体群の集合体（メタ個体群）を保護することを目的に、核となる森林等の周辺の当該飛び地を同一の希少個体群保護林として設定し、保護・管理することができるものとする。

(3) 取扱いの方針

ア 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。

(ア) 目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。

(イ) 一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。

イ 次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。

(ア) 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為（エ）に掲げるものを除く。）

(イ) 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為

(ウ) 鳥獣・病虫害被害及び移入種対策として必要と認められる行為

(エ) 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置

(オ) 標識類の設置等

(カ) その他法令等の規定に基づき行うべき行為

(4) その他

ア 希少個体群保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。ただし、当該保護林の環境創出等のために皆伐等が必要と認められる場合を除くものとする。

イ 希少個体群保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じて区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。

ウ 断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響（エッジ効果）が最小となるよう区域の形状に配慮するものとする。

第5 モニタリング

1 森林管理局長は、モニタリング、その他簡素な現況調査により既に設定した保護林の状況を的確に把握するものとする。

2 モニタリングは、各保護林の状況を勘案し、以下のいずれかの間隔で実施するものとする。

(1) 5年未満ごと

近い将来に当該地域における絶滅の危険性が極めて高い個体群を保護している保護林

(2) 5年ごと

ア 遷移の途中段階にある保護林

イ 復元を行っている保護林

ウ 保護対象の個体群の持続性に問題がある保護林

エ 保護林外部からの影響を受けている保護林

オ 鳥獣・病虫害被害及び移入種による影響が顕著にある保護林

カ 温暖化による影響が顕著にある保護林

キ その他、短期間で大きな変化が想定される保護林

(3) 10年ごと

(1)及び(2)に該当しない保護林

- 3 モニタリングは、国有林野施業実施計画（以下「実施計画」という。）策定作業の前年度までに実施するものとする。また、10年ごとのモニタリングとした場合に生ずるモニタリングが行われない実施計画策定の周期においては、実施計画策定作業の前年度までに森林官等による巡視、定点撮影、遠隔地については空中写真の確認等の簡素な現況調査を行うものとする。
- 4 植生が極めて安定している等大きな変化が想定されない保護林については、予定されているモニタリングの実施の前年度における第6の1の規定により設置される保護林管理委員会において、翌年のモニタリングの必要性の有無について意見を聴いた上で、次期モニタリング周期においてモニタリングを実施することができるものとする。
- 5 モニタリング等により保護林の状況に変化が確認された場合は、速やかに第7の3の規定による手続による変更等を行うものとする。

第6 保護林管理委員会

1 保護林管理委員会の設置及び検討事項

森林管理局長は、保護林の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等に関する事項並びに保護林に関連する生物多様性の保全について検討を行うため、保護林管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設置し、意見を求めるものとする。

2 管理委員会の構成及び部会等の設置

(1) 管理委員会の構成

管理委員会は、森林・林業や自然環境に関する専門家、関係地方公共団体等のうち、森林管理局長が選任した者で構成するものとする。

(2) 部会等の設置

森林管理局長は、必要に応じて管理委員会の下に専門的な検討を行うための部会等を置くことができるものとする。

ただし、復元を行おうとする場合には、森林管理局長は、管理委員会の下に保護林復元部会（以下「復元部会」という。）を復元対象保護林ごとに設置するものとする。復元部会は、森林・林業や自然環境に関する専門家、関係地方公共団体、地域の関係者等のうち、森林管理局長が選任した者で構成し、復元すべき目標林型、復元手法等について検討するものとする。

3 留意事項

- (1) 二以上の森林管理局の管轄区域にわたる事項を検討する場合には、関係する森林管理局の管理委員会を合同で開催すること等により十分に意思疎通を図り、事項に係る取扱いの統一を図るものとする。
- (2) 森林管理局長は、簡素で効率的な管理体制の下で保護林の保護・管理を行うため、管理委員会の下に置く部会等については必要最小限とするものとする。

第7 保護林管理方針書

1 作成

森林管理局長は、保護林を設定しようとする場合には、予定箇所についての資料の収集及び必要な調査を実施し、これに基づき保護林ごとに次の事項を内容とする保護林管理方針書（以下「管理方針書」という。）（別紙様式）を作成するものとする。

- (1) 名称
- (2) 面積
- (3) 設定年月日、変更年月日
- (4) 位置及び区域（森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区のそれぞれの位置及び区域）
- (5) 保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項
- (6) 保護・管理及び利用に関する事項
- (7) モニタリングの実施間隔及び留意事項
- (8) 法令等に基づく指定概況
- (9) その他留意事項

2 取扱い

管理方針書は、保護林の管理に活用するほか、管理委員会の参考資料として取り扱うものとする。

3 変更

保護林に係る状況に変化が生じた場合は、管理方針書にその内容を反映するものとし、必要に応じて保護林の変更又は廃止の手續を執るものとする。

第8 民有林との連携

- 1 設定しようとする保護林が民有林と隣接又は近接し、一体として森林生態系の保護・管理を行うことが可能となる場合には、あらかじめ関係地方公共団体等に対して当該保護林の目的、保護・管理手法等を説明し、必要に応じて助言を行い、保護・管理水準の確保に努めるものとする。
- 2 民有林内に分散している国有林を保護林に設定しようとする際、民有林において国有林と同等の管理水準が確保される場合には、分散している国有林の合算面積を保護林設定時の面積要件とすることができるものとする。

第9 国際基準への対応

原則として全ての保護林について、国際基準として認知されている保護地域管理カテゴリーに分類した上で、世界各国の保護地域に関する情報が集計されている国際的なデータベースへの登録を進めていくものとする。

第10 その他

- 1 自然環境保全地域、天然記念物等法令に基づき区域指定が行われている区域についても、各保護林の要件を満たす場合には保護林の設定を行い、国有林野事業としての位置付けを明確にした上で、適切な保護・管理を行うものとする。関係する省庁、地方自治体等とは必要に応じて情報交換を行い、一体的な保護林の保護・管理に努めるものとする。
- 2 保護林制度、管内保護林の概況等に関して積極的に国民に情報発信を行い、国有林の取組に対する国民の理解を深めるものとする。特に保護林内で森林施業を行う場合には、あらかじめその目的、計画等について科学的な根拠を提示するなど丁寧に情報を発信するものとする。
- 3 森林管理局長は、それぞれの保護林について名称を付すものとする。名称は、その保護の対象が分かりやすいものとし、原則として森林生態系保護地域及び生物群集保護林に関しては、地域、山地、河川名等を付した名称、希少個体群保護林に関しては、地域及び保護対象野生生物名又は保護対象野生生物名のみを付した名称とするものとする。
- 4 森林管理局長は、管理方針書を森林管理署長、支署長、森林管理事務所長、森林技術・支援センター所長、森林生態系保全センター所長及び森林ふれあい推進センター所長（以下「森林管理署長等」という。）に周知徹底するとともに、常に保護林の現状を把握し、その適切な保護・管理が行われるよう、森林管理署長等を指導するものとする。
- 5 それぞれの保護林におけるモニタリング、山火事警防等の巡視活動、普及啓発活動等については、民間のボランティア活動により実施することができるものとする。
- 6 森林管理局長は、保護林の適切な保護・管理のために専門的知見を有する人材を育成するものとする。

4-5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）

（平成十四年七月十二日法律第八十八号）

最終改正：平成二六年五月三〇日法律第四六号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 基本指針等（第三条―第七条の四）

第三章 鳥獣保護管理事業の実施

第一節 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制（第八条―第十八条）

第一節の二 鳥獣捕獲等事業の認定（第十八条の二―第十八条の十）

第二節 鳥獣の飼養、販売等の規制（第十九条―第二十七条）

第三節 鳥獣保護区（第二十八条―第三十三条）

第四節 休猟区（第三十四条）

第四章 狩猟の適正化

第一節 危険の予防（第三十五条―第三十八条の二）

第二節 狩猟免許（第三十九条―第五十四条）

第三節 狩猟者登録（第五十五条―第六十七条）

第四節 猟区（第六十八条―第七十四条）

第五章 雑則（第七十五条―第八十二条）

第六章 罰則（第八十三条―第八十九条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保（生態系の保護を含む。以下同じ。）、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。

2 この法律において鳥獣について「保護」とは、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持することをいう。

3 この法律において鳥獣について「管理」とは、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることをいう。

4 この法律において「希少鳥獣」とは、国際的又は全国的に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣をいう。

5 この法律において「指定管理鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして環境省令で定めるものをいう。

6 この法律において「法定猟法」とは、銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）、網又はわなであって環境省令で定めるものを使用する猟法その他環境省令で定める猟法をいう。

7 この法律において「狩猟鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、その肉又は毛皮を利用する目的、管理をする目的その他の目的で捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）の対象となる鳥獣（鳥類のひなを除く。）であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるものをいう。

8 この法律において「狩猟」とは、法定猟法により、狩猟鳥獣の捕獲等を行うことをいう。

9 この法律において「狩猟期間」とは、毎年十月十五日（北海道にあつては、毎年九月十五日）から翌年四月十五日までの期間で狩猟鳥獣の捕獲等を行うことができる期間をいう。

10 環境大臣は、第七項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会を開いて利害関係人の意見を聴いた上で、農林水産大臣に協議するとと

もに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

第二章 基本指針等（一部省略）

（基本指針）

第三条 環境大臣は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業（第三十五条第一項に規定する特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに第六十八条第一項に規定する猟区に関する事項を含む。以下「鳥獣保護管理事業」という。）を実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する鳥獣保護管理事業計画において同条第二項第一号の鳥獣保護事業計画の計画期間を定めるに当たって遵守すべき基準その他当該鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項
- 三 希少鳥獣の保護に関する事項
- 四 指定管理鳥獣の管理に関する事項
- 五 その他鳥獣保護管理事業を実施するために必要な事項

3 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議するとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

（希少鳥獣保護計画）

第七条の三 環境大臣は、希少鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該希少鳥獣の保護に関する計画（以下「希少鳥獣保護計画」という。）を定めることができる。

2 希少鳥獣保護計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 希少鳥獣の種類
- 二 希少鳥獣保護計画の計画期間
- 三 希少鳥獣の保護が行われるべき区域
- 四 希少鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲その他希少鳥獣の保護の目標
- 五 その他希少鳥獣の保護を図るための事業を実施するために必要な事項

3 環境大臣は、希少鳥獣保護計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

- 4 環境大臣は、希少鳥獣保護計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係地方公共団体に通知しなければならない。
- 5 第七条第四項、第五項及び第七項の規定は、希少鳥獣保護計画について準用する。この場合において、同条第四項中「鳥獣保護管理事業計画」とあるのは「基本指針」と、同条第五項及び第七項中「都道府県知事」とあるのは「環境大臣」と読み替えるものとする。

第三章 鳥獣保護管理事業の実施

第一節 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制（一部省略）

（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の禁止）

第八条 鳥獣及び鳥類の卵は、捕獲等又は採取等（採取又は損傷をいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る捕獲等又は採取等をするとき。
- 二 第十一条第一項の規定により狩猟鳥獣の捕獲等をするとき。
- 三 第十三条第一項の規定により同項に規定する鳥獣又は鳥類の卵の捕獲等又は採取等をするとき。

（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可）

第九条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 一 第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。
 - 二 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。
 - 三 その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に許可の申請をしなければならない。
 - 3 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があったときは、当該申請に係る捕獲等又は採取等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の許可をしなければならない。
 - 一 捕獲等又は採取等の目的が第一項に規定する目的に適合しないとき。
 - 二 捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき（鳥

獣の管理の目的で捕獲等又は採取等をする場合であって、環境省令で定める場合を除く。)

- 三 捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は環境省令で定める区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。
- 5 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、鳥獣の保護、第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理又は住民の安全の確保及び指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。
- 6 環境大臣又は都道府県知事は、次の各号に掲げる計画が定められた場合において、当該各号に定める鳥獣について第一項の許可をしようとするときは、それぞれ当該各号に掲げる計画の達成に資することとなるよう適切な配慮をするものとする。
 - 一 第一種特定鳥獣保護計画 当該第一種特定鳥獣保護計画に係る第一種特定鳥獣
 - 二 第二種特定鳥獣管理計画 当該第二種特定鳥獣管理計画に係る第二種特定鳥獣
 - 三 希少鳥獣保護計画又は特定希少鳥獣管理計画 当該希少鳥獣保護計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る希少鳥獣
- 7 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。
- 8 第一項の許可を受けた者のうち、国、地方公共団体、第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者（第十四条の二において「認定鳥獣捕獲等事業者」という。）その他適切かつ効果的に第一項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者（以下「従事者」という。）であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。
- 9 第一項の許可を受けた者は、その者又は従事者が第七項の許可証（以下単に「許可証」という。）若しくは前項の従事者証（以下単に「従事者証」という。）を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。
- 10 第一項の許可を受けた者又は従事者は、捕獲等又は採取等をするときは、許可証又は従事者証を携帯し、国又は地方公共団体の職員、警察官その他関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
- 11 第一項の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、

環境省令で定めるところにより、許可証又は従事者証（第四号の場合にあっては、発見し、又は回復した許可証又は従事者証）を、環境大臣又は都道府県知事に返納しなければならない。

- 一 次条第二項の規定により許可が取り消されたとき。
- 二 第八十七条の規定により許可が失効したとき。
- 三 第四項の規定により定められた有効期間が満了したとき。
- 四 第九項の規定により許可証又は従事者証の再交付を受けた後において亡失した許可証又は従事者証を発見し、又は回復したとき。

1 2 第一項の許可を受けた者又は従事者は、捕獲等をするときは、その使用する猟具（環境省令で定めるものに限る。）ごとに、見やすい場所に、住所及び氏名又は名称その他環境省令で定める事項を表示しなければならない。

1 3 第一項の許可を受けた者は、第四項の規定により定められた許可の有効期間が満了したときは、環境省令で定めるところにより、その日から起算して三十日を経過する日までに、その許可に係る捕獲等又は採取等の結果を環境大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。

1 4 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種及び同法第五条第一項に規定する緊急指定種（以下「国内希少野生動植物種等」という。）に係る第一項の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等については、同法第十条第一項の許可を受けたとき、同法第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等としてするとき、又は同法第五十四条第二項の規定により国の機関若しくは地方公共団体が環境大臣に協議したときは、第一項の許可（環境大臣に係るものに限る。）を受けることを要しない。

（許可に係る措置命令等）

第十条 環境大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定に違反して許可を受けないで鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等をした者又は同条第五項の規定により付された条件に違反した者に対し、次に掲げる場合は、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。
- 二 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のため必要があると認めるとき。
- 三 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるとき。

2 環境大臣又は都道府県知事は、前条第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、前項各号に掲げるときは、その許可を取り消すことができる。

(狩猟鳥獣の捕獲等)

第十一条 次に掲げる場合には、第九条第一項の規定にかかわらず、第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区、第三十四条第一項に規定する休猟区（第十四条第一項の規定により指定された区域がある場合は、その区域を除く。）その他生態系の保護又は住民の安全の確保若しくは静穏の保持が特に必要な区域として環境省令で定める区域以外の区域（以下「狩猟可能区域」という。）において、狩猟期間（次項の規定により限定されている場合はその期間とし、第十四条第二項の規定により延長されている場合はその期間とする。）内に限り、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けないで、狩猟鳥獣（第十四条第一項の規定により指定された区域においてはその区域に係る第二種特定鳥獣に限り、同条第二項の規定により延長された期間においてはその延長の期間に係る特定鳥獣に限る。）の捕獲等を行うことができる。

一 次条、第十四条、第十五条から第十七条まで及び次章第一節から第三節までの規定に従って狩猟をするとき。

二 次条、第十四条から第十七条まで、第三十六条及び第三十七条の規定に従って、次に掲げる狩猟鳥獣の捕獲等をするとき。

イ 法定猟法以外の猟法による狩猟鳥獣の捕獲等

ロ 垣、柵その他これに類するもので囲まれた住宅の敷地内において銃器を使用しないでする狩猟鳥獣の捕獲等

2 環境大臣は、狩猟鳥獣（鳥類（狩猟鳥獣のうちの鳥類に限る。）のひなを含む。以下「対象狩猟鳥獣」という。）の保護を図るため必要があると認めるときは、狩猟期間の範囲内においてその捕獲等を行う期間を限定することができる。

3 第三条第三項の規定は、前項の規定による狩猟期間の限定について準用する。

第一節の二 鳥獣捕獲等事業の認定（全部省略）

第二節 鳥獣の飼養、販売等の規制（全部省略）

第三節 鳥獣保護区

(鳥獣保護区)

第二十八条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、それぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。

一 環境大臣にあつては、国際的又は全国的な鳥獣の保護のため重要と認める区域

二 都道府県知事にあつては、当該都道府県の区域内の鳥獣の保護のため重要と認める

区域であって、前号に掲げる区域以外の区域

- 2 前項の規定による指定又はその変更は、鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定めてするものとする。
- 3 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするとき（変更にあつては、鳥獣保護区の区域を拡張するときに限る。次項から第六項までにおいて同じ。）は、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日（都道府県知事にあつては、その定めるおおむね十四日の期間）を経過する日までの間、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案（次項及び第六項において「指針案」という。）を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 5 前項の規定による公告があつたときは、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとする区域の住民及び利害関係人は、前項に規定する期間が経過する日までの間に、環境大臣又は都道府県知事に指針案についての意見書を提出することができる。
- 6 環境大臣又は都道府県知事は、指針案について異議がある旨の前項の意見書の提出があつたとき、その他鳥獣保護区の指定又は変更に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、環境大臣にあつては公聴会を開催するものとし、都道府県知事にあつては公聴会の開催その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 7 鳥獣保護区の存続期間は、二十年を超えることができない。ただし、二十年以内の期間を定めてこれを更新することができる。
- 8 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の生息の状況の変化その他の事情の変化により第一項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるとき、又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しなければならない。
- 9 第二項並びに第十五条第二項、第三項、第十三項及び第十四項の規定は第七項ただし書の規定による更新について、第三条第三項の規定は第一項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更（鳥獣保護区の区域を拡張するものに限る。）について、第四条第四項及び第十二条第四項の規定は第一項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更（第四条第四項の場合にあつては、鳥獣保護区の区域を拡張するものに限る。）について、第十五条第二項、第三項、第十三項及び第十四項の規定は第一項の規定による指定及びその変更について準用する。この場合において、同条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十八条第九項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

1 0 第十二条第四項の規定は第八項の規定により都道府県知事が行う鳥獣保護区の指定の解除について、第十五条第二項及び第三項の規定は第八項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、同条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨及び解除に係る区域」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十八条第十項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

1 1 鳥獣保護区の区域内の土地又は木竹に関し、所有権その他の権利を有する者は、正当な理由がない限り、環境大臣又は都道府県知事が当該土地又は木竹に鳥獣の生息及び繁殖に必要な営巣、給水、給餌等の施設を設けることを拒んではならない。

(鳥獣保護区における保全事業)

第二十八条の二 国又は都道府県は、鳥獣保護区における鳥獣の生息の状況に照らして必要があると認めるときは、国にあつては前条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区（以下「国指定鳥獣保護区」という。）において、都道府県にあつては同項の規定により都道府県知事が指定する鳥獣保護区（以下「都道府県指定鳥獣保護区」という。）において、保全事業（鳥獣の生息地の保護及び整備を図るための鳥獣の繁殖施設の設置その他の事業であつて環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）を実施するものとする。

2 環境大臣以外の国の機関は、国指定鳥獣保護区における保全事業を実施しようとするときは、環境大臣に協議しなければならない。

3 地方公共団体は、次に掲げる場合にあつては環境大臣に協議してその同意を得、それ以外の場合にあつては環境大臣に協議して、国指定鳥獣保護区における保全事業の一部を実施することができる。

一 当該保全事業として希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。

二 当該保全事業として第九条第一項第三号の環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。

4 都道府県以外の地方公共団体は、前項各号に掲げる場合に該当する場合にあつては都道府県知事に協議してその同意を得、それ以外の場合にあつては都道府県知事に協議して、都道府県指定鳥獣保護区における保全事業の一部を実施することができる。

5 都道府県が第一項の規定による保全事業を実施する場合において第三項各号に掲げる場合に該当するとき又は都道府県知事が前項の規定により保全事業について同意をしようとする場合は、都道府県又は都道府県知事は、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。

6 第一項、第三項及び第四項の規定により保全事業として実施する行為については、第八条、第十六条第一項及び第二項並びに次条第七項の規定は、適用しない。

(特別保護地区)

第二十九条 環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。

2 特別保護地区の存続期間は、当該特別保護地区が属する鳥獣保護区の存続期間の範囲内において環境大臣又は都道府県知事が定める期間とする。

3 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の生息の状況の変化その他の事情の変化により第一項の規定による指定の必要がなくなったと認めるとき、又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

4 第二項の規定は第一項の規定による指定の変更について、第三条第三項の規定は第一項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更（特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、第四条第四項及び第十二条第四項の規定は第一項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更（第四条第四項の場合にあっては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、第十五条第二項、第三項、第十三項及び第十四項並びに第二十八条第二項から第六項までの規定は第一項の規定による指定及びその変更（同条第三項から第六項までの場合にあっては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について準用する。この場合において、第十二条第四項中「環境大臣に届け出なければ」とあるのは「特別保護地区の存続期間の終了後引き続き当該特別保護地区の区域と同一の区域を特別保護地区として指定する場合又は特別保護地区の存続期間を延長する場合にあっては環境大臣に届け出、これら以外の場合にあっては環境大臣に協議しなければ」と、第十五条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十九条第四項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

5 第十二条第四項の規定は第三項の規定により都道府県知事が行う指定の解除について、第十五条第二項及び第三項の規定は第三項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第十二条第四項中「届け出なければ」とあるのは「協議しなければ」と、第十五条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨及び解除に係る区域」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十九条第五項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

6 環境大臣は、第四項の規定により読み替えて準用する第十二条第四項の規定による協議を受けた場合（第一項の規定による指定の変更の場合にあっては、特別保護地区の区域を拡張するときに限る。）は、農林水産大臣に協議しなければならない。

7 特別保護地区の区域内においては、次に掲げる行為は、第一項の規定により環境大臣

が指定する特別保護地区（以下「国指定特別保護地区」という。）にあつては環境大臣の、同項の規定により都道府県知事が指定する特別保護地区（以下「都道府県指定特別保護地区」という。）にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、鳥獣の保護に支障がないと認められる行為として国指定特別保護地区にあつては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあつては都道府県知事がそれぞれ定めるものについては、この限りでない。

- 一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 三 木竹を伐採すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、国指定特別保護地区にあつては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあつては都道府県知事がそれぞれ指定する区域内において、鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為として政令で定めるものを行うこと。

8 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、国指定特別保護地区にあつては環境大臣に、都道府県指定特別保護地区にあつては都道府県知事にそれぞれ許可の申請をしなければならない。

9 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第七項の許可をしなければならない。

- 一 当該行為が鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 二 当該行為が鳥獣の生息地の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。

10 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため必要があると認めるときは、第七項の許可に条件を付することができる。

（措置命令等）

第三十条 環境大臣は国指定特別保護地区について、都道府県知事は都道府県指定特別保護地区について、鳥獣の保護を図るため必要があると認めるときは、特別保護地区の区域内において前条第七項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。

2 環境大臣は国指定特別保護地区について、都道府県知事は都道府県指定特別保護地区について、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために必要があると認めるときは、前条第七項の規定に違反した者若しくは同条第十項の規定により付された条件に違反した者に対し、鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図るために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下「原状回復等」と

いう。)を命じようとする場合において、過失がなく、当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、環境大臣又は都道府県知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、環境大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

- 4 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(実地調査)

第三十一条 環境大臣又は都道府県知事は、第二十八条第一項又は第二十九条第一項若しくは第七項第四号の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

- 2 環境大臣又は都道府県知事は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 第一項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(損失の補償)

第三十二条 国は国指定鳥獣保護区について、都道府県知事は都道府県指定鳥獣保護区について、第二十八条第十一項の規定により施設を設置されたため、第二十九条第七項の許可を受けることができないため、又は同条第十項の規定により条件を付されたため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

- 2 前項の補償を受けようとする者は、環境大臣又は都道府県知事にその請求をしなければならない。
- 3 環境大臣又は都道府県知事は、前項の請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、その請求をした者に通知しなければならない。
- 4 前項の規定による金額の決定に不服がある者は、同項の規定による通知を受けた日から六月を経過する日までの間に、訴えをもってその増額の請求をすることができる。
- 5 前項の訴えにおいては、国又は都道府県を被告とする。

(国指定鳥獣保護区と都道府県指定鳥獣保護区との関係)

第三十三条 都道府県指定鳥獣保護区の区域の全部又は一部について国指定鳥獣保護区が指定されたときは、当該都道府県指定鳥獣保護区は、第二十八条第二項並びに同条第九項及び第十項において準用する第十五条第二項及び第三項の規定にかかわらず、それぞれ、その指定が解除され、又は当該国指定鳥獣保護区の区域と重複する区域以外の区域に変更されたものとみなす。

第四節 休猟区（全部省略）

第四章 狩猟の適正化（全部省略）

第五章 雑則（全部省略）

第六章 罰則（一部省略）

第八十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条の規定に違反して狩猟鳥獣以外の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をした者（許可不要者を除く。）
 - 二 狩猟可能区域以外の区域において、又は狩猟期間（第十一条第二項の規定により限定されている場合はその期間とし、第十四条第二項の規定により延長されている場合はその期間とする。）外の期間に狩猟鳥獣の捕獲等をした者（第九条第一項の許可を受けた者及び第十三条第一項の規定により捕獲等をした者を除く。）
 - 三 第十条第一項、第二十五条第六項、第三十七条第十項又は第三十八条の二第十項の規定による命令に違反した者
- 2 前項第一号から第二号の二まで、第四号（第三十五条第二項、第三十六条又は第三十八条に係る部分に限る。）及び第五号の未遂罪は、罰する。
 - 3 第一項第一号から第二号の二まで、第四号及び第五号の犯罪行為の用に供した物及びその犯罪行為によって捕獲した鳥獣又は採取した鳥類の卵であつて、犯人の所有に係る物は、没収する。

第八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第五項、第三十七条第五項又は第三十八条の二第五項の規定により付された

条件に違反した者

- 二 許可証若しくは従事者証、危険猟法許可証、麻醉銃猟許可証又は狩猟者登録証を他人に使用させた者
- 三 他人の許可証若しくは従事者証、危険猟法許可証、麻醉銃猟許可証又は狩猟者登録証を使用した者
- 五 第十五条第四項、第十六条第一項若しくは第二項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十三条、第二十六条第二項、第五項若しくは第六項、第二十七条、第二十九条第七項又は第三十五条第三項の規定に違反した者
- 六 第十五条第十項、第十八条の六第二項、第二十二条第一項、第二十四条第九項、第三十条第二項又は第三十五条第十一項の規定による命令に違反した者

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条第六項、第二十四条第四項、第二十九条第十項又は第三十五条第七項の規定により付された条件に違反した者
- 四 第二十八条第十一項又は第七十四条第一項の規定に違反した者

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第十項若しくは第十一項、第十五条第八項若しくは第九項、第十八条、第十八条の九、第二十一条第一項、第二十四条第七項若しくは第八項、第二十五条第五項、第三十五条第九項若しくは第十項、第三十七条第八項若しくは第九項、第三十八条の二第八項若しくは第九項、第五十四条、第六十二条第一項又は第六十五条の規定に違反した者
- 一の二 第九条第十二項の規定に違反して表示をしないで猟具を使用して鳥獣の捕獲等をした者
- 二 第九条第十三項、第六十六条又は第七十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十五条第十三項（第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）、第三十四条第五項（第三十五条第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第七十条第二項の標識又は第二十八条第十一項の施設を移転し、汚損し、毀損し、又は除去した者
- 五 第三十一条第四項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

第八十七条 第九条第一項の許可又は狩猟免許を受けた者がこの法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられたときは、その許可又は狩猟免許は効力を失うものとする。

第八十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十三条から第八十六条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則（全部省略）

4-6 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（抜粋）

（平成四年六月五日法律第七十五号）

最終改正：平成二十九年六月二日法律第五十一号

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 個体等の取扱いに関する規制

第一節 個体等の所有者の義務等（第七条・第八条）

第二節 個体の捕獲及び個体等の譲渡し等の禁止（第九条—第十九条）

第三節 国際希少野生動植物種の個体等の登録等（第二十条—第二十九条）

第四節 特定国内種事業及び特定国際種事業等の規制

第一款 特定国内種事業の規制（第三十条—第三十三条）

第二款 特定国際種事業等の規制（第三十三条の二—第三十三条の二十二）

第五節 適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定等（第三十三条の二十三—第三十三条の三十三）

第三章 生息地等の保護に関する規制

第一節 土地の所有者の義務等（第三十四条・第三十五条）

第二節 生息地等保護区（第三十六条—第四十四条）

第四章 保護増殖事業（第四十五条—第四十八条の三）

第五章 認定希少種保全動植物園等（第四十八条の四—第四十八条の十一）

第六章 雑則（第四十九条—第五十七条）

第七章 罰則（第五十七条の二—第六十六条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより、生物の多様性を確保するとともに、良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(責務)

第二条 国は、野生動植物の種（亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）が置かれている状況を常に把握し、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する科学的知見の充実を図るとともに、その種の保存のための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 地方公共団体は、その区域内の自然的社会的諸条件に応じて、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

3 動物園、植物園、水族館その他野生動植物の飼養又は栽培（以下「飼養等」という。）及び展示を主たる目的とする施設として環境省令で定めるもの（以下「動植物園等」という。）を設置し、又は管理する者は、動植物園等が生物の多様性の確保に重要な役割を有していることに鑑み、前二項の国及び地方公共団体が行う施策に協力することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与するよう努めなければならない。

4 国民は、第一項及び第二項の国及び地方公共団体が行う施策に協力する等絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与するよう努めなければならない。

(財産権の尊重等)

第三条 この法律の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、住民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、並びに国土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

(定義等)

第四条 この法律において「絶滅のおそれ」とは、野生動植物の種について、種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないこと、その種の個体の数が著しく減少しつつあること、その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつあること、その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあることその他のその種の存続に支障を来す事情があることをいう。

2 この法律において「希少野生動植物種」とは、次項の国内希少野生動植物種、第四項の国際希少野生動植物種及び次条第一項の緊急指定種をいう。

- 3 この法律において「国内希少野生動植物種」とは、その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるものをいう。
- 4 この法律において「国際希少野生動植物種」とは、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種(国内希少野生動植物種を除く。)であって、政令で定めるものをいう。
- 5 この法律において「特定第一種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。
 - 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。
 - 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。
- 6 この法律において「特定第二種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。
 - 一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。
 - 二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。
 - 三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。
 - 四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。
- 7 環境大臣は、第三項から前項までの政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(緊急指定種)

- 第五条 環境大臣は、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときは、その種を緊急指定種として指定することができる。
- 2 環境大臣は、前項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 3 指定の期間は、三年を超えてはならない。
 - 4 環境大臣は、指定をするときは、その旨及び指定に係る野生動植物の種を官報で公示しなければならない。
 - 5 指定は、前項の規定による公示の日の翌々日からその効力を生ずる。
 - 6 環境大臣は、指定の必要がなくなつたと認めるときは、指定を解除しなければならない。
 - 7 第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第五項中「前項の規定による公示の日の翌々日から」とあるのは、「第七項において準用する前項の規定による公示によって」と読み替えるものとする。

(希少野生動植物種保存基本方針)

- 第六条 環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて希少野生動植物種の保存のための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。

- 2 前項の基本方針（以下この条において「希少野生動植物種保存基本方針」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する基本構想
 - 二 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項
 - 三 国内希少野生動植物種に係る提案の募集に関する基本的な事項
 - 四 希少野生動植物種の個体（卵及び種子であって政令で定めるものを含む。以下同じ。）及びその器官（譲渡し等に係る規制等のこの法律に基づく種の保存のための措置を講ずる必要がある、かつ、種を容易に識別することができるものであって、政令で定めるものに限る。以下同じ。）並びにこれらの加工品（種を容易に識別することができるものであって政令で定めるものに限る。以下同じ。）の取扱いに関する基本的な事項
 - 五 国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項
 - 六 保護増殖事業（国内希少野生動植物種の個体の繁殖の促進、その生息地又は生育地の整備その他の国内希少野生動植物種の保存を図るための事業をいう。第四章において同じ。）に関する基本的な事項
 - 七 第四十八条の五第一項に規定する認定希少種保全動植物園等に関する基本的な事項
 - 八 前各号に掲げるもののほか、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する重要事項
- 3 環境大臣は、希少野生動植物種保存基本方針について第一項の閣議の決定があったときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 4 第一項及び前項の規定は、希少野生動植物種保存基本方針の変更について準用する。
- 5 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第二項第三号に規定する提案の募集を行うものとする。
- 6 この法律の規定に基づく処分その他絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための施策及び事業の内容は、希少野生動植物種保存基本方針と調和するものでなければならない。

第二章 個体等の取扱いに関する規制

第一節 個体等の所有者の義務等

（個体等の所有者等の義務）

第七条 希少野生動植物種の個体若しくはその器官又はこれらの加工品（以下「個体等」と総称する。）の所有者又は占有者は、希少野生動植物種を保存することの重要性を自覚し、その個体等を適切に取り扱うように努めなければならない。

（助言又は指導）

第八条 環境大臣は、希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、希少野生動植物種の個体等の所有者又は占有者に対し、その個体等の取扱いに関し必要な助言又は指導

をすることができる。

第二節 個体の捕獲及び個体等の譲渡し等の禁止

(捕獲等の禁止)

第九条 国内希少野生動植物種及び緊急指定種(以下この節及び第五十四条第二項において「国内希少野生動植物種等」という。)の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下「捕獲等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
- 二 販売又は頒布をする目的以外の目的で特定第二種国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をする場合
- 三 生計の維持のため特に必要があり、かつ、種の保存に支障を及ぼすおそれのない場合として環境省令で定める場合
- 四 人の生命又は身体の保護その他の環境省令で定めるやむを得ない事由がある場合

(捕獲等の許可)

第十条 学術研究又は繁殖の目的その他環境省令で定める目的で国内希少野生動植物種等(特定第二種国内希少野生動植物種を除く。第三項第二号及び第四項第一号並びに次条第三項第一号及び第四項第一号において同じ。)の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に許可の申請をしなければならない。
- 3 環境大臣は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。
 - 一 捕獲等の目的が第一項に規定する目的に適合しないこと。
 - 二 捕獲等によって国内希少野生動植物種等の保存に支障を及ぼすおそれがあること。
 - 三 捕獲等をする者が適当な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められること。
- 4 環境大臣は、第一項の許可をする場合において、次の各号に掲げる当該許可の区分に応じ、当該各号に定めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。
 - 一 次号に規定する許可以外の許可 国内希少野生動植物種等の保存のため必要があると認めるとき。
 - 二 第三十条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定第一種国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等についての許可 特定第一種国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認めるとき。
- 5 環境大臣は、第一項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、許可証を交付

しなければならない。

- 6 第一項の許可を受けた者のうち法人であるものその他その許可に係る捕獲等に他人を従事させることについてやむを得ない事由があるものとして環境省令で定めるものは、環境省令で定めるところにより、環境大臣に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。
- 7 第一項の許可を受けた者は、その者若しくはその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者が第五項の許可証若しくは前項の従事者証を亡失し、又はその許可証若しくは従事者証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣に申請をして、その許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。
- 8 第一項の許可を受けた者又はその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者は、捕獲等をするとき、第五項の許可証又は第六項の従事者証を携帯しなければならない。
- 9 第一項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適当な飼養栽培施設に收容することその他の環境省令で定める方法により適切に取り扱わなければならない。
- 10 環境大臣は、第三十条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定第一種国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等についての第一項の許可をし、又は第四項の規定によりその許可に条件を付そうとするときは、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。

(捕獲等の規制に係る措置命令等)

- 第十一条 環境大臣は、第九条の規定に違反して国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等をした者に対し、国内希少野生動植物種等の保存のため必要があると認めるときは、当該違反に係る国内希少野生動植物種等の生きている個体を環境大臣又はその指定する者に譲り渡すことその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 環境大臣は、前項の規定による命令をした場合において、その命令をされた者がその命令に係る措置をとらないときは、自ら措置をとるとともに、その費用の全部又は一部をその者に負担させることができる。
 - 3 環境大臣は、前条第一項の許可を受けた者が同条第九項の規定に違反し、又は同条第四項の規定により付された条件に違反した場合において、次の各号に掲げる当該許可を受けた者の区分に応じ、当該各号に定めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
 - 一 次号に規定する者以外の者 国内希少野生動植物種等の保存のため必要があると認めるとき。
 - 二 第三十条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定第一種国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等についての前条第一項の許可を受けた者 特定第一種国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認めるとき。
 - 4 環境大臣は、前条第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規

定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、次の各号に掲げる当該許可を受けた者の区分に応じ、当該各号に定めるときは、その許可を取り消すことができる。

- 一 次号に規定する者以外の者 国内希少野生動植物種等の保存に支障を及ぼすと認めるとき。
 - 二 前項第二号に掲げる者 特定第一種国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の保存に資することに支障を及ぼすと認めるとき。
- 5 環境大臣は、第三項第二号に掲げる者に対し、同項の規定による命令をし、又は前項の規定により許可を取り消そうとするときは、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。

(譲渡し等の禁止)

第十二条 希少野生動植物種の個体等は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り(以下「譲渡し等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る譲渡し等をする場合
 - 二 特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をする場合
 - 三 販売若しくは購入又は頒布をする目的以外の目的で特定第二種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をする場合
 - 四 国際希少野生動植物種の器官及びその加工品であって本邦内において製品の原材料として使用されているものとして政令で定めるもの(以下「原材料器官等」という。)並びにこれらの加工品のうち、その形態、大きさその他の事項に関し原材料器官等及びその加工品の種別に応じて政令で定める要件に該当するもの(以下「特定器官等」という。)の譲渡し等をする場合(第三十三条の六第一項に規定する特別特定器官等(第七号及び第十七条各号において単に「特別特定器官等」という。)を、同項に規定する特別国際種事業(第十七条第二号において単に「特別国際種事業」という。)として譲り渡し、又は引き渡す場合を除く。)
 - 五 第九条第三号に掲げる場合に該当して捕獲等をした国内希少野生動植物種等の個体若しくはその個体の器官又はこれらの加工品の譲渡し等をする場合
 - 六 第二十条第一項の登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等又は第二十条の四第一項本文の規定により記載をされた同項の事前登録済証に係る原材料器官等の譲渡し等をする場合
 - 七 第三十三条の七第一項に規定する特別国際種事業者(第十七条第二号において単に「特別国際種事業者」という。)が、特別特定器官等の譲渡し又は引渡しをする場合
 - 八 希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をする当事者の一方又は双方が国の機関又は地方公共団体である場合であって環境省令で定める場合
 - 九 前各号に掲げるもののほか、希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として環境省令で定める場合
- 2 環境大臣は、前項第八号又は第九号の環境省令を定めようとするときは、農林水産大臣及

び経済産業大臣に協議しなければならない。

(譲渡し等の許可)

第十三条 学術研究又は繁殖の目的その他環境省令で定める目的で希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をしようとする者（前条第一項第二号から第九号までに掲げる場合のいずれかに該当して譲渡し等をしようとする者を除く。）は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に許可の申請をしなければならない。

3 環境大臣は、前項の申請に係る譲渡し等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。

一 譲渡し等の目的が第一項に規定する目的に適合しないこと。

二 譲受人又は引取人が適当な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により譲受け又は引取りに係る個体等を種の保存のため適切に取り扱うことができないと認められること。

4 第十条第四項の規定は第一項の許可について、同条第九項の規定は第一項の許可を受けて譲受け又は引取りをした者について、前条第二項の規定は第一項の環境省令の制定又は改廃について準用する。この場合において、第十条第九項中「その捕獲等に係る個体」とあるのは、「その譲受け又は引取りに係る個体等」と読み替えるものとする。

(譲渡し等の規制に係る措置命令)

第十四条 環境大臣は、第十二条第一項の規定に違反して希少野生動植物種の個体等の譲受け又は引取りをした者に対し、希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、当該違反に係る希少野生動植物種の個体等を環境大臣又はその指定する者に譲り渡すことその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 環境大臣は、前項の規定による命令をした場合において、その命令をされた者がその命令に係る措置をとらないときは、自ら措置をとるとともに、その費用の全部又は一部をその者に負担させることができる。

3 環境大臣は、前条第一項の許可を受けた者が同条第四項において準用する第十条第九項の規定に違反し、又は前条第四項において準用する第十条第四項の規定により付された条件に違反した場合において、希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(輸出入の禁止)

第十五条 特定第一種国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の個体等は、輸出し、又は輸入してはならない。ただし、その輸出又は輸入が、国際的に協力して学術研究をする目的であるものその他の特に必要なものであること、国内希少野生動植物種の本邦における保存に支障を及ぼさないものであることその他の政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

- 2 特定第一種国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸出し、又は輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項又は第五十二条の規定により、輸出又は輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

（違法輸入者に対する措置命令等）

第十六条 経済産業大臣は、外国為替及び外国貿易法第五十二条の規定に基づく政令の規定による承認を受けないで特定第一種国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等が輸入された場合において必要があると認めるときは、その個体等を輸入した者に対し、輸出国内又は原産国内のその保護のために適当な施設その他の場所を指定してその個体等を返送することを命ずることができる。

- 2 環境大臣及び経済産業大臣は、外国為替及び外国貿易法第五十二条の規定に基づく政令の規定による承認を受けないで特定第一種国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸入した者からその個体等がその承認を受けないで輸入されたものであることを知りながら第十二条第一項の規定に違反してその個体等の譲受けをした者がある場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、輸出国内又は原産国内のその保護のために適当な施設その他の場所を指定してその個体等を返送することを命ずることができる。
- 3 経済産業大臣が第一項の規定による命令をした場合又は環境大臣及び経済産業大臣が前項の規定による命令をした場合において、その命令をされた者がその命令に係る返送をしないときは、経済産業大臣又は環境大臣及び経済産業大臣（第五十二条において「経済産業大臣等」という。）は、自らその個体等を前二項に規定する施設その他の場所に返送するとともに、その費用の全部又は一部をその者に負担させることができる。

（陳列又は広告の禁止）

第十七条 希少野生動植物種の個体等は、販売又は頒布をする目的でその陳列又は広告をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 特定第一種国内希少野生動植物種の個体等、特定器官等（特別特定器官等を除く。）、第九条第三号に該当して捕獲等をした国内希少野生動植物種等の個体若しくはその個体の器官若しくはこれらの加工品、第二十条第一項の登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等又は第二十条の四第一項本文の規定により記載をされた同項の事前登録済証に係る原材料器官等の陳列又は広告をする場合その他希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として環境省令で定める場合
- 二 特別特定器官等の陳列又は広告をする場合（特別国際種事業者以外の者が特別国際種事業として陳列又は広告をする場合を除く。）

（陳列又は広告をしている者に対する措置命令）

第十八条 環境大臣は、前条の規定に違反して希少野生動植物種の個体等の陳列又は広告をし

ている者に対し、陳列又は広告の中止その他の同条の規定が遵守されることを確保するため必要な事項を命ずることができる。

(報告徴収及び立入検査)

第十九条 次の各号に掲げる大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ当該各号に規定する者に対し、希少野生動植物種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、希少野生動植物種の個体の捕獲等若しくは個体等の譲渡し等、輸入、陳列若しくは広告に係る施設に立ち入り、希少野生動植物種の個体等、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 一 環境大臣 第十条第一項若しくは第十三条第一項の許可を受けている者又は販売若しくは頒布をする目的で希少野生動植物種の個体等の陳列若しくは広告をしている者
 - 二 環境大臣及び経済産業大臣 特定第一種国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等で輸入されたものの譲受けをした者
 - 三 経済産業大臣 特定第一種国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸入した者
- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三節 国際希少野生動植物種の個体等の登録等（全部省略）

第四節 特定国内種事業及び特定国際種事業等の規制

第一款 特定国内種事業の規制

(特定国内種事業の届出)

第三十条 特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業（以下この節及び第六十二条第一号において「特定国内種事業」という。）を行おうとする者（次項に規定する者を除く。）は、あらかじめ、次に掲げる事項を環境大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地
- 三 譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定第一種国内希少野生動植物種
- 四 前三号に掲げるもののほか、環境省令、農林水産省令で定める事項

2 特定国内種事業のうち加工品に係るものを行おうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を、環境大臣及び加工品の種別に応じて政令で定める大臣（以下この節において「特定国内種関係大臣」という。）に届け出なければならない。

- 一 前項第一号から第三号までに掲げる事項
 - 二 前号に掲げるもののほか、環境大臣及び特定国内種関係大臣の発する命令で定める事項
- 3 環境大臣及び農林水産大臣は、第一項の規定による届出があったときは、届出に係る番号をその届出をした者に通知するとともに、環境省令、農林水産省令で定めるところにより、その届出をした者の氏名又は名称及び住所並びにその番号その他環境省令、農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。
- 4 第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき、又は特定国内種事業を廃止したときは、その日から起算して三十日を経過する日までの間に、その旨を環境大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。
- 5 第一項及び前項に定めるもののほか、これらの規定による届出に関し必要な事項は、環境省令、農林水産省令で定める。
- 6 第三項及び前項の規定は第二項の規定による届出について、第四項の規定は第二項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第三項中「農林水産大臣」とあるのは「特定国内種関係大臣」と、「環境省令、農林水産省令」とあるのは「環境大臣及び特定国内種関係大臣の発する命令」と、第四項中「農林水産大臣」とあるのは「特定国内種関係大臣」と、前項中「環境省令、農林水産省令」とあるのは「環境大臣及び特定国内種関係大臣の発する命令」と読み替えるものとする。

(特定国内種事業を行う者の遵守事項)

第三十一条 前条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者は、その特定国内種事業に関し特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲受け又は引取りをするときは、その個体等の譲渡人又は引渡人の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が法人である場合にはその代表者の氏名を確認するとともに、次に掲げる事項についてその譲渡人又は引渡人から聴取しなければならない。

- 一 その個体等が、繁殖させた個体若しくはその個体の器官若しくはこれらの加工品（次号において「繁殖に係る個体等」という。）であるか又は捕獲され、若しくは採取された個体若しくはその個体の器官若しくはこれらの加工品（第三号において「捕獲又は採取に係る個体等」という。）であるかの別
 - 二 その個体等が繁殖に係る個体等であるときは、繁殖させた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 三 その個体等が捕獲又は採取に係る個体等であるときは、捕獲され、又は採取された場所並びに捕獲し、又は採取した者の氏名及び住所
- 2 前条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者は、環境省令、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により確認し又は聴取した事項その他特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し等に関する事項を書類に記載し、及びこれを保存しなければならない。

- 3 前条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者は、その特定国内種事業に関し特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の陳列又は広告をするときは、環境省令、農林水産省令で定めるところにより、同条第三項の規定により通知された届出に係る番号その他環境省令、農林水産省令で定める事項を表示しなければならない。
- 4 前三項の規定は、前条第二項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者について準用する。この場合において、前二項中「環境省令、農林水産省令」とあるのは、「環境大臣及び特定国内種関係大臣の発する命令」と読み替えるものとする。

(特定国内種事業を行う者に対する指示等)

第三十二条 環境大臣及び農林水産大臣は、第三十条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者が前条第一項から第三項までの規定に違反した場合においてその特定国内種事業を適正化して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認めるときは、その者に対し、これらの規定が遵守されることを確保するため必要な事項について指示をすることができる。

- 2 環境大臣及び農林水産大臣は、第三十条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者が前項の指示に違反した場合においてその特定国内種事業を適正化して希少野生動植物種の保存に資することに支障を及ぼすと認めるときは、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、その特定国内種事業に係る特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 3 前二項の規定は、第三十条第二項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者について準用する。この場合において、前二項中「農林水産大臣」とあるのは「特定国内種関係大臣」と、第一項中「前条第一項から第三項まで」とあるのは「前条第四項において準用する同条第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第三十三条 環境大臣及び農林水産大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、第三十条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者に対し、その特定国内種事業に関し報告を求め、又はその職員に、その特定国内種事業を行うための施設に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定は、第三十条第二項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者について準用する。この場合において、前項中「農林水産大臣」とあるのは、「特定国内種関係大臣」と読み替えるものとする。
- 3 第一項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二款 特定国際種事業等の規制（全部省略）

第三章 生息地等の保護に関する規制

第一節 土地の所有者の義務等

(土地の所有者等の義務)

第三十四条 土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、国内希少野生動植物種の保存に留意しなければならない。

(助言又は指導)

第三十五条 環境大臣は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。

第二節 生息地等保護区

(生息地等保護区)

第三十六条 環境大臣は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であつて、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその国内希少野生動植物種の保存のため重要と認めるものを、生息地等保護区として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）又はその変更は、その区域及び名称、指定又はその変更に係る国内希少野生動植物種並びにその区域の保護に関する指針を定めてするものとする。

3 環境大臣は、指定をし、又はその変更をしようとする場合において、必要があると認めるときは、指定の期間を定めることができる。

4 環境大臣は、指定をし、又はその変更をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中央環境審議会及び関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

5 環境大臣は、指定をし、又はその変更をしようとするとき（指定の変更にあつては、区域を拡張し、又は指定の期間を定め、若しくは延長する場合に限る。次項及び第七項において同じ。）は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間、その区域及び名称並びにその区域の保護に関する指針の案（次項及び第七項において「指定案」という。）並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）を公衆の縦覧に供しなければならない。

- 6 前項の規定による公告があったときは、指定をし、又はその変更をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、環境大臣に指定案についての意見書を提出することができる。
- 7 環境大臣は、指定案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったときその他指定又はその変更に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 8 環境大臣は、指定をし、又はその変更をするときは、その旨並びにその区域及び名称、その区域の保護に関する指針並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）を官報で公示しなければならない。
- 9 指定又はその変更は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。
- 10 環境大臣は、生息地等保護区に係る国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。
- 11 第四項、第八項及び第九項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第八項中「その旨並びにその区域及び名称、その区域の保護に関する指針並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）」とあるのは「その旨及び解除に係る指定の区域」と、第九項中「前項の規定による公示」とあるのは「第十一項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。
- 12 生息地等保護区の区域内（次条第四項第八号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺一キロメートルの区域内）において同項各号に掲げる行為をする者は、第二項の指針に留意しつつ、国内希少野生動植物種の保存に支障を及ぼさない方法でその行為をしなければならない。

（管理地区）

- 第三十七条 環境大臣は、生息地等保護区の区域内で国内希少野生動植物種の保存のため特に必要があると認める区域を管理地区として指定することができる。
- 2 環境大臣は、管理地区に係る国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により前項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるとき又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しなければならない。
 - 3 前条第二項及び第四項から第九項までの規定は第一項の規定による指定及びその変更について、同条第四項、第八項及び第九項の規定は前項の規定による指定の解除について、同条第八項の規定は次項の規定による指定について準用する。この場合において、同条第二項中「その区域及び名称、指定又はその変更に係る国内希少野生動植物種並びにその区域の保護に関する指針」とあるのは第一項の規定による指定及びその変更については「その区域」と、同条第五項中「区域を拡張し、又は指定の期間を定め、若しくは延長する場合」とあるのは第一項の規定による指定及びその変更については「区域を拡張する場合」と、「並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）を公衆」とあるの

は第一項の規定による指定及びその変更については「を公衆」と、同条第八項中「その旨並びにその区域及び名称、その区域の保護に関する指針並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）」とあるのは第一項の規定による指定及びその変更については「その旨及びその区域」と、前項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、次項の規定による指定については「その旨及びその区域並びにその区域ごとの期間」と、同条第九項中「前項の規定による公示」とあるのは「次条第三項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

4 管理地区の区域内（第八号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺一キロメートルの区域内。第四十条第一項及び第四十一条第一項において同じ。）においては、次に掲げる行為（第十号から第十四号までに掲げる行為については、環境大臣が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。）は、環境大臣の許可を受けなければ、してはならない。

一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（水底を含む。）の形質を変更すること。

三 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

四 水面を埋め立て、又は干拓すること。

五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

六 木竹を伐採すること。

七 国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育に必要なものとして環境大臣が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。

八 管理地区の区域内の湖沼若しくは湿原であつて環境大臣が指定するもの又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

九 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の環境大臣が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十 第七号の規定により環境大臣が指定した野生動植物の種の個体その他の物以外の野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。

十一 国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として環境大臣が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。

十二 国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして環境大臣が指定する物質を散布すること。

十三 火入れ又はたき火を行うこと。

十四 国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として環境大臣が定める方法によりその個体を観察すること。

5 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に許可の申請をしなければならない。

6 環境大臣は、前項の申請に係る行為が第三項において準用する前条第二項の指針に適合しないものであるときは、第四項の許可をしないことができる。

- 7 環境大臣は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第四項の許可に条件を付することができる。
- 8 第四項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に同項各号に掲げる行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して三月を経過する日までの間に環境大臣に環境省令で定める事項を届け出たときは、同項の規定にかかわらず、引き続きその行為をすることができる。
- 9 次に掲げる行為については、第四項の規定は、適用しない。
 - 一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
 - 二 通常の管理行為又は軽易な行為で環境省令で定めるもの
 - 三 木竹の伐採で、環境大臣が農林水産大臣と協議して管理地区ごとに指定する方法及び限度内においてするもの
- 10 前項第一号に掲げる行為であって第四項各号に掲げる行為に該当するものをした者は、その日から起算して十四日を経過する日までの間に環境大臣にその旨を届け出なければならない。

(立入制限地区)

- 第三十八条 環境大臣は、管理地区の区域内で国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育のため特にその保護を図る必要があると認めるところを、立入制限地区として指定することができる。
- 2 環境大臣は、前項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするとき（指定の変更にあつては、区域の拡張に限る。）は、その場所の土地の所有者又は占有者（正当な権原を有する者に限る。次項及び第四十二条第二項において同じ。）の同意を得るとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 3 環境大臣は、土地の所有者又は占有者が正当な理由により第一項の規定による指定を解除するよう求めたとき、又はその指定の必要がなくなつたと認めるときは、その指定を解除しなければならない。
 - 4 何人も、環境大臣が定める期間内は、立入制限地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - 一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為をするために立ち入る場合
 - 二 通常の管理行為又は軽易な行為で環境省令で定めるものをするために立ち入る場合
 - 三 前二号に掲げるもののほか、環境大臣がやむを得ない事由があると認めて許可をした場合
 - 5 第三十六条第八項及び第九項の規定は第一項の規定による指定及びその変更並びに第三項の規定による指定の解除について、前条第五項及び第七項の規定は前項第三号の許可について準用する。この場合において、第三十六条第八項中「その旨並びにその区域及び名称、その区域の保護に関する指針並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）」とあるのは第一項の規定による指定及びその変更については「その旨

及びその区域」と、第三項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第九項中「前項の規定による公示」とあるのは「第三十八条第五項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

(監視地区)

第三十九条 生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分（次条第一項及び第四十一条第一項において「監視地区」という。）の区域内において第三十七条第四項第一号から第五号までに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、環境大臣に環境省令で定める事項を届け出なければならない。

- 2 環境大臣は、前項の規定による届出（以下この条において「届出」という。）があった場合において届出に係る行為が第三十六条第二項の指針に適合しないものであるときは、届出をした者に対し、届出に係る行為をすることを禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 前項の規定による命令は、届出があった日から起算して三十日（三十日を経過する日までの間に同項の規定による命令をすることができない合理的な理由があるときは、届出があった日から起算して六十日を超えない範囲内で環境大臣が定める期間）を経過した後又は第五項ただし書の規定による通知をした後は、することができない。
- 4 環境大臣は、前項の規定により期間を定めたときは、これに係る届出をした者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知しなければならない。
- 5 届出をした者は、届出をした日から起算して三十日（第三項の規定により環境大臣が期間を定めたときは、その期間）を経過した後でなければ、届出に係る行為に着手してはならない。ただし、環境大臣が国内希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがないと認めてその者に通知したときは、この限りでない。
- 6 次に掲げる行為については、第一項の規定は、適用しない。
 - 一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
 - 二 通常管理行為又は軽易な行為で環境省令で定めるもの
 - 三 第三十六条第一項の規定による指定又はその変更がされた時において既に着手している行為

(措置命令等)

第四十条 環境大臣は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、管理地区の区域内において第三十七条第四項各号に掲げる行為をしている者又は監視地区の区域内において同項第一号から第五号までに掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。

- 2 環境大臣は、第三十七条第四項若しくは第三十八条第四項の規定に違反した者、第三十七条第七項（第三十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反した者、前条第一項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をした者又は同条

第二項の規定による命令に違反した者がその違反行為によって国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼした場合において、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 3 環境大臣は、前項の規定による命令をした場合において、その命令をされた者がその命令に係る期限までにその命令に係る措置をとらないときは、自ら原状回復をし、その他国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護のため必要な措置をとるとともに、その費用の全部又は一部をその者に負担させることができる。

(報告徴収及び立入検査等)

第四十一条 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、管理地区の区域内において第三十七条第四項各号に掲げる行為をした者又は監視地区の区域内において同項第一号から第五号までに掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、生息地等保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が国内希少野生動植物種の保存に及ぼす影響について調査をさせることができる。
- 3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(実地調査)

第四十二条 環境大臣は、第三十六条第一項、第三十七条第一項又は第三十八条第一項の規定による指定又はその変更をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

- 2 環境大臣は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 第一項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(公害等調整委員会の裁定)

第四十三条 第三十七条第四項、第三十九条第二項又は第四十条第二項の規定による処分不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、審査請求をすることができない。

2 行政不服審査法第二十二条の規定は、前項の処分について、処分をした行政庁が誤って審査請求又は再調査の請求をすることができる旨を教示した場合に準用する。

(損失の補償)

第四十四条 国は、第三十七条第四項の許可を受けることができないため、同条第七項の規定により条件を付されたため又は第三十九条第二項の規定による命令をされたため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

2 前項の補償を受けようとする者は、環境大臣にその請求をしなければならない。

3 環境大臣は、前項の請求を受けたときは、補償をすべき金額を決定し、その請求をした者に通知しなければならない。

4 前項の規定による金額の決定に不服がある者は、同項の規定による通知を受けた日から六月を経過する日までの間に、訴えをもってその増額の請求をすることができる。

5 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

第四章 保護増殖事業

(保護増殖事業計画)

第四十五条 環境大臣及び保護増殖事業を行おうとする国の行政機関の長（第三項及び第四十八条の二において「環境大臣等」という。）は、保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、中央環境審議会の意見を聴いて保護増殖事業計画を定めるものとする。

2 前項の保護増殖事業計画は、保護増殖事業の対象とすべき国内希少野生動植物種ごとに、保護増殖事業の目標、保護増殖事業が行われるべき区域及び保護増殖事業の内容その他保護増殖事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項について定めるものとする。

3 環境大臣等は、第一項の保護増殖事業計画を定めたときは、その概要を官報で公示し、かつ、その保護増殖事業計画を一般の閲覧に供しなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、第一項の保護増殖事業計画の変更について準用する。

(認定保護増殖事業等)

第四十六条 国は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、保護増殖事業を行うものとする。

2 地方公共団体は、その行う保護増殖事業であつてその事業計画が前条第一項の保護増殖事業計画に適合するものについて、環境大臣のその旨の確認を受けることができる。

- 3 国及び地方公共団体以外の者は、その行う保護増殖事業について、その者がその保護増殖事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその保護増殖事業の事業計画が前条第一項の保護増殖事業計画に適合している旨の環境大臣の認定を受けることができる。
- 4 環境大臣は、前項の認定をしたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。第四十八条第二項又は第三項の規定によりこれを取り消したときも、同様とする。

第四十七条 認定保護増殖事業等（国の保護増殖事業、前条第二項の確認を受けた保護増殖事業及び同条第三項の認定を受けた保護増殖事業をいう。以下この条において同じ。）は、第四十五条第一項の保護増殖事業計画に即して行われなければならない。

- 2 認定保護増殖事業等として実施する行為については、第九条、第十二条第一項、第三十七条第四項及び第十項、第三十八条第四項、第三十九条第一項並びに第五十四条第二項及び第三項の規定は、適用しない。
- 3 生息地等保護区の区域内の土地の所有者又は占有者は、認定保護増殖事業等として実施される給餌設備その他の保護増殖事業のために必要な施設の設置に協力するように努めなければならない。
- 4 環境大臣は、前条第三項の認定を受けて保護増殖事業を行う者に対し、その保護増殖事業の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第四十八条 第四十六条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けて保護増殖事業を行う者は、その保護増殖事業を廃止したとき、又はその保護増殖事業を第四十五条第一項の保護増殖事業計画に即して行うことができなくなったときは、その旨を環境大臣に通知しなければならない。

- 2 環境大臣は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る第四十六条第二項の確認又は同条第三項の認定を取り消すものとする。
- 3 環境大臣は、第四十六条第三項の認定を受けた保護増殖事業が第四十五条第一項の保護増殖事業計画に即して行われていないと認めるとき、又はその保護増殖事業を行う者がその保護増殖事業を適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき若しくは前条第四項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

（土地への立入り等）

第四十八条の二 環境大臣等は、保護増殖事業の実施に係る野生動植物の種の個体の捕獲等に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入り、立木竹を伐採させ、又は土地（水底を含む。以下この条において同じ。）の形質の軽微な変更をさせることができる。

- 2 環境大臣等は、その職員に前項の規定による行為をさせるときは、あらかじめ、土地の所有者若しくは占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。
- 5 環境大臣等は、第二項の規定による通知をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不分明なときは、その通知に係る土地又は立木竹の所在地の属する市町村の事務所の掲示場にその通知の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を官報に掲載しなければならない。この場合においては、その掲示を始めた日又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から十四日を経過した日に、その通知は、相手方に到達したものとみなす。

(損失の補償)

第四十八条の三 国は、前条第一項の規定による行為によって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

- 2 第四十四条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

第五章 認定希少種保全動植物園等

(希少種保全動植物園等の認定)

第四十八条の四 動植物園等を設置し、又は管理する者（法人に限る。）は、申請により、次の各号のいずれにも適合していることについて、動植物園等ごとに、環境大臣の認定を受けることができる。

- 一 当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等の目的が、第十三条第一項に規定する目的に適合すること。
 - 二 当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等の実施体制及び飼養栽培施設が、当該希少野生動植物種の保存に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。
 - 三 当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等に関する計画が、当該希少野生動植物種の保存に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。
 - 四 前号の計画が確実に実施されると見込まれること。
 - 五 当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の展示の方針その他の事項が、希少野生動植物種の保存に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。
- 2 前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 認定を受けようとする者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
 - 二 認定を受けようとする動植物園等の名称及び所在地
 - 三 前号の動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の種名
 - 四 前号に掲げる希少野生動植物種ごとの飼養等及び譲渡し等の目的
 - 五 第三号に掲げる希少野生動植物種ごとの飼養等及び譲渡し等の実施体制及び飼養栽培施設に関する事項
 - 六 前項第三号の計画（第四十八条の十において「計画」という。）
 - 七 前各号に掲げるもののほか、第三号に掲げる希少野生動植物種の展示の方針その他環境省令で定める事項
- 3 環境大臣は、第一項の認定の申請が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をしなければならない。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の認定を受けることができない。
- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
 - 二 第四十八条の九の規定により第一項の認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者
 - 三 その役員のうち、第一号に該当する者がある者
- 5 環境大臣は、第一項の認定をしたときは、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める事項を公示しなければならない。次条第一項の規定により変更の認定をしたとき、同条第三項の規定による変更の届出があったとき、同条第四項の規定による廃止の届出があったとき、第四十八条の六第一項の規定により認定の更新をしたとき、又は第四十八条の九の規定により認定を取り消したときも、同様とする。

(変更の認定等)

- 第四十八条の五 前条第一項の認定を受けた動植物園等（以下「認定希少種保全動植物園等」という。）を設置し、又は管理する者（以下「認定希少種保全動植物園等設置者等」という。）は、同条第二項第三号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。
- 2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の変更の認定について準用する。この場合において、同条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは、「変更に係る事項」と読み替えるものとする。
- 3 認定希少種保全動植物園等設置者等は、前条第二項第一号から第六号までに掲げる事項（同項第三号から第六号までに掲げる事項にあっては、第一項ただし書に規定する軽微な変更に係るものであって、環境省令で定めるものに限る。）を変更したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

- 4 認定希少種保全動植物園等設置者等は、認定希少種保全動植物園等を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(認定の更新)

第四十八条の六 第四十八条の四第一項の認定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 第四十八条の四第二項から第四項までの規定は、前項の認定の更新について準用する。
- 3 第一項の認定の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「認定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、認定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(記録及び報告)

第四十八条の七 認定希少種保全動植物園等設置者等は、認定希少種保全動植物園等ごとに、希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等に関し環境省令で定める事項を記録し、これを保存するとともに、環境省令で定めるところにより、定期的に、これを環境大臣に報告しなければならない。

(適合命令)

第四十八条の八 環境大臣は、認定希少種保全動植物園等が第四十八条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定希少種保全動植物園等設置者等に対し、これらの規定に適合させるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(認定の取消し)

第四十八条の九 環境大臣は、認定希少種保全動植物園等設置者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第四十八条の四第一項の認定を取り消すことができる。

- 一 認定希少種保全動植物園等設置者等がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反したとき。
- 二 認定希少種保全動植物園等設置者等が不正の手段により第四十八条の四第一項の認定、第四十八条の五第一項の変更の認定又は第四十八条の六第一項の認定の更新を受けたとき。
- 三 認定希少種保全動植物園等が第四十八条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

(譲渡し等の禁止等の特例)

第四十八条の十 認定希少種保全動植物園等設置者等が計画に従って行う希少野生動植物種の譲渡し等については、第十二条第一項及び第五十四条第二項の規定は、適用しない。

(報告徴収及び立入検査)

第四十八条の十一 環境大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、認定希少種保全動植物園等設置者等に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、認定希少種保全動植物園等若しくは認定希少種保全動植物園等設置者等の事務所に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則（全部省略）

第七章 罰則（一部省略）

第五十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九条、第十二条第一項又は第十五条第一項の規定に違反した者

二 偽りその他不正の手段により第十条第一項の許可、第十三条第一項の許可、第二十条第一項の登録、第二十条の二第一項の登録の更新、第二十条の三第一項の登録、第三十三条の六第一項の登録又は第三十三条の十第一項の登録の更新を受けた者

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項若しくは第三項、第十四条第一項若しくは第三項、第十六条第一項若しくは第二項、第十八条、第三十三条の十二又は第四十条第二項の規定による命令に違反した者

二 第十七条、第二十条第七項又は第三十七条第四項の規定に違反した者

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第四項（第十三条第四項において準用する場合を含む。）又は第三十七条第七項の規定により付された条件に違反した者

三 第二十条の四第四項から第六項まで、第三十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第三十三条の四第二項、第三十三条の十三又は第三十三条の二十三第六項の規定による命令に違反した者

第六十条 第二十五条第一項、第三十三条の十七第一項又は第三十三条の二十八第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十条第一項若しくは第二項又は第三十三条の二の規定による届出をしないで特定国内種事業若しくは特定国際種事業を行い、又は虚偽の届出をした者
- 二 第三十八条第五項において準用する第三十七条第七項の規定により付された条件に違反した者
- 三 第三十九条第一項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をし、又は虚偽の届出をした者
- 四 第三十九条第二項の規定による命令に違反した者
- 五 第三十九条第五項の規定に違反した者

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第八項の規定に違反して許可証又は従事者証を携帯しないで捕獲等をした者
- 二 第十九条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 六 第二十一条、第二十二条第一項、第三十条第四項（同条第六項及び第三十三条の五において準用する場合を含む。）、第三十三条の七第一項、第三十三条の九又は第三十三条の二十三第三項から第五項までの規定に違反した者
- 七 第三十三条第一項（同条第二項及び第三十三条の五において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第三十三条の十四第一項若しくは第二項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三十三条第一項若しくは第三十三条の十四第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出した者
- 十 第四十一条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 十一 第四十二条第四項又は第四十八条の二第四項の規定に違反して、第四十二条第一項又は第四十八条の二第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者
- 十二 第四十八条の十一に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第五十七条の二 一億円以下の罰金刑

二 第五十八条第一号（第十八条に係る部分に限る。）、第二号（第十七条及び第二十条第七項に係る部分に限る。）又は第三号 二千万円以下の罰金刑

三 第五十八条第一号（第十八条に係る部分を除く。）若しくは第二号（第三十七条第四項に係る部分に限る。）、第五十九条、第六十二条又は第六十三条 各本条の罰金刑

2 前項の規定により第五十七条の二の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

附 則（全部省略）

4-7 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する 法律（抜粋）

（平成十六年六月二日法律第七十八号）

最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 特定外来生物の取扱いに関する規制（第四条—第十条）

第三章 特定外来生物の防除（第十一条—第二十条）

第四章 未判定外来生物（第二十一条—第二十四条）

第四章の二 輸入品等の検査等（第二十四条の二—第二十四条の四）

第五章 雑則（第二十五条—第三十一条）

第六章 罰則（第三十二条—第三十六条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（その生物が交雑することにより生じた生物を含む。以下「外来生物」という。）であって、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物（以下「在来生物」という。）とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの個体（卵、種子その他政令で定めるものを含み、生きているものに限る。）及びその器官（飼養等に係る規制等のこの法律に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものであって、政令で定めるもの（生きているものに限る。）に限る。）をいう。

2 この法律において「生態系等に係る被害」とは、生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害をいう。

3 主務大臣は、第一項の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(特定外来生物被害防止基本方針)

第三条 主務大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。

2 前項の基本方針（以下「特定外来生物被害防止基本方針」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想

二 特定外来生物の選定に関する基本的な事項

三 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項

四 国等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

3 主務大臣は、特定外来生物被害防止基本方針について第一項の閣議の決定があったときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、特定外来生物被害防止基本方針の変更について準用する。

第二章 特定外来生物の取扱いに関する規制

(飼養等の禁止)

第四条 特定外来生物は、飼養等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る飼養等をする場合
- 二 次章の規定による防除に係る捕獲等その他主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

(飼養等の許可)

第五条 学術研究の目的その他主務省令で定める目的で特定外来生物の飼養等しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に許可の申請をしなければならない。
- 3 主務大臣は、前項の申請に係る飼養等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。
 - 一 飼養等の目的が第一項に規定する目的に適合しないこと。
 - 二 飼養等をする者が当該特定外来生物の性質に応じて主務省令で定める基準に適合する飼養等施設（以下「特定飼養等施設」という。）を有しないことその他の事由により飼養等に係る特定外来生物を適切に取り扱うことができないと認められること。
- 4 主務大臣は、第一項の許可をする場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。
- 5 第一項の許可を受けた者は、その許可に係る飼養等をするには、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の点検を定期的に行うこと、当該特定外来生物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の主務省令で定める方法によらなければならない。

第六条 削除

(輸入の禁止)

第七条 特定外来生物は、輸入してはならない。ただし、第五条第一項の許可を受けた者がその許可に係る特定外来生物の輸入をする場合は、この限りでない。

(譲渡し等の禁止)

第八条 特定外来生物は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）をしてはならない。ただし、第四条第一号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。

(放出等の禁止)

第九条 飼養等、輸入又は譲渡し等に係る特定外来生物は、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の外で放出、植栽又はは種（以下「放出等という。」）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る放出等をする場合
- 二 次章の規定による防除に係る放出等をする場合

（放出等の許可）

第九条の二 次章の規定による防除の推進に資する学術研究の目的で特定外来生物の放出等をしようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に許可の申請をしなければならない。
- 3 主務大臣は、前項の申請に係る放出等の目的が第一項に規定する目的に適合し、かつ、当該放出等が当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがないものであることその他の主務省令で定める基準に適合するものであると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
- 4 主務大臣は、第一項の許可をしたときは、主務省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。
- 5 第一項の許可を受けた者は、その許可に係る放出等をするときは、前項の許可証を携帯しなければならない。
- 6 第五条第四項の規定は、第一項の許可について準用する。

（措置命令等）

第九条の三 主務大臣は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、第四条、第五条第五項、第八条若しくは第九条の規定又は第五条第四項（前条第六項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反した者に対して、その防止のため必要な限度において、当該特定外来生物の飼養等の中止、当該特定外来生物に係る飼養等の方法の改善、放出等をした当該特定外来生物の回収その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

- 2 主務大臣は、第五条第一項又は前条第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その許可を取り消すことができる。

（報告徴収及び立入検査）

第十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第五条第一項又は第九条の二第一項の許可を受けている者に対し、特定外来生物の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定外来生物の飼養等に係る施設又は放出等に係る区域に立ち入り、特定外来生物、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三章 特定外来生物の防除

(主務大臣等による防除)

第十一条 特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長（以下「主務大臣等」という。）は、この章の規定により、防除を行うものとする。

2 主務大臣等は、前項の規定による防除をするには、主務省令で定めるところにより、関係都道府県の意見を聴いて、次に掲げる事項を定め、これを公示しなければならない。

- 一 防除の対象となる特定外来生物の種類
- 二 防除を行う区域及び期間
- 三 当該特定外来生物の捕獲、採取若しくは殺処分（以下「捕獲等」という。又はその防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等）その他の防除の内容
- 四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の特例)

第十二条 主務大臣等が行う前条第一項の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲等については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定は、適用しない。

(土地への立入り等)

第十三条 主務大臣等は、第十一条第一項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来生物の捕獲等もしくは放出等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。

2 主務大臣等は、その職員に前項の規定による行為をさせる場合には、あらかじめ、その土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 主務大臣等は、第二項の規定による通知をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不明なときは、その通知に係る土地、水面又は立木竹の所在地の属する市町村の事務所の掲示場にその通知の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を官報に掲載しなければならない。この場合においては、その掲示を始めた日又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から十四日を経過した日に、その通知は、相手方に到達したものとみなす。

(損失の補償)

第十四条 国は、前条第一項の規定による行為によって損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

- 2 前項の規定による補償を受けようとする者は、主務大臣等にこれを請求しなければならない。
- 3 主務大臣等は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

(訴えの提起)

第十五条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から六月以内に訴えをもって補償すべき金額の増額を請求することができる。

- 2 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(原因者負担)

第十六条 国は、第十一条第一項の規定による防除の実施が必要となった場合において、その原因となった行為をした者があるときは、その防除の実施が必要となった限度において、その費用の全部又は一部を負担させることができる。

(負担金の徴収方法)

第十七条 主務大臣等は、前条の規定により費用を負担させようとするときは、主務省令で定めるところにより、その負担させようとする費用（以下この条において「負担金」という。）の額及びその納付期限を定めて、その納付を命じなければならない。

- 2 主務大臣等は、前項の納付期限までに負担金を納付しない者があるときは、主務省令で定めるところにより、督促状で期限を指定して督促しなければならない。
- 3 主務大臣等は、前項の規定による督促をしたときは、主務省令で定めるところにより、負担金の額に、年十四・五パーセントを超えない割合を乗じて、第一項の納付期限の翌日からその負担金の完納の日又はその負担金に係る財産差押えの日の前日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。
- 4 主務大臣等は、第二項の規定による督促を受けた者が、同項の督促状で指定した期限までにその納付すべき負担金及びその負担金に係る前項の延滞金（以下この条において「延滞金」という。）を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、その負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 5 延滞金は、負担金に先立つものとする。

(主務大臣等以外の者による防除)

第十八条 地方公共団体は、その行う特定外来生物の防除であって第十一条第二項の規定により公示された事項に適合するものについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣のその旨の確認を受けることができる。

- 2 国及び地方公共団体以外の者は、その行う特定外来生物の防除について、主務省令で定めるところにより、その者が適正かつ確実に実施することができ、

及び第十一条第二項の規定により公示された事項に適合している旨の主務大臣の認定を受けることができる。

- 3 主務大臣は、第一項の確認をしたとき又は前項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。第二十条第二項又は第四項の規定によりこれらを取り消したときも、同様とする。
- 4 第十二条の規定は地方公共団体が行う第一項の確認を受けた防除又は国及び地方公共団体以外の者が行う第二項の認定を受けた防除について、第十三条から前条までの規定は第一項の確認を受けた防除に関する事務を所掌する地方公共団体について準用する。この場合において、第十三条第四項中「官報」とあるのは、「地方公共団体の公報」と読み替えるものとする。

第十九条 主務大臣は、前条第二項の認定を受けて防除を行う者に対し、その防除の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第二十条 第十八条第一項の確認又は同条第二項の認定を受けて防除を行う者は、その防除を中止したとき、又はその防除を第十一条第二項の規定により公示された事項に即して行うことができなくなったときは、その旨を主務大臣に通知しなければならない。

- 2 主務大臣は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る第十八条第一項の確認又は同条第二項の認定を取り消すものとする。
- 3 主務大臣は、第十八条第二項の認定を受けた防除におけるその防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等が第十一条第二項の規定により公示された事項に即して行われていないと認めるときは、その防除を行う者に対し、放出等をした当該特定外来生物の回収その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。
- 4 主務大臣は、第十八条第二項の認定を受けた防除が第十一条第二項の規定により公示された事項に即して行われていないと認めるとき、又はその防除を行う者がその防除を適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき若しくは前条に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

第四章 未判定外来生物（全部省略）

第四章の二 輸入品等の検査等（全部省略）

第五章 雑則（全部省略）

第六章 罰則（一部省略）

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四条の規定に違反して、販売又は頒布をする目的で特定外来生物の飼養等をした者
- 二 偽りその他不正の手段により第五条第一項又は第九条の二第一項の許可を受けた者
- 三 第七条又は第九条の規定に違反した者
- 四 第八条の規定に違反して、特定外来生物の販売又は頒布をした者
- 五 第九条の三第一項又は第二十四条の二第二項の規定による命令に違反した者

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四条又は第八条の規定に違反した者（前条第一号又は第四号に該当する者を除く。）
- 二 第五条第四項の規定により付された条件に違反して特定外来生物の飼養等をした者
- 三 第九条の二第六項において準用する第五条第四項の規定により付された条件に違反して特定外来生物の放出等をした者
- 四 第二十条第三項の規定による命令に違反した者

第三十四条 第二十五条第一項又は第二項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第十条第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第三十二条 一億円以下の罰金刑
- 二 第三十三条 五千万円以下の罰金刑
- 三 前二条 各本条の罰金刑

附則（全部省略）

4-8 文化財保護法（抜粋）

（昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号）

最終改正：平成一九年三月三〇日法律第七号

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第七章 史跡名勝天然記念物（第九条—第三十三条）

第十一章 文化審議会への諮問（第五十三条）

第十三章 罰則（第九十三条—第二百三条）

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第一百五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九十九条、第一百条、第一百十二条、第二百二十二条、第三百十一条第一項第四号、第一百五十三条第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであるこ

とを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。
(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるすることができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき、又は認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第十二章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
- 3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

- 3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとい認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第二百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第一百八条及び第二百十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第二百十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第二百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第一百一十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第八十四条第一項の規定により

前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会) に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第二百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第二百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
 - 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
 - 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
 - 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(登録記念物)

第百三十二条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物（第百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。）以外の記念物（第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

- 2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項、第百九条第三項から第五項まで並びに第百十一条第一項の規定を準用する。

第百三十三条 前条の規定により登録された記念物（以下「登録記念物」という。）については、第五十九条第一項から第五項まで、第六十四条、第六十八条、第百十一条第二項及び第三項並びに第百十三条から第百二十条までの規定を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第百九条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき（第百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたときを含む。）」と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第百十三条第一項中「不適當であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適當であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第百十八条及び第百二十条中「第三十条、第三

十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第三十一条第一項中「並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第百十八条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項」とあるのは「第四十七条第四項」と、第百二十条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

第十一章 文化審議会への諮問

第百五十三条 文部科学大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

- 一 国宝又は重要文化財の指定及びその指定の解除
 - 二 登録有形文化財の登録及びその登録の抹消（第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）
 - 三 重要無形文化財の指定及びその指定の解除
 - 四 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
 - 五 重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定及びその指定の解除
 - 六 登録有形民俗文化財の登録及びその登録の抹消（第九十条第三項で準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）
 - 七 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除
 - 八 史跡名勝天然記念物の仮指定の解除
 - 九 登録記念物の登録及びその登録の抹消（第百三十三条で準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）
 - 十 重要文化的景観の選定及びその選定の解除
 - 十一 重要伝統的建造物群保存地区の選定及びその選定の解除
 - 十二 選定保存技術の選定及びその選定の解除
 - 十三 選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除
- 2 文化庁長官は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。
- 一 重要文化財の管理又は国宝の修理に関する命令
 - 二 文化庁長官による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行
 - 三 重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可
 - 四 重要文化財の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令
 - 五 国による重要文化財の買取り

- 六 重要無形文化財以外の無形文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選択
- 七 重要有形民俗文化財の管理に関する命令
- 八 重要有形民俗文化財の買取り
- 九 重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選択
- 十 遺跡の現状変更となる行為についての停止命令又は禁止命令の期間の延長
- 十一 文化庁長官による埋蔵文化財の調査のための発掘の施行
- 十二 史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する命令
- 十三 文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行
- 十四 史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可
- 十五 史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令
- 十六 史跡名勝天然記念物の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わない場合又は史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止に違反した場合の原状回復の命令
- 十七 重要文化的景観の管理に関する命令
- 十八 第百八十四条第一項の政令（同項第二号に掲げる事務に係るものに限る。）の制定又は改廃の立案

第十三章 罰則

第百九十三条 第四十四条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けないで重要文化財を輸出した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

第百九十四条 第八十二条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けないで重要有形民俗文化財を輸出した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

第百九十五条 重要文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該重要文化財の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第百九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十三条又は第二百二十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者
- 二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十九条第三項（第八十六条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者
- 二 第九十八条第三項（第八十六条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第三十九条第三項で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者
- 三 第二百二十三条第二項（第八十六条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第三十九条第三項で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第九十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第二百条 第三十九条第一項（第四十七条第三項（第八十三条で準用する場合を含む。）、第二百二十三条第二項、第八十六条第二項又は第八十七条第二項で準用する場合を含む。）、第四十九条（第八十五条で準用する場合を含む。）又は第八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 正当な理由がなくて、第三十六条第一項（第八十三条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第三十七条第一項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者
- 二 正当な理由がなくて、第二百一条第一項（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第二百二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者
- 三 正当な理由がなくて、第三十七条第二項の規定による重要文化的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わなかつた者

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 正当な理由がなくて、第四十五条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者
- 二 第四十六条（第八十三条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後第四十六条第五項（第八十三条で準用する場合を含む。）に規定する期間内に、国以外の者に重要文化財又は重要有形民俗文化財を譲り渡し、又は第四十六条第一項（第八十三条で準用する場合を含む。）の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者
- 三 第四十八条第四項（第五十一条第三項（第八十五条で準用する場合を含む。）及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。））、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わなかつた者
- 四 第五十三条第一項、第三項又は第四項の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで重要文化財を公開し、又は公開の停止の命令に従わなかつた者
- 五 第五十四条（第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第六十八条（第九十条第三項及び第一百三十三条で準用する場合を含む。）、第一百三十一条（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第一百三十一条又は第四十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 六 第九十二条第二項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかつた者
- 七 正当な理由がなくて、第二百二十八条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第二十八条第五項、第二十九条第四項（第七十九条第二項で準用する場合を含む。）、第五十六条第二項（第八十六条で準用する場合を含む。）又は第五十九条第六項若しくは第六十九条（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかつた者
- 二 第三十一条第三項（第六十条第四項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第八十条及び第一百九条第二項（第一百三十三条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第三十二条（第六十条第四項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第八十条及び第一百二十条（第一百三十三条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）

む。）、第三十三条（第八十条、第百十八条及び第百二十条（これらの規定を第百三十三條で準用する場合を含む。）並びに第百七十二條第五項で準用する場合を含む。）、第三十四條（第八十条及び第百七十二條第五項で準用する場合を含む。）、第四十三條の二第一項、第六十一條若しくは第六十二條（これらの規定を第九十條第三項で準用する場合を含む。）、第六十四條第一項（第九十條第三項及び第百三十三條で準用する場合を含む。）、第六十五條第一項（第九十條第三項で準用する場合を含む。）、第七十三條、第八十一條第一項、第八十四條第一項本文、第九十二條第一項、第九十六條第一項、第百十五條第二項（第百二十條、第百三十三條及び第百七十二條第五項で準用する場合を含む。）、第百二十七條第一項、第百三十六條又は第百三十九條第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十二條の二第五項（第三十四條の三第二項（第八十三條で準用する場合を含む。）、第六十條第四項及び第六十三條第二項（これらの規定を第九十條第三項で準用する場合を含む。）並びに第八十条で準用する場合を含む。）又は第百十五條第四項（第百三十三條で準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

4-9 鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例

(平成 15 年 3 月 25 日 条例第 11 号)

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条－第 9 条)
 - 第 2 章 個体の取扱いに関する規制 (第 10 条－第 19 条)
 - 第 1 節 個体の所有者又は占有者の義務等 (第 10 条)
 - 第 2 節 個体の捕獲等の禁止 (第 11 条－第 14 条)
 - 第 3 節 特定事業の規制 (第 15 条－第 19 条)
 - 第 3 章 生息地等の保護に関する規制 (第 20 条－第 25 条)
 - 第 4 章 雑則 (第 26 条－第 31 条)
 - 第 5 章 罰則 (第 32 条－第 36 条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることにかんがみ、県内に生息し又は生育する希少な野生動植物の保護を図ることにより良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「希少野生動植物」とは、次の各号のいずれかに該当する野生動植物をいう。

- (1) 種（亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ない野生動植物
- (2) 種の個体の数が著しく減少しつつある野生動植物
- (3) 種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつある野生動植物
- (4) 種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつある野生動植物
- (5) 前各号に掲げるもののほか、種の存続に支障を来す事情がある野生動植物

2 この条例において「指定希少野生動植物」とは、県内に生息し又は生育する希少野生動植物であつて、知事が第9条第1項の規定により指定するもの（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第4条第3項の国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項の緊急指定種である野生動植物を除く。）をいう。

3 この条例において「特定希少野生動植物」とは、指定希少野生動植物であつて、知事が第9条第2項の規定により指定するものをいう。

4 この条例において「県民等」とは、県民、事業者、旅行者及び滞在者をいう。

(県の責務)

第3条 県は、野生動植物が置かれている状況を常に把握するとともに、希少野生動植物の保護に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、希少野生動植物の保護の必要性について、県民等の理解を深めるよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民等の責務)

第4条 県民等は、前条第1項の県が実施する施策に協力する等希少野生動植物の保護に寄与するように努めなければならない。

(市町村への要請及び支援)

第5条 県は、市町村に対し、希少野生動植物の保護に関する施策を策定し、及び実施すること並びに第3条第1項の県が実施する施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する希少野生動植物の保護に関する施策について、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(財産権の尊重等)

第6条 この条例の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、県民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、並びに県土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

(地域開発施策等における配慮)

第7条 県は、地域の開発及び整備その他の希少野生動植物の個体の生息又は生育の環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、希少野生動植物の個体の生息又は生育の環境の適正な保全について配慮しなければならない。

(希少野生動植物保護基本方針)

第8条 知事は、希少野生動植物の保護のための基本方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 希少野生動植物の保護に関する基本構想
- (2) 指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項
- (3) 指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）の取扱いに関する基本的な事項
- (4) 指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、希少野生動植物の保護に関する重要事項

3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、鹿児島県環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 知事は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

7 この条例の規定に基づく処分その他希少野生動植物の保護のための施策及び事業の内容は、基本方針と調和するものでなければならない。

(指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の指定)

第9条 知事は、県内に生息し又は生育する希少野生動植物であって、特に保護を図る必要があると認めるものを指定希少野生動植物として指定することができる。

- 2 知事は、指定希少野生動植物であつて、商業的にその個体の繁殖をさせることができるものを特定希少野生動植物として指定することができる。
- 3 知事は、前2項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、その旨を告示しなければならない。
- 5 前項の規定による告示があつたときは、利害関係人は、当該告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に指定についての意見書を提出することができる。
- 6 知事は、指定について異議がある旨の前項の意見書の提出があつたときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 7 知事は、指定をするときは、その旨及び指定に係る動植物の種名を告示しなければならない。
- 8 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 9 知事は、指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により、指定の必要がなくなつたと認めるとき又は指定を継続することが適当でないとき認めるときは、指定を解除しなければならない。
- 10 第3項から第8項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

第2章 個体の取扱いに関する規制

第1節 個体の所有者又は占有者の義務等

第10条 指定希少野生動植物の個体の所有者又は占有者は、指定希少野生動植物を保護することの重要性を自覚し、その個体を適切に取り扱うよう努めなければならない。

- 2 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、指定希少野生動植物の個体の所有者又は占有者に対し、その個体の取扱いに関し必要な助言又は指導をすることができる。

第2節 個体の捕獲等の禁止

（捕獲等の禁止）

第11条 指定希少野生動植物の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 次条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
 - (2) 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合
- 2 前項の規定に違反して捕獲等をされた指定希少野生動植物の個体（その加工品であつて規則で定めるものを含む。）は、所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

(捕獲等の許可)

- 第12条 学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。
 - 3 知事は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の許可をしてはならない。
 - (1) 捕獲等の目的が第1項に規定する目的に適合しない場合
 - (2) 捕獲等によって指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 捕獲等をする者が適当な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合
 - 4 知事は、第1項の許可をする場合において、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第1項の許可に条件を付することができる。
 - 5 知事は、第1項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。
 - 6 第1項の許可を受けた者のうち法人であるものその他その許可に係る捕獲等に他人を従事させることについてやむを得ない事由があるものとして規則で定めるものは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。
 - 7 第1項の許可を受けた者は、その者若しくはその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者が第5項の許可証若しくは前項の従事者証を紛失し、又はその許可証若しくは従事者証が滅失したときは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。
 - 8 第1項の許可を受けた者又はその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者は、捕獲等をするときは、第5項の許可証又は第6項の従事者証を携帯しなければならない。
 - 9 第1項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適当な飼養栽培施設に収容することその他の規則で定める方法により適切に取り扱わなければならない。

(捕獲等許可者に対する措置命令等)

- 第13条 知事は、前条第1項の許可を受けた者が同条第9項の規定に違反し、又は同条第4項の規定により付された条件に違反した場合において、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。
- 2 知事は、前条第1項の許可を受けた者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規

定又はこの条例に基づく処分に違反した場合において指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

(報告徴収及び立入検査)

第14条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第12条第1項の許可を受けている者に対し、指定希少野生動植物の個体の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、指定希少野生動植物の個体の捕獲等に係る施設に立ち入り、指定希少野生動植物の個体、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3節 特定事業の規制

(特定事業の届出)

第15条 特定希少野生動植物の個体の譲渡しの業務を伴う事業(以下「特定事業」という。)を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 特定希少野生動植物の個体の譲渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地

(3) 譲渡しの業務の対象とする特定希少野生動植物の種名

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき、又は特定事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、その日から起算して30日を経過する日までの間に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前2項の規定による届出があった場合、規則で定める事項を告示するものとする。

(経過措置)

第16条 前条の規定にかかわらず、一の種が新たに特定希少野生動植物に指定された際現にその特定希少野生動植物の個体の譲渡しの業務を伴う事業を行っている者は、その種が特定希少野生動植物となった日から30日以内に、前条第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。この場合において、この条の規定による届出をした者は、前条第1項の届出をしたものとみなす。

(特定事業を行う者の遵守事項)

第 17 条 第 15 条第 1 項の規定による届出をして特定事業を行う者（前条後段の規定により第 15 条第 1 項の届出をした者とみなされるものを含む。以下この条、次条及び第 19 条第 1 項において同じ。）は、その特定事業に関し特定希少野生動植物の個体の譲受けをするときは、その個体の譲渡人の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が法人である場合にはその代表者の氏名を確認するとともに、次に掲げる事項についてその譲渡人から聴取しなければならない。

- (1) その個体が、繁殖させた個体であるか又は捕獲され、若しくは採取された個体であるかの別
 - (2) その個体が繁殖させた個体であるときは、繁殖させた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (3) その個体が捕獲され、又は採取された個体であるときは、捕獲され、又は採取された場所並びに捕獲し、又は採取した者の氏名及び住所
- 2 第 15 条第 1 項の規定による届出をして特定事業を行う者は、規則で定めるところにより、前項の規定により確認し又は聴取した事項その他特定希少野生動植物の個体の譲渡しに関する事項を書類に記載し、及びこれを保存しなければならない。

(特定事業を行う者に対する指示等)

第 18 条 知事は、第 15 条第 1 項の規定による届出をして特定事業を行う者が前条第 1 項又は第 2 項の規定に違反した場合においてその特定事業を適正化して希少野生動植物の保護に資するため必要があると認めるときは、その者に対し、これらの規定が遵守されることを確保するため必要な事項について指示をすることができる。

- 2 知事は、第 15 条第 1 項の規定による届出をして特定事業を行う者が前項の指示に違反した場合においてその特定事業を適正化して希少野生動植物の保護に資することに支障を及ぼすと認めるときは、その者に対し、3 月を超えない範囲内で期間を定めて、その特定事業に係る特定希少野生動植物の個体の譲渡しの業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(報告徴収及び立入検査)

第 19 条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第 15 条第 1 項の規定による届出をして特定事業を行う者に対し、その特定事業に関し報告を求め、又はその職員に、その特定事業を行うための施設に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3章 生息地等の保護に関する規制

(生息地等保護区の指定)

- 第20条 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であつて、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその指定希少野生動植物の保護のため重要と認めるものを、生息地等保護区（以下「保護区」という。）として指定することができる。
- 2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物及び指定の区域の保護に関する指針を定めてするものとする。
 - 3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。
 - 4 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、告示した日から起算して14日を経過する日までの間、指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物及び指定の区域の保護に関する指針の案（次項及び第6項において「指定案」という。）を公衆の縦覧に供しなければならない。
 - 5 前項の規定による告示があつたときは、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指定案についての意見書を提出することができる。
 - 6 知事は、指定案について異議がある旨の前項の意見書の提出があつたときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
 - 7 知事は、指定をするときは、その旨並びに指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物及び指定の区域の保護に関する指針を告示しなければならない。
 - 8 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
 - 9 知事は、保護区に係る指定希少野生動植物の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により、指定の必要がなくなつたと認めるとき又は指定を継続することが適当でないとき認めるときは、指定を解除しなければならない。
 - 10 第3項、第7項及び第8項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第7項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは「その旨及び解除に係る指定の区域」と、第8項中「前項の規定による告示」とあるのは「第10項において準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。

(生息地等保護区内の規制)

第21条 保護区の区域内(第8号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺1キロメートルの区域内)においては、次に掲げる行為(第10号から第14号までに掲げる行為については、知事が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。)は、知事の許可を受けなければ、してはならない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
 - (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(水底を含む。)の形質を変更すること。
 - (3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
 - (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - (6) 木竹を伐採すること。
 - (7) 指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に必要なものとして前条第2項の指針(以下この条において「指針」という。)で定める野生動植物の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
 - (8) 保護区の区域内の指針で定める湖沼若しくは湿原又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
 - (9) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の指針で定める区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - (10) 第7号の規定により指針で定める野生動植物の個体その他の物以外の野生動植物の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
 - (11) 指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物として指針で定めるものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。
 - (12) 指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして指針で定める物質を散布すること。
 - (13) 火入れ又はたき火を行うこと。
 - (14) 指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として指針で定める方法によりその個体を観察すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。
 - 3 知事は、前項の申請に係る行為が指針に適合しないものであるときは、第1項の許可をしないことができる。
 - 4 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第1項の許可に条件を付することができる。
 - 5 第1項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に同項各号に掲げる行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して3月を経過する日までの間に知事に規則で定める事項を届け出たときは、同項の規定

にかかわらず、引き続きその行為をすることができる。

- 6 次に掲げる行為については、第1項の規定は、適用しない。
 - (1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
 - (2) 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれのない行為として規則で定めるもの
 - (3) 木竹の伐採で、知事が保護区ごとに指針で定める方法及び限度内においてするもの
- 7 前項第1号に掲げる行為であって第1項各号に掲げる行為に該当するものをした者は、その日から起算して14日を経過する日までの間に知事にその旨を届け出なければならない。

(措置命令等)

- 第22条 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、保護区の区域内において前条第1項各号に掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。
- 2 知事は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第4項の規定により付された条件に違反した者がその違反行為によって指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼした場合において、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告徴収及び立入検査等)

- 第23条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、保護区の区域内において第21条第1項各号に掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が指定希少野生動植物の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。
 - 3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(実地調査)

- 第24条 知事は、第20条第1項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度に

において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

- 2 知事は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 第1項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(損失の補償)

第25条 県は、第21条第1項の許可を受けることができないため又は同条第4項の規定により条件を付されたため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

第4章 雑則

(生息状況等調査)

第26条 知事は、野生動植物の個体の生息又は生育の状況、その生息地又は生育地の状況その他必要な事項について調査をし、その結果を、この条例に基づく規則の改廃、この条例に基づく指定又はその解除その他この条例の適正な運用に活用するものとする。

(希少野生動植物保護推進員)

第27条 知事は、希少野生動植物の保護及びその生息し又は生育する自然環境の保全に関する必要な啓発、調査、助言等を行わせるため、希少野生動植物保護推進員を置くことができる。

- 2 希少野生動植物保護推進員に関し必要な事項は、規則で定める。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第28条 県は、希少野生動植物の保護に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

(県民等の活動の促進)

第29条 県は、県民及び事業者又はこれらの者が組織する団体がこの条例の趣旨に基づき希少野生動植物の保護に関する自発的に行う活動について、必要な助言、指導その他の支援措置を講ずるものとする。

(国等に関する特例)

第 30 条 国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業については、第 10 条第 2 項、第 11 条第 1 項、第 21 条第 1 項及び第 7 項、第 22 条第 1 項並びに第 23 条第 1 項及び第 2 項の規定は、適用しない。

- 2 国の機関又は地方公共団体は、第 11 条第 1 項第 2 号に掲げる場合以外の場合に指定希少野生動植物の個体の捕獲等をしようとするとき、又は第 21 条第 1 項の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめ知事に協議しその同意を得なければならない。
- 3 国の機関又は地方公共団体は、第 21 条第 5 項の規定により届出をして引き続き同条第 1 項各号に掲げる行為をすることができる場合に該当する場合にその行為をするとき、又は同条第 7 項の規定により届出をすべき行為に該当する行為をし、若しくはしようとするときは、規則で定める場合を除き、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

(委任)

第 31 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 罰則

(罰則)

第 32 条 次の各号の一に該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する

- (1) 第 11 条又は第 21 条第 1 項の規定に違反した者
- (2) 第 13 条第 1 項又は第 22 条第 2 項の規定による命令に違反した者

第 33 条 次の各号の一に該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 12 条第 4 項又は第 21 条第 4 項の規定により付された条件に違反した者
- (2) 第 18 条第 2 項の規定による命令に違反した者

第 34 条 第 15 条第 1 項又は第 16 条前段の規定による届出をしないで特定事業を行い、又は虚偽の届出をした者は、30 万円以下の罰金に処する。

第 35 条 次の各号の一に該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 12 条第 8 項の規定に違反して許可証又は従事者証を携帯しないで捕獲等をした者
- (2) 第 14 条第 1 項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (3) 第 15 条第 2 項の規定に違反した者
- (4) 第 19 条第 1 項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定に

よる立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(5) 第 23 条第 1 項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第 2 項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(6) 第 24 条第 4 項の規定に違反して、同条第 1 項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

(両罰規定)

第 36 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 32 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第 1 章の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に特定希少野生動植物の個体の譲渡しの業務を伴う事業を行っている者については、第 15 条第 1 項に規定する特定事業を行おうとする者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第 1 項中「あらかじめ」とあるのは「この条例の施行の日から 30 日以内に」とする。

4-10 奄美大島・徳之島の市町村の希少野生動植物の保護に関する 条例について

1. 希少野生動植物の保護に関する市町村条例の制定状況

奄美大島及び徳之島では全ての市町村が、希少な野生動植物の保護に関する条例を定めている。

希少野生動植物の保護に関する市町村条例

奄美大島

- ・奄美市希少野生動植物の保護に関する条例（平成 18 年 3 月 20 日条例第 116 号）
- ・大和村希少野生動植物の保護に関する条例（平成 25 年 6 月 17 日条例第 15 号）
- ・宇検村希少野生動植物の保護に関する条例（平成 25 年 6 月 18 日条例第 20 号）
- ・瀬戸内町希少野生動植物の保護に関する条例（平成 25 年 6 月 19 日条例第 23 号）
- ・龍郷町希少野生動植物の保護に関する条例（平成 25 年 6 月 14 日条例第 22 号）

徳之島

- ・徳之島町希少野生動植物の保護に関する条例（平成 24 年 6 月 20 日条例第 19 号）
- ・天城町希少野生動植物の保護に関する条例（平成 24 年 6 月 19 日条例第 13 号）
- ・伊仙町希少野生動植物の保護に関する条例（平成 24 年 6 月 19 日条例第 13 号）

2. 希少野生動植物の保護に関する市町村条例の概要

これら 8 市町村の条例は、いずれも希少な野生動植物を指定して、捕獲等の規制と生息地への保護区の指定を行うものである。全ての市町村で、以下に例示する奄美市の条例とほぼ同じ内容が定められている。

奄美市希少野生動植物の保護に関する条例（抜粋）

平成 18 年 3 月 20 日条例第 116 号

（目的）

第 1 条 この条例は、奄美市に生息する野生動植物が、世界的に見ても貴重な財産であるとともに、生態系の重要な構成要素であることから、市内に生息し、又は生育する希少な野生動植物の保護を図り、後世に継承していくことを目的とする。

（他の法令等との関係）

第 3 条 希少野生動植物の保護に関し、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）、鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例（平成 15 年鹿児島県条例第 11 号）その他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(指定希少野生動植物の指定)

第 9 条(1) 市長は、市内に生息し、又は生育する希少野生動植物であつて、特に保護を図る必要があると認めるものを指定希少野生動植物として指定することができる。

(捕獲等の禁止)

第 10 条(1) 指定希少野生動植物の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、人の生命若しくは身体の保護のため緊急やむを得ない場合又は学術研究その他公益上の理由により市長が特に必要と認めて許可した場合は、この限りでない。

(生息地等保護区の指定)

第 13 条(1) 市長は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域を生息地等保護区（以下「保護区」という。）として指定することができる。

(生息地等保護区内の規制)

第 14 条(1) 保護区の区域内においては、次に掲げる行為を行う場合は、市長の許可を受けなければならない。

- ①建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- ②宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（水底を含む。）の形質を変更すること。
- ③鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
- ④水面を埋め立て、又は干拓すること。
- ⑤河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- ⑥木竹を伐採すること。
- ⑦火入れ又はたき火をすること。

(罰則)

第 24 条 第 10 条第 1 項本文、同条第 2 項又は第 14 条第 1 項の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

4-11 徳之島町林道管理条例（抜粋）

平成30年3月5日条例第6号

徳之島町林道管理条例

（趣旨）

第1条 この条例は、森林の健全な育成を図るため、本町が管理する林道及びこれに隣接する林地を保全するとともに、林道の機能が十分に発揮できるように、良好な状態で維持管理することにより、林業振興及び林道周辺の自然環境の保全に資するものとする。

（林道の管理者）

第3条 林道は、町長がこれを管理する。

（林道の使用）

第4条 林道を使用しようとする者は、この条例で定めた事項及び町長が設置した標識等の指示事項を守り、交通の安全に留意して通行しなければならない。

（林道の使用許可）

第5条 林道を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- （1） 林産物の搬出又は造林、間伐、伐採等森林施業及び農作業の用に供するとき。
- （2） 当該林道の利用区域内の住民が、生活道路として使用するとき。
- （3） 登山、ハイキング、散策等レクリエーションの用に供するとき。
- （4） 第10条、第11条の規定により、町長の許可又は同意を得て設置した工作物施設等の所有者若しくはその利用者が、林道を使用するとき。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、町長が認めるとき。

（使用許可の基準）

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、林道の使用を許可しないことができる。

- （1） 林産物の搬出又は造林、間伐、伐採等森林施業及び農作業のための通行に支障を来すおそれがあるとき。
- （2） 林道を損傷し、若しくは汚損し、又は通行に危険をもたらすおそれがあるとき。
- （3） 林道開設の目的に反し、不適切であると認められるとき。

(4) 林道周辺の自然環境の保全に支障を来すおそれがあるとき。

2 町長は、林道使用の許可に際し、林道の管理上必要な条件を付し制限をすることができる。

(使用に関する措置)

第9条 町長は、林道の適切な維持管理、使用上の安全及び林道周辺の自然環境の保全を確保するために必要がある場合、次の措置をとることができる。

(1) 使用上の禁止又は制限

(2) 積載又は重量の制限

(3) 速度の制限

(4) 前各号に掲げるもののほか、構造の保全又は使用上の危険防止のための必要な措置

2 前項の目的を達成するため、林道にゲート等必要な施設を設置することができる。

(違反に対する措置)

第15条 町長は、この条例に違反した者に対し、使用又は占用の禁止を命ずることができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

4-12 奄美大島・徳之島、やんばる及び西表島の市町村における 飼い猫の管理に関する条例について

1. 飼い猫の管理に関する市町村条例の制定状況

奄美大島・徳之島、やんばる及び西表島の全ての市町村が、飼い猫の管理に関する条例を定めている。

飼い猫の管理に関する市町村条例

奄美大島

奄美市飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例（平成 23 年 7 月 20 日条例第 16 号）
大和村飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例（平成 23 年 6 月 23 日条例第 4-1 号）
宇検村飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例（平成 26 年 6 月 24 日条例第 11 号）
瀬戸内町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例（平成 23 年 6 月 17 日条例第 6 号）
龍郷町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例（平成 23 年 6 月 21 日条例第 10 号）

徳之島

徳之島町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例（平成 25 年 12 月 12 日条例第 43 号）
天城町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例（平成 25 年 12 月 12 日条例第 33 号）
伊仙町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例（平成 25 年 12 月 12 日条例第 21 号）

やんばる

国頭村ネコの愛護及び管理に関する条例（平成 16 年 9 月 24 日条例第 18 号）
大宜味村ネコの愛護及び管理に関する条例（平成 16 年 9 月 27 日条例第 12 号）
東村ネコの愛護及び管理に関する条例（平成 16 年 9 月 24 日条例第 15 号）

西表島

竹富町ねこ飼養条例（平成 20 年 6 月 19 日条例第 15 号）

2. 飼い猫の管理に関する市町村条例の概要

これらの条例は、野生生物への被害を防止するなどの目的のもと、飼い猫の登録義務、室内飼養の努力義務、遺棄の禁止などについて定めたものである（下表）。このうち、竹富町の条例は、イリオモテヤマネコへの被害防止のため、飼い猫に感染症の検査等を義務付けるなどの西表島に関する特則を設けている。

表 飼い猫の管理にかかる市町村条例の概要

	奄美大島・徳之島 (8市町村の条例)	やんばる (3村の条例)	西表島 (竹富町の条例)
	注1	注2	注3
目的	<ul style="list-style-type: none"> ○動物愛護の意識を高める。 ○飼い猫の野生化及び放し飼いによるアマミノクロウサギその他の野生生物への被害を防止する。 ○もって地域生活環境の向上並びに自然環境及び生態系の保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○動物愛護の意識を高める。 ○環境衛生の保持及び自然環境の保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ねこの健康及び安全の保持を図る。 ○ねこが町民に迷惑を及ぼし、又は絶滅のおそれのあるイリオモテヤマネコに害を加えることを防止する。 ○もって竹富町の生活環境の保全及び生物多様性の確保に資する。
飼い猫の登録等	<ul style="list-style-type: none"> ○飼い猫を登録する義務 ○マイクロチップ埋込みの努力義務 	<ul style="list-style-type: none"> ○飼いネコを登録する義務 ○マイクロチップ埋込みの村長指示 	<ul style="list-style-type: none"> ○飼いねこを登録する義務 ◎西表島におけるマイクロチップ埋込み義務 ◎西表島における特定感染症の検査義務
室内飼養等	<ul style="list-style-type: none"> ○飼い猫を室内で飼養管理する努力義務 ○屋外で飼い猫を放し飼いにしない努力義務 	<ul style="list-style-type: none"> ○飼いネコを室内飼養する努力義務 ○屋外で飼いネコを放し飼いにしない努力義務 	<ul style="list-style-type: none"> ○飼いねこを屋内で飼養・保管する努力義務 ◎西表島内で放し飼いにする場合の繁殖制限義務 ◎西表島内での10匹以上のねこの飼養禁止 ◎特定感染症に罹患したねこの西表島内への持ち込みの制限
餌やりの禁止	<ul style="list-style-type: none"> ○飼い猫以外のねこに対する、みだりな餌やりの禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ○自ら飼養していないネコに対する、みだりな餌やりの禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ○自ら飼養・保管していないねこに対する、みだりな餌やりの禁止
遺棄の禁止等	<ul style="list-style-type: none"> ○飼い猫を終生飼養・管理する義務、飼い猫の遺棄の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ○飼いネコを終生飼養する義務、飼いネコの遺棄の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ○飼いねこの遺棄の禁止
違反者への指導等	<ul style="list-style-type: none"> ○違反者等に対する、市町村長の指導及び命令など 	<ul style="list-style-type: none"> ○違反者等に対する、村長の指導、勧告及び氏名の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ○違反者等に対する、町長の指導、勧告及び命令 ◎西表島の特則の違反者に対する過料

注1：奄美大島・徳之島の8市町村の条例はほぼ同じ内容である（一部町村で「餌やりの禁止」の規定がないなどの点が異なる）。

注2：やんばるの全ての村（国頭村、大宜味村、東村の3村）の条例は同じ内容である。

注3：「◎」で示した項目は、竹富町のうち西表島及び近接する島に適用される（西表島に関する特則）。

4-13 沖縄県公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の 侵入防止に関する条例（概要）

1 届出（第4条）

- 事業者が、県外から埋立用材を県内に搬入しようとするときは、搬入予定日の90日前までに、届出をしなければならない。
- 届出事項は、埋立用材の数量、採取する場所、搬入予定日、搬入経路、特定外来生物の混入等の有無の確認のために行った調査の内容、混入等があったときの防除策、搬入後に混入等があったときの防除策など。

2 書類審査

- 県は、書類審査において、専門家に意見を聴き、特定外来生物の混入等のおそれがないかどうかを確認する。

3 資料の提出等（第7条）・搬入前の立入調査等（第8条）

- 書類が不十分な場合などは、事業者追加の資料を提出させたり、報告を求めるなどして、特定外来生物の混入等のおそれがないかどうかを確認する。
- 混入等のおそれがあると認めるときは、県は、立入調査により、特定外来生物の有無を確認する。

4 搬入後の立入調査等（第8条）

- 県は、事業者が搬入を開始した後であっても、立入調査を実施することができる。

5 防除の実施又は搬入等の中止の勧告（第9条）

- 以下の場合には、事業者に対し、防除の実施又は搬入若しくは使用の中止を勧告することができる。
立入調査の結果、特定外来生物の混入等があったとき
資料の提出や報告の求め、立入調査などに正当な理由なく応じないとき

6 公表等（第11条）

- 事業者が、正当な理由なく、立入調査や防除の実施等の勧告などに応じず、この条例の目的達成に支障が生ずるおそれがあると認められたときは、県は、その旨を公表することができる。

7 施行期日（附則）

- 平成27年11月1日

本条例の目的

竹富町に生育・生息する野生動植物（外来生物を除く）は、世界的にも大変貴重であり、野生動植物の多様性を保全することは現在のみならず将来の町民に対しても多くの恵みをもたらすものであることから、大切に次世代に引き継いでいく必要があります。

本条例は、町内の健全で豊かな自然環境の保全と生物多様性の確保のために、町、事業者、町民等が協力し必要な措置を総合的に講じるために制定するものです。

本条例の内容

1. 希少野生動植物の保護

■ 希少野生動植物及び特別希少野生動植物の指定

町内に生息・生育する希少性の高い野生動植物を「希少野生動植物」として指定し、そのうち、特に保護する必要がある種を「特別希少野生動植物」として指定します。

■ 生息地等の保護に関する規制

希少野生動植物を保護するため、その個体の生息・生育地や一体的に保護する必要がある区域を「希少野生動植物保護区」として指定します。

希少野生動植物保護区の区域内においては、町長に申請し許可を受けなければ、**建築物等の新築、土地の造成、土石の採取、水面の埋立て、木竹の伐採、汚水の排出等の行為を行うことはできません。**

■ 保護管理事業

町は、希少野生動植物の保護やその生息・生育地の環境を維持・改善するために必要な場合には、「保護管理事業」を実施します。

■ 個体の取り扱いに関する規制

既に特別希少野生動植物を所有している者は、適切に取り扱うよう努めなければなりません。

条例の施行後は、特別希少野生動植物を、**捕獲、採取、殺傷、損傷してはいけません。**条例に違反して捕獲等をされた特別希少野生動植物は、**町内各島からの搬出、販売、譲渡しや譲受け、引渡しや引取りしてはいけません。**ただし、事前に許可を受ければ捕獲等を行うことができます。

2. 外来生物による生態系等に係る被害の防止

■ 指定外来生物の指定

町内において生態系、人の生命や身体、農林水産業への被害を及ぼす、または及ぼすおそれのある外来種を「指定外来生物」として指定します。

■ 個体の取り扱いに関する規制

指定外来生物を飼養しようとする者は、**30日以内に町長に届け出なければなりません。**また、適合飼養等施設を備えて、飼養状況の確認や飼養施設の保守点検を定期的に行わなければなりません。

指定外来生物を飼養施設の外で放ち、植え、まいてはいけません。また、飼養している指定外来生物を、適合飼養等施設を備えていない者に**譲渡してはいけません。**ただし、非常災害時の応急措置として飼養する場合ややむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

■ 被害防止のための取組

町長は、指定外来生物または特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、または生じるおそれがある場合には、これを防止するために個体の防除を行います。また、防除に必要な場合には、職員が他人の土地や水面に立ち入って捕獲、採取、殺処分をしたり、支障木の伐採を行います。

ただし、あらかじめ土地所有者等に通知し、意見を述べる機会を与え、職員は立入りに当たっては、身分証明書を携帯し、関係者に提示します。

町は、外来種による生態系等への被害防止のために、国や他の地方公共団体の防除への助言・協力、緑地造成や緑化事業における外来種の使用への配慮、外来生物情報の収集、整理、町民等や事業者への情報提供を行います。

3. 推進体制の整備等

■ 町の取組

町は、野生動植物の多様性の保全に関する施策の実施に必要な体制を整備するため、以下のような事項に取組みます。

- ・野生動植物の多様性保全に関する施策を、国及び他の地方公共団体と協力して推進します。
- ・野生動植物の生息・生育状況等について、調査研究、情報収集・提供等に努めます。
- ・野生動植物の多様性保全に関する教育・学習の機会の充実、広報活動等に努めます。
- ・野生動植物の多様性保全を促進するため、専門的な知識を有する人材を育成します。
- ・町民等、事業者及び民間団体が自発的に行う野生動植物の多様性保全の活動を支援します。

■ 野生動植物保護推進員

町長は、野生動植物の多様性保全に熱意と識見を有する者を「野生動植物保護推進員」として委嘱します。推進員の任期は3年とします。推進員は、野生動植物の多様性保全に関する啓発、生息・生育状況等の調査、保護活動や所有者への助言・指導、国、県、町の施策への協力等の活動を行います。

4. 罰則

■ 罰則規定

条例に定められた以下の規制や条件等に違反した者（法人や法人でない団体の場合は代表者等も処罰の対象となります。）には、「**2年以下の懲役又は100万円以下の罰金**」が課せられます。

- ・希少野生動植物保護区の区域内における行為規制に違反した者
- ・特別希少野生動植物の個体の取り扱いに関する規制に違反した者
- ・指定外来生物の個体の取り扱いに関する規制に違反した者

条例に基づき許可を受けて実施した行為に対する報告徴収義務を怠った者や立入検査を拒んだ者（法人や法人でない団体に対する規定は上記と同様）には、「**20万円以下の罰金**」が課せられます。

種指定の方法と指定状況

1. 希少野生動植物の指定

既存資料や専門家からの情報を踏まえて、竹富町生物種目録を作成し、作成した目録記載種の中から以下に該当する種を抽出した上で審議会での意見を踏まえて選定しました。

a 希少性

- ・レッドデータブック掲載種、天然記念物、国内希少野生動植物種、西表石垣国立公園指定種

b 採集圧

- ・オークションサイト（bidders オークション、Yahoo!オークション）で取引対象となっていた種
- ・環境省及び沖縄県のレッドデータブックに減少要因として捕獲圧等が記載されている種

c 島のシンボルとして大切に保護される種

- ・町内各島に分布し、保護活動のシンボルとなりうる種
- ・地域住民

d 専門家意見

- ※町内の特定の島において保護が必要と考えられる種は保護区を設定して保護することを検討。
- ※偶産種に関しても定着する可能性があるため、選定対象とした。

< 希少野生動植物の指定状況 >

哺乳類(8種)、鳥類(69種)、両生類(3種)、爬虫類(14種)、昆虫類(222種)、魚類(98種)、甲殻類(35種)、貝類(235種)、植物(397種)

2. 特別希少野生動植物の指定

希少野生動植物のうち、捕獲等を規制する必要があると認められるものを以下の観点から抽出した上で審議会での意見を踏まえて選定しました。

a 希少性: レッドデータブックにおいて絶滅危惧Ⅰ類以上で記載される種

b 分布特殊性: 竹富町固有種、洞窟等特殊な環境に生息する種

c 流通性: 取引実績のある種、捕獲圧が減少要因とされる種、竹富町での捕獲圧増加が懸念される種

d 専門家意見: 学術的価値が高いと考えられる種など

< 特別希少野生動植物の指定状況 > 動物 26 種、植物 17 種

3 指定外来生物の指定

竹富町や石垣市で確認されている外来種や沖縄県の在来生物への影響が懸念されている種の中から、放出等を規制する必要があると考えられるものを以下の観点から抽出した上で審議会での意見を踏まえて選定しました。

a 在来種への影響: 竹富町内の在来動植物への捕食や競合等の直接的影響が想定される

b 繁殖・拡散能力: 繁殖、拡散能力が高く、侵入後の影響が甚大である可能性が高い

c 病原菌等の媒体: 病原菌やウイルス等の媒体となる可能性が高い

d 遺伝的攪乱: 在来種、在来亜種との交雑による遺伝的攪乱の可能性が高い

e 人体・産業被害: 生態系影響のみならず、人体や産業への影響も懸念される

< 指定外来生物の指定状況 > 動物 26 種、植物 17 種

付属資料 5

推薦地における保護措置に関する計画

- 5-1：奄美群島国立公園公園計画書（抜粋）
- 5-2：やんばる国立公園公園計画書（抜粋）
- 5-3：西表石垣国立公園公園計画書（抜粋）
- 5-4：地域管理経営計画（奄美大島森林計画区）抜粋
- 5-5：地域管理経営計画（宮古八重山森林計画区）抜粋
- 5-6：奄美群島森林生態系保護地域保全管理計画（抜粋）
- 5-7：西表島森林生態系保護地域保全管理計画（抜粋）
- 5-8：日本の国有林における保護林と緑の回廊の概要
- 5-9：国有林野における緑の回廊の設定について
- 5-10：国指定湯湾岳鳥獣保護区更新計画書（抜粋）
- 5-11：国指定湯湾岳鳥獣保護区湯湾岳特別保護地区指定計画書（抜粋）
- 5-12：国指定やんばる（安田）鳥獣保護区指定計画書（抜粋）
- 5-13：国指定やんばる（安田）鳥獣保護区やんばる（安田）特別保護地区指定計画書（抜粋）
- 5-14：国指定やんばる（安波）鳥獣保護区指定計画書（抜粋）
- 5-15：国指定西表鳥獣保護区指定計画書（抜粋）
- 5-16：国指定西表鳥獣保護区西表特別保護地区指定計画書（抜粋）
- 5-17：アマミノクロウサギ保護増殖事業計画
- 5-18：イリオモテヤマネコ保護増殖事業計画
- 5-19：アマミヤマシギ保護増殖事業計画
- 5-20：オオトラツグミ保護増殖事業計画
- 5-21：ヤンバルクイナ保護増殖事業計画
- 5-22：ノグチゲラ保護増殖事業計画
- 5-23：ヤンバルテナガコガネ保護増殖事業計画
- 5-24：アマミノクロウサギ保護増殖事業 10 ヶ年実施計画（2014 年-2024 年）
- 5-25：アマミヤマシギ保護増殖事業 10 ヶ年実施計画（2014 年-2024 年）
- 5-26：オオトラツグミ保護増殖事業 10 ヶ年実施計画（2014 年-2024 年）
- 5-27：ヤンバルクイナ保護増殖事業 10 ヶ年実施計画（2015 年-2024 年）
- 5-28：ノグチゲラ保護増殖事業 10 ヶ年実施計画（2017 年-2026 年）
- 5-29：ヤンバルテナガコガネ保護増殖事業 10 ヶ年実施計画（2017 年-2026 年）

- 5-30 : 第 2 期奄美大島におけるジャワマングース防除実施計画 (平成 25 年度-平成 34 年度)
- 5-31 : 第 3 期沖縄島北部地域におけるマングース防除実施計画 (平成 29 年度-平成 38 年度)
- 5-32 : 奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画 (2018 年度-2027 年度)
- 5-33 : 沖縄八重山地域におけるオオヒキガエル防除実施計画
- 5-34 : 生物多様性鹿児島戦略 (抜粋)
- 5-35 : 奄美群島振興開発特別措置法 (抜粋)
- 5-36 : 奄美群島振興開発計画 (抜粋)
- 5-37 : かがしま未来創造ビジョン (抜粋)
- 5-38 : 奄美群島自然共生プラン (抜粋)
- 5-39 : 鹿児島県観光振興基本方針 (抜粋)
- 5-40 : 奄美群島持続的観光マスタープラン
- 5-41 : 奄美群島エコツーリズム推進全体構想 (概要)
- 5-42 : 奄美大島、徳之島における公共事業環境配慮指針
- 5-43 : 生物多様性おきなわ戦略 (抜粋)
- 5-44 : 沖縄振興特別措置法 (抜粋)
- 5-45 : 沖縄 21 世紀ビジョン基本計画【改定計画】(沖縄振興計画) (抜粋)
- 5-46 : 沖縄県観光振興基本計画
- 5-47 : やんばる森林ツーリズム全体構想 (抜粋)
- 5-48 : 伊部岳地区保全利用協定 (概要)
- 5-49 : 西表島の観光管理のあり方の概要
- 5-50 : 西表島の観光管理に関する検討スケジュール
- 5-51 : 仲間川地区保全利用協定 (概要)
- 5-52 : 沖縄駐留海兵隊の「自然資源及び文化資源統合管理計画」, 2014 (抜粋)
- 5-53 : 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産への推薦について米側との合意文書

5-1 奄美群島国立公園公園計画書（抜粋）

環境省

1 基本方針

(1) 保護に関する基本方針

奄美群島国立公園は、特徴の異なる8つの島々で構成されており、固有又は希少な動植物が生息・生育する亜熱帯照葉樹林、リアス海岸、砂浜、干潟、海食崖などの多様で自然性の高い海岸や世界的北限に位置するサンゴ礁の海のほか、隆起段丘、鍾乳洞やカルスト地形、人と自然のかかわりを感じさせる文化景観など多様性に富んだ景観を有している。このため、公園全体では、「個々の景観要素の維持回復を図ることにより自然環境と景観の多様性及びそこで体験できる自然体験の質（自然体験を通じて得られる利用者の満足感や達成感）を維持向上する」ことを目標とし、それぞれの景観要素については次のとおり保護を図ることとする。

(ア) 亜熱帯照葉樹林

スダジイ等を主とする奄美大島及び徳之島の亜熱帯照葉樹林は、アマミノクロウサギをはじめとする多くの固有又は希少な動植物等で構成される生態系が存在し、これらの生息地・生育地として国際的にもその保護の重要性が高い。

しかしながら、奄美大島及び徳之島では固有又は希少な動植物の捕獲採取や交通事故による減少、外来生物による悪影響が危惧されている。また、奄美大島では主としてパルプ・チップ用材確保のための林業が行われており、生態系保全と森林施業の両立が課題となっている。

このため、当該地域では、亜熱帯照葉樹林の生態系を積極的に管理し「生態系の健全性が維持されて、固有又は希少な動植物の絶滅のリスクが低下し生息・生育状況が安定的で、生態系や生物多様性の豊かさが感じられる状態」とすることを目標として次の方針により保護を図ることとする。

a 固有又は希少な動植物の保護

- ・ 捕獲採取や交通事故といった人為的な要因による固有又は希少な動植物の減少を防止する。
- ・ 外来生物による固有又は希少な動植物への悪影響を排除・抑制する。
- ・ 固有又は希少な動植物の生息・生育に著しい支障を及ぼさぬよう生息地・生育地を保全する。

b 森林の保護管理

- ・固有又は希少な動植物の生息・生育する高齢林及び高齢林分を含む森林を厳正に保護する。
- ・森林施業における生態系保全への配慮を徹底する。
- ・過去に伐採された照葉樹二次林や林種転換された林分の高齢照葉樹林への誘導、転換を図る。

c 河川の保護管理

- ・リュウキュウアユをはじめとする水生生物の移動や繁殖活動に配慮して保護管理を行う。
- ・森林と河川を生息地とする両生類の生息に配慮して保護管理を行う。
- ・溪流植物や高い空中湿度を必要とする着生植物の生育や汽水域のマングローブの保護に配慮して保護管理を行う。

d 人の入込みのコントロール

- ・固有又は希少な動植物が多く生息・生育している等の生物多様性保全上特に重要な場所や、利用過剰や利用の集中により自然環境や自然体験の質に悪影響を及ぼしている、又は及ぼすおそれのある場所については、必要に応じて人の入込のコントロールを検討する。

e 科学的・順応的な保護管理

- ・森林や固有又は希少な動植物等に関するデータ収集に努め、森林生態系の科学的な保護管理を行う。
- ・森林生態系の保全や希少動植物の種の保存のためのモニタリングを行い、得られた情報に基づいて順応的に保護管理を行う。

(イ) 海岸及び海域

奄美群島の海岸は、砂浜、干潟、海食崖、リアス海岸等多様な自然景観を有しているほか、海鳥やウミガメの繁殖地としても重要な場所となっている。

また、海域においては世界的な北限となるサンゴ礁が見られ、魚類等の生息地となっており、漁り（冬の大潮の夜にリーフ内で行う小魚やタコ等を捕る風習のこと）や浜下れ（一年で最も潮が引く旧暦3月3日に浜に出かけて貝拾い等を楽しむ風習のこと）などが行われ、島民の生活と密接なかかわりを保っている。

当該地域では、開発行為による海岸景観の改変、オニヒトデ被害や白化現象によるサンゴの衰退等の懸念事項が存在している。このため、「自然性がよく維持された海岸景観を鑑賞でき、海域では水の透明度が高く様々な生物に彩られた水中景観を楽しむ

とともに、くらしの中での資源利用を持続的に行うことができる状態」とすることを目標として、次の方針により保護を図ることとする。

a 海岸部における特徴的な地形と自然植生の保護

- ・海食崖やリアス海岸をはじめ、海岸部の地形等の改変を抑制・防止して景観維持を図る。
- ・多様な生物の生息地、渡来地となっている干潟の改変・減少を抑制・防止する。
- ・海岸から後背地に至る自然植生の連続性の維持に配慮して保護管理を行う。
- ・フイリマングース、ノイヌ、ノネコ等の外来生物による自然植生や固有又は希少な植物への悪影響を排除・抑制する。

b 固有又は希少な動植物の保護

- ・ウミガメや海鳥の産卵や繁殖に配慮して保護管理を行う。
- ・採取（人為的要因）による固有又は希少な植物や景観を特徴づける植物の減少を防止する。

c 海域環境の保護と再生

- ・赤土流出や海岸部の破壊等、陸域起因による海域環境への悪影響防止に配慮して保護管理を行う。
- ・魚類等海生生物の生息地としての役割も担うサンゴの保護・再生を図る。
- ・海域景観を構成する動植物や海域環境の浄化の役割を担う生物で商業採取による乱獲のおそれのあるものの保護を図る。

(ウ) その他

本公園には、上記のほか隆起段丘、鍾乳洞やカルスト地形などの自然景観や人と自然のかかわりを示す文化景観や集落景観が含まれる。

自然景観については、その自然的特徴と公園利用の形態に配慮した保護管理を行い、文化景観、集落景観については、人と自然とのかかわりを示す景観の維持や住民生活に配慮して適正な保護を図ることとする。

なお、奄美群島の国際的にも貴重な自然の価値、固有又は希少な動植物の保護、外来生物による悪影響等について、住民や公園利用者を対象として普及啓発を行うこととする。

(2) 保護規制計画の方針

本公園は、島ごとに景観の特性が異なり多様な自然景観を有することが特徴となっているため、公園の保護についても島ごとの景観特性に合わせて行っていく必要

がある。このため、以下のとおり島ごとに保護規制計画の方針を定める。

(ア) 奄美大島

本区域は、アマミノクロウサギをはじめとする固有で希少な動植物の生息地・生育地である亜熱帯照葉樹林、マングローブ、リアス海岸や笠利湾の海岸景観、鳥類や海生生物が見られる干潟、サンゴ礁及び海浜といった多様な景観が見られる。

- i) 奄美大島中南部及び北部に見られる固有で希少な野生動植物が生息・生育する亜熱帯照葉樹林は、それらの生息地・生育地保全を行う。奄美大島の風致景観維持や生物多様性保全上最も重要な中南部山地については、特に重要な地域は厳正な保護を図る。

亜熱帯照葉樹林の多くは過去に伐採された二次林であり、また局所的にスギ等の植林がなされている。これらについては、必要に応じて原生的な亜熱帯照葉樹林への再生を図るほか、森林施業に際しては、伐期、伐区、伐採方法の設定や保存林の確保等により生態系保全や固有又は希少な動植物の生息・生育環境保全への配慮を行う。

- ii) 国内2番目の面積を誇り、優占種が沖縄と異なる住用マングローブについては、その特異な景観と海生生物等の生息地・生育地を厳正に保護する。
- iii) 奄美大島本島と加計呂麻島にまたがる大島海峡のリアス海岸については、視点場及び道路沿線からの風致維持を図るとともに、サンゴの良好な生息海域である加計呂麻島地先海域の一部は海域景観の保護を図る。

また、請島、ハミヤ島及び加計呂麻島風崎については鳥類や固有動植物の保護を図る。

- iv) 奄美大島北部の笠利湾については、視点場からの風致維持を図り、湾内の手花部干潟についても生物の生息地・生育地保全を図る。
- iv) サンゴ礁と良好な海岸を有する笠利半島東海岸、大浜、宮古崎及びヒエン浜については、風致維持を図る。なお、サンゴの良好な生息海域である笠利半島東海岸の一部及び大浜摺子崎は海域景観の保護を図るとともに、海域景観の主要な構成要素をなす種や魚類等海生生物の生息地としての役割を持つ種の保護を図る。

(イ) 喜界島

本区域は、島の成り立ちを示す段丘地形と島に暮らす人々の土地利用が作り出した景観が特徴的である。

- i) 百之台及び周辺地域については、視点場からの景観維持及び森林の保護のため段丘斜面を厳正に保護するほか、周辺の島の成り立ちと島民生活が織りなす風景を維持する。

- ii) 島の周囲を覆う隆起裾礁の景観が顕著なトンビ崎、志戸桶海岸及び荒木海岸の地形や地被等の保全に留意して風致維持を図る。

(ウ) 徳之島

本区域は、アマミノクロウサギをはじめとする固有で希少な動植物の生息地・生育地である亜熱帯照葉樹林、ガジュマル、タブ、アマミアラカシ等で構成される低地林、海食崖等多様な海岸景観が見られる。

- i) 北部及び中南部の山地帯に見られる固有で希少な動植物の生息・生育する亜熱帯照葉樹林は、それらの生息地・生育地保全を行う。特に重要な地域は厳正な保護を図る。亜熱帯照葉樹林の多くは過去に伐採された二次林であり、また局所的にスギ等の植林がなされている。これらについては、必要に応じて原生的な亜熱帯照葉樹林への再生を図る。
- ii) 義名山のガジュマルやアマミアラカシ等で構成された低地高齢林は、当該地域の低地の森林植生として貴重であるため、厳正に保護を図る。また、周辺のリュウキュウマツやスダジイを主とした二次林についても良好な自然体験の場として風致維持を図る。
- iii) 花崗岩が露出する崎原海岸（ムシロ瀬）、犬の門蓋及び犬田布岬の海食崖は、徳之島の海岸の中でも特異で雄大な景観を有している。このため、厳正に保護を図る。

また、喜念浜、畦海岸及び金見崎については、海岸の地形・地被等の保全に留意して風致維持を図る。さらに、鹿浦川・阿権川については、断崖景観及び固有植物の生息地等の保全に留意し、風致の維持を図る。

(エ) 沖永良部島

本区域は、琉球石灰岩のカルスト地形や海食崖をはじめとする海岸景観が特徴である。

- i) 琉球石灰岩による海岸地形が特徴的な田皆岬及び国頭岬・フーチャ周辺の海岸は、地形的特徴や地被の保護を図る。また、必要に応じて周辺部の風致維持を図る。
- ii) 屋子母から大津勘にかけての海岸部は、海岸の地形・地被等の保全に留意して風致維持を図る。
- iii) 鍾乳洞やドリーネが見られる大山山腹部は、これらカルスト地形の保全を図る。
- iv) 島内に残された数少ない森林である大山山頂部は、森林景観の維持を図る。

(オ) 与論島

本区域は、沖合約1 kmに及ぶ広大な礁湖の景観が最大の特徴である。このため、当該礁湖の海域景観を隣接する海岸部と併せて海域全体の風致の維持を図るとも

に、海域景観の主要な構成要素をなす種や魚類等海生生物の生息地としての役割を持つ種の保護を図る。

(3) 利用に関する基本方針

奄美群島国立公園は、固有又は希少な動植物が生息・生育する亜熱帯照葉樹林、リアス海岸、砂浜、干潟、海食崖などの多様で自然性の高い海岸や世界的北限に位置するサンゴ礁の海のほか、隆起段丘、鍾乳洞やカルスト地形、人と自然のかかわりを感じさせる文化景観など多様性に富んだ景観を有しており、島ごとに個性が異なる点が特徴となっている。また、自然資源や人と自然のかかわりを示す文化資源は国立公園内だけでなく公園外にも多く存在しており、観光地としての潜在的可能性を秘めている。

しかしながら、観光施設等において課題も多く、その資源の掘り起こしや磨き上げにも努力の余地を残している。今後、知名度が向上し受け入れ体制整備の促進が図られれば、大幅に来訪者が増加する可能性も否定できない。

このようなことから、「多様で貴重な自然資源や人と自然のかかわりを示す文化資源という地域の特徴を活かした自然体験を通して、来訪者に満足感を与え、自然や人と自然のかかわりに関する興味を喚起する」ことを目標として、次の方針により適正な利用を推進する。

(ア) 各島の個性を活かした利用の推進

固有又は希少な動植物等が構成する自然をゆっくりと堪能できて生態系の豊かさを感じられる利用や、地域の人々の営みの歴史や暮らしを垣間見ることによって人と自然のかかわりを感じられる利用など、それぞれの島の持つ個性を活かした利用を推進し、来訪者に地域ならではの自然体験を提供する。また、利用者及び一般国民に対して、積極的な情報の発信に努める。

(イ) 国立公園の外の地域との連携

それぞれの島には、国立公園の内外を問わず島の特徴を示す興味地点が存在する。来訪者の「旅」や「観光」という行為全体に対する満足感は、国立公園内での自然体験だけで完結するものではなく、国立公園外での体験も含めて総合的に感じるものだと考えられる。また、奄美群島の豊かで多様な自然と文化に触れることにより、来訪者はより高い満足感を得ることができると考えられる。このため、国立公園内で島の持つ個性を活かした質の高い自然体験の提供や来訪者の満足感の向上を目指すとともに、国立公園外の地域との連携も意識して施設整備その他の施策を推進する。

(ウ) 自然環境の保全と地域の持続的な発展の両立

国立公園の利用は、地域の観光振興という側面から地域の社会経済の発展に貢献することができる。一方、過剰な公園利用や特定の場所での利用の集中は、当該公園の自然環境に負の影響を及ぼしたり、自然体験の質の低下を引き起こし、来訪者の満足感を損なう危険性を秘めている。

このため、自然環境や利用の状況に応じて誰もが気軽に利用できるエリアと環境負荷を抑制する少人数利用や質の高い利用を前提にしたエリア等をゾーニングし、エリアに応じた利用の推進、施設整備やルール設定等を行って自然環境の保全と地域の持続的な発展の両立を図る。

(エ) 地域住民による利用と地域の風習やしきたりへの配慮

奄美群島では、住民が伝統的な風習で海辺を訪れたり、リーフや川で魚介類エビ類を採るなどといった風景が見られ、生活の中での自然とのかかわりが今も残されている。また、夕日を眺めながら一時の憩いの時間を海辺ですごしたり、日々の疲れを癒やすために家族で森林や海辺を訪れることもある。こうした時間や経験は、住民に生活の豊かさや郷土愛を感じさせる大きな要素となっていると考えられる。また、近年は地域環境学習の必要性やニーズの高まりも感じられる。

国立公園やその周辺部は、地域住民の生活の場でもある。また、地域には昔から守られてきたしきたりや風習が存在することもあり、来訪者がこれらを冒すことは避けなければならない。

国立公園の利用を推進するにあたっては、住民による国立公園の利用をも考慮して住民と自然とのかかわりの維持・回復に資するよう行っていくとともに、来訪者が住民の生活や地域のしきたり、風習を冒さぬよう配慮する必要がある。

<本公園の主たる利用形態>

(ア) 奄美大島

登山（湯湾岳）、海水浴（北部海岸等）、カヌー・カヤック（住用マングローブ、大島海峡）、森林内探勝（金作原）、野生動物観察（森林内道路）、景観探勝（大島海峡、笠利湾）、人文研究（秋名集落）、ドライブ（各所）、海中遊覧（大島海峡）、ダイビング（笠利湾、大島海峡等）

(イ) 喜界島

海岸探勝（荒木海岸）、景観探勝（百之台）、人文研究（阿伝集落）、ドライブ（各所）

(ウ) 徳之島

登山（天城岳）、海水浴（畦海岸等）、森林内探勝（カムイヤキの森等）、野生動物観察（森林内道路）、景観探勝（犬田布岬、犬の門蓋等）、人文研究（カムイヤキの森）、ドラ

イブ（各所）、ダイビング（北部海岸等）

（エ） 沖永良部島

海水浴（沖泊海岸等）、景観探勝（田皆岬、フーチャ）、鍾乳洞探勝（昇竜洞）、ドライブ（各所）

（オ） 与論島

海水浴（大金久海岸等）、カヤック（皆田海岸）、ドライブ（各所）、海中遊覧（大金久海岸）

（４） 利用施設計画の方針

利用者が奄美群島の地形や生物等の自然環境の多様性・固有性や、伝統的な人と自然とのかかわりを感じることができるようそれぞれ次のとおり適正な利用を推進することとし、それに必要な利用施設計画を配置するとともに、利用規制に関する取組を行う。

（ア） 奄美大島

- i) 奄美群島中最も利用者が多く、かつ利用資源も多岐にわたり、場合によっては大幅な利用者増加も想定される本地域では、入り込みによる環境負荷の観点も踏まえながら、自然環境情報や利用体験の提供を図る。
- ii) 利用者の拠点となる奄美空港及び名瀬市街地の周辺に位置する区域については、奄美空港及び名瀬市街を拠点とした利用ルートを設定し、最初に訪れて奄美の森に触れるとともに、自然そのものや注意事項その他の情報を入手できる施設や、奄美の海の自然や人と海とのかかわりに関する情報を入手でき、シュノーケリングや釣りなどの体験も可能な施設など必要な利用施設整備を図る。
- iii) 一般利用者の来訪が想定される北部地域と南部地域の景観探勝拠点については、視点場の整備を図る。
- iv) 必要に応じて、自然環境への影響に配慮しつつ亜熱帯照葉樹林の生態系や地域の人々の営みと自然とのかかわりを感じることができる歩道等の施設整備を行う。また、自然環境への悪影響を防止・抑制するための利用施設の整備を行う。

（イ） 喜界島

- i) 島の成り立ちを示す段丘地形と島に暮らす人々の土地利用が作り出した景観が大きな特徴である本地域においては、視点場の整備、集落と視点場を結ぶ古道の歩道としての活用、集落内探勝による人文研究利用の促進を図る。
- ii) 海岸の隆起サンゴ礁原と自然植生を堪能できる利用施設の整備を図る。

(ウ) 徳之島

- i) 海岸部に点在する利用拠点の周遊が一般的な利用だと想定される本地域では、これら利用拠点の視点場等の整備を図る。
- ii)
また、必要に応じて、自然環境への影響に配慮しつつ固有な動植物等で構成される亜熱帯照葉樹林の生態系や地域の歴史を学び感じることができる歩道等の施設の整備や、自然環境への悪影響を防止・抑制するための利用施設の整備を行う。

(エ) 沖永良部島

- i) 海岸部に点在する利用拠点の周遊が一般的な利用だと想定される本地域では、これら利用拠点の視点場等の整備を図る。
- ii) 本地域の最大の特徴である鍾乳洞については、一般利用者を想定したものについては、歩道等必要な施設の整備を図り、ガイドツアー等による利用を想定したものについては、必要最小限の施設整備にとどめる。

(オ) 与論島

- i) 奄美群島内でも傑出した海域景観を有する本地域では、大金久海岸に利用施設を整備して多数の利用者を誘導することにより、他の海岸の利用圧を低下させ静かな海域景観を堪能できるように配慮する。
- ii) 大金久海岸以外の海岸部では、利用施設は必要最小限にとどめて自然海岸の風致を堪能できるようにする。

2 規制計画

(1) 保護規制計画及び関連事項

(ア) 特別保護地区

次の区域を特別保護地区とする。

(表 3 : 特別保護地区内訳表)

名称	地区の概要	面積 (ha)
大川、川内川及び金久田川上流部	<p>大川、川内川及び金久田川上流部でスダジイ等を主とする 80 年生以上の高齡照葉樹林を中心とする原生的地区で奄美固有の動植物の生息地・生育地となっている。また、一部地域は利用者が訪れる利用拠点の一つとなっている。</p> <p>固有で希少な動植物の重要な生息地・生育地であり、高齡照葉樹林を厳正に保護するとともに、若齡林については、高齡照葉樹林への誘導を図る。また、公園利用についても必要に応じて自然環境への負荷軽減のための措置を図る。</p>	656
住用川及び川内川中流部	<p>住用川中流部から川内川中流部にまたがる地区で、スダジイ等を主とする 80 年生以上の高齡照葉樹林がまとまって存在し山岳溪流と併せて原生的な森林景観を有する。</p> <p>アマミノクロウサギ、ケナガネズミ、アマミトゲネズミ、オオトラツグミ、オットンガエルやアマミイシカワガエルなど固有動物、溪流植物や着生植物などが多く見られる奄美大島中南部地域の核心をなす地区であり、厳正に保護する。</p>	1,219
湯湾岳	<p>100 年生以上の高齡照葉樹林と山頂付近の風衝低木林を主とする地区で、奄美大島の中でも植物や昆虫などで固有種が多く、住用川及び川内川中流部にまたがる地区と並ぶ中南部地域の核心地区である。また、登山者等も訪れる場所となっている。固有で希少な動植物の保護と公園利用との間の軋轢を回避・抑制するよう、厳正に保護を図る。</p>	274
役勝川中流部	<p>役勝川下流から中流にかけて両岸にまたがって存在する 50～80 年生程度の比較的高齡な照葉樹林を中心とする地区である。国道 58 号の沿線景観を形成するとともにオオトラツグミ等固有動物の生息が確認されている。</p> <p>また、中部地域と南部地域の間位置するため、野生生物のコリドーとしての役割も期待される。</p> <p>道路からの景観維持及び野生動物の生息地保全に留意して保護を図る。</p>	588

名称	地区の概要	面積 (ha)
住用マングローブ	<p>住用川及び役勝川の河口に位置するメヒルギを主とするマングローブ群落が発達する地区で、当該公園のなかでも特異な景観を有し、カヌー等の体験利用の場にもなっている。</p> <p>汽水性ハゼ亜目魚類が豊富で極めて高い魚類相となっているうえ、リュウキュウアユ仔稚魚の生息環境としても重要であり、特異な景観と水生生物の生息地の厳正な保護を図る。</p>	77
鳥ヶ峰、肥後山一帯	<p>役勝川右岸から肥後山、鳥ヶ峰及び金川岳一帯に跨る地域で、60～80年生以上の比較的高齢な照葉樹林を主とする地区である。</p> <p>アマミノクロウサギ、オオトラツグミやオットンガエル等固有動物の生息も確認されているうえ中部地域では見られない植物も見られるなど、奄美大島の固有性を保護するうえで重要性が高く厳正に保護を図る。</p> <p>なお、若齢林については、高齢照葉樹林への誘導を図る。</p>	760
油井岳北部	<p>60～80年生以上の比較的高齢の照葉樹林を主とする地区で、当該地周辺では数少ないまとまりのある高齢林である。</p> <p>アマミノクロウサギや、オオトラツグミ、オットンガエル等の固有動物の生息地となっており、厳正に保護を図る。</p>	232
天城岳及び三方通岳	<p>100年生以上の高齢照葉樹林を多く含み、徳之島北部の森林地域の保全上核心となる地区で、まとまった面積のオキナワウラジロガシ群落も見られるほかアマミノクロウサギやトクノシマトゲネズミ等固有動植物の生息地・生育地であり、厳正に保護を図る。</p>	582
井之川岳、丹発山	<p>100年生以上の高齢照葉樹林を多く含む地区で、井之川岳山頂部を含む稜線沿いの風衝低木林と丹発山山麓部のオキナワウラジロガシ群落が特徴的である。</p> <p>アマミノクロウサギやトクノシマトゲネズミ等固有動植物の生息地・生育地であり、徳之島森林地域の核心部として厳正に保護するとともに、若齢林や人工林については、高齢照葉樹林への再生・誘導を図る。</p>	860
	合 計	5,248

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表5：第1種特別地域内訳表)

名称	地区の概要	面積 (ha)
長雲峠	奄美自然観察の森を中心とした地区で、奄美大島北部におけるアマミノクロウサギやルリカケス、アマミイシカワガエル等の重要な生息地となっている。また、自然観察や風景探勝の利用拠点となっている。 固有動植物の生息地・生育地であり、良好な自然体験の場として風致を維持する。	39
金作原	60～80年生以上の比較的高齢の照葉樹林を主とする地区で、特に河川沿いは隣接する大川、川内川及び金久田川上流部特別保護地区とあいまって良好な風致を有する。また、一部地域は利用者が訪れる利用拠点の一つとなっている。 高齢照葉樹林の風致の維持を図るとともに、若齢林及び人工林は高齢照葉樹林への再生・誘導に努める。また、公園利用についても必要に応じて自然環境への負荷軽減のための措置を図る。	530
川内川上流部	リュウキュウマツの混じる照葉樹二次林で、局地的に高齢林が残されている。アマミノクロウサギやオオトラツグミの生息も確認されており、住用川及び川内川にまたがる核心地域と大川、川内川及び金久田川上流部をつなぐコリドーとして重要であり、風致の維持を図る。	376
川内川流域	川内川流域に位置し、大川、川内川及び金久田川上流部並びに住用川及び川内川中流部特別保護地区に隣接する地区で、高齢照葉樹林が広がっている。アマミノクロウサギやオオトラツグミの生息が確認されるなど、周辺の特別保護地区と併せて一体的に保全する必要がある。 固有動植物の生息地・生育地であり、十分な風致の維持を図る。	158

名称	地区の概要	面積 (ha)
住用川中流部	<p>住用川の中流部で、スダジイ等を主とする高齢照葉樹林がまとまって存在し、隣接する住用川及び川内川中流部特別保護地区とともに奄美大島中南部地域の核心をなす地区である。</p> <p>アマミノクロウサギ、ケナガネズミ、アマミトゲネズミ、オオトラツグミ、オットンガエルやアマミイシカワガエルなど固有動物、溪流植物や着生植物などが多く見られ、公園利用のあり方も含め十分な風致の維持を図るとともに、若齢林の高齢林への誘導に努める。</p>	1,307
湯湾岳山麓及び河内川上流部	<p>湯湾岳山麓からヤクガチョボシ岳に至る尾根を含む河内川上流部の一帯で、50年生未満と50～80年生の照葉樹林を主体とする。アマミノクロウサギやアマミトゲネズミ、オオトラツグミ等の固有動物が生息し、隣接する湯湾岳並びに住用川及び川内川中流部特別保護地区とともに奄美大島中南部地域の核心をなす地区を形成している。また、住用川中流部と湯湾岳、役勝川中流部の核心地域をつなぐコリドーとなっており非常に重要性が高く、公園利用のあり方も含めて十分な風致の維持を図るとともに、若齢林の高齢林への誘導に努める。</p>	2,107
城及び和瀬	<p>若齢照葉樹林を主とするリュウキュウマツが混じる二次林であるが、アマミノクロウサギやオオトラツグミの生息地となっている。</p> <p>固有動物の生息地であり、風致を維持するとともに、若齢林や人工林の高齢照葉樹林への再生・誘導に努める。</p>	260
三太郎峠	<p>三太郎峠周辺の比較的高齢の照葉樹林と若齢照葉樹林が混在する地区で、アマミノクロウサギやケナガネズミ等の生息地となっており、夜の動物観察等の利用が多い。</p> <p>固有動物の生息地であり、良好な自然体験の場として風致を維持するとともに、若齢林の高齢照葉樹林への誘導に努める。</p>	215
役勝川下流部	<p>役勝川下流部の両岸にまたがるリュウキュウマツが混じる二次林で、道路沿線の風致維持及び中部地域と南部地域をつなぐコリドーとしての役割が期待される。</p> <p>道路沿線の風致維持及び野生動物の生息地保全に留意する。</p>	131

名称	地区の概要	面積 (ha)
興福地川流域	<p>役勝川支流興福地川下流部にあり、二次林主体の林分で、アマミノクロウサギ、アマミトゲネズミやカエル類の生息地となっている。</p> <p>固有動物の生息地であり、風致を維持するとともに、若齢林の高齢林への誘導に努める。また、奄美大島中部と南部の鳥ヶ峰一帯をつなぐコリドーとしての役割が期待される。</p>	204
鳥ヶ峰、金川岳一帯	<p>山間集落後背地から金川岳周辺まで飛び石状に連なる地区で、若齢の二次林を主体とする。</p> <p>中部地域では見られない植物も見られるなど、奄美大島の固有性を保護するうえで隣接する特別保護地区とあいまって非常に重要性が高く隣接する特別保護地区の厳正保護と併せた十分な風致維持が必要である。若齢林については、高齢照葉樹林への誘導に努める。</p>	574
嘉徳	<p>高齢林の混じる照葉樹二次林で、アマミノクロウサギやカエル類の生息地となっている。</p> <p>固有動物の生息地であり、風致を維持するとともに、若齢林の高齢林への誘導に努める。</p>	110
役勝川上流部及び油井岳東部	<p>60～80年生以上の高齢照葉樹林が混じる若齢林を主体とする地区で、アマミノクロウサギ、ケナガネズミ、アマミトゲネズミ、オオトラツグミ、オットンガエル等の固有動物が生息し、役勝川にはリュウキュウアユが遡上するなど奄美大島の固有性を保護するうえで重要性が高い。</p> <p>油井岳北部特別保護地区や役勝川上流部特別保護地区と中南部の他地域をつなぐコリドーとしても重要であり、風致の維持が必要である。</p> <p>残存する高齢林の保護を図るとともに若齢林や人工林の高齢照葉樹林への再生・誘導に努める。</p>	1,717
トンビ崎	<p>隆起珊瑚礁（隆起裾礁）の海岸で、荒涼とした岩場の海岸景観が特徴的である。後背地には海岸の自然植生が残されており、これら地形と植生に留意して風致の維持を図る。</p>	38

名称	地区の概要	面積 (ha)
百之台	<p>隆起珊瑚礁段丘で形成された島の最高地点から段丘斜面で、アコウ、ガジュマル、ハマイヌビワ、タブノキなどの森林となっている。当該地からの展望は段丘斜面、平地の耕作地、防風林に囲まれた集落及び隆起珊瑚礁海岸を一望することができ島の地形形成や営みを理解することができるもので、本公園の代表的な風致の一つとなっている。</p> <p>これらに留意して風致の維持を図る。</p>	188
荒木海岸	<p>隆起珊瑚礁（隆起裾礁）の海岸で、隆起珊瑚礁海岸上及び後背地には海岸の自然植生が残されており、本公園の中でも他の島で見ることができない喜界島特有の海岸景観を有している。</p> <p>これら地形と植生に留意して風致の維持を図る。</p>	34
ムシロ瀬	<p>花崗岩が露出した海岸で、本公園でも特異な景観を有している。</p> <p>地形と海岸植生の保全に留意して風致の維持を図る。</p>	32
天城岳山麓	<p>天城岳の山麓に位置し、高齢照葉樹林を主体とする徳之島北部の森林地域の保全上重要な地区である。アマミノクロウサギやトクノシマトゲネズミをはじめ固有動植物が生息・生育しており、隣接する天城岳及び三方通岳特別保護地区と併せて一体的に保全する必要がある。</p> <p>固有動植物の生息地・生育地であり、十分な風致の維持を図る。</p>	70
寝姿山	<p>比較的林齢の高い照葉樹林に覆われており、隣接する特別保護地区とともに天城岳から連続する稜線の眺望景観が特徴的で周辺にはアマミノクロウサギも生息している。森林と眺望景観の保全に留意して風致の維持を図る。</p>	29
大城山	<p>高齢照葉樹林と若齢照葉樹林が混在する地区で、アマミノクロウサギの生息も確認されている。固有動物の生息地保全に留意して風致の維持を図る。</p>	105
犬の門蓋	<p>隆起した琉球石灰岩が浸食されてできた海食崖ときこの岩などの奇岩が特徴的な地区である。</p> <p>駐車場や歩道などの視点場からの海岸景観と海岸植生の保全に留意して風致の維持を図る。</p>	30

名称	地区の概要	面積 (ha)
井之川岳山麓	<p>井之川岳の山麓に位置し、高齢照葉樹林を主体とする地区で、井之川岳山頂に通ずる登山道の入口を含む。アマミノクロウサギやトクノシマトゲネズミをはじめ固有動植物が生息・生育しており、隣接する井之川岳、丹発山特別保護地区と併せて一体的に保全する必要がある。</p> <p>固有動植物の生息地・生育地の保全及び森林景観に留意して、十分な風致の維持を図る。</p>	84
犬田布岳及び三京	<p>100年以上の高齢照葉樹林を含む照葉樹二次林主体の森林で、オキナワウラジログシ林が見られるほか、アマミノクロウサギやケナガネズミの生息が確認されている。</p> <p>固有動植物の生息地・生育地の保全に留意して風致の維持を図る。</p>	595
犬田布岬	<p>隆起した琉球石灰岩が浸食されてできた海食崖が特徴で、本公園随一のスケールの大きな断崖景観を有する。</p> <p>犬田布岬及び小原地区の視点場からの断崖景観の保全に留意して風致の維持を図る。</p>	67
義名山	<p>低地の琉球石灰岩地に残されたガジュマル、アマミアラカシ及びタブ等の巨木が見られる学術的にも貴重な森林である。低地の自然林としては本公園の中でも代表的で、保護の重要性が高い。</p> <p>低地の貴重な自然林の保全に留意して風致の維持を図る。</p>	13
国頭岬	<p>隆起珊瑚礁の岩場を主とする海岸で、岩場や砂浜の植生や礁池の海岸景観が特徴的である。特にフーチャの隆起珊瑚海岸で見られる潮の吹き上げ現象は特殊景観を呈しており、これらの保全に留意して風致の維持を図る。</p>	52
田皆岬及び沖泊海岸	<p>田皆岬は、琉球石灰岩の海食崖の優れた断崖景観があり、沖泊海岸は海食崖下の砂浜、植生、礁湖が特徴的な地区で沖永良部島随一の景勝地である。</p> <p>田皆岬からの断崖景観と沖泊海岸の海岸景観の保全に留意して風致の維持を図る。</p>	23

名称	地区の概要	面積 (ha)
与論海岸	<p>海域を中心とする与論島地域の中で、礁湖と併せて当該地区の海岸景観の核心をなす地区で本公園を代表する海岸景観の一つと言える。</p> <p>砂浜を主とする海岸と琉球石灰岩の岩礁及び隆起珊瑚礁植生等の海浜植生で構成される海岸景観は島内部の農村景観と隔絶された貴重な自然景観となっている。海岸及び植生の自然性及びその連続性の保全に留意して風致の維持を図る。</p>	30
	合 計	9,125

(ウ) 第2種特別地域

次の地域を第2種特別地域とする。

(表6：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鹿児島県	奄美市内 国有林鹿児島森林管理署 214 林班及び 215 林班の全部並びに 204 林班及び 207 林班の各一部 奄美市笠利町 大字宇宿、大字笠利、大字喜瀬、大字佐仁、大字須野、大字外 金久、大字手花部、大字屋仁及び大字用の各一部 奄美市住用町 大字石原、大字市、大字神屋、大字川内、大字城、大字西仲間、 大字東仲間、大字見里、大字役勝、大字山間及び大字和瀬の各一 部 奄美市名瀬 大字朝戸、大字芦花部、大字伊津部町、大字金久町、大字小 宿、大字小湊、大字大熊、大字知名瀬及び大字西仲勝の各一部	6,841
	大島郡大和村 大字今里、大字大金久、大字大棚、大字思勝、大字志戸勘、大 字津名久、大字戸円、大字名音、大字大和浜及び大字湯湾釜の各 一部	3,699
	大島郡宇検村内 国有林鹿児島森林管理署 226 林班及び 227 林班の全部並びに 228 林班及び 229 林班の各一部 大島郡宇検村 大字芦検、大字田検及び大字湯湾の各一部	2,065
	大島郡瀬戸内町 大字阿木名、大字阿鉄、大字網野子、大字阿室釜、大字池地、 大字生間、大字押角、大字勝浦、大字勝能、大字嘉鉄、大字嘉徳、 大字久慈、大字管鈍、大字久根津、大字花天、大字花富、大字古 志、大字小名瀬、大字古仁屋、大字薩川、大字実久、大字篠川、 大字芝、大字諸数、大字諸鈍、大字清水、大字瀬相、大字節子、 大字蘇刈、大字武名、大字手安、大字渡連、大字西阿室、大字西 古見、大字俵、大字三浦、大字油井及び大字与路の各一部	6,696

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	大島郡龍郷町 大字秋名、大字芦徳、大字安木屋場、大字幾里、大字浦、大字円、大字大勝、大字嘉渡、大字久場、大字瀬留及び大字龍郷の各一部	2,422
	奄美大島小計	21,723
	大島郡徳之島町内 国有林鹿兒島森林管理署 241 林班の全部並びに 231 林班から 233 林班まで、239 林班、242 林班、254 林班から 256 林班まで及び 259 林班の各一部 大島郡徳之島町 大字井之川、大字亀津、大字亀徳、大字花徳、大字山、大字下久志、大字白井、大字手々、大字轟木及び大字母間の各一部	1,956
	大島郡天城町内 国有林鹿兒島森林管理署 241 林班の全部並びに 235 林班、238 林班、244 林班、246 林班及び 249 林班の各一部 大島郡天城町 大字天城、大字岡前、大字兼久、大字当部、大字西阿木名、大字松原及び大字与名間の各一部	955
	大島郡伊仙町内 国有林鹿兒島森林管理署 250 林班及び 251 林班の各一部 大島郡伊仙町 大字阿権、大字阿三、大字伊仙、大字糸木名、大字喜念、大字木之香、大字佐弁及び大字八重竿の各一部	138
	徳之島小計	3,049
	大島郡知名町 大字大津勘、大字上城、大字上平川、大字下城、大字新城、大字住吉、大字瀬利覚、大字田皆、大字徳時及び大字屋子母の各一部	232
	沖永良部島小計	232
	これらの地域については地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の各一部を含む。	
	合 計	25,004

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表8：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鹿児島県	奄美市名瀬 大字朝戸、大字小宿、大字知名瀬及び大字根瀬部の各一部	381
	大島郡大和村 大字国直、大字戸円及び大字名音の各一部	57
	奄美大島小計	438
	大島郡喜界町 大字荒木、大字佐手久、大字志戸桶及び大字中里の各一部	92
	喜界島小計	92
鹿児島県	大島郡徳之島町内 国有林鹿児島森林管理署 258 林班及び 259 林班の各一部 大島郡徳之島町 大字井之川、大字金見、大字山及び大字手々の各一部	192
	大島郡天城町 大字大津川、大字兼久及び大字瀬瀧の各一部	82
	大島郡伊仙町 大字犬田布の一部	14
	徳之島小計	288
	大島郡知名町 大字大津勘、大字住吉、大字瀬利覚及び大字徳時の各一部	325
鹿児島県	沖永良部島小計	325
	大島郡与論町 大字茶花、大字那間、大字古里及び大字麦屋の各一部	91
	与論島小計	91
これらの地域については地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の各一部を含む。		
合 計		1,234

(イ) 普通地域

普通地域の区域は次のとおりである。

(表 13：普通地域表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鹿児島県	奄美市名瀬 大字根瀬部の各一部	89
	奄美市住用町 大字石原、大字神屋、大字西仲間及び大字役勝の各一部	252
	大島郡瀬戸内町 大字阿室釜、大字嘉徳、大字小名瀬、大字薩川、大字実久、大字芝、大字諸数、大字諸鈍、大字武名及び大字渡連の各一部	169
	大島郡龍郷町 大字秋名、大字安木屋場及び大字幾里の各一部	118
	奄美大島小計	628
	大島郡喜界町 大字阿伝、大字浦原、大字大朝戸、大字嘉鈍、大字川嶺、大字花良治、大字白水、大字滝川及び大字西目の各一部	622
	喜界島小計	622
	大島郡徳之島町 大字金見の一部	7
	大島郡伊仙町内 国有林鹿児島森林管理署 252 林班の一部	311
	大島郡伊仙町 大字伊仙、大字犬田布、大字面縄、大字検福、大字小島、大字崎原、大字中山、大字馬根及び大字古里の各一部	
	徳之島小計	318
	大島郡知名町 大字田皆の一部	1
	沖永良部島小計	1
	大島郡与論町 大字麦屋の一部	1

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	与論島小計	1
陸域合計		1,570
陸域公園区域の地先海面の一部		31,958
合 計		33,528

エ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有面積

(表 14：地域地区別土地所有面積総括表)

(群島全体)

地域区分		特別地域								
地種区分		特別保護地区				第 1 種				
土地所有別		国	公	私	不	国	公	私	不	
鹿児島県	土地所有別面積	1,803	241	3,115	89	3,371	2,607	2,688	459	
	地種区分別面積 (比率)									9,125 (21.6)
	地域地区別面積 (比率)									5,248 (12.4)
	地域別面積 (比率)									

特別地域							
第 2 種				第 3 種			
国	公	私	不	国	公	私	不
1,740	6,483	14,859	1,922	38	219	371	606
25,004 (59.3)				1,234 (2.9)			
							35,363 (83.8)
							40,611 (96.3)

(奄美大島)

地域区分		特別地域							
地種区分		特別保護地区				第1種			
土地所有別		国	公	私	不	国	公	私	不
鹿児島県	土地所有別面積	430	241	3,053	82	2,531	2,562	2,477	165
	地種区分別面積 (比率)					7,735 (22.5)			
	地域地区別面積 (比率)					3,806 (11.1)			
	地域別面積 (比率)								

特別地域							
第2種				第3種			
国	公	私	不	国	公	私	不
817	6,054	13,191	1,661	0	195	136	107
21,723 (63.3)				438 (1.3)			
				29,896 (87.1)			
				33,702 (98.2)			

特別地域							
第2種				第3種			
国	公	私	不	国	公	私	不
923	254	1,661	221	38	5	63	182
3,049 (49.8)				288 (4.7)			
				4,362 (71.3)			
				5,804 (94.8)			

普通地域 (陸域)				合計 (陸域)			
国	公	私	不	国	公	私	不
97	6	54	161	3,271	300	1,898	653
318 (5.2)				6,122 (100.0)			

3 事業計画

(1) 施設計画

ア 保護施設計画

保護施設計画を次のとおりとする。

(表 16：保護施設表)

番号	種類	位置	整備方針
1	自然再生施設	鹿児島県奄美市並びに大島郡大和村、宇検村、瀬戸内町及び龍郷町	若齢照葉樹林等について、高齢照葉樹林への再生・誘導を図る。
2	自然再生施設	鹿児島県大島郡徳之島町、天城町及び伊仙町	若齢照葉樹林等について、高齢照葉樹林への再生・誘導を図る。
3	自然再生施設	鹿児島県大島郡与論町	礁池内について、サンゴ群集等の再生を図る。

イ 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表 17：集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標
1	住用	鹿児島県奄美市住用町 大字西中間の一部	本地区は、住用川及び役勝川の河口に発達するマングローブに隣接し、国道 58 号沿線に位置するなど利用拠点としての立地に適している。 マングローブや亜熱帯照葉樹林等における自然探勝をはじめとする適正利用を推進する拠点として、一体的な整備を図る。

整備計画区 及び基盤施設	整備方針	面積 (ha)		
住用整備計画区	隣接するマングローブの特徴的な景観を維持し、カヌーによる自然探勝など適正な利用を推進するため、博物展示施設を含めた拠点施設を整備する。 展望に適した場所には展望施設や園地等を配置するとともに、利用状況等を踏まえ適正な規模の駐車場やトイレ等を確保する。 施設の整備に当たっては、周囲の風致景観との調和を図るとともに、ユニバーサルデザインの導入等を推進する。	11.0		
面積計	国	不		
	0.0	0.9	0.6	9.5
				11.0

(イ) 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 18：単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針
1	園地	鹿児島県奄美市笠利町（蒲生崎）	笠利湾や笠利崎の展望や海岸林内の散策のため、展望台や園路を整備する。
2	園地	鹿児島県奄美市笠利町（あやまる岬）	笠利崎からあやまる岬まで連続する裾礁の景観展望や礁池内での自然観察等のために海岸植生の保護に留意して展望台等を整備する。
3	水泳場	鹿児島県奄美市笠利町（崎原海岸）	海水浴利用等のためのトイレ、シャワー等を整備する。
4	園地	鹿児島県奄美市笠利町（土盛海岸）	海水浴等のための駐車場、トイレ、シャワー等を、海鳥の繁殖地の保護に留意して整備する。
5	宿舎	鹿児島県奄美市笠利町（土盛海岸）	土盛海岸をはじめとする奄美大島北部海岸等の公園利用者の宿泊施設としてウミガメの生息に留意して整備する。
6	園地	鹿児島県奄美市笠利町（大瀬海岸）	干潟に飛来する鳥類の観察のためにトイレ、駐車場等を整備する。
7	園地	鹿児島県奄美市（大浜）	市街地から最も近い利用拠点としてトイレ、駐車場、休憩所等をウミガメの生息に留意して整備する。
8	野営場	鹿児島県奄美市（大浜）	海水浴利用やデイキャンプ利用のために炊事場、野外炉、トイレ等をウミガメの生息に留意して整備する。
9	博物展示施設	鹿児島県奄美市（大浜）	大浜の公園利用者が奄美の海の自然について理解を深めることができるよう解説・展示施設をウミガメの生息に留意して整備する。
10	園地	鹿児島県奄美市（金作原）	亜熱帯照葉樹林の景観を体験できるよう園路等を動植物の生息・生育環境に留意して整備する。
11	園地	鹿児島県大島郡大和村（福元北）	亜熱帯照葉樹林の広がりを見学できる展望施設等を整備する。

番号	種類	位置	整備方針
12	園地	鹿児島県大島郡大和村（福元）	湯湾岳をはじめとする周辺の森林や河川等での自然体験利用の拠点施設として、また、手軽に奄美の森林地域の自然にふれあえる施設として動植物の生息・生育環境に留意して整備する。
13	野営場	鹿児島県大島郡大和村（福元）	森の中でゆっくりとくつろげる施設として、利用上の安全や動植物の生息・生育環境に留意して整備する。
14	園地	鹿児島県大島郡宇検村（湯湾岳）	湯湾岳登山の出発地点として、トイレや休憩舎等を動植物の生息・生育環境に留意して整備する。
15	園地	鹿児島県大島郡瀬戸内町（油井岳）	大島海峡を展望する視点場として、展望台、トイレ等を整備する。
16	園地	鹿児島県大島郡瀬戸内町（高知山）	大島海峡を展望する視点場として、展望台、トイレ等を整備する。
17	園地	鹿児島県大島郡瀬戸内町（ホノホシ海岸）	ホノホシ海岸利用者のために駐車場、トイレ、園路等を海岸植生の保護に留意して整備する。
18	宿舎	鹿児島県大島郡瀬戸内町（ヤドリ浜）	奄美大島南部地域等の公園利用者の宿泊施設として整備する。
19	水泳場	鹿児島県大島郡瀬戸内町（ヤドリ浜）	海水浴利用等のためのトイレ、シャワー等を整備する。
20	園地	鹿児島県大島郡瀬戸内町加計呂麻島（安脚場）	大島海峡を展望する視点場として、展望台、園路、トイレ等を整備する。
21	園地	鹿児島県大島郡瀬戸内町加計呂麻島（待網崎）	大島海峡を展望する視点場として、展望台、園路、トイレ等を整備する。
22	園地	鹿児島県大島郡龍郷町（長雲峠）	園路や笠利湾を展望する展望台等を動植物の生息・生育環境に留意して整備する。
23	博物展示施設	鹿児島県大島郡龍郷町（長雲峠）	亜熱帯照葉樹林の自然等を学ぶことができ、かつ森林地域の利用上の注意事項等の情報提供を行う「奄美の森林利用の玄関口」としての機能を有する施設を整備する。

番号	種類	位置	整備方針
24	園地	鹿児島県大島郡喜界町（志戸桶海岸）	志戸桶海岸をはじめとする北部海岸地域での公園利用者のためにトイレ等を整備する。
25	園地	鹿児島県大島郡喜界町（百之台公園）	段丘斜面、耕作地、集落及び隆起裾礁の海岸が一望できる視点場として、展望台やトイレ等を整備する。
26	園地	鹿児島県大島郡喜界町（荒木海岸）	荒木海岸道路（歩道）の中間地点休憩場所として、トイレ等を整備する。
27	園地	鹿児島県大島郡喜界町（中西公園）	段丘斜面、耕作地、集落及び隆起裾礁の海岸が一望できる視点場として、利用者のために展望台、芝生広場、トイレ等を整備する。
28	園地	鹿児島県大島郡徳之島町（金見崎）	ソテツ群落の探勝や徳之島最北端からの展望を楽しむため、展望台、園路等を整備する。
29	園地	鹿児島県大島郡徳之島町（畦海岸）	海水浴や礁池内での自然観察等のため、駐車場、芝生広場、園路等を整備する。
30	野営場	鹿児島県大島郡徳之島町（畦海岸）	海水浴利用等のために炊事場、野外炉、トイレ等を整備する。
31	園地	鹿児島県大島郡天城町（ムシロ瀬）	露出した花崗岩の海岸景観を展望するための園路、トイレ等を整備する。
32	園地	鹿児島県大島郡天城町（犬の門蓋）	周遊観光者が海食崖等の海岸景観を展望するための園路、トイレ等を整備する。
33	園地	鹿児島県大島郡伊仙町（小原海岸）	周遊観光者が鍾乳洞や海食崖等の景観を展望するための園路、展望台、トイレ等を整備する。
34	園地	鹿児島県大島郡伊仙町（犬田布岬）	周遊観光者が海食崖等の海岸景観を展望するための展望台、トイレ等を整備する。
35	園地	鹿児島県大島郡伊仙町（義名山）	徳之島南部の森林地域での自然観察等のため、園路、トイレ等を整備する。
36	園地	鹿児島県大島郡伊仙町（喜念浜）	海水浴や礁池内での自然観察等のため、駐車場、園路等を整備する。
37	野営場	鹿児島県大島郡伊仙町（喜念浜）	海水浴利用等のために炊事場、野外炉、トイレ等を整備する。
38	園地	鹿児島県大島郡和泊町（フーチャ）	周遊観光者のため、園路、トイレ等を整備する。
39	園地	鹿児島県大島郡知名町（田皆岬）	周遊観光者のため、園路、トイレ等を整備する。

番号	種類	位置	整備方針
40	野営場	鹿児島県大島郡知名町（沖泊海岸）	ゆっくりと海水浴や礁池内での自然観察等を楽しむ利用者のため、炊事棟、トイレ、シャワー、広場等を整備する。
41	園地	鹿児島県大島郡知名町（昇竜洞）	鍾乳洞利用者のため、駐車場等を整備する。
42	園地	鹿児島県大島郡知名町（屋子母海岸）	周遊観光者のため、トイレ、東屋等を整備する。
43	園地	鹿児島県大島郡与論町（大金久海岸）	大金久海岸や百合が浜の利用者のため、駐車場、案内所等を整備する。
44	野営場	鹿児島県大島郡与論町（大金久海岸）	与論島の海域利用者等のため、テントサイト（簡易宿泊施設を含む）、トイレ、シャワー等を整備する。

(ウ) 道路

a 車道

車道を次のとおりとする。

(表 19 : 道路 (車道) 表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針
1	笠利崎線	起点—鹿児島県奄美市(笠利町用・国立公園境界) 終点—鹿児島県奄美市(笠利崎)	用海岸	奄美大島最北端である笠利崎や用海岸に至るルートとして、海岸部の風致維持に留意して整備・維持管理を図る。
2	大浜海浜公園線	起点—鹿児島県奄美市(名瀬大浜・国立公園境界) 終点—鹿児島県奄美市(大浜)	大浜海岸	市街地である名瀬から最も近い利用拠点である大浜に至るルートとして、海岸部の風致維持に留意して整備・維持管理を図る。
3	金作原線	起点—鹿児島県奄美市(知名瀬・国立公園境界) 終点—鹿児島県奄美市(里・国立公園境界)	金作原	森林部の主要な利用拠点である金作原に至るルートとして、動植物の生息・生育環境や自動車利用の適正化に留意して整備・維持管理・運用を図る。
4	朝戸網野子線	起点—鹿児島県奄美市(朝戸・国立公園境界) 終点—鹿児島県奄美市(住用町和瀬・国立公園境界) 起点—鹿児島県奄美市(住用町見里・国立公園境界) 終点—鹿児島県大島郡瀬戸内町(網野子・国立公園境界)	住用マングローブ	中部の森林地域と南部の森林地域を結ぶルートとして、動植物の生息・生育環境に留意して整備・維持管理を図る。
5	湯湾新村線	起点—鹿児島県奄美市住用町(国道分岐) 終点—鹿児島県大島郡宇検村(湯湾・国立公園境界)		太平洋側と東シナ海側を結ぶルートとして、路側帯からの展望景観、動植物の生息・生育環境に留意して整備・維持管理を図る。
6	福元線	起点—鹿児島県大島郡大和村(大榎・国立公園境界) 終点—鹿児島県大島郡大	小川岳	利用拠点である奄美フォレストポリスに至るルートとして、路傍からの展望、動植物の生息・生

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針
		和村（福元）		育環境に留意して整備・維持管理を図る。
7	大 棚 湯 湾 線	起点－鹿児島県大島郡大 和村（大 棚・国立公園境界） 終点－鹿児島県大島郡大 和村（大 棚・国立公園境界） 終点－鹿児島県大島郡宇 検村（湯湾岳登山口） 終点－鹿児島県大島郡宇 検村（湯湾・国立公園境界）	湯湾岳	森林部の利用拠点である湯湾 岳に至るルートとして、動植物の 生息・生育環境に留意して整備・ 維持管理を図る。
8	篠 川 下 福 線	起点－鹿児島県大島郡瀬 戸内町（県道 85 号分岐） 終点－鹿児島県大島郡瀬 戸内町（篠川・国立公園境 界）		中南部の森林地域と大島海峡 地域を結ぶルートとして、希少な 動植物の生息・生育環境に留意し て整備・維持管理を図る。
9	油 井 岳 高 知 山 線	起点－鹿児島県大島郡瀬 戸内町（地藏峠・国立公園 境界） 終点－鹿児島県大島郡瀬 戸内町（高知山） 終点－鹿児島県大島郡瀬 戸内町（油井岳）	油井岳、高 知山	大島海峡の主要な視点場であ る油井岳及び高知山に至るルー トとして路側帯の視点場からの展 望に留意して整備・維持管理を図 る。
10	奄 美 自 然 観 察 の 森 線	起点－鹿児島県大島郡龍 郷町（瀬留・国立公園境界） 終点－鹿児島県大島郡龍 郷町（奄美自然観察の森） 起点－鹿児島県大島郡龍 郷町（嘉渡・国立公園境界） 終点－鹿児島県大島郡龍 郷町（久場・長雲峠十字分 岐点）	奄美自然 観察の森	奄美自然観察の森に至るルー トとして、動植物の生息・生育環 境に留意して整備・維持管理を図 る。

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針
11	百之台線	起点－鹿児島県大島郡喜界町（川嶺・国立公園境界） 終点－鹿児島県大島郡喜界町（滝川・国立公園境界） 起点－鹿児島県大島郡喜界町（花良治・国立公園境界） 終点－鹿児島県大島郡喜界町（中西公園分岐点）	百之台	百之台段丘斜面上の展望台等の利用拠点や夫婦ガジュマルをはじめとする興味地点へ至るルートとして、視点場からの展望に留意して整備・維持管理を図る。

b 歩道

歩道を次のとおりとする。

（表 20：道路（歩道）表）

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針
1	金作原線	起点－鹿児島県奄美市（知名瀬林道終点） 終点－鹿児島県奄美市（金作原）	金作原国 有林	奄美大島中南部の亜熱帯照葉樹林の核心部を通過するルートで、亜熱帯照葉樹林の景観を堪能できる歩道として、動植物の生息・生育環境に留意して整備・維持管理を図る。 【歩道分類：探勝歩道】
2	宮古崎線	起点－鹿児島県大島郡大和村（国直・国立公園境界） 終点－鹿児島県大島郡大和村（宮古崎）		国直集落から宮古崎に至る歩道として、宮古崎のササ原の景観等に留意して整備・維持管理を図る。 【歩道分類：探勝歩道】

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針
3	湯湾岳登山線	起点—鹿児島県大島郡宇 検村（登山口） 終点—鹿児島県大島郡大 和村宇検村（湯湾岳山頂） 終点—鹿児島県大島郡大 和村（登山口）	湯湾岳	奄美大島の森林地域の核心部 の一つである湯湾岳登山のため の歩道として、奄美大島の森林地 域の自然を堪能・学習できるよ う、動植物の生息・生育環境の保 護等に留意して整備・維持管理を 図る。 【歩道分類：登山道等】
4	荒木海岸 線	起点—鹿児島県大島郡喜 界町（中里） 終点—鹿児島県大島郡喜 界町（荒木集落・国立公園 境界）	荒木海岸	荒木海岸の隆起珊瑚礁原と後 背植生地を通る歩道として、喜界 島の海岸の地形や植生の保護等 に留意して整備・維持管理を図 る。 【歩道分類：探勝歩道】
5	松原線	起点—鹿児島県大島郡天 城町（登山口・国立公園境 界） 終点—鹿児島県大島郡天 城町（天城岳山腹）		徳之島の森林地域の核心部の 一つである天城岳山腹を探勝す るための歩道として、徳之島の森 林地域の自然を堪能・学習できる よう、動植物の生息・生育環境の 保護等に留意して整備・維持管理 を図る。【歩道分類：登山道】
6	三京線	起点—鹿児島県大島郡天 城町（三京国有林入口） 終点—鹿児島県大島郡天 城町（三京国有林）		オキナワウラジロガシ等で構 成される高齢の亜熱帯照葉樹林 を探勝する歩道として、動植物の 生息・生育環境の保護等に留意し て整備・維持管理を図る。【歩道 分類：探勝歩道】

5-2 やんばる国立公園公園計画書(抜粋)

平成 29 年 9 月 16 日

(一部変更) 平成 30 年 6 月 29 日

環境省

1 基本方針

やんばる国立公園は、琉球列島の地史的形成過程を反映して多くの固有種が集中して分布する国内最大規模の亜熱帯照葉樹林の生態系を中心として、高湿度の山地に発達する雲霧林、溪流植物群落などの河川生態系、石灰岩地特有の植物、マングローブ生態系といった多様な生態系が複合的に一体となった景観を有している。

やんばる国立公園は、多種多様な固有又は希少な動植物が生息・生育する生態系を保護保全し、これらの自然をおそれ敬うと同時に豊かな恵みを享受しながら育まれてきた地域のくらしと文化の維持継承に寄与し、豊かな生物多様性と独特な亜熱帯森林生態系を実感できる国立公園として、保護と利用を推進するため、公園計画を定める。

(1) 保護に関する基本方針

亜熱帯照葉樹林には、オキナワトゲネズミやヤンバルクイナ、ノグチゲラ、ヤンバルテナガコガネ、オキナワセッコクをはじめとした希少種や固有種が数多く生息・生育し、これらの動植物からなる生態系を保護することが重要である。しかし、この地域の森林は、琉球王府時代から現代まで沖縄の森林資源の供給地として林業が営まれ、沖縄島の生活と産業全体を支える水資源の供給地としてダムが設置されるなど、様々な産業活動が行われてきた。さらに、この森林に侵入したマングースやノネコなどの外来生物、交通事故、捕獲採取などによる影響も受けている。また、ノグチゲラによる農作物被害も発生している。当該国立公園においては、このような背景を伴いながら現在まで残されてきた生態系の価値を維持し、産業活動との調整を行いながら、保護管理を行うことが重要である。

このため、保護に関する基本的な方針として、野生動植物が健全な状態で生息・生育でき、種の絶滅をさせないことを確保しながら、この森の再生力の範囲内で森林施業との調整を図るものとする。具体的には、高齢林及び高齢林分を含む森林を厳正に保護し、希少かつ固有な動植物の生息・生育地として重要な脊梁部の保護の連続性を保ち、溪流植物や両生類などを育む溪流環境を保護し、生態系に配慮した森林施業を行うとともに、これまで行われてきた生活、産業、開発行為の結果、照葉樹林や河川生態系が劣化している場合には、自然再生・修復を行う。

そして、生態系に悪影響を及ぼす外来生物を防除し、捕獲採取や交通事故などの人為的な影響を防ぐものとする。

ア 規制計画

(ア) 特別地域

a 特別保護地区

伊部岳^{いぶだけ}周辺、西銘岳^{にしめだけ}周辺の^{ふんがわ}一帯及び脊梁山^{せりやま}地の東側の地域から普久川流域は樹齢70年生以上の高齡林で大径木を有するとともに、溪流沿いの岩上に発達する溪流植生がみられ、希少かつ固有な動植物の重要な生息・生育地となっている。与那覇岳^{よなはだけ}及び伊湯岳^{いゆだけ}周辺の一帯については、動植物の重要な生息・生育地であるとともに、雲霧林が発達し、着生のシダ植物やラン科植物が多く存在する。辺戸岳^{へとだけ}はカルスト地形からなる特有の景観を有している。これらの生物の多様性及び優れた景観を保護するため特別保護地区とする。

b 第1種特別地域

脊梁山^{せりやま}地は希少かつ固有な動植物の重要な生息・生育地となっており、森林内の溪流には熱帯・亜熱帯に特徴的な溪流植物が分布し、当該地域に固有な両生類の産卵・生息環境となっている。ネクマチヂ岳^{だけ}周辺の古生層石灰岩地はカルスト地形を有し特有の植物が生育している。辺戸岬^{へとみさき}は海食崖の景観が優れている。これらの生物の多様性及び優れた風致を維持するため、第1種特別地域として保護する。

c 第2種特別地域

特別保護地区又は第1種特別地域と連続した亜熱帯照葉樹林で、希少かつ固有な動植物の生息・生育場であり、生態系の保護と森林施業と調整を図る地域。海岸の自然海岸は海岸植生が発達し、砂浜はウミガメの産卵場所となっている。こうした良好な風致を保護するため、第2種特別地域とする。

d 第3種特別地域

第1種特別地域又は第2種特別地域に接続し、リュウキュウマツの人工林を中心とする森林が広がっている。また、当該地の自然環境と山地等を利用して農業が営まれており、こうした地域の風致の維持を図るため、第3種特別地域とする。

(イ) 普通地域

山地と海、人々の暮らしが織りなす風景を維持するため、普通地域として特別地域をとりまく風景の保全を図る。

(2) 利用に関する基本方針

やんばる国立公園は、亜熱帯照葉樹林や溪流景観、そこに生息・生育する多種多様な固有又は希少な動植物、海食崖の海岸やウミガメが産卵する砂浜、カルスト地形、これらの自然に生まれ継承されてきた人々の暮らしと文化などを公園の資源として持つ。これらの資源を活用し、当該地域の野生生物が多く生息・生育する雰囲気を感じ、亜熱帯照葉樹林の森の豊かさ（生物多様性）を実感できる国立公園とすると同時に、利用にあたって、利用者の集中による雰囲気の低下や自然の荒廃に留意し、一般利用者向けの自然探勝だけでなく質の高い自然体験の機会を設ける。

利用にあたって、捕獲・採取による影響が懸念される昆虫や両生は虫類、植物が多く存在し、無秩序な林内の利用と利用者の集中による自然の荒廃を防ぐため、自然の状況に応じて少人数制やガイドの同行など利用に際してのルールを検討するとともに、マナーの周知・徹底を図り、資源を保全しながら持続的な利用を行うこととする。野生動物の観察は、当該国立公園の利用形態の一つであるが、観察による動物への影響を考慮し、利用のルールの検討を行う。

また、暮らしや文化の資源を守るため、来訪者が住民の生活やしきたり、風習を冒さぬよう配慮する必要がある。

(3) 施設計画

(ア) 単独施設

亜熱帯照葉樹林やカルスト地形、ダム湖面での自然探勝、海食崖の海岸の眺望、マングローブ林や干潟の生きもの観察などを行うために必要な施設計画を配置する。

当該地域において既に整備されている園地、宿泊施設、キャンプ場等も公園利用に資する施設は計画に位置づける。

固有又は希少な動植物の生息・生育地である亜熱帯照葉樹林における利用施設の整備・維持管理にあたっては、利用による自然環境への悪影響に留意する。

(イ) 道路

当該国立公園の亜熱帯照葉樹林やカルスト地形、自然海岸などの当該国立公園の景観を探勝するための車道を計画に位置づける。

亜熱帯照葉樹林やカルスト地形を探勝しながら、動植物を観察し、森の豊かさを感じるための歩道を計画に位置づける。基盤である土壌は脆弱で、容易に土壌が流出し洗掘が進行することから、利用者の利用形態や自然性の状況などを勘案し、適切に歩道の整備を行う。劣化が生じる場合、路線の変更や一時的な利用の休止を行い、回復を図る。

固有又は希少な動植物の生息・生育地である亜熱帯照葉樹林における車道及び歩道の整備・維持管理にあたっては、利用による自然環境の悪影響を防止し、希少動植物の捕獲・採取、希少動物の交通事故死の防止を図るものとする。

2 規制計画

(1) 保護規制計画及び関連事項

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表 3 : 特別保護地区内訳表)

名称	地区の概要	面積 (ha)
辺戸岳	古生層石灰岩を基盤にもち、カルスト地形で、その景観は雄大である。森林は石灰岩地特有のナガミボチョウジーリュウキュウガキ群落が発達している。石灰岩地特有の植物が生育しており、カルスト地形の景観とともに厳正に保護する。	56
辺野喜川上流部	75 年以上の照葉樹林と辺野喜川上流部の溪流環境を含む地区で、ノグチゲラやヤンバルクイナ、オキナワイシカワガエルなどの固有で希少な動植物の重要な生息・生育地であり、厳正に保護する。	192
脊梁山地	<p>脊梁山地の東側に位置し、標高 250m 程度以上の山地から 100m 程度の山麓まで広がる常緑広葉樹林で、主に林齢 80 年以上の照葉樹林が良好な状態で残存している。</p> <p>特に、照首山^{てるくびやま}の北東部の普久川上流域は、着生のシダ植物やラン科植物の他、溪流沿いの岩上に発達する溪流植生などの希少な植物が確認されている。また、標高の高い伊湯岳（標高 446.2m）周辺には、雲霧林が発達し、着生のシダ植物やラン科植物が多く存在する。</p> <p>当該区域では、ケナガネズミ、ノグチゲラ、ヤンバルクイナなど固有動物及び希少動物の重要な生息地となっているほか、渓流域にはオキナワイシカワガエルやホルストガエル、ナミエガエルなどの固有動物及び希少動物が生息している。</p> <p>固有で希少な動植物の重要な生息・生育地であり、厳正に景観の保護を図る。</p>	1,126

名称	地区の概要	面積 (ha)
伊部岳	伊部岳（標高 353m）の北側山麓から普久川にかけて広がる山地で、75 年以上の照葉樹林をまとまって含み、ノグチゲラやヤンバルクイナなどの固有で希少な動植物の重要な生息・生育地であり、厳正に保護する。 伊部岳中腹の第 1 種特別地域との境界には推定樹齢 300 年のオキナワウラジロガシも生育している。	499
東部地域	脊梁山地の東側に広がる標高 100m～200m程度の丘陵地で、林齢 70 年以上の照葉樹林が良好な状態で残存している。着生のシダ類やラン科類、ヤンバルクイナ、ノグチゲラ、ケナガネズミなどの固有で希少な動植物の生息・生育地であり、厳正に景観の保護を図る。	815
与那川上流部	与那川上流部の標高 200m から 300m にかけて広がる 75 年以上の照葉樹林がまとまっている地区であり、ケナガネズミやリュウキュウヤマガメなどの固有で希少な動植物の生育・生息地であり、厳正に保護する。 モニタリングや学術的な研究が行われている地区である。	62
与那覇岳	沖縄島最高峰の与那覇岳（標高 503m）を中心とした標高 300m 程度までの照葉樹林である。ノグチゲラなどの固有で希少な動物の生息地として重要であるとともに、雲霧林が発達し、着生のシダ植物やラン科植物が多く存在する場所である。 核心地域であるとともに、登山者等も訪れる場所であり、固有で希少な動植物の保護と公園利用との軋轢を回避・抑制するよう厳正な保護を図る。	256
田港御嶽	古生層石灰岩を母岩にもつ御嶽林で、人為的干渉を受けることなく今日まで保護されてきた。沖縄における古生層石灰地域の代表的植生とみなされており、植生を厳正に保護する。	3
	合 計	3,009

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表5：第1種特別地域内訳表)

名称	地区の概要	面積 (ha)
へどみさき 辺戸岬	海食崖地形で風衝地植生が発達している。崖から内陸部にかけては石灰岩特有のカルスト地形を示し、平坦部にはコウライシバの芝草原が広がっている。変化のある海岸景勝地である。断崖景観の保全に留意して風致を維持する。	31
脊梁山地	標高 200m 以上の山地で、一帯に照葉樹林が広がり、オキナワトゲネズミ、ケナガネズミ、ノグチゲラ、ヤンバルクイナなどの重要な生息地となっている。谷部の溪流には、溪流植物、着生のシダ類やラン科植物が生育し、オキナワイシカワガエルやナミエガエル、ハナサキガエル、ホルストガエル、リュウキュウヤマガメ、イボイモリなどの固有で希少な両生は虫類の生息地となっている。 主要な林道が配置されていることから、適正な利用の推進を図るとともにこれらの固有で希少な動植物の生息・生育地として十分な風致の維持を図る。また、若齢林や人工林については高齢照葉樹林への再生・誘導に努める。	4,085
がじがわ 我地川流域	我地川流域に広がる標高 100m から 250m の区域であり、林齢 50 年以上の良好な照葉樹林が広がる。ヤンバルクイナ、ノグチゲラ、ホルストガエルやナミエガエルなどの希少で固有な動植物の生息・生育が確認されている。 流域の一体的な保全を図るとともに、固有で希少な動植物の生息・生育地として風致の維持を図る。	108
とうぶ 東部地域	脊梁山地の東側に広がる標高 100m～200m 程度の丘陵地及び照首山の東側山麓からフンガー湖に至る区域であり、樹齢 30 年～60 年程度の若齢の照葉樹林やリュウキュウマツの人工林が広がっている。ノグチゲラやヤンバルクイナ、ホントウアカヒゲ、ケナガネズミ、リュウキュウヤマガメなどの固有で希少な動植物の生育・生息地である。 固有で希少な動植物の生息地として風致を維持するとともに、若齢林や人工林は高齢照葉樹林への再生・誘導に努める。	618

名称	地区の概要	面積 (ha)
ネクマチヂ岳、塩屋富士	<p>古生層石灰岩からなるネクマチヂ岳（標高 361m）、塩屋富士（標高 318m）を含む山地で、カルスト地形となっている。山頂部の雲霧林や風衝地、土壌の特殊性などから特殊な環境に適応した、希少な植物が多く生育している。</p> <p>登山道が整備されており、貴重な植生の保全に留意して風致の維持を図る。</p>	148
慶佐次	<p>慶佐次川の河口に位置するオヒルギ、ヤエヤマヒルギ、メヒルギからなるマングローブ群落で、特異な景観を有している。干潮時にはシオマネキ類やミナミトビハゼなどの水生生物が観察できる。</p> <p>カヤックや木道からの動植物の観察が行われる利用拠点となっている。</p>	11
	合 計	5,001

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表7：第2種特別地域内訳表)

名称	区 域	面積 (ha)
宜名真、辺戸、奥	国頭郡国頭村 字奥、字宜名真及び字辺戸の各一部	241
脊梁山地	国頭郡国頭村内 国有林沖縄森林管理署 55 林班から 57 林班までの各一部 国頭郡国頭村 字伊地、字宇嘉、字宇良、字奥、字奥間、字宜名真、字佐手、字謝敷、字浜、字比地、字辺野喜、字辺土名及び字与那の各一部 国頭郡大宜味村 字喜如嘉、字謝名城及び字田嘉里の各一部	2,318
我地川流域	国頭郡国頭村内 国有林沖縄森林管理署 44 林班から 46 林班の各一部 国頭郡国頭村 字安田の一部	166
普久川流域	国頭郡国頭村内 国有林沖縄森林管理署 41 林班から 43 林班の各一部 国頭郡国頭村 字安田の一部	93
安田	国頭郡国頭村 字安田の各一部	131
イシキナ崎、 ジチ浜	国頭郡国頭村 字安田の一部	23
クイナ湖	国頭郡国頭村 字安波の一部	80
安波	国頭郡国頭村内 国有林沖縄森林管理署 28 林班の一部 国頭郡国頭村 字安波の一部	204
ネクマチヂ 岳、塩屋富士	国頭郡大宜味村 字上原、字大兼久、字大宜味、字押川、字塩屋、字田港、字饒波、字根路銘及び字屋古の各一部	324

名称	区 域	面積 (ha)
あらかわ 新川	国頭郡東村 字高江の一部	127
塩屋湾	国頭郡大宜味村 字白浜及び字宮城の各一部	68
ぶながや湖、 ふくがみこ 福上湖	国頭郡大宜味村 字大宜味、字押川、字田港及び字根路銘の各一部 国頭郡東村 字川田及び字宮城の各一部	80
平良、慶佐 次、津波山	国頭郡大宜味村 字津波の一部 国頭郡東村 字有銘、字慶佐次及び字平良の各一部	558
	合 計	<u>4,413</u>

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表9：第3種特別地域内訳表)

名称	区 域	面積 (ha)
辺戸岬	国頭郡国頭村 字宜名真及び字辺戸の各一部	162
辺戸、奥	国頭郡国頭村 字奥、字宜名真及び字辺戸の各一部	496
尾西岳東部	国頭郡国頭村内 国有林沖縄森林管理署 48 林班から 52 林班までの全部並び に 57 林班の一部 国頭郡国頭村 字奥及び字楚洲の各一部	1,000
座津武川及 び奥川中上 流部	国頭郡国頭村内 国有林沖縄森林管理署 53 林班の全部並びに 54 林班及び 56 林班の各一部 国頭郡国頭村 字奥及び字宜名真の各一部	397
脊梁山地	国頭郡国頭村内 国有林沖縄森林管理署 59 林班から 62 林班までの各一部 国頭郡国頭村 字伊地、字宇嘉、字宇良、字奥間、字佐手、字謝敷、字浜、 字比地、字辺野喜、字辺土名及び字与那の各一部 国頭郡大宜味村 字大宜味、字喜如嘉、字田嘉里及び字饒波の各一部	1,114
楚洲	国頭郡国頭村内 国有林沖縄森林管理署 47 林班の全部 国頭郡国頭村 字楚洲の一部	320
安田	国頭郡国頭村内 国有林沖縄森林管理署 44 林班の一部 国頭郡国頭村 字安田の一部	73
あだこうちがわ 安田幸地川 流域	国頭郡国頭村内 国有林沖縄森林管理署 42 林班及び 43 林班の各一部 国頭郡国頭村 字安波の一部	233

名称	区 域	面積 (ha)
あだがしま 安田ヶ島	国頭郡国頭村 字安田の一部	8
安波	国頭郡国頭村内 国有林沖繩森林管理署 28 林班の一部	22
塩屋湾	国頭郡大宜味村 字白浜の一部	8
慶佐次、津波	国頭郡大宜味村 字津波の一部 国頭郡東村 字慶佐次の一部	24
	合 計	3,857

イ 関連事項

(ア) 普通地域

普通地域の区域は、次のとおりである。

(表10：普通地域表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
沖縄県	国頭郡国頭村内 国有林沖縄森林管理署44林班の一部 国頭郡国頭村 字安田、字安波、字宜名真、字楚洲、字浜、字比地及び字 辺戸の各一部	912
	国頭郡大宜味村 字塩屋、字白浜、字大保、字田港、字津波、字宮城及び字 屋古の各一部	85
	国頭郡東村 字川田、字慶佐次及び字高江の各一部	34
陸域合計		1,031
陸域公園区域の地先海面の一部		3,670
合 計		4,701

ウ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有面積

(表 11：地域地区別土地所有面積総括表)

(単位：面積 ha、比率%)

地域区分		特別地域															
地種区分		特別保護地区				第1種				第2種				第3種			
土地所有別		国	公	私	不	国	公	私	不	国	公	私	不	国	公	私	不
沖縄県	土地所有別面積	2,447	482	71	9	1,215	3,451	279	56	781	2,271	1,258	103	1,915	1,221	660	61
	地種区分別面積 (比率)					5,001 (28.9)				4,413 (25.5)				3,857 (22.3)			
	地域地区別面積 (比率)					3,009 (17.4)								13,271 (76.7)			
	地域別面積 (比率)													16,280 (94.0)			

地域区分		普通地域 (陸域)				合計 (陸域)				海域公園地区	普通地域 (海域)	合計 (海域)
地種区分		国	公	私	不	国	公	私	不			
沖縄県	土地所有別面積	76	427	460	68	6,434	7,852	2,728	297			
	地種区分別面積 (比率)											
	地域地区別面積 (比率)											
	地域別面積 (比率)					1,031 (6.0)				17,311 (100)	0 (0)	3,670 (100)

3 施設計画

(1) 保護施設計画

保護施設計画を次のとおりとする。

(表 13：保護施設表)

番号	種類	位置	整備方針
1	自然再生施設	沖縄県国頭郡国頭村	若齢照葉樹林等について、高齢照葉樹林への再生・誘導を行うとともに、流域の再生を図る。
2	自然再生施設	沖縄県国頭郡大宜味村	若齢照葉樹林等について、高齢照葉樹林への再生・誘導を行うとともに、流域の再生を図る。
3	自然再生施設	沖縄県国頭郡東村	若齢照葉樹林等について、高齢照葉樹林への再生・誘導を行うとともに、流域の再生を図る。

(2) 利用施設計画

ア 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 14：単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針
1	園地	沖縄県国頭郡国頭村(辺戸)	東シナ海と太平洋を望みながらトウクジラの観察ができる沖縄島最北端の岬において、風景や自然探勝のための園地として、岬周辺の景観及び植生保護に留意して駐車場、トイレ、園路等を整備する。
2	園地	沖縄県国頭郡国頭村(宇佐浜)	辺戸岬や辺戸岳を展望する視点場として、展望台、園路、駐車場等を整備する。
3	園地	沖縄県国頭郡国頭村(宜名真)	古生層石灰岩を基盤にもつカルスト地形の景観を眺望するための園地として、駐車場、トイレ、園路等を整備する。
4	博物館施設	沖縄県国頭郡国頭村(宜名真)	熱帯カルスト地形に関連した展示等を行い、当該地域の自然的重宝性を学ぶ施設を整備する。
5	園地	沖縄県国頭郡国頭村(茅打バンタ)	断崖と海の礁斜面がおりなす風景を眺望するための園地として、駐車場、トイレ、園路等を整備する。
6	園地	沖縄県国頭郡国頭村(奥)	やんばる地域の集落景観や猪垣などの暮らしの遺構等を探勝する園地として整備する。
7	宿舎	沖縄県国頭郡国頭村(辺野喜)	やんばる地域の公園利用者の宿泊施設として、野生動植物の生息・生育に留意して整備する。
8	園地	沖縄県国頭郡国頭村(安田)	伊部岳及び安田周辺地域の自然探勝及びヤンバルクイナ生態観察のための園地として整備する。
9	園地	沖縄県国頭郡国頭村(幸地原)	照葉樹林及び海浜の自然探勝のため、及び炭焼き等の文化を体験できる園地を整備する。
10	園地	沖縄県国頭郡国頭村(辺土名)	照葉樹林に囲まれ野生動植物を観察することにより、やんばるの

番号	種類	位置	整備方針
11	園地	沖縄県国頭郡国頭村 (安波)	森の豊かさを感じられる拠点として園地を整備する。 照葉樹林の景観や野生動植物の観察によりやんばるの森の豊かさを感じられる拠点として園地を整備する。
12	宿舎	沖縄県国頭郡国頭村 (安波)	照葉樹林に囲まれ野生動植物に出会うことができ、やんばるの森の豊かさを感じながら過ごす拠点として、公園利用者のための宿泊施設を整備する。
13	野営場	沖縄県国頭郡国頭村 (安波)	照葉樹林に囲まれ野生動植物に出会うことができ、やんばるの森の豊かさを感じながら過ごす拠点として、公園利用者のための野営場を整備する。
14	園地	沖縄県国頭郡国頭村 (比地)	比地川の河川周辺の動植物や野鳥観察などの自然探勝ができる園地として整備する。
15	野営場	沖縄県国頭郡国頭村 (比地)	比地川と周辺の照葉樹林に囲まれて、やんばるの自然を感じながら過ごせる野営場として整備する。
16	園地	沖縄県国頭郡大宜味村 (田嘉里)	田嘉里川の河川周辺の動植物や野鳥観察などの自然探勝ができる園地として整備する。
17	野営場	沖縄県国頭郡大宜味村 (田嘉里)	田嘉里川と周辺の照葉樹林に囲まれて、やんばるの自然を感じながら過ごせる野営場として整備する。
18	園地	沖縄県国頭郡大宜味村 (六田原)	塩屋湾を眺望するための視点場として、展望台、駐車場等を整備する。
19	園地	沖縄県国頭郡大宜味村 (塩屋湾)	塩屋湾周辺の自然探勝のための園地として整備する。
20	園地	沖縄県国頭郡大宜味村 (津波)	ター滝周辺の自然探勝のための園地として整備する。
21	園地	沖縄県国頭郡東村 (新川)	東海岸の展望利用及び新川周辺地域の自然探勝のための園地として整備する。
22	園地	沖縄県国頭郡東村 (福地)	散策や周遊船の利用等により、照葉樹林や動植物が観察できる自然探勝のための園地として整備する。

番号	種類	位置	整備方針
23	園地	沖縄県国頭郡東村（慶佐次）	カヌーや木道の利用により、慶佐次のマングローブ林や干潟の生物観察を行うための園地として、園路、トイレ、駐車場、案内所等を整備する。
24	園地	沖縄県国頭郡国頭村（普久川）	ファンガー湖及びその周辺の散策や、カヌーの利用により、照葉樹林や動植物が観察できる自然探勝のための園地として整備する。

イ 道路

(ア) 車道

車道を次のとおりとする。

(表 15 : 道路 (車道) 表)

番号	路線名	区 間	主要経過地	整備方針
1	奥宜名真線	起点－沖縄県国頭郡国頭村 (奥・国立公園境界) 終点－沖縄県国頭郡国頭村 (宜名真・国立公園境界)	辺戸岬	沖縄島最北端の辺戸岬、辺戸岳周辺を巡りながら東海岸へ結ぶルートとして、沿線の風景維持及び固有又は希少な動植物の生息・生育に留意して整備・維持管理を図る。
2	辺戸岳線	起点－沖縄県国頭郡国頭村 (宜名真園地入り口) 終点－沖縄県国頭郡国頭村 (宜名真園地)	辺戸岳	宜名真園地へ至るルートとして、森林景観及び希少な動植物の生息・生育に留意して整備・維持管理を図る。
3	<small>ひがしかいびん</small> 東海岸線	起点－沖縄県国頭郡国頭村 (奥・国立公園境界) 終点－沖縄県国頭郡国頭村 (楚洲・国立公園境界) 起点－沖縄県国頭郡国頭村 (安田・国立公園境界) 終点－沖縄県国頭郡国頭村 (安波北・国立公園境界) 起点－沖縄県国頭郡国頭村 (安波西・国立公園境界) 終点－沖縄県国頭郡国頭村 (安波南・国立公園境界)	<small>あかきさき</small> 赤崎	自然海岸の多い太平洋側の東海岸を通るルートとして、海岸部の風景維持及び希少な動植物の生息・生育に留意して整備・維持管理を図る。
4	<small>やんぼる</small> 山原横断線	起点－沖縄県国頭郡国頭村 (与那・国立公園境界) 終点－沖縄県国頭郡国頭村 (安田・車道合流点)	脊梁山地	脊梁山地を通りながら東西を結ぶルートとして、森林景観及び希少な動植物の生息・生育に留意して整備・維持管理を図る。

(イ) 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 16 : 道路 (歩道) 表)¹

番号	路線名	区 間	主要経過地	整 備 方 針
1	安田伊部岳線	起点－沖縄県国頭郡国頭村 (安田幸地原) 起点－沖縄県国頭郡国頭村 (安田漁港) 起点－沖縄県国頭郡国頭村 (イシキナ崎) 終点－沖縄県国頭郡国頭村 (伊部岳ウラジログシ巨木) 終点－沖縄県国頭郡国頭村 (伊部岳)	安田集落 伊部岳	熱帯照葉樹林の自然やオキナワウラジログシの巨木、生活の遺構を採勝する歩道として、また、ウミガメの産卵する海浜や亜熱帯照葉樹林の自然、ヤンバルクイナを観察する歩道として、森林景観、固有で希少な動植物の生息・生育に留意して整備・維持管理を図る。【採勝歩道】
3	与那覇岳線	起点－沖縄県国頭郡国頭村 (国頭村森林公園) 終点－沖縄県国頭郡国頭村 (与那覇岳)	与那覇岳	与那覇岳登山のための歩道や森林公園周辺の散策路として、森林景観、固有で希少な動植物の生息・生育及び植生の保護などに留意して整備・維持管理を図る。【登山道】
4	安波線	起点－沖縄県国頭郡国頭村 (やんばる学びの森) 終点－沖縄県国頭郡国頭村 (安波集落)	やんばる 学びの森	亜熱帯照葉樹林の自然や溪流周辺の動植物を観察する歩道として、森林景観、固有又は希少な動植物の生息・生育に留意して整備・維持管理を図る。【採勝歩道】
5	比地大滝線	起点－沖縄県国頭郡国頭村 (比地大滝入口) 終点－沖縄県国頭郡国頭村 (比地大滝)	比地大滝	比地川の河川周辺の植物や野鳥などを観察しながら比地大滝へ至る自然採勝歩道として、周囲の森林景観に留意して整備・維持管理を図る。【採勝歩道】
6	ネクマチヂ岳塩屋富士線	起点－沖縄県国頭郡大宜味村 (ネクマチヂ岳登山口) 終点－沖縄県国頭郡大宜味村 (六田原)	ネクマチヂ岳、塩屋富士	石灰岩の山地であるネクマチヂ岳・塩屋富士の登山のための歩道として、固有又は希少な動植物の生息・生育及び植生保護等に留意して整備・維持管理を図る。【登山道】
7	<small>たまつじやま</small> 玉辻山線	起点－沖縄県国頭郡東村 (福地ダム) 起点－沖縄県国頭郡大宜味村 (大国林道) 終点－沖縄県国頭郡東村 (イリンマタガー) 終点－沖縄県国頭郡東村 (カタナバー) 終点－沖縄県国頭郡東村 (ナカンタマチヂ)	玉辻山	玉辻山の登山及び福上湖におけるカヌー利用による周回利用のための歩道として、固有で希少な動植物の生息・生育及び植生保護などに留意して整備・維持管理を図る。【登山道】
8	フンガー湖採勝線	起点－沖縄県国頭郡国頭村 (安田西) 終点－沖縄県国頭郡国頭村 (フンガー湖西) 起点－沖縄県国頭郡国頭村 (フンガー湖東) 終点－沖縄県国頭郡国頭村 (安田東)	フンガー湖	フンガー湖及びその周辺の亜熱帯照葉樹林の自然や昔道を採勝するための歩道として、森林景観、固有で希少な動植物の生息・生育に留意して整備・維持管理を図る。【採勝歩道】

¹ 公園計画の一部変更に伴い、「1 伊部線」と「2 安田線」を統合したため、2番は欠番となっている。

4 参考事項

(1) 過去の経緯

ア 公園区域

平成 28 年 9 月 15 日 やんばる国立公園の区域の指定
(環境省告示第 87)

イ 保護規制計画

平成 28 年 9 月 15 日 特別地域及び特別保護地区の指定
(環境省告示第 89 及び第 90)

ウ 利用施設計画

平成 28 年 9 月 15 日 公園計画の決定
(環境省告示第 88)

5-3 西表石垣国立公園公園計画書（抜粋）

平成 28 年 4 月 15 日
環境省

1 基本方針

西表石垣国立公園は、琉球諸島の最南端に位置する八重山列島のうち、西表島及び石垣島の一部並びにその間に広がる石西礁湖内外の島々とその周辺海域からなり、原生的な亜熱帯性照葉樹林、河川・河口域に広がるマングローブ林、日本最大のサンゴ礁海域といったわが国を代表する亜熱帯特有の自然景観と自然環境を背景に育まれてきた琉球特有の街並みや祭祀などの文化景観が特色の公園である。

本公園のテーマを「原生的な亜熱帯林とサンゴ礁の海」とし、亜熱帯照葉樹林の生態系やマングローブ生態系、サンゴ礁生態系などの山・川・海のつながりが体感できる国立公園として、これら風致景観の保護を図るとともに適正な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定める。

(1) 規制計画

ア 保護規制計画

(ア) 特別保護地区

スダジイやオキナワウラジロガシ等からなる亜熱帯性常緑広葉樹林が原生的な状態でまとまりをもって存する西表島最高峰の古見岳及び御座岳を中心とする西表島中央部並びに沖縄県最高峰である石垣島の於茂登岳北東部は、本公園の核をなす景観を有しており、多くの固有又は希少な動植物の生息地・生育地となっていることから、厳正な保護を図るため特別保護地区とする。

(イ) 第 1 種特別地域

特別保護地区と連続するスダジイやオキナワウラジロガシ等からなる良好な亜熱帯性常緑広葉樹林が保全されている西表島のテドウ山、波照間森、崎山半島及び南風岸岳を中心とする西表島南部並びに石垣島の於茂登岳北西部及び樺海於茂登岳東部の山地帯、オヒルギやサキシマスオウノキなどが川沿いに広がる西表島の仲間川、前良川、後良川の河川域、西表島の浦内川及び仲良川の河口域や船浦湾並びに石垣島の吹通川及び嘉良川の河口域やラムサール条約登録湿地である名蔵アンパル等のマングローブが形成された湿地帯や干潟、石垣島北部平久保半島北の海上に位置し平久保崎からの眺望対象として重要な大地離、八重山列島を代表する観光名所の一つ石垣島川平湾の湾内に存する小島群、琉球石灰岩の海食崖が 1 km 続き特殊な海岸植物が生育する波照間島の高那崎は、特別保護地区に準ずる亜熱帯特有の風致を呈しており、山から海にかけての連続性のある生態系は希少

な動植物の生息地・生育地でもあることから、これらの優れた風致を維持するため、第1種特別地域とする。

(ウ) 第2種特別地域

遊覧船やカヤック、シャワークライミング等の公園利用が盛んな西表島の浦内川、仲良川、ヒナイ川、ゲーダ川、西田川等の河川域、海水浴や自然散策などに多くの公園利用者が訪れる西表島の星砂の浜、トゥドゥマリ浜、イダの浜、竹富島のコンドイ浜、カイジ浜などの海浜、スノーケリング利用が盛んな石垣島の米原海岸、白保海岸、黒島の仲本海岸、波照間島の北浜などの海浜、ウミガメの産卵する砂浜として重要な石垣島北部平久保半島の東海岸などの海浜、シーカヤックの休憩地や史跡散策などとして利用されている西表島の外離島・内離島、西表島の周囲に位置し西表島からの海上景観の重要な構成要素である鳩離島、赤離島、アトック岩等の無人島、周囲を断崖で囲まれた海鳥の集団繁殖地として重要な仲御神島、スタジイを中心とする亜熱帯性照葉樹林が広がる石垣島の於茂登岳西部、野底岳東部、前嵩南部などの山地帯、海底の地形が隆起して形成された学術的にも重要な大マンゲー・小マンゲーは、良好な風致を呈しており、公園利用も盛んであることから、良好な風致の維持と適正な利用を推進するため、第2種特別地域とする。

(エ) 第3種特別地域

特別保護地区、第1種特別地域及び第2種特別地域以外の地域で、通常の農林漁業活動については風致の維持上の支障が少ない地域を第3種特別地域とする。

(オ) 海域公園地区

日本最大のサンゴ礁海域である石西礁湖並びに西表島、石垣島及び波照間島の周辺海域のうち、サンゴ群集が高被度に発達し多様なサンゴ礁生態系からなる優れた海域景観を呈し、ダイビング利用等も盛んな海域を海域公園地区に指定する。また、汽水域のマングローブ湿地や干潟のうち、固有の多様な底生生物が多く生息し、イリオモテヤマネコなどの野生生物の餌資源の供給としても重要であり、生き物観察なども行われている重要な海域を海域公園地区とし、海域景観並びに海域と陸域の一体的な海岸景観及び海域生態系の保全を図る。

(カ) 普通地域

石西礁湖並びに西表島、石垣島及び波照間島の周辺海域のうち海域公園地区と連続する海域風景の保全を図るべき沖合2kmの海域を普通地域とする。また、特別地域と連続する自然風景・伝統的な街並みを呈する集落地域及びその隣接地域

等の陸域についても風景の保全を図るため、普通地域とする。

(2) 施設計画

ア 利用施設計画

(ア) 単独施設

陸域の利用実態を考慮し、公園利用に必要な施設や既に公園利用に用いられている施設について、事業実施の可能性や整備による風致景観への支障のないことを確認の上、園地や野営場等の各施設を計画する。

海域においては、ダイビングやスノーケリングなどのレジャー利用がなされ、船のアンカリングによるサンゴの破損などが各海域公園地区で生じるおそれがあるため係留施設を計画する。さらにオニヒトデによる食害や白化等によりサンゴ礁の衰退が懸念される海域又は既に衰退している海域は、サンゴ礁の自然再生施設を計画として位置づける。

(イ) 道路（車道及び歩道）

西表島の白浜と南風見を結ぶ県道及び石垣島の名蔵アンパルの干潟と海岸線を探勝する県道並びに平久保半島の牧野景観と海上景観を探勝する市道を車道計画に位置づける。また、西表島のユツンの滝に至る歩道やナーラの滝までの歩道、サンガラの滝に至る歩道及び石垣島の野底岳や於茂登岳に登る登山道についても歩道計画に位置づける。

(ウ) 運輸施設

西表島の浦内川や仲間川を自然探勝するための遊覧船並びに石西礁湖、石垣島及び西表島の地先海面及びその周辺のサンゴ礁景観を保全するための係留施設を運輸施設として計画する。

2 規制計画

(1) 保護規制計画

(ア) 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表3：特別保護地区内訳表)

名 称	地区の概要	面 積 (ha)
於茂登岳 <small>おもと</small>	<p>県下最高峰の於茂登岳(526m)の東側及び北東側に位置し、スダジイ、イスノキが優占する亜熱帯地域の極相林が発達しているほか、山地上部には風衝地に成立するリュウキュウチク林が見られ、一帯は、特定植物群落「於茂登岳・桴海於茂登岳一帯の植生」に指定されている。</p> <p>また、八重山諸島固有種のアサヒナキマダラセセリ、イシガキニイニイやヤエヤマヤシ群落など、学術的にも貴重な動植物の生息・生育地となっており、当公園の核心部として、厳正に保護を図るべき場所である。</p>	557
西表島中央部	<p>当該地は浦内川源流域及び仲間川源流部並びに西表島最高峰の古見岳(469m)及び御座岳を中心とする一帯である。</p> <p>わが国を代表する亜熱帯性常緑広葉樹林が原生的な状態でまとまりをもって残存しており、当公園の代表的な景観となっている。森林帯の大部分はスダジイ林によって占められ、低地谷筋にはオキナワウラジロガシ林が生育し、上流谷筋にはアカメイヌビワ、ホソバタブ林が生育し、浦内川の源流部は溪流帯に希少性のあるヒメホラシノブが特異に分布している。</p> <p>また、西表島を含む八重山諸島の固有種(イリオモテヤマネコ・アサヒナキマダラセセリ等)や北限種(カンムリワシ・セマルハコガメ等)となっている野生動植物の生息、生育地ともなっていることから、公園の核心部として、特に厳正な保護を図る。</p>	4,624
合	計	5,181

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表5：第1種特別地域内訳表)

名称	地区の概要	面積(ha)
だいちばなり 大地離	平久保崎の北、約400mに位置する無人島である。周囲は断崖に囲まれ、ベニアジサシ、エリグロアジサシ等海鳥の繁殖地となっている。本地区は平久保崎から展望する場合の眺望対象として重要であることから、優れた風致の保護を図るべき場所である。	3
からがわ 嘉良川	平久保半島北部に位置する嘉良川一帯であり、河口部にはマングローブ林が発達している。その下・中流部には他に類を見ない規模のサガリバナの大群落が形成されており、そこに生息する多様な底生生物と相俟った特徴的な風致を形成していることから、特別保護地区に準ずる優れた風致を厳正に保護するとともに適正な利用を図るため、第1種特別地域とする。	16
ふきどうがわ 吹通川一帯	亜熱帯地域特有の植生であるマングローブ林の島内における代表的な分布域であり、特定植物群落「吹通川のマングローブ林」に選定されている。また、流域には環境省レッドデータブック(2006)において準絶滅危惧種に選定されているミナミオニヌマエビ、コツノヌマエビ、ヤエヤマヤマガニが生息している。 本地区は石垣島を代表するマングローブ林景観を有し、野生動植物の生息・生育地として重要であることから、優れた風致の保護を図るべき場所である。	40
かびらくしま 川平小島	川平湾の湾口に位置し、小島をはじめ、真謝離、サイ離などサンゴ礁の岩島から構成される地区である。 本地区は潮汐や気象条件により刻々と色彩が変化する内湾水面と相俟って、当該地区の眺望対象として景観上高い価値を有していることから、優れた風致の保護を図るべき場所である。	36

名 称	地区の概要	面 積 (ha)
於茂登岳	於茂登岳から北西方向に連なる山系の北側斜面及び桴海於茂登岳の南側からなる地区で、特別保護地区に隣接する地区である。一帯はスタジイ、イスノキ林が優占する亜熱帯地域の極相林が発達し、山地上部には風衝地に成立するリュウキュウチク林が見られる。また、荒川の上流部には、県内唯一のカンヒザクラ自生地（国指定天然記念物）が存在し、一帯は名勝に指定されており、優れた風致の保護を図るべき場所である。	521
名蔵アンパル	石垣島西海岸の名蔵湾に面した名蔵川河口に位置し、特定植物群落「名蔵川河口域のマングローブ林」に選定されている。また、マングローブ林、干潟、海浜、海岸林からなる多様な自然環境が渡り鳥の中継地、森林性鳥類の生息地として国際的にも重要であることから、平成17年11月にラムサール条約登録湿地となっている。本地区は我が国を代表する優れたマングローブ林景観を有し、野生動植物の生息・生息地として重要であることから、優れた風致の保護を図るべき場所である。	128
浦内川河口	浦内川河口のマングローブ林の後背地で、リュウキュウマツが優占しており、世界でも3地域にしか存在しないヤエヤマヤシ群落の一つである干立御嶽のヤエヤマヤシ自生地や、絶滅危惧種であるミモチシダの群落があり、良好な風致を呈している。以上のことから、特別保護地区に準ずる優れた風致を厳正に保護するとともに適正な利用を図るため、第1種特別地域とする。	172
高那古見	西表島最高峰の古見岳を中心とする山塊の南麓から東側、北西方向に連なる山系までを区域とする。山間部にはヤブツバキクラスの照葉樹林帯が良好な状態で残存し、イリオモテヤマネコやカンムリワシを含む多くの希少種の生息環境として利用されている。 また、大見謝川、ユツン川、相良川、後良川や前良川といった主要な河川をはじめとする大小の河川には、ツバサハゼやキバラヨシノボリ、ヒゲソリオコゼなどの希少な魚類が多数生息している。 さらに各河川の河口部にはヤエヤマヒルギを中心とした大規模なマングローブ林が形成されており、とくに相	

名 称	地区の概要	面 積 (ha)
	<p>良川、後良川及び前良川の河口部には、西表島の東部地域でのみ見られるハマザクロも生育している。</p> <p>以上のことから、特別保護地区に準ずる優れた風致を厳正に保護するため、第1種特別地域とする。</p>	3,506
ふなうら 船浦	<p>ニッパヤシ群落は国内では西表島の船浦と内離島のみにもみられ、特に船浦のニッパヤシ群落は自生地北限として植物地理学上極めて重要で、貴重であることから特定植物群落、国指定天然記念物、植物群落保護林に指定されている。また、環境省レッドリストでは、野生での絶滅の危険性が極めて高いとして絶滅危惧Ⅱ類から絶滅危惧ⅠA類に見直されており、ニッパヤシ群落の衰退が危惧される状況である。このため、ニッパヤシ群落を主とする優れた風致を厳正に保護するため、第1種特別地域とする。</p>	4
西表島中央部	<p>西表島最高峰の古見岳に次ぐ高さであるテドウ山とその流域を含む区域であり、山間部には照葉樹林帯が良好な状態で残存しており、山地上部には風衝地に成立するリュウキュウチク林が見られる。当該区域においてイリオモテヤマネコやカンムリワシなど希少野生生物の生息情報が多数得られており、これらの種の重要な生息地となっている。以上のことから、特別保護地区に準ずる優れた風致を厳正に保護するため、第1種特別地域とする。</p>	1,311
はてるまもり 波照間森	<p>波照間森を中心とする仲良川上流部の稜線とクイラ川上流部の稜線を含む区域である。植生は、原生的な亜熱帯照葉樹林とリュウキュウマツの混在する二次林から構成されている。また、仲良川上流部にはキバラヨシノボリや西表島固有種のワタナベオジロサナエなど希少な野生動植物が生息・生育している。これらのことから、固有で希少な野生生物の生息環境にもなっている優れた風致を厳正に保護するとともに適正な利用を図るため、第1種特別地域とする。</p>	2,672

名 称	地区の概要	面 積 (ha)
<small>なからがわ</small> 仲良川河口	<p>当該区域は島で3番目に長い河川であり本公園を代表する景勝地の一つである仲良川の河口であり、ヤエヤマヒルギやメヒルギ、オヒルギなどのマングローブ林が形成されている。当該区域においてイリオモテヤマネコやカンムリワシなど希少野生生物の生息情報が多数得られており、これらの種の重要な生息地となっている。以上のことから、特別保護地区に準ずる優れた風致を厳正に保護するため、第1種特別地域とする。</p>	32
<small>さきやまはんとう</small> 崎山半島	<p>当該区域ではイリオモテヤマネコ及びカンムリワシの生息情報が多数得られており、これらの希少野生生物の重要な生息地であることが近年の調査結果から明らかになっている。</p> <p>フクギの巨木等が数多く見られることが当該区域の特徴的な風致を形成している。さらに、大小ある河川沿いには源流域の亜熱帯照葉樹林から河口のマングローブ林・干潟に至るまで連続性を有する生態系が良好に維持されており、人為活動をほとんど受けていない自然風景が残存している。一方で近年利用拠点として注目を集めつつある箇所もある。以上のことから、特別保護地区に準ずる優れた風致を厳正に保護するとともに適正な利用を図るため、第1種特別地域とする。</p>	2,959
クイラ川	<p>クイラ川上流から河口のマングローブ林・干潟まで連続性を有する生態系が維持されており、人工物のない自然の地形が良好に残存している。また、ピーミチ川河口は水落滝となっており船で滝まで直接アプローチできるため、かつては石炭運搬船や軍艦の真水採取場所として使われていた形跡が残る歴史的価値のある場所である。</p> <p>さらに本区域ではイリオモテヤマネコやカンムリワシ、キシノウエトカゲなどの希少野生生物の生息情報が多数あり、これらの種にとって重要な生息地となっている。</p> <p>また、ウブ浜・サザレ浜はアオウミガメの産卵場所になっており、200mを超える稜線から海まで一気に下っていく急崖地景観が東西に広がっており、他にはない海岸景観を作り出しており、近年ではカヤックツアーやダイビングの折の休憩スポットとしての利用も盛んである。</p>	

名 称	地区の概要	面 積 (ha)
	以上のことから、特別保護地区に準ずる優れた風致を厳正に保護するとともに適正な利用を図るため、第1種特別地域とする。	1,171
なかがわ 仲間川	<p>仲間川は西表島で2番目に長い河川であり、ヤエヤマヒルギ、メヒルギ、オヒルギ等からなる日本最大規模のマングローブ林が広がっており、流域一帯のマングローブ林は「仲間川天然保護区域」として国の天然記念物に指定されている。島内屈指の観光スポットであり、動力船やカヤックによる利用の多い場所となっている。</p> <p>また、当該地はイリオモテヤマネコやカンムリワシ、ヤエヤマセマルハコガメに加えて、渡り鳥であるクロツラヘラサギやセイタカシギ、サシバなど多くの希少野生生物の生息情報が多数得られている区域である。特にイリオモテヤマネコについては、ここ10年間における目撃情報（痕跡情報を含む）が増加傾向にあり、その中には親仔の目撃も含まれ、当該種にとって重要な生息地となっている。このことから特別保護地区に準ずる優れた風致を厳正に保護するとともに適正な利用を図るため、第1種特別地域とする。</p>	2,821
たかなぎ 高那崎	波照間島南東岸に位置し、琉球石灰岩が常に強い潮風にあたって浸食されてできた海食崖が1km程続いている。岩礁に荒波が押し寄せ、波しぶきが舞い上がる雄大で優れた海岸景観を形成していることから、優れた風致の保護を図るべき場所であることから第1種特別地域とする。	18
合	計	15,410

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表6：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
沖縄県	石垣市 字新川、字石垣、字伊原間、字大浜、字川平、字崎枝、 字白保、字桃里、字登野城、字名蔵、字野底、字平久 保、字桴海及び字宮良の各一部	1,315
	八重山郡竹富町内 国有林沖縄森林管理署 101 林班、104 林班、107 林班、 135 林班及び仲御神島の全部並びに 102 林班、103 林班、 105 林班、106 林班、108 林班、109 林班、128 林班か ら 134 林班まで、136 林班、137 林班、142 林班、143 林班、145 林班から 147 林班まで、150 林班から 155 林班まで、161 林班、172 林班、173 林班、184 林班か ら 188 林班まで、193 林班、202 林班及び 204 林班から 209 林班までの各一部	5,046
	八重山郡竹富町 字西表、字上原、字黒島、字小浜、字古見、字崎山、 字高那、字竹富、字南風見、字波照間及び字鳩間の各 一部	
合 計		6,361

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表8：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
沖縄県	石垣市 字伊原間、字大浜、字川平、字崎枝、字白保、字桃里、字登野城、字名蔵、字野底、字平得、字平久保、字桴海、字真栄里及び字宮良の各一部	4,385
	八重山郡竹富町内 国有林沖縄森林管理署 139 林班及び140 林班の全部並びに 102 林班、103 林班、132 林班から 134 林班まで、136 林班から 138 林班まで、141 林班、142 林班、188 林班、197 林班、198 林班、208 林班及び 209 林班の各一部 八重山郡竹富町 字西表、字上原、字古見及び字高那の各一部	2,658
合 計		7,043

イ 海城公園地区

海城公園地区を次のとおりとする。

(表 10：海城公園地区表)

番号	名称	区 域	面積(ha)
1	竹富島タキドゥングチ・ 石西礁湖北礁・ヨナラ水道	沖縄県八重山郡竹富町 字小浜及び字竹富地先並びに字古見 地先海面の一部	3,281.9
2	竹富島シモビシ	沖縄県八重山郡竹富町 字竹富地先	221.0
3	黒島ウラビシ・キャング チ・仲本海岸	沖縄県八重山郡竹富町 字黒島地先	2403.2
4	新城島マイビシ	沖縄県八重山郡竹富町 字新城地先	179.7
5	平久保	沖縄県石垣市 字平久保地先	176.9
6	川平石崎	沖縄県石垣市 字川平地先	274.8
7	米原	沖縄県石垣市 字川平及び字桴海の各地先	129.7
8	白保	沖縄県石垣市 字白保地先	311.6
9	平野	沖縄県石垣市 字平久保地先	938.0
10	明石	沖縄県石垣市 字伊原間地先	861.6
11	玉取崎	沖縄県石垣市 字伊原間地先	903.0
12	米原プカピー	沖縄県石垣市 字川平及び字桴海の各地先	147.4
13	御神崎	沖縄県石垣市 字崎枝地先	291.9
14	鳩間島バラス・宇那利崎	沖縄県八重山郡竹富町 字上原地先海面の一部	1,419.1
15	西表島後良川河口	沖縄県八重山郡竹富町 字古見地先	369.0

番号	名 称	区 域	面 積 (ha)
1 6	竹富島南沖礁	沖縄県八重山郡竹富町 字竹富地先	424. 2
1 7	西表島 ^{かのかわなかのせ} 鹿川中瀬	沖縄県八重山郡竹富町 字崎山地先	380. 6
1 8	西表島仲間崎	沖縄県八重山郡竹富町 字南風見仲地先	193. 6
1 9	波照間島ヌービ崎沖	沖縄県八重山郡竹富町 字波照間地先	1, 721. 7
2 0	波照間島浜崎沖	沖縄県八重山郡竹富町 字波照間地先	712. 9
2 1	西表島大見謝	沖縄県八重山郡竹富町 字上原地先	103. 0
2 2	西表島ユツン	沖縄県八重山郡竹富町 字上原及び字高那地先	87. 2
2 3	外離島	沖縄県八重山郡竹富町 字西表地先	391. 0

ウ 関連事項

(ア) 採取等規制植物

採取又は損傷を規制する植物を次のとおりとする。

(表 11：採取等規制植物表)

科 名	種 名
マツバラン	マツバラン
ヒカゲノカズラ	ボウカズラ、ヒメヨウラクヒバ
イワヒバ	コケカタヒバ、イヌカタヒバ、イワヒバ
ハナヤスリ	コブラン
カニクサ	カンザシワラビ
コケシノブ	サキシマホラゴケ、ソテツホラゴケ、オオアオホラゴケ、マツバコケシダ、ヒメホラゴケモドキ、ヒメホラゴケ、ウチワゴケ、マメゴケシダ、ゼニゴケシダ、オオカンシノブホラゴケ
イノモトソウ	ミミモチシダ (コガネシダ)、トラノオホングウシダ、ヤエヤマホングウシダ、ウスバオオイシカグマ、オオアマクサシダ、ヒメホラシノブ
キジノオシダ	リュウキュウキジノオ
ヘゴ	クサマルハチ、ヒカゲヘゴ (モリヘゴ)、オニヘゴ (クロヘゴ)、ヘゴ
オシダ	オオヘツカシダ、ナタギリシダ、コミダケシダ、キレバキノボリシダ、オオコクモウクジャク、台湾ノコギリシダ (シマノコギリシダ、オオミミガタシダ)、ヤエヤマトラノオ、台湾ハシゴシダ (台湾ハリガネシダ)
チョウセンシダ	マキノシダ
ウラボシ	リュウキュウミツデウラボシ、ヒメウラボシ、コウラボシ、イワヤナギシダ、ミツデヘラシダ、台湾アオネカズラ、シマムカデシダ (カナブスシダ)
シシラン	ヒメシシラン
デンジソウ	ナンゴクデンジソウ
ヤブレガサウラボシ	ヤブレガサウラボシ
イラクサ	ランダイミズ
ヤドリギ	ニンドウバヤドリギ
ツチトリモチ	リュウキュウツチトリモチ、キイレツチトリモチ
ウマノスズクサ	エクボカンアオイ (エクボサイシン)、ヤエヤマカンアオイ、モノド ラカンアオイ

科名	種名
ヤッコソウ	ヤッコソウ
モウセンゴケ	コモウセンゴケ
ベンケイソウ	ハママンネングサ
ユキノシタ	ヤエヤマヒメウツギ
バラ	テンノウメ (イソザンショウ)
マメ	ヒルギカズラ、モダマ、イソフジ
スマレ	ヤエヤマスマレ
シュウカイドウ	コウトウシュウカイドウ、マルヤマシュウカイドウ
ミソハギ	ミズガンピ
ノボタン	ヤエヤマノボタン
イワウメ	シマイワカガミ (シマイワウチワ)
イチヤクソウ	ギンリョウソウ
ツツジ	サキシマツツジ、セイシカ (アマミセイシカを含む。)、台湾ヤマツツジ
サクラソウ	リュウキュウコザクラ、シマギンレイソウ
イソマツ	台湾ハマサジ (トウハマサジ)、イソマツ
リンドウ	シマセンブリ、ヒメシロアサザ、シマアケボノソウ
キョウチクトウ	ゴムカズラ
アカネ	イリオモテソウ、リュウキュウイナモリ
ヒルガオ	アサガオカラクサ
ムラサキ	モンパノキ
クマツヅラ	イリオモテムラサキ、オオニンジンボク、ヤエヤマハマゴウ
シソ	ヒメキランソラ
キツネノマゴ	セイタカスズムシソウ
イワタバコ	ヤエヤマイワタバコ、マツムラソウ
タヌキモ	ミミカキグサ、ミカワタヌキモ
ハマジンチョウ	ハマジンチョウ (モクベンケイ)
キク	テリハノギク、モクビャクコウ、コケタンポポ
ユリ	ナンゴククサスギカズラ、コショウジョウバカマ (ヒメショウジョウバカマ)、テッポウユリ、台湾ホトトギス
ヒガンバナ	キンバイザサ
ヒナノシャクジョウ	シロシャクジョウ、ルリシャクジョウ
ヨウ	
イネ	ヒナヨシ、イリオモテガヤ

科名	種名
ショウガ ラン	イリオモテクマタケラン キバナシュスラン、コウシュンシュスラン、タネガシマムヨウラン、ナリヤラン、マメヅタラン (マメラン)、クスクスラン、シコウラン、タマザキエビネ、レンギョウエビネ (スズフリエビネ)、ツルラン (カラン)、オナガエビネ、トクサラン、バイケイラン、ナギラン、ヒメヤツシロラン、ユウレイラン、ジョウロウラン、タシロラン、オオオサラン (ホザキオサラン)、リュウキュウセッコク、フシナシオサラン、タカツルラン (ツルツチアケビ)、カシノキラン、ハルザキヤツシロラン、コンジキヤガラ、トサカメオトラン、ツユクサシュスラン、カゴメラン、シマシュスラン、キンギンソウ、ナンバンキンギンソウ、オキナワムヨウラン、サキシマスケロクラン、ユウコクラン、クロムヨウラン (ムラサキムヨウラン)、チケイラン、ヒメフタバラン、ナンバンカモメラン、ムラサキチュウガエリ (イリオモテヒメラン)、ホザキヒメラン、ニラバラン、ヨウラクラン、クスクスヨウラクラン、オオギミラン、ヒメカクラン、カクラン (カクチョウラン)、クニガミトンボソウ、タイトントンボソウ (イリオモテトンボソウ)、コウトウシラン、イリオモテラン (ニューメンラン)、イリオモテムヨウラン、ハガクレナガミラン、アコウネッタイラン、カゲロウラン、イシガキキヌラン、キヌラン (ホソバラン)、ヤンバルキヌラン

(イ) 捕獲等規制動物

捕獲し若しくは殺傷又は当該動物の卵の採取若しくは損傷を規制する動物を次のとおりとする。

(表 12 : 捕獲等規制動物表)

科名	種名
ウミガメ	アカウミガメ、アオウミガメ、タイマイ

(ウ) 乗入れ規制区域

車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることを規制する区域を次のとおりとする。

(表 13：乗入れ規制区域表)

名 称	地種区分	区域の概要	面積 (ha)
浦内川流域	第 1 種 特別地域及び第 2 種 特別地域	当該河川は、西表島中央部に源を発し、同島北西部に開口する河川であり、河口から延長 13,100m が 2 級河川に指定されている。下流部から中流部にかけての河岸にはオヒルギ、ヤエヤマヒルギ、メヒルギを主体とするマングローブ林が発達し、上流部には亜熱帯性照葉樹林が河川を覆うように繁茂している。マングローブ植物の複雑な形をした呼吸根は多くの魚類、甲殻類に生活空間を提供しているほか、河川周辺樹林は、小動物やこれらを捕食するカンムリワシなどの鳥類、イリオモテヤマネコ、セマルハコガメなどの貴重な野生動物の主要な生息地ともなっており、レジャー用の動力船を規制し、良好な風致の維持を図る必要性が高い地域である。	53
仲間川流域	第 1 種 特別地域	当該河川は、西表島中央に位置する御座岳に源を発し、東流して同島南東部に開口する河川であり、本流についてのみ河口の仲間橋より上流 7,450m が 2 級河川に指定されている。河口部から中流部にかけての河岸にはオヒルギ、ヤエヤマヒルギを主体とする我が国最大規模のマングローブ林が発達し、上流部には亜熱帯性照葉樹林が河川を覆うように繁茂している。マングローブ植物の複雑な形をした呼吸根は多くの魚類、甲殻類に生活空間を提供しているほか、河川周辺樹林は、小動物やこれらを捕食するカンムリワシなどの鳥類、イリオモテヤマネコ、セマルハコガメなどの貴重な野生動物の主要な生息地ともなっており、レジャー用の動力船を規制し、良好な風致の維持を図る必要性が高い地域である。	80

(オ) 普通地域

普通地域の区域は、次のとおりである。

(表 15 : 普通地域表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
沖縄県	石垣市 字伊原間、字大浜、字川平、字崎枝、 字真栄里、及び八島町二丁目の各一部	120
	八重山郡竹富町内 国有林沖縄森林管理署 137 林班、138 林班、141 林班、161 林班、172 林班、187 林班、193 林班、197 林班、198 林班及び 208 林班の各一部 八重山郡竹富町 字新城の全部、並びに字西表、字上原、 字黒島、字小浜、字古見、字高那、字竹 富、字南風見、字南風見仲、字波照間及 び字鳩間の各一部	6,538
陸 域 合 計		6,658
陸域公園区域の地先海面の一部		65,574
合 計		72,232

エ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表 16：地域地区別土地所有別面積総括表)

地域区分		特別地域								
地種区分		特別保護地区				第一種特別地域				
土地所有別		国	公	私	不	国	公	私	不	
沖縄県	土地所有別面積	4,624	557	0	0	13,644	652	242	872	
	地種区分別面積 (比率)									15,410 (37.9)
	地域地区別面積 (比率)									5,181 (12.7)
	地域別面積 (比率)									

特別地域							
第二種特別地域				第三種特別地域			
国	公	私	不	国	公	私	不
4,146	1,453	589	173	2,456	4,150	337	100
6,361 (15.6)				7,043 (17.3)			
							28,814 (70.9)
							33,995 (83.6)

普通地域 (陸域)				合計 (陸域)			
国	公	私	不	国	公	私	不
513	1,289	4,384	472	25,383	8,101	5,552	1,617
6,658 (16.4)				40,653 (100.0)			

(単位：面積 ha、比率%)

普通地域 (海域)	海域公園 地区	合計 (海域)
65,574	23 か所 15,923	81,497

3 事業計画

(1) 施設計画

ア 保護施設計画

(表 18:保護施設表)

番号	種類	位置	整備方針
1	自然再生施設	沖縄県石垣市及び八重山郡竹富町地先海面並びにその周辺(石西礁湖)	石西礁湖において、サンゴ礁生態系を保全再生するため、石西礁湖自然再生全体構想に基づき、陸域対策と連携しつつ、サンゴ群集修復事業や必要なモニタリング調査等の自然再生を行う。
2	自然再生施設	沖縄県石垣市地先海面及びその周辺(石垣島)	石垣島周辺海域において、サンゴ礁生態系を保全再生するため、石西礁湖自然再生全体構想に基づき、陸域対策と連携しつつ、サンゴ群集修復事業や必要なモニタリング調査等の自然再生を行う。
3	自然再生施設	沖縄県八重山郡竹富町地先海面及びその周辺(西表島)	西表島周辺海域において、サンゴ礁生態系を保全再生するため、石西礁湖自然再生全体構想に基づき、陸域対策と連携しつつ、サンゴ群集修復事業や必要なモニタリング調査等の自然再生を行う。
4	動物繁殖施設	沖縄県八重山郡竹富町(古見)	博物展示施設として整備されている西表野生生物保護センターを、イリオモテヤマネコやカンムリワシなど公園内に生息する希少野生生物の野生復帰施設としても位置づけ、機能の強化を図る。

イ 利用施設計画

(ア) 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 19: 単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針
1	博物展示施設	沖縄県八重山郡竹富町(浦内川入口)	西表島西部の利用拠点として博物展示施設を整備する。
2	園地	沖縄県八重山郡竹富町(ヒナイ滝)	ヒナイ川周辺における快適かつ安全な利用を図るため、必要な園地を整備する。
3	博物展示施設	沖縄県八重山郡竹富町(古見)	現在整備されている西表野生生物保護センターを西表島東部の博物展示施設として位置付ける。
4	園地	沖縄県八重山郡竹富町(西舟付)	仲間川のマングローブ林探勝のための展望園地として整備する。
5	園地	沖縄県八重山郡竹富町(大富入口)	亜熱帯林観察のための園地として整備する。
6	園地	沖縄県八重山郡竹富町(小浜島)	小浜島での自然探勝のための園地として整備する。
7	園地	沖縄県八重山郡竹富町(竹富島)	竹富島での自然探勝のための園地として整備する。
8	博物展示施設	沖縄県八重山郡竹富町(竹富島)	竹富島周辺の自然環境及び文化の紹介を主体としたビジターセンターを整備する。
9	園地	沖縄県八重山郡竹富町(黒島)	仲本海岸等における黒島での自然探勝のための園地として整備する。
10	博物展示施設	沖縄県八重山郡竹富町(黒島)	黒島周辺の自然環境及び文化の紹介を主体としたビジターセンターを整備する。
11	博物展示施設	沖縄県石垣市(石垣島)	石西礁湖、西表島及び石垣島周辺のサンゴ礁についての学習及び国立公園の総合案内のための博物展示施設として整備する。
12	園地	沖縄県石垣市(明石)	平久保半島東部からの展望園地として整備する。
13	園地	沖縄県石垣市(玉取崎)	平久保半島及び白保へ続く石垣島東側海岸を望む展望園地として整備する。
14	園地	沖縄県石垣市(底地)	底地浜での自然探勝のための園地として整備する。
15	園地	沖縄県石垣市(川平)	川平湾の展望利用及び周辺の自然探勝のための園地として整備する。

番号	種類	位置	整備方針
16	野営場	沖縄県石垣市(米原)	米原海岸の自然環境を活かした探勝利用等のための野営場として整備する。
17	園地	沖縄県石垣市(米原)	米原海岸及びヤエヤマヤシ群落周辺の自然探勝のための園地として整備する。
18	園地	沖縄県石垣市(御神崎)	御神崎からの展望園地として整備する。
19	園地	沖縄県石垣市(名蔵アンパル)	名蔵アンパルの干潟、マングローブ林等の自然探勝のための園地として整備する。
20	園地	沖縄県石垣市(白保)	白保海岸での自然探勝のための園地として整備する。
21	園地	沖縄県八重山郡竹富町(鳩間)	鳩間バラス周辺の自然探勝のための園地として整備する。
22	園地	沖縄県八重山郡竹富町(ニシ浜)	ニシ浜からペー浜にかけて自然海岸周辺の自然探勝のための園地として整備する。
23	園地	沖縄県八重山郡竹富町(高那崎)	高那崎周辺の自然探勝のための園地として整備する。
24	園地	沖縄県石垣市(平久保)	平久保川のサガリバナ群落周辺の自然探勝のための園地として整備する。
25	園地	沖縄県石垣市(久宇良)	嘉良川のサガリバナ群落周辺の自然探勝のための園地として整備する。
26	園地	沖縄県石垣市(吹通川)	吹通川のマングローブ林周辺の自然探勝のための園地として整備する。
27	園地	沖縄県八重山郡竹富町(住吉)	宇那利崎からの海域景観の展望園地として整備する。
28	園地	沖縄県八重山郡竹富町(宇多良)	ウタラ炭鉱跡周辺の自然探勝のための園地として整備する。
29	園地	沖縄県八重山郡竹富町(浦内)	浦内川周辺の自然探勝のための園地として整備する。
30	園地	沖縄県八重山郡竹富町(大見謝)	大見謝川河口域周辺の自然探勝のための園地として整備する。
31	園地	沖縄県八重山郡竹富町(ユツン)	ユツン川河口域周辺の自然探勝のための園地として整備する。
32	園地	沖縄県八重山郡竹富町(内離島)	内離島炭鉱跡周辺の自然探勝のための園地として整備する。

番号	種類	位置	整備方針
33	園地	沖縄県八重山郡竹富町（船浮）	イダの浜周辺の自然探勝のための園地として整備する。
34	園地	沖縄県八重山郡竹富町（古見）	前良川河口のサキシマスオウノキ群落周辺の自然探勝のための園地として整備する。
35	野営場	沖縄県八重山郡竹富町（鹿川）	鹿川の自然環境を活かした探勝利用等のための野営場として整備する。
36	野営場	沖縄県八重山郡竹富町（南風見田）	南風見田の自然環境を活かした探勝利用等のための野営場として整備する。
37	園地	沖縄県八重山郡竹富町（南風見田）	南風見田の浜周辺の自然探勝のための園地として整備する。

(イ) 道路

a 車道

車道を次のとおりとする。

(表 20：道路（車道）表)

番号	路線名	区 間	主要経過地	整備方針
1	野底岳線 <small>のそこだけ</small>	起点－沖縄県石垣市（野底・国立公園境界） 終点－沖縄県石垣市（伊野田・国立公園境界）	野底岳	野底より野底岳山麓を経て伊野田へと至る車道として整備する
2	屋良部半島線 <small>やらぶ</small>	起点－沖縄県石垣市（崎枝・国立公園境界） 終点－沖縄県石垣市（崎枝・国立公園境界）	御神崎	屋良部半島周辺の海岸を採勝する車道として整備する。
3	平久保伊原間線 <small>ひらくぼ いはるま</small>	起点－沖縄県石垣市（平久保・国立公園境界） 終点－沖縄県石垣市（明石・国立公園境界） 起点－沖縄県石垣市（明石・国立公園境界） 終点－沖縄県石垣市（伊原間・国立公園境界）	平久保半島	平久保半島の牧野景観と海上景観を採勝する車道として整備する。
4	名蔵アンパル線	起点－沖縄県石垣市（名蔵・国立公園境界） 終点－沖縄県石垣市（名蔵・国立公園境界）	名蔵アンパル	名蔵アンパルの干潟と海岸線を採勝する車道として整備する。
5	白浜南風見線 <small>しらはま ほんかぜみ</small>	起点－沖縄県八重山郡竹富町（白浜） 終点－沖縄県八重山郡竹富町（南風見）	上原	西表島西部の白浜と西表島東部の南風見を結ぶ幹線道路であり、西表島を周遊する車道として野生動物の交通事故対策を盛り込んだ整備とする。
6	浦内稲葉線 <small>うらうちいなば</small>	起点－沖縄県八重山郡竹富町（浦内川河口） 終点－沖縄県八重山郡竹富町（浦内川中流）	浦内	浦内川河口から稲葉集落跡までを採勝する車道として整備する。

b 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 21：道路（歩道）表)

番号	線路名	区間	主要経過地	整備方針
1	浦内川船浦線	起点－沖縄県八重山郡竹富町（西表島浦内川カンピラ滝・歩道分岐点） 終点－沖縄県八重山郡竹富町（西表島船浦）	テドウ山 ヒナイ滝	カンピラ滝からテドウ山、ヒナイ滝、船浦湾へと至る自然探勝歩道として整備する。
2	西表島横断線	起点－沖縄県八重山郡竹富町（西表島浦内川中流） 終点－沖縄県八重山郡竹富町（西表島大富・車道合流点）	カンピレー滝	カンピレー滝までの自然探勝路と西表島横断のための登山道として整備する
3	野底岳線	起点－沖縄県石垣市（野底・国立公園境界） 終点－沖縄県石垣市（野底岳）		野底岳に至る登山道として整備する。
4	於茂登岳線	起点－沖縄県石垣市（平得・国立公園境界） 終点－沖縄県石垣市（於茂登岳）		於茂登岳に至る登山道として整備する。
5	西田川線	起点－沖縄県八重山郡竹富町（西田川下流） 終点－沖縄県八重山郡竹富町（西田川上流）	サンガラの滝	サンガラの滝までの登山道として整備する。
6	ユツン滝線	起点－沖縄県八重山郡竹富町（ユツン橋） 終点－沖縄県八重山郡竹富町（ユツンの三段滝）	ユツンの三段滝	ユツンの三段滝のための登山道として整備する。
7	仲良川線	起点－沖縄県八重山郡竹富町（仲良川中流） 終点－沖縄県八重山郡竹富町（仲良川上流）	ナーラの滝	ナーラの滝までの登山道として整備する。

ウ 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表 22：運輸施設表)

番号	路線名	種類	区間	整備方針
1	浦内川線 <small>うらうちがわ</small>	船舶運送施設	起点－沖縄県八重山郡竹富町 (浦内川) 終点－沖縄県八重山郡竹富町 (浦内川)	浦内川での自然探勝のための船舶運送施設として整備する。
2	浦内川河口	係留施設	沖縄県八重山郡竹富町(浦内川河口)	浦内川河口での係留施設として整備する。
3	軍艦岩 <small>ぐんかんいわ</small>	係留施設	沖縄県八重山郡竹富町(軍艦岩)	浦内川軍艦岩での係留施設として整備する。
4	仲間川線 <small>なかまがわ</small>	船舶運送施設	起点－沖縄県八重山郡竹富町 (仲間川) 終点－沖縄県八重山郡竹富町 (仲間川)	仲間川での自然探勝のための船舶運送施設として整備する。
5	仲間川中流	係留施設	沖縄県八重山郡竹富町(仲間川中流)	西舟付園地(展望施設)を仲間川から利用するための係留施設として整備する。
6	大富 <small>おおとみ</small>	係留施設	沖縄県八重山郡竹富町(大富)	仲間川河口での係留施設として整備する。
7	川平石崎 <small>かひらいしざき</small>	係留施設	沖縄県石垣市地先海面(川平石崎)	川平石崎周辺での海域景観の自然探勝のため船舶の係留施設として整備する。
8	米原プカピー <small>よねはら</small>	係留施設	沖縄県石垣市地先海面(米原プカピー)	米原プカピーでの海域景観の自然探勝のため船舶の係留施設として整備する。
9	御神崎 <small>うがんざき</small>	係留施設	沖縄県石垣市地先海面(御神崎)	御神崎での海域景観の自然探勝のため船舶の係留施設として整備する。
10	白保 <small>しらほ</small>	係留施設	沖縄県石垣市地先海面(白保)	白保での海域景観の自然探勝のための船舶の係留

番号	路線名	種類	区間	整備方針
				施設として整備する。
11	鳩間島バラス	係留施設	沖縄県八重山郡竹富町地先海面（鳩間島バラス）	鳩間島バラス周辺から宇那利崎にかけてのサンゴ礁等の海域景観の自然探勝のための船舶の係留施設として整備する。
12	<small>そとばなりじま</small> 外離島	係留施設	沖縄県八重山郡竹富町地先海面（外離島）	外離島での海域景観の自然探勝のための船舶の係留施設として整備する。
13	<small>なからがわ</small> 仲良川中流	係留施設	沖縄県八重山郡竹富町（仲良川中流）	仲良川周辺の自然探勝のための船舶の係留施設として整備する。
14	<small>かのかわ</small> 西表島鹿川 <small>なかのせ</small> 中瀬	係留施設	沖縄県八重山郡竹富町地先海面（西表島鹿川中瀬）	鹿川湾周辺の自然探勝のための船舶の係留施設として整備する。
15	<small>せきせいしゅうこ</small> 石西礁湖 <small>ほくしゅう</small> 北礁	係留施設	沖縄県八重山郡竹富町地先海面（石西礁湖北礁）	竹富島北側から小浜島まで続くリーフ一体の海域景観の自然探勝のための船舶の係留施設として整備する。
16	竹富島シモビシ	係留施設	沖縄県八重山郡竹富町字竹富地先海面（竹富島シモビシ）	竹富島シモビシでの海域景観の自然探勝のための船舶の係留施設として整備する。
17	竹富島南沖礁	係留施設	沖縄県八重山郡竹富町地先海面（竹富島南沖礁）	竹富島南沖礁での海域景観の自然探勝のための船舶の係留施設として整備する。
18	<small>あらぐすくじま</small> 新城島 マイビシ	係留施設	沖縄県八重山郡竹富町地先海面（新城島マイビシ）	新城島マイビシでの海域景観の自然探勝のための船舶の係留施設として整備する。
19	<small>くろしま</small> 黒島 <small>なかもと</small> 仲本 <small>かいがん</small> 海岸	係留施設	沖縄県八重山郡竹富町（黒島仲本海岸）	黒島での海域景観の自然探勝のための係留施設として整備する。

5-4 地域管理経営計画（奄美大島森林計画区）抜粋

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

本計画の対象は、奄美大島森林計画区を管轄区域とする国有林野 8,130ha（不要存置林野 209ha を含む。）であり、奄美群島（奄美大島、喜界島、加計呂麻島、請島、与呂島、徳之島、沖永良部島、与論島）で構成する離島地域であるが、奄美大島、徳之島以外の島には、国有林は存在しない。

（中略）

ア 奄美大島地区（201～230林班）

標高 0～700m で本島の中央から南部に位置し、一年を通して温暖多雨な亜熱帯海洋性気候であるため、土壌は腐植に乏しい赤黄色土である。表土が浅く台風が多いことなどから、スギ、ヒノキの生育に適さず人工林率は 20% と低位である。林相はスダジイ、イスノキ、イジュ等の天然広葉樹が主体であり、一部ではリュウキュウマツを主体とする混交林で構成されている。大部分が下流域住民の水源林として水源かん養機能の発揮が期待されていることから「水土保持林」に区分して管理経営を行うこととする。

また、神屋国有林の一部及び湯湾岳頂上付近の上大久保国有林の大部分は天然記念物に指定されており、更に、金作原国有林の一部は保健保安林に指定されている。

このため、これらの地区は、自然環境の保全に係る機能及び保健文化機能の発揮が期待されることから「森林と人との共生林」に区分して管理経営を行うこととする。

イ 徳之島地区（231～261林班）

標高 100～650m で徳之島町、天城町、伊仙町にまたがって位置し、全般的に褶曲の多い地域であり、表土が浅く腐植に乏しい。林相はリュウキュウマツ、オキナワウラジロガシ、スダジイを主体とする天然林である。

剥岳から井之川岳周辺は奄美群島国定公園特別保護地区に指定されており、自然環境の保全に係る機能及び保健文化機能の発揮が期待されることから「森林と人との共生林」に区分して管理経営を行うこととする。

また、赤畑、伊仙、検福国有林は地元集落の水源地となっており、水源かん養機能の発揮が期待されていることから「水土保持林」に区分して管理経営を行うこととする。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

機能類型に応じた管理経営については、「管理経営の指針」（別冊）によるほか、次の点に留意して、個々の林分の地況、林況等の立地条件に応じて適切に行うこととする。

なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じる木材については、有効利用を図る。また、齢級構成の平準化・バイオマス利用等の地域ニーズに応じた主伐を計画的に行うことにより木材の供給を図る。

水土保全林に関する事項

水土保全林については、国土保全タイプと水源かん養タイプの2つに区分して取り扱うこととする。

ア 国土保全タイプ

国土保全タイプは、土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の防備その他の安全で快適な生活環境等の保全・形成に資する機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的關係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行うこととする。

(ア) 土砂の流出・崩壊、落石等山地災害による人命・施設の被害の防備を目的とする林分については、根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を整備の目標とする。

(イ) 風害、飛砂等の気象害による環境の悪化の防備を目的とする林分については、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標とする。

イ 水源かん養タイプ

水源かん養タイプは、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、渇水緩和や水質保全等の水源かん養機能を高めるため、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系や下層植生の発達が良好で諸被害に強い森林を整備の目標として管理経営を行うこととする。

水土保全林の面積

(単位：ha)

区 分	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
本 計 画	2,962	3,925	6,887
前 計 画	2,963	3,927	6,890

② 森林と人との共生林に関する事項

森林と人との共生林は、自然維持タイプと森林空間利用タイプの2つに区分して取り扱うこととする。

ア 自然維持タイプ

自然維持タイプは、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の

保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮させるべき森林であり、原則として自然の推移に委ねるとともに、生物多様性の保全等に配慮した管理経営を行うこととする。

なお、自然維持タイプの森林のうち、原始的な森林生態系からなる森林や貴重な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等を保護林として選定することとする。

イ 森林空間利用タイプ

森林空間利用タイプは、スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の活動の場や優れた景観の提供及び都市又はその周辺の風致の維持に係る機能を重点的に発揮させるべき森林であり、それぞれの保健・文化的利用の形態に応じた管理経営を行うこととする。

森林と人との共生林の面積

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ		森林空間利用タイプ		計
		うち、保護林		うち、レクリエーションの森	
本計画	951	265	—	—	951
前計画	951	265	—	—	951

(中略)

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

山火事防止の宣伝、啓発活動を行うとともに、森林保全巡視を強化し、山火事の未然防止に万全を期することとする。

また、廃棄物の不法投棄については、地元市町村等関係機関、森林保全巡視員及びボランティア団体との連携の強化を図り防止に努めることとする。

(中略)

③ 希少野生動植物種保護管理

本島地区には、国内希少野生動植物種のオーストンオオアカゲラ、オオトラツグミ、アマミヤマシギ、アマミノクロウサギなどが生息していることから、生息環境の維持・保全を図るための巡視を行うこととする。

(中略)

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

貴重な自然環境を有する天然林等が多数存在しており、これらの森林については、生物多様性の保全を図る上で重要であり、保護林として設定し適切に保護・保全を

図っていくとともに、巡視活動やモニタリング調査を通じた適切な保全・管理を推進することとする。

① 保護林

種 類	箇所数	面積(ha)
林木遺産資源保存林	3	265
総 数	3	265

(中略)

(4) その他必要な事項

本計画区の国有林野の大半が水源かん養保安林に指定されているなど、水源かん養の上で重要な森林が多く存在することから、保安林等の適切な管理に努めることとする。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、野生鳥獣との共存に向けた森林の整備や、ボランティア団体等と協働・連携し、荒廃した植生の回復措置を行うなど、森林生態系の保全等のための取組を推進することとする。

さらに、台風など自然の脅威にさらされている地域であることから、事業実行に当たっては水源のかん養、山地災害の防止、景観の保持等に十分に配慮することとする。

3 林産物の供給に関する事項

(中略)

(2) その他必要な事項

林産物の供給に当たっては、効果的かつ効率的な取組を推進することとし、立木販売により間伐材の利用促進に努めることとする。

また、木造の庁舎等の整備、森林土木工事等の公共工事において間伐材等を積極的に利用する等の木材の利用促進の取組を推進することとする。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮して、また、地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資するよう、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、積極的に推進することとする。

本計画区内の国有林に隣接して、農用地の開発とそれに伴う農道の開設等が進められており、こうした地域の振興に資するための国有林の活用には、自然環境の保護や自然景観の維持に配慮しつつ、積極的に対応していくこととする。

(中略)

5 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

ボランティア団体等との協定に基づく「ふれあいの森」等により、国民の自主的な参加による森林整備活動等を推進することとする。

(中略)

(3) その他必要な事項

協定の締結により持続的に体験活動が出来る「遊々の森」等を活用して、豊かな自然環境を有する国有林野を多様な体験活動の場として積極的に提供し、森林環境教育の推進に努めることとする。

また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等を積極的に推進することとする。

さらに、森林管理署等は、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能を発揮するよう努めることとする。

(中略)

5-5 地域管理経営計画（宮古八重山森林計画区）抜粋

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

（1）国有林野の管理経営の基本方針

本計画の対象は、宮古八重山森林計画区を管轄区域とする国有林野 25,034ha（不要存置林野 560ha を含む。）であり、主に八重山群島最大の島である西表島（竹富町）に位置し、西表島全体面積の 88% を占めている。このほか、八重山群島の与那国島（与那国町）、波照間島（竹富町）等の島々にも散在する。

計画の中心となる西表島の中央部は古見岳（470m）、テドウ山（442m）、御座岳（421m）、波照間森（447m）、南風岸岳（425m）等、標高 400m 級の山々が緩やかな尾根を連ねる山岳地帯で、多くは海に向かって広い海岸段丘を形成しているが、島の南西部には山が海に迫る高さ 200m 以上の絶壁も見られる。

河川は、山岳地帯を水源に浦内川、仲間川、クイラ川等があり、蛇行しながら流れ、上流域は谷が深く切れ込み起伏の多い複雑な地形になっているが、河口付近は河幅も広く平坦で流量も豊富である。

また、本地域には、イリオモテヤマネコやカンムリワシ（共に国指定特別天然記念物、国内希少野生動植物）等の貴重な野生動物が生息し、また、星立天然保護区域、仲間川天然保護区域、ウブンドルのヤエヤマヤシ群落、船浦のニッパヤシ群落（共に国指定天然記念物）等の植物群落があり、これらのほとんどは国有林となっていることにより、島の中心部を含む地域は西表島森林生態系保護地域（20,471ha）が設定されているほか、西表石垣国立公園特別地域にも指定されているなど、希少野生動植物の保護をはじめとして自然環境の保全・形成を図ることが期待されている。

さらに、日本最大規模のマングローブ林を有する浦内川及び仲間川並びにヒナイ川流域は、西表島森林生態系保護地域の重要な一部をなすとともに、西表自然休養林にも指定されており、利用者数も増加していることから、適切なゾーニングの下に自然環境を維持しつつ保健文化機能の発揮を図ることが重要となっている。

（中略）

ア 西表島東部地区（116～126、170～203 林班）

仲間川流域は、西表自然休養林（仲間川地区）に指定され、内陸部及び南岸部は西表島森林生態系保護地域が設定されているほか、西表石垣国立公園にも指定されており森林生態系の保存・保全や森林レクリエーション利用を考慮し自然環境の保全・形成等の機能発揮を図ることが期待されることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、海岸線から集落及び農用地周辺は、山地災害の防止機能や水源かん養機能の発揮が期待されていることから「山地災害防止タイプ」と「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

イ 西表島西部地区（101～115、127～169、204～209 林班）

浦内川及びヒナイ川流域は、西表自然休養林（浦内川及びヒナイ川地区）に指定

され、浦内川河口部分及び内陸部は西表島森林生態系保護地域が設定されているほか、浦内川及びクイラ川流域は西表石垣国立公園に指定されており、森林生態系の保存・保全や森林レクリエーション利用等自然環境の保全・形成を図ることが期待されていることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、海岸線から集落及び農用地周辺、本地区中央の分収造林地並びに分収造林地周辺については、山地災害防止機能や水源かん養機能の高度発揮が期待されていることから「山地災害防止タイプ」と「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

(中略)

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、

- ・山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア、気象害防備エリア）
- ・自然維持タイプ
- ・森林空間利用タイプ
- ・快適環境形成タイプ
- ・水源涵養タイプ

の機能類型区分を行い、各機能の発揮を目的とした管理経営を行う。

(中略)

① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の防備その他災害に強い国土基盤の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行うこととする。

ア 土砂流出・崩壊防備エリア

山地災害防止タイプのうち、土砂流出・崩壊防備エリアでは、根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を整備の目標とする。

イ 気象害防備エリア

山地災害防止タイプのうち、気象害防備エリアでは、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標とする。

山地災害防止タイプの面積

(単位：ha)

区 分	山地災害防止タイプ		
		うち、土砂流出・崩壊 防備エリア	うち、気象害防備 エリア
面 積	1906	1,755	151

② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプは、原始的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、原則として自然の推移に委ねるとともに、生物多様性の保全等に配慮した管理経営を行うこととする。

自然維持タイプの面積

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ		
		うち、保護林	
面 積	20,682	20,476	

③ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプは、スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の活動の場及び優れた景観の提供に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの保健・文化的利用の形態に応じた管理経営を行うこととする。

森林空間利用タイプの面積

(単位：ha)

区 分	森林空間利用タイプ		
		うち、レクリエーションの森	
面 積	1	—	

④ 快適環境形成タイプ

快適環境形成タイプは、騒音の低減や大気の浄化、木陰の提供等による気象緩和等人間の居住環境を良好な状態に保全する機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの機能に応じた管理経営を行うこととする。

快適環境形成タイプの面積

(単位：ha)

区 分	快適環境形成タイプ
面 積	—

⑤ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプは、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、湧水緩和や水質保全等の水源かん養機能を高めるため、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系や下層植生の発達が良好で諸被害に強い森林の整備を目標として管理経営を行うこととする。なお、これら条件の維持できる範囲で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

水源涵養タイプの面積

(単位：ha)

区 分	水源涵養タイプ
面 積	1,885

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

本計画区には国立公園等が指定されており、また、レクリエーションを目的とした森林への入込利用者が多く、このため、地元市町村等関係機関との連携を密にして標識類の整備、山火事防止の宣伝、啓発活動、森林火災訓練等に努めるとともに、森林保全巡視を強化し、山火事の未然防止に万全を期することとする。

また、廃棄物の不法投棄については、地元市町村等関係機関、森林保全巡視員及びボランティア団体との連携の強化を図り防止に努めることとする。

(中略)

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

貴重な自然環境を有する天然林等が多数存在しており、これらの森林については、生物多様性の保全を図るうえで重要であり、保護林として設定し適切に保護・保全を図っていくとともに、巡視活動やモニタリング調査を通じた適切な保全・管理を推進することとする。

① 保護林

種 類	箇所数	面積(ha)
森林生態系保護地域	1	20,471
森林生物遺伝資源保存林	—	—
林木遺伝資源保存林	—	—
植物群落保護林	1	4
総 数	2	20,475

(中略)

3 林産物の供給に関する事項

(中略)

(2) その他必要な事項

林産物の供給に当たっては、効果的かつ効率的な取組を推進することとし、間伐材の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着を図りつつ、素材販売により実施するとともに、これまで利用が低位であった木質バイオマス資源として利用可能な低質材等の安定供給にも努めることとする。

また、木造の庁舎等の整備、森林土木工事等の公共工事において間伐材等を積極的に利用する等の木材の利用促進の取組を推進することとする。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用にあたっては、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮して、また、地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資するよう、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、積極的に推進することとする。

本計画区を中心とする西表島は、島内面積の88%が国有林であり、地域振興のためには国有林の活用が不可欠なことから、農林業の構造改善のための活用及び農道並びに公道の整備等、地域産業の振興に資する国有林野の活用を図ることとする。

レクリエーションの森

種 類	箇所数	面 積(ha)
自然休養林	3	2,052
自然観察教育林	—	—
風景林	—	—
森林スポーツ林	—	—
野外スポーツ地域	—	—
風致探勝林	—	—
総 数	3	2,052

(2) 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用にあたり、道路等の公用・公共用地等については貸付又は売払い等によることとする。また、水源林造成等については分収林制度を積極的に活用することとする。

(3) その他必要な事項

本計画区における活用にあたっては、希少野生動植物の保護、豊かな自然環境の保全等、森林の持つ公益的機能との調和を図り、併せて、土地利用に関する計画等との必要な調整を行ったうえで、活用の推進を図ることとする。

「レクリエーションの森」については、魅力あるフィールドとして整備し、その活用を推進していくこととする。

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として

整備及び保全を行うことが認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項

国有林に隣接・介在する民有林の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が行われず、当該民有林における土砂の流出等の発生が国有林の発揮する国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼしたり、外来樹種の繁茂等が国有林野で実施する駆除の効果の確保に支障を生じさせる場合がある。

このような場合、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した施業、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる外来樹種の駆除等を民有林と一体的に行い、民有林の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、公益的機能維持増進協定制度の活用に努めることとする。

(中略)

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

ボランティア団体等との協定に基づく「ふれあいの森」等により、国民の自主的な参加による森林整備活動等を推進することとする。

(中略)

(3) その他必要な事項

協定の締結により継続的に体験活動ができる「遊々の森」等を活用して、豊かな自然環境を有する国有林野を多様な体験活動の場として積極的に提供し、森林環境教育の推進に努めることとする。

また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等を積極的に推進することとする。

さらに、森林管理署等は、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能を発揮するよう努めることとする。

(中略)

5-6 奄美群島森林生態系保護地域保全管理計画（抜粋）

はじめに

国有林野には、原始的な生態系や、貴重な野生生物が生息・生育する森林が多く残されている。国有林野事業では、このような貴重な森林を「保護林」に設定し、設定目的に応じ自然の推移に委ねた管理等を行うとともに、必要に応じて植生の回復や保護柵の設置を行うなど、貴重な自然環境の適切な保全・管理に努めている。

亜熱帯海洋性気候と言われる奄美群島は、年平均降水量が約2,000mm～3,000mmと非常に多く、島嶼のため保水性に乏しい中、群島総面積の66%を占める森林が水源涵養機能や山地災害防止機能を大いに発揮してきた。国有林は奄美大島の総面積の6%、徳之島の総面積の約15%を占め、スダジイ（イタジイ）、イジュ、イスノキ、オキナワウラジロガシを含む亜熱帯常緑広葉樹林（照葉樹林）である。植物群落全体の種の組合せが原生林に極めて近く、学術的にも非常に価値の高い森林を擁していることから平成25年3月、奄美群島森林生態系保護地域設定委員会の審議を経て、金作原、神屋、八津野、徳之島北部、徳之島中部地区を森林生態系保護地域に設定し適切に維持・保存することとした。

また、奄美群島が属する琉球諸島については、平成15年の「世界自然遺産候補地に関する検討会」において、大陸との関係において独特な地史を有し極めて多様で固有性の高い亜熱帯林生態系や珊瑚礁生態系を有している点、また優れた陸上・海中景観や絶滅危惧種の生息地となっている点が評価され、世界遺産条約に定める登録基準と完全性の条件を満たす可能性が高い地域の一つとされた。平成25年1月には世界遺産条約関係省庁連絡会議において、「奄美・琉球」を自然遺産として我が国の世界遺産暫定一覧表に記載することが決定された。平成25年5月には世界自然遺産暫定一覧表への記載を目指し、「奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会」が設置され、平成25年12月に開催された第3回委員会において、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の4地域が世界自然遺産推薦候補区域として選定された。よって、奄美大島、徳之島においては、今後、世界自然遺産登録に向けた課題への対処を進めることが求められている。

また、この地域は人為活動等により自然環境が、劣化する恐れが懸念されており、科学的根拠に基づき関係者の合意の下に保全と利用の調整を進める必要がある。

このような状況を踏まえ、一連の取組を計画的に行うための総合的な指針として、保全管理委員会での議論を受けて「保全管理計画」を策定し、奄美群島の特質を踏まえた国有林野の保全管理のあり方を明らかにすることとした。

2. 保全管理に関する基本的事項

奄美群島森林生態系保護地域は、国有林野の保全管理に当たり、奄美群島の島嶼における特異な森林生態系を後世に残すことを目的に設定された。これら指定地域は、保全・修復に必要な行為のほかは、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねる「保存地区」と、保存地区の緩衝帯としての役割を果たす「保全利用地区」に区分されている。設定面積は、保存地区が2, 253ha、保全利用地区が2, 567haとなっている。

1 保存地区

(1) 森林管理

保存地区は、森林生態系の厳正な維持を図ることとし、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねることとする。

ただし、森林生態系を維持するために必要な次の行為については行うことができることとする。

- ア モニタリング、生物遺伝資源の利用に係る行為等、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為
- イ 非常災害のための応急措置として行う次の行為
 - (ア) 山火事の消火等
 - (イ) 大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置等
- ウ 標識類の設置等
- エ 科学的知見に基づく固有の生物多様性と森林生態系を保全・修復するために必要と認められる行為（例：保存地区内に介在する人工林に対する天然林への誘導行為等）
- オ その他法令等の規定に基づき行う行為

また、森林生態系の厳正な維持を図るため、関係者等の協力を得ながら監視体制の整備を図っていくこととする。

(2) 森林利用

保存地区の利用については、生態調査や生物遺伝資源の利用に関する行為等の学術研究を含め公益上の理由により必要と認められる行為は行うことができることとする。

2 保全利用地区

(1) 森林管理

保全利用地区は、保存地区の森林生態系に外部からの環境変化の影響が直接及ばないように、緩衝の役割を果たすこととする。

保全利用地区の森林については、木材生産を目的とする森林施業は行わないこととする。ただし、天然林の保存を図るために一体的に保全・管理することが相応なスギ林分については、育成複層林施業等を行うことができるものとし、将来的には天然生林への移行を図るよう取り扱うこととする。

ただし、次の行為については行うことができることとする。

- ア 保存地区と同様の管理行為
- イ 森林内で行う環境教育等に必要と認められる行為

ウ 国土保全のため必要な治山工事及びその付帯工事

エ 枯損木及び被害木の伐倒、搬出

(2) 森林利用

保全利用地区の利用については、原則として保存地区に準ずる扱いとするが、自然条件等に応じて森林の教育的な利用等を行う場合は、保全利用地区の設定趣旨に反しない範囲で行うことができる。また、そのために必要な施設は設置することができることとする。

3 その他国有林野

森林生態系保護地域に隣接する特定動物生息地保護林及びその他の国有林野においては、奄美群島森林生態系保護地域の保全管理等に十分配慮した管理経営を行うこととし、在来の野生生物種をはじめとする自然環境の保全に極力努めるものとする。

4 溪流沿いの森林

集水域の比較的狭い島嶼でありながら、頻繁に降る雨が川岸に周期的に冠水する溪流帯をもたらしており、コバノアマミフユイチゴ、アマミスミレ、アマミカタバミなどの固有で希少な矮小植物群が、そのような溪流帯に特異に分布・分化している。常に高湿度が保たれている環境なので、樹木にはコケ類、地衣類、ラン、つる植物が高密度に着生している。このため、溪流沿いにおいては、保存地区、保全利用地区、その他国有林野のいずれにしても特に注意して管理を行うこととする。

5 保全管理の考え方と重点事項

奄美群島の森林生態系を保護するには、そこで生活する人々や観光客等による利用者、関係機関等の協力が不可欠である。前記1～4の管理・利用の考え方を基本として、人為による影響を最小限とし、外来種駆除や定期的なモニタリングを継続し順応的管理を行う。長期的には、固有種等の希少野生生物も含め生物多様性を育む豊かな森林生態系から成る島を目指すこととし、そのために、各島の特質に応じた必要な施策について、関係機関等との連携を図り推進するものとする。

なお、以下にモニタリング調査等で特に重視する項目を例示する。

- (1) 森林・植生等に関する調査（毎木調査、植生調査、定点写真撮影等）
- (2) 野生生物の生息に関する調査（アマミノクロウサギ等の希少種、固有種等）
- (3) 外来種に関する調査（侵入状況調査、希少種への影響評価、対策の優先順位付け）
- (4) 利用実態に関する調査（利用者数、利用方法、利用場所等）
- (5) 気象等に関する調査（気温、湿度等）

3. 保全管理に関する具体的事項

1 管理・利用に関する各島共通の方針と重点事項

奄美大島、徳之島には国内希少野生動植物種や国の特別天然記念物に指定されているアマミノクロウサギや国の天然記念物に指定されているアマミトゲネズミ、トクノシマトゲネズミをはじめとする貴重な野生生物種が数多く生息・生育している。

希少なラン等の植物の盗掘や昆虫の密猟、野生化したヤギ、イヌ、ネコ（ノヤギ、ノイヌ、ノネコ）および外来種の森林への侵入、アマミノクロウサギ、カエル類等の地上徘徊性動物の交通事故などにより、一部の野生生物の生息・成育状況の悪化が懸念されている。また、観光利用者の増加や集中化に伴い、金作原など一部地域では、オーバーユースによる森林生態系の劣化が懸念されている。

奄美大島、徳之島の貴重な森林生態系を将来に渡り保全していくために、関係機関と連携し、人為による影響を最小限にし、外来種の影響や利用についての定期的なモニタリングを継続しつつ、その結果について評価・検証し、必要に応じて対策を実施する（いわゆる「順応的管理」の実施）。また、外来動物の駆除や飼養動物の適切な飼育や、希少なラン植物や昆虫などの盗掘・密猟等への対策が重要となっていることから関係行政機関、土地所有者、住民等と連携し、監視活動の強化や希少種のモニタリング、希少種条例等に基づいた適切な対策に取り組むこととする。

湯湾岳や天城岳、井之川岳の山頂付近には、雲霧林状の植生が形成されており、希少植物の重要な生育環境となっている。これらの環境は気候変動の影響を受けやすいことも考えられることから、植生や気象条件の経年変化をモニタリングし、必要に応じて適応策を検討する。

また、観光利用においては、観光客が多く訪れる見込みのある地域については、過剰な利用により貴重な自然環境が損なわれないよう、現況等の把握に努め、関係機関等と連携し必要な対策を実施することとする。

具体的な対策の計画・実行については、保全管理計画の方針に基づき、関係機関と調整を図りながら実施することとする。

2 管理・利用に関する各島での留意事項

(1) 奄美大島

奄美大島は、金作原、神屋、八津野の3団地に小規模に分散しており、周囲を民有林に取り囲まれた団地となっている。市街地からのアクセスは比較的容易であり、3団地とも中心部を林道が通過している。このことから、今後は過剰な観光利用による自然環境への負荷、希少種（ラン等の植物、昆虫類）の盗掘・密猟が心配される。このことから、関係機関等と連携した各種モニタリング、監視活動の強化に努め、地元住民等への普及啓発活動等の対策を実施することとする。また、スギ人工林、リュウキュウマツの林分については、植生遷移の状況把握に努め、必要に応じ適切な対策を実施することとする。

(2) 徳之島

徳之島は、徳之島北部、徳之島中部の2団地に分散しており、周囲を民有林が取り囲んでおり、一部にはさとうきび畑等が近接している。2団地とも林道があるが、団地が広いため、一部の場所によってはアクセスが容易では無い場所や人目につきにくい場所などがある。森林内にはアマミノクロウサギなど多数の固有種、希少種が生息・生育しているが、希少種の盗掘・密猟、不法投棄など森林生態系に影響を及ぼすおそれがあることから関係機関等と連携した各種モニタリング、監視活動の強化に努め、地元住民等への普及啓発活動等の対策を実施することとする。

4. 保全管理に関する個別課題

1 管理に関する事項

(1) 希少種・固有種等の保護

奄美大島、徳之島においては、希少なラン等の植物の盗掘や昆虫の密猟、野生化したヤギ、イヌ、ネコ（ノヤギ、ノイヌ、ノネコ）および外来種の森林への侵入、アマミノクロウサギ、カエル類等の地上徘徊性動物の交通事故などの対策が重要となっている。このことから今後も希少種・固有種等が継続的に生息・生育・繁殖できる森林環境の保全管理に取り組むこととし、生息状況等を把握するための巡視やモニタリング調査等によって現状の把握を行うとともに、必要に応じて保護・保全のための対策を実施することとする。特に盗掘・密猟対策としては、条例による法的規制の枠組みができたことにより抑止力の向上が図られており、今後は法令遵守の喚起、違法行為の発見、通報、取締の体制強化に向けて関係機関等と連携し対策に取り組むこととする。

(2) 外来種対策

奄美大島、徳之島で確認されている外来植物（木本、竹）は、シナアブラギリ、センネンボク、フトモモ、クスノキ、ホウライチクが確認されている。また、草本では多数の外来種の侵入が確認されているが、特定外来生物や要注意外来生物に指定されている種としては、アメリカハマグルマ、オオキンケイギク、ボタンウキクサ、ホテイアオイが挙げられる。なお、外来動物ではファイリマングース、ニホンイノシシ、ノヤギ、ノイヌ、ノネコ、ニホンスッポン、ウシガエル、ハイイロゴケグモなどが確認されている。

森林生態系保護地域への外来植物の侵入は、ほとんどがギャップや林道沿い等の人為改変箇所に限られており、林内への定着は極めて少ない状況にある。外来種対策に当たっては外来種による、在来種への影響を軽減することが必要であり、関係機関と連携し、自然環境への新たな侵入の監視を行うとともに、既に侵入している外来種については、自然環境や生態系サービスへの影響等を踏まえ、優先順位付けを行った上で駆除等の対策に取り組むこととする。

駆除等の対策を実施する場合には、実現可能で明確な目標を設定し、効果の検証も並行して行うとともに、対象外来種の駆除が他の外来種の増加を引き起こす可能性についても留意する。

また、人の活動による森林生態系保護地域等への外来種の意図的・非意図的持ち込みを防止するため、関係機関と連携し普及・啓発に取り組むこととする。

(3) スギ人工林の取り扱い

奄美群島森林生態系保護地域内には、約130haのスギ人工林が介在している。これらのスギ人工林を自然植生に復元するため、森林の配置状況や樹種構成、希少野生生物種の分布状況、復元に要する見込み時間等を総合的に勘案し、例えば下記のようなゾーニングを行い、希少野生生物種の生息環境維持を含めた森林管理に取り組むこととする。

ア 森林施業により復元を図るエリア

イ 自然の推移に委ねるエリア

具体的な復元方法としては、原則として、人工的な播種や植栽によらない自然の復元ポテ

ンシャルを活かした方法で行うものとする。ただし、復元が困難な場合には、適宜、復元を促進するための対策を検討するものとする。

また、復元方法について検証するため、それぞれのエリアにモデル地域を設定し、施業後の植生遷移の状況、絶滅危惧種の生息・生育状況等について調査を行うものとする。なお、復元方法の検証にあたっては、有識者の助言を得るものとする。

(4) 病虫害対策

リュウキュウマツの松くい虫被害については、蔓延防止、防災等の観点から必要に応じ駆除、伐倒等の対策に取り組む。被害跡地については自然遷移に委ねることを基本とするが、被害により、希少種への影響が懸念される箇所、外来種の侵入が顕著な箇所等については、モニタリング調査等を行い、必要に応じ対策を講じるものとする。また、カシノナガキキクイムシ等の他の病虫害の被害についても、モニタリング調査等を行い、必要に応じ対策を講じるものとする。

(5) 水資源の確保

奄美群島は、台風の通過が頻発し降雨量も多いが保水性に乏しく、森林生態系保護地域の有する水源涵養機能や山地災害防止機能が重視される。特に水資源の確保は島嶼特有の最重要課題であり、河川周辺の森林を含めた取り組みが必要となる。

2 利用に関する事項

奄美群島森林生態系保護地域は、レクリエーション活動、環境教育活動、商業的活動、調査研究活動、地域振興・伝統継承等、広く利用されているところであるが、関係機関等と連携し、利用による固有の生態系へのインパクトの軽減を図るための措置を導入し、利用と保護の調整を図るものとする。特に、環境教育活動、調査研究活動、地域振興・伝統継承等の目的で利用する場合は、希少野生生物種及び森林生態系に悪影響を及ぼさないように留意するものとする。

(1) 一般の利用

一般の観光客等による登山利用等に供する歩道は、自然環境への影響や安全確保等の観点から、決められた歩道のみを利用することとし、公道その他貸付等の手続きがとられた管理主体が明らかなものに限る。

(2) 調査研究目的での利用

調査研究目的で入林する研究者等については、国有林野入林申請書等必要書類を提出し許可を得た上で入林し、目的箇所までは原則歩道を利用して、許可条件に基づき調査を行う。

(3) 森林環境教育目的での利用

森林環境教育目的による入林では、国有林野入林申請書等必要書類を提出し許可を得た上で入林し歩道を利用する。ただし、保全利用地区においてやむを得ない場合は、許可条件に基づき歩道外のルートを使用する。(保存地区における歩道外への立ち入りは認めない)

(4) 地域振興・伝統継承目的での利用

狩猟等の地域振興・伝統継承目的での入林は原則として保全利用地区内とし、ルートについては限定しないが、許可条件に基づき入林する。

なお、狩猟等の目的により入林する場合は、入林届けを提出し、受理証を車両等に掲示するものとする。その他の地域振興・伝統継承の目的により入林する場合は、国有林野入林申請書等必要書類を提出し許可を得た上で入林するものとする。

(5) 非常時における入林

遭難者の捜索など非常時における入林についての使用ルートは限定しない。

(6) その他

森林生態系保護地域全域において、たき火は禁止とする。ただし、コンロ等地面に直火としない火器の使用は、地表植生や落葉の堆積などがなく山火事の恐れがない場所に限り認めることとする。

5. 推進体制

1 保全管理委員会

奄美群島森林生態系保護地域の保全管理計画の運用、見直しについては、奄美群島森林生態系保護地域保全管理委員会設置要領に基づき設置される「奄美群島森林生態系保護地域保全管理委員会」において検討を行う。

2 モニタリング調査・巡視等

森林生態系の保全のため、必要なモニタリング調査等を計画的に実施するものとする。モニタリング調査等の計画及び結果は有識者による委員会等において検討し、適切な保全管理が図られるよう努めることとする。また、モニタリング調査等は関係機関や研究機関、ボランティア等と連携を図るなど効果的に行ない、調査から得られた情報は共有化し、継続的に活用できるように適切に保管する。

また、アマミノクロウサギ等の希少野生生物種を対象とした生息状況等の巡視、生息環境の維持・整備、希少種の盗掘防止等のための巡視においても関係機関等との連携を図りつつ実施する。

3 情報提供・普及啓発

各種情報を収集管理し、調査結果の概要、取り組みの成果等の情報を公開するとともに、広く国民に普及啓発するため、看板・標識の設置、PR紙の発行、ホームページへの掲載、森林環境教育等における情報提供を、関係機関等との連携を図りつつ行うものとする。

なお、希少種の位置に関する情報は、盗掘防止等の観点から原則非公表にするなど、適切な情報管理に努める。

4 関係機関及びボランティア活動等との連携

森林生態系保護地域の保全管理においては、関係行政や研究機関、地元団体等との連携が

不可欠である。これらの関係者との連携を深めるほか、ボランティアによる希少野生生物種を対象とした巡視活動など、活動の場の提供等を行う。

また、奄美群島エコツーリズム推進協議会において検討が進められているエコツアーガイド認定制度の構築・普及に協力する。

5 世界自然遺産との関係

現在、奄美大島・徳之島は世界自然遺産候補地としての保全管理方策の検討が行われており、本計画や、生物多様性条約（愛知目標）、モントリオールプロセスなどの国際的な枠組みとの整合を図りつつ、関係機関と連携して対策を進めるものとする。

6. その他

1 森林生態系の連続性の確保について

奄美群島では、国有林が小面積で分散していることから、森林生態系の連続性を確保することが課題となっている。そのため、保存地区に隣接する民有林との森林保全管理上の連携を進めるとともに、特定動物生息地保護林においては、周辺の民有林における管理水準が、森林生態系保護地域と同等程度と判断されれば、森林生態系保護地域の設定に係る所要の手続きを経た上で、特定動物生息地保護林を森林生態系保護地域へ組み入れることとする。

5-7 西表島森林生態系保護地域保全管理計画（抜粋）

はじめに

国有林野には、原始的な生態系や、貴重な野生動植物が生息・生育する森林が多く残されている。国有林野事業では、このような貴重な森林を「保護林」に設定し、目的に応じ自然の推移に委ねた管理等を行っている。また、必要に応じて植生の回復や保護柵の設置を行うなど、貴重な自然環境の適切な保全・管理に努めている。

西表島の国有林野は島の約9割を占め、マングローブ林のほか、スタジイ（イタジイ）、オキナワウラジロガシ、タブノキ等で構成され、大陸遺存種である温帯系のものと熱帯系のものが入り交じった植生を形成している。また、植物群落全体の種の組合せが原生林に極めて近いと言われ、学術的にも非常に価値の高い森林を擁していることから、平成3年3月、設定委員会の審議を経て、浦内川流域（分収造林地、農用地等を除く）、仲間川流域のほか、古見岳周辺から浦内にかけての北面の断崖地帯、南風見海岸を含む地域を森林生態系保護地域に設定した。その後、設定から約20年が経過し、長期にわたり人手が加えられていない天然性林がその区域外にも広がった。また、西表島では昔から生活の一部として国有林野内でイノシシ猟や山菜等の採取が行われているほか、近年、西表島森林生態系保護地域の区域内を流れる浦内川や仲間川沿い、その区域外を流れる中小河川沿いでもエコツアーが行われるようになった。このような状況の変化を踏まえ、平成21年1月に西表島森林生態系保護地域設定委員会を設置し、原始的な天然林の保存のほか、狭小な島嶼の保護林の一体的管理の確保に配慮するよう検討を重ね、平成24年と平成27年に既設の森林生態系保護地域の区域を拡張した。そして、分収造林地および農用地等を除く、西表島の国有林野のほぼ全域に分布する原始的な天然林や自然性の高い森林、希少種の生息・生育地等について、地域住民によるイノシシ猟や山菜等の採取、森林環境教育、森林レクリエーション利用と調和を図りつつ、森林生態系保護地域として適切に維持・保存することとした。

また、西表島が属する琉球諸島については、平成15年の「世界自然遺産候補地に関する検討会」において、大陸との関係において独特な地史を有し極めて多様で固有性の高い亜熱帯生態系や珊瑚礁生態系を有している点、また優れた陸上・海中景観や絶滅危惧種の生息地となっている点が評価されるなど、世界自然遺産に定める登録基準と完全性の条件を満たす可能性が高い地域の一つとされた。そして、平成25年12月には、奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会において、西表島を含む4島（地域）を推薦候補地とすることが決定され、今後登録に向けた課題への対処を進めることが求められている。また、この地域は人為活動等による生態系への影響が懸念されており、科学的根拠に基づき関係者の合意の下に保全と利用の調整を進める必要がある。

このような状況を踏まえ、一連の取組を計画的に行うための総合的な指針として、西表島森林生態系保護地域保全管理委員会での議論を受けて「西表島森林生態系保護地域保全管理計画」を策定し、西表島の特質を踏まえた国有林野の保全管理のあり方を明らかにすることとした。

2. 保全管理に関する基本的事項

西表島森林生態系保護地域は、国有林野の保全管理に当たり、西表島の島嶼における特異な森林生態系を後世に残すことを目的に設定された。これら指定地域は、保全・修復に必要な行為のほかは、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねる「保存地区」と、保存地区の緩衝帯としての役割を果たす「保全利用地区」に区分されている。森林生態系保護地域の設定面積は22,367ha、そのうち保存地区が9,999ha、保全利用地区が12,368haとなっている。

1 保全管理の考え方と重点事項

西表島の森林生態系を後世に残すには、そこで生活する人々や観光客等による利用者、関係機関等の理解と協力が不可欠である。下記2～4に定める管理・利用の考え方を基本として、人為による影響を最小限とし、外来種の影響や利用についての定期的なモニタリングを継続しつつその結果について評価・検証し、必要に応じて対策を実施する（いわゆる「順応的管理」の実施）。また、貴重な森林生態系に対する理解を深めるための環境教育を推進する。

そして長期的には、固有種等の希少野生動植物も含め豊かな生物多様性を育む森林生態系が将来にわたって持続する島を目指すこととする。そのために、現地の実態に応じた必要な施策について、関係機関等との連携を図り実施するものとする。

2 保存地区

(1) 森林管理

保存地区は、森林生態系の厳正な維持を図ることとし、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねることとする。

ただし、森林生態系を維持するために必要な次の行為については行うことができることとする。

- ア モニタリングをはじめとする調査・研究
- イ 非常災害のための応急措置として行う次の行為
 - (ア) 山火事の消火等
 - (イ) 大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置
- ウ 標識類の設置等
- エ 科学的知見に基づく固有の生物多様性と森林生態系を保全・修復するために必要と認められる行為
- オ その他法令等の規定に基づき行う行為

(2) 森林利用

保存地区の利用については、次の行為に限るものとする。

- ア 学術研究のために行う生物遺伝資源の利用に関する行為等、公益上の理由により必要と認められる行為
- イ 既設の歩道等の利用及び維持修繕
- ウ ア及びイの行為に伴う標識類の設置等

3 保全利用地区

(1) 森林管理

保全利用地区は、保存地区の森林に外部の環境変化の影響が直接及ばないよう、緩衝の役割を果たすこととする。

保全利用地区の森林については、木材生産を目的とする森林施業は行わないこととする。また、人工林については、将来的には天然林への移行を図るよう取り扱うこととする。

ただし、次の行為については行うことができることとする。

- ア 保存地区と同様の管理行為
- イ 枯損木及び被害木の伐倒、搬出

(2) 森林利用

保全利用地区の利用については、次の行為に限るものとする。

- ア 保存地区と同様の利用行為
- イ 保全利用地区の設定趣旨等に反しない範囲で行う次の行為
 - (ア) 森林環境教育及び森林レクリエーション
 - (イ) (ア) の行為のために必要な道路、建物等の設置
 - (ウ) 地域住民によるイノシシ猟及び山菜等の採取

4 その他国有林野

森林生態系保護地域に隣接するその他の国有林野においては、西表島森林生態系保護地域の保全管理等に十分配慮した管理経営を行うこととし、在来の野生生物種をはじめとする自然環境の保全に極力努めるものとする。また、契約に基づく分収造林地（132林班～134林班及び139林班～142林班）については、契約者等との協議を十分行いながら森林生態系保護地域の保全管理に十分配慮した管理経営となるよう調整を行うものとする。

3. 保全管理に関する具体的事項

1 管理に関する事項

(1) 希少種・固有種に関する事項

西表島には国内希少野生動植物種や国の特別天然記念物等に指定されているイリオモテヤマネコをはじめとする貴重な野生動植物種が数多く生息・生育している。

希少な植物の盗掘・盗採や動物の交通事故等により一部の野生動植物の生息・生育状況の悪化が懸念されている。

そこで、希少種・固有種については、以下の措置を講ずるものとする。

ア 植物種について

希少種・固有種の生育状況等について、巡視やモニタリング調査等によって把握するとともに、必要に応じて保護・保全のための対策を実施することとする。

また、希少種・固有種の盗掘・盗採防止のため、関係機関と連携し監視活動等の対策に取り組むこととする。

イ 動物種について

イリオモテヤマネコ等の希少野生動物種の生息状況等について、巡視や調査等によって把握するとともに、関係機関と連携し、必要に応じて生息環境の改善・回復を図るため森林整備等の対策を実施することとする。

ウ 旧南風見林木遺伝資源保存林区域の取扱いについて

南風見林木遺伝資源保存林はリュウキュウマツの遺伝資源の保存を目的として平成4年度に設定された保護林であるが、平成24年度より廃止され西表島森林生態系保護地域に取り込まれた。

当区域では、保護林設定時の目的に従い、リュウキュウマツとその生育環境を保全するため、これまでアダンや広葉樹等の除伐を実施しており、リュウキュウマツの林分が比較的良好的な状態で維持されてきている。

今後も当区域においては、リュウキュウマツの遺伝資源の保存のため、必要な森林施業を実施するものとする。

(2) 外来種に関する事項

ア 西表島森林生態系保護地域における外来種対策の考え方

西表島の森林生態系の保護の観点から、在来種の生息・生育環境を脅かす新たな外来種の侵入や既に侵入している外来種と在来種との置き換わり、外来種と在来種との交雑等、生態系に与える影響を軽減することが必要である。そこで、関係機関と連携し、島外からの新たな移入を防ぐとともに、自然環境への侵入の監視を継続する。侵入初期の外来種については迅速に駆除等の対策を実施する。また、すでに定着している外来種については、自然環境や生態系サービスへの影響を評価することで対策の優先順位付けを行う。

駆除等の対策を実施する場合には、実現可能で明確な目標を設定し、効果の検証も並行して実施するとともに、対象外来種の駆除が他の外来種の増加を引き起こす可能性についても留意する。

また、人の活動による森林生態系保護地域への外来植物種の意図的、非意図的持ち込み防止するため、関係機関と連携し普及・啓発に取り組むこととする。

イ 西表島で確認されている外来植物

ソウシジュ、アメリカハマグルマ、センダングサ類、ギンネム、シュロガヤツリ、トクサバモクマオウ、ツルヒヨドリなど。

西表島で確認されている外来植物のうち、ほとんどの種が、路傍や造成跡、耕作放棄地等の人為の加わった環境での生育に限られ、自然環境への侵入は一部の種に限られる。トクサバモクマオウ、ギンネム、アメリカハマグルマについては、一部地域で森林生態系保護地域内への侵入が確認されている。

ウ 西表島で確認されている外来動物

森林域には、イノブタ、ノネコが生息する。また、河川には、カダヤシ、グッピー、ティラピア、コイが確認されている。水田域や集落周辺にはスクリミングガイ、アフリカマイマイ等が確認されている。また、石垣島で定着しているオオヒキガエルとシロアゴガエルは、物資に紛れて移入されるリスクが高く、島外からの移入防止の観点が重要であるため、これ

まで巡視を広域的に実施してきた。しかし、平成27年にはシロアゴカエルの移入が確認されたことにより、繁殖・定着の阻止を目的とした、迅速な初期対応を実施している。なお、シロアゴカエルはヤエヤマアオガエルと同所的に産卵を行うために競合が懸念される。

2 利用に関する事項

西表島森林生態系保護地域は、レクリエーション活動、環境教育活動、商業的活動、調査研究活動等、広く利用されているところであるが、観光利用者の増加や集中化に伴い、ヒナイ川周辺部等の一部地域ではオーバーユースによる森林生態系の劣化が懸念されている。そこで、利用による森林生態系へのインパクトの軽減を図るための措置を導入するとともに、森林生態系の維持・回復を図ることができるよう、関係機関と連携して、利用と保護の調整を図るものとする。

(1) 一般の利用に供する歩道等

ア 保存地区

(ア) 登山道等について

一般の登山者及び地域住民等による利用については、貸付等の手続が行われ、管理主体が明らかである道等に限り利用できるものとする。また、安全上の観点から、一般の登山者等が利用する際は、西表島森林生態系保護地域の保全について一定の見識を有する者（例えば自然ガイド等）が同行することが望ましい。

また、原則としてテント設営は認めない。但し、非常時においてはこの限りでない。なお、利用者の安全確保および捜索上の観点から、比較的安全で捜索もしやすい箇所について緊急避難場所として、情報提供に努めるものとする。

(イ) その他のエリアについて

原則として利用できないものとする。

イ 保全利用地区

(ア) 登山道等について

一般の登山者及び地域住民等による利用については、貸付等の手続が行われ、管理主体が明らかである道等の他、次の要件を満たしており、従来から地元住民等による利用のある既存のルートについては利用できるものとする。

- ・ 次のいずれにも該当しないこと
- ① 希少種に影響を与える恐れのある箇所
- ② 崩壊等の危険性のある箇所

また、安全上の観点から、一般の登山者等が利用する際は、西表島森林生態系の保全について一定の見識を有する者（例えば自然ガイド等）が同行することが望ましい。

テント設営については、原則として定められた箇所で行うものとする。但し、非常時においてはこの限りでない。

(イ) その他のエリアについて

一般の登山者等が立ち入る際は原則として西表島森林生態系保護地域の保全について一定の見識を有する者（例えば自然ガイド等）が同行するものとする。

地域住民は、伝統文化の継承や地域振興の観点から必要となるイノシシの狩猟および山菜等の採取を行うことができるものとする。ただし、国内希少野生動植物種や天然記念物等に指定されている希少種の採取は認めない。

（２）調査・研究目的による利用

調査研究目的で入林する研究者等については、保護林調査申請書等必要書類を提出し、許可を得た上で入林するものとする。目的箇所までは原則歩道を利用するものとする。調査に当たっては許可条件に基づき森林生態系に悪影響を及ぼさないよう留意する。

（３）利用ルールの周知

利用者が森林生態系保護地域の保存地区・保全利用地区の位置や利用ルールについて把握できるように、関係機関と連携して効果的な周知を行うものとする。横断道等において現地表示板の設置等を行い周知を図っていくこととする。

（４）その他

森林生態系保護地域全域において、たき火は禁止とする。ただし、テント設営箇所や緊急時避難箇所等の下層植生がない場所に限り、直火とならない火器類（バーナー、ランタン、ヒーターなど）の利用については、火災の危険性に留意の上でできるものとする。

4. 推進体制等

1 保全管理委員会

西表島森林生態系保護地域の保全管理計画の運用、見直しについては、西表島森林生態系保護地域保全管理委員会設置要領に基づき設置される「西表島森林生態系保護地域保全管理委員会」において検討を行う。

2 モニタリング調査等

森林生態系の保全のため、必要なモニタリング調査等を計画的に実施するものとする。モニタリング調査等の計画及び結果は有識者による委員会等において検討し、適切な保全管理が図られるよう努めることとする。また、モニタリング調査等の結果については、広く情報提供に努めるものとする。モニタリング調査等の実施にあたっては、関係機関やボランティア等と連携し、効果的に行うものとする。

なお、以下にモニタリング調査等で特に重視する項目を例示する。

- (1) 森林・植生に関する調査（林分・植生状況調査 等）
- (2) 野生動物の生息に関する調査（イリオモテヤマネコ等の希少種、固有種 等）
- (3) 外来種に関する調査（生息・生育状況把握、希少種への影響評価、対策の優先順位付け 等）
- (4) 利用実態に関する調査（利用者数、利用方法、利用場所、植生への影響評価 等）

また、イリオモテヤマネコ等の希少野生動植物種を対象とした生息・生育状況の把握および希少種の盗掘・盗採防止等を目的とした巡視について、関係機関等との連携を図りつつ実施することとする。

3 情報提供・普及啓発

西表島の森林生態系に関する各種情報を収集管理し、必要に応じて公開するとともに、広く国民に普及啓発するため、看板・標識の設置、PR 紙の発行、ホームページへの掲載等を、関係機関等との連携を図りつつ行うものとする。情報提供にあたっては、窓口を分かりやすくする工夫をし、利用者が様々な新しい情報にアクセスしやすいようにするものとする。

4 関係機関等との連携

NPO 等との連携を深めるほか、ボランティアによる希少野生動植物種を対象とした巡視活動など、活動の場の提供等を行う。

5 世界自然遺産との関係

現在、西表島は世界自然遺産候補地としての保全管理方策の検討が行われている。検討にあたっては、本計画との整合を図りつつ、関係機関と連携して対策を進めるものとする。なお、世界自然遺産の管理方針や現地の状況等を踏まえた上で、本計画は必要に応じて見直しを行うものとする。

5-8 日本の国有林における保護林と緑の回廊の概要

1 日本の国有林野の概要

我が国は、国土面積 3,779 万 ha のうち、森林面積は 2,508 万 ha であり、国土面積の約 3 分の 2 が森林で覆われた世界有数の森林国である。国有林野は、758 万 ha の面積を有しており、これは国土面積（3,779 万 ha）の約 2 割、森林面積（2,508 万 ha）の約 3 割に相当する。我が国の国有林野は、奥地脊梁山地や水源地域に広く分布しており、国土の保全、水源の涵養等の公益的機能の発揮に重要な役割を果たしている。また、国有林野は、人工林、原生的な天然林等の多様な生態系を有し、希少種を含む様々な野生生物の生育・生息の場となっている。さらに、国有林野の生態系は、里山林、溪畔林、海岸林等として、農地、河川、海洋等の森林以外の生態系とも結び付いており、我が国全体の生態系ネットワークの根幹として、生物多様性の保全を図る上で重要な位置を占めている。

2 国有林野における「保護林」と「緑の回廊」

①保護林

国有林野事業では、国有林野に所在する原生的な森林生態系や希少な野生生物の生育・生息する、生物多様性の核となる貴重な森林を「保護林」に設定している。

2015 年 4 月現在における保護林の設定面積（箇所数）は、96.8 万 ha（855 箇所）となり、国有林野全体の面積の 13% を占めている。「知床」、「白神山地」、「小笠原諸島」及び「屋久島」といった我が国の世界自然遺産区域内の陸域のほぼ全域（95%）を占める国有林野について、そのほとんどを保護林である「森林生態系保護地域」に設定しており、世界自然遺産の価値を将来にわたって維持していくための保護担保措置として認められている。

②緑の回廊

野生生物の生育・生息地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し、種や遺伝子の多様性を保全することを目的として、保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定している。緑の回廊では、猛禽類の採餌環境や生息環境の改善を図るためにうっ閉した林分の伐開、人工林の中に芽生えた広葉樹の積極的な保残など、野生生物の生育・生息環境に配慮した施業を行っている。

2015 年 4 月現在における緑の回廊の設定箇所数は 24 か所、設定面積は 58.3 万 ha となり、国有林野全体の面積の 8% を占めている。

③保護林と緑の回廊の保護・管理

保護林と緑の回廊の保護・管理方針や設定、変更等に関する事項については、森林・林業や自

然環境に関する専門家を委員とする保護林管理委員会の意見を踏まえつつ決定することとしている。また、保護林と緑の回廊に対しては、森林生態系や野生生物等の状況変化を調査・把握し、保護・管理方針や区域の見直し等に資するためのモニタリング調査を実施している。

3 保護林制度の歴史と改正国有林野における「保護林」と「緑の回廊」

①制度設立から現在に至る歴史

保護林制度は1915年の農商務省山林局長通牒「保護林設定ニ関スル件」をもって発足した。保安林等の法令により制限がかけられている森林に加えて、学術の参考、風致の維持、高山植物保存等に資する森林を、国有林の経営主体である政府自らが保護していくこととしたもので、当時としては画期的な制度であった。保護林制度設立の1915年から20～30年の間に設定された保護林の多くは、後に創設された自然公園や天然記念物にも設定されており、国有林における保護林制度は我が国における保護地域の先駆けといえる。その後、自然保護の気運の高まりとともに保護林の面積は拡大し、1973年の国有林の公益的機能の維持増進に向けた政策転換もあり、1975年には14万haとなった。1989年には、保護林に「地帯区分」による保護・管理の考え方を取り入れるなどの制度改正を行い、保護地域におけるゾーニングの考え方を広めた。このとき新設された保護林区分の一つである「森林生態系保護地域」は、世界自然遺産やユネスコエコパークの価値を将来に渡り守るための仕組みとしても認められ、結果として世界自然遺産である知床、白神山地、小笠原諸島、屋久島の陸域部分のほぼ全域が、保護林となっている。

2015年4月現在で、保護林は96.8万ha（855箇所）設定されている。

このように保護林制度は、時代に合わせて制度の見直しを行いながら、利用すべき森林と保護すべき森林を明確化し、林業と自然保護が共存した森林経営のモデルを示すなどの様々な成果を上げてきた。

②保護林制度の改正

現代に至るまで原生的な天然林や貴重な野生生物の保護等に重要な役割を担ってきた保護林制度であるが、近年の森林の生物多様性に対する国民の認識の高まりや、学術的な知見が蓄積されてきたことを踏まえ、保護林の設定状況や保護・管理状況における課題等の点検・整理を行うために「保護林制度等に関する有識者会議」を2014年6月から2015年2月にかけて開催した。同会議で取りまとめられた報告を基に、2015年9月に保護林制度の改正を行った。

この改正で、保護林制度に、新たな保護林区分の導入や、「復元」等の生物多様性保全手法の導入、簡素で効率的な管理体制の構築等を行うこととした。

保護林区分については、森林生態系や個体群の持続性に着目した分かりやすく効果的な区分とするため、これまでの7種類から、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を対象とした「森林生態系保護地域」、地域固有の生物群集を有する森林を対象とした「生物群集保護林」及び希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を対象とした「希少個体群保護林」の3種類に整理した。

保護林の取り扱いについては、生物多様性保全に関する科学的知見の進歩を踏まえ、新たな手法を導入した。「生物群集保護林」においては、自立的復元力を失った森林を対象に、長期にわたる森林施業等を専門家の科学的知見に基づく意見を踏まえ実施することを通じて、潜在的な自然植生を基本とした生物群集へ誘導する「復元」を行うことができるようにした。また、「希少個体群保護林」においては、対象個体群の存続に必要な個体群の集合体（メタ個体群）を保護することを目的に、核となる森林の周辺に飛び地として存在する、遺伝的な関連のある個体群の生育・生息地等も保護林に含めて一体的に保護・管理できるようにしたほか、一時的な裸地の出現等、遷移過程における攪乱が個体群の持続に不可欠な場合には、森林施業による人為的な環境創出を行うことができるようにした。

保護林の管理体制については、既存の各種委員会を整理し、森林管理局ごとの保護林管理委員会（必要に応じて部会等を置く。）により一元化することとして効率化を図った。また、保護林のモニタリングについてもより効果的・効率的なものとするため、各保護林の状況に応じて、実施する間隔を設定できるようにした。

「特定地理等保護林」や「郷土の森」といった改正前の制度により設定されていた7種類の保護林については、今後数年間かけて有識者の意見を踏まえつつ再編を行うこととしている。

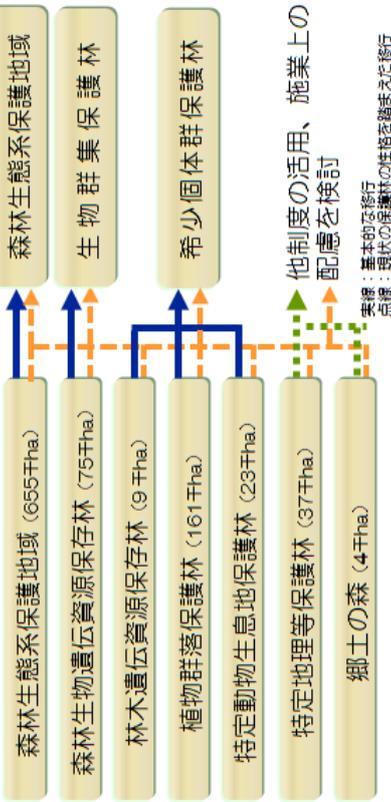
林野庁では、新たな制度の下、引き続き国有林における生物多様性保全に取り組むとともに、今後、保護林に対して行うモニタリング調査のあり方の見直し、国際的なデータベースへの保護林の登録等に取り組むことで、国民の皆様のご理解と国際的な評価を得られるよう、保護林の適切な保護・管理を推進していく。

保護林制度改正のポイント

趣旨：生物多様性保全に関する科学的知見・保護地域の管理手法の高度化に伴う保護林制度の見直しを行い、生物多様性の保全に配慮した、簡素で効率的な管理体制を再構築。

1. 保護林区分の再構築

合計 851箇所・968千ha



2. 管理体制の再構築

①委員会の再編 既存の委員会を整理・統合し、一元的な管理委員会を立ち上げ



②モニタリング実施間隔の変更



生物多様性保全手法の高度化

3. 復元の導入 (生物群集保護林)

自立的復元力を失った森林を対象に、専門家の科学的知見に基づき意見をふまえて、長期にわたる森林施業等を実施



4. 野生生物保全管理手法の導入 (希少個体群保護林)

①人為による生息環境等の創出

一時的な裸地の出現等、遷移過程における攪乱が個体群の持続的な生息・生育に不可欠な場合には、森林施業により人為的に環境創出



イメージ：
管理委員会での検討をふまえて、生息地拡大を図るため、生育地に隣接する林分を伐採し、更新・増殖に適した光環境を創出

②野生生物の存続に必要な個体群の集合体 (メタ個体群) の保全
消滅が懸念される個体群保全のため、周辺に存在する遺伝的関係性を持つ個体群、生育・生息地等を同一の保護林として一体的に保全



5-9 国有林野における緑の回廊の設定について

(平成 12 年 3 月 22 日)

12 林野経第 10 号

林野庁長官より各森林管理局長各森林管理局長（各分局長扱い）あて

[最終改正] 平成 27 年 11 月 9 日 27 林国経第 53 号

国有林野の管理経営にする基本計画（平成 10 年 12 月 25 日策定）において、国有林野の管理経営方針を公益的機能の維持増進を旨とするものへ転換することに伴い、国有林野における広範かつ効果的な森林生態系の保護・保全の一方策として緑の回廊を設定することとしている。

今般、別紙のとおり緑の回廊設定要領を定めたので、これに基づき緑の回廊の設定を進められたい。

(別紙)

緑の回廊設定要領

第1 趣旨

国民共通の財産である国有林野は、奥地脊梁山地に広く分布しており、景観に優れ貴重な野生生物が生息・生育するなど、豊富な森林生態系を維持している森林が多い。こうした特性を有する国有林野では、自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等を目的として原始的な森林生態系からなる森林生態系保護地域等の保護林を設定し、優れた自然環境を有する国有林野の保護・保全に努めてきた。

一方、近年、「森林に関する原則声明」等を踏まえ持続可能な森林経営の一層の推進、「生物多様性国家戦略」等を踏まえた生物多様性の保全等の新たな取組が求められている。

このような情勢に対応し、国有林野において、野生生物の移動経路を確保し生息・生育地の拡大と相互交流を促すための緑の回廊を設定し、より広範で効果的な森林生態系の保護に努めることとし、緑の回廊の設定の基準、取扱方針、設定手続等を定めるものとする。

第2 設定方針

1 設定の基準

緑の回廊は、全国の国有林野を対象にして、当該地域に賦存する森林が発揮すべき役割や周辺の土地利用状況等を十分勘案しつつ、森林生態系の保護の観点から重要性、緊急性を検討の上、次の各号を踏まえて設定するものとする。

- (1) 既に野生生物の保護、遺伝資源の保存等を目的として保護林を設定している点に鑑み、緑の回廊は、原則として、既存の保護林をそれぞれ連結するとともに、森林生態系として保護・保全することが相当と判断される規模、形状を有するものとなるよう設定すること
- (2) 緑の回廊は、野生動植物の分布、保護林の配置状況等を勘案して位置及び区域を概定の上、野生動物の移動等に適した地理的条件等を勘案してルートを検討し、原則として尾根、沢等の明確な地勢線により区画し、林小班単位で設定すること
- (3) 緑の回廊の幅と長さは、野生動物の生息分布、行動特性、植物の交配・種子散布特性等を勘案して決定するものとする。
- (4) 緑の回廊の設定に当たり、次の各号に該当する場合には、必要に応じ、保護林の拡充又は新設を検討するものとする。

ア 緑の回廊としてエッジ効果（断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響）を回避する

幅を確保できない場合

イ 緑の回廊で連結される保護林間の距離が長距離にわたる場合又は連結すべき保護林が存在しない場合であって特に保護林の設定を行わないと緑の回廊の機能の確保が図られない恐れがある場合

2 取扱方針

(1) 緑の回廊として設定した林分については、野生生物の移動や休息・採餌等の緑の回廊としての機能の発揮を図るため、次の各号により維持・整備するものとする。

ア 現況が緑の回廊としての機能の発揮にふさわしい林分内容となっている場合については、適切にその維持を図ること

イ ア以外で森林整備の必要がある場合においては、植生の状態に応じて、下層植生の発達や裸地化の抑制を図ることとし、緑の回廊の全体として、針葉樹や広葉樹に極端に偏らない樹種構成、林齢、樹冠層等の多様化を図るための森林施業を実施すること

(2) 管理に当たっては、貴重な野生生物の保護のための巡視を行うとともに、普及啓発を実施するほか、森林環境教育の場としての活用等を図るものとする。

(3) 施設の整備については、観察施設、治山施設等必要な施設は整備するものとするが、その整備に当たっては、野生生物の生息・生育環境に悪影響を及ぼすことのないよう配慮するものとする。

(4) 緑の回廊においては、野生生物の移動実態や森林施業との因果関係等を把握するため、モニタリング（継続的観測・記録）に努めるものとする。

また、その結果を緑の回廊の設定及び取扱いに適切に反映させるとともに、都道府県の関係部局、大学、研究機関への情報提供に努めるものとする。

第3 設定手続等

1 設定手続

(1) 森林管理局長は、緑の回廊を設定しようとする場合には、あらかじめ予定箇所についての資料の収集及び緑の回廊の対象とする野生生物等について必要な調査を実施し、これに基づき次の事項を内容とする緑の回廊設定方針（案）（以下「設定方針（案）」という。）を作成するものとする。

ア 緑の回廊の位置及び区域

イ 緑の回廊の維持・整備に関する事項

ウ 緑の回廊の管理に関する事項

エ 緑の回廊のモニタリングに関する事項

オ その他留意事項

(2) 森林管理局長は、緑の回廊を設定しようとする場合には、「保護林制

度の改正について」(平成27年9月28日付け27林野経第49号林野庁長官通知)に定める保護林管理委員会又は保護林管理委員会の下に置かれた部会等(以下「委員会等」という。)に、設定方針(案)について意見を求めるものとする。なお、2以上の森林管理局の管轄区域にわたり緑の回廊を設定しようとする場合には、関係する森林管理局(以下「関係局」という。)間で十分意思の疎通を図り、当該地域の区域及び取扱いの統一を図るため、関係局の委員会等の意思疎通の場を設ける等適切に対処するものとする。

- (3) 森林管理局長は、緑の回廊を設定する場合には、必要に応じ関係行政機関の意見を聴くものとする。
- (4) 森林管理局長は、設定方針(案)について委員会等の意見を聴き、必要に応じて関係局間の調整を図った上で、設定方針を取りまとめ、その内容を地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画に反映させることにより、緑の回廊の設定を行うものとする。

2 区域の変更等

- (1) 森林管理局長は、既に設定した緑の回廊について、次の各号に該当する場合、当該地域の区域の変更又は解除を行うことができるものとする。
 - ア モニタリングの結果等を踏まえ、区域の変更等が必要となった場合
 - イ 公益上その他やむを得ない事由により緑の回廊として存置することが困難と判断される場合
- (2) 緑の回廊の区域の変更又は解除を行うに当たっては、原則として、1の(2)から(4)までの手続によるものとする。

第4 留意事項

以上に定めるほか、緑の回廊の設定目的にかなった適切な取扱いの実現のため、研修等により担当者の資質の向上を図るものとする。

また、緑の回廊の設定、取扱いに当たり、そのルート上に民有林が介在する場合においても緑の回廊の設定目的が達成されるよう、都道府県、市町村、森林所有者の理解と協力を得るよう努めるものとする。

5-10 国指定湯湾岳鳥獣保護区更新計画書（抜粋）

平成 17 年 11 月 1 日 環境省

1 指針

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

国指定湯湾岳鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

推薦書の図 5-1-3 を参照

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成 17 年 11 月 1 日から平成 37 年 10 月 31 日（20 年間）

(4) 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

①国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

②国指定鳥獣保護区の指定目的

奄美大島は、鹿児島県佐多岬の南方 300km の海上に位置し、南西諸島の中で沖縄島に次いで 2 番目となる 719km² の面積を有する島であり、湯湾岳鳥獣保護区は、同島の最高峰である湯湾岳を中心とした中央山地の標高 230m から 694m までの地域に位置している。中央山地にはスタジイ、オキナワウラジロガシ、タブノキ、イスノキ等の常緑広葉樹が優占している。また、同島は、大陸から約 100 万年から 150 万年前と古い時期に隔離されたことが知られている。

このような自然環境、地史等を反映して、鳥類では「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—鳥類」（環境省編）に記載された絶滅危惧 I A 類のオオトラツグミ、絶滅危惧 I B 類のアマミヤマシギ及びオーストンオオアカゲラ並びに絶滅危惧 II 類のアマミコゲラ、サンショウクイ、アカヒゲ及びルリカケスの生息が確認されてい

る。また、哺乳類では、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—哺乳類」（環境省編）に記載された絶滅危惧ⅠA類のヤンバルホオヒゲコウモリ並びに絶滅危惧ⅠB類のアミノクロウサギ、ケナガネズミ及びリュウキュウテングコウモリの生息が確認されている。

当該区域はこれらの希少種をはじめとした多様な鳥獣類の生息地及び採餌の場として利用されていることから、希少鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、希少鳥獣の保護を図るものである。

管理方針

- ・鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ・鳥獣の生息へ影響を与える交通事故の発生を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

2 更新の理由

アミノクロウサギ、アマミヤマシギ、オオトラツグミ、オーストンオオアカゲラ、ルリカケス、アカヒゲ（いずれも絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物種）をはじめとする鳥獣の保護を引き続き図る必要があるため。

3 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 320ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	318ha	
農耕地	2ha	奄美フォレストポリス
水面	— ha	
その他	— ha	

5-11 国指定湯湾岳鳥獣保護区湯湾岳特別保護地区 指定計画書（抜粋）

平成 17 年 11 月 1 日 環境省

1 指針

(1) 特別保護地区の名称

湯湾岳特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

推薦書の図 5-1-3 を参照。

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 17 年 11 月 1 日から平成 37 年 10 月 31 日（20 年間）

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

①特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

②特別保護地区の指定目的

奄美大島は、鹿児島県佐多岬の南方 300km の海上に位置し、南西諸島の中で沖縄島に次いで 2 番目となる 719km² の面積を有する島であり、湯湾岳鳥獣保護区は、同島の最高峰である湯湾岳を中心とした中央山地の標高 230m から 694m までの地域に位置している。中央山地にはスダジイ、オキナワウラジロガシ、タブノキ、イスノキ等の常緑広葉樹が優占している。また、同島は、大陸から約 100 万年から 150 万年前と古い時期に隔離されたことが知られている。

このような自然環境、地史等を反映して、鳥類では「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—鳥類」（環境省編）に記載された絶滅危惧 I A 類のオオトラツグミ、絶滅危惧 I B 類のアマミヤマシギ及びオーストンオオアカゲラ並びに

絶滅危惧Ⅱ類のアマミコゲラ、サンショウクイ、アカヒゲ及びルリカケスの生息が確認されている。また、哺乳類では、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物―レッドデータブック―哺乳類」（環境省編）に記載された絶滅危惧ⅠA類のヤンバルホオヒゲコウモリ並びに絶滅危惧ⅠB類のアミノクロウサギ、ケナガネズミ及びリュウキュウテングコウモリの生息が確認されている。

湯湾岳鳥獣保護区の中でも、湯湾岳を中心とした中央山地の標高430mから694mまでにある森林は、平成10年に新種として記載されたヤンバルホオヒゲコウモリ及びリュウキュウテングコウモリの奄美大島における最も重要な繁殖及び採餌の場として利用されている。このため、湯湾岳鳥獣保護区の中で特に重要な区域として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣の生息地の保護を図るものである。

管理方針

- ・ 区域内の溪流及び森林が希少鳥獣の休息、採餌及び繁殖の場として維持されるよう現状のままの保全に努める。
- ・ 区域内の道路の整備及び森林内の歩道の改修に当たっては、鳥獣の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、関係地方公共団体及び関係機関との調整を図る。

2 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 103 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野	103ha
農耕地	— ha
水 面	— ha
その他	— ha

5-12 国指定やんばる（安田）鳥獣保護区指定計画書（抜粋）

平成21年11月1日 環境省

1. 鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

やんばる（安田）鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

推薦書の図5-1-8を参照。

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成21年11月1日から平成41年10月31日まで（20年間）

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、沖縄島北部の沖縄県国頭郡国頭村字安田区に位置し、同区集落から北西約2.5キロメートルに位置する伊部岳（標高353メートル）を中心とした国有林、村有林及び集落を含む東海岸に至る区域から構成される。

当該区域内の多くは亜熱帯広葉樹林で、その大部分をスダジイ林が占めており、伊部岳中腹には、推定樹齢300年のオキナワウラジロガシも生育している。

このような自然環境を反映して、鳥類では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省が作成したレッドリストにおける絶滅危惧ⅠA類のノグチゲラやヤンバルクイナ、絶滅危惧ⅠB類のホントウアカヒゲなどの希少鳥類が生息している。哺乳類では、絶滅危惧ⅠB類のオキナワコキクガシラコウモリ及びケナガネズミ等が生息している。

また、ヤンバルクイナについては、集落内からその周辺においても生息が確認されている。

このように、当該区域は、ヤンバルクイナを始めとする希少鳥獣の生息地として重要であることから、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣の保護を図るものである。

2. 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- イ 鳥獣のモニタリング調査、現地巡視等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ロ 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、NPO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。
- ハ ジャワマングース等在来種の生存を脅かす外来種の防除に取り組む。

(2) 保全事業の目標

やんばる（安田）鳥獣保護区では、ジャワマングースやノイヌ、ノネコ等の外来種の侵入等に伴うヤンバルクイナ等の希少鳥獣の生息環境の悪化や交通事故の増加が懸念されている。

本事業では、ヤンバルクイナ等希少鳥獣の生息環境を適切に管理し、安定的に生息できる環境を維持・改善していくことを目標とする。

(3) 保全事業の対象区域

やんばる（安田）鳥獣保護区の全域

(4) 保全事業の内容

ヤンバルクイナ等希少鳥獣の生息地の保護及び整備を図るために、環境省は鳥獣の生息地の保護に支障を及ぼすおそれのある動物の侵入を防ぐための施設の設置等、希少鳥獣の生息に適した環境を維持・回復するために必要な作業を行い、併せて作業上必要な施設の整備を行う。また、希少鳥獣の生息状況等をモニタリングして、目標への到達状況を定期的に評価する。

国頭村は、ヤンバルクイナと地域住民との共生を目的としてまとめた「ヤンバルクイナの郷」整備構想を核として、ヤンバルクイナ保護シェルターの維持管理及び地域住民への普及啓発等を実施する。

(5) 環境変化の概要

沖縄島北部地域においては、近年、外来種による捕食や生息空間の競合等により、在来種が大きな影響を受けている。

当該鳥獣保護区域内においても、沖縄県指定伊部岳鳥獣保護区指定当時（1960年代）には確認されていなかったジャワマングースが確認されるようになっており、生息環境が悪化しつつある。

(6) 鳥獣の生息状況の変化

当該鳥獣保護区内のヤンバルクイナの生息状況は大きな変動はみられないが、ヤンバルクイナの分布域は、ジャワマンダースの分布域北上に伴い、徐々に北側に狭められており、発見当初の1980年代には大宜味村の塩屋湾から東村の平良付近にまで生息していたが、近年は、分布域の南限が国頭村と大宜味村の村境から東村の高江付近にまで北上していると考えられ、当該鳥獣保護区に迫りつつある。

さらに、近年、当該鳥獣保護区においてもジャワマンダースの生息が確認されており、ヤンバルクイナの生息環境が悪化しつつある。

また、近年、当該鳥獣保護区を含む沖縄島北部地域において野生生物の交通事故が多発しており、大きな問題となっている。

3. 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 1, 279 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	932 ha
農耕地	63 ha
水面	—ha
その他	284 ha

5-13 国指定やんばる（安田）鳥獣保護区 やんばる（安田）特別保護地区指定計画書（抜粋）

平成 21 年 11 月 1 日 環境省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

やんばる（安田）特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

推薦書の図 5-1-8 を参照。

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 21 年 11 月 1 日から平成 41 年 10 月 31 日まで（20 年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、沖縄県国頭郡国頭村の安田集落から北西約二・五キロメートルに位置し、区域内の南東側には伊部岳（標高 353 メートル）を含み、西側は普久川に接し、北側は我地佐手林道付近、東側は国頭村有林、南側は伊部岳山道口付近に囲まれた区域である。ほぼ全域がスタジイ林であり、伊部岳中腹には、推定樹齢 300 年のオキナワウラジロガシも生育している。

このような自然環境を反映して、鳥類では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省が作成したレッドリストに掲載された絶滅危惧 I A 類のノグチゲラ及びヤンバルクイナ、絶滅危惧 I B 類のホントウアカヒゲ等の希少鳥類が生息している。哺乳類では、絶滅危惧 I B 類であるオキナワコキクガシラコウモリ、ケナガネズミ等が生息している。

当該区域は、やんばる（安田）鳥獣保護区の中でも、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの良好な生息環境を有しており、特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

イ 鳥獣のモニタリング調査、現地巡視等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ロ 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、NPO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

ハ ジャワマングース等在来種の生存を脅かす外来種の防除に取り組む。

(2) 保全事業の目標

やんばる（安田）鳥獣保護区では、ジャワマングースやノイヌ、ノネコ等の外来種の侵入等に伴うヤンバルクイナ等の希少鳥獣の生息環境の悪化や交通事故の増加が懸念されている。

本事業では、ヤンバルクイナ等希少鳥獣の生息環境を適切に管理し、安定的に生息できる環境を維持・改善していくことを目標とする。

(3) 保全事業の対象区域

やんばる（安田）特別保護地区の全域

(4) 保全事業の内容

ヤンバルクイナ等希少鳥獣の生息地の保護及び整備を図るために、環境省は鳥獣の生息地の保護に支障を及ぼすおそれのある動物の侵入を防ぐための施設の設置等、希少鳥獣の生息に適した環境を維持・回復するために必要な作業を行い、併せて作業上必要な施設の整備を行う。また、希少鳥獣の生息状況等をモニタリングして、目標への到達状況を定期的に評価する。

国頭村は、ヤンバルクイナと地域住民との共生を目的としてまとめた「ヤンバルクイナの郷」整備構想を核として、ヤンバルクイナ保護シェルターの維持管理及び地域住民への普及啓発等を実施する。

(5) 環境変化の概要

沖縄島北部地域においては、近年、外来種による捕食や生息空間の競合等により、在来種が大きな影響を受けている。

当該鳥獣保護区域内においても、沖縄県指定伊部岳鳥獣保護区指定当時（1960年代）には確認されていなかったジャワマングースが確認されるようになっており、生息環境が悪化しつつある。

(6) 鳥獣の生息状況の変化

当該鳥獣保護区内のヤンバルクイナの生息状況に大きな変動は見られないが、ヤンバルクイナの分布域は、ジャワマングースの分布域北上に伴い、徐々に北側に狭められており、

発見当初の1980年代には大宜味村の塩屋湾から東村の平良付近にまで生息していたが、近年は分布域の南限が国頭村と大宜味村の村境から東村の福上湖付近にまで北上していると考えられ、当該鳥獣保護区に迫りつつある。

さらに、近年、当該鳥獣保護区でもジャワマングースの生息が確認されており、ヤンバルクイナの生息環境が悪化しつつある。

また、近年、当該鳥獣保護区を含む沖縄島北部地域において野生生物の交通事故が多発しており、大きな問題となっている。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 220ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	220 ha
農耕地	— ha
水面	— ha
その他	— ha

5-14 国指定やんばる（安波）鳥獣保護区指定計画書（抜粋）

平成21年11月1日 環境省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

やんばる（安波）鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

推薦書の図5-1-8を参照。

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成21年11月1日から平成41年10月31日まで（20年間）

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、沖縄島北部の沖縄県国頭郡国頭村安波区に位置し、安波ダムの湛水域中央部から北方の区域であって、西側に安波川、東側に普久川が流れ、スダジイを中心とする亜熱帯常緑広葉樹林が広がる区域である。

このような自然環境を反映して、鳥類では絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省が作成したレッドリストに掲載された絶滅危惧ⅠA類のノグチゲラ及びヤンバルクイナ、絶滅危惧ⅠB類のホントウアカヒゲ等の希少鳥類が生息している。

また、哺乳類では、絶滅危惧ⅠB類であるオキナワコキクガシラコウモリや、リュウキウイノシシ等が生息している。

このように、当該区域は、希少鳥獣の生息地として重要であることから、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣の保護を図るものである。

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 鳥獣のモニタリング調査、現地巡視等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為、ごみの散乱等による鳥類の生息への影

響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、NPO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

3) ジャワマンゲース等、在来種の生存を脅かす外来種の防除に取り組む。

3 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 465 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	407 ha
農耕地	18 ha
水面	37 ha
その他	3 ha

5-15 国指定西表鳥獣保護区指定計画書（抜粋）

平成 23 年 11 月 1 日 環境省

1 鳥獣保護区の概要

(1) 鳥獣保護区の名称

西表鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

推薦書の図 5-1-12 を参照。

(3) 鳥獣保護区の存続期間

平成 23 年 11 月 1 日から平成 43 年 10 月 31 日まで（20 年間）

(4) 鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(5) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、八重山諸島西部にある西表島に位置し、沖縄県内で屈指の標高を有する古見岳（標高 469.5m）、テドウ山（標高 441.2m）及び御座岳（標高 420.4m）を含んだ島内中心部から南側海岸部にかけての区域、崎山半島の一部並びに島北西部の一部から構成されている。

当該区域のうち、島内中心部から南側海岸部にかけての区域及び崎山半島の一部の区域の植生は主にスダジイやオキナワウラジロガシ等の亜熱帯常緑広葉樹林で構成された原生かつ広大な亜熱帯林に覆われており、島北西部の一部の区域は浦内川河口部に位置し、広大なマングローブ林を構成している。

このような自然環境を反映して、当該区域には絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物種であり環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧 I A 類のイリオモテヤマネコ及びカンムリワシや絶滅危惧 I B 類のキンバトなどの希少な鳥獣が島内の幅広い地域にわたって生息している。

このように、当該区域はイリオモテヤマネコを始めとする希少鳥獣の生息地として重要であることから、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣の保護を図るものである。

2 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 希少鳥獣生息地の保護区として、イリオモテヤマネコなどの保護を図るため適切な管理に努める。
- 2) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 3) 鳥獣の生息環境を脅かすような行為、ごみの不法投棄等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、NPO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

3 鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 10,218 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	10,218 ha
農耕地	－ ha
水面	－ ha
その他	－ ha

5-16 国指定西表鳥獣保護区西表特別保護地区指定計画書（抜粋）

平成 23 年 11 月 1 日 環境省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

西表特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

推薦書の図 5-1-7 を参照。

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 23 年 11 月 1 日から平成 43 年 10 月 31 日まで (20 年間)

(4) 特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、八重山諸島西部にある西表島に位置し、沖縄県内で屈指の標高を有する古見岳（標高 469.5m）、テドウ山（標高 441.2m）、御座岳（標高 420.4m）を含んだ島内中心部から南側海岸部にかけての区域及び崎山半島の一部並びに島北西部の一部から構成されている。

当該区域のうち、島内中心部から南側海岸部にかけての区域及び崎山半島の一部の区域の植生は主にスダジイやオキナワウラジログシなどの亜熱帯常緑広葉樹林で構成された原生かつ広大な亜熱帯林に覆われており、島北西部の一部の区域は浦内川河口部に位置し、広大なマングローブ林を構成している。

このような自然環境を反映して、当該区域には絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物種であり環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧 I A 類のイリオモテヤマネコ及びカンムリワシが確認されており、また絶滅危惧 I B 類のキンバト等の希少な鳥獣が島内の幅広い地域にわたって生息している。当該区域は、これまでの調査でイリオモテヤマネコが特に多く確認されており、また餌となる生物も多数確認されていることから餌場としても良好な生息環境を有していると考えられる。

このように、当該区域は西表鳥獣保護区の中でも特にイリオモテヤマネコを始めとする希少鳥獣の生息地として保護の必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び

狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 希少鳥獣生息地の特別保護地区として、イリオモテヤマネコなどの保護を図るため適切な管理に努める。
- 2) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 3) 鳥獣の生息環境を脅かすような行為、ごみの不法投棄等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、NPO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 9,999 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	9,999 ha
農耕地	－ ha
水面	－ ha
その他	－ ha

5-17 アマミノクロウサギ保護増殖事業計画

平成16年11月19日

文部科学省

農林水産省

環境省

第1 事業の目標

アマミノクロウサギは、奄美大島及び徳之島にのみ生息する1属1種の我が国固有の種である。本種は、主に原生的な森林内の斜面に巣穴を作り、これに隣接した草本類等の餌が多い沢や二次林等を採食場所として利用している。

1990年代前半の生息個体数は、奄美大島においては2,600頭から6,200頭、徳之島においては120頭から290頭と推測されていたが、開発行為による森林の減少並びに外来種の侵入等による影響によって生息に適した場所が失われたこと等により、各島内における分布域が更に狭まり、2003年の生息個体数は、奄美大島においては2,000頭から4,800頭、徳之島においては200頭前後と推定されている。また、生息地の分断が進み、地理的に隔離された一部の個体群は低密度になっており、これらの生息地では、地域的な絶滅の危険性が非常に高いと考えられる。

本事業は、本種の生息状況等の把握等を行い、その結果等に基づき、本種の生息に必要な環境の維持及び改善並びに生息を圧迫する要因の軽減及び除去を図るとともに、飼育下における繁殖個体の再導入を含めた野外個体群の回復等を図ること等により、本種が自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする。

第2 事業の区域

鹿児島県奄美大島及び徳之島における本種の分布域（かつて分布域であった地域を含む。）並びに第3の3により飼育下における繁殖を行う区域

第3 事業の内容

1 生息状況等の把握及び生態等に関する知見の集積

本事業を適切かつ効果的に実施し、憂慮すべき変化が見られた場合に緊急的な対策を検討するため、以下のとおり本種の生息状況等の動向を把握するとともに、生態等に関する知見を集積する。

(1) 生息状況の調査及びモニタリング

糞塊調査による生息密度の推定及び分布状況のモニタリングを実施する。また、目撃情報を含む生息情報の収集及び整備に努める。

(2) 生物学的特性の把握

既存の知見の収集及び整理、自動撮影調査、ラジオテレメトリー調査等により、個体の行動圏、利用する環境、繁殖状況、採餌特性等を把握する。

(3) 生息環境のモニタリング

捕食等により、本種の生息を圧迫する可能性が高いマングース、ノイヌ及びノネコ並びにウイルス病の感染等により本種の生息を圧迫する可能性のあるクマネズミ、カイウサギ等について、本種の生息地への侵入及び捕食等の状況のモニタリングを行う。

また、森林伐採、道路建設等の生息地の人為による改変等について情報を収集し、モニタリングを行う。

(4) 生息に適する環境要因及び生息を圧迫するおそれのある環境要因等の把握

上記(1)、(2)及び(3)の結果等を分析し、本種の生息に適する環境要因及び生息を圧迫するおそれのある環境要因を把握する。また、これらの環境要因と生息状況との関係を地理的に把握する。

2 生息地における生息環境の維持及び改善

本種の自然状態での安定的な存続のためには、原始的な森林、沢及び二次林が適度にそろった環境が必要である。一方、本種の減少要因については、様々な人間活動及びマングース等の外来種等による捕食等の影響が指摘されているが、それぞれが相互にどのように作用しているかは十分には解明されていない。このため、1で得られた知見等に基づき、以下を実施する。

(1) 外来種等の分布状況等の把握及び対策

外来種等の分布状況及び本種への影響を把握するとともに、これらの排除等の措置を検討し、適切な対策を講じる。また、飼い犬(猟犬を含む。)、飼い猫等の飼養動物の適切な管理等の対策を講じる。

(2) 生息地の維持及び改善

本種の生態等に関する専門的知識を有する者の知見を得つつ、本種の生息及び繁殖に適した環境の維持及び改善、分断され孤立した生息地の連続性の確保等による生息地の拡大を図る等、本種の生息環境の悪化及び個体数の減少等への効果的な対策を検討する。

3 飼育下における繁殖等

本種の個体数は減少傾向にあり、他の個体群から地理的に隔離された一部の個体群では、

地域的な絶滅の危険性が非常に高い状態にある等、生息地における保護対策の強化だけでは、野外個体群の回復が困難になることが考えられる。このため、本種の生態等に関する専門的知識を有する者の知見を得つつ、再導入による野外個体群の回復を目的とした飼育下における繁殖のための技術を確立する。これに当たっては、傷病により保護し、又は野外において捕獲する個体を、適切な施設に搬入することにより行うものとする。

なお、必要な個体の捕獲は、野外個体群に与える影響を最小限にとどめるよう配慮する。再導入のための個体を飼育下における繁殖により確保する場合には、近親交配による遺伝的な弊害を防止するため、遺伝的多様性に配慮する。

再導入に当たっては、飼育下における繁殖による行動特性の変化、再導入した個体に由来する病原体への感染等が野外個体群の存続に不可逆的な影響を与えること等に十分留意するとともに、再導入の必要性、方法、影響、事後のモニタリング方法等について、本種の生態等に関する専門的知識を有する者の知見を得つつ、事前に十分な検討を行うとともに、関係者の合意形成を図り、最適なものとなるように努める。

4 事業を効果的に推進するための方策

(1) 普及啓発の推進

本事業を実効あるものとするためには、国、関係地方公共団体、各種事業活動を行う事業者、関係地域の住民を始めとする国民等の理解及び協力が不可欠である。このため、本種の保護の必要性及び本事業の実施状況等に関する普及啓発等を進め、本種の保護に対する配慮及び協力を働き掛けるとともに、地域の自主的な保護活動の展開が図られるよう努める。

(2) 生息地における監視等

本種の生息地への不用意な立入り、生息地の人為による改変、外来種等の放逐等本種の生息に悪影響を及ぼすおそれのある行為を防止するために、生息地及びその周辺における監視及び情報収集等を行い、適切な対策を講じる。

(3) 事業活動等における配慮

本種の生息地及びその周辺における事業活動の実施に際しては、第3の1及び2で得られた知見等を活用しつつ、本種の生息に必要な環境条件を確保するための配慮が払われるよう努める。

(4) 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、国、関係地方公共団体、本種の生態等に関する専門的知識を有する者、本種の生息地及びその周辺地域の住民及び土地所有者等の様々な主体の連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。

5-18 イリオモテヤマネコ保護増殖事業計画

平成7年7月17日
環境庁
農林水産省

第1 事業の目標

イリオモテヤマネコは、沖縄県西表島にのみ生息するネコ科の動物で、島内の低標高部を中心に100頭前後が生息すると推定されている。本種が新種として確認されたのは昭和42年と比較的最近であり、その後、実施されてきた調査によれば、これまでのところ、個体数の急激な減少はみられていない。

しかしながら、生息上重要な低地部での生息域の縮小や分断の進行、度重なる交通事故の発生、伝染性の疾病の侵入・流行のおそれなど、生息地が限られ、個体群の規模も小さい本種にとって、個体群の健全かつ安定した存続に支障を及ぼすおそれのある要因が存在している。

本事業は、本種の生息状況の把握と監視に努めつつ、島内の生息地において本種の生息に必要な環境条件の維持・改善及び生息を圧迫する要因の軽減・除去等を図ることにより、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標とする。

第2 事業の区域

主として沖縄県西表島

第3 事業の内容

1 生息状況の把握・モニタリング

本種の生息状況を常時監視しつつ、保護増殖事業を適切かつ効果的に実施するため、以下の調査を行う。

(1) 島内での分布状況の把握

現地への到達が容易ではない内陸部や南岸、崎山半島等の地域は他の地域に較べ分布に関する情報が極めて少ないことから、自動撮影、痕跡調査等により、特にこれらの地域における本種の分布状況を詳細に把握するとともに、島内の分布の動向を継続的に把握する。

(2) 生息状況のモニタリング

島内での分布を考慮して調査区を設定し、自動撮影、ラジオトラッキング等により、個体識別及び行動追跡を継続的に行いつつ、個体数、行動圏、繁殖、移動分散等の本種の生

息状況に関する情報の蓄積及びモニタリングを行う。その結果、個体数等に憂慮すべき変化が見られた場合には、緊急調査の実施を含め必要な対策を講ずる。

(3) 個体の健全性の把握

保護・死亡個体や調査のために捕獲される個体について、病理・寄生虫検査を実施し、伝染性の疾病の侵入・流行を監視するなど、個体の健全性に関する分析を行う。検査の結果、本種の生存を脅かすような伝染性疾患の病原体や発病が確認された場合は、緊急調査の実施を含め必要な対策を講ずる。

なお、死亡個体については、生物学的資料の蓄積のため、可能な場合には、回収し適切に保存するものとする。また、病理・寄生虫検査のほかに、本種の遺伝的な多様性に関する情報の収集及び分析を進める。

2 生息地における生息環境の維持・改善

本種の自然状態での安定した存続のためには、本種を食物連鎖の頂点とする多様な餌動物を含む生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。

このため、本種の生息にとって良好な環境条件を備えた地域については、その状態を維持し、また、各種の土地利用、営農形態の変化等に伴い、生息環境が悪化し、個体群の維持上影響が生じている地域については、その悪化の程度に応じて、採餌、休息、繁殖等の活動や個体の移動分散及び交流を可能とするための生息環境の改善・回復を図る。

具体的には、次のように生息環境の状況に応じて適切な対策を講ずる。

(1) 島内の海岸・河口域から入り組んだ沢や谷地形を有する低標高部にわたる生息環境の連続性が確保された地域であって、マングローブ、サガリバナ等の低地林や水田を含む低湿地、亜熱帯性のシイ・カシ林等の後背林等の多様な植生が混在し、シロハラクイナ、キシノウエトカゲ、カエル類等の餌動物が豊富であるなど本種の生息にとって良好な環境条件を備え、良好な生息状況のみられる地域については、その生息環境を維持し、必要に応じて改善する。

(2) 本種にとって生息環境の悪化がみられる地域であって、生息適地の拡大、個体の移動分散等の観点から島内個体群の維持上必要な地域については、自然的社会的条件を踏まえつつ、ススキ、チガヤ等に覆われた耕作跡地や採草放牧跡地等本種の生息に適さない植生の改善や低湿地の整備等を行うことにより、生息環境の改善・回復を図る。また、生息域に介在する農用地等の開けた空間において、農用地間や河川沿いの樹林等を維持、育成することなどにより、個体の移動分散・交流のための経路を確保する。

これらの生息環境の維持・改善のための事業は、本種の生態特性及び事業の実施が本種を含む生物群集に及ぼす影響を考慮し、効果的な実施方法の検討・見直しを行い、長期的

な視点に立って進めるものとする。その際、地域の協力体制の確立に努める。

また、本種の生息地及びその周辺での土地利用や事業活動の実施に当たっては、重要な餌場や移動経路など本種の生息に必要な環境条件を確保するための配慮が払われるよう努める。

3 半野生下での飼育繁殖

通常は単独性で森林内に広い行動圏を持つという生態特性から、野生状態での本種の詳細な繁殖生態の解明は非常に困難であり、不明な点が多い。一方、生息域の縮小・分断の進行及び伝染性の疾病の侵入・流行等により、将来、本種の健全で安定した繁殖が阻害される危険性がある。

このため、繁殖生態の解明及び飼育繁殖技術の確立に資するよう島内の生息域内の自然環境を利用した形の野外飼育施設を設け、半野生下での飼育繁殖の研究を行う。

この際、必要な個体の確保は、野外の個体の捕獲あるいは救護された傷病個体の活用等により行うこととし、野外の個体を捕獲する場合には、繁殖に関与している定住個体の捕獲は避けるなど、野外個体群の維持に及ぼす影響を最小限にとどめるよう配慮するものとする。

また、伝染性の疾病の侵入、流行等による野外個体群の急激な減少に備えるための飼育下での個体の集団の維持・充実の必要性について、検討を進める。

4 その他

(1) 事故防止対策

交通事故の防止のため、道路上での目撃情報を収集し、交通事故の多発が予想される区間については、関係機関の協力を得て、施設の改善、注意標識の設置等の対策を講ずる。

(2) 傷病個体の救護及びリハビリテーション

傷病個体の救護及びリハビリテーションについては、適切な実施体制を整備しつつ、その充実に努め、野外での生活が可能な状態に回復した場合には、原則として野外へ帰すものとする。ただし、上記3の半野生下での飼育繁殖のための個体の確保が必要な場合には、健康を回復した傷病個体の活用を図ることを検討する。

(3) 家禽類の食害防止対策

本種によるニワトリ、アイガモ等の食害を防止し、人為的な餌に依存することによる本種の生態の攪乱を防止するという観点から、侵入防止柵の設置等による効果的な食害防止策を検討し、適切な対策を講ずる。

(4) 生息地における監視

本種の生息及び繁殖に悪影響を及ぼす行為を防止するために、生息地における監視を行う。

(5) 移入種等による影響の防止

生態的競合等による影響を及ぼすことや疾病感染の原因となることが懸念されるノイヌ、ノネコ、その他の移入種について、その侵入状況や影響を監視しつつ、飼育動物の適切な管理の徹底や野外からの除去等の影響防止策を検討し、適切な対策を講ずる。

また、疾病感染の原因となる可能性の高いイエネコについては、伝染性疾病の病原体の保有状況を定期的に検査し、本種の生存を脅かすような伝染性疾病の病原体や発病が確認された場合には、適切な対策を講ずる。

(6) 普及啓発の推進

本種の保護増殖事業を実効あるものとするためには、各種事業活動を行う事業者、関係行政機関、関係地域の住民を始めとする国民の理解と協力が不可欠である。このため、本種の生息状況及び保護の必要性、保護増殖事業の実施状況等に関する普及啓発を推進し、本種の保護に関する配慮と協力を呼び掛けることとする。また、関係地域の公共施設において本種の理解を深めるための活動を行うことなどにより、地域の自主的な保護活動の展開が図られるよう努める。

(7) 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、事業にかかわる国、沖縄県及び竹富町の各レベルの行政機関、本種の生態等に関する研究者並びに本種の生息地及びその周辺地域の住民等の関係者間の連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。

5-19 アマミヤマシギ保護増殖事業計画

平成 11 年 8 月 31 日

環境庁

農林水産省

第 1 事業の目標

アマミヤマシギは、南西諸島の一部に分布するシギ科の鳥類である。本種は、スダジイ等の優占する森林に生息するが、生息に適した環境の悪化等により、現在個体数、生息地とも限られている。

本事業は、本種の生息状況の把握とモニタリング等を行い、その結果等を踏まえ、本種の生息に必要な環境の維持・改善及び生息を圧迫する要因の軽減・除去等を図ることにより、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標とする。

第 2 事業の区域

主として鹿児島県奄美諸島及び沖縄県における本種の分布域

第 3 事業の内容

1 生息状況の把握・モニタリング等

本種の保護増殖事業を適切かつ効果的に実施するため、以下の調査を行う。

(1) 生息状況の把握・モニタリング

本種の分布域において、繁殖期及び非繁殖期に自動車を用いたルートセンサス等を行うことにより、本種の分布や繁殖状況等生息状況の動向を継続的に把握する。

また、生息情報の収集・整備に努める。

(2) 生物学的特性の把握

標識の装着等による個体識別やラジオトラッキング等の手法を活用し、個体の移動、分散等の実態や繁殖期・非繁殖期の行動及び行動圏等を把握する。

また、本種の糞分析による繁殖状態の把握や、本種の食性、捕食者の実態等を含む本種を取り巻く生態系の構造の解明等に関する調査研究を進める。

(3) 生息好適環境及び生息圧迫要因等の把握

上記(1)及び(2)の結果等を基に、本種の生息に適した環境を把握するとともに、個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因及びその除去に必要な対策等に関する調査研究を進める。

2 生息地における生息環境の維持・改善

本種の自然状態での安定した存続のためには、繁殖地として重要と考えられる森林等本種を取り巻く生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。

このため、上記1の結果等を踏まえ、本種の生息環境の悪化や個体数の減少等への効果的な対策を検討し、本種の生息・繁殖に適した環境の維持・改善を図る。

また、本種の生息地における土地利用や事業活動の実施に際して、本種の生息に必要な環境条件を確保するための配慮が払われるよう努める。

3 飼育下での繁殖

本種の繁殖は、生息地における野外個体群の維持・拡大を基本とするが、野外個体群の急激な減少に備え、飼育下での繁殖の可能性を検討する。

4 生息地における監視等

密猟や本種の生息地への不用意な接近等個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある行為を防止するために、生息地における監視等を行う。

5 普及啓発の推進

本種の保護増殖事業を実効あるものとするためには、各種事業活動を行う事業者、関係行政機関及び関係地域の住民を始めとする国民の理解と協力が不可欠である。このため、本種の生息状況、保護の必要性及び保護増殖事業の実施状況等に関する普及啓発を推進し、本種の保護に関する配慮と協力を呼び掛ける。また、関係地域において本種についての理解を深めるための活動を行うこと等により、地域の自主的な保護活動の展開が図られるよう努める。

また、交通事故による被害を未然に防止するため、関係機関の協力を得て、注意標識を設置する等の事故防止対策を検討する。

6 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、事業に係る国、鹿児島県、沖縄県及び関係市町村の各行政機関、本種の生態等に関する研究者、地域の住民等の関係者間の連携を図り、効果的に事業が実施されるよう努める。

5-20 オオトラツグミ保護増殖事業計画

平成 11 年 8 月 31 日
環境庁
農林水産省

第 1 事業の目標

オオトラツグミは、奄美大島及び加計呂麻島のみ分布し、日本産のツグミの仲間では最大である。本種は、樹冠が閉鎖し風当たりの少ない高齢または壮齢の照葉樹林に主に生息するが、生息に適した環境の悪化等により、現在個体数、生息地とも極めて限られている。

本事業は、本種の生息状況の把握とモニタリング等を行い、その結果等を踏まえ、本種の生息に必要な環境の維持・改善及び生息を圧迫する要因の軽減・除去等を図ることにより、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標とする。

第 2 事業の区域

主として鹿児島県奄美諸島における本種の分布域

第 3 事業の内容

1 生息状況の把握・モニタリング等

本種の保護増殖事業を適切かつ効果的に実施するため、以下の調査を行う。

(1) 生息状況の把握・モニタリング

繁殖期における本種個体のさえずりを確認するルートセンサスや定点観察等により、本種の生息状況の動向を継続的に把握する。

また、生息情報の収集・整備に努める。

(2) 生物学的特性の把握

個体の行動及び行動圏等を把握するため、標識の装着等による個体識別の実施を検討する。

また、保護収容された傷病個体について、野生復帰が困難な場合には、当該個体を活用して飼育下で行動観察を行い、生理及び生態に関する情報の収集に努める。

(3) 生息好適環境及び生息圧迫要因等の把握

上記(1)及び(2)の結果等を基に、本種の生息に適した環境を把握するとともに、

個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因及びその影響に関する調査研究を進める。

2 生息地における生息環境の維持・改善

本種の自然状態での安定した存続のためには、樹冠が閉鎖し風当たりが少ない照葉樹林の保存等、本種を取り巻く生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。

このため、上記1の結果等を踏まえ、本種の生息環境の悪化や個体数の減少等への効果的な対策を検討し、本種の生息・繁殖に適した環境の維持・改善を図る。

また、本種の生息地における土地利用や事業活動の実施に際して、本種の生息に必要な環境条件を確保するための配慮が払われるよう努める。

3 飼育下での繁殖

本種の繁殖は、生息地における野外個体群の維持・拡大を基本とするが、野外個体群の急激な減少に備え、飼育下での繁殖の可能性を検討する。

4 生息地における監視等

密猟や本種の生息地への不用意な接近等個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある行為を防止するために、生息地における監視等を行う。

5 普及啓発の推進

本種の保護増殖事業を実効あるものとするためには、各種事業活動を行う事業者、関係行政機関及び関係地域の住民を始めとする国民の理解と協力が不可欠である。このため、本種の生息状況、保護の必要性及び保護増殖事業の実施状況等に関する普及啓発を推進し、本種の保護に関する配慮と協力を呼び掛ける。また、関係地域において本種についての理解を深めるための活動を行うこと等により、地域の自主的な保護活動の展開が図られるよう努める。

6 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、事業に係る国、鹿児島県及び関係市町村の各行政機関、本種の生態等に関する研究者、地域の住民等の関係者間の連携を図り、効果的に事業が実施されるよう努める。

5-21 ヤンバルクイナ保護増殖事業計画

平成16年11月19日
文部科学省
農林水産省
国土交通省
環境省

第1 事業の目標

ヤンバルクイナは、1981年に新種として記載されたクイナ科の鳥で、沖縄島北部にのみ生息する。本種の生息を圧迫する要因として、ノネコによる本種の捕食、生息地へのマングースの侵入が原因とみられる本種の分布範囲の急速な縮小、開発による生息に適する環境の減少、走行する車両との接触等による本種の死傷の発生及び個体の観察、撮影等に伴う本種への不用意な接近による悪影響が挙げられる。

本事業は、本種の生息状況等の把握を行い、本種の生息に必要な環境の維持及び改善並びに生息を圧迫する要因の軽減及び除去等を図るとともに、野外の個体数の急激な減少に備えて人工繁殖技術を確立し、適切な方法による人工繁殖個体の再導入を検討すること等により、本種が自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする。

第2 事業の区域

沖縄県沖縄島及び第3の3により飼育下における繁殖を行う区域

第3 事業の内容

1 生息状況等の把握

本事業を適切かつ効果的に実施するため、以下の調査を行うとともに、本種及び本種を取り巻く状況に関する情報の収集及び実態の把握に努める。

(1) 生息状況の調査及びモニタリング

本種の分布域、生息密度等の生息状況を把握するための調査及び定期的なモニタリングを行う。

また、地域住民等からの本種及び本種を捕食する外来種等の生死別の目撃情報等を収集し、本種の生息状況及び走行する車両との接触等による本種の死傷の実態並びに外来種の侵入状況等を把握する。

(2) 生態等の把握

本種については、基本的な生態等について十分把握されていない点が多い。したがって、本種の食性、採餌行動、個体の移動及び個体群の分散等の実態並びに繁殖期及び非繁殖期の行動、行動圏等を調査し、本事業を実施するに当たって必要となる基本的な情報を把握する。

また、過去及び現在の分布域における個体から得られる試料によるDNAの分析によって本種の遺伝的多様性の現状及びその変化を把握する。

(3) 生息に適する環境等の把握

(1) 及び(2)の調査結果に基づき、本種の生息に適する環境を、個体群の維持の観点に配慮して把握するとともに、本種と本種を取り巻く生態系との関係を調査する。

2 生息地における生息環境の維持及び改善

本種の自然状態での安定した存続のためには、ねぐらとして利用する樹木、餌となる動物等、本種を取り巻く生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。

このため、1で得られた知見等に基づき、本種の生息環境の悪化、個体数の減少等への効果的な対策を検討し、本種の生息及び繁殖に適した環境の維持及び改善を図るために以下の取組を行う。

なお、本種の生息地における土地利用及び開発の実施に際しては、本種の生息に必要な環境条件を確保するための配慮がなされるよう努める。

(1) 外来種等による影響の防止

餌資源の競合及び捕食により本種の生息に対して大きな脅威となっているノネコ、マンガース等の外来種並びに影響が懸念されるハシブトガラスについて、その侵入状況及び影響を監視するとともに、生息地及びそれに隣接する地域において、これらの外来種等の排除を行う。

また、飼養動物の適切な管理を図ること等により、ノネコ等の本種の生息地への侵入防止に努める。

(2) 生息地における監視等

本種への不用意な接近等、本種の生息及び繁殖に悪影響を及ぼすおそれのある行為を防止するために、本種の生息地における監視及び制札の整備等を行う。

(3) 事故防止対策

走行する車両との接触による本種の死傷、側溝へのひなの落下による死亡事故等を防止するため、道路及びその周辺での目撃情報等を収集し、これらの事故の多発が予想される区間においては、関係機関が協力し、小動物保護型側溝の設置等の道路構造の改善、適切

な除草による見通しの確保及び注意喚起のための標識の設置等の対策を講ずる。

なお、繁殖期及び育雛期については、これらの事故が多発するため、特に配慮する。

3 飼育下における繁殖及びその個体の再導入

外来種の影響が原因と推測される本種の分布域の縮小が確認されており、個体数が急激に減少しているおそれが高いことを考慮し、飼育繁殖技術の確立と飼育下における生態的知見の把握及び一定の個体数の維持を図るため、繁殖に必要な施設及び体制の整備を行い、個体の飼育繁殖を実施する。

また、必要に応じて飼育下における繁殖によって得られた個体を、本種の生息地内等へ再導入することを検討する。なお、個体の飼育繁殖及び再導入に当たっては、飼育下における繁殖による行動特性の変化及び飼育個体同士又は再導入した個体から野外個体群への病原体の感染等、飼育個体群及び野外個体群の存続を圧迫するおそれがある要因にも十分留意し、適切な飼育及び再導入の方法を確立する。

4 普及啓発等の推進

本種の保護増殖事業を実効あるものとするためには、各種事業活動を行う事業者、国及び関係地方公共団体並びに関係地域の住民及び観光客を始めとする国民の理解及び協力が不可欠である。このため、本種の生息状況、保護の必要性、外来種等の排除及び侵入防止並びに本事業の実施状況等に関する普及啓発を推進するとともに、学校等において本種の理解を深めるための教育を行い、本種の保護に対する配慮及び協力を呼び掛ける。

また、事業区域において、本種についての理解を深めるための取組を、本種の生態等に関する専門的な知識を有する者、地元の保護活動団体等の協力を得て行うこと等により、地域の自主的な保護活動の展開が図られるよう努める。

5 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、国、関係地方公共団体、本種の生態等に関する専門知識を有する者、本種の保護活動に参画する保護活動団体及び地域の住民等の関係者間の連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。

5-22 ノグチゲラ保護増殖事業計画

平成10年7月28日
環境庁
農林水産省

第1 事業の目標

ノグチゲラは、沖縄本島北部にのみ分布する一属一種の中型のキツツキである。本種は、スタジイ等の優占する森林に生息するが、生息に適した環境の悪化等により、現在個体数、生息地とも限られている。

本事業は、本種の生息状況等の把握とモニタリングを行い、その結果等を踏まえ、本種の生息に必要な環境の維持・改善及び生息を圧迫する要因の軽減・除去等を図ることにより、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標とする。

第2 事業の区域

主として沖縄県北部の本種の分布域

第3 事業の内容

1 生息状況等の把握・モニタリング

本種の保護増殖事業を適切かつ効果的に実施するため、以下の調査を行うとともに、情報の収集・整備に努める。

(1) 生息状況の把握・モニタリング

営巣木の分布調査及び繁殖状況調査等により、本種の生息状況の動向を継続的に把握する。

(2) 生物学的特性の把握

標識の装着等による個体識別やラジオトラッキング等の手法を活用し、個体の移動、分散等の実態や繁殖期、非繁殖期の行動及び行動圏等を把握する。

また、本種の食性等を含む本種を取り巻く生態系の構造の解明等に関する調査研究を進める。

(3) 生息好適環境及び生息圧迫要因等の把握

上記(1)及び(2)の結果を基に、本種の生息に適した環境を把握するとともに、個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因及びその影響に関する調査研究を進める。

2 生息地における生息環境の維持・改善

本種の自然状態での安定した存続のためには、営巣木として利用されるスダジイ等の大径木や餌となる動植物を含めた本種を取り巻く生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。

このため、上記1の結果等を踏まえ、本種の生息環境の悪化や個体数の減少等への効果的な対策を検討し、本種の生息・繁殖に適した環境の維持・改善を図る。

また、本種の生息地における土地利用や事業活動の実施に際して、本種の生息に必要な環境条件を確保するための配慮が払われるよう努める。

3 飼育下での繁殖

本種の繁殖は、生息地における野外個体群の維持・拡大を基本とするが、生息地における野外個体群の急激な減少に備え、飼育下での繁殖の可能性を検討し、繁殖技術の確立に努める。

4 生息地における監視

本種の生息地への不用意な接近等個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある行為を防止するために、生息地における監視等を行う。

5 普及啓発の推進

本種の保護増殖事業を実効あるものとするためには、各種事業活動を行う事業者、関係行政機関及び関係地域の住民を始めとする国民の理解と協力が不可欠である。このため、本種の生息状況、保護の必要性及び保護増殖事業の実施状況等に関する普及啓発を推進し、本種の保護に関する配慮と協力を呼び掛ける。また、関係地域において本種についての理解を深めるための活動を行うこと等により、地域の自主的な保護活動の展開が図られるよう努める。

6 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、事業に係る国、沖縄県及び関係村の各行政機関、本種の生態等に関する研究者、地域の住民等の関係者間の連携を図り、効果的に事業が実施されるよう努める。

5-23 ヤンバルテナガコガネ保護増殖事業計画

平成9年4月3日

文部省

農林水産省

環境庁

第1 事業の目標

ヤンバルテナガコガネは、1984年に新種として記載された日本最大の甲虫である。本種は、沖縄本島北部に分布し、産卵及び幼虫の生息場所である樹洞があるスダジイ等の大木が存在する森林等に生息するが、生息に適した環境の悪化等により生息地が減少している。さらに、生息地では、現在でも密猟の跡が確認され、マニア等による捕獲や繁殖環境の破壊が懸念される。最近では、個体の確認記録は極めて少なくなっている。

本事業は、本種の生息状況等の把握とモニタリングを行い、その結果等を踏まえ、本種の生息に必要な環境の維持・改善及び密猟防止策の強化等を図るとともに、人工繁殖技術を確立し、及び人工繁殖を行うこと等により、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標とする。

第2 事業の区域

主として沖縄県北部の本種の分布域

第3 事業の内容

1 生息状況等の把握・モニタリング

本種の保護増殖事業を適切かつ効果的に実施するため、個体数の増減の現状及び繁殖状況等の生息状況並びに生息環境等に関する調査を継続的に行うとともに、これらに関する情報の蓄積を行う。その結果、生息状況や生息環境に憂慮すべき変化が見られた場合には、必要に応じ、原因解明のための調査の実施等本種の保存に資する対策を講じる。

また、本種の生物学的特性の解明、本種を取り巻く生態系の構造の解明、個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因及びその影響の現状把握に関する調査研究を進める。

2 生息地における生息環境の維持・改善

本種の自然状態での安定した存続のためには、産卵及び幼虫の生息の場である樹洞があるようなスダジイやオキナワウラジロガシ等の大木を含めた本種を取り巻く生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。

特に、本種の生息に好適な樹洞が少なくなっていることから、上記1の結果等を踏

まえ、樹洞内の腐植質の充填、人工的な樹洞の作成、設置を行う等、本種の生態学的特性を十分に考慮してその効果的な実施方法を検討し、本種の生息・繁殖に適した環境の維持・改善を図る。

また、本種の生息地における土地利用や事業活動の実施に際して、本種の生息に必要な環境条件を確保するための配慮が払われるよう努める。

3 人工繁殖及び個体の再導入

本種の繁殖は、生息地における野外個体群の維持・拡大を基本とするが、本種の生息確認数が極めて少ないこと等から、人工繁殖も積極的に試みる必要がある。このため、人工繁殖技術の確立に努め、人工繁殖を行う。

また、必要に応じ、適切な方法での本種の分布域内における個体の再導入による個体数の増加を図る。個体の再導入に当たっては、遺伝的かく乱等により野外個体群の存続を脅かすおそれがあることに十分留意する。

4 生息地における密猟の防止

本種の生息に対する大きな脅威となっている密猟を防止するため、生息地における監視等を行う。

5 普及啓発の推進

本種の保護増殖事業を実効あるものとするためには、各種事業活動を行う事業者、関係行政機関及び関係地域の住民を始めとする国民の理解と協力が不可欠である。このため、本種の生息状況、保護の必要性及び保護増殖事業の実施状況等に関する普及啓発を推進し、本種の保護に関する配慮と協力を呼び掛ける。また、関係地域において本種についての理解を深めるための活動を行うこと等により、地域の自主的な保護活動の展開が図られるよう努める。

6 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、事業に係る国、沖縄県及び関係村の各行政機関、本種の生態等に関する研究者、地域の住民等の関係者間の連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。

5-24 アマミノクロウサギ保護増殖事業 10 ヶ年実施計画 (2014年-2024年)

平成 26 年 12 月
環境省那覇自然環境事務所

1. 背景

(1) 分類及び生態

アマミノクロウサギ *Pentalagus furnessi* は奄美大島及び徳之島にのみに分布する 1 属 1 種の固有種である。ウサギ科のグループから中新世中期（約 1,000 万年前）に分岐したと推定され（F.Yamada ら 2002, Matthee 2004）、原始的な形態を残しつつ特異な生活型を進化させてきた。また、奄美大島及び徳之島は第四紀更新世の初期（約 200 万年前～170 万年前）には大陸からの隔離が成立しており、近隣の大陸地域に現存する近縁種がいない遺存固有の状態である。

本種は、主に原生的な森林内の斜面に巣穴を作り、これに隣接した草本類等の餌が多い沢や二次林等を採食場所として利用している。繁殖は 1 産 1 仔で、9 月から 2 月頃と、3 月から 6 月頃に行われている可能性が高い（環境省調査 2006～2013）。生息個体数は、奄美大島においては 2,000 頭から 4,800 頭、徳之島においては 200 頭前後と推定されており（Sugimura and Yamada 2004）、特に徳之島の個体群は危機的な状況にあると考えられる。

(2) 法的位置づけ等

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
 - ・平成 16 年に国内希少野生動植物種に指定
 - ・平成 16 年に保護増殖事業計画を策定
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
 - ・昭和 40 年に生息地の一部が国指定湯湾岳鳥獣保護区に指定
- 文化財保護法
 - ・昭和 31 年に国の特別天然記念物に指定
 - ・昭和 43 年に生息地の一部が神屋・湯湾岳天然記念物に指定
- その他
 - ・IUCN レッドリスト(2013)において絶滅危惧 I B 類 (EN) に掲載
 - ・環境省第 4 次レッドリスト(2012)において絶滅危惧 I B 類 (EN) に掲載

(3) 保護増殖事業のこれまでの成果（別紙は省略）

【1. 生息状況の把握及び生態等に関する知見の集積】

- 奄美大島及び徳之島において、平成 17 年度から沢沿いの糞塊調査を実施してきた。

奄美大島では平成 12 年度に開始したマングース防除事業の成果等により、生息状況が近年回復傾向にあるとみられる一方、徳之島では数年に渡り糞の確認がない沢があるなど減少傾向が示唆された（別紙図 1 省略）。

- 自動撮影カメラによるモニタリング調査等により得られた生息情報をとりまとめ、分布域を整理した（別紙図 2 省略）。
- 研究者等による各種研究により、行動圏や利用環境、遺伝的特性等が把握された。
- マングース、ノネコ、ノイヌ及びクマネズミの本種生息地への侵入状況が確認された。マングース、ノネコ及びノイヌについては、糞や胃内容物の分析、自動撮影調査の結果、本種の捕食を確認（別紙図 3 省略）。飼いうさぎについては、本種の生息地への侵入は確認されていない。
- 林道等で発見された本種の死体を回収し、解剖検査により死因を判定した結果、死因が特定できたもののうち、交通事故による死因が一番多く、ノイヌ・ノネコによる捕食が次いで多かった（別紙図 4 省略）。

【2. 生息地における生息環境の維持及び改善】

- 本種の生息・繁殖に適した環境の維持・改善を図るため、本種の生息状況及び専門家の意見等を踏まえ、重要地域の抽出と保護地域（国立公園）の検討を行い、指定に向けた作業を実施した。
- 本種を捕食することが確認されているマングース、ノイヌ、ノネコの分布状況を把握するとともに、それらの排除を実施した。
- 飼い犬・飼い猫の適切飼養を推進するため、関係機関と連携し、マイクロチップ装着支援事業（平成 20 年度～）や各種普及啓発を実施した。

【3. 飼育下における繁殖等】

- 傷病個体の保護を通じ、飼育に必要な情報を蓄積した。

【4. 事業を効果的に推進するための方策（普及啓発・関係機関との連携）】

- 平成 21 年度から交通事故防止キャンペーンを実施するとともに、交通事故の発生が多い地点等に、事故防止看板を設置。以降交通事故による死体発見数は減少傾向にある（別紙図 5 省略）。
- 本種の生息状況、保護の必要性、保護増殖事業の実施状況等に関して、パンフレット配布等により普及啓発を推進してきた。
- 地域の関係者や国・地方公共団体等との連携により、日常的に本種の生息地を含む地域の監視及び情報収集を実施してきた。

（4）保護上の問題点

平成 25 年 8 月 9 日から 10 日に大学、研究機関、行政機関、NPO 等からの関係者の参加のもと開催した奄美希少種保護増殖事業ワークショップにおいて、平成 17 年度から実施してきた保護増殖事業についてレビューを行い、今後の保護上の問題点を抽出した。その結果を下記の通り整理した。

【1. 生息状況の把握及び生態等に関する知見の集積】

- 個体数目標が設定されていない。
- 個体数推定の手法の確立、実施が必要。
- 行動生態及び繁殖生態のさらなる解明が必要。
- 遺伝的多様性、系統関係など遺伝学的調査研究が必要。

【2. 生息地における生息環境の維持及び改善】

- 好適生息環境の把握による重要エリアの抽出及び、重要エリアの保護担保がされていない。
- 開発等の人為的行為及びマングース、ノネコ等による悪影響の把握、排除または緩和措置が必要。
- 奄美大島内、徳之島内で生息環境が分断された地域がある。
- 徳之島における減少要因が解明されていない。

【3. 飼育下での繁殖等】

- 傷病個体の救護体制が構築されていない。
- 野生復帰が困難な個体の取り扱いの整理が必要。

【4. 事業を効果的に推進するための方策（普及啓発・関係機関との連携）】

- 関係機関の各種調査との連携が必要。
- 地元自治体等との連携の強化及び役割分担が必要。
- 事前の情報共有により、開発行為におけるアマミノクロウサギへの配慮が必要。
- エコツアー等におけるアマミノクロウサギ観察のルールが必要。
- ノイヌ・ノネコによる被害や交通事故の防止のための普及啓発が必要。

(5) 実施計画を作成した理由

保護増殖事業の開始から 10 年以上が経過し、これまでの事業実施によって、生息状況や生物学的特性の把握、マングース等生息を圧迫するおそれのある環境要因の把握、交通事故防止対策、普及啓発の推進等様々な面で成果が得られてきた。特に、種の保存を図る上で基礎的な情報である生息状況や生物学的特性等について、研究者等との協力・連携により知見の蓄積が進んだことの意義は大きい。また、奄美大島ではマングース防除事業の成果により、

本種の生息個体数と分布域が回復傾向にある。

しかしながら、(4) 保護上の問題点で整理した通り、安定した個体群を維持するには、依然、解決すべき問題点が存在する。

生物多様性国家戦略 2012-2020 において設定されている目標の一つに、「C-2：絶滅危惧種のランクが下がる種を増加させる。」がある。また、我が国は「奄美・琉球」の世界自然遺産登録に向けて、平成 25 年 1 月末に世界遺産暫定一覧表への記載を決定し、2 月にユネスコ世界遺産センターに記載のための必要書類を提出した。奄美大島及び徳之島は奄美・琉球世界自然遺産推薦候補地であり、本種はその顕著な普遍的価値の証明に不可欠な存在である。それゆえ、今後、国家戦略の目標達成と世界自然遺産への登録とその保護担保措置のため、より一層効果的に成果が上がるよう保護増殖事業を進めていく必要がある。

以上のことから、10 ヶ年（2014 年-2024 年）の「保護増殖事業実施計画（以下、「実施計画」という。）」を作成することとした。

2. 実施計画目標

外来種、交通事故、開発等の本種の減少要因が除去または緩和され、奄美大島及び徳之島において本種の分布域及び生息数が増加し、平成 36 年 3 月末までに環境省レッドリストにおいて絶滅危惧Ⅱ類（VU）以下のカテゴリーに掲載されていること、若しくは掲載されていないことを目標とする。

3. 実施期間

平成 26 年 12 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日

4. 実施計画目標を達成するために必要な活動内容と成果及び指標

(1) 生息状況の把握及び生態等に関する知見の集積

目標 1： 現在のモニタリングの継続とともに、新たな調査手法を確立することで、より効果的に生息状況、生態、遺伝学的知見等に関する情報が収集・蓄積され、生息個体数等の評価に用いられる。また、生息個体数の減少要因とその程度が明らかになる。

<活動 1 >

活動 1-1：現況のモニタリング調査の継続とより効果的な調査手法の確立と導入により生息状況及び生態を把握する。

活動 1-1-1：沢沿いの糞塊調査、自動撮影カメラ等によるモニタリングを継続し、生息状況及び生態に関する情報を蓄積する。

H26～H35：モニタリング調査の継続実施による生息情報の蓄積

活動 1-1-2：過去のモニタリング結果を再評価し、調査内容、調査時期、ルート等の調査方

法の見直しを行い、より精度の高い効果的なモニタリング調査を実施する。

H26～H27：モニタリング結果の評価及び調査手法の見直し

H28～：新たな調査手法での調査実施

活動 1-1-3：行動圏、生息場所利用等の詳細を明らかにするための GPS トラッキング、IC レコーダー等の新たな調査技術の導入について検討を行い、実現可能な調査手法について導入し、新たな生態データを収集する。

H26～H27：調査技術の検討

H28～：新たな調査手法の導入・実施

活動 1-1-4：生息個体数目標を設定し、より精度が高く、効率的な個体数推定手法を検討・開発し、生息個体数の評価を行う。

H26～H27：生息個体数目標設定と個体数推定手法の検討・開発

H28～：生息個体数推定による評価

活動 1-1-5：死亡個体及び救護個体からの組織サンプリングにより遺伝的多様性及び系統関係を把握し、個体群の健全性の評価、系統関係に基づく保全の単位の設定及び死因の特定等が行われる。

H26：組織のサンプリング、保存及び遺伝学的分析の体制の確立

H27～H30：遺伝的多様性及び系統関係の把握

活動 1-2：特に個体数の減少が懸念されている徳之島において生息に悪影響を与える主な要因とその程度について調査を実施し解明する。

H26～H28：調査の実施・解明

<成果 1 >

成果 1-1-a：生息状況、生態、遺伝学及び生息数減少要因に関する報告書及び学術論文

成果 1-1-b：より精度の高い生息状況把握のために改善、新たに導入された調査手法とその調査手法による結果報告書

成果 1-2：徳之島における生息圧迫要因とその程度に関する報告書

成果指標 1：成果 1 に関する報告書及び学術論文の数

<効果 1 >

効果 1：生息状況、生態、遺伝学等に関して集積された知見が保全対策に活用される。

効果指標 1：成果 1 に基づくデータ・結果が活用された保全施策の種類と事例数

(2) 生息地における生息環境の維持及び改善

目標 2-1：好適生息環境である重要地域が適正な保護管理により維持される。また、特に徳之島においては山岳部周辺の緩衝地域が狭小であるため、それらの拡大等の

措置の推進により、本種の分布域及び生息個体数が増加する。また、必要に応じて道路及び耕作地等で分断化された生息地をコリドーにより連結することが検討される。

<活動 2-1 >

活動 2-1-1：好適生息地を国立公園として指定し、鳥獣保護区及び国立公園を適正に保護管理することで生息環境を維持する。

活動 2-1-1-1：好適生息地を可能な限り国立公園特別保護地区、第 1 種特別保護地域として指定し、またその他生息地についても国立公園区域として指定することにより適切に保全管理する。

H26～：国立公園指定作業

活動 2-1-1-2：自然公園法等の適正な執行により生息環境に影響を及ぼし得る開発計画及び行為を規制する。

H26～：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び自然公園法（国立公園指定後）の適正な執行

活動 2-1-2：特に徳之島においては、関係機関との調整と連携により山岳部周辺の耕作放棄地等における森林再生、餌場の創出の推進等により緩衝地域の拡大を図る。

活動 2-1-2-1：生息地としての利用可能性を勘案し、山岳部周辺で耕作放棄地等緩衝地域として適当なエリアを抽出し、関係機関との調整と連携により、生息地としての森林再生及び餌場の創出手法について検討する。

H27～H28：緩衝地帯候補地の抽出と森林再生及び餌場創出の検討。

活動 2-1-2-2：関係機関との調整と連携により、緩衝地域として抽出されたエリアにおいて、生息地としての森林再生及び餌場の創出を行う。

H29～：森林再生及び餌場の創出

活動 2-1-3：分断化された生息地を連結するコリドーの設置について、遺伝学的、生態学的見地から必要性を整理し、必要と判断された場合は設置場所、面積、構造等を、関係機関、自治体及び地権者等関係者との調整のもと検討する*。

H27～H29：コリドー設置の必要性を検討するための遺伝学的、生態学的知見の集積

H29～H30：コリドー設置の必要性について検討*

*：設置が必要と判断された場合は、設置計画を作成し、本実施計画の中に位置づけることとする。

<成果 2-1 >

成果 2-1-1-1：国立公園指定書・計画書により、生息地が国立公園に指定。

成果指標 2-1：生息地における国立公園の割合

成果 2-1-1-2：生息に悪影響を及ぼす開発計画、開発行為について、指定計画書に基づき規制。

成果指標 2-1-2：本種の生息に影響を及ぼす開発計画、開発行為について指定計画書に基づいた適切な事前調整、許認可及び法執行の件数

成果 2-1-2：緩衝地域拡大を図るエリアの抽出及びその手法開発、緩衝地域の拡大

成果指標 2-1-2：緩衝地域面積

成果 2-1-3：コリドー設置に係る遺伝学的、生態学的データ、設置の必要性。必要な場合の設置場所、面積、構造等の検討結果と計画作成のための検討会開催、コリドー設置計画書の作成

成果指標 2-1-3：コリドー設置にかかるデータ、検討会による必要性の判断、コリドー設置計画書（必要と判断された場合）

<効果 2-1>

効果 2-1-1：国立公園指定地域内の生息地面積と生息個体数が維持・増加する。

効果指標 2-1-1：国立公園内の生息地面積、生息密度及び生息個体数

効果 2-1-2：緩衝地域の拡大による本種の生息地面積及び生息個体数の増大。緩衝地域拡大の検討と作業を通じた、関係機関、自治体及び関係者の本種の生息個体数維持と増加に係る緩衝地域拡大の重要性の認識が向上し、緩衝地域拡大が施策に盛り込まれる。

効果指標 2-1-2：緩衝地域の面積、緩衝地域内における本種の生息面積及び個体数

効果 2-1-3：コリドー設置の検討を通じた、関係機関、自治体及び関係者の本種の生息個体数維持と増加に係るコリドーの重要性の認識向上。またコリドー設置が必要と判断された場合、コリドー設置が関係機関、自治体の施策に盛り込まれる。

効果指標 2-1-3：コリドーの重要性の認識度、コリドー設置の施策への反映（コリドー設置が必要と判断された場合）

目標 2-2：外来生物等の減少要因の排除により、本種の生息個体数が増加し、分布域が拡大する。

<活動 2-2>

活動 2-2：個体数の増加及び分布域の拡大のためマングース、ノネコ等の外来生物の排除または緩和措置を行う。

活動 2-2-1：第 2 期奄美大島マングース防除実施計画に基づき平成 34 年度までにマングースを完全排除する。

H26～H34：マングースの完全排除

活動 2-2-2：ノネコの捕獲と処理を含む方針について自治体、獣医師会及び関係団体と調整

の上作成し、その方針に基づき捕獲作業を実施しノネコの個体数を減少させる。

H26： ノネコの捕獲・処理の方針検討・決定

H27～：方針に基づき捕獲作業を実施

<成果2-2>

成果2-2-1：マンガースの完全排除

成果指標2-3-1：マンガースの生息個体数、相対密度及び分布域

成果2-2-2：ノネコの捕獲に係る方針決定、方針に基づく捕獲作業の実施。ノネコ生息個体数の減少

成果指標2-3-2：ノネコ捕獲等方針、ノネコ捕獲個体数、捕獲努力量

<効果2-2>

効果2-2-1：マンガースの完全排除により、アマミノクロウサギの生息密度、生息個体数が増加する。

効果指標2-2-1：マンガースの密度が低下もしくは完全排除した区域におけるアマミノクロウサギの生息密度、生息個体数

効果2-2-2：ノネコが排除された地域におけるアマミノクロウサギの生息密度、生息個体数が増加する。

効果指標2-2-2：ノネコ個体数減少地域におけるアマミノクロウサギの生息密度、生息個体数

(3) 飼育下における繁殖等

目標3：傷病個体の救護体制が構築される。また、野生復帰が困難な個体の飼育体制及び飼育個体を用いた生態・生理・病理学的情報収集、生体展示による普及啓発及び飼育下繁殖の方針について検討が行われる。

<活動3>

活動3-1：関係機関、自治体、獣医師会及び関係団体とともに傷病個体の救護と野生復帰について方針を検討・決定し、傷病個体の救護・野生復帰の体制を構築する。

H26～H27：救護・野生復帰の方針検討・決定、救護体制の構築

H28～：方針に基づき救護・野生復帰を実施

活動3-2：飼育個体を用いた生態・生理・病理学的情報収集、生体展示による普及啓発及び飼育下繁殖について、その必要性を含め、関係機関、自治体及び関係者と調整の上、方針を検討する。

H26～H27：飼育個体による生態・生理・病理学的情報収集及び生体展示による普及啓発の方針の検討

H28：飼育個体の活用に係る方針書に基づき、飼育目的、飼育体制、施設設置等の具体的計画の検討。

※H29 年度以降の実施計画については飼育個体の活用に係る方針書、飼育計画書に基づき、改めて検討する。

<成果3>

成果3-1：救護の体制、野生復帰の判断基準等が記された方針が決定され、方針に基づき救護が実施される。

成果指標3-1：救護・野生復帰に係る方針書、救護体制、救護及び野生復帰実績、病理学的データ数、救護、野生復帰及び病理学的データに係る報告書・論文数

成果3-2：飼育個体を用いた生態・生理・病理学的情報収集、生体展示による普及啓発、飼育下繁殖に係る方針の決定。

成果指標3-2：飼育個体の活用に係る方針書

<効果3>

効果3-1：傷病個体の迅速且つ適切な救護により救護個体の生存率及び野生復帰率が増加する。また、病理学的データが蓄積し、活用される。

効果指標3-1：救護個体の生存率及び野生復帰率

効果3-2：飼育個体の活用に係る方針書に基づき、関係機関との連携により、飼育体制の構築、飼育施設設置等を含む飼育計画書の作成等が行われる。

効果指標3-2：飼育個体の活用方針に基づく、飼育計画書の作成。

(4) 事業を効果的に推進するための方策

目標4-1：本種の保全のための普及啓発を推進し、ネコ・イヌによる被害、交通事故などの圧迫要因軽減を含む保全への地域住民等の理解が向上する。

<活動4-1>

活動4-1-1：ネコ・イヌによる被害や交通事故防止のためのキャンペーンの実施、ウェブサイトの設置、パンフレット作成・配布、マスコミ向け報道発表を通じた普及啓発により地域住民、観光客の本種の保全への理解を深める。

H26～：毎年の交通事故防止キャンペーンの実施、ウェブサイトの設置とアップデート、パンフレットの作成・配布

活動4-1-2：本種の保全への理解度を測るために地域住民、観光客向けに、5年おきにアンケート調査を実施する。

H27、H30、H35：アンケート調査の実施

<成果4-1>

成果4-1：交通事故防止キャンペーンの実施、ウェブサイトの設置とアップデート、パンフレットの作成・配布、アンケート調査の実施

成果指標4-1：キャンペーン実施回数、ウェブサイト解説とアップデート数、パンフレット発行部数、アンケート調査実施回数、アンケート回収数

<効果4-1>

効果4-1：交通事故発生件数の減少、ノネコ・ノイヌによる被害の減少、地域住民及び観光客の本種の圧迫要因及び保全に関する認知度・理解度の増加

効果指標4-1：交通事故数、ノネコ・ノイヌによる被害数、圧迫要因と保全に関する認知度及び理解度、新聞、テレビ等報道回数、アンケート調査による認知度、保全への理解度の結果

目標4-2：本種の保全対策が効果的に推進されるように関係機関・団体、自治体及び関係者の間の連携が強化される。

<活動4-2>

活動4-2：本種の保護増殖検討会等関連会議、必要に応じ随時実施する調整会議等を通して、関係機関・団体、自治体及び関係者による各種調査結果、保護対策に係る情報共有、集約化を行い、保全対策における連携、開発計画等における本種保全への配慮を強化する。

H26～：検討会とその他必要に応じ調整会議等の開催、関係者が保有する生息分布等のデータの集約、GIS化及び公表、調査報告書等の共有

<成果4-2>

成果4-2：調査結果、保護対策、開発計画等の情報共有及び連携のための検討会・調整会議等の開催、生息分布等データの集約とGIS化、調査結果報告書の共有

成果指標4-2：検討会、調整会議の開催回数、集約されたGIS、その他データ数、調査結果報告書共有数

<効果4-2>

効果4-2：開発計画等における配慮事例の増加、関係機関・団体の連携による保護対策の事例数の増加、関係機関・団体等によるGIS等データ及び調査結果の利用の増加

効果指標4-2：開発計画等における配慮事例数、関係機関・団体の連携による保護対策の事例数、共有化された生息情報、GISに係るデータ数

目標 4-3：保護増殖検討会にて、毎年実施計画の進捗について報告するとともに、5ヶ年おきに進捗状況を評価し実施計画の見直しを行う。

<活動 4-3>

活動 4-3-1：毎年、保護増殖検討会にて、本種の保護増殖事業実施計画の実施結果について報告し、検討委員から改善点塔について助言をもらい、より効果的かつ効率的な事業実施のための改善を行う。

活動 4-3-2：平成 30 年に実施計画の進捗状況を成果及び効果について指標をもとに総合的に評価し、必要な点について実施計画の見直しを行う。また最終年度の平成 35 年に 10 カ年の本事業実施計画の目標達成度を同様に評価し、新たな 10 カ年計画を策定する。

<成果 4-3>

成果 4-3-1：毎年、保護増殖検討会において実施結果が報告され、検討委員からの助言に応じ、事業実施において適切な改善が行われる。

成果指標 4-3-1：毎年の検討会の開催、検討委員からの助言による事業の改善点

成果 4-3-2：事業実施計画進捗の評価が成果及び効果指標に基づき総合的に実施され、実施計画の見直し、新たな実施計画の策定が行われる。

成果指標 4-3-2：成果及び効果指標による進捗状況評価結果、実施計画見直し、新たな実施計画策定

<効果 4-3>

効果 4-3-1：より効果的かつ効率的な事業実施

効果指標 4-3-1：改善された活動における成果及び効果指標の向上

効果 4-3-2：事業実施計画の目標達成状況が各成果及び効果指標により総合的に評価され、効果性及び効率性の観点から実施計画の必要な見直しと新たな実施計画策定が行われる。

効果指標 4-3-2：成果及び効果指標、実施計画目標達成度の向上

5. 活動実施スケジュール（矢印の太さは重要度を表現）

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
1-1-1:糞塊調査及び自動撮影カメラによるモニタリング	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
1-1-2:過去の結果の再評価及び手法の見直し	→	→								
1-1-3:新たな生態情報収集	→ 導入手法検討	→								
1-1-4:個体数推定・生息状況評価	→ 体制確立	→	→	→	→	→ 評	→ 価	→	→	→
1-1-5:死亡個体活用調査	→ 体制確立	→	→	→	→					
1-2:減少要因特定調査（徳之島）	→	→	→							
2-1-1-1:国立公園指定作業	-->									
2-1-1-2:法規制	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
2-1-2:緩衝地域の抽出と手法検討及び緩衝地域拡大		→ 抽出と検討	→	→	→	→	→ 緩衝地域拡大	→	→	→
2-1-3:コリドー設置に係る検討		→	→	→	→					
2-2-1:マングースの排除	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
2-2-2:ノネコ対策	→ 方針決定	→	→	→	→	→	→	→	→	→
3-1:傷病個体の救護体制構築、	→ 方針決定	→	→	→	→	→	→	→	→	→
3-2:飼育個体からの情報収集、生体展示、飼育下繁殖に係る方針検討	→	→	→							
4-1-1:普及啓発	→ ウェブ作成	→ アップデート	→	→	→	→	→	→	→	→
		→ パンフレット作成	→	→	→	→	→	→	→	→
	→ その他	→ 普及啓発	→	→	→	→	→	→	→	→
4-1-2:アンケート調査		→			→					→
4-2:関係機関等の各種調査結果等の情報集約、連携強化	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
4-3-1:保護増殖検討会の開催	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
4-3-2:実施計画の評価・見直し					→					→

6. 引用文献

Fumio Yamada, Mika Takaki and Hitoshi Suzuki (2002) Molecular phylogeny of Japanese leporidae, the Amami rabbit *Pentalagus furnessi*, the Japanese hare *Lepus brachyurus*, and the mountain hare *Lepus timidus*, inferred from mitochondrial DNA sequences. *Genes & Genetics Systems*. 77: 107-116.

Matthee, C.A., B.J. Vuuren, D. Bell, & T.J. Robinson (2004) A Molecular Supermatrix of the Rabbits and Hares (Leporidae) Allows for the Identification of Five Intercontinental Exchanges During the Miocene. *Systematic Biology*. 53: 433-447.

Sugimura, K., Yamada, F.(2004) Estimating population size of the Amami rabbit based on fecal pellet counts *Pentalagus furnessi* based on fecal pellet counts on Amami Island Japan(共著), *Acta Zoologica Sinica (Current Zoology)*. 50:519-526.

5-25 アマミヤマシギ保護増殖事業 10 ヶ年実施計画 (2014年-2024年)

平成 26 年 12 月
環境省那覇自然環境事務所

1. 背景

(1) 分類及び生態

アマミヤマシギは、南西諸島の一部に分布するシギ科の鳥類である。本種は、スダジイ等の優占する森林に生息するが、生息に適した環境の悪化等により、現在個体数、生息地とも限られている。奄美大島、加計呂麻島及び徳之島にまとまった個体数が生息・繁殖している。喜界島、請島、与論島及び沖縄島でも観察されているが、繁殖は確認されていない。生息個体数は3,500～15,000と推定されている（BirdLife International 2012）。

(2) 法的位置づけ等の解説

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
 - ・平成 5 年に国内希少野生動植物種に指定
 - ・平成11年に保護増殖事業計画を策定
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
 - ・昭和40年当初に生息地の一部が国指定湯湾岳鳥獣保護区に指定
- 文化財保護法
 - ・昭和43年に生息地の一部が神屋・湯湾岳天然記念物に指定
- その他
 - ・IUCNレッドリスト(2012)において絶滅危惧Ⅱ類（VU）に掲載
 - ・環境省第4次レッドリスト(2012)において絶滅危惧Ⅱ類（VU）に掲載

(3) 保護増殖事業のこれまでの成果（別紙は省略）

【1. 生息状況の把握・モニタリング等】

- 奄美大島、加計呂麻島及び徳之島において、繁殖期・育雛期に自動車による夜間ルートセンサスを実施（平成 12 年度～）。(別紙図 1、図 2 省略)。
- 奄美大島において、標識の装着による個体識別やラジオトラッキング、自動撮影カメラによる調査等を実施し、本種の行動や行動圏等を把握した（平成 13 年度～）。
- 本種の生息に適した環境要因について、林相等との関係を整理。繁殖期の利用環境として、耕作地から森林まであらゆる環境を利用していることを確認した。
- 加計呂麻島及び徳之島の生息状況を把握するため、自動撮影カメラによるモニタリング調査を実施。(加計呂麻島：H25 年度～、徳之島：H24 年度～)。

【2. 生息地における生息環境の維持・改善】

- 本種の生息・繁殖に適した環境の維持・改善を図るため、本種の生息状況及び専門家の意見等を踏まえ、保護地域（国立公園）の指定に向けた検討を実施した。

【3. 飼育下での繁殖】

- 傷病個体の保護を通じて飼育情報を蓄積した。

【4. 生息地における監視等】

- 地域の関係者や国、地方公共団体等により、日常的に本種の生息地を含む地域の監視及び情報収集を実施した。

【5. 普及啓発の推進】

- 本種の生息状況、保護の必要性及び保護増殖事業の実施状況等に関する普及啓発を推進した。

【6. 効果的な事業推進のための連携の確保】

- 各種調査や研究、普及啓発など様々な場面において、多様な主体が連携し効果的に事業を実施してきた。

（4）保護上の問題点

平成25年8月9日から10日に大学、研究機関、行政機関、NPO等からの関係者の参加のもと開催した奄美希少種保護増殖事業ワークショップにおいて、平成17年度から実施してきた保護増殖事業についてレビューを行い、今後の保護上の問題点を抽出した。その結果を下記の通り整理した。

【1. 生息状況の把握・モニタリング等】

- 過去のモニタリング結果の再評価及び今後の調査方法の見直しが必要。
- 本種の近年の減少要因が解明されていない。
- 個体数目標が設定されていない。

【2. 生息地における生息環境の維持・改善】

- 好適環境である重要エリアを保護担保がなされていない。
- 人為的行為及び外来種による悪影響の把握、排除または緩和措置が取られていない。

【3. 飼育下での繁殖】

○病理学的データ等の収集のための傷病個体の収容施設の必要性や、飼育展示施設における域外保全、行動観察等の必要性の検討がされていない。

【4. 生息地における監視等】

○関係機関や地域住民等との連携を強化し、継続的に監視・情報共有を行うことが必要。

【5. 普及啓発の推進】

○認知度が低く、地域住民への普及啓発が不足している。
○地域の自主的な取組が活発となるような気運の醸成が必要。

【6. 効果的な事業推進のための連携の確保】

○関係機関の役割分担がされていない。
○関係機関の各種調査結果の情報共有や、地域との連携が必要。
○自治体、業者との間で開発計画の情報共有が必要。

(5) 実施計画を作成した理由

保護増殖事業の開始から10年以上が経過し、これまでの事業実施によって、生息状況や生物学的特性の把握、マングース等生息を圧迫するおそれのある環境要因の把握、交通事故防止対策、普及啓発の推進等様々な面で成果が得られてきた。特に、種の保存を図る上で基礎的な情報である生息状況や生物学的特性等について、研究者等との協力・連携により知見の蓄積が進んだことの意義は大きい。また、奄美大島ではマングース防除事業の成果により、本種の生息個体数と分布域が回復傾向にある。

しかしながら、(4) 保護上の問題点で整理した通り、安定した個体群を維持するには、依然、解決すべき問題点が存在する。

生物多様性国家戦略2012-2020において設定されている目標の一つに、「C-2：絶滅危惧種のランクが下がる種を増加させる。」がある。また、我が国は「奄美・琉球」の世界自然遺産登録に向けて、平成25年1月末に世界遺産暫定一覧表への記載を決定し、2月にユネスコ世界遺産センターに記載のための必要書類を提出した。奄美大島及び徳之島は奄美・琉球世界自然遺産推薦候補地であり、本種はその顕著な普遍的価値の証明に不可欠な存在である。それゆえ、今後、国家戦略の目標達成と世界自然遺産への登録とその保護担保措置のため、より一層効果的に成果が上がるよう保護増殖事業を進めていく必要がある。

以上のことから、10ヶ年（2014年—2024年）の「保護増殖事業実施計画（以下、「実施計画」という。）」を作成することとした。

2. 実施計画目標

外来種、交通事故、開発等の本種の減少要因が除去または緩和され、奄美大島及び徳之島において本種の分布域及び生息数が増加し、平成 36 年 3 月末までに環境省レッドリストにおいて絶滅のおそれのある種（絶滅危惧種）として掲載されなくなることを目標とする。

3. 実施期間

平成 26 年 12 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日

4. 実施計画目標を達成するために必要な活動内容と成果及び指標

(1) 生息状況の把握・モニタリング等

目標 1：現在のモニタリングの継続とともに、新たな調査手法を確立することで、より効果的に生息状況、生態、遺伝学的知見等に関する情報が収集・蓄積され、生息個体数等の評価に用いられる。

<活動 1 >

活動 1: 現況のモニタリング調査の継続とより効果的な調査手法の確立と導入により生息状況及び生態を把握する。

活動 1-1: 分布及び確認個体数の経年変化、営巣状況のモニタリングを継続し、生息状況及び生態に関する情報を蓄積する。

H26～H35：モニタリング調査の継続実施による生息情報の蓄積

※H29 年度から活動 1-2 で見直しを行った調査手法で実施。

活動 1-2: 過去のモニタリング調査結果を再評価し、活動 1-4 で検討する個体数推定手法とも連動し、モニタリング調査手法について改善点を検討し、調査体制等を踏まえたより効果的なモニタリング調査を実施する。

H26～28：モニタリング結果の評価及び調査手法の見直し

活動 1-3: 捕獲個体等からの組織サンプリングにより遺伝的多様性及び系統関係を把握し、個体群の健全性の評価、系統関係に基づく保全の単位の設定及び死因の特定等が行われる。

H26～H35：組織のサンプリング、保存及び遺伝学的分析の体制の確立

活動 1-4: 生息個体数目標を設定し、より精度が高く、効率的な個体数推定手法を検討・開発し、生息個体数の評価を行う。

H26～H28：生息個体数目標設定と個体数推定手法の検討・開発

H29～：生息個体数推定による評価

<成果 1 >

成果 1-a：生息状況、生態及び遺伝学に関する報告書及び学術論文

成果 1-b：より精度の高い生息状況把握のために改善、新たに導入された調査手法とその調査手法による結果報告書

<効果 1 >

効果 1：生息状況、生態、遺伝学等に関して集積された知見が保全対策に活用される。

効果指標 1：成果 1 に基づくデータ・結果が活用された保全施策の種類と事例数

(2) 生息地における生息環境の維持・改善

目標 2：好適生息環境である重要地域が適正な保護管理により維持される。また、外来生物等の減少要因の排除、緩和措置等の推進により、生息個体数が増加し、分布域が拡大する。

<活動 2 >

活動 2-1：好適生息地を国立公園として指定し、鳥獣保護区及び国立公園を適正に保護管理することで生息環境を維持する。

活動 2-1-1：好適生息地を可能な限り国立公園特別保護地区、第 1 種特別保護地域として指定し、またその他生息地についても国立公園区域として指定することにより適切に保全管理する。

H26～：国立公園指定作業

活動 2-1-2：自然公園法等の適正な執行により生息環境に影響を及ぼし得る開発計画及び行為を規制する。

H26～：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び自然公園法（国立公園指定後）の適正な執行

活動 2-2：個体数の増加及び分布域の拡大のためマングース、ノネコ等の外来生物の排除または緩和措置を行う。

活動 2-2-1：第 2 期奄美大島マングース防除実施計画に基づき平成 34 年度までにマングースを完全排除する。

H26～34：マングースの完全排除

活動 2-2-2：ノネコの捕獲と処理を含む方針について自治体、獣医師会及び関係団体と調整の上作成し、その方針に基づき捕獲作業を実施しノネコの個体数を減少させる。

H26：ノネコの捕獲・処理の方針検討・決定

H27～：方針に基づき捕獲作業を実施

<成果 2 >

成果 2-1-1：国立公園指定書・計画書により、生息地が国立公園に指定。

成果指標 2-1：生息地における国立公園の割合

成果 2-1-2：生息に悪影響を及ぼす開発計画、開発行為について、指定計画書に基づき規制。

成果指標 2-1-2：本種の生息に影響を及ぼす開発計画、開発行為について指定計画書に基づいた適切な事前調整、許認可及び法執行の件数

成果 2-2-1：マングースの完全排除

成果指標 2-3-1：マングースの生息個体数、相対密度及び分布域

成果 2-2-2：ノネコの捕獲に係る方針決定、方針に基づく捕獲作業の実施。

成果指標 2-2-2：ノネコ捕獲等方針、ノネコ捕獲個体数、捕獲努力量

<効果 2 >

効果 2-1：国立公園指定地域内の生息地面積と生息個体数が維持・増加する。

効果指標 2-1：国立公園内の生息地面積、生息密度及び生息個体数

効果 2-2-1：マングースの完全排除により、アマミヤマシギの生息密度、生息個体数が増加する。

効果指標 2-2-1：マングースの密度が低下もしくは完全排除した区域におけるアマミヤマシギの生息密度、生息個体数

効果 2-2-2：ノネコの個体数が減少し、その個体数減少地域におけるアマミヤマシギの生息個体数もしくは生息密度が増加する。

効果指標 2-3-2：ノネコが排除された地域におけるアマミヤマシギの生息密度、生息個体数

(3) 飼育下での繁殖

目標 3：傷病個体の救護体制が構築される。また、野生復帰が困難な個体の飼育体制及び飼育個体を用いた生態・生理・病理学的情報収集及び普及啓発の方針について検討が行われる。

<活動 3 >

活動 3：関係機関、自治体、獣医師会及び関係団体とともに傷病個体の救護と野生復帰について方針を検討・決定し、傷病個体の救護・野生復帰の体制を構築する。その際、野生復帰が困難な個体の取扱についても検討する。

H26～27：救護・野生復帰の方針検討・決定

H28～：方針・体制に基づき救護・野生復帰を実施

<成果3>

成果3：救護の体制、野生復帰の判断基準等が記された方針が決定され、救護体制が構築され、その方針・体制に基づき救護が実施される。

成果指標3：救護・野生復帰に係る方針書、救護体制図、救護及び野生復帰実績、病理学的データ数、救護、野生復帰及び病理学的データに係る報告書・論文数

<効果3>

効果3：傷病個体の迅速且つ適切な救護により救護個体の生存率及び野生復帰率が増加する。また、病理学的データが蓄積し、活用される。

効果指標3：救護個体の生存率及び野生復帰率

(4) 生息地における監視等

目標4：地域の多様な主体により生息地の見回りが継続的に実施され、情報が共有される。

<活動4>

活動4：地域の多様な主体による見回りの継続的な実施（H26～H35）

<成果4>

成果4：目撃情報の蓄積、関係者間の共有

成果指標4：パトロールの回数、実施主体の数

<効果4>

効果4：営巣地への不用意な接近等、個体群の維持に悪影響を及ぼしうる行為の防止

効果指標4：指導による配慮事例数

(5) 普及啓発の推進

目標5：本種の保全のための普及啓発を推進し、保全への地域住民等の理解が向上する。

<活動5>

活動5-1：ウェブサイトの設置、パンフレット作成・配布、マスコミ向け報道発

表を通じた普及啓発及びボランティア参加型調査の実施により地域住民、観光客の本種の保全への理解を深める。

H26～：ウェブサイトの設置（H26）とアップデート（H27～）、パンフレットの作成・配布（H27～H29 及び H32～H34）、ボランティア参加型調査の検討と実施（H27～H28 検討、H29 以降に試行的調査実施）

活動 5-2：本種の保全への理解度を測るために地域住民、観光客向けに、5年おきにアンケート調査を実施する。

H27、H30、H35：アンケート調査の実施

<成果 5>

成果 5：ウェブサイトの設置、パンフレットの作成・配布、ボランティア参加型調査の実施、アンケート調査の実施

成果指標 5：ウェブサイト解説とアップデート数、パンフレット発行部数、ボランティア参加型調査実施回数、ボランティア参加者数、アンケート調査実施回数、アンケート回収数

<効果 5>

効果 5：地域住民及び観光客の本種の保全に関する認知度・理解度の増加

効果指標 5：アンケート調査による認知度、保全への理解度の結果

（6）効果的な事業の推進のための連携の確保

目標 6-1：本種の保全対策が効果的に推進されるように関係機関・団体、自治体及び関係者の間の連携が強化される。

<活動 6-1>

活動 6-1：本種の保護増殖検討会等関連会議、必要に応じ随時実施する調整会議等を通して、関係機関・団体、自治体及び関係者による各種調査結果、保護対策に係る情報共有、集約化を行い、保全対策における連携、開発計画等における本種保全への配慮を強化する。

H26～：検討会（毎年）とその他必要に応じ調整会議等の開催、関係者が保有する生息分布等のデータの集約、GIS化及び公表、調査報告書等の共有

<成果 6-1>

成果 6-1: 調査結果、保護対策、開発計画等の情報共有及び連携のための検討会・調整会議等の開催、生息分布等データの集約と GIS 化、調査結果報告書の共有

指標 6-1: 検討会、調整会議の開催回数、集約された GIS、その他データ数、調査結果報告書共有数

<効果 6-1>

効果 6-1: 開発計画等における配慮事例の増加、関係機関・団体の連携による保護対策の事例数の増加、関係機関・団体等による GIS 等データ及び調査結果の利用の増加、

指標 6-1: 開発計画等における配慮事例数、関係機関・団体の連携による保護対策の事例数、共有化された生息情報、GIS に係るデータ数

目標 6-2: 保護増殖検討会にて、毎年実施計画の進捗について報告するとともに、5ヶ年おきに進捗状況を評価し実施計画の見直しを行う。

<活動 6-2>

活動 6-2-1: 毎年、保護増殖検討会にて、本種の保護増殖事業実施計画の実施結果について報告し、検討委員から改善点等について助言をもらい、より効果的かつ効率的な事業実施のための改善を行う。

活動 6-2-2: 平成 30 年に実施計画の進捗状況を成果及び効果について指標をもとに総合的に評価し、必要な点について実施計画の見直しを行う。また最終年度の平成 35 年に 10 カ年の本事業実施計画の目標達成度を同様に評価し、新たな 10 カ年計画を策定する。

<成果 6-2>

成果 6-2-1: 保護増殖検討会の開催、実施結果報告、検討委員からの助言に応じた事業の適切な改善事例。

成果指標 6-2-1: 毎年の検討会の開催、検討委員からの助言による事業の改善点

成果 6-2-2: 成果及び効果指標に基づく事業実施計画進捗の評価と実施計画の見直し、新たな実施計画の策定。

成果指標 6-2-2: 進捗状況評価結果、実施計画見直し、新たな実施計画策定

<効果 6-2>

効果 6-2-1：より効果的かつ効率的な事業実施

効果指標 6-2-1：改善された活動における成果及び効果指標の向上

効果 6-2-2：事業実施計画の目標達成状況が各成果及び効果指標により総合的に評価され、効果性及び効率性の観点から実施計画の必要な見直しと新たな実施計画策定が行われる。

効果指標 6-2-2：成果及び効果指標、実施計画目標達成度の向上

5-26 オオトラツグミ保護増殖事業 10 ヶ年実施計画 (2014年-2024年)

平成 26 年 12 月
環境省那覇自然環境事務所

1. 背景

(1) 分類及び生態

オオトラツグミは、奄美大島のみで繁殖する固有亜種である。全長約30cm、翼長159～171mm(n=27)。上面はくすんだ黄褐色ないしオリーブ色で、羽軸周辺が白く先端の黒い羽毛の斑模様で全身覆われている。下面は淡色で三日月型の斑が密にあり、尾羽は黒っぽく12枚である(亜種トラツグミは14枚)。湿潤な林床の照葉樹壮齢林に主に生息し、繁殖期には夜明け前の短時間に独特の声で一斉にさえずる。1999年からこの時期に実施されているさえずり数のカウント調査によると、繁殖期のさえずり個体数は500個体前後である(特定非営利活動法人奄美野鳥の会2013年)。分布域は近年拡大しており、それにともない個体数も増加傾向が見られる。平成24年度時点の生息個体数は800～2,000個体程度と推定されている(環境省那覇自然環境事務所2014年)。

(2) 法的位置づけ等

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
 - ・平成 5 年に国内希少野生動植物種に指定
 - ・平成 11 年に保護増殖事業計画を策定
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
 - ・昭和 40 年に生息地の一部が国指定湯湾岳鳥獣保護区に指定
- 文化財保護法
 - ・昭和 46 年に国の天然記念物に指定
 - ・昭和 43 年に生息地の一部が神屋・湯湾岳天然記念物に指定
- その他
 - ・環境省第 4 次レッドリスト(2012)において絶滅危惧 II 類 (VU) に掲載

(3) 保護増殖事業のこれまでの成果(別紙は省略)

【1. 生息状況の把握・モニタリング等】

- 繁殖期のさえずり一斉調査により、生息状況の動向を把握してきた。近年、さえずり個体数の増加を確認(別紙図 1 省略)、分布域(別紙図 2、図 3 省略)の拡大も示唆されている。
- 営巣場所の探索や繁殖行動等の観察により繁殖に関する情報を収集した。

- 標識の装着等による個体識別を実施し、個体の行動及び行動圏等を把握した。
- さえぎり一斉調査の結果及び地形・植生図等のデータにより、個体数の多寡に影響を与え得る環境要因（林齢、標高、広葉樹林面積等）の把握及び個体数の推定（別紙図4 省略）を実施した。

【2. 生息地における生息環境の維持・改善】

- 本種の生息・繁殖に適した環境の維持・改善を図るため、本種の生息状況及び専門家の意見等を踏まえ、保護地域（国立公園）の指定に向けた検討を実施した。

【4. 生息地における監視等】

- 地域の関係者や国・地方公共団体等により、日常的に本種の生息地を含む地域の監視及び情報収集を実施してきた。

【5. 普及啓発の推進】

- 本種の生息状況、保護の必要性及び保護増殖事業の実施状況等に関して、パンフレット配布等により普及啓発を推進してきた。

【6. 効果的な事業の推進のための連携の確保】

- 各種調査や研究、普及啓発など様々な場面において、多様な主体が連携し効果的に事業を実施してきた。

（4）保護上の問題点

平成25年8月9日から10日に大学、研究機関、行政機関、NPO等からの関係者の参加のもと開催した奄美希少種保護増殖事業ワークショップにおいて、平成17年度から実施してきた保護増殖事業についてレビューを行い、今後の保護上の問題点を抽出した。その結果を下記の通り整理した。

【1. 生息状況の把握・モニタリング等】

- 分布域の把握、生息数の把握等の目的に応じた調査が実施されておらず、調査方法の標準化がされていない。
- 過去のさえぎり調査結果の再評価が必要。
- 効率化の観点もふまえて、個体数推定の精度向上が必要。
- 個体群としての健全性を把握するために繁殖状況の把握が必要。
- 遺伝的多様性、系統関係など遺伝学的調査が必要

【2. 生息地における生息環境の維持・改善】

- 好適生息環境である重要エリアの保護担保がされていない。
- 人為的行為及び外来種による悪影響の把握、排除または緩和措置が取られていない。
- 繁殖地、繁殖時期を考慮した開発行為の制限が必要。

【3. 飼育下での繁殖等】

- 病理学的データ等の収集のための傷病個体の収容施設の必要性や、飼育展示施設における域外保全、行動観察等の必要性の検討がされていない。

【4. 普及啓発の推進】

- 認知度が低く、地域住民への普及啓発不足。

【5. 効果的な事業の推進のための連携の確保】

- 関係機関の各種調査結果の情報共有や、地域との連携が必要。
- 自治体、業者との連携による開発計画の情報共有が必要。
- 関係機関の役割分担がされていない。

(5) 実施計画を作成した理由

保護増殖事業の開始から10年以上が経過し、これまでの事業実施によって、生息状況や生物学的特性の把握、森林伐採等生息を圧迫するおそれのある環境要因の把握等様々な面で成果が得られてきた。特に、種の保存を図る上で基礎的な情報である生息状況や生物学的特性等について、研究者等との協力・連携により知見の蓄積が進んだことの意義は大きい。また、奄美大島ではマングース防除事業の成果により、本種の生息個体数と分布域が回復傾向にある。

しかしながら、(4) 保護上の問題点で整理した通り、安定した個体群を維持するには、依然、解決すべき問題点が存在する。

生物多様性国家戦略2012-2020において設定されている目標の一つに、「C-2：絶滅危惧種のランクが下がる種を増加させる。」がある。また、我が国は「奄美・琉球」の世界自然遺産登録に向けて、平成25年1月末に世界遺産暫定一覧表への記載を決定し、2月にユネスコ世界遺産センターに記載のための必要書類を提出した。奄美大島及び徳之島は奄美・琉球世界自然遺産推薦候補地であり、本種はその顕著な普遍的価値の証明に不可欠な存在である。それゆえ、今後、国家戦略の目標達成と世界自然遺産への登録とその保護担保措置のため、より一層効果的に成果が上がるよう保護増殖事業を進めていく必要がある。

以上のことから、10ヶ年(2014年-2024年)の「保護増殖事業実施計画(以下、「実施計画」という。)」を作成することとした。

2. 実施計画目標

外来種、交通事故、開発等の本種の減少要因が除去または緩和され、本種の分布域及び生息数が増加し、平成36年3月末までに環境省レッドリストにおいて絶滅のおそれのある種（絶滅危惧種）として掲載されなくなることを目標とする。

3. 実施期間

平成26年12月1日～平成36年3月31日

4. 実施計画目標を達成するために必要な活動内容と成果及び指標

(1) 生息状況の把握・モニタリング等

目標1： 現在のモニタリングの継続とともに、新たな調査手法を確立することで、より効果的に生息状況、生態、遺伝学的知見等に関する情報が収集・蓄積され、生息個体数等の評価に用いられる。

<活動1>

活動1：現況のモニタリング調査の継続とより効果的な調査手法の確立と導入により生息状況及び生態を把握する。

活動1-1：分布及びさえずり個体数の経年変化、繁殖活動のモニタリングを継続し、生息状況及び生態に関する情報を蓄積する。

H26～H35：モニタリング調査の継続実施による生息情報の蓄積

活動1-2：過去のモニタリング調査結果を再評価し、活動1-4で検討する個体数推定手法とも連動し、モニタリング調査手法について改善点を検討し、調査体制等を踏まえたより効果的なモニタリング調査を実施する。

H26～28：モニタリング結果の評価及び調査手法の見直し

活動1-3：捕獲個体等からの組織サンプリングにより遺伝的多様性及び系統関係を把握し、病理学的情報収集がなされ、個体群の健全性の評価、系統関係に基づく保全の単位の設定及び死因の特定等が行われる。

H26～H28：組織のサンプリング、保存及び遺伝学的分析、病理学的解析の体制の確立

H29～：個体群の健全性の評価及び死因の特定

活動1-4：生息個体数目標を設定し、より精度が高く、効率的な個体数推定手法を検討・開発し、生息個体数の評価を行う。

H26～H28：生息個体数目標設定と個体数推定手法の検討・開発

H29～：生息個体数推定による評価

<成果1>

成果 1-a：生息状況、生態及び遺伝学に関する報告書（毎年）及び学術論文

成果 1-b：より精度の高い生息状況把握のために改善、新たに導入された調査手法とその調査手法による結果報告書

成果指標 1：成果 1 に関する報告書及び学術論文の数

<効果1>

効果 1：生息状況、生態、遺伝学等に関して集積された知見が保全対策に活用される。

効果指標 1：成果 1 に基づくデータ・結果が活用された保全施策の種類と事例数

（2）生息地における生息環境の維持・改善

目標 2：好適生息環境である重要地域が適正な保護管理により維持される。また、生息環境に影響を及ぼし得る行為の把握及び制限等により、生息個体数が増加し、分布域が拡大する。

<活動2>

活動 2：好適生息地を国立公園として指定し、鳥獣保護区及び国立公園を適正に保護管理することで生息環境を維持する。

活動 2-1：好適生息地を可能な限り国立公園特別保護地区、第 1 種特別保護地域として指定し、またその他生息地についても国立公園区域として指定することにより適切に保全管理する。

H26～：国立公園指定作業

活動 2-2：自然公園法等の適正な執行により生息環境に影響を及ぼし得る開発計画及び行為を規制する。

H26～：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び自然公園法（国立公園指定後）の適正な執行

<成果2>

成果 2-1：国立公園指定書・計画書により、生息地が国立公園に指定。

成果指標 2-1：生息地における国立公園の割合

成果 2-2：生息に悪影響を及ぼす開発計画、開発行為について、指定計画書に基づき規制。

成果指標 2-2：本種の生息に影響を及ぼす開発計画、開発行為について指定計画書に基づいた適切な事前調整、許認可及び法執行の件数

<効果2>

効果2：国立公園指定地域内の生息地面積と生息個体数が維持・増加する。

効果指標2：国立公園内の生息地面積、生息密度及び生息個体数

(3) 飼育下での繁殖

目標3：傷病個体の救護体制が構築される。また、野生復帰が困難な個体の飼育体制及び飼育個体を用いた生態・生理・病理学的情報収集及び普及啓発の方針について検討が行われる。

<活動3>

活動3：関係機関、自治体、獣医師会及び関係団体とともに傷病個体の救護と野生復帰について方針を検討・決定し、傷病個体の救護・野生復帰の体制を構築する。その際、野生復帰が困難な個体の取扱について、生態・生理・病理学的情報収集及び普及啓発を含む観点から検討する。

H26～27：救護・野生復帰の方針検討・決定

H28～：方針・体制に基づき救護・野生復帰を実施

<成果3>

成果3：救護の体制、野生復帰の判断基準等が記された方針が決定され、救護体制が構築され、その方針・体制に基づき救護が実施される。

成果指標3：救護・野生復帰に係る方針書、救護体制図、救護及び野生復帰実績、病理学的データ数、救護、野生復帰及び病理学的データに係る報告書・論文数

<効果3>

効果3：傷病個体の迅速且つ適切な救護により生存個体数及び野生復帰個体数が増加する。

また、病理学的データが蓄積し、活用される。

効果指標3：救護個体の生存数及び野生復帰個体数

(4) 生息地における監視等

目標4：地域の多様な主体により生息地の見回りが継続的に実施され、情報が共有される。

<活動4>

活動4：地域の多様な主体による見回りの継続的な実施（H26～H35）

<成果4>

成果4：目撃情報の蓄積、関係者間の共有

成果指標4：パトロールの回数、実施主体の数

<効果4>

効果4：営巣地への不用意な接近等、個体群の維持に悪影響を及ぼしうる行為の防止

効果指標4：指導による配慮事例数

(5) 普及啓発の推進

目標5：本種の保全のための普及啓発を推進し、保全への地域住民等の理解が向上する。

<活動5>

活動5-1：ウェブサイトの設置、パンフレット作成・配布、マスコミ向け報道発表を通じた普及啓発及びボランティア参加型調査の実施により地域住民、観光客の本種の保全への理解を深める。

H26～：ウェブサイトの設置（H26）とアップデート（H27～）、パンフレットの作成・配布（H27～H29 及び H32～H34 に各1回）ボランティア参加型調査の検討と実施（H27～H28 検討、H29 以降に試行的調査実施）

活動5-2：本種の保全への理解度を測るために地域住民、観光客向けに、5年おきにアンケート調査を実施する。

H27、H30、H35：アンケート調査の実施

<成果5>

成果5：ウェブサイトの設置、パンフレットの作成・配布、ボランティア参加型調査の実施、アンケート調査の実施

成果指標5：ウェブサイト解説とアップデート数、パンフレット発行部数、ボランティア参加型調査実施回数、ボランティア参加者数、アンケート調査実施回数、アンケート回収数

<効果5>

効果5：地域住民及び観光客の本種の保全に関する認知度・理解度の増加

効果指標5：保全に関する認知度及び理解度、新聞、テレビ等報道回数、アンケート調査による認知度、保全への理解度の結果

(6) 効果的な事業の推進のための連携の確保

目標 6-1：本種の保全対策が効果的に推進されるように関係機関・団体、自治体及び関係者との連携が強化される。

<活動 6-1>

活動 6-1: 本種の保護増殖検討会等関連会議、必要に応じ随時実施する調整会議等を通して、関係機関・団体、自治体及び関係者による各種調査結果、保護対策に係る情報共有、集約化を行い、保全対策における連携、開発計画等における本種保全への配慮を強化する。

H26～：検討会（毎年）とその他必要に応じ調整会議等の開催、関係者が保有する生息分布等のデータの集約、GIS 化及び公表、調査報告書等の共有

<成果 6-1>

成果 6-1：調査結果、保護対策、開発計画等の情報共有及び連携のための検討会・調整会議等の開催、生息分布等データの集約と GIS 化、調査結果報告書の共有

成果指標 6-1：検討会、調整会議の開催回数、集約された GIS、その他データ数、調査結果報告書共有数

<効果 6-1>

効果 6-1：開発計画等における配慮事例の増加、関係機関・団体の連携による保護対策の事例数の増加、関係機関・団体等による GIS 等データ及び調査結果の利用の増加

効果指標 6-1：開発計画等における配慮事例数、関係機関・団体の連携による保護対策の事例数、共有化された生息情報、GIS に係るデータ数

目標 6-2：保護増殖検討会にて、毎年実施計画の進捗について報告するとともに、5ヶ年おきに進捗状況を評価し実施計画の見直しを行う。

<活動 6-2>

活動 6-2-1：毎年、保護増殖検討会にて、本種の保護増殖事業実施計画の実施結果について報告し、検討委員から改善点等について助言をもらい、より効果的かつ効率的な事業実施のための改善を行う。

活動 6-2-2：平成 30 年に実施計画の進捗状況を成果及び効果について指標をもとに総合的に評価し、必要な点について実施計画の見直しを行う。また最終年度の平成 35 年に 10 カ年の本事業実施計画の目標達成度を同様に評価し、新たな 10 カ年計画を策

定する。

<成果6-2>

成果6-2-1：保護増殖検討会の開催、実施結果報告、検討委員からの助言に応じた事業の適切な改善事例。

成果指標6-2-1：毎年の検討会の開催、検討委員からの助言による事業の改善点

成果6-2-2：成果及び効果指標に基づく事業実施計画進捗の評価と実施計画の見直し、新たな実施計画の策定。

成果指標6-2-2：進捗状況評価結果、実施計画見直し、新たな実施計画策定

<効果6-2>

効果6-2-1：より効果的かつ効率的な事業実施

効果指標6-2-1：改善された活動における成果及び効果指標の向上

効果6-2-2：事業実施計画の目標達成状況が各成果及び効果指標により総合的に評価され、効果性及び効率性の観点から実施計画の必要な見直しと新たな実施計画策定が行われる。

効果指標6-2-2：成果及び効果指標、実施計画目標達成度の向上

5. 活動実施スケジュール (矢印の太さは重要度を表現)

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
1-1:分布、さえぎり個体数の経年変化把握、繁殖活動モニタリング	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
1-2:過去の調査結果の再評価及び手法の見直し	→	→	→							
1-3:遺伝学的、病理学的調査	→	→	→							
1-4:個体数推定、生息状況評価	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
2-1:国立公園指定作業	→									
2-2:法規制	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
3:傷病個体救護等体制の構築、実施	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
4:生息地見回り	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
5-1:ウェブサイト、パンフレット等による普及啓発、ボランティア参加型調査	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
5-2:アンケート調査		→			→					→
6-1:関係機関等の各種調査結果等の情報集約、連携強化	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
6-2-1:保護増殖検討会の開催	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
6-2-2:実施計画の評価・見直し					→					→

6. 引用文献

特定非営利活動法人奄美野鳥の会 第20回2013年オオトラツグミー斉調査 調査報告書(2013年), p.3
 環境省那覇自然環境事務所 平成25年度奄美希少野生生物保護増殖検討会資料(2014年), 資料5-1, p.5

5-27 ヤンバルクイナ保護増殖事業10ヶ年実施計画 (2015年-2024年)

平成 27 年 12 月
環境省那覇自然環境事務所

1. 対象種

ヤンバルクイナ (*Gallirallus okinawae*)

2. 分類及び生態

ヤンバルクイナ *Gallirallus okinawae* (*Hypotaenidia okinawae*とする学説もある) は沖縄島北部地域 (通称やんばる地域) のみに生息する固有種で、昭和56年 (1981年) に新種として記載された (Yamashina & Mano, 1981)。本種は日本で唯一の無飛力の鳥類であり、数万年前に南方から沖縄島に飛来した祖先種が、しだいに地上生活に適応し、現在のヤンバルクイナへと進化したものと考えられている。その背景として、沖縄島には強力な捕食者となる肉食獣が在来分布せず、亜熱帯の常緑広葉樹林は生物が多様で地上に餌となる小動物が豊富であり、飛翔力が無くとも繁栄可能な条件があったためと考えられている (尾崎, 2005)。

無飛力のクイナ類は世界で32種が知られ、その多くは島嶼に分布し、島の固有種・固有亜種となっていることが多い。そのうちの13種は17世紀以降、既に絶滅 (EX) している。現存する19種も、1種は野生絶滅 (EW) で、13種が絶滅危惧種とされている。その原因は狩猟、環境破壊、外来種の持ち込みなど人為的な影響である (尾崎, 2005)。

本種は、常緑広葉樹林の林床や周辺の草地に生息する。繁殖期は3～6月で、地上に営巣する。一腹産卵数は4～5卵。雑食性であるが昆虫類、甲殻類、両生類などの小動物を主食とする。生息個体数は昭和60年 (1985年) に約1,800羽と推定されていたが、その後生息適地の縮小やフィリマンゲース (特定外来生物)、イヌ、ネコ等による捕食の影響を受けて平成12年 (2000年) 頃には1,000羽以下まで減少したと推定されている。その後、マンゲースの防除が進んだことで、本種の個体数と分布域は回復傾向にあり、平成25年 (2013年) の生息個体数は約1,500羽と推定されている。

3. 法的位置づけ等

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

- ・平成5年に国内希少野生動植物種に指定
- ・平成16年に保護増殖事業計画を策定

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

- ・平成21年に生息地の一部が国指定やんばる (安田) 鳥獣保護区に指定

- ・平成 21 年に生息地の一部が国指定やんばる（安波）鳥獣保護区に指定
- ・昭和 42 年に生息地の一部が県指定西銘岳鳥獣保護区に指定
- ・昭和 42 年に生息地の一部が県指定与那覇岳鳥獣保護区に指定
- ・昭和 42 年に生息地の一部が県指定佐手鳥獣保護区に指定

○文化財保護法

- ・昭和 47 年に生息地の一部が与那覇岳天然保護区域に指定
- ・昭和 57 年に国の天然記念物に指定

○その他

- ・IUCN レッドリスト(2013)において絶滅危惧 I B 類 (EN) に掲載
- ・環境省第 4 次レッドリスト(2012)において絶滅危惧 I A 類 (CR) に掲載

4. 策定理由

保護増殖事業の開始から 10 年が経過し、これまでの事業によって、生息状況や生物学的特性の把握、マングース等生息を圧迫するおそれのある環境要因の把握、交通事故防止対策、普及啓発の推進等の様々な面で成果が得られてきた。特に、種の保存を図る上で基礎的な情報である生息状況や生物学的特性等について、研究者等との協力・連携により知見の蓄積が進んだことの意義は大きい。また、沖縄島北部地域ではマングース防除事業の成果により、本種の生息個体数と分布域が回復傾向にある（※詳細は別紙 1 参照 省略）。しかしながら、安定した個体群を維持するには、依然、解決すべき問題点が存在する。

また、生物多様性国家戦略 2012-2020 において設定されている目標の一つに、「C-2：絶滅危惧種のランクが下がる種を増加させる。」がある。さらに、沖縄島北部地域は奄美・琉球世界自然遺産推薦候補地であり、本種はその顕著な普遍的価値の証明に不可欠な存在である。今後、国家戦略の目標達成と世界自然遺産への登録とその保護担保の充実のためにも、より一層効果的に成果が上がるよう保護増殖事業を進めていく必要がある。

以上のことから、10 ヶ年（2015 年度-2024 年度）の「ヤンバルクイナ保護増殖事業 10 ヶ年実施計画（以下、「実施計画」という。）」を作成することとした。

5. 実施計画目標

平成 37 年 3 月末までに、外来種、交通事故、開発等の本種の減少要因が除去または緩和され、沖縄島北部地域において本種の分布域及び生息数が増加し、1985 年時点の分布域と生息数に回復し、環境省レッドリストの絶滅危惧 I B 類以下に掲載されることを目標とする。また、生息環境の悪化、感染症の蔓延等により、将来、再び野生個体群の激減が生じた際に対応できるように、飼育技術、飼育下繁殖技術、野生復帰及び補充・再導入のための技術を確立する。

※本実施計画中間時点の平成 31 年度末までに、やんばる地域南部（大宜味村、東村）の塩屋一福地ダム（S-F ライン）北側において本種を定着させる。

6. 実施期間

平成 27 年 12 月 1 日～平成 37 年 3 月 31 日

7. 下位目標と活動実施内容

本実施計画目標を効果的に達成するために、下位目標と活動実施内容を下記の通り設定する。

(1) 生息状況の調査及びモニタリング

目標 1： 生息状況把握のためのモニタリング調査を継続実施するとともに、個体数推定精度向上のための改善を行う。保全に必要な生態解明のための新たな調査手法を確立することで、より効果的に生態学的及び遺伝学的知見と情報を収集・蓄積し、生息個体数等の評価に用いる。また、生息個体数の減少要因とその程度を明らかにする。

<活動 1 >

活動 1-1： 個体群のモニタリングのためのプレイバック調査を継続するとともに、調査結果を再評価し、調査手法及び個体数推定方法の必要な改善を行う。

活動 1-1-1： プレイバック調査による生息状況モニタリングを継続的に実施する。

H27～H29： モニタリング調査の継続実施による生息情報の蓄積。

H30～H37： 活動 1-1-2 の再検証結果を反映させてモニタリング調査を継続実施。

活動 1-1-2： プレイバック調査及び個体数推定の精度の向上のため、プレイバックの反応率、反応距離等を再検証し、個体数推定のための調査手法及び解析に反映させる。

H27～H29： 調査手法の再検証とモニタリング調査への反映

活動 1-2： 野生下及び飼育下において新たな調査手法の開発・導入、既存の調査手法の改善により、個体群構造、社会性、分散・移動などの未解明の生態や遺伝的多様性、感染症等を明らかにする。

活動 1-2-1： 研究者及び研究機関と連携し、既存の調査手法や同様の生活様式を持つ種で用いられてきた捕獲、ラジオトラッキング、個体識別等の調査手法をレビューし、安全で確実な調査手法を開発・導入し、繁殖行動、個体群構造、社会性、分散・移動等の生態を解明する。

H27～H28： 調査手法のレビュー、新たな調査手法の開発。

H29～ ： 新たな調査手法の導入による生態解明。

活動 1-2-2：

H29～H31：個体識別に基づく調査により、齢構成、齢毎の死亡率等のデータを収集し、
個体群構造や個体群動態の解明に活用する。

活動 1-2-3：

H27～H29 直接観察、死亡個体の胃内容物分析により餌の種類、量、その季節変化について明らかにする。

活動 1-2-4：

H27～H29：鳴き声についての研究等について、大学等研究機関に協力する。

活動 1-2-5：

H27～H28：研究機関と連携し、野生下の遺伝的多様性及び分集団化について詳細を明らかにする。

活動 1-2-6：

H27～H31：野生個体に現存する感染症の調査、及び潜在的な感染症に関する情報収集により、本種の個体群維持に壊滅的な影響を与える恐れのあるものを選定し、捕獲、保護及び死亡個体によりモニタリングする。

活動 1-3：好適生息環境として必要な要素を明らかにする。

活動 1-3-1：

H27～H29：プレイバック調査等の結果から代表的な高密度地域と低密度地域の生物的及び物理的環境要素を比較解析する。

活動 1-3-2：

H27～H29 高密度地域で生息個体数、繁殖、行動、なわばり等の生態情報を収集し、高密度を維持できる要因について明らかにする。

<成果 1 >

成果 1-1：より精度が向上した生息個体数推定方法を用いた推定生息個体数、生息密度及び分布に関する情報が蓄積される。

成果 1-2：新たな調査手法が開発・導入される。また、既存の調査手法が改善される。それにより個体群構造、社会性、分散・移動、遺伝的多様性、感染症など未解明の生態等が明らかになる。

成果 1-3：生息密度の異なる生息地における生物的及び物理的要因の比較解析結果及び高密度地域における生態情報から、生息密度の維持・改善に必要な要因が明らかにされる。

成果指標 1：成果 1 に関する報告書及び学術論文の数。成果 1-1 推定生息個体数、生息密度及び分布に関しては毎年の報告書。

<効果1>

効果1：生息個体数、分布等を含む生息状況、その他生態、遺伝学的情報等に関して集積された知見が保全施策に活用される。

効果指標1：成果1に基づく報告が活用された保全施策の種類と事例数。

(2) 生息地における生息環境の維持及び改善

目標2：生息適地を維持し、本種を捕食する外来種等を防除し、また、交通事故による本種の死亡数を顕著に減少させることで、生息個体数を回復させる。

<活動2>

活動2-1：生息地の連続性に配慮しつつ好適生息地を国立公園及び国指定鳥獣保護区（特別保護地区）として確保するとともに、本種の生息に影響を与える開発計画等について必要に応じ本種への影響軽減のための調整を関係機関と行う。

活動2-1-1：本種の生息密度及び分布並びに分布の連続性を考慮し、好適生息地を国立公園及び国指定鳥獣保護区（特別保護地区）に指定する。

H27～H28：国立公園指定

H29～H33：国指定鳥獣保護区指定

活動2-1-2：

H27～H36 本種の生息に影響を与える開発計画等がある際は、必要に応じ影響が軽減されるよう関係機関と事前調整を行う。

活動2-2：

H27～H34：第2期マングース防除実施計画にもとづく継続的な防除事業を実施し、捕食者としてのマングースを沖縄島北部地域から平成34年度末までに完全排除する（※詳細は「第2期沖縄島北部地域マングース防除事業実施計画」参照）。

活動2-3：自治体及び関係団体との連携により、飼いネコ、飼いイヌの適正飼養、ノラネコ、ノネコ及びイヌ（以下、「ネコ・イヌ」とする。）の捕獲を効果的に行い、これらの個体数を減少させ、本種の捕食者としてのイヌ及びネコ対策を適切に実施する。

活動2-3-1：

H27～H36：本種生息地においてノネコを目撃情報、センサーカメラ調査の結果等をもとに効果的にノネコの捕獲を行う。また、自治体を中心にノラネコ・イヌの捕獲及び低減に努める。

活動2-3-2：

H27～H31：国頭村、大宜味村及び東村を中心に、飼いネコへのマイクロチップ装着、繁殖制限などの普及啓発を行い、各村の条例に基づく飼いネコの適正飼養を徹底する。

活動 2-3-3：

H27～H31：沖縄県、国頭村、大宜味村及び東村、並びに3村の各集落との連携により、飼いネコの適正飼養のための地域ぐるみの活動を強化する。

活動 2-3-4：

H27～H36：自治体を中心にネコ・イヌ対策に関する連絡会議等を設置・開催する。

活動 2-4：捕食により本種に影響を与えるハシブトガラスの個体数を管理するため、自治体と連携した発生源対策を行う。

活動 2-4-1：

H27～H29：捕食等、ハシブトガラスがヤンバルクイナに与える影響について把握する。

活動 2-4-2：

H27～H31：有害鳥獣対策を行う自治体との情報共有を行い、発生源対策や捕獲等により適正数に減少させる。

活動 2-5：人とヤンバルクイナそれぞれの立場から本種の交通事故発生原因を調査分析し、その結果を各種対策、普及啓発、関係機関との連携に反映させ、効果的な取り組みを行う。

活動 2-5-1：各機関が実施している本種の交通事故発生に関する調査（道路沿いの本種の出現状況、出現時の状況等）のデータを収集・整理し、結果を各種対策に反映させる。特に、交通事故が増加している区間周辺の本種の生息状況と環境を調査把握する。

H27～H28：交通事故に関する調査実施・整理

H27～H36：調査結果の対策への反映・実施

活動 2-5-2：

H27～H28：住民（道路使用者）との意見交換の場を設け、本種の交通事故発生状況とその防止対策について情報共有を図るとともに、地域からの意見、アイデアを収集する。

活動 2-5-3：

H27～H36：関係機関・団体、地域の連携により、本種の交通事故が多発する繁殖期に交通事故防止対策及び普及啓発活動を強化する。

<成果2>

成果 2-1：国立公園及び国指定鳥獣保護区（特別保護地区）の設置により生息地が確保される。また、本種の生息に影響を与える開発等について必要に応じて影響軽減が行

われる。

成果指標 2-1-1：生息地における国立公園及び国指定鳥獣保護区（特別保護地区）の指定状況（面積、範囲等）。

成果指標 2-1-2：生息地内での開発行為の影響軽減のために調整が行われた件数。

成果 2-2：マングース生息数が減少し生息域が縮小する。平成 34 年度末までに沖縄島北部地域からマングースが根絶される。

成果指標 2-2：マングースの捕獲頭数、密度指標及び分布域。根絶確認状況。

成果 2-3：ネコ・イヌの生息数が減少し生息域が縮小する。飼いネコの適正飼養が徹底される。

成果指標 2-3-1：ネコ・イヌの目撃数、捕獲頭数及び分布域。

成果指標 2-3-2：飼いネコの登録数、マイクロチップ装着数、避妊去勢個体数。

成果 2-4：ハシブトガラスの生息数が適正な数に抑制される。

成果指標 2-4：ハシブトガラスの有害鳥獣捕獲羽数及び分布域。

成果 2-5：交通事故による死亡個体数及び傷病個体数が減少する。

成果指標 2-5：交通事故による死亡個体数及び傷病個体数。

<効果 2>

効果 2：ヤンバルクイナの生息個体数が増加し、分布域が拡大する。

効果指標 2：ヤンバルクイナ生息状況調査によるヤンバルクイナ推定生息個体数、推定密度及び推定分布域。

(3) 飼育下における繁殖及びその個体の野生復帰

目標 3：野生個体が再び危機的状況に陥った際に補充又は再導入できる技術を確立する。そのために遺伝的多様性に配慮した飼育及び繁殖技術を開発し、野生復帰又は再導入技術を確立する。また、飼育個体を用いて生態に関する知見を収集する。

<活動 3>

活動 3-1：遺伝的多様性、リスク分散を考慮したより健全な飼育下個体群の飼育管理を行う。

活動 3-1-1：遺伝的多様性に配慮した目標飼育個体数を明確化する。(H27～H28)

活動 3-1-2：感染症などによる飼育下個体群の壊滅的な影響を防ぐため、地域の理解を得た上で、リスク分散について検討し、協力可能な既存飼育施設及び動物園を

確保する。(H27～H28)

活動 3-1-3:安定且つ健全に目標飼育個体数を確保するために既存飼育施設及び動物園において分散飼育する。(H29～H37)

活動 3-2:飼育下繁殖に必要な技術を確立する。

活動 3-2-1:飼育技術および飼育下繁殖技術を確立する。(H27～H31)

活動 3-2-2:ペアリングに必要な施設を確保する。(H28～H30)

活動 3-2-3:飼育及び繁殖技術を分散飼育協力施設と協働して確立する。(H28～H32)

活動 3-3:飼育下個体の野生復帰又は再導入に関する技術を確立するとともに、その実施基準を検討する。

活動 3-3-1:飼育下及び野外での放鳥試験により個体の追跡モニタリング技術を確立する。(H27～H30)

活動 3-3-2:飼育下繁殖個体の野生復帰又は再導入のための基準を検討する。(H27～H30)

<成果 3>

成果 3-1:飼育下における遺伝的多様性に配慮した個体群の管理目標が設定される。分散飼育協力施設及び動物園等が確保され分散飼育が行われる。

成果指標 3-1:飼育下における遺伝的多様性維持に必要な目標飼育個体数と実際の飼育個体数。分散飼育協力施設及び協力動物園数。

成果 3-2:通常個体の飼育及び繁殖技術が確立し、安定した飼育及び繁殖が可能となり、分散飼育協力施設及び動物園にもその技術が継承される。

成果指標 3-2:飼育状況、繁殖状況及び飼育・繁殖マニュアル等の整備状況。分散飼育協力施設における飼育下繁殖状況。

成果 3-3:補充又は再導入のための基準が検討される。また、補充又は再導入のための技術が確立される。

成果指標 3-3:補充又は再導入のための基準。補充又は再導入技術に関する報告書、学術論文等。

<効果 3>

効果 3:野生個体群の存続が危機的状況に陥った際に補充又は再導入による補強が可能な体制が構築される。

効果指標 3:野生復帰又は再導入を実施した場合は、それらの個体の生存状況及びそれによる野生個体の回復状況。

(4) 普及啓発等の推進

目標 4：本種の圧迫要因軽減のための普及啓発を強化するとともに、本種の保全への理解を促進し、保全と利活用による地域活性化について検討する

<活動 4 >

活動 4-1：本種の圧迫要因軽減のためのより効果的な普及啓発を行う。

活動 4-1-1：

H27～H31：関係機関との連携により普及啓発活動を重点的に実施し、共同イベント等を行う。

活動 4-1-2：

H27～H36：交通事故防止キャンペーンやクイナまつり、捨てイヌ・捨てネコ防止キャンペーンなど、関係機関・団体、地域との連携・協働により、交通事故防止活動、普及啓発を重点的に実施する。

活動 4-1-3：

H27～H36：これまでの既存データ、最新の情報、天候要因による本種の行動予測を含めた発生予測情報を地域住民、一般ドライバー向けに発信し、注意喚起を行う。

活動 4-1-4：

H27～H36：ヤンバルクイナ観察会等のイベントを通じて交通事故防止のための情報発信を行う。

活動 4-2：普及啓発により本種についての理解を促進し、保全と利活用による地域活性化について検討する。

活動 4-2-1：

H27～H36：普及啓発用映像、パンフレット等を用いた普及啓発に加え、地域行事等での積極的な普及啓発を行う。

活動 4-2-2：

H27～H36：レンタカー協会・共同売店などの民間団体とタイアップした普及啓発を展開する。

活動 4-2-3：自治体、地域住民とともに本種の保全を地域活性化に繋げるプログラム、事業を検討し、実施する。

H29～H31：地域活性化に繋げるプログラムの検討

H32～H36：地域活性化プログラムの実施

活動 4-3：本種が頻繁に出現する集落周辺や道路沿いでの観察ルールを作成し、来訪者やツアーガイドに周知する。

活動 4-3-1：

H27～H28：地域住民の生活に支障がなく、地域に利益となるよう、地域住民の意見を反映させ、本種の行動や生態に配慮した統一的な観察ルールを作成する。

活動 4-3-2：

H29～H36：作成した観察ルールをツアーガイド、道の駅、関係機関・団体等に配布し、周知を図る。

活動 4-3-3：

H29～H36：地域が主体になりヤンバルクイナ観察会等のイベントを開催する。

<成果 4>

成果 4-1：本種の圧迫要因減少のための普及啓発活動が実施される。また交通事故発生予測情報が発信される。交通事故防止のための理解向上のためのヤンバルクイナ観察会等が開催される。

成果指標 4-1：関係機関・団体及び地域住民と連携した圧迫要因軽減のための取組実施回数。新聞、テレビ等報道回数。交通事故発生予測情報の発信数。観察会の開催回数。

成果 4-2：地域住民、旅行者、レンタカー会社等へ本種保全のための映像、パンフレット等の普及啓発用材料が発行・配布される。地域行事での普及啓発が実施される。本種の保全と地域活性化を目的とした事業が実施される。これら関係者の理解度が向上し、理解者及び協力者が増加する。

成果指標 4-2：普及啓発用材料（映像、パンフレット等）の発行・配布数。本種保全のための普及啓発を行った地域行事の回数及び各行事における参加者数。本種保全のための地域活性化事業の件数と実施回数。新聞、テレビ等報道回数。民間団体とのタイアップ数。

成果 4-3：観察ルールが作成され、来訪客やツアーガイドに周知される。

成果指標 4-3：観察ルールとその配布先及び数。地域主体の普及啓発活動数及び観察会等のイベント開催数。

<効果 4>

効果 4-1：交通事故発生件数、ネコ・イヌによる被害数が減少し、地域住民及び旅行者の本種の圧迫要因及び保全に関する認知度・理解度が増加する。

効果指標 4-1：交通事故発生件数、ネコ・イヌによる被害数、その他圧迫要因と保全に関する地域住民、県民、旅行者等の認知度及び理解度。

効果 4-2：本種の理解が向上し、地域活性化につながる。

効果指標 4-2：本種についての理解度、地域活性化プログラムや施策の数。

効果 4-3：観察マナーが向上する。

効果指標 4-3：ルールを遵守した観察者数。

(5) 効果的な事業の推進のための連携の確保

目標 5：本種の保全対策が効果的に推進されるように関係機関・団体、教育機関、自治体及び関係者との連携を強化し、本計画が自治体の保全計画等に反映される。

<活動 5>

活動 5-1：より効果的な保全対策のために関係施設との情報共有を行い、各種保護対策について関係機関・団体の役割分担・連携を推進する。

活動 5-1-1：

H27～H36：普及啓発に携わる既存施設との連携を強化し、情報共有と活動の連携を促進する。

活動 5-1-2：

H27～H36：関係機関・団体、自治体及び関係者との間で役割分担を行い、より効果的な保全活動を推進する。

活動 5-2：教育関係機関との連携により環境教育を推進する。

活動 5-2-1：

H27～H36：地域及び県内小中学校と連携し、課外授業において関連施設を活用し本種とやんばる地域の自然保護のための環境教育を行う。また、地域小中学校とのヤンバルクイナ観察会、調査等を実施する。

活動 5-2-2：県または村教育機関等と連携し、本種とやんばる地域の自然保護のための教育プログラムを作成し、課外授業や環境教育に活用する。

H27～H29：教育プログラム作成

H30～H36：教育プログラム実施

活動 5-2-3：

H27～H36：やんばる野生生物保護センター、ヤンバルクイナ生態展示学習施設等を活用して、県外からの旅行者や修学旅行生向けに、環境教育を行う。

<成果 5>

成果 5-1：調査結果、保護対策、開発計画等の情報共有及び連携のための連絡会議、検討会、各種調整会議等が開催される。各種データが視覚化され、調査結果報告書等が共有される。

成果指標 5-1：連絡会議、検討会、調整会議の開催回数。集約・視覚化されたデータ数。調査結果報告書共有数。

成果 5-2：地域 3 村及び県内小中学生向けの課外活動、観察会等環境教育及び共同調査などが実施される。本種とやんばるの自然を題材とした環境教育プログラムが作成される。旅行者や修学旅行生向けの環境教育活動が実施される。

成果指標 5-2：環境教育及び共同調査等の課外活動の実施回数。旅行者及び修学旅行生の環境教育活動実施数。

<効果 5 >

効果 5-1：開発計画等において本種への配慮事例が増加する。関係機関・団体の連携による保護対策の事例数が増加する。関係機関・団体等によるデータ及び調査結果の利用が増加する。

効果指標 5-1：開発計画等における配慮事例数、関係機関・団体の連携による保護対策の事例数、共有されたデータ数。

効果 5-2：地域 3 村及び県内小中学生の本種保護への理解度が向上する。観察会及び課外活動への地域及び県内小中学生参加者数が増加する。旅行者や修学旅行生の保護への理解度が向上する。

効果指標 5-2：地域 3 村及び県内小中学生の本種保護への理解度。本種保護のための観察会及び課外活動への参加者数。

(6) より効果的かつ効率的な事業の実施

目標 6：やんばる希少野生生物保護増殖検討会（以下、「保護増殖検討会」という）及びヤンバルクイナ保護増殖事業ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という）において、毎年実施計画の進捗について報告し必要な改善を行う。また、5 年おきに進捗状況を評価し実施計画の見直しを行う。

<活動 6 >

活動 6-1：

H27～H36：毎年、保護増殖検討会及びワーキンググループにおいて、本実施計画の実施結果について報告し、検討委員から改善点等について助言を受け、より効果的かつ

効率的な事業実施のための改善を行う。社会情勢や科学技術の進展に合わせて、より効果的な保全手法を導入する。

活動 6-2：平成 31 年度に実施計画の進捗状況について成果及び効果指標をもとに総合的に評価し、必要な点について実施計画の見直しを行う。また最終年度の平成 36 年度に本実施計画の目標達成度を同様に評価する。

H31：中間評価、H36：最終年度評価

<成果 6>

成果 6-1：毎年、保護増殖検討会及びヤンバルクイナワーキンググループにおいて実施結果が報告され、検討委員からの助言に応じ、適切な改善が行われる。

成果指標 6-1：毎年の検討会及びワーキンググループの開催状況及び検討委員からの助言による事業の改善状況。

成果 6-2：本実施計画の進捗状況の評価が、成果及び効果指標に基づき総合的に実施され、実施計画の見直しが行われる。

成果指標 6-2：成果及び効果指標による進捗状況評価結果、修正された実施計画。

<効果 6 >

効果 6-1：より効果的かつ効率的にヤンバルクイナ保護増殖事業が実施される。

効果指標 6-1：改善された活動における成果及び効果指標の向上。

効果 6-2：実施計画の必要な見直しが行われ本種の生息状況が改善する。

効果指標 6-2：本種の生息数、分布域等の改善状況。

5-28 ノグチゲラ保護増殖事業 10 ヶ年実施計画 (2017 年-2026 年)

平成 27 年 8 月

環境省那覇自然環境事務所

1. 対象種

ノグチゲラ (*Sapheopipo noguchii*)

2. 分類及び生態

ノグチゲラ *Sapheopipo noguchii* は沖縄島北部地域 (通称やんばる地域) のみに生息する固有種で、1887年に新種として記載された (Seebohm, 1887)。1 属 1 種とされてきたが、最近のDNAを用いた系統解析から、アカゲラ属 (*Dendrocopos*) のキツツキ類に近縁であることが示唆されている (Winkler *et al.*, 2005)。

本種は、常緑広葉樹林の壮齢に近い森林及びその周囲の森林に生息する。繁殖期は4～7月で、直径20cm以上の樹木に営巣する。一腹産卵数は2～5卵。昆虫類、植物の果実や堅果など、動物質、植物質ともに幅広く採餌する。雄は地面にも降りて地表面や土中の昆虫類を採餌する事が知られており、天敵となる大型哺乳類が存在しない島嶼生態系に適応した行動と考えられている。生息個体数は1990年代に行われた調査により約400羽と推定されている (Azama *et al.*, 1993)。

3. 法的位置づけ等

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

- ・平成5年に国内希少野生動植物種に指定
- ・平成10年に保護増殖事業計画を策定

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

- ・平成21年に生息地の一部が国指定やんばる (安田) 鳥獣保護区に指定
- ・平成21年に生息地の一部が国指定やんばる (安波) 鳥獣保護区に指定

○文化財保護法

- ・昭和30年に琉球政府の天然記念物に指定
- ・昭和47年に国の天然記念物に指定、生息地の一部が与那覇岳天然保護区域に指定
- ・昭和52年に国の特別天然記念物に指定

○その他

- ・IUCN レッドリスト (2014) において絶滅危惧 I A 類 (CR) に掲載
- ・環境省第4次レッドリスト (2012) において絶滅危惧 I A 類 (CR) に掲載

4. 策定理由

保護増殖事業の開始から18年が経過し、これまでの事業実施によって、好適生息環境（西銘岳周辺）における生息密度、繁殖生態などの生態学的特性の把握、また遺伝的多様性分析などの生物学的特性の把握、マングース等生息を圧迫するおそれのある環境要因の把握、普及啓発の推進等様々な面で成果が得られてきた。特に本種については、これまで生息状況を把握するための基礎情報が十分把握されていなかったことから、これらの把握と情報の蓄積に力点が置かれ一定の成果が得られてきた。今後は分布域等の生息状況のモニタリングと生息を圧迫する要因を把握し、安定的な個体群の維持をはかるために保護施策を実施していく必要がある。

生物多様性国家戦略2012-2020において設定されている目標の一つに、「C-2：絶滅危惧種のランクが下がる種を増加させる。」がある。また、沖縄島北部地域は世界自然遺産候補地であり、本種はその顕著な普遍的価値を有する存在である。今後、国家戦略の目標達成と世界自然遺産への登録とその保護担保措置のため、より一層効果的に成果が上がるよう保護増殖事業を進めていく必要がある。

以上のことから、10ヶ年（2017年-2026年）の「ノグチゲラ保護増殖事業10ヶ年実施計画（以下、「実施計画」という。）」を作成する。

5. 実施計画目標

平成39年3月末までに、外来種、開発等の本種の減少要因が除去または緩和され、沖縄島北部地域において本種の分布域等の生息状況が改善し、環境省レッドリストにおいて絶滅危惧IB類（EN）以下のカテゴリーに掲載されていることを目標とする。

6. 実施期間

平成29年8月1日～平成39年3月31日

7. 下位目標と活動実施内容

本実施計画目標を効果的に達成するために、下位目標と活動実施内容を下記のとおり設定する。

(1) 生息状況等の把握・モニタリング

目標1：主要生息地における繁殖状況のモニタリングを継続するとともに、新たな調査手法を確立することで、より効果的に生態学的、生物学的知見等に関する情報が収集・蓄積され、分布域を包括した生息個体数等の評価に用いられる。

<活動1>

活動1-1：生息状況等の評価手法を確立し、継続的なモニタリングを実施する。

活動1-1-1：やんばる全域における生息状況を推定するために必要な調査手法を確立さ

せる。

活動 1-1-2：生息状況のトレンドを継続的にモニタリング可能な方法を確立し、継続実施する。

活動 1-1-3：本種の好適生息環境である森林環境の詳細を把握する。

活動 1-2：本種の保全のために不足している生態学、生物学、その他分野の情報を特定し、必要な情報を収集する。

活動 1-2-1：これまでに明らかになった生態学、生物学、その他情報を整理する。

活動 1-2-2：整理した情報を基に、本種の保全のために不足している情報を整理し、その情報収集のための調査を関係機関と連携し実施する。

活動 1-2-3：本種の遺伝的多様性に関する集団構造を明らかにする。また、研究機関と連携しより詳細な遺伝的構造を明らかにする。

<成果 1 >

成果 1-1：やんばる全域の生息状況が評価される。生息状況のトレンド把握のための定期的なモニタリング調査が行われる。

成果指標 1-1：成果 1 に関する報告書及び学術論文の数。

成果 1-2：これまで保全上不足していた生態学、生物学、その他情報の収集・蓄積。

成果指標 1-2：蓄積された情報件数。

<効果 1 >

効果 1：分布等を含む生息状況、その他生態学、生物学等に関して集積された知見が保全施策に活用される。

効果指標 1：成果 1 に基づく報告が活用された保全施策の種類と事例数。

(2) 生息地における生息環境の維持・改善

目標 2：生息環境の維持・改善、本種を捕食する外来種の防除、傷病要因の軽減を行い、生息状況を回復させる。
--

<活動 2 >

活動 2-1：生息地の連続性に配慮しつつ好適生息地を国立公園等の保護区として保護するとともに、本種の生息に影響を与える開発計画等について必要に応じ本種への影響軽減のための調整を関係機関と行う。

活動 2-1-1：本種の生息密度及び分布並びに分布の連続性を考慮し、好適生息地を国立公

園として維持する。

活動 2-1-2：本種の生息に影響を与える開発計画等がある際は、必要に応じ影響が軽減されるよう関係機関と事前調整を行う。

活動 2-2：第 3 期沖縄島北部におけるマングース防除実施計画にもとづく継続的な防除事業を実施し、捕食者としてのマングースを沖縄島北部地域から完全排除するための取組を進める（※詳細は「第 3 期沖縄島北部地域マングース防除事業実施計画」等参照）。

活動 2-3：本種の捕食者としてのネコ・イヌ対策として、飼いネコ、飼いイヌの適正飼養に向けた取組や、ネコ・イヌの捕獲を、自治体及び関係団体との連携により効果的に実施する。

活動 2-3-1：本種生息地においてノネコの日撃情報、センサーカメラ調査の結果等をもとに効果的にノネコの捕獲を行う。また、自治体を実施するノラネコ・イヌ対策と連携する。

活動 2-3-2：飼いネコの適正飼養に関する条例を制定している国頭村、大宜味村及び東村、並びに 3 村の各集落と連携し、飼いネコへのマイクロチップ装着、繁殖制限などの普及啓発等の活動を実施する。

活動 2-4：捕食により本種に影響を与えるハシブトガラスの個体数を管理するため、自治体による対策と連携する。

活動 2-4-1：捕食等、ハシブトガラスが本種に与える影響について把握する。

活動 2-4-2：自治体を実施する管理捕獲との情報共有等を行う。

活動 2-5：傷病及び死亡事故（交通事故、ガラス衝突、防鳥ネット、感染症など）発生原因を情報収集・把握し、関係機関・団体と連携し効果的な対策を行う。

活動 2-5-1：傷病及び死亡事故の現状を情報収集・把握し、事故の防止と発生時の効果的な救護を可能にするために環境省と関係機関・団体との連携体制を構築する。

活動 2-5-2：収集した本種の傷病及び死亡事故のデータを整理し、事故の発生原因を把握し、結果を各種対策に反映させる。

活動 2-5-3：傷病個体の飼育や、死亡個体から得られるデータを蓄積し、調査研究、保護対策等に有効活用する。

<成果 2 >

成果 2-1：国立公園の指定等により生息地が保全される。また、本種の生息に影響を与える

開発等について必要に応じて影響軽減が行われる。

成果指標 2-1-1：生息地における国立公園の指定状況（面積、範囲等）。

成果指標 2-1-2：生息地内での開発行為の影響軽減のために調整が行われた件数。

成果 2-2：マングース生息数が減少し生息域が縮小する。将来的に沖縄島北部地域からマングースが根絶される。

成果指標 2-2：マングースの捕獲頭数、密度指標及び分布域。根絶確認状況。

成果 2-3：ネコ・イヌの生息数・生息域が減少・縮小する。飼いネコの適正飼養が徹底される。

成果指標 2-3-1：ネコ・イヌの目撃数、捕獲頭数及び分布域。

成果指標 2-3-2：飼いネコの登録数、マイクロチップ装着数、避妊去勢個体数。

成果 2-4：ハシブトガラスの生息数が適正な数に抑制される。

成果指標 2-4：ハシブトガラスの管理捕獲羽数及び分布域。増加原因への対策状況。

成果 2-5：傷病・死亡事故に係る情報収集及び対策のための関係機関・団体との連携が進み、事故の発生原因が把握され、これをもとに対策が講じられる。

成果指標 2-5：各種傷病・死亡事故の発生情報及び原因の把握状況。対策を講じた件数。

<効果 2>

効果 2：本種の生息個体数が増加し、分布域が拡大する。

効果指標 2：生息状況調査による推定生息個体数、推定密度及び推定分布域。

(3) 飼育下での繁殖

目標 3：生息地における野外個体群の急激な減少に備え、飼育及び飼育下繁殖の技術確立に必要な情報収集を行うとともに、関係団体と連携し傷病個体を用いて飼育技術を蓄積する。

<活動 3>

活動 3-1：関係団体と連携し傷病個体のリハビリ等のための飼育により、飼育技術に関する情報と経験を蓄積する。

活動 3-2：国内・外のキツツキ類の飼育技術及び繁殖下繁殖に関する情報を収集する。

活動 3-3：本種の傷病個体の飼育経験、キツツキ類の飼育・飼育下繁殖に関する情報収集の結果をもとにノグチゲラの飼育及び飼育下繁殖に係る情報を整理する。

<成果 3>

成果 3：飼育及び飼育下繁殖技術に関する情報と経験が蓄積され、情報が整理される。

成果指標 3：飼育・飼育下繁殖に係る情報収集数、傷病個体の飼育件数。

<効果 3>

効果 3：野生個体群の生存が危機的状況に傾いた際に備え、飼育可能な体制が構築される。

効果指標 3：危機的状況に至った際の飼育実績。

(4) 生息地における監視

目標 4：生息地の監視を行い、本種及び生息環境の攪乱を低減させる。

<活動 4>

活動 4-1：関係機関・団体、地域住民等の協力により生息地のパトロール等を行い、生息地への不用意な接近など本種に影響のある行為等を軽減する。

活動 4-2：林道等における本種の営巣木及び個体への過度な接近を防ぐため、観察ルールを来訪者やツアーガイドに周知する。

活動 4-2-1：活動 4-1 の生息地のパトロールで繁殖に影響があるような観察行為を発見した場合は、観察者に対して指導を行う。

活動 4-2-2：観察ルールに則った地域の関係団体、住民参加の観察会等を実施。

<成果 4>

成果 4-1：パトロール活動が定期的実施され、生息地への不用意な接近など本種に影響のある行為等が低減される。

成果指標 4-1：パトロール実施回数及び指導が行われた数。

成果 4-2：観察ルールが作成され、来訪客やツアーガイドに配布、周知される。

成果指標 4-2：観察ルールとその配布先及び数。地域主体の普及啓発活動数及び観察会等のイベント開催数。

<効果 4>

効果 4-1：生息環境の攪乱が低減され、本種の生息数、営巣数が増加する。

効果指標 4-1：生息地での本種の生息数、営巣数。

効果 4-2：観察ルールの普及により観察マナーが向上し、パトロールでの指導等の回数が縮減する。林道周辺での本種の繁殖成功数が増加する。

効果指標 4-2：パトロールでの指導回数、林道周辺での繁殖成功数。

(5) 普及啓発の推進

目標 5：関係地域において本種についての理解を深めるための活動を行うこと等により、地域の自主的な保護活動を促進し、外来種問題、森林施業・開発、農業者との軋轢などの圧迫要因が軽減される。

<活動 5>

活動 5-1：地域住民及び、本種の生息地来訪者の理解を深めるため、本種の認知度を向上する。

活動 5-1-1：自治体・関係団体と連携し、啓発資料等を作成し PR を行う。

活動 5-1-2：ノグチゲラの生態や、現状についての情報発信の機会を作る。観察会等の普及啓発の機会を増やす。

活動 5-2：関係機関・団体、農家等の関係者へ本種の生息状況や生態に関する調査結果等の情報提供を行い、関係者が実施する農業被害、防鳥ネット事故の軽減に向けた取組に協力する。

活動 5-3：自治体、地域住民とともに本種の保全が地域活性化に繋がるプログラム、事業を検討し、実施する。

<成果 5>

成果 5-1：本種の保護活動のための PR グッズが作成・配布され、自治体、地域住民と連携した観察会等のプログラムが開催される。

成果指標 5-1：本種の保護活動に関連したグッズの作成・配布数、観察会などイベント等の開催回数。

成果 5-2：本種の生息状況や生態に関する調査結果等の情報が、関係機関・団体、農家に共有される。

成果指標 5-2：関係機関・団体及び農家への情報提供回数。

成果 5-3：自治体、地域住民主体の観察会等のプログラムが開催されることにより、地域の活性化に繋がる。

成果指標 5-3：観察会などイベント等の開催回数。

<効果 5>

効果 5-1：地域住民及び来訪者の本種に対する認知度が向上し、地域主体の保全策が実施される。

効果指標 5-1：地域住民及び来訪者の本種の認知度。保全対策への地域住民の協力者数及び地域主体の保全施策数。

効果 5-2：関係者による農業被害、防鳥ネット事故の軽減に向けた取組が適切に実施され、本種による農業被害が減少する。

効果指標 5-2：本種による農産物被害状況（農林水産統計等）。

効果 5-3：自治体、地元住民の本種の保全への興味関心が深まり、自発的な保全活動に繋がる。

効果指標 5-3：地域主体の保全施策数。ノグチゲラに配慮した地域活動数。

（6）効果的な事業の推進のための連携の確保

目標 6：本種の保全対策が効果的に推進されるように関係機関・団体、教育機関、自治体及び関係者との連携を強化し、本計画が自治体の保全計画等に反映される。

<活動 6>

活動 6-1：より効果的な保全対策のために関係施設との情報共有を行い、各種保護対策について関係機関・団体の役割分担・連携を推進する。

活動 6-1-1：普及啓発に携わる既存施設との連携を強化し、情報共有と活動の連携を促進する。

活動 6-1-2：関係機関・団体、自治体及び関係者との間で役割分担を行い、より効果的な保全活動を推進する。

活動 6-2：教育関係機関との連携により環境教育を推進する。

活動 6-2-1：地域及び県内小中学校と連携し、課外授業において関連施設を活用し本種とやんばる地域の自然保護のための環境教育を行う。また、地域小中学校とのノグチゲラ観察会、調査等を実施する。

活動 6-2-2：やんばる野生生物保護センター等を活用して、県外からの旅行者や修学旅行生向けに、環境教育を行う。

<成果 6>

成果 6-1：調査結果、保護対策、開発計画等の情報共有及び連携のための連絡会議、検討会、各種調整会議等が開催される。各種データが視覚化され、調査結果報告書等が共有される。

成果指標 6-1：連絡会議、検討会、調整会議の開催回数。集約・視覚化されたデータ数。調査結果報告書共有数。

成果 6-2：地域 3 村及び県内小中学生向けの課外活動、観察会等環境教育及び共同調査などが実施される。本種とやんばるの自然を題材とした環境教育プログラムが作成される。旅行者や修学旅行生向けの環境教育活動が実施される。

成果指標 6-2：環境教育及び共同調査等の課外活動の実施回数。旅行者及び修学旅行生の環境教育活動実施数。

<効果 6>

効果 6-1：開発計画等において本種への配慮事例が増加する。関係機関・団体の連携による保護対策の事例数が増加する。関係機関・団体等によるデータ及び調査結果の利用が増加する。

効果指標 6-1：開発計画等における配慮事例数、関係機関・団体の連携による保護対策の事例数、共有されたデータ数。

効果 6-2：地域 3 村及び県内小中学生の本種保護への理解度が向上する。観察会及び課外活動への地域及び県内小中学生参加者数が増加する。旅行者や修学旅行生の保護への理解度が向上する。

効果指標 6-2：地域 3 村及び県内小中学生の本種保護への理解度。本種保護のための観察会及び課外活動への参加者数。

(7) より効果的かつ効率的な事業の実施

目標 7：やんばる希少野生生物保護増殖検討会（以下、「保護増殖検討会」という）及びノグチゲラ保護増殖事業ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という）において、毎年実施計画の進捗について報告し必要な改善を行う。また、5ヶ年おきに進捗状況进行评估し実施計画の見直しを行う。

<活動7>

活動 7-1：毎年、保護増殖検討会及びワーキンググループにおいて、本実施計画の実施結果について報告し、検討委員から改善点等について助言を受け、より効果的かつ効率的な事業実施のための改善を行う。社会情勢や科学技術の進展に合わせて、より効果的な保全手法を導入する。

活動 7-2：平成 33 年度に実施計画の進捗状況について成果及び効果指標をもとに総合的に評価し、必要な点について実施計画の見直しを行う。また最終年度の平成 38 年度に本実施計画の目標達成度を同様に評価する。

<成果7>

成果 7-1：毎年、保護増殖検討会及びワーキンググループにおいて実施結果が報告され、検討委員からの助言に応じ、適切な改善が行われる。

成果指標 7-1：毎年の検討会及びワーキンググループの開催状況及び検討委員からの助言による事業の改善状況。

成果 7-2：本実施計画の進捗状況の評価が、成果及び効果指標に基づき総合的に実施され、実施計画の見直しが行われる。

成果指標 7-2：成果及び効果指標による進捗状況評価結果、修正された実施計画。

<効果7>

効果 7-1：より効果的かつ効率的にノグチゲラ保護増殖事業が実施される。

効果指標 7-1：改善された活動における成果及び効果指標の向上。

効果 7-2：実施計画の必要な見直しが行われ本種の生息状況が改善する。

効果指標 7-2：本種の生息数、分布域等の改善状況。

これまでのノグチゲラ保護増殖事業成果及び課題

1. 保護増殖事業のこれまでの成果

(1) 生息状況等の把握・モニタリング

①生息状況の把握・モニタリング

- ・西銘岳周辺（平成 10～19 年度）及び奥間川流域（平成 11～17 年度）で標識調査を実施。西銘岳では平成 12 年度からモニタリング調査を開始（～平成 29 年度）。これらの調査から、営巣木等の繁殖環境、寿命、つがい形成や営巣木の変遷などの繁殖生態や西銘岳における個体群動態などの基礎的データが収集されている。平成 22 年度には総括報告書としてこれまでのデータをとりまとめた。
- ・生息密度把握調査業務を実施（平成 25～27 年度）。北部 3 村の自然林における生息密度を、営巣木調査とプレイバックによる標識再確認調査の結果から推定する手法の検討を行った。
- ・ノグチゲラによる柑橘類食害実態把握調査を実施した（タンカン・温州ミカン収穫期）（平成 20 年度）。

②生物学的特性の把握

- ・西銘岳周辺で発信機装着及びテレメトリー調査を実施した（平成 20～21 年度）。若鳥の分散について調査した。
- ・遺伝的多様性分析（平成 25～29 年度）を実施。遺伝的多様性分析のための試料採取調査（平成 23～24、26～28 年度）で採取された約 100 個体に加え、過去に採取された試料から DNA 抽出し、既存のマイクロサテライトプライマーでの解析が行われた。その結果、近縁種である北海道のアカゲラよりも遺伝的多様性が低いことが明らかとなった。

③生息好適環境及び生息圧迫要因等の把握

- ・西銘岳のような森林と、柑橘類畑を含めた人里周辺に生息する個体群がいることを確認。
- ・平成 24 度～26 年度は二次林や河川付近においてハンノキの枯れ木を営巣に利用する個体を多く確認。
- ・これまで北部 3 村以外での明確な繁殖は確認されていなかったが、名護市内での営巣木と巣立を確認（平成 27 年度）。

(2) 生息地における生息環境の維持・改善

- ・沖縄島北部マングース防除事業等において、マングース、ノイヌ、ノネコの分布状況を把握するとともに、それらの排除を実施。

- ・グリーンワーカー事業によるノネコ等排除事業を実施（平成 21～28 年度）。
- ・グリーンワーカー事業によるネコ等適正飼養推進事業を実施（平成 24～29 年度）。
- ・本種の生息地を含む森林地域をやんばる国立公園に指定（平成 28 年度）。

（３）飼育下での繁殖等

- ・本種の繁殖は、生息地における野外個体群の維持・拡大を基本とし、傷病個体の保護を通じて飼育情報を蓄積している。

（４）生息地における監視

- ・地域の関係者や国・地方公共団体等により、日常的に本種の生息地を含む地域の監視及び情報収集を実施。特に、営巣木に接近した写真撮影が行われないよう注意喚起を実施している。

（５）普及啓発の推進

- ・やんばる野生生物保護センターにおいて、本種を含む野生生物の保護等について理解を得るための普及啓発を実施。
- ・研究者との連携により、これまでの事業成果を基に講演会等を実施（平成 19、21～24 年度）。
- ・小中学校等との合同調査の実施（平成 15、16 年度）。
- ・柑橘類被害に対する地元住民への説明（平成 23、24 年度）。
- ・ホームページを通じた情報等の発信。

（６）効果的な事業の推進のための連携の確保

- ・各種調査や研究、普及啓発など様々な場面において、多様な主体と連携。

2. 保護上の課題

平成 26 年 11 月 29 日に大学、研究機関、行政機関、NGO 等からの関係者の参加のもと開催したノグチゲラ保護増殖事業ワークショップにおいて、平成 10 年度から実施してきた保護増殖事業についてレビューを行い、今後の保護上の課題を抽出した。その結果を下記の通り整理した。

（１）生息状況等の把握・モニタリング

- 生息状況等の評価手法を確立し、継続的なモニタリングを実施する。
- 本種の保全のために不足している生態学、生物学、その他分野の情報を特定し、必要な情報を収集する。

(2) 生息地における生息環境の維持・改善

- 生息地の連続性に配慮しつつ好適生息地を国立公園等の保護区として維持するとともに、本種の生息に影響を与える開発計画等について必要に応じ本種への影響軽減のための調整を関係機関と行う。
- 第3期マングース防除実施計画にもとづく継続的な防除事業を実施し、捕食者としてのマングースを沖縄島北部地域から完全排除するための取組を進める(※詳細は「第3期沖縄島北部地域マングース防除事業実施計画」等参照)。
- 本種の捕食者としてのネコ・イヌ対策として、飼いネコ、飼いイヌの適正飼養に向けた取組や、ネコ・イヌの捕獲を、自治体及び関係団体との連携により効果的に実施する。
- 捕食により本種に影響を与えるハシブトガラスの個体数を管理するため、自治体による対策と連携する。
- 傷病及び死亡事故(交通事故、ガラス衝突、防鳥ネット、感染症など)発生原因を情報収集・把握し、関係機関・団体と連携し効果的な対策を行う。

(3) 飼育下での繁殖等

- 関係団体と連携し傷病個体のリハビリ等のための飼育により、飼育技術に関する情報と経験を蓄積する。
- 国内・外のキツツキ類の飼育技術及び繁殖下繁殖に関する情報を収集する。
- 本種の傷病個体の飼育経験、キツツキ類の飼育・飼育下繁殖に関する情報収集の結果をもとにノグチゲラの飼育及び飼育下繁殖に係る情報を整理する。

(4) 生息地における監視

- 関係機関・団体、地域住民等の協力により生息地のパトロール等を行い、生息地への不用意な接近など本種に影響のある行為等を軽減する。
- 林道等における本種の営巣木及び個体への過度な接近を防ぐため、観察ルールを作成し、来訪者やツアーガイドに周知する。

(5) 普及啓発の推進

- 地域住民及び、本種の生息地来訪者の理解を深めるため、本種の認知度を向上する。
- 関係機関・団体、農家等の関係者へ本種の生息状況や生態に関する調査結果等の情報提供を行い、関係者が実施する農業被害、防鳥ネット事故の軽減に向けた取組に協力する。
- 自治体、地域住民とともに本種の保全が地域活性化に繋がるプログラム、事業を

検討し、実施する。

(6) 効果的な事業の推進のための連携の確保

- より効果的な保全対策のために関係施設との情報共有を行い、各種保護対策について関係機関・団体の役割分担・連携を推進する。
- 教育関係機関との連携により環境教育を推進する。

ノグチゲラ保護増殖事業10カ年実施計画スケジュール

実施計画目標	平成39年3月末までに、外来種、開発等の本種の減少要因が除去または緩和され、沖縄島北部地域において本種の分布域が拡大し、生息数が増加し、環境省レッドリストにおいて絶滅危惧ⅠB類(EN)以下のカテゴリに掲載されていることを目標とする。									
	平成29	平成30	平成31	平成32	平成33	平成34	平成35	平成36	平成37	平成38
目標1. 生息状況の調査及びモニタリング										
活動1-1: 生息状況等の評価手法を確立し、継続的なモニタリングを実施する。										
1-1-1: やんばる全域における生息状況を推定するために必要な調査方法を確立させる。	→	→	→							
1-1-2: 生息状況のトレンドを継続的にモニタリング可能な方法を確立し、継続実施する。	→	→	→							
1-1-3: 本種の好適生息環境である森林環境の詳細を把握する。	→	→	→	→	→					
活動1-2: 本種の保全のために不足している生態学、生物学、その他分野の情報を特定し、必要な情報を収集する。										
1-2-1: これまでに明らかになった生態学、生物学、その他情報を整理する。	→	→								
1-2-2: 整理した情報を基に、本種の保全のために不足している情報を整理し、その情報収集のための調査を関係機関と連携し実施する。		→	→							
1-2-3: 本種の遺伝的多様性に関する集団構造を明らかにする。また、研究機関と連携しより詳細な遺伝的構造を明らかにする。	→	→	→							
目標2. 生息地における生息環境の維持・改善										
活動2-1: 生息地の連続性に配慮しつつ好適生息地を国立公園等の保護区として保護するとともに、本種の生息に影響を与える開発計画等について必要に応じ本種への影響軽減のための調整を関係機関と行う。										
2-1-1: 本種の生息密度及び分布並びに分布の連続性を考慮し、好適生息地を国立公園として維持する。	→									
2-1-2: 本種の生息に影響を与える開発計画等がある際は、必要に応じ影響が軽減されるよう関係機関と事前調整を行う。	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
活動2-2: 第3期沖縄島北部におけるマングース防除実施計画にもとづく継続的な防除事業を実施し、捕食者としてのマングースを沖縄島北部地域から完全排除するための取組を進める(※詳細は「第3期沖縄島北部地域マングース防除事業実施計画」参照)。	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
活動2-3: 本種の捕食者としてのネコ・イヌ対策として、飼いネコ、飼いイヌの適正飼養に向けた取組や、ネコ・イヌの捕獲を、自治体及び関係団体との連携により効果的に実施する。										
2-3-1: 本種生息地においてノネコの目撃情報、センサーカメラ調査の結果等をもとに効果的にノネコの捕獲を行う。また、自治体を実施するノラネコ・イヌ対策と連携する。	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
2-3-2: 飼いネコの適正飼養に関する条例を制定している国頭村、大宜味村及び東村、並びに3村の各集落と連携し、飼いネコへのマイクロチップ装着、繁殖制限などの普及啓発等の活動を実施する。	→	→	→	→	→					
活動2-4: 捕食により本種に影響を与えるハシブトガラスの個体数を管理するため、自治体による対策と連携する。										
2-4-1: 捕食等、ハシブトガラスが本種に与える影響について把握する。	→	→	→							
2-4-2: 自治体を実施する有害鳥獣対策との情報共有等を行う。	→	→	→	→	→					
活動2-5: 傷病及び死亡事故(交通事故、ガラス衝突、防鳥ネット、感染症など)発生原因を情報収集・把握し、関係機関・団体と連携し効果的な対策を行う。										
2-5-1: 傷病及び死亡事故の現状を情報収集・把握し、事故の防止と発生時の効果的な救護を可能にするために環境省と関係機関・団体との連携体制を構築する。	→	→								
2-5-2: 収集した本種の傷病及び死亡事故のデータを整理し、事故の発生原因を把握し、結果を各種対策に反映させる。			→	→						
2-5-3: 傷病個体の飼育や、死亡個体から得られるデータを蓄積し、調査研究、保護対策等に有効活用する。					→	→				
目標3. 飼育下での繁殖										
活動3-1: 関係団体と連携し傷病個体のリハビリ等のための飼育により、飼育技術に関する情報と経験を蓄積する。	→	→								
活動3-2: 国内・外のキツキ類の飼育技術及び繁殖下繁殖に関する情報を収集する。			→	→						
活動3-3: 本種の傷病個体の飼育経験、キツキ類の飼育・飼育下繁殖に関する情報収集の結果をもとにノグチゲラの飼育及び飼育下繁殖に係る情報を整理する。					→	→				
目標4. 生息地における監視										
活動4-1: 関係機関・団体、地域住民等の協力により生息地のパトロール等を行い、生息地への不用意な接近など本種に影響のある行為等を軽減する。	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
活動4-2: 林道等における本種の営巣木及び個体への過度な接近を防ぐため、観察ルールを来訪者やツアーガイドに周知する。										
4-2-1: 活動4-1の生息地のパトロールで繁殖に影響があるような観察行為を発見した場合は、観察者に対して指導を行う。	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

5-29 ヤンバルテナゴコガネ保護増殖事業10ヵ年実施計画(2017年-2026年)

平成29年8月

環境省那覇自然環境事務所

1. 対象種

ヤンバルテナゴコガネ (*Cheirotonus jambar*)

2. 分類及び生態

ヤンバルテナゴコガネ *Cheirotonus jambar* は沖縄島北部地域（通称やんばる地域）のみに生息する固有種で、1984年に新種として記載された (Kurosawa, 1984)。近縁種は中国大陸内陸部に生息するウンナンテナゴコガネとされる。沖縄島がユーラシア大陸から分断された後、独自の進化を遂げてきた遺存固有種である。

本種は、高齢の常緑広葉樹林の有する樹洞に産卵し、樹洞内のフレークで幼虫が成育する。生育した幼虫は同様に樹洞内で蛹となり、羽化する。羽化した後もしばらくの間樹洞内で過ごし、繁殖時期になるとつがいを求めて飛翔する。一腹産卵数は10卵から20卵程度。樹洞から出た後は採餌しないとの説がある。生息個体数は正確には把握されていない。しかしながら、本種の生息に適した樹洞を有する老齢木の減少を考えると、本種の生息適地は著しく減少していると考えられる。

3. 法的位置づけ等

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

- ・平成5年に国内希少野生動植物種に指定
- ・平成16年に保護増殖事業計画を策定

○文化財保護法

- ・昭和60年に国の天然記念物に指定

○その他

- ・IUCN レッドリスト(2001)において絶滅危惧 I A 類 (CR) に掲載
- ・環境省第4次レッドリスト(2012)において絶滅危惧 I B 類 (EN) に掲載

4. 策定理由

保護増殖事業の開始から10年以上が経過し、これまでの事業実施によって、生息状況の把握を試みてきた。樹洞環境の把握や、生息可能木の把握など一定の成果が得られている。また、本種の生息適地に倒木からの幼虫の救護により人工飼育を試み、飼育技術に関する知見の収集も進んでいる。一方で、本種の生息密度が極めて低いことから、生態情報の収集や生息状況の把握が難しく、保全に結びつく情報の収集が難しい状況となっている。

生物多様性国家戦略 2012－2020 において設定されている目標の一つに、「C-2：絶滅危惧種のランクが下がる種を増加させる。」がある。また、我が国は「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録に向けて、平成 25 年 1 月末に世界遺産暫定一覧表への記載を決定し、2 月にユネスコ世界遺産センターに記載のための必要書類を提出した。沖縄島北部地域は奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦候補地であり、本種はその顕著な普遍的価値の証明に不可欠な存在である。それゆえ、今後、国家戦略の目標達成と世界自然遺産への登録とその保護担保措置のため、より一層効果的に成果が上がるよう保護増殖事業を進めていく必要がある。

以上のことから、10 ヶ年（2017 年－2026 年）の「保護増殖事業実施計画（以下、「実施計画」という。）」を作成することとした。

5. 実施計画目標

本種の好適生息地が明らかになり、生息状況が把握されることで分布域、生息個体数等の評価が可能になり、好適生息地の維持及び改善、密猟の監視活動等により本種の減少要因が除去または緩和される。また、飼育下での繁殖技術の確立及び緊急時に再導入と補充が可能な技術の確立を行うことで、沖縄島北部地域において本種の分布域及び生息数が増加することを目標とする。

6. 実施期間

平成 29 年 8 月 1 日～平成 39 年 3 月 31 日

7. 下位目標と実施内容

本計画の目標を効果的に達成するために、下位目標と活動内容を下記の通り設定した。

(1) 生息状況等の把握・モニタリング

目標 1：生態解明に必要な新たな調査手法を導入し、植生分析、生息木等の生息環境調査により好適生息地の抽出、樹洞木調査等による生息状況のより詳細な把握を行うことで、より効果的に生息状況、生態、遺伝学的知見等に関する情報が収集・蓄積され、本種の保護対策、生息個体数の評価等に用いられる。

<活動 1 >

活動 1-1：生息環境の把握

活動 1-1-1：空中写真とその他既存の植生データを活用し生息適地の抽出に必要な植生区分図を GIS で整理する。

活動 1-1-2：上記 1-1-1 のデータの精度向上のためにトゥルースデータを収集する。

活動 1-1-3：これまでに把握された生息木の現況確認と共生菌等の樹洞環境を把握する調

査を実施するとともに、生息適地として周辺の生息環境調査を実施する。

活動 1-1-4：上記 1-1-1～1-1-3 の活動により本種の生息適地を抽出する。

活動 1-2：生息状況の把握

活動 1-2-1：上記で抽出された生息適地を中心に、踏査による利用可能な樹洞木、生息木の把握調査を実施し、生息状況を把握する。また、継続的な生息木、幼虫及び羽化する成虫の生息密度のモニタリング手法を確立する。

活動 1-2-2：活動 1-1 の生息適地の把握の結果と合わせて、より効率的な調査方法の検討を行い、生息密度等を把握する。

活動 1-2-3：効率的な生息木の探索を行うために、新たな生息木の探索技術を開発する。また、調査者の育成等を行う。

活動 1-3：生態の把握

活動 1-3-1：飛翔能力等の生態情報を把握する。

活動 1-3-2：飼育個体から生態学的及び遺伝学的情報の収集と蓄積を行う。

活動 1-4：遺伝的多様性の解析

活動 1-4-1：緊急保護個体等から遺伝子サンプルを採取する。

活動 1-4-2：遺伝的多様性解析のためのマイクロサテライト分析に必要なプライマーを開発する。

活動 1-4-3：開発したプライマーを用いて遺伝的多様性の分析と評価を行う。

<成果 1 >

成果 1-1：生息適地抽出に必要な植生区分図の GIS データ、生息木の樹洞環境とその周辺の森林環境に関する報告書、生息適地に関する報告書

成果指標 1-1：成果 1-1 に関する報告書、学術論文等の数

成果 1-2：生息地の分布並びにその GIS データと報告書、生息木及び生息密度のモニタリング調査マニュアル

成果指標 1-2：成果 1-2 に関する報告書、学術論文等の数

成果 1-3：飛翔能力等の生態学的情報や、遺伝学的情報に関する報告書及び学術論文

成果指標 1-3：成果 1-3 に関する報告書及び学術論文の数

成果 1-4：遺伝的多様性分析に必要なサンプル及びプライマー、遺伝的多様性評価結果

成果指標 1-4：遺伝子サンプルの採取数、遺伝的多様性解析に十分な数のプライマー、遺

伝的多様性に関する報告書及び学術論文数

<効果1>

効果1：生息環境、生息状況、生態、遺伝的多様性に関して集積された知見が保全施策に活用されるとともに、生息木の分布、推定数から幼虫、羽化する成虫の個体数が推定され、保護対策及びレッドリスト等での評価に用いられる。

効果指標1：成果1に基づく報告が活用された保全施策の種類と事例数

(2) 生息地における生息環境の維持・改善

目標2：本種の生息適地の分布から、保護地域の拡大等により本種の好適な生息環境を維持及び改善する。また、補完的に人工的な繁殖環境の創出技術を開発する。

<活動2>

活動2-1：生息適地の保護及び生息地の確保

活動2-1-1：活動1-1で抽出した生息適地を含む重要地域について保護上有効な国立公園等の保護区として維持する。

活動2-2：自然下における生息・繁殖環境の補強

活動2-2-1：天然木等を利用したフレークの増殖技術を開発する。

活動2-2-2：人工フレークの作成を行う。これらを天然木及び人工樹洞に充填し、本種の生育・繁殖に適したフレークの作成試験を行う。

活動2-2-3：野外の天然木を利用した人工樹洞の作成または樹洞の補強技術の開発を行う。

<成果2>

成果2-1：生息適地の国立公園（特別保護地区、第一種特別地域）等皆伐が禁止された保護区等への指定

成果指標2-1：国立公園（特別保護地区、第一種特別地域）等皆伐が禁止された保護区等の指定の有無及び面積

成果2-2：フレークの増殖技術、人工樹洞及び樹洞補強技術の開発、マニュアル等

成果指標2-2：幼虫の生息と羽化が可能なフレークの増殖及び人工樹洞並びにそれらの作成のためのマニュアル

<効果2>

効果 2-1：本種の好適生息環境の維持、保護された生息環境の拡大

効果指標 2-1：保護区等での本種の確認頻度等

効果 2-2：人工樹洞等による羽化数の増加

効果指標 2-2：人工樹洞試験等による羽化個体数と羽化成功率等

(3) 人工繁殖及び個体の野生復帰

目標 3：緊急保護個体等の一部を飼育下に導入し、飼育下での飼育技術及び繁殖技術を確立する。本種の遺伝的多様性を明らかにするとともに、遺伝的多様性にも配慮した野生復帰及び補強技術を確立する。

<活動 3>

活動 3-1：緊急保護個体の飼育及び飼育下繁殖

活動 3-1-1：野外に戻すことが困難な緊急保護個体を飼育し、飼育下繁殖に向けた個体を確保する。

活動 3-1-2：飼育下における繁殖技術を確立し、飼育下繁殖マニュアルを作成する。

活動 3-1-3：飼育下繁殖を行い、飼育下繁殖個体を増加させる。

活動 3-2：遺伝的、疫学的、生理的状态等の面に配慮し野生復帰または補強可能な手法の開発

<成果 3>

成果 3-1：緊急保護個体の飼育及び飼育下繁殖技術の確立、飼育下繁殖マニュアルの作成

成果指標 3-1：緊急保護個体の飼育個体数及び飼育下繁殖個体数、飼育下繁殖マニュアル

成果 3-2：野生復帰または再導入のための飼育繁殖技術

成果指標 3-2：野生復帰または再導入のためのマニュアル

<効果 3>

効果 3-1：保険個体群の創出及び野生下での保全策への知見の反映

効果指標 3-1：緊急時に再導入可能な保険個体群の個体数。野生下での保全策へ知見が反映された数

効果 3-2：緊急時に野生復帰技術が活用される

効果指標 3-2：緊急時に野生復帰技術が活用された事例

(4) 生息地における密猟の防止

目標 4 : パトロールや多様な手段により本種の密猟を防止する。

<活動 4 >

活動 4-1 : 密猟防止パトロールの実施

活動 4-1-1 : 地域と連携したパトロールの実施

活動 4-1-2 : 地域での取り組みの推進

活動 4-2 : 様々な角度からの密猟防止対策の実施

活動 4-2-1 : インターネット取引、マーケット等の把握

活動 4-2-2 : 林道の管理の強化

活動 4-2-3 : 林道への自動撮影カメラの設置等

<成果 4 >

成果 4 : 密猟者の摘発、密猟の減少

成果指標 4 : 密猟者の摘発数、密猟の痕跡数

<効果 4 >

効果 4 : 密猟者の摘発、密猟の減少による本種の生息状況の回復

効果指標 4 : 生息状況調査による生息状況の改善

(5) 普及啓発の推進

目標 5 : 本種の生息状況について広く普及啓発を行い、認知度を向上させるとともに、保全に関する理解及び保護の取組の推進を図る。

<活動 5 >

活動 5-1 : 本種の実態に関する普及啓発

活動 5-1-1 : 普及啓発グッズの作成

活動 5-1-2 : 普及啓発イベントの開催

活動 5-1-3 : マスコミへの報道発表

活動 5-2 : 生息地域における普及啓発及び飼育技術開発のための生態展示の検討

<成果5>

成果5-1：本種の危機的状況に関する報道等の増加による認知度の向上

成果指標5-1：報道件数、認知度調査結果等

成果5-2：一般者の認知度の向上

成果指標5-2：認知度調査結果等

<効果5>

効果5-1：認知度向上による保護関係者及び保護に関する取組・支援の増加

効果指標5-1：保護関係者数、保護に関する取組数及び支援数

効果5-2：保護関係者数、保護に関する取組数及び支援数の増加

効果指標5-2：保護関係者数、保護に関する取組数及び支援数

(6) 効果的な事業の推進のための連携の確保

目標6：本種の保全対策が効果的に推進されるように関係機関・団体、教育機関、自治体及び関係者との連携が強化される。

<活動6>

活動6-1：より効果的な保全対策の実施のための地域産業との連携及び情報共有、各種保護対策における関係機関・団体の役割分担・連携

活動6-2：教育関係機関との連携

活動6-2-1：地域及び県内小中学校と連携し、課外授業において関連施設を活用しヤンバルテナゴコガネとやんばるの自然保護のための環境教育を行う。

活動6-2-2：県または村教育機関等と連携し、やんばるの自然とヤンバルテナゴコガネ保護のための教育プログラムを作成し、課外授業や環境教育に活用する。

活動6-2-3：やんばる野生生物保護センター等を活用して、県外からの修学旅行生向けに、環境教育を行う。

<成果6>

成果6-1：調査結果、保護対策、開発計画等の情報共有及び連携のための連絡会議、検討会開催・各種調整会議等の開催、各種データの視覚化、調査結果報告書の共有。

成果指標6-1：連絡会議、検討会、調整会議の開催回数、集約されたGIS、その他データ数、調査結果報告書共有数

成果 6-2：地元小中学生との共同活動の実施。課外活動、修学旅行生との共同活動の実施。

ヤンバルテナゴコガネ及びやんばるの自然を題材とした教育プログラムの作成。

成果指標 6-2：共同活動の実施の実施回数。課外活動、修学旅行生の受入数。

<効果 6>

効果 6-1：開発計画等における配慮事例の増加、関係機関・団体の連携による保護対策の事例数の増加、関係機関・団体等による GIS 等データ及び調査結果の利用の増加。

効果指標 6-1：開発計画等における配慮事例数、関係機関・団体の連携による保護対策の事例数、共有化された生息情報、GIS に係るデータ数。

効果 6-2：地域小中学生のヤンバルテナゴコガネ保護への理解度の向上、小学校から地域や大人への普及啓発の拡大。将来的な保全対策へ効果が期待できる。

効果指標 6-2：地域小中学生のヤンバルテナゴコガネ保護への理解度（アンケート調査）、ヤンバルテナゴコガネ保護増殖事業への協力者数。

（7）より効果的かつ効率的な事業の実施

目標 7：やんばる希少野生生物保護増殖検討会（以下、「保護増殖検討会」という）等において、毎年実施計画の進捗について報告し必要な改善を行う。また、5 年おきに進捗状況を評価し実施計画の見直しを行う。

<活動 7>

活動 7-1：毎年、保護増殖検討会等において、本実施計画の実施結果について報告し、検討委員から改善点等について助言を受け、より効果的かつ効率的な事業実施のための改善を行う。社会情勢や科学技術の進展に合わせて、より効果的な保全手法を導入する。

活動 7-2：平成 33 年度に実施計画の進捗状況について成果及び効果指標をもとに総合的に評価し、必要な点について実施計画の見直しを行う。また最終年度の平成 38 年度に本実施計画の目標達成度を同様に評価する。

<成果 7>

成果 7-1：毎年、保護増殖検討会等において実施結果が報告され、検討委員からの助言に応じ、適切な改善が行われる。

成果指標 7-1：毎年の検討会等の開催状況及び検討委員からの助言による事業の改善状況。

成果 7-2：本実施計画の進捗状況の評価が、成果及び効果指標に基づき総合的に実施され、実施計画の見直しが行われる。

成果指標 7-2：成果及び効果指標による進捗状況評価結果、修正された実施計画。

<効果 7 >

効果 7-1：より効果的かつ効率的にヤンバルテナガコガネ保護増殖事業が実施される。

効果指標 7-1：改善された活動における成果及び効果指標の向上。

効果 7-2：実施計画の必要な見直しが行われ本種の生息状況が改善する。

効果指標 7-2：本種の生息数、分布域等の改善状況。

これまでのヤンバルテナゴコガネ保護増殖事業成果及び課題

1. 保護増殖事業のこれまでの成果

(1) 生息状況等の把握・モニタリング

- ・ヤンバルテナゴコガネ現状把握調査（平成 12 年度）及び生態調査（平成 15 年度～）を実施し、生息環境等の生態面の解明が進んでいる。
- ・空中写真等による森林環境調査を実施し、本種の生息可能域を効率よく推定するための解析を行っている（平成 22 年度～）。

(2) 生息地における生息環境の維持及び改善

- ・本種が生息するフレークの分析を行っている（平成 15 年度～）。また、生息木周辺の環境調査、樹洞の計測や樹洞へのデータロガーの設置などから生息に適する環境を解析し、好適な生息環境が明らかになりつつある。
- ・人工フレークを作成しモニタリングを実施している（平成 24 年度～）。
- ・本種の生息地を含む森林地域を、やんばる国立公園として指定（平成 28 年度）。

(3) 人工繁殖及び個体の野生復帰

- ・ヤンバルテナゴコガネ生態調査（平成 15 年度～）により、研究施設で飼育を開始。飼育下での生態や繁殖様態などが明らかになりつつある。

(4) 生息地における密猟の防止

- ・ヤンバルテナゴコガネ等密猟防止協議会設置・開催（平成 13 年度～）し、ヤンバルテナゴコガネ密猟防止合同パトロールを実施（平成 17 年度～）。警察等の協力のもと、林道等のパトロールを定期的に行っている。
- ・また平成 23 年度から環境省業務で地域と連携した林道パトロールを実施している。

(5) 普及啓発の推進

- ・やんばる野生生物保護センターにおいて、本種を含む野生生物の保護等について理解を得るための普及啓発を実施。
- ・密猟防止ポスター、のぼり、横断幕等の設置（平成 14 年度～）。
- ・『島に住む希少種の現状』（名瀬市、奄美文化センター）にてヤンバルテナゴコガネの現状について発表（平成 16 年度）。
- ・小中学校においてヤンバルテナゴコガネについての授業を実施（平成 20 年度～）。
- ・ヤンバルテナゴコガネ新種記載 30 周年に合わせて記念イベントを実施（平成 26 年度）。

(6) 効果的な事業の推進のための連携の確保

- ・各種調査や研究、普及啓発など様々な場面において、関係機関と連携。
- ・外国産テナガコガネ類の特定外来生物への指定に際して、本種の保護増殖事業成果を活用している。
- ・環境省レッドリストや沖縄県版レッドリスト等の改定に際して、本種の保護増殖事業成果を活用している。

2. 保護上の課題

平成 25 年 12 月 19 日に大学、研究機関の参加のもと開催したヤンバルテナガコガネ保護増殖事業実施計画策定会議において、平成 16 年度から実施してきた保護増殖事業についてレビューを行い、今後の保護上の課題を抽出した。その結果を下記の通り整理した。

(1) 生息状況等の把握・モニタリング

- 空中写真及びこれまでの森林環境調査結果を活用し、本種の生息適地の抽出が必要。
- 上記データと現地環境の相違を把握するための現地調査が必要。
- これまでに把握された生息木の確認調査を実施するとともに、周辺の生息環境調査を実施する。
- 本種の生育に必要な森林環境の把握及び共生菌等の樹洞環境の情報を継続的に収集する必要がある。
- 上記で抽出された生息適地を中心に、継続的な踏査による生息状況調査が必要。また、生息適地内での樹洞木調査等が必要。継続的な生息状況のモニタリング手法を併せて検討する必要がある。
- 分布及び密度の把握を中心とした調査が必要。既存の調査エリアの見直し、より効率的な調査方法の検討、調査時期の見直しが必要。
- 生息木の探索技術を開発し、効率的な生息木の探索が必要。調査者の育成が必要。
- 発信器装着等の追跡調査等により飛翔能力や行動範囲等の生態情報を把握する必要がある。
- 飼育個体から生態情報の収集が必要。
- 緊急保護個体からの遺伝子サンプルの採取が必要。
- 遺伝的多様性の評価が必要。

(2) 生息地における生息環境の維持・改善

- 国立公園を含む保護上有効な保護区を維持する必要がある。
- 天然木を利用したフレークの増殖技術が必要。これらを天然木及び人工樹洞に充填し、本種の生育・繁殖に適したフレークの作成が必要。

○野外の天然木を利用した人工樹洞の作成または樹洞の補強技術の開発が必要。

(3) 人工繁殖及び個体の野生復帰

- これまでに救護した個体の継続飼育が必要。
- 飼育下における人工繁殖技術の確立が必要。
- 野生復帰または補強のための技術開発が必要。

(4) 生息地における密猟の防止

- 地域と連携したパトロールが必要。
- 地域での取り組みの推進が必要。
- インターネット取引、マーケット等の把握が必要。
- 林道の管理の強化が必要。
- 他機関と連携し、林道への自動撮影カメラの設置等が必要。

(5) 普及啓発の推進

- 普及啓発グッズの作成が必要。
- 普及啓発イベントの開催が必要。
- マスコミへの報道発表が必要。
- 生息地域における普及啓発のための生態展示の検討が必要。

(6) 効果的な事業の推進のための連携の確保

- 普及啓発に携わる既存施設との連携を強化し、情報共有と活動の連携を促進する必要がある。
- 地域及び県内小中学校と連携し、課外授業において関連施設を活用しヤンバルテナガコガネとやんばるの自然保護のための環境教育を行う必要がある。
- やんばる野生生物保護センター等を活用して、県外からの修学旅行生向けに、環境教育を行う必要がある。

ヤンバルテナゴコガネ保護増殖事業10カ年実施計画スケジュール

実施計画目標	本種の好適生息地が明らかになり、生息状況が把握されることで分布域、生息個体数等の評価が可能になり、好適生息地の保護、密猟の監視活動等により本種の減少要因が除去または緩和される。また、飼育下での繁殖技術の確立及び緊急時に再導入と補充が可能な技術の確立を行うことで、沖縄島北部地域において本種の分布域及び生息数が増加することを目標とする。										
下位目標と活動	平成29	平成30	平成31	平成32	平成33	平成34	平成35	平成36	平成37	平成38	
目標1. 生息状況等の把握・モニタリング											
活動1-1: 生息環境の把握											凡例 優先度高  優先度中  優先度低 
活動1-1-1: 空中写真とその他既存の植生データを活用し生息適地の抽出に必要な植生区分図をGISで整理する。											
活動1-1-2: 上記1-1-1のデータの精度向上のためにツールズデータを収集する。											
活動1-1-3: これまでに把握された生息木の現況確認と共生菌等の樹洞環境を把握する調査を実施するとともに、生息適地として周辺の生息環境調査を実施する。											
活動1-1-4: 上記1-1-1～1-1-3の活動により本種の生息適地を抽出する。											
活動1-2: 生息状況の把握											
活動1-2-1: 上記で抽出された生息適地を中心に、踏査による利用可能な樹洞木、生息木の把握調査を実施し、生息状況を把握する。また、継続的な生息木、幼虫及び羽化する成虫の生息密度のモニタリング手法を確立する。											
活動1-2-2: 活動1-1の生息適地の把握の結果と合わせて、より効率的な調査方法の検討を行い、生息密度等を把握する。											
活動1-2-3: 効率的な生息木の探索を行うために、新たな生息木の探索技術を開発する。また、調査者の育成等を行う。											
活動1-3: 生態の把握											
活動1-3-1: 飛翔能力等の生態情報を把握する。											
活動1-3-2: 飼育個体から生態学的及び遺伝学的情報の収集と蓄積を行う。											
活動1-4: 遺伝的多様性の解析											
活動1-4-1: 緊急保護個体等から遺伝子サンプルを採取する。											
活動1-4-2: 遺伝的多様性解析のためのマイクロサテライト分析に必要なプライマーを開発する。											
活動1-4-3: 開発したプライマーを用いて遺伝的多様性の分析と評価を行う。											
目標2. 生息地における生息環境の維持・改善											
活動2-1: 生息適地の保護及び生息地の確保											
活動2-1-1: 活動1-1で抽出した生息適地を含む重要地域について保護上有効な国立公園等の保護区として維持する。											
活動2-2: 自然下における生息・繁殖環境の補強											
活動2-2-1: 天然木等を利用したフレークの増殖技術を開発する。											
活動2-2-2: 人工フレークの作成を行う。これらを天然木及び人工樹洞に充填し、本種の生育・繁殖に適したフレークの作成試験を行う。											
活動2-2-3: 野外の天然木を利用した人工樹洞の作成または樹洞の補強技術の開発を行う。											
目標3. 人工繁殖及び個体の野生復帰											
活動3-1: 緊急保護個体の飼育及び飼育下繁殖											
活動3-1-1: 野外に戻すことが困難な緊急保護個体を飼育し、飼育下繁殖に向けた個体を確保する。											
活動3-1-2: 飼育下における繁殖技術を確立し、飼育下繁殖マニュアルを作成する。											
活動3-1-3: 飼育下繁殖を行い、飼育下繁殖個体を増加させる。											
活動3-2: 遺伝的、疫学的、生理的状态等の面に配慮し野生復帰または補強可能な手法の開発											
目標4. 生息地における密猟の防止											
活動4-1: 密猟防止パトロールの実施											
活動4-1-1: 地域と連携したパトロールの実施											
活動4-1-2: 地域での取り組みの推進											
活動4-2: 様々な角度からの密猟防止対策の実施											
活動4-2-1: インターネット取引、マーケット等の把握											
活動4-2-2: 林道の管理の強化											

5-30 第2期奄美大島におけるジャワマングース防除実施計画 (平成25年度～平成34年度)¹

平成25年4月1日
環境省那覇自然環境事務所

1. 防除の対象

ジャワマングース (*Herpestes javanicus*)

※政令改正後にフイリマングース (*Herpestes auropunctatus*) とする予定。以下「マングース」という。

2. 防除を行う地域

鹿児島県奄美大島

図1. マングース防除実施地域 (省略)

3. 防除を行う期間

平成25年4月1日から平成35年3月31日まで

4. 防除の目標

奄美大島に生息するアマミノクロウサギやアマミヤマシギ等の在来種の生息状況の回復を図るためにマングースの防除を行い、マングースの一層の低密度化及び局所的な排除を進め、最終的に奄美大島からマングースを完全に排除することを目標とする。

5. 防除の体制

わなによる捕獲やモニタリング等の作業は、奄美マングースバスターズ(平成17年に編成されたマングースの防除を専門的に行う雇用従事者。以下「マングースバスターズ」という。)を中心とした専門従事者による組織的な体制を確保した上で、計画的に行う。

また、マングースの探索を専門的に行う犬(以下「探索犬」という。)を確保し、専門従事者から選出したハンドラー(探索犬訓練士)とともに育成を図りつつ探索作業を行う。

6. 下位目標と実施内容

本計画の目標を効果的に達成するために、下位目標と実施内容を設定した。

¹ この計画は、特定外来生物による生態系等の被害の防止に関する法律(第11条第2項)による農林水産省・環境省の告示「フイリマングースの防除に関する件」(平成17年農林水産省・環境省告示第10号)の記載に沿って、那覇自然環境事務所により策定されたもの。

6-1 マングースの完全に排除するための目標

【目標1】

マングースの分布域全域において一層の低密度化を進めるとともに、分布域の北端から作業区域毎に順次局所的な排除を達成し、平成34年度までに奄美大島からのマングースの完全排除を目指す。

【目標1を達成するための実施内容】

(1) 防除の方針

活動1：奄美大島からのマングースの完全排除に向け、以下の方針で防除を行う。

- ① 地形状況等を踏まえ、奄美大島を60km²程度の面積で区分する。
- ② マングースの分布域北端に「重点区域」を設定し、当該区域内のマングースの排除に向け、集中的な捕獲作業等を行う。
- ③ ②の作業によってマングースが残存する可能性が低くなった区域は「モニタリング区域」に移行し、マングースの残存個体の有無を確認するための作業を行う。
- ④ 「重点区域」が「モニタリング区域」に移行した段階で、南側に新たな「重点区域」を設定する。
- ⑤ 「重点区域」設定前の区域は「低密度化区域」として、マングースの一層の低密度化を進めるための捕獲作業等を行う。
- ⑥ 以上の作業を進めることにより、分布域北端から順次マングースを排除した区域を拡大させ、最終的には分布域南端において奄美大島からの完全排除を達成する。

図2. 作業区域区分（図面は省略）

エリア名称	面積(km ²)
秋名・屋入	35.1
本茶峠	51.4
戸口・鳩浜	50.2
金作原	41.4
和瀬	41.3
思勝・三太郎	70.5
名音	76.7
湯湾岳	46.6
篠川	45.1
宇検半島	51.3
山間	64.9
古仁屋	73.1
笠利	62.6

(2) 防除の方法

1) 捕獲作業等

① わなによる捕獲

- ・わなを配置するラインや箇所は、マンガースの分布状況等を踏まえ設定する。
- ・わなの種類は、生け捕り式カゴわな及び捕殺式筒わな（延長型筒わなを含む）を中心とし、アマミトゲネズミやケナガネズミなど在来種の生息状況等に応じて使い分ける。また、技術開発等によって新たな捕獲方法が確立した際には、それらの導入を図るものとする。

② モニタリング

- ・マンガースの生息情報を収集するため、ヘアトラップやセンサーカメラ、探索犬等によるモニタリングを行う。
- ・探索犬は、マンガースの糞や生体臭気等の痕跡を探索することに加え、探索中にマンガースを発見した場合は、現場状況等を踏まえハンドラーによる直接捕獲に結びつけるための追い込み等を行う。

2) 各作業区域における防除の内容

上記（1）の方針に基づき、各作業区域において以下のとおり防除を行う（具体的な防除の内容等は別紙参照）。

① 低密度化区域

「作業区域内のマンガースの一層の低密度化を図る」ことを作業目標とし、常設わなによる捕獲を中心とした作業を行う。また、ヘアトラップやセンサーカメラを計画的に配置し、マンガースの生息情報の把握に努める。

② 重点区域

「作業区域内からマンガースを排除する」ことを作業目標とし、常設わなのラインを増設するとともに点検頻度を高め、低密度化区域に比べ捕獲努力量の増大を図る。また、マンガースが残存していると考えられる箇所においては、積極的にピンポイント捕獲（マンガースの生息情報があった場所の周辺で同種が好みそうな環境を狙ってきめ細かにわなを設置する捕獲方法）や探索犬による捕獲のための探索を行うことにより、重点的な捕獲作業を展開する。低密度に残存するマンガースの生息情報をより多く収集するため、ヘアトラップやセンサーカメラの増設を図る。

③ モニタリング区域

「作業区域内からのマンガースの排除を確認する」ことを作業目標とし、常設わなによって一定の捕獲努力量は確保しつつ、ヘアトラップやセンサーに加え探索犬による面的な

探索を行うなど、マンガースの排除を確認するためのモニタリングに重点を置く。

6-2 防除を効果的に推進するための目標

【目標 2】

技術開発を推進し、捕獲技術等の向上を図る。

【目標 2 を達成するための実施内容】

活動 2：大学や研究機関、企業等と連携・協力しつつ、各種わなの改良や効果的な誘引餌の検討、探索犬とハンドラーによる捕獲方法の確立等の捕獲技術の向上を図るとともに、ヘアトラップやセンサーカメラ、探索犬等によるモニタリング精度を高めるための改良や検討等を行う。

【目標 3】

在来種の回復状況を評価し、必要な措置の検討等を行う。

【目標 3 を達成するための実施内容】

活動 3-1：マンガースバスターズによる在来種モニタリング、わなによる混獲やセンサーカメラによる撮影の状況、保護増殖事業の調査結果や研究者による研究成果等を整理し、在来種の回復状況について定期的に評価を行う。

活動 3-2：評価は後述の検討会等において行い、その結果を踏まえ、在来種の生息状況の回復を図るために必要な措置（保護増殖事業等）の検討等を行う。

【目標 4】

普及啓発を推進し、広く一般の理解・協力を得る。

【目標 4 を達成するための実施内容】

活動 4 防除の必要性や実施内容、進捗状況、成果等が地域住民をはじめ広く一般に理解され、防除に対する協力が得られるよう、関係機関と連携・協力しつつ、ホームページやパンフレット等の広報媒体を通じて積極的に普及啓発を推進する。

【目標 5】

防除の実施状況等について定期的に評価し、必要な改善を図る。

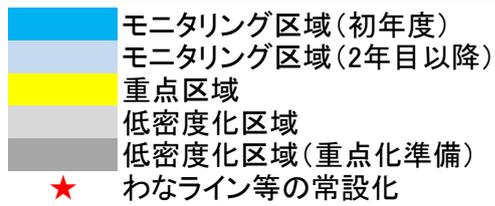
【目標 5 を達成するための実施内容】

活動 5-1：専門家で構成される検討会を設置し、科学的知見に基づき、本計画による防除の実施状況や各作業区域における排除の達成状況等について定期的に評価等を行うとと

もに、防除の体制や防除の方法等について必要な改善を図る。

活動 5-2：マングースの完全排除に向けては、同種の生息状況や現場状況等を踏まえた順応的な管理が必要不可欠であるため、本計画は、同検討会における検討結果等を踏まえ必要に応じて見直しを行うこととする。

エリア名	面積 (km ²)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
笠利	62.6										
秋名・屋入	35.1										
本茶峠	51.4										
戸口・鳩浜	50.2										
金作原	41.4										
和瀬	41.3										
思勝・三太郎	70.5	★									
名音	76.7										
湯湾岳	46.6	★									
篠川	45.4	★	★	★	★						
宇検半島	51.3	★	★	★	★						
山間	64.9	★	★	★	★						
古仁屋	73.1	★	★	★	★						



5-31 第3期沖縄島北部地域におけるマングース防除実施計画 (平成29年度～平成38年度)¹

平成29年4月1日
環境省那覇自然環境事務所
沖縄県環境部自然保護課

1. 防除の対象

ファイリマングース (*Herpestes auropunctatus*)

2. 背景

ファイリマングースは(以下「マングース」という。)は西アジアから東南アジアにかけて分布する全長50～60cmほどの肉食性哺乳類である。生後半年で繁殖できる状態に達し、年に1～2回、1回につき2～3頭の子どもを産む。小型哺乳類や両生・爬虫類、鳥、昆虫などさまざまな生きものや、果実など、幅広く食べる。

沖縄本島には農作物を荒らすネズミや咬傷をもたらすハブを駆除する目的で明治43(1910)年に移入された。十数頭が沖縄島南部に位置する沖縄県立農事試験場(安里)や首里城内などで放された後、沖縄島の北へ分布を拡げ、沖縄島の生態系に深刻な影響を与えた。

そして1990年代初めには大宜味村に到達し、ヤンバルクイナ、オキナワトゲネズミ等を捕食することで、これら沖縄島北部(やんばる)地域固有の希少野生動物の生存をも脅かすようになった。そのため、平成12(2000)年度から沖縄県が、平成13(2001)年度から環境省が駆除事業を開始し、平成17(2005)年度からは「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が施行されたことにより、第1期(平成17(2005)～平成24(2012)年度)及び第2期(平成25(2013)～平成34(2022)年度)の防除実施計画に基づき、防除事業を実施してきた。

これまでの集中的な捕獲を中心とした取り組みに加え、糞探索犬及び生体探索犬による残存個体の効果的な排除により、マングースの生息数及び生息密度を大幅に削減し、分布域も縮小傾向にある。また、マングースの減少に伴い、ヤンバルクイナやケナガネズミの分布域及び生息個体数が顕著に回復するなど、大きな成果を上げている。

一方、沖縄島北部地域からのマングースの全域排除に向けては、わなに強い警戒心を持つ個体や、急峻な地形等による制約で探索犬が活動しにくい地域での捕獲が新たな課題となっている。わずか十数頭から増えたマングースについて残存個体を見落とせば、短期間で再び増加してしまうおそれがある。

¹ この計画は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(第11条第2項)による農林水産省・環境省の告示「ファイリマングースの防除に関する件」(平成17年農林水産省・環境省告示第10号)の記載に沿って那覇自然環境事務所及び沖縄県により策定されたもの。

そこで、これまでの防除の取り組みを評価した上で第 3 期沖縄島北部地域におけるマングース防除実施計画（以下「本計画」という）を作成した。

なお、沖縄島北部地域のマングース防除は、我が国の生物多様性国家戦略 2012-2020（平成 24 年 9 月閣議決定）及び沖縄県の「生物多様性おきなわ戦略」（平成 25 年 3 月策定）において重点的取り組みとして位置づけられ、その成果が進捗を示す指標とされている。したがって、本計画の目標達成は、これら生物多様性戦略の実現に向けて不可欠である。

3. 防除を行う期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 39 年 3 月 31 日

4. 防除の目標

固有の生物相を有し、多くの希少種の生息地であるやんばる地域の生態系を回復し、安定した状態で保全するために、やんばる地域からマングースを将来にわたって排除すること。

- ・長期的な観点から防除コストを最小化するため、平成 38 年度までに SF ラインに設置されている第一北上防止柵以北からマングースの確認がない状態（全域排除状態）とすること
- ・バッファーズーンでの極低密度管理及び第一北上柵以北への再侵入を監視し、再侵入が見られた際には速やかに防除できる体制とすること

5. 防除を行う地域

大宜味村塩屋から福地ダムの福上湖を経て大泊橋に至るライン（塩屋－福地ライン、以下「SF ライン」という）に設置されている第一北上防止柵以北の沖縄県沖縄島北部地域及び SF ラインと大宜味村塩屋から東村平良に至るライン（塩屋－平良ライン、以下「ST ライン」という）に設置されている第二北上防止柵とで挟まれた地域（以下、「バッファーズーン」という）（図 1）。

このうち、沖縄県により設置された第一・第二北上防止柵は沖縄県が維持管理するとともに、バッファーズーンは沖縄県の防除実施地域とする。なお、北上防止柵には主要な道路等で開口部があり、破損等によってもマングースが侵入する余地があることから、沖縄県は第一北上防止柵以北の侵入状況調査等を行い、その結果を踏まえて、柵の維持管理とあわせて必要な侵入防止対策をとる。沖縄県は第二北上防止柵以南においても防除を行うが、本計画とは別に計画を策定し、実施する。

また、環境省は第一北上防止柵以北の沖縄県が調査等を行う地域を除く沖縄島北部地域を防除実施地域とする。

なお、環境省と沖縄県は必要に応じて沖縄県内のマングース生息域内において防除技術及び手法の新たな開発、改善を行う。

図1. マングース防除実施地域（省略）

6. 防除の体制

本計画目標を達成するためには、環境省と沖縄県による防除実施地域での防除だけでなく、沖縄県により設置・維持管理されている第一・第二北上防止柵の継続的な管理が不可欠である。これまでも環境省と沖縄県は相互のマングース防除事業との連携体制を構築し、情報共有を図りつつ互いに協力しながら防除を実施してきたが、連携体制及び情報共有は今まで以上にしっかりと進める必要がある。

また、事業の成果及び進捗状況を客観的且つ適切に評価していくためには、専門的知見を持った有識者からの助言が不可欠である。そのため、検討委員会を設けて検討し、必要に応じて事業内容の修正等を図るとともに、達成状況を評価し、計画の見直しを行う。

現場におけるわなによる捕獲やモニタリング等の作業は、やんばるマングースバスターズ（平成20年に編成されたマングースの防除を専門的に行う雇用従事者。以下「マングースバスターズ」という。）を中心とした専門従事者による組織的な体制を確保した上で、計画的に行う。また、マングースの糞及び生体の探索を専門的に行う犬（以下それぞれ「糞探索犬」「生体探索犬」という。）を確保し、ハンドラー（探索犬訓練士）とともに探索作業を行う。

なお、平成27年3月26日に策定された『外来種被害防止行動計画』（環境省・農林水産省・国土交通省）では、国、地方自治体、民間団体、企業、研究者、国民等の各主体が積極的に外来種対策に関わり、行動していくことを求めている。現場での防除は環境省と沖縄県との連携により専門従事者を中心として組織的に進めていくものの、実施にあたって地域の理解と協力を得られるよう努めるとともに、マングース防除を通じて外来種が引き起こす問題や対策の重要性等を広く啓発していく。

7. 下位目標と実施内容

本計画の目標を効果的に達成するために、下位目標と作業実施内容を下記の通り設定した。

（1）全域排除状態達成・維持のための実施目標

目標1：第一北上防止柵以北からマングースの確認がない状態（全域排除状態）を達成する。

1-1. 全域排除に向けて順次地域排除を達成していくために、河川、ダム湖等を境界として全域排除地域をⅠ～Ⅷの8つの作業区域に分割し（図2）、マングースの生息密度が低い作業区域Ⅰ（北側）の区域から順に排除を達成していく。

図 2. 作業区域 (省略)

- 1-2. わなによる捕獲と各種モニタリングの結果を踏まえて、各作業区域をマンガースの生息密度に応じて以下の 4 段階に分けて、各段階の実施内容に応じて作業を行う。具体的な作業内容のガイドラインは後述する。

フェーズ 1 : 低密度化

- ・均一に高い捕獲圧をかけることで、マンガース生息密度を大幅に低下させる。

↓

フェーズ 2 : 残存個体の排除

- ・低密度ながらも残存している個体を排除する。

↓

フェーズ 3 a : 排除確認

- ・作業区域にはマンガースが生息していないことを確認する。

↓

フェーズ 3 b : 排除状態の維持

- ・作業区域からマンガースが排除されている状態であることを確認する。

- 1-3. 目撃や糞探索犬の探索結果に基づいてマンガースの残存が確認されている地点においては、生体探索犬を優先的に用いる等の手法により、残存個体の排除を行う。

目標 2 : SF ライン以南からの再侵入を防止し、再侵入を監視する体制及び侵入確認時の排除体制を構築する。

- 2-1. バッファゾーンから全域排除地域へのマンガース侵入の危険性を最小化させるために、SF ラインの北側周辺の地域で集中的な捕獲及びモニタリングを実施する。具体的な作業内容のガイドラインは後述する。

- 2-2. 第一・第二北上防止柵については主要な道路等で開口部があることから、SF ライン北側については全域排除状態達成後も常に再侵入のリスクがある。そのため、第一北上防止柵以北の侵入状況調査結果を踏まえて、柵の維持管理とあわせて必要な侵入防止対策をとる。

- 2-3. 第一・第二北上防止柵で囲まれたバッファゾーンは、第一北上防止柵以北の全域排除状態達成及びその後の侵入を防ぐ上で、非常に重要な地域である。そのため、捕獲等による第二北上防止柵以南からの流入対策を行うとともに、捕獲によるバッファゾーン内の大幅な個体数の削減及び分布域の減少を達成するものとする。

目標 3 : やんばんる地域の生態系についてマングースを防除したことによる回復・保全状況を把握し、評価するとともに、回復を促す取り組みについて検討する。

3-1 : 固有の生物相を有し、多くの希少種の生息地であるやんばんる地域の生態系が、マングースを排除したことにより回復し、安定した状態で保全されているかどうか、経年的に評価する。希少種をはじめとする在来種について適切にモニタリングするとともに、他の事業により行われた調査等のデータも参考に解析、評価する。

3-2 : マングース捕獲わなによる錯誤捕獲が生じないように、できる限りの対応策をとるとともに、継続的に混獲データを蓄積し、最新の混獲リスクを把握する。希少種をはじめとした在来種の混獲リスクの評価及び混獲の対応方針は検討委員会等で協議し、設置するわなの種類、設置時期、設置地域等の修正を行うことで、適切な混獲リスク管理を行う。

3-3 : 生態系の回復には長い年月を要することから、全域排除状態達成後も適切にモニタリングを続け、回復状況を評価する。

3-4 : マングースの補食により分布域の断片かが生じたことで絶滅のリスクが高まっている場合等においては、積極的に回復を促す取り組みについても検討する。

(2) 防除を効果的に推進するための目標

目標 4 : 防除技術及び手法の新たな開発、改善、連携により事業の効果を向上させる。

4-1 : 大学、研究機関、企業などと連携、協力しながら、希少種の混獲の危険性が低くマングースを捕獲し易いわな、誘引餌、化学的防除等の新たな防除技術及び手法、検出精度の高い新たなモニタリング技術等の技術開発を行う。

4-2 : 上記 4-1 の技術開発と実証試験を通して効果の認められたものを防除事業に導入する。

4-3 : さまざまな主体により行われている事業との連携を図り、効果的な防除及び防除成果の評価を行う。

目標 5 : 地域の理解と協力を得られるよう努めるとともに、マングース防除を通じて外来種が引き起こす問題や対策の重要性等を広く啓発する。

5-1 : 地域住民に対して、広報、ニュースレター、報告会、やんばんる野生生物保護センターの展示等を通じて、定期的に事業の実施内容、進捗状況等について積極的に情報提供

と意見交換を行う。

- 5-2：わずか十数頭の意図的な導入により沖縄島北部地域の生態系にまで多大な影響を及ぼすこととなったマングースの防除事業を通じ、広く多様な主体が外来種問題に関心を持ち、解決に向けた行動を喚起できるよう、適切な普及啓発を行う。
- 5-3：希少種をはじめとする在来種の回復状況やマングース排除状態の結果等、事業の成果については毎年適当な時期に報道発表し、ホームページで公表する。また、事業の進捗等に応じて定期的にパンフレットを作成・配布する等、沖縄県民をはじめとする国民に対し広く情報提供を行い、事業への理解と協力を求める。
- 5-4：生物多様性国家戦略及び生物多様性おきなわ戦略の達成状況進捗評価のために事業の進捗、事業目標達成状況をわかりやすい形で情報提供する。

目標 6：防除事業の実施状況及び成果を定期的に評価し必要な改善を図る。

- 6-1：事業成果及び進捗状況を客観的且つ適切に評価し、改善点を抽出するために検討委員会を設置し、定期的に会議を開催する。委員会で得られた評価及び改善点の検討結果を基に第 3 期防除実施計画に基づく毎年の事業内容の修正を図り、より効果的に事業を実施する。
- 6-2：マングースの全域排除状態の達成に向けては、各主体による本計画に基づいた着実な事業遂行が求められる。事業遂行に支障を及ぼしかねない事案が発生した場合、速やかに検討委員会を招集し、対応策を検討する。
- 6-3：外来種対策においては、対象とする種の生息状況や防除結果等を踏まえた順応的な管理が必要不可欠である。一方、十分な判断材料もないまま安易に計画に基づく事業内容を変更することがないよう、委員会における検討結果等を踏まえるものとする。本計画は必要に応じて見直しを行うとともに、本計画の 5 年目（平成 34 年度）に達成状況を評価する。

8. SF ライン以北における段階ごとの作業ガイドライン

目標 1-2 で示した 4 つの作業段階ごとの作業ガイドラインは下記及び表 1 の通りである。各作業区域がどの作業段階にあるのかは、本ガイドラインを基本に検討委員会において検討・評価するものとし、年次計画を表 3 に示した。

なお、第 1 期及び第 2 期沖縄島北部地域におけるマングース防除実施計画においては、

CPUE (Capture Per Unit Effort ; 単位捕獲努力量当たりの捕獲数) は 100TD (Trap-Day ; わな日) 当たりで表記していたが、本計画では 1,000TD 当たりで表記する。従来の数値と比較する場合、一桁違う点に留意が必要である。(従来、CPUE が 0.01 であれば、本計画 0.1 となる。)

1) 低密度化 (フェーズ 1)

均一に高い捕獲圧をかけることでマングース生息密度を大幅に低下させる。

具体的には、対象区域内に 70%程度のおな占有率でおなを設置し定期的に点検することで、面的に高い捕獲圧を維持し、マングースの生息密度を低下させる。現在、おな占有率が低い地域には新たなおなラインを開設し、おなを設置する。対象区域に年間で 1 メッシュ²当たり 7,000TD 程度のおな占有率 70%程度の捕獲圧をかけ、CPUE が 0.1 以下、もしくは、2 ヶ年連続で CPUE が 0.2 以下となることをこの作業段階の達成数値目標とする。

2) 残存個体の排除 (フェーズ 2)

対象地域内に少数ながらも残存している個体を排除する。

具体的には、過去の捕獲状況やモニタリングで得られた生息情報等からマングースが残存していると考えられる地域においては、月 1 回程度の筒おな点検に加えて、集中した捕獲作業 (おなの追加や誘引効果のより高い餌の使用、既設のおなラインから外れた地点へのおな設置、生体探索犬の導入等。以下「集中捕獲」という) を行う。近年、マングースの生息情報が得られていない地域においては、2 ヶ月に 1 回程度の筒おな点検を行う。対象区域全体では年間で 1 メッシュ当たり 4,000TD 程度のおな占有率 70%程度の捕獲圧をかけても 1 年以上マングースが捕獲されない状態をこの作業段階の達成数値目標とする。

3) 排除確認 (フェーズ 3 a)

探索犬、センサーカメラ、ヘアトラップ等によるモニタリングを集中的に行い、マングースの生息の有無を確認する。

具体的には、2 ヶ月に 1 回程度の筒おな点検を行い、年間で 1 メッシュ当たり 2,000TD 程度の捕獲作業を行う。さらに、探索犬で対象区域内の全おなラインを 3 ヶ月に 1 回程度の頻度で探索するとともに、おなラインから外れた地域での探索も可能な限り行う。また、筒おなの点検作業に併せてセンサーカメラを 2 台/メッシュ程度、ヘアトラップを 3~5 個/メッシュ程度設置し、2 ヶ月に 1 回点検を行うとともに設置場所をメッシュ内で移動させる。さらに、マングースの移動を制限できる安価な柵の設置を検討する。マングースの生息情報が確認された場合は、集中捕獲を行い、個体を排除する。上記の捕獲作業及びモニタリングで 1 年以上、マングースの生息情報がないことをこの作業段階の達成数値目標とする。

² 1km×1km

なお、わなによる捕獲やモニタリングによる検出の状況の変化に伴って、わなの点検頻度を下げられるような状況が出てくることも考えられ、モニタリングの設置地点や点検頻度についても臨機応変に対応する可能性があることを付記しておく。

4) 排除状態の維持 (フェーズ 3b)

マンガースの排除確認を終えた後も、マンガースが生息していないこと、対象とする作業区域から再侵入していないことを確認するための捕獲作業及びモニタリングを継続して行う。

具体的には、筒わなを対象区域内のわな占有率が 50%程度となるように設置し、2 ヶ月に 1 回点検を行い、年間で 1 メッシュ当たり 2,000TD 程度の捕獲作業を行う。または、探索犬を対象区域内のわなラインを年間で 1 回程度探索する。上記の作業で、1 年以上、マンガースの生息情報がないことをこの作業段階の達成数値目標とする。なお、マンガースの生息情報が再度得られた場合、情報のあった周辺において集中したモニタリングと捕獲を行い、当該個体が捕獲された時点から 1 年以上マンガースの確認されない状態が続いたときもしくは同等の状態であると判断された場合に再び排除状態が維持されていると見なす。

表 1. SF ライン以北の作業段階ごとの作業内容 (省略)

9. バッファーズーンにおける段階毎の作業ガイドライン

1) バッファーズーン低密度化

均一に高い捕獲圧をかけることでマンガースの生息密度を大幅に低下させる。

具体的には、バッファーズーンに 60%程度のわな占有率でわなを設置し、年 9 回程度の点検 (バッファーズーン全体で年間 81,000TD 程度) により、マンガースの生息密度を低下させる。また低密度化した地域においては探索犬によりモニタリングを行い、集中捕獲を実施する。上記の作業を実施し、CPUE が 0.2 以下をこの作業段階の達成数値目標とする。

2) バッファーズーン残存個体・流入個体の排除

バッファーズーンに低密度ながらも残存している個体を排除する。

具体的には、バッファーズーンに 60%程度のわな占有率でわなを設置し、年 8 回程度の点検 (バッファーズーン全体で年間 72,000TD 程度) を実施することとするが、筒わなの点検頻度や捕獲努力量等の達成数値目標は、第二柵以南からのマンガース流入量の推定値を基に変更する。また、探索犬によるモニタリングを実施し、得られた情報を基に集中捕獲を実施する。上記の作業を実施し、1 年間マンガースがわなにより捕獲されない状況をこ

の段階の達成目標とする。なお、第二柵以南からの再侵入を完全に防げない限り、本計画終了後も継続して捕獲およびモニタリングを実施する必要がある。

表 2. バッファーズーンの作業段階ごとの作業内容（省略）

表 3. 第 3 期計画のスケジュール

区域	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
I	排除状態の維持(フェーズ3b)									
II										
III										
SF	排除確認(フェーズ3a)		排除状態の維持(フェーズ3b)							
以北	残存個体の排除(フェーズ 2)									
VI	低密度化(フェーズ 1)									
VII										
VIII										
バッファーズーン	バッファーズーン低密度化					バッファーズーン残存個体・流入個体の排除				

5-32 奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画 (2018年度～2027年度)

環境省那覇自然環境事務所

鹿児島県

奄美市 大和村 宇検村 瀬戸内町 龍郷町

1. はじめに

奄美大島には、アマミノクロウサギやアマミヤマシギをはじめ、多くの固有種や絶滅危惧種を含む貴重な在来種が生息・生育している。奄美大島では、1979年に持ち込まれたマングースが増加して在来種を捕食し、在来生態系へ大きな影響を及ぼした。このため環境省は、2000年から本格的なマングース防除事業に乗り出し、現在はマングースの個体数の減少・分布域の縮小が進み、在来種が回復しつつある(Fukasawa et al 2013, Watari et al 2013)。

一方で近年、森林内においてノネコの日撃頻度が増加し、ノネコの森林内での繁殖や希少種の捕殺も確認されるなど、ノネコによる希少種への影響防止が新たな課題となっている。ネコは、国際自然保護連合(IUCN)の種の保存委員会が外来種の脅威について注意喚起するために作成した「世界の侵略的外来種ワースト100(100 of the world's worst invasive alien species)」にも選ばれ、世界的にも特に生態系等被害が深刻な種として位置づけられている。また、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)(環境省、農林水産省2014)」においても、ノネコは総合的に対策が必要な外来種、かつ特に緊急性が高く各主体がそれぞれの役割において積極的に防除を行う必要がある緊急対策外来種に分類されている。「外来種被害防止行動計画(環境省、農林水産省、国土交通省2015)」では、侵略的外来種の侵入・定着が確認された場合には被害が顕在化する前に対応する方が、被害が顕在化してから対応するのには比べはるかに効果的であり、生態系等に与える影響も少なくすみ、さらには駆除等が必要な個体の数も最小限に抑えることができることから、早期に迅速に防除を図ることが重要であるとしている。

このことも踏まえ、関係機関が連携して迅速にノネコの対策を進めるべく、本管理計画を策定するものである。

2. 現状と課題

2-1. ネコの生態

リビアママネコを祖先とし、農耕の発達とともに穀物を荒らすネズミを捕まえる益獣として飼い慣らされて誕生したイエネコ(Driscoll et al. 2007)は、一般にネコと称される。人から与えられた餌を食べるが、本来狩猟能力が高く、屋外にいる個体は、人から意図的又は非意図的に与えられた餌以外に、小型哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類なども食べ、また、食べる目的以外でも動物を襲う習性がある。繁殖力も高く、生後4～12ヶ月

で繁殖可能となり、一度の出産数は4～8頭、母体の栄養状態がよければ年に2～4回出産する（環境省2011）。

2-2. 奄美大島におけるノネコの生息状況

マングースや在来種のモニタリングのために森林内に設置された多数のセンサーカメラでは、ネコも撮影されている。2011年から2014年に撮影されたネコの画像を解析した結果、奄美大島の森林内に広くノネコが分布することが確認され、その頭数は約600～1,200頭と推定された（環境省那覇自然環境事務所2015）。

また、このセンサーカメラに母ネコと生後2ヶ月程度と見られる子ネコ3頭が撮影され、更にその約4ヶ月後にその子ネコのうち1頭が再び撮影された事例等も確認されており、ノネコは森林内で繁殖し成長していると考えられる（環境省那覇自然環境事務所2015）。

今後も森林内での繁殖や周辺地域からの流入により個体数が増加すると懸念される。

2-3. 集落等からの供給

奄美大島にはもともと肉食性哺乳類は生息しておらず、ネコは人為的に持ち込まれたものである。集落や集落周辺の畑には、これまでの放し飼いの習慣からネコが多数生息している。これは、猛毒を持つハブが餌となるネズミを求めて家屋や畑など人の生活圏にも出没することから、ネズミ対策やハブ対策として、飼い猫が放し飼いにされてきたことによるものである。このような背景から、島民の間で飼い猫は外で飼うものという意識が今も強い。更に、こうした飼い猫や集落付近にいるが飼い主のいない所謂ノラネコは多くがこれまで不妊去勢されていないことや、餌の質が向上したことに伴って寿命がのび、より繁殖しやすくなったことなども影響して、集落等でノラネコが増加してきた^{*1}。奄美大島では、その地形の特徴から、内湾と山に挟まれた狭い平地に集落が形成されており、集落から山との距離が非常に近い場合、集落にいる放し飼いの猫やノラネコは、簡単に森林内へと入っていくことが可能であり、実際にネコが林道等を利用していることが確認されている。そうしたことから、集落にいる放し飼いの猫やノラネコが森林内に入り、野生動物を襲うことや、その一部が野生化してノネコ個体数が増加することが懸念される。

*1:近年集中的にTNRが実施されている集落の中にはノラネコ個体数が横ばいとなった例も確認されている。なお、TNRとは、ノラネコを保護(Trap)し、不妊・去勢措置(Neuter)を行い、保護した元の場所へ返す(Return)取組。

2-4. ノネコによる希少種、在来生態系への影響

奄美大島は、本来は肉食性哺乳類がいない島であり、ハブを頂点とした生態系の中で様々な生物がはぐくまれてきた。アマミノクロウサギ、ケナガネズミ、アマミトゲネズミ、アマミハナサキガエル、アマミイシカワガエル、オットンガエル、アマミヤマシギ、オオトラツグミ、ルリカケスなどの希少種が生息しており、奄美大島にだけ生息する固有種も多い。1979年にハブと外来種のクマネズミ対策としてマングースが島外から持ち込まれ、島内の

生態系に大打撃を与えた。近年、マングース防除事業によって、マングースは減少し、希少種が回復傾向である一方で、ノネコが希少種を含む在来生態系にとって新たな脅威となっている。

2008年に奄美大島の森林内でアマミノクロウサギをくわえたノネコが撮影されて以来、オーストンオオアカゲラ、アマミトゲネズミ、アマミヤマシギ（以上いずれも固有種）、ケナガネズミ、カエル類をくわえているノネコが撮影・目撃されている。2017年3月には、ノネコがアマミノクロウサギの幼獣を捕殺する様子がセンサーカメラに記録された（鈴木・大海 2017）。

また、2000年から2017年12月末までに奄美野生生物保護センターが収容した野生動物の死体の中にも、ネコに襲われて死亡したと思われるアマミノクロウサギやアマミトゲネズミ、ケナガネズミの死体が確認されている。

奄美大島の森林内で採取したノネコの糞を分析した結果、糞(102個)のうちの97個(95.1%)から哺乳類の毛や骨が検出されている。中でも在来の希少哺乳類の割合が高く、主要な餌資源とされていることが判った（種別の出現頻度*2はケナガネズミ(43.1%)、アマミトゲネズミ(38.2%)、アマミノクロウサギ(15.7%)、在来種以外には、外来種クマネズミ(39.2%)）。他にも、ルリカケスやリュウキュウアオヘビ、アマミマダラカマドウマ、ジネズミ類など、合計12種類の在来種が糞から出現した。ノネコ1頭が1日に摂取している餌の量の平均は、378.4gと見積もられ、この量は、ケナガネズミとアマミノクロウサギでは1頭ずつ、アマミトゲネズミだと3頭は必要になる（塩野崎 2016）。森林内に生息するノネコの数は約600～1200頭（推定生息数）と推定されていることから、希少種に及ぼすノネコの捕殺影響は甚大なものとなる可能性が高い。

さらに、世界中の島嶼域でノネコが在来種の絶滅に関与していることが、様々な研究によって明らかになっている（Medina et al. 2011, Nogales et al. 2013）。特に固有種の多い島嶼では、生態系からのノネコの排除が生物多様性保全上きわめて重要な課題であることが、繰り返し指摘されている。

このように、希少種をはじめとする在来種を捕殺していることが既に把握されており、早急にノネコを生態系から排除する対策を講じなければ、在来生態系に大きな影響を及ぼすものと考えられる。

*2：各餌動物が出現した糞の個数/分析した糞の総数（102個）×100(%)

3. 対象地域

奄美大島

4. 管理計画の期間

2018年4月～2028年3月

5. 管理計画の目標

多くの固有種・希少種を含む奄美大島の生態系に対してノネコが及ぼす潜在的、顕在化した影響を取り除き、さらにノネコの発生源対策を講じることで、同島独自の在来生態系の保全に資する。

6. 基本方針

本管理計画の実施にあたっては、関係する行政機関及び地域団体が連携して、ノネコ対策（捕獲等）とその発生源対策（ノラネコの個体数低減及び飼い猫の適正飼養の推進）を並行して進めることとする。またこれらの取組の進捗状況等を踏まえながら、順応的な管理を行うこととする。

本取組は継続的に実施し迅速に目標を達成することが重要であることを踏まえ、各関係機関は継続的な人員及び予算確保に努めることとする。

7. 管理計画の目標達成のために必要な活動及び実施体制等

7-1. 希少種生息域（森林内）からのノネコの捕獲排除

（1）体制

環境省、鹿児島県、奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町が役割分担をして実施する。捕獲・モニタリングは環境省が、捕獲個体の収容施設の整備は鹿児島県の補助事業を活用し、奄美市等5市町村で構成する「奄美大島ねこ対策協議会」が、捕獲個体の一時飼養等は同協議会が実施することを基本とする。

（2）実施地域

奄美大島の森林内

（3）捕獲・モニタリングの進め方

ノネコの分布等生息状況をセンサーカメラ等でモニタリングし、捕獲については希少種保護上の重要性和ノネコの分布状況を踏まえて希少種への影響が特に大きいと考えられる地域から優先順位をつけて進めるなど、効果的効率的な捕獲に努めることとする。また同時に、在来種の生息状況もセンサーカメラ等でモニタリングする。

モニタリングについては、マングース防除事業など他事業において得られるデータの活用や、目撃情報の収集活用など、効率的な方法に留意して実施することとする。

なお森林内のネコはノネコがほとんどと推測されるものの、一部には、一時的に森林内に侵入しているノラネコや飼い猫も捕獲される可能性があるが、これらも希少種等を捕殺して在来生態系へ影響を及ぼすおそれがあることから本計画に基づき対処する。

（4）捕獲後の対応

森林内で捕獲したネコは野外に再放逐すれば再び森林内に戻り希少種や在来生態系へ影響を及ぼす可能性があることから、捕獲個体は野外に戻さないよう対応する。^{*3}

捕獲個体のなかに、鑑札やマイクロチップなどにより飼い主が確認できる個体がいる場合は飼い主へ引き渡しを行う。首輪を装着しているなどの個体がいる場合は、地元役場にて1週間公示し、飼い主確認を行う。公示後、飼い主が確認できた場合には、飼い主へ引き渡しを行う。飼い主が確認できなかった場合は、所有者が判明しないネコとして県が引き取る。

上記以外の個体については、飼養を希望する者への譲渡に努め、譲渡できなかった個体は、できる限り苦痛を与えない方法を用いて安楽死させることとする。飼い主へ引き渡しを行う又は譲受希望者へ譲渡する際は、奄美大島内においては動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動愛法」）及び5市町村の「飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例」（以下「条例」）を遵守するとともに完全に室内で飼養することを、また奄美大島外においては動愛法及び各市町村条例等に則って適切に飼養することを指導し確認した上で引き渡し等を行う。

*3: 同じく奄美群島内の徳之島でも希少種保護を目的として森林内のノネコを捕獲排除するノネコ対策を実施しているが、森林内での捕獲個体は野外に戻すことがないよう対応をとっている。

7-2. ノネコの発生源対策のための活動及び実施体制等

ノネコを増やさないために、ノネコ発生源となりうるノラネコ及び不適切に飼養されている飼い猫についても、飼い猫の適正飼養やノラネコの増加抑制等の取組を推進する。これらの取組はノネコ対策を着実かつ効率的に進めるために重要である。

(1) 体制

環境省、鹿児島県、奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町が役割分担をして実施する。ネコ問題についての普及啓発は環境省、鹿児島県、5市町村が連携して実施し、条例に基づく適正飼養推進や飼い猫の不妊去勢、ノラネコのTNR事業等は5市町村が中心となり関係団体等と連携して実施する。

(2) 実施地域

奄美大島の集落及び集落周辺

(3) 取組及びその進め方

① 飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例

2011年度に奄美大島5市町村それぞれで飼い猫条例が制定された。これにより、飼い猫の登録が義務付けられ^{*4}、室内飼育や繁殖制限が推奨された。また、奄美市の条例では、みだりな餌やりが禁止された。

条例が制定されてから5年後、さらに飼い猫の適正飼養を進めるために、2017年3月議会と6月議会にて条例が改正され、5市町村においてマイクロチップの装着^{*5}や繁殖制限が義務化され、5頭以上の多頭飼育は許可制になった。また、条例で義務付けられた飼い猫登録申請やマイクロチップ装着などに違反した場合、5万円以下の過料が設定された。また室内飼育の努力規定が新設された。

また、これまでマイクロチップ装着推進のために、環境省と奄美市が装着支援事業を実施してきた*6。今後、5市町村で実施していく予定である。

今後、5市町村が中心となって飼い猫条例に基づき適正な飼養を一層推進し、新たなノラネコ、ノネコの発生を予防していく。

*4：2017年12月末時点で4444頭登録

*5：2017年12月時点で装着率は約30%。

*6：2017年12月時点の装着頭数 環境省事業1314頭（2008年度～）、奄美市事業23頭（2017年12月～）

② 飼い猫の不妊去勢助成事業及びノラネコのTNR事業

奄美大島5市町村は、鹿児島県獣医師会等と協力し、飼い猫やノラネコ対策の取組を行っている。飼い猫に対しては、2013年度から不妊去勢手術の助成事業を行っている*7。また、集落周辺に生息するノラネコに対しては、TNR事業を行っている。2013年度に奄美市、2014年度に大和村がそれぞれ事業を開始し、2016年度からは5市町村全てが事業を展開している*8。今後、TNRを進めつつ、その効果については検証し、順応的にノラネコ対策を見直していく。

5市町村が中心となって関係団体等と連携してこれらの飼い猫やノラネコへの対策を推進し、新たなノネコの発生を予防していく。

*7：2013年度～2015年度まで鹿児島県獣医師会によって不妊去勢手術の助成事業が行われ、それ以降は5市町村が不妊去勢手術の助成事業を行っている。2017年12月末までに1813頭施術した。

*8：2017年12月末までに2033頭施術した。

③ 普及啓発活動

奄美大島におけるネコ問題に対する認識や飼い猫の適正飼養に対する意識の向上のため、環境省、鹿児島県、奄美大島5市町村、民間団体、鹿児島大学等が、シンポジウムやイベント、チラシ配布、出前授業などの普及啓発活動を行っている。また、島外在住の有識者も奄美大島と徳之島にて普及啓発活動に取り組んでいる。

ネコ問題や飼い猫の適正飼養に対する意識向上や、動愛法や条例に定める飼い猫の登録、マイクロチップ装着、繁殖制限、みだりな餌やりの禁止等の遵守等について、連携して更なる普及啓発に努めるものとする。

8. 計画の評価と見直し

計画の達成のために、定期的にノネコ捕獲の実施状況や排除の達成状況、ノラネコ及び飼い猫対策の実施状況について適宜評価を行うとともに、実施方法等については専門家の意見を踏まえて具体的に検討、見直しを行うこととする。

引用文献

- 環境省那覇自然環境事務所（2015）平成 26 年度奄美大島生態系維持・回復事業ノネコ生息状況等把握調査業務報告書
- Driscoll CA, Menotti-Raymond M, Roca AL, Hope K, Johnson WE, Geffen E, Delibes M, Ponttier D, Kitchener AC, Yamaguchi N, O'Brien SJ, Macdonald D(2007) The near eastern origin of cat domestication. *Science*, 317:519-523（中東を起源とするネコの家畜化）
- Fukasawa K, Miyashita T, Hashimoto T, Tatara M, Abe S(2013) Differential population responses of native and alien rodents to an invasive predator, habitat alteration and plant masting. *Proceedings of the Royal Society B-Biological Science*, 280:20132075（在来及び外来ネズミ類の侵略的外来捕食者・ハビタット改変・堅果の豊凶に対する異なる反応）
- 平城達哉, 木元侑菜, 岩本千鶴. 奄美大島におけるアマミノクロウサギ *Pentalagus furnessi* のロードキル. *哺乳類科学* 57(2): 249-265.
- 環境省（2011）もっと飼いたい？犬や猫の複数頭・多頭飼育を始める前に
- 環境省、農林水産省（2014）我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト
- 環境省、農林水産省、国土交通省（2015）外来種被害防止行動計画～生物多様性条約・愛知目標の達成に向けて～
- Lowe S., Browne M., Boudjelas S., De Poorter M. (2000) 100 of the World's Worst Invasive Alien Species A selection from the Global Invasive Species Database. The Invasive Species Specialist Group (ISSG) a specialist group of the Species Survival Commission (SSC) of the World Conservation Union (IUCN), 12pp. Aliens 12
- Medina, Félix M., Elsa Bonnaud, Eric Vidal, Bernie R. Tershy, Erika S. Zavaleta, C. Josh Donlan, Bradford S. Keitt, Matthieu Le Corre, Sarah V. Horwath and Manuel Nogales. 2011. A global review of the impacts of invasive cats on island endangered vertebrates. *Global Change Biology* 17: 3503-3510.（要旨のみ参照）
- 塩野崎和美（2016）好物は希少哺乳類奄美大島のノネコのお話, 奄美群島の自然史学 亜熱帯島嶼の生物多様性, 271-289, 東海大学出版部
- Shionosaki, K., F. Yamada, T. Ishikawa and S. Shibata. 2015. Feral cat diet and predation on endangered endemic mammals on a biodiversity hot spot (Amami-Oshima Island, Japan). *Wildlife Research*, 42: 343-352.
- 鈴木真理子・大海昌平（2017）奄美大島における自動撮影カメラによるアマミノクロウサギの離乳期幼獣個体へのイエネコ捕獲の事例 *哺乳類科学* 57(2): 241-248.
- Watari Y, Nishijima S, Fukasawa M, Yamada F, Abe S, Miyashita T(2013) Evaluating the “recovery level” of endangered species without prior information before alien invasion. *Ecology and Evolution*, 3: 4711-4721（外来種侵入以前の情報がなくても絶滅危惧種の回復度を評価する）

参考資料1：ノネコによる在来の希少種の捕殺例（赤外線センサーカメラによる撮影）



2008年6月27日
宇検村森林内
アマミノクロウサギ



2012年3月12日
奄美市森林内
ケナガネズミ



2014年6月7日
龍郷町森林内
オーstonオオアカゲラ

参考資料 2：森林内で確認されたノネコの親子の例（赤外線センサーカメラによる撮影）



2008年6月7日

瀬戸内町森林内

親ネコ 1頭と子ネコ 3頭

参考資料3：アマミノクロウサギと希少ネズミ類（アマミトゲネズミとケナガネズミ）
の死亡個体発見状況

2000年から2017年12月末までに確認されたアマミノクロウサギ死亡個体、2011年4月から2017年12月末までに確認された希少ネズミ類（アマミトゲネズミとケナガネズミ）の死亡個体のうち、ノネコ等の肉食動物により捕殺された個体はアマミノクロウサギ11.2%（83個体）、希少ネズミ類38.7%（53個体）である（奄美野生生物保護センター未発表データ）。ただし、島内の死亡個体のうち発見されるものはごく一部であり、発見されるのは道路上が多い。また森林内で回収された死体で死因が特定できるものは少なく（平城ほか、2017）、原因不明と分類した中にも体の一部だけ見つかるなどノネコ等の肉食性哺乳類による捕殺の可能性が疑われるものが含まれている。この個体数は実態のごく一部であり、実際にノネコ等の肉食性哺乳類に捕殺された個体の実数や割合はこのデータより高いと推察される。なお、同期間中の3種の死亡個体のうち、交通事故と思われるものは、アマミノクロウサギ25.7%、希少ネズミ類11.7%、また、死因が原因不明の死体は、アマミノクロウサギ64.7%、希少ネズミ類49.6%である（奄美野生生物保護センター未発表データ）

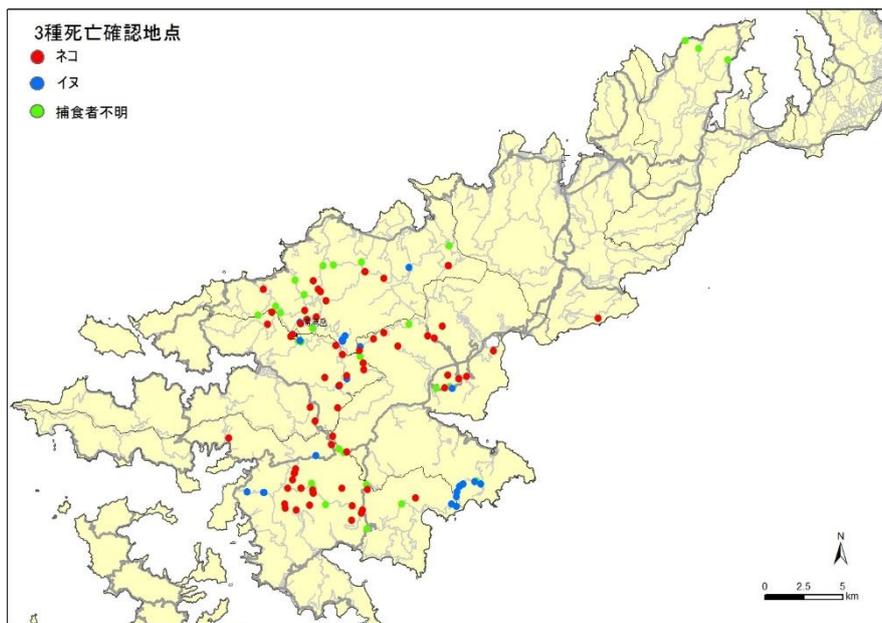


図. アマミノクロウサギ（2000年から2017年12月末）、アマミトゲネズミとケナガネズミ（2011年4月から2017年12月末）の死亡個体の確認地点と死因（ネコ、イヌ、捕殺者不明）について

5-33 沖縄八重山地域におけるオオヒキガエル防除実施計画¹

平成 17 年 6 月 3 日策定
平成 23 年 4 月 1 日改正
平成 28 年 4 月 1 日改正
環境省那覇自然環境事務所

1. 防除の目標

八重山地域においては、西表島のイリオモテヤマネコをはじめとする固有の在来生物が多く生息・生育し、特有の生物相を有しているとともに、限られた地理的空間と長期間の外部との隔離により形成された独特な島嶼生態系が成立している。この生態系は、人間活動や外来生物の影響に対して極めて脆弱であるため、当該生態系の保全にあたっては外来生物対策に取り組むことが重要である。

本計画の防除の対象とするオオヒキガエルについては、平成 13 年度以降より西表島での監視や鳩間島での防除を始めとした対策に着手し、平成 17 年度からはオオヒキガエル防除実施計画に基づいて八重山地域の各離島における生息または侵入状況を把握し、それぞれに応じた防除対策を図ってきたところである。それらを踏まえ、次に掲げる島嶼毎の目標をもってオオヒキガエルの防除対策を推進することとする。

(1) 石垣島

普及啓発等により島外への拡散防止に努めるとともに、八重山地域の交通・運輸拠点となっている石垣島南部の人工島では完全排除もしくは定期的な監視による極低密度状態の維持を目標とする。

(2) 西表島及び与那国島

自然度が高く、固有の在来生物が多く生息・生育する自然環境を有しており、オオヒキガエルの非定着状況を維持していく必要があるため、適切な監視体制を確立し侵入初期における予防的な防除を図るとともに、侵入が確認された場合は初期段階での徹底した防除を行う。

(3) その他離島（竹富島、小浜島、黒島、新城島、鳩間島及び波照間島）

オオヒキガエルが繁殖できる水域が限定でき、効果の高い防除対策を講じられるものと

¹ この計画は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（第 11 条第 2 項）による環境省の告示「ブフォ・マリヌス（オオヒキガエル）の防除に関する件」（平成 17 年環境省告示第 54 号）の記載に沿って那覇自然環境事務所により策定されたもの。

考えられる。そのため、個体が発見された場合、その情報を一元的に集約し、迅速で適切な対応がとれる連絡体制を確立する等により、予防的な防除を図る。

2. 防除の区域 沖縄県石垣市並びに八重山郡竹富町及び与那国町

3. 防除の期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

4. 防除の方法

(1) 生息状況等の把握

西表島においては、水辺等に設定されたモニタリング箇所で、訓練された監視調査員により、年間を通して鳴き声による夜間監視調査を行う。竹富島、小浜島、黒島、新城島（上地及び下地）、鳩間島及び波照間島においては、好適な繁殖地となり得る集水マス等止水域の場所や環境条件を把握する。既に島全域に分布拡大した石垣島においては、八重山地域の交通・運輸拠点となっている石垣島南部の人工島での重点的な監視を行う。

(2) 被害状況の検討

オオヒキガエルによる在来の生態系や生物多様性への影響、農林水産業または人の健康に対する被害について、具体的な状況の明確化に努める。

(3) 侵入経路の把握

石垣島から八重山の他の離島でオオヒキガエルの侵入が確認された場合は、侵入経路を明らかにし、適切な対策を取ることで、各地域または各島への拡散防止を図る。

(4) 監視・連絡体制の整備

ア 西表島及び与那国島においては、これまで防除実施計画に基づき実施してきた西表島での監視事業等の成果を踏まえ、侵入したオオヒキガエル個体をすみやかに発見し捕獲できる監視体制を設け、侵入初期での防除を徹底する。

イ 竹富島、小浜島、黒島、新城島（上地及び下地）、鳩間島及び波照間島においては、止水域等好適な繁殖地が限定されるため、定期的な巡視を行うとともに、島民がオオヒキガエル個体を発見した際にすみやかに情報を集約し防除するための連絡体制を整える。

(5) 捕獲・防除の実施

ア 石垣島南部の人工島において、トラック等により資材と共に運び込まれるオオヒキガエルの捕獲・防除を実施する。

イ 石垣島において、登録制の島民が通年捕獲できる枠組みづくり等、捕獲・防除体制の

構築に努める。

ウ 効果的かつ効率的な防除手法の開発に努める。

(6) 普及啓発の推進

ア オオヒキガエルをはじめとする外来種対策及び生物多様性保全について、地域住民の理解と協力を得られるよう、市民参加型による取り組み、印刷物の配布や講演会開催等による普及啓発を行う。

イ 教育機関と連携し、野外観察や生物実験等の教育プログラムを作成、実施し、オオヒキガエルをはじめとする外来生物対策及び生物多様性保全への理解と関心を高める。

ウ 人為による非意図的な侵入を予防するため、入域者、観光業者及び資材運搬業者等に対して、ポスターの掲示や印刷物の配布等による普及啓発を行う。

5. その他

(1) オオヒキガエル防除等に係る会議の開催

本計画に基づくオオヒキガエル防除等について、学識経験者、関係行政機関、教育機関、民間団体、地域住民等から構成される会議を定期的で開催し、科学的知見及び地域の状況を踏まえつつ、情報の共有、対策の検討及び評価等を行い、地域の合意形成に基づく効果的な防除を実施していく。

(2) 各主体の役割と行動

本計画に基づき、具体的な行動計画を各主体が相互に共有し、連携・協力しながら進める。

(3) 防除実施計画の再検討

オオヒキガエル防除対策を自然的及び社会的条件の変化に適切に対応したものとするため、概ね5年毎に本計画を見直すこととする。

5-34 生物多様性鹿児島戦略（抜粋）

第5章 基本理念

基本理念：「共生」と「循環」

この戦略では、「共生」と「循環」を基本理念とします。これは、平成4年に策定した屋久島環境文化村構想においても基本原理（理念）としたもので、人と自然との関わり方を考える上で、普遍的な理念です。この戦略に基づく個々の施策や取組は、常にこの理念に基づいて実施します。

共生とは

「人間はすべての生き物と共に生き、共存している」ことを言います。自然を人間のための資源であると捉え、自然を支配しようとするのではなく、人間と生き物は対等な関係にあり、むしろ人間は自然の中で生かされているとする考え方です。これは、巨木や山、川、滝、土地にも魂が宿るという日本の伝統的自然観とも通じるものです。

循環とは

人間を含むすべての生き物のつながりを象徴する言葉です。すべての生きとし生けるものは、生き代わり死に代わりして生命の循環を続けていきます。他の生き物の命が自分の血となり肉となりますが、自分自身もいずれは土に返り、命は他の生き物に引き継がれていきます。このように物質だけでなく命も循環しているのだという考え方です。

「共生と循環」の理念が示す「人間は他の生物と共に生きていく存在であり、循環を繰り返す生命の環の一つでしかない」という認識を持つことにより、現在を生きる我々人間は自己の利益を求めすぎるあまり、他の生物や将来世代に負担を押しつけることになってしまっているという意識を持つことができます。つまり、「共生」と「循環」の理念とは、人間は他の生物や将来の世代と公平に、資源を分けあって節度を持って生きるべきであるという価値観・倫理観を呈示するものです。

（参考）求められる「共生と循環」の原理（屋久島環境文化懇談会報告（平成4年9月）より）

共生と循環の原理の再生へ

人間も自然の一部であって、自然の中の他の多くの生き物と共生することでしか生きられず、人間だけが果てしない成長や拡大を続けるということはあり得ないことを確認すること、また、個人の存在や現在という時に絶対の重きを置くのではなく、長い時間の中で考え、今ある自己の人生は無限の循環を続ける人間という生命の一つの経過点にしか過ぎないとみる、そうした視点が必要である。

第6章 基本目標

基本目標：新たな「自然と共生する社会」の実現

私たちに豊かな恵みをもたらしてくれる自然は、時として大きな災害をもたらし、私たちの生命や財産を奪うことのある恐ろしい存在でもあります。こうした二面性を持つ自然に対して、私たち日本人は、自然と対立し、自然を支配するのではなく、自然を畏敬し、その恵みを受け取りながら、自然に順応して共に生きる暮らしを送ってきました。

しかし、消費型生活が中心の都市部への人口集中と、農山漁村での過疎・高齢化の進展や無居住地の拡大による県土の二極化の進行は、かつてのような自然と共生する社会の維持を困難なものにしています。

また、本県の大きな特徴は、生物多様性が豊かであり、生産力に富む自然を有していることですが、自然の生産力を用いずに、輸入した資源やエネルギーに依存した産業活動やライフスタイルへ移行するなど、生物多様性を損なう行いを繰り返してきました。

このような中、平成23年3月11日の東日本大震災は、近代科学に大きく依存した文明社会の中で、私たちが忘れかけていた自然に対する畏敬の念を思い起こさせ、自然と人間との関わりを改めて問い直す契機となりました。

この戦略では、**新たな「自然と共生する社会」の実現**を基本目標とします。

利便性や安全性を追求してきた現代社会においては、生活水準を大きく落とすことにも繋がりがねない、かつてのような自然共生型社会に再び戻すことは容易なことではありません。自然と共生する環境文化に学びながら、新しい知恵や科学技術の力をうまく用いて、新たな「自然と共生する社会」の実現を目指していく、このことを基本目標として設定することとします。

また、自然と共生する環境文化が息づき、世界自然遺産の価値を有する屋久島と奄美群島でのモデル的な取組も踏まえて、この目標達成に努めます。

新たな「自然と共生する社会」の実現に際しては、①生物多様性の質の向上、②自然と共生する環境文化の継承、③生物多様性に基盤を置いた地域社会の発展をバランス良く満たしていくことを目指します。

また、こうした観点から、短期的な（10年後）及び中長期的な（30～50年後）鹿児島のあるべき姿をイメージとして以下に例示します。

短期的目標

10年後の鹿児島（2024年）のイメージ

- ① 県内における生物多様性の喪失が生じなくなっており、自然海岸、自然河岸、干潟等の自然の水辺や自然林、二次草原等を増やすための自然再生の取組が住民の参加により始まっている。
- ② 生息・生育環境の悪化や乱獲に起因して、新たにレッドリストに掲載される野生生物の種が生じておらず、人為的要因による新たな種の絶滅も発生していない。
- ③ 県内への侵入が確認された特定外来生物の種数が増加しておらず、マングースを含む2種以上の特定外来生物の根絶に成功している。
- ④ 外来生物問題について県民の理解が進み、新たな侵略的外来生物の意図的な侵入が発生していない。
- ⑤ 鳥獣の専門的捕獲従事者による捕獲体制が市町村単位で整備されており、生息環境の管理と相まって、鳥獣被害の発生を一定規模以下に封じ込めている。
- ⑥ 生物多様性や環境文化についての県民の認知度が大きく高まっている。
- ⑦ 子どもたちが濃密な自然体験を有し、心に残る自然の原風景を持つようになっている。
- ⑧ 生物多様性に配慮した農業生産が各地で取り組まれており、こうした取組によって生産された農作物が県内の小売店において広く販売されている。
- ⑨ 多くの企業のCSR（企業の社会的責任）活動の方針に「生物多様性」が明確に位置付けられている。
- ⑩ 市町村においても、生物多様性地域戦略が策定され、地域の特性に応じた自然環境の保全と持続可能な利用の取組が住民参加で行われている。
- ⑪ 奄美群島が世界自然遺産に登録され、群島全体での持続可能な観光が確立している。
- ⑫ 質の高いエコツアーを通じて、豊かな生物多様性と自然と共生する人間の環境文化を体感できる場所として、屋久島や奄美群島などが国際的に注目されている。
- ⑬ 県内の動植物の調査に関わる人が増え、多くの情報が蓄積されて、その活用が一段と進んでいる。

中長期的目標

30～50年後の鹿児島（2044年～2064年）のイメージ

- ① 市街地においては、各所において、自然林や自然の水辺が取り戻され、日常生活の中で、子どもたちが、昆虫採集や魚釣りなどをして自然とふれあうことができる。
- ② 里地里山では、土地利用の再編が進められ、耕作放棄地が農地又は自然再生地として用いられ、人の手により生物多様性が維持されるとともに、地域社会も維持されており、地域の伝統文化や知恵・技術も継承できるようになっている。
- ③ 奥山においては、広葉樹林による緑の回廊（生態系ネットワーク）が構築されており、森林性の野生生物の生息・生育地の連続性が確保されている。
- ④ 各地の河川が防災機能を維持しつつ、水生生物が河川の河口から中流、支流、小水系へと自由に移動できるようになっており、流域の自然環境の再生もあって、かつていた魚影が豊かになっている。
- ⑤ 海域の自然環境に負荷を与える諸課題が解決されており、森・川・海のつながりに基づく豊かな海が再生されている。
- ⑥ 県内各地に大きな水辺や湿地が再生され、多くの渡り鳥やツルの越冬地となっている。
- ⑦ 生息環境の改善等により各種の生物の個体数が増加し、絶滅のおそれがなくなって、レッドリスト掲載種から除外された種が数多く存在する。
- ⑧ 自然の生産力を生かした循環型の社会が形成されており、バイオマス資源の持続的な利用とも相まって、過剰な土壌の窒素沈着が解消されている。
- ⑨ 生物多様性の保全と持続可能な利用に関する研究や自然と共生する地域づくりの先進地として、KAGOSHIMAの名前が世界に広く知れ渡っており、環境問題を学ぶ世界の学生が一度は訪れてみたい地域となっている。
- ⑩ 自然情報の調査の精度が増し、情報を集積・分析・発信するために整備された機関・組織がよく機能して、県内のみならず、世界中への情報発信が行われている。

第7章 基本方針

鹿児島の生物多様性の特徴と課題を踏まえ、新たな「自然と共生する社会」の実現という目標を達成するために、この戦略により進めていく取組に関して、次の5つの基本方針を定めます。

1 参加を通じて、人と自然（生物多様性）のつながりを理解する

本来、私たちの生活と自然（生物多様性）は決して切り離すことのできない密接な関係にあります。しかし、現代社会では、多くの人々が自然の中から直接食べ物を手に入れることがなくなり、日常の生活空間からも自然が失われたことから、人々は、自らの生活と自然のつながりを認識しにくくなっています。こうした自然とのつながりについての認識の低下は、自然への無関心を引き起こし、自然が改変され、または変化することに鈍感となり、結果として、生活と自然との乖離をより拡大させるという悪循環を生むこととなります。

自然と共生する社会を実現するためには、第一に、日常の生活と自然（生物多様性）とのつながりに対する人々の認識を高めること、さらに、知識を学ぶだけでなく、実体験を通じて人と自然（生物多様性）とのつながりを感覚（センス）として身につけていくことが大切です。このため、多くの自然体験や学習機会の提供により、多くの人々が参加の機会を得て、自然（生物多様性）と人とのつながりを理解し、主体的に行動することが必要です。

取組例

生き物を指標とした地域づくりの推進（「一村一生物」運動（仮称））

市町村（自治会、学校等）ごとにシンボル（象徴／指標）となる生物を選定し、市民参加型でその生物の生息・生育環境を保全する活動を行う「一村一生物」運動（仮称）を促進し、自然と共生する地域づくりにつなげる。こうした取組は、既に各地の市町村や集落、団体、学校等で行われている。また、特定の種の保護だけでなく、その背景にある生物多様性も視野に入れた取組となるように促すとともに、先駆的な地域づくりにつながった事例の紹介などを通じて、このような取組を行う市町村等の拡大を図る。この「一村一生物」運動では、地域の象徴的な在来生物だけでなく、伝統野菜、自然と関わる伝統文化・慣習なども対象とし、自治体に限らず、自治会や学校などでの取組も推奨する。

2 重要地域を保全し、自然のつながりを取り戻す

県内には、特徴ある生態系や、希少野生生物の生息・生育地、生物の分布の北限・南限地など生物多様性の保全上重要な地域がたくさんあります。こうした重要地域が知らず知らずのうちに失われていくことがないよう、科学的に抽出し、しっかりと保全していくことが必要です。また、こうした重要な地域だけでなく、人と自然のつながりを生活の中で理解するためには、普通の野生生物種が生息・生育している身近な自然も大切なことから、その保全に努めていくことも必要です。

生物多様性国家戦略では、生物多様性のことを、生き物の「個性」と「つながり」と表現していますが、近年、その生き物の間のつながりが分断され、生物多様性の質の劣化が進行しています。

例えば、県本土や多くの島々では戦後の経済活動や農地開発等により自然林の連続性が低く、森林性の野生生物の生息・生育域が分断されています。また、水辺への護岸等構造物の設置は、生物多様性にとって最も大切な水際のエコトーン（移行帯）のつながりを分断する場合があります。このような生物多様性の質の向上を図るため、過去の開発等によって分断された生態系のつながりを取り戻すための取組を進めていくことが必要です。

取組例

県立自然公園総点検と生物多様性保全の観点からの自然公園の指定推進

生物多様性保全の面から現行の県立自然公園の総点検を行うとともに、新たに、生物多様性保全上重要な地域を科学的に抽出し、保護地域に指定されていない場合は、県立自然公園に指定して保全を図る。国による国立公園、国定公園の指定と合わせて、県内の自然公園の県土面積に対する指定割合を全国平均並みに向上させるよう努める。

3 生物多様性情報を蓄積し、科学的に生態系を管理する

県内の生物多様性については、多くの研究者や民間団体等によって調べられているものの、そうした情報の蓄積と共有が十分ではなく、保護対策に有効に活用できていないことから、生物多様性情報を蓄積し、共有する仕組みづくりが必要です。

また、農林漁業や生態系に被害を及ぼす鳥獣、外来生物への対策についても、科学的なデータ収集と解析がなされていないため、効果的な対策を講じることができず、十分な成果をあげられていないケースもみられます。また、希少野生生物の保護対策も捕獲・採取の規制に依存しがちであり、その生息・生育環境の保全管理は不十分であるのが実情です。野生生物は、生息環境（ねぐら等）、餌環境、捕食者（捕獲圧）などの諸条件の関係の中で、個体群の規模が

伸縮することから、鳥獣や外来生物の管理や希少野生生物の保護のためには、捕獲の推進、あるいは採取等の規制といった個体レベルでの取組だけでなく、その生息環境や餌環境の保全・管理等も含めて科学的知見の蓄積を図り、順応的に対策を講じていくことが必要です。

取組例

総合的な外来生物対策の推進

県内における外来生物の侵入状況や被害の発生状況を把握し、今後、新たな侵入が予測される種も含めて、鹿児島県版の外来生物リストを作成する。また、被害の重大性や分布拡大の可能性を踏まえて、優先的に対策を講じることが必要な侵略的な外来生物を選定し、その侵入予防や防除を促進するなど、総合的な外来生物対策を推進する。

4 生物多様性を支え、生物多様性に支えられる環境文化を継承する

過疎・高齢化の進行やライフスタイルの変化などにより、各地域に残された自然と関わる伝統的な文化や知恵、技術は急速に失われつつあります。こうした文化や知恵・技術の消失は、単に民俗学的な損失であるだけでなく、それぞれの土地にあった食糧生産や安全に暮らす生活の術が将来にわたって失われていくことを意味します。一方、それぞれの地域の自然の特性に応じた作物の効率的な栽培の仕方など、その土地の風土にあった生物資源の獲得に関する知恵・技術は、長年にわたって人々が築き上げてきた財産であり、自然を畏敬し、自然と共生する環境文化の中に、新たな「自然と共生する社会」を目指していく上で、重要なヒントやモデルがあるのではないかと考えられます。

しかし、こうした文化や知恵・技術を継承してきた人々は高齢化しており、地域の高齢者から文化や知恵・技術を継承し、さらには研究を進めていくことは急務であると言えます。また、こうした環境文化を少しでも継承していくためには、専門家の手による調査だけではなく、広く県民の若い世代が継承できるよう、体験の機会を設けることも大切です。

取組例

環境文化を継承するための「聞き書き」の促進

高齢の農林漁業者や地域に長く暮らす高齢者等に、自然と共生する暮らし方について話を聞き、今後の取組に反映したり、記録に残していく活動が、行政機関、学校、大学、企業、地域社会など、様々な場に広がっていくよう、『聞き書き』運動（仮称）を推進する。また、こうした聞き書きの結果が、蓄積され、保存され、活用されていくことが大切なことから、そのあり方について検討する。

5 生物多様性の向上につながる産業活動やライフスタイルに転換する

効率性や経済性、利便性、快適性を過度に追求する産業活動やライフスタイルが、多くの生物の生息・生育環境を損なうなど、生物多様性の質の劣化をもたらしています。

農林水産業をはじめとする鹿児島県の産業の多くは、生物多様性の恩恵によって成り立っていますが、同時に、そうした生産のための活動が地域の生物多様性を保全する効果ももたらしていることもあります。例えば、里地里山など、農林業などのために人の手が増えられた自然環境が多く野生生物にとって好適な生息・生育環境を提供していたり、エコツーリズムの場として活用することで、その場所の自然をより積極的に保全していこうとする地域の方々のインセンティブとなることもあります。その他、各種の産業活動や人々の日常生活が、地域の生物多様性を損なうことなく、むしろ、生物多様性の質の向上につながっていくように、地域での住民等の参加と合意形成を経て、そのあり方を転換していくことが必要です。

また、産業活動や日常生活によってもたらされる廃棄物や富栄養化、地球温暖化への対策などは、生物多様性の保全の観点からも重要であることから、こうした対策と連携した取組を進めていくことが必要です。

取組例

生物多様性に配慮した製品の消費促進の取組

人々（消費者）に対し、日常生活の中で消費している食糧や繊維、木材等の物資が、生物多様性とどのような関わりをもって供給されているかについての情報を提供し、その結果、より環境負荷が少なく、生物多様性の維持・向上に資する製品の選択が促されることで、より生物多様性に配慮した製品の生産活動が促進されるよう、関係機関・団体等と連携し、消費者の意識改革に向けた普及啓発に努める。

■ 2つの世界自然遺産を目指す地域としての先駆的な取組の推進

5つの基本方針を踏まえた具体的な取組は、それぞれに進めていくのではなく、一つの取組によって複数の基本方針が目指す効果を発揮できるよう、工夫して取り組むことで、より大きな効果を得ることができます。

また、鹿児島県には、日本で初めて世界自然遺産に登録された屋久島と、世界自然遺産の候補地である奄美群島があり、生物多様性の観点から、既に様々な取組が進められています。また、これらの地域には、自然と共生する環境文化が息づいているとも言われています。こうした世界自然遺産やその候補地を有する地域において、複数の基本方針に沿った具体的なかつ先駆的な取組を進めることは、新たな「自然と共生する社会」の実現を目指していくためのモデルとなり、

広く国内外にアピールする効果も期待できます。このことから、5つの基本方針に加えて、「2つの世界自然遺産を目指す地域としての先駆的な取組の推進」を特別の方針として位置付けることとします。

取組例

奄美群島世界自然遺産トレイル（仮称）の設定

奄美群島において、各島々の独特の自然を体感することができるよう、島ごと、集落ごとに異なる環境文化のある場所を徒歩で巡るコースを設定し、認定ガイドや地域住民によるガイド（里のエコツアー）などを育成・確保するなど来訪者が優れた自然環境と地域の環境文化の双方にふれあうことができるよう受入体制の整備を図る。

取組例

奄美群島世界自然遺産の登録予定地周辺での緩衝機能の強化（生態系ネットワークの強化）

世界自然遺産の候補地となっている奄美大島及び徳之島において、登録予定地周辺の緩衝機能の強化を図るため、リュウキュウマツ人工林の照葉樹林化など、森林再生に向けた取組を促進し、生物多様性の向上と生態系ネットワークの強化を進める。

取組例

南方の島々の環境文化の研究

世界自然遺産登録を目指す奄美群島などでは、生物多様性だけでなく、言葉や食、島唄や祭事など島ごとに異なる文化を有している。こうした文化と自然との関わりや、それらの多様性、由来・歴史等についての調査研究のあり方を検討し、世界自然遺産登録後の地域づくりに役立てる。

取組例

奄美群島のお年寄りの世界自然遺産サポーター（仮称）委嘱と聞き書きの推進

奄美群島で自然と共生する生活文化（環境文化）を知る80歳以上の高齢者等に対して、世界自然遺産登録の推進に向けた応援を依頼するとともに、環境文化の詳細について話を聞き、記録（聞き書き）に努める。

テーマ3 生物多様性情報を蓄積し、科学的に生態系を管理するための取組

1 生物多様性情報の収集・蓄積・共有

生物多様性の保全及び持続可能な利用のためには、現状を的確に把握することが重要です。このため、調査研究等により、生物多様性についての科学的かつ客観的なデータを収集するとともに、多様な主体が持っている情報の共有化を行い、具体的な対策に生かすための仕組みづくりが必要です。

<戦略的な取組>

生物多様性に関する情報収集拠点と情報ネットワークの形成

生物多様性の調査・研究活動を行っている大学等の研究者や同好会等のアマチュア研究者による調査活動を活発にするとともに、得られた情報を収集・蓄積し、共有・活用するために必要な拠点機能の整備・充実を図ります。また、その上で、県立博物館やビジターセンター等の自然学習施設、各地で活動を行うNPO等と連携し、地域別、島嶼別に生物多様性情報を収集するネットワークの構築を図ります。

<主な取組>

- ① 県内の様々な調査データ等を踏まえ、生物多様性の保全上重要な地域を科学的に抽出し、その情報を関係部局で横断的に共有を図ることで、本県が実施する諸事業による環境への影響の低減を一層推進します。
- ② 県レッドデータブックの改訂作業を通じて、最新の生物多様性情報を収集・蓄積し、書籍として発行することにより、情報の共有化を図ります。
- ③ 特定鳥獣保護管理計画に基づくニホンジカの生息状況やオニヒトデ防除事業の捕獲調査によるモニタリング等を通じて、生態系に被害を与える野生生物の生息情報を収集し、効果的な防除対策に役立てます。



写真9-9 県立博物館

2 外来種への対応

経済・社会のグローバル化の進展により、ヒトとモノの移動が活発化し、船やトラック等の輸送機関などを介して、生物が本来有する能力を超えて移動するようになりました。これに伴い、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのある侵略的な外来種による、生態系への影響が、近年、深刻化しています。また、国内の他地域から導入される外来

種（国内外来種）による生態系への影響も問題となっており、特に本県のような島嶼部の多い地域にとっては重大な課題です。このため、国内由来か国外由来かを問わず、鹿児島島の生物多様性にとって、生態系等に対し侵略的な影響を及ぼすおそれのある外来生物の侵入・定着を未然に防ぐことが重要です。なお、飼養等されている愛玩動物や家畜等についても、外来生物となって被害をもたらさないよう、適切に管理し、逸出を防ぐことが必要です。

既に定着している外来種については、計画的・効果的に対策を進めていくことが必要です。

<戦略的な取組>

総合的な外来生物対策の推進

県内における外来生物の侵入状況や被害の発生状況を把握し、今後、新たな侵入が予測される種も含めて、鹿児島県版の外来生物リストを作成します。また、被害の重大性や分布拡大の可能性を踏まえて、優先的に対策を講じることが必要な侵略的な外来生物を選定し、その侵入予防や防除を促進するなど、総合的な外来生物対策を推進します。

【再掲】

<主な取組>

- ① 外来生物対策は早期発見、早期対応が重要であることから、広く市町村、県民等に注意喚起を行うとともに、既に県内に侵入している侵略的な外来生物については、優先順位をつけ、関係者との連携のもと、防除を推進します。
- ② 多くの野生生物には分布の南限、北限があり、さらに本県は島嶼部が多いことから、県内に普通に存する在来生物であっても、その本来の生息・生育域を越えての移動について注意が必要です。そのため、外来生物対策について広く県民に普及啓発を行います。
- ③ 国において、平成34年度までの完全排除を目指して防除が進められている奄美大島のマングース対策については、国、県、地元市町村などで構成する「奄美群島希少野生生物保護対策協議会」を通して、必要な協力を行います。
- ④ 奄美大島においては、野生化ヤギが生態系に影響を及ぼしている可能性があることから、生息状況調査を行い、科学的・順応的な捕獲対策を促進します。また、本県が平成21年度から進めてきた県本土でのマングース対策については、既に根絶状態にあると考えられていますが、住民の協力を得て監視を継続し、万一、確認された場合には速やかに防除を実施します。



写真9-10 捕獲されたマングース

- ⑤ 法面緑化に用いられる緑化植物が、外来種として問題を生じさせる事例もあることから、生物多様性保全上重要な地域では、周辺からの在来植物の自然侵入を待つ法面工を採用するなど、必要な配慮を行います。
- ⑥ 島嶼部においては、ペットである飼い猫が野生化してノネコとなり、希少種の捕食など、深刻な生態系被害をもたらしていることから、新たなノネコを生みださないよう、市町村等による適正飼養の取組を促進・支援します。



写真9-11 犬・猫遺棄防止ポスター

3 野生生物等の保護管理

野生生物は生態系を構成する重要な要素であることから、それぞれの地域で普通に見られる種から希少な種まで、多様な野生生物が将来にわたって存続するように、その生息・生育環境とともに、野生生物の適正な保護と管理を進めることが重要です。

近年、生息数の増加や生息域の拡大が見られるニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについては、生態系への影響や農林業被害が深刻になっていることから、抜本的な対策を講じていくことが必要です。また、特にこうした鳥獣は、生息環境（ねぐら、移動ルート等）、餌環境、捕食者（捕獲圧）など複合的な要因を受けて個体数が変動するため、鳥獣の増加しにくい環境の整備と効果的な捕獲対策を組み合わせた総合的な取組が必要です。

希少野生生物の保護のためには、その種の分布、生息・生育などの状況を把握し、種の特性や減少要因等の状況に応じた対策を講じるとともに、その生息・生育環境と個体の保護数のバランスを考慮した対策を講じていくことが必要です。

さらに、生物多様性に大きな影響を与えるおそれのある、野鳥や家きんでの高病原性鳥インフルエンザへの対応や適正なペットの飼養などの取組も進めていく必要があります。

<戦略的な取組>

鳥獣の科学的管理の推進

深刻な農林業被害や生態系被害をもたらしているニホンジカ等の鳥獣の適正管理を行うため、生息密度や個体群成長率、捕獲場所や被害の発生状況などについて科学的なデータの蓄積と解析に努め、鳥獣の生息環境管理と同時に、効果的な捕獲対策の推進を図ります。また、「鳥獣管理の将来ビジョン」に基づき、鹿児島の実情に応じた効率的な捕獲手法の確立と、科学的知見や捕獲技術を有する専門的捕獲従事者による新たな捕獲体制の整備を進めます。

＜主な取組＞

(1) 鳥獣の保護管理

- ① ニホンジカなど著しく増加等している地域個体群について、特定鳥獣保護管理計画を策定し、「鳥獣管理の将来ビジョン」を踏まえて、その生息地管理等も含めた科学的対策を促進します。

【県本土及び種子島のニホンジカ
生息密度（保護地域）：5 頭/km²】

【県本土及び種子島のニホンジカ生息密度（調整地域）：2 頭/km²】

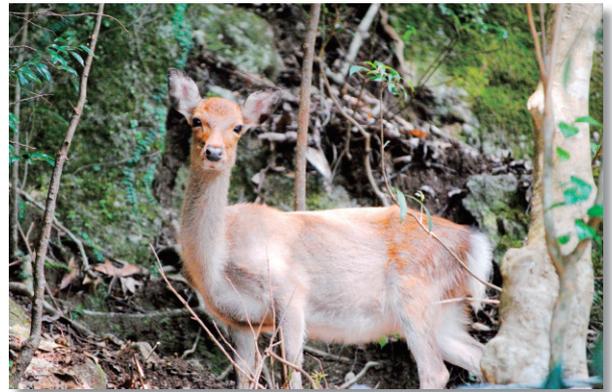


写真9-12 ニホンジカ

- ② 捕獲従事者のすそ野を支える狩猟者の増加を図るため、普及啓発の取組を促進します。
- ③ 被害農家自らによる捕獲を促進するため、農家等のわな猟免許の取得を推進します。
- ④ 市町村鳥獣被害防止計画に基づく取組の実践的活動を担う、市町村鳥獣被害対策実施隊の設置を推進します。
- ⑤ 傷病野生鳥獣については、指定診療施設等の協力を得てその保護に努めます。
- ⑥ 野鳥の高病原性鳥インフルエンザについては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（平成23年環境省）等を踏まえ、国等の関係機関と連携し、年4回の糞便採取調査による野鳥の感染状況の調査、監視、情報収集に努めるとともに、検査体制や緊急時の連絡体制の充実を図ります。

(2) 希少野生生物の保護

- ① 県レッドデータブックを活用し、希少野生生物の保護対策を検討するとともに、希少野生生物について県民や事業者に広く普及啓発を図り、自然保護思想の高揚に努めます。

【生息・生育環境の悪化を理由に鹿児島県レッドリストに掲載されている絶滅危惧種の数：現状維持】

- ② 希少鳥獣の繁殖地や集団渡来地等、特に保護する必要がある地域を鳥獣保護法に基づき、鳥獣保護区特別保護地区に指定し、また、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認められる区域を「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき生息地等保護区に指定し、行為規制や保全事業を推進します。【再掲】
- ③ 「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」の運用に当たっては、この条例に基づく捕獲等の禁止の対象となる指定希少野生動植物や商業的にその個体を繁殖させることができる特定希少野生動植物の指定、野生動植物の生息状況調査などを行うほ

か、希少野生動植物保護推進員を中心とした保護監視活動に努めます。【再掲】

【指定希少野生動植物種：平成35年度までに42種→60種】

- ④ 天然記念物に指定されている希少種や絶滅のおそれのある野生動植物については、「文化財保護法」や「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」、「鹿児島県文化財保護条例」、「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」を適正に運用するとともに、文化財保護指導委員、希少野生動植物保護推進員等の協力を得ながらその保護に努めます。【再掲】
- ⑤ 出水地方に渡来するツルについては、県ツル保護会等と連携し、越冬地の保全や給餌を通じた保護活動を行うとともに、越冬地分散に向けた取組を進めます。
- ⑥ 県内の海岸に上陸するウミガメについては、関係市町村と連携して、ウミガメ保護条例に基づき、ウミガメ保護監視員の設置と監視活動等を通じて、保護に努めます。
- ⑦ 霧島地区にのみ生育する固有種であるノカイドウについては、その天然更新を促進するため、シカによる食害防止対策等を講じるとともに、森林技術総合センター等における生息域外保全の取組を進めます。
- ⑧ 奄美群島における野生生物については、奄美の生態系保全の拠点となる奄美野生生物保護センターを活用するとともに、貴重な野生生物の保護のための調査研究や普及啓発等を促進します。



写真9-13 アカウミガメの産卵



写真9-14 ノカイドウ

(3) 動物の愛護と適正な管理

- ① 動物によるトラブルを未然に防ぐため、飼い主のモラル向上について啓発活動を行います。
- ② 動物が命あるものであることを踏まえた適正な飼養方法、禁止行為の周知徹底等を図るとともに、市町村や関係機関・団体等とも連携して遺棄及び虐待の防止を図ります。
- ③ 犬及び猫の引取り数を減らすため、みだりな繁殖を防止するための不妊・去勢措置の推進、安易な飼養の抑制、終生飼養の徹底等について、飼養者に対して啓発します。

特別テーマ 2つの世界自然遺産を目指す地域としての先駆的な取組

1 世界自然遺産候補地・奄美群島での取組

奄美群島は、平成15年に国の検討会において、世界自然遺産候補地として選定され、以降、世界自然遺産登録を目指した取組を進めてきています。世界自然遺産に登録するには、顕著で普遍的な価値を有していること、国等による保護担保措置が講じられていること、価値を有する地域が十分に保護されていること、適切な保全管理が実施できていることなどが必要となります。

また、世界自然遺産登録後に、予期せぬ社会経済的变化が生じて、自然環境や地域社会が想定外の負の影響を受けないようにあらかじめ世界自然遺産登録後の変化を予測して対策を講じていくことも必要です。

奄美群島の世界自然遺産登録は、決してゴールではなく、登録後にどのような社会を作っていくかが問われています。また、世界自然遺産として推薦されるのは奄美大島、徳之島のそれぞれ一部地域と想定されていますが、世界自然遺産登録が奄美群島全体に波及効果をもたらすものとなるよう取り組んでいく必要があります。



写真9-26 奄美のショチョガマ

<戦略的な取組>

南方の島々の環境文化の研究

世界自然遺産登録を目指す奄美群島などでは、生物多様性だけでなく、言葉や食、島唄や祭事など島ごとに異なる文化を有しています。こうした文化と自然との関わりや、それらの多様性、由来・歴史等についての調査研究のあり方を検討し、世界自然遺産登録後の地域づくりに役立てます。【再掲】

奄美群島世界自然遺産の登録予定地周辺での緩衝機能の強化（生態系ネットワークの強化）

世界自然遺産の候補地となっている奄美大島及び徳之島において、登録予定地周辺の緩衝機能の強化を図るため、リュウキュウマツ人工林の照葉樹林化など、森林再生に向けた取組を促進し、生物多様性の向上と生態系ネットワークの強化を進めます。【再掲】

奄美群島における公共事業の環境配慮ガイドラインの作成

奄美群島で実施する公共事業について、希少種や固有種の保全、生態系の連続性の確保など、必要な環境配慮を計画的に実施するため、公共事業での環境配慮ガイドラインを策定します。また、本ガイドラインでは、新規の事業における環境配慮の実施に加え、既存施設についても近自然工法やアニマルパスウェイの設置などの改修工事を実施するなど、生物多様性の向上に努めます。【再掲】

【大島・徳之島地区における公共事業での環境配慮ガイドライン策定：

平成27年度まで】

奄美群島のお年寄りの世界自然遺産サポーター（仮称）委嘱と聞き書きの推進

奄美群島で自然と共生する生活文化（環境文化）を知る80歳以上の高齢者等に対して、世界自然遺産登録の推進に向けた応援を依頼するとともに、環境文化の詳細について話を聞き、記録（聞き書き）に努めます。【再掲】

奄美群島世界自然遺産トレイル（仮称）の設定

奄美群島において、各島々の独特の自然を体感することができるよう、島ごと、集落ごとに異なる環境文化のある場所を徒歩で巡るコースを設定し、認定ガイドや地域住民によるガイド（里のエコツアー）などを育成・確保するなど来訪者が優れた自然環境と地域の環境文化の双方にふれあうことができるよう受入体制の整備を図ります。【再掲】

<主な取組>

(1) 世界自然遺産登録に向けた取組

- ① 奄美の豊かな自然との共生を目指した地域づくりの指針である「奄美群島自然共生プラン」に基づき、自然共生ネットワークの形成、サンゴ礁と海岸の保全、希少な野生生物と森林の保全、環境保全型自然体験活動の推進、世界自然遺産登録に向けた取組等を促進します。
- ② 自然生態系等に関するこれまでの各種調査・研究や「奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会」における検討を踏まえ、世界自然遺産としての顕著で普遍的な価値を有する重要地域や希少野生動植物の保全のための取組など、世界自然遺産登録に向けた取組を促進します。
- ③ 住民に、奄美の自然に対する理解を



写真9-27 奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会

深めてもらうため、世界自然遺産登録、国立公園指定、ノイヌ・ノネコ対策、希少野生生物保護に関する各種勉強会を開催するとともに、パンフレットやPR紙袋等の作成・配布などを通じて、奄美群島の世界自然遺産登録に向けた気運の醸成を図ります。

(2) 希少な野生生物や生態系の保全

- ① 希少野生生物や奄美の森を保全するため、自然保護団体等と連携して、生物多様性保全上、重要な種と地域を保護するとともに、侵略的外来種への対策を推進します。
- ② 希少野生生物の保護対策、自然環境に配慮した公共事業を推進し、環境の保全に努めます。
- ③ オニヒトデ駆除などによるサンゴ礁の保全対策を推進します。
- ④ 「自然への配慮ガイドライン」のハンドブックの奄美群島内各世帯への配布、「奄美群島マナーガイド」の観光客等への配布を通じて、地域住民等自らの主体的な行動の促進を図ります。
- ⑤ アマミノクロウサギ等希少な野生動物の死亡要因となっているロードキル(交通事故)対策やノイヌ・ノネコ等による捕食被害を防止するための取組を、国や関係市町村等と連携した取組を進めます。

【交通事故や他の生物の補食による死亡が確認されたアマミノクロウサギの数：

平成35年度までに現状（平成21～25年度・平均約20頭／年）の10分の1以下】

- ⑥ ノヤギによる植生被害を防止するため、生息状況等について科学的な実態把握を行うとともに、地域における科学的な防除の取組を促進します。



写真9-28 ノヤギ

(3) エコツーリズムの推進

- ① 質の高いガイドを育成する認定ガイド制度の創設等を通じて、良質なエコツーリズムを推進します。

【奄美群島エコツーリズム推進協議会による認定ガイドの人数

：平成30年度までに50名】

- ② 奄美群島の自然、歴史・文化などの資源を活用するエコツーリズムについては、過

剰な利用によってこれらの資源が損なわれることのないようにするとともに、既存の観光地における環境保護施設の設置や新たな利用地点の発掘による利用分散を促し、奄美群島の資源の総合的な利用や良質な情報提供が行われるよう努めます。

(4) 自然共生プランの取組を通じた奄美のブランド創出による地域づくり

- ① 奄美群島自然共生プランの取組を通じた大島紬、養殖マグロ、長寿子宝等の奄美のブランド創出を進め、自然を生かした地域づくりを促進します。
- ② 奄美群島の伝統的な生活や文化、地域に根付く自然観や自然利用のルールに配慮した持続可能な自然資源の利用を図るとともに、それらを活用し、自然との共生を図りながら、観光振興や奄美のブランド創出等を促進することにより、地域の付加価値の向上を図ります。

5-35 奄美群島振興開発特別措置法（抜粋）

（昭和二十九年六月二十一日法律第百八十九号）

最終改正：平成二七年七月一五日法律第五六号

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 奄美群島振興開発計画等

第一節 基本方針（第四条）

第二節 振興開発計画及びこれに基づく措置（第五条—第七条）

第三節 交付金事業計画及びこれに基づく措置（第八条—第十条）

第四節 産業振興促進計画及びこれに基づく措置（第十一条—第二十一条）

第五節 振興開発のためのその他の特別措置（第二十二条—第三十八条）

第三章 奄美群島振興開発審議会（第三十九条—第四十一条）

第四章 独立行政法人奄美群島振興開発基金

第一節 総則（第四十二条—第四十六条）

第二節 役員及び職員（第四十七条—第五十一条）

第三節 業務等（第五十二条—第五十六条）

第四節 雑則（第五十七条—第六十一条）

第五章 雑則（第六十二条・第六十三条）

第六章 罰則（第六十四条—第七十条）

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）の特殊事情に鑑み、奄美群島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展、その住民の生活の安定及び福祉の向上並びに奄美群島における定住の促進を図ることを目的とする。

(基本理念)

第二条 奄美群島の振興開発のための施策は、奄美群島が我が国の領域の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給その他の我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、その役割が十分に発揮されるよう、奄美群島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資することを旨として講ぜられなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、奄美群島の振興開発のために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第二章 奄美群島振興開発計画等

第一節 基本方針

第四条 主務大臣は、第二条の基本理念にのっとり、奄美群島の振興開発を図るため、奄美群島振興開発基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 奄美群島の振興開発の意義及び方向に関する事項
- 二 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する基本的な事項
- 三 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項
- 四 観光の開発に関する基本的な事項
- 五 道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬（以下「人の往来等」という。）に要する費用の低廉化その他の奄美群島以外の本邦の地域と奄美群島及び奄美群島内の交通通信の確保に関する基本的な事項

- 六 住宅及び生活環境の整備（廃棄物の減量その他その適正な処理を含む。以下同じ。）に関する基本的な事項
 - 七 保健衛生の向上に関する基本的な事項
 - 八 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項
 - 九 医療の確保等に関する基本的な事項
 - 十 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的な事項
 - 十一 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する基本的な事項
 - 十二 再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。以下同じ。）の利用その他のエネルギーの供給に関する基本的な事項
 - 十三 教育及び文化の振興（子どもの修学の機会を確保するための支援を含む。次条第二項第十三号において同じ。）に関する基本的な事項
 - 十四 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項
 - 十五 奄美群島の振興開発に寄与する人材の確保及び育成に関する基本的な事項
 - 十六 奄美群島の振興開発に係る独立行政法人奄美群島振興開発基金、事業者、住民、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下単に「特定非営利活動法人」という。）その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項
 - 十七 前各号に掲げるもののほか、奄美群島の振興開発に関する基本的な事項
- 3 基本方針は、平成二十六年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。
 - 4 主務大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、奄美群島振興開発審議会との議を経るとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 5 主務大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第二節 振興開発計画及びこれに基づく措置

（振興開発計画）

- 第五条 鹿児島県は、基本方針に基づき、奄美群島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 振興開発計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 奄美群島の振興開発の基本的方針に関する事項
 - 二 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する事項
 - 三 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する事項
 - 四 観光の開発に関する事項

- 五 道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来等に要する費用の低廉化その他の奄美群島以外の本邦の地域と奄美群島及び奄美群島内の交通通信の確保に関する事項
 - 六 住宅及び生活環境の整備に関する事項
 - 七 保健衛生の向上に関する事項
 - 八 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項
 - 九 医療の確保等に関する事項
 - 十 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する事項
 - 十一 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する事項
 - 十二 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給に関する事項
 - 十三 教育及び文化の振興に関する事項
 - 十四 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項
 - 十五 奄美群島の振興開発に寄与する人材の確保及び育成に関する事項
 - 十六 奄美群島の振興開発に係る独立行政法人奄美群島振興開発基金、事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する事項
 - 十七 前各号に掲げるもののほか、奄美群島の振興開発に関し必要な事項
- 3 振興開発計画は、奄美群島内の島ごとの地理的及び自然的特性、人口及び産業の集積の状況その他の特性に応じた振興開発が図られるよう定めるものとする。
 - 4 振興開発計画は、平成二十六年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。
 - 5 鹿児島県は、振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ、奄美群島内の市町村（次項の規定による要請があつた場合における当該要請をした市町村を除く。）に対し、当該市町村に係る振興開発計画の案を作成し、同県に提出するよう求めなければならない。この場合において、当該求めを受けた市町村は、単独で又は共同してその案を作成し、及び提出することができる。
 - 6 奄美群島内の市町村（以下「奄美群島市町村」という。）は、振興開発計画が定められていない場合には、単独で又は共同して、鹿児島県に対し、振興開発計画を定めることを要請することができる。この場合においては、当該奄美群島市町村に係る振興開発計画の案を添えなければならない。
 - 7 前項の規定による要請があつたときは、鹿児島県は、速やかに、振興開発計画を定めるよう努めるものとする。
 - 8 奄美群島市町村は、第五項又は第六項の案を作成しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 9 鹿児島県は、第五項又は第六項の案の提出を受けたときは、振興開発計画を定めるに当たっては、当該案の内容をできる限り反映させるよう努めるものとする。

- 1 0 鹿児島県は、振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、主務大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 1 1 鹿児島県は、振興開発計画が前項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 1 2 第五項及び第八項から前項までの規定は、振興開発計画の変更について準用する。この場合において、第五項中「市町村（次項の規定による要請があつた場合における当該要請をした市町村を除く。）」とあるのは「市町村」と、第八項及び第九項中「第五項又は第六項」とあるのは「第五項」と読み替えるものとする。

(特別の助成)

第六条 振興開発計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合は、他の法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合の範囲内で政令で定める割合とする。

- 2 前項に規定する事業に要する経費に対する他の法令（当該事業が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号）第二条第二項に規定する開発指定事業に相当するものである場合には、当該事業については、同法の規定の適用があるものとした場合における同法を含む。）の規定による国の負担又は補助の割合が、前項の政令で定める割合を超えるときは、当該事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。
- 3 国は、振興開発計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前二項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。
- 4 第一項に規定する事業に要する経費につき、第一項及び第二項の規定による国の負担又は補助の割合により国が負担し、又は補助する場合における国の負担金又は補助金の交付については、他の法令の規定にかかわらず、政令で必要な特例を定めることができる。
- 5 奄美群島における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和三十六年法律第九十七号）第三条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第四条の規定によって算出した率が五分の四に満たない場合においては、同条の規定にかかわらず、五分の四とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和三十八年法律第二百四十七号）第三条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は、同条の規定にかかわらず、五

分の四とする。

(地方債についての配慮)

第七条 地方公共団体が振興開発計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第五節 振興開発のためのその他の特別措置

(自然環境の保全及び再生)

第三十二条 国及び地方公共団体は、奄美群島における自然環境の保全及び再生に資するため、生態系の維持又は回復を図るための措置その他の必要な措置について適切な配慮をするものとする。

(観光の振興及び地域間交流の促進)

第三十六条 国及び地方公共団体は、奄美群島には優れた自然の風景地が存すること、国外の地域と近接していること等の特性があることに鑑み、国民の奄美群島に対する理解と関心を深めるとともに、奄美群島の活性化に資するため、奄美群島における観光の振興並びに奄美群島と国内及び国外の地域との交流の促進について適切な配慮をするものとする。

5-36 奄美群島振興開発計画（抜粋）

第1 総説

1 計画策定の意義

奄美群島においては、昭和28年に日本へ復帰して以来、数次の法改正に基づいて、各般にわたる事業が実施され、交通基盤、産業基盤、生活環境などの社会資本の整備が着実に進むなど相応の成果をあげてきている。

しかし、本土から遠隔の外海離島という地理的条件、台風常襲地帯であるなどの厳しい自然条件下にあり、本土との間には、所得水準や物価をはじめとする経済面の諸格差が依然として存在し、人口減少や高齢化の進展など、いまだ解決されない課題が残されている。

一方、「奄美・琉球」は世界自然遺産の国内候補地であり、固有種や希少種など貴重な動植物の宝庫であるとともに、亜熱帯性・海洋性の豊かな自然、多様で個性的な伝統文化、安心して子どもを産み育てることができる環境、長寿・癒やしに関連の深い多様な資源など他の地域にはない魅力と特性に恵まれている。これに加え、奄美群島は、成長著しい東アジアに隣接しており、これらの地域を含め、国内外から多くの観光客が訪れることが期待される。

今後、奄美群島においては、その優位性を生かしながら、本土との格差是正や人口減少等の課題解決と自立的で持続可能な発展に向けて、地域が自らの責任のもと主体的に施策を実施することが必要である。

こうした中、地元12市町村においては、群島が一体となった施策の展開を行い、群島の成長を自発的に推進するための「奄美群島成長戦略ビジョン」を策定したところである。以上のような経緯と認識を踏まえ、今後の奄美群島の振興開発に必要な施策を実施するため、この計画を策定するものである。

2 計画の性格

この計画は、奄美群島振興開発特別措置法に基づいて策定するものであり、国、県、奄美群島の市町村、地元住民、関係機関・団体等が一体となって、地元の発意・創意工夫を生かしつつ自立的發展を目指す上で必要な、今後の奄美群島の振興開発の基本的方針と各島における振興方策を示すものである。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とする。

4 計画の目標

この計画においては、本計画に基づく事業を推進することにより、奄美群島の基礎条件の改善や地理的及び自然的特性に応じた同群島の振興開発を図り、同群島の自立的発展、地域住民の生活の安定及び福祉向上、定住促進を図ることを目標とする。

第2 奄美群島の振興開発の基本的方針

奄美群島は、我が国の領域の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然とのふれあいの場及び機会の提供、食料の安定的な供給その他の我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている一方で、人口減少や高齢化が進み、地域の活力低下が懸念されている。

こうした中、本計画の目標を達成するため、奄美群島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力を増進することを基本理念として、地域主体の取組を推進するとともに、定住促進、交流拡大、条件不利性の改善、生活基盤の確保・充実の施策の展開を図る。

1 地域主体の取組の推進

奄美群島の自立的発展を図るため、奄美群島振興開発特別措置法で新たに創設された、地域が自らの責任のもと主体的に施策を実行する仕組みも活用しながら、地域主体の取組を推進する。

(1) 奄美群島成長戦略ビジョンに係る取組の促進

「群島民が幸せに生活するため、重点3分野（農業、観光／交流、情報）を基軸として、雇用の創出に重点を置いた産業振興を目指す」という基本理念のもと、群島主体の取組として地元12市町村において奄美群島成長戦略ビジョンが策定されたことを受け、同ビジョン及び同ビジョンを具体化する基本計画・実施計画に基づいて実施される、奄美群島広域事務組合が行う群島全体の取組や、市町村の主体的な取組を促進する。

(2) 奄美群島振興交付金の活用

新たに創設された奄美群島振興交付金を活用し、奄美群島の厳しい地理的、自然的、歴史的条件不利性の克服等のため、ソフト面を中心に、自らの責任で地域の裁量に基づく施策を展開する。

(3) 市町村産業振興促進計画認定制度の活用

奄美群島の産業振興には、地元の状況を熟知し民間事業者との連携も可能な市町村が主体的に取り組むことが重要であることから、新たに創設された市町村産業振興促進計画認定制度における通訳案内士法の特例、旅行業法の特例、既存施設の有効活用のための手続きの緩和措置などの法律上又は税制上の支援措置の活用を促進する。

2 定住を促進するための方策

奄美群島においては、農業、観光、情報通信産業を重点3分野と位置付け、産業の振興を図り、定住を促進する。

奄美群島の基幹産業に位置付けられる農業については、亜熱帯性の温暖な気候等の特性を生かし基幹作物であるさとうきびと野菜・花き・果樹の園芸作物や肉用牛を組み合わせた複合経営を基本に、島ごとに特色ある農業を展開し、他地域との差異化を図るため、担い手の確保・育成、農地の効率的利用、基盤整備、災害に強い栽培施設の整備、流通効率化のための施設等整備、新規就農の環境整備などの施策を推進するとともに、ブランド化や6次産業化などにより奄美群島の農産物の高付加価値化に努める。

観光は関連する産業の裾野が広い総合産業であり、地域全体に大きな経済効果をもたらす原動力となるだけでなく、自然や文化等を観光資源として活用できることから、これらの資源を適切に保護するとともに、保護と利用の調和に配慮しながら、奄美群島の地域資源を生かした観光施策の展開を図る。

情報通信産業については、情報通信技術の進展によって外海離島であることによる空間的距離や時間的距離の不利性が縮小してきており、また、奄美群島は、豊かな自然環境や安いオフィス賃料などの優位性も有していることから、情報通信基盤の整備の促進を図るとともに、企業活動におけるICTの利活用、他産業との連携による地域づくりなどを推進することにより、情報通信技術を活用する産業の定着を図る。

また、温暖な静穏海域を生かした養殖業や栽培漁業の振興、浮魚礁の設置等による漁場の造成など水産業の振興を図るとともに、森林の有する多面的な機能の持続的発揮、広葉樹等の森林資源や特用林産物等を活用した林業の振興を図る。

さらに、大島紬や黒糖焼酎等の地域産業や起業支援など地域の特性を生かした産業の振興、UIOターンの支援など定住促進に関する施策の展開を図る。

3 交流拡大のための方策

奄美群島は、亜熱帯性の豊かな自然、世界に類を見ない貴重な野生生物など、魅力ある自然特性、島や集落ごとに異なる個性的で多様な伝統・文化等の観光資源とともに、今後、日本への観光客増加が見込まれる中国をはじめとするアジア各国へ近接しているといった優位性を有している。

このため、人材の育成・確保やおもてなしの充実など受入体制の整備、大型観光船の誘致やクルージング観光振興や交通体系の整備、マスコミやインターネット等を活用した観光情報の発信、地域産業との連携など、奄美群島の地域資源を生かした観光施策を展開する。

さらに、これらの施策に加え、愛着を育む地域文化の継承・創造、郷友会をはじめ沖縄・海外も含めた群島内外との交流促進を図る。

また、世界自然遺産登録を目指し、自然環境及び伝統・文化等の地域資源を適切に保護するとともに、保護と利用の調和に配慮しながらこれらの地域資源を有効に活用することにより、交流の拡大とともに地域の振興を図る必要がある。

このため、「人と自然が共生する地域」を目指し、地域住民等のネットワーク形成を図るとともに、奄美群島の自然環境の魅力に対する住民自身の認識を深め世界自然遺産に対する地元の理解や意識の高揚を図る。

希少野生生物の保護や奄美群島の自然等について適切な知識を有するガイドの育成など地域の価値を維持するための施策を推進するとともに、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成や自然環境に配慮した公共事業の実施など、世界自然遺産の登録に向けた取組を進める。

4 奄美群島が抱える条件不利性の改善

本土から隔絶した外海離島である奄美群島にとって、航路・航空路線は住民の往来や産業活動にとって極めて重要な交通手段であるが、特に航空運賃は沖縄などに比べ割高となっており、住民の生活利便性の向上や観光の振興等を図る上での課題となっていることから、航路も含めた運賃の軽減を図る。

また、消費地に農林水産物等を出荷する際の輸送コストの軽減を図る。

さらに、地理的条件等により、本土に比べて総体的に物価が高いことから、ガソリン等の生活関連物資の物価の軽減措置を図る。

近年の記録的な集中豪雨による災害が多発していることや、東日本大震災以降、全国的に防災対策の重要性が指摘されていることから、群島住民の生命・安全確保のための情報提供体制の整備や、災害時の相互応援体制の充実など、奄美群島の地理的特性等を踏まえた防災対策を推進するとともに、治山、治水、砂防、海岸保全などの対策の実施により災害に強い地域づくりを推進する。

また、空港、港湾、道路等交通基盤の整備及び既存施設の老朽化対策に関する施策の展開を図る。

5 群島の生活基盤の確保・充実

奄美群島は、100歳以上の長寿者の比率が高い「長寿の島」であるとともに、合計特殊出生率が高い「子宝の島」といった特性を有する反面、他地域よりも深刻な医療従事者不足や早世率が高いなどの課題を有している。

このような地域の実情を踏まえながら、健康づくり、医療提供体制の整備、高齢者・児童福祉等の推進など、保健医療福祉施策の展開を図る。

また、教育及び人材育成、生活環境の整備、資源・エネルギーの確保等の施策の展開を図る。

第3 振興開発の方策

奄美大島、加計呂麻島、請島、与路島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島の8つの有人離島からなる奄美群島は、東北端の喜界島から最南端の与論島まで約220kmの海域に点在している。

これらの島々は、亜熱帯性・海洋性の豊かな自然、固有種や希少種など世界的にも貴重な野生生物、個性的な伝統・文化、健康・長寿・癒しに関する資源など他の地域にはない魅力と特性に恵まれており、これらを活用することにより個性ある地域として大きく発展する可能性を有している。

今後は、世界自然遺産登録に向け環境保全等、必要な取組を進めるとともに、これらの奄美群島の魅力や資源等の優位性を最大限に生かしながら、それぞれの島がその特性に応じた振興開発を図るとともに、群島の一体的な自立的発展を促進する必要がある。

1 奄美群島成長戦略ビジョン実現のために広域的に取り組む方策

今後の奄美群島の自立的発展を図る上では、地元12市町村において策定された「奄美群島成長戦略ビジョン」を具現化する取組を推進する必要がある。とりわけ、群島の雇用の創出にとって重要である「農業」「観光/交流」「情報」の3分野と、「定住」「文化」の2分野において、各島の魅力・個性を磨き上げ、群島内の競争力を互いに高めるとともに、各島共通の課題を解決する上では、群島が一体となって広域的に取り組むことが重要であることから、奄美群島広域事務組合や一般社団法人奄美群島観光物産協会、奄美群島プレミアムソール生産販売組合、奄美群島ICT協議会等の自立に向けた取組を、独立行政法人奄美群島振興開発基金や市町村、各種団体等と連携し積極的に支援する。

(1) 人材の確保・育成、教育に関する施策の推進

群島民が新たなチャレンジに積極的に取り組む気運を醸成するために、今後の観光物産振興の核となる島コーディネーターや物産コーディネーター、通訳案内士、エコツアーガイド、歴史文化ガイド、「あまみシマ博覧会」の実施事業者、物産に関する商品企画プランナー・デザイナー、プロジェクトマネージャー等、今後の奄美群島の産業振興において中心的な役割を担っていくプロフェッショナルな人材を中長期的に確保・育成、教育するとともに、若年層を対象とした奄美群島の魅力を学ぶ場や、歴史・文化の検定制度、ボランティアガイド、観光従事者のホスピタリティ研修、先進地研修や講師招聘による産業全体の経営感覚向上等、群島全体の人材力の底上げを図る。

また、「人材育成シリコンバレー」と言える人材集積の場の整備や集積によるイノベーションの推進、起業支援、様々な取組を評価・向上させる場の創出、移住者や若年層の就職支援、職と住を含めた移住者受入体制の整備、インターンシップの充実等、人材育成のための環境づくりと定住促進による担い手の確保についても推進する。

(2) 奄美群島の魅力の発揮に関する施策の推進

奄美群島の魅力を最大限発揮し、世界の人々にその魅力を伝え、様々な分野で「奄美ブランド」を確立するために、奄美群島の魅力である「自然・歴史・文化・人の温かさ・癒し・長寿・子宝」を群島民が「価値あるもの」として意識する気運の醸成を図るとともに、それぞれの島や集落において異なる様々な魅力を産業振興に生かした取組を支援・評価する総合的なプロモーションを推進する。

また、「あまみシマ博覧会」などの観光体験プログラムや自然体験ツアー、移住体験ツアーをはじめ、方言や食文化、特産品、伝統芸能等の魅力を紹介するコンテンツの充実とともに、情報伝達ツールとしてのコミュニティ FM ネットワークの構築を図るほか、一元的情報発信 Web サイト、課題解決型コンテンツ、スマートフォンアプリなどの ICT を積極的に活用していく。

さらに世界自然遺産登録に向け、将来も見据え、継続的かつ効果的な環境保全の取組、エコツアーガイド制度の確立やガイドの育成の取組、奄美群島の特徴、魅力や役割を積極的かつ印象深く国内外に発信する取組等を推進する。

(3) 共生・協働の推進、交流・連携の強化に関する施策の推進

全ての群島民が主人公として活躍するために、住民や行政・民間が連携した共生・協働に係る取組を推進する。

また、(一社)奄美群島観光物産協会による観光物産の広域連携や新たな特産品開発などを進めるほか、群島内事業者の産業クラスター化による交流・連携の取組を推進する。

さらに、世界自然遺産国内候補地として、将来を見据えて、世界遺産である屋久島や共に世界自然遺産登録を目指す沖縄と結ぶツアーの造成や、観光キャンペーンの展開、本土郷友会との交流促進、県内外の高等教育機関と連携したフィールドワークや学術研究交流等、群島外の様々な地域や、金融機関、学術研究機関等も含めた様々な主体との交流・連携の強化によって群島のスケールメリットが最大限発揮されるよう努める。

(4) 市場の拡大に関する施策の推進

顧客視点を踏まえた市場の拡大に向けて、大都市における物産展や商談会の開催、テストマーケティング、観光アンケート、観光セールスキャラバン等を通じた市場分析力の向上とともに、顧客本位の 6 次産業化や特産品開発、サービスの提供、観光コンテンツの充実により、戦略的な奄美群島全体のブランドの創造と強化を推進する。

また、一元的情報発信 Web サイト上での観光・物産データベース構築や各種イベントにおける広報、各種情報媒体の活用等により、効果的な情報発信を推進するとともに、近隣アジアや世界など新たな市場開拓等の営業活動や営業力そのものの強化、顧客ターゲットの選択と集中、あるいは顧客の創出といった戦略的なマーケティング施策を推進する。

奄美群島成長戦略ビジョン実現のため市町村が取り組む方策

「奄美群島成長戦略ビジョン」を具現化する取組の推進については、広域的に取り組む方策の他、各市町村においても以下の方向性により各種施策に取り組むこととしている。

なお、各施策については、2以降の島別振興方策に位置付けている。

(奄美群島成長戦略ビジョンにおける市町村の取組の方向性)

- (1) 人材の確保・育成、教育に関する施策の推進
- (2) 奄美群島の魅力の発揮に関する施策の推進
- (3) 共生・協働の推進、交流・連携の強化に関する施策の推進
- (4) 市場の拡大に関する施策の推進

2 奄美大島の振興方策

(1) 地域の概要

奄美大島は、本土から航路距離で 383 km に位置し、面積約 712 と群島中最大の島で、1 市 2 町 2 村に全国有人離島の中で最多の約 6 万 4 千人が居住している。島には、群島の玄関口である奄美空港や名瀬港があり、県本土や各島等との物流や旅客の拠点となっている。島の北部には、群島の政治、経済の中心である奄美市がある。

産業では、さとうきびや野菜、果樹を中心とした農業が盛んであり、大島紬、黒糖焼酎等の特産品を有する。また、瀬物やカツオ等を対象とした一本釣漁業などの漁船漁業のほか、魚類、クルマエビ等の養殖も行われており、特に、大島海峡は、日本一のクロマグロ養殖産地となっている。

また、奄美パークや黒潮の森マングローブパーク、タラソ奄美の竜宮等の個性的で多様な施設が整備されており、天然記念物や国内希少野生動植物種として保護されているアマミノクロウサギやオオトラツグミなど貴重な動植物も多い。

(2) 施策の展開

A 定住を促進するための方策

(ア) 産業の振興

(中略)

D 地域の特性を生かした産業の振興

(B) 林業

a 森林整備の推進

- 公益的機能別施業森林や木材等生産機能維持増進森林の区分ごとに重視すべき森林の機能に応じた森林整備を推進し、森林資源の充実や公益的機能の維持増進を図る。
- 保全すべき松林における松くい虫被害の防除など被害対策を講じるととも

に、島外からの被害材持ち込み等に対する監視を継続する。

b 林業生産基盤の整備

- 自然環境への影響に十分配慮し、林道の開設や既設林道の改良・舗装を推進する。

c 木材生産・加工・流通体制の整備

- 森林の保全と利用の調和に配慮し、効率的かつ安定的な木材生産体制の整備や建築内装材、家具用材等への利用を促進する。

d 特用林産物の振興

- しいたけ、たけのこ、ソテツ等の生産体制や集出荷体制を整備するなど地域特性を生かした特用林産物の産地づくりを推進する。

e 担い手の確保・育成

- 林業技術研修制度等を通じ、林業就業者等の確保・育成を推進するとともに、森林組合については、奄美群島を1組合とする広域合併を促進し、経営基盤の強化を図る。

f 森林とのふれあいの推進

- 奄美大島の自然や景観を生かした森林の整備・保全を図るとともに、地域住民等の憩いの場等としての利用を促進する。
また、森林ボランティアの育成など体験学習等の支援体制を整備するとともに、小・中学校等を対象とした森林環境教育を推進する。

g 新たな森林資源の利用及び保全に関する調査研究

- リュウキュウマツなど奄美群島産材の利用拡大や亜熱帯森林の保全等に関する調査研究を推進する。

イ 交流拡大のための方策

(ア) 奄美ならではの自然・文化等の地域資源の活用

A 地域資源を生かした観光施策の展開

(A) 観光資源の活用

- 特徴ある自然や文化、地場産業など群島の魅力や資源を有機的に結び、ストーリー性をもって関連づけるなど、観光を中心に産業や文化等を総合的に振興する取組を促進する。
- 豊かな地域資源を活用した体験プログラムの充実を図る。
また、「あまみシマ博覧会」の実施やエコツアーの推進などを通じ、体験・滞在型観光プログラムづくりを促進する。
- 奄美群島の自然や文化を歩きながら楽しめる観光ネットワークづくりの推進を図る。
- タラソテラピー施設の「タラソ奄美の竜宮」など、「長寿・子宝・癒し」の

資源や魅力を活用したPR活動を促進する。

- 国内外のスポーツ合宿を誘致するなど、暖かい気候を生かした奄美市のスポーツアイランド構想を促進するとともに、ダイビング等のマリンスポーツの普及や個性豊かな各種イベントの開催、教育旅行の誘致等に努める。

(B) 観光施設等の受入体制の整備

- 奄美パークを群島全体の観光拠点として、黒潮の森マングローブパーク等の観光施設等の相互連携強化を図り、周遊性のある観光ルートづくりに努める。
- 観光客が目的地に円滑に移動できるよう、観光案内標識等の整備や、インターネット等を活用した観光地間の交通アクセスの情報発信などを推進する。
また、トイレ、休憩所等の施設整備や路傍植栽の管理を行い、快適性・利便性の向上に努める。
- 平成 32 年に鹿児島県で開催予定の国体を見据え、国内外のトップアスリート等のスポーツ合宿にも対応できるような質の高い環境を提供するため、スポーツ施設の整備・充実を促進する。
- 観光事業者等の接客研修等による、ホスピタリティあふれるサービス提供体制づくりや外国人観光客も含めすべての観光客が安心して観光できるような観光案内機能の充実を図る。
地域資源を観光客に紹介する島コーディネーター、観光ボランティアガイド、インストラクター、ツアーガイド等の人材の育成・確保や組織化を図るとともに、マリンスポーツや大島紬の泥染め体験など特色ある体験・滞在型観光プログラムを一元的に提供するイベントの充実などを図る。
通訳案内士や旅行業者代理業に係る奄美群島を対象とした特例制度の普及・定着に努め、観光客受入体制の充実を図る。
- 体験・滞在型観光などの新たなニーズに対応した観光施設や宿泊施設等の整備・充実を促進する。
- 観光振興・地域の活性化等に資する奄美ナンバーの導入を推進する。

(C) 観光交通体系の整備

- 群島内外を結んだ周遊型観光を推進するため、空港・港湾等の交通拠点の整備を促進する。
- 世界自然遺産登録を視野に入れ、国際チャーター便運航に係る CIQ 要員配置が円滑にできるような仕組みづくりの検討を進める。
- 定期航路の船舶の高速化や快適性の向上について検討するとともに、群島内の島々を観光船等で周遊できるクルージングネットワークの形成を促進する。
- クルーズ船や定期船による観光交流を推進するため、世界自然遺産国内候

補地として、将来を見据え、国内外からの大型観光船や定期船利用の観光客等を受け入れる環境を整備し、航路の維持、開発に努める。

- 空港や港等へのアクセス向上を図るため、国道 58 号等の幹線道路整備や観光地間を結ぶ県道等の整備を引き続き推進する。

主要観光ルートとなる縦貫・循環道路等の整備を推進するとともに、休憩展望等のための駐車場や公衆トイレ等を整備するほか、奄美群島らしい景観が保全されるよう路傍植栽等の管理に努める。

観光客の利便性向上を図るため、定期観光バスや観光タクシー等の整備・充実について各島内の関係事業者等による検討を促す。

(D) 魅力ある観光情報の発信

- 奄美パークを奄美群島全体の情報発信の拠点として活用するとともに、(一社)奄美群島観光物産協会のホームページをはじめ、各種媒体を積極的に活用し、国内外への魅力ある観光情報の発信に努める。
- (一社)奄美群島観光物産協会を中心に、県外の旅行会社等を対象としたセールスや招請の実施、群島内の島々を巡る旅行商品の造成・販売などの取組を進め、認知度の向上とともに、更なる誘客を図る。

(E) 地域産業との連携

- 農林水産業や特産品製造・販売業等の地域産業関係者と連携し、多彩な体験プログラムの提供等による体験型観光の推進や、奄美群島の自然、文化等を生かした特産品等の開発・提供やPRを支援する。

(F) アジアを視野に入れた観光施策の推進

- 誘客促進に努めるとともに、多言語による情報発信や外国語併記の観光案内標識等の設置を推進する。

B 愛着を育む地域文化の継承、創造

- 奄美大島の風土に根ざした豊かな地域文化を振興するため、優れた芸術文化や固有の伝統文化に直にふれあう機会を創出するとともに、奄美パークや各種文化施設の積極的活用を図る。

- 天然記念物の保護・管理や史跡の整備を促進するなど、地域の文化財の保存・活用及び愛護思想の普及高揚を図る。

また、学校教育や生涯学習の場で、島唄や八月踊りなどの伝統文化の保存・伝承及び伝統文化を披露する機会を創出する取組を進めるほか、体験交流等を推進し、固有の文化等を継承・活用する活動を促進する。

C 群島内外との交流の促進

- 今後も目覚ましい経済発展が期待され、地理的・歴史的にも関係が深いアジア地域との交流を一層促進し、交流人口の増加を図る。
- 地理的・歴史的・文化的につながりの深い沖縄県との県際交流を促進する

ため、交通や情報通信ネットワークの整備等の交流・連携の基盤づくりを促進するとともに、それぞれの地域の特色ある観光拠点を結んだ観光ネットワークの形成や固有の伝統芸能を通じた文化交流等を展開する。

特に、奄美・やんばる広域圏交流推進協議会を中心に、地域の主体的な取組による官民あがての交流・連携を促進する。

(イ) 世界自然遺産登録に向けた施策の展開

A 共生ネットワークの形成

- 奄美大島の多様で豊かな自然、その自然と深く関わりながら育まれてきた生活環境、歴史・文化、伝統技術・芸能、特産品等の奄美群島の「宝」を保全・活用するため、こうした「環境文化」をよく知る住民に対する聞き取りを行い、記録に努めるとともに、奄美群島自然共生プランに基づき、関係機関、地域住民、NPO等のネットワークの形成を促進し、併せてその価値が広く共有されるような地域内外への情報発信等に取り組む。
- 奄美群島の自然と文化の関わりとその多様性・由来等についての調査研究を推進し、知的情報の集積及び情報発信を図る。

B 世界自然遺産登録に向けた取組の推進

(A) 国立公園等保護地域の保全管理・整備

- 関係機関が連携を深め、世界自然遺産の国内候補地として将来も見据え、適切な保護措置を講じるため、国立公園指定等の取組を進め、保護地域の適正な保全管理や公園施設等の整備を行うとともに、地元の自然保護意識の醸成を図る。

(B) 価値の維持

- 希少野生動植物の保護対策については、その保護を目的とした条例等に基づき適切な施策を講じるとともに、多様な自然の生態系を把握し保全するための監視活動の強化、モニタリング調査及び情報発信に努める。
- 希少野生動植物のロードキル（交通事故）や盗採等への対策の推進とともに、国内外からの外来種侵入の防止、マングース・ノヤギ等の駆除、ノイヌ・ノネコ対策、飼養動物の適切な飼育など、総合的な外来種対策を促進する。
また、サンゴ礁の保全については、オニヒトデ等の駆除、モニタリング調査及びサンゴの着生・生育に適した環境整備等に取り組み、サンゴの保護・再生を図る。
- 奄美野生生物保護センター等と連携した奄美固有の生態系に係る調査研究や普及啓発を進めるとともに、希少野生動植物の保護・観察のための拠点機能の整備について検討する。
- 過去の人間活動によって損なわれた自然生態系について、より健全なものに蘇らせるための取組を行うとともに、自然公園などの保護地域以外におい

ても、希少野生動植物の生息・生育環境の保全に対する配慮を行う。

- 希少野生動植物が数多く生息・生育するなど、人間の立入に対して脆弱な地域では、立入制限や利用調整の導入を図るとともに、奄美大島の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の特色を生かしたエコツーリズムや環境学習の推進を図る。

また、観光客が多く訪れる地域については、過剰な利用により貴重な自然環境が損なわれないよう、現況等の把握に努め、市町村、関係機関、NPO等との協働により、自然や景観の保全と利用のあり方に関する普及啓発を行うとともに、希少野生動植物等について十分な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。

- 世界自然遺産国内候補地として、将来も見据えた適切な保全・活用のために、関係行政機関や地域関係者、専門家等との連携協働によって質の高い自然環境の保全管理を進めるとともに、利用施設の整備・改善、自然環境保全と地域の伝統的な自然利用や社会経済活動との両立、環境保全に要する費用の増加への対応等、考えられる課題の解決に取り組む。
- 世界自然遺産国内候補地として、将来も見据えた保全・活用を図る観点から、貴重な自然の保全と地域振興を両立するため、市町村等と連携して計画的な受入体制の整備を促進する。
- 各種事業の実施に当たっては、当該地域の多様で豊かな自然環境への影響に配慮して必要な措置を講じる。

(C) 気運の醸成

- 世界自然遺産国内候補地として、価値の維持の重要性などについて、地域の住民の理解を得るとともに、共に世界自然遺産登録を目指す沖縄県や先進地である屋久島などと連携した取組等により、世界自然遺産登録へ向けた地域の気運の醸成を図る。

C 地域環境の保全

- 良好な地域環境を維持するため、市町村と連携を図りながら、大気環境や水環境の保全及び騒音や悪臭等の防止に努める。
- 海岸漂着物対策については、「鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、関係機関との連携を図りながら、海岸漂着物の円滑な処理等を推進する。
- ヤンバルトサカヤスデについては、地域の実情に応じた効果的な駆除方法やまん延防止対策、環境整備について普及啓発を図るとともに、地域特性を踏まえた駆除対策等についてもさらに検討を進める。

D 循環型社会の形成

- ごみ処理については、ごみの減量化・リサイクルを引き続き促進していく。

また、家電リサイクルについては、市町村・関係団体と連携しながら、指定引取場所の島内設置と収集運搬料金の更なる負担軽減措置の促進を図る。

自動車リサイクルについても、その円滑な実施の促進を図る。

小型家電リサイクルについては、回収体制の整備など、その円滑な実施の促進を図る。

なお、ごみの不法投棄について、住民の意識啓発を図る。

- 生活排水等の適正処理を図るため、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。

- 産業廃棄物については、廃棄物の減量化・リサイクルを推進するとともに、産業廃棄物処理施設の整備を促進する。

また、家畜排せつ物については、処理施設の整備を進め、適正処理の徹底に努めるとともに、堆肥としての利活用を促進する。

さらに、建設廃棄物については、発生量の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底に努める。

E 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施

- 公共事業の実施に当たっては、世界自然遺産の登録を見据え、環境影響評価法等に基づく環境影響評価を実施することなどにより、貴重な野生生物の生息・生育環境や良好な景観の保全・形成に配慮した自然環境配慮型の公共事業の取組を推進するとともに、自然再生推進法の基本理念に基づいた自然再生型公共事業の検討・採用に努める。

また、世界自然遺産国内候補地の価値の維持を図る観点から、統一した環境配慮ガイドラインの策定に取り組み、必要な措置を講じる。

さらに、赤土等流出防止対策については、公共事業等の各段階での対策、各種防止技術の調査研究の推進及び開発行為者や施工業者等への啓発、指導の徹底を図る。

なお、農用地からの流出防止の必要性等についても、農業者や地域住民等に対する普及啓発に努める。

5 徳之島の振興方策

(1) 地域の概要

徳之島は、航路距離で本土から 492 km、奄美市名瀬から 109 kmの奄美大島の南西海上に位置し、面積は約 248k m² と奄美大島に次ぐ大きな島で、山脈が島を東西に分断しており、3 町に約 2 万 6 千人が居住している。航空路では、鹿児島空港と 1 日 4 往復 DHC-8-400 型機で、奄美空港と 1 日 2 往復サブ機で結ばれており、航路では、亀徳港は奄美大島や沖永良部島等と毎日上下 1 便ずつの定期船が就航しているほか、平土野港は古仁屋港等と週 5 便の定期船で結ばれている。

耕地面積は群島中最大で、さとうきびを中心に野菜、畜産との複合経営が営まれており、さとうきびの生産額は群島全体の約 5 割、畜産も群島の約 4 割を占める。

また、国営かんがい排水事業が平成 9 年度から実施されており、早期通水による畑かん営農の推進が期待されている。

(2) 施策の展開

ア 定住を促進するための方策

(イ) 産業の振興

D 地域の特性を生かした産業の振興

(B) 林業

a 森林整備の推進

- 公益的機能別施業森林や木材等生産機能維持増進森林の区分ごとに重視すべき森林の機能に応じた森林整備を推進し、森林資源の充実や公益的機能の維持増進を図る。
- 保全すべき松林における松くい虫被害の防除など被害対策を講じるとともに、島外からの被害材持ち込み等に対する監視を継続する。

b 林業生産基盤の整備

- 自然環境への影響に十分配慮し、林道の開設や既設林道の改良・舗装を推進する。

c 木材生産・加工・流通体制の整備

- 森林の保全と利用の調和に配慮し、効率的かつ安定的な木材生産体制の整備や建築内装材、家具用材等への利用を促進する。

d 特用林産物の振興

- しいたけ等の生産体制や集出荷体制を整備するなど、地域特性を生かした特用林産物の産地づくりを推進する。

e 担い手の確保・育成

- 林業技術研修制度等を通じ、林業就業者等の確保・育成を推進するとともに、森林組合については、奄美群島を 1 組合とする広域合併を促進し、経営

基盤の強化を図る。

f 森林とのふれあいの推進

- 徳之島の自然や景観を生かした森林の整備・保全を図るとともに、地域住民等の憩いの場等としての利用を促進する。

また、森林ボランティアの育成など体験学習等の支援体制を整備するとともに、小・中学校等を対象とした森林環境教育を推進する。

g 新たな森林資源の利用及び保全に関する調査研究

- リュウキュウマツなど奄美群島産材の利用拡大や亜熱帯森林の保全等に関する調査研究を推進する。

イ 交流拡大のための方策

(7) 奄美ならではの自然・文化等の地域資源の活用

A 地域資源を生かした観光施策の展開

(A) 観光資源の活用

- 特徴ある自然や文化、地場産業など群島の魅力や資源を有機的に結び、ストーリー性をもって関連づけるなど、観光を中心に産業や文化等を総合的に振興する取組を促進する。
- 豊かな地域資源やダイビング等のマリンスポーツを有効に活用した体験プログラムの充実を図る。
また、「あまみシマ博覧会」の実施やエコツーリズムの推進などを通じ、体験・滞在型観光プログラムづくりを促進する。
- 奄美群島の自然や文化を歩きながら楽しめる観光ネットワークづくりの推進を図る。
- 「長寿・子宝・癒し」の資源や魅力を活用した PR 活動を促進する。
- 天城クロスカントリーパーク等でのマラソン、駅伝、トライアスロン大会等の各種スポーツイベント、闘牛大会など観光イベント等の開催や暖かい気候を生かしたスポーツ合宿の誘致に努める。

(B) 観光施設等の受入体制の整備

- 与名間海浜公園や畦プリンスビーチ海浜公園、瀬田海海浜公園など海洋性レクリエーション施設や、地域文化情報発信施設「徳之島なくさみ館」などの活用を図るとともに、体験・滞在型観光に対応した観光施設等の整備を進めながら、金見崎ソテツトンネルや犬田布岬など、個性ある地域資源を組み合わせた周遊観光ルートづくりに努める。
- 観光客が目的地に円滑に移動できるよう、観光案内標識等を整備するとともに、トイレ、休憩所等の施設整備や路傍植栽の管理などを行い、快適性の向上に努める。

- 平成 32 年に鹿児島県で開催予定の国体を見据え、国内外のトップアスリート等のスポーツ合宿にも対応できるような質の高い環境を提供するため、スポーツ施設の整備・充実を促進する。
- 観光事業者等の接客研修等による、ホスピタリティあふれるサービス提供体制づくりや外国人観光客も含めすべての観光客が安心して観光できるような観光案内機能の充実を図る。
 地域資源を観光客に紹介する島コーディネーター、観光ボランティアガイド、インストラクター、ツアーガイド等の人材の育成・確保や組織化を図るとともに、マリンスポーツや大島紬の泥染め体験など特色ある体験・滞在型観光プログラムを一元的に提供するイベントの充実などを図る。
 通訳案内士や旅行業者代理業に係る奄美群島を対象にした特例制度の普及・定着に努め、観光客受入体制の充実を図る。
- 体験・滞在型観光などの新たなニーズに対応した観光施設や宿泊施設等の整備・充実を促進する。
- 観光振興・地域の活性化等に資する奄美ナンバーの導入を推進する。

(C) 観光交通体系の整備

- 群島内外を結んだ周遊型観光を推進するため、空港・港湾等の交通拠点の整備を促進する。
- 群島内空港におけるチャーター便運航へ引き続き支援を行うとともに、チャーター便運航に必要な施設整備を促進する。
- 定期航路の船舶の高速化や快適性の向上について検討するとともに、群島内の島々を観光船等で周遊できるクルージングネットワークの形成を促進する。
- 空港や港と島内の観光地を結ぶ循環道路等の整備を引き続き推進する。
 主要観光ルート、休憩展望等のための駐車場や公衆トイレ等を整備するほか、奄美群島らしい景観が保全されるよう路傍植栽等の管理に努める。

(D) 魅力ある観光情報の発信

- (一社)奄美群島観光物産協会ホームページをはじめ、各種媒体を積極的に活用し、国内外への魅力ある観光情報の発信に努める。
- (一社)奄美群島観光物産協会を中心に、県外の旅行会社等を対象としたセールスや招請の実施、群島内の島々を巡る旅行商品の造成・販売などの取組を進め、認知度の向上とともに、更なる誘客を図る。

(E) 地域産業との連携

- 農林水産業や特産品製造・販売業等の地域産業関係者と連携し、多彩な体験プログラムの提供等による体験型観光の推進や、奄美群島の自然、文化等を生かした特産品等の開発・提供やPRを支援する。

(F) アジアを視野に入れた観光施策の推進

- 誘客促進に努めるとともに、多言語による情報発信や外国語併記の観光案内標識等の設置を推進する。
国際チャーター便運航に係る CIQ 要員配置が円滑にできるような仕組みづくりの検討を進める。

B 愛着を育む地域文化の継承、創造

- 徳之島の風土に根ざした豊かな地域文化を振興するため、優れた芸術文化や固有の伝統文化に直にふれあう機会を創出するとともに、文化施設等の積極的活用を図る。
- 天然記念物の保護・管理や史跡の整備を促進するなど、地域の文化財の保存・活用及び愛護思想の普及高揚を図る。
また、学校教育や生涯学習の場で、島唄や八月踊りなどの伝統文化の保存・伝承及び伝統文化を披露する機会を創出する取組を進めるほか、体験交流等を推進し、固有の文化等を継承・活用する活動を促進する。

C 群島内外との交流の促進

- 今後も目覚ましい経済発展が期待され、地理的・歴史的にも関係が深いアジア地域との交流を一層促進し、交流人口の増加を図る。
- 地理的・歴史的・文化的につながりの深い沖縄県との県際交流を促進するため、交通や情報通信ネットワークの整備等の交流・連携の基盤づくりを促進するとともに、それぞれの地域の特色ある観光拠点を結んだ観光ネットワークの形成や固有の伝統芸能を通じた文化交流等を展開する。
特に、奄美・やんばる広域圏交流推進協議会を中心に、地域の主体的な取組による官民あがての交流・連携を促進する。

(イ) 世界自然遺産登録に向けた施策の展開

A 共生ネットワークの形成

- 徳之島の多様で豊かな自然、その自然と深く関わりながら育まれてきた生活環境、歴史・文化、伝統技術・芸能、特産品等の奄美群島の「宝」を保全・活用するため、こうした「環境文化」をよく知る住民に対する聞き取りを行い、記録に努めるとともに、奄美群島自然共生プランに基づき、関係機関、地域住民、NPO 等のネットワークの形成を促進し、併せてその価値が広く共有されるような地域内外への情報発信等に取り組む。
- 奄美群島の自然と文化の関わりとその多様性・由来等についての調査研究を推進し、知的情報の集積及び情報発信を図る。

B 世界自然遺産登録に向けた取組の推進

(A) 国立公園等保護地域の保全管理・整備

- 関係機関が連携を深め、世界自然遺産の国内候補地として将来も見据え、

適切な保護措置を講じるため、国立公園指定等の取組を進め、保護地域の適正な保全管理や公園施設等の整備を行うとともに、地元の自然保護意識の醸成を図る。

(B) 価値の維持

- 希少野生動植物のロードキル（交通事故）や盗採等への対策の推進とともに、国内外からの外来種侵入の防止、マングース・ノヤギ等の駆除、ノイヌ・ノネコ対策、飼養動物の適切な飼育など、総合的な外来種対策を促進する。

また、サンゴ礁の保全については、オニヒトデ等の駆除、モニタリング調査及びサンゴの着生・生育に適した環境整備等に取り組み、サンゴの保護・再生を図る。

- 奄美野生生物保護センター等と連携した奄美固有の生態系に係る調査研究や普及啓発を進めるとともに、希少野生動植物の保護・観察のための拠点機能の整備について検討する。

- 過去の人間の活動によって損なわれてきた自然生態系について、より健全なものに蘇らせるための取組を行うとともに、自然公園などの保護地域以外においても、希少野生動植物の生息・生育環境の保全に対する配慮を行う。

- 希少野生動植物が数多く生息・生育するなど、人間の立入に対して脆弱な地域では、立入制限や利用調整の導入を図るとともに、徳之島の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の特色を生かしたエコツーリズムや環境学習の推進を図る。

また、観光客が多く訪れる地域については、過剰な利用により貴重な自然環境が損なわれないよう、現況等の把握に努め、市町村、関係機関、NPO等との協働により、自然や景観の保全と利用のあり方に関する普及啓発を行うとともに、希少野生動植物等について適切な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。

- 奄美群島の自然と文化の関わりとその多様性・由来等についての調査研究を推進し、知的情報の集積及び情報発信を図る。

- 世界自然遺産国内候補地として、将来も見据えた適切な保全・活用のために、関係行政機関や地域関係者、専門家等との連携協働によって質の高い自然環境の保全管理を進めるとともに、利用施設の整備・改善、自然環境保全と地域の伝統的な自然利用や社会経済活動との両立、環境保全に要する費用の増加への対応等、考えられる課題の解決に取り組む。

- 世界自然遺産国内候補地として、将来も見据えた保全・活用を図る観点から、貴重な自然の保全と地域振興を両立するため、市町村等と連携して計画的な受入体制の整備を促進する。

- 各種事業の実施に当たっては、当該地域の多様で豊かな自然環境への影響

に配慮して必要な措置を講じる。

(C) 気運の醸成

- 世界自然遺産国内候補地としての価値の維持の重要性などについて、地域の住民の理解を得るとともに、共に世界自然遺産登録を目指す沖縄県や先進地である屋久島などと連携した取組等により、世界自然遺産登録へ向けた地域の気運の醸成を図る。

C 地域環境の保全

- 良好な地域環境を維持するため、市町村と連携を図りながら、大気環境や水環境の保全及び騒音や悪臭等の防止に努める。
- 海岸漂着物対策については、「鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、関係機関との連携を図りながら、海岸漂着物の円滑な処理等を推進する。
- ヤンバルトサカヤスデについては、地域の実情に応じた効果的な駆除方法やまん延防止対策、環境整備について普及啓発を図るとともに、地域特性を踏まえた駆除対策等についてもさらに検討を進める。

D 循環型社会の形成

- ごみ処理については、3 町で構成する広域連合で整備した焼却施設、最終処分場、リサイクルプラザにおいて、平成 15 年度から広域的な処理を行っており、引き続きごみの減量化・リサイクルを促進していく。
また、家電リサイクルについては、市町村・関係団体と連携しながら、指定引取場所の島内設置と収集運搬料金の更なる負担軽減措置の促進を図る。
自動車リサイクルについても、その円滑な実施の促進を図る。
小型家電リサイクルについては、回収体制の整備など、その円滑な実施の促進を図る。
なお、ごみの不法投棄について、住民の意識啓発を図る。
- 生活排水等の適正処理を図るため、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。
- 産業廃棄物については、廃棄物の減量化・リサイクルを推進するとともに、産業廃棄物処理施設の一層の整備を促進する。
また、家畜排せつ物については、処理施設の整備を進め、適正処理の徹底に努めるとともに、堆肥としての利活用を促進する。
さらに、建設廃棄物については、発生量の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底に努める。

E 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施

- 公共事業の実施に当たっては、世界自然遺産の登録を見据え、環境影響評価法等に基づく環境影響評価を実施することなどにより、貴重な野生生物の

生息・生育環境や良好な景観の保全・形成に配慮した自然環境配慮型の公共事業の取組を推進するとともに、自然再生推進法の基本理念に基づいた自然再生型公共事業の検討・採用に努める。

また、世界自然遺産国内候補地の価値の維持を図る観点から、統一した環境配慮ガイドラインの策定に取り組み、必要な措置を講じる。

さらに、赤土等流出防止対策については、公共事業等の各段階での対策、各種防止技術の調査研究の推進及び開発行為者や施工業者等への啓発、指導の徹底を図る。

なお、農用地からの流出防止の必要性等についても、農業者や地域住民等に対する普及啓発に努める。

5-37 かがしま未来創造ビジョン（抜粋）

かごしま 未来創造ビジョン

～生まれてよかった 住んでよかった 鹿児島づくり～



鹿児島県

5-306

目次

第1章	ビジョン策定の趣旨	1
第2章	時代の潮流と鹿児島県の現状・課題	2
第3章	鹿児島県のポテンシャル	19
第4章	鹿児島県の目指す姿	29
第5章	施策展開の基本方向	30
	Ⅰ 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる社会の実現	31
	Ⅱ 地域を愛し世界に通用する人材の育成と文化・スポーツの振興	41
	Ⅲ 結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう社会の実現	54
	Ⅳ 健康で長生きできる社会の実現と良質な医療の確保	63
	Ⅴ 豊かな自然との共生と地球環境の保全	72
	Ⅵ 安心・安全な県民生活の実現	83
	Ⅶ 暮らしが潤い世界につながる県土の創造	94
	Ⅷ 個性を生かした地域づくりと奄美・離島の魅力の発揮・振興	104
	Ⅸ 人・モノ・情報が盛んに行き交う「KAGOSHIMA」の実現	114
	Ⅹ 革新的技術の導入と競争力のある産業の創出・振興	129
	Ⅺ ライフスタイルをデザインできる働き方の創出	140
	Ⅻ 持続可能な行財政運営	149
第6章	ビジョン実現のために	155

第1章

ビジョン策定の趣旨

我が国は、本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、経済のグローバル化や技術革新の急速な進展などにより、社会のあらゆる面で大きな変革期を迎えています。

また、日EU経済連携協定やTPP11協定など経済のグローバル化が進展するとともに、あらゆる産業や社会生活を劇的に変革する可能性を秘めた、「第4次産業革命」のイノベーションが予測困難なスピードと経路で進んでいます。

さらに、各地域においてその特性を生かした「地方創生」の取組など、知恵を絞り、競い合いながら、人口減少や少子高齢化への対応をはじめとする地域活力の維持・向上に向けた懸命な取組が進められており、地域間競争が激化しています。

本県も、こうした変革の渦中にあることにほかならず、まさに現在は、鹿児島の将来にとって重要な時期となっています。

こうした中、鹿児島は、魅力ある観光資源や多様な「日本一」、安心・安全で豊富な「食」、豊かな自然環境など、多くの魅力や強み(ポテンシャル)を有しています。これらの恵まれた資源を再認識するとともに更に磨き上げることにより、県勢の浮揚発展に役立てていくことが可能です。

時代は異なるものの、鹿児島の先人たちは、幕末という時代の大きな変革期にあつて、自信と勇気を持って未知の時代を切り拓き、明治維新を成し遂げました。今年は、それから150周年となる節目の年となります。

現在のこの大きな変革期にあつて、県政が直面する諸課題を克服し、新たな時代を切り拓いていくためには、先人たちの志と行動力に学び、本県の総力を結集することが大切です。

このビジョンは、このような考え方の下、おおむね10年後を見据えた中長期的な観点から、鹿児島の目指す姿や施策展開の基本方向などを明らかにするとともに、これらを県民の皆様と共有し、「オール鹿児島」で「鹿児島に生まれてよかった。鹿児島に住んでよかった。」と実感できる鹿児島を創り、次の世代にしっかりと引き継ぐために策定するものです。



豊かな自然との共生と地球環境の保全

施策体系

中項目	小項目
<p>① 自然と共生する地域社会づくり</p>	<p>①多様な自然環境の保全・再生</p> <p>②自然に学び, 自然とふれあい, 自然を生かす取組の推進</p> <p>③世界自然遺産の保全と持続可能な利用の推進</p>
<p>② 地球環境を守る低炭素社会づくり</p>	<p>①温暖化防止に向けた気運の醸成</p> <p>②温室効果ガス排出削減対策等の推進</p> <p>③多様で健全な森林づくりの推進</p>
<p>③ 「エネルギーパークかごしま」の創造</p>	<p>①地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入促進</p> <p>②安定的な発電方式と多様な熱利用の導入促進</p>
<p>④ 環境負荷が低減される循環型社会の形成</p>	<p>①ごみの排出抑制・リサイクル等の促進</p> <p>②産業廃棄物の排出抑制, 減量化, リサイクル及び処理施設整備の促進</p> <p>③産業廃棄物の適正処理の推進</p>



1 自然と共生する地域社会づくり

《10年後の将来像》

- 生物多様性や環境文化についての理解が深まり、県民の参加による自然環境の保全・再生と、地域活性化につながる持続可能な利用の取組が行われています。
- 人為的要因による新たな種の絶滅がなく、新たな侵略的外来種の意図的な導入が発生していません。
- 屋久島に続き、奄美大島及び徳之島が世界自然遺産に登録され、適正な保全・管理を図りながら、奄美群島全体での持続可能な地域づくりが推進されています。
- 人々が憩い親しむ水辺環境や干潟に加え、野鳥、イルカ、オオウナギなど多種多様な野生生物が棲む錦江湾や池田湖の水環境が良好に保全されています。

1 現状・課題

- 各種開発や乱獲等により、希少な野生生物の地域的な絶滅のおそれが生じていることなどから、多様な自然環境の保全・再生が求められています。
- 里地里山の自然の管理や利用が行われなくなることにより、生息・生育環境の変化による野生生物の種や個体群の絶滅のおそれ、野生鳥獣による農林業被害、植生被害の問題が発生しています。
- マングースなど外国由来の外来生物や野生化したペットなどが、在来生物を捕食し、生息環境を奪うなど深刻な被害が生じています。
- 県民のライフスタイルの変化や過疎・高齢化の進行により、環境文化が失われるおそれがあり、地域の生物多様性に関する情報の収集・蓄積が必要になっています。
- 錦江湾の水質は、おおむね良好に推移していますが、特に湾奥や鹿児島市周辺海域において、プランクトン増殖による赤潮の発生や水質悪化が懸念されています。池田湖では、冬季の湖水循環が起こらず湖底では貧酸素状態による窒素、リンの溶出に伴う水質悪化が懸念されています。
- 本県は、世界自然遺産の屋久島、世界的にも貴重な動植物を有する奄美などの自然環境に恵まれており、観光や教育等への持続的な活用などにより、地域の活性化にも寄与することが期待されています。

2 施策の基本方向

① 多様な自然環境の保全・再生

- 豊かな生物多様性を保全するため、県民の参画を得ながら、希少野生生物の保護対策、外来種対策、鳥獣の保護管理、野生鳥獣による農作物被害等の防止・軽減、豊かな森林づくり、里地里山の管理など身近な環境の保全・再生及び自然環境に配慮した公共事業の推進、漂流・漂着ごみ対策などに取り組みます。

- 自然公園の適正な管理を推進するとともに、生物多様性の観点から重要な地域を抽出し、保護地域の再編等を図ります。
- 本県の清浄な水環境の維持・保全のため、監視・指導の強化や生活排水処理施設の整備等を促進します。特に、錦江湾や池田湖など、閉鎖性水域^{※1}については、総合的な水質保全対策に努めます。

② 自然に学び、自然とふれあい、自然を生かす取組の推進

- 生物多様性が暮らしの基盤であることへの理解を促進し、持続的な利用の知恵である環境文化を継承するための取組を進めます。
- 自然とふれあう体験学習の積極的な推進や、指導者の育成など、環境教育の充実を図ります。
- 豊かな自然環境を生かしたエコ・ツーリズム^{※2}やグリーン・ツーリズム^{※3}、ブルー・ツーリズム^{※4}などを促進します。
- 世界自然遺産、ジオパーク^{※5}、国立公園など本県が持つ特色ある自然環境を生かした地域活性化の取組を促進します。

③ 世界自然遺産の保全と持続可能な利用の推進

- 「屋久島」と推薦地である「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の2つの世界自然遺産を有する県として、適正な保全・管理を図りながら、世界遺産としての価値を生かした持続可能な地域づくりを推進します。
- 奄美群島固有の自然と文化の魅力を生かした奄美群島をつなぐ「世界自然遺産 奄美トレイル」などを通じ、世界遺産登録の効果の奄美群島全域への波及に努めます。

豊かな自然環境を生かした取組



屋久島におけるエコ・ツーリズムの様子

※1…閉鎖性水域：地形等により水の交換の悪い内湾・内海、湖沼などの水域。このような水域は、水が汚れやすく、また水底に汚濁物質の堆積が進みやすくなる。県内では、錦江湾や池田湖などが該当。

※2…エコ・ツーリズム：資源の保護＋観光業の成立＋地域振興の融合をめざす観光の考え方。旅行者がガイドに案内や助言を受けて、自然観光資源の保護に配慮しながらふれあい、学び、知る活動。

※3…グリーン・ツーリズム：農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

※4…ブルー・ツーリズム：島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実したマリンライフの体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。

※5…ジオパーク：ジオ（地球）に関わる様々な自然遺産。例えば、地層、岩石、地形、火山、断層などを含む自然豊かな公園。

5-38 奄美群島自然共生プラン（抜粋）

第3部 基本方針

第1章 基本的考え方

「プラン」は、従来の価値基準を転換し、地域の活性化を目指すこと、すなわち「共生への転換」、「地域多様性への転換」、「地域主体性への転換」を理念として、「人と自然との共生」を基軸とした地域づくりを進めることを提案するものであり、奄美群島の現状を踏まえ、奄美における「人と自然との共生」の新しいあり方を模索していくものです。

こうした新しい「共生」のあり方を模索するため、「プラン」は、奄美の「宝」を核として「生物多様性の保全」と「自然とのふれあい」を念頭におき、施策を展開することを基本方針とします。ここにいう奄美の「宝」とは、奄美の自然の学術的・社会的な価値を表す地域資源であり、地域の人々が自ら主体となって行った「宝さがし」によって見い出されたものです。「プラン」の施策は、地域自らが見出した奄美の「宝」に対して、その価値に見合った適切な取扱いの方向を示すものです。

以上のような基本方針が意図しているところは、地域自らが地域の自然の価値を認識すること、また、地域自らが主体となって取扱いを行うことです。こうした認識と取扱いを積み重ねることによって、奄美群島において「人と自然との共生」と呼ぶにふさわしい人と自然との関係が深く根を降ろすことを目指します。

第2章 奄美の「宝」

第1節 総説

1. 奄美群島の「宝さがし」

「プラン」の策定にあたっては、群島の14市町村において市町村や地域の住民等の参加を得ながら「宝さがし」を実施してきたところです。「宝さがし」とは地域の「宝」を住民自らの手で再認識・再発見する活動です。

奄美群島の「宝さがし」は、奄美の誇りやアイデンティティを確認するという普及・啓発的な意義を有しています。すなわち、社会経済の変化にともなって伝統的な人と自然との関わりが希薄になりつつある中で、地域自らがこうした関わりを改めて認識するきっかけとなるという意義が認められます。

同時に、「プラン」に基づいた施策を検討・展開するための調査として意義を有しています。「宝さがし」の結果、既に各市町村において様々な「宝」が見い出されており、今後は、これらの「宝」を対象として、様々な施策が立案・実施されます。

2. 奄美の「宝」

奄美群島の「宝さがし」によって、自然、歴史・文化、生活環境、名人、産業など数多くの奄美の「宝」が見出されました。これらは、それぞれに多様な価値を表現している資源ですが、群島を全体として見れば、とりわけ顕著な価値を有する代表的・普遍的な「宝」を見出すことができます。

学術的価値が顕著な自然としては、サンゴ礁と海岸の生態系や海岸の景観、希少野生動植物を要素とする森林の生態系や森林の景観を挙げるすることができます。また、社会的価値が顕著な自然としては、身近な自然や身近な景観を挙げるすることができます。さらに、これらの自然と関わりの深い文化や産業、例えば、信仰、伝統行事や島唄、そして食材なども「宝」に含まれています。

第3章 奄美の「宝」の取扱い

第1節 総説

奄美の「宝」を核とした地域づくりは、「宝」を自然と社会とが調和するように適切に取扱いしていくことによって進められるものです。

こうした取扱いとしては、「宝」の保全と活用とを基本とするべきです。地域の自然の学術的・社会的な価値を認識して「宝」を良好な状態に保全します。こうして「宝」を保全した上で、地域を活性化するための資源として様々な形で活用します。保全によって地域づくりの資源としての「宝」の価値が損なわれないようにし、これを前提とすることによってはじめて「宝」を持続可能な形で活用することができます。

そして、保全と活用とは一体的に進めることが大切です。保全と活用とが個々別々になされれば、いずれか一面に偏ってしまう恐れがあります。こうした偏りが生じれば、「人と自然との共生」すなわち自然と社会とが適切なバランスを保ちながら持続することは期待できません。保全をないがしろにした活用も、活用の可能性を鑑みることのない保全も、「人と自然との共生」にはなじまない方策です。

加えて、各主体が「宝」の保全と活用に関する課題を正しく認識し、様々な関係者の利害を調整しながら意思決定し、効果的な施策や行動を行えるよう、これに必要な情報、体制、施設などの基盤を整えることも大切です。

第2節 「宝」の保全

1. 基本的考え方

「宝」の保全とは、「宝」に対してよい影響を与える要因を促し、悪い影響を与える要因を抑えることによって、「宝」の価値が損なわれることがないよう良好な状態を保つことです。

保全のための施策・行動の方向としては、重要な対象の保護、影響要因への対策、管理の促進、保全のための基盤の整備（情報収集、情報提供、体制の整備、施設の整備）などが考えられます。それぞれの方向や、それに付随する様々な手段を用いて、「宝」の価値や資源としての性質を踏まえながら施策や行動を具体化していくことが求められます。

2. 保全の方向

「宝」の価値を考慮し、また「宝」の性格や「宝」をとりまく状況などに応じて、以下のような手段を適切に選択し、組み合わせることが大切です。

(1) 重要な対象の保護

「宝」は様々な形で利用されるものであって、奄美群島の地域社会を支え、地域の人々に大きな効用をもたらしています。このような「宝」の利用は、それが適正に行われているかぎり基本的に問題とはなりません。しかし、これらの利用が「宝」の価値を不用意に損なったり、将来にわたって持続していくことが不可能な形でなされる場合もあります。重要な対象については、これを保護するため法律や条令等の枠組みに基づく取組が必要です。

(2) 影響要因への対策

「宝」を直接的に利用すること以外にも、様々な社会経済活動や自然現象などの影響によって「宝」の価値が損なわれてしまうことがある場合には、その影響要因を特定し、適切な対策を行うことが必要です。

(3) 管理の促進

「宝」の性質によっては、運営管理や維持管理などの形で人が積極的な働きかけを行わなければ、「宝」の価値が損なわれてしまう場合があります。こうした「宝」を保全するためには、管理を促進することが考えられます。こうした管理は、基本的には所有者等が、「宝」の性質などに応じて適切な方法で行っていくことが必要です。

(4) 保全のための基盤の整備

保全を効果的に行っていくためには、保全のための施策や行動を支援するための情報、体制、施設などの基盤を整えることが考えられます。

具体的施策に対応して、主体の育成・強化、情報の充実・強化、施設の充実・強化を行うことが考えられます。

(5) 「宝」の再生

「宝」の保全は、現状を基礎として「宝」が良好な状態を保つことを目指すものですが、「宝」が既に失われてしまった場合には、これを復元・回復・創出するなどの取組を行うことが考えられます。

(6) 「宝」に対する配慮

「宝」を利用する以外であっても広く社会経済活動全般にあたって「宝」に配慮することが求められます。

第3節 「宝」の活用

1. 基本的考え方

「宝」の活用とは、これを適切な形で利用し、「宝」の価値を地域の活性化へと結びつけることです。

「宝」の利用には、例えば、観光の資源や食品や工業材料としての利用などの形が考えられます。いずれも地域社会にとって欠くことのできない活動ですが、その形態によっては「宝」の価値が損なわれ、将来にわたる持続可能な利用ができなくなる恐れがあります。

しかし、各主体が利用の形態を工夫し、適切な形での利用を行うことによって、こうした恐れは軽減できます。例えば、こうした適切な利用の形態としては、観光資源としての利用については環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）、食品や工業材料としての利用についてはブランドの創出などによる高付加価値化を図ることが考えられます。

活用のための施策・行動の方向としては、考え方の提示、それに沿った具体的な取組、活用のための基盤の整備（情報収集、情報提供、体制の整備、施設の整備）などが考えられます。これらの方向に沿って、利用の形態に応じて施策や行動を具体化していくことが求められます。

2. 活用の方向

利用の態様に応じて、以下のような手段を適切に選択したり組み合わせたりしていくことが大切です。

(1) 考え方の提示

地域全体において様々な主体が利用の形態を工夫し、適切な形での利用を進めるためには、そのための指針となる考え方が示されていることが必要です。

こうした考え方は、その「宝」の保全が担保されることを前提として、二つの事柄が調和するように示されるべきです。すなわち、一方で「宝」の利用によって得られる経済的な利益が地域社会に還元されること、他方で「宝」の利用によ

って地域社会における人と自然との関わりや生活・文化・アイデンティティーなどが損なわれないことです。

行政など責任のある主体が、利用の形態に応じて、こうした考え方を率先して提示していくことが大切です。

(2) 具体的な取組

こうした考え方を尊重しながら、行政、事業者、地域のNPO、地域住民など様々な主体が創意工夫して効果的な活用の方法を検討し、具体的な取組として積極的に実施していくことが大切です。

(3) 活用のための基盤の形成

こうした活用を効果的に行っていくためには、活用のための施策や行動を支援するための情報、体制、施設などの基盤を整えることが考えられます。具体的施策に対応して、主体の育成・強化、情報の充実・強化、施設の充実・強化を行うことが考えられます。

第4部 具体的な施策

第3章 希少な野生動植物と森林の保全

第1節 基本的考え方

奄美群島には多様な生態系が成り立っており、多様な動植物が生息・生育していますが、とりわけアマミノクロウサギ等の希少な野生動植物は学術的に見て極めて高い価値を有しています。また、奄美群島に残された自然植生に近い亜熱帯性の常緑広葉樹林は、それ自体として貴重であるばかりでなく、希少な野生動植物の主要な生息・生育場所としても重要です。さらに、こうした亜熱帯性の常緑広葉樹林がまとまって存在することによって、地域に固有のすぐれた景観が形成されています。

これらの点から、希少な野生動植物と奄美の森林は奄美の「宝」として特に重要な資源であり、これを保全するための諸施策を一体として推進します。

第2節 施策の展開

1. 重要な対象の保護

希少な野生動植物の生息・生育場所や自然植生に近い亜熱帯性の常緑広葉樹林など、生物多様性や景観を保全する上で重要な「宝」については、地域や対象を特定して制度的な保護を行います。

こうした保護のために様々な制度的枠組みが用意されており、これらを適切に組合せるとともに、重要な対象の保護が十分に担保されるよう充実・強化していきます。

(1) 自然公園や鳥獣保護区の設定

自然公園や鳥獣保護区などの保護地域は、希少な野生動植物の生息・生育場所や森林など重要な地域を保全するために重要です。

現在、自然公園法に基づいて奄美群島国定公園（特別保護地区 496.0ha、海中公園地区 446.0ha、特別地域 7,332.0ha、普通地域 24,611.0ha）が指定されています。こうした区分に応じて、工作物を設けること、土地の形状を変えること、木竹を伐採すること、動植物を捕獲・採取することなどの行為が制限されています。

また、鳥獣保護法³⁷に基づいて国設湯湾岳鳥獣保護区（320ha）が設定されており、このうち一部は特別保護地区（103ha）に指定されています。さらに、県設鳥獣保護区としては23カ所、5,208haが設定されています。鳥獣保護区内では鳥獣を捕獲することが制限されています。

しかし、生物多様性や景観を保全する観点からすれば、これら保護地域の設定場所や面積は必ずしも現状に適合していない場合があります。平成15年（2003）の国の「世界自然遺産候補地に関する検討会」においても、希少な野生動植物の生息・生育場所など重要地域の一部については保護措置が充分でないことが指摘されています。

このため、今後は、自然公園法や鳥獣保護法による既存の保護地域について、より一層、対象地域の特性などに応じた十分な保護措置を担保することとし、特に、希少な野生動植物の生息・生育場所については保護地域の拡充を進めるとともに、国立公園など国が責任を有する保護地域の設定を検討します。

（2）種の保存法³⁸、鹿児島県の希少野生動植物保護条例³⁹などによる施策

種の保存法や希少野生動植物保護条例等は、希少野生動植物の種の絶滅を回避するために重要です。

現在、種の保存法においては、奄美群島に生息・生育する8種の動植物（アカヒゲ、アマミヤマシギ、オオトラツグミ、オーストンオオアカゲラ、ルリカケス、アマミデング、コゴメキノエラン、ヤドリコケモモ）が国内希少動植物種として指定されており、これらの種については捕獲や譲渡等が制限されています。また、この8種のうち2種（アマミヤマシギ、オオトラツグミ）については、現在、保護増殖事業が実施されています。こうした取組などの充実強化を図ります。

また、県では、平成11年（1999）から希少野生生物調査事業を実施し、その結果を、平成15年（2003）3月に「鹿児島県レッドデータブック」としてとりまとめており、この中には奄美群島の希少な野生動植物が掲載されています。また、同じく3月には、鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例を制定したところであり、これに基づき保護対象とする種等を指定し、捕獲や譲渡の制限を行っていきます。

さらに、大和村では、野生動植物を保護する条例⁴⁰が制定されており、希少動物98種を対象として保護区の設定などの措置が行われています。今後とも、これらに基づいた取組を充実・強化していきます。

³⁷ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

³⁸ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

³⁹ 鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例

⁴⁰ 大和村における野生生物の保護に関する条例

(3) 文化財保護法、鹿児島県文化財保護条例などによる施策

文化財保護法や文化財保護条例等は、学術的な価値の高い動植物やその生息・生育場所を天然記念物として指定しており、希少な野生動植物を保全する役割を果たしています。

現在、文化財保護法に基づいて、国の特別天然記念物としてアマミノクロウサギが、天然記念物としてアマミトゲネズミ、ケナガネズミ、アカヒゲ、オオトラツグミ、オーストンオオアカゲラ、カラスバト、ルリカケス及びオカヤドカリなどの動物種と神屋・湯湾岳の自然林が指定されています。また、平成15年(2003)に、イシカワガエル、イボイモリ及びオビトカゲモドキも県の天然記念物に指定されたところです。これらについては、地方公共団体などが管理にあっており、現状の変更や保存に影響を及ぼす行為が制限されています。

今後とも、文化財保護法の適切な運用に努めます。

2. 影響要因への対策

奄美群島の一部では、移入種等の生息・生育が確認されており、希少な野生動植物を含む在来の生態系に対して重大な影響を及ぼしています。

奄美大島のマングースをはじめとして、イヌ、ネコ、イタチなどの移入種等の捕食によって、在来の希少動物種が減少することが懸念されています。また、クマネズミなどとの競合によって、在来種(アマミトゲネズミ、ケナガネズミ)が減少することが懸念されており、昆虫類などについては移入種との交雑により遺伝的攪乱が生じる危険性が指摘されています。さらに、奄美群島に生息する約1,300~1,500種の維管束植物のうち、70~130種程度(各島によって異なる)が移入植物であり、在来の植物相に対する影響が懸念されています。

奄美群島は、固有で希少な動植物が生息・生育しているばかりでなく、島しょとして移入種の影響を受けやすい地域であり、今後は、国等と連携しながら、侵入の予防、定着後の防除及びモニタリングなど総合的な移入種対策を検討します。

希少な野生動植物の生息・生育場所へと侵入することを予防するため、イヌ、ネコ、ヤギなどについては飼養管理の徹底を図るとともに、移入種の不用意な放獣や放流などへの対策を検討します。また、沖永良部島のイノシシなど既に定着が確認されている種については、現状の把握に努め、防除の対象となる種の拡大を検討するとともに、根絶あるいは封じ込めなど適切な形で管理を推進します。

特に、奄美大島に定着しているマングースについては、希少な野生動植物への影響が甚大であることが明白であるため、既に、国がマングース駆除対策事業を実施しています。今後は、より効果的な捕獲方法の検討も含め、撲滅に向けた駆除を継続します。

3. 管理の促進

保護地域内において各種事業を実施するなど、希少な野生動植物や森林を保全するために、これらの運営管理、維持管理が適切に行われるように努めます。

奄美群島の森林は、その重視すべき機能に応じて「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分されています。特に「森林と人との共生林」については、自然の推移にゆだねる施業または育成単層林施業・育成複層林施業を行うなど、保全を旨とした管理を促進します。また、奄美大島や徳之島の国有林については、現在設定されている保護林の区分に応じて適切な管理を図る必要があります。

4. 保全のための基盤の整備

(1) 科学的な調査・研究

科学的な見地から調査を行い、インベントリー（種の目録）を作成するとともに、特定の種について分布、個体数、密度など基礎的な情報の継続的な把握を進めます。

(2) 参加の確保

希少な野生動植物の保全にあたっては、必要に応じて地域の合意形成や参加が期待されます。特に、マンガースの駆除等の移入種問題への取組にあたっては、幅広い主体の参加を得るよう努めます。

(3) 奄美野生生物保護センターの拠点的功能

さらに、平成 12 年(2000)に国の奄美野生生物保護センターが開設されており、今後とも奄美固有の生態系に係る調査研究及び普及啓発の拠点としてその機能の充実強化を促進します。

第8章 自然に対する配慮の徹底

第1節 基本的考え方

世界に誇れる奄美群島の自然など奄美の「宝」を将来に継承していくためには、まず、それぞれの地域に生活している住民の意識の有り様が重要です。すなわち、奄美群島の貴重な自然を背景にした、人と自然が共生する個性的な地域づくりのためには、住民自らが主体性をもった「主人公」となる必要があります。その基本として、日常生活や通常の事業活動等において、省資源化、ごみの減量化、生活排水の排出などに留意をし、自然に対する配慮に率先して取り組むことが大切です。

また、奄美群島で実施される社会経済活動全般について、これらの施策・事業の実施や社会経済活動等の実施にあたって奄美の「宝」の価値を損ねることがないように、「宝」に対する影響を及ぼしうる態様等に応じて適切な配慮を行うべきです。

第2節 施策の展開

1. 住民等による配慮

(1) 住民等による配慮のあり方

本県においては「地球にやさしい県民運動」が展開されています。「鹿児島県地球にやさしい県民運動推進会議」を推進母体にして、環境に配慮した生活様式づくり、環境と調和した地域づくり、循環を基調とした社会システムづくりの3点について取組が行われています。

特に、奄美群島の各地域は島しょとして独立していることから、可能な限り各島内において循環が成立していることが望まれます。地域の住民は、主体性をもって、省資源化、ごみの減量化、水環境の保全、自然環境等の保全、地域における環境保全活動への参加、廃棄物の適正処理などについては積極的に取り組むことが期待されます。

(2) 住民等による配慮を支える施策

これら住民等による配慮を支えるため、廃棄物の排出抑制とリサイクルの推進に努めるとともに、廃棄物の適正処理を確保するための施設整備、不法投棄防止対策を推進します。

家電リサイクルについては、指定引取場所の設置など収集運搬体制の整備促進

を図り、自動車リサイクルについてはその適正な実施に努めます。

また、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の整備や風力、太陽光など新エネルギーの導入を促進します。

2. 事業等の実施にあたっての配慮

(1) 環境影響評価

事業等の実施にあたっては、「宝」に対してあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることから、今後も、環境影響評価法及び県環境影響評価条例等の適正な運用を図ります。

(2) 自然環境配慮型の公共事業の推進

「宝」に対する影響が予想されるものの、社会経済上の必要などから公共事業を実施する場合には、できるかぎり影響を低減するよう努めることが大切です。

「意向調査」においても、在住者の73%が、「公共事業は自然環境に配慮しながら行うべき」としています。こうした観点から自然環境配慮型の公共事業を推進します。

これまでも、道路、河川、港湾、農業農村整備などの公共事業の実施にあたっては、自然環境に対して配慮をしてきたところです。また、農業農村整備も自然環境保全に配慮しつつ推進しています。森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能の発揮に向けて森林の施業を行っています。また、林道についても景観や生態系の保全等に配慮した整備が進められています。一般国道58号などの道路整備にあたっては生態系に配慮した道（エコロード）として、生態系の分断を避けるためのトンネルや橋梁等の多用、動物専用の横断構造物の設置等の整備を行っています。

役勝川などの河川整備にあたっては「多自然型川づくり」を推進しており、多様な水辺の保全、魚道の設置、河岸の緩傾斜化、自然石護岸など、各種事業において自然環境に配慮した整備を行っているとともに、大和村の生活貯水池である大和ダムの建設においては「大和ダム自然環境検討会」を設置し自然環境に配慮したダムづくりを進めています。また溪流環境に配慮した砂防事業を実施しています。海岸の整備についても、護岸の緩傾斜化や親水性に配慮した整備を行っています。港湾の環境整備においても、地元で生育する樹種の植栽による緑地整備を行っています。

今後も各種事業の実施にあたっては、奄美群島の貴重な野生動植物の生息・生育環境に配慮した道づくりや多自然型川づくり、魚道の設置、法面への在来種による種子吹付など、奄美群島の自然の特性を踏まえて自然環境に配慮するための

技術や工法の導入をより一層推進します。

なお、住宅整備については、省エネ、省資源等による地球環境の保全等を目指し、奄美の風土などに合った公共及び民間による環境共生住宅の整備の促進を検討します。

(3) 環境保全型農業の推進

「宝」への影響が予想される生産活動を行うにあたっては、なるべくこれを低減する方法を進めることが望めます。

農業生産にあたっては、「環境にやさしい農業」すなわち農業の有する自然循環機能を生かしながら、環境への負荷の低減に配慮した持続的な農業を推進します。希少な野生動植物など奄美群島の貴重な自然は一度損なわれれば回復が極めて難しいことから、農業生産にあたっては特段の配慮がなされるよう努めます。

環境保全型農業の推進については、生産性と環境保全が調和した「環境にやさしい産地づくり」を目指し、堆肥生産施設の整備や堆肥原料の確保による良質堆肥の生産・流通・利用の促進、心土肥培・心土破碎等の不良土壌改善対策を通じた健全な土づくり、土壌診断に基づく適正な施肥、病虫害発生予察等に基づく適正な防除、農業用廃プラスチック類の適正な処理など環境負荷の軽減に向けた取組をさらに推進します。

環境にやさしい畜産経営については、家畜排せつ物の管理・処理に必要な技術・巡回指導を強化するとともに、「鹿児島県における家畜排せつ物の利用を図るための計画」に基づき、地域の実態に即した家畜排せつ物処理施設の整備を促進します。

(4) 赤土等の流出防止対策

奄美地域の沿岸海域では、各種開発にともなう河川や海域への赤土等の流出が見られ、環境への影響が懸念されていることから、土砂流出防止対策要綱（市町村）、大島支庁赤土等流出防止対策方針（県）、徳之島開拓建設業土砂流出防止対策実施基準（国）などに基づき、赤土等流出防止対策が実施されてきました。各種事業の実施にあたっては、沈砂池の設置などの対策とともに、調査研究や普及啓発を推進します。

第9章 世界自然遺産登録に向けた取組

第1節 基本的考え方

世界遺産条約は「顕著な普遍的価値」を有する自然遺産や文化遺産を保護・保存するための国際的な取り決めです。また一方で、世界遺産への登録は観光や地域のアイデンティティーへの貢献など地域活性化の方策としても注目されています。

奄美群島には、亜熱帯性常緑広葉樹の森林、固有で希少な野生動植物、多様性に富んだサンゴ礁などの自然が残されています。こうした奄美の「宝」は、世界的にも高く評価されるものであって、平成15年（2003）の国の「世界自然遺産候補地に関する検討会」においても、奄美群島を含む琉球諸島が、世界遺産条約に定める登録基準等を満たす可能性の高い地域の一つとして選定されています。

また、世界自然遺産への登録は、奄美の「宝」の保全と活用のあり方について枠組みを定めるものであることから、保全と活用の主体である地域において合意形成がなされることが大切です。「意向調査」においても、在住者と出身者の多くが、地域の合意形成のもとに世界自然遺産への登録を進めることを支持しています。

これらを踏まえて、奄美群島地域の世界自然遺産への登録に向けた取組を積極的に推進します。

第2節 施策の展開

1. 保護措置の担保

(1) 保護担保措置の必要性

世界自然遺産は、国が推薦した物件の中から世界遺産委員会が審査することによって登録されますが、このためには地形・地質、生態系、自然景観、生物多様性など自然の資質について一定の基準を満たしていることが必要です。また、こうした一定の基準の他に、これらの資質が損なわれないよう法律に基づいた保護措置がとられていることなども要求されます。すなわち、どれほど価値のある自然であっても、その価値を将来にわたって継承していくための措置が不十分であれば世界自然遺産になることはできません。

奄美群島は、自然の資質についての基準は十分に満たしているものと思われます。上記の検討会においても、奄美群島を含む琉球諸島について、島弧海溝系の地形、亜熱帯性広葉樹林からサンゴ礁まで相互に関連する生態系、多様な景観美

などの要素が基準を満たしうることが認められました。とりわけ固有種を含む希少野生動植物については、世界自然遺産としての資質の中心であることが指摘されたところです。

しかし他方で、法律に基づいた保護措置については、特に、希少な野生動植物の生息・生育場所について保護地域の設定が充分でないことが指摘されているところです。

こうしたことから、奄美群島が世界自然遺産への登録を目指すには、生物多様性などの観点から重要な地域とりわけ希少な野生動植物の生息・生育場所について、保護担保措置を十分に講じておくことが求められます。

(2) 保護担保措置の検討

登録に際しては、第一に、重要な地域に一定以上の領域と効果を有する保護地域を制度上設定すること、第二に、こうした地域について管理計画を策定することが保護担保措置として求められます。

保護地域の設定については、保全すべき地域を明確にした上で、既存の保護地域の見直しや拡充を進めるとともに国立公園等の国が責任を有する保護地域の設定を推進します。

また、管理計画については、遺産となる地域について一体的な管理を実現するために、国、県及び地元の市町村が相互に協力・連携しながら策定を進めます。管理計画の内容については、管理の方針、保護地域の設定、連絡会議等の管理体制、自然再生等の管理事業等について具体的な検討を進めます。

2. 登録に向けた基盤の形成

(1) 様々な主体の連携

世界自然遺産への登録に向けた取組は、国や県だけでなく市町村、NPO、地域住民など地域の多様な主体が協力して進めることが重要です。また、上記の検討会では沖縄諸島を含めた地域として選定されていることから、沖縄県との連携も必要となります。

こうした幅広い主体の協力・連携を確保するために、世界自然遺産登録のための連絡会議などを設置し実務的な検討を進めます。また、地域のNPOや地域住民の参加によるワークショップや奄美の自然に関する公開連続講座などを開催して、地域における合意形成を促進します。

(2) 調査・研究の推進

世界自然遺産への登録を進めるためには、当該地域の自然についての科学的な

知見が不可欠です。このため、奄美群島の自然についての調査・研究を促進するとともに、専門家等から構成される学術研究会などを設置します。

(3) 交流の促進, 情報の発信

登録に向けた取組や登録後の施策展開などについて、国内の他地域との意見交換や国際的な交流を行うため、内外から広く参加者を募ってシンポジウムなどを開催します。また、登録後の自然環境の保全や活用について地域の主体的な取組が求められることから、こうした交流の場等において地域の意思の積極的な発信を促進します。

(4) 主体としての住民に期待されるもの

世界自然遺産への登録を目指した取組を行うにともなって、群島外との交流が活発となり、群島外から注目される機会も増えることが予想されます。こうした群島の外からの視点に立てば、保護地域以外の場所についても世界自然遺産にふさわしい景観や風景が保たれていることが重要です。また、群島外から注視を受けることによって、住民の意識が醸成され、群島内で登録に向けた機運が高まることが考えられます

こうした認識を踏まえて、住民の主体的な取組による、世界自然遺産にふさわしい景観や風景づくりなどが期待されます。

5-39 鹿児島県観光振興基本方針（抜粋）

第1 基本的な考え方

1 「観光立県」の意義

現在、我が国は、グローバル化の急速な進展や本格的な人口減少、超高齢化社会の到来など、社会のあらゆる面で大きな変革期を迎えており、本県においても、全国に先行して過疎化や高齢化等が進行し、地域活力の低下が懸念されています。

一方、本県は、豊かな生物多様性や美しい自然景観、個性有る歴史・文化、多様な食材など、「本物」の素材に恵まれています。

また、アジアの時代を迎えた今日、南に開かれている本県は、大きな地理的優位性を有しており、今後、アジアの玄関口として大きな飛躍を遂げる可能性を持っています。

特に、観光は、農林水産業、商工業など関連する産業の裾野が広い総合産業であり、観光の振興による交流人口の拡大が、雇用機会の創出や増大などにつながり、地域社会全体に大きな経済効果をもたらす原動力となり得るものと期待されます。

さらに、様々な観光振興の取り組みを通じて、自らの地域の自然環境や景観、歴史・文化などを見つめ直し、地域の魅力を再認識しながら、「住んでよし、訪れてよし」の地域づくりを進めることにより、地蔵可能で発展的な地域社会づくりにつながることが期待されます。

このように観光振興を図ることにより、豊かで活力ある地域社会づくりを実現し、地域経済の持続的な発展を目指す、これが「観光立県」の意義であり、県、市町村、県民、観光関係事業者及び観光関係団体が一体となって、県下各地域において、他に誇れる地域社会づくりを着実に進めていくことが「ちからみなぎる・かごしま」の実現に大きく寄与するものと考えられます。

こうした「観光立県」の意義を踏まえ、その実現に関する施策の推進に当たっては、企業活動と同様に、観光需要の的確な把握と、需要に応じた観光商品の開発や市場に対する効果的な誘客活動など、戦略的な取り組みを進めていくことが必要であると考えられます。

2 策定の背景・趣旨

本県においては、平成 20 年 3 月に、中長期的な観点から本県のあるべき姿や進むべき方向性を示した「かごしま将来ビジョン」を策定し、おおむね 10 年後を見据えた本県観光の姿として、「世界を魅了する観光地“KAGOSHIMA”の形成」を掲げているところです。

また、平成 21 年 3 月には、県民一人一人が「観光立県」に対する理解を深め、担い手としての認識を育み、県、市町村、県民、観光関係事業者及び観光関係団体の共生・協働による「観光立県」の実現に向けて、それぞれの役割や施策の基本となる事項を定めた「観光立県かごしま県民条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

鹿児島県観光振興基本方針（以下「基本方針」という。）は、「かごしま将来ビジョン」における鍾愛の本県観光の姿を踏まえながら、「観光立県かごしま」の実現に関する主要な施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものであり、平成 21 年度にパブリックコメントの実施、条例に基づく「鹿児島観光立県推進会議」での協議及び県議会での議決を経て、平成 22 年度から平成 26 年度までを推進期間とする基本方針を策定し、現在、各種施策を推進しているところです。

県では、現行の基本方針に引き続き、次期基本方針を策定し、この基本方針に基づき、市町村、県民、観光関係事業者及び観光関係団体と一体となって、「観光立県かごしま」の実現を目指した施策を進めていきます。

3 基本方針の性格

基本方針は、「かごしま将来ビジョン」における概ね 10 年後を見据えた観光かごしまの姿を踏まえながら、条例に定める基本理念等に基づき、「観光立県かごしま」の実現に向けた施策の方向を示すものです。

また、基本方針は、県、市町村、県民、観光関係事業者及び観光関係団体が、相互に特性や役割を把握し、尊重し合いながら、一体となって「観光立県かごしま」の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に取り組むためのよりどころ（指針）となるものです。

（中略）

第 4 「観光立県かごしま」の実現に向けた取組指針

観光を担うのは地域であり、観光に限らず、多様な次号や活動を行う様々な主体が、有るべき地域の姿や目的意識を共有し、業種の枠を越えた連携を図りながら、地域作りを進めていくことが重要となります。

こうしたことから、「観光立県かごしま」を実現するための基本的な視点として、次の5つの取り組み方針を掲げます。

観光を担う全ての担い手が、こうした地域を基軸とした視点を共有し、それぞれの役割を果たすことが求められます。

■ 1 地域をデザインする

- 地域の自然や景観、歴史・文化、食、伝統芸能など、地域固有の資源を見極め、観光の観点から、その魅力を掘り下げる。
- 地域の特性を生かした物語性、テーマ性のある旅など、地域の魅力を高める多様な観光メニューの構築を目指す。

■ 2 地域を発信する

- 地域イメージと、その表現のあり方について、地域が共通認識を持ち、方向性のある情報発信を行う。
- 何を誰にどのような手段で伝えるかを明確にして、地域の魅力を戦略的に発信する。

■ 3 地域をつなぐ

- 地域内における連携として、地域内の組織間、産業間の連携や、その地域に住む人と人の結び付きを強め、新たな地域の魅力の想像につなげる。
- 地域間の連携として、地域間をつなぐ交通アクセスの整備・充実、広域観光の取り組みなどを推進し、各地域が相互に補完し合いながら、県域全体の魅力を高め、相乗的に各地域の底上げにつなげる。

■ 4 地域でもてなす

- 訪れる誰もが、安心して観光を満喫し、再び訪れたいと感じてもらえる観光地を目指して、観光客を暖かく迎えるおもてなしの心を育み、地域全体に広げる。
- 「人こそ重要な地域資源である」という認識に立ち、地域に根ざした特色有る郷土教育の推進を図るなど、地域の魅力を語れる人材の発掘・育成を進める。
- 間顧客が求める情報やサービスの提供、案内機能の充実など、かの脚のニーズに対応した受入環境を地域全体で整える。

■ 5 地域の環境を守る

- 自然資源を生かした観光利用や観光地づくりを行うに際しては、全国的にも豊かとされる本県の生物多様性の保全を図り、持続可能な利用に努める。

- 自然環境だけでなく、住み慣れた生活環境などを含め、身近に奥深い歴史・文化などに触れることができる「住んでよし」の居住環境を守るとともに、訪れて心地よさを感じられる「訪れてよし」の観光地として、観光客と魅力を共有できる環境作りにつなげる。
- 世界自然遺産として名高い屋久島をモデルとして、積極的に環境保全に取り組み、環境と調和した地域づくりの展開を図る。
- 島ごとに自然環境や景観の違いが見られ、群島内の多様な生物の生息・生育を支える奄美群島の世界自然遺産登録を目指し、その取組を積極的に進めるなど自然環境と共生する観光かごしまのイメージを確立する。

第5 「観光立県かごしま」の実現に関する施策

(中略)

2 施策の方向

■ 大島地域

奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町・喜界町・徳之島町・天城町・伊仙町・和泊町・知名町・与論町

◎ 地域の特性

- 金作原原生林、大島海峡、湯湾岳、犬田布岬、ムシロ瀬、フーチャ、百合ヶ浜、手広海岸等の亜熱帯性・海洋性の豊かな自然環境、アミノクロウサギ等の貴重な動植物
- 本場奄美大島紬や黒糖焼酎等の特産品、トロピカルフルーツや鶏飯等の食
- 諸鈍シバヤ、秋名アラセツ行事、与論十五夜踊り、島唄、八月踊り、闘牛、トライアスロン等の様々な伝統行事・イベント
- 国指定史跡である宇宿貝塚や住吉貝塚等の歴史的資源
- 奄美パーク・田中一村記念美術館、タラソ奄美の竜宮、黒潮の森マングローブパーク、百之台公園、昇龍洞、奄美自然観察の森等の特色有る観光関連施設

など、魅力ある観光資源を有しています。

また、こうした魅力ある観光資源を背景として、癒しにあふれる地域の特性を有しています。

◎ 施策の方向

地域の特性を踏まえ、海洋レクリエーションや島唄をはじめとする特色ある豊かな自然と個性的な文化を生かした体験・滞在型観光等を推進し、沖縄県等との連携による世界自然遺産登録に向けた取組の中で、自然歩道等の整備など、人と自然環境が共生する癒しあふれる観光地づくりを推進します。

また、奄美群島内外を結んだ周遊型観光など広域的な観光ルートの形成をはじめ、LCC（格安航空会社）就航やクルーズ船に対応した受入体制の整備を進めるとともに、独特の食材やタラソテラピー（海洋療法）など健康・長寿・癒しに関する資源の魅力の発信やスポーツキャンプの誘致等に取り組みます。

3 施策の展開

第4（章）の「観光立県かごしま」の実現に向けた取組指針」を踏まえながら、県においては、1（節）の「施策の大系」に基づいて、次のとおり施策を展開します。

■ 1 魅力ある癒しの観光地づくり

競争力の高い魅力ある観光地の形成のため、地域ごとの特性を生かし、個性的で潤いのある街並み景観や沿道修景などハード面の整備を進めるとともに、地域の新たな観光資源の発掘に努め、自然や環境、人との触れ合い、健康や食をテーマとするツーリズム、農林水産業の着地型観光の促進など、ソフト面の取組と併せて癒しの観光地づくりを進めます。

また、観光地における環境の保全を図り、豊かな自然環境と共生する持続可能な観光地づくりに努めます。

① 地域の観光資源の保全、活用及び創出

美しい豊かな自然環境や奥深い歴史を物語る文化財などの多彩で魅力ある地域の観光資源の保全に取り組むとともに、地域の創意工夫を生かしながら、産・学・官の連携により、多様な観光ニーズに的確に対応した鹿児島ならではの新しい旅行商品の創出と充実を図ります。

< 施策の展開例 >

- 個性を生かした各種イベントの促進
- 歴史的遺産や文化などの観光資源としての更なる活用の促進
- 地域の観光資源の魅力をつなぐ周遊型観光ルートの形成の促進
- 地域密着の多様なまちづくり・地域おこしの促進

- 文化・芸術施設等の活用の促進 など

② 地域の特性を生かした良質なサービスの提供の確保

農林水産業や製造業など幅広い業種と密接に連携しながら、豊かな自然の恵みと先人達の地に育まれた魅了あふれる地元食材を積極的に活用したメニュー開発や特産品づくりなど良質なサービスの提供を促進します。

<施策の展開例>

- 生産者と観光関係事業者等が連携した地場農林水産物の活用の促進
- 安心・安全な「かごしまの食」の魅力づくり
- ツアーガイドなど観光メニューの高付加価値化の促進 など

③ 観光関係施設等の整備

観光客が訪問しやすく、ゆとりと潤いのある環境を整備するため、地域の特性を生かした良好な街並み景観の形成や沿道の修景等を推進するとともに、国内外を結ぶ交通ネットワークの形成促進を図ります。

<施策の展開例>

- 市街地環境、公園緑地、水辺環境等の整備など地域の特性を生かした良好な街並み景観等の形成の促進
- 地域公共交通ネットワークの充実や高規格幹線道路等の整備など国内外を結ぶ交通ネットワークの利便性向上
- 本土最南端の地として全国的にも有名な佐多岬とその周辺地域について大隅地域の観光拠点としての整備の促進
- 観光関係施設の整備の促進 など

④ 新たな観光旅行の分野の開拓等

しきおりおりのしぜんかんきょう、歴史・文化など地域の特色ある観光資源を生かした着地型観光など、新たな分野の観光旅行を開拓・推進し、地域の人、生活・文化などの触れ合いを通じた多様な観光交流を促進します。

<施策の展開例>

- グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム、エコツーリズム、まち歩きなどの着地型観光や、産業観光をはじめとする新たな分野の観光旅行の推進
- 健康や癒し、美容などをテーマとしたロングステイ（長期滞在型観光）等の新しいツーリズムの促進 など

⑤ 観光地における環境の保全

奄美群島における世界自然遺産登録に向けた取組などをはじめ、生物多様性に富んだ美しい豊かな自然の観光資源としての活用と保全の両立を図り、持続可能な観光地づくりを推進します。

<施策の展開例>

- 自然環境との共生や多様な触れ合いの推進として、
 - エコツーリズムの推進
 - 自然環境の保全と適正な利用に向けた自然歩道等の整備・管理
 - 環境に対する意識やマナーの普及啓発 など
- 観光地における自然環境や野生生物の保護など環境保全活動の推進
- 保護区域や緩衝区域のゾーニングなど観光地としての計画的な観光管理
- 自然公園等の管理・保全 など

5-40 奄美群島持続的観光マスタープラン

1. はじめに

1. 1 背景

「奄美群島持続的観光マスタープラン（以下マスタープランという）」は、奄美群島の「持続的な観光利用」を進めるための観光の取組の方針です。地域資源を持続的に利用し、計画的で、地域にとって持続的な観光を進めることで、その表裏一体の関係である自然環境の保全を図るとともに、環境文化¹の保全と継承、地域の経済と社会の振興を目指すものです。

(1) なぜ持続的観光を進めるのか

持続的な観光は、社会・経済・環境面での持続可能性を追求する観光形態であり、マスツーリズムから転換した新たな観光として近年期待されています²。マスツーリズムとは、それまで富裕層に限られていた観光旅行が幅広く大衆にまで拡大した現象を指し³、現在では「大量の観光現象」を指すものとして使われています⁴。一度に大量の人間が送り込まれるマスツーリズムは、これまで観光地とその周辺に多大な影響を及ぼしてきました。自然環境や地域社会の伝統の破壊、不適切な観光施設、観光客のマナー不足や無知によるトラブルなどです。このような問題の反省として、1980年代にマスツーリズムに代わる「もう1つの観光（Alternative tourism）」や「適切な観光（Appropriate tourism）」といった考え方が生まれました。

奄美群島の新しい地域づくりでは、地域資源の「持続的利用」と「自然との共生」の理念を基に、持続可能な豊かな地域の実現を目指しています。

その地域づくりの1つとして「持続的観光」を目指すことは、地域にとって「わかりやすく取り組みやすい目標」を示すことでもあります。地域が主体的に取り組む「観光」には、観光事業者だけでなく地域住民を始めとした幅広い人たちが関わっており、地域社会や経済の振興に直接寄与するからです。

つまり、マスタープランによって奄美群島の持続的観光の実現を目指すことは、地域の関係者にとって身近な「観光」という1つの手法を利用しながら、地域の自然・文化・経済・社会の持続性を確保していくこととなります。

マスタープランでは、遺産登録によって大きく変化する観光を自然環境の保全と環境文化の継承、地域社会や経済の振興を追求するためのツールとして積極的に利用していきます。マスタープランは、地域の様々な主体が観光という場を利用して取り組むことが、自然環境の保全と豊かな奄美群島づくりにつながるという、「新しい地域づくり」の考え方の一つです。

-
- 1 環境文化：自然と共に生き、自然を損なうことなく糧を得ながら人々が形づくってきた独自の生活文化や、長年にわたって作り上げてきた人と自然との関わりのこと。
 - 2 敷田麻実 「自律的観光から持続可能な地球を目指して ―エコツーリズムという試み―」, 大学院メディア・コミュニケーション研究 研究叢書 70, 2008 年
 - 3 「JTB 総合研究所 HP」<http://www.tourism.jp/tourism-database/glossary/mass-tourism/> (2016/3/15 アクセス)
 - 4 宮本佳範「持続可能な観光の要件に関する考察 ―その概念形成における二つの流れを踏まえて―」, 東邦学誌 第38巻第2号, 2009年12月

(2) 奄美群島の持続的観光とは

マスツーリズムによる弊害への反省から、エコツーリズムやグリーンツーリズムなどの新しい観光形態が誕生しました。エコツーリズムは「与える負荷を最小限にしながら自然環境を体験・学習し、観光の目的地である地元に対して何等かの利益や貢献のある観光」(敷田・森重 2003)、「自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方」(エコツーリズム推進会議(平成15年~16年)環境省)などと定義されています。観光振興と地域振興を同時に進めながら、自然環境の保全も目指すものです。

しかし、エコツーリズムやグリーンツーリズムのような観光形態を振興することと、持続的な観光を実現することは、必ずしもイコールではありません。問題視されてきたマスツーリズムの弊害の原因は、観光の大衆化・大量化そのものではなく、観光対象等に対する悪影響を軽減する仕組みが整わないままに観光事業が行われていたことにあると考えられます。従来のマスツーリズムでは、外部の開発主体が利潤追求を目的として短期的に集客を目指すあまり、地域社会の意思とは関わりなしに地域資源の商品化を進めてきた傾向にあります。マスツーリズムの特徴である多人数利用・団体利用は、地域に大きな経済効果をもたらすものでもあります。

エコツーリズムなども、「少人数」「体験型」「着地型」などの形式的な特徴を持つだけでは、従来のマスツーリズムと同様に観光対象に多くの負荷をかける場合があります。また、マスツーリズムでもプランニング次第で持続可能なものとなり、その長所を生かすことが地域経済に大きな効果をもたらします。これらを踏まえつつ、地域づくりの視点から観光振興のあり方を考え、地域が自律的に観光を管理していく必要があります。

以上より、奄美群島の観光を持続可能なものとするには、多人数利用(マスツーリズム)を展開する地域と少人数利用を前提とする地域を明確にした上で、それぞれの地域の特性を生かした観光を適切に管理しながら進めることが重要です。

1. 2 位置づけ

奄美群島では、国立公園指定と世界自然遺産登録を契機として、多様で豊かな自然と環境文化を守り継承しながら、地域社会の持続的発展を目指すことが求められています。そのためには、遺産登録後の地域の社会的・経済的变化に対応し、遺産の価値である自然環境の保全を原則とした地域振興を進める新しい「地域づくり」が必要です。

本マスタープランは、奄美独自の地域づくり方策のひとつの柱である「計画的な観光管理」を進めるための国・県・市町村・民間団体等の関係者共通の指針として位置づけます。持続的な観光利用の推進を通じて、奄美固有の自然・環境文化の保全・継承、地域の持続的な発展を目指すものとします。

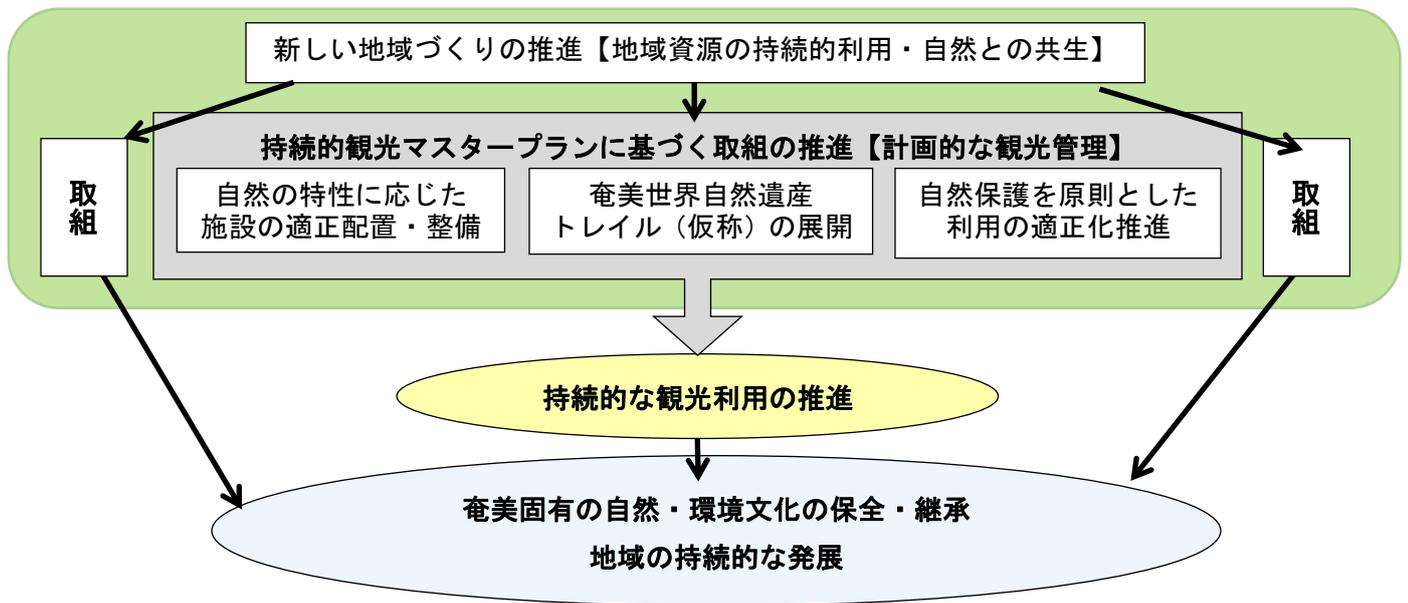


図1. マスタープランの考え方

2. 奄美群島の現状と課題

2. 1 自然と暮らし

奄美群島では、固有で豊かな自然環境が維持され、シマ（集落）での暮らしや信仰は自然環境と密接な関わりを持ってきました。現在の生活様式にもそれを体感することができ、環境文化が色濃く存在していることが地域の魅力となっています。

(1) 鹿児島県の生物多様性

北端の獅子島から南端の与論島まで南北 600km にわたり、標高 2,000m に迫る山岳部を有する鹿児島県では、冷温帯から暖温帯、亜熱帯にかけての植生が見られます。これは北海道から南西諸島にかけての広がりに対応すると言われていています。

鹿児島県は、日本列島で見られる多くの種の分布の北限・南限の地であり、大陸や日本本土から隔離されてからの歴史が長い島嶼が多いことなどから、県内に、我が国で見られる野生生物の種の概ね半数が確認されるなど、種の多様性に富んでいます。

また、鹿児島県は、トカラ列島を横切る渡瀬線¹を境界とした2つの生物地理区に属しています。生物地理区とは、生物の分布パターンによって地球上を区分したものです。渡瀬線の北側には温帯系の生物群が、南側には亜熱帯系の生物群が分布しています。

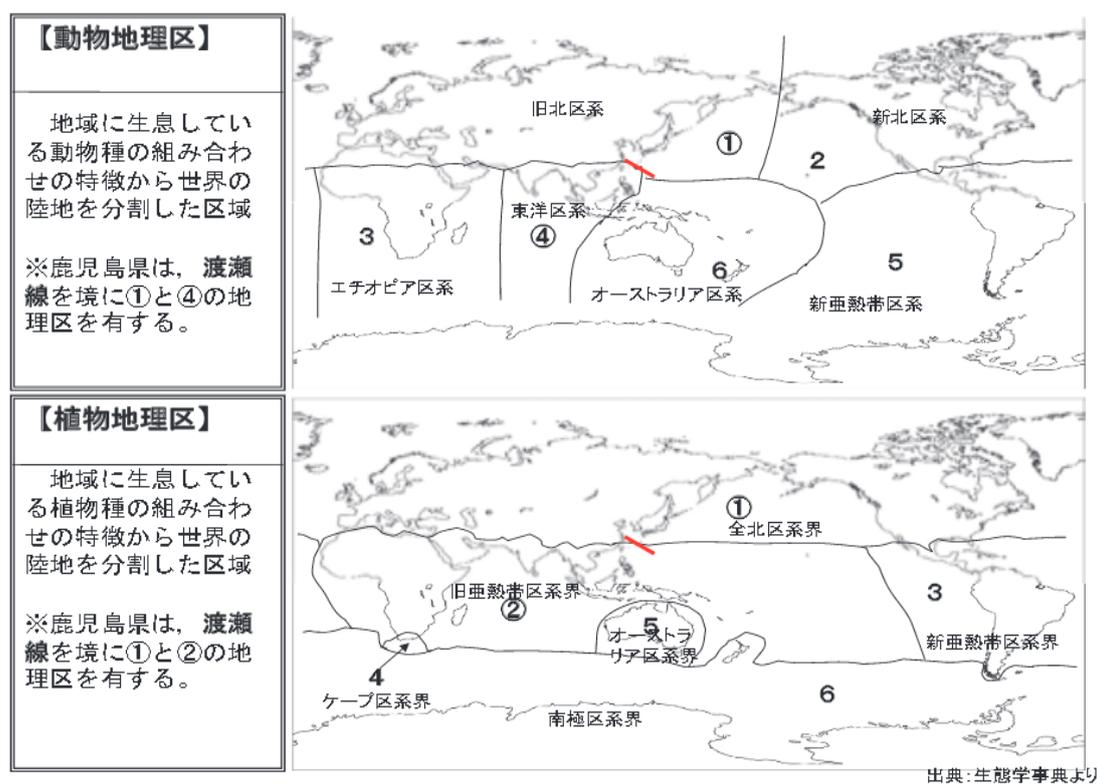


図2. 世界の生物地理区（赤線が渡瀬線：悪石島と小宝島の間）

1 渡瀬線 屋久島・種子島と奄美諸島の間にあるトカラ海峡を東西に横切る生物地理上の境界線。渡瀬線により2つの生物地理区に分けられる。生物地理区とは、生物分布パターンにより地球上を区分したもの。動物学者の渡瀬庄三郎が確認したことから命名された。日本の動植物の分布を区分する重要な境界線。

(2) 奄美群島の成り立ち

奄美群島を含む南西諸島は、ユーラシアプレートとフィリピン海プレートの境界に位置し、1,500 万年前以降からの沖縄トラフ（沖縄舟状海盆）の形成、地殻変動による隆起・沈降、170 万年前以降からの気候変動による海水準の変動、サンゴ礁の発達に伴う琉球石灰岩の堆積などで形成されました。この間に島々は大陸との分離、結合を繰り返してきました。

現在の奄美群島は、奄美大島、加計呂麻島、与路島、請島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島までの8つの有人島を有しています。

(3) 自然環境

①地形 島毎に異なる多様な景観と生物

奄美群島のうち、奄美大島（加計呂麻島、請島、与路島を含む）と徳之島は、急峻な山稜が連なる比較的標高の高い島々です。これらの島には平地が少なく、陸域の大部分は森林で覆われています。優占する樹種はスタジイやイスノキ、イジュ、オキナワウラジロガシ、アマミアラカシなどの常緑広葉樹です。山がちであるために谷も多く、これらの島には水量の豊富な沢や小河川が多くみられます。また、沿岸を流れる黒潮暖流やモンスーンは雨をもたらします。奄美群島が含まれる北緯 27, 28 度付近には、たとえばパキスタン、サウジアラビア、エジプト、モロッコ、メキシコなどといった国々が位置しています。この緯度で奄美群島ほど降水量が多く豊かな森林が発達している地域はあまりありません。奄美の森林は、世界の亜熱帯域の中でも限られた地域にしか成立しない湿潤な亜熱帯照葉樹林であり、世界的にも希少なものといえます。これらの森林は固有種・希少種を含む多くの野生動植物の生息・生育場所であるとともに、河川を通じてマングローブや干潟、藻場、サンゴ礁に有機物や栄養塩類を供給する、奄美群島の生態系の基盤となっています。



亜熱帯照葉樹林
(奄美大島中央林道)



天城岳内の滝
(徳之島)



シマオオタニワタリの群生
(奄美大島湯湾川)

図3. 奄美群島の照葉樹林

一方、喜界島、沖永良部島、与論島は低くて平らな島で、サンゴ礁起源の琉球石灰岩からなっています。喜界島は1,000年で1.5mという速い速度で現在も隆起し続けています。喜界島の最も高い場所の百之台（標高203.5m）と沖永良部島の最高峰大山（240.1m）の周辺には、奄美大島と徳之島同様の常緑広葉樹林が広がっていますが、これらの島々の沿岸部にはサンゴ群集

やマングローブなど亜熱帯特有の海域・海中景観が見られます。また、沖永良部島や与論島の地下には鍾乳洞がたくさんあります。このように、奄美群島は島毎に異なる多様な景観を有しています。



百之台
(喜界島)



昇竜洞
(沖永良部島)



寺崎海岸
(与論島)

図4. 喜界島, 沖永良部島, 与論島の景観

②固有種

奄美群島は、ユーラシア大陸との分離・結合を繰り返しながら形成されました。海洋に隔てられた小島嶼群として成立する過程において、当時この地域に生息していた陸生生物が島嶼内に隔離されました。これらの生物群の中には、大陸の個体群が絶滅し、この島嶼内だけに生き残ったり、大陸から隔離された後にさらに複数の種に分化したりするものがありました。このようにして誕生した生物が、現在琉球列島にしかない「固有種」です。

奄美群島全体でこれまでに確認されている生物は、維管束植物 1,334 種(うち固有種 68 種)、哺乳類 14 種(うち固有種 10 種)、鳥類 257 種(うち固有種 2 種)、陸生は虫類 18 種(うち固有種 13 種)、両生類 13 種(うち固有種 9 種)、昆虫類 3,824 種(うち固有種 1038 種)、淡水甲殻類 23 種(うち固有種 4 種)、陸産・淡水産・汽水産貝類 226 種(固有種の情報なし)とされており、固有種の数が多く、なおかつその割合が高いことがわかります。

例えば、植物ではアマミセイシカ、ウケユリ、アマミエビネ等が、動物ではアマミノクロウサギ、ケナガネズミ、アマミトゲネズミ、オオトラツグミ、ルリカケス、クロイワトカゲモドキ、リュウキュウアユ等が奄美群島の固有種としてあげられます。

③多様性

奄美群島の北、トカラ列島の悪石島と小宝島の間には、さまざまな生物種の分布境界が集中する「渡瀬線」という生物地理区の境界があり、多くの種がこの線付近を南限、北限としています。そのため、132 種の植物が奄美群島を北限としています。動物では、代表的なものではハブやヒメハブなどが奄美群島を北限としており、本土では見られない動植物が生育・生息しています。一方で、本土にも見られるような北方系の生物も分布し、奄美群島を南限としている植物は 20 種あります。

以上のように、北方系と南方系の生物の混在、豊富な降水量と湿潤な環境、大陸との分離・独立の地史など、様々な要素が重なり合って、奄美群島の生物相は多様なものとなっています。

日本全体で確認されている生物種は約 37,000 種で、そのうち奄美群島での確認種数は 5,716 種となっています。国土面積の 0.3%にすぎない奄美群島に、国内全体の生物種の約 16%が確認されています。

また、群島は、ウミガメの産卵地のほか、海鳥（アジサシ類、アナドリ類）の集団繁殖地や、アサギマダラなどのチョウ類の越冬地、イルカやクジラなどの海棲哺乳類の繁殖地など、広域移動性動物の重要な中継地・越冬地・繁殖地ともなっています。海域では、造礁サンゴの種数は約 220 種にのぼり、魚類、貝類、甲殻類など多様な生物の生息場所として特有の生態系を形成しています。まとまった規模と一定の生物多様性を有するサンゴ礁として世界的にみても北限に位置している重要なものです。

以上のような生物の来訪や、海域の豊かな生物相も、奄美群島の生物多様性を高める要因となっています。



アマミセイシカ



アマミノクロウサギ



アオウミガメ

図 5. 奄美群島の特徴的な生物

(4) 歴史

①生活文化

奄美群島には、25,000 年前には人類が生活していたと考えられています。石器が出土した奄美大島笠利町の土浜遺跡や徳之島伊仙町のガラ竿遺跡は、25,000 年前よりも古い旧石器時代の遺跡と推定されています。世界の島々に人が住み始めるのは 1 万年前より後になっているとされているので、それ以前に人が存在していたというのは、世界的に見ても珍しいことです。

一般的に、島は食料資源が少ないので、最初に住み始めるのは農耕民だとされてきました。しかし、奄美群島では、8～12 世紀のグスク時代まで狩猟採集の暮らしが続けられてきたと考えられています。世界の島の中で例外的に狩猟採集民がいたのは、①日本本土のように面積が広い、②大陸に近い、③（食料となる）大型海獣が入手できる、④大陸などから動植物を持ち込んだ、といった条件のいずれかまたは複数に当てはまる場所です。奄美群島のように大陸から離れた面積の小さな島に狩猟採集民が定着できたのは、非常に稀有な例と言われています。

人が島に入ると森林破壊や動物の絶滅などの自然破壊が起きますが、奄美群島ではこれが最小限だった可能性が高いと言われています。先史時代以来の長い間、島の人々は資源の枯渇や環境の劣悪化を招くことなく、長期間自然と共生し続け、安定的に資源を利用してきました。奄美群島の採集狩猟民及びその後の農耕民は、自然環境と調和し、今日でいうところの持続可能な生活を続けてきたとも言えます。

今日の奄美群島の豊かな自然環境は、人と自然が折り合いを付けて生きていく知恵や生活技術が豊富に埋め込まれた生活文化によるところが大きいと言えます。



五穀豊穰を祈る伝統行事
ショチョガマ（奄美大島）



サンゴの石垣
（喜界島阿伝）



伝統行事の闘牛（徳之島）

図6. 奄美群島の暮らしと文化

②交流・交易

北九州の弥生時代遺跡から出土する貝製の腕輪は、南海産の大型貝類（ゴボウラ・イモガイ）を材料として製作されたものでした。このことから、奄美群島は、南海特有の大型貝類の供給地として、弥生時代から遠隔地交易の対象とされていたとされています。

平安時代になると、ヤコウガイが宮廷貴族たちの日記に登場したり、国産螺鈿^{らでん}¹の原料として使われたりするようになります。ヤコウガイは、日本では琉球弧の島嶼海域でしか採れないため、そこから供給されていた可能性が高いと考えられています。また、ヤコウガイは日宋貿易の重要な輸出品でもありました。これらのことから、奄美群島と本土には、弥生・古墳時代から貝交易を通じた交流があったことが伺えます。

徳之島伊仙町のカムイヤキ古窯跡群では、11世紀から13世紀を中心に作製された表面が灰色の素焼きの陶器が出土しています。この遺跡群は、約120ヘクタールにも及ぶ広大な山林の中に、11の窯跡群（100基以上）が分布しているのが特徴です。カムイヤキが南九州から先島諸島にまで運ばれていたことや、カムイヤキとともに九州の物産が琉球列島にもたらされたことから、この時期の奄美群島は九州と沖縄を結ぶ交易の拠点として重要な機能を果たしていたことがわかります。

さらに、喜界島の城久遺跡群（最盛期11世紀から12世紀）では、中国産や朝鮮半島産の陶磁器などの遺物が大量に出土し、大規模建物ほか多数の遺構が発見されました。これらの遺物は基本的に島外から持ち込まれたものです。そのため、城久遺跡は、九州の人々を中心として、高麗、宋等の人々が滞在していた越境的な交易拠点ではないかと推測されています。喜界島周辺が中国南部から南西諸島、九州、さらには朝鮮半島までにつながる環東シナ海の広域交易の結節点であった可能性が示唆されています。

（5）複雑な行政統治と独特の文化

奄美群島は、15世紀には琉球王国、17世紀（1609年）には薩摩藩、明治期以降は日本国、戦後は米国軍政府下、そして昭和28年には日本復帰と、世界でも稀な歴史の変遷をたどってきました。このようないくつもの国の影響を受けた歴史的背景から、奄美群島は、様々な文化の特徴が併存・融合する強い個性を持つ独特の文化を育んできました。

1 螺鈿 貝殻の内側の真珠層を漆地や木地の彫刻された表面にはめこむ技法、及びこの手法を用いて製作された工芸品のこと。

また、生活文化の面から奄美群島をみると、海の彼方の理想郷からやってきて豊穡をもたらす海神や、集落の背後を守るように位置する神山、神山の麓の水源と農地、神様が通る神道、周囲の森と集落との境界部へのケンムンの出没など、共通する空間認識が認められます。これらは自然を畏れ敬い、自然と共に生きてきた奄美群島独特の信仰・自然観です。このなかで、島唄、八月踊り、豊年祭などの伝統文化・芸能や、大島紬に代表される地域固有の生業が今も継承されています。

さらに、各集落（シマ）には、周辺の自然を持続的に利用するための約束事や、生活の中に循環の仕組みを活かすための知恵と技が今日まで残されています。自然を畏れ敬い、自然と共に暮らしてきた島の人々の暮らしそのものが、奄美群島の自然を守り引き継いできたといえます。

しかし、人と自然との関わりの変化が急速に進んでいるため、奄美群島固有の暮らしと文化は、地域の中での伝承力が低下し、将来世代への継承が懸念されていますが、現在においてもなお、奄美群島に独特な風土を形成する基盤として重要な役割を果たしており、今後の遺産地域を始めとした自然環境の保全管理のためにも重要なものと考えられます。

2. 2 観光利用の概況

(1) 奄美群島への入込

① 奄美群島の入込者数の推移

奄美群島全体での入込者数は、平成 26 年は延べ 708,763 人で、近年増加しています。その増加傾向は奄美大島で顕著に見られます。

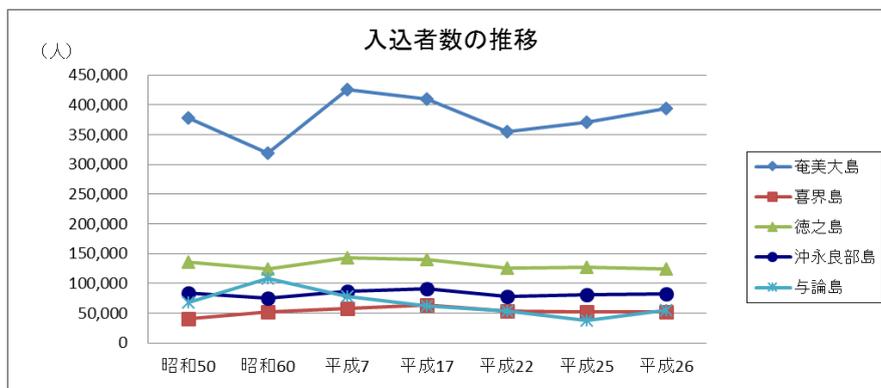


図 7. 入込者数の推移

出典：平成 26 年度奄美群島の概況：大島支庁

② 地区別外国人延べ宿泊者数

外国人の宿泊者数は平成 24 年から平成 25 年にかけては全国的な増加傾向とあわせて増加しましたが、平成 26 年は減少しています。

表 1. 地区別外国人延べ宿泊者数

H23			H24			H25			H26		
県全体	奄美地区	構成比	県全体	奄美地区	構成比	県全体	奄美地区	構成比	県全体	奄美地区	構成比
85,280	1,287	1.5	138,120	785	0.6	186,600	1,116	0.6	252,330	1,093	0.4

出典：奄美群島観光の動向（平成 23～平成 26） 鹿児島県

(2) 交通・訪問先

① 交通量

平成 22 道路交通センサスの調査結果を見ると、奄美大島は名瀬地区を中心とするエリアと、名瀬地区と奄美空港を結ぶ島の北東部での交通量が多くなっています。一方、島の南西部での交通量が少なくなっています。

徳之島は、島の南東部の集荷道路となっている伊仙亀津徳之島空港線の交通量が多くなっているのに対して、島北部の交通量は少なくなっています。

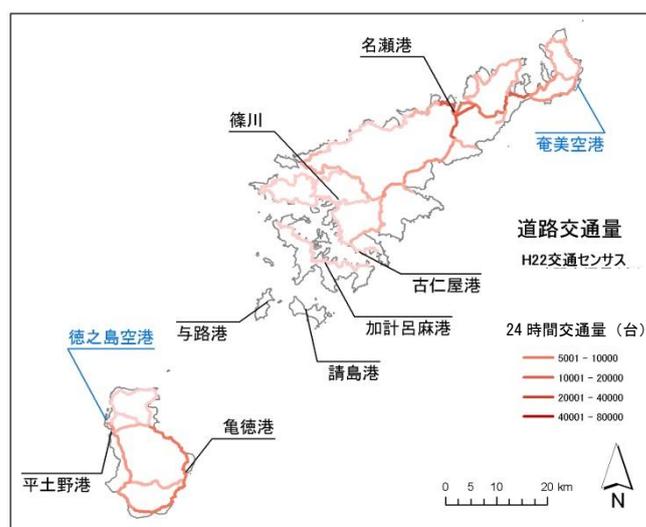


図 8. 平成 22 道路交通センサス

出典：鹿児島県

②訪問先

奄美大島総合戦略推進本部の平成27年度調査によると、奄美大島内での訪問場所は、「奄美市名瀬地区」が65.4%で最も多く、次いで「奄美大島北部地区」(58.3%)、「奄美市住用地区」(33.7%)などとなっています。

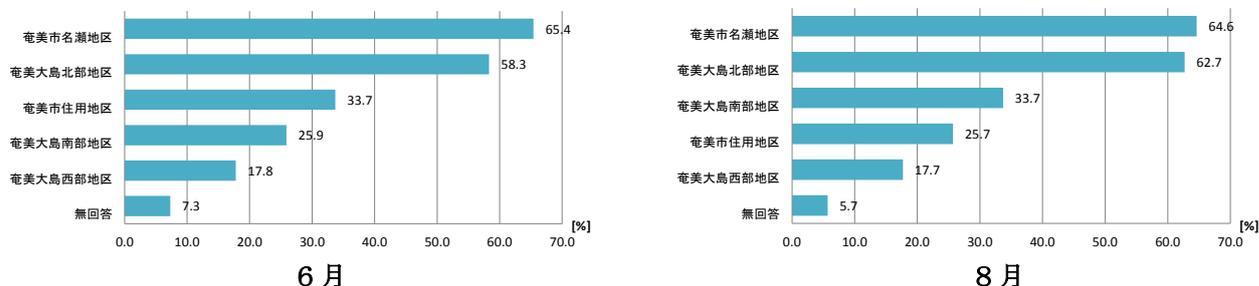


図9. 平成27年度奄美大島交流人口動態調査（6月，8月実施分）集計報告（速報値）

(3) 施設収容力

奄美群島全体での宿泊施設の収容力は約230万人で、年間宿泊者数を比較すると、宿泊施設の稼働率は約20%となっており、宿泊施設及び宿泊客は奄美大島に集中しています。

表2. 奄美群島の宿泊施設の収容力と年間宿泊者数

単位：軒，人

単位：千人

		H20	H21	H22	H23	H24	H25
奄美大島	軒数	122	124	121	120	113	118
	収容力	3439	3438	3547	3482	3024	3091
喜界島	軒数	17	17	16	16	15	14
	収容力	325	315	295	295	285	272
徳之島	軒数	27	23	24	24	32	35
	収容力	1051	978	950	965	1067	1081
沖永良部島	軒数	17	17	16	18	20	22
	収容力	595	595	554	588	465	481
与論島	軒数	30	25	25	24	23	31
	収容力	1986	1597	1597	1577	1342	1379
奄美群島	軒数	213	206	202	202	203	220
	収容力	7396	6923	6943	6907	6183	6304

出典：奄美群島の概況

島名	市町村名	年間宿泊者数
奄美大島	奄美市	225.3
	大和村	1.2
	宇検村	5.3
	瀬戸内町	22.2
	龍郷町	5.8
	瀬戸内町	6.9
島計		266.7
喜界島	喜界町	30.1
徳之島	徳之島町	52.2
	天城町	16.7
	伊仙町	—
島計		67.1
沖永良部島	和泊町	22.3
	知名町	27.9
島計		50.2
与論島	与論町	65.2
総計		479.3

出典：離島統計年報2012

(4) 利用形態・ニーズ

①平均滞在日数・観光目的

平成 26 年度調査「奄美群島交流需要喚起対策特別事業効果検証調査」より、県外・群島外住民で航空利用者は、旅行日数 2 日間で 29%、3 日間で 30%、4 日以上が 31%となっています。

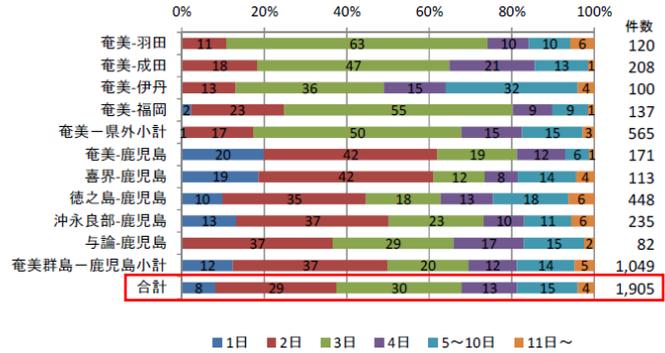


図 10. 平成 26 年度 奄美群島交流需要喚起対策特別事業効果検証調査

出典：奄美群島航空・航路運賃軽減協議会

一方、航路利用者は、2 日～4 日が 51%、5 日～10 日が 42%となっており、航空路よりも滞在日数が長い傾向があります。

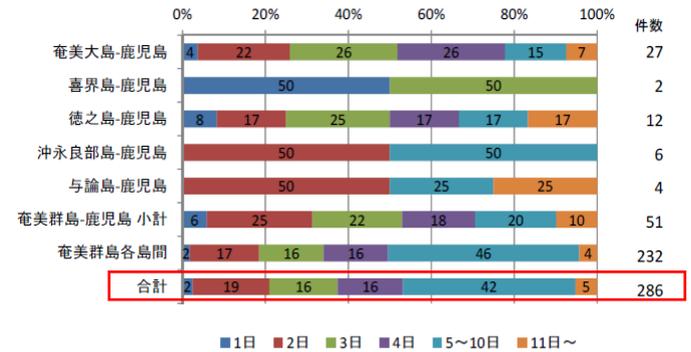


図 11. 平成 26 年度 奄美群島交流需要喚起対策特別事業効果検証調査

出典：奄美群島航空・航路運賃軽減協議会

②訪問動機

また、奄美大島への訪問動機としては、「自然の美しさを見る」や「海を楽しむ」、「疲れを癒やす」が、「森林を楽しむ」や「伝統文化に触れる」よりも高い傾向にあります。

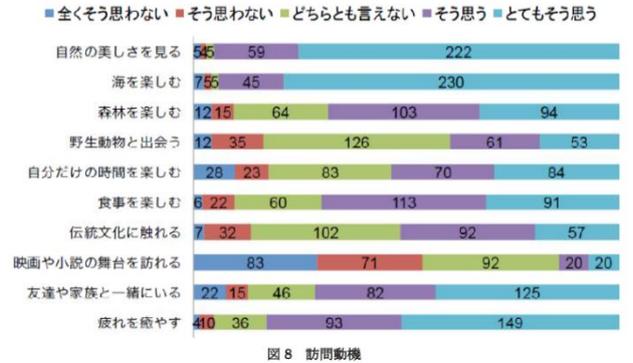


図 12. 奄美大島への訪問動機

出典：平成 26 年度国立環境研究所調査：久保氏より提供

③旅行形態

奄美大島総合戦略推進本部の平成 27 年度調査によると、奄美大島では、「個人旅行」が 61.2% (6 月), 73.6% (8 月) で最も多く、次いで「フリープラン型のパッケージ旅行」が

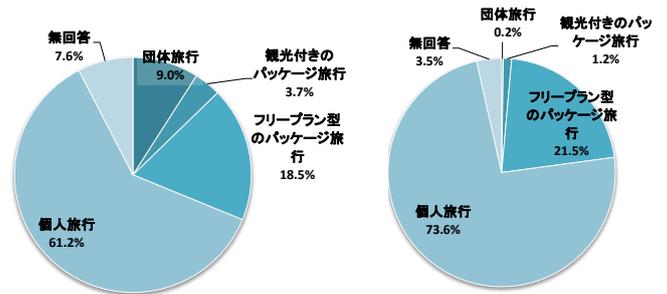


図 13. 平成 27 年度奄美大島交流人口動態調査 (6 月, 8 月実施分) 集計報告 (速報値)

出典：奄美群島航空・航路運賃軽減協議会

18.5%（6月）、21.5%（8月）となっています。「団体旅行」は9.0%（6月）、0.2%（8月）となっています。

（5）資源立地と利用者数

奄美大島において利用者数が把握されている観光資源と施設のうち、平成26年の利用者数で50,000人を超えるのは奄美パークと大浜海浜公園で、30,000人を超えるのがあやまる岬、黒潮の森マングローブパーク、20,000人を超えるのはホノホシ・ヤドリ浜でした。北部の奄美自然観察の森、西部の奄美フォレストポリスの利用者は10,000人以下となっています。また、金作原とスタルマタ線の平成27年の入込総数は2,321台（1日平均6.4台、前年比増減率16.3%）、1,631台（1日平均4.5台、前年比増減率20.6%）となっています（車両カウンター計測結果、鹿児島県調査）。

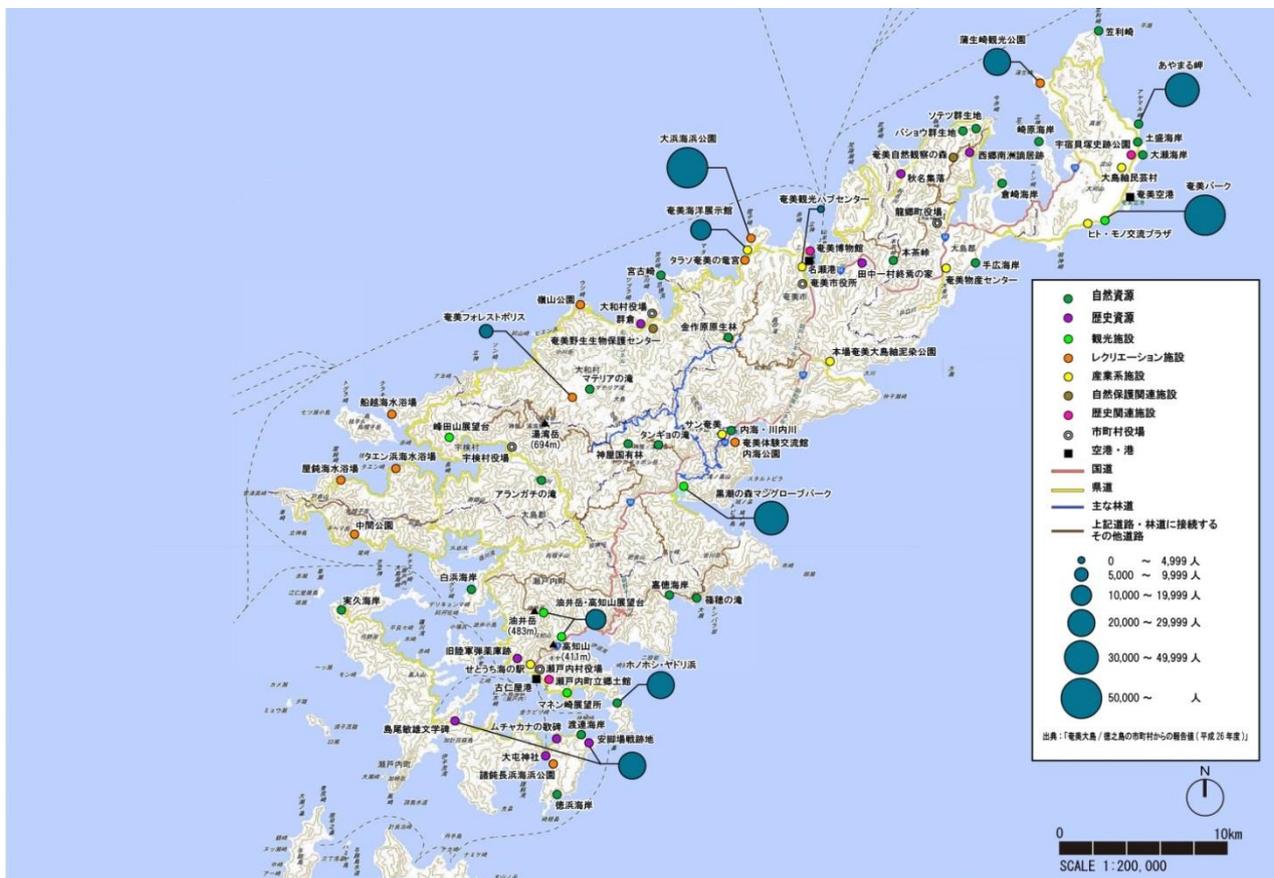


図 14. 奄美大島における資源と施設の立地

出典：奄美大島の市町村からの報告値（平成26年度）

徳之島は利用者数が把握できるのは、ほーらい館のみで、50,000人以上となっています。同施設は直売所やスポーツジムなどが併設され、観光施設と地元利用施設の両面の機能を有しています。

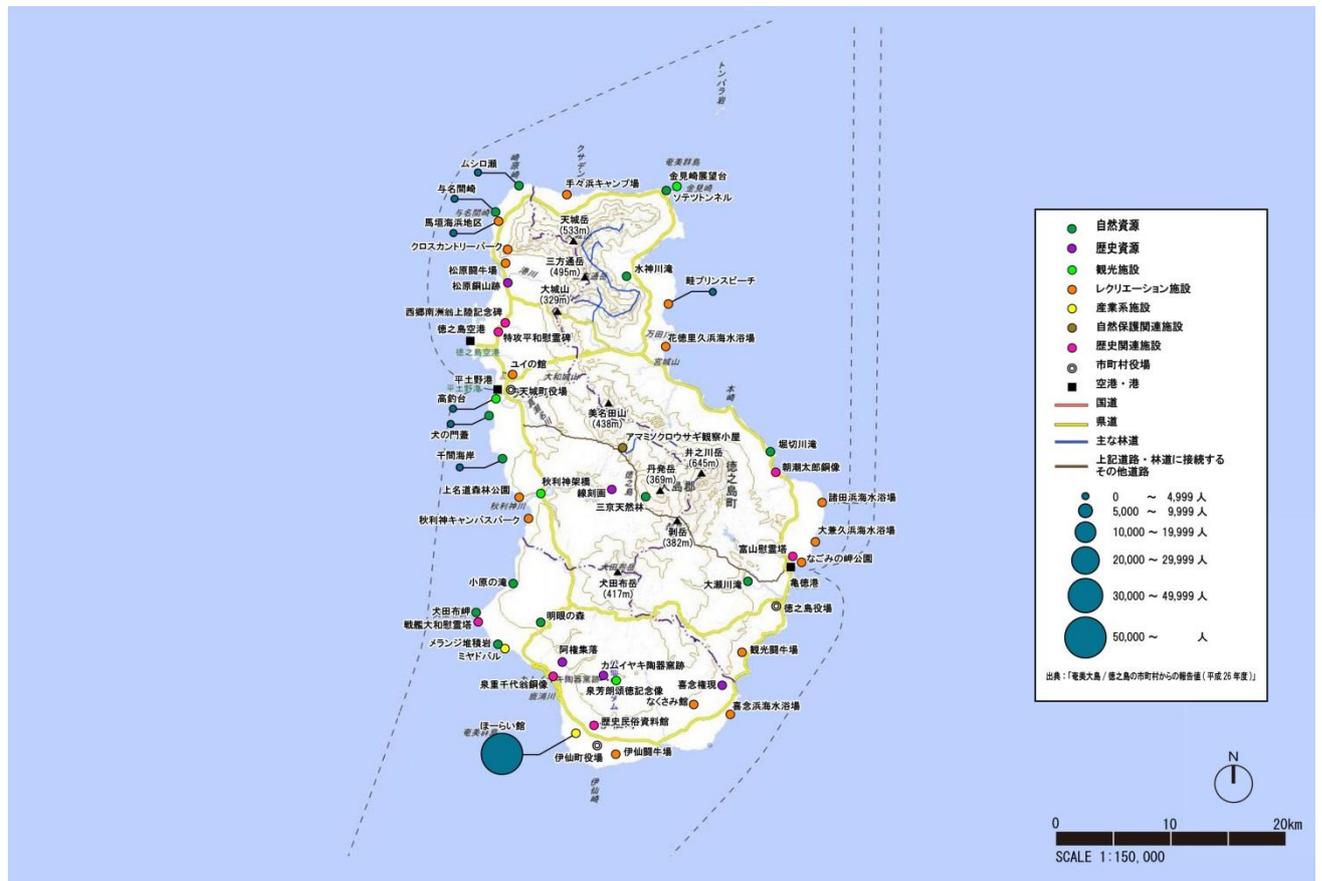


図 15. 徳之島における資源と施設の立地
 出典：徳之島の市町村からの報告値（平成 26 年度）

(6) 活動内容

①旅行中の活動内容

奄美大島の旅行中に行った活動内容については、「観光地めぐり」や「海水浴・マリレジャー」、「奄美料理を堪能」、「会議・研修」「仕事」などが高くなっています。その一方で、「シマ唄」「大島紬体験」「イベント」「八月踊り」等の奄美独自文化の体験割合は少なくなっています。

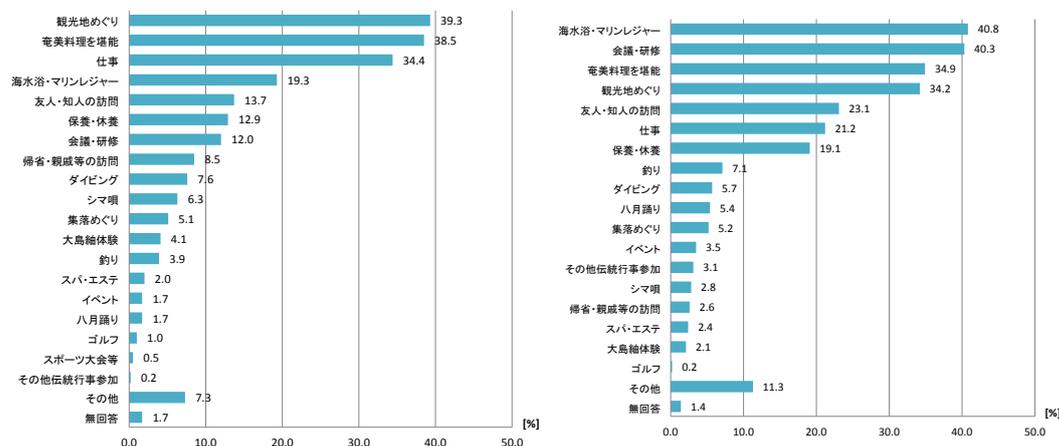


図 16. 平成 27 年度奄美大島交流人口動態調査（6 月，8 月実施分）集計報告（速報値）

出典：奄美群島航空・航路運賃軽減協議会

②自然利用体験

【総括】

アンケート調査結果からトレッキングとマンングローブ林でのカヌーが主要な活動内容となっています。また、自然利用体験はガイド同行のもとに行われている割合が高くなっています。

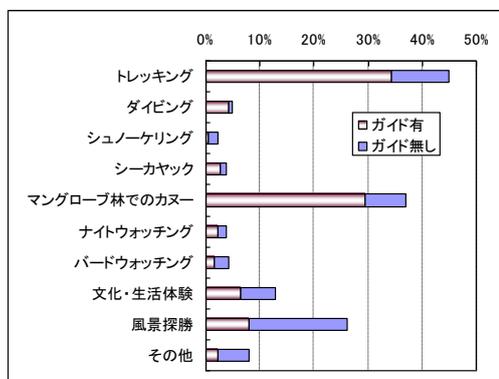


図 17. 奄美大島における自然利用体験

出典：平成 19 年度鹿児島県調査「奄美自然資源等利用方策検討調査」

【森林体験】

平成 20 年度環境省「奄美の森林地域における利用方策等検討調査」によると、奄美大島の森林部では金作原原生林、住用マンングローブ林が 60%を超えています。

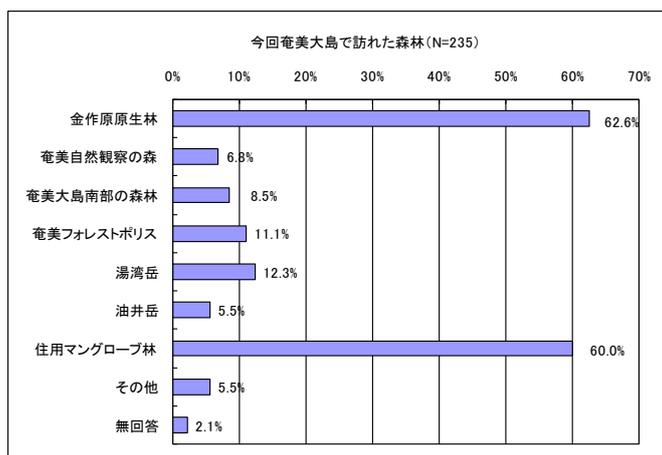


図 18. 奄美大島森林地域における訪問先

出典：平成 20 年環境省「奄美の森林地域における利用方策等検討調査」

鹿児島県の車両カウンター調査によると、平成 26 年と平成 27 年のスタルマタ線と金作原線の日当たり平均入込台数を比較すると、スタルマタ線では 3.9[台]から 4.5[台]、金作原線では 5.3[台]から 6.4[台]と両者において増加が見られました。またその増加率はスタルマタ線で 16.3[%]、金作原線で 20.6[%]となっています。台数・増加率ともに金作原線が高いことが分かります。

表 3. スタルマタ線及び金作原線の 1 日当り平均入込台数（平成 26 年・平成 27 年）

	平成 26 年			平成 27 年			増減率 [%]
	平均入込台数	総入込台数	計測日数	平均入込台数	総入込台数	計測日数	
スタルマタ線	3.9	1,018	261	4.5	1,638	361	16.3
金作原線	5.3	1,555	295	6.4	2,321	365	20.6

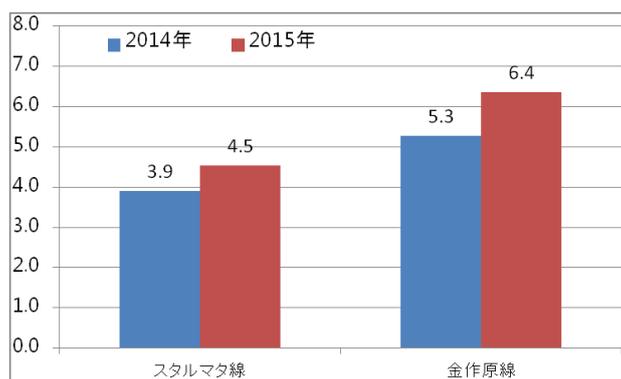


図 19. 市道スタルマタ線と金作原周辺の通過車両入込数

出典：鹿児島県調査

(7) 国内の世界自然遺産地域における観光客数の推移

国内の世界自然遺産地域では、観光客の増加の推移が地域ごとによって異なります。

- ・屋久島：平成 5 年の遺産登録後、入島者数は増加し、近年は 32 万人ほどで推移しています。

- ・白神山地：各町で10年程度観光入込数が増加したものの、近年は遺産登録前の水準に戻りつつあります。
- ・知床：遺産登録前の2、3年に観光客が増加したものの、登録後は逆に減少傾向が見られます。
- ・小笠原諸島：遺産登録された平成23年に大幅に来島者数が増加しています。

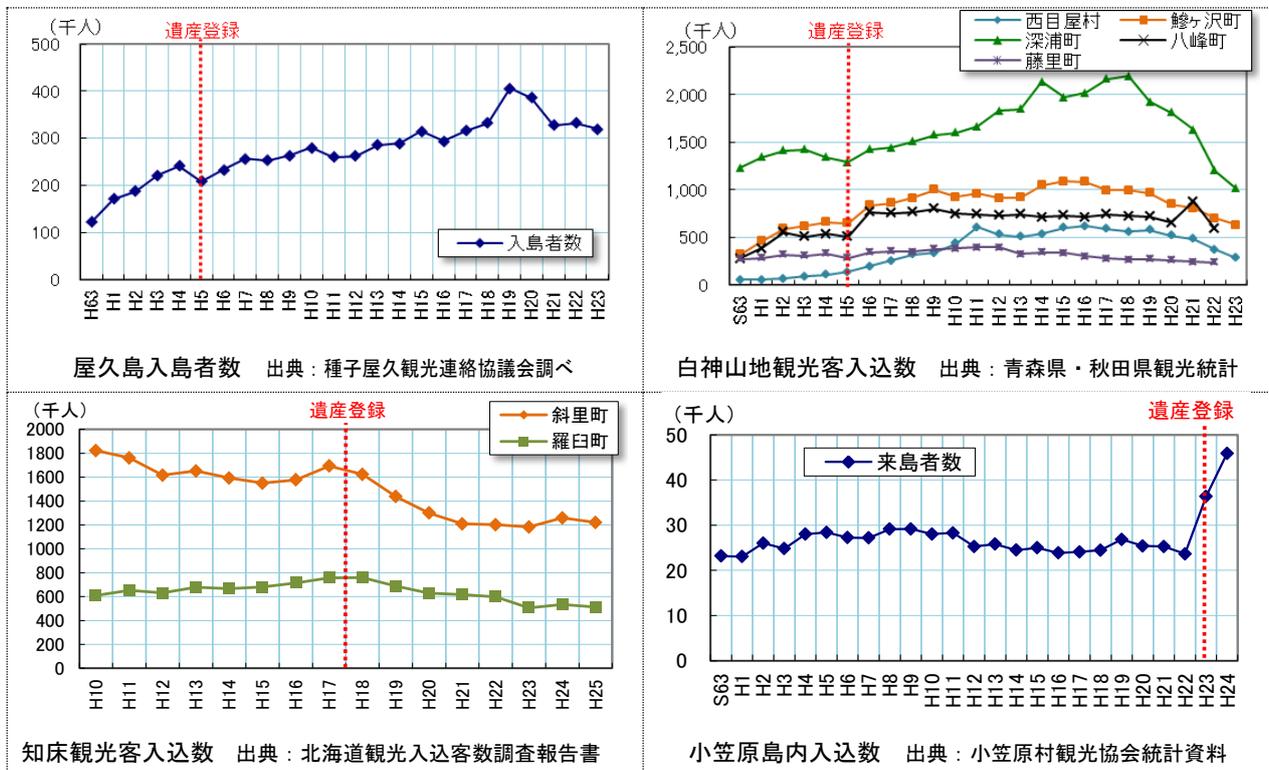


図 20. 世界自然遺産登録地域における観光客入込等の推移
出典：平成 26 年度奄美世界自然遺産登録推進事業（鹿児島県）

（8）地域関係者による持続的な利用の取組の発足・推進

遺産登録を見据えて、国・県・市町村・民間等の様々な主体によって持続的な利用の取組が進められています。

①自然体験活動

エコツーリズムの基本的な方針づくりや、奄美群島エコツーリズム推進協議会やエコツアーガイド連絡協議会などの組織づくり、エコツアーガイドの育成や認定制度づくり、モニターツアーなどが行われています。その他、グリーンツーリズムやブルーツーリズムも進められています。

②集落歩きや生活文化体験

あまみシマ博覧会や、市町村、NPO 法人等によって、集落内の散策コースの開発やマップの作成、伝統的な行事や料理などの体験など、集落を楽しむ体験メニューの企画・実施が進められています。

③受け入れ体制づくり

民泊協議会の発足による民泊同士の連携の推進、民泊を始めるための勉強会や、先進地域の研修など、市町村の境を超えた観光協会の発足、観光やシマ（集落）について考える会や資源探し、行政や民間の多様な主体を含む地域全体のプラットフォーム機能の構築など、観光地域としての受け入れ体制づくりが進められています。

④利用施設の整備事業

利便性や快適性向上のための展望所や休憩所、遊歩道、案内板などの新設や改修等が行われています。

2. 3 奄美群島の持続的な観光を進める上での課題

1. はじめにの持続的な観光に関する考え方と、2. 奄美群島の現状（2. 1 自然と暮らし、2. 2 観光利用の概況）を踏まえ、奄美群島の持続的な観光を進める上での課題を考えます。

（1）遺産登録による変化の想定と地域資源の持続的な利用

国立公園の指定と世界自然遺産の登録後には、奄美大島と徳之島の観光利用者が増加することが予想されます。遺産登録後、奄美大島の観光客が屋久島と同様の傾向で増加すると仮定すると、一日当たりの観光客数は約1,800人と推計されます。季節や気候、時間などの条件によっても異なりますが、一般的に多人数利用・団体利用は少人数利用よりも自然に与えるダメージが大きくなります。もしもこのような人数が一度に森林を訪れると、植物の損傷や動物の生息環境の悪化、利用環境の質や観光客の満足度の低下など、様々な課題が生じることが懸念されます。

観光客による自然環境への負荷を最小限としながら観光を持続的に振興するためには、地域毎の自然の容量に見合った規模の利用を進めることが重要です。そのために、多人数利用（マスツーリズム）の展開地域と少人数利用を前提とする地域を明確にする必要があります。保護上重要な地域は少人数利用を前提とし、既に開発されている市街地や道路沿線などで多人数利用を展開するなど、少人数利用と多人数利用を適切に分散する準備が必要です。

（2）利用者ニーズへの対応

遺産登録による利用者の増加に伴い、そのニーズも多様化することが想定されます。奄美群島への利用者のアンケート調査結果では、初めての来訪者は「観光地めぐり」「奄美料理を堪能」、「海水浴・マリンレジャー」、など名所・旧跡巡りや地元の食を楽しむことを目的に観光しています。一方、森林のエコツアー体験者の次回訪問の目的は「トレッキング」や「動物観察」など、より深い体験であることがわかります。利用者満足度を高め、再訪者を獲得し、観光客の増加を一過性のものにしないうためには、初回訪問者の大衆的なニーズから、リピート訪問の動機となる「またやりたい」「もっと深く知りたい」「今回できなかったが次こそはやりたい」といった多様なニーズへの対応が必要です。

(3) 奄美群島独自の観光スタイルの実現

奄美大島と徳之島の森林は世界遺産の価値を象徴するものであり、そこでの利用は今後の奄美群島の観光を特徴づけていくこととなります。奄美の森には、大風景地や屋久杉のようなシンボリック的存在がほとんどなく、固有で貴重な動植物を発見・観察するには知識が必要であり、地形は複雑かつ急峻な所が多く、猛毒のハブが存在する、といった特徴があります。以上の特徴から、森林には多人数利用に適する要素が少なく、かつ、ガイド同行のエコツアーのような少人数の体験利用が適していると考えられます。

また、島々には独特の生活・文化があります。先史時代から続く自然と調和する知恵や生活・文化は、訪れる人に大きな感動をもたらします。また、自然と折り合いをつけて暮らしてきた地域の人々の存在は、共生モデルとしての大きなメッセージを持つと考えられます。

人とのふれあいや生活・文化体験と、森林での少人数による質の高い自然体験は、奄美群島の観光をけん引する大きな要素となると考えられます。これらを、世界自然遺産登録を契機とした奄美群島の観光の中心に据え、同時にマストツーリズムや海での観光を振興していくことが、奄美群島独自の観光スタイルづくりにつながっていくと考えられます。

(4) 地域による自律的な観光管理

奄美群島の観光を持続的なものとするためには、観光利用による自然環境や社会環境への影響を注意深く管理することが必要です。例えば、少人数の森林体験でも、個々の負荷は小さくても集積すれば大きな影響を及ぼしたり、成功するほど観光客が増加し規模が拡大したりするなどの課題があります。このような課題を念頭に置き、地域の多様な関係者が連携して自主的に観光の方向性を話し合い、自然環境などの地域資源を持続的に利用する工夫を行うことが重要です。

さらに、地域が自主的に観光を管理することは、観光による利益を地域にとどめることや、地域や観光を取り巻く環境変化への順応的な対応につながり、地域の意図しない自然環境へのダメージなどを回避できることにもつながります。

また、現在、様々な主体が世界自然遺産登録を見据えた受け入れ体制作りやツアー作りなどの事業や会議を行っています。それらの主体が「持続的観光」を目標として連携し、現在個別に行われているこれらの取組を有機的につなげることで、相乗効果を発揮することにつながります。

(5) 島内のバランスある利用と発展

奄美大島と徳之島の交通センサスでは、奄美大島南西部、徳之島北部の交通量が少ない傾向にありました。島のバランスある発展を目指すには、国・県・市町村・民間団体が島全体の利用の流れを考え、適切な施設の配置やそれらを拠点とする利用体験を推進し、島を一周する利用動線を創出することが重要です。

(6) 群島全体での展開

奄美群島の島々は、交流の歴史や、共通する生物・生活様式・人々の自然観など、様々な部分でつながっています。一方で、その島にしかない生物や、島毎に変化する島唄の音階・行事や祭事の方法など、それぞれの自然環境や文化には個性があります。このつながりと個性の両方を生かしつつ、奄美群島として一体で取り組むことは、奄美群島のイメージを強く発信することに

つながります。このことは、群島の連携強化、奄美大島から他4島への観光客の誘導、群島全体の持続的発展につながることを期待されます。

(7) アジアを視野に入れた展開

奄美群島は、中世の時代には中国南部から南西諸島、九州、さらには朝鮮半島までにつながる環東シナ海の広域交易の結節点であった可能性が示唆されています。

このようなアジアを基盤としたダイナミックな歴史とともに、国際的なブランド力を持つナショナルパーク（国立公園）や世界自然遺産、日本古来の自然と調和した暮らしなどは、増加する外国人旅行者にとっても興味深いものであると考えられます。以上のことからアジアを視野に入れた体制づくりや基盤整備、情報発信などの取組が必要です。

3. 基本的考え方

2. 奄美群島固有の自然と生活文化や地域の現状と課題を踏まえ、遺産登録による変化を見越した計画的な観光管理のためのマスタープランの目標と基本方針を設定します。

3. 1 目標

マスタープランでは下記の3つの目標を掲げて、取組を推進します。

- 目標1 地域の特性に応じた利用の計画的誘導
- 目標2 地域全体への遺産登録効果の波及
- 目標3 質の高い観光の実現と利用者満足度の向上

3. 2 基本方針

本目標の基本方針を次のように定めます。

(1) ゾーンに応じた適切な利用の推進（対象：奄美大島、徳之島）

遺産登録後、奄美大島の観光客が屋久島と同様の傾向で増加すると仮定すると、一日当たりの観光客数は約1,800人と推計されます。もしもこのような人数が一度に森林を利用すると、植物の損傷や動物の生息環境の悪化、利用環境の質や観光客の満足度の低下など、様々な課題が生じることが懸念されます。

このため、世界自然遺産地域に登録される奄美大島と徳之島の核心地域の森林は少人数利用を基本とし、利用のルールの設定等を行います。さらに、施設を設置する際は小規模な遊歩道などとします。

一方、遺産登録により団体旅行などの多人数利用が増大することも想定されます。多人数が森林区域に一度に訪れることを防ぐには、多人数の観光客に対しても奄美の魅力を楽しむ施設やフィールドを提供し、満足してもらうことが重要です。希少な動植物が生息・生育する照葉樹林の外側には、二次林や農地などが広がっています。このような二次林の区域を活用して、森林散策や野生動物の観察など、奄美の森林の魅力を楽しめる体験フィールドを用意することが可能です。

また、多人数が一度に利用できる総合的な利用拠点は、多人数観光客にとって利用しやすく資源に影響が少ない、すでに宿泊施設や観光利用施設が立地している市街地や幹線道路沿いの生活の場に立地することが適切です。

このように、自然環境の容量と特性に応じて多人数利用が可能なエリアと少人数利用を前提としたエリアにゾーニングし、そのエリア内の産業や生活環境に応じたルール設定や施設整備、利用体験の提供などにより、自然環境の負荷軽減と多くの利用者の満足度の向上を図ります。そのために、次の図に示す3つの地域区分に沿った利用を進めます。

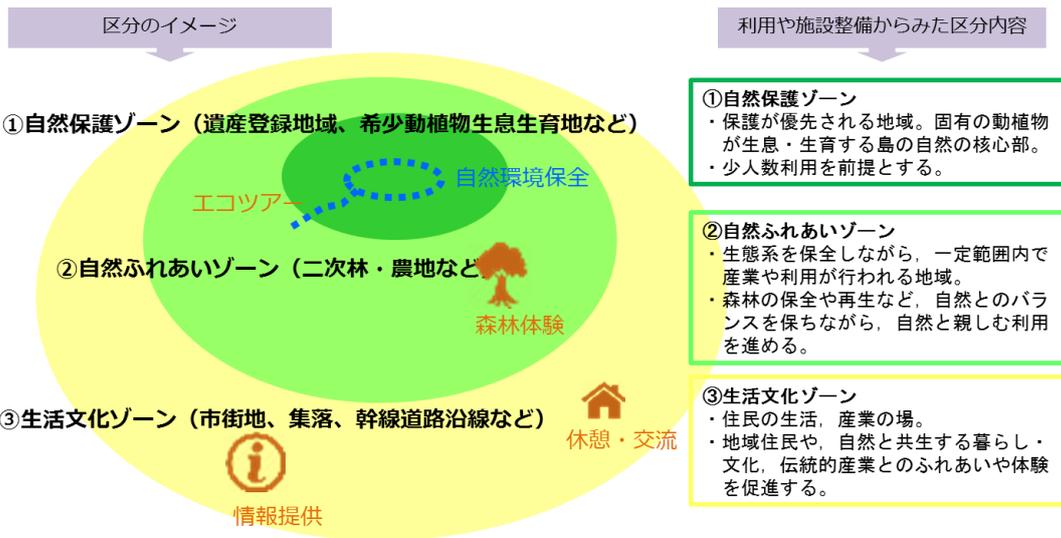


図 21. 自然の特性に応じた地域区分イメージ

(2) 地域特性を踏まえた取組の実施（対象：群島全体）

奄美群島の島々は、それぞれ森林、海域、都市、農耕地などの土地利用や空港、港湾などの諸施設の立地、さらには自然資源や文化資源、自然公園区域の指定によって、地域毎にも特性がみられます。これらの特性を適正に把握して必要な取組を実施していきます。

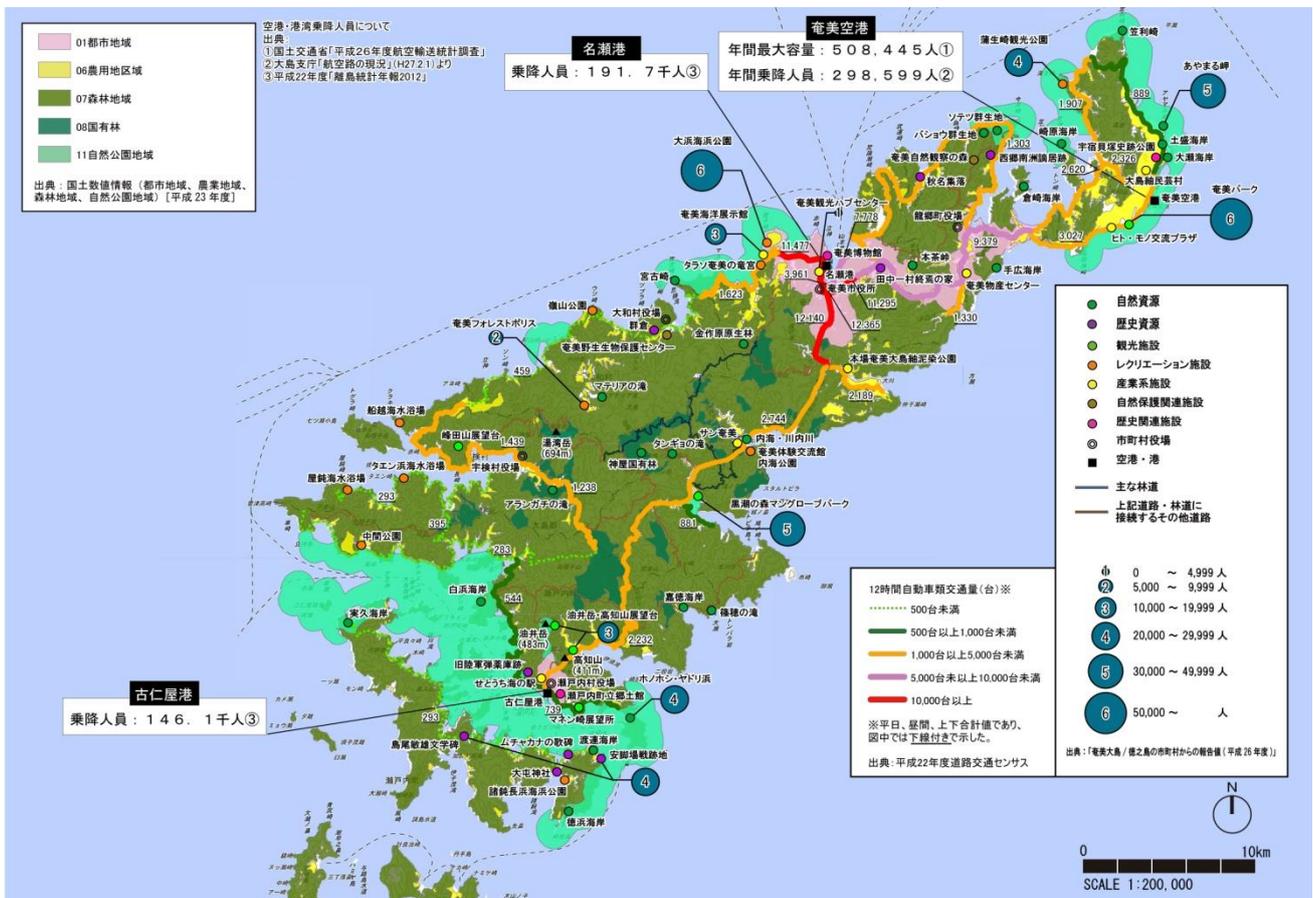


図 22. 奄美大島の地域特性

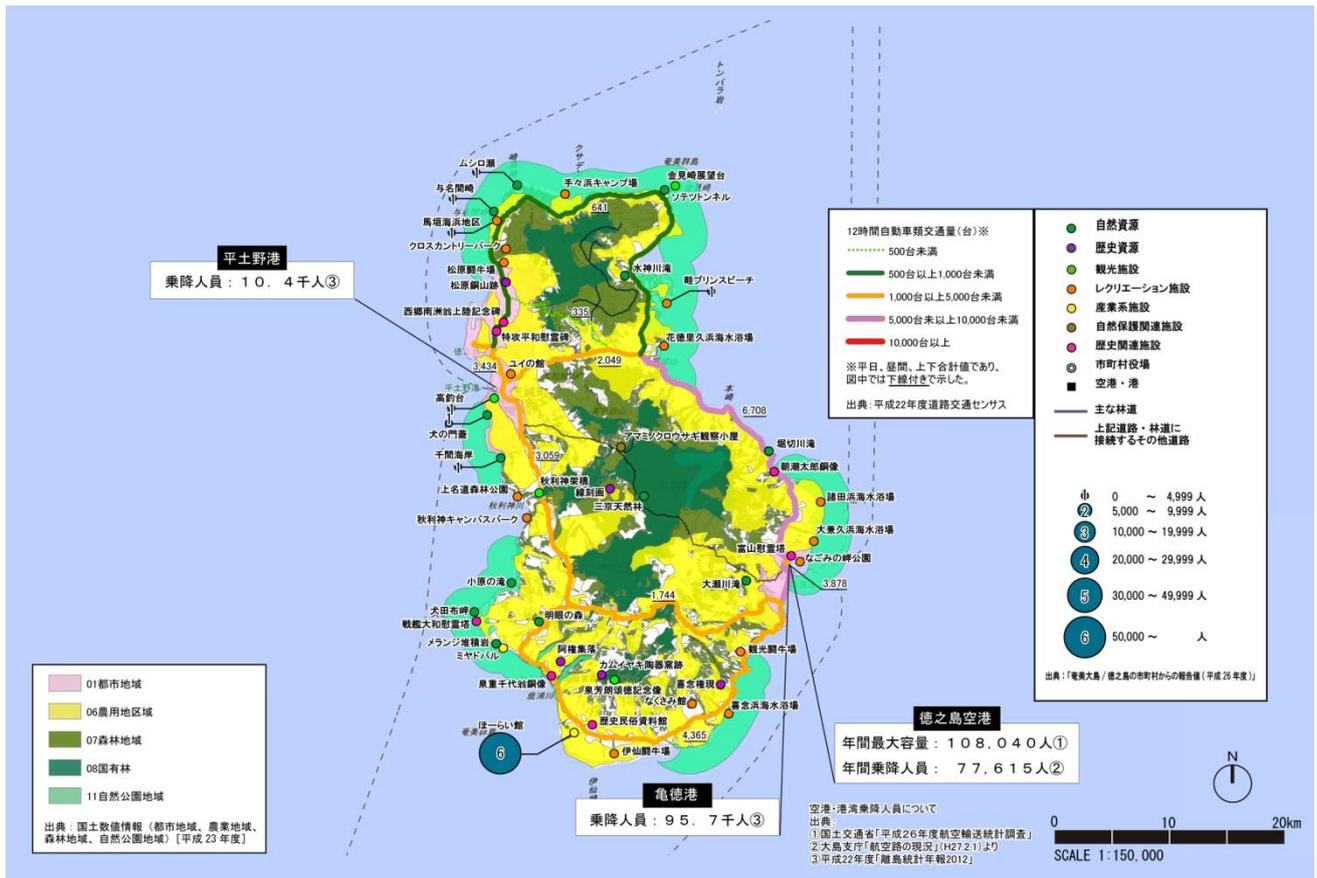


図 23. 徳之島の地域特性

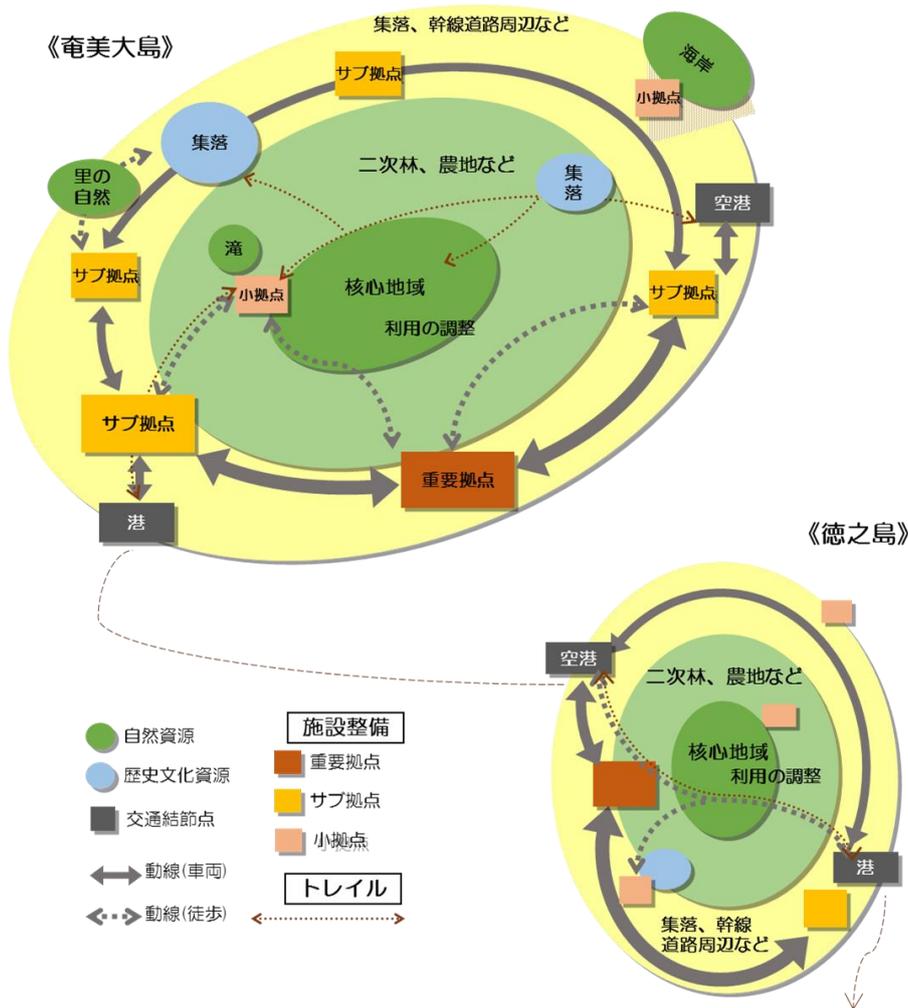
(3) 多様な観光ニーズと利用形態に応じた動線の整備 (対象：奄美大島，徳之島)

それぞれの観光客のニーズを満たしながら島内のバランスある利用を推進するためには、多人数利用や少人数利用などの利用の規模や、体験型利用や周遊型利用などの利用の形態等に対応するコースを設定し、動線を創出することが重要です。そのために、上記の地域特性に応じて適切な規模と機能の施設を配置しつつ、それらを拠点とする体験型利用を進めます。

多人数を受け入れる総合的な利用拠点(重要拠点)を、生活文化ゾーン内の空港や港などの島の玄関口や市街地、幹線道路沿いなどへ配置することを検討します。整備に当たっては、観光客を効果的に集客し、より多くの観光客の満足度を高めるため、国・県・市町村・民間団体が協力して機能の異なる施設を一部区域に集めることを検討します。また、重要拠点に準じる拠点(サブ拠点)を生活文化ゾーンや自然ふれあいゾーンに配置することを検討します。例えば、多人数が利用できる森林体験の場を自然ふれあいゾーンに整備することなどが想定されます。そして、これらの拠点をつなぐコースを準備することで、島内を回遊する多人数の動線を創り出します。

さらに、島内に散らばる資源とふれあう小拠点の島内への分散配置を検討するとともに、それらを起点や中継地点とする体験型利用を進めることで、少人数利用の動線の創出を図ります。例えば、滝や森の展望所、トレイルや生活文化の体験拠点などの小規模な施設を分散配置し、エコツアー、生活文化体験やトレッキングなどを進めます。

以上のように、重要拠点・サブ拠点・小拠点とそれら拠点との体験利用のネットワークを形成することで、観光客を計画的に誘導します。



重要拠点
 世界遺産の展示解説や体験、物販など、異なる機能の施設が集積する世界遺産の総合利用拠点。サービスの集積によって多人数を受け入れ、核心地域の保護と利用者の満足度の向上を図る。

サブ拠点
 各島の特徴や資源に関する情報提供や体験等の場。重要拠点や小拠点をつなぐ形で配置し、回遊性の動線の創出を図る。

小拠点
 滝や森の展望台など、島内に散らばる資源と触れ合うことのできる場。エコツーリズムや生活文化体験などの少人数利用に対応し、利用の分散を図る。

←---→
 歩行を前提とした動線。拠点施設やサブ拠点施設を起点とする動線。

←---→
 奄美群島を歩いてつなぐ奄美世界自然遺産トレイルの路線。

図 24. マスタープランに基づく機能配置の概念図

(4) 自然・人・暮らし・文化などの魅力とふれあう場の創出 (対象：群島全体)

少人数利用による質の高い体験型利用を中心としつつ、多人数利用によるマストツーリズムの満足度を高める工夫を行うことで、奄美群島ならではの持続的な観光スタイルの確立を目指します。

遺産価値を象徴する核心部の森では、質の高い少人数の自然体験としてガイドが同行する森林のエコツアーなどを進めます。

核心部の外側の生活文化ゾーンでは、多人数の観光客が映像や施設等で森林や動植物、環境文化を体験できる場を創出します。生活文化ゾーンの中でも環境文化が根付く集落では、シマ（集落）歩きや体験プログラムなどで、人とのふれあいや生活文化の体験を進めます。

さらに、それぞれの魅力やふれあいの場をつなぐトレイルコースづくりを進めます。



原生林ツアー（金作原）

シマのおばあちゃんとの交流

大島紬づくり

図 25. 奄美の魅力にふれあう場

(5) 群島全体への遺産登録効果の波及のための奄美世界自然遺産トレイル（仮称）の整備

（対象：群島全体）

奄美群島の島々には、共通する自然や文化を基盤として、地史や歴史の違いによる異なる固有の動植物、習俗等が存在しています。遺産登録をきっかけに、来島者や地域住民が奄美群島の自然・歴史・文化のつながりとそれぞれの固有性を実感できるよう、群島全体をつなぐ奄美世界自然遺産トレイル（仮称）の整備を進めます。トレイルによって奄美群島の自然・人・暮らし・文化と歩いてふれあう機会を設けることで、地域全体に遺産登録効果を波及させるとともに、群島全体の連携の強化を図ります。

(6) 適正利用のルールづくり（対象：奄美大島、徳之島）

自然資源を消費し、文化資源を変容させることなく持続的な観光振興を図るためには、自然環境の保全を原則とした質の高いサービスを提供することが必要です。そのために、核心地域を中心とした自然保護ゾーンにおいて、利用方法のルールの設定を進めます。ルールは、地域関係者による協議と合意形成を経て設定します。

(7) 情報・知見の蓄積と島外に向けた効果的な情報発信の推進（対象：群島全体）

持続的な観光を進めるために、地域関係者が協力して観光利用の状況調査・モニタリング、他事例の学習などを行い、順応的な対応を行っていきます。また、観光客のニーズに対応しつつ、地域が目指す持続的な観光を進めていくためにも、奄美群島の観光利用についての情報を観光客にとってわかりやすい形で発信します。

5-41 奄美群島エコツーリズム推進全体構想（概要）

背景・目的

奄美群島は、固有種が多く生息・生育する亜熱帯照葉樹林、美しい海岸景観、サンゴ礁の海など、島毎に特徴的な自然環境と、その自然との関わりの中で形成されてきた暮らしや伝統文化、長寿・子宝といった個性的な特徴を有しています。現在、国立公園指定や世界自然遺産登録を目指した取組が進められています。

本全体構想は、奄美群島におけるエコツーリズムの推進を通じて、自然環境を保全しながら、奄美群島ならではの自然体験を提供することで、持続的な地域づくりへ寄与することを目的に、地域関係者が共通の認識のもと取組を推進するために策定するものです。

概要

第1章 エコツーリズムを推進する地域（法第5条第3項第1号関係）

■奄美群島エコツーリズムの目的（本編 P7）

島の宝を「守り」ながら「活かし」ていくことで、地域を「興す」ことを目指します。

■エコツーリズム推進の基本方針（本編 P8）

- 方針1：地域主導によるエコツーリズムの推進
- 方針2：地域資源の再認識と共有化
- 方針3：適正利用のルールづくり
- 方針4：奄美群島独自の観光スタイルの確立とガイドの質の向上
- 方針5：地域の総合産業としての観光の推進
- 方針6：エコツアーガイドと地域（集落・産業）との連携
- 方針7：地域や環境保全への貢献
- 方針8：順応的管理による取組の質の向上

■エコツーリズムを推進する地域（本編 P10）

奄美群島全域を対象とします。奄美群島では、古くから人と自然と深く関わり調和してきました。奄美群島のエコツーリズムは自然だけでなく、人と自然との関係そのものを保全・活用の対象とすることから、各島とも島全体において取組を進めます。

■島毎のエコツーリズムの目標（本編 P11）

各島の推進協議会において、島毎のエコツーリズムの目指す姿を「宣言」及び「理想的な状態」としてとりまとめています。

第2章 対象となる自然観光資源（法第5条第3項第2号関係）（本編 P22）

エコツーリズム推進法の「自然観光資源」の定義に即して、「動植物の生息地又は

生育地その他の自然環境に係る資源」「自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る資源」を抽出します。

奄美群島のエコツーリズムの対象は、世界的にも貴重な亜熱帯照葉樹林とそこに生息・生育する動植物、サンゴ礁地形の発達した海岸、それらの自然と密接に関わって形成された暮らし・文化などであり、有形・無形の資源からなります。これらの資源については、学術的な視点のみではなく、地域の住民が大切に守り伝えていきたいものなど、地域の視点からも検討します。

第3章 エコツーリズムの実施方法（法第5条第3項第3号関係）

■ルール（本編 P26）

自然観光資源の保全、利用者の体験の質の確保、地域住民の暮らしの保全等のためのルールを設定します。

奄美群島のエコツーリズムに関するルールとしては、エコツアーガイドの行動規範を示した「奄美群島エコツアーガイド自主ルール」が策定されており、これらに基づいた取組を進めます。また、各島の課題に対応したルールを策定します。

ルールは、資源の状態に合わせて柔軟に見直すなど「成長し続けるルール」とします。罰則や強制力は持たないルールでも、地域の関係者が協力して実践することで強制力を持たせる以上の実績を積み上げることを目指します。

自主ルールに基づく取組のみでは、自然観光資源や地域文化・生活の保全、利用体験の質の確保が困難な状況が生じた場合には、特定自然観光資源の指定など強制力を持ったルール設定について検討します。

■案内（ガイダンス）及びプログラム（本編 P36）

奄美群島の自然や文化をじっくりと深く味わうためには仲介する人の存在が重要であり、以下の点に留意してガイダンスを行います。

- ・旅行者が、自然や地域文化の「楽しさ」、「大切」を実感できること。
- ・出来る限り自然や地域の文化・暮らしに負担をかけないこと。
- ・自然環境や地域文化に関する正確な情報を提供すること。
- ・ツアーが自然環境等に与える影響についても、しっかりと伝えることで「人間生活と自然との関わり」を改めて認識し、エコロジカルなライフスタイルを実践するきっかけとなること。
- ・自然環境の保全や地域文化の継承に役立つこと。

■モニタリング（本編 P42）

エコツアーによる自然環境への影響、利用体験への効果、地域社会への貢献といった観点から指標を設定し、エコツーリズムの取組の成果や課題を把握します。

モニタリングの評価結果を踏まえ対策が必要な事象については、以下の3タイプに分け、各島推進協議会を中心に対応します。

- ① ツアー実施方法の改善で対応できる課題
- ② ツアー実施者同士の調整が必要な課題
- ③ ツアー実施者及び各島推進協議会のみでは対応が困難な課題

第4章 自然観光資源の保護及び育成（法第5条第3項第4号関係）

■特定自然観光資源の指定（本編 P44）

奄美群島は国立公園指定を目指しており、指定後は多くの自然観光資源の保全が図られることとなります。また、奄美群島のエコツアーガイドは自主ルールを定めて自然環境に配慮した活動を行っています。そのため、現時点では特定自然観光資源の指定は行いません。今後、世界自然遺産登録等により観光客の増加も想定されるため、自然観光資源の状況についてモニタリングを行い、必要に応じて特定自然観光資源の指定について検討します。

■自然観光資源の保護及び育成（本編 P44）

自然観光資源は、各島の宝といえます。この“宝”を「守り」、「活かし」ていくことで、地域を「興す」ことを目指します。

守る（資源の保全）：宝さがし、ルールづくり、資源の保全活動等

活かす（観光振興）：奄美らしいプログラムづくり、ガイド養成、ビジネスの仕組み等

興す（地域振興）：地域内の経済循環、地域のにぎわい、誇りの醸成、地域文化の維持・継承

第5章 エコツーリズムの推進体制（法第5条第3項第5号、第6号関係）

■推進協議会の参加主体（本編 P55）

各島の推進協議会は、地元行政、地元住民、事業者、関係機関等から構成されており、群島協議会は、12市町村、学識経験者、関係機関、各島協議会の代表等から構成されています。

■エコツアーガイドの登録・認定制度（本編 P67）

奄美群島の世界自然遺産登録を見据えて、保護と利用の両立や、質の高いガイドを確保する観点から、エコツアーガイドの登録・認定制度について検討しています。

■その他エコツーリズムの推進に必要な事項（本編 P68）

- 安全管理
- 奄美遺産、文化財保護行政との連携
- 郷土・環境教育と普及啓発、聞き書きの取組との連携
- 集落との連携のための仕組み
- 農林水産業等との連携方策や配慮事項
- 地域の振興
- 島間の連携
- エコツーリズムに取り組む地域としてのプロモーション

■全体構想の公表・見直し（本編 P70）

全体構想は、毎年度実施状況を点検しつつ、概ね5年を目途に見直しを行います。点検の結果、早急に見直しが必要と判断された場合は適宜見直しを行います。

奄美群島エコツーリズム推進全体構想の構成とポイント

第1章 エコツーリズムを推進する地域

■背景・目的

- 多様で固有性の高い自然及び自然と密接に関わってきた地域文化を有する
- 世界遺産登録に向けた動向
- ⇒「環境保全」「観光振興」「地域振興」の実現を目指す

■基本方針

- ①地域主導によるエコツーリズムの推進
- ②地域資源の再認識と共有化
- ③適正利用のルールづくり
- ④奄美群島独自の観光スタイルの確立とガイドの質の向上
- ⑤地域の総合産業としての観光の推進
- ⑥エコツアーガイドと地域（集落・産業）との連携
- ⑦地域や環境保全への貢献
- ⑧順応的管理による取組の質の向上

■推進する地域

- 自然だけでなく、人と自然との関わりも扱うことから奄美群島全体が対象

■島毎の目標

- エコツーリズムの目指す姿を「宣言」及び「理想的な状態」として提示

第2章 対象となる自然観光資源

■自然観光資源（有形・無形の資源）

- 世界的にも貴重な亜熱帯照葉樹林とそこに生息・生育する動植物
- サンゴ礁地形の発達した海岸
- 自然と密接に関わって形成された暮らし・文化

■抽出の観点

- 学術的な視点のみでなく、地域の住民が大切に守り伝えていきたいものなど、地域の視点からも検討

第3章 エコツーリズムの実施方法

■ルール

- 資源の保全、利用者の体験の質の確保、地域住民の暮らしの保全のためのルールを設定
- 「奄美群島エコツアーガイド自主ルール」に基づいた取組を群島で推進。その他、島毎の課題に対応したルールを策定
- ルールは資源の状態に合わせて柔軟に見直す
- 罰則や強制力は持たないルールでも、地域の関係者が協力して実践することで強制力を持たせる以上の実績を積み上げることを目指す。

■案内及びプログラム

- 奄美群島の自然や文化をじっくりと深く味わうためには仲介する人が重要

■モニタリング

- エコツアーによる自然環境への影響、利用体験への効果、地域社会への貢献といった観点から、成果や課題を把握

第4章 自然観光資源の保護及び育成

■特定自然観光資源

- 現段階では指定しない
- モニタリングの結果に基づき、指定を検討

■自然観光資源の保護及び育成

- 守る（資源の保全）：宝さがし、ルールづくり、資源の保全活動
- 活かす（観光振興）：プログラムづくり、ガイド養成、ビジネスの仕組み
- 興す（地域振興）：地域内の経済循環、地域のにぎわい、誇り醸成、文化の継承

第5章 エコツーリズムの推進体制

■推進協議会

- 群島協議会：12市町村、学識経験者、関係機関、各島協議会代表等
- 各島協議会：地元行政、住民、事業者、関係機関等

■ガイドの登録認定制度

- 保護と利用の両立や、質の高いガイドを確保する観点から今後検討

■その他必要な事項

- 安全管理
- 郷土・環境教育、聞き書きとの連携等

5-42 奄美大島、徳之島における公共事業環境配慮指針

1. 基本的な考え方

1) 指針策定の背景と目的

奄美群島は、多くの固有種や希少種を含む多様な動植物の生息・生育環境を有する地域である。また、奄美群島に暮らす人々は、この自然を活用しながら、特有の文化を形成してきた。

一方、これまで、道路や林道等の交通インフラの整備、防災対策、農業基盤整備等の公共事業が実施されてきた。奄美群島における公共事業は、道路においては国県道の改良率・舗装率を全国と同レベルの水準に近づけ、河川、ダム、海岸保全施設についても一定の防災機能や国土を保全する機能を発揮し、また、農業基盤整備についても一定の水準まで整備が進むなど、群島民の生活水準の向上に貢献してきており、今後も利便性や安全性の向上など島民の生活を支える上で必要な事業である。そのため公共事業では、地域の自然環境との調和を図るため、様々な環境配慮の取組が行われてきている。

奄美大島・徳之島は、「奄美・琉球」世界自然遺産登録候補地の一地域として暫定リストへの記載が決定しており、世界自然遺産登録の実現のためには、公共事業の実施に当たって、これまで以上に奄美の自然環境や歴史・文化的資源へ配慮することが求められている。

これまでの公共事業においては、環境配慮について、各事業で個別に検討されてきたが、世界自然遺産登録を見据え、事業地単位ではなく、奄美大島・徳之島としての自然環境、景観、歴史、文化等を永続的に保持するためには、地域全体が一体となって取り組む共通の指針が必要である。

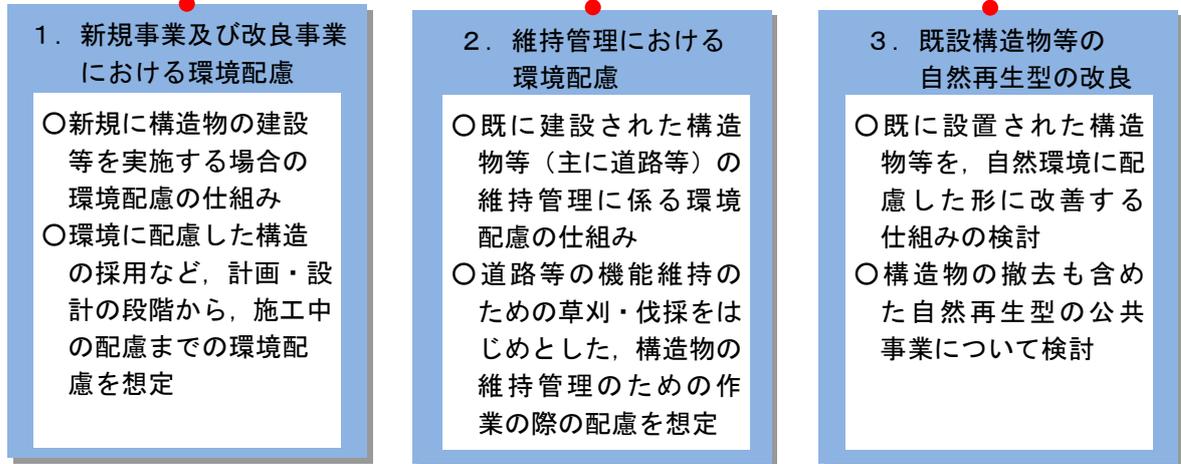
本指針は公共事業による自然環境や景観、歴史・文化的資源等への影響を低減することを目的とし、公共事業実施の際の環境配慮の共通の理念、方針、手順等を定めるものである。

2) 基本理念

公共事業の計画決定に先立ち、事業地の変更等の環境影響の回避や低減等も十分検討した上で事業計画を決定する。また、公共事業の実施に当たっては、奄美の自然環境、景観、歴史・文化的資源、人と自然とのふれあいの場等に与える影響の低減を目指す。

新規事業における影響の低減はもちろんのこと、維持管理段階においても継続的にその影響の低減を目指す。また、既設建造物の改良や、自然再生型の公共事業の実施による自然環境の質の向上にも努めることとする。

環境配慮指針：環境配慮の理念、方針、手順等の共通事項を規定



3) 基本方針

奄美大島(加計呂麻地域含む)・徳之島における公共事業は、以下に示す方針に基づいて、自然環境、景観、文化等に配慮した整備を基本とする。

- ①自然環境への影響及び希少野生生物の保護を考慮した上で、事業実施について検討し、自然環境への負荷の回避を十分検討する。
- ②公共事業に伴う自然環境への影響を回避できない場合は、最小化、修復、回復等の適切な措置を講じ、自然環境への負荷を低減する。
- ③新規事業の実施時のみではなく、維持管理段階においても同様に自然環境への負荷を低減する。
- ④本指針の策定以前の公共事業による既設構造物については、必要に応じて、環境配慮型の構造への改良の必要性・実現性を検証した上で、できるだけ配慮する。
- ⑤自然再生型公共事業については、自然再生基本方針に掲げられた順応的管理や科学的知見を踏まえ実施の判断をする。
- ⑥奄美固有の自然生態系を確保するため、移入種の侵入防止及び分布拡大防止のための対策及び野生生物の種の保存などに配慮する。
- ⑦地域の特性に応じて、奄美らしい自然や歴史・文化的知恵を守り活かす、環境文化型の公共事業を目指す。
- ⑧エコツアーのフィールドなど、人と自然のふれあいの場が確保できるように配慮する。
- ⑨自然環境のみではなく、歴史・文化的資源の保存についても配慮する。
- ⑩公共事業に携わる者全てが、本指針の主旨の把握に努める。
- ⑪その他、本指針に特に定めがないものについては、法令、条例その他の指針等に基づいて、環境配慮を実施する。

4) 指針の適用範囲

本指針の適用対象となる地域及び事業を以下のとおり定める。

(1) 指針適用の対象地域と地域に応じた環境配慮

立地条件によって環境配慮の重要性が異なるため、以下のエリアに区分し、それぞれに合った環境配慮を実施する。適用範囲は遺産区域外も含めた奄美大島（加計呂麻地域含む）及び徳之島とする。

a. 遺産区域内

遺産区域の内部においては、有識者委員会等を設置するとともに、環境調査を実施し、詳細に環境配慮を検討することとする。

b. 緩衝地域（国立公園第2種特別地域、第3種特別地域、海域公園地区及び普通地域（海域のみ）に接する海岸地帯）

当該地域における環境配慮対象の有無を把握し、基準に定める事業の規模に応じてアドバイザーからの助言及び環境調査の結果から、各地域の状況に応じた環境配慮を検討することとする。重要な種の生息情報がある場合など、特に保全上重要な要素の存在が判明した場合は有識者の助言を得る。

c. その他の地域

基本的に、当該地域における環境配慮対象の有無を把握し、地域の状況に応じた環境配慮を検討する。ただし、奄美の自然・文化を保全する上で特に重要な要素の存在が判明した場合には、アドバイザーから助言を得ることとする。

(2) 指針適用の対象事業

土地の形状変更、建造物・工作物等の新設・更新、植物の除去・植栽・播種、動物の放出、水文環境の改変等を伴う国、県、市町村等が発注する全ての公共事業を対象とする。また、草刈等の自然環境に影響を与える維持管理作業が発生する場合についても、指針の適用対象とする。

災害復旧事業については、可能な限り当指針を踏まえて行うものとする。

ただし、緊急に機能の復旧を図るため、やむを得ない場合は例外とする。

民間の事業者についても、指針の適用を推奨する。

(3) 指針適用の対象外事業

本指針の施行前に事業計画に着手している公共事業については、原則として本指針の適用外とする。

5) 配慮すべき要素

奄美群島は亜熱帯気候に属しており、本州以北では問題とならないような事項が影響を及ぼす可能性がある。また、奄美群島特有の景観や地域、集落単位で守られてきたものがあり、このような地域特有の要素に関して、特に配慮が必要である。

公共事業の実施に当たり、自然環境や景観等について配慮すべき要素の例は次のとおりとす

る。

①生物多様性	野生動物，野生植物，希少な動植物の生息・生育環境
②基盤環境	地形，地質，水質，土壌，地盤，底質，水循環，地下水，波浪，潮流，赤土流出
③地域の伝統的な暮らし・文化・歴史	文化財，史跡，集落景観，地域で古くから大切にされている場所（聖地），風習，風景，その他歴史的遺産
④景観・自然とのふれあい	エコツアーのフィールド，自然景観，文化景観，街並み景観，その他ふれあいの場
⑤環境への負荷の低減	廃棄物処理，リサイクル，自然エネルギー利用，地球温暖化対策
⑥生活環境	大気，悪臭，騒音，振動

6) 環境配慮の進め方

- ①事業者は，本指針に定めるところにより，公共事業における環境配慮を進める。
- ②公共事業の実施に当たって，事業者は環境配慮について検討し，「事業計画」，「設計」，「施工」，「維持管理」の各段階において実施する。
- ③審査機関を設置する。事業者は各段階における環境配慮に関する点検を行い，その結果を審査機関に提出する。審査機関はその内容を検証し，必要に応じて事業者へ見直しを申し入れる。
- ④審査機関は，検証した結果を環境配慮の事例としてデータベースに情報を集積する。

7) 環境配慮指針の運用を支援する仕組みの構築

(1) チェックシート

事業によって生じる環境影響要因と当該地域の環境配慮要素を照合し，環境配慮が必要な項目を抽出することができるチェックシートを作成する。運用の過程で問題等が生じた場合は，適宜，チェックシートを更新することとする。

(2) データベース

奄美大島・徳之島における環境配慮要素（希少種，価値の高い植生，歴史・文化的資源，エコツアーのフィールド等）の分布等の情報を集積したデータベースを構築し，公共事業の実施地における環境配慮要素の状況を計画段階から参照可能な状態とする。ただし，希少種保護の観点から，外部に情報が漏洩しないように管理することとし，管理者が必要と認めた場合のみ，使用可能な状態とする。

(3) 施工事例集

これまでに実施した環境配慮の工法と効果（もしくはモニタリング経過）等を示した事例集を作成し，環境配慮の方法を検討する際の材料とする。また，各公共事業においては，環境配慮を実施し，効果検証を行った後に，事例集のシートに概要を取りまとめ，情報を集積することとする。

(4) 人材バンク

地域の自然環境等に詳しく、現場での相談・確認を依頼することができる人をアドバイザーとして登録する。アドバイザーは、環境保護と公共事業の実施の両立に留意して助言するものとする。

(5) 作業の手引書

施工・維持管理作業の従事者が作業する中で配慮すべき事項を手引書として取りまとめ、作業における環境配慮を徹底する。

(6) 研修制度

施工・維持管理作業の従事者が、確実に環境配慮を遂行することができるように、環境配慮の基本的知識等について学ぶことができる研修等を実施する。また、建設業等の関係団体が主催する研修会等も活用する。

2. 環境配慮指針

1) 事業計画・設計段階における事項

(1) 計画段階における検討事項

公共事業の計画策定に当たっては、事業地の変更等の環境影響の回避や低減等も十分検討し、回避できない場合は、最小化、修復、回復等の適切な措置を講じ、自然環境への負荷を低減する。

(2) 事業計画の策定

事業計画の策定に当たっては、本指針に定める基本方針に基づき、自然環境や景観等に配慮する。

(3) 環境配慮事項の検討

各事業において配慮すべき「環境配慮事項」を以下の手順により検討する。

a. 立地条件の確認

事業実施地が以下の3つの区分のうち、いずれの地域に属するか確認し、各区分に合った環境配慮を実施する。

①遺産区域内

②緩衝地域（国立公園第2種特別地域、第3種特別地域、海域公園地区及び普通地域（海域のみ）に接する海岸地帯）

なお、緩衝地域においては、基準に定める事業規模に応じて、A大規模事業、B小規模事業に区分する。

③その他の地域

b. 事業実施地における環境配慮要素の抽出

事業実施地の立地条件に応じて、以下のような情報や助言を基に環境配慮要素を抽出する。

①遺産区域内

全ての公共事業で配慮すべき基本項目の他、データベースの情報、アドバイザーの助言、環境調査の結果から環境配慮要素を抽出する。また、有識者等からなる委員会を設置し、助言を得る。

②緩衝地域（国立公園第2種特別地域、第3種特別地域、海域公園地区及び普通地域（海域のみ）に接する海岸地帯）

全ての公共事業で配慮すべき基本項目の他、データベースの情報、基準に定める事業の規模に応じてアドバイザーの助言及び環境調査の結果を参考にして環境配慮要素を抽出する。大規模事業の場合には、重要な種の生息情報がある場合など、特に保全上重要な要素の存在が判明した場合は有識者の助言を得る。

③その他の地域

すべての事業で配慮すべき基本項目の他、データベースの情報を参考にして環境配慮要素を抽出する。ただし、奄美の自然・文化を保全する上で特に重要な要素の存在が判明した場合には、アドバイザーの助言を受けることとする。

c. 環境影響要因の抽出

事業の実施内容から、自然環境等に影響を及ぼす可能性がある「環境影響要因」を抽出する。

d. 環境配慮項目の抽出

チェックシートを用いて「環境配慮要素」と「環境影響要因」を照合し、配慮が必要な項目を抽出する。

e. 環境配慮事項の検討

配慮が必要な項目について、施工事例集を参考にし、また、必要に応じてアドバイザーから助言を得ながら環境配慮事項を検討する（遺産区域内及び緩衝地域内の大規模事業の場合は有識者委員会等の助言を得る）。

f. 事業計画への反映

環境配慮事項を事業計画に反映し、設計、施工、維持管理の各段階において配慮する事項を明らかにする。

(4) 事業計画・設計における配慮

事業によって生じる環境影響要因を把握し、自然環境等への影響を視野に入れ、総合的に施設等の位置・規模・内容を検討する。自然環境等を保全することを基本とするが、影響が避け

られない場合には、本指針に定める「基本方針」に基づいて負荷を低減することとする。

(5) 構造物に関する配慮

構造物については、自然環境や景観等に配慮した構造、材料及び意匠とする。

特に、構造物による生息地の分断や日照条件等の微気象の変化は野生動植物の生息・生育に与える影響を軽減するため、十分な配慮が必要である。また、エコツアーのフィールドや文化的要素も加味し、景観への影響を極力低減することが望まれる。他の地域では大きな問題とならないような構造物であっても、地域特有の景観を改変してしまう可能性があり、配慮が必要である。

(6) 移入種対策

使用する材料及び資材の選定に当たっては、奄美群島固有の自然生態系に悪影響を及ぼさないよう留意する。固有種が多く、島嶼に位置する奄美群島の生態系は移入種の侵入により大きく影響を受ける可能性があることから、移入種の侵入を未然に防止する必要がある。

海外からの移入種のみではなく、国内であっても、島外産の動植物の侵入の防止に努め、慎重に監視する必要がある。特に、法面緑化等の緑化事業を実施する際に、島内の在来種と同種もしくは近縁種を島外から導入した場合、交雑により遺伝子が攪乱され、在来の生態系に重大な影響を与える可能性があるため、できるだけ導入しないようにする等、十分に配慮する必要がある。

奄美群島は亜熱帯性気候に属していることから、九州以北では問題とならないような種が大きな影響を及ぼす可能性があり、注意が必要である。

(7) 災害復旧事業への適用

災害復旧事業は、通常、原形復旧が原則とされるが、復旧に当たっては、環境に配慮した構造物に改良した工法で復旧できないか検討を行う。

(8) 既設構造物への適用

本指針の策定以前の公共事業による構造物については、世界自然遺産区域に関係する場所を中心として、当該構造物が貴重な自然環境に継続的に悪影響を及ぼしている場合等に改修等の実施について検討する。

(9) 建設リサイクルの推進

建設副産物等は、建設工事に係る資材の再資源化等に係る法律及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令等に基づき、適正に処理するものとする。

環境への影響を極力少なくするため、建造物等の長寿命化、建設副産物等の発生抑制を図るとともに、利用可能なものは、現場内流用、工事間流用、再資源化施設での処理等によりリサイクル（再使用又は再生利用）に努める。

(10) 工事間流用の調整

建設リサイクルを推進するため、工事間流用等について情報交換し、利用調整を図る。

建設副産物の現場内流用，工事間流用，再資源化施設での処理等に当たっては，島内の利用調整会議により情報交換を行い，利用調整を行う。

2) 施工段階における事項

(1) 施工計画の策定

施工実施者は，施工計画の策定に当たり，本指針に定める基本方針に基づき，自然環境や景観等に配慮し，発注者の指導のもと作成する。

特に希少動物の生息地においては，繁殖行動を妨げないような施工時期の設定や，ロードキルの防止，夜間照明による影響の低減など，生息する動物種の生態に応じて，配慮の内容を十分に検討する。

また，災害等緊急な場合を除き，草刈や伐採，仮設構造物（仮設道路など）の設置等が実施される際には，希少植物に対して十分な配慮を検討する。

(2) 施工実施者の責務

施工実施者は受注した公共工事の内容を十分理解し，施工計画書に従って施工による周辺の自然環境や景観等への影響を最小限にとどめる努力をするものとする。現場条件に差異が生じた場合は実施計画・設計段階における配慮事項を踏まえ，適正に配慮する。この際，判断に困る場合は，発注者を通してアドバイザーに助言を依頼する。

(3) 環境配慮を実施する施工実施者に対する技術的支援

自然保護部局においては，施工実施者が環境配慮に対する知識や技術を向上させるため，環境配慮について学ぶことができる研修等を実施し，作業員の環境配慮に対する知識や技術の向上を支援する。

また，施工現場での作業の際の留意事項を取りまとめた「作業の手引き書」を作成し，現場作業における環境配慮の実施を支援する。

(4) 建設機械等の使用，保安施設等の設置

施工実施者が使用する建設機械は，低騒音・低振動型及び排出ガス対策型のものを用いるなど，環境に配慮して行うものとする。さらに，周辺景観との調和を図るため，安全に影響のない範囲で保安施設等の色彩にも配慮する。

(5) 環境配慮員の配置

施工実施者は，下表のとおり環境配慮員を配置し，その措置内容について発注者及び審査機関に報告する。

また，発注者においては，自然環境等に配慮した施工が行われるよう施工実施者を指導する。

立地条件	環境配慮員	チェック
①遺産区域	配置	環境配慮員がチェック
②緩衝地域（国立公園第2種特別地域，第3種特別地域，海域公園地区及び普通地域（海域のみ）に接する海岸地帯）	A 大規模事業 配置	環境配慮員がチェック
	B 小規模事業	施工実施者がチェック
	なし	
③その他の地域	なし	施工実施者がチェック

(6) 資材等の確認

環境配慮員及び施工実施者（請負者）は、島外からの材料搬入又は、資材の移動に際して、移入種（海外からの移入種のみではなく、国内移入種を含む）の侵入及び移動拡散を防ぐために、使用材料、資材の点検を徹底する。

移入種の侵入を防ぐために、使用材料の産地及び保管状況を調査し、また、その搬入時に、移入種対策が取られているか点検する。

材料、工事資材等の島内及び島間の移動に際しては、移入種に対する十分な予防措置を行うものとする。特に、島内の在来種と同種であっても、島外産のものは遺伝子レベルでは異なるものであり、遺伝子の攪乱が生じる恐れがあることから、注意が必要である。

3) 維持管理段階における事項

(1) 維持管理計画の策定

維持管理計画の策定に当たっては、本指針に定める基本方針に基づき、自然環境や景観等に配慮する。

「2. 1) (3)環境配慮事項の検討」と同様に環境配慮事項を検討し、維持管理計画に反映する。ただし、環境調査、委員会については、必要ないものとする。維持管理作業の実施者はこれに従って環境配慮を徹底する。

維持管理計画が策定できない場合であっても、作業実施に先立って環境配慮事項を検討し、作業の実施者はこれに従って環境配慮を徹底する。

(2) 維持管理における環境配慮の進め方

作業実施者に対する技術的支援、環境配慮員の配置等について、「2) 施工段階における事項」と同様の手順により環境配慮を実施する。

(3) モニタリング調査の実施

作業実施地の自然環境の状況により、必要に応じてモニタリング調査を実施する。モニタリングの結果により自然環境への影響が見られた場合は、維持管理作業の方法の見直しを含め、適正な処置を講じる。その際に、適宜、アドバイザーに助言を依頼する。

(4) 自然環境の回復

必要性が失われ、用途を廃止した施設（構造物）は、2次効用、3次効用の有無を確認の上、

慎重に検討し、できるだけ速やかに工作物の除去を行うなど、自然の回復に努める。

緑化を行う場合は、島の在来植物を誘導する工法（無種子）による等、極力緑化資材として生態系に悪影響を及ぼさない種を使用する。

(5) 工事間流用の調整

建設リサイクルを推進するため、工事間流用等について情報交換し、利用調整を図る。

建設副産物の現場内流用，工事間流用，再資源化施設での処理等に当たっては，島内の利用調整会議により情報交換を行い，利用調整を行う。

4) 事業の審査に関する事項

(1) 審査機関の設置

本指針に基づき事業者が行う自然環境等への配慮のための自己点検の内容を検証するために、審査機関を設置する。

(2) 審査機関による検証

施工の段階において、事業者は本指針に基づき自己点検を行い、その内容を審査機関が検証する。

5) 自然再生型公共事業

自然環境は各種自然現象（台風，豪雨，気候変動等）や人の営みによる影響により常に変化している。この変化が奄美大島・徳之島の自然環境や生物多様性保全上好ましくない変化であると判断される場合には、変化しつつある自然環境を積極的に改善し、再生を図る公共事業の実施が望まれる。

5-43 生物多様性おきなわ戦略（抜粋）

策定主体 沖縄県

策定年月 平成25年3月

目次（抜粋箇所を太字で示す）

第1章 生物多様性おきなわ戦略策定の背景

第1節 沖縄21世紀ビジョン

第2節 生物多様性の保全に関する社会的流れ

第3節 生物多様性地域戦略の策定

第2章 生物多様性について

第1節 生物多様性とは

第2節 生態系サービスについて

第3節 沖縄における生態系サービス

第3章 現状と課題

第1節 世界の生物多様性の現状

第2節 日本の生物多様性の現状

第3節 沖縄県の生物多様性について

第4章 地域戦略

第1節 基本姿勢

第2節 グランドデザイン

第3節 目標

第4節 基本的視点

第5節 基本施策

第5章 行動計画

第1節 施策ごとの取組

第2節 重点施策及び取組

第6章 推進体制

第1節 主体ごとの役割

第2節 進行管理

(中略)

第4章 地域戦略

(中略)

第1節 基本姿勢

1 地域戦略策定の主旨

沖縄県における生物多様性に関する課題を踏まえ、生物多様性を保全・維持、回復して次世代に繋げ、自然との「つながり」と自然からの「恵み」を持続的に享受できる自然環境共生型社会を実現していくための基本的な計画として「生物多様性おきなわ戦略」を策定します。

2 地域戦略の位置付け

(1) 生物多様性基本法

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する法令などは多岐に渡っています。生物多様性基本法のもとで、これらの法制度が相互に連携し、効果的に運用されることが重要であり、国家戦略はその基本的な方針を示す役割を担っています。

「生物多様性おきなわ戦略」は、「生物多様性基本法」第13条に基づく生物多様性の保全と持続可能な利用に関する沖縄県の基本的な計画として位置づけられ、生物多様性国家戦略を基本として策定しています。

(2) 沖縄21世紀ビジョンと沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）

「沖縄21世紀ビジョン」は、県民の参画と協働のもとに、将来（概ね2030年）のあるべき沖縄の姿を描き、その実現に向けた取組の方向性と県民や行政の役割などを明らかにする基本構想です。

「沖縄21世紀ビジョン基本計画」は、「沖縄21世紀ビジョン」で示された将来像の実現に向けた取組の方向などを踏まえ、沖縄の福利を最大化すべく、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」における「基本方針」や「基本施策」などを明らかにしたものです。

「生物多様性おきなわ戦略」は、この「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に沿って策定され、生物多様性の保全及び持続可能な利用を図る観点から「沖縄21世紀ビジョン」及び「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を推進する計画としての役割を持つものです。

(3) 第2次沖縄県環境基本計画

「第2次沖縄県環境基本計画」は、沖縄県環境基本条例第8条の規定に基づく計画であり、県の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画です。

「生物多様性おきなわ戦略」は、「第2次沖縄県環境基本計画」の目標の一つである「人と自

然が共生する潤いのある地域づくり」を達成するために必要な計画に位置付けられます。

(4) 国際的な取組に関する役割への適切な対応

国連では、2011年から2020年までの10年間を「国連生物多様性の10年」と定め、愛知目標達成に向け、国際社会のあらゆる主体が連携して生物多様性の問題に取り組むとしています。このような社会的な流れにおいて、地方自治体が地域の自然社会的条件に応じた生物多様性に関する施策を進めていくことは、わが国の生物多様性を保全し、持続可能な利用を進めていく上で極めて重要な役割を担っています。

よって、本県の生物多様性の保全及び持続可能な利用を図るための基本的な計画となる「生物多様性おきなわ戦略」を策定することは地方自治体としての役割の一つを果たすこととなります。

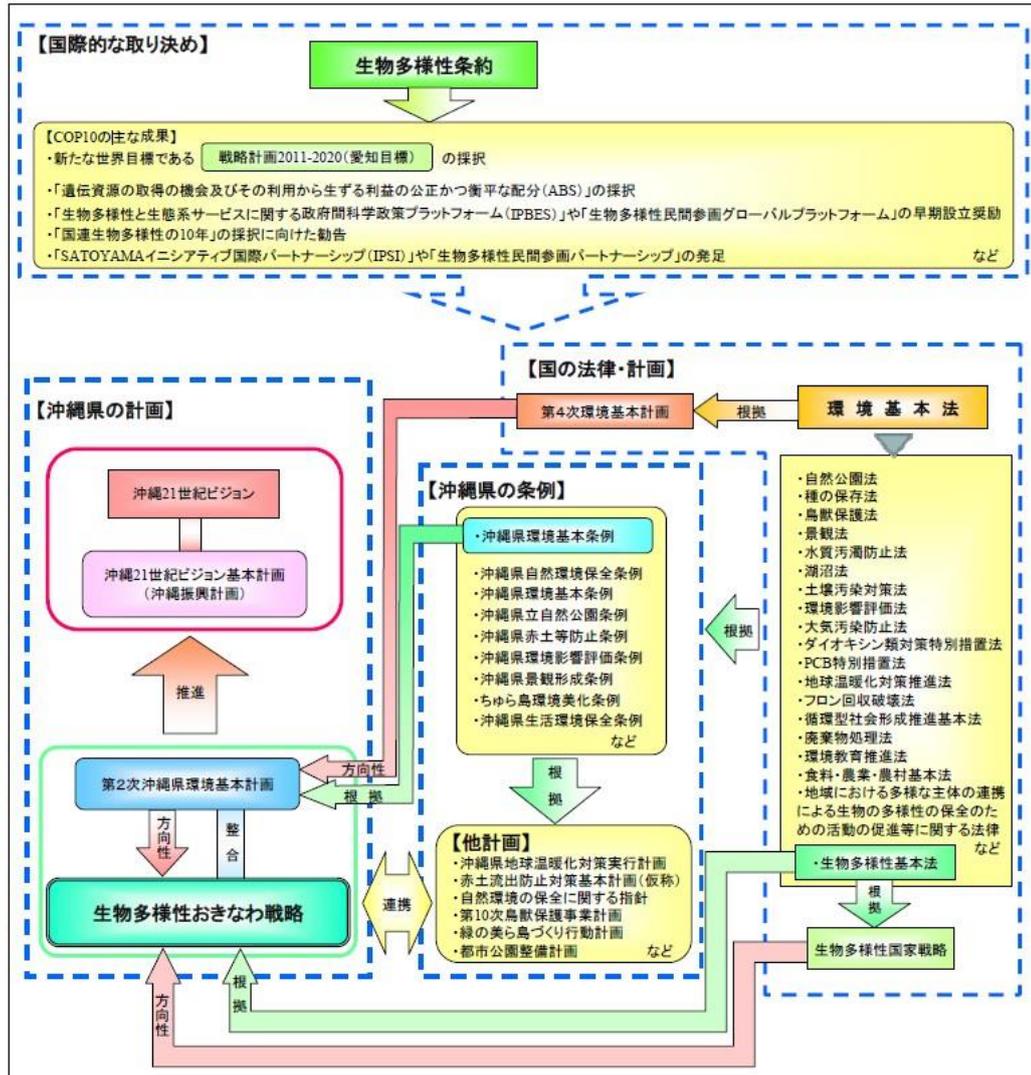


図 生物多様おきなわ戦略と他法令との関係

上記図において、「根拠」は法令などを根拠として策定されていることを、「方向性」は上位計画が下位計画へ方向性を示していることを、「整合」は上下関係にある計画間で内容の整合を図ることを、「連携」は並立関係にある計画間で連携を図りながら施策などを進める事を、「推進」は下位計画から上位計画を推し進め、発展させることを示しています。

3 地域戦略の対象地域

本地域戦略の対象地域は、沖縄県全域とします。

4 戦略の見直し

「生物多様性おきなわ戦略」は策定後5年を目処に見直すこととします。ただし、自然環境や社会状況などが急激な変化を遂げた場合など、必要に応じて見直します。

また、短いスパンで目標を設定することが適切なものについては個別に目標年次を設定します。

第2節 グランドデザイン

(中略)

2 目指すべき地域の将来像

(中略)

(1) 北部圏域

『森と海の繋がりを大切にし、人々の生活と自然の営みが調和している地域』

- ・やんばるの森林では機能に応じたゾーニングや森林経営計画が検討され、持続可能な循環型「林業・林産業」と環境調和型「自然体験活動」を組み合わせた「やんばる型森林業」が構築されています。
- ・エコツアーは環境負荷やオーバーユースを回避、軽減するための環境収容力に配慮しており、ガイドは人気の職種となっています。
- ・生物多様性に配慮した河川改修が進み、沖縄本来の生態系が回復した河川にはリュウキュウアユなどが定着しています。
- ・一定規模のサンゴ群集の再生が図られるとともに、重要なサンゴ礁海域や干潟が保全区域となり、国や県の保全措置と地域の自主管理が連携することで、バランスのとれた保全と利用が図られています。森と海は一体であるとの考え方が地域で共有され、様々な対策により赤土等汚染などの陸域からの影響が減少しています。また、農地として復元される可能性のない耕作放棄地などが、森林や湿地の再生に活用され、サンゴ礁の保全にも貢献しています。
- ・環境に配慮した農業が地域の生活と自然環境の維持に貢献しています。
- ・沖縄島北部地域のマングースやノネコ・ノイヌが完全排除され、ヤンバルクイナなどの希少種が分布域を回復しています。また、希少種を保護する法律・条例が効果的に機能し、希少な昆虫類や植物などの採集と取引が防止されています。
- ・関係者の協力により、ヤンバルクイナ、ケナガネズミなどの希少野生動物のロードキルの件数が減少している他、すべての県民が北部の自然の大切さを理解し、廃棄物のリサイクル等が周知され不法投棄が見られなくなっています。また、犬や猫の飼い主にマナーが徹底され捨て犬・捨て猫は見られなくなっています。
- ・世界自然遺産や世界ジオパークに登録された自然豊かな地域として国内外から多くの観光客が訪れ、地域の人々に物心両面で豊かさをもたらしています。また、観光産業が自然資源の保全に責任を持って取り組んでいくと同時に、積極的に環境共生型の観光地であることを強調し、発信しています。
- ・ジュゴンとその生息環境が保全され、ジュゴンの泳ぐ姿が見られるようになっています。また、ウミガメが産卵する砂浜が保全されています。

- ・伝統の祭祀とともに祭祀に関わる自然環境や、御嶽の周辺の自然体系が大切に維持保全されています。
- ・返還された米軍の北部訓練場の跡地は、県民の財産として大切に維持保全されています。

(中略)

(5) 八重山圏域

『豊かなサンゴ礁と原生の森に住む生き物たちが、人々のやさしさと育まれ、多くの人々に大切にされている島々』

- ・保全すべき地域と利用する地域のゾーニングが行われ、エコツーリズムなどの体験・滞在型観光が行われています。
- ・西表島の仲間川、浦内川などのような大きな川では、環境収容力に配慮したエコツアーが行われています。また、河川や溪流を訪れる観光客は、自然環境に対する理解と愛着を持ち、生態系に配慮しつつレクリエーションを楽しんでいます。
- ・重要なサンゴ礁海域や干潟が保全区域となり、国や県の保全措置と地域の自主管理が連携することで、バランスのとれた保全と利用が図られています。また、オニヒトデ大量発生メカニズム解明が進み、予察が可能となり、特別に重要なサンゴ礁と位置づけられた区域では、継続・集中した防除対策によりサンゴ群集が守られています。
- ・陸と海は一体であるとの考え方が地域で共有され、様々な対策により赤土等汚染などの陸域からの影響が減少しています。
- ・環境に配慮した農業が島の生活と自然環境の維持に貢献しています。
- ・希少種を保護する条例が効果的に機能し、希少な昆虫類や植物などの採集と取引が防止されています。
- ・関係者の協力により、イリオモテヤマネコ、カンムリワシの希少野生動物のロードキルの件数が減少しています。また、島の自然を誘客の一番の源泉としている観光産業においては、自然資源の保全に責任を持って取り組んでいくと同時に、積極的に環境共生型の観光地であることを強調し、発信しています。
- ・世界自然遺産に登録された自然豊かな地域として国内外から多くの観光客が訪れ、地域の人々に物心両面での豊かさをもたらしており、地域内の歴史・文化資源、亜熱帯果樹などの農林水産物、住民のホスピタリティなど、様々な資源を活用した独自の観光スタイルが創出されています。
- ・伝統の祭祀とともに祭祀に関わる自然環境や、御嶽と周辺の自然生態系が大切に維持保全されています。
- ・魚釣島では野生化ヤギ対策が進められ、植生が回復し、センカクモグラ、アホウドリ、アオツラカツオドリ、アジサシ類などが繁殖しています。

(中略)

第5章 行動計画

(中略)

第2節 重点施策及び取組

1 県全域の重点施策

重点施策 1-1	世界自然遺産への登録推進
取組	<p>世界的にも貴重な沖縄の自然を保全し、うまんちゅの宝として次世代に引き継いでいくため、多様な自然環境を有し、固有かつ絶滅のおそれがある種が生息・生育する場として重要な地域の世界自然遺産への登録を目指します。</p> <p>そのため、西表石垣国立公園の拡大ややんばる地域の国立公園化に向けた条件整備を進めます。</p> <p>また、希少種保護等の取組を進めるとともに、世界自然遺産の候補地としてふさわしい地域資源の活用を進めます。</p>
担当課	自然保護課
関連する施策ごとの事業・取組	1- (2) -ア 保護担保措置の拡充 1- (2) -イ 外来種対策の推進 1- (2) -ウ 地域住民と協力した取組の推進

重点施策 1-2	サンゴ礁生態系の保全・再生
取組	<p>沖縄の海を特徴づけるサンゴ礁生態系は、サンゴの白化現象やオニヒトデの大量発生、陸域からの赤土の影響などにより大きな影響を受け、生物多様性の危機が顕在化しています。</p> <p>そのため、陸域と海域が一体となった「総合沿岸管理計画」を策定し、関係者が連携してサンゴ礁の保全再生に取り組むとともに、オニヒトデの大量発生メカニズムを明らかにし、抜本的な対策を講じます。</p> <p>また、「赤土等流出防止対策基本計画（仮称）」に基づいて、計画的な調査、流出防止対策などを進めるとともに、面的な広がりのあるサンゴ群集の再生を実証します。</p> <p>さらに、漁業者やダイビング事業者などの様々な主体が実施しているサンゴ礁保全活動を支援します。</p>
担当課	自然保護課、環境政策課、水産課、環境保全課、営農支援課、村づくり計画課、農地水利課
関連する施策ごとの事業・取組	2- (2) -ア 「赤土等流出防止対策基本計画（仮称）」の策定 2- (2) -イ 地域住民による流出防止 2- (2) -ウ 流出対策の強化・支援、既存対策施設の適切な維持管理 2- (2) -エ 流出防止技術の調査・研究 2- (5) -ア サンゴ礁の保全・再生 2- (5) -ウ 再生に向けた技術の調査研究 5- (1) -ア 企業、生産者、団体などによる活動の促進・支援

2 圏域別の重点施策

(1) 沖縄島北部圏域

沖縄島北部圏域における生物多様性の現状と課題を踏まえ、以下の3つを重点施策として、優先的に進めます。

重点施策 2- (1) -1	ゾーニングによる自然との共生
取組	<p>生物多様性が豊かなやんばる地域では、古くから林業が営まれている地域もあり、自然環境の保全と持続可能な利用をバランスよく推進していく必要があります。</p> <p>そのため、自然環境を保全すべき区域と利用する区域にゾーニングするなど、保全と利用が両立する森林保全のあり方を関係者と連携し検討するとともに、持続可能な循環型林業・林産業と環境調和型自然体験活動が組み合わさった「やんばる型林業」の展開を目指します。</p>
担当課	自然保護課、観光振興課、森林緑地課
関連する施策ごとの事業・取組	<p>1- (2) -ア 保護担保措置の拡充</p> <p>1- (2) -イ 外来種対策の推進</p> <p>1- (2) -ウ 地域住民と協力した取組の推進</p> <p>3- (1) -ウ 森林・林業・緑化における生物多様性の保全</p> <p>3- (2) -ア 環境共生型観光地づくりの推進</p>

重点施策 2- (1) -2	希少種の保護
取組	<p>希少種については、これらの種が生態系を構成する要素の欠かせない一員であり、世界や日本の中でも北部圏域にのみ生息・生育している種がいることを意識し、保護を図っていく必要があります。</p> <p>そのため、「沖縄県希少野生動植物保護条例（仮称）」を制定し、地域と連携した希少生物の保護を図るとともに、天然記念物の保護を推進します。</p> <p>また、小動物に配慮した横断ボックス設置などによるロードキル対策を行うとともに、希少種の脅威となる外来種の防除対策を行います。</p>
担当課	自然保護課、道路街路課、道路管理課
関連する施策ごとの事業・取組	<p>1- (2) -ア 保護担保措置の拡充</p> <p>1- (3) -イ 希少種の保護</p> <p>1- (3) -ウ 外来種対策の推進</p> <p>1- (3) -エ 天然記念物の保護及び普及啓発</p>

重点施策 2- (1) -3	多自然川づくりの推進 (生物多様性に配慮した河川改修)
取組	<p>沖縄島北部圏域の河川は、これまでダム建設や防災対策としての河川改修が行われ、生物の生息・生育地の縮小、消失及び移動経路が分断されていることから、緩和・再生される必要があります。</p> <p>そのため、河川全体の自然環境、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮するとともに、生物の生息・生育、繁殖環境及び多様な河川環境を保全・再生・創出する「多自然川づくり」による河川管理を行います。</p>
担当課	河川課
関連する施策ごとの事業・取組	<p>2- (1) -ウ 河川環境の保全・再生</p> <p>2- (3) -ア 野生生物の生息環境に配慮した工法の採用</p>

(中略)

(5) 八重山圏域

八重山圏域における生物多様性の現状と課題を踏まえ、以下の2つを重点施策として、優先的に進めます。

重点施策 2- (5) -1	希少種の保護
取組	<p>希少種については、これらの種が生態系を構成する要素の欠かせない一員であり、世界や日本の中でも八重山圏域にのみ生息・生育している種がいることを意識し、保護を図っていく必要があります。</p> <p>そのため、「沖縄県希少野生動植物保護条例（仮称）」を制定し、地域と連携した希少種の保護を図るとともに、天然記念物の保護を推進します。</p> <p>また、希少種の脅威となる外来種の防除対策や小動物に配慮した横断ボックスの設置などによるロードキル対策を行います。</p>
担当課	自然保護課、道路街路課、道路管理課
関連する施策ごとの事業・取組	<p>1- (2) -ア 保護担保措置の拡充</p> <p>1- (3) -イ 希少種の保護</p> <p>1- (3) -ウ 外来種対策の推進</p> <p>1- (3) -エ 天然記念物の保護及び普及啓発</p>

重点施策 2- (5) -2	自然と共生する農業の推進
取組	<p>八重山圏域は農用地（水田・畑）やその周辺の森林・陸上とそこに生息・生育するその他の動植物からなる農地生態系があり、生物多様性を維持する上からも周辺林を含めて多様な環境要素を保全する必要があります。</p> <p>そのため、特殊病害虫等の根絶と侵入防止に取り組むとともに、環境に配慮した病害虫対策の推進、赤土等流出対策に努めるほか、土づくりと環境保全型農業の推進及び家畜排せつ物等のバイオマスの利活用による資源循環システムの推進に取り組みます。</p> <p>特に、八重山海域は、沖縄県全域のなかでも最もサンゴ被度が高い海域であることから、農地生態系が流域を通して沿岸・海洋生態系と繋がりがあことを認識し、農地からの赤土流出防止対策を推進します。</p>
担当課	営農支援課、森林緑地課
関連する施策ごとの事業・取組	<p>3- (1) -ア 環境と調和する農業の推進</p> <p>3- (1) -ウ 森林・林業・緑化における生物多様性の保全</p>

(後略)

5-44 沖縄振興特別措置法（抜粋）

（平成十四年三月三十一日法律第十四号）

改正

（中略）

目次（抜粋箇所を太字で示す）

第一章 総則（**第一条—第三条**）

第二章 沖縄振興計画等（**第三条の二—第五条**）

第三章 産業の振興のための特別措置

第一節 観光の振興

第一款 観光地形成促進計画等（**第六条—第十一条**）

第二款 外国人観光旅客の来訪の促進（**第十二条—第二十条**）

第三款 環境保全型自然体験活動（第二十一条—第二十五条）

第四款 観光振興のための免税等（**第二十六条・第二十七条**）

第二節 情報通信産業振興計画等（**第二十八条—第三十四条**）

第三節 産業高度化・事業革新促進計画等（**第三十五条—第四十条**）

第四節 国際物流拠点産業集積計画等（**第四十一条—第五十四条**）

第五節 経済金融活性化特別地区（**第五十五条—第五十九条**）

第六節 農林水産業の振興（**第六十条—第六十二条**）

第七節 電気の安定的かつ適正な供給の確保（**第六十三条—第六十五条**）

第八節 中小企業の振興（**第六十六条—第七十二条**）

第九節 沖縄振興開発金融公庫の業務の特例（**第七十三条・第七十四条**）

第四章 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定のための特別措置（**第七十五条—第八十三条の二**）

第五章 文化の振興等（**第八十四条—第八十八条**）

第六章 沖縄の均衡ある発展のための特別措置（**第八十九条—第九十四条**）

第七章 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置（**第九十五条—第一百四条**）

第八章 沖縄振興の基盤の整備のための特別措置（**第一百五条—第一百条**）

第九章 沖縄振興審議会（**第一百一十一条・第一百十二条**）

第十章 雑則（**第一百三十一条—第一百六条**）

第十一章 罰則（**第一百七十一条—第二百一十一条**）

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。

(施策における配慮)

第二条 国及び地方公共団体は、沖縄の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、沖縄の地理的及び自然的特性を考慮し、並びに産業活動及び住民の生活における基礎条件の改善、沖縄固有の優れた文化的所産の保存及び活用、環境の保全並びに良好な景観の形成に配慮するとともに、潤いのある豊かな生活環境の創造に努めなければならない。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 沖縄 沖縄県の区域をいう。
- 二 地方公共団体 沖縄の地方公共団体をいう。
- 三 離島 沖縄にある島のうち、沖縄島以外の島で政令で定めるものをいう。
- 四 国際会議等 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（平成六年法律第七十九号）第二条に規定する国際会議等をいう。
- 五 環境保全型自然体験活動 その参加者が、地域の自然環境について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該地域の自然環境の保全に配慮しつつ当該地域の自然と触れ合い、これに対する理解を深めるための活動をいう。
- 六 情報通信産業 （中略）
- 七 特定情報通信事業 （中略）
- 八 情報通信技術利用事業 （中略）
- 九 製造業等 （中略）
- 十 産業高度化・事業革新促進事業 （中略）
- 十一 国際物流拠点産業 （中略）
- 十二 特定国際物流拠点事業 （中略）
- 十三 外国貨物 （中略）
- 十四 中小企業者 （中略）
- 十五 駐留軍用地跡地 （中略）

第二章 沖縄振興計画等

(沖縄振興基本方針)

第三条の二 内閣総理大臣は、沖縄の振興を図るため、沖縄振興基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 沖縄の振興の意義及び方向に関する事項
- 二 観光の振興、情報通信産業の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に関する基本的な事項
- 三 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定に関する基本的な事項
- 四 教育及び文化の振興に関する基本的な事項
- 五 福祉の増進及び医療の確保に関する基本的な事項
- 六 科学技術の振興に関する基本的な事項
- 七 情報通信の高度化に関する基本的な事項
- 八 国際協力及び国際交流の推進に関する基本的な事項
- 九 駐留軍用地跡地の利用に関する基本的な事項
- 十 離島の振興に関する基本的な事項
- 十一 環境の保全並びに防災及び国土の保全に関する基本的な事項
- 十二 社会資本の整備及び土地（公有水面を含む。次条第二項第十一号において同じ。）の利用に関する基本的な事項
- 十三 前各号に掲げるもののほか、沖縄の振興に関する基本的な事項

3 基本方針は、平成二十四年度を初年度として十箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 内閣総理大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(沖縄振興計画)

第四条 沖縄県知事は、基本方針に基づき、沖縄振興計画を定めるよう努めるものとする。

2 沖縄振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 観光の振興、情報通信産業の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に関する事項
- 二 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定に関する事項
- 三 教育及び文化の振興に関する事項
- 四 福祉の増進及び医療の確保に関する事項
- 五 科学技術の振興に関する事項

- 六 情報通信の高度化に関する事項
 - 七 国際協力及び国際交流の推進に関する事項
 - 八 駐留軍用地跡地の利用に関する事項
 - 九 離島の振興に関する事項
 - 十 環境の保全並びに防災及び国土の保全に関する事項
 - 十一 社会資本の整備及び土地の利用に関する事項
- 3 前項各号に掲げる事項のほか、沖縄振興計画には、沖縄の地理的条件並びに人口及び産業の集積その他の社会的条件を総合的に勘案して区分された圏域別の振興に関する事項を定めるよう努めるものとする。
- 4 沖縄振興計画は、平成二十四年度を初年度として十箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。
- 5 沖縄県知事は、沖縄振興計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定により沖縄振興計画の提出があった場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該沖縄振興計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出ることができる。
- 7 内閣総理大臣は、第五項の規定により提出された沖縄振興計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。
- 8 内閣総理大臣は、第五項の規定により提出された沖縄振興計画について前項の規定による措置をとる必要がないと認めるときは、その旨を沖縄県知事に通知しなければならない。
- 9 第五項から前項までの規定は、沖縄振興計画の変更について準用する。

(国の援助)

第五条 国は、沖縄県に対し、沖縄振興計画の円滑な実施に関し必要な援助を行うように努めなければならない。

第三章 産業の振興のための特別措置

第一節 観光の振興

(中略)

第三款 環境保全型自然体験活動

(環境保全型自然体験活動に係る保全利用協定)

第二十一条 沖縄において環境保全型自然体験活動に係る案内及び助言を業として行う者は、環境保全型自然体験活動の実施に関する協定（以下「保全利用協定」という。）を締結し、当該保全利用協定が適当である旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。

2 前項の認定に係る申請については、保全利用協定に参加するものうちから代表者（以下「協

定代表者」という。)を定め、これを行わなければならない。

- 3 環境保全型自然体験活動に係る案内及び助言を業として行う者で、その者以外に当該環境保全型自然体験活動に係る案内及び助言を業として行う者がないと認められる区域において当該環境保全型自然体験活動に係る案内及び助言を業として行うもの(以下「単独事業者」という。)は、単独で保全利用協定を定め、第一項の規定による認定を受けることができる。
- 4 保全利用協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 保全利用協定の対象となる土地の区域(以下「協定区域」という。)
 - 二 環境保全型自然体験活動の内容に関する事項
 - 三 自然環境の保全その他環境保全型自然体験活動の実施に際し配慮すべき事項
 - 四 保全利用協定の有効期間
 - 五 保全利用協定に違反した場合の措置
 - 六 その他必要な事項
- 5 沖縄県知事は、第一項の認定に係る申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の規定による認定をするものとする。
 - 一 沖縄振興計画に照らして適切なものであること。
 - 二 協定区域内において環境保全型自然体験活動に係る案内及び助言を業として行う者の相当数が保全利用協定に参加していること。
 - 三 協定区域における自然環境の保全上支障がないことその他環境保全型自然体験活動の適正な推進に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
 - 四 保全利用協定の内容が不当に差別的でないこと。
 - 五 保全利用協定の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。
- 6 沖縄県知事は、第一項の認定に係る申請があったときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該保全利用協定を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供さなければならない。
- 7 沖縄県知事は、前項の規定による公告をしたときは、遅滞なく、その旨を協定区域の属する市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の自然環境の保全その他の環境保全型自然体験活動の適正な推進の見地からの意見を聴かななければならない。
- 8 第六項の規定による公告があったときは、当該保全利用協定に関し自然環境の保全その他の環境保全型自然体験活動の適正な推進の見地からの意見を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、当該保全利用協定について、沖縄県知事に意見書を提出することができる。
- 9 沖縄県知事は、第一項の認定をしたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、環境保全型自然体験活動に参加しようとする者、沖縄を来訪する観光旅客その他の者に当該認定に係る保全利用協定の内容について周知するものとする。

(保全利用協定の変更)

第二十二條 協定代表者及び単独事業者は、前条第一項の認定を受けた保全利用協定（次条において「認定協定」という。）において定めた事項を変更しようとするときは、沖縄県知事の認定を受けなければならない。

2 前条第五項から第九項までの規定は、前項の変更の認定について準用する。

(勧告)

第二十三條 沖縄県知事は、環境保全型自然体験活動が認定協定（前条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従って実施されていないと認めるとき、又は当該認定協定に係る協定区域内における環境保全型自然体験活動の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該認定協定に係る協定代表者又は単独事業者に対して、環境保全型自然体験活動の実施の方法の改善、当該認定協定の変更その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(認定の取消し)

第二十四條 前条の規定による勧告を受けた協定代表者又は単独事業者が当該勧告に従い必要な措置をとらなかったときは、沖縄県知事は、第二十一条第一項又は第二十二条第一項の規定による認定を取り消すことができる。

2 沖縄県知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を、協定代表者又は単独事業者に通知するとともに、公表しなければならない。

(環境保全型自然体験活動の推進)

第二十五條 国及び地方公共団体は、沖縄における自然環境の保全及び健全な利用の推進に資するため、沖縄における環境保全型自然体験活動の推進に必要な資金の確保、人材の育成、情報の収集及び提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 環境大臣は、沖縄における国立公園の保護及び整備等を通じて沖縄における環境保全型自然体験活動が推進されるように努めるものとする。

(後略)

5-45 沖縄21世紀ビジョン基本計画【改定計画】(沖縄振興計画)(抜粋)

策定主体 沖縄県

策定年月 平成29年5月

目次 (抜粋箇所を太字で示す)

第1章 総説

1. 計画策定の意義
2. 計画の性格
3. 計画の期間
4. 計画の目標

第2章 基本方向

1. 基本的課題
2. 基本的指針
3. 施策展開の基軸的な考え
4. 将来像の実現と固有課題の克服に向けた施策展開の枠組み
5. 計画の展望値～人口及び社会経済の見通し～

第3章 基本施策

1. 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して
2. 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して
3. 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
4. 世界に開かれた交流と共生の島を目指して
5. 多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して

第4章 克服すべき沖縄の固有課題

1. 基地問題の解決と駐留軍用地跡地利用
2. 離島の条件不利性克服と国益貢献
3. 海洋島しょ圏 沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築
4. 地方自治拡大への対応

第5章 圏域別展開

1. 基本的な考え
2. 圏域間連携の強化による広域的地域圏の形成
3. 圏域別展開の基本方向

第6章 計画の効果的な実現

1. 沖縄振興特別措置法と本計画の関係
2. 計画の実施方法等

第1章 総説

(中略)

2. 計画の性格

本計画は、これまでの沖縄振興分野を包含する総合的な基本計画であって、沖縄21世紀ビジョンで示された県民が描く将来像の実現に向けた取組の方向などを踏まえ、沖縄の福利を最大化すべく、計画における「基本方向」や「基本施策」などを明らかにしたものです。同時に、沖縄振興特別措置法に位置付けられた沖縄振興計画としての性格を持ち合わせています。したがって、沖縄県の施策の基本となるものであり、国、市町村等においても尊重されるべきものです。また、県民をはじめ企業、団体、NPOなどの各主体の自発的な活動の指針となるものです。

なお、沖縄21世紀ビジョンにおいては、第1に、自然を愛し伝統文化を大切にする心を「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」へ、第2に、人と人との絆を大事にする心を「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」へ、第3に、強くしなやかな経済や豊かさを求める心を「希望と活力にあふれる豊かな島」へ、第4に、世界との交流を通じて平和を希求する心を「世界に開かれた交流と共生の島」へ、第5に、希望と夢にあふれる人材を育む心を「多様な能力を発揮し、未来を拓く島」へと5つの目指すべき将来像が示されています。

また、「大規模な基地返還とそれに伴う県土の再編」、「離島の新たな展開」、「海洋島しょ圏沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築」、「地方自治の拡大」といった、国の責務として解決が求められる克服すべき沖縄の固有課題を明らかにしています。

3. 計画の期間

本計画の期間は、沖縄21世紀ビジョンが想定する概ね20年後に至る前期10年に相当し、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画の期間である平成24年度から平成33年度までの10年間とします。

4. 計画の目標

本計画においては、沖縄の特性を発揮し、日本と世界を結び、アジア・太平洋地域の平和と発展に貢献する先駆的地域を形成し、経済情勢を踏まえた自立的発展の基礎条件を整備し、我が国の発展に寄与する新生沖縄を創造するとともに、自然や文化などよき沖縄の価値を高めていく再生沖縄に取り組み、沖縄21世紀ビジョンで掲げた5つの将来像の実現及び4つの固有課題の解決を図り、「時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな『美ら島』おきなわ」を実現することを目標とします。

(中略)

第5章 圏域別展開

(中略)

3. 圏域別展開の基本方向

(1) 北部圏域

(中略)

【展開の基本方向】

沖縄振興事業等で蓄積された基盤、施設等を有効活用するとともに、新たな北部振興に関する事業等を推進し、雇用機会の創出、魅力ある生活環境の整備、情報通信関連産業の振興等を図ります。

貴重な動植物の宝庫であるやんばるの森、ジュゴン等が生息する海域、美しい海浜等の自然環境及び固有の文化の保全と経済開発、社会発展との調和を図り、地域の特性に応じた振興に取り組みます。また、国際的な学術研究・リゾート拠点としての基盤及び環境整備を図るとともに、地域特性を生かした農林水産業の振興を図ります。

さらに、拠点都市である名護市の多様な都市機能の充実を図りつつ、地域間の円滑な連携を促進し、その拠点性を高めていきます。

過疎地域においては、沖縄県過疎地域自立促進方針に基づき策定された沖縄県過疎地域自立促進計画及び市町村計画に基づき、若者が定着する魅力に満ち、活力に富んだ個性豊かな地域社会の実現を目指して諸施策を推進します。

また、辺地地域においては、その地理的特性等から交通条件、その他生活環境に著しい不利性を有することから、引き続き、公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するなど、生活環境整備等の推進に取り組む市町村を支援します。

人口減少・高齢化が進む離島では、特色ある地域資源を活用した地場産業の振興等に取り組むとともに、医療、福祉、教育をはじめ生活環境基盤の整備を推進し、定住条件の整備を図ります。

ア 環境共生型社会の構築

二次林や原生的な自然林を含めた多様な自然環境を有し、固有かつ絶滅のおそれがある種が多数生息するやんばる地域においては、人と自然が共生した社会の形成に向け、国や北部3村、関係団体との連携により、世界自然遺産への登録や、遺産価値を維持管理する仕組みの構築及び地域住民への理解の浸透を図るなど自然環境の保全と適切な利用の推進に向けた活動の充実を促進します。

また、生物多様性の保全のため、陸域におけるマングース等外来種の防除や海域におけるオニヒトデの駆除及び大量発生するリスクを低減するための対策を強化します。

さらに、干潟・藻場等の海域及び森林、河川、海岸等の陸域については、保全すべき地域、利用する地域のゾーニングを行い、自然環境の保全・再生・適正利用に取り組むほか、赤土等流出問題については、農地を重点に各種発生源対策の強化等を含めた総合的な対策を推進します。

離島を含め、太陽光発電や風力発電、豊富な地域資源を活用したバイオマスエネルギーなど再生可能エネルギーの導入・普及を推進し、先駆的なエネルギーの活用を図ります。

イ 圏域の特色を生かした産業の振興

(ア) 観光リゾート産業の振興

緑豊かな山々や美しい海岸線、そこで生息する貴重な動植物など、多様で個性豊かな自然環境、今帰仁城跡、芭蕉布など歴史的・文化的に優れた地域資源を生かした魅力ある観光地づくりを推進します。

このため、環境保全活動と経済活動が共存するルールづくりなどに取り組むとともに、大宜味村における芭蕉布製作やグリーン・ツーリズム、東村、国頭村及び名護市のエコツーリズム、伊江島等の民泊など体験・参加型観光の取組による地域特性・地域産業と密接に連携した観光スタイルの充実を促進します。

また、奥ヤンバル鯉のぼり祭り、東村つつじ祭り、伊江島ゆり祭り、本部町、名護市及び今帰仁村の桜祭りなどの地域イベントの充実を促進し、北部観光の多彩な魅力を高めます。さらに、宜野座村から金武町、中部圏域のうるま市に至る環金武湾地域における金武湾の特性や自然、文化を生かした健康保養をテーマとした滞在型観光や海洋レジャーなどの取組を促進します。あわせて、自然、文化など多様な魅力を有する離島地域を観光資源として積極的に活用するため、離島の多様で特色ある魅力を発信し、各離島への誘客を図るとともに、離島を含む広域周遊ルートの形成や受入環境の整備に関係機関と連携して取り組みます。

地域における観光人材を確保するため、観光コーディネーター、観光プロデューサー、観光ガイドを育成し、地域の魅力開発と受入体制の充実を推進するほか、地域における文化を担う人材を確保するため、伝統文化の後継者・技術者等の育成を図ります。

(中略)

あわせて、沖縄を代表する観光リゾート地としての沿道景観整備やまちなみ景観創出など、地域にふさわしい個性豊かな風景づくりを進め、観光イメージや地域の魅力向上を図るほか、共同売店や都市農村交流拠点施設などを活用して地域の人々とのふれあいや地域の魅力を発掘・発信する取組を促進します。

観光関連施設については、国内外からの観光客の増大や観光の高付加価値化などに対応するため観光地形成促進地域制度を活用した民間施設の整備を促進するほか、省エネ設備など新たな環境技術等の導入促進に努めます。

(イ) 農林水産業の振興

きく、ゴーヤー、さやいんげん、かんきつ類、マンゴー等の品目については、生産施設の整備、生産出荷組織の育成、販売体制の整備等を計画的に実施し、新たな産地認定と既存産地の育成に重点的に取り組みます。

さとうきび、パインアップルについては、優良種苗の導入、増殖、普及等により品質向上を図るとともに、農地所有適格法人、農作業受託組織等を育成・強化し、生産拡大に向けた取組を推進します。

(中略)

また、かんがい施設等や区画整理等の生産基盤の整備、農業水利施設等の長寿命化、防風林等の農地保全対策を推進します。赤土等流出問題については、総合的な対策を推進し、農地保全及び環境負荷低減を図ります。

養豚については、環境に配慮しつつ、系統造成豚を活用した独自ブランドの育成・拡大、飼養管理技術の向上や優良種豚の導入を推進します。肉用牛については、子牛の拠点産地化や、優良肥育素牛の導入等による経営の安定化を推進します。酪農については、自給粗飼料の生産拡大及び生産基盤の強化に努めるとともに、牛乳の消費拡大を図ります。養鶏については、飼養環境の改善を図りつつ生産振興に取り組みます。

さらに、薬用作物、シークワサー、黒糖、沖縄産紅茶等の特産品の高付加価値化、ブランド化を図るため、食品加工、流通、販売、観光等が連携した体制の整備及び強化を推進するとともに、農産加工施設などの整備を図ります。

周辺離島の含蜜糖生産地域においては、農家の所得安定及び製糖事業者の経営安定化に向けた支援とあわせ、国内外への販売展開や新商品開発、多用途利用等による需要拡大等に取り組みます。

林業については、木材生産の産地形成及び特用林産物の生産の促進、県産材の利用開発を図ります。また、森林の持つ多様な機能を持続的に発揮させるために必要な森林整備を推進するとともに、森林ツーリズム等による多面的活用を図ります。

水産業については、水産物流通の拠点である名護漁港を中心に、水産物の生産・加工・流通機能を強化するとともに、老朽化した漁港・漁場等生産基盤施設の維持更新を計画的に推進します。また、食品加工業者等と連携して高付加価値化を図るとともに、近海魚介類の資源管理による持続的利用を図ります。

農山漁村地域においてグリーン・ツーリズム等による交流・体験及び滞在拠点を形成し、観光リゾート産業等との連携や農林水産業の多面的機能の強化を図ります。

(ウ) 地域リーディング産業の振興

(中略)

また、環境関連産業の創出を目指し、離島地域を含め太陽光発電や風力発電、バイオマス等の再生可能エネルギー導入に関する実証試験・実用化に取り組むとともに、離島等における廃棄物の再資源化や有効活用など調査研究を踏まえて実施するほか、環境関連ビジネスモ

デルの創出を促進します。

(中略)

(エ) 商工業の振興

(中略)

地元の農林水産物をはじめ有形・無形の地域資源を活用した商品開発や販売促進などやんばるブランドの創出に向けた農商工連携による取組を促進するとともに、既存の農林水産物加工施設等の利活用を促進します。また、地域に応じた販売体制の構築、地域リーダー等人材の育成を図ります。

(中略)

ウ 生活圏の充実

(ア) 交通及び物流基盤の整備

(中略)

(イ) 生活環境基盤等の整備

(中略)

(ウ) 保健医療・福祉関連機能の充実

(中略)

(エ) 教育機会の確保等

(中略)

エ 駐留軍用地跡地利用の推進

北部訓練場の過半の跡地については、国や村、関係団体と連携して、国立公園の指定や世界自然遺産の登録に向け、自然環境の適切な保全や森林地域の保全・整備に取り組み、安波訓練場の跡地とあわせて、やんばるの森の資源を生かした活用を図ります。

(中略)

オ 国際交流等の推進

(中略)

また、外国人観光客に対応するため、多言語を用いた案内板表記などの環境整備を図るとともに、通訳案内士の育成など諸外国との人的交流を推進するための基盤の整備に取り組みます。

(中略)

(5) 八重山圏域

(中略)

【展開の基本方向】

多様性に富んだ豊かな自然環境を保全するとともに、各種伝統行事や伝統芸能、伝統工芸の継承を図り、各々の島独自の魅力を高めながら、エコツーリズムやグリーン・ツーリズムなどの体験・滞在型観光を推進し、本圏域特有の観光リゾート産業の振興に取り組みます。

また、自然及び地理的条件を生かした農林水産業の振興を推進するとともに、我が国の南西端に位置する特性を生かした国内外との人的・物的交流の促進を図り、地域の活性化に努めます。

さらに、本圏域の拠点都市である石垣市において医療、福祉、教育等の施設の充実を図るとともに、周辺離島との交通利便性の向上に取り組みます。

周辺離島など過疎化や高齢化の進行が著しい地域においては、伝統・文化など魅力ある地域の資源を生かした地場産業の振興等に取り組むとともに、行政、医療、教育をはじめ生活環境基盤の整備を推進するほか、割高な生活コストの低減や様々な格差の是正など定住条件の整備を図ります。

また、自然災害対策として、生活環境の安定確保を維持するための公共施設等の機能強化を図ります。

ア 拠点都市機能の充実

(中略)

石垣港では、防災機能の強化やエネルギーバースの整備を含めて交流拠点としての港湾機能の拡充を図るとともに、国際的な観光リゾート地としての基盤強化を図るため、海外からの大型旅客船に対応した岸壁等の整備を促進します。新石垣空港については、国際線の受入機能を強化するほか、国内外への路線拡充に向けた取組を図ります。また、住民の負担軽減に向けて、船賃及び航空運賃の低減化を図ります。

観光リゾート地としての魅力向上、交流人口の拡大を図るため、空港、港湾などの広域交通拠点と中心市街地、集落、観光地等を連結する石垣空港線などの幹線道路等及びそれらを補完する市町村道の整備を促進します。

(中略)

イ 圏域の特色を生かした産業の振興

(ア) 観光リゾート産業等の振興と産業イノベーションの推進

自然環境、景観、伝統文化など固有の地域資源を生かした地域の活性化に向けて、交流人口の拡大に取り組みます。このため、石西礁湖をはじめ世界有数といわれるサンゴ礁域や西表島の広大な原生林・マングローブ林など多様性に富んだ自然環境、地域内の歴史・文化資

源、熱帯果樹などの農林水産物、住民のホスピタリティなど、様々な資源を活用した独自の観光スタイルの創出を促進します。

(中略)

あわせて、自然、文化など多様な魅力を有する離島地域を観光資源として積極的に活用するため、離島の多様で特色ある魅力を発信し、各離島への誘客を図るとともに、離島を含む広域周遊ルートの形成や受入環境の整備に関係機関と連携して取り組みます。

また、環境共生型観光地の形成を図るため、自然資源の利用ルールの策定や周知の徹底、環境に配慮した良質な観光メニューの開発・拡充・普及、環境負荷の低減を図る施設整備等により、持続的な観光地づくりを推進します。

さらに、新規航空会社の誘致や定期航空路線開設に向けたセールス活動の展開による航空路の充実、クルーズ船の誘致など近隣諸国等からの観光誘客活動を地域との連携により推進するとともに、観光地形成促進地域制度の活用による国内外からの観光客の増大に対応した民間施設の整備促進、国に対する出入国手続（C I Q）の円滑化の働きかけ、通訳案内サービスの向上等の受入体制の強化に取り組み、観光客の満足度向上に努めます。

(中略)

(イ) 農林水産業の振興

かんがい施設や区画整理等の生産基盤の整備を推進するとともに、既設施設の再編・更新を図り、農業用水の有効活用等を促進します。また、台風等気象災害から農作物被害を防ぐための防風林整備や赤土等流出問題の総合的な対策を推進し、農地保全及び環境負荷の低減を図ります。

パインアップル、かぼちゃ、オクラ、熱帯性花き等の品目については、生産施設の整備、流通・販売体制の整備等を計画的に実施し、拠点産地の育成に重点的に取り組みます。

さとうきび、肉用牛等については、生産体制の強化及び資源循環型農業を推進します。特に、さとうきびについては、優良種苗の増殖普及、土づくり、土壌病害虫の防除等により生産性及び品質向上に努めるとともに、農地の利用集積による経営規模の拡大、農地所有適格法人・農作業受託組織等の育成・強化等を図ります。

周辺離島の含蜜糖生産については、農家の所得安定及び製糖事業者の経営安定化に向けた支援とあわせ、黒糖ブランドの確立、販路開拓や多用途利用等による需要拡大を図ります。

畜産業については、環境問題に配慮しつつ、子牛の拠点産地化、「石垣牛」等の肥育牛のブランド化を推進するとともに、食肉センターの整備等を図ります。

水源かん養、潮・風害防備等、森林の持つ多様な機能を維持発揮させる森林整備とあわせて、森林ツーリズム等による森林の多面的活用を図ります。

水産業については、マチ類などの近海魚介類の資源管理に努めるとともに、モズクやハタ類などのつくり育てる漁業の推進とブランド化による生産拡大を図ります。

また、流通加工施設等の整備により流通機能の強化を図るとともに老朽化した漁港・漁場

等生産基盤施設の維持更新を推進します。さらに、良好な漁場環境の保全、漁業秩序の維持・確保に取り組みます。

農山漁村地域においてグリーン・ツーリズム等による交流・体験及び滞在拠点を形成し、観光リゾート産業との連携や農林水産業の多面的機能の発揮を図ります。

ウ 生活圏の充実

(ア) 生活環境基盤等の整備

(中略)

(イ) 保健医療・福祉関連機能の充実

(中略)

(ウ) 公平な教育機会の確保等

(中略)

エ 環境共生型社会の構築

島しょ地域である本圏域では、環境負荷に対して脆弱な構造を有していることから、廃棄物の排出抑制や減量化、リサイクル等を推進するとともに、地域実情を踏まえた廃棄物の効率的な処理を促進します。

また、公共下水道、集落排水施設の整備や合併処理浄化槽の普及等を図るとともに、雨水、再生水等の水資源の有効利用を推進します。

さらに、環境保全型農業、太陽光発電、風力発電、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、マイクログリッド実証事業など諸施策を先駆的に取り組み、資源循環型社会の形成を図ります。

サンゴ礁生態系を保全するため、オニヒトデの集中的な駆除等を実施するほか、赤土等流出など陸域からの環境負荷対策に取り組みます。

また、西表島地域の世界自然遺産登録に向けて、国や町、関係団体との連携により、遺産価値を維持管理する仕組みの構築及び地域住民への理解の浸透を図るなど自然環境の保全と適切な利用の推進に向けた活動を促進します。

オ 国際交流等の推進

国際的な相互理解の促進を図るため、台湾等との民俗芸能、伝統工芸、修学旅行などの文化交流等を促進します。さらに、多言語を用いた案内板表示や特産品等表示、情報通信技術を活用した観光・公共交通情報等の多言語配信などを促進しつつ、圏域内の周遊をサポートする体制整備を図ります。

(後略)

5-46 沖縄県観光振興基本計画

(第5次)

概要版

1 計画策定の意義

沖縄県では観光を県経済のリーディング産業と位置付け、その振興のためにさまざまな取組をおこなってきました。その結果、現在では国内有数の観光リゾート地としての評価を得ています。しかしながら、近年は世界的に不安定な経済状況や新型インフルエンザなどの世界的流行、紛争やテロの発生、さらに東日本大震災などさまざまな影響を受ける形で入域観光客数が伸び悩んでいるなど、沖縄観光にとって厳しい状況を迎えています。

このような状況の中で、今後も持続的に沖縄観光を維持、さらに発展させるためには、海外市場の戦略的な開拓や環境と共生する観光地への展開、沖縄観光ブランドの構築などに積極的に取り組んでいく必要があります。そこで、沖縄県では観光振興基本計画および関連計画を策定し、各種取組を戦略的かつ積極的に実施していきます。

2 計画の性格

本計画は、沖縄県観光振興条例(昭和54年条例第39号)第7条に基づき、観光の振興に関する基本的な方向を明らかにするために策定する計画です。

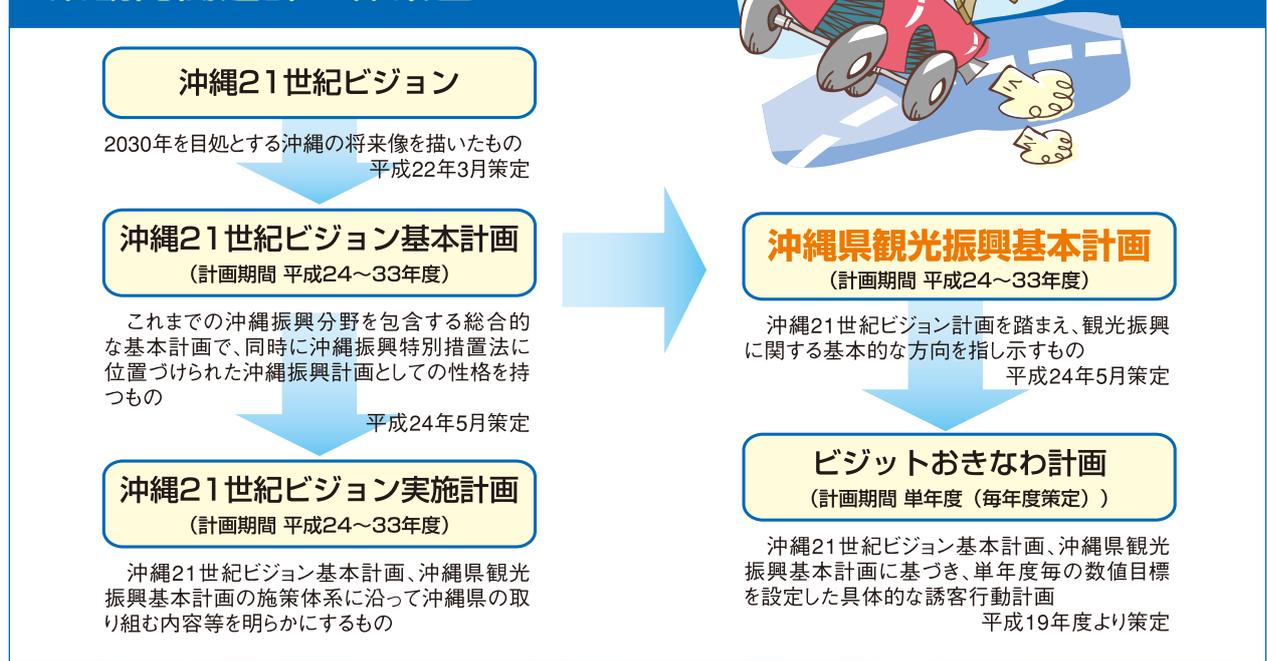
県民をはじめとした沖縄観光に関わるすべての人が認識すべき10年後の沖縄観光のビジョンを指し示す計画であり、各主体が協働してそのビジョンを実現するための基本方針を示すものです。

3 計画期間

平成24年度から平成33年度までの10年間です。



県観光関連計画体系図



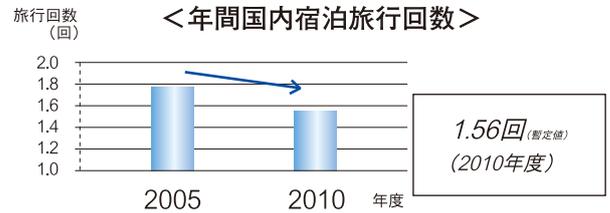
4 国内外の旅行動向

現在、沖縄を訪れる観光客の9割以上は日本人観光客です。しかし、国民一人あたりの国内宿泊旅行回数、宿泊数、世帯あたりの旅行関連支出ともに減少傾向にあります。

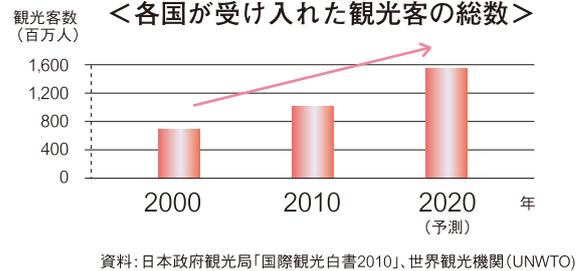
一方で、世界全体では観光客数は増加しており、今後も増加することが予測されています。そのため、日本政府も訪日外国人を2020年初めまでに2,500万人、将来的には3,000万人という目標を掲げています。



＜年間国内宿泊旅行回数＞



＜各国が受け入れた観光客の総数＞

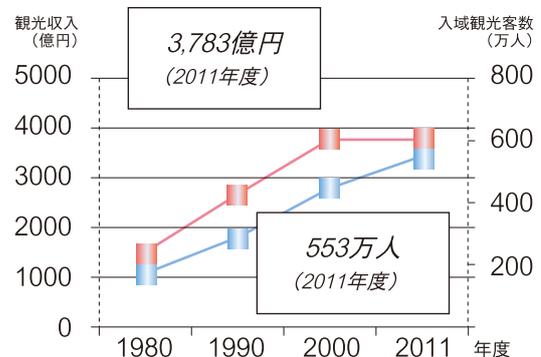


5 沖縄観光の状況

1972年以降、順調に伸びてきた観光収入と観光客数ですが、近年はそれぞれ4,000億円前後、500～600万人の間で伸び悩んでいます。また滞在日数も減少傾向から近年は横ばい、観光客の一人あたり県内消費額についても緩やかに下降しています。

誘客に不可欠な航空路線については、国内便は2007年度から路線数が減少しています。一方、国際便はソウル、台北、香港、上海に加え、2011年度到北京、グアムの2路線が加わり、6路線となっています。

＜観光収入と入域観光客数＞



6 今後10年間で対応すべき沖縄観光の課題

沖縄観光にかかわる外部環境および内部環境を踏まえて、本計画で目指す10年後の沖縄観光の将来像を実現するため、今後10年間で対応すべき課題について、以下のように整理しました。

今後10年間で対応すべき沖縄観光の課題

- | | |
|------------------|----------------------|
| 1. 観光地間の国際競争への対応 | 4. 持続的な観光基盤の整備 |
| 2. 環境問題への対応 | 5. 観光に対する県民理解のさらなる促進 |
| 3. 基幹産業としての役割の発揮 | 6. 観光振興に資する人材育成の推進 |

7 目指す将来像

本計画および関連計画に基づいて各種の取組を行い、今後の10年間で沖縄を「世界水準の観光リゾート地」とすることを目指します。

「世界水準の観光リゾート地」とは、洗練された観光地としての基本的な品質が確保され、更に沖縄らしさを魅力として加え、アジア・太平洋地域における観光地間の競争の中で「沖縄／OKINAWA」が国内外の人たちに広く認められた観光リゾート地となっている状態と定義しています。

8 将来像実現の核となる3要素

沖縄の魅力の核となる3要素として、「島の海・森・生物多様性(自然)」、「島の歴史・文化芸能(文化)」、そして「島の安全・安心・快適性(人・環境)」の3つを掲げました。

これらの要素を更に活用することによって競争力を増大させ、魅力あふれる観光地「沖縄／OKINAWA」を形成します。

9 目標フレーム

本計画に掲げた諸施策を積極的に展開することにより10年後の達成目標として、以下に掲げる目標値の達成を目指します。

将来像

世界水準の観光リゾート地



将来像が実現されると

観光客は

国内外から、ニーズに応じた観光地を訪れることができ、リラックスして沖縄ならではの感動体験と交流を楽しんでいます。



観光産業は

安定的に観光収入を得て、県経済を牽引する存在となっており、誇りと責任ある産業体を形成しています。



県民は

観光から社会的・経済的なメリットを最大限享受しており、沖縄における観光の価値を認め、積極的に魅力的な観光地づくりに参加しています。



観光資源は

自然・文化資源ともにその価値が尊重されており、地域の状況に応じた適切な活用と保全が図られています。



平成33年度達成目標

- | | |
|---------------------------------------|--|
| 1. 観光収入 1兆円 | 4. 人泊数 4,027万人泊
(国内客3,152万人泊／外国空路客875万人泊) |
| 2. 観光客一人あたり県内消費額 10万円 | 5. 入域観光客数 1,000万人
(うち国外客200万人) |
| 3. 平均滞在日数 5日
*外国客については空路による来沖客とする。 | |

10 施策の基本方向と展開

以下の基本方向に基づいた施策を展開し、10年後に目指す将来像を実現させていきます。なお、計画本文では施策の展開ごとにさらに具体的な内容を記述しています。

1 多様で魅力ある観光体験の提供

<施策の基本方向>

沖縄観光の核である「自然」と「文化」の保全・継承と活用のバランスを図りながら、沖縄らしい観光体験を高品質で提供するとともに、それらのイメージを基調としながら、スポーツや医療、沖縄の文化芸能などを活用した多様なツーリズムを展開することで新たな市場を開拓します。



<施策の展開>

- (1) 沖縄版自然観光を推進します
- (2) 沖縄版文化観光を推進します
- (3) 多様なツーリズムを展開します
- (4) 品質保証制度について検討します
- (5) 地域の特色づけを促進します

2 基盤となる旅行環境の整備

<施策の基本方向>

観光客に安全・安心・快適に過ごしていただくために、基盤となる交通および情報インフラ、観光人材の育成に取り組みます。

また、観光地としての景観形成、沖縄らしい旅行環境の整備やユニバーサルデザインを推進し、緊急時対応を強化することで、より安心できる暖かく親しみやすい観光地づくりを進めます。



<施策の展開>

- (1) 交通網の整備を推進します
- (2) 情報インフラの整備拡充を図ります
- (3) 観光産業にかかわる人材を育成します
- (4) 観光地としての景観形成を進めます
- (5) ユニバーサルデザインを推進します
- (6) 緊急時の対応を強化します

3 観光産業の安定性確保

<施策の基本方向>

県内消費額の向上や滞在日数の増加、季節変動の平準化等による観光客数の確保を図ることで、安定的な観光収入による観光産業の持続的な発展を推進します。

また、関連産業への波及効果の増大や雇用の維持によってリーディング産業としての存在感を更に高めていきます。

<施策の展開>

- (1) 観光収入の確保に向けた取組を推進します
- (2) 関連産業への波及効果の増大を図ります
- (3) 雇用の維持・確保に向けた取組を推進します
- (4) 責任ある産業体形成に向けた取組を推進します

4 効果的なマーケティング

＜施策の基本方向＞

市場の変化に迅速に対応し効率的に誘客を図っていくため、実効性の高い市場調査・分析とその結果に基づいた戦略的な市場開拓や市場ごとのきめ細やかなプロモーションを実施します。

また、競争力を高め、沖縄を広く認知してもらうため、沖縄観光ブランドの構築を図ります。

＜施策の展開＞

- (1) 迅速性の高い市場調査と適切な分析を行います
- (2) 戦略的な市場開拓を行います
- (3) 沖縄観光のブランドを構築します
- (4) 実効性あるプロモーションをおこないます

5 推進体制の再構築

＜施策の基本方向＞

県民を含め、すべての関係者が協働し、一体的な取組をおこなっていくため、改めて関係者の協働の場づくりをおこないます。

また、県民との共創による観光まちづくりを推進するほか、観光教育の推進や県民の県内観光の促進を図り、観光に対する理解を深めます。

あわせて、沖縄観光の現況について客観的に共有するための指標について検討します。

＜施策の展開＞

- (1) 協働の場づくりをおこないます
- (2) 県民との共創による観光まちづくりをおこないます
- (3) 客観指標に基づいて政策を決定します



11 圏域別の基本方向

観光振興に関する圏域別の基本方向については、本計画の上位計画にあたる沖縄21世紀ビジョン基本計画の「第5章 圏域別展開の基本方向」に基づき、本計画で掲げる5つの施策の基本方向に沿って、地域特性を踏まえて展開します。

12 成果の測定

「世界水準の観光リゾート地」を実現するにあたって設定した4つの達成イメージに対して成果指標を設定し、本計画に基づいた取組の実施によってどこまで達成に近づいているか、関係者で情報を共有しながら確認ができるようにします。

また、成果指標の目標数値についても、将来的な入域観光客数1,000万人の目標を鑑みながら、指標ごとに検討、設定を行っていきます。

5-47 やんばる森林ツーリズム推進全体構想（抜粋）

策定主体 やんばる3村世界自然遺産推進協議会

策定年月 平成30年8月

目次（抜粋箇所を太字で示す）

第1章 理念と基本方針

1. 対象地域について
 - 1) 本構想における「やんばる」の範囲
 - 2) 本構想の対象地域
 - 3) 関連法令・制度について
2. やんばる地域における森林ツーリズム推進の背景
 - 1) やんばるの森林の自然と文化
 - 2) やんばる型森林業の推進
 - 3) 世界自然遺産登録への対応
3. **やんばる地域における森林ツーリズム推進の目的**
4. **森林ツーリズムの理念と基本方針**
 - 1) 理念
 - 2) 基本方針

第2章 対象となる自然観光資源

1. 自然観光資源の定義

第3章 森林ツーリズムの実施方法について

1. **ガイドダンス及びプログラムについて**
 - 1) ツアー実施の基本的な考え方
 - 2) 主なガイドダンス及びプログラムの内容
2. **利用ルールについて**
 - 1) **利用ルールの全体構成**
 - 2) 共通ルール
 - 3) フィールド別ルール
3. **モニタリング及び評価について**
4. **ガイド制度について**
 - 1) **ガイド制度の目的**
 - 2) **ガイド制度の全体像**
 - 3) **ガイド制度の内容**
 - 4) **ガイド養成の考え方**

第4章 組織の参加主体について

1. 組織の役割
2. 組織の設立について
3. **森林ツーリズムやんばる3村部会の構成**
4. 費用の負担について

第1章 理念と基本方針

(中略)

3. やんばる地域における森林ツーリズム推進の目的

上記のような背景から、本構想においては、やんばる地域の豊かな自然及び、これと密接に関わってきた文化を持続可能な形で活用し、地域全体に経済効果が波及するようなツーリズムを提供することによる、地域振興への貢献を目指す。また、森林ツーリズムが地域振興に貢献することにより、自然・文化資源の価値が地域内外の人々に認識・共有され、結果としてこれらの資源の保全・継承に繋げることを目的とする。

森林ツーリズムを推進し、この目的を達成するため、やんばる各村の森林ツーリズム推進に係る組織（各村組織）及び、やんばる3村が一体となって取り組んでいくための、やんばる3村森林ツーリズム部会（3村部会）を設立する。各村組織については、本構想策定のために立ち上げられた各村WG会議が中心となって移行する形で設立する。3村部会については、「やんばる3村世界自然遺産推進協議会」の下部組織として新たに設立する。

4. 森林ツーリズムの理念と基本方針

1) 理念

やんばる地域の森林・林業によって育まれてきた自然や伝統文化等の地域固有の資源を、観光を通して持続可能な形で利用する。

その利用にあたっては、多様な関係者との協働により地域との共生を図りつつ、地域全体の振興への貢献を目指すものとする。

また、これらの取組により、地域固有の自然・文化の価値を地域内外で広く共有し、次世代への継承に努める。

2) 基本方針

上記の理念のもと、以下のように方針を定める。

「様々な森の恵みを体験を通して、感じて、学ぶ」を森林ツーリズムのコンセプトとし、その実施にあたっては、保全の原則として「自然環境」、「地域社会」、「安全性」という3つの観点からの持続性の確保を掲げ、これを順守する。

(中略)

第2章 対象となる自然観光資源

1. 自然観光資源の定義

(中略)

このようなことから、やんばる地域は場所に関わらず、全体として保全のための取組が求められる特別な地域であり、また、自然観光資源として利用しうるものであることから、森林ツーリズムの実施にあたっては、その是非について慎重に検討する必要がある。適切な利用を図るためには、利用状況を把握する必要があることから、基本的に本構想の対象地域のすべての場所において、森林ツーリズム実施者に利用届出の提出を求めることとする(45ページ参照)。

その上で、保全と利用の両立を図るためのルールの設定や、モニタリングの実施等が可能な受け入れ体制が整った場所について、一定のルールの下で利用が可能なフィールドとして、「登録フィールド」を設定する。

登録フィールドにおいては、その管理や保全を目的としてフィールド別の利用ルールを設定し、ツアーを実施するガイド事業者に対してはガイド登録及びフィールド利用登録を義務付けることとする。

さらに、自然・社会条件等の事由から、特に慎重に利用すべきフィールドについては「限定フィールド」に位置づけ、3村部会に認定されたガイドのみにフィールド利用登録を限定する。

登録フィールド、限定フィールド以外で、特に利用の推進を図りたいフィールド(多人数の利用を受けいられるよう整備されたフィールド等)については、オープンフィールドに位置づける。このフィールドにおいては利用ルールを設定し、モニタリングも実施するが、利用登録は行わない。

限定フィールド、登録フィールド、オープンフィールド以外のフィールドについては受入体制が整っていないことから、基本的にはツアー利用については推奨しないが、そのうち自然環境保全上の理由等から利用しない方針とするフィールドについては、別途、保護フィールドとして設定し、同様に、ツアー事業者等に周知する。

(中略)

＜フィールド利用の前提条件＞	
<p>やんばる地域は全体が特別な地域であり、適切な利用を図るためにツアー実施状況を図る必要があることから、ツアーの実施に当たってはフィールドの種類に関わらず利用申出書を提出する。</p>	
保護フィールド 【ガイド利用不可】	自然環境保全上の事由等から利用しない方針とするフィールド。
限定フィールド 【地元ガイドのみ利用可】	本構想における地元の認定ガイドのみに利用を限定するフィールド。認定ガイドは利用登録を行ったうえで、フィールド別ルールの遵守を条件に利用することができる。
登録フィールド 【3村外のガイドも利用可】	登録ガイドとなり、利用登録を行ったガイドであれば、フィールド別ルールの遵守を条件に利用することができるフィールド。
オープンフィールド 【3村外のガイドも利用可】	利用ルールを守れば利用登録せずに利用できる。

(中略)

第3章 森林ツーリズムの実施方法について

(中略)

2. 利用ルールについて

1) 利用ルールの全体構成

3つの保全原則に基づく持続性を確保し、様々な森の恵みを感じられる森林ツーリズムを推進するため、利用のルールを設定する。

(中略)



図-利用ルールの全体構成

2) 共通ルール

以下に一般利用者向けルール及び事業者向けの共通ルールを示す。

表-一般利用者・事業者向けルール及び観光以外の目的で森に入る利用者向けルール

一般利用者向け	事業者向け
<p>1. やんばるの自然に入る場合はやんばる 3 村森林ツーリズム協議会・各村の協議会へご連絡ください。</p> <p>2. 保全原則に基づき登録ガイドが開催するツアーに参加しましょう。</p> <p>3. 地域の資源の魅力を体験を通して感じ、学びましょう。</p> <p>4. 保全原則を理解し、自然・文化資源や地域を大切にしましょう</p> <p>※上記のルールについて、現場においては、一般利用者にわかりやすく具体的な、以下の表現で説明・紹介する。現場の状況に応じ、内容を適宜追加・変更していく。</p> <p>①やんばるの森の自然や生き物を大切にしましょう</p> <p>②山に入る場合は自己責任です。安全と天候には十分に配慮し、責任ある行動をしましょう</p> <p>③ハブなど危険な生き物には十分に注意しましょう。</p> <p>④必ず携帯電話を持って山に入りましょう。</p> <p>⑤ゴミはすべて持ち帰り、やんばるの森や自然を汚さないようにしましょう。</p> <p>⑥道を外れて森の中へ入らないようにしましょう</p> <p>⑦動物や植物を採ったり、踏みつけたりしないようにしましょう</p> <p>⑧地域の生活や歴史・文化を尊重し、人々の暮らしや神聖な場所には配慮しましょう</p> <p>⑨やんばるの生き物や地域の人々にやさしい運転をしましょう</p> <p>⑩フィールド・季節に適した服装で森に入りましょう</p> <p>⑪地域それぞれの名物や特産品を楽しみましょう</p>	<p>1. やんばるの自然に入る場合はやんばる 3 村森林ツーリズム協議会・各村の協議会へご連絡ください。</p> <p>2. コンセプト(本全体構想 6 ページ)に基づいた、やんばるの森の魅力を伝えられるようなツアーを実施すること</p> <p>2. ツアー実施のための届出を提出すること。</p> <p>3. 利用方法が定められているフィールドについてはこれに必ず従うこと。</p> <p>4. 保全原則(本全体構想 9 ページ)に基づいた事業経営を行うこと。</p> <p>5. ツアー事業者はフィールド利用者の責務としてモニタリングに参加し、持続性の確保に貢献すること</p>
<p>観光以外の目的で森に入る利用者向け (撮影篇)</p>	
<p>1. やんばるの自然に入る場合はやんばる 3 村森林ツーリズム協議会・各村の協議会へご連絡ください。</p> <p>2. フィールドによって観光で使用している場合は配慮しましょう。(ガイドツアーや個人で森に入り、自然を楽しんでいる人がいます。観光の妨げにならないよう配慮をしましょう。)</p> <p>3. 利用方法が定められているフィールドについてはこれに必ず従うこと。</p> <p>4. 保全原則を理解し、自然・文化資源や地域を大切にしましょう</p> <p>4. ツアー以外の利用(撮影・教育等)でも届出をしましょう</p>	

(中略)

3. モニタリング及び評価について

保全原則に基づいた形で森林ツーリズムを実施・継続するためには、「自然環境」、「地域社会」、「安全性」という 3つの項目それぞれの状態を常にモニタリング（監視）し、その結果を各村組織の中で共有しながら必要な対策やルールの改訂等について検討する必要がある。ツアー事業者は自らモニタリングを実施し、この検討結果をツアープランにも反映し、持続性の確保に活かしていく必要がある。

限定フィールド、登録フィールド、オープンフィールドにおいては 3つの保全原則の状況を確認するために、下表に示すモニタリング指標例を参考に各村やフィールドの特性に応じてモニタリング指標・方法・実施者・実施頻度等を設定し、継続的にモニタリングを実施する。

指標項目に関連して、既に様々な関係機関等によって調査等が実施されているため、これらの調査と連携し、できる限り既存の調査結果からデータを集約する。また、ツアー事業者は日々

の活動の中で、気づいたことを記録するなど、継続的に実施可能なモニタリングを担うこととする。このようなデータを収集した上でさらに必要なデータがある場合には、専門家の協力を仰ぎながら科学的調査を実施するが、この調査の際には、継続的な調査の実施を担保できる費用負担の仕組みを検討する必要がある。

モニタリングの結果については、各村組織において定期的に情報共有を図り、3つの観点の持続性について問題が生じていないか確認を行う。何らかの問題が生じている場合には、改善のための措置を検討し、必要に応じてルールの変更や、各事業者のツアープログラムへ反映させる。

(中略)

4. ガイド制度について

1) ガイド制度の目的

地域の持続可能な振興のためには、来訪者に対して、やんばるの森林の魅力やその保全の重要性等について理解を促し、地域社会への貢献に繋がるツアーの実施が求められる。

そのためには、フィールドとなる地域に関しての深い知見やインタープリテーション能力を有し、参加者を十分に満足させるだけでなく、フィールドの保全や地域貢献に資するプログラムを企画・実施することが出来る質の高いツアーを提供できるガイドが不可欠である。

そこで、森林ツーリズムの理念を理解した上で、保全原則（自然環境、安全性、地域社会の3点からの持続性の確保）を遵守し、利用コンセプトに基づいたツアーを実施できる地元のガイドを育成・確保し、さらに、一定の基準のもとで認定することで、地域外のガイドとの差別化を図ることを目的としてガイド制度を設けることとする。

(中略)

2) ガイド制度の全体像

(1) ガイドの登録・認定制度

やんばる3村において有償でツアーガイドを実施する者は、必要に応じてガイドの登録・認定の手続きを行う。ガイド登録・認定の概要は以下の通りである。

ガイド登録	<ul style="list-style-type: none"> ・全体構想を理解するとともに内容について同意し、保全原則を遵守したツアーを提供できるガイドを“登録”する ・3村内外問わず一律の要件により、3村部会が登録を行う ・ガイドの種類（自然、集落、林業、セラピー）を問わず共通の登録要件とする ・登録ガイドは登録フィールドの利用登録を申請できるが、限定フィールドは利用できない ・ただし、認定されたガイドが限定フィールドを利用する際に、サブガイドとしてツアーの補助を行う事は可能とする。
ガイド認定	<ul style="list-style-type: none"> ・保全原則を遵守し、コンセプトに基づいたツアーを実施できる地元のガイドを“認定”する ・3村一律の要件により、3村部会が認定を行う（申請の窓口は各村組織） ・ガイドの種類によって（自然、集落、林業、セラピー）求められる要素が異なることからそれぞれに対応した認定要件を設定する。（ただし、制度開始時点では自然ガイドのみ順次、設定の予定）。 ・認定されたガイドには共通して「やんばる森ガイド」の名称が付与される。 ・認定ガイドは登録フィールドに加え、認定を申請した当該認定村内の限定フィールドの利用登録を申請できる

【前提条件】 やんばる3村において有償ツアーを実施するガイドは3村部会に「ガイドやります！申出書」を提出する。「ガイドやります！申出書」を提出しているガイドは登録・認定の申請が可能となる。また、ツアーの実施にあたっては、各村組織に「**フィールド利用登録申請書**」を提出する。

1. ガイド登録

① **【ガイド登録】** 3村共通の登録要件に基づき、3村部会がガイドを登録する。

② **【登録フィールド利用登録】** 登録ガイドは、登録フィールドを利用する際は各村組織に**フィールド利用登録**を申請する。

2. ガイド認定

① **【ガイド認定】** 3村共通の認定要件に基づいて3村部会が認定し、「やんばる森ガイド」の名称を付与する（申請窓口は各村組織）。

※ガイドの認定にあたっては、適宜、自然・文化・林業・セラピー等のガイド種別の認定要件を設け、種類別の認定を行うこともできる。

② **【登録フィールド利用登録】** 認定ガイドは、登録フィールドを利用する際は各村組織に登録フィールド利用登録を申請する。

③ **【限定フィールド利用登録】** 認定ガイドは、限定フィールドを利用する際は各村組織に限定フィールド利用登録を申請する。各村組織は過剰利用とならないよう、登録人数等を管理しながら、限定フィールドの利用登録を行う。

※フィールド利用登録の管理については各村組織がフィールド管理者に委託することが出来る。

※認定・登録の取消要件に該当する場合は、これらは取消となる。

(中略)

3) ガイド制度の内容

(中略)

(4) フィールドの利用

①フィールド利用の前提条件

森林ツーリズムを実施しようとするガイドは、フィールド利用の前提条件として以下に示す項目を満たさなければならない。

- ◇ツアー開始よりも以前に「ガイドやります！申出書」の提出、ガイド登録、ガイド認定のいずれかを満たさなければならない。
- ◇森林ツーリズムの実施にあたっては、すべてのフィールドにおいて、フィールド利用届出を提出しなければならない。なお、登録フィールド、限定フィールドについてはフィールド利用登録・フィールド別ルール遵守を条件に利用が可能であるが、これらについても、フィールド利用届出は提出しなければならない。

やんばる地域は全体が世界自然遺産候補地管理計画の対象地域であることから、特定の地域を定めずに適正な利用を図る必要がある。しかしながら、すべての地域を厳密に管理することは現実的ではないことから、「ガイドやります！申出書」により、森林ツーリズム実施の意図があるガイド数を、フィールド利用届出により、フィールド別の利用者数を把握しながら、適正な利用を図っていく。例えば、フィールド利用者が集中しているフィールドについては、新たに限定フィールドや登録フィールドに位置付け、適正利用が行われるよう徹底した管理を行うことや、保護フィールドに位置づけ、森林ツーリズムの実施をしない方針として自然環境保全を図ることが考えられる。大人数の利用を受けいれられるような整備が整っているフィールドについては、オープンフィールドに設定することも考えられる。

②限定フィールド・登録フィールド利用登録と利用の条件

限定フィールド、登録フィールドに位置付けられたフィールドについては、下表の条件に基づいて、森林ツーリズムのフィールドとして利用が可能である。

フィールドの種類	フィールド利用登録要件	概要	利用の条件
限定フィールド 【地元ガイドのみ利用可】	・認定ガイド ・フィールドごとに定める要件	○ <u>利用を認定ガイドに限定し、フィールド別ルールの下で適切な利用・管理を行うフィールド</u> ・フィールド別ルールを設定 ・認定ガイドは各村組織に限定フィールド利用登録を申請 ・各村組織は（またはフィールド管理者）はフィールド保全のため登録人数の調整、モニタリング等の管理を行い、適正利用を徹底する。 ・村境界をまたがるようなフィールドについては、当該村間で協議し、共通のルール等を設定	①フィールド利用届出の提出 ②ガイド認定証の携行 ③フィールド利用登録証の携行 ④共通ルールの遵守 ⑤フィールド別ルールの遵守
登録フィールド 【3村外のガイドも利用可】	・認定ガイド ・登録ガイド ・フィールドごとに定める要件	○ <u>利用する事業者を明確にし、フィールド別ルールの下で適切な利用・管理を行うフィールド</u> ・フィールド別ルールを設定 ・認定ガイド及び登録ガイドは各村組織に登録全フィールド利用登録を申請 ・各村組織（またはフィールド管理者）は登録人数の調整、モニタリング等の管理を行い、適宜、限定フィールドへの移行を検討する。 ・村境界をまたがるようなフィールドについては、当該村間で協議し、共通のルール等を設定	①フィールド利用届出の提出 ②ガイド認定証又は登録証の携行 ③フィールド利用登録証の携行 ④共通ルールの遵守 ⑤フィールド別ルールの遵守

- ・ 限定/登録フィールド利用登録を受けたガイドであっても、ツアーの開催に当たっては、各村組織にフィールド利用申出をしなくてはならない。
- ・ 限定/登録フィールドについては、認定/登録ガイドであっても、フィールド利用登録を完了していなければツアーを実施できない。この仕組みにより、フィールド別ルールの遵守を担保する。
- ・ フィールド別ルールは、フィールド管理者と調整しながら各村組織が定める。
- ・ 認定/登録ガイドは各村組織に限定/登録フィールド（仮）の利用登録の申請を行い、各村組織は、フィールド別ルールに応じて設定した利用登録要件に基づいて利用登録を行う。各村組織は過剰利用とならないよう、登録人数等を管理するとともに、必要なモニタリング（フィールド利用登録したガイドとの連携も想定）を行う。
- ・ 登録フィールドについては、登録ガイドであれば、3村外のガイドであっても利用登録申請が可能である。
- ・ 限定フィールドは地元の認定ガイド限定のフィールドである。各村に居住もしくは勤務していないガイドは認定を受けられないため、重要保全フィールドを利用することはできない。

（中略）

第4章 組織の参加主体について

(中略)

3. 森林ツーリズムやんばる3村部会の構成

(1) 森林ツーリズムやんばる3村部会 構成メンバー

森林ツーリズムやんばる3村部会の構成メンバー及び役割は下表に示す通りであるが、関係行政機関、有識者等の構成メンバーについては、今後、検討を行っていく。

区分	構成メンバー	役割
やんばる3村世界自然遺産推進協議会（上位組織）		
村長	国頭村長（平成30年度会長）	規約において以下の事業が記載されている ○世界自然遺産に関する情報の収集、共有及び提供に関すること。
	大宜味村長（平成30年度副会長）	
	東村長（平成30年度副会長）	
行政関係者	国頭村世界自然遺産推進室長（幹事） 企画商工観光課（幹事）	○世界自然遺産登録推進のための地域の自然環境保全に関すること。 ○やんばる国立公園の管理及び活用に関すること。 ○森林ツーリズム推進に関すること。 ○その他推進協議会の目的を達成するために必要な事業
	大宜味村企画観光課長（幹事）	
	東村企画観光課長（幹事）	
	環境省那覇自然環境事務所長（監査）	
事務局	国頭村役場世界自然遺産推進室 （今後、3村役場で持ち回りの予定）	
やんばる3村森林ツーリズム部会		
各村組織	国頭村観光協会	○各村組織の連携 ○やんばる森林ツーリズム全体に関わる、外部（国・県行政、観光業界、外部事業者等）との連絡・調整
	大宜味村生物多様性センター運営協議会	
	東村観光推進協議会	
その他※	環境省やんばる自然保護官事務所 関係機関、関係団体、有識者等	○やんばる森林ツーリズム全体に関わる観光客、一般市民等への対応窓口 ○情報発信・PR ○全体構想の策定・改訂 ○共通の利用ルールの作成・見直し ○ガイド制度の運用 ・ガイド利用届出の受理 ・ガイド登録時、認定時の講習会の実施 ・ガイドの登録、認定 ・やんばる森ガイド（仮）の認定 ○モニタリング実施、結果の共有、評価と対応方針の検討 ○3村で連携したプログラム・ツアーの検討 ○やんばる森林ツーリズムの取組の報告、意見交換
事務局	国頭村観光協会	

※具体的な関係機関、有識者等については、その必要性に応じて、適宜、構成を検討する。

(後略)

5-48 伊武岳地区保全利用協定（概要）

協定区域	伊武岳登山道 オキナワウラジロガシルート
活動内容	トレッキング
認定日	平成 26 年 10 月 31 日 ※現協定認定日 平成 28 年 12 月 22 日（平成 28 年 9 月 1 日～平成 30 年 8 月 31 日）
締結事業者	やんばるエコツーリズム研究所 代表者：中根 忍 ※代表事業者
締結事業者数	計 1 事業者
主な内容	<p><自然環境への配慮></p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正なツアー人数規模の設定（1日2回、1回6名まで（ガイドを除く）） ・ペットやその他動物を持ち込まない、持ち出さない ・登山道では傷みやすい樹木の根などは踏みつけないように留意する ・事業運営にあたっては地域ルール（安田区規則等）を順守する ・協定区域内における年2回程度のモニタリングの実施 <p><地域への配慮></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業運営にあたっては地域ルール（安田区規則等）を順守する ・協定締結事業者は環境協力金を寄付するものとする（任意） ・写真撮影等、住民の生活環境へ配慮しプライバシーの保護に努める

県知事認定保全利用協定 区域位置図



5-49 西表島の観光管理のあり方の概要

西表島全体における観光管理のあり方（コンセプト）（案）

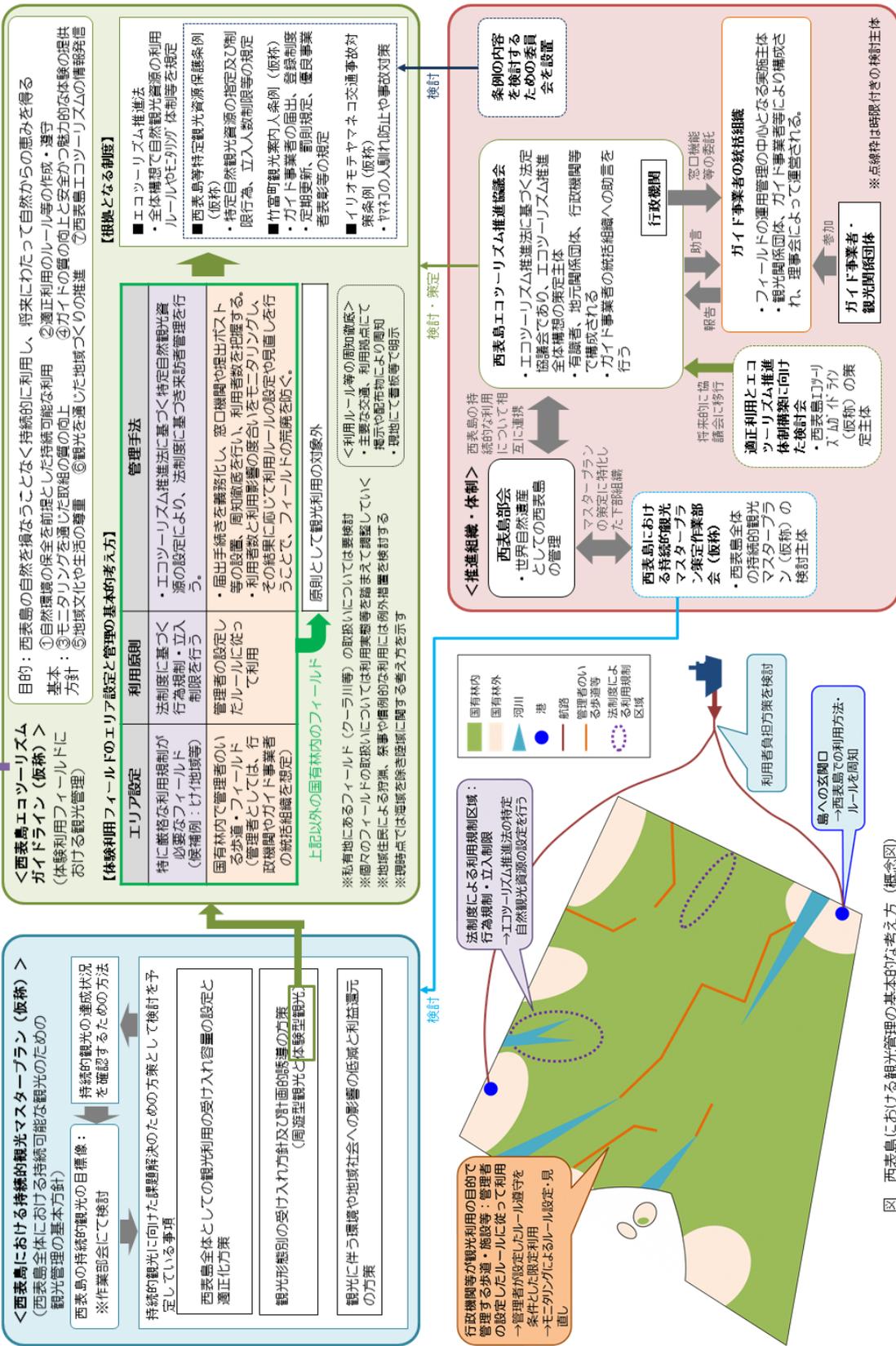
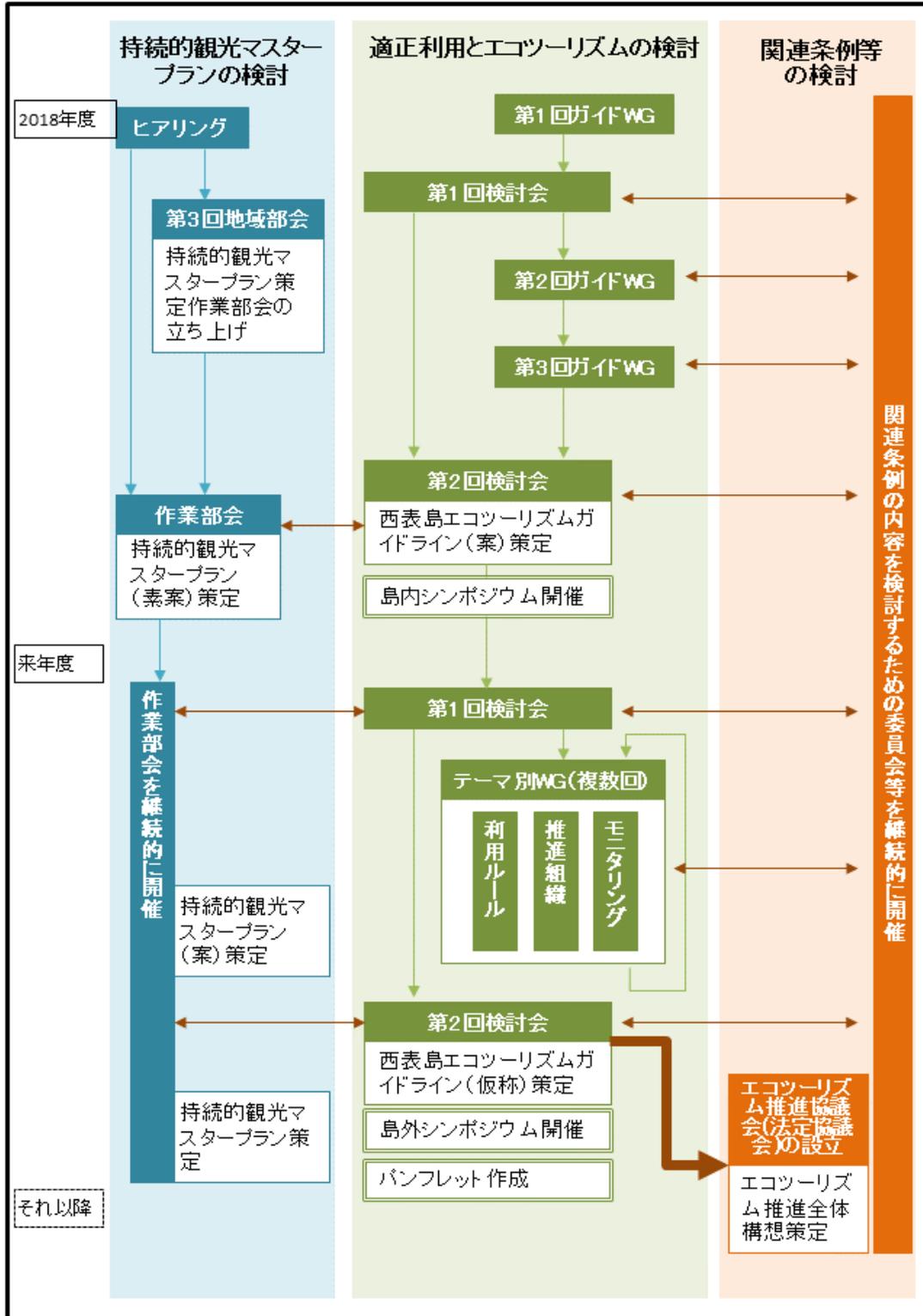


図 西表島における観光管理の基本的考え方（概念図）

5-50 西表島の観光管理に関する検討スケジュール

検討スケジュール



5-51 仲間川地区保全利用協定（概要）

協定区域	仲間川及び周辺の森林（自然休養林（仲間川地区）と森林生態系保全地域を含む）
活動内容	動力船での遊覧船、カヌーでの自然観察
認定日	県知事認定1号（平成16年6月） ※現協定認定日 平成27年1月24日（協定有効期間 H27.1.24～H31.3.31）
締結事業者	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社東部交通 代表取締役：玉盛 雅通 ※代表事業者 マリンレジャー金盛 代表者：金盛 良克 南風見ぱびよん 代表者：山元俊雄 ちゅらねしあ 代表者：八幡 暁 シーカヤックツアー海月 代表者：金田 克己 西表島ツアーガイドカラカラ 代表者：岸本 望
締結事業者数	計6事業者
主な内容	<p><自然環境への配慮></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マングローブ林保護のための遊覧船の運航速度規制、徐行区間の設置 ・ひき波の立ちにくいエコ船の多用 ・干潮時には遊覧船の運行回数を減らす ・動力船の隻数制限（1時間あたり10隻まで） ・カヌーツアー1パーティーあたりの隻数の上限設定 ・カヌー利用者数の制限（1パーティー8人まで、下流域は50艇/半日、中流域は80艇/日、上流域は65艇/日） ・野生生物の採集の禁止 ・事業者合同によるゴミ拾い ・3ヶ月ごとのモニタリング調査実施 等 <p>（中略）</p> <p><地域への配慮></p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ猟の期間中は仲間川沿いの山に入らない ・ガサミ漁の道具にふれないようにする ・地域住民との話し合いの場の設置を定期的に設け、フィールドの観察記録の報告と意見交換を行う

県知事認定保全利用協定 協定区域位置図



5-52 沖縄駐留海兵隊の「自然資源及び文化資源統合管理計画」，2014
(Integrated Natural Resources and Cultural Resources Management Plan)
(抜粋)

FINAL

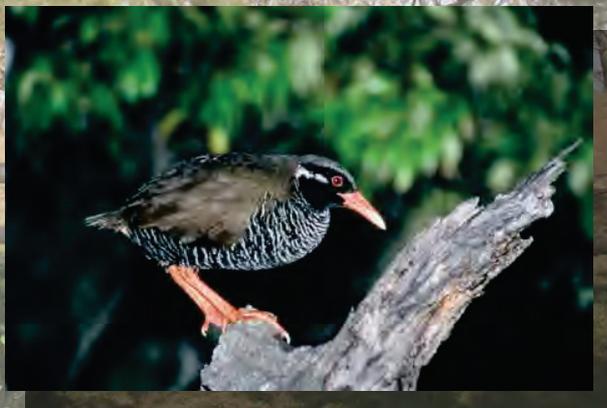
INTEGRATED NATURAL RESOURCES AND CULTURAL RESOURCES MANAGEMENT PLAN



MARINE CORPS BASE
CAMP SMEDLEY D. BUTLER
MCIPAC Installations, Okinawa
Japan



EMP 12.1
Version 3



April 2014

FINAL

INTEGRATED NATURAL RESOURCES AND CULTURAL RESOURCES MANAGEMENT PLAN



MARINE CORPS BASE
CAMP SMEDLEY D. BUTLER
MCIPAC INSTALLATIONS OKINAWA,
JAPAN



EMP 12.1
VERSION 3

April 2014

This page intentionally left blank

**INTEGRATED NATURAL RESOURCES AND CULTURAL RESOURCES
MANAGEMENT PLAN**

**MARINE CORPS BASE CAMP SMEDLEY D. BUTLER
MCIPAC INSTALLATIONS OKINAWA
OKINAWA, JAPAN**

APPROVAL

I approve the implementation of all activities in this Integrated Natural Resources and Cultural Resources Management Plan as supporting the military mission while sustaining natural and cultural resources for future generations.



(b)(6)

Charles L. Hudson, MajGen
Commanding General

17 Sept 2014
Date

This page intentionally left blank

This page intentionally left blank

TABLE OF CONTENTS

ACRONYMS and ABBREVIATIONS xvii

CHAPTER 1 – GOALS AND POLICIES 1

 1.1 DRIVERS AND GOALS 1

 1.2 POLICIES AND PROCEDURES 1

 1.2.1 Policies 1

 1.2.2 Procedures 2

 1.3 CONSEQUENCES OF NONCOMPLIANCE 2

 1.4 MONITORING PROGRAM 2

CHAPTER 2 – INSTALLATION OVERVIEW 3

 2.1 LOCATION AND ACREAGE 3

 2.2 PROJECTED CHANGES IN FACILITIES 4

 2.3 LAND OWNERSHIP AND CONTROL 6

 2.4 TRANSPORTATION SYSTEM 7

 2.4.1 Roads 7

 2.4.2 Airports 7

 2.5 WATER SUPPLY 7

CHAPTER 3 – MILITARY MISSION 9

 3.1 OVERVIEW 9

 3.2 MCB CAMP BUTLER’S MISSION 9

 3.3 NATURAL RESOURCES REQUIRED TO SUPPORT THE MILITARY MISSION 10

 3.4 EFFECTS OF THE MILITARY MISSION ON NATURAL AND CULTURAL RESOURCES 11

 3.5 PERCEIVED EFFECTS OF THE MILITARY MISSION ON NATURAL AND CULTURAL RESOURCES 12

 3.6 INTEGRATING NATURAL AND CULTURAL RESOURCES WITH MISSION MANAGEMENT 12

 3.7 FUTURE MILITARY MISSION IMPACTS ON NATURAL AND CULTURAL RESOURCES 12

CHAPTER 4 – RESPONSIBLE AND INTERESTED PARTIES 13

 4.1 INSTALLATION ORGANIZATIONS 13

 4.2 TENANT ACTIVITIES 13

 4.3 OTHER DEPARTMENT OF DEFENSE AGENCIES AND OTHER FEDERAL AGENCIES 14

 4.4 HOST NATION AGENCIES 14

 4.5 UNIVERSITIES AND OTHER INTERESTED PARTIES 15

CHAPTER 5 – NATURAL RESOURCES AND CLIMATE 17

 5.1 SETTING 17

 5.2 CLIMATE 17

 5.3 GEOLOGY AND TOPOGRAPHY 20

 5.4 SOILS 22

 5.4.1 Soils in Okinawa 22

 5.5 RED SOIL EROSION MEASURES 23

 5.6 WATER RESOURCES 24

 5.6.1 Groundwater 24

 5.6.2 Reservoirs, Lakes, and Ponds 24

 5.6.3 Streams and Rivers 24

 5.6.4 Wetlands 25

 5.7 PETROLEUM AND MINERALS 25

 5.8 COASTAL RESOURCES 25

 5.9 FLORA 27

 5.9.1 Grasslands and Coastal Lowlands 30

 5.9.2 Woodlands and Forests 30

 5.9.3 Poisonous and Edible Plants 34

 5.9.4 Historical View of the Forest 37

5.9.5	National Parks	37
5.9.6	Wildlife Protection Areas	37
5.10	FAUNA.....	40
5.10.1	Mammals	40
5.10.2	Birds.....	40
5.10.3	Amphibians and Reptiles.....	42
5.10.4	Fish.....	44
5.10.5	Crustaceans and Tidal Zone Organisms.....	45
5.10.6	Insects	45
5.10.7	Marine Mammals and Sea Turtles	46
5.11	SPECIAL STATUS SPECIES.....	49
5.11.1	Red List and Red Data Book.....	49
5.11.2	Threatened/Endangered Species.....	49
5.11.3	Tennen-kinenbutsu.....	51
5.12	INVASIVE SPECIES	51
5.12.1	Invasive Species Listed in the JEGS.....	51
5.12.2	Invasive Species not Listed in the JEGS.....	53
CHAPTER 6 – NATURAL RESOURCES MANAGEMENT		59
6.1	OBJECTIVES AND GOALS	59
6.2	VEGETATION MANAGEMENT SOPs	61
6.3	TACIT FARMING/ENCROACHMENTS MANAGEMENT SOPs.....	63
6.4	FISH AND WILDLIFE HABITAT MANAGEMENT SOPs	64
6.5	ENDANGERED SPECIES MANAGEMENT SOPs	64
6.6	GAME HARVEST MANAGEMENT SOPs	66
6.7	FURBEARER MANAGEMENT SOPs	66
6.8	OTHER NON-GAME SPECIES MANAGEMENT SOPs.....	67
6.9	BIRD/WILDLIFE AIRCRAFT STRIKE HAZARD (BASH) MANAGEMENT SOPs	67
6.10	WATERSHED MANAGEMENT SOPs	67
6.11	WETLAND MANAGEMENT SOPs	69
6.12	COASTAL ZONE MANAGEMENT SOPs.....	69
6.13	CANTONMENT ZONE MANAGEMENT SOPs	70
6.14	INVASIVE SPECIES MANAGEMENT SOPs.....	70
6.14.1	Invasive Species Listed in the JEGS.....	70
6.14.2	Invasive Species Not Listed in the JEGS	71
6.15	FIRE MANAGEMENT SOPs	72
6.16	RANGE MANAGEMENT INTEGRATION AND PROTECTION AREAS SOPs	74
6.17	OUTDOOR BASED RECREATION SOPs.....	74
6.18	ENFORCEMENT ACTIVITIES SOPs.....	74
6.19	NATURAL AND CULTURAL RESOURCES EDUCATION SOPs.....	75
6.19.1	Military Awareness	75
6.19.2	Public Awareness	75
CHAPTER 7 – INVENTORYING AND MONITORING NATURAL RESOURCES		77
7.1	OBJECTIVES	77
7.2	FLORA AND FAUNA INVENTORY AND MONITORING.....	77
7.3	WATERSHED AND SOILS MONITORING.....	78
7.4	DATA STORAGE, RETRIEVAL, AND ANALYSIS	78
CHAPTER 8 – CULTURAL RESOURCES		81
8.1	OVERVIEW AND OBJECTIVES	81
8.1.1	Specific Objectives	81
8.1.2	Management Objectives Necessary as Daily Operating Procedures	81
8.2	PREHISTORY AND HISTORY OF OKINAWA.....	82
8.2.1	Paleolithic Period	84
8.2.2	Shellmound Period	85

8.2.3	Gusuku Period	86
8.2.4	Kingdom Period	88
8.2.5	Okinawa Prefectural Period	89
8.2.6	WW II and After	89
8.3	CULTURAL AND HISTORIC RESOURCE LAWS AND REGULATIONS	90
8.3.1	National Historic Preservation Act of 1966, Section 402	90
8.3.2	Government of Japan Law for the Protection of Cultural Properties	90
8.3.3	U.S. Archaeological Resources Protection Act of 1979	93
8.3.4	U.S. Department of Defense's JEGS	93
8.3.5	World Heritage Treaty	94
8.4	CULTURAL AND HISTORIC RESOURCES (BUNKAZAI)	94
8.5	CULTURAL RESOURCES INVENTORY	99
8.6	STANDARD OPERATING PROCEDURES	100
8.6.1	SOP 1: Emergencies	102
8.6.2	SOP 2: Routine Activities Exempt from the Site Approval Process	102
8.6.3	SOP 3: Site Approval Request	102
8.6.4	SOP 4: Inadvertent Discovery of Archaeological Deposits	104
8.6.5	SOP 5: Reporting Damage to Known Archaeological Sites	105
8.6.6	SOP 6: Excavation of Buried Cultural Properties for Research	105
8.6.7	SOP 7: Cultural Resource Site Evaluations	106
8.6.8	SOP 8: Human Buried Remains	107
8.6.9	SOP 9: Coordination Procedures for Mission Activities	108
8.6.10	SOP 10: Maintenance, Repair, Alterations, and Demolition of Historic Buildings... ..	109
8.6.11	SOP 11: Consultation and Notification Procedures with Okinawa Cultural Ministers	109
8.6.12	SOP 12: Allowing Public Access to Ritual or Prayer Sites	109
8.7	TRAINING	110
8.8	CURATION/DISPOSITION OF ARTIFACTS	110
8.8.1	Responsibilities of the Custodian	111
8.9	PRESERVATION, MANAGEMENT, AND MITIGATION STRATEGIES	111
8.9.1	Maintenance of Tombs and Cultural Assets	111
8.9.2	Historic Buildings	111
8.9.3	Designation of Cultural Properties	111
CHAPTER 9 – CAMP GONSALVES/JUNGLE WARFARE TRAINING CENTER		113
9.1	INSTALLATION DESCRIPTION	113
9.2	PROJECTED CHANGES IN FACILITIES	113
9.3	NEIGHBORS	113
9.4	TRANSPORTATION SYSTEM	113
9.5	WATER SUPPLY AND WASTEWATER	113
9.6	MILITARY MISSION	115
9.7	NATURAL RESOURCES	115
9.7.1	Geology and Topography	115
9.7.2	Soils	115
9.7.3	Red Soil Check Dams	115
9.7.4	Water Resources	115
9.7.5	Coastal Resources	119
9.7.6	Flora	119
9.7.7	Fauna	121
9.7.8	Threatened and Endangered Plant and Wildlife Species	125
9.7.9	Tennen-kinenbutsu	127
9.8	NATURAL RESOURCES BASED RECREATION	128
9.9	NATURAL RESOURCES MANAGEMENT	129
9.9.1	Vegetation Management	129
9.9.2	Tacit Farming/Encroachment Management	129
9.9.3	Fish and Wildlife Habitat Management	129

9.9.5	BASH Management	130
9.9.6	Watershed Management	130
9.9.7	Wetland Management	130
9.9.8	Coastal Zone Management	130
9.9.9	Invasive Species Management	130
9.10	CULTURAL RESOURCES	131
9.10.1	Cultural Resources Inventory	131
9.10.2	Areas of Concern	131
9.10.4	Requested Actions	132
9.10.5	Points of Contact	132
CHAPTER 10 – IE SHIMA TRAINING FACILITY		135
10.1	INSTALLATION DESCRIPTION	135
10.2	PROJECTED CHANGES IN FACILITIES	135
10.3	NEIGHBORS	135
10.4	TRANSPORTATION SYSTEM	135
10.5	WATER SUPPLY AND WASTEWATER	135
10.6	MILITARY MISSION	135
10.7	NATURAL RESOURCES	137
10.7.1	Geology and Topography	137
10.7.2	Soils	137
10.7.3	Red Soil Check Dams	137
10.7.4	Water Resources	137
10.7.5	Coastal Resources	137
10.7.6	Flora	137
10.7.7	Fauna	137
10.7.8	Threatened and Endangered Plant and Wildlife Species	140
10.7.9	Tennen-Kinenbutsu	140
10.7.10	Invasive Species	140
10.8	NATURAL RESOURCES BASED RECREATION	140
10.9	NATURAL RESOURCES MANAGEMENT	140
10.9.1	Vegetation Management	141
10.9.2	Tacit Farming/Encroachment Management	141
10.9.3	Fish and Wildlife Habitat Management	141
10.9.4	Endangered Species Management	141
10.9.5	BASH Management	141
10.9.6	Watershed Management	141
10.9.7	Wetland Management	141
10.9.8	Coastal Zone Management	142
10.9.9	Invasive Species Management	142
10.10	CULTURAL RESOURCES	142
10.10.1	Cultural Resources Inventory	142
10.10.2	Areas of Concern	144
10.10.3	World Heritage Sites or Japanese Equivalent NRHP Properties	149
10.10.4	Requested Actions	149
10.10.5	Points of Contact	150
CHAPTER 11 – CAMP SCHWAB		151
11.1	INSTALLATION DESCRIPTION	151
11.2	PROJECTED CHANGES IN FACILITIES	151
11.3	NEIGHBORS	151
11.4	TRANSPORTATION SYSTEM	151
11.5	WATER SUPPLY AND WASTEWATER	151
11.6	MILITARY MISSION	153
11.7	NATURAL RESOURCES	153
11.7.1	Geology and Topography	153

11.7.2	Soils	153
11.7.3	Red Soil Check Dams	153
11.7.4	Water Resources	155
11.7.5	Coastal Resources	155
11.7.6	Flora.....	156
11.7.7	Fauna.....	156
11.7.8	Threatened and Endangered Plant and Wildlife Species.....	159
11.7.9	Tennen-kinenbutsu	159
11.7.10	Invasive Species.....	159
11.8	NATURAL RESOURCES BASED RECREATION.....	159
11.9	NATURAL RESOURCES MANAGEMENT	159
11.9.1	Vegetation Management	160
11.9.2	Tacit Farming/Encroachment Management	160
11.9.3	Fish and Wildlife Habitat Management.....	160
11.9.4	Endangered Species Management	160
11.9.5	BASH Management.....	160
11.9.6	Watershed Management	160
11.9.7	Wetland Management	160
11.9.8	Coastal Zone Management	160
11.9.9	Invasive Species Management	161
11.10	CULTURAL RESOURCES	161
11.10.1	Cultural Resources Inventory	161
11.10.2	Areas of Concern.....	163
11.10.3	World Heritage Sites or Japanese Equivalent NRHP Properties	166
11.10.4	Requested Actions	166
11.10.5	Points of Contact	167
CHAPTER 12 – CAMP HANSEN		169
12.1	INSTALLATION DESCRIPTION.....	169
12.2	PROJECTED CHANGES IN FACILITIES.....	169
12.3	NEIGHBORS	169
12.4	TRANSPORTATION SYSTEM	169
12.5	WATER SUPPLY AND WASTEWATER.....	169
12.6	MILITARY MISSION	169
12.7	NATURAL RESOURCES	169
12.7.1	Geology and Topography	169
12.7.2	Soils	171
12.7.3	Red Soil Check Dams	171
12.7.4	Water Resources	171
12.7.5	Coastal Resources	171
12.7.6	Flora.....	171
12.7.7	Fauna.....	171
12.7.8	Threatened and Endangered Plant and Wildlife Species.....	171
12.7.9	Tennen-Kinenbutsu	171
12.7.10	Invasive Species.....	174
12.8	NATURAL RESOURCES BASED RECREATION.....	174
12.9	NATURAL RESOURCES MANAGEMENT	174
12.9.1	Vegetation Management	174
12.9.2	Tacit farming/Encroachment Management	174
12.9.3	Fish and Wildlife Habitat Management.....	174
12.9.4	Endangered Species Management	174
12.9.5	BASH Management.....	174
12.9.6	Watershed Management	175
12.9.7	Wetland Management	175
12.9.8	Coastal Zone Management	175
12.9.9	Invasive Species Management	175

12.10	CULTURAL RESOURCES	175
12.10.1	Cultural Resources Inventory	175
12.10.2	Areas of Concern	178
12.10.3	World Heritage Sites or Japanese Equivalent NRHP Properties	181
12.10.4	Requested Actions	181
12.10.5	Points of Contact	182
CHAPTER 13 – CENTRAL TRAINING AREA.....		183
13.1	INSTALLATION DESCRIPTION	183
13.2	PROJECTED CHANGES IN FACILITIES	183
13.3	NEIGHBORS	183
13.4	TRANSPORTATION SYSTEM	185
13.5	WATER SUPPLY AND WASTEWATER.....	185
13.6	MILITARY MISSION	185
13.7	NATURAL RESOURCES	186
13.7.1	Geology and Topography	186
13.7.2	Soils	186
13.7.3	Red Soil Check Dams	189
13.7.4	Water Resources	189
13.7.5	Coastal Resources	192
13.7.6	Flora.....	192
13.7.7	Fauna.....	194
13.7.8	Threatened and Endangered Plant and Wildlife Species.....	196
13.7.9	Tennen-kinenbutsu	196
13.7.10	Invasive Species.....	197
13.8	NATURAL RESOURCES BASED RECREATION.....	197
13.9	NATURAL RESOURCES MANAGEMENT	197
13.9.1	Vegetation Management	197
13.9.2	Tacit Farming/Encroachment Management	198
13.9.3	Fish and Wildlife Habitat Management.....	198
13.9.4	Endangered Species Management	198
13.9.5	BASH Management.....	198
13.9.6	Watershed Management	199
13.9.7	Wetland Management	199
13.9.8	Coastal Zone Management	199
13.9.9	Invasive Species Management	199
13.10	CULTURAL RESOURCES	199
13.10.1	Cultural Resources Inventory	199
13.10.2	Areas of Concern.....	204
13.10.3	World Heritage Sites or Japanese Equivalent NRHP Properties	213
13.10.4	Requested Actions	213
13.10.5	Points of Contact	213
CHAPTER 14 – CAMP COURTNEY AND CAMP McTUREOUS.....		215
14.1	INSTALLATION DESCRIPTIONS	215
14.2	PROJECTED CHANGES IN FACILITIES	215
14.3	NEIGHBORS	215
14.4	TRANSPORTATION SYSTEM	217
14.5	WATER SUPPLY AND WASTEWATER.....	217
14.6	MILITARY MISSION	217
14.7	NATURAL RESOURCES	217
14.7.1	Geology and Topography	217
14.7.2	Soils	218
14.7.3	Red Soil Check Dams	218
14.7.4	Water Resources	218
14.7.5	Coastal Resources	218

14.7.6	Flora.....	218
14.7.7	Fauna.....	220
14.7.8	Threatened and Endangered Plant and Wildlife Species.....	220
14.7.9	Tennen-kinenbutsu.....	221
14.7.10	Invasive Species.....	221
14.8	NATURAL RESOURCES BASED RECREATION.....	221
14.9	NATURAL RESOURCES MANAGEMENT.....	221
14.9.1	Forest Management.....	222
14.9.2	Tacit Farming/Encroachment Management.....	222
14.9.3	Fish and Wildlife Habitat Management.....	222
14.9.4	Endangered Species Management.....	222
14.9.5	BASH Management.....	222
14.9.6	Watershed Management.....	222
14.9.7	Wetland Management.....	222
14.9.8	Coastal Zone Management.....	222
14.9.9	Invasive Species Management.....	223
14.10	CULTURAL RESOURCES.....	223
14.10.1	Cultural Resources Inventory.....	223
14.10.2	Areas of Concern.....	226
14.10.3	World Heritage Sites or Japanese Equivalent NRHP Properties.....	230
14.10.4	Requested Actions.....	231
14.10.5	Points of Contact.....	232
CHAPTER 15 – CAMP FOSTER AND CAMP LESTER.....		233
15.1	INSTALLATION DESCRIPTIONS.....	233
15.2	PROJECTED CHANGES IN FACILITIES.....	233
15.3	NEIGHBORS.....	233
15.4	TRANSPORTATION SYSTEM.....	233
15.5	WATER SUPPLY AND WASTEWATER.....	233
15.6	MILITARY MISSION.....	235
15.7	NATURAL RESOURCES.....	235
15.7.1	Geology and Topography.....	235
15.7.2	Soils.....	235
15.7.3	Red Soil Check Dams.....	236
15.7.4	Water Resources.....	236
15.7.5	Coastal Resources.....	236
15.7.6	Flora.....	236
15.7.7	Fauna.....	237
15.7.8	Threatened and Endangered Plant and Wildlife Species.....	237
15.7.9	Tennen-kinenbutsu.....	237
15.7.10	Invasive Species.....	238
15.8	NATURAL RESOURCES BASED RECREATION.....	238
15.9	NATURAL RESOURCES MANAGEMENT.....	238
15.9.1	Vegetation Management.....	238
15.9.2	Tacit Farming/Encroachment Management.....	238
15.9.3	Fish and Wildlife Habitat Management.....	238
15.9.4	Endangered Species Management.....	238
15.9.5	BASH Management.....	239
15.9.6	Watershed Management.....	239
15.9.7	Wetland Management.....	239
15.9.8	Coastal Zone Management.....	239
15.9.9	Invasive Species Management.....	239
15.10	CULTURAL RESOURCES.....	239
15.10.1	Cultural Resources Inventory.....	239
15.10.2	Areas of Concern.....	243
15.10.3	World Heritage Sites or Japanese Equivalent NRHP Properties.....	262

15.10.4 Requested Activities	263
15.10.5 Points of Contact	263
CHAPTER 16 – MCAS FUTENMA	265
16.1 INSTALLATION DESCRIPTION	265
16.2 PROJECTED CHANGES IN FACILITIES	265
16.3 NEIGHBORS	265
16.4 TRANSPORTATION SYSTEM	265
16.5 WATER SUPPLY AND WASTEWATER.....	265
16.6 MILITARY MISSION	265
16.7 NATURAL RESOURCES	265
16.7.1 Geology and Topography	265
16.7.2 Soils	265
16.7.3 Red Soil Check Dams	266
16.7.4 Water Resources	267
16.7.5 Coastal Resources	267
16.7.6 Flora.....	267
16.7.7 Fauna.....	267
16.7.8 Threatened and Endangered Plant and Wildlife Species.....	269
16.7.9 Tennen-Kinenbutsu	269
16.7.10 Invasive Species.....	269
16.8 NATURAL RESOURCES BASED RECREATION.....	269
16.9 NATURAL RESOURCES MANAGEMENT	270
16.9.1 Vegetation Management	270
16.9.2 Tacit Farming/Encroachment Management	270
16.9.3 Fish and Wildlife Habitat Management.....	270
16.9.4 Endangered Species Management	271
16.9.5 BASH Management.....	271
16.9.6 Watershed Management	271
16.9.7 Wetland Management	271
16.9.8 Coastal Zone Management	271
16.9.9 Invasive Species Management	271
16.10 CULTURAL RESOURCES	272
16.10.1 Cultural Resources Inventory	272
16.10.2 Areas of Concern.....	277
16.10.3 World Heritage Sites or Japanese Equivalent NRHP Properties	283
16.10.4 Requested Actions	284
16.10.5 Points of Contact	284
CHAPTER 17 – CAMP KINSER.....	285
17.1 INSTALLATION DESCRIPTION	285
17.2 PROJECTED CHANGES IN FACILITIES	285
17.3 NEIGHBORS	285
17.4 TRANSPORTATION SYSTEM	285
17.5 WATER SUPPLY AND WASTEWATER.....	285
17.6 MILITARY MISSION	285
17.7 NATURAL RESOURCES	285
17.7.1 Geology and Topography	285
17.7.2 Soils	287
17.7.3 Red Soil Check Dams	287
17.7.4 Water Resources.....	287
17.7.5 Coastal Resources	287
17.7.6 Flora.....	287
17.7.7 Fauna.....	288
17.7.8 Threatened and Endangered Plant and Wildlife Species.....	288
17.7.9 Tennen-kinenbutsu	288

17.7.10	Invasive Species.....	288
17.8	NATURAL RESOURCES BASED RECREATION.....	289
17.9	NATURAL RESOURCES MANAGEMENT.....	289
17.9.1	Vegetation Management.....	289
17.9.2	Tacit Farming/Encroachment Management.....	289
17.9.3	Fish and Wildlife Habitat Management.....	289
17.9.4	Endangered Species Management.....	289
17.9.5	BASH Management.....	290
17.9.6	Watershed Management.....	290
17.9.7	Wetland Management.....	290
17.9.8	Coastal Zone Management.....	290
17.10	CULTURAL RESOURCES.....	291
17.10.1	Cultural Resources Inventory.....	291
17.10.2	Areas of Concern.....	296
17.10.3	World Heritage Sites or Japanese Equivalent NRHP Properties.....	301
17.10.4	Requested Actions.....	302
17.10.5	Points of Contact.....	302
CHAPTER 18 – ENVIRONMENTAL ANALYSIS.....		303
18.1	OBJECTIVES.....	303
18.2	ENVIRONMENTAL ANALYSIS RESPONSIBILITIES AND IMPLEMENTATION.....	303
18.3	ENVIRONMENTAL ANALYSIS AND NATURAL AND CULTURAL RESOURCES MANAGEMENT.....	310
CHAPTER 19 – POLITICAL ISSUES RELATED TO NATURAL AND CULTURAL RESOURCES.....		311
19.1	RED SOIL RUNOFF.....	311
19.2	MARINE ECOSYSTEM CONSERVATION.....	312
19.3	NOISE.....	312
19.4	WATER QUALITY.....	312
CHAPTER 20 – NATURAL AND CULTURAL RESOURCES MANAGEMENT COURSE OF ACTION.....		313
20.1	ORGANIZATION, ROLES, AND RESPONSIBILITIES.....	313
20.2	STAFFING LEVELS AND PERSONNEL TRAINING.....	313
20.3	PROJECT/PROGRAM PRIORITIES.....	313
20.3.1	Projects/Plans That Will Be Implemented.....	316
20.3.2	Projects/Plans That May Be Implemented.....	321
REFERENCES.....		323
PERSONS CONTACTED.....		337
PERSONS THAT CONTRIBUTED.....		338

APPENDICES

APPENDIX A: SOILS CLASSIFICATION OF OKINAWA BY STENSLAND (1957)A-1
 APPENDIX B: POISONOUS AND EDIBLE PLANTS ON OKINAWAB-1
 APPENDIX C: TENNEN-KINENBUTSU (NATURAL MONUMENTS) OF OKINAWA C-1
 APPENDIX D: POINTS OF CONTACT D-1
 APPENDIX E: TACIT FARMING AREAS SITUATED ON MCAS FUTENMA AND THE
 CENTRAL TRAINING AREAE-1
 APPENDIX F: VISIT REQUEST MATRIX..... F-1
 APPENDIX G: LAW FOR THE PROTECTION OF CULTURAL PROPERTIES (2001)..... G-1
 APPENDIX H: MEMO ON OKINAWA PREFECTURAL GOVERNMENT REQUEST FOR
 CULTURAL PROPERTY PRESERVATION..... H-1
 APPENDIX I: RECOMMENDED WEBSITES I-1
 APPENDIX J: INVASIVE SPECIES MANAGEMENT PLAN J-1

LIST OF TABLES

Table 2.1: MCB Camp Butler Facilities and Training Areas as of 31 March 2012. 3
 Table 2.2: Marine Corps Installations Involved in Reversion per Okinawa Consolidation Plan, 2013. 5

Table 5.1: Wildlife Protection Areas on Okinawa Island 38
 Table 5.2: Marine Mammal Species Recorded in Waters off Okinawa Island..... 47
 Table 5.3: Threatened and Endangered Species of Wild Flora and Fauna in Japan that occur on and
 around Okinawa 50
 Table 5.4: Summary of Marine Corps Commitment to OPG Mongoose Extermination Project. 53
 Table 5.5: Life Cycle of Pine Sawyer and Pine Nematode in Okinawa. 54
 Table 5.6: Summary of Marine Corps Commitment to Pine Sawyer Control 2008-2012. 55

Table 6.1: Preferred Tree and Palm Species Used for Landscaping on Marine Corps Installations
 in Okinawa..... 62
 Table 6.2: Certified Veterinarians Near Marine Corps Camps and Air Station..... 65
 Table 6.3: Designated Wildlife Rescue Facilities on Okinawa Island. 66

Table 8.1: Chronology, Prehistoric and Historical Periods, Okinawa. 83
 Table 8.2: Summary of Standard Operating Procedures..... 101
 Table 8.3: Local Municipalities with Jurisdiction over Cultural Assets on MCB Camp Butler
 Installations. 103
 Table 8.4: Municipal POCs for Cultural Assets..... 109

Table 9.1: Protected Species Observed during 2010 MV-22 LZ Flora and Fauna Surveys..... 124
 Table 9.2: World Heritage Sites or Japanese Equivalent NRHP Properties at JWTC. 132

Table 10.1: Significant Avian Species Observed at ISTF in 2007-2008..... 139
 Table 10.2: Previous Cultural Resource Investigations at the ISTF. 142
 Table 10.3: Previously Recorded Cultural Resource Sites at the ISTF..... 147
 Table 10.4: World Heritage Sites or Japanese Equivalent NRHP Properties at the ISTF 149

Table 11.1: Seagrass Species Identified in Okinawa Coastal Areas..... 156
 Table 11.2: Significant Avian Species Observed at Camp Schwab in 2007-2008 158
 Table 11.3: Previous Cultural Resource Investigations at Camp Schwab. 161
 Table 11.4: Previously Recorded Cultural Resource Sites at Camp Schwab. 163
 Table 11.5: World Heritage Sites or Japanese Equivalent NRHP Properties at Camp Schwab..... 166

Table 12.1: Previous Cultural Resource Investigations at Camp Hansen..... 176
 Table 12.2: Previously Recorded Cultural Resource Sites at Camp Hansen..... 178
 Table 12.3: World Heritage Sites or Japanese Equivalent NRHP Properties at Camp Hansen. 181

Table 13.1: Watersheds in the CTA..... 190
 Table 13.2: Tacit farms located in the CTA (as of 2013). 198
 Table 13.3: Previous Cultural Resource Investigations at the CTA..... 200
 Table 13.4: Previously Recorded Cultural Resource Sites at the CTA. 204
 Table 13.5: World Heritage Sites or Japanese Equivalent NRHP Properties in CTA. 213

Table 14.1: Previous Cultural Resource Investigations at Camp Courtney and Camp McTureous..... 223
 Table 14.2: Previously Recorded Cultural Resource Sites at Camp Courtney. 229
 Table 14.3: Previously Recorded Cultural Resource Sites at Camp McTureous 229
 Table 14.4: World Heritage Sites or Japanese Equivalent NRHP Properties at Camp Courtney
 and Camp McTureous. 231

Table 15.1: Previous Cultural Resource Investigations at Camp Foster.	239
Table 15.2: Previously Recorded Cultural Resource Sites at Camp Foster.	243
Table 15.3: Previously Recorded Cultural Resource Sites at Camp Lester.	260
Table 15.4: World Heritage Sites or Japanese Equivalent NRHP Properties at Camp Foster and Camp Lester.	262
Table 16.1: Inventory of Bird Species Identified at MCAS Futenma.	268
Table 16.2: Previous Cultural Resource Investigations at MCAS Futenma.	272
Table 16.3: Previously Recorded Cultural Resource Sites at MCAS Futenma.	281
Table 16.4: World Heritage Sites or Japanese Equivalent NRHP Properties at MCAS Futenma.	284
Table 17.1: Important Flora/Fauna Species Observed in Environmental Impact Assessment at Coastline of Camp Kinser.	287
Table 17.2: Previous Cultural Resource Investigations at Camp Kinser.	291
Table 17.3: Previously Recorded Cultural Resource Sites at Camp Kinser.	296
Table 17.4: World Heritage Sites or Japanese Equivalent NRHP Properties at Camp Kinser.	3 01
Table 18.1: Marine Corps Installations Pacific Preliminary Environmental Impact Review.	305
Table 20.1: MCB Camp Butler EAB Projects/Plans.	314

LIST OF FIGURES

Figure 2.1: Map of Okinawa showing Marine Corps installations. 4

Figure 3.1: CTA maneuver training. 10

Figure 3.2: Beach non-mechanized and mechanized assaults 10

Figure 3.3: View from CTA Range 10, showing areas of erosion around backstops, ranges, and roads. 11

Figure 5.1: Vicinity map of Japan and Okinawa and detail of Okinawa Camp Butler. 18

Figure 5.2: Population density and development on Okinawa..... 19

Figure 5.3: Generalized physiographic map of Okinawa. 21

Figure 5.4: Check dam downstream of CTA Range 2. 23

Figure 5.5: Beach/tidal flat at Camp Schwab..... 26

Figure 5.6: Coral coverage by Manta-tow method..... 28

Figure 5.7: Coral coverage by Spot-check method. 29

Figure 5.8: Evergreen hardwood forests of Yanbaru..... 31

Figure 5.9: Okinawan chestnut tree or Sudajii. 31

Figure 5.10: Ryukyu pine or Maachi. 32

Figure 5.11: Tree fern or Hikagehego. 32

Figure 5.12: Tsuwabuki..... 33

Figure 5.13: Yakkoso of the rafflesia family. 34

Figure 5.14: Wax tree or Hazenoki (left) and wax tree fruit (right). 35

Figure 5.15: Tropical almond or Momotamana (left) and fruit (right). 35

Figure 5.16: Screw pine or Adan with fruit. 36

Figure 5.17: Mulberries or Yamaguwa..... 36

Figure 5.18: Raspberry or Ryukyuichigo..... 37

Figure 5.19: Okinawan wildlife protection areas. 39

Figure 5.20: Pryer’s woodpecker or Noguchigera. 40

Figure 5.21: The Okinawa rail or Yanbarukuina. 41

Figure 5.22: Ryukyu robin or Honto-akahige. 41

Figure 5.23: The Amami woodcock or Amamiyamashigi..... 42

Figure 5.24: Ishikawa’s frog or Ishikawagaeru is designated a Prefecture Natural Monument..... 43

Figure 5.25: On Okinawa poisonous snakes are collectively called 'Habu'..... 43

Figure 5.26: Mainland Japanese Ayu (top) and Ryukyu Ayu (bottom). 44

Figure 5.27: The Jambar long-armed scarab beetle of Yanbaru is the largest beetle in Japan..... 45

Figure 5.28: Pine beetle – larvae and adults. 53

Figure 5.29: Australian pine is not native to Okinawa and is not a true pine..... 57

Figure 5.30: Needles litter the ground under Australian pine trees. 57

Figure 6.1: Helicopter conducting aerial hydroseeding in steep terrain..... 68

Figure 6.2: MV-22 aircraft using Bambi Buckets® to fight wildfires in the CTA..... 73

Figure 8.1: Example Cultural Asset Location..... 95

Figure 8.2: Tombs on Camp Kinser. 96

Figure 8.3: Okinawan tomb styles..... 97

Figure 8.4: Camp Schwab cultural site (Umuibaru Ruins)..... 99

Figure 8.5: Camp Foster cultural site (Kyunna Gaa Springs)..... 99

Figure 8.6: Restored cultural site (Chibuga Spring)..... 100

Figure 9.1: Jungle Warfare Training Center (JWTC)..... 114

Figure 9.2: Subsurface geology in the JWTC..... 116

Figure 9.3: Soil types in the JWTC. 117

Figure 9.4: Watersheds in the JWTC..... 118

Figure 9.5: Vegetation map of the JWTC..... 120

Figure 9.6: Distribution map of protected plant and wildlife species in the JWTC..... 122

Figure 9.7: Two orchids listed as National Endangered Species under the LCES..... 125

Figure 9.8: Distribution of Okinawa rail, *Gallirallus okinawae*, in the JWTC..... 126

Figure 9.9: Two Prefectural Natural Monuments..... 127

Figure 9.10: Live trap used for catching mongooses..... 128

Figure 9.11: Mongooses trapped during the 2006 trapping project..... 128

Figure 10.1: ISTF Training Areas..... 136

Figure 10.2: Cultural resources surveys on the ISTF..... 143

Figure 10.3: Cultural resources on the ISTF..... 145

Figure 11.1: Camp Schwab..... 152

Figure 11.2: Camp Schwab WSAs..... 154

Figure 11.3: Cultural resources surveys on Camp Schwab..... 162

Figure 11.4: Cultural resources on Camp Schwab..... 164

Figure 12.1: Camp Hansen..... 170

Figure 12.2: Vegetation map at Camp Hansen..... 172

Figure 12.3: Distribution map of Threatened and Endangered wildlife species and potential habitats at Camp Hansen..... 173

Figure 12.4: Cultural resources surveys on Camp Hansen..... 177

Figure 12.5: Cultural resources on Camp Hansen..... 179

Figure 13.1: Central Training Area (CTA)..... 184

Figure 13.2: An abandoned tacit farm in the CTA..... 185

Figure 13.3: Subsurface Geology in the CTA..... 187

Figure 13.4: Soils types in the CTA..... 188

Figure 13.5: Reservoir-style check dam..... 189

Figure 13.6: Watersheds in the CTA..... 191

Figure 13.7: Wetlands delineated during onsite trial surveys in the CTA..... 193

Figure 13.8: Cultural resources surveys in the CTA..... 201

Figure 13.9: Cultural resources surveys in the CTA, western portion..... 209

Figure 13.10: Cultural resources surveys in the CTA, eastern portion..... 211

Figure 14.1: Camp Courtney and Camp McTureous..... 216

Figure 14.2: Potential wetland areas in the Taiyo Golf Club area..... 219

Figure 14.3: Japanese wood pigeon (left) and Anderson’s alligator newt (right)..... 221

Figure 14.4: Cultural resources surveys on Camp Courtney..... 224

Figure 14.5: Cultural resources surveys on Camp McTureous..... 225

Figure 14.6: Cultural resources on Camp Courtney..... 227

Figure 14.7: Cultural resources on Camp McTureous..... 228

Figure 15.1: Camp Foster and Camp Lester..... 234

Figure 15.2: Kuroiwa’s ground gecko (left) and Great Nawab butterfly (right)..... 237

Figure 15.3: Cultural resources surveys on Camp Foster..... 240

Figure 15.4: Cultural resources surveys on Camp Lester..... 242

Figure 15.5a: Cultural resources on Camp Foster, northern portion..... 251

Figure 15.5b: Cultural resources on Camp Foster, southern portion..... 253

Figure 15.6: Cultural resources on Camp Lester..... 261

Figure 15.7: Chibu-gaa Spring Site (left) and Chunna-gaa Spring Site (right)..... 262

Figure 16.1: MCAS Futenma..... 266

Figure 16.2: The Great Nawab butterfly or Futaochou (*Polyura endamippus weismanni*)..... 269

Figure 16.3: Green anole (*Anolis carolinensis*)..... 269

Figure 16.4a: Cultural resources surveys on MCAS Futenma, eastern portion..... 273

Figure 16.4b: Cultural resources surveys on MCAS Futenma, western portion..... 275

Figure 16.5: Cultural resources on MCAS Futenma..... 279

Figure 17.1: Camp Kinser. 286

Figure 17.2: Cane toad (*Bufo marinus*)..... 288

Figure 17.3: Agricultural pests monitored by Naha Plant Protection Station on
Camp Kinser (melon [left] and oriental fruit fly [right]). 290

Figure 17.4: Cultural resources surveys on Camp Kinser. 292

Figure 17.5: Cultural resources on Camp Kinser..... 297

Figure 18.1: Project review flow chart..... 304

This page intentionally left blank

ACRONYMS and ABBREVIATIONS

°	degrees
°C	degrees Celsius
°F	degrees Fahrenheit
1st MAW	First Marine Aircraft Wing
III MEF	III Marine Expeditionary Force
3D MARDIV	Third Marine Division
3D MEB	Third Marine Expeditionary Brigade
3D MLG	Third Marine Logistics Group
31st MEU	31st Marine Expeditionary Unit
AAFES	Army Air Force Exchange Services
A.D.	Anno Domini
AB	Air Base
AC/S	Assistant Chief of Staff
AEC	Army Environmental Center
AGL	Above Ground Level
AOR	Area of Responsibility
ASP II	Ammunition Supply Point II
BASH	Bird/Wildlife Aircraft Strike Hazard
BHC	Bird Hazard Condition
BO	Base Order
BP	Before Present
BMP	Best Management Practice
ca.	circa
CAL	Confined Area Landing
CITES	Convention on International Trade in Endangered Species
CPS	Cultural Properties Section
CTA	Central Training Area
DCDO	Defense Communication Detachment Okinawa
DeCA	Defense Commissary Agency
DOD	Department of Defense
DODDS	Department of Defense Dependents Schools
DPRI	Defense Policy Review Initiative
EAB	Environmental Affairs Branch
ECE	Environmental Compliance Evaluation
EEA	Environmental Executive Agent
EMP	Environmental Management Procedure
ER	Environmental Review
ESA	Endangered Species Act
ESOH	Environment, Safety, and Occupational Health
FDRS	Fire Danger Rating System
FGS	Final Governing Standards
FMB	Facilities Maintenance Branch
FRF	Futenma Replacement Facility
FSMB	Facilities Systems Management Branch
FY	Fiscal Year (U.S., October through September)
GIS	Geographic Information System
GOJ	Government of Japan
GPS	Global Positioning System
HQ	Headquarters
ICRMP	Integrated Cultural Resources Management Plan
INRMP	Integrated Natural Resources Management Plan
INRCRMP	Integrated Natural Resources and Cultural Resources Management Plan
IPMP	Integrated Pest Management Plan
ISTF	Ie Shima Training Facility
IWFMP	Integrated Wildland Fire Management Plan
JEGS	Japan Environmental Governing Standards

JFIP	Japanese Facilities Improvement Program
JFY	Japan Fiscal Year (April through March)
JSDF	Japan Self Defense Forces
JWTC	Jungle Warfare Training Center
LCES	Law for the Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora
LCpl	Lance Corporal
LST	Landing Ship Tank
LZ	Landing Zone
Marine Corps	U.S. Marine Corps
MBTA	Migratory Bird Treaty Act
MCAS	Marine Corps Air Station
MCB	Marine Corps Base
MCBJ	Marine Corps Bases Japan
MCBJFD	Marine Corps Bases Japan Fire Department
MCCS	Marine Corps Community Services
MCICOM	Marine Corps Installation Command
MCIPAC	Marine Corps Installations Pacific
MCO	Marine Corps Order
mm	millimeter
MOE	Ministry of the Environment
MOFA	Ministry of Foreign Affairs
MOU	Memorandum of Understanding
MSC	Major Subordinate Command
MWLK	Marine Wing Liaison Kadena
NCIS	Naval Criminal Investigation Service
N/A	Not Applicable
NAVFAC	Naval Facilities Engineering Command
NEPA	National Environmental Policy Act
NOPRS	NAVFAC Online Pesticide Reporting System
NRHP	National Register of Historic Places
ODB	Okinawa Defense Bureau (formerly Naha Defense Facilities Administration Bureau or Naha DFAB)
OEBGD	Overseas Environmental Baseline Guidance Document
OIC	Officer in Charge
OPG	Okinawa Prefectural Government
PACOM	Pacific Command
PACDIV	Pacific Division
PAM	Passive Acoustic Monitoring
PAO	Public Affairs Office
PEIR	Preliminary Environmental Impact Review
PHRI	Paul H. Rosendahl, Ph.D., Incorporation
PMO	Provost Marshall's Office
POC	Point of Contact
POL	Petroleum, Oil, and Lubricant
RDB	Red Data Book
RSO	Range Safety Officer
SMS	Sediment Monitoring Station
SACO	Special Action Committee on Okinawa
SOFA	Status of Forces Agreement
SOP	Standard Operating Procedure
U.S.	United States
USDA	United States Department of Agriculture
USFJ	United States Forces Japan
UXO	Unexploded Ordnance
WSA	Water Surface Area
WTP	Water Treatment Plant
WWTP	Wastewater Treatment Plant
WW II	World War II

EXECUTIVE SUMMARY

Introduction: Conservation of Natural and Cultural Resources Supports the Marine Corps Mission

United States (U.S.) Department of Defense (DOD) agencies are charged first and foremost with accomplishing their military missions. Secondary to this (but also required by law, policy, and practice), DOD agencies must maintain multi-purpose, sustainable, natural and cultural resources management programs on installations having lands and water suitable for the conservation and management of these resources. This Integrated Natural Resources and Cultural Resources Management Plan (INRCRMP) demonstrates that accomplishing the military mission and meeting conservation requirements for Marine Corps Base Camp Smedley D. Butler (MCB Camp Butler) need not be conflicting goals. In almost all circumstances, maintaining natural and cultural resources in a healthy condition serves to support and enable the military mission by providing realistic and effective training venues and conditions and opportunities for recreation supporting morale and welfare, physical training, positive public relations with both internal and neighboring communities, education, and other benefits.

MCB Camp Butler provides training facilities, logistical support, and administrative support for Fleet



Marine Force units located in Okinawa, Japan in support of the Treaty of Mutual Cooperation and Security with Japan. In order for Marines to train as they will fight, they must use lands, water, and facilities within MCB Camp Butler. Since these areas contain natural and cultural resources, these resources must be maintained and protected in an effective and efficient manner.

This INRCRMP serves as a primary source of data and guidance to reach those goals at Marine Corps facilities and areas in Okinawa managed by MCB Camp Butler. It provides U.S.

Marine Corps (Marine Corps) active duty personnel, civilian employees, and contractors with necessary information about natural and cultural related data and management guidance to enable them to:

- Manage natural and cultural resources on MCB Camp Butler in such a way as to support the Marine Corps mission and ensure responsiveness to changing mission needs;
- Know which significant natural and cultural resources are present on and near their installations and training areas and where they occur;
- Understand why, and under what legislation and/or Marine Corps or DOD policy, those resources are to be managed;
- Be familiar with standard operating procedures and available management options that would enhance those resources; and
- Ensure that mission goals are met with no, or minimal adverse impacts on lands and natural and cultural resources.

This INRCRMP also ensures that:

- Natural and cultural resources conservation measures and Marine Corps activities on military lands are integrated and consistent with DOD stewardship requirements;
- Natural and cultural resources are managed so that training can be enhanced in a natural environment; and
- The Okinawan government and Okinawan people understand that the Marines are respectful of Okinawan cultural and natural resources.

This INRCRMP describes the programs and procedures for managing natural and cultural resources over the next 5 years. Changes or corrections will be made to this Plan every 5 years, or more frequently as necessary.

Requirements: Why the INRCRMP is Needed

Facilities and areas under U.S. control on MCB Camp Butler are essential assets for the defense of the U.S. and Japan. Ensuring continued and effective use of these assets requires adherence to requirements for conserving natural and cultural resources. Marine Corps Order (MCO) P5090.2A and the Japan Environmental Governing Standards (JEGS) of 2012 require the development of management plans to inventory, evaluate, and protect natural and cultural resources.

Under Marine Corps Order (MCO) P5090.2A W/CH 1-3, each installation, including overseas installations, shall prepare and implement a comprehensive Integrated Natural Resources Management Plan (INRMP). The INRMP shall include all elements of natural resources management applicable to the installation. Chapter 13 of the JEGS requires that installations develop natural resources management plans. If financially and otherwise practical, and in such a way that there is no net loss of mission capability, they must implement the natural resources management plan and take responsible steps to protect and enhance known Threatened and Endangered Species and Government of Japan (GOJ)-protected species and their habitats.

MCO P5090.2A also requires that Marine Corps installations implement an Integrated Cultural Resources Management Plan that contains policies and procedures for assessing the condition of known cultural resources and avoiding or mitigating impacts to cultural resources from Marine Corps actions or the actions of contractors or tenants working on Marine Corps installations. Chapter 12 of the JEGS requires that installations, after coordination with the appropriate GOJ authorities, prepare, maintain, and implement a cultural resources management plan that contains information needed to make appropriate decisions about cultural and historic resources identified on the installation inventory, and for mitigation of any adverse effects.



The requirements above are met in this MCB Camp Butler INRCRMP.

Responsible and Interested Parties: Implementing the INRCRMP Effectively

Command support is essential to developing and implementing the INRCRMP. The Commanding General of MCB Camp Butler is responsible for the INRCRMP. Several organizations are critically important to its success.

- The Assistant Chief of Staff (AC/S) Ground Facilities is responsible for designating the Environmental Affairs Branch (EAB) to develop and implement the INRCRMP.
- The Environmental Officer and the Engineering and Science Section Director are responsible for the overall management of the natural and cultural resources programs at MCB Camp Butler, including the attainment of goals and objectives outlined in the INRCRMP.
- The Natural Resources Manager and the Cultural Resources Manager are responsible for their respective programs and must ensure that Marines can train in realistic environments, that resource impacts by the Marine Corps are minimized, and must accomplish assigned duties as established in this INRCRMP.
- Camp Commanders, III Marine Expeditionary Force (III MEF) Major Subordinate Command (MSC) Commanders, and tenants are responsible for following SOPs for natural and cultural resources clearance. Following SOPs precludes adverse impact to natural and cultural resources and to mission training activities.

Planned Initiatives: Ensuring Success of the INRCRMP

Numerous projects to support the Marine Corps training mission are anticipated to be completed over the next 5 years. Initiatives include the following:

- Continuing inventories of Threatened and Endangered and Protected Species, vegetation, and wildlife habit on MCB Camp Butler installations and training areas;
- Continuing to revegetate bare soil and control soil erosion in training areas;
- Controlling invasive species through natural resources management procedures;
- Continuing conducting a cultural resources inventory for all installations and training areas not yet surveyed as needed;
- Updating the MCB Camp Butler Geographic Information System (GIS) with natural and cultural resources data to provide decision makers with up-to-date information; and
- Providing natural and cultural resources awareness education to appropriate environmental staff, Marines and their families, and the public.

All of these initiatives will help both conserve the resources while helping to ensure the continued ability for the Marine Corps to use and train on MCB Camp Butler. They will provide greater understanding of the resources and how they fit within the context of Marine Corps activities.

Organization of the Document: Detailed and Accessible

This INRCRMP is an update to the January 2009 INRCRMP for MCB Camp Butler. Revisions in the Plan include: updating all directives, orders, and regulations; updating facility acreage; adding information on the most recent natural and cultural resources surveys; incorporating natural resources standard operating procedures and best management practices; expanding invasive species information; expanding discussions and figures for all cultural resources sections; adding explanations of the environmental review process for natural and cultural resources; updating all points of contact; and updating all figures.

This INRCRMP is organized into 20 chapters. Chapters 1 through 4 include general descriptions of the overall goals (Chapter 1), installation setting (Chapter 2), military mission (Chapter 3), and responsible parties (Chapter 4). Chapters 5 through 7 present general information on the natural resources at MCB Camp Butler installations and training areas (Chapter 5), natural resources standard operating procedures (Chapter 6), and inventorying and monitoring of natural resources (Chapter 7). Chapter 8 includes background information on cultural resources goals, prehistoric and historic periods, cultural resources laws, resource types, and standard operating procedures for the management of cultural resources. Chapters 9 through 17 discuss the natural and cultural resources and management procedures at each installation and training area on Okinawa.



- Jungle Warfare Training Center (JWTC)
- Ie Shima Training Facility (ISTF)
- Camp Schwab
- Camp Hansen
- Central Training Area (CTA)
- Camp Courtney and Camp McTureous
- Camp Foster and Camp Lester
- Marine Corps Air Station (MCAS) Futenma
- Camp Kinser

Chapters 18 through 20 present the overall environmental review process for assessing impacts to natural and cultural resources (Chapter 18), political issues related to natural and cultural resources (Chapter 19), and future projects for supporting the natural and cultural resources programs (Chapter 20).

+

CHAPTER 9 – CAMP GONSALVES/JUNGLE WARFARE TRAINING CENTER

9.1 Installation Description

The JWTC (formerly known as the Northern Training Area) is located at the northeast end of Okinawa (Figure 9.1), about 87 kilometers (52 miles) from Camp Foster. The JWTC is approximately 7,543 hectares (18,638 acres) in size. Transportation by road from Camp Schwab to the JWTC takes about 1.5 hours. Camp Gonsalves is the base camp for the JWTC.

9.2 Projected Changes in Facilities

Approximately half, 4,987 hectares (9,852 acres), of the JWTC is to be returned to the GOJ under the Special Action Committee on Okinawa Final Report, December 2, 1996. The transfer will be made when replacement facilities are available.

New LZs and roads are being created in the JWTC portion that will remain under MCB Camp Butler control to replace the ones being lost. A total of six LZs in four different locations are being constructed, and two of them are on the existing LZ 17. All six LZs are located next to the existing roads, except one which requires a 1.4 kilometers (0.86 mile) long access road (NDFAB 2006).

This transfer of lands places the same amount of training on a smaller land base, which may create the possibility of increased adverse effects. It is important that training areas be monitored, rotated, and rested to ensure realistic training environments as well as to protect flora and fauna.

9.3 Neighbors

Along the eastern boundaries of the JWTC, where Camp Gonsalves is located, civilian land use is predominantly agricultural. Four large reservoirs are located within the JWTC's boundaries. A fifth reservoir is located just outside the JWTC and is connected by a tunnel to the other four. These dams are operated by the Okinawa General Bureau North Dam Integrated Control Office, a GOJ entity. The Okinawa Prefectural Enterprise Bureau (OPEB) supplies potable water to southern Okinawa. Most of the land in the JWTC is owned by the GOJ and managed by the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries. There are few developed areas along the western JWTC boundary. The land portion of the Aha Training Area (within the JWTC) has been returned to the GOJ for release to the original landowners. This former forested area is being transformed into agricultural fields and developed areas. The JWTC is located in Higashi Village and Kunigami Village.

9.4 Transportation System

Camp Gonsalves and the JWTC are accessed via Route 70, which runs along the northeastern coast of the island, from Higashi Village to Cape Hedo, at the northern tip of Okinawa.

9.5 Water Supply and Wastewater

The existing potable water supply system at Camp Gonsalves was built in conjunction with the construction of the Administration and Operation/Maintenance Complex. It consists of a raw water pumping station, raw water storage tank, treatment plant, clear well, fire water storage tank, fire water distribution system, and potable water distribution system. Water is pumped from a nearby stream to the WTP. The WTP serves the entire Camp up to the Guard Station at the main gate.

The treated effluent from the Camp Gonsalves wastewater treatment plant (WWTP) is disinfected with chlorine and pumped off-site approximately 1 kilometer (0.6 mile) from the main gate. The discharge site is in a grassy overgrown area downstream of the Arakawa Dam.



A new WTP is being constructed in the JWTC, specifically for the training areas. The design capacity of the WTP is 16,259 liters (7,392 gallons) per day. Electrical upgrades are also being conducted, and are expected to be completed by JFY 2014. Still in the planning stage, a new WWTP will be constructed in the JWTC as well.

9.6 Military Mission

Camp Gonsalves' mission is to provide administrative and operational support for the training of ground combat units of the III MEF.

The JWTC mission is to maintain and develop quality support and to provide the instructional expertise, expeditionary camp, and training areas, necessary to conduct training in a jungle environment for Marine, joint, and combined units with up to 1,000 personnel for 30 days.

The JWTC delivers several training courses: the jungle warfare, jungle skills, combat tracking, medical trauma, jungle leadership, and survival, evasion, resistance, and escape courses. Uses of the JWTC include infantry maneuvers, helicopter and MV-22 exercises, escape and evasion, survival training, and artillery drills. No live firing is authorized; however, Special Effects Small Arms Marking System, also known as paint ball, is allowed.

Camp Gonsalves was named in honor of Private 1st Class Harold Gonsalves who was a scout on April 15, 1945, when he, his commanding officer, and another Marine came under an enemy grenade attack. A grenade rolled into their position and Gonsalves pulled the grenade under him, saving the lives of the others (Allen 1999b).

9.7 Natural Resources

9.7.1 Geology and Topography

Camp Gonsalves and the JWTC are located in mountainous terrain with deep gulches and dissected flanking terraces (McCune 1974). The mountainous terrain is composed of metamorphosed sandstones with interbedded slates, clay slates, phyllites, and greenstones (Figure 9.2). Stream erosion has dissected the terraces resulting in a rough terrain, making road construction difficult. Many of the streams flowing seaward from the mountain core follow faults and weak rock zones producing trellised drainage patterns rather than the normal radial patterns (McCune 1974). Elevations range from sea level to almost 500 meters (1,640 feet).

9.7.2 Soils

As shown in Figure 9.3, JWTC soils are predominantly lithosols including Chinen stoney clay, acid lithosols, and rough stony land. Areas of Shuri clay and rough broken land can be found near the eastern boundary. The soils are usually less than 0.5 meter (1.5 feet) deep over partly weathered bedrock that is generally fine-grained schist or feldspathic limestone.

9.7.3 Red Soil Check Dams

Not Applicable.

9.7.4 Water Resources

Once the land return is complete, there will be approximately 3,642 hectares (9,000 acres) remaining at JWTC. This area is located in eight watersheds (Figure 9.4).

Four dams are located in and one dam is adjacent to the JWTC. From the south to the north are the Fukuji Dam, Arakawa Dam, Aha Dam, Fungawa Dam, and Benoki Dam. The water in these dams is pumped through pipelines to southern Okinawa for use in municipal systems.

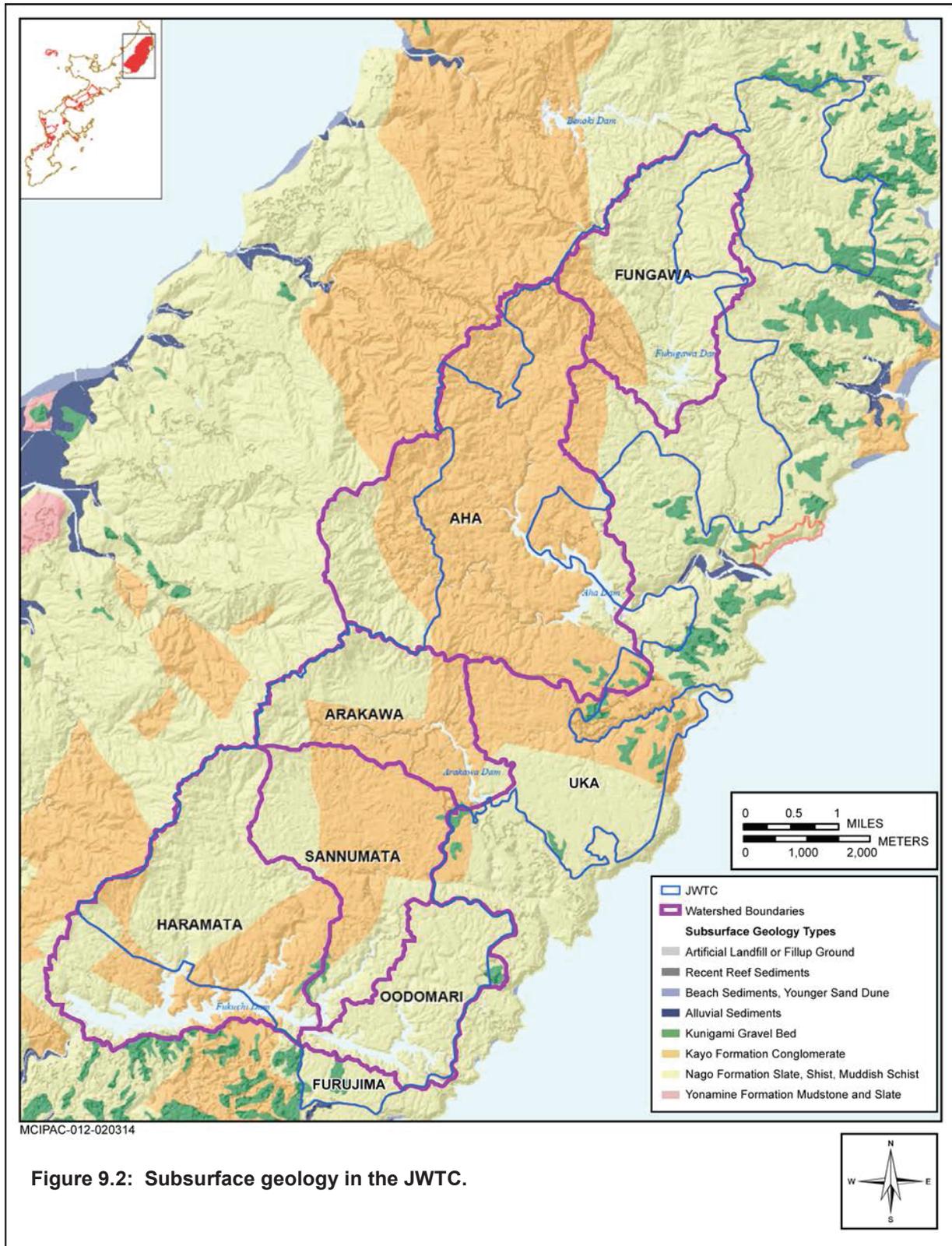




Figure 9.3: Soil types in the JWTC.



Most of the streams in the JWTC eventually flow into reservoirs created by dams. The first dam in Yanbaru was constructed on the Fukuchi River in Higashi Village in the early 1960's by the American Civil Administration, to deal with Okinawa's perennial water shortage (Kudaka and Taira 1994). Then the Arakawa, Fungawa, Aha, and Benoki Dams were built. All of the dams are connected by a series of underground pipes and channels, and supply water to southern Okinawa.

Wetlands and swampy areas occur in the JWTC. The 2012 wetland delineation and modeling project developed a standard delineation manual, based on the U.S. *Corps of Engineers Wetlands Delineation Manual* and also modeled potential wetland areas based on environmental factors including soils, topography, and hydrology. MCB Camp Butler anticipates delineating wetlands in future project areas, where applicable, based on areas identified by the wetland model. Data generated by any such delineation will be incorporated into the GIS for future planning and analysis.

Critical water resources include the Arakawa River located north of Camp Gonsalves, Building 512.

9.7.5 Coastal Resources

JWTC has a training beach and an adjacent WSA of approximately 121 hectares (299 acres). The beach, situated downstream of Uka River, was provided to the Marine Corps by the GOJ in November 1998 to replace the Aha Training Area and associated WSA that were returned to the GOJ.

9.7.6 Flora

Since 2004, the MCB Camp Butler EAB has been conducting flora surveys by watershed in order to update the existing inventory, create vegetation maps, and map habitats of protected species in the JWTC. As shown in Figure 9.5, seven watersheds including Aha, Arakawa, Uka, Haramata, Sannumata, Oodomari, and Furujima, have been surveyed.

Aha Watershed: A total of 457 species of vascular plants, including 73 species of ferns, were identified (KHK 2006a). Two orchid species listed as National Endangered Species under the LCES were found along streams in the watershed. These two species are as follows: Okinawasekkoku (*Dendrobium okinawease*) and Sonoharatonbo (*Platanthera sonoharae*).

Arakawa Watershed: A total of 448 species of vascular plants, including 67 species of ferns, were identified (KHK 2006b). Two listed orchid species under the LCES, Okinawasekkoku (*Dendrobium okinawease*) and Sonoharatonbo (*Platanthera sonoharae*), were found along streams in the watershed.

Uka Watershed: A total of 503 species of vascular plants, including 77 species of ferns, were identified (KHK 2007). Two listed orchid species under the LCES, Okinawasekkoku (*Dendrobium okinawease*) and Sonoharatonbo (*Platanthera sonoharae*), were found along streams in the watershed.

Haramata Watershed: A total of 415 species of vascular plants, including 82 species of ferns, were identified (KHK 2006c). Two listed orchid species under the LCES, Okinawasekkoku (*Dendrobium okinawease*) and Sonoharatonbo (*Platanthera sonoharae*), were found along streams in the watershed.

Sannumata Watershed: A total of 423 species of vascular plants, including 86 species of ferns, were identified (CTC 2006a). Two listed orchid species under the LCES, Okinawasekkoku (*Dendrobium okinawease*) and Sonoharatonbo (*Platanthera sonoharae*), were found along streams in the watershed.

Oodomari Watershed: A total of 439 species of vascular plants, including 65 species of ferns, were identified (KHK 2006d). No protected plant species were found in the watershed.

Furujima Watershed: A total of 350 species of vascular plants, including 48 species of ferns, were identified (KHK 2007b). No protected plant species were found in the watershed.

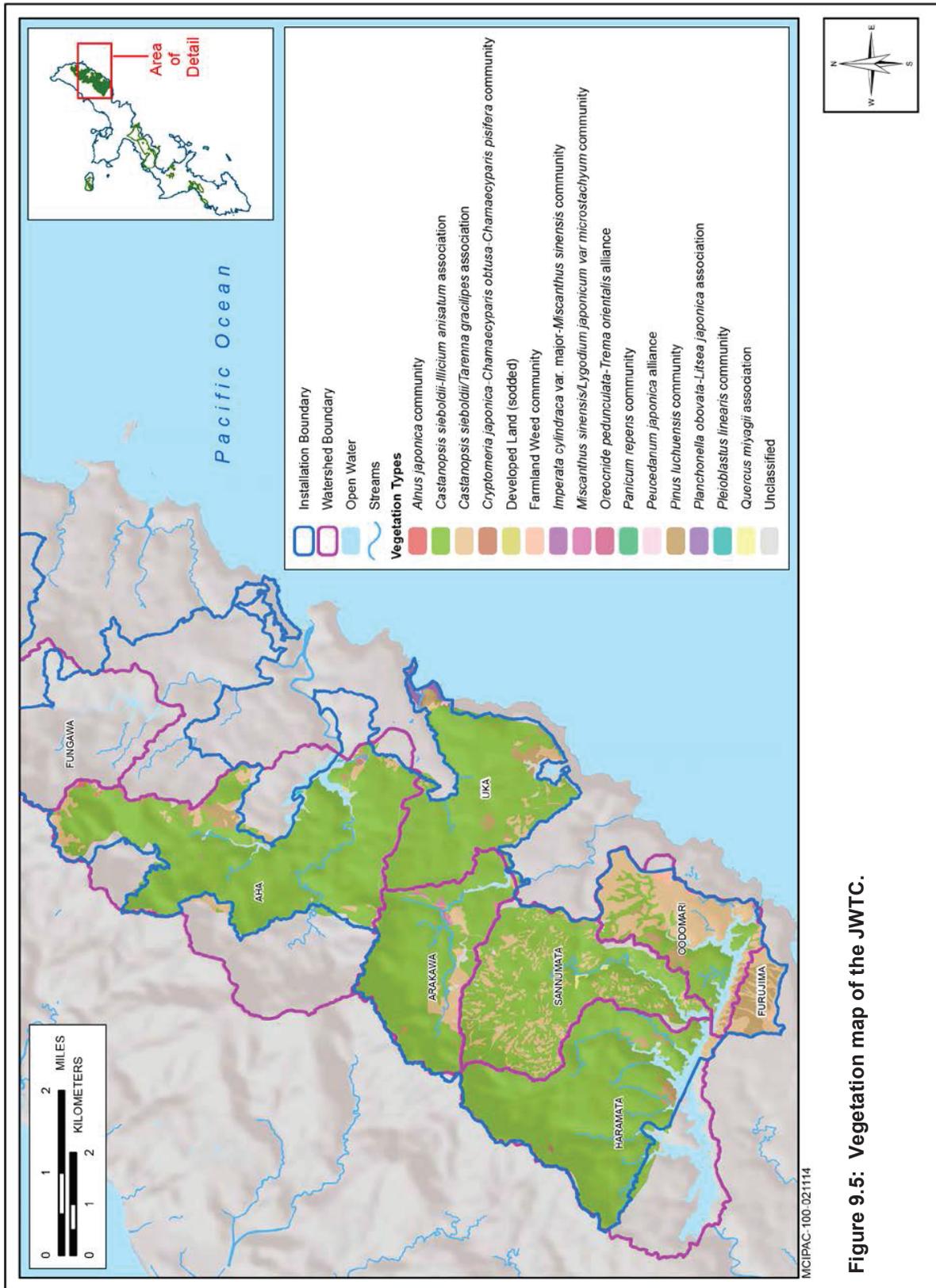


Figure 9.5: Vegetation map of the JWTC.

In 2010, three LZs located in the JWTC that were scheduled for use by the MV-22 were surveyed for Red List and protected flora species; LZs 1, 3, and Firebase Jones (Marine Corps 2012). Twenty eight Red List flora species were recorded. One protected flora species was observed at LZ Firebase Jones, Okinawasekkoku (*Dendrobium okinawease*). No protected flora species were observed at LZs 1 and 3.

9.7.7 Fauna

The MCB Camp Butler EAB has been conducting fauna surveys by watershed since 2004. The goal is to update the existing inventory and map habitats of protected species in the JWTC. As shown in Figure 9.6, seven watersheds, Aha, Arakawa, Uka, Haramata, Sannumata, Oodomari, and Furujiima, have been surveyed.

Aha Watershed: A total of 573 species of animals, including 116 aquatic species, were identified (KHK 2006a). The fauna consisted of 8 mammals, 25 birds, 13 reptiles, 11 amphibians, 362 insects, 38 spiders, 13 terrestrial shellfishes, 16 fishes, and 100 benthic animal species. Seven species, which are defined as Threatened/Endangered and Protected Species under the JEGS, were found in the watershed. Among them, the Okinawa rail or Yanbaruikuina (*Gallirallis okinawae*), Amami woodcock or Amamiyamashigi (*Scolopax mira*), Pryer's Woodpecker or Noguchigera (*Sapheopipo noguchii*), Ryukyu robin or Hontoakahige (*Erithacus komadori namiyei*), and Jambar long-armed scarab beetle or Yanbarutenagakogane (*Cheirotonus jambar*) are listed as National Endangered Species under the LCES.

Arakawa Watershed: A total of 475 species of animals, including 82 aquatic species, were identified (KHK 2006b). The fauna consisted of 2 mammals, 22 birds, 6 reptiles, 10 amphibians, 308 insects, 42 spiders, 14 terrestrial shellfish, 6 fish, and 76 benthic animal species.

Six Threatened/Endangered and Protected Species defined under the JEGS were found in the watershed. The species include the Okinawa rail or Yanbaruikuina (*Gallirallis okinawae*), Pryer's woodpecker or Noguchigera (*Sapheopipo noguchii*), Ryukyu robin or Hontoakahige akahige (*Erithacus komadori namiyei*), and Jambarlong-armed scarab beetle or Yanbarutenagakogane (*Cheirotonus jambar*) as National Endangered Species under the LCES.

Uka Watershed: A total of 964 species of animals, including 236 aquatic species, were identified (KHK 2007a). The fauna consisted of 10 mammals, 35 birds, 13 reptiles, 13 amphibians, 610 insects, 50 spiders, 23 terrestrial shellfishes, 27 fishes, and 209 benthic animal species. Seven Threatened/Endangered and Protected Species defined under the JEGS were found in the watershed. The species include the Okinawa rail or Yanbaruikuina (*Gallirallis okinawae*), Amami woodcock or Amamiyamashigi (*Scolopax mira*), Pryer's woodpecker or Noguchigera (*Sapheopipo noguchii*), Ryukyu robin or Hontoakahige (*Erithacus komadori namiyei*), and Jambar long-armed scarab beetle or Yanbarutenagakogane (*Cheirotonus jambar*) as National Endangered Species under the LCES (KHK 2006c).

Haramata Watershed: A total of 575 species of animals, including 104 aquatic species, were identified (KHK 2006c). The fauna consisted of 6 mammals, 24 birds, 11 reptiles, nine amphibians, 384 insects, 39 spiders, 16 terrestrial shellfishes, 14 fishes, and 90 benthic animal species. Five Threatened/Endangered and Protected Species defined under the JEGS were found in the watershed. The species include the Okinawa rail or Yanbaruikuina (*Gallirallis okinawae*), Pryer's woodpecker or Noguchigera (*Sapheopipo noguchii*), Ryukyu robin or Hontoakahige (*Erithacus komadori namiyei*), and Jambar long-armed scarab beetle or Yanbarutenagakogane (*Cheirotonus jambar*) are listed as National Endangered Species under the LCES.

Sannumata Watershed: A total of 495 species of animals, including 63 aquatic species, were identified (CTC 2006a). The fauna consisted of 6 mammals, 43 birds, 8 reptiles, 12 amphibians, 282 insects, 65 spiders, 16 terrestrial shellfishes, 10 fishes, and 53 benthic animals. Six Threatened/Endangered and Protected Species defined under the JEGS were found. The species include the Peregrine falcon or Hayabusa (*Falco peregrinus*), Okinawa rail or Yanbaru-kuina (*Gallirallis okinawae*), Amami woodcock or Amamiyamashigi (*Scolopax mira*), Pryer's woodpecker or Noguchigera (*Sapheopipo noguchii*), and Ryukyu robin or Honto akahige (*Erithacus komadori namiyei*) as National Endangered Species under the LCES.

Oodomari Watershed: A total of 536 species of animals, including 121 aquatic species, were identified (KHK 2006d). The fauna consisted of 4 mammals, 22 birds, nine reptiles, 11 amphibians, 341 insects, 33 spiders, 16 terrestrial shellfishes, 15 fishes, and 106 benthic animal species. Three Threatened/Endangered and Protected Species were found in the watershed. The species include two National Endangered Species under the LCES: Pryer's woodpecker or Noguchigera (*Sapheopipo noguchii*) and Ryukyu robin or Hontoakahige (*Erithacus komadori namiyei*).

Furujima Watershed: A total of 437 species of animals, including 64 aquatic species, were identified (KHK 2007b). The fauna consisted of 6 mammals, 21 birds, 10 reptiles, 10 amphibians, 292 insects, 26 spiders, 17 terrestrial shellfishes, 5 fishes, and 59 benthic animal species. Four Threatened/Endangered and Protected Species were found in the watershed. The species include two National Endangered Species under the LCES: Pryer's woodpecker or Noguchigera (*Sapheopipo noguchii*) and Ryukyu robin or Hontoakahige (*Erithacus komadori namiyei*).

In 2008, sea turtle surveys were conducted over MCB Camp Butler installations, including a training beach of JWTC. The training beach primarily consists of gravel, which is considered unsuitable for sea turtle nesting. The field survey was conducted in June and July, and no evidence of sea turtle landing or nesting was found (Tetra Tech EM Inc. 2009).

In 2010, Red List and protected fauna surveys were conducted at three LZs in the JWTC that were scheduled for use by the MV-22: LZs 1, 3, and Firebase Jones (Marine Corps 2012). Fifty-two Red List species were identified consisting of: four mammals, ten birds, six reptiles, seven amphibians, eleven insects, two spiders, ten land snails, and two crustaceans. Twelve protected species, as defined in JEGS, were identified: Okinawa rail or Yanbaruina (*Gallirallis okinawae*), Pryer's woodpecker or Noguchigera (*Sapheopipo noguchii*), Ryukyu robin or Hontoakahige (*Erithacus komadori namiyei*), Ryukyu black-breasted leaf turtle or Ryukyuyamagame (*Geoemyda japonica*), Kuroiwa's ground gecko or Kuroiwatokagemodoki (*Goniurosaurus kuroiwae kuroiwae*), Anderson's alligator newt or Iboimori (*Tilitoriton andersoni*), Holst's frog or Horusutogaeru (*Bobina holsti*), Ishikawa's frog or Ishikawagaeru (*Rana ishikawae*), Namie's Frog or Namiegaeru (*Rana namiyei*), Great Nawab butterfly or Futaouchou (*Pollyura eudamippus*), leaf butterfly or Konohachou (*Kallima inachus*), and the Land hermit crab or Murasakiokayadokasi (*Coenobita purpureus*) as shown in Table 9-1.

Table 9.1: Protected Species Observed during 2010 MV-22 LZ Flora and Fauna Surveys.

	Scientific Name	Japanese Name	English Name	LZ Name	Breeding Season	Protected Species		
						National Endangered Species	National Monument Species	Okinawa Prefecture Monument Species
Flora	<i>Dendrobium okinawense</i>	Okinawasekkoku	Orchid	LZ Fire Base Jones		✓	-	-
Fauna	<i>Gallirallus okinawae</i>	Yanbaruikuina	Okinawa Rail	LZ 1, LZ 3, LZ Fire Base Jones	March – June	✓	✓	-
	<i>Sapheopipo noguchii</i>	Noguchigera	Pryer's Woodpecker	LZ 1, LZ 3, LZ Fire Base Jones	April – June	✓	✓	-
	<i>Erithacus komadori namiyei</i>	Hontoakahige	Stejneger's Ryukyu Robin	LZ 1, LZ 3, LZ Fire Base Jones	April – June	✓	✓	-
	<i>Geomyda japonica</i>	Ryukyuyamagame	Ryukyu Black-breasted Leaf Turtle	LZ 1, LZ Fire Base Jones	April – June	-	✓	-
	<i>Goniurosaurus kuroiwae kuroiwae</i>	Kuroiwatokagemodoki	Kuriowa's Ground Gecko	LZ 1, LZ 3	April – July	-	-	✓
	<i>Echinotriton andersoni</i>	Iboimori	Anderson's Alligator Newt	LZ 1, LZ 3	November – August	-	-	✓
	<i>Limnonectes namiyei</i>	Namiogaeru	Nami's Frog	LZ 3	June – August	-	-	✓
	<i>Odorrana ishikawae</i>	Ishikawagaeru	Ishikawa's Frog	LZ 3	January – February	-	-	✓
	<i>Babina holsti</i>	Horusutogaeru	Holst's Frog	LZ 3, LZ Fire Base Jones	July – September	-	-	✓
	<i>Kallima inachus eucerca</i>	Konohachou	Leaf Butterfly	LZ 1, LZ Fire Base Jones	All Year	-	-	✓
Crustaceans	<i>Coenobita purpureus</i>	Murasakiokayadokasi	Hermit Crab	LZ 3	May – August	-	✓	-

9.7.8 Threatened and Endangered Plant and Wildlife Species

Two orchid species listed as National Endangered Species under the LCES and listed in Table C13.T1 of the JEGS were found along streams in the Aha, Arakawa, Uka, Haramata, and Sannumata Watersheds. These two species are the Okinawasekkoku (*Dendrobium okinawense*) and Sonoharatonbo (*Platanthera sonoharae*) (Figure 9.7).



Figure 9.7: Two orchids listed as National Endangered Species under the LCES.

Left: Okinawasekkoku (*Dendrobium okinawense*).
Right: Sonoharatonbo (*Platanthera sonoharae*).

Seven animal species found in the JWTC, including six birds and one insect, are identified in Table C13.T1 in the JEGS as National Endangered Species under the LCES.

The Peregrine falcon or Hayabusa (*Falco peregrinus*), which migrates to the Ryukyu Islands as a winter visitor, is listed as a National Endangered Species under the LCES. The falcon was observed in the Sannumata Watershed.

The Okinawa rail or Yanbarukuina (*Gallirallus okinawae*), which is almost flightless and endemic to northern Okinawa, is listed as a National Endangered Species under the LCES. The rail is also designated as a National Natural Monument under the Law for the Protection of Cultural Properties. The rail was observed or heard in Aha, Arakawa, Uka, Haramata, and Sannumata Watersheds.

In 2010, the Marine Corps conducted a survey of the Okinawa rail within the JWTC (Nansei Environmental Laboratory 2010c). The survey methods involved using a recorded call of the rail. As the rail usually calls back when it hears others calling, this method, can be used to identify birds within the range of the call. The survey covered two-thirds of the JWTC, and the existence of the rail was confirmed in approximately 30% of the surveyed areas (Figure 9.8). Overall, species distribution increased between 2004 and 2010; however, results from the 2010 survey indicate the rail's distribution has decreased within the southern portions of the JWTC while increasing in the north. The exotic mongoose species, which is prevalent in the southern portions of the survey area, are thought to be negatively affecting populations within its range.

The Amami woodcock or Amamiyamashigi (*Scolopax mira*) is listed as a National Endangered Species under the LCES, and is designated as a Prefectural Natural Monument. The woodcock was observed in the Aha, Uka, and Sannumata Watersheds.

The Japanese wood pigeon or Karasubato (*Columba janthina janthina*), is listed as a National Endangered Species under the LCES, and is designated a National Natural Monument. The pigeon was observed or heard in the Aha, Arakawa, Uka, Sannumata, and Furujiima Watersheds.

Pryer's woodpecker or Noguchigera (*Sapheopipo noguchii*), which is endemic to the northern Okinawa Island, is listed as a National Endangered Species under the LCES, and designated as a National Natural Monument. The species was observed or heard in Aha, Arakawa, Uka, Haramata, Sannumata, Oodomari, and Furujiima Watersheds.

The Ryukyu Robin or Hontoakahige (*Erithacus komadori namiyei*) is listed as a National Endangered Species under the LCES. The robin is also designated as a National Natural Monument. The species was observed in the Aha, Arakawa, Uka, Haramata, Sannumata, Oodomari, and Furujima Watersheds.

The Jamber long-armed scarab beetle or Yanbarutenagakogane (*Cheirotonus jamber*), endemic to northern Okinawa, is the largest beetle inhabiting the Japanese territory. It is designated as a National Endangered Species under the LCES and as a National Natural Monument. Breeding trees of the beetle were found in the Aha, Arakawa, Uka, and Haramata Watersheds.

9.7.9 Tennen-kinenbutsu

A total of 15 Natural Monuments (Tennen-kinenbutsu) have been found within the JWTC. These include five National Natural Monuments previously discussed in Section 9.7.8: Pryer's woodpecker, Okinawa rail, Ryukyu robin, Japanese wood pigeon, and Jambar long-armed scarab beetle. In addition, the National Natural Monument, the Land hermit crab, Okayadokari (*Coenobita cavipes*), was observed in the Sannumata Watershed. The Ryukyu black-breasted leaf turtle or Ryukyuyamagame (*Geoemyda Japonica*) is also designated as a National Natural Monument. The species was observed in the Aha, Arakawa, Uka, Haramata, Sannumata, Oodomari, and Furujima Watersheds.

A total of eight Prefectural Natural Monuments have been found in the JWTC. This includes the Amami woodcock, which is also listed as a National Endangered Species under the LCES and was previously discussed in Section 9.7.8. Seven Prefectural National Monuments that have not been previously discussed include: Kuroiwa's ground gecko or Kuroiwatokagemodoki (*Goniurosaurus kuroiwaie kuroiwaie*), Anderson's alligator newt or Iboimori (*Echinotriton andersoni*), Holst's frog or Horusutogaeru (*Bobina holsti*), Ishikawa's frog or Ishikawagaeru (*Rana ishikawae*), Namie's Frog or Namiegaeru (*Rana namiyei*), Great Nawab butterfly or Futaochou (*Pollyura eudamippus*), and the leaf butterfly or Konohachou (*Kallima inachus*) (Figure 9.9).



Figure 9.9: Two Prefectural Natural Monuments.

Left: Kuroiwa's ground gecko

Right: Great Nawab butterfly

9.7.10 Invasive Species

Among the invasive species listed in Table C13.T3 of the JEGS, the Small Indian mongoose (*Herpestes javanicus*) and Asian tree frog (*Polypedates leucomystax*) are known to exist in the JWTC.

The mongoose was first introduced to southern Okinawa Island in 1910 to control the Habu, a venomous pit viper, and rodents. Since then, it has spread to northern Okinawa Island. In 2001, to protect native

animals, OPG commenced a mongoose elimination project in northern Okinawa, outside of U.S. facilities and areas.

In 2002, MCB Camp Butler conducted a mongoose trapping project using 68 live traps deployed along the perimeter road to understand the distribution of the mongoose in the JWTC (Figure 9.10). None were trapped at that time (MCB Camp Butler 2002). In 2003, ODB conducted another mongoose trapping in the JWTC as part of surveys for the LZ relocation project. Five mongooses were captured, showing the existence of the mongoose in the JWTC for the first time.

Since 2004, the OPG has conducted mongoose trapping in the JWTC with the approval of USFJ. In 2006, MCB Camp Butler EAB resumed mongoose trapping along the perimeter road using more than 200 live traps and continued trapping until 2009 (Figure 9.11). In 2010, the EAB has captured mongooses using around 4,000 kill traps deployed throughout the southern half of the JWTC. A total of 145 mongooses have been captured between 2006 and 2012 in order to support the OPG mongoose elimination project (Figure 9.10). As a result of the OPG and EAB trapping programs, as of December 2011, 1,103 mongooses have been trapped in the JWTC.

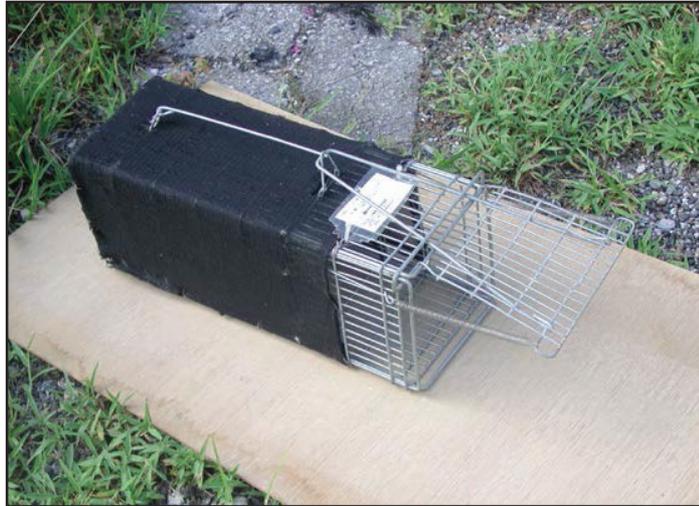


Figure 9.10: Live trap used for catching mongooses.



Figure 9.11: Mongooses trapped during the 2006 trapping project.

Asian tree frog or Shiroagogaeru is a small frog native to Southeast Asia. The frog was first found just outside of Kadena AB in 1964 and became common throughout Okinawa Island in the mid-1980s (Takehara et al. 1997). Because foraging and breeding sites of the species are similar to those of some native frogs, it can be a stiff competitor to native species. The Asian tree frog was found in the Aha, Uka, Sannumata, Oodomari, and Furujima Watersheds.

Pine trees in the JWTC are infested with the pine wood nematode carried by the pine bark (sawyer) beetle, but the infestation is not serious. Because most of the forests in this facility are Japanese National Forests, the infested pine trees are transported off-base and treated

properly by foresters from the Okinawa District Forest Office.

9.8 Natural Resources Based Recreation

Hunting and fishing are not allowed on range training areas (BO 3500.1D 2013). Units desiring to conduct recreational activities in the training areas must coordinate with the Range Control Officer. The

use of four-wheel drive, off road vehicles or motor-cross dirt bikes is prohibited in all training areas by locals, off-duty military personnel, and civilian personnel (BO 3500.1D 2013).

9.9 Natural Resources Management

To minimize or mitigate potential significant impacts to natural resources, all proposed projects must be reviewed and approved by EAB. Site Approval and PEIR Form Routing (EMP 1.6.1) outlines the standard operating procedures for site approval and form routing. When a new action or work order becomes necessary, requests are sent to FMB and EAB. Depending on the nature of the proposed action, the EAB subject matter experts will identify any impacts or restrictions that apply to the action (see Section 18.2 for a detailed discussion).

EAB will continue to provide training to Unit Environmental Representatives concerning natural resources found at the JWTC.

9.9.1 Vegetation Management

The National Forest land on Okinawa is administered by the Okinawa District Forest Office of the Forest Agency, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries. The Okinawa District Forest Office is located in Naha and two Forest Stations are located in Higashi and Kunigami villages. One of the stations, Takae Forest Station, is situated approximately 4 km (2.5 miles) south of Camp Gonsalves. The mission of the National Forest is changing from lumber production to the protection of natural resources. The Forestry Agency is zoning the lands that it manages, including the JWTC lands to be returned. The zoning is based on legal requirements which focus on varying degrees of watershed protection.

Most of the lands in the JWTC are owned by the GOJ and are within the National Forest. Trees in the entire JWTC belong either to the Forestry Agency or another landowner. Marines can cut trees for operational purposes, but the proper landowner must be compensated for the trees. Okinawan landowners must also be compensated for any tree cut by the GOJ. Any tree that is 4 centimeters (2 inches) in diameter or larger measured at 1.2 meters (3.9 feet) above the ground when it is cut, must be paid for.

Any removal of vegetation, other than routine lawn maintenance, caused by Marine Corps activities will be reviewed by the EAB to reduce or eliminate any adverse effects on endangered species and to notify ODB to compensate landowners if trees are cut (see Section 6.2).

9.9.2 Tacit Farming/Encroachment Management

Not Applicable.

9.9.3 Fish and Wildlife Habitat Management

The JWTC is located in one of the most pristine areas on Okinawa Island and provides habitat to many Threatened and Endangered Species. Vegetation removal has the potential to fragment terrestrial habitats and increase erosion of red soils. Red soils are dominant in the JWTC. Red soil runoff can suffocate coral reefs, which provide habitat for many species. Any project that has the potential to impact terrestrial or aquatic habitats must be reviewed and approved by EAB (see Section 18.2 for a detailed discussion on the environmental review process). Vegetation removal in the JWTC may be subject to reimbursement to the landowner (see Section 9.9.1, Forest Management).

9.9.4 Endangered Species Management

MCB Camp Butler conducted Okinawa rail surveys in 2004 and 2009 (Nansei Environmental Laboratory 2010). To understand the most recent distribution of the species in the JWTC, MCB Camp Butler will conduct a survey in 2014 with the same methods used in the past. The Natural Resources Program Manager will secure about \$100,000 to conduct the survey and compile a survey report.

A total of 23 Threatened and Endangered Species, which are listed in the JEGS and Prefectural Natural Monument species, are known to exist in MCB Camp Butler installations, and 20 of them have been recorded in the JWTC. All watersheds have been surveyed for Threatened and Endangered Species in areas that will remain Marine Corps installations. No future surveys are planned, except as necessary on a project specific basis.

Currently, MOE conducts an endangered species survey in JWTC with the approval of USFJ, and a survey report is provided to MCB Camp Butler upon completion of the survey. MCB Camp Butler should continue to support the MOE endangered species surveys as long as survey reports are provided. In the event an injured or dead protected species is found in the JWTC, notification procedures are outlined in Section 6.5.

9.9.5 BASH Management

Not Applicable.

9.9.6 Watershed Management

The JWTC lies entirely within areas of red soils (Figure 9.3). Any project that has the potential to cause soil erosion must be reviewed and approved by EAB. Additionally, range control should monitor, to the extent possible, trail and LZ usage during training operations to help identify any areas of concern for erosion and notify EAB. Training area and trail rotation should be utilized to minimize erosion. Additionally, areas with known erosion issues should be closely monitored during the typhoon season when erosion can occur more rapidly (see Section 6.10).

9.9.7 Wetland Management

As of January 2014, no wetland areas have been delineated in the JWTC. Wetland delineations will be conducted in the future, as necessary, when identified during the Environmental Review process (see Section 6.11).

9.9.8 Coastal Zone Management

There are no permitting requirements for civilians seeking to access coastal areas adjacent to the JWTC. Locals are permitted to access coastal areas adjacent to the JWTC except during periods of use by U.S. Forces. These areas are limited in size and there are no known harvests that occur here.

There were no sea turtle nests observed at coastal areas within the JWTC during the 2008 sea turtle survey; however, any sea turtle nest observed should not be disturbed and should be reported to EAB. In the event that an injured, stranded, or dead marine mammal or sea turtle is observed at coastal areas in the JWTC, notification procedures are outlined in Section 6.5.

9.9.9 Invasive Species Management

The GOJ and OPG established and started the second mongoose elimination plan in the northern part of Okinawa Island in April 2013. The goal of this plan is to eliminate all mongooses from northern Okinawa Island, north of the line drawn between Shioya Bay and Fukuchi Dam, by March 2023. Because the JWTC is located within the area where mongooses are to be eliminated, MCB Camp Butler will take the following management actions to support the mongoose elimination plan in the next 10 years:

- 1) MCB Camp Butler will cooperate with the GOJ and OPG to trap mongooses in the JWTC.
- 2) The Natural Resources Program Manager will secure \$140,000 to \$190,000 each year, to continue mongoose trapping in the southern half of the JWTC using a contractor.
- 3) The trapping will be conducted for a period of 3 to 4 months from April and be closely coordinated with the GOJ and OPG.

While the Asian tree frog has spread throughout Okinawa Island, no management actions are currently underway in the JWTC. No actions will be taken until the GOJ starts off-base control of these species (see Section 6.14).

9.10 Cultural Resources

Standard operating procedures have been created to deal with routine or recurring activities that could adversely affect cultural resources. Section 8.6 of this Plan identifies and details these procedures.

9.10.1 Cultural Resources Inventory

A cultural resources inventory has not been developed for the JWTC. Development of an inventory would require a justification of financial feasibility in comparison with the magnitude and probability of future construction. Currently there is limited construction. Potential sites for future projects, such as road and LZ construction, are located in areas where cultural resources are thinly distributed. However, site approvals and/or Cultural Resources Site Review Procedures shall be properly implemented for every project.

Although an inventory is not currently considered a priority due to impracticality, a cultural resources literature and background investigation for the JWTC is underway. This investigation will include extensive background research and aerial photography analysis, similar to the investigation conducted in the CTA.

Due to the lack of a cultural resources inventory for the JWTC, a detailed description about the status of cultural resources is not available. However, a broad outline of cultural resources that are generally recognized for the northern-most region of Okinawa is described below.

Prehistoric sites in the northern region are thinly distributed in comparison to the southern region of the island. Cultural sites ranging from the Early to Late Shellmound Period (ca. 3,500 to ca. 800 years BP) are typically located on sand dunes, the coast, and in alluvial flats along streams. The topography, which contains limited flat lands, might explain the lack of prehistoric sites in the JWTC.

The most common cultural properties likely on the JWTC would be those dating from the latter Gusuku Period onward. It is said that the silviculture in the mountainous area was gradually facilitated in the Gusuku Period, and was systematically administrated by the Ryukyu Kingdom in the latter Kingdom Period. Lumber and charcoal were primary products of the northern region in these periods. Camphor production flourished before WW II.

During WW II, Imperial Japanese Military operations left many traces of military activity. Charcoal kilns were constructed in 1944 to produce fuel for field kitchens. Lumber was cut and distributed throughout the island to construct strong points. Residents also dug bomb shelters along coves in the forested areas.

The properties expected to exist, include, but are not limited to, charcoal kilns, paths, irrigation ditches, ponds, artificial flat space for inhabitation, copper mines, sacred sites and related monuments, cultivated areas, tombs, wild boar traps, bomb shelters, military strong points, stone walls, planted trees, and camphor production related facilities (kiln, ponds, ditch).

9.10.2 Areas of Concern

No sites, including intangible cultural properties, have been recorded within the JWTC. However, properties that could meet the requirements of a GOJ, Prefecture or municipality designation are expected to be located in coves along streams. Facilities to secure irrigation water may also exist along streams. Bomb shelters may be situated along the bottom of coves.

Shallow or moderate slopes may contain cultivation sites and access paths that connect the area with primary roads along the ridges. Stone walls, which potentially functioned to prevent wild boar from coming into cultivated sites, often exist along ridges and slope plains.

9.10.3 World Heritage Sites or Japanese Equivalent NRHP Properties

There are no World Heritage sites or Japanese equivalent NRHP properties that have been identified at the JWTC. Table 9.2 summarizes these findings. Note that: 1) the listing is limited only to land areas of MCB Camp Butler installations, and 2) they do not list animate objects such as the Dugong or the Okinawa rail that are National Natural Monuments under Japan’s cultural proportion laws.

Table 9.2: World Heritage Sites or Japanese Equivalent NRHP Properties at JWTC.

Designation	Sites
World Heritage List	None
GOJ Designated Property	None
Prefecture Designated Property	None
Municipality Designated Property	None

9.10.4 Requested Actions

- 1) Ensure that all the land disturbing activities proceed in accordance with the Cultural Resources Site Review Procedures (see Sections 8.6.3 and 8.6.9).
- 2) Perform continuous monitoring for ongoing activities, inquire whether supervisory officials or contractors in the field have been issued a pertinent digging permit by MCB Camp Butler, and inquire whether there are any conditions set forth in the digging permit by the MCB Camp Butler EAB. Provide contractors with a list of contacts to ensure immediate response to an inadvertent discovery of cultural properties (see Section 8.6.4).
- 3) Contact the EAB Archaeologist in a timely manner when there is a discovery of cultural resources, suspected properties, as well as human remains (see Section 8.6.8).
- 4) If visitors wish to enter the JWTC to perform ritual ceremonies, coordinate requests for base access with G-7 (see Section 8.6.12).

9.10.5 Points of Contact

Contact the EAB Archaeologist listed below when facing cultural resource destruction and/or consulting about potential effects to cultural resources from any land disturbing activities. The EAB Archaeologist will contact the local municipality officials listed below when necessary.

1) The base archaeologists:

(b) (6)
 EAB, G-F Division
 DSN: 645-3353/5180
 E-mail: (b) (6)@usmc.mil

(b) (6)
 EAB, G-F Division
 DSN: 645-3353/5180
 E-mail: (b) (6)@usmc.mil

2) Local Boards of Education

The local authorities' POCs for cultural resource issues on the JWTC are:

For Kunigamison jurisdiction:

(b) (6)

Social Education Section,
Kunigamison Board of Education

TEL: (b) (6)

For Higashi-son jurisdiction:

(b) (6)

Social Education Section,
Higashison Board of Education

TEL: (b) (6)

This page intentionally left blank

5-53 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産への推薦について米側との合意文書

「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産への推薦について

日本政府が「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」を世界自然遺産に推薦しようとしていることを考慮し、推薦地の顕著な普遍的価値を将来世代のために維持するため、日米両政府は、推薦地に隣接する北部訓練場における自然環境保全に関する日米の協力について協議した。

日米両政府は、推薦地域の顕著な普遍的価値を維持するため、北部訓練場を含む沖縄島北部一帯において侵略的外来種の防除など必要な事業を推進することにより、世界遺産推薦地の保全へ特段の配慮をすることが重要であるとの認識を共有した。

このため、日米両政府は、在来種、特に絶滅危惧種の保護に資するマングースやノネコの捕獲等の必要な保全事業について、環境分科会において共同で継続的に取り組むことについて前向きな意向を示した。

日米両政府は、今後も世界遺産推薦やその後の評価、登録やモニタリング等に係る情報を適宜共有し、世界遺産推薦地／世界遺産地域の適切な保全・管理を図るために、必要に応じて意見交換等を行うことについて合意した。

付属資料 6

追加情報

6-1 : 公式地形図 (別添)

6-2 : 写真リスト

6-2 写真その他の映像資料リスト

No.	フォーマット	キャプション	撮影年	撮影者	著作権所持者 (撮影者等と異なる 場合)	連絡先	非独占的 権利の譲 渡
1	jpg	常緑広葉樹林(奄美大島)	2011		環境省	環境省	○
2	jpg	井之川岳(徳之島)	2008		自然環境 研究センター	自然環境 研究センター	○
3	jpg	常緑広葉樹林(沖縄島北部)	2016		環境省	環境省	○
4	jpg	古見岳(西表島)	2010		同上	同上	○
5	jpg	船浦湾からの眺望(西表島)	2010		同上	同上	○
6	jpg	雲霧林(沖縄島北部)	2003		同上	同上	○
7	jpg	溪流帯(奄美大島)	2012		同上	同上	○
8	jpg	マングローブ林(西表島仲間川)	2009		同上	同上	○
9	jpg	アマミクサアジサイ	2012		同上	同上	○
10	jpg	アマミテンナンショウ	2012		同上	同上	○
11	jpg	アマミスミレ	2010		同上	同上	○
12	jpg	トクノシマカンアオイ	2013		同上	同上	○
13	jpg	クニガミトンボソウ	2010		同上	同上	○
14	jpg	コケタンポポ	2013		同上	同上	○
15	jpg	オキナワセッコク	2007		同上	同上	○
16	jpg	アマミノクロウサギ	2012		同上	同上	○
17	jpg	イリオモテヤマネコ	2006		同上	同上	○
18	jpg	アマミゲネズミ	2014		同上	同上	○
19	jpg	トクノシマゲネズミ	2015		同上	同上	○
20	jpg	オキナワゲネズミ	2009		同上	同上	○
21	jpg	ケナガネズミ	2008		同上	同上	○
22	jpg	ルリカケス	2015		同上	同上	○
23	jpg	ヤンバルクイナ	2007		同上	同上	○
24	jpg	ノグチゲラ	2012		同上	同上	○
25	jpg	アマミヤマシギ	2014		同上	同上	○
26	jpg	オオトラツグミ	2007		同上	同上	○
27	jpg	オーストンオオアカゲラ	2013		同上	同上	○
28	jpg	リュウキュウヤマガメ	2008		同上	同上	○
29	jpg	セマルハコガメ	2011		同上	同上	○
30	jpg	オビトカゲモドキ	2014		同上	同上	○
31	jpg	クロイワトカゲモドキ	2009		同上	同上	○
32	jpg	キシノウエトカゲ	2008		同上	同上	○
33	jpg	イボイモリ	2015		同上	同上	○
34	jpg	アマミハナサキガエル	2014		同上	同上	○
35	jpg	ハナサキガエル	2009		同上	同上	○
36	jpg	オオハナサキガエル	2006		同上	同上	○
37	jpg	コガタハナサキガエル	2007		同上	同上	○
38	jpg	アマミシカワガエル	2012		同上	同上	○
39	jpg	オキナワシカワガエル	2009		同上	同上	○
40	jpg	ナミエガエル	2008		同上	同上	○
41	jpg	オットンガエル	2008		同上	同上	○
42	jpg	ホルストガエル	2008		同上	同上	○
43	jpg	ヤンバルテナガコガネ	2005		同上	同上	○
44	jpg	ヤエヤマハナダカトンボ	2016		同上	同上	○
45	mp4	推薦地OUV説明アニメーション	2017		同上	同上	×